

平成30年度決算検査報告

会 計 検 査 院

平成30年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第 90 条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第 29 条の規定に基づいて平成 30 年度決算検査報告を作成し、令和元年 11 月 8 日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、令和元年 9 月 3 日、内閣から平成 30 年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を行って令和元年 11 月 8 日内閣に回付した。

目 次

平成 30 年度決算検査報告 目次

目

(不当事項の件名の後に付けてある()内の
数字は不当事項の一連番号を示す。)

次

	ページ
第 1 章 検査の概要	1
第 1 節 検査活動の概況	1
第 1 検査の方針	1
第 2 検査の実施	4
第 2 節 検査結果の概要	7
第 1 事項等別の検査結果	7
1 事項等別の概要	7
2 第 3 章の「個別の検査結果」の概要	9
3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要	34
第 2 観点別の検査結果	36
第 2 章 決算の確認	47
第 1 節 国の決算の確認	47
第 1 一般会計	47
第 2 特別会計	47
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	48
第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了	49
第 4 節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照	49
第 1 一般会計	49
第 2 特別会計	49
第 5 節 国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出	50
第 3 章 個別の検査結果	51
第 1 節 省庁別の検査結果	51
第 1 国会	51
(衆議院)	51
意見を表示し又は処置を要求した事項	51
使用されていない国有財産について、国有財産法に規定されている原則を踏まえた有効活用が図られていくよう意見を表示したもの	51

第2 内閣府	54
(内閣府本府)	54
目 不当事項	54
役 務	54
遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履 行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払っ た額に基づかずに算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの[内閣 府本府](1)	54
補 助 金	56
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	56
(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの	57
子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を過大に交付し ていたもの[3県](2)-(4)	57
子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を過大に交付し ていたもの[長崎県](5)	59
(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの	60
子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算し ていたもの[2県](6)(7)	60
企業主導型保育事業における企業主導型保育施設の整備費を過大に精算するな どしていたもの[内閣府本府](8)	61
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により実施した事業の交付対象事業 費を過大に精算していたもの[内閣府本府](9)	62
(3) 補助の対象とならないもの	63
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した 事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの[内閣府 本府](10)	63
(4) 工事の設計が適切でなかったもの	64
防護柵工の設計が適切でなかったもの[内閣府本府](11)	64
意見を表示し又は処置を要求した事項	65
(1) 緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、統合原子力防災ネットワークの通信の安 定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や、地域系ネットワーク内 に独自のMCUを設置する必要がないことを所在都道府県等に対して周知するな どして指導することにより、事業が効果的かつ経済的に実施されるよう改善の処 置を要求したもの	65
(2) 企業主導型保育助成事業により企業主導型保育施設を整備するに当たり、補助事 業者に対して利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせるとともに、補 助事業者が企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分に審査等 を行えるような仕組みを整備することなどにより、企業主導型保育施設の利用定 員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用される よう改善の処置を要求したもの	72

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	79	
子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について	79	
(宮内庁)	81	目
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	81	次
外国訪問等において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの	81	
(金融庁)	84	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	84	
情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの	84	
平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	86	
預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について	86	
第 3 総務省	88	
不当事項	88	
物件・役務	88	
国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの〔総務本省〕(12)	88	
補助金	91	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	91	
(1) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等が過大に交付されていたなどのもの〔総務本省、2府県〕(13)-(17)	92	
(2) 無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったなどのもの〔総務本省〕(18)(19)	95	
意見を表示し又は処置を要求した事項	98	
(1) 地域経済循環創造事業交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて、事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、具体的な改善策等を検討させたりするとともに、今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することにより事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの	98	
(2) 情報通信技術活用事業費補助金による事業において、導入したシステムについての具体的なニーズ調査を実施したり、適切な事業目標を設定しその目標に対する実績を把握したりすることなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう、また、適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善の処置を要求したもの	106	

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	113
修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの	113
第4 法 務 省	117
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	117
職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの	117
第5 外 務 省	121
意見を表示し又は処置を要求した事項	121
(1) 政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの	121
(2) 無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用のため、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業等を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるなどして、これらを在外公館に通知するよう改善の処置を要求し、及びこの通知に基づいて相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけなどを行うよう意見を表示したもの	129
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	136
日本人学校等に対する援助の実施に当たり、援助業務の実施に係る手引書を作成して援助の対象となる経費等の範囲を明確に示すなどしたり、新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して援助業務に関する実践的な研修を実施したりすることにより、在外公館等による援助金の支払が適正なものとなるよう改善させたもの	136
平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	140
(1) 日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金の国庫への返還について	140
(2) 政府開発援助の効果の発現について	141
第6 財 務 省	144
不 当 事 項	144
租 税	144
租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの[58 税務署] (20)	144
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	152
(1) 自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの	152

(2) 消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの	157
(3) コンテナ貨物大型 X 線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの	162
(4) 情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの	165
第7 文部科学省	168
不当事項	168
補助金	168
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	168
(1) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(21)(22)	169
(2) へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの〔静岡県〕(23)	170
(3) 災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(24)	171
(4) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの〔文部科学本省〕(25)	172
(5) 私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)が過大に交付されていたもの〔東京都〕(26)	173
(6) 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付されていたもの〔3県〕(27)–(29)	174
(7) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの〔2県〕(30)(31)	176
(8) 私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及び ICT 活用推進事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(32)–(36)	177
(9) 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(37)–(41)	180
(10) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの〔3県〕(42)–(44)	182
(11) 沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの〔文部科学本省〕(45)	184
(12) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔11県〕(46)–(56)	185
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	189
(1) 国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの	189

	(2) 国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの	193
	平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	197
	高校生等奨学給付金における学校の代理受領による授業料以外の教育費への充当について	197
目次	第 8 厚生労働省	199
	不当事項	199
	保険料	199
	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの〔12 労働局〕(57)	199
	健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの〔厚生労働本省〕(58)	202
	保険給付	205
	雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、2 労働局〕(59)	205
	雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、大阪労働局〕(60)	207
	雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、6 労働局〕(61)	209
	雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、8 労働局〕(62)	213
	雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省、33 公共職業安定所〕(63)	215
	厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの〔厚生労働本省〕(64)	218
	医療費	221
	医療費に係る国の負担が不当と認められるもの〔厚生労働本省、8 厚生(支)局、18 都道府県〕(65)	221
	労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの〔厚生労働本省、6 労働局〕(66)	227
	補助金	230
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	230
	(1) 医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されるなどしていたもの〔福岡県〕(67)	231
	(2) 医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されていたもの〔千葉県〕(68)	232
	(3) 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの〔厚生労働本省〕(69)	233

(4) 地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の目的を達していなかったもの〔厚生労働本省〕(70)……………	234
(5) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの〔8都道県〕(71)–(81)……………	235
(6) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの〔10道県〕(82)–(105)……………	237
(7) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの〔厚生労働本省〕(106) ……	242
(8) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの〔7道県〕(107)–(114)……………	244
(9) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの〔4都県〕(115)–(119) ……	246
(10) 障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの〔兵庫県〕(120) (121)……………	247
(11) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの〔2県〕(122) (123)……………	248
(12) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの〔6都道県〕(124)–(131) ……	248
(13) 高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、補助対象経費を過大に精算するなどしていたもの〔厚生労働本省〕(132) (133)……………	251
(14) 被災者支援総合交付金により実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの〔厚生労働本省〕(134)……………	253
そ の 他……………	253
介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔8都県、6市〕(135)……………	253
自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔2県、2市〕(136)……………	259
障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの〔4都県〕(137)……………	262
意見を表示し又は処置を要求した事項……………	265
(1) 障害者に係る就労移行支援事業について、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、基本報酬の届出において、提出を求めるべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知したり、就労移行支援の利用者が就職した後に就労移行支援サービス費を算定できない旨を周知したりすることにより、給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの……………	265
(2) 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業において、医療情報連携ネットワークのシステムが利用可能な状態となるよう適宜の処置を要求し、システムの仕様の検討及び動作確認を十分に事業主体に行わせたり、整備した後の運用状況等について都道府県に把握させたりなどするよう是正改善の処置を求め、及び交付申請時に参加医療機関等の目標数、目標数を達成するための取組方針等を事業主体に申告させるなどするよう改善の処置を要求したもの……………	271
(3) 都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの……………	278

(4) 国保総合システムによる効果的なコンピュータチェックが統一的に行われるようにするための方策を検討するなどして、国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう意見を表示したもの	287
(5) 二次健康診断等給付について、給付規程を改定するなどして、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどすることにより、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの	297
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	303
(1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施に当たり、スプリンクラー設備の整備に係る補助対象面積の定義を明確にすることなどにより、補助金の交付額が適切に算定されるよう改善させたもの	303
(2) 介護給付費負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は施設等給付費に係る国の負担割合で、居宅等手数料は居宅等給付費に係る国の負担割合で、それぞれ算定することにより、国の負担が適切なものとなるよう改善させたもの	306
(3) 受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの	311
(4) 認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの	316
平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	319
国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について	319
平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	320
(1) 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について	320
(2) データ入力等の請負等業務における監督、検収等について	322
(3) 国民年金等事務取扱交付金による協力・連携事務の実施について	323
(4) 労災診療費の算定における労災治療計画加算について	325
(5) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について	326
(6) 地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金交付対象者について	327
(7) 建設労働者確保育成助成金における助成金単価の設定について	328

第9 農林水産省	329
不当事項	329
工事	329
国営総合農地防災事業の実施に当たり、基礎杭の設計が適切でなかったため、 ^{かんきょ} 函渠の 所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[北海道開発 局稚内開発建設部] (138)	329
復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムの施工が設計と相違していたため、所要の安 全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの[関東森林管理局磐城 森林管理署] (139)	331
補助金	334
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	334
(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの	336
経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)の実施に当たり、補 助金の算定が適切でなかったもの[2農政局] (140)–(143)	336
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、交付率の適用を誤る などしていたもの[2農政局] (144) (145)	337
畜産競争力強化対策緊急整備事業の実施に当たり、補助金の算定が適切でな かったなどのもの[九州農政局] (146)	338
(2) 補助の目的を達していなかったなどのもの	339
農業・食品産業強化対策整備交付金事業等により整備した生産技術高度化施設 において、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たし ていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行わ れていたもの[九州農政局] (147)–(152)	339
(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	342
漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る 分)により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費を過大 に精算するなどしていたもの[水産庁] (153)–(156)	342
漁業経営安定対策事業費補助金(外国漁船操業等調査・監視事業に係る分)によ り造成した基金を用いて実施した事業において、助成金が過大に交付されてい たもの[水産庁] (157)	344
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用い て実施した事業において、補助の要件を満たしていない家畜の貸付けを実施し ていて基金補助金の交付の対象とならないもの[農林水産本省] (158)	345
(4) 補助の対象とならないもの	346
都市農村共生・対流総合対策交付金事業等の実施に当たり、交付金の交付決定 前に事業を実施するなどして交付の対象とならないもの[東北農政局] (159)	346
農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とな らない経費を含めていたもの[中国四国農政局] (160)	347
森林環境保全整備事業として実施した森林作業道整備が補助の対象とならない もの[林野庁] (161)	348
森林環境保全整備事業として実施した間伐が補助の対象とならないもの[林野 庁] (162)	349

	多面的機能支払交付金の一部が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外 に使用されていて、交付の対象とならないもの〔九州農政局〕(163) ……………	349
目 次	(5) 工事の設計が適切でなかったもの ……………	350
	調整池の設計が適切でなかったもの〔関東農政局〕(164) ……………	350
	導水路の設計が適切でなかったもの〔東北農政局〕(165) ……………	351
	静砂工の設計が適切でなかったもの〔農林水産本省〕(166) ……………	353
	擁壁の設計が適切でなかったもの〔東北農政局〕(167) ……………	354
	(6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの ……………	355
	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業等の事業費を 過大に精算していたもの〔農林水産本省〕(168)–(170) ……………	355
	アジアにおける貧困削減と持続的農業の推進のための技術指導事業の補助対象 事業費を過大に精算していたもの〔農林水産本省〕(171) ……………	358
	(7) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの ……………	358
	揚水機場の設計及び施工が適切でなかったもの〔東北農政局〕(172) ……………	358
	(8) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの ……………	360
農業・食品産業強化対策整備交付金事業において、財産処分に係る承認を受け ずに無断で事業を中止していたもの〔九州農政局〕(173) ……………	360	
(9) 工事の施工が適切でなかったもの ……………	360	
護床工の施工が適切でなかったもの〔関東農政局〕(174) ……………	360	
(10) 工事費の積算が過大となっていたもの ……………	362	
地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管 理費等の積算が過大となっていたもの〔香川県〕(175) ……………	362	
(11) 計画が適切でなかったもの ……………	362	
ため池廃止工事の実施に当たり、計画が適切でなかったため、工事实施後も浸 水被害の発生を防止できない状態となっていたもの〔九州農政局〕(176) ……………	362	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	363	
(1) 多面的機能支払交付金事業の実施に当たり、過大に交付された長寿命化交付金に 係る国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、都道府 県等に対して、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底するなどすることにより長寿 命化交付金交付額の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの ……………	363	
(2) ため池の防災減災事業の実施に当たり、詳細調査により対策工事の必要性を適切 に判定するなどするとともに、要改修ため池について、ソフト対策として実施す べき具体的な事項を示した上で、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト 対策を講ずるなどするよう都道府県等に対して指導することにより、ため池の防 災減災事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの ……………	368	
(3) ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱 いを明確にし、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していないなどのもの については、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための計画を策定す るなどするよう求めるとともに、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の 管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスにつ いて整合を図るなどすることにより、大地震動後において重要設備が確実に機能 するよう改善の処置を要求したもの ……………	376	

(4) 国等の出資金を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務について、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したものの	383	目次
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	389	
(1) 農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されている OCR 機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR 機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対して OCR 機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR 機器が有効に活用されるよう改善させたもの	389	
(2) 水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの	392	
平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	396	
(1) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について	396	
(2) 毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算について	398	
(3) 農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度の運用について	399	
(4) 農山漁村の活性化のために実施された事業の達成状況の評価等について	400	
(5) 危険地区の山地災害対策の強化に資する治山事業の計画の適切な策定、ソフト対策との連携等について	401	
(6) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施について	402	
第10 経 済 産 業 省	404	
不 当 事 項	404	
補 助 金	404	
補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	404	
(1) 工事の設計が適切でなかったもの	405	
受水槽の設計が適切でなかったもの[北海道経済産業局] (177)	405	
街路灯の設計が適切でなかったもの[東北経済産業局] (178)	407	
照明設備工の設計が適切でなかったもの[近畿経済産業局] (179)	408	
農道横断工の設計が適切でなかったもの[東北経済産業局] (180)	409	
(2) 補助の対象とならないもの	410	
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの[東北経済産業局] (181)	410	
地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業の実施に当たり、事業主体に該当しない者が実施していて補助の対象とならないもの[資源エネルギー庁] (182)	411	
地熱開発理解促進関連事業支援補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの[九州経済産業局] (183)	412	

	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの[関東経済産業局](184) ……………	413
目	(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの ……………	413
次	地域未来投資促進事業費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの[北海道経済産業局](185) ……………	413
	再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業の実施に当たり、実績報告書の事業費よりも低額で実施していて補助対象事業費を過大に精算していたもの[資源エネルギー庁](186) ……………	414
	(4) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの ……………	415
	地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の交付を受けて実施した事業により整備した施設を無断で取り壊すなどしていたもの[中国経済産業局](187) ……	415
	(5) 補助の目的外に使用していたもの ……………	416
	資金供給円滑化信用保証協会等補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの[東北経済産業局](188) ……………	416
	(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの ……………	417
	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたもの[中小企業庁](189) ……………	417
	(7) 補助金の交付の必要がなかったもの ……………	418
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付の必要がなかったもの[東北経済産業局](190) ……………	418
	(8) 工事の施工が適切でなかったもの ……………	419
	付帯道路工等の施工が適切でなかったもの[東北経済産業局](191) ……………	419
	意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	420
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの……………	420
	平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……………	428
	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の実施状況等について ……………	428
第11	国土交通省 ……………	431
	不当事項 ……………	431
	補助金 ……………	431
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの ……………	431
	(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの ……………	432
	通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの[4県](192)-(198) ……………	432

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔3 県〕(199)–(201) ……………	435	
交付額の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されていたもの〔国 土交通本省〕(202) ……………	436	目
機器の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの〔鹿児島県〕 (203) ……………	436	次
機械設備の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの〔滋賀県〕(204) ……………	437	
(2) 工事の設計が適切でなかったもの ……………	438	
落石防護柵の設計が適切でなかったもの〔鳥取県〕(205) ……………	438	
根固工の設計が適切でなかったもの〔沖縄県〕(206) ……………	439	
鋼矢板の防食工の設計が適切でなかったもの〔関東地方整備局〕(207) ……………	441	
護岸工の設計が適切でなかったもの〔三重県〕(208) ……………	442	
擁壁の設計が適切でなかったもの〔福島県〕(209) ……………	444	
(3) 工事費の積算が過大となっていたもの ……………	446	
地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管 理費等の積算が過大となっていたもの〔香川県〕(210) ……………	446	
浚 渫 ^{しゅんせつ} 工事に係る土運船運搬工費の積算が過大となっていたもの〔中部地方整備 局〕(211) ……………	447	
(4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの ……………	448	
灯火運用卓の移設に係る設計及び施工が適切でなかったもの〔国土交通本省〕 (212) ……………	448	
(5) 補助の対象とならないもの ……………	450	
事業が完了したとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けていたもの 〔国土交通本省〕(213) ……………	450	
(6) 計画が適切でなかったもの ……………	450	
電気防食工の計画が適切でなかったため、工事費が過大となっていたもの〔東 北地方整備局〕(214) ……………	450	
意見を表示し又は処置を要求した事項 ……………	452	
(1) 国管理空港の土地、建物及び工作物に係る行政財産の使用料の算定に当たり、駐 車場事業とは別の事業に要した費用を含めることなく駐車場事業から生ずる純収 益を算出したり、旅客ターミナルビル事業等から生ずる純収益を使用許可者に配 分する割合を適切に算出したりすることなどにより、使用料の算定が適切に行わ れるよう是正改善の処置を求めたもの ……………	452	
(2) 住宅・建築物安全ストック形成事業等により行った耐震診断の結果、耐震性が不 十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物に ついて、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていな い建築物の所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう所管行政庁に対して 周知することなどにより、地震に対する安全性の向上が図られるよう改善の処置 を要求したもの ……………	461	

	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	470
目次	(1) 地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの	470
	(2) 巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの	475
	(3) 河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの	478
	(4) 河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの	482
	(5) 河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの	485
	平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	489
	一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について	489
第12	環 境 省	490
不 当 事 項		490
工 事		490
	国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの〔東北地方環境事務所〕(215)	490
補 助 金		492
	補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの	492
	(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	493
	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの〔環境本省〕(216)–(225)	493
	(2) 補助の対象とならないもの	498
	循環型社会形成推進交付金事業等の交付対象事業費に交付の対象とならない建築物等の整備等に要した費用を含めていたもの〔4県〕(226)–(230)	498
	災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない費用を含めていたもの〔環境本省〕(231)	499
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない費用を含めていたもの〔環境本省〕(232)	500

(3) 補助金が過大に交付されていたなどのもの	501	
循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかつ		
たため、交付金が過大に交付されていたなどのもの〔北海道〕(233)	501	目
意見を表示し又は処置を要求した事項	502	次
浄化槽設置整備事業の実施に当たり、浄化槽の設置工事費の実態調査の結果を適切に		
反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるととも		
に、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を		
要求したものの	502	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	507	
(1) オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うこ		
とにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの	507	
(2) 廃棄物処理施設において使用する冷却用水の調達に当たり、調達費用を適切なも		
のとするよう改善させたもの	509	
(3) 除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活		
用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの	511	
平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	514	
(1) 委託事業により取得した物品の管理等について	514	
(2) 循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターにおける資		
源化設備の機器の処理能力の決定について	516	
第13 防 衛 省	518	
不 当 事 項	518	
工 事	518	
侵入防止柵の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防		
止柵の安定性が確保されていない状態になっているなどして、工事の目的を達し		
ていないなどしていたもの〔海上自衛隊大湊地方総監部〕(234)	518	
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	520	
(1) 有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府		
に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理		
する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認し		
て返済請求を適切に行うよう改善させたもの	520	
(2) 情報システム等の導入及び換装において、既設の共用の無停電電源装置(UPS)の		
設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施することなどを関係部署に周知する		
ことにより、専用の UPS の調達数量を適切なものとするよう改善させたもの	523	
(3) 広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切		
に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、		
部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢		
を整備したりすることなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算		
定を適切に実施するよう改善させたもの	527	

(4) 海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの	533
(5) 飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの	536
(6) 島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの	539
(7) 輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの	543
(8) 対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの	548
平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	550
防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について	550
平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	551
防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムの整備等について	551
第14 内閣(内閣官房)、(第3 総務省)	554
意見を表示し又は処置を要求した事項	554
本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの	554
(第2 内閣府(内閣府本府)、第3 総務省)	562
意見を表示し又は処置を要求した事項	562
中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、総務省において減額調整を行うよう適宜の処置を要求し、及び中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示すなどするよう是正改善の処置を求めるとともに、内閣府において総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどするよう改善の処置を要求し、中活ソフト特別交付税の減額調整が行われていない事態について、総務省において中活ソフト事業に実際に要した経費について都道府県及び市町村に対して報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討するよう改善の処置を要求したもの	562

(第7 文部科学省、第8 厚生労働省)	571
意見を表示し又は処置を要求した事項	571
(1)(2) 認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、助成金等の額を適切に算定する ために、増築等の場合における補助基準額の算定が適切なものとなるよう適宜の 処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに認定こども園において幼稚園部 分と保育所部分の二つの事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額 が適切な額となるよう改善の処置を要求したもの	571
第2節 団体別の検査結果	582
第1 日本私立学校振興・共済事業団	582
不 当 事 項	582
補 助 金	582
私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの[日本私立学校振興・共済事 業団](235)-(246)	582
第2 日本銀行	588
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	588
情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ 等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう 改善させたもの	588
第3 日本中央競馬会	591
意見を表示し又は処置を要求した事項	591
直接事業運営の用に供せられていない事業外用地について、調査により、現に利用し ていない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地につ いて、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整 備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求したも の	591
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	595
畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定について	595
第4 東京地下鉄株式会社	597
不 当 事 項	597
工 事	597
車両基地の侵入防止柵改良工事等の施行に当たり、フェンス設置工費の積算を誤った ため、契約額が割高となっていたもの[東京地下鉄株式会社本社](247)	597
第5 東日本高速道路株式会社、第6 中日本高速道路株式会社、第7 西日本高 速道路株式会社、第8 本州四国連絡高速道路株式会社	599
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	599
(1)(4) 高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとし たり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするた めの潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知す るなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援 活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう 改善させたもの	599

(第5 東日本高速道路株式会社、第6 中日本高速道路株式会社、第7 西日本高速道路株式会社)……………	604
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……………	604
(1)-(3) 道路構造物の点検等について……………	604
第9 日本年金機構……………	606
不当事項……………	606
不正行為……………	606
職員の不正行為による損害が生じたもの〔日本年金機構鶴岡年金事務所〕(248)……………	606
意見を表示し又は処置を要求した事項……………	606
届け書等の配送業務について、事務センターに回付する届け書等の種類が異なっても1個のケースにまとめたり、事務センター内の配送先を集約したりすることなどにより、配送に係る費用の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの……………	606
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……………	611
(1) 日本年金機構による地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会に係る情報提供手数料の支払について……………	611
(2) 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について……………	612
第10 独立行政法人国立美術館……………	613
不当事項……………	613
工事……………	613
建築設備改修工事の施行に当たり、シャッターの部品交換費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの〔独立行政法人国立美術館国立西洋美術館〕(249)……………	613
第11 国立研究開発法人森林研究・整備機構……………	615
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……………	615
水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定について……………	615
第12 独立行政法人国際協力機構……………	616
意見を表示し又は処置を要求した事項……………	616
政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの……………	616
平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果……………	616
政府開発援助の効果の発現について……………	616
第13 独立行政法人日本スポーツ振興センター……………	617
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項……………	617
災害共済給付勘定において、児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるための支払備金の積立額について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、会計処理細則を改正して支払備金の積立額の算定を適切に行うよう改善させたもの……………	617
第14 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構……………	621
不当事項……………	621
役務……………	621
職員宿舎修繕業務において、入居停止の措置や職員宿舎の入居状況を考慮して業務を見直すことについての検討が十分でなかったなどのため、必要のない修繕業務を実施していたもの〔独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部〕(250)……………	621

第15	独立行政法人福祉医療機構	623	
	平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	623	
	独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について	623	目
第16	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	624	次
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	624	
	新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの	624	
第17	独立行政法人国立病院機構	628	
	不 当 事 項	628	
	予 算 経 理	628	
	設計変更工事の実施による増額分の支払に当たり、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類により支払っていて、会計規程等に違反していたもの[独立行政法人国立病院機構佐賀病院] (251)	628	
第18	独立行政法人中小企業基盤整備機構	631	
	意見を表示し又は処置を要求した事項	631	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の第 2 種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要なとなる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの	631	
第19	独立行政法人都市再生機構	632	
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	632	
	団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの	632	
	平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果	636	
	賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について	636	
第20	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	637	
	意見を表示し又は処置を要求した事項	637	
	高速道路の高架下等について、道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備したり、占用させることができると判断した高架下等の情報を公表するなどして占用希望を誘引したりすることにより、有効活用をより推進するよう改善の処置を要求したもの	637	

	第21 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	643
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	643
目	試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規制基	
次	準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断すると	
	ともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使	
	用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう	
	改善させたもの	643
	第22 独立行政法人地域医療機能推進機構	647
	不 当 事 項	647
	不正行為	647
	職員の不正行為による損害が生じたもの〔独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝	
	山総合病院〕(252)	647
	第23 国立大学法人山梨大学	648
	不 当 事 項	648
	予算経理	648
	固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていな	
	かったことから、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの〔国立大学法人山梨大学〕	
	(253)	648
	第24 阪神国際港湾株式会社	651
	不 当 事 項	651
	そ の 他	651
	コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払	
	額が過大となっていたもの〔阪神国際港湾株式会社〕(254)	651
	第25 日本郵便株式会社	654
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	654
	窓口端末機の取扱件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなど	
	の窓口端末機を取扱件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たっ	
	て、窓口端末システムのデータを活用して取扱件数等の実績を把握することにより適	
	切な配備台数となるよう改善させたもの	654
	第26 東京電力ホールディングス株式会社	657
	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	657
	福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に	
	基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方	
	針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に	
	行われるよう改善させたもの	657
第 3 節	不当事項に係る是正措置等の検査の結果	660
第 1	検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について	660
第 2	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行	
	状況について	666

第4章	国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等	669	
第1節	国会及び内閣に対する報告	669	目次
第1	租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について	669	
第2	国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について	682	
第3	年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について	698	
第4	独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について	717	
第2節	国会からの検査要請事項に関する報告	736	
第1	中心市街地の活性化に関する施策について	736	
第2	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について	755	
第3節	特定検査対象に関する検査状況	774	
第1	社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について	774	
第2	租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について	815	
第3	中間貯蔵・環境安全事業株式会社において実施しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況、同事業に対する国の財政負担の状況等について	825	
第4	量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について	837	
第4節	国民の関心の高い事項等に関する検査状況	867	
第5節	特別会計財務書類の検査	873	
第5章	会計事務職員に対する検定	879	
第1節	国の現金出納職員に対する検定	879	
第2節	国の物品管理職員に対する検定	880	
第6章	歳入歳出決算その他検査対象の概要	881	
第1節	国の財政等の概況	881	
第1	国の会計	881	
1	概況	881	
2	一般会計	881	
3	特別会計	882	
4	一般会計及び特別会計の債務	884	
第2	国が資本金の2分の1以上を出資している法人	885	
第3	財政投融资	889	
1	財政投融资の概要	889	
2	財政投融资の原資	889	
3	財政投融资計画の実績	889	
第4	国の財政状況	890	

目 次	第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要 ……………	903
	第1 歳入歳出決算 ……………	903
	1 一般会計 ……………	903
	2 特別会計（目次23ページ参照）……………	907
	第2 国税収納金整理資金の受払 ……………	933
	第3 法律により設置されているその他の資金の受払 ……………	934
	1 決算調整資金 ……………	934
	2 貨幣回収準備資金 ……………	934
	第4 債権及び債務 ……………	935
	1 債 権 ……………	935
	2 債 務 ……………	935
	第5 国庫金、国有財産及び物品 ……………	937
	1 国庫金 ……………	937
	2 国有財産 ……………	937
	3 物 品 ……………	938
	第6 財政融資資金の長期運用 ……………	939
	第7 政府関係機関及びその他の団体 ……………	940
	1 概 況 ……………	940
	2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算（目次23ページ 参照）……………	944
	3 日本放送協会の決算 ……………	981

特別会計及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算記述

目次

【特別会計】

	ページ
1 交付税及び譲与税配付金特別会計	907
2 地震再保険特別会計	908
3 国債整理基金特別会計	908
4 外国為替資金特別会計	909
5 財政投融资特別会計	910
6 エネルギー対策特別会計	913
7 労働保険特別会計	915
8 年金特別会計	917
9 食料安定供給特別会計	921
10 国有林野事業債務管理特別会計	927
11 特許特別会計	927
12 自動車安全特別会計	928
13 東日本大震災復興特別会計	930

【国が資本金の2分の1以上を出資している法人】

[政府関係機関]

1 沖縄振興開発金融公庫	944
2 株式会社日本政策金融公庫	945
3 株式会社国際協力銀行	951
4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	954

[事業団等]

1 日本私立学校振興・共済事業団	956
2 日本銀行	961
3 日本中央競馬会	962
4 東京地下鉄株式会社	964
5 東日本高速道路株式会社	966
6 中日本高速道路株式会社	966
7 西日本高速道路株式会社	966
8 本州四国連絡高速道路株式会社	968
9 日本年金機構	969

[独立行政法人]

国立美術館	972
国際協力機構	972
日本スポーツ振興センター	972
高齢・障害・求職者雇用支援機構	973
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	974
国立病院機構	975
中小企業基盤整備機構	975
都市再生機構	977
日本高速道路保有・債務返済機構	977
日本原子力研究開発機構	978
地域医療機能推進機構	978

(注) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。

[国立大学法人]

国立大学法人山梨大学	980
------------	-----

備考

この検査報告中表示されている金額の中には単位未満を切り捨てているものがあるので、各項の金額を集計しても計欄の金額と一致しないものがある。

第1章 検査の概要

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成31年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成31年次会計検査の基本方針

(平成30年9月7日策定)

会計検査院は、平成31年次の検査(検査実施期間 30年10月から31年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、平成31年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、潜在成長力の伸び悩み、社会資本の老朽化等の難しい課題に直面している。また、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興が我が国の大きな課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

一方、我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、30年度末には約883兆円に達すると見込まれており、30年度一般会計予算における公債依存度は約34%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約24%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府は、37年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すという財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政の一体的な改革を推進する「新経済・財政再生計画」を定めて、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大するとしている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施してその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣に対する随時の報告を毎年行ってきている。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視される中で、検査報告等により、行財政に関して国民への問題提起等を行ってきている会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通若しくは関連する事項に対して横断的な検査の充実を図るとともに、国民の関心の高い事項等については必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど適時適切に対応する。

さらに、東日本大震災からの復興に向けた各種の施策については、一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合规性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効果的・効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政及び財政の健全化に向けた取組についてその分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めするなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会からの検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実に資するために、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化等に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的・効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制^{けんせい}等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的・弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

なお、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(31年4月30日)の翌日から元号を改める政令(平成31年政令第143号)が施行され、元号が「令和」に改められたことから、以下の記述においては、平成31年次は「令和元年次」とし、また、同年次の検査実施期間は「平成30年10月から令和元年9月まで」とする。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減

- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

令和元年次の検査(検査実施期間 平成30年10月から令和元年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等212法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は5,596の団体等の会計、⑩は8法人の会計、⑪は19法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は72法人等の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成30年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類等について在庁して常時行う検査である。

会計検査院は、平成30年度分の計算書12万5千余冊を受領するとともに、それらの証拠書類として、紙媒体3936万余枚を受領したほか電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したものがあ、これらの書類等について書面検査を実施した。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所、国が補助金その他の財政援助を与えた団体等に職員を派遣して、実地に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

会計検査院が令和元年次に省庁等の官署、事務所等において実施した実地検査の実施率を検査上の重要性に応じて区分してみると、次のとおり、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,466か所についての実施率は41.7%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,631か所についての実施率は16.5%となっており、これらを合わせた計11,097か所についての実施率は26.7%となっている。

区 分	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を 実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,466	1,865	41.7
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,631	1,100	16.5
計	11,097	2,965	26.7

(注) ①及び②以外の箇所(郵便局、駅等)は20,408か所のうち77か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は9.6%となっている。

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記5,596の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万1千7百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、元年次の検査において発した質問は6百余事項となっている。

第2節 検査結果の概要

令和元年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の13ページ参照)
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の20ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の25ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の32ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の33ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の34ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の34ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の35ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の35ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の35ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	254 件	57 億 2187 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条	4 件 28 億 1405 万円
	第34条及び第36条	^{注(2)} 6 件 < 6 件分 > 40 億 1376 万円 (12 億 1237 万円)
	第36条	^{注(2)} 17 件 < 15 件分 > 507 億 7278 万円 4933 万円 131 億 7689 万円 3437 億 2957 万円 2 億 9144 万円 103 億 5202 万円 23 億 8310 万円 11 億 7676 万円
	小計	27 件 < 25 件分 > 576 億 0059 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	注(2) 44 件	<41 件分> 369 億 0937 万円 11 億 8542 万円 18 億 0913 万円 945 億 1337 万円 50 億 3682 万円 11 億 1514 万円 1 億 0316 万円 6 億 3784 万円 4 億 2703 万円 203 億 1399 万円
事 項 計	325 件	<320 件分> ^{注(3)} 1002 億 3058 万円
国会及び内閣に対する報告	4 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	2 件	—
特定検査対象に関する検査状況	4 件	—
総 計	335 件	<320 件分> ^{注(3)} 1002 億 3058 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計 12 件ある。

注(3) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、その金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2))件		件		件	
国会 (衆議院)			③⑥ 1	9億4448万円			1	9億4448万円
内閣 (内閣官房)			注(3) ③④・③⑥ 1	注(3)			注(3) 1	注(3)
内閣府 (内閣府本府)	11	1億7540万円	注(4) ③④・③⑥ 1 注(9) ③⑥ 2	注(4) 40億2675万円 (4933万円)			注(4) 注(9) 14	注(4) 42億0215万円 (4933万円)
内閣府 (宮内庁)					1	5846万円	1	5846万円
内閣府 (金融庁)					1	2025万円	1	2025万円
総務省	8	6億7855万円	注(3)、注(4) ③④・③⑥ 2 ③⑥ 2	注(3)、注(4) 34億5274万円 13億1946万円	1	2億2950万円	注(3) 注(4) 13	注(3)、注(4) 56億8025万円
法務省					1	23億5845万円	1	23億5845万円
外務省			注(5)、注(9) ③⑥ 2	注(5) 80億1511万円 (131億7689万円)	1	2994万円	注(5) 注(9) 3	注(5) 80億4505万円 (131億7689万円)
財務省	1	2億1279万円			4	152億3617万円 (11億8542万円)	5	注(8) 154億4771万円 (11億8542万円)
文部科学省	36	6億6474万円	③④・③⑥ 1	2億4305万円	2	40億3472万円	39	49億4251万円
厚生労働省	81	18億4369万円	③④ 1 注(9) ③④・③⑥ 3 注(9) ③⑥ 2	3994万円 3億1797万円 (12億1237万円) 3658万円 (3437億2957万円) (2億9144万円)	4	3億0322万円	注(9) 91	25億4140万円 (12億1237万円) (3437億2957万円) (2億9144万円)
農林水産省	39	4億7181万円	③④ 1 注(9) ③⑥ 3	2677万円 135億7299万円 (103億5202万円) (23億8310万円)	2	3659万円 (18億0913万円)	注(9) 45	141億0816万円 (103億5202万円) (23億8310万円) (18億0913万円)
経済産業省	15	8694万円	注(6) ③⑥ 1	注(6) 202億6103万円			注(6) 16	注(6) 203億4797万円
国土交通省	23	注(7) 3億3781万円	③④ 1 注(9) ③⑥ 1	26億8060万円 8億1655万円 (11億7676万円)	5	6億1076万円 (945億1337万円)	注(9) 30	注(7) 44億4572万円 (11億7676万円) (945億1337万円)
環境省	19	3億0393万円	③⑥ 1	1億3589万円	3	8億7639万円	23	13億1621万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2))件		件		件	
防衛省	1	2174万円			注(9) 8	95億1117万円 (50億3682万円)	注(9) 9	95億3291万円 (50億3682万円)
日本私立学校振興・共済事業団	12	2億7840万円					12	2億7840万円
日本銀行					1	970万円	1	970万円
日本中央競馬会			③⑥	1		15億4484万円	1	15億4484万円
東京地下鉄株式会社	1	1710万円					1	1710万円
東日本高速道路株式会社					注(9) 1	1億4889万円 (11億1514万円)	注(9) 1	1億4889万円 (11億1514万円)
中日本高速道路株式会社					注(9) 1	2678万円 (1億0316万円)	注(9) 1	2678万円 (1億0316万円)
西日本高速道路株式会社					注(9) 1	5557万円 (6億3784万円)	注(9) 1	5557万円 (6億3784万円)
本州四国連絡高速道路株式会社					注(9) 1	5964万円 (4億2703万円)	注(9) 1	5964万円 (4億2703万円)
日本年金機構	1	130万円	③④	1		6674万円	2	6804万円
独立行政法人国立美術館	1	530万円					1	530万円
独立行政法人国際協力機構			注(5) ③⑥	1	注(5)		注(5) 1	注(5)
独立行政法人日本スポーツ振興センター					1	8377万円	1	8377万円
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	353万円					1	353万円
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構					1	1億1966万円	1	1億1966万円
独立行政法人国立病院機構	1	3582万円					1	3582万円
独立行政法人中小企業基盤整備機構			注(6) ③⑥	1	注(6)		注(6) 1	注(6)
独立行政法人都市再生機構					1	19億5021万円	1	19億5021万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件		条(注(2))件		件		件	
独立行政法人 日本高速道路 保有・債務 返済機構			③⑥ 1	9910万円			1	9910万円
国立研究 開発法人 日本原子力 研究開発機構					1	10億9675万円	1	10億9675万円
独立行政法人 地域医療機能 推進機構	1	2667万円					1	2667万円
国立大学法人 山梨大学	1	4億5554万円					1	4億5554万円
阪神国際港湾 株式会社	1	2億0065万円 注(7)					1	2億0065万円 注(7)
日本郵便 株式会社					1	5083万円	1	5083万円
東京電力ホール ディングス 株式会社					注(9) 1	195万円 (203億1399万円)	注(9) 1	195万円 (203億1399万円)
合計	254	57億2187万円 注(7)	注(3)、注(4) 注(5)、注(6) 27	576億0059万円	44	369億0937万円	注(3) 注(4) 注(5) 注(6) 325	1002億3058万円 注(7)、注(8)

注(1) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、③⑥は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(3) 内閣(内閣官房)の1件及び総務省のうち1件は、内閣(内閣官房)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 内閣府(内閣府本府)の1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 経済産業省の1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘であり、金額は経済産業省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(7) 国土交通省のうち1件及び阪神国際港湾株式会社の1件は、国土交通省及び阪神国際港湾株式会社の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(8) 「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(租税の徴収過不足に関するもの(144 ページ及び 152 ページ参照))があり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(9) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計 12 件ある。

以上の各事項計 325 件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 254 件 57 億 2187 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 4 件 11 億 4872 万余円

省庁又は団体名	租 税	保 険 料	不正行為	計
財 務 省	1 ^件	件	件	1 ^件
厚 生 労 働 省		2		2
日 本 年 金 機 構			1	1
計	1	2	1	4

(ア) 租 税 1 件 2 億 1279 万余円

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財 務 省

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1 件 2 億 1279 万余円)

(144 ページ記載)

(イ) 保 険 料 2 件 9 億 3461 万余円

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1 件 2 億 3557 万余円) (199 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1 件 6 億 9904 万余円) (202 ページ記載)

(ウ) 不正行為 1 件 130 万余円

＜現金が領得されたもの＞

○日本年金機構

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1 件 130 万余円)

(606 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 248 件 40 億 9093 万余円^(注)

(注) 国土交通省のうち 1 件及び阪神国際港湾株式会社の 1 件は、国土交通省及び阪神国際港湾株式会社の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

第 1 章 第 2 節 第 1 事項等別の検査結果

省庁又は団体名	予 経 算 理	工 事	物 件 ・ 役 務	役 務	保 給 険 付	医 療 費	補 助 金	そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)				1			10		11
総務省			1				7		8
文部科学省							36		36
厚生労働省					6	2	68	3	79
農林水産省		2					37		39
経済産業省							15		15
国土交通省							23		23
環境省		1					18		19
防衛省		1							1
日本私立学校振興・共済事業団							12		12
東京地下鉄株式会社		1							1
独立行政法人国立美術館		1							1
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構				1					1
独立行政法人国立病院機構	1								1
阪神国際港湾株式会社								1	1
計	1	6	1	2	6	2	226	4	248

(ア) 予算経理

1 件 3582 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○独立行政法人国立病院機構

- ・設計変更工事の実施による増額分の支払に当たり、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類により支払っていて、会計規程等に違反していたもの(1 件 3582 万余円)

(628 ページ記載)

(イ) 工 事

6 件 1 億 3841 万余円

<設計が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・国営総合農地防災事業の実施に当たり、基礎杭の設計が適切でなかったため、^{かんきよ}函渠の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1 件 1102 万余円)

(329 ページ記載)

○環境省

- ・国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 3607 万余円) (490 ページ記載)

○防衛省

- ・侵入防止柵の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の安定性が確保されていない状態になっているなどして、工事の目的を達していないなどしていたもの(1件 2174 万余円) (518 ページ記載)

<積算が過大となっていたもの>

○東京地下鉄株式会社

- ・車両基地の侵入防止柵改良工事等の施行に当たり、フェンス設置工費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 1710 万円) (597 ページ記載)

○独立行政法人国立美術館

- ・建築設備改修工事の施行に当たり、シャッターの部品交換費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(1件 530 万円) (613 ページ記載)

<施工が適切でなかったもの>

○農林水産省

- ・復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムの施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの(1件 4716 万余円) (331 ページ記載)

(ウ) 物件・役務

1件 3610 万余円

<調達数量が過大となっていたもの>

○総務省

- ・国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの(1件 3610 万余円) (88 ページ記載)

(エ) 役務

2件 5090 万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかずに算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1件 4737 万余円) (54 ページ記載)

<計画が適切でなかったもの>

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

- ・職員宿舍修繕業務において、入居停止の措置や職員宿舍の入居状況を考慮して業務を見直すことについての検討が十分でなかったなどのため、必要のない修繕業務を実施していたもの(1件 353 万余円) (621 ページ記載)

(オ) 保険給付 6件 1億6192万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1件 331万余円)
(205 ページ記載)
- ・雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの(1件 281万余円)
(207 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 1465万円)
(209 ページ記載)
- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1件 5425万余円)
(213 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 1505万余円)
(215 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 7182万余円)
(218 ページ記載)

(カ) 医療費 2件 1億8877万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1億6151万余円)
(221 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 2725万余円)
(227 ページ記載)

(キ) 補助^(注)金 226件 33億1501万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(4件 7139万余円) (57 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの(4件 3963万余円)
(60 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 1570万余円) (63 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 129万余円) (64 ページ記載)

○総務省

- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等が過大に交付されていたなどのもの(5件 6億0576万余円) (92 ページ記載)
- ・無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったなどのもの(2件 3667万余円) (95 ページ記載)

○文部科学省

- ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が過大に交付されていたもの(2件 6239万余円) (169 ページ記載)

- ・へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの(1件 355 万余円)
(170 ページ記載)
- ・災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)が過大に交付されていたもの(1件 896 万余円)
(171 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定こども園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 3314 万余円)
(172 ページ記載)
- ・私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)が過大に交付されていたもの(1件 7991 万余円)
(173 ページ記載)
- ・私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付されていたもの(3件 1498 万余円)
(174 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの(2件 794 万余円)
(176 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及び ICT 活用推進事業)が過大に交付されていたもの(5件 4493 万余円)
(177 ページ記載)
- ・私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの(5件 1 億 9328 万余円)
(180 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(3件 2083 万余円)
(182 ページ記載)
- ・沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの(1件 109 万余円)
(184 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(11件 1 億 9369 万余円)
(185 ページ記載)

○厚生労働省

- ・医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されるなどしていたもの(1件 154 万円)
(231 ページ記載)
- ・医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されていたもの(1件 1568 万余円)
(232 ページ記載)
- ・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 225 万円)
(233 ページ記載)
- ・地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の目的を達していなかったもの(1件 298 万余円)
(234 ページ記載)
- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(11件 4318 万余円)
(235 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(24件 2 億 2426 万余円)
(237 ページ記載)
- ・緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 520 万円) (242 ページ記載)

- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(8件 1292 万余円)
(244 ページ記載)
- ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(5件 4599 万余円)
(246 ページ記載)
- ・障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの(2件 484 万余円)
(247 ページ記載)
- ・障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(2件 2248 万余円)
(248 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(8件 1 億 0208 万余円)
(248 ページ記載)
- ・高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、補助対象経費を過大に精算するなどしていたもの(2件 897 万余円)
(251 ページ記載)
- ・被災者支援総合交付金により実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの(1件 273 万余円)
(253 ページ記載)

○農林水産省

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの(7件 3081 万余円)
(336 ページ記載)
- ・補助の目的を達していなかったなどのもの(6件 1 億 5308 万余円) (339 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(6件 3179 万余円)
(342 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(5件 1354 万余円) (346 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(4件 7159 万余円) (350 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 1378 万余円) (355 ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 3408 万余円) (358 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(1件 2756 万余円)
(360 ページ記載)
- ・工事の施工が適切でなかったもの(1件 2650 万余円) (360 ページ記載)
- ・工事費の積算が過大となっていたもの(1件 688 万余円) (362 ページ記載)
- ・計画が適切でなかったもの(1件 397 万余円) (362 ページ記載)

○経済産業省

- ・工事の設計が適切でなかったもの(4件 3137 万余円) (405 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(4件 2216 万余円) (410 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(2件 1241 万余円) (413 ページ記載)
- ・補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの(1件 763 万余円)
(415 ページ記載)
- ・補助の目的外に使用していたもの(1件 455 万余円) (416 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 440 万円)
(417 ページ記載)
- ・補助金の交付の必要がなかったもの(1件 338 万余円) (418 ページ記載)
- ・工事の施工が適切でなかったもの(1件 101 万余円) (419 ページ記載)

○国土交通省

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(13件 2億4707万余円) (432ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(5件 7146万余円) (438ページ記載)
- ・工事費の積算が過大となっていたもの(2件 1098万余円) (446ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1件 381万余円) (448ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(1件 241万余円) (450ページ記載)
- ・計画が適切でなかったもの(1件 205万余円) (450ページ記載)

○環境省

- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(10件 1億5661万余円) (493ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(7件 8897万円) (498ページ記載)
- ・補助金が過大に交付されていたなどのもの(1件 2227万余円) (501ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(12件 2億7840万余円) (582ページ記載)

(ク) その他 4件 2億6389万余円

<介護給付費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 5036万余円) (253ページ記載)
- ・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 442万余円) (259ページ記載)
- ・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 844万余円) (262ページ記載)

<業務委託料の支払が過大となっていたもの>

○阪神国際港湾株式会社

- ・コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払額が過大となっていたもの(1件 2億0065万円) (651ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの 計 2件 4億8221万余円

団体名	予算経理	不正行為	計
	件	件	件
独立行政法人地域医療機能推進機構		1	1
国立大学法人山梨大学	1		1
計	1	1	2

(ア) 予算経理	1件 4億5554万余円
＜会計経理が適正を欠いていたもの＞	
○国立大学法人山梨大学	
・固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの(1件 4億5554万余円)	(648 ページ記載)
(イ) 不正行為	1件 2667万余円
＜物品が領得されたもの＞	
○独立行政法人地域医療機能推進機構	
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 2667万余円)	(647 ページ記載)
(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項	計 27件
ア 会計検査院法第34条の規定によるもの	4件
(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの	2件
○厚生労働省	
・障害者に係る就労移行支援事業について、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、基本報酬の届出において、提出を求めべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知したり、就労移行支援の利用者が就職した後に就労移行支援サービス費を算定できない旨を周知したりすることにより、給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	(1件 指摘金額 3994万円)
	(265 ページ記載)
○農林水産省	
・多面的機能支払交付金事業の実施に当たり、過大に交付された長寿命化交付金に係る国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、都道府県等に対して、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底するなどすることにより長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	(1件 指摘金額 2677万円)
	(363 ページ記載)
(イ) 是正改善の処置を求めたもの	2件
○国土交通省	
・国管理空港の土地、建物及び工作物に係る行政財産の使用料の算定に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めることなく駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、旅客ターミナルビル事業等から生ずる純収益を使用許可者に配分する割合を適切に算出したりすることなどにより、使用料の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの	(1件 指摘金額 26億8060万円)
	(452 ページ記載)

○日本年金機構

- ・届け書等の配送業務について、事務センターに回付する届け書等の種類が異なっても1個のケースにまとめたり、事務センター内の配送先を集約したりすることなどにより、配送に係る費用の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 6674万円)

(606ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 6件

- (ア) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により意見を表示したもの 1件

○内閣(内閣官房)、総務省

- ・本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 18億8709万円)

(554ページ記載)

- (イ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 4件

○厚生労働省

- ・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業において、医療情報連携ネットワークのシステムが利用可能な状態となるよう適宜の処置を要求し、システムの仕様の検討及び動作確認を十分に事業主体に行わせたり、整備した後の運用状況等について都道府県に把握させたりなどするよう是正改善の処置を求め、及び交付申請時に参加医療機関等の目標数、目標数を達成するための取組方針等を事業主体に申告させるなどするよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3946万円 背景金額 12億1237万円)

(271ページ記載)

○内閣府(内閣府本府)、総務省

- ・中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、総務省において減額調整を行うよう適宜の処置を要求し、及び中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示すなどするよう是正改善の処置を求めるとともに、内閣府において総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどするよう改善の処置を要求し、中活ソフト特別交付税の減額調整が行われていない事態について、総務省において中活ソフト事業に実際に要した経費について都道府県及び市町村に対して報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 15億6565万円)

(562ページ記載)

○文部科学省、厚生労働省

- ・認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、助成金等の額を適切に算定するために、増築等の場合における補助基準額の算定が適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の二つの事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう改善の処置を要求したもの
- | | | | |
|----|------|-------|----------|
| 2件 | 指摘金額 | 文部科学省 | 2億4305万円 |
| | | 厚生労働省 | 2億4141万円 |

(571 ページ記載)

(ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 1件

○厚生労働省

- ・都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要なと認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3710万円)

(278 ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 17件

(ア) 意見を表示したもの 4件

○国会(衆議院)

- ・使用されていない国有財産について、国有財産法に規定されている原則を踏まえた有効活用が図られていくよう意見を表示したもの(1件 指摘金額 9億4448万円)

(51 ページ記載)

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 2億1389万円 背景金額 131億7689万円)

(121、616 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国保総合システムによる効果的なコンピュータチェックが統一的行われるようにするための方策を検討するなどして、国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう意見を表示したもの

(1件 背景金額 3437億2957万円)

(287 ページ記載)

○経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 202億6103万円)

(420、631ページ記載)

(イ) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの

1件

○外務省

- ・無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用のため、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業等を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるなどして、これらを在外公館に通知するよう改善の処置を要求し、及びこの通知に基づいて相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけなどを行うよう意見を表示したもの

(1件 指摘金額 78億0122万円)

(129ページ記載)

(ウ) 改善の処置を要求したもの

12件

○内閣府(内閣府本府)

- ・緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、統合原子力防災ネットワークの通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や、地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要がないことを所在都道府県等に対して周知するなどして指導することにより、事業が効果的かつ経済的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億6597万円 背景金額 4933万円)

(65ページ記載)

- ・企業主導型保育助成事業により企業主導型保育施設を整備するに当たり、補助事業者に対して利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせるとともに、補助事業者が企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分に審査等を行えるような仕組みを整備することなどにより、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 38億6078万円)

(72ページ記載)

○総務省

- ・地域経済循環創造事業交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて、事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、具体的な改善策等を検討させたりするとともに、今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等につい

て、綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することにより事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 8億0741万円)

(98ページ記載)

- ・情報通信技術利活用事業費補助金による事業において、導入したシステムについての具体的なニーズ調査を実施したり、適切な事業目標を設定しその目標に対する実績を把握したりすることなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう、また、適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 5億1205万円)

(106ページ記載)

○厚生労働省

- ・二次健康診断等給付について、給付規程を改定するなどして、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどすることにより、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 3658万円 背景金額 2億9144万円)

(297ページ記載)

○農林水産省

- ・ため池の防災減災事業の実施に当たり、詳細調査により対策工事の必要性を適切に判定するなどするとともに、要改修ため池について、ソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト対策を講ずるなどするよう都道府県等に対して指導することにより、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの (1件 背景金額 103億5202万円)

(368ページ記載)

- ・ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にし、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していないなどのものについては、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための計画を策定するなどするよう求めるとともに、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどすることにより、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 47億0352万円 背景金額 23億8310万円)

(376ページ記載)

- ・国等の出資金を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務について、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 88億6947万円)

(383ページ記載)

○国土交通省

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業等により行った耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない建築物の所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう所管行政庁に対して周知することなどにより、地震に対する安全性の向上が図られるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 8億1655万円 背景金額 11億7676万円)

(461ページ記載)

○環境省

- ・浄化槽設置整備事業の実施に当たり、浄化槽の設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 1億3589万円)

(502ページ記載)

○日本中央競馬会

- ・直接事業運営の用に供せられていない事業外用地について、調査により、現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 15億4484万円)

(591ページ記載)

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

- ・高速道路の高架下等について、道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備したり、占用させることができると判断した高架下等の情報を公表するなどして占用希望を誘引したりすることにより、有効活用をより推進するよう改善の処置を要求したもの

(1件 指摘金額 9910万円)

(637ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 44件

○内閣府(宮内庁)

- ・外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5846万円)

(81ページ記載)

○内閣府(金融庁)

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2025万円)

(84ページ記載)

○総務省

- ・修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 2億2950万円)

(113ページ記載)

○法務省

- ・職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 23億5845万円)

(117ページ記載)

○外務省

- ・日本人学校等に対する援助の実施に当たり、援助業務の実施に係る手引書を作成して援助の対象となる経費等の範囲を明確に示すなどしたり、新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して援助業務に関する実践的な研修を実施したりすることにより、在外公館等による援助金の支払が適正なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2994万円)

(136ページ記載)

○財務省

- ・自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億7908万円)

(152ページ記載)

- ・消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの

(1件 背景金額 11億8542万円)

(157ページ記載)

- ・コンテナ貨物大型X線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 146億4509万円)

(162ページ記載)

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1200万円)

(165 ページ記載)

○文部科学省

- ・国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 35億4060万円)

(189 ページ記載)

- ・国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4億9412万円)

(193 ページ記載)

○厚生労働省

- ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施に当たり、スプリンクラー設備の整備に係る補助対象面積の定義を明確にすることなどにより、補助金の交付額が適切に算定されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億2824万円)

(303 ページ記載)

- ・介護給付費負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は施設等給付費に係る国の負担割合で、居宅等手数料は居宅等給付費に係る国の負担割合で、それぞれ算定することにより、国の負担が適切なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 7699万円)

(306 ページ記載)

- ・受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8950万円)

(311 ページ記載)

- ・認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられない就職としないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 849万円)

(316 ページ記載)

○農林水産省

- ・農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されている OCR 機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR 機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対して OCR 機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR 機器が有効に活用されるよう改善させたもの (1 件 指摘金額 3659 万円)

(389 ページ記載)

- ・水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの

(1 件 背景金額 18 億 0913 万円)

(392 ページ記載)

○国土交通省

- ・地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの

(1 件 指摘金額 5416 万円)

(470 ページ記載)

- ・巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの (1 件 指摘金額 3 億 9556 万円)

(475 ページ記載)

- ・河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの (1 件 背景金額 945 億 1337 万円)

(478 ページ記載)

- ・河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの (1 件 指摘金額 1 億 2024 万円)

(482 ページ記載)

- ・河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの (1 件 指摘金額 4080 万円)

(485 ページ記載)

○環 境 省

- ・ オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うことにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 2060万円)
 (507 ページ記載)
- ・ 廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 2億0049万円)
 (509 ページ記載)
- ・ 除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 6億5530万円)
 (511 ページ記載)

○防 衛 省

- ・ 有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 4826万円)
 (520 ページ記載)
- ・ 情報システム等の導入及び換装において、既設の共用の無停電電源装置(UPS)の設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施することなどを関係部署に周知することにより、専用のUPSの調達数量を適切なものとするよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 3221万円)
 (523 ページ記載)
- ・ 広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢を整備することなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定を適切に実施するよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 2億0745万円 背景金額 50億3682万円)
 (527 ページ記載)
- ・ 海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 625万円)
 (533 ページ記載)
- ・ 飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの
 (1件 指摘金額 2810万円)
 (536 ページ記載)

- ・島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの（1件 指摘金額 1億2250万円）
(539 ページ記載)
- ・輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 90億2837万円)
(543 ページ記載)
- ・対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 3803万円)
(548 ページ記載)

○日本銀行

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの
(1件 指摘金額 970万円)
(588 ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

- ・高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの

4件	指摘金額	東日本高速道路株式会社	1億4889万円
		中日本高速道路株式会社	2678万円
		西日本高速道路株式会社	5557万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	5964万円
背景金額		東日本高速道路株式会社	11億1514万円
		中日本高速道路株式会社	1億0316万円
		西日本高速道路株式会社	6億3784万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	4億2703万円

(599 ページ記載)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・災害共済給付勘定において、児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるための支払備金の積立額について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、会計処理細則を改正して支払備金の積立額の算定を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8377万円)

(617 ページ記載)

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- ・新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億1966万円)

(624 ページ記載)

○独立行政法人都市再生機構

- ・団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 19億5021万円)

(632 ページ記載)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- ・試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 10億9675万円)

(643 ページ記載)

○日本郵便株式会社

- ・窓口端末機の取扱件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなどの窓口端末機を取扱件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たって、窓口端末システムのデータを活用して取扱件数等の実績を把握することにより適切な配備台数となるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5083万円)

(654 ページ記載)

○東京電力ホールディングス株式会社

- ・福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 195万円 背景金額 203億1399万円)

(657 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成29年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、32件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが28件、処置が完了していないものが4件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣府(内閣府本府)	平成28年度	1	1	
内閣府(金融庁)	27年度	1	1	
外務省	29年度	注(2) 2	注(2) 2	
文部科学省	29年度	1	1	
厚生労働省	28年度	1	1	
	29年度	注(3)、注(4) 7	注(3)、注(4) 6	1
農林水産省	29年度	6	5	1
経済産業省	29年度	1	1	
国土交通省	29年度	1		1
環境省	29年度	2	2	
防衛省	23年度	1		1
	29年度	1	1	
日本中央競馬会	29年度	1	1	
東日本高速道路株式会社	29年度	1	1	
中日本高速道路株式会社	29年度	1	1	
西日本高速道路株式会社	29年度	1	1	
日本年金機構	29年度	注(3) 2	注(3) 2	
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	29年度	1	1	
独立行政法人 国際協力機構	29年度	注(2) 1	注(2) 1	
独立行政法人 福祉医療機構	29年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人 都市再生機構	25年度	1	1	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
計	23年度	1		1
	25年度	1	1	
	27年度	1	1	
	28年度	2	2	
	29年度	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 27	注(2)、注(3) 注(4) 24	3
合計	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 32	注(2)、注(3) 注(4) 28	4	

注(1) 平成29年度決算検査報告に掲記した意見を表示し処置を要求した事項は28件あったが、このうち1件については、平成30年次の検査実施期間(29年10月から30年9月まで)中に当局において処置が完了したことから、平成29年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

注(2) 平成29年度決算検査報告の外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成29年度決算検査報告の厚生労働省のうち1件及び日本年金機構のうち1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成29年度決算検査報告の厚生労働省のうち1件及び独立行政法人福祉医療機構の1件は、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない4件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る令和元年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが37省庁等における367件92億9769万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが37省庁等における360件91億6629万余円ある。

(660ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成29年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項66件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの2件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの5件を除いた59件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが46件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが13件となっていた。

(666ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成30年11月から令和元年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり4件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

第4章第1節における項番	報告事項名	報告年月日
第1	租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について (669ページ記載)	平成 30年11月30日
第2	国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について (682ページ記載)	30年12月21日
第3	年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について (698ページ記載)	31年4月24日
第4	独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について (717ページ記載)	令和 元年7月26日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、平成30年11月から令和元年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり2件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第1	中心市街地の活性化に関する施策に関する会計検査の結果について (736ページ記載)	平成 29年6月6日	30年12月21日	参議院 (参議院決算委員会)
第2	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について (755ページ記載)	30年6月19日	令和 元年10月18日	参議院 (参議院決算委員会)

なお、検査要請を受諾した事項のうち、元年10月までに報告を行っていない事項は6件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和元年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について	平成30年6月19日
参議院決算委員会	外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入れに係る施策の実施状況について	令和元年6月11日
参議院決算委員会	高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について	元年6月11日
参議院決算委員会	福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について	元年6月11日
参議院決算委員会	公的統計の整備に関する業務の実施状況等について	元年6月11日
参議院決算委員会	政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について	元年6月11日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として4件掲記した。

ア 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について (774 ページ記載)

イ 租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について (815 ページ記載)

ウ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社において実施しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況、同事業に対する国の財政負担の状況等について (825 ページ記載)

エ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について (837 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①国民生活の安全性の確保に関するもの、②社会保障に関するもの、③制度・事業の効果等に関するもの、④制度・事業の適正で公平な運用に関するもの、⑤資産、基金等のストックに関するもの、⑥予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑦環境及びエネルギーに関するもの、⑧情報通信(IT)に関するものに区分して整理するなどした。

(867 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、平成30年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する13特別会計の平成29年度特別会計財務書類について、正確性、合规性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(873 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点等といった多角的な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 国有財産及び物品の帳簿への記録について

- ・修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部局に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの

(113 ページ記載)

- ・輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの

(543 ページ記載)

② 財務諸表の表示について

- ・国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの

(193 ページ記載)

- ・固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの

(648 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの

(81 ページ記載)

- ・コンテナ貨物大型 X 線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの

(162 ページ記載)

- ・都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの (278 ページ記載)
 - ・設計変更工事の実施による増額分の支払に当たり、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類により支払っていて、会計規程等に違反していたもの (628 ページ記載)
- ② 租税及び保険料の徴収について
- ・租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (144 ページ記載)
 - ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (199 ページ記載)
 - ・健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (202 ページ記載)
- ③ 雇用対策のための給付金及び助成金並びに年金の支給について
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの (209 ページ記載)
 - ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの (213 ページ記載)
 - ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの (215 ページ記載)
 - ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (218 ページ記載)
- ④ 医療費の支払について
- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (221 ページ記載)
 - ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの (227 ページ記載)
- ⑤ 工事の設計及び施工について
- ・無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったなどのもの (95 ページ記載)
 - ・復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムが設計と相違していたため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの (331 ページ記載)
 - ・落石防護柵の設計が適切でなかったもの (438 ページ記載)
 - ・国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの (490 ページ記載)
 - ・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの (493 ページ記載)
- ⑥ 委託費の支払について
- ・遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかずに算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (54 ページ記載)

- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等が過大に交付されていたなどのもの (92 ページ記載)
 - ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの (185 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (237 ページ記載)
 - ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業等により整備した生産技術高度化施設において、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われていたもの (339 ページ記載)
 - ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの (582 ページ記載)
- ⑧ 制度の適正な運用について
- ・自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの (152 ページ記載)
 - ・国管理空港の土地、建物及び工作物に係る行政財産の使用料の算定に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めることなく駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、旅客ターミナルビル事業等から生ずる純収益を使用許可者に配分する割合を適切に算出したりすることなどにより、使用料の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (452 ページ記載)
 - ・国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの (189 ページ記載)
 - ・障害者に係る就労移行支援事業について、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、基本報酬の届出において、提出を求めるべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知したり、就労移行支援の利用者が就職した後に就労移行支援サービス費を算定できない旨を周知したりすることにより、給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (265 ページ記載)
 - ・二次健康診断等給付について、給付規程を改定するなどして、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどすることにより、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の処置を求めたもの (297 ページ記載)
 - ・多面的機能支払交付金事業の実施に当たり、過大に交付された長寿命化交付金に係る国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、都道府県等に対して、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底するなどすることにより長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (363 ページ記載)

- ・中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、総務省において減額調整を行うよう適宜の処置を要求し、及び中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示すなどするよう是正改善の処置を求めるとともに、内閣府において総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどするよう改善の処置を要求し、中活ソフト特別交付税の減額調整が行われていない事態について、総務省において中活ソフト事業に実際に要した経費について都道府県及び市町村に対して報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討するよう改善の処置を要求したもの

(562 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 役務契約や工事等における費用の積算について

- ・通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの (432 ページ記載)
- ・河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの (485 ページ記載)
- ・除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの

(511 ページ記載)

- ・飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの (536 ページ記載)
- ・島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの (539 ページ記載)

(539 ページ記載)

- ・新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

(624 ページ記載)

② 事務・事業に係る経費の節減について

- ・情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたものなど (84、165、588 ページ記載)
- ・国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの (88 ページ記載)

(88 ページ記載)

- ・巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの (475 ページ記載)
 - ・河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの (482 ページ記載)
 - ・オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うことにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの (507 ページ記載)
 - ・広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢を整備したりすることなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定を適切に実施するよう改善させたもの (527 ページ記載)
 - ・届け書等の配送業務について、事務センターに回付する届け書等の種類が異なっているも1個のケースにまとめたり、事務センター内の配送先を集約したりすることなどにより、配送に係る費用の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの (606 ページ記載)
 - ・試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの (643 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
- ・浄化槽設置整備事業の実施に当たり、浄化槽の設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求したもの (502 ページ記載)
 - ・廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの (509 ページ記載)
 - ・海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの (533 ページ記載)
 - ・認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、助成金等の額を適切に算定するために、増築等の場合における補助基準額の算定が適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の二つの事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう改善の処置を要求したもの (571 ページ記載)

- ・窓口端末機の取扱件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなどの窓口端末機を取扱件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たって、窓口端末システムのデータを活用して取扱件数等の実績を把握することにより適切な配備台数となるよう改善させたもの (654 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用のため、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業等を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるなどして、これらを在外公館に通知するよう改善の処置を要求し、及びこの通知に基づいて相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけなどを行うよう意見を表示したもの (129 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・企業主導型保育助成事業により企業主導型保育施設を整備するに当たり、補助事業者に対して利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせるとともに、補助事業者が企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分に審査等を行えるような仕組みを整備することなどにより、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの (72 ページ記載)
- ・地域経済循環創造事業交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて、事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、具体的な改善策等を検討させたりするとともに、今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することにより事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (98 ページ記載)
- ・情報通信技術利活用事業費補助金による事業において、導入したシステムについての具体的なニーズ調査を実施したり、適切な事業目標を設定しその目標に対する実績を把握したりすることなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう、また、適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善の処置を要求したもの (106 ページ記載)

- ・ 政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの
(121、616 ページ記載)
- ・ 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業において、医療情報連携ネットワークのシステムが利用可能な状態となるよう適宜の処置を要求し、システムの仕様の検討及び動作確認を十分に事業主体に行わせたり、整備した後運用状況等について都道府県に把握させたりなどするよう是正改善の処置を求め、及び交付申請時に参加医療機関等の目標数、目標数を達成するための取組方針等を事業主体に申告させるなどするよう改善の処置を要求したもの
(271 ページ記載)
- ・ ため池の防災減災事業の実施に当たり、詳細調査により対策工事の必要性を適切に判定するなどするとともに、要改修ため池について、ソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト対策を講ずるなどするよう都道府県等に対して指導することにより、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの
(368 ページ記載)
- ・ ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にし、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していないなどのものについては、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための計画を策定するなどするよう求めるとともに、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどすることにより、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう改善の処置を要求したもの
(376 ページ記載)
- ・ 農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されている OCR 機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR 機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対して OCR 機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR 機器が有効に活用されるよう改善させたもの
(389 ページ記載)
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により行った耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない建築物の所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう所管行政庁に対して周知することなどにより、地震に対する安全性の向上が図られるよう改善の処置を要求したもの
(461 ページ記載)
- ・ 地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの
(470 ページ記載)

- ・本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの (554 ページ記載)
 - ・高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの (599 ページ記載)
- ② 制度の運用について
- ・消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの (157 ページ記載)
 - ・緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、統合原子力防災ネットワークの通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や、地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要がないことを所在都道府県等に対して周知するなどして指導することにより、事業が効果的かつ経済的に実施されるよう改善の処置を要求したもの (65 ページ記載)
 - ・国保総合システムによる効果的なコンピュータチェックが統一的に行われるようにするための方策を検討するなどして、国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう意見を表示したもの (287 ページ記載)
 - ・受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの (311 ページ記載)
 - ・認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの (316 ページ記載)
 - ・水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの (392 ページ記載)

- ・福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの (657 ページ記載)
 - ・職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの (117 ページ記載)
- ③ 保有資産の有効活用等について
- ・高速道路の高架下等について、道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備したり、占有させることができると判断した高架下等の情報を公表するなどして占有希望を誘引したりすることにより、有効活用をより推進するよう改善の処置を要求したもの (637 ページ記載)
 - ・河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの (478 ページ記載)
 - ・使用されていない国有財産について、国有財産法に規定されている原則を踏まえた有効活用が図られていくよう意見を表示したもの (51 ページ記載)
 - ・対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの (548 ページ記載)
 - ・直接事業運営の用に供せられていない事業外用地について、調査により、現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求したもの (591 ページ記載)
- ④ 資金の有効活用について
- ・有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの (520 ページ記載)
 - ・団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの (632 ページ記載)
 - ・国等の出資金を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務について、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの (383 ページ記載)

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの

(420、631 ページ記載)

第2章 決算の確認

第2章 決算の確認

会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査した。その結果、決算を確認したものなどは次のとおりである。

第1節 国の決算の確認

会計検査院は、下記の平成30年度の国の収入支出の決算を確認した。

第1 一般会計

	歳入	105,697,418,124,148
	歳出	98,974,696,544,350

第2 特別会計

	歳入	円	歳出	
内閣府、総務省及び財務省				
交付税及び譲与税配付金	52,483,161,872,849		51,596,235,238,168	
財務省				
地震再保険	186,202,125,203		13,105,332,423	
国債整理基金	186,158,078,329,014		183,081,643,121,038	
外国為替資金	3,101,062,906,592		85,180,230,482	
財務省及び国土交通省				
財政投融资				
財政融資資金勘定	24,599,906,654,560		24,475,394,237,532	
投資勘定	1,384,930,982,678		670,207,305,287	
特定国有財産整備勘定	85,328,686,235		29,891,562,930	
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省				
エネルギー対策				
エネルギー需給勘定	2,473,045,899,453		2,135,461,089,026	
電源開発促進勘定	365,737,384,824		319,635,587,291	
原子力損害賠償支援勘定	7,774,445,359,676		7,702,460,596,917	
厚生労働省				
労働保険				
労災勘定	1,170,459,028,109		1,017,435,860,306	
雇用勘定	2,323,367,133,515		2,193,474,626,330	
徴収勘定	2,579,403,999,137		2,524,517,715,017	
内閣府及び厚生労働省				
年金				
基礎年金勘定	25,098,808,690,420		23,864,441,949,262	
国民年金勘定	3,933,032,300,340		3,813,056,035,911	
厚生年金勘定	47,982,749,634,810		47,386,385,519,835	
健康勘定	11,516,577,141,783		11,492,204,049,648	
子ども・子育て支援勘定	2,744,458,253,180		2,533,179,683,760	
業務勘定	424,053,312,533		375,056,132,058	

所管及び会計名	歳入 円	歳出 円
農 林 水 産 省		
食 料 安 定 供 給		
農業経営安定勘定	280,777,731,849	177,305,054,692
食糧管理勘定	556,917,176,901	533,778,167,785
農業再保険勘定	71,553,171,261	50,208,615,608
漁船再保険勘定	11,245,422,426	6,022,129,983
漁業共済保険勘定	11,112,774,544	9,040,763,024
業 務 勘 定	10,219,231,262	10,219,231,262
国営土地改良事業勘定	28,138,322,635	27,220,198,762
国有林野事業債務管理	348,902,878,171	348,902,878,171
経 済 産 業 省		
特 許	269,592,491,567	145,364,491,555
国 土 交 通 省		
自 動 車 安 全		
保 障 勘 定	62,403,111,494	1,890,136,881
自動車検査登録勘定	52,491,430,346	33,685,165,384
自動車事故対策勘定	13,748,674,888	13,237,149,408
空港整備勘定	542,965,316,147	402,147,893,364
国会、裁判所、会計検査 院、内閣、内閣府、復興 庁、総務省、法務省、外 務省、財務省、文部科学 省、厚生労働省、農林水 産省、経済産業省、国土 交通省、環境省及び防衛 省		
東日本大震災復興	2,532,270,782,759	1,868,024,984,653

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

会計検査院は、下記の平成30年度の国税収納金整理資金の受払額を検査完了した。

		円
受 入	収 納 済 額	78,220,442,298,540
支 払	支払命令済額	15,451,587,882,309
	歳入組入額	61,446,151,303,220

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の平成30年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	11,268,639,423	9,429,584,611
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	137,359,996,515	75,753,984,710
農林水産業者向け業務	46,014,434,428	39,083,069,227
中小企業者向け業務	84,995,629,986	34,646,318,738
信用保険等業務	207,946,457,070	278,371,713,915
危機対応円滑化業務	14,798,098,915	37,933,126,167
特定事業等促進円滑化業務	351,953,507	351,464,013
株式会社国際協力銀行	567,026,651,482	509,349,449,520
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	160,991,867,301	78,622,279,159

第4節 国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1 一般会計

会計検査院が平成30年度一般会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2 特別会計

会計検査院が平成30年度特別会計歳入歳出決算の金額と日本銀行の提出した計算書の金額とを対照したところ符合していた。

第2章
第3節
政府関係機関の決算の検査完了
第4節
国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照
第1
一般会計
第2
特別会計

第5節 国会の承諾を受ける手続を採っていない 予備費の支出

第2章
第5節
国会の承諾を受ける手続を採っていない予備費の支出

平成30年度における予備費使用決定額については、全て国会の承諾を受ける手続を了している。また、令和元年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける手続を採っていないものは、元年10月16日現在で次のとおりである。

		令和元年度分	
	1 一般会計		2 特別会計
	所 管	使用決定額 千円	
	内 閣 府	3,797,773	(該当なし)
	総 務 省	344,239	
	厚生労働省	15,851,809	
	防 衛 省	3,643,759	
	計	23,637,580	

第3章 個別の検査結果

第3章 個別の検査結果

第1節 省庁別の検査結果

第1 国 会

(衆 議 院)

意見を表示し又は処置を要求した事項

使用されていない国有財産について、国有財産法に規定されている原則を踏まえた有効活用が図られていくよう意見を表示したもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	衆議院
国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産
衆議院が管理する行政財産に係る平成30年度末現在の国有財産台帳価格	6725 億 5084 万余円
法制局分室の概要	会議等施設として職員の会議、宿泊等に使用するもの
法制局分室に係る平成30年度末現在の国有財産台帳価格	9 億 4448 万円

【意見を表示したものの全文】

国有財産の有効活用について

(令和元年10月29日付け 衆議院議長宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 貴院所管の国有財産の管理、処分等の概要

国有財産法(昭和23年法律第73号。以下「法」という。)によれば、国有財産は、国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したものなどである行政財産と、行政財産以外の一切の国有財産である普通財産とに分類されている。そして、法に規定されている管理及び処分の原則によれば、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(以下「各省各庁の長」という。)は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならないこととされている。また、各省各庁の長は、行政財産の用途を廃止した場合はこれを財務大臣に引き継がなければならない

こととされ、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができることとされている。

貴院は、国有財産の事務の一部について、議院事務局法(昭和22年法律第83号)に基づき貴院に附置されている貴院事務局(以下「事務局」という。)に分掌させていて、貴院の行う業務の目的を遂行するために、その所管に属する貴院庁舎、議員会館、公邸、議員宿舎、職員宿舎等の土地、建物等の国有財産を行政財産として管理させている(平成30年度末の国有財産台帳価格計6725億5084万余円)。また、貴院が、行政財産の用途を廃止して財務大臣に引き継いだり、用途を変更したりするなどの場合には、国会法(昭和22年法律第79号)に基づき貴院に設置されている貴院議院運営委員会(以下「議院運営委員会」という。)の協議を要することになっている。このため、事務局は、必要に応じて、議院運営委員会に対して、国有財産の管理等に関する事項について説明を行うなどしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

国有財産は、前記のとおり、法に規定されている管理及び処分の原則によれば、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分が行われなければならないこととされている。そこで、本院は、有効性等の観点から、法に規定されている上記の原則を踏まえて国有財産が有効に活用されているか、国有財産が貴院の業務の目的を遂行するための役割を果たしているかなどに着眼して、貴院が管理する行政財産を対象として、貴院において、国有財産台帳等の関係書類を検査するとともに、行政財産の現況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

貴院が管理する行政財産のうち、法制局分室(東京都渋谷区所在。30年度末現在の国有財産台帳価格9億4448万余円)は、国会法に基づき貴院に附置されている貴院法制局(以下「法制局」という。)の職員の会議、宿泊等に使用している会議等施設である。その内訳は、土地(1,243㎡)、建物2棟、立木竹等となっており、これらの土地等は、貴院が昭和23年8月に購入するなどして取得したものである。

この法制局分室の使用状況についてみたところ、貴院は、建物等の管理のために管理人の人件費や樹木のせん定等の費用として、平成25年度から30年度までの間に計1400万余円を支払っていたものの、法制局は、24年8月に会議のため1日使用したのを最後に、法制局分室の建物が購入から70年以上経過し老朽化していて使用に適さないなどの理由から、24年9月以降、法制局分室を全く使用していない。そして、事務局は、法制局から法制局分室の使用状況について報告を受けていなかったことなどから、議院運営委員会に対して法制局分室の現状についての説明を行っていない。

このように、法制局分室については、24年9月以降、全く使用されておらず、行政財産として貴院の業務の目的を遂行するための役割を果たしていないと認められる。

(改善を必要とする事態)

貴院において、24年9月以降、全く使用されていない法制局分室について、行政財産として貴院の業務の目的を遂行するための役割を果たしていない事態は、国有財産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、法制局及び事務局において、法制局分室について、法に規定されている原則を踏まえた有効活用を図らなければならないことについての理解が十分でないこと、事務局において、法制局分室の現状を把握しておらず、そのため議院運営委員会に対して説明を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

貴院が管理する法制局分室については、24年9月以降、全く使用されていない状況となっているが、国有財産は、前記のとおり、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行うことが求められている。

については、貴院において、事務局が法制局分室の現状を的確に把握するなどした上で、議院運営委員会に対して貴院が管理する法制局分室の現状についてより一層の説明を行うことなどにより、国有財産の有効活用が図られていくよう意見を表示する。

第2 内 閣 府

(内閣府本府)

不 当 事 項

役 務

- (1) 遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させる委託契約において、調理指導業務に係る人件費を実際に支払った額に基づかず、に算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)内閣本府 (項)遺棄化学兵器廃棄処理事業費
部 局 等	内閣府本府
契 約 名	中国遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄処理事業に関する施設建設支援等業務委託契約等4契約
契 約 の 概 要	遺棄化学兵器処理事業のうち、中国政府に委託した施設の運営等の業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社JPM(平成28年6月23日以前は株式会社ジェイピーエム)
契 約	平成26年4月ほか 契約4件 一般競争契約
支 払	平成26年8月ほか
支 払 額	1,854,363,965円(平成26年度～29年度)
過大となっていた支払額	47,376,233円(平成26年度～29年度)

1 遺棄化学兵器処理事業等の概要

内閣府本府は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(我が国は平成7年9月に批准、9年4月に発効)、「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」(両国政府が11年7月に署名)等に基づき、中華人民共和国(以下「中国」という。)において、中国政府の協力の下で、旧日本軍が第二次世界大戦終了時まで中国国内に持ち込み、戦後も遺棄されたままとなっているびらん剤や嘔吐剤を含む砲弾等の化学兵器の発掘、回収、廃棄処理等を行う事業(以下「遺棄化学兵器処理事業」という。)を実施している。そして、吉林省敦化市ハルバ嶺における遺棄化学兵器処理事業のうち、我が国が直接実施することが困難、非効率又は不可能な施設の建設工事、作業員が宿泊する施設(以下「要員宿泊施設」という。)の運営等の業務については、中国政府に委託して実施している。

内閣府本府は、上記の中国政府に委託した業務について内閣府本府が行う履行監理を支援等させることを目的として、26年度から29年度までの各年度に、株式会社JPM(28年6月23日以前は株式会社ジェイピーエム。以下「JPM」という。)と「中国遺棄化学兵器の発掘・回収及び廃棄処理事業に関する施設建設支援等業務委託契約」等4契約(以下「委託契約」という。)を計1,904,040,000円で締結して委託業務を実施させており、委託費として計1,854,363,965円を支払っている。

委託契約書によれば、JPMは、業務の完了後に、精算報告書等を作成して内閣府本府に

提出し、内閣府本府は精算報告書等の提出があった場合には、これらを速やかに審査した上で、委託費の額を確定することとされている。

そして、JPM は、委託業務に要した経費を、作業員に支払う人件費、人件費に一定の率を乗じて算出する間接経費等に区分して精算報告書等を作成して提出しており、JPM が直接雇用している作業員の人件費については、給与等の支払額を基に定めた日額単価に委託業務に従事した日数を乗じて算定している。また、内閣府本府は、JPM が業務の一部を第三者に再委託した場合の人件費については、委託先が再委託先へ実際に支払った額とすることなどに行っている。

JPM は、委託契約に基づき、中国国内に所在する要員宿泊施設の運営に係る支援として、調理師の免許を有する者(以下「調理指導員」という。)を長期にわたり現地に派遣して、要員宿泊施設で提供する食事を調理する現地職員に対して日本食の調理方法の指導等を行う業務(以下「調理指導業務」という。)を実施している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、委託費が適正に算定されているかなどに着眼して、委託契約を対象として、内閣府本府及びJPM において、業務の実態を聴取するとともに、精算報告書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

JPM は、調理指導業務に係る人件費については、JPM が直接雇用している作業員と同額の日額単価に調理指導業務に従事した日数を乗じて、26年度から29年度までの間で計34,462,658円と算定していた。そして、JPM は、調理指導業務に係る人件費とこれに係る間接経費等を委託費に含めた精算報告書等を作成して内閣府本府へ提出し、内閣府本府は、提出を受けた精算報告書等を審査して、報告された額と同額を委託費の額として確定して支払っていた。

しかし、JPM は、現地への調理指導員の派遣に当たり、日本国内で旅館業を営む会社に調理指導業務を再委託していて、必要に応じて再委託先から現地へ調理指導員を派遣していた。そして、JPM が再委託先に実際に支払った額は26年度から29年度までの間で計13,957,182円となっていたことから、調理指導業務に係る人件費は、JPM が直接雇用している作業員に係る算定方法によるのではなく、JPM が再委託先に実際に支払った額に基づき算定すべきと認められた。

したがって、再委託先に実際に支払った額に基づき適正な委託費の額を算定すると計1,806,987,732円となり、前記の委託費支払額1,854,363,965円との差額47,376,233円が過大に支払われていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、JPM において委託費の算定に関する理解が十分でなかったこと、内閣府本府において委託費の額の確定に係る審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

第3章
第1節
第2
内閣府(内閣府本府)

(2)
(11) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

所管、会計名及び科目	内閣府所管	一般会計	(組織)内閣本府 (項)地域活性化・地域住民生活等緊急支援推進費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 (組織)子ども・子育て本部 (項)子どものための教育・保育給付 (組織)総合海洋政策推進事務局 (項)有人国境離島政策推進費
	内閣府及び厚生労働省所管		
	年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)		
	(項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費(平成27年度は、 (項)地域子ども・子育て支援事業費)		
部 局 等 補助等の根拠	内閣府本府、6県 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、予算補助		
補助事業者等 (事業主体)	県2、市5、町1、団体1、計9補助事業者等(県1、市5、町1、計7事業主体)		
間接補助事業者等 (事業主体)	町2、団体2、計4間接補助事業者等(町1、団体2、計3事業主体)		
補助事業等	子ども・子育て支援交付金事業、子どものための教育・保育給付費国庫負担金事業、企業主導型保育事業等		
事業費の合計	10,138,209,177 円		
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,502,496,256 円		
不当と認める事業費の合計	316,934,570 円		
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	128,029,762 円		

1 補助金等の概要

内閣府(内閣府本府)所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するので、同府は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、41都道府県、457市区町村、117団体及び8個人事業者に於いて、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1県、7市町、2団体、計10事業主体が実施した子ども・子育て支援交付金事業、子どものための教育・保育給付費国庫負担金事業、企業主導型保育事業等に係る国庫補助金128,029,762円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|-----------------------------|----|-------------|-------------|
| (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 71,399,000円 |
| (2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの | 4件 | 不当と認める国庫補助金 | 39,638,142円 |
| (3) 補助の対象とならないもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 15,700,315円 |
| (4) 工事の設計が適切でなかったもの | 1件 | 不当と認める国庫補助金 | 1,292,305円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

4件 不当と認める国庫補助金 71,399,000円

子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)を過大に交付していたもの
(3件 不当と認める国庫補助金 65,977,000円)

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童等に対して、放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。児童福祉法等に定める本件事業には、同じ名称であり、放課後児童クラブにおいて児童に適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童健全育成事業(以下「健全育成事業」という。)のほか、健全育成事業を実施するために既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備等を行う放課後子ども環境整備事業(以下「環境整備事業」という。)等の複数の種類の事業がある。

そして、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業に係る分)(以下「交付金」という。)を交付して、放課後児童健全育成事業に要する費用の一部を補助している。

「[放課後児童健全育成事業]の実施について」(平成27年雇児発0521第8号)等によれば、健全育成事業における支援の提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを一つの単位(以下、この単位を「支援単位」という。)とし、一つの支援単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすることとされている。そして、一定の研修を受けた放課後児童支援員等(以下「支援員等」という。)を、一つの支援単位ごとに2人以上配置することなどが実施要件とされている。また、環境整備事業は、健全育成事業を新たに実施するために必要な小学校の余裕教室等の既存施設の改修の有無等により複数の事業に区分されている。

また、「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成27年府子本第277号内閣総理大臣通知。以下「交付要綱」という。)等によれば、交付金の額は、各事業の区分ごとに定められた方法により算定するなどした基準額を合算した額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額(以下「基本額」という。)に国の負担

割合3分の1を乗ずるなどして得た額とすることとされている。そして、健全育成事業に係る基準額は、支援単位を構成する児童の数により算定される一支援単位当たりの年額と年間開所日数により算定される開所日数加算額等を合算して算定することとされている。

本院が、24都道府県の157市区町村において会計実地検査を行ったところ、3県の3市町において、交付金の交付額の算定に当たり、年間開所日数に含まれている土曜日の中には一つの支援単位に支援員等を2人以上配置していない日が含まれていたのに、これらの日を年間開所日数に含めていたり、既存施設の改修を行っていないのに改修を伴う事業の基準額を選定していたりしていた。このため、交付金計65,977,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市町において交付要綱等の理解が十分でなかったこと、3県において事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例1〉 実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めて基本額を過大に算定していた事態

福岡市は、平成27、28両年度に、27年度283支援単位、28年度312支援単位において、土曜日も含めて支援員等を2人以上配置して健全育成事業を実施したなどとして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計3,386,220,250円として福岡県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計1,120,437,000円の交付を受けていた。

しかし、上記支援単位のうち27年度270支援単位、28年度301支援単位において、放課後児童クラブ内の複数の支援単位は土曜日に合同で健全育成事業を実施していたことから、これらの支援単位ごとにもみた場合、支援員等が2人以上配置されておらず実施要件を満たしていない日もあったのに、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、これらの実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めて基準額を算定していたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、27、28両年度の適正な基本額を算定すると計3,189,178,410円となることから、前記の基本額3,386,220,250円との差額197,041,840円が過大となっており、これに係る交付金57,378,000円が過大に交付されていた。

〈事例2〉 実施した事業の基準額を選定を誤っていた事態

千葉県四街道市は、平成28、29両年度に、28年度3か所、29年度1か所の放課後児童クラブにおいて、環境整備事業の実施に当たり、小学校の余裕教室等の既存施設の改修等を伴う放課後児童クラブ設置促進事業に係る一放課後児童クラブ当たりの基準額(1200万円)を選定していた。そして、同市は、上記環境整備事業の基準額のほか健全育成事業等の基準額を合算するなどして、放課後児童健全育成事業に係る基本額を計165,953,157円として千葉県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計55,316,000円の交付を受けていた。

しかし、同市が実施した環境整備事業は備品の購入(28年度の実支出額1,776,133円、29年度の実支出額997,920円)のみであることから、環境整備事業のうち既存施設の改修を伴わない放課後児童クラブ環境改善事業に係る一放課後児童クラブ当たりの基準額(100万円)を選定するなどして基本額を算定すべきであった。

したがって、28、29両年度の適正な基本額を算定すると計148,520,460円となることから、前記の基本額165,953,157円との差額17,432,697円が過大となっており、これに係る交付金5,811,000円が過大に交付されていた。

前記の事態を態様別・部局等別に示すと次のとおりである。

ア 実施要件を満たしていない日を年間開所日数に含めて基本額を過大に算定していた事態

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(2) 山梨県	西八代郡市 川三郷町	子ども・子 育て支援交 付金(放課 後児童健全 育成)	27、28	56,099	18,669	8,454	2,788
(3) 福岡県	福岡市	同	27、28	3,386,220	1,120,437	197,041	57,378
イ 実施した事業の基準額の選定を誤っていた事態							
(4) 千葉県	四街道市	子ども・子 育て支援交 付金(放課 後児童健全 育成)	28、29	165,953	55,316	17,432	5,811
(2)-(4)の計				3,608,272	1,194,422	222,928	65,977

**子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を過大に交付していたもの
(1件 不当と認める国庫補助金 5,422,000円)**

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」という。)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。

そして、国は市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)(以下「交付金」という。)を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年雇児発0529第18号。以下「実施要綱」という。)等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。

「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」(平成27年府子本第277号内閣総理大臣通知)等によれば、交付金の額は、地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「基本額」という。)に国の負担割合3分の1を乗ずるなどして得た額とすることとされている。

本院が、20道府県の68市町村において会計実地検査を行ったところ、1市において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(5) 長崎県	大村市	子ども・子 育て支援交 付金(地 域子育て支 援拠点)	27、28	118,700	39,566	16,265	5,422

大村市は、平成27、28両年度に、8か所の地域子育て支援拠点において開設時間中に専任の者を2名以上配置するなどして拠点事業を実施したとして、拠点事業に係る基本額を計118,700,000円として長崎県に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計39,566,000円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、1か所の地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置しておらず実施要件を満たしていないのに、これに係る基準額を拠点

事業全体の基準額に含めていたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、27、28両年度の適正な基本額を算定すると計102,435,000円となることから、前記の基本額118,700,000円との差額16,265,000円が過大になっており、これに係る交付金5,422,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において実施要綱等の理解が十分でなかったこと、長崎県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助対象事業費を過大に精算するなどしていたもの

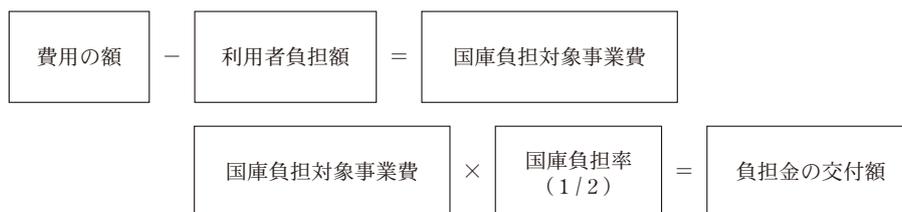
4件 不当と認める国庫補助金 39,638,142円

子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担対象事業費を過大に精算していたもの

(2件 不当と認める国庫補助金 6,492,475円)

子どものための教育・保育給付費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、教育又は保育を受ける資格を有する小学校就学前の子ども(以下「支給認定子ども」という。)に対して社会福祉法人等が設置する保育所や認定こども園等(以下、これらを合わせて「民間保育所等」という。)が教育又は保育を実施する際に、市町村(特別区を含む。)が当該民間保育所等に対して支弁する施設型給付費等の支給等に要する費用の一部について国が交付するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び利用者負担額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

- ① 費用の額は、民間保育所等の所在地域、利用定員、支給認定子どもの年齢等の別に1人当たり月額で定められている基本分単価や各種加算の額に、各月の支給認定子ども数を乗ずるなどして算出した年間の合計額による。そして、各種加算には、民間保育所等が当該施設において運営管理の業務に常時従事している所長を配置しているなどの要件を満たしている場合に計上される所長設置加算や、主任保育士を保育計画の立案等に専任することができるよう代替保育士を配置しているなどの要件を満たしている場合に計上される主任保育士専任加算等がある。

- ② 利用者負担額は、支給認定に係る保護者及びその配偶者の前年度分又は当年度分の市町村民税額等に応じて、階層別及び年齢区分別に各支給認定子どもにつき1人当たり月額で定められている利用者負担の上限額と内閣総理大臣が定める基準により年齢区分等別に月ごとに算定した支給認定子ども1人当たりの額のいずれか低い額により算出した年間の合計額による。

本院が、25都道府県の120事業主体において会計実地検査を行ったところ、2県の2事業主体において、誤って、所定の要件を満たしていないのに費用の額の算定に当たり所長設置加算や主任保育士専任加算を計上しており、費用の額を過大に算定するなどしていたため、国庫負担対象事業費が過大に精算されていて、負担金相当額計6,492,475円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において費用の額の算定に当たっての調査確認が十分でなかったこと、2県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福島県福島市は、民間保育所 A に係る平成 27、28 両年度の費用の額の算定に当たり、運営管理の業務に常時従事している所長を配置したとして所長設置加算を計上していた。

しかし、実際には、民間保育所 A の所長は他の施設の長を兼務していて民間保育所 A の運営管理の業務に常時従事しておらず、所長設置加算の要件を満たしていないのに、同市は、誤って、当該加算を計上していたことから、民間保育所 A に係る費用の額を過大に算定するなどしていた。

このため、国庫負担対象事業費計 9,660,680 円が過大に精算されていて、これに係る負担金相当額計 4,830,340 円が過大となっていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(6) 福島県	福島市	子どものための教育・保育給付費 国庫負担金	27、28	5,364,457	2,682,228	9,660	4,830
(7) 群馬県	富岡市	同	28	844,696	422,348	3,324	1,662
(6)(7)の計				6,209,154	3,104,577	12,984	6,492

企業主導型保育事業における企業主導型保育施設の整備費を過大に精算するなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 28,279,000 円)

企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づき、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所等の待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として平成 28 年度に創設されたものであり、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」(平成 28 年府子本第 305 号、雇児発 0502 第 1 号)等(以下「実施要綱」という。)に基づき、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 82 条第 1 項に規定する事業主等(以下「一般事業主」という。)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児の保育を、一般事業主が整備する企業主導型保育施設等において行うものである。

内閣府本府は、「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金の国庫補助について」(平成 28 年府子本第 442 号)等に基づき、補助事業者に対して企業主導型保育事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することとしており、28、29 両年度は公募により選定した公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)を補助事業者として補助金を交付している。

そして、協会は、実施要綱に基づき、補助金を原資として企業主導型保育事業を実施する一般事業主等(以下「事業主体」という。)に対して、企業主導型保育施設の整備に要する費用(以下「整備費」という。)等の助成を行っている(以下、協会が整備費の助成のために事業主体に対して交付する助成金を「助成金」という。)

「平成 28 年度企業主導型保育事業助成要領」(平成 28 年 5 月公益財団法人児童育成協会制定)等によれば、事業主体は、企業主導型保育施設の整備完了後に事業完了報告書等を協会に提出し、協会は、同報告書等を審査することなどとされている。また、助成金の交付額は、①工事の種目ごとに定められた基準額を合計した額を算出し、②助成対象となる経費の実支出額と、総事業費から残存物件の処分による収入等を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に 4 分の 3 を乗じた額を算出した上で、①の額と②の額とを比較して、いずれか少ない方の額を選定するなどして算定することとされている。

本院が、28、29 両年度に 27 事業主体が整備した企業主導型保育施設 28 施設において会計実地検査を行ったところ、1 事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費	不当と認める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(8) 内閣府本府	公益財団法人 児童育成協会	株式会社 Top Counselings	企業主導型 保育	28、29	86,983	65,236	37,706	28,279

株式会社 Top Counselings (以下「会社」という。)は、富山県富山市内に所在する建物の改修等工事を実施し、当該建物の一部において企業主導型保育施設を開設することとして、協会に助成金の申請を行っていた。そして、会社は、29 年 3 月に請負業者と請負契約を締結して、28、29 両年度に助成対象となる保育室等の整備を工事費計 86,503,341 円で実施したとして請負業者に対して同額を支払うとともに、当該改修等工事に係る事務費を合算するなどして、助成対象となる経費の実支出額が計 86,983,100 円であったとして協会に事業完了報告を行い、協会から助成金計 65,236,000 円の交付を受けていた。

しかし、会社が協会に提出した事業完了報告書は虚偽の内容のものであり、上記の工事費 86,503,341 円は金額が水増しされたものであって、実際に会社が請負業者に支払っていた工事費は 63,558,000 円であった。さらに、この 63,558,000 円は建物全体の改修等に要した工事費であり、企業主導型保育施設とは関係のない部分の改修等に要した費用 15,530,297 円が含まれていた。

したがって、実際の工事費に基づくなどして適正な助成対象となる経費の実支出額を算出すると計 49,276,423 円となり、これに係る助成金交付額は 36,957,000 円となることから、前記の助成金交付額 65,236,000 円との差額 28,279,000 円が過大に精算されるなどして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、協会において事業完了報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、内閣府本府において協会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により実施した事業の交付対象事業費を過大に精算していたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 4,866,667 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費	不当と認める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(9) 内閣府本府	島 根 県	隠岐郡西ノ島町 有限会社アグリおき (事業主体)	特定有人国境離島地域 社会維持推進交付金	29	13,900	6,950	9,733	4,866

この交付金事業は、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成 28 年法律第 33 号)に基づき、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために、都道府県が定める計画に基づき都道府県等が実施する事業の経費の一部について、内閣府本府が特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(以下「交付金」という。)を交付するものである。

交付金の交付対象事業のうち、雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱(平成 29 年府海事第 7 号)等によれば、特定有人国境離島地域における雇用増に直接寄与する民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助し、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を行うものとされている。そして、雇用機会拡充事業の交付対象経費は、設備費、改修費、人件費

等とされており、交付対象経費の2分の1以内等の額の交付金を都道府県等を通じて民間事業者等に交付することとされている。

有限会社アグリおき(以下「会社」という。)は、平成29年度に雇用機会拡充事業として、飲食店を開設し郷土料理を提供したり、ゲストハウスとして宿泊客の受入れを行ったりするなどのために、古民家の改修工事費を15,012,000円とする契約を施工業者と締結した上で工事を実施したとしていた。そして、上記の工事費から消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額を控除した13,900,000円を交付対象経費とする実績報告書を西ノ島町に提出し、同町がこれを審査するなどして、同町から10,425,000円(交付金相当額6,950,000円)の交付を受けていた。

しかし、実際に会社が施工業者に支払っていた工事費は4,500,000円であり、会社は事実と相違した工事費に基づく虚偽の実績報告書を作成して西ノ島町に提出していた。

したがって、実際の工事費4,500,000円から消費税相当額を控除して適正な交付対象経費を算定すると4,166,667円となり、前記の交付対象経費13,900,000円との差額9,733,333円が過大に精算されていて、これに係る交付金相当額4,866,667円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付金事業の適正な実施に対する認識が著しく欠けていたこと、西ノ島町において会社から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったこと、島根県において西ノ島町に対する指導等が十分でなかったこと、内閣府本府において島根県及び西ノ島町に対する指導等が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 15,700,315円
 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の交付対象事業費に交付の対象とならない費用を含めていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 15,700,315円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(10) 内閣府本府	島根県	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)	27	56,283	55,812	15,700	15,700

この交付金事業は、島根県が、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱(平成27年府地創第21号。以下「制度要綱」という。)等に基づき、UIターンを含め安心して就農し定着できる体制を整備するために、「新たな農業者の就業・定着総合対策事業」(以下「総合対策事業」という。)を実施したものである。

制度要綱等によれば、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(以下「交付金」という。)は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的として、地方公共団体が作成した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づく事業に要する費用について、地方公共団体が負担する費用に対してその全部又は一部を国が交付するものとされている。

交付金の交付対象となる事業については、制度要綱等において、実施計画を作成する地方公共団体が実施計画に基づく事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担するものであることなどが定められている。

同県は、総合対策事業について、平成27年4月から28年3月までを事業実施期間とする実施計画を内閣府本府に提出した上で、当該実施計画に基づき、事業費56,283,631円（交付対象事業費同額）で実施したとして内閣府本府に実績報告書を提出して、確認及び額の確定を受け、内閣府本府から交付金55,812,913円の交付を受けていた。そして、総合対策事業のうちの1事業として、島根県農業協同組合等が整備したビニールハウス等を農業者にリースする際に、同県は、リース料の一部を軽減する事業（以下「リース料軽減事業」という。）を15,788,000円で実施したとしていた。

しかし、同県がリース料軽減事業の対象とした15,788,000円のうち15,700,315円は、実施計画で定めた事業実施期間外である28年4月から最長で41年2月までの間のリース料の一部に充当するとされたものであり、交付金の交付の対象となる実施計画に基づく事業に該当しないものであった。

したがって、リース料軽減事業のうち事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用15,700,315円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額15,700,315円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、内閣府本府において事業に係る交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 工事の設計が適切でなかったもの				1件	不当と認める国庫補助金		1,292,305円	
防護柵工の設計が適切でなかったもの				(1件)	不当と認める国庫補助金		1,292,305円	
部局等	補助事業者等	間接補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(11) 内閣府本府	沖縄県	島尻郡八重瀬町	沖縄振興特別推進交付金	28	44,915	35,932	1,615	1,292

この交付金事業は、八重瀬町が、八重瀬町字具志頭地内において、同町の観光振興機能の導入を図ることなどを目的として観光拠点施設等を整備するに当たり、擁壁工、防護柵工等を実施したものである。

このうち、防護柵工は、観光拠点施設等の用地に隣接する小学校のグラウンド用地からのボールの侵入等を防止するために、グラウンド用地との境界に金網フェンス（高さ3.0m、延長95.7m）を設置したものである。そして、金網フェンスの延長23.7mの区間については、擁壁工で設置したプレキャスト製L型擁壁の背面に2.0m間隔でコンクリート基礎ブロック（縦45.0cm、横45.0cm、高さ80.0cm。以下「基礎ブロック」という。）を設置し、これに支柱を取り付けて、金網フェンスを固定していた（参考図参照）。

同町は、本件工事の実施に当たり、平成27年度に、設計業務等を設計コンサルタントに委託して実施し、設計報告書、工事設計書、土質調査報告書等（以下、これらを「設計報告書等」という。）を受領しており、設計報告書等によれば、基礎ブロックを設置する地盤面の設計条件である長期許容地耐力^(注1)は100kN/m²、基礎地盤面の土質は粘土とされていた^(注2)。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）によれば、粘土質地盤の長期許容地耐力^(注3)は20kN/m²とされている。また、「道路土工 盛土工指針」（公益社団法人日本道路協会編）によれば、土質が粘性土である発生土を工作物の埋戻し土として使用する場合は、当該発生土について適切な土質の改良を行えば使用することが可能であるとされている。

しかし、同町は、前記の設計報告書等に基づき設計図書を作成する際に、基礎ブロックの埋戻し土について、土質の改良等について具体的な検討を行わず、擁壁工で生じた粘土である発生土をそのまま使用することとして、本件工事を施工業者に施工させていた。

このため、基礎ブロックを設置した地盤面の土質は、施行令において長期許容地耐力 20kN/m^2 とされている粘土であり、基礎ブロックを設置する地盤面の設計条件である長期許容地耐力 100kN/m^2 を下回っていることから、基礎ブロックは沈下するおそれがあり、現に、基礎ブロックが 1cm から 2cm 程度沈下していたり、L型擁壁背面側に数cm傾いていたっていた。

したがって、本件防護柵工(工事費相当額 $1,615,382$ 円)は基礎ブロックの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 $1,292,305$ 円が不当と認められる。

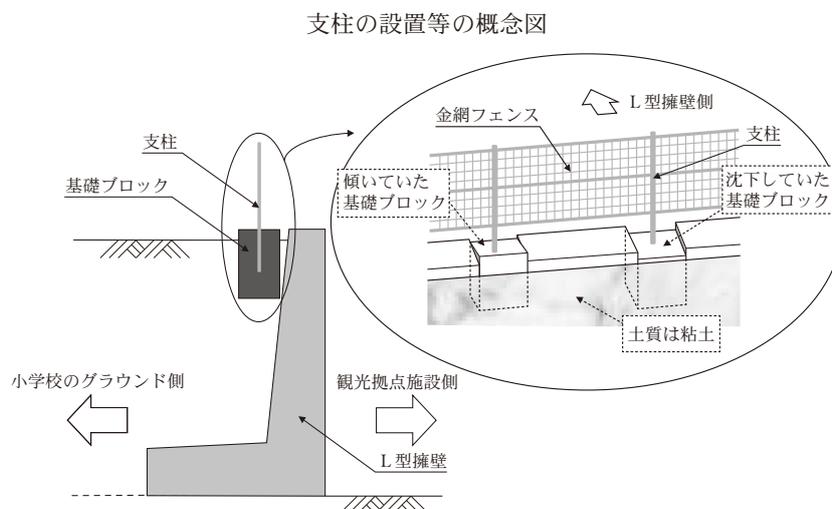
このような事態が生じていたのは、同町が設計図書を作成するに当たって設計コンサルタントから受領した設計報告書等についての理解が十分でなかったこと、沖縄県において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 長期許容地耐力 地盤に対し鉛直方向に長期に働く力を地盤が支えることができ、かつ有害な地盤の沈下を生じさせない設計上許される上限値

(注2) 粘土 土質材料の工学的分類によれば粘性土の一種

(注3) 施行令では「地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度」と規定されているが、同様の概念であることから、「長期許容地耐力」と表記を統一している。

(参 考 図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、統合原子力防災ネットワークの通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や、地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要がないことを所在都道府県等に対して周知するなどして指導することにより、事業が効果的かつ経済的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定) (項)原子力安全規制対策費
------------	--

部 局 等	内閣府本府
交付の根拠	予算補助
事業主体	24道府県
緊急時連絡網整備事業の概要	原子力緊急事態発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者、緊急事態応急対策等拠点施設等をネットワークで接続し、テレビ会議システム、IP電話等を使用して適時に情報共有を図るためのネットワークのうち所在都道府県等が整備するもの
	26億6635万余円(平成28、29両年度)
検査の対象とした地域系ネットワークの構築及び運用を行う24道府県における事業費	
基幹回線において消費帯域が契約帯域を上回っていて通信の安定性が確保されていない事業主体数及び事業費	1県 1億3763万余円(平成28、29両年度)
上記に対する交付金相当額(1)	1億3763万円
枝回線において最大消費帯域が契約帯域を大幅に下回っていて専用回線の使用料が節減できると認められる事業主体数、回線数及び使用料(2)	8県 72回線 4933万余円(平成28、29両年度)
上記に対する交付金相当額(3)	4933万円(背景金額)
(2)のうち、契約帯域を減少させた場合に使用料が節減できることが確認できた事業主体数、回線数及び節減額	4県 23回線 965万余円
上記に対する交付金相当額(4)	965万円
必要のない通信設備を設置していた事業主体数及び節減できた事業費	3県 2146万余円(平成29年度)
上記に対する交付金相当額(5)	2146万円
(1)、(4)及び(5)の純計	1億6597万円(平成28、29両年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

緊急時連絡網整備事業による専用回線の使用及び通信設備の設置について

(令和元年10月15日付け 内閣総理大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

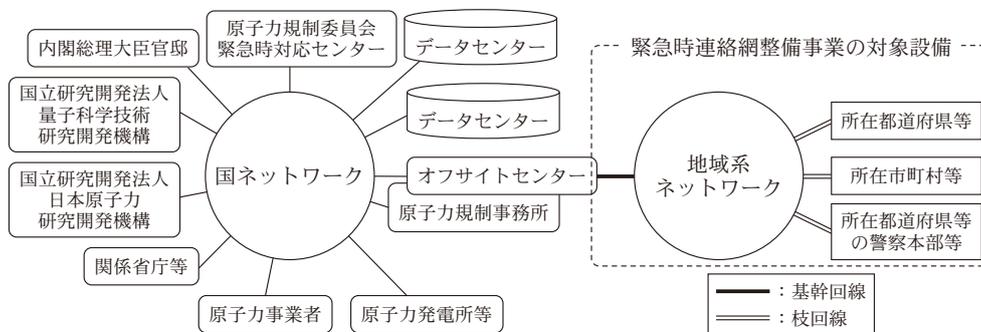
1 事業等の概要

(1) 緊急時連絡網整備事業の概要

国及び地方公共団体は、原子力災害対策指針(平成24年10月原子力規制委員会制定)に基づいて、原子力緊急事態発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)等をネットワークで接続し、テレビ会議システム、IP電話等を使用して適時に情報共有を図るための統合原子力防災ネットワークを整備している。

統合原子力防災ネットワークは、原子力規制委員会が構築して運用しているネットワーク(以下「国ネットワーク」という。)と、原子力災害対策重点区域が設定されている市町村が所在する各都道府県がそれぞれ構築して運用しているネットワーク(以下「地域系ネットワーク」という。)で構成されている。そして、国ネットワークは、国の関係機関、原子力事業者、原子力規制委員会が設置しているデータセンター、オフサイトセンター等の拠点を専用回線で結んでおり、また、地域系ネットワークは、所在都道府県等、所在市町村等、オフサイトセンター等の拠点を専用回線で結んでいる。さらに、両ネットワークはオフサイトセンターを介して専用回線で結ばれている(以下、地域系ネットワークのうち、オフサイトセンターと結ばれている専用回線を「基幹回線」、その他の専用回線を「枝回線」という。図参照)。そして、これらの専用回線の帯域については、原子力規制委員会や所在都道府県等がそれぞれ電気通信事業者と締結している契約において定められている。

図 統合原子力防災ネットワークの概念図



貴府は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則(昭和55年科学技術庁・通商産業省告示第3号)等に基づき、緊急時連絡網整備事業として地域系ネットワークの構築及び運用を行う所在都道府県等に対して、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(以下「交付金」という。)を交付している。そして、同規則によれば、交付金の緊急時連絡網整備事業に係る交付対象経費は、専用回線の設置費及び使用料並びにテレビ会議システム、IP電話等の通信設備等に係る経費とされている。

(注1) 原子力緊急事態 原子力事業所外に放射性物質又は放射線が異常な水準で放出される事態

(注2) 緊急事態応急対策等拠点施設 原子力緊急事態発生時に、国、都道府県、原子力事業者等の原子力防災に係る関係者が集合して現地の応急対策を講ずるための拠点として内閣総理大臣が指定する施設

(注3) 原子力災害対策重点区域 あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる地域。実用発電用原子炉の場合、当該施設からおおむね半径5km圏内の区域を予防的防護措置を準備する区域(PAZ)、おおむね半径30km圏内の区域を緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)としてこれらを目安として設定されている。

(注4) 所在都道府県等 原子力発電施設等の設置がその区域内で行われるなどしている都道府県等

(注5) 所在市町村等 原子力発電施設等の使用がその区域内で開始されるなどしている市町村等

(注6) 帯域 デジタル回線におけるデータ転送速度。単位時間当たりに転送できるデータの量としてビット/秒(bps)で示される。

(2) テレビ会議システムの概要

統合原子力防災ネットワークのテレビ会議システムは、各拠点に設置された遠隔操作端末を用いて国ネットワーク内のデータセンターに設置されたMCU(以下「国MCU」という。)^(注7)を操作し、統合原子力防災ネットワーク内の他の拠点に設置されたテレビ会議装置に接続することで画像や音声データの送受信を可能にするものである。そして、原子力規制委員会は、平成28年4月に、既存のデータセンターに加えて新たなデータセンターを整備してMCUを増設しており、データセンターの障害に備えて二重化を図っている。

(注7) MCU Multipoint Control Unit(多地点接続装置)の略。同時に多数のテレビ会議装置から画像や音声データを受け取り、画面を分割してまとめて表示できるように合成するなどした上で各拠点に送り出す装置

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、地域系ネットワークにおける専用回線の帯域は適切なものとなっているか、通信設備の構成は適切なものとなっているかなどに着眼して、28、29両年度に、地域系ネットワークの構築及び運用を行う全24道府県が実施した緊急時連絡網整備事業(事業費28年度12億5591万余円、29年度14億1044万余円、計26億6635万余円。交付金交付額同額)を対象として、貴府及び16道府県^(注8)において交付申請書、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、残りの8道府県^(注9)についても調書の提出を受けるなどして検査した。

(注8) 24道府県 北海道、京都、大阪両府、青森、宮城、福島、茨城、神奈川、新潟、富山、石川、福井、岐阜、静岡、滋賀、鳥取、島根、岡山、山口、愛媛、福岡、佐賀、長崎、鹿児島各県

(注9) 16道府県 北海道、京都府、青森、宮城、福島、茨城、新潟、富山、石川、福井、岐阜、滋賀、島根、愛媛、長崎、鹿児島各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

（1）専用回線の帯域の状況

統合原子力防災ネットワークは、前記のとおり、原子力緊急事態発生時に、国、地方公共団体、原子力事業者、オフサイトセンター等をネットワークで接続して適時に情報共有を図るためのものであることから、各拠点間を結ぶ専用回線については、当該専用回線を使用する通信設備の設置状況等に応じた十分な帯域が確保される必要がある。

特に、統合原子力防災ネットワークで使用される通信設備のうち、テレビ会議システムは、国の関係機関、所在都道府県等、所在市町村等、原子力事業者等の多数の関係者によりテレビ会議を実施する際に一斉に使用するものであり、IP電話は、原子力緊急事態発生時において各拠点間における連絡等に相当高い頻度で使用されるものである。これらの機器については、通信設備としての性質上、即時に画像や音声データを送受信する必要があることから、専用回線の設置に当たっては、このことを十分に踏まえた適切な帯域となるよう検討する必要がある。また、基幹回線については、各拠点間の通信が集中する主要な回線であることから、通信の安定性を確保することが特に重要である。

一方、専用回線の使用料は、帯域に応じて定められるものであることから、必要以上の帯域を確保することにより、使用料が過大なものとならないように留意する必要がある。

そこで、地域系ネットワーク内の各拠点に設置された通信設備が使用時に消費することとなる帯域（以下「消費帯域」という。）を、貴府が原子力総合防災訓練^{（注10）}の際に統合原子力防災ネットワーク内の通信方式として採用している仕様等に基づいて算出した上で、専用回線の契約により使用できている帯域（以下「契約帯域」という。）と比較したところ、次のとおりとなっていた。

ア 基幹回線において消費帯域が契約帯域を上回っていて通信の安定性が確保されていない事態

前記のとおり、基幹回線については、各拠点間の通信が集中する主要な回線であり、通信の安定性を確保することが特に重要である。

しかし、各所在都道府県等における基幹回線の契約帯域は5Mbpsから100Mbpsまでと区々となっており、消費帯域についての検討が十分に行われていない状況が見受けられた。

そして、愛媛県においては、テレビ会議装置8台及びIP電話26台の消費帯域のみで計6.3Mbpsとなっていて、基幹回線の契約帯域5Mbpsを上回っており、即時に画像や音声データを送受信する必要があるテレビ会議装置やIP電話による通信を他の通信設備よりも優先する設定としたとしても、画像や音声データの送受信が遅延し又は欠落して通信の安定性が確保できないことなどから、原子力緊急事態発生時における適時の情報共有に支障を来すおそれがある状況となっていた（通信の安定性が確保されないことにより情報共有に支障を来すおそれがある専用回線の使用料、通信設備のリース料等に係る事業費28年度6742万余円、29年度7020万余円、計1億3763万余円。交付金交付額同額）。

現に、本院の検査を踏まえて、同県が、テレビ会議装置7台及びIP電話20台（消費帯域計5.3Mbps）を同時に使用して実際の消費帯域を測定する実験を実施したところ、

これらの通信機器のみの使用で実際に消費された帯域が契約帯域と同水準に達したため、テレビ会議システムにおいて画像が連続して乱れるなどの現象が確認された。

(注10) 原子力総合防災訓練 国が、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、所在都道府県等、所在市町村等、原子力事業者等とともに原子力緊急事態を想定して実施している訓練

イ 枝回線において最大消費帯域が契約帯域を大幅に下回っていて専用回線の使用料が節減できると認められる事態

前記のとおり、専用回線の使用料は、必要以上の帯域を確保することにより使用料が過大なものとならないように留意する必要がある。

しかし、8県が構築して運用している地域系ネットワークの枝回線計72回線について、当該回線を使用する全ての通信設備の消費帯域を合計して更に予備の帯域を加えるなどした帯域(以下「最大消費帯域」という。)を算出した上で、契約帯域と比較したところ、消費帯域についての検討が十分に行われていなかったため、表のとおり、最大消費帯域が契約帯域を大幅に下回っていた(専用回線に係る契約額のうち72回線の使用料に相当する額28年度2466万余円、29年度2466万余円、計4933万余円。交付金相当額同額)。そして、一般的に、専用回線の使用料は、契約帯域の減少に伴い逓減するように設定されていることから、より小さい契約帯域とすることで、専用回線の使用料を節減できると認められる。

表 枝回線における契約帯域と最大消費帯域の状況 (単位:回線、Mbps)

県名	回線数	1回線当たりの契約帯域	1回線当たりの最大消費帯域	うち即時の送受信を必要とする通信設備の消費帯域
青森県	1	3	1	0.1
宮城県	14	5	2~3	0.3~0.8
神奈川県	2	5	3	0.7
新潟県	21	10	2~3	0.1~0.6
石川県	10	5	3	0.8
静岡県	10	5	3	0.6
島根県	8	5	2~3	0.1~0.8
愛媛県	6	5	3	0.6
計	72			

(注) 「うち即時の送受信を必要とする通信設備の消費帯域」は、各回線を使用するテレビ会議装置及びIP電話の消費帯域を記載している。

現に、上記72回線のうち、専用回線に係る電気通信事業者との契約において実際に適用されている料金表等により契約帯域を減少させた場合の使用料を確認することができた青森、宮城、神奈川、愛媛各県の23回線(使用料計3096万余円)について、契約帯域を最大消費帯域と同じ帯域として契約した場合の専用回線の使用料を算出したところ、計2131万余円となり、965万余円(交付金相当額同額)が節減できたと認められる。

(2) 通信設備の構成の状況

前記のとおり、28年4月に国MCUが増設され、データセンターの障害に備えて二重化が図られている。また、統合原子力防災ネットワークにおけるテレビ会議システムは、地域系ネットワーク内の拠点のみでテレビ会議を実施する場合でも、国MCUを遠隔操作端末で操作することにより利用することができる設計になっており、国MCUを操作するための遠隔操作端末を設置すれば、地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要はない。

しかし、青森、宮城、福島各県は、28年4月に国MCUが増設されて二重化が図られたことや、遠隔操作端末で国MCUを操作することにより地域系ネットワーク内の拠点のみのテレビ会議が実施できることを認識していなかったことから、29年度に独自のMCUを設置していた(3県におけるMCUの設置費用計2760万余円。交付金相当額同額)。そして、これらの3県において、独自のMCUを設置せずに、国MCUを操作するための遠隔操作端末を設置していたとすれば、事業費は計613万余円となり、2146万余円(交付金相当額同額)が節減できたと認められる。

(改善を必要とする事態)

緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、基幹回線において消費帯域が契約帯域を上回っていて通信の安定性が確保されていない事態、枝回線において最大消費帯域が契約帯域を大幅に下回っていて専用回線の使用料が節減できると認められる事態及び地域系ネットワーク内に設置する必要のないMCUが設置されている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、所在都道府県等において消費帯域についての検討を十分に行っていないことにもよるが、貴府において通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要はないことについて所在都道府県等に対して示していないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

統合原子力防災ネットワークのうち地域系ネットワークを運用している所在都道府県等においては、緊急時連絡網整備事業に係る事業費が28、29両年度で計26億6635万余円に上っており、今後も電気通信事業者と契約を締結して専用回線を使用するとともに、必要に応じて通信設備の更新等を行っていくことが見込まれる。

については、貴府において、緊急時連絡網整備事業が効果的かつ経済的に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 所在都道府県等に対して、緊急時連絡網整備事業により設置する専用回線について、通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法を検討して、その内容を周知するなどして、通信の安定性が確保されなかったり、契約帯域が消費帯域を大幅に上回っていることにより交付金の交付が過大となったりすることがないように指導すること
- イ 所在都道府県等に対して、地域系ネットワーク内の拠点のみでテレビ会議を実施する場合に必要な通信設備の構成を周知するなどして、通信設備の構成を適切なものとするよう指導すること

- (2) 企業主導型保育助成事業により企業主導型保育施設を整備するに当たり、補助事業者に対して利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせるとともに、補助事業者が企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分に審査等を行えるような仕組みを整備することなどにより、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(子ども・子育て支援勘定) (項)地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費		
部 局 等	内閣府本府		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者	公益財団法人児童育成協会		
間接補助事業者(事業主体)	187 事業主体		
補助事業	企業主導型保育助成事業		
補助事業の概要	多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育施設の整備費等の助成を行うもの		
検査の対象とした187事業主体が整備した企業主導型保育施設の施設数及び整備費	213 施設		121 億 9032 万余円(平成 28、29 両年度)
上記の整備費に係る助成金交付額			84 億 4384 万余円
上記に係る国庫補助金相当額			84 億 4384 万余円
利用が低調となっている企業主導型保育施設に係る事業主体数、施設数及び整備費	67 事業主体	72 施設	44 億 1167 万余円(平成 28、29 両年度)
上記の整備費に係る助成金交付額			31 億 6880 万余円
上記に係る国庫補助金相当額(1)			31 億 6880 万円
開設が遅延して児童を受け入れられていないなどの企業主導型保育施設に係る事業主体数、施設数及び整備費	9 事業主体	9 施設	9 億 5668 万余円(平成 28、29 両年度)

上記の整備費に係る助成金交付額	6億9198万余円
上記に係る国庫補助金相当額(2)	6億9198万円
(1)及び(2)の計	38億6078万円

【改善の処置を要求したものの全文】

企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について

(平成31年4月23日付け 内閣総理大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 企業主導型保育事業の概要等

(1) 企業主導型保育事業の概要

政府は、都市部を中心に深刻な問題となっている保育所等の待機児童の解消の取組を加速化させるために、平成25年度から29年度末までの間に約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」(以下「加速化プラン」という。)を25年4月に策定している。その後、待機児童の解消を確実なものとするために、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月一億総活躍国民会議決定)において、加速化プランに基づく29年度末までの保育の受け皿整備の目標を40万人分から10万人分上積みして50万人分とした。

そして、貴府は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第82条第1項に規定する事業主等(以下「一般事業主」という。)から徴収する拠出金を財源として、28年度に企業主導型保育事業費補助金(以下「国庫補助金」という。)を創設するとともに、「平成28年度企業主導型保育事業費補助金の国庫補助について」(平成28年府子本第442号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、同年度から企業主導型保育事業を実施している。

企業主導型保育事業は、上記待機児童の解消等の目的を達成するために、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」(平成28年府子本第305号、雇児発0502第1号)、「平成29年度企業主導型保育事業等の実施について」(平成29年府子本第370号、雇児発0427第2号。平成30年3月一部改正) (以下、これらを合わせて「実施要綱」という。)等に基づき、一般事業主に雇用されている従業員(以下「従業員」という。)等が監護する乳児又は幼児(以下「児童」という。)の保育を行うものであり、政府は、前記の上積みした10万人分の保育の受け皿のうち約5万人分については、同事業により確保することとしている。

実施要綱によれば、一般事業主等が企業主導型保育事業を行うために設置する保育施設(以下「企業主導型保育施設」という。)について、利用定員は6名以上とし、従業員の監護する児童に係る定員(以下「従業員枠」という。)と、従業員枠以外の児童に係る定員(以下「地域枠」という。)との区分に応じて設定することとされている。地域枠は、従業員枠の対象とならない地域住民等が監護する児童のために設定されるものであり、原則として利用定員全体の50%以内とすることとされている。

貴府は、国庫補助金の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、28、29両年度は公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）を補助事業者として選定し、交付要綱等に基づき協会に対して国庫補助金を交付している。

(2) 企業主導型保育助成事業の概要

協会は、実施要綱に基づき、国庫補助金を原資として、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育施設の整備に要する費用（以下「整備費」という。）及び企業主導型保育施設における保育の実施に要する経費の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している（以下、協会が企業主導型保育助成事業により行う整備費の助成を「助成」といい、そのために交付する助成金を「助成金」という。また、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設の整備を行う一般事業主等を「事業主体」という。）。

実施要綱によれば、協会は、貴府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を別に定めることとされており、これを受けて協会は、同事業の適切かつ円滑な実施を図るために、「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」（平成28年5月制定）、「平成29年度企業主導型保育事業助成要領」（平成29年4月制定）等（以下、これらを合わせて「助成要領等」という。）を制定している。

助成要領等によれば、企業主導型保育施設を利用する児童は、1月当たりの利用日数が16日以上となるなどの条件を満たしている児童（以下「定期利用児童」という。）と、1月当たりの利用日数が15日以下となる児童（以下「不定期利用児童」という。）に区分されている。また、企業主導型保育施設の設置に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令のほか、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）に定められている保育に必要な設備等に応じた各基準等（以下、これらを合わせて「設備基準等」という。）を遵守することとされている。

そして、実施要綱では、事業主体は、企業主導型保育施設の運営に当たっては、国及び協会の助言及び指導に応じなければならないこととなっている。

(3) 助成の申込手続及び助成金の交付

助成要領等によれば、助成金の交付額は、企業主導型保育施設の利用定員や整備工事の内容等に応じて定められている基準額の合計額と、整備工事に要した実支出額等を比較するなどして算定することとされており、助成の申込手続及び助成金の交付については次のとおりとされている。

- ① 助成を受けようとする者は、助成申込書に、企業主導型保育施設の利用定員、規模、構造、開設予定時期等についての計画等を記載し、企業主導型保育施設の整備に係る所要額調書、設計図面等を添えて協会に提出する。そして、協会は、これらの内容を審査の上、助成の可否及び助成金の交付額を決定する。
- ② 助成の決定を受けた者は、企業主導型保育施設の整備工事を実施し、所定の期限までに事業完了報告書に実績額調書、整備工事に係る関係書類等を添えて協会に提出する。
- ③ 協会は、事業完了報告書等を速やかに審査し、必要と認める場合には実地調査を行い、助成金の額を確定し、助成の決定を受けた者に助成金を交付する。

①のとおり、協会は、助成申込書等の内容を審査の上、助成の可否等を決定することとされているが、審査時に確認すべき事項等については、実施要綱等には具体的に明記されていない。

(4) 企業主導型保育事業の見直し状況等

企業主導型保育事業については、昨今、一部の企業主導型保育施設において、開設後短期間で休止又は廃止となったり、利用児童数が利用定員を大幅に下回ったりするなどの事態が発生したことから、国会で取り上げられたり、新聞等で報道されたりしている。

このような状況を受けて、貴府は、企業主導型保育事業の実施状況等を検証し、より円滑な同事業の実施に向けた改善策を検討するために、30年12月に、有識者で構成する「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置するなどしている。

そして、検討委員会は、31年3月に、検討結果等についての報告を取りまとめており、企業主導型保育事業における保育の質の確保、継続性・安定性の確保、地方自治体との適切な連携等について提言を行っている。

2 本院の検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

貴府は、企業主導型保育助成事業を実施する協会に対して多額の国庫補助金を交付しており、協会が国庫補助金を原資として事業主体に対して交付した助成金の交付額は、28年度158億余円、29年度545億余円、計703億余円に上っている。

また、貴府は、検討委員会の報告等を踏まえて、企業主導型保育事業の内容についての見直しなどを行うこととしており、検討委員会による企業主導型保育事業の実施状況等の検証の過程等において、利用児童数が利用定員を大幅に下回っていたり、何らかの理由により児童の受入れができない状態となったりしている企業主導型保育施設が存在していることは公表しているものの、企業主導型保育施設の具体的な利用状況、事業主体における助成の申込時の利用定員等に関する計画の策定状況、助成の申込みに対する協会の審査の状況等は明らかになっていない。

そこで、本院は、有効性等の観点から、企業主導型保育施設における利用状況はどのようになっているか、利用定員は保育需要等を踏まえて適切に設定されているか、助成の申込時に設定した開設予定時期等に係る計画や設備基準等に基づき整備され、計画どおり児童の受入れが行われているか、助成の申込みに対する協会の審査等は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、28、29両年度に助成金の交付対象となった企業主導型保育施設2,322施設のうち、利用定員、利用児童数、助成金交付額等を勘案して41都道府県^(注1)に所在する187事業主体の213施設（整備費計121億9032万余円、助成金交付額計84億4384万余円（国庫補助金相当額同額））を抽出して、調書の提出を受けて各施設の利用状況等を分析する方法により検査するとともに、貴府、協会及び35事業主体において、助成申込書、事業完了報告書等の関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注1） 41都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

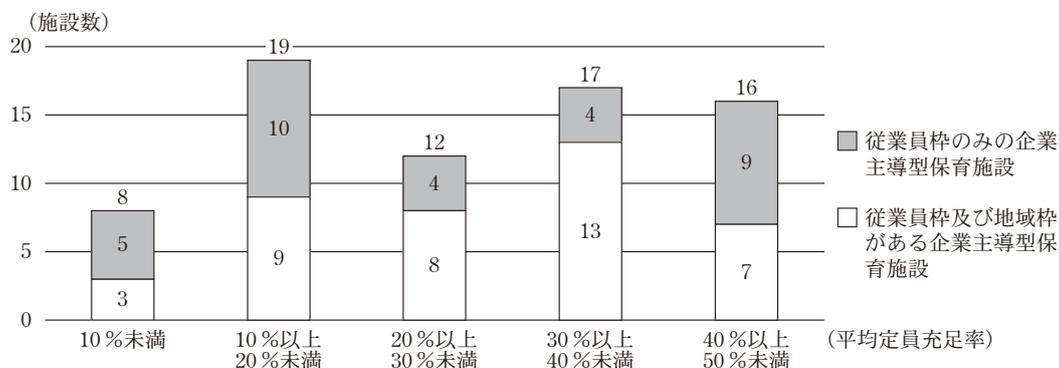
(1) 企業主導型保育施設の利用が低調となっている事態

ア 企業主導型保育施設の利用状況等

前記 187 事業主体の 213 施設のうち、30 年 10 月時点で開設後 1 年以上経過しているのは、150 事業主体の 173 施設となっていた。このうち、同月時点の各企業主導型保育施設における定員充足率及びその直近 1 年間(29 年 10 月から 30 年 9 月まで)における各月の定員充足率の平均(以下「平均定員充足率」という。)がいずれも 50% 未満となっていて 1 年以上にわたって利用が低調な状況となっていたと認められる施設が、67 事業主体の 72 施設(整備費計 44 億 1167 万余円、助成金交付額計 31 億 6880 万余円(国庫補助金相当額同額))見受けられた。そして、この 72 施設の平均定員充足率の分布を示すと図のとおりである。

(注 2) 定員充足率 企業主導型保育施設の利用定員に対する定期利用児童、不定期利用児童及び各月の途中で利用を開始したり利用をやめたりした児童の合計の割合

図 平成 29 年 10 月から 30 年 9 月までの平均定員充足率の分布



上記の 72 施設を整備した 67 事業主体の利用定員に関する計画の策定状況について確認したところ、60 事業主体(65 施設)において、利用定員の設定を行うに当たり、従業員への聞き取りなどを行ったとしているもののその具体的な内容が確認できなかったり、従業員の意向等の保育需要に係る調査等を行わず、企業主導型保育施設の設置予定場所の面積に合わせて施設の規模を決定して受入れ可能な児童数を算出し、そのまま利用定員としていたり、合理的な理由等がないまま一定の割合の従業員等が監護する児童が利用すると想定していたりなどしている状況が見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

A 株式会社は、平成 28 年度に、東京都杉並区に所在する自社建物内に利用定員 30 名(全て従業員枠)の企業主導型保育施設を整備費 7951 万余円で整備することとして助成の決定を受けて、29 年 3 月に企業主導型保育施設の整備を完了し、助成金 5521 万余円(国庫補助金相当額同額)の交付を受け、同年 4 月から開設していた。

しかし、30 年 10 月時点において上記の企業主導型保育施設を利用している児童は 4 名となっており、定員充足率は 13.3%、29 年 10 月から 30 年 9 月までの平均定員充足率は 24.1% となっていて利用が低調となっていた。

そして、同社の助成の申込時における利用定員の設定方法について確認したところ、同社は、従業員の意向調査を行わないまま、一定の割合の従業員が監護する児童が企業主導型保

育施設を利用するという想定に基づき利用定員を設定しており、その想定に係る合理的な理由を確認することができなかった。

イ 協会における利用定員の審査等

アの事態が見受けられたことから、前記の67事業主体が助成の申込時に申込書に記載していた利用定員に関する計画に対する協会の審査等の状況について確認したところ、協会は、利用定員の妥当性等について審査等を行わないまま助成の決定を行っている。また、協会は、事業主体が企業主導型保育施設の利用定員の設定を行うに当たり、従業員の意向調査や、地域の保育需要、待機児童の発生状況等の確認を行う必要性等について事業主体に周知していなかった。

さらに、協会は、企業主導型保育施設の利用状況について十分に把握しておらず、利用が低調となっている場合の対応等について具体的に検討していなかった。

(2) 企業主導型保育施設の開設が遅延して児童を受け入れられていないなどの事態

ア 企業主導型保育施設の開設の状況等

前記187事業主体の213施設のうち、17事業主体の17施設は、28、29の2か年度の間企業主導型保育施設の整備を実施して、29年度中に整備を完了させて30年4月までに開設する計画となっていたが、その計画よりも開設が遅延し、同月時点で開設に至っていなかった。

そこで、その原因等について確認したところ、9事業主体の9施設(整備費計9億5668万余円、助成金交付額計6億9198万余円(国庫補助金相当額同額))については、事業主体が、整備予定の企業主導型保育施設は設備基準等に適合した設計となっているかなどについて十分に確認しないまま整備を実施していたため、整備途中で生じた設計の変更等により開設が遅延していた。このうち6事業主体の6施設については、30年10月時点においても開設に至っておらず、同月時点において助成の申込時の計画に対して約1年3か月から1年4か月開設が遅延していて児童を受け入れられていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

B株式会社は、平成28、29両年度に、東京都板橋区に建設予定の4階建ての自社建物内に利用定員101名(従業員枠51名、地域枠50名)の企業主導型保育施設を整備費計2億1737万余円で整備することとして助成の決定を受けて、各年度に実施した整備工事等の出来高に応じて、助成金計1億4508万余円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、当該建物の整備途中において、設計図面どおりの建物を整備しても当該建物内の企業主導型保育施設が設備基準等に適合しないことなどが判明し、建物全体の設計を見直すこととなったなどのため、企業主導型保育施設については、30年10月の会計実地検査時点においても開設に至っておらず、児童を受け入れられていない状況となっていた。

イ 設備基準等への適合性等に対する協会の審査等

アの事態が見受けられたことから、前記の9事業主体が助成の申込時に提出した書類等に対する協会の審査等の状況について確認したところ、協会は、事業主体から所要額調書、設備基準等に適合しているか確認するための設計図面等の関係書類を提出させるなどしており、これらの各書類に記載されている計数の整合性等に係る形式的な確認を

行っていたものの、整備する企業主導型保育施設の設計が設備基準等に適合しているかなどについて、十分に審査等を行わないまま助成の決定を行っていた。

(改善を必要とする事態)

助成金の交付を受けて整備された企業主導型保育施設の利用が低調となっていたり、開設が助成の申込時の計画よりも遅延して児童を受け入れられていなかったりなどしている事態は、企業主導型保育助成事業の効果が十分に発現していないことから適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、企業主導型保育施設の整備に当たり、事業主体において、利用定員の設定等を適切に行うことの必要性についての理解が十分でないこと、補助事業者である協会において、利用定員の設定等に係る審査の必要性の認識が欠けていること、利用が低調となっている事業主体への指導等の必要性についての理解が十分でないことなどにもよるが、貴府において、次のことなどによると認められる。

- ア 補助事業者である協会に対して、利用定員の具体的な設定方法等について事業主体に周知させておらず、また、助成の申込みに対する審査に当たり利用定員の妥当性等について審査等を行わせていないこと
- イ 補助事業者である協会に対して、企業主導型保育施設の利用状況を適切に把握させておらず、利用が低調となっている場合に、事業主体が定員充足率の向上等に向けた取組を適切に行うよう指導等を行わせていないこと
- ウ 補助事業者である協会が助成の申込みに対する審査を行うに当たり、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分な審査等を行えるような仕組みを整備していないこと

3 本院が要求する改善の処置

企業主導型保育事業は、待機児童の解消等を図るための重要な施策であり、今後も多額の国庫補助金が交付されることが見込まれている。

ついては、貴府において、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用され、もって企業主導型保育事業の効果的な実施が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 補助事業者に対して、助成の申込みにあたって従業員の意向等を十分に把握するなど利用定員の具体的な設定方法等について助成要領等に定め、適切に利用定員の設定を行うことの必要性等について事業主体に周知させるとともに、助成の申込みに対する審査時に、従業員枠及び地域枠に係る利用定員の設定の根拠となる資料等を事業主体から提出させた上で、利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせること
- イ 補助事業者に対して、企業主導型保育施設の利用状況について適切に把握させた上で、利用が低調となっている場合には、事業主体が定員充足率の向上等に向けた取組を適切に行うよう助成要領等に定めさせるなどして、事業主体に対して十分な指導等を行わせること
- ウ 補助事業者が助成の申込みに対する審査を行うに当たり、企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について確認するためのチェックシートを作成するなどして、十分に審査等を行えるような仕組みを整備すること

平成 28 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

子ども・子育て支援全国総合システムの運用状況について

〔平成 28 年度決算検査報告 59 ページ参照〕
〔平成 29 年度決算検査報告 64 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

内閣府は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、都道府県及び国の間で子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の施行状況に関する情報の共有等を行う子ども・子育て支援全国総合システム(以下「総合システム」という。)を構築している。内閣府は、総合システム構築の目的について、①新制度の実施に関する各種の情報を収集して分析することにより、新制度の更なる充実等に活用するとともに、これらの情報の公表により国民に対する説明責任を果たすこと、②都道府県等から認可等を受けた保育所等で市町村から財政支援の対象となることの確認を受けた施設(以下「確認施設」という。)に関する最新の情報を収集するとともに都道府県において出力できるようにして、保護者に対して確認施設の選択に資する最新の情報をいち早く公表できるようにすること、③財政支援のうち国の負担金の市町村等における交付申請等に関する事務を支援し、当該事務を効率的に行えるようにすることなどであるとしている。しかし、総合システムに登録情報の全てを登録している市区町は一部に限られており、内閣府において登録された情報を分析するなどして新制度の更なる充実等に活用することなどが困難となっていたり、総合システムの入力、出力方式等が市区町等における業務の実態等を踏まえたものとなっておらず、市町村等における交付申請等に関する事務を効率的に行えるようになっていなかったり、総合システムに登録された情報を活用した情報の公表が十分に行われておらず、また、総合システムから出力される電子データ等が保護者の確認施設の選択に資するものとはなっていないなど、総合システムの構築の目的が十分に達成されていない状況となっている事態が見受けられた。

したがって、内閣総理大臣に対して平成 29 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 総合システムに収集する情報により、新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等をどのように行うか、国民に対する説明責任等を果たすためにどのような公表を行うか、それらのために必要な登録情報をどのような範囲のものとするかなどという点について具体的に検討すること

イ アを踏まえて、市町村等における業務の実態等や総合システムの運用状況を的確に把握したり、登録が進まない要因を分析したりするなどして、市町村等における交付申請等に関する業務の効率化や一層効果的な子育て支援等の実施が図られるよう、また、都道府県における確認施設に関する情報の公表が保護者の確認施設の選択に資するものとなるよう、登録情報の範囲、総合システムへの入力、出力方式等、総合システムの運用等について見直しなどを行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、内閣府本府において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、内閣府は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 29年11月から31年4月にかけて新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等、国民に対する説明責任等を果たすための公表及びそれらのために必要な登録情報の範囲について具体的な検討を行った。

イ アの検討と併せて、29年12月から30年3月にかけて市町村に対するアンケート調査、都道府県等に対する聞き取り調査及び市町村等における交付申請等の業務の実態等に関する調査研究を行い、市町村等における業務の実態等や総合システムの運用状況を把握したり、登録が進まない要因を分析したりして、31年4月までに総合システムの運用等について見直しなどを行った結果、総合システムは令和元年度で廃止することとした。そのため、新制度の更なる充実等の検討に向けた分析等については、既存の調査等により情報を収集して実施することとした。また、国民に対する説明責任等を果たすための公表については、保護者等が直接閲覧可能なシステムにより行うこととし、登録する情報については、保護者の確認施設の選択に資する情報とすることとした。そして、2年度から、独立行政法人福祉医療機構が運営するシステムに確認施設の設置者等が情報を入力して都道府県等が確認等した上で、インターネット上で公表することとした。

(宮内庁)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費に充てるための前渡資金について、会計法令等に基づき外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることを周知することにより、前渡資金の管理等が適正に行われるよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	皇室費 内閣府所管	一般会計 一般会計	(組織)皇室費 (組織)宮内庁	(項)宮廷費 (項)宮内庁
部局等	宮内庁			
外国訪問等に際して交付された前渡資金の概要	外国訪問等に際して訪問国において現金で支払う必要がある経費の支払に充てるために随行する資金前渡官吏に対して交付されるもの			
検査の対象とした外国訪問等の件数及び資金前渡官吏に交付された前渡資金の額	21件 1億0382万余円(平成26年度～30年度)			
交付資金残額が事務室の金庫に保管するなどされてい速やかに精算されていなかった外国訪問等の件数及び前渡資金の額	21件 5846万円(平成26年度～30年度)			

1 外国訪問等に係る経費の支払等の概要

(1) 外国訪問等の訪問国における経費の支払の概要

宮内庁は、皇室の外国への御訪問、御旅行等(以下「外国訪問等」という。)に際して、会計法(昭和22年法律第35号)等に基づき、訪問先となる外国(以下「訪問国」という。)において現金で支払う必要がある経費に充てるために、随行する宮務課等の職員の中から資金前渡官吏を任命し、前渡資金を交付している。資金前渡官吏は、現金管理に伴う亡失等の危険を回避して安全性を確保し、効率的に事務を行うために、訪問国において、現金による支払のほかクレジットカード決済等による支払を行っている。

(2) 前渡資金の概要

国の経費については、会計法等に基づき、原則として、支出官が支出負担行為に基づき債権者に対して支出することとなっており、支出官が支出の決定をするときは、当該経費の調査、金額の算定等を行うこととなっている。ただし、債権者に対する支出の例外として、支出官は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)に基づき、外国で支払う経費等に限り、資金前渡官吏に対して、当該職員をして当該経費を現金で支払わせるために前渡資金を交付し、債権者に対する支払等の出納事務を行わせることができることとなっている。

(3) 外国訪問等に係る前渡資金の出納事務の概要

支出官から交付される前渡資金については、交付を受けた資金前渡官吏が自ら現金で経費を支払う場合に限り使用することができることとなっており、外国訪問等に際して任命された資金前渡官吏は、あらかじめ資金前渡請求書等により前渡資金を支出官に請求し、前渡資金の交付を受けた後に、訪問国に現金を携行し、現地において債権者に対して経費を支払うことになっている。そして、資金前渡官吏は、外国訪問等の終了後に交付を受けた前渡資金を精算した後、交付された前渡資金のうち債権者に対する支払に充てられなかった額(以下「交付資金残額」という。)について、会計法等に基づき、速やかに支出官に報告した上で前渡資金の交付により支出済となった歳出の返納金として、支出官の納入告知に基づいてその支払った歳出の金額に戻入するなどにより返納することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、外国訪問等における前渡資金の管理及び出納事務は会計法令等に基づき適正に行われているかなどに着眼して、平成26年度から30年度までに実施された外国訪問等に当たり支出官が交付した前渡資金のうち、1件当たりの交付額が100万円以上となっていた計21件(交付額計1億0382万余円)を対象として、宮内庁において、現金出納簿等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

外国訪問等に際して資金前渡官吏が現金で経費を支払うとして交付された21件の外国訪問等に係る前渡資金の交付額計1億0382万余円(1件当たり120万円から3063万円)の支払状況を確認したところ、債権者に対する支払額等は計4535万余円(1件当たり11万余円から1639万余円)となっていて、交付資金残額は計5846万余円となっていた。

そして、上記の交付資金残額5846万余円の管理状況を確認したところ、交付資金残額が生じている場合は速やかに精算し返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があるにもかかわらず、資金前渡官吏に任命された宮務課等の職員は、外国訪問等の終了後に、それぞれが管理していた交付資金残額を支出官に対して返納金として歳出の金額に戻入するなどの所要の手続をとるまでの間(27日間から426日間)、執務する事務室内の金庫に保管するなどしていた。このうちの2件の交付資金残額(224万余円、1423万余円)については、外国訪問等の終了後1年以上にわたって返納されておらず、その間、交付を受けた前渡資金の精算が行われないうままとなっていた。

このように、支出官が外国訪問等に随行する資金前渡官吏に対して交付した前渡資金の交付資金残額が長期間にわたり事務室内の金庫に保管するなどされていて、速やかに精算が行われていなかった事態は適正ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、資金前渡官吏において、外国訪問等の終了後に速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、宮内庁は、前渡資金の管理等が適正に行われるよう、令和元年9月に、担当職員に対して事務連絡を発して、外国訪問等に係る前渡資金について、資金前渡官吏が会計法令等に基づき速やかに精算した後に返納金として歳出の金額に戻入するなどの手続をとる必要があることなど出納事務を適正に行わなければならないことを周知する処置を講じた。

(金融庁)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)金融庁 (項)金融庁共通費
部 局 等	金融庁
契 約 名	[QUICK VisCast]リアルタイム金融情報システムによる情報の提供に関する契約等 2 契約
契 約 の 概 要	国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイム情報の提供等を受けるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社 QUICK
契 約	平成 29 年 4 月、30 年 4 月 随意契約
支 払 額	1 億 2093 万余円(平成 29、30 両年度)
上記のうち節減できた支払額(試算額)	2025 万円

1 情報提供契約の概要等

(1) 情報提供契約の概要

金融庁は、株式会社 QUICK (以下「QUICK」という。)と金融市場の動向等に関する情報の提供^(注)を受ける契約(QUICK が平成 14 年から「QUICK VisCast」の名称で、19 年から「Astra Manager」(30 年 5 月以降は「QUICK Workstation (Astra Manager)」)の名称でそれぞれ実施しているサービスの提供を受ける契約。以下「情報提供契約」という。)を、20 年度及び 23 年度から、それぞれ毎年度、随意契約により締結している。情報提供契約に基づき提供される情報は、金融庁の庁舎内に QUICK から提供されて設置される大型の液晶ディスプレイ等に常時更新されて表示等されるものとなっている。

(注) 情報の提供 株式会社市況情報センター(現 QUICK)が、昭和 49 年 9 月に、専用端末により、国内で初めて東京証券取引所等の現在株価等を顧客向けに提供するサービスを導入した。現在は、国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイムの情報等を提供するサービスとなっている。

(2) 情報提供契約の経費の構成

情報提供契約の経費は、QUICK から受ける情報の提供に係る料金(以下「情報提供料」という。)及び当該情報を表示等するのに必要な液晶ディスプレイ等の機器の提供、利用等に係る料金(以下「機器利用料」という。)によって構成されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、一般的に液晶ディスプレイ等の価格が技術の向上、大量生産による量産効果、国内外の企業同士の競争等に伴い下落する傾向が見受けられることから、本院は、経済性等の観

点から、情報提供契約の締結に当たり機器利用料の節減が図られているかなどに着眼して、29、30両年度に金融庁が締結した情報提供契約(契約金額計1億2093万余円)を対象として、金融庁において、契約書、見積書等の関係書類を確認するとともに、QUICKにおいて、機器利用料の内容等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

金融庁は、情報提供契約について、前記の情報の提供及び機器の提供のうち、20年度当初の契約から30年度の契約までの長期間にわたって、QUICKから提供を受ける情報を表示等するための液晶ディスプレイ等の機器の提供をQUICKから受けていたが、毎年度のQUICKとの情報提供契約の更新時に、QUICKから機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討を行っておらず、情報提供契約の見直しを行っていなかった。そして、機器利用料を含めた支払総額として、29年度6256万余円、30年度5836万余円、計1億2093万余円(うち機器利用料29年度1205万余円、30年度1135万余円、計2341万余円)をQUICKに支払っていた。

そこで、QUICKに機器利用料の推移等について確認したところ、機器利用料は約10年間変わらず同一のままのことであり、一般的な液晶ディスプレイ等の価格の下落傾向が反映されているものではないことが判明した。また、QUICKによれば、顧客側において市販されている液晶ディスプレイ等の機器を調達して情報の提供を受けることは可能であり、実際、現在、QUICKと同種の契約を締結している顧客の大半は、QUICKから機器の提供を受けていないとのことであった。

このように、情報提供契約の更新時に、同一の契約相手方から液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討して、経済的な調達を図るよう見直しを行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額)

情報提供契約について、情報提供料のみを支払う契約とし、現在設置している機器と同仕様の市販品を別途購入して耐用年数の間利用すると仮定した場合に見込まれる単年度当たりの支払総額を試算したところ、29年度5213万余円、30年度4853万余円、計1億0067万余円(うち市販品の調達費用29年度163万余円、30年度152万余円、計315万余円)となり、前記の支払総額29年度6256万余円、30年度5836万余円、計1億2093万余円(うち機器利用料29年度1205万余円、30年度1135万余円、計2341万余円)を、29年度1042万余円、30年度982万余円、計2025万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、金融庁において、情報提供契約の締結に当たり、情報の提供と液晶ディスプレイ等の機器の提供が可分なものであるかどうかについて確認することなく、経済的な調達を図るための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、金融庁は、31年4月の情報提供契約の締結に当たり、液晶ディスプレイ等の機器の提供については、令和元年6月末までとして、同年7月から情報の提供のみに係る契約とする見直しを行った。そして、同年5月に、QUICKとは別の契約相手方と契約を締結して、同年6月末までにこれらの機器を別途購入する処置を講じた。

平成 27 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について

〔平成 27 年度決算検査報告 80 ページ参照〕
〔平成 28 年度決算検査報告 78 ページ参照〕
〔平成 29 年度決算検査報告 66 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

金融庁は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 143 号。以下「金融機能早期健全化法」という。)等に基づき、預金保険機構及び株式会社整理回収機構を通じて、金融機関が発行する優先株式等の引受け等の措置を実施している。そして、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の引受け等の業務(以下「早健法業務」という。)に係る経理は、預金保険機構において、その他の経理と区分し、金融機能早期健全化勘定を設けて整理しなければならないこととなっており、同勘定に係る資金は、早健法業務以外の用途には使用できないこととなっている。しかし、同勘定においては多額の利益剰余金が保有されていて、本院の試算によれば、今後の早健法業務の実施により同勘定で使用する可能性のある資金の額について一定の前提の下で発生し得る損失を最大限見込んだとしても、なお多額の早健法業務に使用する見込みがない資金(以下「余裕資金」という。)が生じていると認められる状況であり、また、同勘定が廃止されるまでには相当の期間が見込まれる状況となっているにもかかわらず、余裕資金について、同勘定が廃止されるまでの間は国庫に納付することができないなど、有効活用を図ることができないこととなっている事態が見受けられた。

したがって、金融庁において、預金保険機構と共に、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の額を把握した上で、余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、財政規律の確保を目的として各勘定を区分経理することとしている金融機能早期健全化法の趣旨に留意しつつ、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう、内閣府特命担当大臣に対して平成 28 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、金融庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、金融庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

金融庁は、金融機能早期健全化勘定における余裕資金の額を把握するとともに、余裕資金の有効活用として、早健法業務の終了の日前に同勘定に属する剰余金の全部又は一部を国庫に納付することができるようにしたり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために同勘定から「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)に基づく業務(以下「金融再生業務」という。)を経理している金融再生勘定に繰入れをすることができるようにしたりすることを内容とする「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。同法律案は、31 年 2 月 12 日に閣議決定されて、第 198 回国会(常会)に提出された。

なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第13号)は令和元年5月24日に公布されて、同日に施行された。そして、金融庁は、同法に基づき、余裕資金の額から今後の金融再生業務のために必要な資金として試算した額を差し引いた8000億円を預金保険機構から元年度中に国庫に納付させることとしている。

第3 総 務 省

不 当 事 項

物 件 ・ 役 務

- (12) 国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)統計調査費
部 局 等	総務本省
契 約 名	平成 27 年国勢調査 再生上質紙の購入等 6 契約
契 約 の 概 要	国勢調査に係るネット調査の導入に伴い調達する調査票等の製造のために再生上質紙を購入するなどのもの
契 約 の 相 手 方	5 会社
契 約	平成 26 年 12 月、27 年 1 月 一般競争契約(単価契約)
調達枚数及び部数	調査票 74,012,610 枚、調査票の記入のしかた 61,983,880 部
支 払 額	740,942,414 円(平成 26、27 両年度)
過大となっていた 調達枚数及び部数	調査票 4,589,670 枚、調査票の記入のしかた 2,156,470 部
上記に係る支払額	36,106,373 円(平成 26、27 両年度)

1 国勢調査の概要等

(1) 国勢調査の概要

総務省統計局(以下「統計局」という。)は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)、国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)等に基づき、人及び世帯に関する全数調査(以下、調査の対象となる世帯を「対象世帯」という。)を行い、この全数調査に基づく国勢統計を作成するために、平成 27 年に国勢調査を実施している(以下、同年に実施した国勢調査を「27 年国勢調査」という。)

統計局は、国勢調査の調査事項に係る回答を、紙面による調査票で受ける方法に加えて、インターネット経由で受ける方法(以下「ネット調査」という。)を 27 年国勢調査において初めて全国規模で導入することとし、このため、24 年度から 26 年度までの間に 3 回にわたる試験調査を実施している。そして、第 1 次から第 3 次までの試験調査において、病院等で生活している対象世帯を除いた対象世帯(以下「一般世帯」という。)のうち、ネット調査で調査事項を回答した一般世帯の割合(以下「ネット回答率」という。)は、それぞれ 25.3%、23.3% 及び 34.0% となっている。

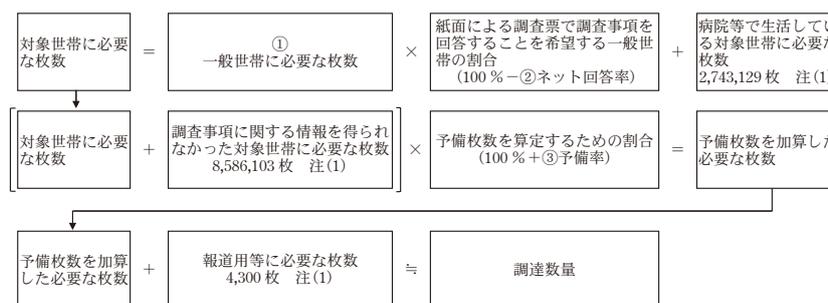
(2) 調査票等の調達の概要

統計局は、27 年国勢調査の実施に当たり、紙面により回答を受ける調査票及び調査票と合わせて 1 世帯に 1 部配布される「調査票の記入のしかた」(以下、これらを「調査票等」

という。)の調達を行っている。その調達数量の算定方法については、明文化された規定はないとしている。一方、従来、担当課では、調達数量の算定の基礎となる要素を記載する様式(以下「算出票」という。)を使用して、調査票等ごとに、調達数量の算定を行っている。

そして、27年国勢調査に使用する調査票等に係る算出票において、統計局は、次の手順により、調査票の調達数量を算定していた(図参照)。

図 調査票の調達数量の算定手順



注(1) 統計局の算定による計数である。

注(2) 図中では小数点以下を切り捨てた数を記載しているが、実際の計算に際し、小数点以下も考慮している。

図のうち、①「一般世帯に必要な枚数」、②「ネット回答率」及び③「予備率」の算定方法は、それぞれ次のとおりとなっていた。

- ① 「一般世帯に必要な枚数」については、前回の22年に実施した国勢調査(以下「22年国勢調査」という。)の結果等により一般世帯の世帯数を算定するとともに、調査票1枚に記入することができる回答は4名分であることから、人員数が5人から8人までの一般世帯については調査票2枚が必要になることなど(以下「世帯人員のばらつき」という。)を踏まえ、22年国勢調査の結果等により世帯人員のばらつきに係る追加枚数を見積り、これを一般世帯の世帯数に加算して算定する。
- ② 「ネット回答率」については、27年国勢調査の際は、調査票を配布する前にネット調査による回答期間を設け、その期間内にネット回答を行った世帯を除いた一般世帯に調査票を配布することとしていることから、試験調査の結果を踏まえるなどして20%とする。
- ③ 「予備率」については、表のとおり、調査票の配布から回収までの間に紛失、破損等、世帯人員のばらつき、27年国勢調査に使用されるシステムに障害が発生するおそれなどを考慮して、その想定される発生割合とする。

表 予備率の内訳

(単位：%)

予備率の内訳	調査票回答世帯における紛失、破損等	都道府県、市町村での調査の際に天災等が発生するおそれ	統計局等における検査時の汚れ、折れなどによる書き直しが発生するおそれ	調査票回答世帯の世帯人員のばらつき	27年国勢調査に使用されるシステムに障害が発生するおそれ	計
調査票等	a	b	c	d	e	f=a+b+c+d+e
調査票	10	5	6	5	3	29
調査票の記入のしかた	10	5		5		20

そして、上記の算定手順のうち③の調査票の予備率については、表のとおり、紛失、破損等に係る10%、天災等の発生に係る5%、回答後に発見される調査票の折れなどによる書き直しに係る6%(表のa、b及びc欄)としていた。また、これらに加えて、前記①の22年国勢調査の結果等に基づき一般世帯に必要な枚数として見積もった世帯人員のばらつきに係る追加枚数のほかに、別途世帯人員のばらつきに係る5%(表のd欄)、27年国勢調査において初めて全国規模でのネット調査が実施されることから、システムに障害が発生するおそれとして3%(表のe欄。以下「システム障害に係る予備率」という。)を更に上乘せして、合計29%としていた。

また、「調査票の記入のしかた」の予備率については、上記の調査票の予備率の設定に当たり考慮した事項のうち、考慮する必要のない調査票の折れによる書き直しに係る6%及びシステム障害に係る3%を除いて合計20%としていた。

これらを踏まえて、調査票の調達枚数については、対象世帯に必要な枚数に8,586,103枚を加えた57,370,784枚に予備率29%を乗じて得るなどした74,008,312枚に報道用等の4,300枚を加えるなどして74,012,610枚と算定していた。また、「調査票の記入のしかた」の調達部数については、一般世帯に必要な部数からネット回答率に基づき算定した部数を控除した43,129,464部に予備率20%を乗じて得るなどした51,755,357部に、病院等で生活している対象世帯用等の10,228,530部を加えるなどして61,983,880部と算定していた。

そして、統計局は、調査票等に係る用紙購入及び印刷を行うために、算出票により算定された調達数量等に基づき、26年度に一般競争入札を実施し、用紙購入については、1会社との間で2契約、印刷については、4会社との間で4契約をそれぞれ締結している。これらの6契約に基づく支払額は用紙購入426,206,284円、印刷314,736,130円、計740,942,414円となっている。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、令和2年に実施される国勢調査に向け、総務省において調査票等の調達等の準備が進められていることを踏まえ、27年国勢調査における調査票等の調達に当たり、予備率は適切に設定されているかなどに着眼して、統計局において、上記の6契約を対象として、契約書等の関係書類を確認したり、算出票の考え方を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

(1) システム障害に係る予備率及びネット回答率の設定

統計局は、前記のとおり、予備率の算定に当たり、システム障害に係る予備率として3%(表のe欄)を設定していた(これに係る調査票の枚数は、対象世帯に必要な枚数に8,586,103枚を加えた57,370,784枚に3%を乗じて得るなどした1,721,130枚)。

しかし、統計局は、前記のネット回答率の算定に当たって、調達手続の開始時期が近接して利用することが困難であった第3次試験調査のネット回答率を除いて、第1次、第2次両試験調査のネット回答率である25.3%及び23.3%の単純平均値24.3%から、システム障害の影響等によりネット回答率が更に低下することを想定して4.3%引き下げて20%(これにより増加した調達数量3,754,270枚)としていた。したがって、システム障害に係る予備率3%を想定して見込んだ調査票1,721,130枚は調達する必要がなかったものである。

(2) 世帯人員のばらつきに係る予備率及び一般世帯に必要な枚数の算定

統計局は、前記のとおり、予備率の算定に当たり、世帯人員のばらつきに係る予備率として5%(表のd欄)を設定していた。そして、これに係る調査票の枚数は、対象世帯に必要な枚数に8,586,103枚を加えた57,370,784枚に5%を乗じて得るなどした2,868,540枚となる。また、これに係る「調査票の記入のしかた」の部数は、一般世帯に必要な部数からネット回答率に基づき算定した部数を控除した43,129,464部に5%を乗じて得るなどした2,156,470部となる。

しかし、統計局は、調査票の調達数量の算定に係る手順①の一般世帯に必要な枚数の算定に当たって、上記の5%とは別に世帯人員のばらつきを踏まえて、追加の調査票4,417,760枚を見積り、既にこれを加算していたことから、世帯人員のばらつきに係る予備率5%を想定して見込んだ上記の調査票2,868,540枚は調達する必要がなかったものである。また、「調査票の記入のしかた」については、1世帯に1部のみを配布することから、世帯人員のばらつきに係る予備率5%を想定して見込んだ上記の「調査票の記入のしかた」2,156,470部は調達する必要がなかったものである。

したがって、本件6契約で調達した調査票74,012,610枚のうち(1)の1,721,130枚及び(2)の2,868,540枚の計4,589,670枚並びに「調査票の記入のしかた」61,983,880部のうち(2)の2,156,470部が過大に調達されており、これに係る支払額である用紙購入費18,917,062円及び印刷費17,189,311円、計36,106,373円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、統計局において、調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりして、予備率の内容の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

補 助 金

(13) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
(19)

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)地域活性化推進費 (項)地域経済活性化・雇用創出推進費 (項)電波利用料財源電波監視等実施費
部 局 等	総務本省、2府県
補助等の根拠	電波法(昭和25年法律第131号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	府1、県2、市2、町1、会社1、計7補助事業者等
国庫補助金等	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、無線システム普及支援事業費等補助金、がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)
上記の国庫補助金等交付額の合計	9,896,940,000円

不当と認める国
庫補助金等相当
額の合計

642,448,276 円

1 補助金等の概要

総務省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適切に行われているかなどに着眼して、38 都道府県、282 市区町村、8 一部事務組合、2 連携主体(複数の会社で構成される事業主体)及び70 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、3 府県、3 市町、1 会社、計7 事業主体が地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)、無線システム普及支援事業費等補助金及びがんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されていたり、補助の対象とならなかつたりなどして、これらに係る国庫補助金642,448,276 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)等が過大に交付されていたなどのもの 5 件 不当と認める国庫補助金 605,768,312 円

地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)(以下「元気交付金」という。)は、地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)制度要綱(平成25 年府地活第125 号、総行応第50 号等。以下「元気交付金制度要綱」という。)、地域の元気臨時交付金交付要綱(平成25 年総行応第252 号。以下「元気交付金交付要綱」という。)等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25 年1 月閣議決定。以下「25 年1 月閣議決定」という。)の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)実施計画(以下「元気交付金実施計画」という。)に基づき実施する事業に要する費用のうち、元気交付金実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

元気交付金制度要綱によれば、元気交付金の交付対象事業は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業については、25 年1 月閣議決定の後に地方公共団体の平成24 年度予算又は25 年度予算に計上され、実施される事業であって、「建設地方債の発行対象経費であるもの」などに限ることとされている。元気交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30 年法律第179 号。以下「補助金適正化法」という。)のほか元気交付金交付要綱等に定めるところによることとされている。補助金適正化法等によれば、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは補助事業等の成果を記載した実績報告書を各省各庁の長に提出しなければならないこととされている。そして、総務省は、元気交付金事業が工事に係るものにあつては、その交付金事業の成果は当該工事の25 年度末の工事の出来高であるとしている。

がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)(以下「がんばる交付金」といい、元気交付金と合わせて「両交付金」という。)は、がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)制度要綱(平成26年府地活第212号、総行応第120号等。以下「がんばる交付金制度要綱」という。)等に基づき、地域の活性化を図ることを目的として、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月閣議決定)の円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成したがんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)実施計画(以下「がんばる交付金実施計画」という。)に基づき実施する事業に要する費用のうち、がんばる交付金実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

がんばる交付金制度要綱によれば、がんばる交付金の交付対象事業は、地方単独事業については、「建設地方債発行対象事業等を実施する事業」に限ることとされている。

また、地方財政法(昭和23年法律第109号)によれば、同法第5条に掲げる公共施設又は公用施設の建設事業費等については、地方債をもってその財源とすることができることとされている。そして、総務省は、両交付金の交付対象事業について、建設事業と一体とは認められない施設等の賃借料については、同法において地方債をもってその財源とすることができることとなっていないため、上記地方債の発行対象とならないとしている。

本院が22都府県及び325市区町村において会計実地検査を行ったところ、3府県及び2市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金交付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(13)	総務本省 茨城県	地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)〈老朽校舎改築等〉	25	4,240,216	3,429,308	413,394	358,847	過大交付
(14)	同 大阪府	同 〔中学校給食導入促進等〕	25	4,500,952	4,500,952	22,414	22,414	同
(15)	大阪府 大阪市	同 〔区役所庁舎等建替・耐震化対策〕	25	686,267	683,962	113,663	113,663	同
(13)-(15)の計				9,427,435	8,614,222	549,472	494,926	

これらの元気交付金事業は、3事業主体が、地方単独事業として、施設整備の工事等を実施したものであり、元気交付金事業の交付対象事業費を計9,427,435,819円であるとして総務本省及び大阪府に実績報告書を提出し、総務省から計8,614,222,000円の元気交付金の交付を受けていた。

しかし、元気交付金事業の成果である平成25年度末の工事の出来高を超えて元気交付金が交付されているなどしていたため、元気交付金計494,926,312円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において元気交付金事業が完了したときに提出する実績報告書に記載すべき元気交付金事業の成果についての理解が十分でなかったこと、総務本省及び大阪府において元気交付金の額の確定の際の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

茨城県は、平成25年度に、地方単独事業として、老朽校舎改築事業等11事業を事業費計4,240,216,607円(元気交付金交付対象事業費同額、元気交付金交付額3,429,308,000円)で実施していた。そして、同県は、同事業において実施した工事のうち下館第二高校普通教室棟改築工事等44工事について、工事の各契約相手方に

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に對する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金交付額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
				<p>対して25年度に支払った前払金等の額計484,231,500円を元気交付金交付対象事業費であるとして、総務本省 に実績報告書を提出して計429,685,000円の元気交付金の交付を受けていた。</p> <p>しかし、この元気交付金事業の成果である工事の25年度末における出来高は計70,837,333円であった。</p> <p>したがって、前記44工事の適正な元気交付金交付対象事業費は上記出来高の70,837,333円となることか ら、前記の元気交付金交付対象事業費484,231,500円は413,394,167円過大となっており、これに係る元気交付 金358,847,667円が過大に交付されていた。</p>					
(16)	総務本省	神奈川県		25	2,288,091	1,070,000	55,164	55,164	補助の対象外
									地域の元気 臨時交付金 (地域経済 活性化・雇 用創出臨時 交付金) (横浜立野 高校耐震 化)
(17)	佐賀県	鹿島市		25、26	137,381	114,600	67,294	55,678	同
									同、がんば る地域交付 金(地域活 性化・効果 実感臨時交 付金) (東部中学 校改築等)
(16)(17)の計					2,425,473	1,184,600	122,458	110,842	
				<p>これらの元気交付金事業又はがんばる交付金事業は、2事業主体が、地方単独事業として、施設整 備の工事を実施したものであり、元気交付金事業又はがんばる交付金事業の交付対象事業費を計 2,425,473,055円であるとして総務本省及び佐賀県に実績報告書を提出し、総務省から計1,184,600,000 円の両交付金の交付を受けていた。</p> <p>しかし、両交付金交付対象事業費に25年1月閣議決定の前に予算計上されて実施されたものや施設 等の賃借料の交付の対象とならない経費を含めていたため、両交付金計110,842,000円が過大に交付さ れていて、不当と認められる。</p> <p>このような事態が生じていたのは、2事業主体において元気交付金又は両交付金の制度に対する理 解が十分でなかったこと、佐賀県において両交付金の額の確定の際の審査が十分でなかったことなど によると認められる。</p> <p>前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。</p>					
				<p><事例2></p> <p>鹿島市は、平成25、26両年度に、地方単独事業として、東部中学校改築事業等を事業費計137,381,935円 (両交付金交付対象事業費同額、両交付金交付額114,600,000円)で実施したとして、佐賀県に実績報告書を提 出して、総務省から計114,600,000円の両交付金の交付を受けていた。そして、同市は、上記の事業費に、25 年9月から26年12月までの間の中学校仮設校舎の賃借料計67,294,500円を含めていた。</p> <p>しかし、上記の賃借料は、元気交付金制度要綱において元気交付金の交付対象とされている「建設地方債の 発行対象経費であるもの」などに該当しないものであった。</p> <p>したがって、前記の賃借料67,294,500円は両交付金の交付対象とは認められず、これに係る両交付金計 55,678,000円が過大に交付されていた。</p>					
(13)-(17)の計					11,852,909	9,798,822	671,931	605,768	

(2) 無線システム普及支援事業費等補助金により整備した中継局の雷撃に対する対策の設計が適切でなかったなどのもの 2件 不当と認める国庫補助金 36,679,964円

無線システム普及支援事業費等補助金は、電波法(昭和25年法律第131号)等に基づき、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることなどを目的として、地上ラジオ放送用施設及び設備を整備するなどの事業を行う事業主体に対して、事業の実施に要する経費の全部又は一部を国が補助するものである。

本院が3県、57市町村、3一部事務組合、1連携主体、1公益社団法人及び20会社において会計実地検査を行ったところ、1町及び1会社において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者(事業主体)	補助事業	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める補助対象事業費	不当と認める国庫補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(18) 総務本省	山形県西置賜郡飯豊町	民放ラジオ難聴解消支援	29	32,851	21,901	21,104	14,069	設計不適切

この補助事業は、飯豊町が、平時及び災害時の情報源としてのコミュニティラジオ放送に係る難聴を解消することを目的として、ラジオ送信アンテナ用鉄柱(以下「鉄柱」という。)を築造し、そこに送信アンテナ等を設置するとともに、近接して、小型局舎を築造してその中に収容する送信機、受信機等や屋外用の発電機等から構成される電気通信設備を設置するなどして、中継局を整備したものである。

同町は、中継局の整備に当たり、鉄柱については、^(注1)雷撃に対する対策のために、雷電流を導線で大地に導き、^(注2)接地により地中で拡散させる避雷設備を設置することとし、電気通信設備については、感電等の対策のために、^(注2)接地設備を設置することとしていた。これらの設計に当たって、同町は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、日本工業規格(令和元年7月以降は日本産業規格)、電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集。以下「共通仕様書」という。)等のそれぞれの最新のものに基づくことにしていた。そして、同町は、平成27年3月版の共通仕様書に基づいて中継局の設計を行っていた。

しかし、同町が中継局の設計等に係る設計監理業務委託契約を設計業者との間で締結したのは29年6月であり、同年4月1日以降に発注する設計、工事等に適用される共通仕様書の最新の版は29年3月版となっていた。そして、この29年3月版の共通仕様書によると、接地設備については、^(注3)雷撃に対応するため、地中部分において、避雷設備と導体で接続するなどして、避雷設備等と等電位化することとなっている。一方、27年3月版の共通仕様書には、この等電位化についての規定はなかったため、同町は、設計図面等において鉄柱の避雷設備と電気通信設備の接地設備を接続することとせず、等電位化を行うこととしていなかった。そして、この設計図面等により施工していた(参考図1参照)。

したがって、本件補助事業で設置された電気通信設備等(事業費相当額21,104,431円)については、設計が適切でなかったため、鉄柱の避雷設備と電気通信設備の接地設備等との等電位化が行われておらず、整備した中継局が雷撃を受けた際に損傷等により通信を確保できなくなるおそれがある状態になっており、これに係る国庫補助金相当額14,069,620円が不当と認められる。

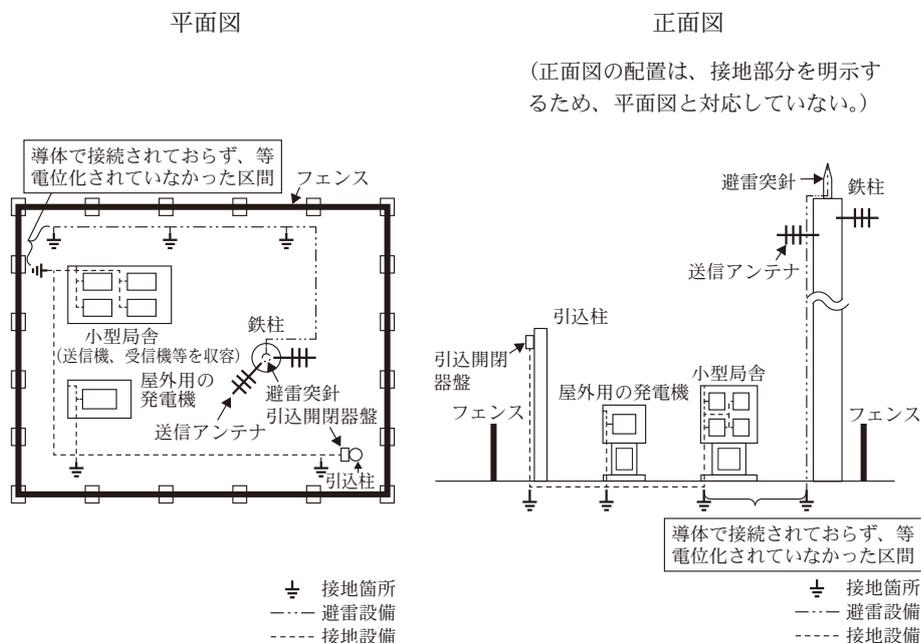
このような事態が生じていたのは、同町において、中継局の整備における雷撃に対する対策についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業年度	補助対象 事業費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円

- (注1) 雷撃 雲と大地間の大気に発生する落雷における1回の放電
- (注2) 接地・接地設備 「接地」とは、過電流等を安全に大地に放流して、過電流等から機器等を守るなどのために、電気設備機器、電路等を電気伝導体の導線、電極等により電氣的に大地と接続することをいう。また、そのための設備を「接地設備」という。
- (注3) 等電位化 導電性の設備等間の電位を等しくすること。これを施すことにより、雷撃を受けた際等に導電性の設備等間に生ずる電位差によって雷電流が設備等に流れ込むことによる設備等の損傷等を回避することができることとされている。

(参考図1)

中継局の避雷設備、接地設備等の概念図



(19)	総務本省	福井放送株式会社	民放ラジオ 難聴解消支 援	28	152,434	76,217	45,220	22,610	施工不良
------	------	----------	---------------------	----	---------	--------	--------	--------	------

この補助事業は、福井放送株式会社(以下「会社」という。)が、ラジオ放送を行う地域内において発生している難聴を解消することを目的として、既存の通信鉄塔(昭和35年築造)の補強を行った上で新たに送信用アンテナ16面等を設置するなどしたものである。

上記の通信鉄塔は、高さ70mの四角鉄塔で、4隅の支柱材、斜材等の部材で構成され、各部材をボルト等で接合したトラス構造となっている。

会社は、送信用アンテナ等を設置する工事の実施に当たり、既存の通信鉄塔に新たに送信用アンテナ等を設置することで荷重が増加することから、通信鉄塔の構成部材、これらを接合するボルト及び基礎に十分な強度が確保されているか強度検討を行う必要があるとして、この強度検討を当該工事の請負人に行わせていた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	

そして、請負人は、通信鉄塔設計要領・同解説(国土交通大臣官房技術調査課電気通信室監修)等に基づき、通信鉄塔の構成部材及びこれらを接合するボルトについて、地震荷重等により生ずる応力が許容応力以下になっているかなどの強度検討を行い、支柱材と支柱材の接合部全48か所のうち36か所を接合するボルトについては、地震時に生ずるせん断応力が許容せん断応力を上回っていたことから、1,088本のボルトを強度の高いものに交換するなどとして補強工事の設計図面等を作成して、これにより施工することとしていた。

しかし、上記の設計図面等において、強度の高いものに交換するとしていたボルト1,088本について現地の状況を確認したところ、このうち、鉄塔頂部から約10mの位置にある4隅において、支柱材と支柱材の接合部4か所を接合するボルト48本については交換されておらず、設計上必要とされる補強工事が行われていなかった(参考図2参照)。

このため、地震時にこれらのボルト1本当たりが生ずるせん断応力は28.8kNとなっていて、ボルト1本当たりの許容せん断応力26.1kNを上回っていた。

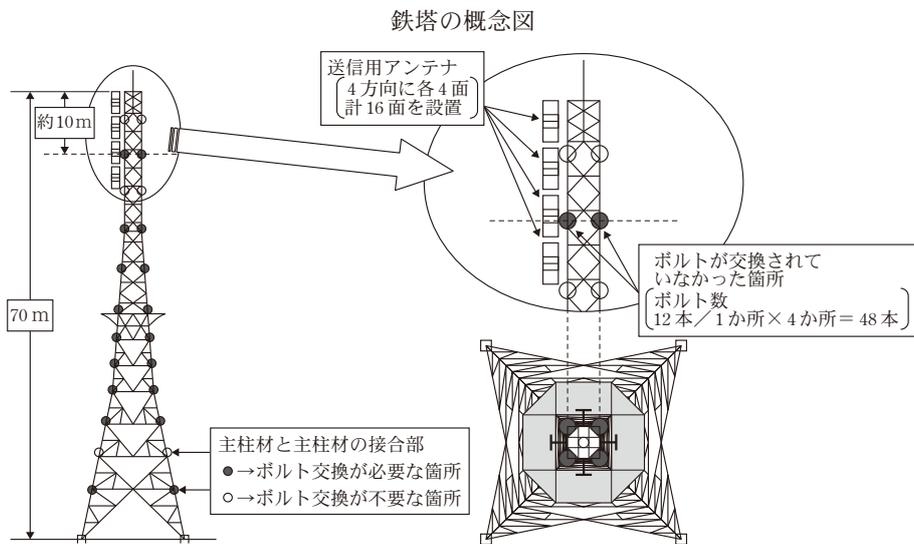
したがって、通信鉄塔の補強工事については、施工が適切でなかったため、通信鉄塔の所要の耐震性が確保されておらず、地震時にボルトが破断するなどしてこれらの接合箇所から上部が損傷して、送信用アンテナ16面等(工事費相当額45,220,689円)はその機能を発揮できなくなるおそれがある状態になっており、これに係る国庫補助金相当額22,610,344円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、請負人による補強工事の施工が適切でなかったのに、これに対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(注4) トラス構造 部材が三角形を単位とした構造骨組みで構成され、荷重が加わると各部材には軸方向力(引張及び圧縮力)だけが伝達される。

(注5) せん断応力・許容せん断応力 「せん断応力」とは、外力が材に作用し、これを切断しようとする力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容せん断応力」という。

(参考図2)



(18) (19) の計

185,285 98,118 66,325 36,679

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 地域経済循環創造事業交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて、事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、具体的な改善策等を検討させたりするとともに、今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することにより事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)地域振興費	
部 局 等	総務本省	
交付の根拠	予算補助	
補助事業者	4県、49市町村	
地域経済循環創造事業交付金の概要	地域での経済循環を創造することを目的として、地方公共団体が、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等に事業化段階で必要となる経費の助成を行う場合に、その実施に要する経費に対して地方公共団体へ国が交付するもの	
検査の対象とした地域経済循環創造事業交付金事業の事業数及び交付額	83事業	26億5168万余円(平成25年度～28年度)
平成31年3月末現在において交付金事業が中断等している事業数及び交付額(1)	6事業	1億4931万円(平成25年度～27年度)
軌道年度の売上高計画実績比、人材計画実績比及び資源計画実績比がいずれも50%未満と低調となっている事業数及び交付額(2)	22事業	6億5810万円(平成25年度～28年度)
(1)及び(2)の計	28事業	8億0741万円(平成25年度～28年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

地域経済循環創造事業交付金事業の効果の発現状況について

(令和元年10月29日付け 総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 地域経済循環創造事業交付金の概要

貴省は、景気の底割れを回避し、民間投資を喚起し持続的成長を生み出す成長戦略につなげていくために、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月閣議決定)に基づき、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的として、平成24年度から地域経済循環創造事業交付金事業(以下「交付金事業」という。)を実施している。地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年総行政第29号。以下「交付要綱」という。)等によれば、交付金事業は、都道府県及び市町村(以下「地方公共団体」という。)が、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者等(以下「地域事業者」という。)に、事業化段階で必要となる経費の助成を行う場合に、国が、その実施に要する経費に対して地方公共団体へ地域経済循環創造事業交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとされている。また、地域の特色ある資源と地域の資金とを結びつけて、「あと一步」で実現できるような地域活性化に資する事業を起こし、地域雇用創出のほか、農地、山林の再生、廃棄物等の有効活用等の本来であれば公的事業として対応する必要があると考えられる地域の課題(以下「地域課題」という。)を解決するものなどとされている。

また、交付金事業は、地域住民の資金を原資とする地域金融機関の融資を伴い、当該地域金融機関による事業採算性の審査を経ること、原則として、事業に係る人件費や原材料費等の経常支出において、地域の人材及び資源を活用することとされている。そして、地域事業者に助成を行う地方公共団体は、地域における経済循環を創造する際の中心的な役割が期待されるとして、地域事業者の経営能力及び事業計画の妥当性について、地域金融機関等と連携して十分な調査を行うこと、事業の立ち上げ及び継続について十分に支援することとされている。

(2) 事業計画書の作成等

交付要綱等によれば、交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、地域経済循環創造事業交付金実施計画書(以下「事業計画書」という。)を地域事業者とともに作成し、地域金融機関による事業採算性の審査を経るなどして貴省に提出することとされている。事業計画書には、事業の目的、地域課題とその対応、関係機関の連携を模式化した事業実施体制図、事業の立ち上げ年度(以下「開始年度」という。)から当該事業が軌道に乗ると想定する年度(以下「軌道年度」という。)までの収支計画、地域事業者の経営能力及び事業計画の妥当性、事業計画に係る地域金融機関の意見等を記載することとされている。そして、これらのうち収支計画には、開始年度から軌道年度までの間の売上高、地域の人材の活用に係る経費(以下「地域人材活用費」という。)、地域の資源の活用に係る経費(以下「地域資源活用費」という。)、その他の経常的支出等を記載することとされている。

また、貴省は、事業を交付金事業として採択する際には、複数の有識者から構成される地域経済循環創造事業交付金審査会による審査を実施している。そして、当該審査に当たっては、地域金融機関からの融資を受けて事業化に取り組む地域事業者の事業である

か、地方公共団体が地域事業者とともに作成した事業計画書の内容が、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域での経済循環を創出する事業であるかなど、地域での取組を総合的に審査することにより決定しているとしている。

(3) 交付金事業の事業効果

交付金事業の事業効果については、交付要綱等によれば、公費交付額と融資額の合計額、売上高、地域人材活用費及び地域資源活用費の各項目のそれぞれの累計額を分子とし、公費交付額を分母とし、それぞれ算出した四つの指標(以下、それぞれ「資金循環創出効果」「経済循環創造効果」「地元雇用創出効果」及び「地元産業直接効果」という。)を検証・研究するものであるなどとされている(以下、資金循環創出効果を除く三つの指標を合わせて「3指標」といい、算定結果を「効果倍率」という。)

他方で、27年11月に「行政事業レビューの実施等について」(平成25年4月閣議決定)に基づき実施された行政改革推進会議の秋の年次公開検証において、交付金事業の効果を厳格に検証し、制度設計の在り方等について見直しを行うべきとの指摘事項が貴省に示されている。これを踏まえて、貴省は、毎年度、交付金事業の効果を厳格に検証し、公開するとしており、28年度以降、地方公共団体に、地域経済循環創造事業交付金フォローアップ調査票(以下「調査票」という。)の作成を依頼し、四つの指標の効果倍率、交付金事業の進捗状況、収支の実績が収支計画を達成していない要因や解決策、今後の見通しなどを報告させている。

そして、貴省は、31年4月に、調査票の結果を取りまとめて、交付金事業の事業効果について貴省のウェブサイトで公表している。これによれば、30年3月31日時点において事業を実施中の交付金事業345事業について、公費交付額の累計額106億円の1.3倍に相当する地域金融機関からの融資額計143億円が誘発されて各地域における資金循環に寄与したなどとされている。また、上記345事業のうち30年7月31日時点で決算期を3回以上迎えた200事業について、経済循環創造効果、地元雇用創出効果及び地元産業直接効果の効果倍率は、同時点での直近の事業年度で見ると、それぞれ7.07倍、1.31倍及び3.09倍となっているとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

交付金事業は、日本経済再生に向けた経済対策の一環として、地域の特色を生かして地域経済の活性化に取り組むものである。

そこで、本院は、有効性等の観点から、交付金事業の目的を踏まえた事業効果を十分に把握した上で検証を行い、改善に向けた取組が十分に行われているか、収支計画の達成に重要な要素等について十分な検討が行われ、その結果が事業計画等に反映されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、15道県及び46都道府県の214市町村が24年度から30年度までの間に実施した交付金事業358事業のうち、31年3月末現在において軌道年度の決算期を迎えた4県及び49市町村が実施した83事業(交付額計26億5168万余円。以下「83事業」とい

(注1)

う。)を対象に、地方公共団体等において、事業計画書、調査票等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、地域事業者等に対してアンケート調査を実施した。

(注1) 83事業 交付金事業の中には、2地域事業者が1事業として交付金申請をしているものがあり、後述の分析をするために便宜上2事業として計上した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 中断等している交付金事業の状況

83事業を検査したところ、31年3月末現在において、地域事業者が、今後の方策を検討するとして中断しているものが2事業、今後の見通しが立たないとして中止しているものが2事業、破産しているもの(手続中のものを含む。)が2事業あり、計6事業(交付額計1億4931万余円。以下「6事業」という。)で事業が中断等していた。

そこで、6事業について、前記のとおり、会計実地検査及びアンケート調査により中断等の要因を確認したところ、中断している2事業は、当初予定していた供給先の需要が増えなかったり、人材が確保できず実施体制が構築できなかつたりしたことよるとしていた。また、中止している2事業は、商品化のための生産技術を確立できなかつたり、競合する他事業者の影響を受けたりしたことよるとしており、破産している2事業は、設備の故障が相次いだことにより生産体制を確立できなかつたり、人材が確保できず実施体制が構築できなかつたりしたことよるとしていた。これらの要因は、いずれも事業を実施する上で容易に想定され、また、事業の立ち上げや、その後の継続に重大な影響を及ぼさうものであることから、事業に内在するリスクとして捉えて、回避策を十分に検討することが重要であるのに、6事業の地域事業者は、当該リスクを十分に捉えて回避することができなかつた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A町所在の地域事業者は、平成26年度に、農業残さを固形燃料に加工し、同町が別に整備することとしている住宅地を主な供給先として販売するための製造施設一式の整備等を行う事業について、同町から610万円の助成を受けて、交付金事業を実施している。

そして、同事業の収支計画では、軌道年度である29年度における売上高は280万円、地域人材活用費は224万余円及び地域資源活用費は0円としている。

しかし、製造した固形燃料の主な供給先である住宅地の整備が遅れ、その後も入居者が増加しなかつたり、同燃料は、燃やすと煙や悪臭が発生したりしたことなどから、需要が確保できずほとんど販売できなかったため、軌道年度における売上高、地域人材活用費及び地域資源活用費は、いずれも0円となっていた。

そして、交付金事業は、29年4月に中断され、令和元年5月の会計実地検査時点においても中断されたままとなっていた。

(2) 交付金事業の実施による事業効果の状況等

3指標は、前記のとおり、売上高、地域人材活用費及び地域資源活用費の各項目のそれぞれの累計額を分子とし、公費交付額を分母とし、それぞれ算出したものとされている

が、分母は一定である一方、分子は累積していく性質のものであることから、交付金事業の継続に伴い、3指標の効果倍率は年々増加することが想定されるものである。貴省は、3指標の効果倍率を公表しており、前記のとおり、経済循環創造効果は7.07倍、地元雇用創出効果は1.31倍、地元産業直接効果は3.09倍となっているとしているものの、これは前記200事業の分子、分母をそれぞれ合計するなどして算出した全体の効果倍率であり、交付金事業ごとの効果倍率の分布を示すものではない。

そこで、本院において、83事業のうち31年3月末現在において交付金事業が中断等している6事業を除く77事業(以下「77事業」という。)について、調査票を用いるなどして3指標の効果倍率を集計したところ、表1及び図のとおり、77事業の平均値は、経済循環創造効果で7.66倍、地元雇用創出効果で1.55倍、地元産業直接効果で3.76倍となっており、貴省の公表値とおおむね同様の結果となっていた。

しかし、77事業の3指標の効果倍率について交付金事業ごとの分布を分析したところ、いずれの指標も1.00倍未満の範囲が最頻値^(注2)となっていて、1.00倍未満の事業数は、経済循環創造効果で19事業(77事業の24.6%)、地元雇用創出効果で35事業(同45.4%)、地元産業直接効果で49事業(同63.6%)となっていた。

一方、77事業の中には、売上高が大きいことから3指標のうち経済循環創造効果及び地元産業直接効果の効果倍率が100.00倍以上と極めて高く、地元雇用創出効果の効果倍率も5.00倍以上となっているものが1事業あり、この1事業で77事業の売上高の累計額239億0185万余円のうち約4割に当たる97億3172万余円を占めている。その理由をみると、主な販売先が親会社である大手企業となっていることなどから、他の大部分の交付金事業とは異なり事業開始時から大口の販路が確立されているためであると考えられる。

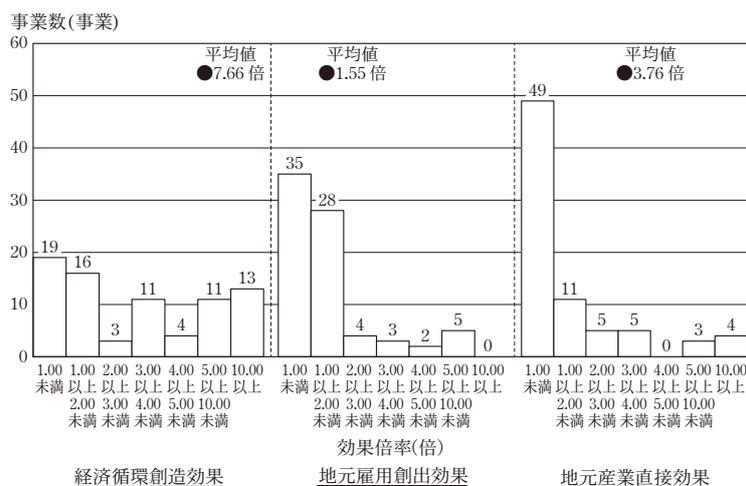
3指標の効果倍率は、達成すべき基準値が設定されているものではないが、個々の交付金事業における3指標の効果倍率が1.00倍未満と低い数値にとどまっているものが多数に上っている状況は、必ずしも交付金事業が順調に進んでいるとはいえないことを示していると認められる。

(注2) 最頻値 資料の中で最も頻度が高い値。他の値より著しく異なる値がある場合、平均値はそれに引きずられて大多数の分布より大きくずれることがあるが、最頻値はそれにほとんど影響されない点が優れているとされている。

表1 77事業における3指標の効果倍率の状況 (単位：倍、事業)

3指標 (分子/公費交付額)	効果倍率							計
	1.00 未満	1.00 以上 2.00 未満	2.00 以上 3.00 未満	3.00 以上 4.00 未満	4.00 以上 5.00 未満	5.00 以上 10.00 未満	10.00 以上	
経済循環創造効果 (分子：売上高の累計額)	19	16	3	11	4	11	13	77
地元雇用創出効果 (分子：地域人材活用費の累計額)	35	28	4	3	2	5	0	77
地元産業直接効果 (分子：地域資源活用費の累計額)	49	11	5	5	0	3	4	77

図 77 事業における3指標の効果倍率の最頻値及び平均値の状況



(注) 売上高が大きいことから3指標のうち経済循環創造効果及び地元産業直接効果の効果倍率が100.00倍以上と極めて高く、地元雇用創出効果の効果倍率も5.00倍以上となっているものが1事業含まれている。

(3) 売上高等の収支計画の達成状況

地方公共団体は、交付要綱等に基づき、事業計画書に地域課題とその対応について記載している。また、貴省及び地方公共団体によると、交付金事業を通じて、地域事業者が商品を販売するなどして、収支計画で見込んだ売上高を確保し、地域の人材及び資源を活用することにより、地域課題が解決されるとしている。したがって、特に、交付金事業の実施に当たって、売上高、地域人材活用費及び地域資源活用費の三つの項目の収支計画を達成することは、交付金事業が地域での経済循環の創造に資するための重要な要素となる。

そこで、77事業の軌道年度における売上高の収支計画に対する実績の比率(以下「売上高計画実績比」という。)と、地域人材活用費の収支計画に対する実績の比率(以下「人材計画実績比」という。)及び地域資源活用費の収支計画に対する実績の比率(以下「資源計画実績比」という。)を対比して分析するなどしたところ、次のとおりとなっていた。

ア 売上高の状況

77事業における売上高計画実績比については、表2のとおり、13事業(77事業の16.8%)は100%以上となっていて収支計画を達成していたが、64事業(同83.1%)は収支計画を達成しておらず、このうち39事業(同50.6%)は50%未満となっていた。

表2 77事業の売上高計画実績比の状況

売上高計画実績比	交付金事業の事業数及び交付額			
	事業数(事業)	構成比(%)	交付額(千円)	構成比(%)
100%以上	13	16.8	438,908	17.5
100%未満	64	83.1	2,063,460	82.4
50%以上100%未満	25	32.4	853,162	34.0
50%未満	39	50.6	1,210,298	48.3
10%以上50%未満	26	33.7	818,513	32.7
10%未満	13	16.8	391,785	15.6
計	77	100.0	2,502,368	100.0

(注) 構成比は、端数処理のため集計しても計と一致しないものがある。

77事業のうち、売上高計画実績比が100%未満となっていた64事業(交付額計20億6346万円、77事業に対する交付額の構成比82.4%)について、地域事業者64者に収支計画を下回る売上高しか達成できなかった要因を確認したところ、販路が確保できていないなど販売面に課題があるとしているものが最も多くを占めており、他に量産化が困難であるなど生産面に課題があるとしているものや、商品開発が進捗していないなど商品化に課題があるとしているものがあつた。また、64者の約7割に該当する45者は抱える経営課題が複数あるとしていたほか、約8割に該当する50者は、事業計画どおりに売上高を達成できる時期を具体的に想定できないとしていた。

イ 地域の人材及び資源の活用状況

77事業における地域の人材及び資源の活用状況は、表3のとおり、人材計画実績比については、17事業(77事業の22.0%)は収支計画を達成していたが、60事業(同77.9%)は収支計画を達成しておらず、このうち29事業(同37.6%)は50%未満となっていた。また、資源計画実績比については、13事業(同16.8%)は収支計画を達成していたが、62事業(同80.5%)は収支計画を達成しておらず、このうち42事業(同54.5%)は50%未満となっていた。

表3 77事業の人材計画実績比及び資源計画実績比と売上高計画実績比との対比の状況
(単位：事業、%)

人材計画実績比、 資源計画実績比		売上高計画実績比			計	
		100%以上	50%以上 100%未満	50%未満	構成比	
人材計画 実績比 (a)	100%以上	8	7	2	17	22.0
	50%以上100%未満	13	25	13	39	40.2
	50%未満	0	5	24	29	37.6
資源計画 実績比 (b)注(1)	100%以上	8	4	1	13	16.8
	50%以上100%未満	13	25	13	37	25.9
	50%未満	1	8	33	42	54.5
(a)(b)いずれも100%以上		4	1	0	5	6.4
(a)(b)いずれも100%未満		1	15	34	50	64.9
(a)(b)いずれも50%未満		0	0	22	22	28.5

注(1) 地域資源活用費の収支計画が0円の2事業を除く。

注(2) 構成比は、端数処理のため集計しても計と一致しないものがある。

77事業のうち、人材計画実績比及び資源計画実績比がいずれも100%未満となっていた50事業について、地域事業者50者に収支計画を下回る地域の人材及び資源しか活用できなかった要因を確認したところ、人材計画実績比については、売上が十分でないことから給与等を支払う余裕がなかったり、求人しても応募がなかったりするなど資金難又は人材難により雇用を確保できないことに要因があるとしているものが多くなっていた。また、資源計画実績比については、売上が十分でないことから商品を生産するための仕入れを拡大できないことなどに要因があるとしていた。

このように、売上高計画実績比が50%未満の39事業において、人材計画実績比及び資源計画実績比がいずれも50%未満となっている事業が22事業(交付額計6億5810万余

円)で見受けられた。その要因を確認したところ、売上高が低調となっていることに起因して、人材計画実績比及び資源計画実績比が低調となっているものが多かった。そして、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素について、これらに対応した事業に内在するリスクを事前に適切に把握して、その回避策を綿密に検討しておくことが必要であった。

(4) 貴省によるフォローアップの状況

貴省は、前記のとおり、28年度以降、地方公共団体から提出させている調査票において、四つの指標の効果倍率、交付金事業の進捗状況、収支の実績が収支計画を達成していない要因等を記載させるなどしており、(1)から(3)までのように、売上高が低調となっているなどして、地域の人材及び資源の活用が十分に図られておらず、事業効果が十分に発現していない事態が報告されていた。

しかし、貴省は、こうした事態を把握するなどした上で、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、地域の人材及び資源を十分に活用しておらず、交付金事業の実施による事業効果が十分に発現していない事業について、具体的な改善策等を検討させることとしたりしていなかった。また、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を事業計画等に反映させていなかった。

(改善を必要とする事態)

貴省において、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施させていなかったり、地域の人材及び資源を十分に活用しておらず、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業について具体的な改善策等を検討させていなかったりしている事態、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 事業効果が十分に発現していない事態を改善するための方策を検討することの重要性についての認識が欠けていたこと
- イ 販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することの重要性についての理解が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、日本経済再生に向けた経済対策の一環として、地域の特色を生かして地域経済を活性化するための取組を支援する交付金事業は重要な事業であり、引き続き実施していくこととしている。

については、貴省において、交付金事業の事業効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 既存の交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、事業効果を把握した上で事業実施の参考となる情報を提供するなどして、地域事業者、地域金融機関等の関係者と交付金事業の状況について幅広く共有・協議する場を設けさせて、より一層関係者との連携を密にさせて交付金事業の事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとして、売上高が低調となっているなどのため地域の人材及び資源を十分に活用しておらず、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と具体的な改善策等を検討させたりすること
- イ 今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素や、事業に内在するリスクとその回避策について、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者と綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討すること

- (2) 情報通信技術利活用事業費補助金による事業において、導入したシステムについての具体的なニーズ調査を実施したり、適切な事業目標を設定しその目標に対する実績を把握したりすることなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう、また、適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)情報通信技術高度利活用推進費		
部 局 等	総務本省		
補助の根拠	予算補助		
補助事業者 (事業主体)	県1、市21、町12、村8、株式会社12、一般社団法人4、一般財団法人1、特定非営利活動法人2、計61事業主体		
補助事業	ICTまち・ひと・しごと創生推進事業 ふるさとテレワーク推進事業 地域IoT実装推進事業 データ利活用型スマートシティ推進事業		
補助事業の概要	農業、医療・健康、観光、防災、雇用等各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化及び生産性向上又は地方への人や仕事の流れの創出を通じて地域の活性化に資する事業に対して国が補助するもの		
検査の対象とした事業数及び国庫補助金交付額	62事業	11億8769万余円	(平成26年度～30年度)
導入したシステムの全部又は一部が休止・遊休化等している事業主体数、事業数及び国庫補助金交付額(1)	5事業主体	5事業	9972万円(平成26年度～28年度)
導入したシステムの利用が低調となっている事業主体数、事業数及び国庫補助金交付額(2)	6事業主体	6事業	7916万円(平成26年度～28年度)

クラウドを活用して導入したシステムについて、情報セキュリティ対策が適切でない事業主体数、事業数及び国庫補助金交付額(3)	20 事業主体	20 事業	4 億 2257 万円(平成 26 年度～30 年度)
(1)から(3)までの純計	24 事業主体	24 事業	5 億 1205 万円(平成 26 年度～30 年度)

【改善の処置を要求したものの全文】

情報通信技術利活用事業費補助金による事業の実施状況について

(令和元年 10 月 29 日付け総務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の概要等

(1) 情報通信技術利活用事業費補助金による事業の概要

貴省は、情報通信技術(以下「ICT」という。)の一層の利活用により、農業、医療・健康、観光、防災、雇用等各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化及び生産性向上又は地方への人や仕事の流れの創出を通じて地域の活性化に資する事業等を実施する市町村等(以下「事業主体」という。)に対して、情報通信技術利活用事業費補助金を交付している。この補助金の交付対象事業は、情報通信技術利活用事業費補助金交付要綱(平成 27 年総国政第 30 号。以下「要綱」という。)等によれば、ICT まち・ひと・しごと創生推進事業、ふるさとテレワーク推進事業、地域 IoT 実装推進事業、データ利活用型スマートシティ推進事業(以下、これらの事業を合わせて「本件補助事業」という。)等とされており、事業主体は、本件補助事業において、情報通信端末を導入したり、システムを構築したりなどして事業を実施している(以下、本件補助事業で導入された情報通信端末や構築されたシステムを「導入システム」という。)。そして、本件補助事業の補助金交付額は、要綱等で定められた補助対象経費に各事業の補助率を乗ずるなどして算定することとされており、平成 26 年度から 30 年度までにおける交付額は、計 136 事業で計 23 億 7639 万余円となっている。

(2) 本件補助事業の補助金交付手続等

本件補助事業の補助金交付手続等については、要綱、本件補助事業の実施要領(以下「実施要領」という。)等によると、次のとおりとなっている。

- ① 本件補助事業の実施を希望する事業主体は、実施する事業の概要を示した企画提案書や、事業の可能な限り明確かつ定量的な達成目標(以下「事業目標」という。)を設定し、これを記載した実施計画書等を貴省に提出する。これらの企画提案書等について、貴省は、地域が直面する課題等のニーズに関わる項目を記載するよう求めている。そして、貴省は、これらに対する外部有識者による評価結果等に基づき、採択候補先を選定する。この採択候補先の選定の際のポイントとして、貴省は原則として、事業の効率化を目指すために、導入システムについてはクラウドを活用することなどを示している。

- ② 採択候補先に選定された事業主体は、交付申請時に、事業実施年度の事業目標等を記載した事業計画書等を貴省に提出する。貴省は、これらを審査の上、交付決定を行う。
- ③ 交付決定を受け、事業を実施した事業主体は、事業完了後に、貴省に実績報告書を提出し、貴省は当該実績報告書の内容を審査の上、交付額の確定を行う。
- ④ 交付額の確定を受けた事業主体は、事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後に、導入システムの運用状況等について記載した運用状況及び収益状況報告書(以下「運用状況等報告書」という。)を貴省に提出する。

(注1) クラウド クラウドコンピューティングの略。クラウドコンピューティングとは、一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術のこと

(3) 事業主体における情報セキュリティ対策

本件補助事業を実施するに当たっては、個人情報等の重要情報等を取り扱うことがある。そして、地方公共団体は、個人情報等の重要情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号。以下、これらを合わせて「法」という。)等の趣旨に基づき、組織内の情報セキュリティを確保するための対策等を包括的に定めた文書(以下「情報セキュリティポリシー」という。)等を定めて、これを遵守することなどにより、法の趣旨に沿った情報セキュリティ対策を講ずることになっている。また、民間事業者等は、個人情報等の重要情報等を取り扱うに当たって、自主的に定める情報セキュリティポリシーや個人情報保護法に定められている具体的な義務等を遵守することなどにより、情報セキュリティ対策を講ずることになっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本件補助事業は、ICTを導入して活用することにより、地域が直面する課題の解決や地域の活性化を図るものである。そして、ICT分野の技術の進展は他の分野に比べて非常に速く、一定期間が経過すると構築したシステム等が陳腐化してしまう可能性があるなどの特徴があることから、本件補助事業を実施するに当たっては、一定期間内で事業の効果が得られるよう、導入システムの利用状況の把握を的確に行うことが重要となる。

また、導入システムについては、個人情報等の重要情報等が取り扱われる場合があり、クラウドの活用も想定されて、個人情報等の重要情報等が、事業主体外部のネットワーク上で管理されることとなることなどから、本件補助事業においては、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿った適切な情報セキュリティ対策を講ずることが重要である。

そこで、本院は、有効性等の観点から、導入システムは有効に利用されているか、導入システムの利用状況は的確に把握及び報告されているか、導入システムの運用に当たり、情報セキュリティ対策が適切に講じられているかなどに着眼して、本件補助事業のうち、20道府県に所在する61事業主体が26年度から30年度までの間に実施したICTまち・ひと・しごと創生推進事業28事業、ふるさとテレワーク推進事業17事業、地域IoT実装推進事業

14 事業、データ利活用型スマートシティ推進事業3 事業の計62 補助事業(事業費計15 億0347 万余円、補助対象経費計14 億5838 万余円、補助金交付額計11 億8769 万余円)を対象として、61 事業主体において、実施計画書、運用状況等報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するとともに、貴省本省において、事業主体に対する指導・助言の状況等を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 20 道府県 北海道、京都府、青森、岩手、千葉、富山、石川、山梨、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、徳島、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 導入システムの利用状況等

前記の62 補助事業のうち、導入システムの利用が災害発生時に限られていて、定常的な利用を想定していないものを除いて、事業完了後1 年以上経過し、運用状況等報告書が提出されている53 補助事業(補助金交付額計9 億8923 万余円)について、導入システムの利用状況等をみたところ、次のとおり補助事業の効果が十分に発現していない事態が見受けられた。

ア 導入システムの全部又は一部が休止・遊休化等しているもの

53 補助事業について、導入システムの現地での稼働状況等をみたところ、導入システムの運用体制を維持できなかつたり、情報通信端末が故障したりしていたことなどから、導入システムの全部又は一部が、完成した当初又は事業の途中から休止・遊休化等しているものが5 事業主体の5 補助事業(補助金交付額計9972 万円)あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

高知県土佐郡大川村は、平成28 年度に、情報通信技術利活用事業費補助金2111 万余円の交付を受けて、嶺北地域の雇用創出等のため、隣接する3 町等と連携して、テレワーク拠点を整備するとともに嶺北地域の地方創生に直接つながる求人・求職の仲立ちをするシステムを構築していた。そして、同村は、同拠点を利用して地域の雇用を創出できる事業者を誘致し、当該事業者と、同システムの運用において活用する求人・求職に係るデータベースの構築及び同システムの運用に係る契約を締結して、29 年4 月から、求人・求職情報をウェブサイト上で公開して同システムを利用した業務を実施させることとしていた。

しかし、同村は、31 年2 月の会計実地検査時点において、同拠点でテレワークを実施する事業者を誘致していたものの、予算が不足していたなどとして、求人・求職に係るデータベースの構築に係る契約を当該事業者との間で締結していなかった。このため、同システムの運用に必要なデータベースの構築ができておらず、同システムの運用を休止している状況となっていた。

(注3) 5 事業主体 直方、対馬両市、阿蘇郡高森町、土佐郡大川村、株式会社ネクステージ

イ 導入システムの利用が低調となっているもの

前記のとおり、事業主体は、事業目標を設定することとされているが、その事業目標の設定内容について、貴省は明確に定めていない。そこで、53 補助事業から、アの事態に係る5 補助事業を除いた48 補助事業について、事業主体が設定している事業目標

についてみたところ、導入システムの利用について、利用者数等の定量的な数値目標を設定していた補助事業と、定量的な数値目標を設定していなかった補助事業が見受けられた。そこで、定量的な数値目標を設定していた補助事業については設定された利用者数等の数値目標に対する実際の利用者数等の割合を、また、定量的な数値目標を設定していなかった補助事業については導入システムの実際の利用者数等を、それぞれみたところ、その割合が5%以下であったり、実際の利用者がほとんどいなかったりなどして、利用が低調となっているものが6事業主体の6補助事業(補助金交付額計7916万余円)あった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

沖縄県島尻郡久米島町は、平成27年度に、情報通信技術利活用事業費補助金740万余円の交付を受けて、高齢者の利便性向上や地産地消の推進を図るために、高齢者がタブレット端末等を利用して簡易な操作で買物ができるようになどするシステムを構築していた。そして同町は、実施計画書において、同システムによる年間売上を5年以内の間に450万円とすること、本事業の運営に係る雇用を2名創出することを事業目標として設定していた。しかし、同町は、事業の実施に当たり、住民に対して利用の意向等についての具体的なニーズ調査を十分に行っておらず、さらに、事業完了後も住民に対して同システムの利便性等についての周知を十分に行っていなかったり、高齢者がタブレット端末等を利用するに当たっての支援スタッフを配置できなかつたりしていたことなどから、30年12月の会計実地検査時点において、新規雇用を1名創出していたものの、タブレット端末等による買物実績はなく、利用者はいなかった。

(注4) 6事業主体 南国、平戸両市、島尻郡久米島町、鹿児島郡三島、島尻郡粟国、南大東各村

ウ ニーズ調査の実施状況等

アの5補助事業及びイの6補助事業を合わせた計11補助事業について、事業主体におけるニーズ調査の実施状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) ニーズ調査の実施状況

本件補助事業においては、前記のとおり、貴省は、地域が直面する課題等のニーズに関わる項目を企画提案書等に記載することを求めていたものの、要綱等において、その具体的な内容や方法については定めていなかった。そこで、11補助事業におけるニーズの把握状況についてみたところ、6事業主体の6補助事業において、具体的なニーズ調査が十分に行われておらず、導入システムについての利用の意向等のニーズが十分に把握されていなかった。また、ニーズ調査は、事業期間中又は必要に応じて事業完了後においても定期的に行うことによって、システム等の改善点を見いだし、システムを改修するなどして、事業の効果的な実施等に資するものであるが、これらの事業主体はこれを十分に実施しておらず、ニーズ調査を基にした事業の効果を発現させるための方策を十分に執っていなかった。

(注5) 6事業主体 南国、平戸両市、島尻郡久米島町、鹿児島郡三島、島尻郡粟国、南大東各村

(イ) 導入システムの利用状況の把握の状況

本件補助事業においては、前記のとおり、一定期間内で事業の効果が得られるよう、導入システムの利用状況の把握を的確に行うことが重要である。そこで、11 補助事業における、導入システムの利用状況の把握状況についてみたところ、9 事業主体^(注6)の9 補助事業において、導入システムの利用について定量的な数値目標が設定されていなかったことから、事業主体は事業目標の達成に向けた導入システムの利用状況を把握しておらず、事業目標の達成に向けた事態の改善の取組を十分に行っていなかった。

(注6) 9 事業主体 直方、対馬両市、阿蘇郡高森、島尻郡久米島両町、土佐郡大川、鹿児島郡三島、島尻郡粟国、南大東各村、株式会社ネクステージ

(ウ) 運用状況等報告書における報告等の状況

本件補助事業においては、前記のとおり、事業主体は、事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後に運用状況等報告書を貴省に提出することとされており、これを受けた貴省は、導入システムの利用状況等について確認し、必要に応じて事業主体に指導・助言を行うこととしていた。しかし、貴省は、事業の内容が多様であることなどから、要綱等において、運用状況等報告書で報告すべき具体的な内容について定めていなかった。そこで、11 補助事業について、運用状況等報告書による貴省への報告内容を確認したところ、8 事業主体^(注7)の8 補助事業については、導入システムが休止等している事態を報告していないなどして、貴省において、導入システムの利用状況等の的確な把握が困難となっていて、必要な指導・助言が行われていなかった。

(注7) 8 事業主体 直方、平戸両市、阿蘇郡高森、島尻郡久米島両町、土佐郡大川、島尻郡粟国、南大東各村、株式会社ネクステージ

(2) クラウドを活用した導入システムについて、情報セキュリティ対策が適切でない事態

前記のとおり、導入システムについては、個人情報等の重要情報等が取り扱われる場合があり、クラウドの活用も想定されていることなどから、本件補助事業においては、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿った適切な情報セキュリティ対策を講ずることが重要である。そして、個人情報等の重要情報等を取り扱うに当たっては、情報漏えいなどは外部委託先においても発生するおそれがあるため、外部委託を行う場合を含めて必要な情報セキュリティ対策を講ずることが重要である。一方、貴省は、本件補助事業を実施するに当たっての情報セキュリティ対策について、実施要領等で示していない。そこで、前記62 補助事業の導入システムに係る外部委託の実施状況についてみたところ、クラウドを活用した導入システムについて、運用保守、データの保管・管理等を外部委託するなどして運用していたものが37 事業主体が実施する38 補助事業あった。そして、37 事業主体はすべて地方公共団体であったため、事業主体である各地方公共団体が策定した情報セキュリティポリシー等における情報セキュリティ対策をみたところ、いずれの地方公共団体においても情報システムについて外部委託する場合には、個人情報等の重要情報等の目的外利用の禁止や事業完了後の返還、廃棄等の情報セキュリティ対策上必要な事項について委託契約等において規定することとしていた。

しかし、上記の37事業主体のうち20市町村の20補助事業^(注8)(補助金交付額計4億2257万余円)において、クラウドを活用した導入システムに係る外部委託契約の締結等に当たり、個人情報等の重要情報等について、何らの契約等を締結していなかったり、契約等において、情報セキュリティ対策上必要な事項について取決めをしていなかったりして、法等の趣旨に基づき定められた上記の情報セキュリティポリシー等が遵守されておらず、保有する個人情報等の重要情報等が保護されないおそれのある状況となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

高知県長岡郡本山町は、平成29年度に、情報通信技術利活用事業費補助金2499万余円の交付を受けて、森林所有者の集約化等のために、森林資源情報に係るデータベース及びこれをクラウドを活用して共有できるシステムを構築していた。そして、同町は、30年4月から同システム用のサーバーを保有している業者にその運用を事実上委託するなどして、運用を開始していた。同町の情報セキュリティポリシーによれば、情報システムの運用保守等を外部委託する場合には、必要に応じて、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならないとされており、その契約を締結する必要性があったものの、同町は、同システムの運用を委託するに当たって、委託業者と契約を締結しておらず、個人情報等の重要情報等の取扱いに関する何らの取決めもしていなかった。このため、データベースに保存されている個人情報や個人が保有する地籍に関する情報が目的外に利用されるなどのおそれのある状況となっていた。

(注8) 20市町村 大船渡、いすみ、富山、阿波、直方、宗像、佐賀、多久、平戸各市、奥尻郡奥尻、紋別郡滝上、岩手郡葛巻、東伯郡三朝、長岡郡本山、阿蘇郡高森、島尻郡久米島各町、朝倉郡東峰、鹿児島郡三島、島尻郡栗国、南大東各村

(改善を必要とする事態)

本件補助事業について、導入システムの利用が低調となるなどしていて補助事業の効果が十分に発現していなかったり、クラウドを活用した導入システムの運用について、情報セキュリティ対策が適切に講じられていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 事業主体において、補助事業の効果を十分に発現させるためには、具体的なニーズ調査の実施、適切な事業目標の設定及びその目標に対する実績の把握並びにそれらの適切な報告が重要であることについての理解が十分でないこと
- イ 地方公共団体において、クラウドを活用した導入システムの運用に際して、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性についての理解が十分でないこと
- ウ 貴省において、具体的なニーズ調査の必要性、事業目標の設定内容及び運用状況等報告書における報告内容について、実施要領等において明確に示しておらず、また、補助事業の効果が十分に発現していない事業に対する適切な指導・助言が行われていないこと
- エ 貴省において、地方公共団体のクラウドを活用した導入システムの運用に際して、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等において示していないこと

3 本院が要求する改善の処置

本件補助事業は、ICT の利活用分野が多岐にわたりその利活用の方法も多様なものとなっており、また、ICT 分野の技術の進展は他の分野に比べて非常に速いものとなっていることなどから、事態を改善するための方策は、適時かつ効果的に行われる必要がある。また、本件補助事業は、クラウドを活用した導入システムの利用が想定されていることなどから、より一層情報セキュリティ対策に留意した導入システムの運用を行うことが重要となる。

については、貴省において、速やかに本件補助事業の実態を的確に把握し、導入システムの利用が低調となっているなど、補助事業の効果が十分に発現していない事業について、その効果が十分に発現するよう、また、情報セキュリティ対策が適切に講じられるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 事業主体に対して次のような処置を講ずること

- (ア) 導入システムの利用が低調であることなどのため、補助事業の効果が十分に発現していない事業主体に対して、具体的なニーズ調査を実施させたり、導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定させ、それに対する実績を把握させたり、事業の現状及び今後の改善計画を速やかに貴省に報告させたりすること。また、これらの処置が実効あるものとするために、必要に応じて貴省が指導・助言を行うこと
- (イ) 情報セキュリティ対策が適切に講じられていない地方公共団体である事業主体に対して、クラウドを活用した導入システムの運用について、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講じさせること

イ 今後実施する本件補助事業については、構築するシステム等に対する利用の意向等の具体的なニーズ調査を実施すること、事業実施年度及びその後5年間の導入システムの利用状況を的確に把握できるような適切な事業目標を設定し、その目標に対する実績を把握すること並びに事業目標に対する運用状況等報告書における報告内容等を貴省が明確に示した上で、これに基づき報告することを実施要領等において定めることとともに、貴省が必要に応じて指導・助言を行うこととすること。また、クラウドを活用するシステムの運用を含め、法の趣旨に沿って、地方公共団体が自ら定める情報セキュリティポリシー等に基づいて適切な情報セキュリティ対策を講ずることの重要性について、実施要領等において、地方公共団体に対して周知すること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの

会 計 名	一般会計
部 局 等	総務本省、情報通信政策研究所、4 総合通信局

国有財産の分類	(分類)行政財産 (種類)公用財産 (区分)建物 (区分)工作物
検査の対象とした国有財産	修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物 (平成25年度～29年度)
上記の件数及び価格(1)	178件 11億0839万余円
(1)について計上漏れとなっていた件数及び台帳登録価格	114件 2億2124万円
(1)のうち計上する必要がなかった費用が含まれていた件数及び台帳登録価格	21件 826万円

1 国有財産の概要等

(1) 国有財産の概要

総務省は、国有財産法(昭和23年法律第73号)等に基づき、その所管に属する国有財産を管理しており、総務省所管国有財産取扱規則(平成13年総務省訓令第54号)等に基づき、総務省大臣官房会計課長が国有財産に関する事務を総括するとともに、総合通信局等の部局に属する国有財産については当該部局長(以下「部局長」という。)がその事務を分掌している。そして、部局長は、国有財産を管理するに当たっては、その分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格等を記載した台帳(以下「国有財産台帳」という。)を備えることとなっている。また、国有財産法によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額を集計して「国有財産増減及び現在額報告書」(以下「現在額報告書」という。)を作成し、財務大臣に送付することとされている。そして、財務大臣は、各省各庁の長から送付された現在額報告書に基づき「国有財産増減及び現在額総計算書」(以下「総計算書」という。)を作成し、内閣は、総計算書を国会に報告することとされている。

(2) 国有財産台帳に登録する価格

国有財産法第32条第2項の規定によれば、各省各庁の長等は、その所管に属し、又は所属に属する建物及び工作物の設置等に基づく価格等の変動があった場合は、直ちに国有財産台帳に記載し、又は記録しなければならないこととされている。そして、国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第21条の規定によれば、国有財産台帳に新たに登録する場合の価格(以下、この価格を「台帳登録価格」という。)は、建物、工作物等については、建築費等とすることとされている。また、「国有財産台帳等取扱要領について」(平成13年財理第1859号。以下「取扱要領」という。)によれば、建築費等は、建築又は製造に直接要した費用(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。))を含む。以下「直接費用等」という。)とし、障害物の取壊し費その他の間接費(以下「取壊し費等」という。)は含めないこととされている。そして、建物、工作物の設置等に係る工事費が直接費

用等と取壊し費等のいずれに区分されるかの判断に当たっては、工事費の費用項目によらず、その工事目的に応じて区分することに留意することとされている。すなわち、台帳登録価格の計算に当たっては、工事目的に応じて、直接費用等に相当する額は台帳登録価格に計上し、取壊し費等に相当する額は台帳登録価格に計上しないこととなる。

そして、工事費の費用項目は、取扱要領によれば、①建物、工作物等の建築又は製造に必要な材料費、労務費等の直接工事費、②間接経費である共通仮設費等(以下「共通費」という。)及び③消費税等相当額で構成することとされている。

また、取扱要領によれば、建物又は工作物に対し建物等の減耗を回復して原形に近づけるための工事である「純然たる修繕」を行った場合の工事費については、減価償却のいかににかかわらず台帳登録価格に計上しないこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

総務省では、庁舎の老朽化等に伴って、建物や工作物の修繕、模様替に係る工事(以下「修繕等工事」という。)を継続的に行っている。

そこで、本院は、正確性、合規性等の観点から、修繕等工事に係る台帳登録価格は適正なものとなっているかなどに着眼して、総務本省、自治大大学校、情報通信政策研究所及び5総合通信局^(注1)において、平成25年度から29年度までの間に実施した修繕等工事により国有財産台帳に新たに登録を行うなどした建物及び工作物のうち178件(国有財産台帳価格計11億0839万余円)を対象として検査を実施した。検査に当たっては、総務本省において、国有財産台帳等の関係書類を確認したり台帳登録価格の計上方法についての考え方を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 5総合通信局 東北、関東、信越、近畿、中国各総合通信局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 台帳登録価格に直接費用等が計上されていなかったなどの事態

取扱要領では前記のとおり、直接費用等及び取壊し費等の区分に関して、工事目的に応じて区分することに留意することとされているが、総務省は、その区分を明確に定めていないなどしていた。そのため、前記の建物及び工作物178件のうち、総務本省、情報通信政策研究所及び3総合通信局^(注2)における113件の台帳登録価格計6億5474万余円については、直接費用等に該当する工事費のうち労務費の一部及び消費税等相当額が計上されていなかったり、共通費についてその全額が取壊し費等に該当すると区分して全額を計上していなかったりなどしていた。

また、前記の178件のうち、総務本省において国有財産台帳の登録手続自体を怠っているという事態が1件見受けられた。

これらの結果、114件の修繕等工事の契約金額のうち、直接費用等計2億2124万余円(直接工事費計1億0335万余円、共通費計1億0120万余円、消費税等相当額計1668万余円)が台帳登録価格に計上漏れとなっていた。

(注2) 3総合通信局 東北、関東、信越各総合通信局

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

総務省は、平成28年度に中央合同庁舎第2号館執務室のファンコイルユニット(空調和機)設置作業を1401万余円で契約し、工事しゅん工後、共通費についてその全額が取壊し費等に該当すると区分するなどして、契約金額から共通費等222万余円を控除して、台帳登録価格を1178万余円としていた。

しかし、共通費等222万余円のうちには、当該工作物に係る直接費用等に該当する費用が含まれており、192万余円(直接工事費13万余円、共通費164万余円、消費税等相当額14万余円)が台帳登録価格に計上されていなかった。

(2) 台帳登録価格に純然たる修繕に該当する費用等が計上されていた事態

前記の178件のうち、総務本省及び^(注3)3総合通信局における21件の台帳登録価格計1億7450万余円については、純然たる修繕に該当する費用を控除するなどしておらず、計上する必要のなかった計826万余円(直接工事費計784万余円、消費税等相当額計41万余円等)が含まれていた。

(注3) 3総合通信局 関東、信越、中国各総合通信局

このように、台帳登録価格が適正に計上されておらず、この国有財産台帳の価格を基に毎年度の現在額報告書等が作成されており、国有財産の価格が投下した費用の実績を適切に反映していない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、総務本省において取扱要領で留意することとされている直接費用等及び取壊し費等の工事目的に応じた区分等を明確に定めていなかったこと、総務本省、情報通信政策研究所及び4総合通信局において取扱要領等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、総務省は、令和元年9月までに、前記の計上漏れとなっていた台帳登録価格等について、国有財産台帳価格の修正登録を行った。また、総務本省は、元年9月に、国有財産台帳に登録する建物及び工作物について、台帳登録価格は契約金額の総額を基本として、契約金額のうち純然たる修繕等に該当する費用がある場合は控除すること、共通費のうち台帳登録価格に計上する項目と計上しない項目との整理及び台帳登録価格に計上しない項目の具体例等を明記したマニュアルを策定し、関係部局に周知徹底する処置を講じた。

第4 法 務 省

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁の単独庁舎について、地方検察庁から使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させることなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備するよう改善させたもの

会 計 名	一般会計		
部 局 等	法務本省、32 地方検察庁		
国有財産の分類	(分類)行政財産	(種類)公用財産	(区分)土地 (区分)建物
非常駐支部・区検の概要	法務省が所管する庁舎に単独で入居している地方検察庁の支部及び区検察庁のうち、職員が常駐していない地方検察庁の支部及び区検察庁		
検査の対象とした非常駐支部・区検に係る土地及び建物の平成30年度末現在の国有財産台帳価格	63 非常駐支部・区検	土地	21 億 0594 万余円
		建物	4 億 3330 万余円
		計	25 億 3924 万余円
上記のうち使用状況を把握し単独庁舎として使用し続ける必要性の検討等が十分に行われていない土地及び建物に係る国有財産台帳価格	56 非常駐支部・区検	土地	19 億 5568 万円
		建物	4 億 0277 万円
		計	23 億 5845 万円

1 地方検察庁の支部及び区検察庁に係る行政財産の概要

法務省は、検察庁法(昭和22年法律第61号)に基づき、必要に応じて地方検察庁(以下「地検」という。)の支部(以下「支部」という。)を地方裁判所及び家庭裁判所の支部に対応して設置し、また、区検察庁(以下「区検」という。)を簡易裁判所に対応して設置している。また、支部は地方検察庁支部設置規則(昭和22年司法省令第42号)により、区検は「最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令」(昭和22年政令第35号。以下「位置政令」という。)によりそれぞれ設置する市町村等が定められている。そして、支部及び区検においては、職員が、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)等に基づき、事件の受理、被疑者の取調べなどの捜査、事件の処理、公判手続等の業務を行うこととなっている。

また、支部及び区検の中には、法務省が所管する庁舎に単独で入居しており、職員が常駐していない支部及び区検(職員が常駐していない支部と区検が同居しているものを含む。以下「非常駐支部・区検」という。)があり、地検等に常駐している職員が必要に応じて非常駐支部・区検の庁舎に赴いて業務を行っている。

法務省所管国有財産事務取扱規程(訓令)(昭和59年営訓第1100号)等によれば、非常駐支部・区検の庁舎を含む検察庁の土地、建物等に関する事務は地検が分掌し、地検は常にその状況を把握し、管理及び処分を適正に行わなければならないこととされている。また、法務

省組織令(平成12年政令第248号)及び法務省刑事局事務分掌規程(平成13年法務省刑総第11号)によれば、法務省は、検察庁の組織及び運営、検察庁所管の施設の整備に関する事務を所掌するものとされており、これに基づき、非常駐支部・区検の庁舎を含めた検察庁全体あるいは個別の庁舎の整備方針等について地検に対して協議、指導、調整等の事務を行うことになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、行政財産に分類される非常駐支部・区検の庁舎の管理が適切に行われているかなどについて会計実地検査を行った。

検査に当たっては、全国の50地検における203支部及び438区検のうち、全ての非常駐支部・区検である34地検^(注1)における63非常駐支部・区検^(注2)(土地面積計61,105㎡、建物延べ床面積計17,580㎡、土地の国有財産台帳価格計21億0594万余円、建物の国有財産台帳価格計4億3330万余円、国有財産台帳価格合計25億3924万余円)を対象として、地検において庁舎の図面、旅行命令簿等の関係書類を確認したり、庁舎の使用状況等についての調書を徴して分析したりするなどして会計実地検査を行うとともに、法務本省において庁舎の使用状況の把握状況を聴取するなどして検査した。

(注1) 34地検 東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、前橋、静岡、甲府、長野、新潟、大阪、京都、神戸、和歌山、名古屋、広島、岡山、松江、福岡、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、福島、盛岡、青森、札幌、函館、旭川、釧路、高松、徳島、松山各地検

(注2) 63非常駐支部・区検 秩父、佐原、園部、西郷、八女、平戸、相馬、岩内、江差、留萌各支部・区検、新島、青梅、鎌倉、平塚、常陸太田、取手、古河、館林、伊勢崎、中之条、清水、熱海、三島、鰻沢、木曾福島、大町、新津、豊中、吹田、京丹後、篠山、浜坂、湯浅、犬山、可部、竹原、府中、庄原、児島、高梁、勝山、雲南、甘木、諫早、別府、豊後高田、宇城、荒尾、御船、伊集院、屋久島、西都、久慈、野辺地、鱒ヶ沢、伊達、富良野、天塩、本別、善通寺、鳴門、徳島池田、愛南各区検

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 庁舎の使用状況を把握しておらず単独庁舎として使用し続ける必要性の検討を十分に行っていなかった事態

前記の63非常駐支部・区検における各庁舎の使用状況についてみたところ、各地検においては、庁舎の使用日時、使用者、使用目的等の記録を残しておくこととなっておらず、全ての非常駐支部・区検において庁舎の使用状況を十分把握できる状況となっていなかった。そして、本院において、庁舎の使用状況を確認したところ、旅行命令簿等に記載されている用務先等で確認できた範囲では、非常駐支部・区検の庁舎に赴いた実績がないものや赴いた日数が数日程度のものが見受けられた。

そこで、法務省における非常駐支部・区検の庁舎を単独庁舎として使用し続ける必要性についての検討状況を確認したところ、同省は、非常駐支部・区検を含めた検察庁の庁舎は、犯罪被害者、参考人等の身近に存在することによって協力が得やすくなるなど、単に

使用頻度により庁舎を単独庁舎として使用し続ける必要性を判断できる性質のものではないが、このような性質を踏まえつつ、国有財産の有効活用の観点から実施される国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づく実地監査を受けた地検においては、その結果も踏まえ、従前から、国の資産の保有の必要性を検討して移転等を進め、国有財産の有効活用を図ってきたとしている。このような同省の取組の中で、6地検は、その管理下にある7非常駐支部・区検の庁舎について、老朽化等のため、国の機関及び地方公共団体の庁舎への移転をそれぞれ決定していた。

しかし、^(注3)32地検における残りの^(注4)56非常駐支部・区検(土地面積計54,005㎡、建物延べ床面積計15,529㎡、土地の国有財産台帳価格計19億5568万余円、建物の国有財産台帳価格計4億0277万余円、国有財産台帳価格合計23億5845万余円)については、同省は、非常駐支部・区検の庁舎の使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性について各地検に報告を求めておらず、その必要性についての検討を十分に行っていなかった。

(2) 庁舎の移転先の調査を十分に行っていなかったなどの事態

法務省は、平成30年3月に、本院の(1)の事態に係る検査を踏まえるなどして、各地検に対して、非常駐支部・区検の庁舎を廃止することの支障の有無について調査を行っており、その調査結果によれば、使用頻度が低いことなどから支障がないとしていた地検があった。そして、本院が庁舎の移転についての検討状況等を確認したところ、24地検が、その管理下にある36非常駐支部・区検の庁舎について、同省の上記の調査を受けて、国の機関の庁舎等を移転先とするための調査を行うなど、移転が可能か否かの検討を実施していた。このうち、3地検が移転可能であるとした3非常駐支部・区検について、同省は、31年4月に位置政令を改正し、これにより、当該非常駐支部・区検が隣接する区検にそれぞれ移転した。

しかし、地検が国の機関に問い合わせるなど移転先を一度は調査していたものの、移転先の調査の範囲を国の機関の庁舎だけでなく地方公共団体等の庁舎へ広げるなどの対策を執っていなかった事態が23地検における33非常駐支部・区検において見受けられた。

また、庁舎の使用状況等を踏まえることなく、取調べの際の被疑者のプライバシーを確保することなどを理由として単独庁舎が必要であるとし、移転先を調査していなかった事態が14地検における20非常駐支部・区検において見受けられた。一方、既に他の庁舎等へ移転している区検においては、プライバシーの確保等を行った上で被疑者の取調べなどの業務が行われており、単独庁舎が必要であるとする上記の理由は十分な根拠に基づくものとは認められなかった。

このように、56非常駐支部・区検の庁舎の使用状況を把握しておらず単独庁舎として使用し続ける必要性の検討を十分に行っていなかったり、庁舎の移転先の調査を十分に行っていなかったりなどしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 32地検 東京、横浜、さいたま、千葉、水戸、前橋、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、和歌山、名古屋、広島、岡山、松江、福岡、長崎、大分、熊本、鹿児島、福島、盛岡、青森、札幌、函館、旭川、釧路、高松、徳島、松山各地検

(注4) 56非常駐支部・区検 秩父、佐原、西郷、八女、平戸、相馬、岩内、江差各支部・区検、新島、青梅、鎌倉、平塚、常陸太田、取手、古河、館林、伊勢崎、中之条、清水、三島、木曾福島、大町、新津、豊中、吹田、京丹後、篠山、浜坂、湯浅、犬

山、可部、竹原、府中、庄原、児島、雲南、甘木、諫早、別府、豊後高田、宇城、荒尾、御船、伊集院、屋久島、久慈、野辺地、鯨ヶ沢、伊達、富良野、天塩、本別、善通寺、鳴門、徳島池田、愛南各区検

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、各地検において、非常駐支部・区検の庁舎を効率的に使用するために必要となる使用状況を把握する仕組みを整備せず、使用状況を十分把握していなかったこと、法務省において、各地検に対して使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させるなどしておらず、移転を検討するなどして行政財産を適切に管理することに対する指導が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、法務省では、従前からの取組に加えて、更に使用状況を踏まえるなどして非常駐支部・区検の庁舎を廃止することの支障の有無について調査を実施し、その結果、前記のとおり31年4月に位置政令を改正した。これにより、3非常駐支部・区検が隣接する区検にそれぞれ移転した。また、令和元年9月に各地検に対して通知を発し、非常駐支部・区検の庁舎を効率的に使用するために必要となる使用状況を把握する仕組みを整備させて、使用状況及び単独庁舎として使用し続ける必要性を定期的に報告させた上で、移転を検討することなどにより、行政財産の適切な管理を行う体制等を整備する処置を講じた。

第5 外 務 省

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費 独立行政法人国際協力機構 一般勘定
	(2) 独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行 海外経済協力勘定、11年9月30日以前は海外経済協力基金)
部 局 等	(1) 外務本省、独立行政法人国際協力機構 (2) 独立行政法人国際協力機構(平成11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行、11年9月30日以前は海外経済協力基金)
政府開発援助の内容	(1) 無償資金協力 (2) 有償資金協力
検査及び現地調査の実施事業数並びにこれらの事業に係る贈与額計又は貸付実行累計額	(1) 91事業 370億7339万余円(平成21年度～30年度) (2) 22事業 4012億9612万余円(平成6年度～30年度) 計 113事業
援助の効果が十分に発現していないと認められる事業数及びこれらの事業に係る贈与額計、調達額計又は貸付実行累計額	(1) 2事業 20億9913万円(背景金額) (平成21年度～24年度) 1事業 2億1389万円(平成27年度) (2) 1事業 110億7776万円(背景金額) (平成6年度～28年度)

【意見を表示したものの全文】

政府開発援助の効果の発現について

(令和元年10月29日付け 外 務 大 臣宛て)
独立行政法人国際協力機構理事長

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 政府開発援助の概要

開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)によれば、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動を推進することとされている。そして、政府開発援助は、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていくこととされている。

外務省は、援助政策の企画立案や政策全体の調整等を実施するとともに、自らも、無償の資金供与による協力(以下「無償資金協力」という。)等を実施している。また、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、無償資金協力、技術協力、有償の資金供与による協力(以下「有償資金協力」という。)等を実施している。このほか、各府省庁がそれぞれの所掌に係る国際協力として技術協力を実施するなどしている。

無償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与することにより実施されるものである。無償資金協力は、平成20年9月までは外務省が実施し、機構がその一部の実施の促進に必要な業務を実施していたが、同年10月以降は、外務省が実施する一部の無償資金協力を除き、機構が実施することとなっている。外務省が実施することとなっている無償資金協力の中には、貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む事業に必要な資機材等の調達のための資金を贈与するノン・プロジェクト無償資金協力(27年6月以降は経済社会開発計画)や比較的小規模なプロジェクトに対して、在外公館が資金を贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)等がある。

技術協力は、開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣、機材の供与等を実施するもので、機構や各府省庁が実施することとなっている。

有償資金協力は、開発途上地域の政府等又は国際機関に対して、資金供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないように金利、償還期間等について緩やかな条件が付されている資金を供与することなどにより実施されるもので、機構(11年10月1日から20年9月30日までは国際協力銀行。11年9月30日以前は海外経済協力基金)が実施することとなっている。

30年度におけるこれらの実績は、外務省及び機構が実施した無償資金協力1830億3211万余円、機構が実施した技術協力707億5080万余円及び有償資金協力1兆0893億7506万余円となっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点及び着眼点)

本院は、外務省又は機構が実施する無償資金協力、技術協力及び有償資金協力(以下、これらを合わせて「援助」という。)を対象として、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から次の点に着眼して検査及び現地調査を実施した。

- ① 外務省及び機構は、事前の調査、審査等において、援助の対象となる事業が、援助の相手となる国又は地域(以下「相手国」という。)の実情に適応したものであることを十分に検討しているか、また、交換公文、借款契約等に則して援助を実施しているか、さらに、援助を実施した後に、事業全体の状況を的確に把握、評価して、必要に応じて援助効果発現のために追加的な措置を執っているか。
- ② 相手国等において、援助の対象となった施設、機材等は当初計画したとおりに十分に利用されているか、また、事業は援助実施後においても相手国等によって順調に運営されているか、さらに、援助対象事業が相手国等が行う他の事業と密接に関連している場合に、その関連事業の実施に当たり、は行等が生じないよう調整されているか。

(検査及び現地調査の対象及び方法)

本院は、外務本省及び機構本部において援助対象事業について協力準備調査報告書等を確認したり、説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、在外公館、機構の在外事務所等において事業の実施状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

さらに、本院は、援助の効果が十分に発現しているかなどを確認するために、31年次に^(注1)10か国において、無償資金協力91事業(贈与額計370億7339万余円)、技術協力33事業(経費累計額134億1053万余円)及び有償資金協力22事業(貸付実行累計額4012億9612万余円)の計146事業を対象として、外務省又は機構の職員の立会いの下に相手国等の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から説明を受けたり、事業現場の状況を確認したりして現地調査を実施するなどした。また、相手国等の保有している資料で調査上必要なものがある場合は、外務省又は機構を通じて入手した。

(注1) 10か国 アルゼンチン共和国、コートジボワール共和国、エクアドル共和国、インドネシア共和国、キルギス共和国、ネパール連邦民主共和国、ソロモン諸島、東ティモール民主共和国、チュニジア共和国、ベトナム社会主義共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、無償資金協力3事業(贈与額計20億9913万余円、調達額計2億1389万円)及び有償資金協力1事業(貸付実行累計額110億7776万余円)については援助の効果が十分に発現していなかった。

(1) 無償資金協力

ア ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画

(ア) 事業の概要

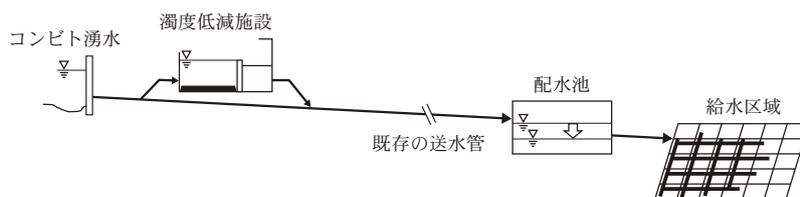
この事業は、ソロモン諸島のホニアラ市及びアウキ市における給水量の増加及び安定化、給水水質の改善等により、給水事業の改善を図ることを目的として、湧水の濁度低減施設、送水ポンプ施設、配水池等の整備を実施するものである。

機構は、外務省が21年6月にソロモン諸島政府との間で取り交わした交換公文に基づき、この事業に必要な資金として21年度5200万円、22年度2億3992万円、23年度17億9808万円、計20億9000万円をソロモン諸島政府に贈与している。

事業実施機関であるソロモン諸島上下水道公社は、ホニアラ市内の既存水源であるコンビト湧水から供給される水の水質改善のため、濁度低減施設を設置し、26年から供用を開始している。この濁度低減施設は、同施設に水を一旦貯めることにより、湧水に含まれる泥等の粒子を沈殿させて濁度を低減させる施設であり、同施設により処理された水は既存の送水管により配水池まで送水され、配水池から既存の配水管により給水区域の各戸に配水されている(図参照)。

そして、機構は、22年2月に策定した事前評価書において、事業の目的を達成するための指標として、濁度低減施設の設置による高濁度の発生回数を0回/年としていた。

図 施設配置の概念図



(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、機構は、事業設計時に、配水池に1,600m³/日を送水すれば、十分な配水圧等により給水地区の末端まで配水ができるとして濁度低減施設の処理量を1,600m³/日として設計していた。

しかし、濁度低減施設を経由して送水すると給水区域の末端まで配水ができないことが判明したため、同施設は、26年以降、全く使用されておらず、高濁度の発生回数は、目標値の0回/年に対して、29年の実績は21回/年となっていて、給水水質の改善が図られていなかった。

濁度低減施設を経由して送水した場合に給水区域の末端まで配水できない理由について、事業実施機関によれば、同施設の処理量は1,600m³/日であるものの、同施設から配水池までの間の既存の送水管において漏水や盗水があり、配水池への送水量が想定した1,600m³/日を下回ることにより配水池の貯水量が減少し、配水するために必要な配水圧が低下するためとしている。そして、事業実施機関は、同施設を経由せずに湧水を配水池に送水することにより、同施設の処理量以上の送水が可能であり、既存の送水管において漏水等があっても配水するために必要な配水圧が確保できることから、同施設を経由せずに、湧水の濁度を低減させないまま送水していた。

しかし、機構は、前記の事業設計時において、配水池から給水区域の末端まで配水することを想定した配水池の必要水量について検討した上で、濁度低減施設を経由しても送水できるよう同施設の処理量の設計を行ったとしているものの、同施設から配水池までの間の既存の送水管における漏水等の発生を把握しておらず、漏水等の影響を考慮した配水池への送水量について十分に検討していなかった。

なお、事業実施機関は、現地調査実施時(令和元年5月)において、濁度低減施設を活用するための新たな送水管を建設中であった。

イ ノン・プロジェクト無償資金協力事業：ノン・プロジェクト無償資金協力事業(ベトナム)

(ア) 事業の概要

この事業は、ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)の海上保安活動や漁業監視活動等を行う海上法執行機関の能力の強化に資することを目的として、ベトナム政府において中古船6隻等を調達するものである。

外務省は、ベトナム政府との間で平成26年8月にノン・プロジェクト無償資金協力(以下「ノン・プロ無償」という。)に係る交換公文を締結して、27年3月にこの事業に必要な資金として5億円を贈与している。

そして、27年11月までに事業実施機関である海上警察及び漁業監視局に対して各3隻の中古船が納入され、海上警察及び漁業監視局は、それぞれの中古船をベトナムの負担により巡視船又は漁業監視船に改装することとしていた。なお、事業実施機関

のうち漁業監視局は、ベトナムが我が国に対して本件資金協力の要請を行うに当たり、25年1月に農業農村開発省水産総局の内局として新設された組織である。

(イ) 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、中古船6隻のうち、海上警察に納入された3隻は28年12月までに巡視船への改装作業を終了していたが、漁業監視局に納入された3隻(調達額計2億1389万円)は、漁業監視船への改装作業が終了しておらず、現地調査実施時(31年3月)において、造船会社の岸壁に係留されたままの状態ですべて使用されていなかった。中古船が全く使用されていなかった理由について、漁業監視局は、同局が新設された組織であったため改装作業の内容の検討に時間を要したこと、また、改装する設備を追加したことなどに伴い改装に要する費用が当初の2倍以上に増加して予算が確保できなかったことなどから、30年9月まで改装作業に着手できなかったためであるとしている。

外務省及び在ベトナム日本国大使館(以下「ベトナム大使館」という。)は、上記の状況を把握して29年4月にベトナムに対して漁業監視局に納入された中古船の活用について申入れを行うなどしていた。しかし、ベトナム大使館は、本事業実施中のモニタリングから事業完了後のフォローアップを通じて、海上警察に納入された中古船3隻については現地確認を行うなどして活用状況を把握していたものの、漁業監視局に納入された中古船3隻については本院による現地調査の直前の31年2月末まで現地確認を行っておらず、上記申入れ後の状況を十分に把握していなかった。

なお、ベトナム大使館は、本院の現地調査結果を踏まえて漁業監視局に対して働きかけを行い、その結果、漁業監視局に納入された中古船3隻は、令和元年7月までに漁業監視船への改装作業を終了し、このうち2隻については漁業監視局による運用が開始された。また、残りの1隻については同年8月に運航試験を開始するための手続中となっている。

ウ 草の根無償：パレゴ地域病院改善計画

(ア) 事業の概要

この事業は、ソロモン諸島において、マキラ・ウラワ州のウェザーコースト地方パレゴ地区の医療事情の向上を図るために、地域病院に新たに病棟(延べ床面積約320㎡)及び職員寮(同70㎡)を建設するものである。

在ソロモン日本国大使館(以下「ソロモン大使館」という。)は、事業実施機関であるマキラ・ウラワ州政府保健医療局との間で平成24年9月に贈与契約を締結して、同月にこの事業に必要な資金として112,757米ドル(邦貨換算額913万余円)を贈与している。

そして、事業実施機関は、事業計画において、同地区の住民の一次医療サービス環境の改善及び地域病院管轄区域住民の医療サービス環境の改善を図ることができるとしていた。

(イ) 検査の結果

ソロモン大使館において検査したところ、病棟及び職員寮の建設に必要な木材、セメント等の建築資材を事業実施機関が調達し、それらを施工業者が使用して施工することとなっていた。そして、職員寮は28年初めに完成していたものの、病棟は、施

工業者の技術的能力の不足により、土台のみ施工されて工事が中断していた。また、27年半ばに調達した木材の約半数やセメント等は、高温多湿の地域で長期間使用されていなかったことにより劣化して使用できない状況となっていた。

ソロモン大使館は、事業実施機関から工事を中断等した際に報告を受けることとしていなかったことから、28年12月に実施した現地調査により上記の状況を把握した。そして、事業実施機関との間で病棟の完成に向けた協議を行った結果、29年7月に州政府の支援により建築資材を調達することになり、その後、新たな施工業者が決まったとしていた。しかし、30年11月に、州政府において、予算を確保することができないことが判明し、建築資材を調達することができなくなったため、会計実地検査時点(令和元年5月)においても病棟は完成しておらず、医療サービス環境の改善がされていなかった。

本件事業に係る施工業者、工期等の施工体制について、ソロモン大使館は、事業計画策定時に、事業実施機関から申請書類等の提出を受けて確認したとしている。

しかし、施工業者は施工実績が十分でなかったのに、ソロモン大使館は、事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認していなかった。

(2) 有償資金協力：デンパサール下水道整備事業

ア 事業の概要

この事業は、インドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)のバリ島のデンパサール、クタ及びサヌールの各地区(以下「対象地区」という。)において、観光資源である自然環境の保全等に寄与することを目的として、下水処理場の建設、下水管の敷設等を実施するものである。

機構は、外務省がインドネシア政府との間で平成6年11月及び20年3月に取り交わした交換公文に基づき、インドネシア政府との間で6年11月に54億円(デンパサール下水道整備事業(I)。以下「1期事業」という。)を、20年3月に60億0400万円(デンパサール下水道整備事業(II)。以下「2期事業」という。)を、それぞれ貸付限度額とする貸付契約を締結して、事業に必要な資金として6年度から28年度までの間に52億3116万余円(1期事業)及び58億4660万余円(2期事業)を貸し付けている。

事業実施機関であるインドネシア公共事業省は、1期事業において、下水処理場の建設、下水管の敷設(計1,145ha)等を実施し、2期事業において、下水管の敷設(計715ha)等を実施している。なお、これらの施設の運営・維持管理は、バリ州下水道公社が行っている。

そして、機構は、20年3月に策定した事前評価書において、事業の目的を達成するための指標として、28年における下水処理場の汚水処理量の目標値は、一日当たり41,000m³、汚水処理後の水質の目標値は、下水処理場の出口におけるBOD(生物化学的酸素要求量)の値を20mg/L以下、下水処理場の放流河川下流の接合部であるバリ島南部の海岸におけるCOD(化学的酸素要求量)の値を5mg/L以下とするなどしていた。

(注2) BOD(生物化学的酸素要求量) 下水処理場の出口及び河川の水質汚濁を測定する際に用いられる指標であり、水中の有機物が生物化学的に酸化されるときに必要な酸素量のことをいう。

(注3) COD(化学的酸素要求量) 海域及び湖沼の水質汚濁を測定する際に用いられる指標であり、水中の有機物を酸化剤で化学的に酸化した時に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいう。なお、湖沼において5 mg/L以下であれば、コイやフナ等が生息できるとされている。

イ 検査及び現地調査の結果

検査及び現地調査を実施したところ、下水処理場は、20年10月に完成し、操業後は目標値の約7割の量となる汚水を処理していたものの、汚水処理後の水質についてみると、23年1月のBODの実績値は目標値(20mg/L以下)を達成する18.56mg/Lであったものが、29年以降のBODの実績値(年間の平均値。以下同じ。)は29年40.76mg/L、30年63.10mg/Lとなっていて、BODの目標値を達成していなかった。また、CODの実績値は、28年6.5mg/L、29年13.9mg/Lとなっていて、CODの目標値(5 mg/L以下)も達成していなかった。

機構は、24年5月に、事業実施機関から、24年から対象地区以外の地区の腐敗槽^(注4)で発生した汚泥を下水処理場に持ち込んで処理していて、下水処理場内の安定化池及び沈殿池(以下「安定化池等」という。)に汚泥が堆積していること、これにより汚水処理後の水質の悪化が生じていることについて報告を受けていた。

(注4) 腐敗槽 し尿及び生活排水を嫌気性微生物によって処理するために地下に設置されている処理槽

機構は、上記の報告を受けて、事業実施機関等に対して、安定化池等に堆積した汚泥の浚渫^{しゅんせつ}の実施頻度を見直して浚渫を行ったり、腐敗槽で発生した汚泥を処理するための施設を新設したりすることを検討するよう助言したとしている。

事業実施機関等は、上記の助言を受けて、27年6月に安定化池等に堆積した汚泥の浚渫を行ったり、28年12月に持込汚泥を処理するための施設を新設したりしていたものの、27年7月以降、安定化池等に堆積した汚泥の浚渫を行っていなかった。そして、前記のとおり、29年以降においても汚水処理後の水質は目標値を達成しておらず、悪化傾向となっていた。

しかし、機構は、前記の助言を行った後の水質の改善状況を十分に把握しておらず、汚水処理後の水質が目標値を達成するよう、現状を踏まえた適切な維持管理を行う必要があることについて、事業実施機関等との間で十分に協議・検討を行っていなかった。

なお、機構によると、令和2年に、事業実施機関等は浚渫を行い、安定化池等に堆積している汚泥を取り除く予定であることから、汚水処理後の水質は改善される見込みであるとしている。

(改善を必要とする事態)

援助の効果が十分に発現していない事態は適切ではなく、外務省及び機構において必要な措置を講じて効果の発現に努めるなどの改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

ア 無償資金協力について、

(ア) ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画については、機構において、濁度低減施設の事業設計時に、配水池から給水区域の末端まで配水することを想定した配水池の必要

水量の検討は行われていたものの、同施設から配水池までの間の既存の送水管の漏水等の影響を考慮した配水池への送水量についての検討が十分でなかったこと

- (イ) ノン・プロ無償(ベトナム)については、外務省において、本事業は中古船が調達された後に改装作業が実施されることにより援助の効果が発現するものであり、漁業監視局が改装作業に着手していない状況を把握してベトナムに対して中古船の活用について申入れを行った後も、現地確認を行うなどして改装作業の進捗を把握することが重要であったにもかかわらず、これを十分に行っておらず、中古船の活用に向けた働きかけが十分でなかったこと
- (ウ) パレゴ地域病院改善計画については、外務省において、事業実施機関からの申請書類等を基に事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認していなかったり、工事が中断等した際に、事業実施機関は、その状況を速やかに報告することを周知していなかったりなどしたこと

イ 有償資金協力について、

デンパサル下水道整備事業については、機構において、汚水処理後の水質の状況を十分に把握しておらず、事業実施機関等から汚水処理後の水質の悪化が生じているとの報告を受けた場合、汚水処理後の水質が改善して目標値を達成するよう、適切な維持管理を行うことについて、事業実施機関等と協議・検討を十分に行っていなかったこと

3 本院が表示する意見

援助の効果が十分に発現するよう、次のとおり意見を表示する。

ア 無償資金協力について、

(ア) ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画については、機構において、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力により、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に、既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うこと

(イ) ノン・プロ無償(ベトナム)については、外務省において、当該事業における事態を踏まえて、今後、ノン・プロ無償に代わり新たに実施することとなった無償資金協力(経済社会開発計画)により、調達された中古船等に関して相手国の負担により実施される事業が進捗していないことを把握した場合、中古船等の活用について申入れを行った後も、適時に現地に赴くなどして事業の進捗を適切に把握すること

(ウ) パレゴ地域病院改善計画については、外務省において、事業実施機関に対して、中断している工事を再開して病棟を完成させるよう働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、建物の建築工事を行う事業を実施する場合、事業実施機関からの申請書類等を基に事業実施機関が施工業者の技術的能力を適切に把握しているかについて十分に確認したり、工事が中断等した際には、その状況を速やかに報告することについて事業実施機関に周知したりすること

イ 有償資金協力について、

デンパサル下水道整備事業については、機構において、当該事業における事態を踏まえて、今後、有償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関等から汚水処理後の水質の悪化が生じているとの報告を受けて改善のための助言を行った場合、その後の汚水処理後の水質の改善状況を十分に把握した上で、現状を踏まえた適切な維持管理が行われるよう事業実施機関等と十分に協議・検討を行うこと

- (2) 無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用のため、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業等を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるなどして、これらを在外公館に通知するよう改善の処置を要求し、及びこの通知に基づいて相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけなどを行うよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)外務本省 (項)経済協力費	
部 局 等	外務本省	
無償資金協力(経済社会開発計画)の概要	外交政策の遂行上の必要に基づいて迅速に支援表明して機動的に実施することができる援助形態として、開発途上国からの援助要請に基づいて実施される無償資金協力	
検査の対象とした事業数及びこれらの事業に係る贈与額計	270 事業 1214 億 2500 万円(平成 23 年度~30 年度)	
調達代理契約の締結等が遅延して贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている事業数及びこれらの事業に係る贈与資金残高計(1)	3 事業	15 億円(平成 30 年度末)
進捗が低調で贈与資金の 50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている事業数及びこれらの事業に係る贈与資金残高計(2)	12 事業	63 億 0122 万円(平成 30 年度末)
(1)及び(2)の計	15 事業	78 億 0122 万円

【改善の処置を要求し及び意見を表示したものの全文】

無償資金協力(経済社会開発計画)における贈与資金の効率的な活用について

(令和元年 10 月 29 日付け 外務大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 経済社会開発計画の概要

貴省は、貧困削減を含む経済や社会の開発に取り組む事業(以下「事業」という。)を実施する開発途上にある国及び地域(以下「開発途上国」という。)に対し、その事業に必要な資機材等の調達のための資金の贈与を行う無償資金協力(経済社会開発計画)(平成 27 年 5 月

以前はノン・プロジェクト無償資金協力。以下「経済社会開発計画」という。)を実施している。

経済社会開発計画は、開発途上国からの援助要請に基づいて実施される無償資金協力であり、外交政策の遂行上の必要に基づいて迅速に支援表明して機動的に実施することができる援助形態として昭和62年度から活用されている。そして、従来、経済社会開発計画は、現地事前調査を通じた設計や積算を行わなくても案件形成が可能な要請事業として、主に重油や銅線等の資材の調達に係る事業が行われてきたが、その後、平成23年度に東日本大震災の被災地で製造される工業製品等を供与する取組等が実施されたことなどに伴い、徐々に建設機材や次世代自動車等の機材を供与対象とする事業の比率が高まり、現在においてもこの傾向が続いている。

経済社会開発計画の実施に当たって我が国と援助の相手となる開発途上国(以下「相手国」という。)の間で取り交わす交換公文及び事業実施に係る詳細手続に関する合意議事録(以下、これらを合わせて「交換公文」という。)によれば、資機材等の調達の事業が効率的、円滑かつ適切に実施されるよう、相手国は、調達のノウハウを有するとして貴省から推薦された団体(以下「調達代理機関」という。)と調達代理契約を締結することとされ、調達代理機関が相手国に代わって資機材等の調達の入札、契約、支払等を実施する方式によって事業を行うこととされている。

(2) 経済社会開発計画の実施の流れ

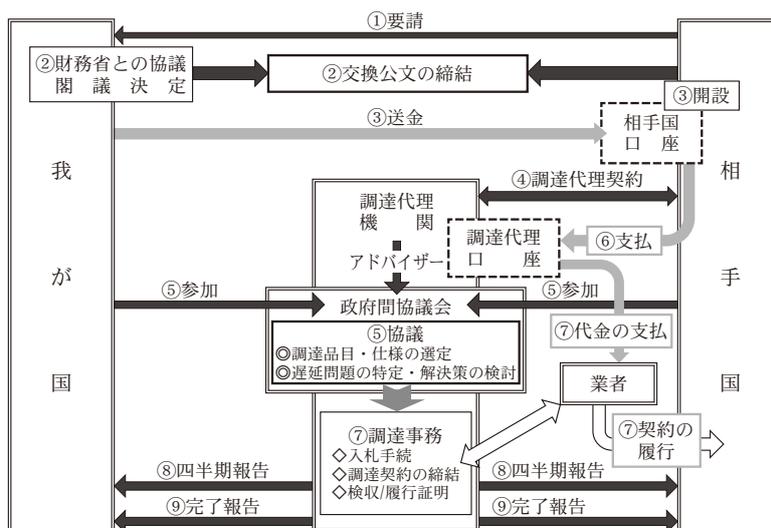
経済社会開発計画は、交換公文等に基づいて、おおむね次のように行われることとされている(図1参照)。

- ① 在外公館は、相手国から事業の要請書の提出を受け、内容の確認を行い、要請書等を貴省本省に送付する。
- ② 貴省本省は、送付された要請書等の内容を確認し、妥当と判断した場合には、財務省と財務実行協議を行った上で、支援の実施計画を内閣に送付する。内閣は閣議決定を行い、我が国は、当該閣議決定に基づき、相手国に支援の意向を伝え、相手国と交換公文を締結する。
- ③ 相手国は、相手国名義の口座(以下「相手国口座」という。)を開設して、貴省本省は贈与資金を相手国口座に送金する(以下、送金した日を「贈与実施日」という。)
- ④ 相手国は、交換公文の発効後、原則3か月以内に調達代理機関と調達代理契約を締結する。
- ⑤ 在外公館及び相手国は、調達代理機関をアドバイザーとする政府間協議会を開催する。政府間協議会では、調達する資機材等の具体的な品目を選定するほか、事業を遅延させる可能性のある問題を特定して解決策の検討等を行う。
- ⑥ 相手国は、贈与実施日から起算して12か月以内又は両国政府の関係当局間の相互の合意により支払の期限が延長された期間内において、相手国口座から調達代理機関の口座(以下「調達代理口座」という。)に確実に贈与資金の支払を行う。
- ⑦ 調達代理機関は相手国に代わり、入札等により資機材等の調達契約の相手方となる業者を決定して調達契約を締結するとともに、調達契約の履行に当たっては、納品を証明する書類等の調達関係書類を確認するなどして業者に代金の支払を行う。なお、一度に

全ての資機材等を調達することが困難である場合には、調達契約を複数回に分割して入札を実施する。

- ⑧ 調達代理機関は、四半期ごとに入札結果や業者への支払状況等に関する報告書(以下「四半期報告書」という。)を貴省本省、在外公館及び相手国に提出する。
- ⑨ 調達代理機関は、全ての資機材等の調達が完了するなどした後に、貴省本省、在外公館及び相手国に完了報告書を提出する。我が国は提出された完了報告書により事業が完了したことを確認した後、相手国に対して残余金に係る返還手続を通知し、相手国は残余金を返還する。

図1 経済社会開発計画の実施の流れ



(注) 上記の①～⑨は本文の記述に対応している。

(3) 事業実施状況のモニタリング

貴省本省及び在外公館は、調達代理機関から四半期報告書の提出を受けるとともに、必要に応じて相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じてモニタリングを行うことになっており、その結果を踏まえて、在外公館は、進捗が低調であるなどの事業が見受けられた場合には、相手国の事業実施機関等に対して必要な働きかけを行うことになっている。

2 本院の検査及び現地調査の結果

(検査及び現地調査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、経済社会開発計画による贈与資金が効率的に活用されているかなどに着眼して、我が国が23年度から29年度までに交換公文を締結した経済社会開発計画計270事業(92か国及び1地域、贈与額計1214億2500万円)を対象として、貴省本省から事業の実施状況に関する調書及び関係資料の提出を受けて、その内容を分析したり、7在外公館^(注1)において、相手国が実施した計25事業(贈与額計100億円)について、担当職員から事業のモニタリング等の説明を受けたりするなどして会計実地検査を行った。また、6か国^(注2)においては、貴省の職員の立会いの下に相手国の協力が得られた範囲内で、相手国の事業実施責任者等から進捗状況の説明を受けるなどして現地調査を行った。

(注1) 7在外公館 在コートジボワール、在エクアドル、在インドネシア、在キルギス、在チュニジア、在東ティモール、在ベトナム各日本国大使館

(注2) 6か国 エクアドル共和国、インドネシア共和国、キルギス共和国、チュニジア共和国、東ティモール民主共和国、ベトナム社会主義共和国

(検査及び現地調査の結果)

検査及び現地調査を実施したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業の実施状況及び完了に要した期間

前記の経済社会開発計画 270 事業について、30 年度末における事業の実施状況をみると、全ての資機材等の調達完了として調達代理機関から完了報告書が提出された事業(以下「完了事業」という。)は 169 事業、実施中の事業は 101 事業となっていた。

上記の完了事業 169 事業について、交換公文締結から完了報告書提出までに要した期間をみると、平均で 2.80 年(1,023 日。最短 357 日、最長 2,390 日)となっていた。また、交換公文締結から 1 回目の調達契約(以下「第 1 回調達契約」という。)が締結されるまでに要した期間をみると、平均で 0.96 年(351 日。最短 22 日、最長 934 日)となっていた。

(2) 実施中の事業の進捗状況

ア 調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている事態

前記のとおり、相手国は、交換公文等に基づき、事業に必要な資機材等の調達のため、調達代理機関と調達代理契約を締結して贈与資金を相手国口座から調達代理口座に支払うこととなっており、調達代理契約の締結は交換公文発効後原則 3 か月以内に、贈与資金の調達代理口座への支払は贈与実施日から起算して 12 か月以内に確実に行うこととされており、支払の期限を超過することが見込まれる場合は我が国と相手国との合意による期限の延長が必要となる。しかし、実施中の 101 事業についてみると、我が国とケニア共和国が 28、29 両年度に交換公文を締結した 2 事業(贈与額計 10 億円)では、30 年度末において交換公文発効日から 945 日及び 380 日が経過しているのに、同国内における事務手続の遅延等により、調達代理契約が締結されていなかった。また、我が国とベトナム社会主義共和国が 28 年度に交換公文を締結した 1 事業(贈与額 5 億円)では、調達代理契約が締結されていたものの、30 年度末において贈与実施日から 740 日が経過しているのに、同国内における事務手続の遅延等により、贈与資金が調達代理口座に支払われていなかった。このため、30 年度末において、上記 3 事業の贈与資金の全額である計 15 億円が相手国口座に保有されたままとなっていた。

貴省は、相手国に対して、調達代理契約が締結されていない事業については、調達代理契約を速やかに締結することなどを働きかけ、贈与資金が調達代理口座に支払われていない事業については、贈与資金を速やかに調達代理口座に支払うよう働きかけるとともに、支払の期限を超過することが見込まれる事業については、相手国と協議して期限の延長等の手続をとって贈与資金を速やかに調達代理口座に支払うよう働きかけを行う必要があった。しかし、在外公館は、上記の 3 事業について、調達代理契約の締結や相手国口座から調達代理口座への支払の期限等について認識しておらず、これらの働きかけ十分に実施していなかった。

また、貴省本省が相手国口座に保有されたままとなっている贈与資金の取扱いに係る対応について定めていなかったことから、在外公館は、相手国との間で、贈与資金の返

還の可能性を含めた協議を行うことについて検討していなかった。

イ 交換公文締結から長期間が経過しているのに事業の進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている事態

前記270事業のうち、実施中の101事業の進捗状況について、交換公文締結から30年度末までの経過年数別の贈与資金に対する資機材等の調達による資金の執行割合(以下「事業執行率」という。)(注3)の分布をみると、表のとおりであり、我が国と11か国が25年度から27年度までの間に交換公文を締結した12事業(贈与額計71億5000万円)では30年度末において交換公文締結から3年以上の期間が経過しているのに事業執行率が50%未満と事業の進捗が低調となっていて、贈与資金の50%以上に当たる計63億0122万余円が調達代理口座に保有されたままとなっていた。そして、この12事業における主な供与対象の種別は、11事業が機材、1事業が資材となっていた。

表 交換公文締結からの経過年数別の事業執行率(平成30年度末)

交換公文締結からの経過年数	事業数	事業執行率				
		0%以上 10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 100%以下
1年以上2年未満	30	22	4	1	1	2
2年以上3年未満	30	16	1	1	1	11
3年以上4年未満	22	3	3	0	6	10
4年以上5年未満	13	1	2	2	2	6
5年以上	6	0	1	0	2	3
計	101	42	11	4	12	32

(注) 太枠の箇所は、交換公文締結からの経過年数が3年以上で事業執行率が50%未満の12事業である。

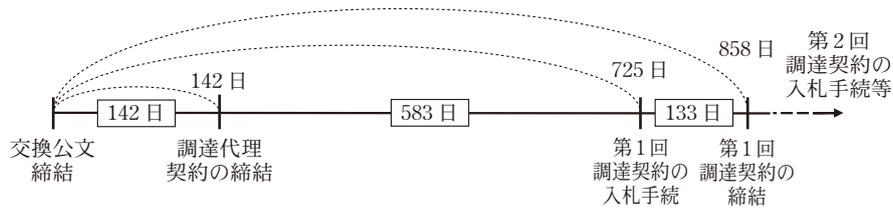
(注3) 11か国 アフガニスタン・イスラム共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、インドネシア共和国、キルギス共和国、マダガスカル共和国、ナイジェリア連邦共和国、フィリピン共和国、セントクリストファー・ネイビス、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、ウクライナ

ア) 調達の各段階に要している期間等

前記のとおり、相手国は交換公文締結後、調達代理機関と調達代理契約を締結して資機材等の調達を開始することとなるが、進捗が低調となっている12事業の進捗状況を確認したところ、2事業については、30年度末において資機材等の調達契約の締結に至っておらず、調達代理機関に対する手数料しか支払われていなかった。

また、この調達契約が締結されていない2事業を除く10事業について、交換公文締結から第1回調達契約が締結されるまでの期間をみたところ、平均で2.34年(858日。最短517日、最長1,370日)となっていて、完了事業169事業における同期間の平均の0.96年(351日)を大幅に上回っていた。この10事業について、調達の各段階に要している期間をみたところ、図2のとおり、交換公文締結から調達代理契約の締結までの期間は平均で142日(最短7日、最長421日)、調達代理契約の締結から第1回調達契約の入札手続までの期間は平均で583日(最短227日、最長1,267日)、第1回調達契約の入札手続から第1回調達契約の締結までの期間は平均で133日(最短53日、最長240日)となっていた。

図2 進捗が低調となっている10事業において調達各段階に要している期間(平均日数)



また、前記のとおり、資機材等の調達に当たり、一度に全ての資機材等を調達することが困難な場合には、調達契約を複数回に分割して入札を実施することになる。前記10事業のうち、調達契約の入札手続が複数回に分割されている8事業についてみたところ、第1回調達契約の履行完了時に第2回調達契約の入札手続が開始されていない事業が3事業あり、第1回調達契約の履行完了時からの期間は、30年度末において、それぞれ1,374日、321日及び243日となっていて、多くの時間を要していた。

(イ) 調達に時間を要している要因及びモニタリング等の実施状況

前記のとおり、進捗が低調となっている12事業のうち10事業では、調達代理契約締結から第1回調達契約の入札手続までの期間や第1回調達契約の履行完了時から第2回調達契約の入札手続までの期間に多くの時間を要していた。この主な要因について、貴省は、機材を主な供与対象とする場合は、資材を主な供与対象とする場合に比べて、調達品目の種類や仕様が多岐にわたり、相手国において、機材の調達品目や仕様の選定、配置場所の選定に関する意思決定や事務手続に時間を要したり、贈与資金により資機材等を調達することに加えて、相手国の負担により実施される事業や事業の実施のために相手国が講ずべき措置を伴う場合が多く、これらの検討や実施に時間を要したりしたためであるとしている。

そこで、会計実地検査において7在外公館の担当職員から説明を受けた25事業について、貴省が事業の実施状況のモニタリングをどのように行っていたかについてみたところ、政府間協議会における協議や在外公館の通常業務を通じて、相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じた詳細な状況の把握を行っている事業が見受けられた一方で、モニタリングの内容が四半期報告書等の確認にとどまっている事業が見受けられた。

また、上記の25事業についてのモニタリングの結果を踏まえて、貴省から相手国に対する働きかけをどのように行っていたかをみたところ、調達手続に時間を要することが見込まれる場合に、相手国の事業実施機関の担当者に対する電話や電子メールによる申入れのほか、国際会議や外交上の機会を通じた申入れ、相手国の事業実施機関の上位の職にある関係者に対する申入れ、遅延の要因となっている事務を所掌する関係機関を交えた協議等を実施して、事業の進捗に向けた働きかけを行っていた。

しかし、進捗が低調となっている12事業において、貴省本省及び在外公館は、相手国の事業実施機関の担当者に対して電話や電子メールによる申入れを行ったとしているものの、相手国の事業実施機関からの聞き取りや現地視察を通じた詳細な状況の把握及び相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけを十分に行っていない。

また、貴省本省が調達代理口座に保有されたままとなっている贈与資金の取扱いに係る対応について定めていなかったことから、在外公館は、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことについて検討していなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

我が国は、インドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)に対して、我が国の優れた次世代自動車等の供与を通じて、インドネシアにおける環境負荷の低い次世代自動車の普及促進を図り、環境分野等での経済社会開発に係る事業を支援することを目的として、平成25年4月にインドネシア政府との間で経済社会開発計画に係る交換公文を締結の上、26年3月に15億円を贈与している。この事業は、ハイブリッド車の購入、排ガス測定装置等の購入、設置等を行うものであり、インドネシアは、上記機材等の購入、設置等に際して付加価値税の非課税措置の確保等を行うこととしていた。

この事業の進捗状況について、検査及び現地調査をしたところ、調達代理機関は、事業実施機関であるインドネシア技術評価応用庁に代わり26年12月に第1回調達契約を締結して、27年6月に、上記機材等のうちハイブリッド車40台を調達(調達額計1億4921万余円)していた。しかし、排ガス測定装置等については、仕様の選定及び装置等を格納する建屋を建設するための土地の選定に時間を要したり、建屋の建設に関する付加価値税の非課税措置が確保できなかつたりしたなどのため、調達契約入札手続が開始されておらず、交換公文締結から5年10か月が経過した30年度末における事業執行率は12.42%にとどまっていて、調達代理口座に贈与資金残高13億1365万余円が保有されたままとなっていた。そして、事業終了までの具体的な日程は未定のままとなっていた。

在インドネシア日本国大使館は、上記の事業が進捗していない状況を把握して、インドネシア技術評価応用庁の担当者に対して、定期的に事業の進捗に向けた働きかけを行うなどしたところ、上記仕様の選定が完了するなど一定の進捗はみられたとしている。しかし、同大使館は、非課税措置を所掌するインドネシア財務省を交えて、付加価値税の非課税措置に係る協議を行うなどの効果的な働きかけを十分に行っていない。

(改善を必要とする事態)

貴省において、経済社会開発計画の実施に当たり、調達代理契約の締結等が遅延して贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっていたり、交換公文締結から長期間が経過しているのに事業の進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっていたりして、贈与資金が効率的に活用されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、機材を主な供与対象とする事業が増加したことにより、相手国において、機材の調達品目や仕様の選定、配置場所の選定、相手国の負担により実施される事業等の実施に時間を要するものが見受けられるようになっている中で、貴省本省において、事業のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調となっている事業を把握した場合における、在外公館の取組方針を明確にしていないこと、事業の進捗が低調で長期間にわたり保有されたままとなっている贈与資金の取扱いに係る対応についての検討等を十分に行っていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置及び表示する意見

貴省は、経済社会開発計画を、迅速に支援表明して機動的に実施することができる援助形態として、引き続き外交政策の必要に基づいて活用することとしており、また、我が国の優れた機材の供与を通じて開発途上国の経済社会開発努力を支援することとしていることから、今後も多額の資金を開発途上国に対して贈与することが見込まれる。そして、経済社会開発計画の援助効果を早期に発現させて、開発途上国における貧困削減を含む経済や社会の開発に資するためには、相手国において、贈与資金により速やかに資機材等を調達する事業が実施されることが肝要である。

については、貴省において、経済社会開発計画における贈与資金が効率的に活用されるよう、次のとおり改善の処置を要求し及び意見を表示する。

ア 事業のモニタリングの実施に当たり、進捗が低調で長期間にわたり贈与資金が相手国口座や調達代理口座に保有されたままとなっている事業又はそのおそれがあると認められる事業を把握した場合において、相手国に対して事業の進捗に向けた効果的な働きかけを行うことができるよう取組方針を明確に定めるとともに、必要に応じて、相手国との間で、贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うことができるよう贈与資金の取扱いに係る対応について定めて、これらを在外公館に通知すること(会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

イ 調達代理契約の締結等が遅延していて贈与資金の全額が相手国口座に保有されたままとなっている3事業及び交換公文締結から長期間が経過しているのに進捗が低調で贈与資金の50%以上が調達代理口座に保有されたままとなっている12事業について、アの通知に基づいて、相手国に対する事業の進捗に向けた効果的な働きかけや、必要に応じて、相手国との間で贈与資金の返還の可能性を含めた協議を行うこと(同法第36条の規定により意見を表示するもの)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

日本人学校等に対する援助の実施に当たり、援助業務の実施に係る手引書を作成して援助の対象となる経費等の範囲を明確に示すなどしたり、新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して援助業務に関する実践的な研修を実施したりすることにより、在外公館等による援助金の支払が適正なものとなるよう改善させたものの

会計名及び科目 部 局 等	一般会計 (組織)在外公館 (項)領事政策費 外務本省、20 在外公館等
日本人学校等に対する援助の概要	日本人学校等の運営のために運営委員会等が負担する費用のうち、日本人学校等が現地で採用した教員等に支払う年間の給与、校舎借料及び安全対策費の一部に対する援助を行うもの
日本人学校等に対する援助金額	161 億 1919 万余円(平成 25 年度～30 年度)

援助対象とならない経費に対して支払った援助金額(1)	1975 万円(平成 25 年度～30 年度)
日本人学校等の運営に要した実支出額を把握しなかったため過大に支払った援助金額(2)	1018 万円(平成 25 年度～30 年度)
(1)及び(2)の計	2994 万円

1 日本人学校等に対する援助の概要等

(1) 日本人学校等に対する援助の概要

外務省は、在留邦人がその子女のために設置し、現地の日本人会や進出企業の代表者等からなる学校運営委員会等(以下「運営委員会等」という。)が管理して運営している日本人学校及び補習授業校(以下、これらを合わせて「日本人学校等」という。)について、その経費は基本的には現地在留邦人の自助努力によって賄われるものであるが、少なくとも義務教育段階の海外子女教育に対しては、国内に近い教育が受けられるように援助を行うべきとの観点から、文部科学省と協力しつつ、予算の範囲内で援助を実施している。そして、この援助において、外務省は、運営委員会等が日本人学校等の運営のために負担する費用のうち、①日本人学校等が現地で採用した教員又は講師(以下、これらを合わせて「教員等」という。)に支払う年間の給与(以下「現地教員等謝金」という。)、②校舎借料及び③安全対策費の一部に対して援助金を支払っている。

そして、外務本省は、日本人学校等に対する援助の実施に当たり、毎年度、当該年度の援助における援助金額の算定方針、経費執行要領等を訓令(以下、この訓令を「執行方針」という。)で定めるとともに、これを各日本人学校等を管轄する大使館、総領事館、領事事務所等(以下、これらを合わせて「在外公館等」という。)に通知している。

上記の執行方針によれば、日本人学校等への援助金の支払に当たっては、在外公館等は、運営委員会等に援助の申請書及び申請額を裏付ける根拠資料を提出させて、根拠資料により援助の申請が正しく行われていることを確認した後に支払を行うこととされている(以下、在外公館等が援助金の支払に当たり行う一連の業務を「援助業務」という。)

(注1) 日本人学校 海外において、我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校又は高等学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設

(注2) 補習授業校 現地校、国際学校等に通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科について授業を行う教育施設。通常は、土曜日又は日曜日など、現地校等の授業が行われない日に授業を実施する。

(2) 各援助費目における援助対象となる経費等の範囲

外務本省は、日本人学校等に対する援助の実施に当たり、毎年度、当該年度の執行方針を在外公館等に通知するとともに、現地教員等謝金に係る援助については、援助対象者、援助対象額等について記載した「平成 24 年度以降日本人学校現地採用教員(含む養護担当)及び補習授業校現地採用講師に対する政府援助執行にあたっての留意事項」(以下「留意事

項」という。)を在外公館等を通じて各日本人学校等の運営委員会等に通知している。

執行方針及び留意事項によれば、各援助費目における援助対象となる経費等の範囲は、次のとおりとされている。

- ① 現地教員等謝金に係る援助について、援助対象者は、日本人学校等が採用する小学部及び中学部を専任して担当する教員等のうち、外務本省が各年度の援助対象者として決定した教員等とされている。また、援助対象となる経費は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第5条に規定する俸給に相当する基本給与額であり、賞与、住居手当、交通費その他各種諸手当等は援助対象外とされている。
- ② 校舎借料に係る援助について、援助対象となる経費は、小学部及び中学部の教室等に係る賃借料とされており、補習授業校の光熱水料は援助対象外とされている。
- ③ 安全対策費に係る援助について、援助対象となる経費は、日本人学校等が採用する警備職員の給与、警備会社に警備を委託する場合の警備委託料及び警報器等の維持管理費とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、在外公館等において援助業務が執行方針及び留意事項に基づいて適切に実施されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、外務省が平成25年度から30年度までの間に、144在外公館等が管轄する310日本人学校等の現地教員等謝金、校舎借料及び安全対策費に対して支払った援助金額の総額161億1919万余円(邦貨換算は援助期間中の毎年度の出納官吏レート。以下同じ。)を対象とした。そして、外務本省及び20在外公館等において、運営委員会等から提出された申請書、申請額を裏付ける根拠資料等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、外務本省が本院の検査を踏まえて日本人学校等を管轄する全ての在外公館等に対して実施した援助業務に係る総点検の結果の提出を受けて、これを確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 援助対象とならない経費に対して援助金を支払っていた事態

運営委員会等が提出した援助の申請書等をみたところ、17在外公館等^(注3)が管轄する19日本人学校等において、現地教員等謝金に係る援助の申請額に賞与等が含まれていたり、校舎借料に係る援助の申請額に校舎内に所在する教員等の居住スペース等の借料が含まれていたり、安全対策費に係る援助の申請額に警備職員が兼務している学校用務に係る分の給与が含まれていたりなどしていたのに、これらの援助対象とならない経費に対して援助金が支払われていた。このため、援助金額計1975万余円が過大に支払われていた。

(注3) 17在外公館等 在インド、在エクアドル、在コロンビア、在チリ、在英国、在スウェーデン、在スペイン、在オマーン各日本国大使館、在釜山、在ホーチミン、在メルボルン、在ナッシュビル、在ニューヨーク、在マイアミ、在ミラノ、在マルセイユ各日本国総領事館、在ジュネーブ領事事務所

(2) 日本人学校等の運営に要した実支出額を把握せずに援助金を支払っていた事態

運営委員会等が提出した援助の申請書等をみたところ、5在外公館等^(注4)が管轄する5日本人学校等において、現地教員等謝金及び安全対策費に係る援助の申請額が教員等又は警備

職員に対して実際に支払われた給与の額よりも高額であったり、現地教員等謝金及び安全対策費に係る援助の申請額から教員等又は警備職員の欠勤による給与の不支給分が控除されていなかったり、校舎借料に係る援助の申請額に校舎移転に伴う賃借料の減少分が反映されていなかったりなどしていたのに、日本人学校等の運営に要した実支出額を把握せずに援助金が支払われていた。このため、援助金額計 1018 万余円が過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 総領事館は、B 補習授業校に対して、平成 25 年度から 29 年度までの間に、現地教員等謝金に係る援助として援助金計 352 万余円を支払っていた。

B 補習授業校の運営委員会は、援助の申請に当たり、講師の日額給与単価に各月の開校日数を乗じて算出した額を申請書に記載するとともに、同額を各月の講師への給与支払額として記載した援助実施状況表を添付して、A 総領事館に提出していた。

しかし、運営委員会が申請書及び援助実施状況表に記載した給与支払額は、講師の日額給与単価に各月の開校日数を乗じて算出した給与支払の見込額であり、実際は、開校日であっても講師の都合等により休講した場合には当該休講分に係る給与は支払われていなかったのに、A 総領事館は、講師への実際の給与支払額を把握せずに援助金を支払っていた。

したがって、適正な B 補習授業校の現地教員等謝金に係る援助金額を算定すると計 246 万余円となり、25 年度から 29 年度までの 5 か年度計 106 万余円が過大となっていた。

(注 4) 5 在外公館等 在コートジボワール日本国大使館、在ナッシュビル、在ヒューストン、在マイアミ各日本国総領事館、公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所

このように、20 在外公館等において、援助対象とならない経費に対して援助金を支払ったり、日本人学校等の運営に要した実支出額を把握せずに援助金を支払ったりしたため、援助金額計 2994 万余円が過大に支払われていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、在外公館等において、援助対象となる経費等の範囲や援助の申請が正しく行われていることを根拠資料に基づき確認することの必要性について十分に理解をしないまま援助業務を実施していたことにもよるが、外務本省において、次のことなどによると認められた。

ア 在外公館等に対して、執行方針及び留意事項により、援助対象となる経費等の範囲を明確に示していなかったり、日本人学校等の経費等の中に執行方針及び留意事項に援助対象となるか明示されていない経費等があるときの確認方法を示していなかったり、援助金の支払に当たり運営委員会等から提出させる根拠資料の具体例を詳細に示していなかったりしていたこと

イ 新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して、援助制度や援助対象となる経費等の範囲の援助業務に関する実践的な研修を実施していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、外務省は、留意事項の記載等から運営委員会等において援助対象とならないと判断することができたにもかかわらず過大に支払われていた援助

金について返還を求めるとともに、日本人学校等に対する援助金の支払が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

- ア 援助業務の実施に係る手引書を作成し、令和元年9月に在外公館等に通知することにより、援助対象となる経費等の範囲を明確に示し、援助対象となるか不明な経費等があるときは外務本省に必ず確認するよう周知徹底した。また、上記の手引書により、援助金の支払に当たり運営委員会等から提出させる根拠資料の具体例を詳細に示した。
- イ 新たに在外公館等に赴任して援助業務に従事する職員等に対して、元年6月以降に、援助制度や援助対象となる経費等の範囲を具体的な事例等を交えて習得させる実践的な研修を実施することとした。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金の国庫への返還について

(平成29年度決算検査報告97ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

外務省は、国際協力を行う非営利の市民組織(以下「NGO」という。)が開発途上にある海外の地域で行う経済社会開発事業を対象として資金を供与する日本 NGO 連携無償資金協力(以下、「N連無償」といい、N連無償を受けて NGO が実施する経済社会開発事業を「N連事業」という。)を実施している。N連無償の実施に当たっては、本省又は在外公館等がそれぞれ贈与契約に基づき NGO に贈与資金を供与していて、このうち本省が供与した贈与資金については本省の担当部局が贈与資金の精算を行い、残余金が生じていることが確認された場合は、NGO に残余金の返還を指示している。しかし、本省の担当部局において、N連事業ごとの贈与資金の精算の進捗管理を組織的に行っていないことなどから、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている N連事業を把握しておらず、これらの贈与資金の精算に優先的に取り組むなどの対応を執っていない事態が見受けられた。

したがって、外務省において、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている N連事業 11 事業について、速やかに精算を完了し、NGO に残余金を国庫に返還させるとともに、今後贈与資金の精算を行う N連事業について、定期的な部局内での報告、管理簿の整備等により、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている N連事業を組織的に把握して、担当者間の業務の配分を見直すなどした上で贈与資金の精算に係る事務処理の工程を定めて優先的に精算に取り組むなどの体制を担当部局において整備することにより、残余金を早期に国庫に返還させるよう、外務大臣に対して平成30年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省は、本院指摘の趣旨に沿い、贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れている N連事業 11 事業について、贈与資金の精算を完了し、令和元年

6月までにNGOに残余金を国庫に返還させていた。また、今後贈与資金の精算を行うN連事業について、平成30年12月に、担当部局において、贈与資金の精算の進捗状況等を記録するための完了報告管理簿を整備し、これを用いて常時精算の進捗状況を共有するなどして贈与資金の精算に時間を要して残余金の国庫への返還が遅れているN連事業を組織的に把握して、贈与資金の精算を専門に行う担当者を配置するなどした上で贈与資金の精算に係る事務処理の工程を上記の完了報告管理簿に定めて当該N連事業に係る贈与資金の精算に優先的に取り組む体制を整備することにより、残余金を早期に国庫に返還させるようにするための処置を講じていた。

(2) 政府開発援助の効果の発現について

(平成29年度決算検査報告101、607ページ参照)

1 本院が表示した意見

外務省及び独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として、開発途上地域の政府等に対して政府開発援助を実施している。しかし、無償の資金供与による協力(以下「無償資金協力」という。)による太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画において事業実施機関が太陽光発電設備の故障の際に調達代理店である本邦企業に修理を依頼したとしているものの対応が図られず電力が得られていなかったり、草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」という。)による助産院機材整備計画において既存の婦人科・小児科のクリニック(以下「クリニック」という。)を高水準の治療を行うことができる助産院として開業することを目的として医療用の機材(以下「機材」という。)を整備したものの新生児室の設置等の助産院の開業基準を満たしていないことにより整備後一度も使用されていない機材があったり、産科診療所建設計画において安全対策等が必要であるとの指摘を受けたことから診療所として開業するまでに約3年の遅延が生じていたほか開業後も電力の供給がなされていなかったため妊産婦の出産が行われていなかったり、有償の資金供与による協力(以下「有償資金協力」という。)による下水道整備事業において整備した下水道施設に不具合が生ずるなどして稼働が停止されたりして援助の効果十分に発現していない事態が見受けられた。

したがって、外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により、次のような措置を講ずるよう意見を表示した。

ア 無償資金協力

太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画については、機構において、事業実施機関、調達代理店等に対して、故障したパワーコンディショナの修理が行われるよう働きかけを行うとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、無償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関においてこれまで導入実績がない太陽光発電設備の設置を主たる事業内容とする場合、故障等の際に事業実施機関と本邦企業等間のみでは速やかな対応が図られないときには機構に連絡することを周知すること

イ 草の根無償

(ア) 助産院機材整備計画については、外務省において、事業実施機関に対して、助産院としてより高水準の治療を行うことができるように開業基準を満たすよう引き続き働きかけるとともに、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当

たつて、既存の医療施設においてより高水準の治療を行う目的で機材の整備等を行う場合、機材の整備以外に既存の医療施設に関して準拠しなければならない基準等の内容を確認した上で、事業実施機関に対して当該基準を満たすための措置が執られているか確認すること

- (イ) 産科診療所建設計画については、外務省において、当該計画における事態を踏まえて、今後、草の根無償を実施するに当たって、関係機関との協議等に起因して診療所の開業が遅延したり、診療に制約を受けたりしていることを把握した場合、事業の促進及び計画に基づいた診療の実施が行われるよう事業実施機関に加えて関係機関と協議を行うなど十分な働きかけを行うこと

ウ 有償資金協力

下水道整備事業については、機構において、当該事業における事態を踏まえて、今後、有償資金協力を実施するに当たって、我が国や他国の有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、貸付契約等に基づいて、事業実施機関から提出される事業進捗報告書や施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして、整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うこと

2 当局が講じた処置

本院は、外務本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、外務省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 無償資金協力

太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画については、機構において、事業実施機関、調達代理店等に対して修理状況の進捗確認を行ったり、事業実施機関からの連絡及び相談内容を調達代理店等に伝達したりするなどして、故障したパワーコンディショナの修理が確実にされるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関により故障したパワーコンディショナが修理され、太陽光発電設備が稼働を開始した。また、機構は、令和元年5月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力を実施するに当たって、事業実施機関においてこれまで導入実績がない太陽光発電設備の設置を主たる事業内容とする場合、故障等が発生した際に事業実施機関と本邦企業等間のみでは速やかな対応が図られないときには機構に連絡して相談することを周知するとともに、連絡があった場合には、故障等への対応がなされるよう事業実施機関を支援することとした。

イ 草の根無償

(ア) 助産院機材整備計画については、外務省において、事業実施機関に対して、助産院としてより高水準の治療を行うことができるように開業基準を満たすよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関は助産院としての開業基準を満たすようクリニックに新生児室の設置等を行ったことから、相手国政府において、助産院の開業に必要な手続が進められている。また、外務省は、元年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たって、既存の医療施設においてより高水準の治療を行う目的で機材の整備等を行う場合、機材の整備以外に既存の医療施設に関して準拠しなければならない基準等の内容を確認した上で、事業実施機関に対して当該基準を満たすための措置が執られているか確認することとした。

(イ) 産科診療所建設計画については、外務省において、元年6月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根無償を実施するに当たって、関係機関との協議等に起因して診療所の開業が遅延したり、診療に制約を受けたりしていることを把握した場合、事業の促進及び計画に基づいた診療の実施が行われるよう事業実施機関に加えて関係機関と協議を行うなど十分な働きかけを行うこととした。

ウ 有償資金協力

下水道整備事業については、機構において、元年6月に関係部署に対して通知を発して、今後、有償資金協力を実施するに当たって、我が国や他国の有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、貸付契約等に基づいて、事業実施機関から提出される事業進捗報告書や施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして、整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うこととした。

第6 財 務 省

不 当 事 項

租 税

(20) 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	一般会計	国税収納金整理資金	(款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	58	税務署	
納 税 者	78	人	
徴収過不足額	徴収不足額	212,122,739 円(平成 25 年度～30 年度)	
	徴収過大額	671,900 円(平成 28 年度)	

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

納税者は、納付すべき税額を税務署に申告して納付することなどとなっている。国税局等又は税務署は、納税者が申告した内容が適正であるかについて申告審理を行い、必要があると認める場合には調査等を行っている。そして、確定した税額は、税務署が徴収決定を行っている。

平成 30 年度国税収納金整理資金の各税受入金の徴収決定済額は 77 兆 8107 億余円となっている。このうち源泉所得税及復興特別所得税(以下「源泉所得税」という。)^(注1)は 19 兆 1546 億余円、申告所得税及復興特別所得税(以下「申告所得税」という。)は 3 兆 6148 億余円、法人税は 13 兆 6757 億余円、相続税・贈与税は 2 兆 4896 億余円、消費税及地方消費税は 29 兆 5071 億余円となっていて、これら各税の合計額は 68 兆 4419 億余円となり、全体の 87.9% を占めている。

(注1) 復興特別所得税 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)に基づくものであり、平成 25 年 1 月から令和 19 年 12 月までの 25 年間、源泉所得税及び申告所得税に、その税額の 2.1% 相当額を上乗せする形で課税するもの

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、上記の各税に重点をおいて、合規性等の観点から、課税が法令等に基づき適正に行われているかに着眼して、計算証明規則(昭和 27 年会計検査院規則第 3 号)に基づき本院に提出された証拠書類等により検査するとともに、全国の 12 国税局等及び 524 税務署のうち 12 国税局等及び 71 税務署において、申告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、国税局等及び税務署に調査等を求めて、その調査等の結果の内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 徴収過不足の事態

検査の結果、58 税務署において、納税者 78 人から租税を徴収するに当たり、徴収額が、78 事項計 212,122,739 円(25 年度から 30 年度まで)不足していたり、1 事項 671,900 円(28 年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税 目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	1	1,429,239	—	—
申告所得税	13	27,172,200	—	—
法人税	41	135,520,700	—	—
相続税・贈与税	10	12,660,300	—	—
消費税	12	34,502,400	1	△ 671,900
地方法人税	1	837,900	—	—
計	78	212,122,739	1	△ 671,900

(注) 地方法人税 地方法人税法(平成 26 年法律第 11 号)に基づくものであり、地方交付税の財源を確保するために、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税額の 4.4% 相当額を課税するもの

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

(3) 発生原因

このような事態が生じていたのは、前記の 58 税務署において、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、誤ったままにしていたことなどによると認められる。

なお、上記事態の中には、同一事由により誤っているものがあり、これについて本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項がある(本院の指摘及び国税庁が講じた処置の内容については、後掲 152 ページの「自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの」参照)。

(4) 税目ごとの態様

この 79 事項のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、その主な態様を示すと次のとおりである。

ア 源泉所得税

源泉所得税に関して徴収不足になっていた事態が 1 事項あった。これは、退職手当に関する事態である。

退職手当の支払者は、支払の際に、退職所得の金額等に所定の税率を乗じて計算した

額に、25年1月以降は復興特別所得税額を上乗せした源泉所得税を徴収して、法定納期限までに国に納付しなければならないこととなっており、納付がない場合には、税務署は支払者に対して納税の告知をしなければならないこととなっている。

この退職手当に関して、納付した源泉所得税額の中に上乗せすべき復興特別所得税相当額を含めていないのに、これを見過ごしたため、当該相当額について納税の告知をしておらず徴収不足になっていた事態が1事項1,429,239円あった。

イ 申告所得税

申告所得税に関して徴収不足になっていた事態が13事項あった。この内訳は、不動産所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が4事項及びその他に関する事態が2事項である。

(ア) 不動産所得に関する事態

個人が不動産を貸し付けた場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を不動産所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が、不動産所得について、収入、経費の各項目の金額に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めた経理を行っている場合には、不動産所得の計算上、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を総収入金額に算入することとなっている。

また、確定申告書を提出する年の前年以前3年内の各年(その年分の所得税につき^(注2)青色申告書を提出している年に限る。)において生じた純損失の金額がある場合には、当該純損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の総所得金額等の計算上控除することとなっている。

(注2) 純損失の金額 総所得金額等を計算する場合において、不動産所得等の計算上生じた損失額について、他の各種所得の金額から控除してもなお控除しきれない部分の金額

この不動産所得に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計15,468,200円あった。その主な内容は、収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合の消費税等の還付金を総収入金額に算入していないのに、これを見過ごしたため、不動産所得の金額を過小のままとしていたものである。

<事例1> 消費税等の還付金を総収入金額に算入していなかった事態

納税者Aは、平成27年分の申告に当たり、不動産所得の総収入金額を27,245,918円とし、この金額の中に消費税等の還付金はないとしていた。そして、この金額から必要経費31,279,110円を差し引いた4,033,192円を不動産所得の損失額とするなどして、同年分の純損失の金額を15,770,970円とし、同金額を28年分の総所得金額の計算上控除していた。

しかし、納税者Aは不動産所得に係る収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っており、また、27年12月に納税者Aに対して消費税等の還付金13,331,006円が支払われていた。したがって、この消費税等の還付金を27年分の不動産所得の総収入金額に算入するなどすると、同年分の不動産所得の金額は8,647,814円となるなどして、上記の純損失の金額は3,081,064円となるのに、これを見過ごしたため、28年分の申告所

得税額 4,682,000 円が徴収不足になっていた。

(イ) 事業所得に関する事態

個人が事業を営む場合には、その総収入金額から必要経費等を差し引いた金額を事業所得として、他の各種所得と総合して課税することとなっている。そして、個人が有する減価償却資産の償却費として事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額は、当該資産について取得日等に応じて定められた償却方法に基づいて計算した金額とすることとなっている。そして、19年4月1日以後に取得した資産について、その償却方法の届出をしていない場合、器具及び備品の償却費は定額法に基づいて計算することとなっている。

この事業所得に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計6,261,700円あった。その内容は、29年1月に取得した器具及び備品について、当該資産に係る償却方法の届出をしていないにもかかわらず、取得日から一定期間償却費が定額法に比べて多額となる定率法に基づいて償却費を計算していたことにより必要経費の額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、事業所得の金額を過小のままとしていたものなどである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、譲渡所得に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計5,442,300円あった。

ウ 法人税

法人税に関して徴収不足になっていた事態が41事項あった。この内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が26事項、法人税額の特別控除に関する事態が8事項及びその他に関する事態が7事項である。

(ア) 受取配当等の益金不算入に関する事態

法人が他の内国法人から受ける配当等の金額等については、原則として、その全額を基に所定の方法により計算した金額を所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととなっている。ただし、法人が有する当該他の内国法人の株式等が、非支配目的株式等又はその他株式等に該当する場合には、株式等の配当等の額のそれぞれ100分の20相当額又は100分の50相当額を益金不算入の対象とすることとなっている。

(注3) 非支配目的株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有する場合の当該株式等

(注4) その他株式等 法人が他の内国法人の発行済株式総数等(その有する自己の株式等を除く。)の原則として100分の5を超え3分の1以下に相当する数の株式等を有する場合の当該株式等

また、法人が他の内国法人から受ける特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配金等については、その全額が受取配当等の益金不算入の対象とならないこととなっている。

この受取配当等の益金不算入に関して、徴収不足になっていた事態が26事項計

85,406,200円あった。その主な内容は、次のとおりである。

- a 非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていて受取配当等の益金不算入額を過大に計上しているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていた。
- b 受取配当等の益金不算入の対象とならない証券投資信託の収益の分配金等を受取配当等の益金不算入の対象としているのに、これを見過ごしたため、所得の金額を過小のままとしていた。

〈事例2〉 非支配目的株式等に係る配当等の額をその他株式等に係る配当等の額としていたため受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

B農業協同組合は、平成27年4月から29年3月までの2事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人の株式等のうち1法人の株式等をその他株式等に該当するとして、受取配当等の益金不算入の対象となる金額を、配当等の額の100分の50相当額28年3月期分72,008,464円及び29年3月期分74,537,573円としていた。

しかし、B農業協同組合は、両事業年度において、当該法人の発行済株式総数等の100分の5以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有していたことから、当該法人の株式等は、非支配目的株式等に該当していた。このため、両事業年度において、受取配当等の益金不算入の対象となる金額は、配当等の額の100分の20相当額28年3月期分28,803,385円及び29年3月期分29,815,029円となり、上記の金額との差額28年3月期分43,205,079円及び29年3月期分44,722,544円が過大となっているなどしていたのに、これを見過ごしたため、法人税額28年3月期分11,626,700円及び29年3月期分7,575,300円、計19,202,000円が徴収不足になっていた。

(イ) 法人税額の特別控除に関する事態

法人税額の算定に当たり、法人税額から一定の金額を控除する各種の特別控除が設けられている。これらの特別控除の一つとして、青色申告書を提出する法人については、国内雇用者に対する給与等の支給額(以下「雇用者給与等支給額」という。)を所定の割合以上増加させるなどの要件を満たす場合、所定の方法により計算した雇用者給与等支給額の増加額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の100分の10相当額又は法人税額に所定の割合を乗じて計算した金額(以下「税額基準額」という。)のいずれか少ない金額を法人税額から控除できることとなっている。そして、税額基準額は、原則として、法人税額の100分の10相当額とすることとなっているが、当該法人が中小企業者等^(注5)に該当する場合には、法人税額の100分の20相当額とすることとなっている。

(注5) 中小企業者等 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(当該法人の発行済株式総数等の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているなどの法人を除く。)、農業協同組合等

この法人税額の特別控除に関して、徴収不足になっていた事態が8事項計23,568,200円あった。その主な内容は、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用に当たり、中小企業者等に該当しない場合、税額基準額は法人税額の100分の10相当額とすべきところ、誤って法人税額の100分の20相当額としたため法人税額から控除する金額が過大となっているのに、これを見過ごしたため、法

人税額を過小のままとしていたものである。

＜事例3＞ 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の規定の適用を誤ったため、法人税額から控除する金額が過大となっていた事態

C会社は、平成28年1月から12月までの事業年度分の申告に当たり、資本金の額が1億円以下であることから、中小企業者等に該当するとしていた。そして、C会社は、雇用者給与等支給増加額の100分の10相当額12,259,820円が税額基準額とした法人税額の100分の20相当額16,162,801円より少ないとして雇用者給与等支給増加額の100分の10相当額を法人税額から控除していた。

しかし、C会社の申告書の株主等の株式数等に関する資料等によれば、C会社の発行済株式総数の2分の1以上を同一の大規模法人が所有しているため、C会社は中小企業者等に該当しないこととなる。したがって、税額基準額は、法人税額の100分の20相当額ではなく、法人税額の100分の10相当額8,081,400円となるため、これを当該事業年度の法人税額から控除する金額とすべきであるのに、これを見過ごしたため、法人税額4,178,500円が徴収不足になっていた。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、交際費等の損金不算入、収用等の場合の課税の特例等に関して、徴収不足になっていた事態が7事項計26,546,300円あった。

エ 相続税・贈与税

相続税・贈与税に関して徴収不足になっていた事態が10事項あった。この内訳は、相続税については、土地建物等の価額に関する事態が2事項及びその他に関する事態が4事項、贈与税については、非課税の特例に関する事態が3事項及びその他に関する事態が1事項である。

(ア) 相続税

a 土地建物等の価額に関する事態

個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して相続税を課することとなっており、取得した財産の価額は、相続又は遺贈により取得した時の時価とされており、土地建物等の価額については、路線価、固定資産税評価額等を基にして計算することとなっている。そして、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族が事業又は居住の用に供していた宅地等のうち用途区分に応じて所定の方法により計算した一定の面積までの部分については、小規模宅地等として、特定事業用宅地等、特定居住用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の場合は、土地等の価額に100分の80の割合を乗じた額を、貸付事業用宅地等の場合は、土地等の価額に100分の50の割合を乗じた額をそれぞれ減額できることとなっている。

この土地建物等の価額に関して、徴収不足になっていた事態が2事項計3,748,600円あった。その内容は、土地の価額の計算において、小規模宅地等に該当しない土地について貸付事業用宅地等であるとして土地の価額に100分の50の割合を乗じた額を減額しているのに、これを見過ごしたため、土地の価額を過小の

ままとしていたものである。

b その他に関する事態

aのほか、有価証券の価額、相続税の総額の計算及び相続税額の加算に関して、徴収不足になっていた事態が4事項計3,472,500円あった。

(イ) 贈与税

a 非課税の特例に関する事態

個人が贈与により財産を取得した場合には、その取得した財産に対して贈与税を課することとなっている。そして、取得した財産が直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金^(注6)であり、新築、取得又は増改築等をした住宅の登記簿上の床面積が50㎡以上240㎡以下であるなどの要件を満たす場合には、当該住宅取得等資金のうち一定の額までの金額を贈与税の課税価格に算入しない特例(以下「非課税の特例」という。)が設けられている。

この非課税の特例に関して、徴収不足になっていた事態が3事項計4,760,000円あった。その主な内容は、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた者が、上記の新築した住宅の床面積の要件を満たしていないにもかかわらず、非課税の特例を誤って適用しているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったりしたため、贈与税の課税価格を過小のままとしていたものである。

(注6) 住宅取得等資金 自己の居住の用に供する家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築等の対価に充てるための金銭

b その他に関する事態

aのほか、有価証券の価額に関して、徴収不足になっていた事態が1事項679,200円あった。

オ 消費税

消費税に関して徴収不足又は徴収過大になっていた事態が13事項あった。この内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が11事項、課税売上高の計上に関する事態が1事項及びその他に関する事態が1事項である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態

事業者は、課税期間^(注7)における課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を消費税として納付することとなっている。そして、課税売上高に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額は、一定の要件に該当して全額控除できる場合を除き、課税仕入れに係る消費税額等の合計額に課税売上割合(非課税売上高等を含めた総売上高に占める課税売上高の割合。以下同じ。)を乗ずるなどして計算することとなっている。

(注7) 課税期間 納付する消費税額の計算の基礎となる期間で、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度

この課税仕入れに係る消費税額の控除に関して、徴収不足になっていた事態が11事項計27,954,100円あった。その主な内容は、非課税売上高である土地の譲渡収入を総売上高に含めないで課税売上割合を計算しているのに、これを見過ごしたため、課

税仕入れに係る消費税額の控除額を過大のままとしていたものである。

＜事例4＞ 課税仕入れに係る消費税額の控除額の計算を誤っていた事態

D 会社は、平成 28 年 1 月から 12 月までの課税期間分の申告に当たり、課税売上割合を 99.9% とするなどしていた。

しかし、同会社の法人税の申告書に添付された書類等によれば、非課税売上高である土地の譲渡収入があり、これを総売上高に含めて課税売上割合を計算すると 97.68% となる。したがって、課税仕入れに係る消費税額の控除額は、同割合に基づくなどして計算すべきであるのに、これを見過ごしたため、消費税額 9,993,900 円が徴収不足になっていた。

(イ) 課税売上高の計上に関する事態

事業者は、課税の対象となる国内において行った資産の譲渡及び貸付け並びに請負等の役務の提供に係る収入金額を課税売上高に計上することとなっている。

この課税売上高の計上に関して、徴収不足になっていた事態が 1 事項 6,548,300 円あった。その内容は、事業者が事業用建物を譲渡しているのに、課税資料の収集及び活用が的確でなかったため、課税売上高を過小のままとしていたものである。

(ウ) その他に関する事態

(ア)及び(イ)のほか、簡易課税制度の適用に関して、徴収過大になっていた事態が 1 事項 671,900 円あった。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を国税局別に示すと次のとおりである。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税		消費税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円	事項数	徴収不足 徴収過大 (△) 千円
札幌国税局	5					5	4,856							5	4,856
仙台国税局	3					3	25,229							3	25,229
関東信越国税局	11			2	2,675	5	10,862	2	1,472	6	23,094			15	38,105
東京国税局	23	1	1,429	9	23,288	17	56,423	5	5,576	5	10,457	1	837	38	98,013
金沢国税局	1									1	950			1	950
名古屋国税局	4					3	21,283	1	2,460					4	23,743
大阪国税局	4			2	1,207	1	505	1	1,770					4	3,482
広島国税局	3					2	1,768	1	1,381					3	3,149
高松国税局	2					2	12,118							2	12,118
熊本国税局	2					3	2,473							3	2,473
計	58	1	1,429	13	27,172	41	135,520	10	12,660	12	34,502	1	837	78	212,122
										1	△ 671			1	△ 671

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁、455 税務署
課 税 の 根 拠	租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)
住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例の概要	住宅借入金等の年末残高等に控除率を乗じて計算した金額を所得税額から控除したり、居住用財産の譲渡所得金額の計算上、3000 万円を上限として控除するなどしたり、住宅取得等資金の贈与について一定金額まで贈与税を非課税としたりするもの
住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例の適用を誤っていた納税者の人数及び徴収過不足額	3,140 人 徴収不足額 5 億 5843 万円(平成 25 年度～30 年度) 258 人 徴収過大額 2065 万円(平成 25 年度～30 年度)

(前掲 144 ページの「租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの」参照)

1 租税特別措置等の概要

(1) 租税特別措置の概要

租税特別措置は、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。)に基づいて、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。

租税特別措置のうち、自己の居住の用に供する住宅を対象とした主なものとして、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第 41 条)、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例(措置法第 41 条の 3 の 2。以下、これらを合わせて「住宅ローン控除特例等」という。)、居住用財産の譲渡所得の課税の特例等(措置法第 35 条第 1 項等。以下「譲渡特例等」という。)及び直系尊属から住宅の取得等の対価又は費用に充てるための金銭(以下「住宅取得等資金」という。)の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措置法第 70 条の 2。以下「贈与特例」という。)がある(以下、住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例を合わせて「3 特例」という。)

(2) 住宅ローン控除特例等の概要

住宅ローン控除特例等は、個人が居住用家屋の新築、取得又は増改築等(以下「住宅の取得等」という。)をして、これらの家屋をその者の居住の用に供した場合において、その者が当該住宅の取得等に係る住宅借入金等を有するときで、適用要件を満たす場合は、当該居住の用に供した日(以下「居住日」という。)の属する年以後 10 年間等の各年にわたり、当

該住宅借入金等の年末残高の合計額(住宅の取得等の対価の額又は費用の額が住宅借入金等の年末残高の合計額よりも少ないときは、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額)と住宅借入金等の年末残高の限度額とで少ない額に控除率を乗じて計算した金額(以下「住宅ローン控除額」という。)を、その者のその年分の所得税額から控除することができるなどの特例である。

(3) 譲渡特例等の概要

譲渡特例等は、個人が居住用財産を譲渡した場合、譲渡所得の計算上、一定金額の特別控除額を控除したり、税額の計算上、譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える居住用財産の譲渡による譲渡所得の税額を通常の場合よりも低い税率で計算したり、居住用財産を買い換えた場合等に、一時的にその課税を猶予し、課税の延期を行う課税の繰延べをしたりすることができるなどの特例である。

(4) 贈与特例の概要

贈与特例は、直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした受贈者について、適用要件を満たす場合、当該贈与により取得をした住宅取得等資金のうち一定の金額までについては、贈与税の課税価格に算入しないことができる特例である。

そして、措置法第70条の2第2項の規定によれば、贈与特例の適用要件は、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が2000万円以下であることなどとされている。

(5) 住宅ローン控除特例等の適用要件等

措置法第41条及び第41条の3の2の規定によれば、住み替え後の住宅に係る住宅ローン控除特例等と住み替え前の住宅に係る譲渡特例等(措置法第35条第3項の規定により適用を受ける場合を除く。以下同じ。)は、居住日の属する年とその前後の2年間計5年間において、重複して適用を受けられないこととされている。

また、措置法施行令第26条第5項の規定によれば、住宅取得等資金の贈与を直系尊属から受け、贈与特例又は特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(措置法第70条の3。以下「精算課税特例」という。)の適用を受けた場合には、その適用を受けた住宅取得等資金の額を住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除して住宅ローン控除額を計算することとされている。

(6) 3 特例の適用手続及び審査

措置法等によれば、特例の適用を受けようとする納税者は、特例ごとに必要となる書類を所轄する税務署に提出することとされている。そして、提出を受けた税務署は、確定申告事務処理要領等の審査マニュアルに基づき、審査することとなっている。

税務署は、3特例の適用について適用要件を満たしているか、適用額の計算を誤っていないかなどについて審査するために、次のとおり、審査を担当する部門に回付される書類と共に他の部門が管理する書類を確認する必要がある(図参照)。

ア 住宅ローン控除特例等は、個人課税部門が審査を担当することとなっており、個人課税部門に回付される所得税申告書等を確認するとともに、資産課税部門が管理する譲渡所得の内訳書や贈与税申告書等により、当該申告書等に係る納税者の贈与特例及び精算課税特例の適用の有無や過去の譲渡特例等の適用状況等を確認する必要がある。

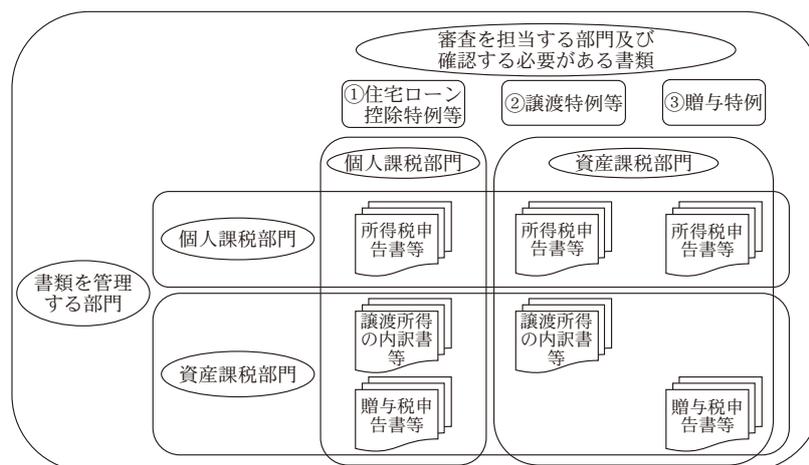
イ 譲渡特例等及び贈与特例は、資産課税部門が審査を担当することとなっており、資産

課税部門に回付される譲渡所得の内訳書や贈与税申告書等を確認するとともに、個人課税部門が管理する所得税申告書等により、当該申告書等に係る納税者の合計所得金額等を確認する必要がある。

また、納税者の転居等により所轄する税務署が変更となった場合、当該納税者の申告書等の書類のうち必要とされる一部の書類が新たに所轄することになった税務署(以下「現所轄税務署」という。)へ移管されることとなっている。

3 特例の適用に係る審査を担当する部門と書類を管理する部門の関係について示すと図のとおりである。

図 3 特例の適用に係る審査を担当する部門と書類を管理する部門の関係の概念図



(注) 納税者の転居等により所轄する税務署が変更となった場合、一部の書類は現所轄税務署において管理される。

(7) 国税総合管理システムへの申告等情報の入力状況

国税庁は、申告、納税実績等の情報(以下「申告等情報」という。)のうち必要な情報を入力して税務行政の各種事務処理を行うために、国税総合管理システム(以下「KSK システム」という。)を全国的に運用している。そして、税務署ごとに3 特例に係る申告等情報について入力することとなっており、KSK システムには3 特例の適用要件を満たしているかなどについて審査できる申告等情報が保存(以下、KSK システムに保存された申告等情報を「KSK データ」という。)されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、納税者による3 特例の適用は適正に行われているか、税務署による3 特例の適用に係る審査は適切に行われているかなどに着眼して、国税庁及び63 税務署において、平成25 年分から29 年分までの申告について、所得税申告書等の書類を確認したり、3 特例の適用に係る審査状況等の説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。そして、会計実地検査により判明した3 特例の適用を誤っている可能性のある事態と同様の事態の有無等について、国税庁を通じて全国の524 税務署に調査を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 3 特例の適用状況

^(注1)
455 税務署において、納税者 3,398 人から租税を徴収するに当たり、当該納税者が、適用額の計算を誤ったり、適用要件を満たしていなかったりしていたのに、税務署が 3 特例の適用に係る審査においてこれを見過ごすなどしたため、申告所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)等又は贈与税等の徴収額が納税者 3,140 人について 5 億 5843 万余円不足していたり、納税者 258 人について 2065 万余円過大^(注2)になっていたりしていた。

(注1) 複数の事態に当てはまる税務署があるため、アからウまでの税務署数を合計しても税務署数 455 とは一致しない。

(注2) 修正申告等の際、3 特例の適用の誤り以外を要因とするものを併せて見直したため、徴収過大となることがある。

ア 住宅ローン控除特例等の適用額の計算誤り

徴収額が不足していた申告所得税等 419 税務署 2,102 人 1 億 3126 万余円
徴収額が過大になっていた申告所得税等 158 税務署 249 人 1738 万余円
贈与特例又は精算課税特例の適用を受けていたのに、その適用を受けた住宅取得等資金の額を住宅の取得等の対価の額又は費用の額から控除せずに住宅ローン控除額を過大に計算していたことなどから、申告所得税等の徴収額が不足していたり、過大になっていた。 (事例 1 参照)

イ 住宅ローン控除特例等及び譲渡特例等の重複適用

徴収額が不足していた申告所得税等 310 税務署 988 人 3 億 4487 万余円
徴収額が過大になっていた申告所得税等 9 税務署 9 人 327 万余円
居住日の属する年とその前後の 2 年間計 5 年間に譲渡特例等の適用を受けていたのに、重複して住宅ローン控除特例等の適用を受けていたことなどから、申告所得税等の徴収額が不足していたり、過大になっていた。 (事例 2 参照)

ウ 贈与特例の適用要件違反

徴収額が不足していた贈与税等 40 税務署 50 人 8229 万余円
住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が 2000 万円を超えていたため、贈与特例の適用要件を満たしていないのに適用を受けていたことなどから、贈与税等の徴収額が不足していた。 (事例 3 参照)

(2) 税務署における審査状況等

税務署における 3 特例の適用に係る審査状況について検査したところ、各税務署が審査の際に他の部門又は他の税務署が管理している申告書等の書類の内容を確認しようとする場合、各税務署は、適宜の方法で他の部門又は他の税務署に連絡した上で申告書等の書類の内容を確認することにしていました。

そして、審査に必要な申告書等の書類を管理している税務署と現所轄税務署が同一の場合、審査を担当する個人課税部門又は資産課税部門が、同一税務署内の他の部門が管理している申告書等の書類の内容を適切に確認していれば、3 特例の適用要件を満たしているかなどについて審査できる状況となっていた。

しかし、国税庁が、税務署に対して 3 特例に関する統一かつ具体的な申告書の審査方法を指示していなかったことなどから、審査を担当する部門が、同一税務署内の他の部門が管理している申告書等の書類の内容を必ずしも確認しておらず、税務署は 3 特例の適用

に係る審査を十分に行っていなかった。

また、審査に必要となる申告書等の書類を管理している税務署と現所轄税務署が異なる場合、当該書類の一部のみが現所轄税務署に移管されるため、現所轄税務署は十分に審査することができないことになるが、国税庁において、これを補うKSK データを活用した3特例の適用に係る審査を十分に実施するための体制を整備していなかった。

(1)及び(2)の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞ 住宅ローン控除特例等の適用額の計算を誤っていた事態

納税者Aは、平成27年分の所得税の申告において、住宅ローン控除特例等の適用を開始し、住宅ローン控除額28万余円を控除していた。また、28年分の所得税の申告において、住宅ローン控除額26万余円を控除していた。

しかし、納税者Aは、27年分の贈与税の申告において贈与を受けた住宅取得等資金1000万円について贈与特例の適用を受けていたのに、27年分及び28年分において当該住宅取得等資金の額を住宅の取得等の対価の額から控除せずに住宅ローン控除額の計算をしていた。

そして、審査を担当する個人課税部門において、資産課税部門が管理する贈与税申告書等により贈与特例の適用の有無や贈与特例の適用を受けた住宅取得等資金の額を確認していれば、27年分及び28年分の住宅ローン控除額がそれぞれ20万余円となることを把握できたのに、これを見過ごしていた。

したがって、27年分申告所得税額8万余円及び28年分申告所得税額6万余円、計14万余円が徴収不足になっていた。

＜事例2＞ 住宅ローン控除特例等及び譲渡特例等を重複して適用を受けていた事態

納税者Bは、平成29年分の所得税の申告において、住宅ローン控除特例等の適用を開始し、29年4月に居住を開始した新住居に係る住宅ローン控除額40万円を控除していた。

しかし、納税者Bは、28年分の所得税の申告において、28年4月に譲渡した旧住居について譲渡特例等の適用を受けていたことから、上記の新住居について住宅ローン控除特例等の適用要件を満たしていなかった。

そして、審査を担当する個人課税部門において、資産課税部門が管理する譲渡所得の内訳書等により譲渡特例等の適用の有無を確認していれば、住宅ローン控除額40万円を控除することができないことを把握できたのに、これを見過ごしていた。

したがって、29年分申告所得税額40万余円が徴収不足になっていた。

＜事例3＞ 贈与特例の適用要件を満たしていなかった事態

納税者Cは、平成26年分の贈与税の申告において、納税者Cの父から贈与された住宅取得等資金500万円の全額について贈与特例の適用を受け、課税価格を0円と算出していた。

しかし、納税者Cの同年分の所得税の申告において、合計所得金額は2225万余円となっていて、合計所得金額が2000万円を超えていたことから、贈与特例の適用要件を満たしていなかった。

そして、審査を担当する資産課税部門において、個人課税部門が管理する所得税申告書等により合計所得金額を確認していれば、課税価格が住宅取得等資金500万円から基礎控除額110万円を控除した390万円となることを把握できたのに、これを見過ごしていた。

したがって、贈与税額53万円が徴収不足になっていた。

このように、3特例の適用に係る審査において同一税務署内の他の部門が管理する申告書

等の書類の内容を必ずしも確認しておらず、納税者が3特例について適用を誤って申告していたのに、税務署が3特例の適用に係る審査においてこれを見過ごすなどしていたり、KSK データを活用した3特例の適用に係る審査を十分に実施するための体制を整備していなかったりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、納税者において3特例の適用要件等についての理解が十分でなかったことにもよるが、次のことなどによると認められた。

- ア 税務署において3特例の適用に係る審査の重要性についての理解が十分でなかったこと
- イ 国税庁において、3特例の適用要件等についての納税者等に対する周知が十分でなかったり、税務署に対して統一かつ具体的な審査方法を指示していなかったり、KSK データを活用した3特例の適用に係る審査を十分に実施するための体制を整備する必要性についての理解が十分でなかったりしたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、3特例の適用が適正に行われるよう、次のような処置を講じた。

- ア 30年11月に事務連絡を発するなどして、是正を要すると見込まれる納税者に対して申告内容の見直し、申告誤りの是正、不足分の税額の納付等を促す文書を税務署に発出させるとともに、税務署に対して3特例の適用要件等について研修や会議を通じて周知するなどした。
- イ 3特例の適用誤りを防止するために、3特例の適用要件等について、納税者等に交付する手引等の見直しを実施して周知したり、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう、3特例の適用に係る審査に当たっては同一税務署内の他の部門が管理する申告等情報を活用するよう審査マニュアルを見直した上で、30年10月に事務連絡を発して税務署に対して周知したりした。また、令和元年8月に事務連絡を発して、転居等により所轄する税務署に変更があった納税者については、KSK データを活用し、毎年、国税庁において特例の適用を誤っていると見込まれる者のリストを作成の上、税務署に確認を実施させるようにするなどした。

- (2) 消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
部 局 等	国税庁
課 税 の 根 拠	消費税法(昭和63年法律第108号)
事業を廃止した個人事業者が保有していた棚卸資産以外の資産に係る消費税の課税の概要	個人事業者の事業の廃止に伴い事業の用に供する資産に該当しなくなった棚卸資産以外の資産は、事業の廃止時において、のみなし譲渡したもとしてその資産の価額に相当する金額を対価の額として消費税を課税するもの

事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産の未償却残高の合計額が100万円以上となっていた個人事業者数	349人(平成27年度～29年度)
上記のうちみなし譲渡として適正に課税されていない蓋然性が高い状況となっていた棚卸資産以外の資産を保有していた個人事業者数及び当該資産の未償却残高の合計額	305人 11億8542万円(背景金額)(平成27年度～29年度)

1 制度の概要

(1) 消費税の仕組み

消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき製造、卸売、小売等の各取引段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。そして、消費税法では、前段階で課税されている消費税が各段階で二重、三重に累積的に課税されないように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する仕組みを採っている。消費税の納税義務者となるのは、原則として、国内において課税資産の譲渡等を行う事業者となっている。^(注1)

(注1) 事業者 個人事業者及び法人

(2) みなし譲渡における課税の概要

消費税法によれば、課税の対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等とされているが、個人事業者が棚卸資産及び棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたもの(以下「事業用資産」という。)を家事のために消費し、又は使用した場合、当該消費又は使用については事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす(以下「みなし譲渡」という。)こととされている。そして、個人事業者の事業の廃止時においても、事業の廃止に伴い事業の用に供する資産に該当しなくなった事業用資産は、原則として、事業の廃止時において、家事のために消費し、又は使用したものとし、みなし譲渡したものと取り扱うこととされている。

仮に、みなし譲渡の規定が設けられていなかったとすると、個人事業者が購入した事業用資産を家事のために消費し、又は使用した場合、当該資産を購入する際に支払った消費税は課税仕入れに係る消費税額として控除の対象となるため、個人事業者は実質的に消費税を負担せずに家事用資産を購入できることとなる。こうしたことから、一般消費者が家事用資産を購入した場合との消費税の課税の公平性を確保するために当該規定は設けられている。

また、みなし譲渡の場合における消費税の課税標準については、事業の廃止時におけるその資産の価額に相当する金額を対価の額とみなすこととされ、当該金額が消費税の課税標準額に計上されることとされている。なお、財務省によれば、棚卸資産以外の資産の消

費税の課税標準額に計上する資産の価額に相当する金額は、原則として、当該資産の時価になるが、資産の状況等によっては未償却残高も一つの指標となり得るとされている。

(3) 個人事業者における所得税の申告

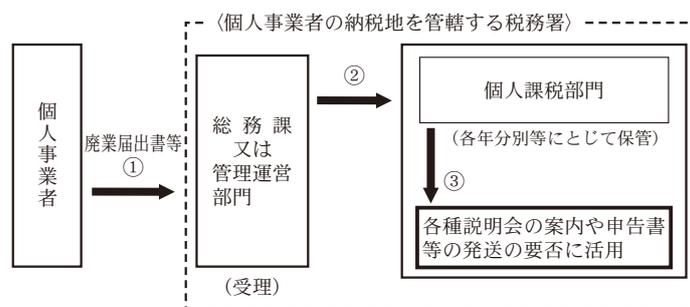
所得税は、所得税法(昭和40年法律第33号)に基づいて、課税所得の範囲、税額の計算の方法等が定められており、事業所得及び不動産所得の金額は、それぞれ総収入金額から必要経費を差し引いた金額とすることとなっている。この必要経費は、事業の用に供されている棚卸資産以外の資産に係る減価償却費等の金額とすることとなっている。そして、申告に当たっては、総収入金額及び必要経費の内容のほかに棚卸資産以外の資産の未償却残高等の金額を記載した所得税青色申告決算書又は収支内訳書(以下「決算書等」という。)を確定申告書に添付することとなっている。

(4) 個人事業者が事業を廃止した場合の方法及び税務署における事務処理

所得税法、消費税法等によれば、個人事業者が事業を廃止した場合は、事業を廃止した日等を記載した「個人事業の開業・廃業等届出書」及び「事業廃止届出書」(以下、これらを合わせて「廃業届出書等」という。)を税務署に提出することとされている。なお、個人事業者が廃業届出書等を提出したとしても、棚卸資産が存在する期間は、一般的に事業を廃止したことにならないとしている。

また、国税庁が各局署の事務担当者に体系的な理解を与え、事務処理の適正、効率化を図ることを目的として事務処理手続を定めた個人課税事務提要によれば、廃業届出書等は、税務署の総務課又は管理運営部門において收受し、申告審理等を行う個人課税部門に引き継ぎ、同部門において各年分別等にとじて保管することとされている。そして、廃業届出書等は、所得税及び消費税に係る各種説明会の案内や申告書等の発送の要否の確認等のために活用することとしている(図参照)。

図 廃業届出書等に係る事務の流れの概念図



(注) ①~③は、事務の流れを示している。

(5) 事業者への消費税に関する周知状況

国税庁は、事業者に対して、納付税額の計算方法、課税の対象、納税義務者の判定、課税標準額等の消費税の基本的な仕組みを理解してもらうために、法令改正等の内容を適宜織り込んだ冊子等を作成して、税務署の窓口における備付けや各種説明会における配布を行うなどしたり、質疑応答例を国税庁のホームページに掲載したりしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

前記のとおり、みなし譲渡の規定は、個人事業者が購入した事業用資産を家事のために消費し、又は使用した場合と一般消費者が家事用資産を購入した場合との消費税の課税の公平

性を確保するために設けられている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、個人事業者の事業の廃止に伴い事業の用に供する資産に該当しなくなった棚卸資産以外の資産について、個人事業者がみなし譲渡した時のその資産の価額に相当する金額を消費税の課税標準額として適正に計上しているか、税務署が廃業届出書等、決算書等を有効に活用するなどして棚卸資産以外の資産のみなし譲渡^(注2)の確認を適切に行っているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、22 税務署において会計実地検査を行い、平成 27 年から 29 年までに事業を廃止した個人事業者に係る個人事業の開業・廃業等届出書、所得税及び消費税の確定申告書等並びに決算書等の関係書類を収集するとともに、32 税務署^(注3)における当該関係書類を国税庁を通じて提出を受けた。そして、計 54 税務署における事業を廃止した個人事業者計 851 人に係る棚卸資産以外の資産の保有状況や消費税の課税標準額を分析したり、申告内容の確認状況を聴取したりするなどして検査した。また、国税庁において、国税局等に対する指導状況、個人事業者に対する周知状況等について、担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 22 税務署 札幌北、川越、川口、浦和、新潟、柏、芝、新宿、渋谷、豊島、板橋、東村山、川崎西、平塚、甲府、静岡、北、豊能、西宮、高松、鹿児島、北那覇各税務署

(注3) 32 税務署 帯広、仙台北、仙台南、福島、水戸、竜ヶ崎、高崎、大宮、所沢、越谷、千葉南、市川、松戸、立川、武蔵府中、川崎北、富山、金沢、清水、浜松西、浜松東、東住吉、泉大津、東大阪、尼崎、加古川、広島北、福山、香椎、福岡、西福岡、長崎各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 事業の廃止時における個人事業者に係る棚卸資産以外の資産の保有状況及び消費税の課税状況

前記のとおり、財務省によれば、棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の場合における消費税の課税標準額に計上する資産の価額に相当する金額は、原則として、当該資産の時価になるが、資産の状況等によっては未償却残高も一つの指標となり得るとされている。

また、前記の 27 年から 29 年までに事業を廃止した個人事業者 851 人の決算書等によると、事業の廃止時に事業の用に供する資産に該当しなくなった棚卸資産以外の資産を保有していた者は、表のとおり、703 人(未償却残高計 15 億 0201 万余円)となっていた。

そこで、決算書等により把握が可能な未償却残高を指標として、上記 703 人のうち、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産の未償却残高の合計額が 100 万円以上となっていた者 349 人(未償却残高計 13 億 7098 万余円)について、当該資産の未償却残高を消費税の課税標準額に計上しているかについて確認した。その結果、305 人(未償却残高計 11 億 8542 万余円)については、所得税の確定申告書等における事業所得等の総収入金額のうち課税売上げとなる金額が消費税の確定申告書等における課税標準額と同額となるなどして、棚卸資産以外の資産の未償却残高を消費税の課税標準額に計上していることが確認できなかった。したがって、上記の 305 人が事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして適正に課税されていない蓋然性が高い状況となっていた。

表 事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産の未償却残高の合計額が100万円以上となっていた者の消費税の課税状況 (単位：人、件、円)

区 分	個人事業者数	事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産	
		件数	未償却残高計
事業の廃止時に棚卸資産以外の資産を保有していたもの	703	3,003	1,502,019,537
事業の廃止時に未償却残高の合計額が100万円以上の棚卸資産以外の資産を保有していたもの	349	1,747	1,370,988,604
事業の廃止時に未償却残高の合計額が100万円以上の棚卸資産以外の資産を保有しており、みなし譲渡として適正に課税されていない蓋然性が高いもの	305	1,570	1,185,429,470

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

個人事業者Aは、税務署に開業・廃業等届出書を提出して平成29年2月28日にコンサルタント業の事業を廃止している。そして、同人の29年分の所得税の確定申告書等によると、同人は事業の廃止時に建物(未償却残高22,252,596円)を保有していたが、当該確定申告書等における事業所得の総収入金額のうち課税売上げとなる金額が消費税の確定申告書における課税標準額と同額となっていた。当該建物のように事業の廃止に伴い事業の用に供する資産に該当しなくなった棚卸資産以外の資産は、事業の廃止時において、みなし譲渡したものとして取り扱われ、事業の廃止時におけるその資産の価額に相当する金額を消費税の課税標準額に計上する必要がある。しかし、同人の消費税の確定申告書によると、事業の廃止時の当該建物の未償却残高は消費税の課税標準額に計上されていなかった。したがって、同人が保有していた当該建物は、みなし譲渡したものとして適正に課税されていない蓋然性が高い状況となっていた。

(2) 国税局等への指導状況及び税務署における申告内容の確認状況

国税庁は、前記のとおり、個人課税事務提要において局署の事務処理手続を定めているが、その中で個人事業者が事業を廃止した場合の棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認方法を定めていないことなどから、国税庁は国税局等に対して通知等により指導を行っていなかった。そのため、税務署では個人事業者が事業を廃止した場合に提出する廃業届出書等、決算書等を有効に活用するなどして、棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認を十分に行っていなかった。

(3) 個人事業者への消費税に関する周知状況

国税庁は、前記のとおり、消費税に関する周知について、冊子等を作成するなどしたり、質疑応答例を国税庁のホームページに掲載したりしている。しかし、個人事業者が事業を廃止した場合における棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の取扱いについては記載等がなく、個人事業者に対して周知が図られていない状況となっていた。

このように、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして適正に課税されていない蓋然性が高い状況となっていたのに、個人事業者が事業を廃止した場合の棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認方法を定めていなかったため、廃業届出書等、決算書等を有効に活用するなどして棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認が十分に行われていなかった事態、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして消費税の課税の対象となることについて、事業を廃止した個人事業者に対

して周知が図られていなかった事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業を廃止した個人事業者において、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとなることについての理解が十分でなかったことなどにもよるが、国税庁において、次のことによると認められた。

- ア 消費税の申告審理等において、廃業届出書等、決算書等を有効に活用するなどして、個人事業者が事業を廃止した場合の棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認方法等を定める必要があることなどについての認識が欠けていたこと
- イ 事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして消費税の課税の対象となることについて、事業を廃止した個人事業者に対して周知を図ることの認識が欠けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国税庁は、次のような処置を講じた。

- ア 事業廃止届出書、決算書等を消費税の申告審理等に活用することとする手続を定めるとともに、国税局等に対して、事業廃止届出書、決算書等を有効に活用するなどして棚卸資産以外の資産のみなし譲渡の確認を行うことができるよう、令和元年9月に事務連絡を発し、各種会議により周知した。
- イ 個人事業者が事業を廃止した場合に、事業の廃止時に保有していた棚卸資産以外の資産は、みなし譲渡したものとして消費税の課税の対象となることについて、事業廃止届出書にその説明を記載したり、質疑応答例を国税庁のホームページに掲載したりするなどして、元年9月に個人事業者へ周知した。

(3) コンテナ貨物大型 X 線検査装置の附帯施設等の賃貸借契約について、国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を行っていない国の債務に対して国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとするよう、また、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守することを徹底するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)税関 (項)税関業務費 (平成 19 年度以前は、(項)税関)
部 局 等	財務本省、6 税関
契 約 の 概 要	コンテナ貨物の内容物の検査を行うための検査装置を設置する施設及びコンテナ貨物の検査を行う貨物検査場を賃貸借するもの
検査の対象とした契約件数及び契約金額	71 件 144 億 7446 万余円(平成 14 年度～34 年度)
契約締結の際に覚書を取り交わした件数及び国庫債務負担行為に基づく契約を締結していなかった額	11 件 146 億 4509 万円(平成 14 年度～36 年度)

1 附帯施設等の賃貸借契約の概要等

(1) コンテナ貨物大型 X 線検査装置の附帯施設及び貨物検査場の概要

財務省は、コンテナで輸出入される貨物に対して、効果的かつ効率的な取締り及び物流の円滑化の両立を図るために、コンテナ貨物をトラックに搭載したまま X 線を照射し、コンテナ貨物を開披することなく内容物の検査を行うための検査機器であるコンテナ貨物大型 X 線検査装置を、コンテナ貨物の取扱量が多い全国の港湾に配備している。そして、同装置が配備されている 6 税関^(注1)は、同装置を設置するための建屋(以下「附帯施設」という。)を設置し、また、一部の附帯施設では、附帯施設に隣接して、同装置によるコンテナ貨物の内容物の検査の結果、異常が確認されたコンテナ貨物の検査を行うための建屋(以下「貨物検査場」という。)を設置している。

(注1) 6 税関 函館、東京、横浜、名古屋、神戸、門司各税関

(2) 附帯施設等の賃貸借契約の概要

6 税関は、平成 14 年度から 18 年度に、リース会社と建設会社等との間で三者契約等(以下、リース会社等と当初に締結した契約を「当初契約」という。)を締結し、建設会社に附帯施設 9 施設及び貨物検査場 3 施設、計 12 附帯施設等を建設させ、当該附帯施設等をリース会社から賃借することとしていた。そして、当初契約締結の翌年度以降 15 年度から 19 年度までは、毎年度、単年度契約により、また、20 年度以降は、5 か年度までの国庫債務負担行為により、リース会社等との間で附帯施設等の賃貸借契約を締結している。

(3) 税関における支出負担行為に関する事務の概要等

財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 34 条の 2 第 1 項によれば、支出負担行為とは、「国の支出の原因となる契約その他の行為をいう」とされており、また、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 11 条によれば、「支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」とされている。同法第 10 条によれば、この支出負担行為に関する事務は、各省各庁の長が管理することとされているが、各省各庁の長は、同法第 13 条によれば、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができることとされており、この委任を受けた職員が支出負担行為担当官とされている。

6 税関においては、総務部長が財務大臣から支出負担行為に関する事務の委任を受けて支出負担行為担当官となっているが、6 税関の会計課長は同事務の委任は受けていない。

また、支出負担行為に関する事務における「契約」とは、「一定の法律効果の発生を目的とする二以上の相対立する当事者の意思の合致により成立する法律行為」であると解されている。

(4) 国庫債務負担行為の概要

国庫債務負担行為とは、複数年度にわたって国が支出の義務を負担することであり、国庫債務負担行為を行うに当たっては、財政法第 15 条第 1 項によれば、「予め予算を以て、国会の議決を経なければならない」とされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、附帯施設等の賃貸借契約に係る会計経理が会計法令に基づき適正に行われているかなどに着眼して、6 税関が 14 年度から 30 年度までに締結した附帯

施設等の賃貸借契約71件(契約期間は14年度から34年度まで)、契約金額計144億7446万余円を対象として、財務本省及び6税関において契約書等の契約手続に関する関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

6税関は、当初契約の契約手続に当たり、支出負担行為担当官である各税関の総務部長(支出負担行為担当官代理である総務部次長を含む。以下同じ。)がリース会社等と契約書を作成して賃貸借契約を締結していた。

一方、支出負担行為担当官ではない6税関の会計課長は、当初契約の締結日と同時期に、総務部長がリース会社等との間で別途確認したとする次の事項についてリース会社等と覚書11件を取り交わしていた。

- ① 附帯施設及び貨物検査場の賃貸借期間は、それぞれ14年間又は18年間とする(覚書の対象期間は14年度から36年度まで)。
- ② 税関が当該賃貸借期間の途中で契約を更新しないときなどの中途解約をしたときは、リース会社等は残存期間の賃借料全額から附帯施設等に係る未経過金利に相当する金額等を除いた金額の支払を税関に請求できるものとする。

しかし、上記の覚書は、6税関の支出負担行為担当官である総務部長と支出負担行為担当官ではない会計課長が同じ認識をもって、税関が組織としてリース会社等と取り交わしたものであり、6税関とリース会社等との間で附帯施設等を14年間又は18年間賃貸借するという意思が合致している。このため、6税関は、リース会社等と覚書を取り交わした時点で、12附帯施設等に係る14年間又は18年間の賃借料総額計146億4509万余円を、国庫債務負担行為に基づくことなく国の債務として実質的に負担していた。

そして、14年度以降は順次、単年度契約又は国庫債務負担行為に基づく契約が締結されているが、会計実地検査時点において、国庫債務負担行為に基づく契約が締結されていない国の債務が、^(注2)2税関の3貨物検査場に係る令和5年度以降の賃借料相当額計2億0396万余円見受けられた。

(注2) 2税関 横浜、神戸両税関

このように、6税関において、附帯施設等の賃貸借契約に当たり、支出負担行為担当官ではない会計課長が覚書を取り交わすことで、国庫債務負担行為に基づくことなく実質的に国が複数年度にわたる債務146億4509万余円を負担していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、6税関において、会計法令に基づき、国庫債務負担行為や支出負担行為を適切に行うべきであるという認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、2税関は、会計実地検査時点で国庫債務負担行為に基づく契約を行っていない国の債務2億0396万余円について、現在の契約を解約し6年度までの国庫債務負担行為に基づく賃貸借契約を締結することとし、また、財務本省は、元年8月に税関及び沖縄地区税関に対して事務連絡を発して、支出負担行為に関する手続を行うに当たり、会計法令を遵守するよう周知徹底するなどの処置を講じた。

- (4) 情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

所管、会計名及び科目	財務省所管 一般会計 (組織)財務本省 (項)財務本省共通費 (項)財政健全化推進費 (項)税制企画立案費 (項)貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費 (項)関税制度等企画立案費 (項)経済協力費 外国為替資金特別会計 (項)事務取扱費 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計(財政融資資金勘定) (項)事務取扱費
部 局 等	財務本省
契 約 名	「QUICK (Vis Cast)によるリアルタイム金融情報システムによる情報提供」に関する契約
契 約 の 概 要	国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイム情報の提供を受けるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社 QUICK
契 約	平成 29 年 4 月、30 年 4 月 随意契約
支 払 額	5828 万余円(平成 29、30 両年度)
上記のうち節減できた支払額(試算額)	1200 万円

1 情報提供契約の概要等

(1) 情報提供契約の概要

財務本省は、株式会社 QUICK (以下「QUICK」という。)と金融市場の動向等に関する情報の提供^(注)を受ける契約(QUICK が平成 14 年から「QUICK VisCast」の名称で実施しているサービスの提供を受ける契約。以下「情報提供契約」という。)を、17 年度から、毎年度、随意契約により締結している。情報提供契約に基づき提供される情報は、財務本省の庁舎内に QUICK から提供されて設置される大型の液晶ディスプレイに常時更新されて表示されるものとなっている。

(注) 情報の提供 株式会社市況情報センター(現 QUICK)が、昭和 49 年 9 月に、専用端末により、国内で初めて東京証券取引所等の現在株価等を顧客向けに提供するサービスを導入した。現在は、国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイムの情報を提供するサービスとなっている。

(2) 情報提供契約の経費の構成

情報提供契約の経費は、QUICK から受ける情報の提供に係る料金(以下「情報提供料」という。)及び当該情報を表示するのに必要な液晶ディスプレイ等の機器の提供、利用等に係る料金(以下「機器利用料」という。)によって構成されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、一般的に液晶ディスプレイの価格が技術の向上、大量生産による量産効果、国内外の企業同士の競争等に伴い下落する傾向が見受けられることから、本院は、経済性等の観点から、情報提供契約の締結に当たり機器利用料の節減が図られているかなどに着眼して、29、30 両年度に財務本省が締結した情報提供契約(契約金額計 5828 万余円)を対象として、財務本省において、契約書、見積書等の関係書類を確認するとともに、QUICK において、機器利用料の内容等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

財務本省は、情報提供契約について、前記の情報の提供及び機器の提供のうち、17 年度当初の契約から 30 年度の契約までの長期間にわたって、QUICK から提供を受ける情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器の提供を QUICK から受けていたが、毎年度の QUICK との情報提供契約の更新時に、QUICK から機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討を行っておらず、情報提供契約の見直しを行っていなかった。そして、機器利用料を含めた支払総額として、29 年度 2898 万余円、30 年度 2930 万余円、計 5828 万余円(うち機器利用料 29 年度 1315 万余円、30 年度 1332 万余円、計 2647 万余円)を QUICK に支払っていた。

そこで、QUICK に機器利用料の推移等について確認したところ、機器利用料は約 10 年間変わらず同一のままのことであり、一般的な液晶ディスプレイの価格の下落傾向が反映されているものではないことが判明した。また、QUICK によれば、顧客側において市販されている液晶ディスプレイ等の機器を調達して情報の提供を受けることは可能であり、実際、現在、QUICK と同種の契約を締結している顧客の大半は、QUICK から機器の提供を受けていないとのことであった。

このように、情報提供契約の更新時に、同一の契約相手方から液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討して、経済的な調達を図るよう見直しを行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額)

情報提供契約について、情報提供料のみを支払う契約とし、現在設置している機器と同仕様の市販品を別途購入して耐用年数の間利用すると仮定した場合に見込まれる単年度当たりの支払総額を試算したところ、29 年度 2305 万余円、30 年度 2322 万余円、計 4628 万余円(うち市販品の調達費用 29 年度 253 万余円、30 年度 255 万余円、計 509 万余円)となり、前記の支払総額 29 年度 2898 万余円、30 年度 2930 万余円、計 5828 万余円(うち機器利用料 29 年度 1315 万余円、30 年度 1332 万余円、計 2647 万余円)を、29 年度 593 万余円、30 年度 607 万余円、計 1200 万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、財務本省において、情報提供契約の締結に当たり、情報の提供と液晶ディスプレイ等の機器の提供が可分なものであるかどうかについて確認することなく、経済的な調達を図るための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、財務本省は、令和元年8月に、2年度以降のQUICKとの情報提供契約の締結に当たり、液晶ディスプレイ等の機器の提供については、QUICKとは別の契約相手方から購入するなど、経済的な調達となるよう見直しを行い、機器利用料に係る2年度の予算要求を行わないこととするとともに、元年9月に、2年度の情報提供契約については、従来どおり液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けることを予定していないことをQUICKに対して通知するなどの処置を講じた。

第7 文 部 科 学 省

不 当 事 項

補 助 金

- (21) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (56)

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)生涯学習振興費 (項)初等中等教育等振興費 (項)義務教育費国庫負担金 (項)私立学校振興費 (項)公立文教施設整備費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)文部科学本省 (項)教育・科学技術等復興政策費
部 局 等	文部科学本省、18 都県
補助等の根拠	義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和 33 年法律第 81 号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	都、県 15、市 5、村 1、独立行政法人 1、学校法人 11、計 34 補助事業者等(都、県 14、市 5、村 1、独立行政法人 1、学校法人 11、計 33 事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	2 市
国庫補助金等	義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金等
上記の国庫補助金等交付額の合計	482,096,453,476 円
不当と認める国庫補助金等交付額の合計	664,749,905 円

1 補助金等の概要

文部科学省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、補助対象経費の算定が適正に行われているかなどに着眼して、42 都道府県、313 市区町村、1 一部事務組合、2 独立行政法人、21 国立大学法人等、

44 学校法人、27 宗教法人、6 公益財団法人等、1 会社及び37 団体等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、15 都県、8 市村、1 独立行政法人、11 学校法人、計 35 事業主体が義務教育費国庫負担金、私立学校施設整備費補助金、私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金等を受けて実施した事業において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 664,749,905 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 62,398,000 円

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(以下「補助金」という。)は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることなどを目的として、都道府県、政令指定都市、中核市又は市町村が行う地域学校協働活動推進事業(平成 28 年度以前は学校・家庭・地域の連携協力推進事業)等について、その事業に要する費用の一部を都道府県、政令指定都市及び中核市に対しては直接、市町村に対しては直接又は都道府県を経由して、それぞれ国が補助するものである。

地域学校協働活動推進事業は、幅広い地域住民等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進する事業とされている。地域学校協働活動の実施に当たっては、域内の地域学校協働活動等の総合的な調整役を担う者として、地域学校協働活動推進員又は地域コーディネーター(以下「地域学校協働活動推進員等」という。)を、また、放課後子供教室において教育支援活動を中心的に行う者として教育活動推進員等を、それぞれ配置することとされている。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(平成 21 年文部科学大臣決定)等によれば、地域学校協働活動推進事業に係る補助金の交付額は、地域学校協働活動推進員等又は教育活動推進員等に対する謝金等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(3分の1以内)を乗じて算定することとされている。補助対象経費のうち謝金については、実際に補助事業に従事した時間数に謝金単価を乗ずる方法により算出することとされている。さらに、教育活動推進員等に対する謝金のうち、補助対象経費となるのは、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間 250 日未満、1 日当たり 4 時間以内(休業日等で特に必要な場合には 8 時間以内)を補助対象の上限として算出された額とされている。

本院が、20 都道府県の 64 市区町村において、会計実地検査を行ったところ、2 市において、地域学校協働活動推進員等又は教育活動推進員等が補助事業に従事した時間数に、これらの者が休暇を取得するなどしていた時間数を含めたり、放課後子供教室について、補助対象の上限を超えた時間数及び教育活動推進員等が他の業務に従事していた時間数を含めたりなどしていたため、補助金計 62,398,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2 市において補助対象経費の算定方法についての理解及び補助対象経費の確認が十分でなかったこと、文部科学省において 2 市への指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

秋田県秋田市は、平成28年度に地域学校協働活動推進事業である放課後子供教室を秋田市内の児童館等で実施し、補助対象経費123,420,191円に補助率を乗じて、国庫補助金41,140,000円の交付を受けていた。そして、補助対象経費のうち謝金の算定に当たり、補助事業に従事する者の大部分を占める教育活動推進員の従事時間数を102,192時間とするなどしていた。

しかし、同市は、上記の従事時間数に、教育活動推進員が実際には休暇を取得するなどしていた時間数、補助対象の上限を超えた時間数及び教育活動推進員が他の業務に従事していた時間数を含めるなどしていた。

したがって、教育活動推進員の適正な従事時間数58,603.5時間等により算定した適正な補助対象経費86,799,830円に対する国庫補助金は28,933,000円となり、国庫補助金12,207,000円が過大に交付されていた。

また、25、26、27、29各年度においても同様の事態が見受けられた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金交付額	不当と認める補助 対象経費	不当と認める国庫 補助金交付額	摘要	
			千円	千円	千円	千円		
(21)	文部科学 本省	秋田県秋田 市	25～29	604,753	201,580	147,981	49,327	休暇を取得するなどしていた時間数を含めて補助対象経費を算出していたものなど
(22)	同	さいたま市	26～29	1,213,158	404,377	39,211	13,071	休暇を取得していた時間数を含めて補助対象経費を算出していたもの
(21)(22)の計			1,817,911	605,957	187,193	62,398		

(2) ヘき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,557,000円

へき地児童生徒援助費等補助金(以下「補助金」という。)は、へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱(昭和53年文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、へき地等における初等中等教育の円滑な実施に資することを目的として、都道府県又は市町村が負担する遠距離通学費等について、国がその一部を補助するものである。

補助金の交付額は、交付要綱等によれば、遠距離通学費を補助する事業については、補助対象経費の2分の1を限度とすることとされている。また、その補助対象経費は、学校統合に伴って児童・生徒の住居から学校所在地までの通常の通学経路による片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上等となる小学校又は中学校の遠距離通学児童・生徒が通学のために利用する交通機関の旅客運賃等の交通費について、市町村が負担した額とされている。そして、学校統合後に当該統合校に転入してきたり、学校統合はあったものの通学する学校の所在地が変わらなかつたりするなど遠距離通学することになった原因が学校統合ではない児童・生徒等は補助対象とならないこととされている。

本院が、4県及び9市町、計13地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金交付額	不当と認める補助 対象経費	不当と認める国庫 補助金交付額	摘要	
				千円	千円	千円	千円		
(23)	静岡県	伊豆市	遠距離通学 費	27～29	36,066	17,535	8,105	3,557	補助対象とならない児童に係る交通費を補助対象経費に含めていたもの

伊豆市は、市の条例に基づき、同市内の複数の小学校を統合し、統合後の小学校3校に通う遠距離通学児童、平成27年度177人、28年度164人、29年度166人が通学のために利用する交通機関の定期券購入費に係る補助対象経費を、27年度12,453,650円、28年度11,851,850円、29年度11,761,330円、計36,066,830円と算定して、27年度6,226,000円、28年度5,429,000円、29年度5,880,000円、計17,535,000円の補助金の交付を受けていた。

しかし、同市は、これらの補助対象経費に、学校統合はあったものの通学する学校の所在地が変わらないなど補助対象とならない児童、27年度49人、28年度39人、29年度50人に係る定期券購入費を含めていた。

したがって、補助対象となる児童に係る適正な定期券購入費を基に各年度の補助対象経費を算定すると、計27,960,910円となり、これに対する補助金額は、計13,978,000円となることから、前記の補助金交付額17,535,000円との差額3,557,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において補助対象経費の算定についての理解が十分でなかったこと、静岡県において同市から提出された実績報告書等に対する審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)が過大に交付されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 8,966,282円

災害共済給付は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「法」という。)等の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)について、当該児童生徒等の保護者等に対して医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給を行うものである。その運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者で負担することとなっており、センターと災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、保護者が負担する額として学校の設置者が設定した額(以下「保護者負担額」という。)と自らの負担額とを合わせた額をセンターに対して支払わなければならないこととなっている。

また、法によれば、学校の設置者は、保護者から保護者負担額を徴収することとされているが、保護者が経済的理由によって保護者負担額を納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができることとされている。

災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)(以下「補助金」という。)は、法等の規定に基づき、学校教育の円滑な実施に資することを目的として、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)の設置者(以下「公立学校設置者」という。)^(注1)が、経済的理由によって保護者負担額を納付することが困難であると認められる要保護者又は準要保護者から保護者負担額を徴収しないこととした場合に、当該徴収しないこととした額(以下「免除額」という。)^(注2)を補助対象経費として、国がセンターに対して補助するものである。そして、センターが補助金の交付を受けた場合には、公立学校設置者がセンターに対して支払う額は、保護者負担額と設置者自らの負担額とを合わせた額から免除額に係る補助金相当額を控除した額とすることとなっている。

(注1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(注2) 準要保護者 学校の設置者が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

センターが免除額を補助対象経費に計上するためには、公立学校設置者が徴収することとなってい

る保護者負担額を設定している必要があり、保護者負担額を設定していない場合は、免除額が生じないことから、補助対象経費に計上できないこととなる。また、公立学校設置者が保護者負担額の全部又は一部を要保護者等から徴収している場合には、当該徴収している額を補助対象経費に含めることはできないこととなっている。

本院が、センターにおいて会計実地検査を行ったところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	事業主体	補助事業	年度	国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
(24) 文部科学本省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	災害共済給付補助金(要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助)	28、29	千円 172,444	千円 8,966	補助対象とならない経費を含めていたもの

センターは、補助金の額を平成28年度86,421,985円、29年度86,022,950円、計172,444,935円とする実績報告書を提出して、同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、センターは、各公立学校設置者における実際の保護者負担額の設定状況等を把握していなかったため、実際には、公立学校設置者が保護者負担額を設定しておらず免除額が生じていないのに、補助対象経費に計上していたり、公立学校設置者が保護者負担額の全部又は一部を要保護者等から徴収していたのに、当該徴収していた額を補助対象経費に含めていたりするなどしていた。

したがって、補助の対象とならない経費を除いて、適正な補助金の額を算定すると、28年度81,938,049円、29年度81,540,604円となることから、前記の補助金交付額86,421,985円、86,022,950円との差額4,483,936円、4,482,346円、計8,966,282円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、センターにおいて補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において補助事業の審査及び確認並びにセンターに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

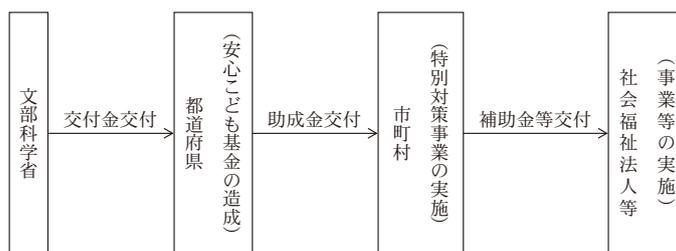
(4) 子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(認定子ども園整備事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 33,143,000円

子育て支援対策臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、文部科学省及び厚生労働省において定めた「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の交付について」(平成21年20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号)等に基づき、認定子ども園等の保育需要への対応等を実施することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことなどを目的として、都道府県が行う基金の造成(以下、造成された基金を「安心子ども基金」という。)に必要な経費として国が交付するものである。

都道府県は、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」(平成21年20文科初第1279号・雇児発第0305005号)に基づき、安心子ども基金の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)を実施することとなっており、基金事業に係る計画の範囲内で、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等が基金を活用して行う事業(以下「特別対策事業」という。)に必要な経費を安心子ども基金から取り崩して支出することとなっている(以下、安心子ども基金から取り崩して支出したものを「助成金」という。)。そして、特別対策事業は、一部を除き、市町村が助成金を原資とする補助金等を社会福祉法人等の事業者に交付して実施することができることとなっている(図参照)。

図 交付金の流れ



特別対策事業のうち、文部科学省から交付された交付金により市町村が実施する認定こども園整備事業(以下、単に「認定こども園整備事業」という。)は、幼保連携型認定こども園等の教育を実施する部分(以下「幼稚園部分」という。)の新設、修理等を行う事業とされており、幼保連携型認定こども園等の保育を実施する部分(以下「保育所部分」という。)については補助対象とならないことから、幼稚園部分及び保育所部分を合わせた園舎全体の整備を行う場合は、対象経費の実支出額(以下「実支出額」という。)について、定員数を用いるなど合理的方法により案分し、保育所部分に係る工事等の経費を除いて、幼稚園部分の実支出額を算出することとなっている。

本院が、認定こども園整備事業について5県の6市において会計実地検査を行ったところ、1市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等	補助事業等	年度	基金使用額 千円	左に対する交付金相当額 千円	不当と認める基金使用額 千円	不当と認める交付金相当額 千円
(25) 文部科学本省	兵庫県	加東市(事業主体)	安心こども基金	27	41,950	41,950	33,143	33,143

兵庫県は、平成27年度に、加東市が、加東市内の事業者が実施する幼保連携型認定こども園の整備に対して補助する事業を実施するために、同市に対して認定こども園整備事業として41,950,000円の助成金を交付していた。

しかし、同市は、事業者が幼稚園部分及び保育所部分を合わせた園舎全体の整備を行っていたにもかかわらず、実支出額の合計額の算定に当たり、幼稚園部分に係る工事等の経費だけではなく、認定こども園整備事業の対象とならない保育所部分に係る工事等の経費も含めていたため、幼稚園部分の実支出額の合計額を過大に算定していた。

したがって、幼稚園部分に係る適正な実支出額の合計額を定員数を用いて案分して算定した上で適正な助成金の交付額を算定すると8,807,000円となることから、前記助成金の交付額41,950,000円との差額33,143,000円が過大に使用されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において基金事業における助成対象経費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、同県において同市から提出された実績報告書等の審査及び確認並びに同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 79,913,000円

私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)(以下「一般補助金」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)等に基づき、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に必要な経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

一般補助金の補助対象経費は、私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)交付要綱(昭和51年文部大臣裁定)等によれば、都道府県が、私立の小学校、中学校等を設置している学校法人等に対して、

小学校、中学校等の学校の区分及び全日制・定時制等の課程の区分(以下「学校等の区分」という。)ごとの教育に必要な経常的経費に対する補助金を交付するのに要する経費とされている。また、一般補助金の交付額は、補助対象経費等を基に算定された補助単価に、学校等の区分ごとの収容定員等を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、毎年度文部科学省が都道府県に発出している事務連絡によれば、補助対象経費には、一般補助金以外の他の国庫補助金に係る都道府県補助に要する経費は含まないこととされている。

本院が、13 都道府県において会計実地検査を行ったところ、東京都において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(26)	東京都	東京都	私立高等学校等経常費助成費補助(一般補助)	27	114,032,383	16,109,722	567,530	79,913	他の国庫補助金に係る都道府県補助に要する経費を補助対象経費に含めていたもの

東京都は、平成 27 年度の補助対象経費を 114,032,383,210 円とするなどして実績報告書を提出し、16,109,722,000 円の一般補助金の交付を受けていた。そして、東京都は、上記の補助対象経費に、文部科学省が交付する私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)(以下「教育改革推進特別経費補助金」という。)に係る経費 567,530,000 円を含めていた。

しかし、教育改革推進特別経費補助金に係る経費は、他の国庫補助金に係る都道府県補助に要する経費に該当することから、一般補助金の補助の対象経費とはならないものであった。

したがって、上記補助の対象とならない経費を除いて適正な一般補助金の補助対象経費を算定すると 113,464,853,210 円となり、これに対する一般補助金の交付額は 16,029,809,000 円となることから、前記一般補助金の交付額 16,109,722,000 円との差額 79,913,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京都において、補助対象経費の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(6) 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付されていたもの 3 件 不当と認める国庫補助金 14,984,000 円

私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(以下「特別支援教育経費補助金」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)等に基づき、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に係る経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

特別支援教育経費補助金の補助対象経費は、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱(平成 11 年文部大臣裁定)等によれば、都道府県が、障害のある満 3 歳以上の小学校就学前の子ども(以下「障害幼児」という。)が 2 人以上在籍している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園等(以下、これらを合わせて「障害幼児認定こども園等」という。)を設置している学校法人等に対して、当該障害幼児の教育に必要な経常的経費に対する補助金を交付するのに要する経費とされている。また、特別支

援教育経費補助金の交付額は、補助対象経費等を基に算定された補助単価に、補助の対象となる障害幼児の総数を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、平成27年度から幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにより待機児童の解消等の子育てをめぐる課題の解決を目指すことを目的とした子ども・子育て支援新制度が実施されることとなった。それに伴い、文部科学省が27年2月に都道府県に発出した事務連絡によれば、障害幼児認定こども園等に在籍する障害幼児のうち、市町村から保育の必要性があると認定を受けた障害幼児(以下「保育認定障害幼児」という。)について、従来保育所に在籍する保育認定障害幼児に対しては障害児保育事業として地方交付税等により財源が措置されていることなどを踏まえて、26年度末時点の幼稚園に在籍する幼児に相当する者(幼稚園又は26年度末時点に幼稚園であった施設に27年度以降に入園した者も含む。)に限り、補助の対象とするとされている。そして、27年度以降に新設された幼稚園と保育所が一体化した幼保連携型認定こども園又は26年度末時点に保育所であった施設に在籍する保育認定障害幼児は補助の対象とならないとされている。

本院が、12道県において会計実地検査を行ったところ、3県において、補助対象経費の算定に当たり、補助の対象とならない27年度以降に新設された幼保連携型認定こども園等に在籍する保育認定障害幼児を含めていたり、当該保育認定障害幼児を除くと2人以上の障害幼児が在籍していることとされる補助の要件を満たしていない認定こども園に在籍する障害幼児を含めていたりしたため、国庫補助金計14,984,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3県において、補助の対象となる障害幼児の要件の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

栃木県は、県内にある障害幼児認定こども園等の数及び障害幼児認定こども園等に在籍する障害幼児の数を平成27年度99校537人、28年度104校596人、29年度99校586人、計302校1,719人として、これらに係る補助対象経費を27年度415,912,000円、28年度462,560,000円、29年度455,504,000円、計1,333,976,000円とする実績報告書を各年度に提出し、27年度207,541,000円、28年度231,248,000円、29年度227,368,000円、計666,157,000円の特別支援教育経費補助金の交付を受けていた。

しかし、同県が補助の対象とした障害幼児の中には補助の対象とならない27年度以降に新設された幼保連携型認定こども園等に在籍する保育認定障害幼児が27年度3人、28年度9人、29年度8人、計20人含まれていた。

したがって、補助の対象とならない保育認定障害幼児を除いて各年度の適正な補助対象経費を算定すると、計1,318,296,000円となり、これに対する特別支援教育経費補助金の交付額を算定すると、計658,091,000円となることから、前記特別支援教育経費補助金の交付額666,157,000円との差額8,066,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(27)	栃木県	栃木県 私立高等学校等経常費 助成費補助 (幼稚園等 特別支援教 育経費)	27~29	1,333,976	666,157	15,680	8,066	補助の対 象となら ない保育 認定障害 幼児を補 助対象経 費の算定 に含めて いたもの

	部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業	年 度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
					千円	千円	千円	千円	
第3章 第1節 第7 文部科学省	(28) 愛知県	愛知県	私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園等特別支援教育経費)	28、29	1,517,040	758,520	3,920	1,960	補助の対象とならない保育障害認定児童を補助対象経費の算定に含めたもの
	(29) 兵庫県	兵庫県	同	27～29	666,400	333,062	10,192	4,958	補助の対象とならない障害児童を補助対象経費の算定に含めたもの
	(27)～(29)の計				3,517,416	1,757,739	29,792	14,984	

(7) 私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 7,947,000円

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)は、幼稚園教育の振興に資することを目的として、幼稚園の危険な状態にある園舎の改築、エコ改修事業等を行う学校法人等に対して、改築等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱(平成11年文部大臣裁定)等によれば、園舎の改築、エコ改修事業等に係る経費を補助対象経費として、これに補助率(原則として3分の1以内)を乗じて算定することなどとされている。

そして、園舎の改築を行う場合の補助対象経費は、補助単価に補助資格面積を乗じて得た額とすることとされている。この補助資格面積は、改築後の建築面積等を用いて算定することとされていて、建築面積は、建物ごとに、壁や建具等により風雨を防ぐことができる部分の床面積の合計とすることとされている。

また、エコ改修事業は、新エネルギー活用型(太陽光発電型、太陽熱利用型等)、省エネルギー・省資源型等の事業に区分されており、このうちの新エネルギー活用型(太陽光発電型)は、屋根等に太陽光パネルを設置し、これにより発電した電力を学校で通常使用する電力に活用するためのシステムの整備を行うものとされている。そして、エコ改修事業は、1園当たり200万円以上の事業を補助対象とし、エコ改修事業を行う場合の補助対象経費は、システムを構成する設備等の本体を設置するための機器設備等工事費、システムを整備するために必要な配線等に係る電気設備工事費等とされている。

本院が、4道県の6学校法人において会計実地検査を行ったところ、2県の2学校法人において、壁や建具等により風雨を防ぐことができない部分の面積を補助資格面積に含めたり、太陽光パネルにより発電した電力を幼稚園で通常使用する電力に活用するためのシステムではなく、発電した電力の全量を電力会社に売電するためのシステムの整備に係る経費を補助対象経費に含めたりするなどしていたため、国庫補助金計7,947,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2学校法人において補助対象経費の算定方法についての理解が十分でなかったこと、2県において実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(30) 愛知県	学校法人大杉学園	久国幼稚園 改築(耐震)	28	164,624	58,665	18,759	6,253	補助の対象とならない面積を補助資格面積に含めていたもの(久国幼稚園)
<p>学校法人大杉学園は、平成28年度に、同法人が設置する久国幼稚園の園舎の改築事業等を実施し、補助対象経費164,624,000円に補助率を乗じて国庫補助金58,665,000円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、同法人は、壁や建具等により風雨を防ぐことができない広場部分等の面積を補助資格面積に含めて補助対象経費を算定していた。</p> <p>したがって、適正な補助資格面積により算定した補助対象経費145,865,000円に対する国庫補助金は52,412,000円となり、国庫補助金6,253,000円が過大に交付されていた。</p>								
(31) 岡山県	学校法人しらゆり学園	しらゆり幼 稚園エコ改 修	25	5,082	1,694	5,082	1,694	補助の対象とならない経費を補助対象経費に含めるなどしていたもの(しらゆり幼稚園)
<p>学校法人しらゆり学園は、平成25年度に、同法人が設置するしらゆり幼稚園のエコ改修事業として、太陽光パネル、パワーコンディショナ等により構成されるシステムの整備等を実施し、補助対象経費5,082,000円に補助率を乗じて国庫補助金1,694,000円の交付を受けていた。</p> <p>しかし、同法人は、上記のシステムを太陽光パネルにより発電した電力を同園で通常使用する電力に活用するためのシステムではなく、発電した電力の全量を電力会社に売電するためのシステムとして整備しており、これに係る経費4,330,000円を含めるなどして補助対象経費を算定していた。</p> <p>したがって、前記システムの整備に係る経費は補助の対象とは認められず、その他の経費752,000円のみでは補助対象経費の下限額を満たさないことから、補助対象経費5,082,000円は全額が補助の対象とならず、これに係る国庫補助金1,694,000円が過大に交付されていた。</p>								
(30)(31)の計				169,706	60,359	23,841	7,947	

(8) 私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及びICT活用推進事業)が過大に交付されていたもの 5件 不当と認める国庫補助金 44,933,000円

私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及びICT活用推進事業)(以下「補助金」という。)は、私立の大学、短期大学、高等専門学校(以下、これらを合わせて「私立大学等」という。)及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、教育研究施設及び教育装置の整備、ICT活用推進事業等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和58年文部大臣裁定)等によれば、教育研究施設については施設の整備に要する経費、教育装置については装置の購入等に要する経費、また、ICT活用推進事業については、情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、装置の購入等に要する経費(以下、これらを「補助対象経費」という。)の2分の1以内の額とすることとされている。

教育研究施設については、私立大学等改革総合支援事業(以下「総合支援事業」という。後掲 180 ページの「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの」参照)の支援対象校に選定された私立大学等が施設の整備に要する経費を補助の対象とすることとされているが、総合支援事業の取組以外の利用に供する施設に係る工事費等は補助の対象とならないこととされている。また、教育装置については、総合支援事業の支援対象校に選定された私立大学等が同事業の取組に必要な装置の購入等に要する経費について補助の対象とすることなどとされている。

ICT 活用推進事業については、装置の試験調整費(以下「試験調整費」という。)等は補助の対象とならないこととされており、補助対象経費が下限額(1000 万円)未満の場合は補助の対象とならないことなどとされている。また、当該事業で整備するネットワーク等に含まれていない予備の機器等の購入に係る経費は補助の対象とならないことになっている。

本院が、21 学校法人において会計実地検査を行ったところ、4 学校法人において、教育研究施設について、総合支援事業の取組以外の利用に供する補助の対象とならない施設に係る工事費等を補助対象経費に含めていたり、ICT 活用推進事業について、補助の対象とならない試験調整費等を補助対象経費に含めていたりしていた。また、1 学校法人において、教育装置について、私立大学等改革総合支援事業調査票(以下「総合支援事業調査票」という。)に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたのに、文部科学省は、この総合支援事業調査票に基づいて、総合支援事業の支援対象校にならない学校法人を支援対象校に選定していた。

これらの結果、国庫補助金計 44,933,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5 学校法人において補助対象経費や総合支援事業の制度についての理解が十分でなかったこと、文部科学省において実績報告書等に対する審査並びに日本私立学校振興・共済事業団を通じた学校法人に対する総合支援事業に係る指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人京都精華大学は、平成 27 年度に ICT 活用推進事業として清風館少人数アクティブラーニング教室整備事業を実施しており、情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事や装置の購入に要する経費を対象として、補助対象経費を 11,298,528 円(国庫補助金 5,649,000 円)と算定していた。

しかし、同法人は、上記の補助対象経費に、補助の対象とならない試験調整費 2,265,408 円を含めていた。

したがって、これを除外すると、補助対象経費が 1000 万円未満となることから、本件事業は補助の対象とならず、国庫補助金 5,649,000 円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対す る国庫補 助金交付 額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(32)	文部科学本 省	学校法人廣 池学園	研究室 A 棟	28	19,136	9,568	5,551	2,776	総合支援 事業の取 組以外の 利用に供 する補助 の対象と ならない 施設に係 る工事費 等を補助 対象経費 に含めて いたもの (麗澤大 学)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助 金交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
(33) 文部科学本省	学校法人亜細亜学園	講座・講義配信・視聴システム導入工事(第2号館)	25	千円 158,114	千円 79,056	千円 3,417	千円 1,709	整備するシステムに含まれておらず補助対象とならぬ購入に係る経費を補助対象に含めたもの(亜細亜大学・亜細亜短期大学部)
(34) 同	学校法人帝京大学	情報メディア系授業・演習のための教育用コンピュータ装置等	26、27	69,023	33,714	69,023	33,714	総合事業において調査実態なる大学の改革の状況を記載したため支援対象とならず補助金の交付とならないもの(帝京大学)
(35) 同	学校法人片柳学園	先進クラウド環境を利用した大学向けIT環境の構築	25	55,329	27,664	2,169	1,085	整備するネットワークに含まれておらず補助対象とならぬ予備の機器等購入に係る経費を補助対象に含めたもの(東京工科大学)
(36) 同	学校法人京都精華大学	清風館少人数アクティブラーニング教室整備事業	27	11,298	5,649	11,298	5,649	補助の対象とならない試験を除外すると補助対象経費が交付要件額の下限額未満となるもの(京都精華大学)
(32)-(36)の計				312,902	155,651	91,461	44,933	

第3章 第1節 第7 文部科学省

(9) 私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金が過大に交付されていたもの

5件 不当と認める国庫補助金 193,286,000円

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金(以下「補助金」という。)は、我が国の高等教育の活性化や教育の質の向上に資することを目的として、学校法人が設置する私立大学等が大学改革に組織的及び体系的に取り組むのに必要な経費を国が当該学校法人に対して補助するものである。

私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金交付要綱(平成24年文部科学大臣決定)等によれば、補助金は、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する私立大学等改革総合支援事業(以下「総合支援事業」という。)において、総合支援事業の支援対象校に選定された私立大学等を対象として、大学改革の取組の実施に必要な設備費を予算の範囲内で交付することとされている。

総合支援事業の実施に当たり、文部科学省は、各学校法人が大学改革の取組状況を記載して日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)に提出した私立大学等改革総合支援事業調査票(以下「総合支援事業調査票」という。)に基づき事業団が算定した点数の報告を受けて、支援対象校を選定している。支援対象校の選定に当たっては、総合支援事業調査票の点数の基準が定められており、その基準となる点数を下回った場合は支援対象校にならず、補助金の交付対象とはならない。また、同省は、平成26、27両年度において、補助金の交付決定額の総額を予算の範囲内に収めるために、補助対象経費に総合支援事業の点数に応じた圧縮率等を乗ずるなどして補助金の交付決定額を算定している。そして、総合支援事業調査票の記載内容に係る各学校法人の取組の実施状況については、支援対象校の選定後に一定数の私立大学等を抽出し、同省又は事業団が現地調査を行うこととしている。

本院が、21学校法人において会計実地検査を行ったところ、5学校法人において、総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたのに、同省は、これらの総合支援事業調査票に基づいて、総合支援事業の支援対象校にならない学校法人を支援対象校に選定するなどしていた。

これらの結果、国庫補助金計193,286,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5学校法人において総合支援事業の制度の理解が十分でなかったこと、同省において事業団を通じた学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人帝京大学は、平成26、27両年度の総合支援事業において、帝京大学に係る総合支援事業調査票の提出に当たり、IRを担当する部署^(注)を設置し、専任の教職員を配置する取組については、専門の担当部署を設置して専従する専任教職員を配置している旨を、学生の学修成果を記名式の調査により把握する取組については、全学部等かつ複数の学年について行っている旨を、それぞれ記載していた。そして、同大学が総合支援事業の支援対象校に選定されたことから、26年度に「マシンングセンタとCAD/CAMによる高度自動化レベル機械加工設備の整備」を、27年度に「主体的学修のためのシミュレーションシステム等の整備」を実施して、国庫補助金26年度12,333,000円、27年度152,243,000円、計164,576,000円の交付を受けていた。

しかし、IRを担当する部署を設置し、専任の教職員を配置する取組については、実際に同大学はIR業務に年間を通じて専従する専門の担当部署を設置していなかったり、学生の学修成果を記名式の調査により把握する取組については、一部の学部等において学生に対して記名式の調査を実施していなかったりしていたことから、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。

したがって、適正な総合支援事業調査票の点数を算定すると、選定の基準となる点数を下回り、同大学は総合支援事業の支援対象校にならず、補助金の交付対象とはならないことから、国庫補助金26年度12,333,000円、27年度152,243,000円、計164,576,000円が過大に交付されていた。

(注) IRを担当する部署 学修時間、教育の成果等に関する情報の収集、分析等のIR業務を行う部署であり、総合支援事業において、専門の担当部署とは、IR業務に年間を通じて専従する部署とされている。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	国庫補助金交付額 千円	不当と認める 国庫補助金 千円	摘要
(37) 文部科学 本省	学校法人明 海大学	eラーニング のための講義 収録システム 等の整備	27	17,417	2,291	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたため誤った点数に応じた圧縮率が乗じられていたもの(明海大学)
(38) 同	学校法人上 智学院	アクティブ ラーニングの ためのプロ ジェクト等の 整備	27	18,154	4,007	同 (上智大学)
(39) 同	学校法人帝 京大学	主体的学修の ためのシミュ レーションシ ステム等の整 備等	26、27	164,576	164,576	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたため支援対象校にならず補助金の交付対象とならないもの(帝京大学)
(40) 同	学校法人京 都産業大学	遠隔講義シ ステムの整備	26	14,353	2,583	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたため誤った点数に応じた圧縮率が乗じられていたもの(京都産業大学)
(41) 同	学校法人関 西医科大学	学生の能動的 学修促進のた めの実習録画 システム等の 整備	25	19,829	19,829	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたため支援対象校にならず補助金の交付対象とならないもの(関西医科大学)
(37)-(41)の計				234,329	193,286	

(10) 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの

3件 不当と認める国庫補助金 20,835,000円

学校施設環境改善交付金(以下「交付金」という。))は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(昭和33年法律第81号)等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

交付金の交付額は、学校施設環境改善交付金交付要綱(平成23年文部科学大臣裁定。以下「交付要綱」という。))等によれば、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。))ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。))を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

交付要綱によれば、交付対象事業は、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるもの(危険建物)の改築事業(以下「危険改築事業」という。))、教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるもの(不適格建物)の改築事業(以下「不適格改築事業」という。))、地域・学校連携施設の新築、増築又は改築事業(校舎又は屋内運動場の新築、増築又は改築と同時にされるもの)に限る。以下「地域・学校連携施設整備事業」という。))等とされている。

交付対象事業のうち、危険改築事業及び不適格改築事業(以下「危険改築事業等」という。))について、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について」(平成28年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)等によると、改築事業等に併せて施設の解体及び撤去事業を実施する場合には、都道府県等において公共工事等に使用されている積算基準を参考として事業箇所の実情に即して算定した施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算することとなっている。そして、交付申請時に配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額に応じて再計算することとなっている。また、危険改築事業等を複数年度にわたって実施する場合には、施設の解体及び撤去事業を実施する年度にのみ施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算することができることとなっている。

また、交付対象事業のうち、地域・学校連携施設整備事業について、「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について」(平成26年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知。以下「26年通知」という。))によると、当該事業の整備内容は、学校施設の複合化を促進するとともに、地域の生涯学習活動等の拠点となるよう、学校施設とは別の、社会教育施設、文化施設・文化財保護施設等の他の文教施設等(以下「複合化対象施設」という。))が学校施設と有機的な連携を図るために必要な施設の整備となっている。そして、当該事業の対象経費は、26年通知によれば、複合化対象施設と学校施設との複合化を図ることに伴い必要となる多目的ホール、展示ホール等の地域・学校連携施設の整備等に必要な経費とされている。

本院が、22都道府県及び157市区町村等、計179地方公共団体において会計実地検査を行ったところ、3県の3市村において、施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算せずに危険改築事業等の配分基礎額を算定したり、施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算して危険改築事業等の配分基礎額を算定したり、複合化対象施設と学校施設との複合化に伴う施設の整備に要する経費に該当しない経費を対象経費として地域・学校連携施設整備事業の配分基礎額を算定したりしていたため、配分基礎額が過大に算定されており、交付金計20,835,000円が過大に交

付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3市村において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、3県において3市村から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要	
(42)	青 森 県	下北郡風間 浦村	地域・学校連 携施設整備事 業	26、27	千円 4,116	千円 2,058	複合化対象施設と学校施設との複合化に伴う施設の整備に要する経費に該当しない経費を対象経費としていたもの

風間浦村は、平成 26、27 両年度に、風間浦小学校の屋内運動場等の新築に併せて、同小学校の地域・学校連携施設整備事業を実施し、その配分基礎額を 12,230,000 円と算定するなどして、交付金 4,116,000 円の交付を受けていた。

同村は、本件事業の実施に当たり、学校施設である屋内運動場を複合化対象施設にも該当すると理解し、管理室及びホールを複合化対象施設と学校施設との複合化を図ることに伴い必要となる施設と位置付けて、管理室及びホールの整備に要した経費を対象経費としていた。

しかし、屋内運動場は学校施設であることから、本件事業における複合化対象施設には該当しないものであり、一方で、管理室は地域住民の参加する行事が開催されることなどから、本件事業における複合化対象施設に該当するものであった。これによりホールは複合化対象施設である管理室と学校施設である屋内運動場との複合化を図ることに伴い必要となる施設になるが、管理室は複合化を図ることに伴い必要となる施設とはならず、これの整備に要した経費は対象経費から除外する必要があった。

したがって、管理室の整備に要した経費を対象経費から除外して算定した適正な配分基礎額 6,115,000 円により交付金の交付額を算定すると 2,058,000 円となることから、交付金 2,058,000 円が過大に交付されていた。

(43)	奈 良 県	奈 良 市	危険改築事業	28、29	138,655	6,256	施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算していなかったもの
------	-------	-------	--------	-------	---------	-------	-----------------------------------

奈良市は、平成 28、29 両年度に、月ヶ瀬小学校の危険改築事業のほか 17 事業を実施し、同小学校の危険改築事業の配分基礎額を 88,000,000 円と算定するなどして、交付金 138,655,000 円の交付を受けていた。

同市は、同小学校の危険改築事業の実施に当たり、施設の解体及び撤去事業を 27、28 両年度の改築事業に併せて実施することから、交付申請時に予算計上時の単価等を用いて算定した施設の解体及び撤去費 88,000,000 円を配分基礎額に加算しており、実績報告時も同様としていた。

しかし、配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額に応じて再計算する必要があった。

したがって、前記施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算した適正な同小学校の危険改築事業の配分基礎額 46,432,000 円により交付金の交付額を算定すると 132,399,000 円となることから、交付金 6,256,000 円が過大に交付されていた。

(44)	福 岡 県	久 留 米 市	危険改築事業、不適格改築事業	26、27	150,369	12,521	施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算していたなどのもの
------	-------	---------	----------------	-------	---------	--------	---

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業 の種別	年 度	交付金の交付 額	不当と認める 交付金の交付 額	摘 要
				千円	千円	
				<p>久留米市は、平成 26、27 両年度に、日吉小学校の危険改築事業等(以下「小学校事業」という。)及び屏水中学校の危険改築事業等(以下「中学校事業」という。)計 4 事業を実施し、4 事業の配分基礎額を計 446,646,000 円と算定するなどして、交付金 150,369,000 円の交付を受けていた。</p> <p>同市は、小学校事業の実施に当たり、施設の解体及び撤去費の見積額 33,888,000 円を配分基礎額に加算していた。また、中学校事業の実施に当たり、交付申請時に近隣の同種工事の実績等を用いて算定した施設の解体及び撤去費 25,441,000 円を配分基礎額に加算していた。</p> <p>しかし、実際には、施設の解体及び撤去事業は、26、27 両年度の小学校事業においては実施されておらず、28 年度以降に実施されていた。また、中学校事業の配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額に応じて再計算する必要があった。</p> <p>したがって、小学校事業の配分基礎額から施設の解体及び撤去費の見積額を除くとともに、中学校事業の配分基礎額に加算する施設の解体及び撤去費を契約後の金額に応じて再計算した適正な配分基礎額計 409,455,000 円により交付金の交付額を算定すると 137,848,000 円となることから、交付金 12,521,000 円が過大に交付されていた。</p>		
			(42)-(44)の計	293,140	20,835	

(11) **沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)が過大に交付されていたもの**
1 件 不当と認める国庫補助金 1,094,000 円

沖縄振興公共投資交付金(学校施設環境改善に関する事業)(以下「交付金」という。)は、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(学校施設環境改善に関する事業)(平成 24 年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、沖縄県が作成する沖縄振興交付金事業計画によって実施される学校施設環境改善に関する事業(市町村が同県を通じて間接に交付金の交付を受けて実施するものを含む。)に要する経費に充てるために、国が同県に対して交付するものである。

交付金の交付額は、交付要綱等によれば、沖縄振興交付金事業計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」という。)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」という。)に算定割合を乗じて得た額(以下「算定後交付対象工事費」という。)の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとされている。

交付要綱等によれば、交付対象事業のうち、屋外教育環境の整備に関する事業(以下「屋外環境整備事業」という。)については、小学校等の屋外教育環境施設(屋外運動場のための施設等)の整備に要する経費を交付対象とすることとされており、算定割合は 2 分の 1 とされている。また、屋外環境整備事業における工事費は 1 校当たり 6000 万円を限度とすることとされている。これにより、屋外環境整備事業における交付対象工事費の上限額は 6000 万円となり、算定後交付対象工事費の上限額は 6000 万円に算定割合 2 分の 1 を乗じて得た 3000 万円となる。

本院が、同県及び同県の 7 市町村において会計実地検査を行ったところ、1 市において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年 度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘 要
(45) 文部科学本省	沖 縄 県	う る ま 市	28、29	千円 99,651	千円 1,094	算定後交付対象工事費が交付対象となる上限額を超えていたもの

うるま市は、平成 28、29 両年度に、高江洲小学校及び天願小学校の屋外環境整備事業(以下「両事業」という。)等を実施し、交付金 99,651,000 円の交付を受けていた。

同市は、両事業における交付対象工事費 75,624,000 円及び 72,718,000 円に算定割合 2 分の 1 をそれぞれ乗じて得た 37,812,000 円及び 36,359,000 円を両事業における算定後交付対象工事費としていた。

しかし、上記の算定後交付対象工事費 37,812,000 円及び 36,359,000 円は、いずれも前記の屋外環境整備事業における算定後交付対象工事費の上限額を超えていたことから、両事業の適正な算定後交付対象工事費はいずれも 30,000,000 円となる。

したがって、両事業の上記の適正な算定後交付対象工事費により交付金の交付額を算定すると 98,557,000 円となることから、交付金 1,094,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと、同県において同市から提出された実績報告書等に対する審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(12) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

11 件 不当と認める国庫補助金 193,693,623 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県に対して交付するものである。また、負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。)並びに特別支援学校の小学部及び中学部)に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている。

算定総額は、限度政令に基づき、小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。)の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、基礎給料月額等は、教職員一人当たりの給料の月額及び諸手当の単価について、「義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則」(平成 16 年文部科学省令第 28 号。以下「限度規則」という。)等に基づき、都道府県ごとに当該年度の 5 月 1 日に在職する教職員を対象として算定することとなっている。そして、算定基礎定数は、当該年度の 5 月 1 日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和 33 年法律第 116 号。以下「標準法」という。)等に基づき、標準学級数等(注1)を基礎として教職員の定数(以下「標準定数」という。)を算定し、更に「女子教職員の出産に際しての補助

教職員の確保に関する法律」(昭和30年法律第125号)により臨時的に任用される者等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

また、特別支援学校については、義務教育である小中学部のほかに幼稚部と高等部を置く学校があるため、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費を算定し、これに義務^(注2)制率を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

(注1) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

(注2) 義務制率 「小中学部の標準学級数の合計」を「小中学部の標準学級数並びに幼稚部及び高等部の実学級数の合計」で除して求めた率

本院が、25都道府県において会計実地検査を行ったところ、11県において、算定総額の算定に当たり基礎給料月額等又は算定基礎定数の算定が過大となっていたり、実支出額の算定が過大となっていたりしていた。これらの結果、負担金計193,693,623円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、11県において、基礎給料月額等及び算定基礎定数の算定方法についての理解並びに基礎給料月額等及び算定基礎定数の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。なお、同一の県が複数の事態に該当している場合がある。

ア 基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの

基礎給料月額等のうち、基礎給料月額は、都道府県の規則等で定めるところにより算定した一般教職員として在職した年数(以下「経験年数」という。)に応じて、職種ごとに、限度規則で定められた月額単価に当該経験年数の教職員の実数を乗じた額の合計額を、教職員の実数で除して得た額とすることとなっている。そして、教員の経験年数に応じた月額単価は、大学4年卒を基準として設定されているため、大学4年卒以外の教員については必要な修学年数を加算する調整を行うこととされている。

また、諸手当のうち、小中学校の教員に係る給料の調整額の算定月額は、役職ごとの単価に役職ごとの支給対象人員数を乗じて得た額の合計額を教員数(別途算定することとなっている栄養教諭等の数を除く。)で除して算定することとなっている。そして、この支給対象人員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する特別支援学級を担当するなどしている教員とされている。

3県において、基礎給料月額等の算定に当たり、次の①及び②の事態により、算定総額が過大に算定されていた。

- ① 給料の調整額の算定月額の算定において、特別支援学級を担当していない教員を支給対象人員に含めていた事態 2県
- ② 基礎給料月額等の算定において、修士課程等を修了している教員の経験年数に係る必要な修学年数の加算を二重に行うなどしていた事態 1県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1(ア②の事態)>

岐阜県は、平成28年度において、小中学校の教員及び特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額を337,462円及び309,731円とし、これらに算定基礎定数を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に26,817,695,178円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記基礎給料月額等の算定に当たり、修士課程又は博士課程を修了している教員458人の経験年数の算定において、同県の規則に基づく2年又は5年の修学年数の加算を二重に行うなどして、

誤った経験年数に応じた月額単価を用いて基礎給料月額を算定していた。このため、同県は小中学校の教員に係る基礎給料月額を254円、特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額を163円高く算定していた。

したがって、適正な小中学校の教員及び特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額を算定すると337,208円及び309,568円となり、これらに基づき適正な負担金の額を算定すると26,800,332,809円となることから、負担金17,362,369円が過大に交付されていた。

イ 算定基礎定数の算定が過大となっていたもの

前記のとおり、算定基礎定数は当該年度の5月1日現在における標準学級数等を基礎として算定することとなっている。算定基礎定数の算定に必要な特別支援学校の標準学級数の算定に当たり、児童生徒が、文部科学大臣の定める障害(以下「障害」という。)を2以上併せ有しているか否かにより、当該児童生徒を単一障害学級又は重複障害学級に編制することとなっている。そして、1学級に編制できる同学年の児童生徒数は、単一障害学級にあつては6人、重複障害学級にあつては3人となっているが、重複障害学級に編制する2以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下である場合は当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定することとなっている。また、特別支援学校の標準定数の算定に当たっては、寄宿舎に寄宿する児童生徒数に応じて寄宿舎指導員等の定数を算定することとなっている。

さらに、小中学校の事務職員の標準定数は、4学級以上の小中学校の数の合計数に1を乗じて得た数等を合計した数となっているが、同一の設置者が設置する小学校及び中学校で4学級から6学級までの小学校及び4学級又は5学級の中学校が500mの範囲内に存する場合には1校とみなすこととなっている。

8県において、算定基礎定数の算定に当たり、次の①から④までの事態により、算定総額が過大に算定されていた。

- ① 特別支援学校の重複障害学級の標準学級数の算定において、重複障害学級に編制する2以上の学年の児童生徒数の合計数が3人以下であるのに当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しなかったり、同学年の児童生徒数が3人以上であり同学年の児童生徒で学級を編制すべきであるのに一部の児童生徒を他の学年に属するものとして編制したりして、標準学級数を1学級とすべきところを2以上の学級に編制していた事態 7県
- ② 特別支援学校の標準学級数の算定において、児童生徒が障害を2以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、2以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていた事態 1県
- ③ 特別支援学校の標準定数の算定において、寄宿舎に寄宿する小中学部の児童生徒が在籍していないのに寄宿舎指導員等の定数を算定していた事態 1県
- ④ 小中学校の事務職員の標準定数の算定において、6学級の小学校と4学級の中学校とが500mの範囲内に存するのに、1校とみなさずに2校として算定していた事態 1県

(注3) 単一障害学級 障害を2以上併せ有しない児童生徒で編制する学級

(注4) 重複障害学級 障害を2以上併せ有する児童生徒で編制する学級

ウ 実支出額の算定が過大となっていたもの

前記のとおり、特別支援学校については、特別支援学校に勤務する全ての教職員の給与及び報酬等に要する経費を算定し、これに義務制率を乗ずるなどして小中学部に係る実支出額を算定することとなっている。

3県において、実支出額の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数の算定を誤ったり、幼稚部及び高等部の実学級数に含めるべき学級を含めなかったりしていたため、義務制率が過大に算定され、実支出額が過大に算定されていた。

イ及びウの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2（イ②及びウの事態）>

宮崎県は、平成27年度において、教職員の算定基礎定数を小中学校7,120人、特別支援学校の小中学部635人とし、これらに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に16,726,137,498円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記算定基礎定数の算定に当たり、特別支援学校の小中学部の標準学級数の算定を259学級とすべきところ、児童生徒が障害を2以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、2以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていたため、270学級と算定していた。

したがって、適正な標準学級数により適正な算定基礎定数を算定すると特別支援学校の小中学部618人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると16,691,546,162円となることから、34,591,336円が過大に交付されていた。（イ②の事態）

また、同県は、24、26両年度において、実支出額が算定総額を下回ったことから、実支出額を基に24年度16,819,678,151円、26年度16,777,426,275円の交付を受けていた。

しかし、同県は、27年度の算定基礎定数の算定と同様に、24、26両年度においても児童生徒が障害を2以上併せ有しているのに単一障害学級の対象児童生徒として整理したり、2以上併せ有しないのに重複障害学級の対象児童生徒として整理したりなどしていた。このため、特別支援学校の小中学部の標準学級数を24年度245学級、26年度248学級とすべきところ24年度247学級、26年度258学級として義務制率を算定して、この率を用いて実支出額を算定していた。

したがって、適正な義務制率により適正な負担金の額を算定すると、24年度16,815,975,242円、26年度16,758,466,893円となることから、24年度3,702,909円、26年度18,959,382円が過大に交付されていた。（ウの事態）

以上を部局等別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は 実支出額	左に対する 負担金交付額	不当と認める算定 総額又は 実支出額	不当と認める負担 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(46)	山形県 山形県	28	48,203,611	16,067,870	38,252	12,750	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)
(47)	石川県 石川県	27、28	86,657,225	28,885,741	28,438	9,479	算定基礎定数の算定が過大となっていたなどのもの(ア①及びイ①の事態)
(48)	岐阜県 岐阜県	28	80,453,280	26,817,695	52,087	17,362	基礎給料月額等の算定が過大となっていたもの(ア②の事態)
(49)	静岡県 静岡県	24～28	628,984,915	209,661,638	17,525	5,841	基礎給料月額等の算定が過大となっていたなどのもの(ア①及びイ①の事態)
(50)	奈良県 奈良県	28	49,562,467	16,518,314	84,432	28,147	実支出額の算定が過大となっていたもの(ウの事態)

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	算定総額又は 実支出額	左に対する 負担金交付 額	不当と認 める算定 総額又は 実支出額	不当と認 める負担 金交付額	摘 要	
			千円	千円	千円	千円		
(51)	和歌山県 和歌山県	26、27	85,740,285	28,580,095	146,542	48,847	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①及びイ③の事態)	第3章 第1節
(52)	徳島県 徳島県	27	35,846,268	11,947,699	6,304	2,101	同(イ①の事態)	第7
(53)	高知県 高知県	27	36,401,842	12,133,947	16,448	5,482	実支出額の算定が過大となっていたもの(ウの事態)	文部科学省
(54)	長崎県 長崎県	27、28	133,963,506	44,654,502	12,814	4,271	算定基礎定数の算定が過大となっていたもの(イ①の事態)	
(55)	大分県 大分県	28	50,871,684	16,957,228	6,464	2,154	同(イ①及びイ④の事態)	
(56)	宮崎県 宮崎県	24、 26、27	150,967,282	50,323,241	171,762	57,253	算定基礎定数の算定が過大となっていたなどのもの(イ②及びウの事態)	
(46)-(56)の計			1,387,652,370	462,547,975	581,073	193,693		

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)国立大学法人施設整備費
部局等	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助事業の概要	国立大学法人が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助を行うもの
補助事業者 (事業主体)	15 国立大学法人
上記の補助事業者が実施した補助事業数及び補助金交付額	47 補助事業 532億1694万余円(平成24年度～28年度)
特殊工事項目について補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より50%以上又は5000万円以上増減している補助事業数	45 補助事業

上記のうち補助金の交付額を再算定した額と実際の交付額に差額が生ずる補助事業数及び補助金交付額	33 補助事業 375 億 7474 万余円(平成 24 年度～28 年度)
上記の補助事業に係る補助金の交付額を再算定した額と実際の交付額の差額	35 億 4060 万円

1 国立大学法人施設整備費補助金の概要

(1) 国立大学法人による施設整備の概要

文部科学省は、国立大学法人施設整備費補助金交付要綱(平成 16 年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)に基づき、国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費に対して補助を行い、もって大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、国立大学法人施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を国立大学法人に交付している。

そして、文部科学大臣は、国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付することとなっており、補助対象経費は、施設整備費と設計委託料等の附帯事務費等とに区分され、補助対象経費に対する補助率は定額となっている。

(2) 交付申請額の算定等

国立大学法人施設整備費等要求書・同関係資料作成要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部(平成 30 年 10 月 15 日以前は文教施設企画部)。以下「作成要領」という。)によれば、国立大学法人は、文部科学省に対して、補助事業に必要な一般工事費と特殊工事費とを合計した施設整備費及び附帯事務費から構成される補助対象経費とその算定内訳を記載した書類(以下「実施計画」という。)を作成し、提出することとされている。このうち、一般工事費とは施設・設備等を整備する上で共通的に必要となる部分の整備に要する工事費であり、また、特殊工事費とは立地条件や教育研究上必要となる工事を項目ごとに積み上げた工事費であり、それぞれ次のとおり算定することとされている。

一般工事費は、改修等を実施しようとする面積(以下「補助対象面積」という。)に、一般建物、図書館等の用途区分、階高等ごとに同省が毎年設定している単価を乗ずるなどして算定されている。

また、特殊工事費は、作成要領に列挙された工種ごとに同省が毎年設定している単価に、面積や施工延長、箇所数等の数量を乗じて得た額を積み上げて算定することとされている。

そして、通常、実施計画で算定された施設整備費及び附帯事務費の合計額と同額で交付申請、交付決定が行われることから、実質的に実施計画が交付決定額の内訳を示すものになっている。

(3) 交付決定後の変更申請

交付要綱によれば、国立大学法人は、補助金の交付決定後に補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ、計画変更の承認申請書を文部科学大臣に提出し(以下「変更申請」という。)、その承認を受けなければならないとされている。ただし、一般工事費の算定の基礎となる補助対象面積の2%以内の増又は1%以内の減の変更が生ずる場合等は、「軽微な変更」として、変更申請は要しないとされている。

そして、特殊工事に係る「軽微な変更」については、補助金の具体的な取扱いを定めた「国立大学法人等施設整備費補助金の予算執行事務手続について」によれば、「補助目的を達成するために、特殊工事の範囲(カ所、面積等)を必要最低限の範囲で増又は減する場合」は変更申請を要しないとされているが、「必要最低限の範囲」について、明確な基準は示されていない。

(4) 補助金の実績報告と額の確定

交付要綱等によれば、国立大学法人は、補助事業を完了したときは、検査調書等の書類を添付した実績報告書を文部科学省に提出し、同省は、実績報告書の書類の審査等を行い、実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、国立大学法人に通知することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

文部科学省は国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費に対して毎年度多額の補助金を交付しており、令和元年度予算における1補助事業当たりの予算額は約2億8000万円に上っている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、交付申請額は適正に算定されているか、交付決定後の変更申請は適正に行われ、それに伴う交付決定額の見直しは適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(注1)
検査に当たっては、15国立大学法人が実施した平成27年度から30年度までに完了した建物の新增改築又は改修工事で補助金交付額が1億円以上の47補助事業(補助対象経費計879億3632万余円、補助金交付額計532億1694万余円)を対象として、文部科学本省及び15国立大学法人において、実施計画、交付申請書、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 15国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、山梨大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学の各国立大学法人

(検査の結果)

交付申請時と実績報告時における補助対象経費の内訳がどの程度増減しているかみると、47補助事業のうち46補助事業において、実績数量に基づき実施計画における補助対象経費の算定方法により算定(以下「再算定」という。)した交付額と補助金交付額との間に増減が認められた。

そして、一般工事費については補助対象面積に単価を乗ずるなどして算定することとされていて、補助対象面積に変更がなければ増減しないのに対して、特殊工事費については、面積や施工延長、箇所数等の数量が変更される場合が少なくないことから、上記46補助事業

の特殊工事費の増減の状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

特殊工事費の工種ごとの内訳である基礎、電源設備等の特殊工事項目について、他の補助金における「軽微な変更」の取扱いや1補助事業当たりの平均予算額等を踏まえ、補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より50%以上又は5000万円以上増減していて「軽微な変更」の範囲を超えていると考えられるものの状況を確認したところ、14国立大学法人^(注2)が実施した45補助事業における特殊工事項目計1366項目のうち372項目あった。そのうち、増加していたものが13国立大学法人^(注3)が実施した39補助事業の150項目(増加額48億9417万余円)ある一方、減少していたものが14国立大学法人が実施した44補助事業の222項目(減少額60億3902万余円)となっていた。そして、これらのうちには、金額で90%以上又は3億円以上減少している特殊工事項目も見受けられた。

特殊工事が大幅に増減した上記の状況について、各国立大学法人は、特殊工事の範囲を大きく変更した場合でも工事の目的に変更がなければ、補助目的を達成するための必要最低限の範囲の増又は減にすぎないとして、変更申請を行っておらず、当初の交付決定額と同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、補助目的を達成するための「必要最低限の範囲の増又は減」を超えるかどうかは、増減割合や増減額等を考慮して具体的に判断する必要がある、特殊工事費の工種ごとの内訳である特殊工事項目について補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より50%以上又は5000万円以上増減している項目があるにもかかわらず、工事の目的に変更がなければ、一律に「軽微な変更」に該当するとして変更申請を行っていない事態は、国立大学法人が施設・設備の整備等に要する経費に対して補助を行うという補助金の制度の趣旨に照らして、妥当性を欠いていると認められる。

そこで、前記の45補助事業について、事業に係る補助金の交付額を再算定すると、実際の交付額との間に差額が生ずるものは12国立大学法人^(注4)が実施した33補助事業あり、これらに係る補助金の交付額を再算定した額は計340億3414万余円となり、実際の補助金交付額計375億7474万余円との間に35億4060万余円の差額が生じていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

国立大学法人名古屋大学は、平成26年度に、融合・連携型国際人材育成拠点施設の建設を補助事業として実施した。この補助事業は、一般工事費7億3248万円に、場所打ちコンクリート杭の打設等特殊工事費計6億4912万余円を加算するなどして、補助対象経費を14億5948万円として交付申請を行い、同額で交付決定を受けた。その後、同大学は、実施設計等を行った結果、杭の打設工事を取りやめるなどして特殊工事の範囲を大幅に縮小したが、当初の交付決定と同額とする実績報告書を提出し、額の確定を受けていた。

しかし、実施設計等の結果に基づき特殊工事費を再算定したところ、特殊工事費は実施計画から3億1435万余円減少しており、これを踏まえ交付額を再算定すると、この再算定した額と実際の補助金交付額との間に上記特殊工事費の減少分に相当する3億1752万円が差額として生じていた。

このように、国立大学法人において、補助事業の実施に当たり、特殊工事の範囲を大幅に縮小するなどして交付決定の内容が実質的に変更されているのに変更申請が行われておらず、当初の交付決定額どおりの補助金の交付が行われた結果、補助金の交付額を再算定した

額と実際の補助金交付額との間に差額が生じていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、補助事業の執行に当たり、交付要綱の特殊工事に係る「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示すことなどの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

(注2) 14 国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、山梨大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学の各国立大学法人

(注3) 13 国立大学法人 弘前大学、筑波大学、東京大学、山梨大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学の各国立大学法人

(注4) 12 国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、琉球大学の各国立大学法人

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、令和元年8月に事務連絡を発して、特殊工事に係る「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を特殊工事項目の金額の50%を超える変更又は5000万円を超える変更をする場合等と具体的に示し、この基準に基づき変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うことを国立大学法人に周知し、2年度に交付申請を行う補助事業から適用することとする処置を講じた。

- (2) 国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの

科 目	国立大学法人等業務実施コスト計算書 損益外減損損失相当額
部 局 等	文部科学本省
検査の対象	文部科学本省、17 国立大学法人
国立大学法人等業務実施コスト計算書の概要	一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関し、国民の負担に帰せられるコストを一元的に集約して表示するもの
運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していなかった国立大学法人数及び減損額(1)	8 国立大学法人 3 億 9546 万円(平成 25 年度～29 年度)

授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していた国立大学法人数及び減損額(2)	6 国立大学法人	9866 万円(平成 25 年度～28 年度)
(1)及び(2)の純計	13 国立大学法人	4 億 9412 万円(平成 25 年度～29 年度)

1 制度の概要

(1) 財務諸表の作成と会計基準

国立大学法人等は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成することとなっている。そして、国立大学法人法施行規則(平成 15 年文部科学省令第 57 号)によれば、上記で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書(以下「業務実施コスト計算書」という。)等とするとされている。また、国立大学法人等がその会計を処理するに当たっては、国立大学法人会計基準(平成 16 年文部科学省告示第 37 号。以下「会計基準」という。)等に従うこととされており、国立大学法人等は、その公共的な性格から正確な情報開示を行わなければならないと、さらに、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性を強く要請されることから、一定の事項については個々に判断するのではなく、統一的な取扱いをする必要があることに留意する必要があるとされている。

(2) 固定資産の減損の概要等

国立大学法人等が保有する固定資産は、会計基準第 84 によりその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された償却資産(以下「特定償却資産」という。)、非償却資産、資産見返負債を計上している固定資産等に分類される。

そして、国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理に係る取扱いについては、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(平成 17 年 12 月 22 日設定。以下「減損会計基準」という。)等が適用されている。

減損会計基準等によれば、固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下しているなど、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象の有無を把握した上で、減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされている。

(3) 資産見返負債を計上している固定資産等の概要

会計基準等によれば、国立大学法人等が固定資産を取得した際、取得した固定資産が運営費交付金、授業料又は寄附者がその用途を特定した寄附金等により支出された場合で、当該資産が償却資産等であるときは、その金額を運営費交付金債務等から貸借対照表の固定負債である資産見返運営費交付金等に振り替えることとされている。

そして、減損会計基準等によれば、特定償却資産、非償却資産及び資産見返負債を計上

している固定資産に係る減損額については、その減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、損益計算書上の費用には計上しないこととされている。そして、減損を認識した固定資産が、特定償却資産又は非償却資産である場合は、貸借対照表の損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上し、貸借対照表の資産見返負債を計上している固定資産である場合には、資産見返負債を減額することとされている。

(4) 業務実施コスト計算書の概要

会計基準等によれば、業務実施コスト計算書の作成目的は、納税者である国民の国立大学法人等の業務に対する評価及び判断に資するため、一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関して、教育・研究や固定資産の取得等に係るコストのうち、税金等を原資とする国からの運営費交付金等を財源とする最終的に国民の負担に帰せられるコスト(以下「国民負担コスト」という。)を損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされている。そして、会計基準等によれば、業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減損損失相当額等の科目に区分して表示しなければならないとされており、例えば、業務費用の科目については、上記のとおり、国からの運営費交付金等を財源とするコストは国民負担コストに該当するため、国立大学法人等の損益計算書上の費用から控除すべき収益とはされていないのに対して、税金等を原資としない国以外の者から受領した授業料、寄附金等を財源とするコストは国民負担コストに該当しないため、授業料、寄附金等は国立大学法人等の損益計算書上の費用から控除すべき収益とされているなど、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されている。

一方、損益外減損損失相当額の科目については、業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿って、国民負担コストに該当する減損額は計上し、国民負担コストに該当しない減損額は計上すべきではないのに、会計基準等において、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額とされているのみで、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性等の観点から、国民負担コストを損益外のものも含めて一元的に集約して表示するとされている業務実施コスト計算書において、減損額が業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿って適切に計上されているかなどに着眼して、17国立大学^(注1)法人の平成25年度から29年度までの財務諸表を対象として、文部科学本省及び17国立大学法人において、業務実施コスト計算書に関する資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 17国立大学法人 東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、山梨大学、名古屋大学、三重大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学の各国立大学法人

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったもの

前記のとおり、特定償却資産及び非償却資産のうち、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、貸借対照表の損益外減損損失累計額に計

上することとなっている。また、資産見返負債を計上している固定資産のうち中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、貸借対照表の資産見返負債を減額することとなっている。

そこで、25年度から29年度までの間に、8国立大学法人が資産見返負債を減額するなどした減損額4億5178万余円についてみたところ、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていなかった。

しかし、25年度から29年度までの間に、8国立大学法人において、損益外減損損失相当額に計上していなかった減損額のうち3億9546万余円は、国からの運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額であり、国民負担コストに該当するのに、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていなかった(表1参照)。

(注2) 8国立大学法人 筑波大学、東京大学、三重大学、京都大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、長崎大学の各国立大学法人

表1 運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったもの

(単位：千円)

国立大学法人名	年度	国民負担コストに該当するの に、計上されていなかった 減損額	国立大学法人名	年度	国民負担コストに該当する のに、計上されていなかった 減損額
筑波大学	平成25	86,272	神戸大学	29	3,502
	26	987	鳥取大学	26	707
	27	3,307	岡山大学	27	1,226
東京大学	28	19,826		28	1,385
	29	11,101		29	10,237
三重大学	27	2,553	長崎大学	29	32,294
京都大学	25	37,578	計		395,469
	26	187			
	27	1,478			
	28	176,936			
	29	5,886			

(注) 単位未満を切り捨てているため、計上されていなかった減損額の合計と計欄は一致しない。

(2) 授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたもの

6国立大学法人は、特定償却資産、非償却資産及び資産見返負債を計上している固定資産のうち、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額計32億8163万余円を業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上していた。

しかし、25年度から28年度までの間に、6国立大学法人において、損益外減損損失相当額に計上していた減損額のうち9866万余円は、授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額であり、国民負担コストに該当しないのに、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていた(表2参照)。

(注3) 6国立大学法人 東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、名古屋大学、大阪大学、佐賀大学の各国立大学法人

表2 授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたもの

(単位：千円)

国立大学法人名	年度	国民負担コストに該当しないのに、計上されていた減損額
東北大学	平成28	44,942
東京大学	26	11
東京医科歯科大学	25	25,126
名古屋大学	25	4,593
	26	1,435
	27	3,300
	28	47
大阪大学	27	9,108
	28	5,404
佐賀大学	28	4,695
計		98,666

(注) 単位未満を切り捨てているため、計上されていた減損額の合計と計欄は一致しない。

このように、各国立大学法人の業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額において、国からの運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったり、国以外の者から受領した授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたりしており、国民負担コストを損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされている業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿ったものとなっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、各国立大学法人等に対して、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上する減損額の範囲を明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、各国立大学法人等に対して、国民負担コストが適切に開示されるよう、令和元年8月に事務連絡を発し、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額のうち、国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については損益外減損損失相当額に計上することなど、業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、周知する処置を講じた。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

高校生等奨学給付金における学校の代理受領による授業料以外の教育費への充当について (平成29年度決算検査報告142ページ参照)

1 本院が表示した意見

文部科学省は、「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱」等に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程等(以下「高校等」という。)の生徒又は学生(以下

「生徒」という。)の保護者等が授業料以外の教育に必要な経費に充てるために、都道府県が生徒の保護者等に支給することとされている奨学のための給付金(以下「奨学給付金」という。)の支給に要する費用について、都道府県に「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」(以下「補助金」という。)を交付することとしており、補助金の額は、都道府県が奨学給付金として支給した額の3分の1の額を上限としている。奨学給付金は、世帯区分等ごとに定められた給付額を給付することとされており、保護者等から奨学給付金の受給等を高校等に委任する旨の委任状の提出があった場合には、高校等は、保護者等に代わって奨学給付金を受領して、教科書費、教材費等の授業料以外の教育費と相殺(以下「代理受領による充当」という。)を行うことができることとなっている。また、都道府県は、代理受領による充当を行うなど、奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるような取組を推進することとなっている。しかし、文部科学省が代理受領による充当を認めることの制度化を実施するよう求めていることなどから、奨学給付金が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなっていない事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、補助金の補助対象事業について、やむを得ないと認められる場合を除き都道府県において代理受領による充当を認めることを制度化するなど、補助金が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう、文部科学大臣に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局が講じた処置

本院は、文部科学本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、文部科学省は、本院指摘の趣旨に沿い、31年4月に、都道府県に対して通知を発して、やむを得ないと認められる場合を除き代理受領による充当を認めることを交付要綱等に規定することについて周知するとともに、都道府県における奨学給付金の事務処理に関する標準的な手順等を示した手引を改正するなどして、補助金が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための処置を講じていた。

第8 厚生労働省

不 当 事 項

保 険 料 (57) (58)

(57) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)	(款) 保険収入	(項) 保険料収入
部 局 等	12 労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	272 事業主	
	徴収過大があった事業主数	84 事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	144,775,290 円(平成 28 年度～30 年度)	
	徴収過大額	90,800,570 円(平成 28 年度～30 年度)	

1 保険料の概要

(1) 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)等に基づき、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を行う保険であり、原則として、事業所に使用される全ての労働者が対象となる。また、②雇用保険は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険であり、常時雇用される一般労働者のほか、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者のうち 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で継続して 31 日以上雇用されることが見込まれることなどの要件を満たす者が被保険者となる。

なお、取締役等の役員は、業務執行権を有する者の指揮監督を受けて労働に従事している者を除き、労働者として取り扱われないこととなっている。

(2) 保険料の徴収

政府は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。)等に基づき、労働保険の事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとなっている。そして、保険料は、①労災保険分については事業主が負担して、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

ア 事業主は、毎年度の 6 月 1 日から 40 日以内に、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額^(注)に保険料率を乗じて算定した概算保険料を申告して、納付する。

イ 事業主は、次の年度の6月1日から40日以内に、労働局に対して、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて算定した確定保険料申告書を提出する。

ウ 労働局は、この申告書の記載内容を審査して、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

さらに、労働局は、必要に応じて、事業主に徴収法に基づく実地調査を行うなどして、保険料の算定等について調査確認や指導を行っている。

この労働保険の保険料の平成30年度の収納済額は2兆4873億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

① 労災保険率は、労災保険の適用を受ける全ての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して事業の種類ごとに定められており、平成28年度から30年度までは最低1000分の2.5から最高1000分の88となっている。

② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、28年度の場合は1000分の11(ただし、農林、水産等の事業は1000分の13、建設の事業は1000分の14)、29、30両年度の場合は1000分の9(ただし、農林、水産等の事業は1000分の11、建設の事業は1000分の12)となっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主の雇用する労働者の保険加入が適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち12労働局管内の事業主から短時間就労者を雇用している割合が高いなどと思われる524事業主を選定して、28年度から30年度までの間における各労働局の保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、上記の12労働局において、事業主から提出された確定保険料申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を同保険に加入させておらず、その賃金を雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかったり、労働者として取り扱われない役員の報酬等を労災保険分及び雇用保険分の保険料の算定の際に賃金総額から除くべきところ、これを含めていたりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記524事業主のうち、12労働局管内の272事業主について徴収額が144,775,290円不足していたり、12労働局管内の84事業主について徴収額が90,800,570円過大になっていたりして、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分に理解していなかったり、計算誤りをしたりして、賃金総額等の記載が事実と相違していたのに、上記の12労働局において、これに対する調査確認及び指導が十分でなかったことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、警備業を営む事業主Aから、平成28年度の労働保険の保険料について、雇用保険の被保険者894人に対して支払った賃金総額は2,513,334千円、その雇用保険分の保険料は27,646,674円であるとした確定保険料申告書の提出を受けて、これに基づき、当該保険料を徴収していた。

しかし、事業主Aは、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者116人を同保険に加入させておらず、これらの者に対して支払った賃金249,594千円を確定保険料申告書に記載する賃金総額に含めるべきところ、これを含めていなかった。このため、雇用保険分の保険料2,745,534円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△)
山形	29	11 5	千円 5,151 △ 410
群馬	29	23 2	6,186 △ 89
東京都	89	53 11	35,182 △ 59,969
神奈川県	57	28 5	15,546 △ 5,630
石川県	25	20 2	4,706 △ 717
長野	38	18 9	10,818 △ 888
静岡県	39	27 9	20,857 △ 4,644
愛知県	58	29 7	11,395 △ 4,303
大阪	56	24 12	21,027 △ 7,749
福岡	55	21 12	7,113 △ 4,586
熊本	25	11 3	3,099 △ 444
宮崎	24	7 7	3,690 △ 1,365
計	524	272 84	144,775 △ 90,800

(58) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの

第3章
第1節
第8
厚生労働省

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管		
	年金特別会計(健康勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
	(厚生年金勘定)	(款)保険収入	(項)保険料収入
部 局 等	厚生労働本省		
健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構		
保険料納付義務者	733 事業主		
徴収不足額	健康保険保険料	263,906,169 円(平成 27 年度～30 年度)	
	厚生年金保険保険料	435,136,124 円(平成 27 年度～30 年度)	
	計	699,042,293 円	

1 保険料の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

健康保険は、業務災害以外の疾病、負傷等に関して療養の給付、療養費の支給、傷病手当金の支給等を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時一定人数以上の従業員を使用する事業所の 70 歳未満の従業員が被保険者となる。

そして、事業所に使用される従業員のうち、いわゆるパートタイム労働者等の短時間就労者については、労働時間、労働日数等からみて当該事業所に常用的に使用されている場合には被保険者とすることとなっている。

(2) 保険料の徴収

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっている。

そして、事業主は、年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る次の届け書を提出することとなっている。

- ① 新たに従業員を使用したときなどには、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届
- ② 被保険者が退職等により資格を喪失したときには、資格喪失年月日等を記載した被保険者資格喪失届

- ③ 毎年7月には、同月1日現在において使用している被保険者の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額算定基礎届
- ④ 被保険者の報酬月額が所定の範囲以上に増減したときには、変更後の報酬月額等を記載した被保険者報酬月額変更届
- ⑤ 賞与を支給したときには、被保険者の賞与額等を記載した被保険者賞与支払届

これらの届け書の提出を受けた年金事務所は、その記載内容を点検し確認するとともに、届け書に記載された被保険者の報酬月額に基づいて標準報酬月額^(注1)を、また、被保険者の賞与額に基づいて標準賞与額^(注2)を、それぞれ決定してこれらに保険料率を乗じて得た額を保険料として算定している。厚生労働本省(以下「本省」という。)は、その算定した額を保険料として調査し決定するなどして徴収している。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

保険料の平成30年度の収納済額は、健康保険保険料9兆9344億余円、厚生年金保険保険料31兆9287億余円、計41兆8632億余円に上っている。

(注1) 標準報酬月額 健康保険では第1級58,000円から第50級1,390,000円まで、厚生年金保険では第1級88,000円から第31級620,000円までの等級にそれぞれ区分されている。被保険者の標準報酬月額は、実際に支給される報酬月額をこの等級のいずれかに当てはめて決定される。

(注2) 標準賞与額 各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てた額で、健康保険では1か年度の支給累計額で573万円、厚生年金保険では1回の支給につき150万円がそれぞれ上限とされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、15地域部^(注3)の管轄区域内に所在する194年金事務所が管轄する事業所の事業主のうち、短時間就労者を多数使用していると見込まれるなどの2,149事業主を選定するなどして、27年度から30年度までの間における保険料の徴収の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された保険料の調査決定等の基礎となる書類により、また、上記の194年金事務所において事業主から提出された健康保険及び厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 平成28年3月31日以前は、9ブロック本部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄していたが、同年4月1日以降は、機構本部に地域部として統合され、15地域部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄することとされた。

(2) 検査の結果

検査したところ、事業主が、被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、前記 2,149 事業主のうち、15 地域部の管轄区域内に所在する 164 年金事務所が管轄する 733 事業主について、徴収額が 699,042,293 円(健康保険保険料 263,906,169 円、厚生年金保険保険料 435,136,124 円)不足していて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が制度を十分に理解していなかったり誠実でなかったりして、届出を適正に行っていなかったのに、上記の 164 年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A 会社は、繊維製品製造業の業務に従事する従業員 75 人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち 28 人については労働時間が短く常用的な使用でないとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の 28 人について調査したところ、同会社はこのうち 13 人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料 4,254,492 円、厚生年金保険保険料 6,970,330 円、計 11,224,822 円が徴収不足となっていた。

なお、これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地域部名	年金事務所	本院の調査に係る事業主数	徴収不足があった事業主数	徴収不足額		
				健康保険料 千円	厚生年金保険料 千円	計 千円
北海道	札幌東等10	117	45	6,075	10,316	16,391
東北第一	仙台東等15	203	102	46,925	80,343	127,269
東北第二	盛岡等3	34	9	1,235	2,174	3,409
北関東・信越第一	水戸南等9	141	66	17,932	28,210	46,142
北関東・信越第二	前橋等5	99	35	4,921	6,012	10,933
南関東第一	千代田等16	64	25	22,309	56,438	78,747
南関東第二	千葉等16	192	66	44,067	71,079	115,147
中部第一	富山等16	163	49	20,672	27,015	47,688
中部第二	岐阜北等3	68	16	5,074	7,018	12,092
近畿第一	福島等10	28	15	2,599	9,398	11,998
近畿第二	大津等17	218	56	23,590	36,864	60,454
中国	松江等20	293	93	17,560	25,959	43,520
四国	松山東等5	76	18	6,304	9,198	15,502
九州第一	中福岡等11	154	71	24,223	36,070	60,294
九州第二	熊本東等8	137	67	20,412	29,035	49,448
計	164 箇所	1,987	733	263,906	435,136	699,042

保 険 給 付 (59)-(64)

(59) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 2 労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	2 事業主
雇用調整助成金の支給額の合計	3,316,105 円(平成 28、30 両年度)
不当と認める支給額	3,316,105 円(平成 28、30 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、雇用保険(後掲 215 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等における失業の予防その他雇用の安定を図るために、雇用する被保険者(以下「被保険者」という。)について休業若しくは教育訓練(以下「休業等」という。)又は出向により雇用調整を行った事業主に対して、休業手当等の一部を助成するものである。

(2) 雇用調整助成金の支給

雇用調整助成金の支給要件は、休業等の場合、売上高等が一定以上減少するなどしている事業主が、労働組合等との間で休業等の実施に関する協定(以下「協定」という。)を結び、協定に基づいて、被保険者について休業等を行うことなどとなっている。そして、支給額については、休業等を行った期間ごとに、1 人 1 日当たりの平均賃金額^(注1)に協定による休業手当の支払率及び所定の助成率^(注2)を乗ずるなどして算出される額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて算定することなどとなっている。

雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主は、休業等を行う前に、休業等を行う期間ごとに実施計画届及び添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出し、休業等を行った後に、支給申請書及び添付書類を労働局に提出することとなっている。そして、労働局は、実施計画届、支給申請書等に記載されている休業等の実施状況、休業手当等の支払状況、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、雇用調整助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

(注1) 1人1日当たりの平均賃金額 事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となつた賃金総額を被保険者数及び年間所定労働日数で除して算出される額

(注2) 所定の助成率 原則として、中小企業以外の事業主については2分の1、中小企業の事業主については3分の2

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する雇用調整助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47労働局のうち、10労働局において会計実地検査を行い、平成25年度から令和元年度までの間に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けた事業主から47事業主を選定して、雇用調整助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、2労働局管内において平成28、30両年度に雇用調整助成金の支給を受けた2事業主は、協定に基づく額の休業手当を支払っていないのに支払ったと偽ったり、休業を行っていないのに行ったと偽ったりして、雇用調整助成金の支給を申請しており、これら2事業主に対する雇用調整助成金の支給額計3,316,105円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の2労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道労働局は、事業主Aから、平成28年5月から同年12月までの間に、8回、延べ293人日の休業を行い、協定に基づいて当該休業を行った日に係る基本給の100%に相当する額を休業手当として支払ったとする支給申請書及び添付書類の提出を受けて、これに基づき、雇用調整助成金計2,282,275円を事業主Aに支給していた。

しかし、実際には、事業主Aは、被保険者に対する休業手当の支払状況について事実と相違する添付書類を作成して、協定に基づく額の休業手当を支払っていないのに、上記のとおり支払ったと偽って申請していたことから、事業主Aに対する雇用調整助成金計2,282,275円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した雇用調整助成金	左のうち不当と認める雇用調整助成金	
				千円	千円
北海道	4	1	2,282		2,282
宮崎	4	1	1,033		1,033
計	8	2	3,316		3,316

(60) 雇用保険の人材開発支援助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)地域雇用機会創出等対策費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 大阪労働局(支給決定庁)
支給の相手方	2 事業主
人材開発支援助成金の支給額の合計	2,814,200 円(平成 29、30 両年度)
不当と認める支給額	2,814,200 円(平成 29、30 両年度)

1 保険給付の概要

(1) 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金(平成 29 年 3 月以前はキャリア形成促進助成金。以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資するために、労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練又は教育訓練(以下「訓練等」という。)を実施するなど職業能力開発に係る支援を実施した事業主に対して、国が訓練等に要する経費、訓練期間中の賃金の一部等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、一般訓練コース、特定訓練コース等があり、これらの取組のうち特定訓練コースには、若年人材育成訓練、労働生産性向上訓練等の 7 種類の訓練等がある。

(2) 助成金の支給

特定訓練コースのうち若年人材育成訓練に係る助成金の支給要件は、事業主が、訓練開始日において雇用契約締結後 5 年以内かつ 35 歳未満の雇用保険の被保険者(短時間労働者又は派遣労働者を含む期間の定めのある労働契約を締結する有期契約労働者等を除く。)である若年労働者を対象に、通常の業務を離れて行う訓練(以下「OFF-JT」という。)による訓練等を受けさせること、当該訓練等の期間、当該労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払うこと、訓練対象者に係る訓練等の実施状況、賃金の支払の状況等を明らかにする書類等を整備していることなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、訓練開始日の前日から起算して 1 か月前までに、訓練実施計画届、訓練対象者が被保険者であることが確認できる書類(雇用契約書等の写し)、OFF-JT の実施内容等を確認するための書類等を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して、その内容の確認を受けることとなっている。そして、事業主は、訓練終了日の翌日から起算して 2 か月以内に、支給申請書に、OFF-JT 実施状況報告書、賃金台帳又は給与明細書、出勤簿、領収書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、訓練対象者に対する訓練等の実施状況、賃金の支払状況等を関係書類等に基づき調査確認するなどして、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているか審査をした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、24年度から30年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から128事業主を選定して、助成金の支給の適否について、全国47労働局のうち、10労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、大阪労働局管内において29、30両年度に助成金の支給を受けた2事業主は、若年人材育成訓練において、訓練及び賃金の支払の実績を偽って助成金の支給を申請するなどしており、これら2事業主に対する助成金の支給額計2,814,200円の全額が支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、大阪労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪労働局は、事業主Aから、平成29年10月に、助成金に係る訓練実施計画届、訓練対象者に係る雇用契約書等の提出を受けて、その内容を確認していた。そして、事業主Aから、当該訓練実施計画届に沿って同年12月に若年人材育成訓練を実施して、訓練対象者3人に当該訓練の実施期間中の賃金を支払ったとして、30年1月に、支給申請書及びOFF-JT実施状況報告書、給与明細書、出勤簿等の関係書類の提出を受けて、これに基づき、助成金計1,303,200円の支給決定を行っていた。

しかし、事業主Aは、訓練実施期間前に訓練対象者3人のうち1人については退職していたのに、同人に対して訓練実施期間中に訓練を受けさせて、適正に賃金を支払ったとする虚偽の内容の給与明細書等を、また、残りの訓練対象者2人については出勤状況の内容を裏付ける書類を作成しておらず、虚偽の出勤簿を合わせて支給申請書に添付して同労働局に提出していた。これらのことから、事業主Aに対する助成金1,303,200円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

(61) 雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 6 労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	9 事業主
不当と認める特定求職者雇用開発助成金	(1) 特定就職困難者コース助成金 (2) 生涯現役コース奨励金
特定求職者雇用開発助成金の支給額の合計	(1) 13,150,000 円(平成 25 年度～30 年度) (2) 1,500,000 円(平成 28、29 両年度) 計 14,650,000 円
不当と認める支給額	(1) 13,150,000 円(平成 25 年度～30 年度) (2) 1,500,000 円(平成 28、29 両年度) 計 14,650,000 円

1 保険給付の概要

(1) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(後掲 215 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、60 歳以上 65 歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(以下「就職困難者」という。)、65 歳以上の被保険者でない求職者等の雇用機会の増大及び雇用の安定を図るために、当該求職者を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(平成 29 年 3 月 31 日以前は特定就職困難者雇用開発助成金。以下「就職困難者コース」という。)、生涯現役コース奨励金(同高年齢者雇用開発特別奨励金。以下「生涯現役コース」という。)等がある。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の支給

ア 就職困難者コースの支給要件は、事業主が就職困難者を公共職業安定所等(以下「安定所等」という。)の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

イ 生涯現役コースの支給要件は、事業主が雇入れ日における満年齢が 65 歳以上の被保険者でない求職者を安定所等の紹介により、新たに 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 1 年以上継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

また、就職困難者コース及び生涯現役コースのいずれにおいても、雇入れ日の前日から起算して 3 年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者は、支給対象とならないこととなっている。

そして、支給額は、原則として、就職困難者コースの場合は表 1、生涯現役コースの場合は表 2 に記載のとおりとなっている。

表1 就職困難者コースの支給額

区 分	企業規模	第1期 支給額	第2期 支給額	第3期 支給額	第4期 支給額	第5期 支給額	第6期 支給額	支給総額	支給 回数	
短時間労働者以外	60歳以上65歳未満の高年齢者等	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円					90万円	2回
			30万円	30万円					60万円	2回
	身体障害者及び知的障害者	中小企業事業主以外の事業主	25万円	25万円					50万円	2回
		中小企業事業主	45万円	45万円	45万円				135万円	3回
			30万円	30万円	30万円	30万円			120万円	4回
	重度障害者等	中小企業事業主以外の事業主	33万円	33万円	34万円				100万円	3回
		中小企業事業主	60万円	60万円	60万円	60万円			240万円	4回
			40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	240万円	6回
短時間労働者	下記の区分に該当しない、労働時間が週20時間以上30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円					60万円	2回
	20万円		20万円					40万円	2回	
	労働時間が週20時間以上30時間未満の障害者	中小企業事業主以外の事業主	15万円	15万円					30万円	2回
		中小企業事業主	30万円	30万円	30万円				90万円	3回
			20万円	20万円	20万円	20万円			80万円	4回

注(1) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期、第5期、第6期とする。

注(2) 中小企業事業主における各期支給額欄の上段は平成21年2月から27年4月までにおける額、下段は27年5月以降における額となっている。

表2 生涯現役コースの支給額

区 分	企 業 規 模	第1期 支給額	第2期 支給額	支給総額	支給 回数
下記の区分に該当しない者	中小企業事業主 以外の事業主	25万円	25万円	50万円	2回
		25万円	25万円	50万円	2回
		30万円	30万円	60万円	2回
	中小企業事業主	45万円	45万円	90万円	2回
		30万円	30万円	60万円	2回
		35万円	35万円	70万円	2回
労働時間が週20時間以上 30時間未満の短時間労働者	中小企業事業主 以外の事業主	15万円	15万円	30万円	2回
		15万円	15万円	30万円	2回
		20万円	20万円	40万円	2回
	中小企業事業主	30万円	30万円	60万円	2回
		20万円	20万円	40万円	2回
		25万円	25万円	50万円	2回

注(1) 雇入れ日から起算した最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とする。

注(2) 各期支給額欄の上段は平成21年2月から27年4月までにおける額、中段は27年5月から28年3月までにおける額、下段は28年4月以降における額となっている。

特定求職者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、特定求職者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給決定が適正に行われているかに着目して、全国47労働局のうち、12労働局において会計実地検査を行い、25年度から30年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業主から199事業主を選定して、特定求職者雇用開発助成金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求め、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、6労働局管内において25年度から30年度までの間に特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた9事業主は、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めていたり、既に雇い入れている者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととしたりして、特定求職者雇用開発助成金の支給を申請するなどしており、これら9事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額計14,650,000円(就職困難者コース13,150,000円、生涯現役コース1,500,000円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違していたのに、上記の6労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京労働局は、事業主Aから、就職困難者B及びCを平成27年3月に、就職困難者Dを同年4月に、就職困難者Eを同年5月に、いずれも東京労働局管下の上野公共職業安定所の紹介を受け、就職困難者Fを同年3月に、埼玉労働局管下の草加公共職業安定所の紹介を受けて、就職困難者B、C、D及びFを同年4月に、就職困難者Eを同年6月にそれぞれ雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者コース計8,350,000円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者B、C、D及びFは26年4月から、就職困難者Eは同年9月からそれぞれ複数回にわたり就労しており、事業主Aは雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある就職困難者B、C、D、E及びFを雇い入っていた。したがって、就職困難者B、C、D、E及びFは就職困難者コースの対象とならず、就職困難者コース8,350,000円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正支給に係る事業主数	左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金(注)千円	左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金(注)千円
岩手	13	1	600	600
埼玉	1	1	1,200	1,200
東京	28	1	8,350	8,350
三重	10	1	2,000	2,000

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正支給に係る 事業主数	左の事業主に支給 した特定求職者雇 用開発助成金(注) 千円	左のうち不当と認 める特定求職者雇 用開発助成金(注) 千円
広島	36	2	600 400	600 400
宮崎	28	3	400	400
計	116	9	1,100 13,150 1,500	1,100 13,150 1,500
合計			14,650	14,650

(注) 「左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金」及び「左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金」の上段は就職困難者コースに係る分、下段は生涯現役コースに係る分である。

(62) 雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項) 高齢者等雇用安定・促進費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 8 労働局(支給決定庁、支給庁)
支給の相手方	22 事業主
キャリアアップ 助成金の支給額 の合計	73,739,627 円(平成 27 年度～30 年度)
不当と認める支 給額	54,257,927 円(平成 27 年度～30 年度)

1 保険給付の概要

(1) キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金(以下「助成金」という。)は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者(以下「有期契約労働者」という。)等の企業内でのキャリアアップを支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(同コースは、平成 30 年度に人材開発支援助成金に統合された。)、正社員化コース(27 年度以前は正規雇用等転換コース)、健康診断制度コース(28 年度は処遇改善コースの共通処遇推進制度の健康診断制度、27 年度以前は健康管理コース)等がある。

(注) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

(2) 助成金の支給

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、助成金の対象となる取組のうち、人材育成コースについては、上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(以下「訓練」という。)の内容等が記載された訓練計画書を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

人材育成コースの支給要件は、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施すること、訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払うことなどとなっている。また、正社員化コースの支給要件は、上記のキャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換することなどになっており、健康管理コースの支給要件は、上記のキャリアアップ計画書に記載された計画期間内に有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに設けて、延べ4人以上に実施することなどとなっている。

助成金の支給を受けようとする事業主は、人材育成コースについては、訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に、出勤簿、賃金台帳等の関係書類のほか、訓練の実施内容等を記載した実施状況報告書を添えて、労働局に提出することとなっている。また、正社員化コースについては、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換等した後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、健康管理コースについては、健康診断制度を延べ4人以上実施した日の翌日から起算して2か月以内に、それぞれ、支給申請書に雇用契約書等の関係書類を添えて、労働局に提出することとなっている。

支給申請書等の提出を受けた労働局は、訓練受講者に対する訓練の実施状況、賃金の支払状況、正規雇用労働者への転換等の状況等に関係書類等に基づき調査確認するなどして、事業主やその申請内容が助成金の支給要件を満たしているか審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、助成金の支給を行うこととなっている。また、労働局は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない支給を受け、又は受けようとした事業主に対して、支給した助成金の全部若しくは一部の支給決定を取り消して返還の手続きを行い、又は不支給とすることなどとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、事業主に対する助成金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、27年度から30年度までの間に助成金の支給を受けた事業主から187事業主を選定して、助成金の支給の適否について、全国47労働局のうち、12労働局において会計実地検査を行った。

検査に当たっては、事業主から提出された支給申請書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、8労働局管内において27年度から30年度までの間に助成金の支給を受けた22事業主は、人材育成コースにおいて、訓練計画に基づいた訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、正社員化コースにおいて、正規雇用労働者への転換日を偽ったり、健康管理コースにおいて、期間の定めのない労働契約を締結した者を有期契約労働者と偽ったりするなどして、助成金の支給を申請しており、これら22事業主に対する助成金の支給額計73,739,627円のうち計54,257,927円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主が誠実でなかったり、制度を十分に理解していなかったりしていたため、支給申請書等の記載内容が事実と相違するなどしていたのに、上記の8労働局において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

大阪労働局は、事業主Aから、平成27年3月1日から32年2月28日までを計画期間とする人材育成コースに係るキャリアアップ計画書について27年1月に、また、訓練計画届について同年10月にそれぞれ提出を受けて、助成金の受給資格を認定していた。その後、28年4月に、事業主Aから、対象者を増員するとして訓練計画の変更届の提出を受けていた。そして、当該変更届による変更後の訓練計画に基づき同月から同年10月まで訓練を実施したとして、同年12月に、支給申請書及び実施状況報告書、領収書等の添付書類の提出を受けて、これに基づき、助成金計2,742,400円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、事業主Aは訓練計画に基づく訓練を実施していなかったのに、訓練計画に基づき訓練を実施したとする虚偽の内容の実施状況報告書、領収書等の関係書類を支給申請書に添付して同労働局に提出していたことから、事業主Aに対する助成金2,742,400円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金	
				千円	千円
北海道	2	2	6,687	2,565	
山形	16	1	1,000	500	
神奈川県	20	2	5,984	5,984	
滋賀	28	2	2,575	1,478	
京都	3	1	5,000	500	
大阪	23	9	40,320	35,404	
奈良	19	3	7,107	2,760	
香川	10	2	5,064	5,064	
計	121	22	73,739	54,257	

(63) 雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)失業等給付費
部局等	厚生労働本省(支給庁) 33 公共職業安定所(支給決定庁)
支給の相手方	50人
不当と認める失業等給付金	(1) 求職者給付 (2) 就職促進給付

失業等給付金の支給額の合計	(1)	26,159,705 円 (平成 28 年度～令和元年度)
	(2)	9,822,207 円 (平成 29、30 両年度)
	計	35,981,912 円
不当と認める支給額	(1)	5,232,839 円 (平成 28 年度～30 年度)
	(2)	9,822,207 円 (平成 29、30 両年度)
	計	15,055,046 円

1 保険給付の概要

(1) 雇用保険

雇用保険は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等に基づき、常時雇用される労働者等を被保険者として、被保険者が失業した場合、被保険者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合等に、その生活及び雇用の安定を図るなどのために失業等給付金の支給を行うほか、雇用安定事業等を行う保険である。

(2) 失業等給付金の種類

失業等給付金には、次の求職者給付及び就職促進給付のほか、教育訓練給付及び雇用継続給付の 4 種がある。

ア 求職者給付には基本手当等 7 種の手当等があり、このうち基本手当は、失業等給付金の支給額の大きな部分を占めており、失業者の生活の安定を図る上で基本的な役割を担うもので、^(注)受給資格者が失業している日について所定給付日数を限度として支給される。

イ 就職促進給付には再就職手当等 8 種の手当等があり、このうち再就職手当は、早期の再就職の促進を図るもので、受給資格者が基本手当を受給できる日数を所定給付日数の 3 分の 1 以上残して安定した職業に就いた場合に支給される。

(注) 受給資格者 65 歳未満の被保険者が、離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として、離職日以前 2 年間に被保険者期間が通算して 12 か月以上(倒産等により離職した者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新を希望したにもかかわらず、当該更新がないことなどにより離職した者については、離職日以前 1 年間に被保険者期間が通算して 6 か月以上)あることの要件を満たしている、公共職業安定所において基本手当を受給する資格があると決定された者

(3) 失業等給付金の支給

上記の手当は、公共職業安定所(以下「安定所」という。)が次のように支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省等が支給することとなっている。

ア 基本手当については、受給資格者から提出された失業認定申告書に記載されている就職又は就労(臨時的に短期間仕事に就くこと)の有無等について調査し確認して、失業の認定を行った上で、支給決定を行う。

イ 再就職手当については、受給資格者から提出された再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日等について調査し確認した上で、支給決定を行う。

また、偽りその他不正の行為により上記手当の支給を受け、又は受けようとした者に対しては、その支給を受け、又は受けようとした日以後、当該手当を支給しないこととなっており、安定所は、既に支給した手当の返還等を命ずることができることとなっている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、失業等給付金の支給を受けた者(以下「受給者」という。)に対する失業等給付金の支給決定が適正に行われているかに着眼して、全国47都道府県労働局(以下、都道府県労働局を「労働局」という。)の436安定所(平成31年3月末現在)のうち、11労働局の132安定所において会計実地検査を行い、28年度から令和元年度までの間における受給者から5,924人を選定して、失業等給付金の支給の適否について検査した。

検査に当たっては、受給者から提出された失業認定申告書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、他の年度分も含めて更に当該安定所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、8労働局の33安定所管内における平成28年度から30年度までの間の受給者50人については、事実と相違した失業認定申告書等により、再就職した後も引き続き失業等給付金の支給を受けるなどしており、これらに対する失業等給付金の支給額計35,981,912円のうち計15,055,046円は、支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

これを給付の種別に示すと次のとおりである。

ア 求職者給付

28安定所管内の受給者43人に対する基本手当の支給額計26,159,705円のうち計5,232,839円は、支給の要件を満たしていなかった。

イ 就職促進給付

20安定所管内の受給者20人に対する再就職手当の支給額計9,822,207円の全額は、支給の要件を満たしていなかった。

このような事態が生じていたのは、受給者が誠実でなかったなどのため、失業認定申告書等の記載内容が事実と相違していたのに、前記の33安定所において、これに対する調査確認が十分でないまま支給決定を行っていたことによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

名古屋東安定所は、受給者Aから、平成30年6月15日に就職したとする失業認定申告書及び再就職手当支給申請書の提出を受けて、これに基づき、基本手当382,410円及び再就職手当879,543円、計1,261,953円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、受給者Aは30年6月8日に就職していたのに、上記のとおり同月15日に就職したと偽って申告したことから、受給者Aに対する基本手当42,490円及び再就職手当879,543円、計922,033円が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を労働局ごとに示すと次のとおりである。

第3章
第1節
第8
厚生労働省

労働局名	安定所	本院の調査に係る受給者数	不適正受給者数	左の受給者に支給した失業等給付金	左のうち不当と認める失業等給付金
		人	人	千円	千円
北海道	旭川等 6	90	8	3,984	1,234
	旭川計 4	34	4	1,352	1,352
茨城	常陸等 2	44	2	583	163
	龍ヶ崎 1	26	1	414	414
	常陸計 2			998	578
東京	大森等 4	122	6	3,753	1,876
	三鷹計 4	30	1	895	895
愛知	名古屋東等 3	184	3	794	257
	名古屋東等 5	242	5	3,751	3,751
三重	四日市等 3	139	6	3,044	343
	四日市計 3	118	3	1,527	1,527
島根	松江等 2	86	3	1,328	140
	江田計 2	47	2	514	514
広島	広島西条等 5	269	8	8,534	301
	広島西条等 2	128	2	785	785
	広島計 5			9,320	1,087
宮崎	延岡等 3	120	7	4,135	917
	延岡計 2	55	2	580	580
求職者給付計	28 箇所	1,054	43	26,159	5,232
就職促進給付計	20 箇所	680	20	9,822	9,822
合計				35,981	15,055

注(1) 上段は求職者給付に係る分、下段は就職促進給付に係る分である。

注(2) 安定所数及び不適正受給者数については、両給付間で重複しているものがあり、実数はそれぞれ33 箇所、50 人である。

(64) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	104 人
老齢厚生年金の支給額の合計	102,483,935 円(平成 27 年度～30 年度)
不当と認める支給額	71,828,599 円(平成 27 年度～30 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲202ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を1か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(平成29年7月31日以前は25年以上)ある者等が65歳以上である場合に受給権者となる。

イ 特別支給の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金では、当分の間の特例として、原則60歳以上で被保険者期間を1年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が10年以上(29年7月31日以前は25年以上)ある者等が受給権者となっている。

ウ 特別支給の老齢厚生年金の給付額

特別支給の老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)等となっている。

エ 特別支給の老齢厚生年金の支給の停止

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合等^(注1)において、総報酬月額相当額と基本月額(基本年金額を12で除して得た額)との合計額が280,000円を超えるとき^(注2)などには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の年金手帳により氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。
- ② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働省本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

(注1) 平成27年10月の「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号)の施行により、同月以降、老齢厚生年金の受給権者が、議員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員)である間において、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるときなどにも、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

(注2) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前
1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、^(注3) 合規性等の観点から、厚生年金保険に係る届け書の提出が適正になされているかなどに着眼して、15地域部の管轄区域内に所在する171年金事務所が管轄する事業所等のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者等を使用するなどしている656事業所等について、27年度から30年度までの間における老齢厚生年金の支給の適否を検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、上記の171年金事務所において事業主等から提出された厚生年金保険に係る届け書等の書類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事務所
に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注3) 地域部 平成28年3月31日以前は、9ブロック本部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄していたが、同年4月1日以降は、機構本部に地域部として統合され、15地域部の管轄区域内に所在する年金事務所が事業所を管轄することとされた。

(2) 検査の結果

検査したところ、11地域部の管轄区域内に所在する54年金事務所が管轄する84事業所等の特別支給の老齢厚生年金等の受給権者104人については、当該事業所において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしており、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が280,000円を超えるなどしていた。このような場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの104人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の104人に対する老齢厚生年金の支給(支給額計102,483,935円)のうち計71,828,599円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分理解していないなどして事業主等が前記の届出を適正に行っていなかったのに、前記の54年金事務所においてこれについての調査確認及び指導が十分でなかったこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成25年2月に厚生労働大臣から特別支給の老齢厚生年金の裁定を受け、同年3月分から30年5月分まで、特別支給の老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、AはB事業所に28年6月から常用的に使用されており、年金事務所に対して厚生年金保険の被保険者資格取得届の提出が必要であるのに、B事業所の事業主がその提出をしていなかった。

このため、A が B 事業所に常用的に使用された後の同年 7 月分から 30 年 5 月分まで支給された基本年金額の一部計 882,906 円の支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地 域 部 名	年 金 事 務 所	本院の調査に係る受給権者等数	不適正受給権者数	左の受給権者に係る支給額	左のうち不当と認める支給額	
						人
東 北 第 一	仙 台 東 等	8	567	24	19,882	11,452
東 北 第 二	盛 岡 等	2	135	5	9,951	8,597
北 関 東 ・ 信 越 第 一	水 戸 南 等	3	135	4	4,958	3,603
北 関 東 ・ 信 越 第 二	前 橋 等	2	131	3	4,633	4,093
南 関 東 第 一	千 代 田 等	8	378	9	7,402	5,841
南 関 東 第 二	幕 張 等	6	423	16	7,883	7,783
中 部 第 一	大 曾 根 等	5	94	7	6,759	1,227
近 畿 第 一	大 手 前 等	6	120	10	7,200	5,474
近 畿 第 二	大 津 等	5	198	7	11,997	9,054
中 国	岡 山 東 等	5	194	10	12,322	7,907
九 州 第 一	中 福 岡 等	4	284	9	9,492	6,791
計	54 か所		2,659	104	102,483	71,828

医 療 費 (65) (66)

(65) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費(平成 26 年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、8 厚生(支)局(指導監督庁)、18 都道府県
国の負担の根拠	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実施主体	全国健康保険協会、都、道、県 10、市 126、特別区 15、町 15、村 2、国民健康保険組合 11、後期高齢者医療広域連合 30、計 212 実施主体
医療機関等数	89 医療機関、3 訪問看護事業所
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、リハビリテーション料、訪問看護療養費等
過大に支払われていた医療費の件数	33,981 件(平成 26 年度～30 年度)

過大に支払われていた医療費の額	416,611,128 円(平成 26 年度～30 年度)
不当と認める国の負担額	161,519,460 円(平成 26 年度～30 年度)

1 医療給付の概要

(1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

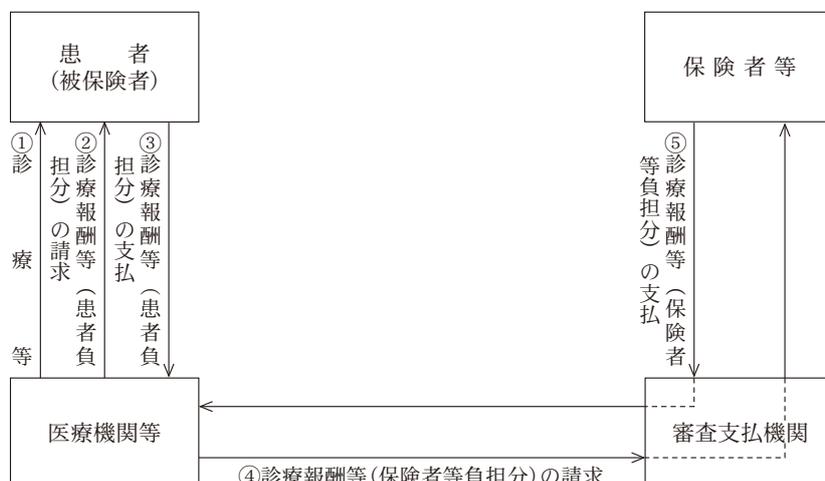
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき被保護者等に対して行う医療

(2) 診療報酬又は訪問看護療養費

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者が訪問看護事業所の行う訪問看護を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関又は訪問看護事業所(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬等の支払の手続



ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は訪問看護療養費請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

(3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.3%までを、それぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

2 検査の結果

(1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、平成25年度に40兆円を超え、その後も上昇傾向となっている。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、8厚生(支)局及び19都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(3) 検査の結果

検査の結果、18都道府県に所在する89医療機関及び3訪問看護事業所の請求に対して212実施主体において、26年度から30年度までの間における医療費が、33,981件で計416,611,128円過大に支払われており、これに対する国の負担額161,519,460円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	66市区町等 (48)	4,206	284,530	110,955
②リハビリテーション料	114市区町等 (31)	17,914	93,497	35,589
③初診料・再診料等	84市区町村等 (10)	11,407	25,723	9,702
①-③の計	212実施主体 (89)	33,527	403,751	156,247
④訪問看護療養費	2市 (3)	454	12,859	5,272
①-④の計	212実施主体 (92)	33,981	416,611	161,519

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(3) ③初診料・再診料等には、初診料・再診料のほかに、入院基本料等加算、医学管理料及び在宅医療料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

(4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

ア 入院基本料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、17都道県に所在する48医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが4,206件あった。その態様は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記4,206件の請求に対して、66市区町等において医療費が計284,530,713円過大に支払われており、これに対する国の負担額110,955,122円は負担の必要がなかったものである。

イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から180日又は150日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、この場合には、レセプトの摘要欄に当該疾患名、発症日等を記載することとされている。

ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、180日を超えて算定することができるなどとされている。

また、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があつて180日を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することなどとされている。

検査したところ、12都道県に所在する31医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが17,914件あった。その態様は、180日を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数で脳血管疾患等リハビリテーション料を算定するなどしていたものである。

このため、上記17,914件の請求に対して、114市区町等において医療費が計93,497,045円過大に支払われており、これに対する国の負担額35,589,740円は負担の必要がなかったものである。

ウ 初診料・再診料等

算定基準等によれば、初診料については、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、また、再診料については、その後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に対して行う診療については、原則として、初診料、再診料は算定できないこととされている。

検査したところ、7県に所在する10医療機関において、初診料・再診料等の請求が不適正と認められるものが11,407件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していたものである。

このため、上記11,407件の請求に対して、84市区町村等において医療費が計25,723,964円過大に支払われており、これに対する国の負担額9,702,246円は負担の必要がなかったものである。

エ 訪問看護療養費

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)等によれば、訪問看護療養費のうち、訪問看護基本療養費等については、訪問看護を受けようとする者等に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書等に基づき、訪問看護事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき所定の額を算定することなどとされている。ただし、指定障害者支援施設等の入所者に対して行う訪問看護については、原則として、訪問看護基本療養費等は算定できないこととされている。

検査したところ、2県に所在する3訪問看護事業所において、訪問看護療養費の請求が不適正と認められるものが454件あった。その態様は、指定障害者支援施設の入所者に対して行った訪問看護について、訪問看護基本療養費等を算定していたものである。

このため、上記454件の請求に対して、2市において医療費が計12,859,406円過大に支払われており、これに対する国の負担額5,272,352円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都 道 県 名	実 施 主 体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
北 海 道	4市町等 (2)	280	5,494	2,069	①②
秋 田 県	10市町等 (3)	1,272	48,017	18,447	①③
茨 城 県	65市区町村等 (7)	4,210	37,794	14,458	①②③
群 馬 県	6市等 (4)	225	17,355	6,715	①
千 葉 県	37市区町等 (11)	4,930	48,781	18,946	①②③④

都道県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
東京都	10 市区等 (7)	798	19,181	7,634	①②
神奈川県	12 市区町等 (6)	2,237	12,092	4,669	①②③
新潟県	18 市区村等 (4)	3,295	23,313	8,953	①③
石川県	9 市等 (1)	1,583	3,351	1,281	②
愛知県	15 市町等 (10)	5,528	47,798	17,399	①②③
三重県	8 市等 (2)	77	3,743	1,540	①
兵庫県	17 市町等 (10)	2,375	49,757	20,959	①②
広島県	7 市等 (4)	1,766	14,241	5,263	①②
香川県	4 市町等 (4)	935	23,440	8,422	①②
愛媛県	17 市町等 (6)	2,988	19,957	7,709	①②③
福岡県	7 市等 (6)	1,081	27,296	11,197	①②④
佐賀県	5 市等 (3)	330	6,847	2,669	①
鹿児島県	2 市等 (2)	71	8,146	3,181	①
計	212 実施主体 (92)	33,981	416,611	161,519	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から④までは、224 ページの 2(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。

(66) 労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省(支出庁) 6 労働局(審査庁)
支払の相手方	57 指定医療機関等
過大に支払われていた労災診療費	入院料、リハビリテーション料等
過大支払額	27,258,490 円(平成 24 年度～29 年度)

1 保険給付の概要

(1) 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)等に基づき、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病等に対して療養の給付等の保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うものである。

(2) 療養の給付に要する診療費の支払

療養の給付は、保険給付の一環として、負傷又は発病した労働者(以下「傷病労働者」という。)の請求により、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(以下「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行うものである。そして、診療を行ったこれらの指定医療機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を請求することとなっており、労働局で請求の内容を審査した上で支払額を決定して、これにより、厚生労働本省において労災診療費を支払うこととなっている。

労災診療費は、「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号。以下「算定基準」という。)等に基づき算定することとなっている。算定基準によれば、労災診療費は、①健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等により算定した診療報酬点数に12円(法人税等が非課税となっている公立病院等については11円50銭)を乗じて算定すること、②初診料、入院料、手術料等の特定の診療項目については、健保点数表の所定点数とは異なる点数、金額、算定項目等を別に定めて、これにより算定することとされている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、各労働局の審査に係る労災診療費の支払が算定基準等に基づき適正になされているかなどに着眼して、全国47労働局のうち12労働局^(注)において会計実地検査を行い、診療費請求内訳書等の書類により検査した。そして、適正でないと思われる事態があった場合には、更に当該労働局に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 12労働局 山形、茨城、群馬、東京、神奈川、石川、愛知、滋賀、大阪、福岡、熊本、宮崎各労働局

(2) 検査の結果

検査の結果、平成24年度から29年度までの間における6労働局の審査に係る労災診療費の診療項目のうち、過大に支払われていた入院料、リハビリテーション料等が57指定医療機関等で計27,258,490円あり、不当と認められる。

上記について、その主な事態を示すと次のとおりである。

ア 入院料に係る事態

健保点数表等によれば、入院料のうち、入院基本料及び特定入院料については、夜勤を行う看護職員1人当たりの月平均夜勤時間数が所定の時間数以下であることなどの厚生労働大臣が定める施設基準等に適合しているものとして届け出た病棟に入院している傷病労働者について、その基準に掲げる区分等に従って所定の点数を算定することとされている。また、入院基本料及び特定入院料は、一定の要件を満たす場合に、その区分等に従ってそれぞれ所定の加算(以下「入院基本料等加算」という。)を算定できることとされている。

しかし、5労働局管内の27指定医療機関等は、入院基本料、特定入院料、入院基本料等加算等の算定に当たり、施設基準等に適合していないのに適合している場合の区分等に従った所定点数により算定するなどしていた。このため、入院料が、1,207件で計11,803,192円過大に支払われていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

A病院は、傷病労働者Bに係る入院料の算定に当たり、施設基準等に適合しているとして、入院基本料の一般病棟入院基本料に係る健保点数表の所定点数に入院基本料等加算等の所定点数を加えるなどした計40,708点に12円を乗じて488,496円と算定していた。しかし、実際は、A病院は夜勤を行う看護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が所定の時間数を超えていたため、施設基準等に適合していなかった。

したがって、入院基本料の特別入院基本料に係る健保点数表の所定点数に入院基本料等加算等の所定点数を加えるなどした計18,069点に12円を乗じて216,828円と算定すべきであり、このため入院料が271,668円過大に支払われていた。

イ リハビリテーション料に係る事態

健保点数表等によれば、リハビリテーション料のうち運動器リハビリテーション料については、基本的動作能力の回復等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立を図るために、種々の運動療法、実用歩行訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合に算定することとされている。

ただし、マッサージや温熱療法等の物理療法のみを行った場合には処置料の所定点数を算定することとされている。また、リハビリテーション総合計画評価料は、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づきリハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に算定することとされている。

しかし、2労働局管内の7指定医療機関等は、実際にはマッサージ、超音波療法等の物理療法のみを行っていたのに、消炎鎮痛等処置料の所定点数ではなく、より高い運動器リハビリテーション料の所定点数を算定したり、リハビリテーション総合計画評価料を算定したりするなどしていた。このため、リハビリテーション料が、297件で計7,089,221円過大に支払われていた。

このような事態が生じていたのは、指定医療機関等が労災診療費を誤って算定して請求していたのに、6労働局において、これに対する審査が十分でないまま支払額を決定していたことなどによると認められる。

前記の過大に支払われていた労災診療費の額を労働局ごとに示すと、次のとおりである。

労働局名	指定医療機関等数	過大支払件数	過大支払額	
		件	千円	
群馬	馬	7	17	1,246
東京	京	26	1,222	11,314
神奈川	川	14	729	2,473
大阪	阪	6	351	9,246
福岡	岡	2	83	2,419
熊本	本	2	18	557
計		57	2,420	27,258

補 助 金

第3章
第1節
第8
厚生労働省

(67)
(134) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療提供体制確保対策費 (項)感染症対策費 (項)医療提供体制基盤整備費 (項)医療保険給付諸費 (項)職業能力開発強化費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費 (項)介護保険制度運営推進費 東日本大震災復興特別会計 (組織)厚生労働本省 (項)東日本大震災復興支援対策費 労働保険特別会計(雇用勘定) (項)高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等 補助等の根拠	厚生労働本省、18都道県 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)等、予算補助
補助事業者等 (事業主体等)	県4、市37、区1、町15、村1、一部事務組合1、団体4、計63 補助事業者等(市37、区1、町15、村1、一部事務組合1、団体4、計59事業主体等)
間接補助事業者 等(事業主体)	市1、団体3、計4間接補助事業者等
国庫補助金等	国民健康保険の財政調整交付金、介護保険の普通調整交付金、障害者自立支援給付費負担金等
上記の国庫補助 金等交付額の合 計	65,375,442,585円
不当と認める国 庫補助金等交付 額の合計	495,136,185円

1 補助金等の概要

厚生労働省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体又は保険者となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体等に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、国庫補助金等の交付額の算定が適切に行われているかなどに着眼して、43 都道府県、498 市区町村、6 一部事務組合、3 広域連合及び325 団体において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、55 市区町村、1 一部事務組合、7 団体、計63 事業主体等が国民健康保険の財政調整交付金、介護保険の普通調整交付金、障害者自立支援給付費負担金等を受けて実施した事業等において、補助金等が過大に交付されているなどして、これらに係る国庫補助金 495,136,185 円が不当と認められる。

これを補助金等別に掲げると次のとおりである。

(1) **医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されるなどしていたもの** 1件 不当と認める国庫補助金 1,540,000 円

医療施設運営費等補助金(専門医認定支援事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について」(平成23年厚生労働省発医政0331第31号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的として、専門医認定支援事業として専門医の養成プログラム(以下「プログラム」という。)の作成事業を実施する病院等に対して都道府県が事業に要する経費を補助する場合等に、その費用の全部又は一部を国が補助するものである。

交付要綱によれば、プログラムの作成事業に係る補助対象経費はプログラム作成者及びその補助者に係る人件費等とされている。また、国庫補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗ずるなどした額とすることとされている。

そして、上記の基準額はプログラムを作成した1診療領域当たりの額とされており、一つの病院等で複数の診療領域を申請することができるが、1名の補助者が兼任するなどの場合は対象経費の実支出額が重複計上とならないよう注意することとなっている。

本院が、^(注)3県の4事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者(事業主体)	年度	国庫補助対象事業費	左に対する国庫補助金交付額	不当と認める国庫補助対象事業費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(67)	福岡県	福岡県	28	8,815	4,403	3,083	1,540	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの

社会医療法人大成会福岡記念病院(以下「福岡記念病院」という。)は、平成28年度に実施したプログラムの作成事業の対象経費の実支出額について、同一の1名の事務職員が補助者として内科、外科等の診療領域ごとの七つのプログラム作成業務を兼任していたのに、誤って、同人が七つのプログラム作成業務に従事した合計時間を、七つのプログラムそれぞれの作成業務に従事した時間として重複計上するなどして人件費を過大に算定していた。この結果、補助対象事業費が3,083,950円過大に精算されるなどして、これに係る国庫補助金1,540,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、福岡記念病院において、国庫補助金の交付額の算定に当たり、対象経費の実支出額の確認が十分でなかったことなど、福岡県において福岡記念病院から提出された実績報告書の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において同県に対する指導が十分でなかったことによると認められる。

(2) 医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)の補助対象事業費が過大に精算されていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 15,689,000 円

医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業に係る分)(以下「国庫補助金」という。)は、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金の国庫補助について」(平成23年厚生労働省発医政0331第31号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費の一部を国が補助するものである。

国庫補助金の交付額は、交付要綱に基づいて算定することとなっており、特定感染症指定医療機関^(注1)の運営事業(以下「特定感染症事業」という。)については、1病床当たりの年額に病床数を乗ずるなどして算定した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計とすることなどとなっている。

(注1) 特定感染症指定医療機関 感染症法に規定する新感染症の所見がある者又はエボラ出血熱等の一類感染症、結核等の二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

そして、厚生労働省は、対象経費の実支出額を算定するに当たり、特定感染症事業に係る分と他の事業に係る分とを明確に区分して算出できない場合は、特定感染症事業に必要な面積を病院全体の延べ面積で除した割合を用いるなどして案分計算をすることとしている。

また、交付要綱によれば、補助事業者は事業実績報告書等を都道府県に提出し、提出を受けた都道府県はこれらの内容を審査して取りまとめの上、厚生労働大臣に提出することとされている。

本院が、7府県の12事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県に所在する1事業主体において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注2) 7府県 京都府、栃木、千葉、新潟、山梨、山口、大分各県

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫補助対象事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める国庫補助対象事業費	不当と認める国庫補助金交付額	摘要
			千円	千円	千円	千円	
(68) 千葉県	日本赤十字社成田赤十字病院	26~29	61,712	60,961	16,438	15,689	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの

日本赤十字社成田赤十字病院(以下「成田赤十字病院」という。)は、平成26年度から29年度までの各年度に実施した特定感染症事業の対象経費の実支出額の算定に当たり、病院全体の清掃業務等に係る委託料等の業務費用について、特定感染症事業に係る分と他の事業に係る分とを明確に区分して算出できないことから、案分計算によることとした。そして、特定感染症事業に必要な面積を感染症外来があるA棟1階と感染症病床があるA棟4階の面積を合わせた延べ面積計7,010.47㎡で除した割合を用いて特定感染症事業の対象経費の実支出額を算定していた。しかし、案分計算は、前記のとおり病院全体の延べ面積で除した割合を用いて行うことになっていることから、病院全体の延べ面積計

47,475.20㎡により適切な補助対象事業費を算定すると、特定感染症事業に必要な面積に同事業に必要な共有施設の面積を含めるなどしたとしても、計 16,438,000 円過大に精算されていて、これに係る国庫補助金計 15,689,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、成田赤十字病院において対象経費についての理解が十分でなかったこと、千葉県において成田赤十字病院から提出された事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、厚生労働省において同県に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,250,000 円

医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金(以下、これらを合わせて「交付金」という。)は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)等に基づき、都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関して都道府県が作成した計画(以下「都道府県計画」という。)に定める事業を支援するために、都道府県が行う基金の造成に必要な経費の3分の2に相当する額等を国が交付するものである(以下、造成された基金を「確保基金」という。)

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)に基づき、都道府県計画の範囲内で、必要に応じて、確保基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を確保基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(以下、確保基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。)

基金事業の対象は、管理運営要領によれば、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、医療従事者の確保に関する事業(以下、これらの事業を「医療事業」という。)等の5事業とされている。

都道府県は、管理運営要領に基づき、助成金の交付申請の事務手続等に関する助成要綱を定めることとなっている。そして、助成金の交付額は、助成要綱に基づき、同要綱に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗ずるなどして得た額とすることなどとなっている。また、基金事業を実施する事業主体は、基金事業の事業実績報告書を都道府県に提出することとなっている。

本院が、^(注)25都道府県において助成金の交付を受けた187事業主体が実施した医療事業を対象に会計実地検査を行ったところ、1県の1事業主体が実施した医療事業において、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

(注) 25都道府県 東京都、北海道、京都府、青森、岩手、宮城、福島、栃木、千葉、新潟、石川、山梨、岐阜、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島根、山口、愛媛、福岡、長崎、熊本、大分、沖縄各県

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
(69) 厚生労働本省	島根県	社会福祉法人恩賜財団済生会島根県済生会江津総合病院	医療介護提供体制改革推進交付金等	27、28	千円 24,265	千円 16,176	千円 3,375	千円 2,250	対象経費の実支出額を過大に算定していたもの

島根県は、同県が定めた助成要綱(以下「県要綱」という。)等に基づき、医師が不足している過疎地域等の医療機関への医師の円滑な赴任の促進を目的として、当該医療機関が新規に雇用した医師に対して勤務中における必要な研修を受けるための資金の貸与等を行う地域勤務医師赴任促進事業等を実施している社会福祉法人恩賜財団済生会島根県済生会江津総合病院に対して、平成 27、28 両年度に助成金計 24,265,000 円(交付金相当額計 16,176,666 円)を交付していた。

県要綱によれば、同県が定めた医学生地域医療奨学金貸与規則(以下「貸与規則」という。)に基づく奨学金の貸与を受けた者等は助成の対象としないこととされている。

しかし、同法人は、事業実績報告書において資金を貸与したとしている医師のうち 1 名について、実際には資金の貸与を行っていなかった。また、貸与規則に基づく奨学金の貸与を受けており助成の対象とならない 2 名の医師に対する資金の貸与に要した費用を対象経費の実支出額に含めて事業実績報告書を提出していた。

したがって、適正な対象経費の実支出額により助成金の交付額を算定すると、計 20,890,000 円となり、前記助成金の交付額との差額 3,375,000 円(交付金相当額 2,250,000 円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたり、県要綱の理解が十分でなかったりしていたこと、同県において事業実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 地域医療再生臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業が補助の目的を達していなかったもの 1 件 不当と認める国庫補助金 2,982,000 円

地域医療再生臨時特例交付金(以下「交付金」という。)は、平成 21 年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱等に基づき、医療機能の強化等の取組等、地域の医療課題の解決に向けて都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援するために、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を国が交付するものである(以下、造成された基金を「地域医療再生基金」という。)

都道府県は、厚生労働省が定めた「地域医療再生基金管理運営要領」に基づき、地域医療再生計画の範囲内で、必要に応じて、地域医療再生基金を活用して行われる事業(以下「基金事業」という。)に必要な経費を地域医療再生基金から取り崩して、基金事業を実施する事業主体に対して助成するなどしている(以下、地域医療再生基金から取り崩して助成したものを「助成金」という。)

本院が、14 道県^(注)において、助成金の交付を受けた 61 事業主体が実施した基金事業を対象に会計実地検査を行ったところ、1 県の 1 事業主体が実施した基金事業において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業者等	年度	基金使用額	左に対する交付金相当額	不当と認める基金使用額	不当と認める交付金相当額	摘要
(70) 厚生労働本省	青森県	国立大学法人弘前大学	地域医療再生臨時特例交付金	25	千円 2,982	千円 2,982	千円 2,982	千円 2,982	補助の目的を達していなかったもの

青森県は、周産期医療情報共有システム(以下「周産期システム」という。)の整備事業を実施した国立大学法人弘前大学(以下「弘前大学」という。)に対して助成金 2,982,000 円(交付金相当額同額)を交付していた。周産期システムは、周産期医療等を担う弘前大学医学部附属病院(以下「大学病院」という。)等の県内 3 医療機関及び県内 2 療育施設にサーバ等を設置し、これらをネットワーク接続して、転院す

る障害児の診療歴等の情報を共有する情報システムであり、このうち、大学病院へのサーバ等の設置及び大学病院のネットワークへの接続が本件整備事業として実施されていた。

弘前大学は、大学病院での診療歴を持ち2療育施設へ転院した障害児がいた実績があったことから、2療育施設から大学病院への情報提供要請の需要があるとして、本件整備事業を実施し、平成26年3月までに周産期システムの整備を完了していた。しかし、周産期システムの利用が可能となった26年4月以降に大学病院から2療育施設へ転院した障害児がいなかったことから、大学病院は、30年3月まで周産期システムを一度も利用していなかった。この間、弘前大学は、周産期システムが利用されていない原因を調査して接続先の見直しを行うなどの有効活用に向けた青森県等の関係者との協議・検討を行わないまま、今後の利用も見込めないとして、30年4月以降は周産期システムのネットワーク接続回線等の周産期システムを利用するために必要な契約を解除していた。

したがって、大学病院における周産期システムは、整備された当初から全く利用されておらず今後も利用される見込みがないことから、本件基金事業は、補助の目的を達しておらず、これに係る助成金交付額2,982,000円(交付金相当額同額)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、弘前大学において本件基金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、青森県において弘前大学に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 14道県 北海道、青森、岩手、宮城、福島、新潟、滋賀、兵庫、鳥取、島根、山口、福岡、長崎、
沖縄各県

(5) 国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの

11件 不当と認める国庫補助金 43,183,265円

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)等が保険者となって、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、一般被保険者と退職被保険者^(注1)及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。)とに区分されている。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、当該被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。以下「退職者該当年月日」という。)となっている。そして、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために、同法に基づき療養給付費負担金(以下「負担金」という。)^(注2)が交付されている。

(注2) 平成30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は、当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して療養給付費負担金を交付することとされた。

負担金の交付の対象は、一般被保険者に係る医療費となっており、退職被保険者等に係る医療費については、被用者保険の保険者が拠出する療養給付費等交付金等で負担することとなっていることから、負担金の交付の対象となっていない。

毎年度の負担金の交付額は、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」(昭和34年政令第41号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{一般被保険者に係る医療給付費}} - \boxed{\text{保険基盤安定繰入金(注3)の1/2}} + \boxed{\text{前期高齢者納付金等(注4)}} = \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \\
 \\
 \boxed{\text{国庫負担対象費用額}} \times \boxed{\text{国の負担割合(注5)}} = \boxed{\text{交付額}}
 \end{array}$$

(注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注5) 国の負担割合 平成18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、療養費、高額療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。

ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

負担金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定を行って負担金を交付することとなっている。そして、④市町村は、当該年度の終了後に都道府県に事業実績報告書を提出し、⑤これを受理した都道府県は、その内容を審査し確認した上で厚生労働省に提出し、⑥厚生労働省は、これに基づき交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、23都道府県の216市区町村において、平成25年度から29年度までの間に交付された負担金について、会計実地検査を行った。その結果、8都道県の11市町において、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(以下「遡及退職被保険者等」という。)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりするなどしていたため、負担金交付額計8,230,877,650円のうち計43,183,265円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、11市町において負担金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、8都道県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

鳥取県日野郡江府町は、平成27年度の負担金の実績報告に当たり、一般被保険者に係る医療給付費の算定において、基礎資料からの転記を誤るなどしたことにより、高額療養費の集計を誤り33,742,048円過大に計上していたため、国庫負担対象費用額を過大に算定していた。

その結果、負担金が10,797,455円過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年度	国庫負担 対象費用 額	左に対す る国庫負 担金	不当と認 める国庫 負担対象 費用額	不当と認 める国庫 負担金	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(71) 北海道	礼文郡礼文町	28	200,898	64,287	30,162	9,652	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(72) 同	天塩郡幌延町	28	68,821	22,022	12,809	4,099	同
(73) 青森県	三戸郡階上町	27	774,771	247,921	11,947	3,823	同
(74) 秋田県	仙北市	28	978,506	313,102	5,822	1,863	遡及退職被保険者等に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったもの
(75) 東京都	国分寺市	28	3,896,416	1,246,829	11,185	3,529	同
(76) 神奈川県	三浦市	28	2,227,850	712,795	6,647	2,127	同
(77) 同	秦野市	28	5,515,770	1,765,013	8,062	2,580	同
(78) 同	南足柄市	28	1,481,977	474,226	3,616	1,157	同
(79) 愛知県	丹羽郡扶桑町	26	986,624	313,893	5,681	1,818	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(80) 兵庫県	明石市	28	9,374,675	3,002,538	(注6) —	1,736	計算を誤って負担金を過大に算定していたもの
(81) 鳥取県	日野郡江府町	27	213,268	68,245	33,742	10,797	集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたもの
(71)～(81)の計			25,719,579	8,230,877	129,678	43,183	

(注6) 明石市は、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったものの、負担金の計算を誤って過大に算定していたことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。

(6) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

24件 不当と認める国庫補助金 224,268,000円

国民健康保険(前掲235ページの「国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの」参照)については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が行う国民健康保険について財政調整交付金^(注1)が交付されている。財政調整交付金は、市町村間で医療費の水準や住民の所得水準の差異により生じている国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

(注1) 平成30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は、当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して財政調整交付金を交付することとされた。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。))が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。))に満たない市町村に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。))、後期高齢者支援金等^(注2)に係るもの(以下「後期分」という。))及び介護納付金^(注3)に係るもの(以下「介護分」という。))の合計額が交付されている。そして、普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」(昭和38年厚生省令第10号。平成30年4月1日以降は「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」。以下「算定省令」という。))等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該市町村の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。

(注2) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金

(注3) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、結核性疾患及び精神病に係る医療給付費等が多額である場合に交付される交付金(以下「結核・精神病特別交付金」という。))等がある。そして、特別調整交付金の額は、算定省令等に基づいて算定することとなっている。

財政調整交付金の交付手続については、①交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、②これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上で厚生労働省に提出し、③厚生労働省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、26都道府県の228市区町村において、25年度から29年度までの間に交付された財政調整交付金について、会計実地検査を行った。その結果、10道県の24市町村において、普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定したり、調整対象収入額を過小に算定したり、特別調整交付金のうち結核・精神病特別交付金等を過大に算定したりするなどしていたため、財政調整交付金の交付額計10,691,941,000円のうち計224,268,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、24市町村において財政調整交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、10道県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料(保険税を含む。以下同じ。))で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、一般被保険者(退職被保険者及びその被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る医療給付費等の合計額から療養給付費負担金、保険財政共同安定化事業交付金等の国庫補助金等を控除した額となっている。

このうち、保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県内における市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている国民健康保険団体連合会が、市町村からの拠出金を財源とし、当該年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において市町村

が支出負担行為をした一定額以上の医療給付費等に基づき算定される額を、当年5月から翌年4月までの12期に分けて市町村に交付するものである。そして、調整対象需要額の算定に当たっては、当該交付額の2分の1に相当する額(以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の2分の1相当額」という。)を国庫補助金等として控除することとなっている。

4県の8市町村は、普通調整交付金の実績報告に当たり、保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の2分の1相当額を過小に算定するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、交付金計98,416,000円が過大に交付されていた。

イ 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象収入額は、医療分、後期分及び介護分それぞれについて、一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者の数を基に算定される応益保険料額と、それら被保険者の所得を基に算定される応能保険料額との合計額となっており、本来徴収すべきとされている保険料の額である。

このうち、医療分及び後期分の応能保険料額は、一般被保険者の所得(以下「算定基礎所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算定することとなっている。そして、算定基礎所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在において一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算定することなどとなっている。

また、介護分の応能保険料額は、介護納付金賦課被保険者について上記と同様に算定することとなっている。

2道県の2市町は、普通調整交付金の実績報告に当たり、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、交付金計2,756,000円が過大に交付されていた。

上記ア及びイの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

大分県別府市は、平成27年度の普通調整交付金の実績報告に当たり、保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の2分の1相当額について、27年5月から28年4月までに交付される保険財政共同安定化事業交付金の交付額に基づいて算定すべきであったのに、誤って27年1月から12月までに交付された同交付金の交付額に基づいて過小に算定していたため、医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

その結果、適正な保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の2分の1相当額等により算定した調整対象需要額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、37,930,000円が過大に交付されていた。

また、同市は、25年度の普通調整交付金の実績報告に当たり、一般被保険者である者の前年における所得金額の合計額を算定する際に、基礎資料からの転記を誤っていたため、算定基礎所得金額を過小に算定しており、調整対象収入額を過小に算定していた。

その結果、適正な算定基礎所得金額により算定した調整対象収入額に基づいて普通調整交付金の額を算定すると、1,254,000円が過大に交付されていた。

ウ 特別調整交付金を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、結核・精神病特別交付金は、市町村における一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額のうち結核性疾患及び精神病に係る額(以下「結核・精神病に係る実質保険者負担額」という。)の占める割合(以下「結核・精神病負担額割合」という。)が

100分の15を超える場合に交付するものである。このうち、結核・精神病に係る実質保険者負担額は、傷病が結核性疾患又は精神病のみである場合の医療給付費及び結核性疾患又は精神病が主要疾患であると判定された場合の医療給付費から、年間平均一般被保険者数のうち結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の割合により算出した額を控除するなどして算定することとなっており、結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数は、結核性疾患又は精神病の別に当該年度の前年度の1月から当該年度の12月までの間(以下「対象期間」という。)の各月末現在における結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数の合計を12で除して得た数とされている。

そして、結核・精神病特別交付金の額は、一般被保険者の医療給付費等から療養給付費負担金相当額等を控除した額に、結核・精神病負担額割合から100分の15を控除して得た割合を乗じて得た額の10分の8以内の額とすることとなっている。

2県の3市町は、結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。このため、交付金計39,422,000円が過大に交付されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

鹿児島県霧島市は、平成25年度から28年度までの間の結核・精神病特別交付金の実績報告に当たり、結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数について、対象期間の各月末現在における結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を単純に合計した数を12で除して算定すべきであったのに、対象期間を通じて同一の一般被保険者の重複を除いて集計した数を12で除して算定していたため、結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数が過小となっており、結核・精神病に係る実質保険者負担額を過大に算定していた。

その結果、適正な結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数に基づいて結核・精神病特別交付金の額を算定すると、計34,038,000円が過大に交付されていた。

上記のほか、7道県の13市町は、特別調整交付金の実績報告に当たり、対象となる保険料調定総額や一般被保険者数を誤るなどしていた。このため、特別調整交付金のうち、^(注4)離職者減免特別交付金38,464,000円、^(注5)非自発的失業財政負担増特別交付金^(注6)17,496,000円、^(注7)非自発的失業軽減特別交付金^(注8)11,307,000円、^(注7)20歳未満被保険者財政負担増特別交付金^(注8)8,587,000円、^(注7)被扶養者減免特別交付金^(注8)7,820,000円、計83,674,000円が過大に算定されていた。

(注4) 離職者減免特別交付金 一般被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い離職したと保険者が認める者に対して条例に基づき保険料の減免を実施した場合に交付される交付金

(注5) 非自発的失業財政負担増特別交付金 保険料の賦課期日の翌日以降の非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注6) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金

(注7) 20歳未満被保険者財政負担増特別交付金 20歳未満の被保険者が多いことによる財政への影響がある場合に交付される交付金

(注8) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が75歳到達により後期高齢者になったことに伴い、その被扶養者であった者に係る保険料の減免措置に要した費用がある場合に交付される交付金

なお、前記24市町村のうち6市町については事態の態様が重複している。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要	
				千円	千円		
(82)	北海道	北斗市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	25~28	13,006	5,474	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
(83)	同	石狩郡当別町	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金等)	25~28	5,310	2,377	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたものなど
(84)	同	亀田郡七飯町	普通調整交付金	27	288,867	1,502	調整対象収入額を過小に算定していたもの
(85)	同	網走郡美幌町	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	25~28	7,328	3,603	賦課期日時点における保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(86)	同	標津郡標津町	特別調整交付金(20歳未満被保険者財政負担増特別交付金)	25	8,587	8,587	一般被保険者の一人当たり基準総所得金額を過小に算定していたもの
(87)	千葉県	銚子市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	26	6,067	5,520	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(88)	神奈川県	秦野市	普通調整交付金	28	525,206	12,381	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(89)	同	綾瀬市	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	25、26	6,198	2,001	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
(90)	同	足柄上郡松田町	普通調整交付金	28	53,786	8,273	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(91)	静岡県	静岡市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	26~28	105,311	2,332	一般被保険者に係る保険料調定総額を過大に算定していたものなど
(92)	同	伊豆市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	26	1,424	1,424	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(93)	愛知県	名古屋市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金等)	28	117,269	4,768	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたものなど
(94)	同	犬山市	特別調整交付金(非自発的失業軽減特別交付金)	28	3,808	1,700	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る保険料調定総額を過小に算定していたもの
(95)	兵庫県	姫路市	特別調整交付金(被扶養者減免特別交付金)	26~28	51,748	5,819	被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を過大に算定していたもの
(96)	同	淡路市	特別調整交付金(離職者減免特別交付金)	25~28	38,464	38,464	離職を原因とする保険料減免世帯に係る一般被保険者数等を過大に算定していたもの
(97)	鳥取県	八頭郡若桜町	普通調整交付金	25	34,821	2,209	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(98)	同	西伯郡日吉津村	同	26	18,466	4,659	同

部局等	交付先 (保険者)	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不当 と認める額	摘 要	
(99)	鳥取県	西伯郡大山町	普通調整交付金	27、28	千円 273,645	千円 6,911	調整対象需要額を過大に算定していたもの
(100)	同	西伯郡南部町	同	26	94,515	20,360	同
(101)	島根県	益田市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	28	308,683	4,560	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(102)	同	安来市	特別調整交付金(非自発的失業財政負担増特別交付金)	26、28	2,765	1,605	非自発的失業による保険料軽減世帯に係る一般被保険者数を過大に算定していたもの
(103)	同	邑智郡川本町	普通調整交付金、特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	26～28	100,580	6,517	調整対象需要額を過大に算定していたものなど
(104)	大分県	別府市	普通調整交付金	25、27	2,859,687	39,184	調整対象需要額を過大に算定していたもの、調整対象収入額を過小に算定していたもの
(105)	鹿児島県	霧島市	特別調整交付金(結核・精神病特別交付金)	25～28	5,766,400	34,038	結核性疾患又は精神病に係る一般被保険者数を過小に算定していたもの
(82)-(105)の計					10,691,941	224,268	

(7) 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,200,000円

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金は、厚生労働本省(以下「本省」という。)が定めた平成21年度緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金交付要綱(平成21年厚生労働省発能第0605001号)等に基づき、中央職業能力開発協会(以下「協会」という。)が、同交付金を原資として、緊急人材育成・就職支援基金(以下「基金」という。)を造成し、緊急人材育成・就職支援基金事業(以下「基金事業」という。)を実施するために国が交付するものである。

協会は、本省が定めた緊急人材育成・就職支援基金事業実施要領(平成25年厚生労働省発能0306第1号)に基づき、基金事業の一つとして若者育成支援事業を実施している。

上記の若者育成支援事業において支給される若年者人材育成・定着支援奨励金(以下「奨励金」という。)は、若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)業務実施要領(平成25年職発0307第2号、能発0307第1号)等に基づき、若年者の正規雇用労働者としての就職等の雇用の安定化等を図ることを目的として、非正規雇用の若年者に対して職業能力の向上を目指した実践的な職業訓練(以下「訓練」という。)を実施するなどした事業主を助成するものである。

奨励金には訓練奨励金と正社員雇用奨励金がある。このうち、訓練奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若年者に対して、事業主が、訓練実施時間数等についてあらかじめ管轄の都道府県労働局(以下「労働局」という。)の確認を受けた訓練実施計画(以下、この確認を受けた訓練実施計画を「計画」という。)に基づいて、労働者に仕事をさせながら行う訓練(以下「OJT」という。)と、通常の業務を離れて行う訓練(以下「OFF-JT」という。)とを組み合わせる場合に、訓練実施期間に訓練受講者1人につき1月当たり15万円を事業主に支給するものである。また、正社員雇用奨励金は、事業主が、訓

練を終了した訓練受講者(以下「訓練修了者」という。)を正社員として1年又は2年継続して雇用した場合に、訓練修了者1人につき50万円又は100万円を事業主に支給するものである。

訓練奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練の終了後、訓練実施時間数、実施内容等を記載した実施状況報告書、出勤簿等の関係書類を添えて、支給申請書を労働局に提出することとなっている。また、正社員雇用奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練修了者を正社員として雇用してから1年又は2年経過した後、正社員雇用状況及び訓練受講状況等報告書、訓練修了者に係る雇用契約書等の関係書類を添えて、支給申請書を労働局に提出することとなっている。そして、事業主から支給申請書の提出を受けた労働局は、事業主の申請内容が奨励金の支給要件を満たしているかなどについて審査を行い、その審査結果を協会に送付し、協会は、労働局の審査結果に基づいて奨励金の支給決定を行い、基金から支給決定額を取り崩して奨励金を支給することとなっている。

訓練奨励金の支給要件は、計画に基づき訓練が実施されていることなどとなっており、支給単位期間^(注)において、OJTとOFF-JTの両方又はどちらか一方の訓練実施時間数が計画上の訓練実施時間数の8割を下回る場合(以下、この事由を「不支給事由」という。)には、当該支給単位期間については、訓練奨励金が支給されないこととなっている。また、正社員雇用奨励金の支給要件は、訓練修了者を正社員として1年又は2年継続して雇用したことなどとなっている。そして、訓練奨励金の不支給事由に該当する訓練受講者は訓練修了者とはならず、訓練終了後に正社員として1年又は2年継続して雇用した場合であっても、当該訓練受講者は正社員雇用奨励金の支給対象とならないこととなっている。

(注) 支給単位期間 訓練奨励金の支給を受ける単位期間をいい、原則として訓練開始日から1年単位で区分した期間であり、1年に満たない訓練実施期間についても支給単位期間とみなすこととなっている。そして、当該支給単位期間は直前の支給単位期間と合わせて一つの支給単位期間とみなすことができることとなっている。

本院が、1労働局において、平成26年度から28年度までの間に、支給申請書等の記載内容について同労働局が審査を行った奨励金を対象に会計実地検査を行ったところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付金の 交付年度	支給要件確 認庁 (労働局)	奨励金の支 給年度	不適正な奨 励金支給額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る交付金相 当額
					千円	千円	千円
(106) 厚生労働本省	中央職業能 力開発協会	21、22、 24	京都労働局	27、28	5,200	5,200	5,200

京都労働局は、事業主Aから、平成25年5月1日から26年6月30日までの14か月間及び26年9月1日から27年10月31日までの14か月間を各訓練受講者の支給単位期間として、訓練受講者2人に対して、計画に基づき、1人当たりOJT1,240時間、OFF-JT680時間の訓練を実施したとする訓練奨励金の支給申請書及び実施状況報告書、出勤簿等の関係書類の提出を受けていた。また、上記訓練修了者2人のうち1人を正社員として2年間雇用したとする正社員雇用奨励金の支給申請書及び労働条件通知書等の関係書類の提出を受けていた。そして、同労働局は、事業主Aに対する訓練奨励金及び正社員雇用奨励金の支給要件を満たしているとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、27年度に訓練奨励金4,200,000円、28年度に正社員雇用奨励金1,000,000円を事業主Aに対してそれぞれ支給していた。

しかし、事業主Aが実施した訓練は計画に基づいたものとなっておらず、訓練受講者2人の計画に沿ったOFF-JTの訓練実施時間数は、それぞれ360時間となっていて、いずれも各支給単位期間における計画上の訓練実施時間数680時間の8割である544時間を大幅に下回っていた。

このため、訓練受講者2人は訓練奨励金の不支給事由に該当することから、当該2人に係る訓練奨励金4,200,000円が過大に支給されていた。また、上記のとおり、訓練奨励金の不支給事由に該当する訓練受講者は訓練修了者とはならず、正社員雇用奨励金の支給対象とならないことから、当該1人に係る正社員雇用奨励金1,000,000円が過大に支給されていた。

したがって、事業主Aに対する訓練奨励金4,200,000円、正社員雇用奨励金1,000,000円の支給は適正なものではなく、計5,200,000円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主Aが制度を十分に理解していなかったため、実施状況報告書等の記載内容が事実と相違していたのに、京都労働局において、審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 12,920,232円

生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金(平成25年度以前はこれらを合わせて生活保護費等負担金。以下「負担金」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を管理する町村(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)が、生活に困窮する者に対して、最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護に要する費用(以下「保護費」という。)等を支弁する場合に、その一部を国が負担するものである。保護は、原則として世帯を単位としてその要否及び程度を定めることとなっている。そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産や能力等あらゆるものを活用することを要件としており、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、事業主体にその旨を届け出なければならないこととなっている。

また、事業主体は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から事業主体の定める額を返還させたり、不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の額の全部又は一部を徴収したりすることなどができることとなっている(以下、これらの返還させ、又は徴収する金銭を「返還金等」という。)

生活扶助等に係る保護費は、原則として保護を受ける世帯を単位として、保護を必要とする状態にある者の年齢、世帯構成、所在地域等の別により算定される基準生活費に、健康状態等による個人又は世帯の特別の需要のある者に対する各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、当該世帯における就労収入、年金の受給額等を基に収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。そして、各種加算のうち障害者加算は、障害を有することによって生ずる特別な需要に対応するもので、次のア又はイの程度の障害を有する者を対象として、当該障害の区分等に対応した加算額が認定されることとなっている。また、加算額は、アの障害に係る加算額の方が、イの障害に係る加算額よりも高い額となっている。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)に定める障害等級の1級(障害基礎年金1級)のいずれかに該当する障害

イ 身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令に定める障害等級の2級(障害基礎年金2級)のいずれかに該当する障害

負担金のうち保護費に係る交付額は、次のとおり算定することとなっている。



この費用の額及び返還金等の調定額は、それぞれ次のとおり算定することとなっている。

ア 費用の額は、次の①及び②の合計額とする。

- ① 生活扶助等に係る保護費の額
- ② 被保護者が医療機関で診察、治療等の診療を受けるなどの場合の費用について、その範囲内で決定された医療扶助及び介護扶助に係る保護費の額

イ 返還金等の調定額は、事業主体において、当該年度に調定した返還金等の額とする。

本院が、28 都道府県の 208 事業主体において会計実地検査を行ったところ、7 道県の 8 事業主体において、生活扶助等に係る保護費の額の算定に当たり、誤って障害者加算の対象となる障害を有しない者に障害者加算を認定していたり、誤った障害の区分等による加算額を認定していたりなどしていた。このため、負担金計 12,920,232 円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において保護費の支給決定に当たり障害者加算の対象とすべき障害の認定に係る確認が十分でなかったこと、道県において適正な生活保護の実施に関する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

静岡市は、世帯 A の保護を平成 13 年 2 月に開始しており、25 年 6 月から 30 年 5 月までの世帯 A に対する保護費の支給に当たり、世帯主 B 及び世帯員 C について、障害者加算の対象となる障害を有する者としてその区分に対応する障害者加算を認定した上で、保護費の額を決定していた。

しかし、世帯主 B は、厚生年金法施行令(昭和 29 年政令第 110 号)に定める障害等級の 3 級(障害厚生年金 3 級)に該当する障害を有する者であり、障害者加算の対象とならないのに、同市は、誤って障害者加算を認定していた。また、世帯員 C は、障害基礎年金 2 級に該当する障害を有する者であるのに、同市は、誤って加算額の高い障害基礎年金 1 級に該当する障害の区分による障害者加算を認定していた。このため、世帯 A に対して支給された保護費 4,927,326 円のうち障害者加算に係る 1,474,920 円が過大に支給されており、これに係る負担金 1,106,190 円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(107)	北海道 函館市	24~29	21,722	16,291	1,566	1,174	障害者加算の認定を誤っていたもの
(108)	神奈川県 小田原市	24~29	7,907	5,930	1,622	1,217	障害者加算の認定を誤っていたものなど
(109)	同 大和市	24~29	18,639	13,979	1,471	1,103	障害者加算の認定を誤っていたもの
(110)	静岡県 静岡市	24~30	12,305	9,229	2,460	1,845	同
(111)	三重県 尾鷲市	26~29	2,962	2,222	2,093	1,569	返還決定又は徴収決定を行っていないかったもの
(112)	岡山県 高梁市	25~29	14,503	10,877	2,058	1,543	障害者加算の認定を誤っていたもの
(113)	佐賀県 佐賀市	24~29	26,507	19,880	3,008	2,256	同

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(114) 長 崎 県	長 崎 市	25～29	25,115	18,836	2,946	2,209	障害者加算の認定を誤っていたもの
(107)–(114) の計			129,663	97,247	17,226	12,920	

(9) 障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの

5 件 不当と認める国庫補助金 45,991,089 円

障害者自立支援給付費負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、都道府県知事等の指定する障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、訓練等給付費等(以下「自立支援給付費」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(以下「対象経費の実支出額」という。)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が、24都道府県の202事業主体において会計実地検査を行ったところ、4都県の5事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、誤って、対象経費の実支出額に対象とならない経費を計上するなどしていたため、負担金計45,991,089円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、4都県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛知県安城市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、自立支援給付費に該当せず負担金の交付対象とならない障害児相談支援給付費を誤って計上するなどしていたため、平成28、29両年度の対象経費の実支出額を過大に算定するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が計45,362,065円過大に算定されており、これに係る負担金計22,681,031円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(115) 東 京 都	北 区	29	5,406,327	2,703,163	22,696	11,348	基準額を過大に算定していたものなど
(116) 神 奈 川 県	川 崎 市	29	15,772,182	7,886,091	9,745	4,872	対象外経費を計上していたもの
(117) 愛 知 県	安 城 市	28、29	3,874,109	1,937,054	45,362	22,681	対象外経費を計上していたものなど
(118) 兵 庫 県	尼 崎 市	26、27	14,584,940	7,292,470	11,016	5,508	基準額を過大に算定していたものなど
(119) 同	明 石 市	29	4,114,642	2,057,321	3,162	1,581	対象経費の実支出額の集計を誤っていたものなど
(115)–(119) の計			43,752,203	21,876,101	91,982	45,991	

(10) 障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの

2 件 不当と認める国庫補助金 4,844,226 円

障害児入所給付費等負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設又は障害児通所支援事業者等(以下「事業者等」という。)から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等(以下「障害児入所給付費等」という。)を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

都道府県又は市町村が支給する障害児入所給付費等の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(以下「総費用額」という。)から、保護者の家計の負担能力その他の事情を^{しんしゃく}して政令で定める負担の上限額等(以下「利用者負担額」という。)を控除して得た額(以下「実支出額」という。)となっている。

そして、負担金の交付額は、実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額等を国庫負担対象事業費として、これに2分の1を乗ずることにより算定することとなっている。

本院が、24都道府県の226事業主体において会計実地検査を行ったところ、1県の2事業主体において、障害児入所給付費等の国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、総費用額から控除することとされている利用者負担額を控除しないで実支出額を計上するなどしていた。この結果、国庫負担対象事業費が9,688,451円過大に算定されており、これに係る負担金4,844,226円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神戸市は、平成28年度の障害児入所給付費等の国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、総費用額から控除することとされている利用者負担額を控除しないで実支出額を計上していたり、事業者等から返還された額を実支出額から減額していなかったりなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が5,775,588円過大に算定されており、これに係る負担金2,887,794円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費	左に対す る国庫負 担金交付 額	不当と認 める国庫 負担対象 事業費	不当と認 める国庫 負担金交 付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(120) 兵庫県	神戸市	28	4,611,146	2,305,573	5,775	2,887	利用者負担額を控除していなかったものなど
(121) 同	尼崎市	25、26、 28、29	4,321,106	2,160,553	3,912	1,956	寄附金その他の収入額を控除していなかったもの
(120) (121)の計			8,932,253	4,466,126	9,688	4,844	

(11) 障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの

2件 不当と認める国庫補助金 22,484,373 円

障害者医療費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、居住地等の市町村(特別区を含む。)又は都道府県等が、都道府県知事等の指定する医療機関等において、自立した日常生活等を営むために必要である精神通院医療等の自立支援医療を障害者及び障害児に提供し、当該自立支援医療に要した費用(以下「自立支援医療費」という。)等を障害者又は障害児の保護者に支給した場合に、その費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、障害者医療費国庫負担金交付要綱(平成21年厚生労働省発障第0519001号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

- ① 自立支援医療費等の額から法第7条に基づき他の法令による給付等との調整により給付を行わないとした額を控除して得た額と、都道府県等が自立支援医療費等の支給に要する費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに100分の50を乗じて得た額を交付額とする。

本院が24都道府県の226事業主体において会計実地検査を行ったところ、2県の2事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、対象となる費用の額の集計を誤るなどしていたため、負担金計22,484,373円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

横浜市は、平成29年度の自立支援医療費のうち精神通院医療の国庫負担対象事業費の算定に当たり、誤って、医療機関等の過誤請求による減額分を控除していないなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費40,588,781円が過大に算定されており、これに係る負担金20,294,391円が過大に交付されていた。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担 対象事業 費 千円	左に対す る国庫負 担金交付 額 千円	不当と認 める国庫 負担対象 事業費 千円	不当と認 める国庫 負担金交 付額 千円	摘 要
(122) 神奈川県	横浜市	29	13,144,975	6,572,487	40,588	20,294	対象経費の集計を誤っていたもの
(123) 愛知県	安城市	29	120,242	60,121	4,379	2,189	対象経費の集計を誤っていたものなど
(122) (123)の計			13,265,218	6,632,609	44,968	22,484	

(12) 介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの

8件 不当と認める国庫補助金 102,081,000 円

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保険給付を行う保険である。

介護保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金は、市町村が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(以下「交付金」という。)は、市町村間で、第1号被保険者の総数に占める75歳以上の者の割合(以下「後期高齢者加入割合」という。)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで。平成26年度以前は第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(以下「所得段階別加入割合」という。)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、「介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」(平成12年厚生省令第26号)等に基づき、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{市町村ごとの普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}^{(注)}} = \boxed{\text{交付額}}$$

(注) 調整率 当該年度に交付する交付金の総額と市町村ごとに算定した交付金の総額とのかい離を調整する割合

上記のうち、調整基準標準給付費額及び普通調整交付金交付割合については、次のとおりとなっている。

ア 調整基準標準給付費額は、当該市町村における前年度の1月から当該年度の12月までにおいて、①国民健康保険団体連合会が審査決定した居宅介護サービス費、施設介護サービス費等、②市町村が支払決定した高額介護サービス費等の支給を行う介護給付に要した費用、③国民健康保険団体連合会が審査決定するなどした介護予防サービス費等の支給を行う予防給付に要した費用の合計額から、前年度の12月から当該年度の11月までの間における損害賠償金等の収入額を控除した額とする。

イ 普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合であり、このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村において、介護保険事業状況報告(月報)により報告することとされている前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの後期高齢者数を基に算出される後期高齢者加入割合を、国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

交付金の交付を受けようとする市町村は、都道府県に交付申請書及び事業実績報告書を提出して、これを受理した都道府県は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査し確認した上でこれを厚生労働省に提出して、同省は、これに基づき交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、25年度から30年度までの間に交付された交付金について、19都道府県の90市区町村、1一部事務組合及び2広域連合において会計実地検査を行った。その結果、6都道県の7市町及び1一部事務組合において、所得段階別加入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、交付金の交付額を過大に算定していたため、交付金交付額計10,603,115,000円のうち計102,081,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、7市町及び1一部事務組合において交付金の交付額の算定に当たり、制度の理解が十分でなかったり、確認が十分でなかったりしていたこと、6都道県において事業実績報告書の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

東京都日野市は、平成26年度から29年度までの交付金の交付額の算定に当たり、所得段階別加入割合補正係数の算出において、第1号被保険者数について、同市が独自に定める所得段階(14段階)ごとの人数を基に国が定める標準的な所得段階(9段階)ごとの人数を集計する際に、誤って、国が定める所得段階の第9段階に該当する者の一部をより所得が低い第8段階に該当する者としていたため、第9段階に該当する者の人数を実人数より少なく算出するなどしていた。

その結果、適正な所得段階別加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき交付金の交付額を算定すると、計70,281,000円が過大に交付されていた。

<事例2>

兵庫県川西市は、平成26年度から29年度までの交付金の交付額の算定に当たり、後期高齢者加入割合補正係数の算出において、後期高齢者数について、前年度の1月報告分(12月末の人数)から当該年度の12月報告分(11月末の人数)までの人数を基に算出すべきところ、誤って前年度の2月報告分(1月末の人数)から当該年度の1月報告分(12月末の人数)までの人数を基に算出するなどしていた。

その結果、適正な後期高齢者加入割合補正係数により算出した普通調整交付金交付割合等に基づき交付金の交付額を算定すると、計13,855,000円が過大に交付されていた。

以上を部局等別・交付先(保険者)別に示すと、次のとおりである。

部局等	交付先 (保険者)	年度	交付金交付額 千円	左のうち不当と 認める額 千円	摘要
(124)	北海道 旭川市	28	2,090,830	3,035	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(125)	同 寿都郡寿都町	27、28	68,672	1,101	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(126)	秋田県 大曲仙北広域市町村圏組合	26	1,442,173	4,754	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
(127)	東京都 日野市	26～29	1,574,973	70,281	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(128)	神奈川県 平塚市	28	421,411	4,319	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(129)	同 鎌倉市	27	540,362	1,855	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(130)	兵庫県 川西市	26～29	1,595,625	13,855	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
(131)	鳥取県 米子市	25、26、28、29	2,869,069	2,881	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
(124)～(131)の計			10,603,115	102,081	

(13) 高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、補助対象経費を過大に精算するなどしていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 8,972,000円

高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)(以下、雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)を「補助金」という。)は、定年退職後等の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることなどを目的として、シルバー人材センター連合^(注)(以下「シルバー連合」という。)が行う高齢者就業機会確保事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費の一部を国が補助するものである。

「高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)交付要綱」(平成13年厚生労働省発職高第170号)等によれば、この補助は、シルバー連合の運営費に対する補助と、事業費に対する補助に区分されており、このうち事業費に対する補助の種目は、平成27年度は、地域ニーズ対応事業、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(以下「サポート事業」という。)等の4種目に、28年度以降は、サポート事業及び地域就業機会創出・拡大事業(以下「創出事業」という。)の2種目に、それぞれ区分されている。

創出事業は、「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業分)の実施について」(平成12年職発第430-2号。以下「要領」という。)によれば、シルバー連合の本部及び活動拠点が地域の地方公共団体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化、地域社会・経済の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出する事業を実施するものとされている。

また、要領によれば、創出事業を新規提案事業として実施する場合は、シルバー連合の本部及び活動拠点が新たに行う事業であることなどの要件に該当するものを補助対象事業とすることとされている。

(注) シルバー人材センター連合 臨時のかつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供するなど業務を行う者として都道府県ごとに設置された一般社団法人又は一般財団法人であり、管内各市町村のシルバー人材センター等を活動拠点として補助事業を実施している。

本院が、2シルバー連合において会計実地検査を行ったところ、2シルバー連合において、サポート事業等とは関係のないシルバー人材センターの管理運営業務等にも従事するなどしていた者の給与全額を補助金等の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)に計上するなどして補助対象経費を過大に精算していたり、新規提案事業として実施するとしていた創出事業の実態が、主として従来行われていた業務を継続して実施するものであり、新たに行われた業務はこれに付随して行われたもので、かつ、新たに行われた業務に従事した延べ日数は僅かなものとなっていて、補助の対象とは認められなかったりしていたため、補助金計8,972,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2シルバー連合において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、厚生労働本省において2シルバー連合から提出された実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

シルバー連合である公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会(以下「協議会」という。)は、平成27年度から29年度までの間に実施した補助事業について、補助対象経費を計5,377,081,008円であるとして、計1,445,621,000円の補助金等の交付を受けていた。

協議会は、活動拠点である公益社団法人富田林市シルバー人材センター(以下「富田林センター」という。)において、27年度から29年度までの間に実施したサポート事業等の計4事業(補助対象経費計38,219,137円、補助金交付額計18,410,000円)について、実績報告書において、コーディネーターを各事業に配置したとして、補助対象期間中のコーディネーター延べ4名(実人員で計2名)に係る給与計33,412,845円全額を補助対象経費に計上していた。

しかし、実際は、両名とも、補助対象期間中に、各事業とは関係のない富田林センターの管理運営業務等にも従事していた。

したがって、富田林センターが大阪府に提出した書類に記載された職員の管理業務等への従事割合を用いるなどして、適正な補助対象経費を算出すると計31,527,920円となり、前記の補助対象経費計38,219,137円との差額6,691,217円が過大に精算されていて、これに係る補助金2,648,000円が過大に交付されていた。

また、協議会は、富田林センターにおいて、29年度に創出事業として実施した「高齢者日常生活支援事業」(補助対象経費8,707,879円、補助金交付額4,000,000円)について、当該事業は、26年度から28年度までの間に地域ニーズ対応事業等として実施した「富田林市軽度生活援助業務」等を基にしながらも、新たに、地震等に対する家具の転倒防止、避難経路・場所等の確認等の高齢者のための防災防犯対策を実施する新規提案事業であるとして、補助金の交付を受けていた。

しかし、29年度の創出事業の実施状況を記録した書類には同対策を実施した旨の記載がなかった。そこで、富田林センターを介して当該事業の従事者に、同対策に係る従事状況を確認したところ、同対策の業務内容は、上記の「富田林市軽度生活援助業務」等の業務内容と同一の業務内容である高齢者宅の掃除や買い物代行を行った日に、それらの業務に付随してハザードマップの配布等を行うものであり、かつ、同対策に従事した延べ日数は僅かであったことから、当該事業は、要領に定めた「新たに行う事業」には当たらないものであった。

したがって、当該事業は要領に定めた補助対象事業の要件を満たしていないことから、補助の対象とは認められず、前記の補助対象経費8,707,879円に係る補助金4,000,000円が過大に交付されていた。

これらのことから、協議会が富田林センターにおいて実施した計5事業については、補助対象経費が過大に精算されていたり、補助の対象とは認められなかったりして、補助対象経費計15,399,096円に係る補助金計6,648,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認め る国庫補助 金交付額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(132) 厚生労働 本省	公益財団法 人東京し と財団	29	2,896,737	534,924	4,926	2,324	補助対象経 費を過大に 精算してい たもの
(133) 同	公益社団法 人大阪府 シルバー人 材センタ ー協 議会	27～29	5,377,081	1,445,621	15,399	6,648	補助の対象 とは認めら れないもの など
(132) (133) の計			8,273,818	1,980,545	20,325	8,972	

(14) 被災者支援総合交付金により実施した事業において、事業費を過大に精算していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 2,731,000円

被災者支援総合交付金(以下「交付金」という。)は、被災者支援総合交付金実施要綱(平成28年復本第437号・厚生労働省発社授 0401 第10号等)等に基づき、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、住宅再建により災害公営住宅等への移転の進捗等、被災者を取り巻く環境の変化に対応することなどにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的として、都道府県又は市町村等が作成した被災者支援事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく事業に要する経費を対象に、国が交付するものである。そして、その交付対象事業は、被災者見守り・相談支援事業等とされている。

本院が2県及び26市町において会計実地検査を行ったところ、1県において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	交付対象事業費		左に対する 交付金交付額		不当と認め る交付対象 事業費		不当と認め る交付金相 当額	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円		
(134) 厚生労働本省	宮城県	被災者支援 総合交付金	28	1,999,038	1,999,038			2,731		2,731	

宮城県は、平成28年度に、事業計画に基づき、同県の市町村等が取り組む被災者見守り・相談支援事業等に対し、宮城県被災者支援総合交付金(被災地域福祉推進事業分)(以下「県補助金」という。)を交付していた。

そして、同県は、県補助金について、同県の市町村等から29年3月に事業が完了したとする実績報告書等の提出を受けて確認して、交付金の実績報告書等を作成し同年4月に厚生労働省に提出するなどして、同省から1,999,038,000円(交付対象事業費同額)の交付金の交付を受けていた。

しかし、同県石巻市は、既に消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額が含まれるなどしていた経費に、誤って更に消費税率8%を乗じた額を加算して算定した387,433,093円を実績額とするなどした県補助金の実績報告書等を作成して同県に提出していた。そして、同県は、同市の実績報告書等に計上された県補助金の交付額をそのまま交付金の実績報告書等に計上していた。

したがって、消費税相当額等を除いた経費に、消費税率8%を乗ずるなどして適正な交付対象事業費を算定すると1,996,307,000円となり、前記の交付対象事業費1,999,038,000円との差額2,731,000円が過大に精算されていて、これに係る交付金2,731,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、実績報告書等の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

そ の 他 (135)-(137)

(135) 介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)厚生労働本省	(項)介護保険制度運営推進費
			(項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費)

部 局 等	8 都県、6 市
国の負担の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)
実 施 主 体	市67、区15、町17、村1、一部事務組合2、広域連合4、計106 実施主体
事 業 者	34 事業者
過大に支払われた介護給付費に係る介護サービスの種類	通所介護、訪問介護等
過大に支払われた介護給付費の件数	27,852 件(平成24年度～29年度)
過大に支払われた介護給付費の額	165,196,062 円(平成24年度～29年度)
不当と認める国の負担額	50,368,979 円(平成24年度～29年度)

1 介護給付の概要

(1) 介護保険

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となった者に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付を行うものであり、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

(2) 介護サービス

被保険者が介護保険法に基づき受ける介護サービスには、居宅サービス^(注1)、施設サービス及び地域密着型サービス^(注2)並びに居宅の要介護状態となった者が利用する居宅サービス等の種類等を定めた計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成等を行う居宅介護支援等がある。また、居宅サービスには訪問介護^(注3)、通所介護^(注4)等が、施設サービスには介護療養施設サービス等がある。

そして、被保険者が介護サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 要介護状態等にあること及びその該当する要介護状態等の区分について、市町村の認定を受ける(以下、市町村から要介護状態にあるものとして認定を受けた者を「要介護者」といい、要支援状態にあるものとして認定を受けた者と合わせて「要介護者等」という。)

② 都道府県知事等の指定を受けた居宅介護支援事業者等が、居宅サービス計画等の介護サービス計画を作成する。

③ 介護サービス計画に基づいて、都道府県知事等の指定等を受けた居宅サービス事業者若しくは介護保険施設又は市町村長の指定を受けた地域密着型サービス事業者(以下、これらと居宅介護支援事業者等を合わせて「介護サービス事業者」という。)から介護サービスを受ける。

(注1) 居宅サービス 居宅サービスには介護予防サービスを含む。

(注2) 地域密着型サービス 地域密着型サービスには地域密着型介護予防サービスを含む。

(注3) 訪問介護 居宅の要介護者等が、当該要介護者等の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を受けるもの

(注4) 通所介護 居宅の要介護者等が、指定通所介護事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるもの

(3) 介護報酬の算定

介護サービス事業者が介護サービスを提供して請求することができる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)(以下、これらを合わせて「算定基準」という。)等に基づき、介護サービスの種類の別に定められた単位数に単価(10円から11.40円)を乗ずるなどして算定することとなっている。

都道府県等は、介護保険法等に基づき、保険給付の適正化を図るために、介護サービス事業者に対して、介護報酬の請求等に関する指導等を行っている。

(4) 介護給付費

市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは、介護報酬の全額をそれぞれ介護サービス業者に支払うこととなっている(以下、市町村が支払う介護報酬の額を「介護給付費」という。)

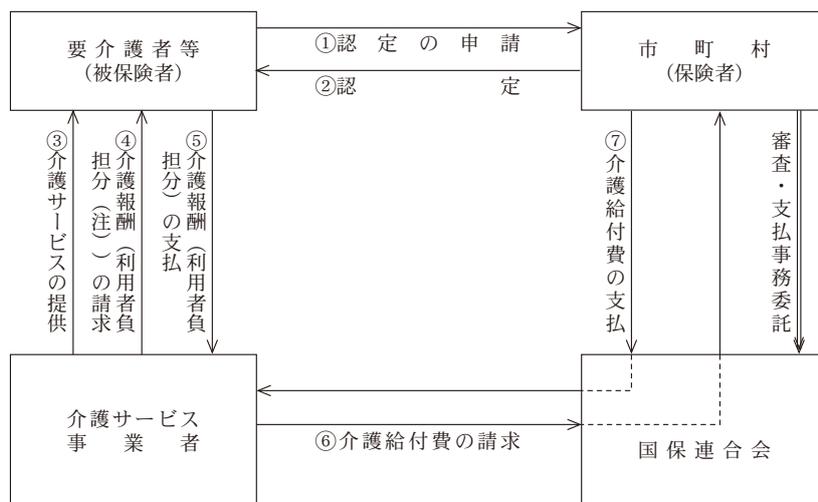
介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

① 介護サービス事業者は、要介護者等に提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書等を、市町村から介護給付費に係る審査及び支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に送付する。

② 国保連合会は、介護サービス事業者から送付された介護給付費請求書等の審査点検を行い、介護給付費を市町村に請求する。

③ 請求を受けた市町村は、金額等を確認した上で国保連合会を通じて介護サービス業者に介護給付費を支払う。

図 介護給付費の支払の手続



(注) 要介護者等は、居宅サービス等の提供を受けたときは、利用者負担分として、原則、介護報酬の100分の10に相当する額を負担する。

(5) 国の負担

介護給付費は、介護保険法に基づき、100分の50を公費で、100分の50を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。

そして、公費負担として、介護給付費のうち、施設等分については国が100分の20、都道府県が100分の17.5及び市町村が100分の12.5を負担し、施設等分以外の分については国が100分の25、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担している。

また、国は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、社会保険診療報酬支払基金が介護保険の保険者に交付する介護給付費交付金等の財源として医療保険者が同基金に納付する介護給付費・地域支援事業支援納付金に要する費用の額の一部を負担している。

(注5) 施設等分 施設介護サービス費、指定施設サービス等に係る特定入所者介護サービス費、特定施設入居者生活介護費、介護予防特定施設入居者生活介護費等

(注6) 医療保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う市町村、全国健康保険協会、国民健康保険組合等

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、介護報酬の算定が適正に行われているかに着目して、16都府県及び23市区において、87事業者に対する介護給付費の支払について、介護給付費請求書等により会計実地検査を行った。そして、介護給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(2) 検査の結果

検査の結果、8都県及び6市に所在する34事業者に対して20都府県の106市区町村等の実施主体が行った平成24年度から29年度までの間における介護給付費の支払が計27,852件、計165,196,062円過大となっていて、これに対する国の負担額50,368,979円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。なお、同一の事業者が複数の事態に該当しているものがある。

ア 通所介護

算定基準等によれば、通所介護については、次によるなどして、介護報酬を算定することとされている。

(ア) 前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数による事業所規模が300人以内の場合は小規模型通所介護費、300人超750人以内の場合は通常規模型通所介護費、750人超900人以内の場合は大規模型通所介護費(I)及び900人超の場合は大規模型通所介護費(II)として、それぞれの事業所規模ごとの区分等に応じて、規模が小さい事業所については規模が大きい事業所よりも高く定められた単位数等による。

(イ) 事業所に、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、看護職員等を1名以上配置していることなどの個別機能訓練加算(I)に係る基準に適合した上で要介護者に対して機能訓練を行っている場合は、1日につき46単位(24年4月から27年3月までの間は42単位)を所定単位数に加算する。

(ウ) 事業所に配置している機能訓練指導員等に、個別機能訓練計画を作成させ、その後3月ごとに1回以上、要介護者の居宅を訪問させた上で、要介護者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明させることなどの個別機能訓練加算(II)に係る基準に適合した上で、要介護者に対して機能訓練を行っている場合は、1日につき56単位を所定単位数に加算する。

(エ) 事業所と同一建物に居住する者等に対して通所介護を提供した場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。

しかし、17事業者は、次のとおり、介護報酬を算定していた。

(ア) 4事業者は、前年度の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人超750人以内となっていたのに、通常規模型通所介護費の区分によらずに小規模型通所介護費の区分により単位数を算定していた。また、4事業者は、750人超900人以内となっていたのに、大規模型通所介護費(I)の区分によらずに通常規模型通所介護費の区分により単位数を算定するなどしていた。さらに、1事業者は、900人を超えていたのに、大規模型通所介護費(II)の区分によらずに大規模型通所介護費(I)の区分により単位数を算定していた。

(イ) 4事業者は、通所介護事業所に常勤の理学療法士等を配置していなかったことから個別機能訓練加算(I)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき42単位又は46単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

(ウ) 1事業者は、事業所に配置している機能訓練指導員等に、個別機能訓練計画を作成させていたものの、作成後、3月ごとに1回以上の頻度で当該要介護者の居宅を訪問させていないなどして、個別機能訓練加算(II)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき56単位を所定単位数に加算して介護報酬を算定していた。

(エ) 3事業者は、事業所と同一建物に居住する者等に対して通所介護を提供していたのに、1日につき94単位を所定単位数から減算することなく介護報酬を算定していた。

このため、17,605件の請求に対して46市区町等が支払った介護給付費が計91,777,643円過大となっていて、これに対する国の負担額28,224,786円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

事業者Aは、東京都から通所介護事業所の指定を受けて、通所介護を提供している。そして、平成24年9月から28年3月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬について、前年度(23年度から26年度)の1月当たりの平均利用延べ人員数が300人以内であるとして、小規模型通所介護費の区分により算定していた。しかし、事業者Aの前年度における1月当たりの平均利用延べ人員数は、実際には、それぞれ23年度312人、24年度364人、25年度393人、26年度371人となっていた。したがって、24年9月から28年3月までの間に提供した通所介護に係る介護報酬については、通常規模型通所介護費の区分により算定する必要があった。

このため、1,357件の請求に対して1区が支払った介護給付費計18,370,838円が過大となっていて、これに対する国の負担額5,582,275円は負担の必要がなかった。

イ 訪問介護

算定基準等によれば、訪問介護については、訪問介護事業所の指定を受けた介護サービス事業者が、次のいずれかの要件を満たす建物の居住者に対してこれを提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算して介護報酬を算定することとされている。

- ① 当該事業所の所在する建物と同一の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する有料老人ホーム等に限る。以下同じ。)等
- ② 当該事業所から訪問介護の提供を受けている者が1月当たり20人以上居住している建物

しかし、12事業者は、これらのいずれかの要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算することなく介護報酬を算定していた。

このため、3,069件の請求に対して40市区町が支払った介護給付費が計58,175,763円過大となっていて、これに対する国の負担額18,053,734円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

事業者Bは、横浜市から訪問介護事業所の指定を受けて訪問介護を提供している。そして、事業者Bは、有料老人ホームb(1棟)の居住者に対して訪問介護を提供しており、平成27年4月から28年12月までの間、有料老人ホームbは、当該事業所の所在する建物と同一の建物であったのに、これらの者に対して提供した訪問介護に係る介護報酬の算定に当たり、所定単位数の100分の90に相当する単位数に減算していなかった。

このため、564件の請求に対して4市区が支払った介護給付費計18,560,825円が過大となっていて、これに対する国の負担額5,725,759円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイの介護サービスのほか、介護療養施設サービス、通所リハビリテーション、介護福祉施設サービス、地域密着型通所介護及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、6事業者は、単位数の算定を誤り、介護報酬を過大に算定していた。

このため、7,178件の請求に対して42市町村等が支払った介護給付費が計15,242,656円過大となっていて、これに対する国の負担額4,090,459円は負担の必要がなかった。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市区町村、一部事務組合、広域連合及び国保連合会において介護給付費の請求に対する審査点検が十分でなかったこと、都県等において事業者に対して算定基準等の内容を十分に周知していないなど指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を都県等別に示すと、次のとおりである。

都県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払わ	過大に支払わ	不当と認める	摘要
			れた介護給付 費の件数	れた介護給付 費	国の負担額	
			件	千円	千円	
宮城県	11市町等(3)	26~29	1,714	7,035	2,012	ア、イ、ウ
東京都	14市区(6)	24~29	4,001	30,876	9,533	ア、イ
神奈川県	4市(1)	27~29	992	4,280	1,285	ア
横浜市	14市区(8)	27~29	4,255	42,443	13,409	ア、イ
長野県	4市町(1)	27、28	188	2,915	871	イ
愛知県	6市(1)	27	115	1,517	455	イ
名古屋市	5市等(2)	24~28	3,948	20,283	6,144	ア、イ
津島市	11市町(1)	27、28	405	2,286	700	ア、ウ
三重県	5市等(1)	27、28	2,985	2,661	799	ウ
大阪市	1市(1)	27、28	2,130	19,759	6,025	ア
池田市	9市町(1)	27、28	581	8,051	2,408	イ
和歌山県	13市町村等 (1)	24~29	1,111	3,172	816	ウ
広島県	13市町等(4)	24~29	3,911	8,831	2,547	ア、ウ
松山市	4市町(3)	24~28	1,516	11,079	3,358	ア、ウ
計	106実施主体 (34)	24~29	27,852	165,196	50,368	

注(1) 計欄の実施主体数は、都県等の中で実施主体が重複することがあるため、各都県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、2(2)検査の結果の介護サービスの種類の別に対応している。

(136) 自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部局等	2県、2市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実施主体	7市
事業者	4指定就労移行支援事業者
過大に支払われた訓練等給付費に係る障害福祉サービスの種類	就労移行支援

過大に支払われた訓練等給付費の件数	311 件(平成 27 年度～30 年度)
過大に支払われた訓練等給付費の額	8,851,847 円(平成 27 年度～30 年度)
不当と認める国の負担額	4,425,923 円(平成 27 年度～30 年度)

1 自立支援給付の概要

(1) 自立支援給付

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。

(2) 障害福祉サービス

自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援^(注1)、就労継続支援等がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

また、都道府県知事等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後ににおける職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(3) 障害福祉サービスに要した費用の額の算定

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10 円から 11.44 円)を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援のサービスに要する費用の額は、算定基準等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 平成24年10月から30年3月までは、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)において、就労移行支援を利用して企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6か月以上雇用されている者又は雇用されていた者(以下「就労定着者」という。)の人数が過去4年間0である場合は、基本報酬の単位数に100分の50(26年度以前は100分の70)を乗じて得た単位数等を基に算定する。^(注2)
- ② 27年度から29年度までは、指定就労移行支援事業所において、就労移行支援を利用して企業等に雇用された者(以下「就労移行者」という。)の人数が過去2年間0である場合は、基本報酬の単位数に100分の85を乗じて得た単位数等を基に算定する。^(注2)
- ③ 27年度から29年度までは、指定就労移行支援事業所において、前年度における就労定着者の人数を利用定員で除した数が所定の要件を満たすとして都道府県知事等に届け出た場合は、就労定着支援体制加算として、基本報酬の単位数に所定の単位数を加算する。^(注2)

(注2) 平成30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬が設定されることとなり、就労定着者の人数が過去4年間0である場合等の減算、就労移行者の人数が過去2年間0である場合の減算及び就労定着支援体制加算は廃止された。

(4) 訓練等給付費等

市町村は、法に基づき、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る訓練等給付費等を事業者に支払うこととなっており、訓練等給付費等は、障害福祉サービスに要した費用の額から当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を^{しんしゃく}して政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

訓練等給付費等の支払手続については、①事業者は、訓練等給付費等を記載した介護給付費・訓練等給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から訓練等給付費等に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、訓練等給付費等を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者^に訓練等給付費等を支払うことになっている。

そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、訓練等給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、24都道府県及び37市(14政令指定都市、23中核市)において、指定就労移行支援事業所を設置する446事業者に対する訓練等給付費の支払について、訓練等給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、訓練等給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、2県及び2市(1政令指定都市、1中核市)に所在する4事業者は、事業所における過去4年間の就労定着者又は過去2年間の就労移行者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に100分の85等に乗ずることなく算定していたり、前年度における就労定着者がいなかったのに就労定着支援体制加算の単位数を算定していたりしていた。このため、27年度から30年度までの間に、上記の4事業者に対して7市が行った訓練等給付費の支払が計311件、計8,851,847円過大となっていて、これに対する国の負担額4,425,923円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市において訓練等給付費の算定について審査が十分でなかったこと、県等において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

新潟県に所在する事業者Aは、平成28、29両年度に実施した就労移行支援に係る訓練等給付費の算定に当たり、過去2年間の就労移行者の人数が0となっていたのに、同年度において障害福祉サービスの提供を受けた利用者について、基本報酬の単位数に100分の85を乗じていなかった。

このため、上記の事態に係る181件の請求に対して2市が支払った訓練等給付費が計4,037,420円過大となっていて、これに対する国の負担額計2,018,710円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する県等別に示すと、次のとおりである。

県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた訓練等給付費の件数 件	過大に支払われた訓練等給付費 千円	不当と認める国の負担額 千円	摘要
新潟県	2市(1)	28~30	181	4,037	2,018	就労移行支援
名古屋市	1市(1)	27~29	47	1,018	509	同
長崎県	4市(1)	28、29	48	1,109	554	同
佐世保市	1市(1)	28、29	35	2,686	1,343	同
計	7市(4)	27~30	311	8,851	4,425	

(注) 計欄の実施主体数は、県等の間で実施主体が重複することがあるため、各県等の実施主体数を合計したものとは一致しない。

(137) 障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	4 都県
国の負担の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
実施主体	市7、町4、村1、計12実施主体
事業者	指定児童発達支援事業者等1、指定放課後等デイサービス事業者3、計4事業者
過大に支払われた障害児通所給付費に係る障害児通所支援の種類	児童発達支援、放課後等デイサービス

過大に支払われた障害児通所給付費の件数	824 件(平成 26 年度～29 年度)
過大に支払われた障害児通所給付費の額	16,890,325 円(平成 26 年度～29 年度)
不当と認める国の負担額	8,445,162 円(平成 26 年度～29 年度)

1 障害児通所給付費の概要

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)に基づき、障害児に対して児童発達支援^(注1)、放課後等デイサービス等^(注2)を行うものであり、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、これに要する費用について障害児通所給付費を支給している。

そして、障害児の保護者が障害児通所支援を受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害児の保護者は、居住地等の市町村から障害児通所給付費を支給する旨の通所給付決定を受ける。
- ② 通所給付決定を受けた障害児の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)は、通所給付決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市等の市長の指定を受けた指定障害児通所支援事業者(以下「事業者」という。)の事業所において、障害児通所支援を受ける。

また、都道府県知事又は政令指定都市等の市長は、必要があると認めるときは事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

(注 1) 児童発達支援 障害児に対して、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する支援

(注 2) 放課後等デイサービス 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する支援

(2) 障害児通所支援に要した費用の額の算定

事業者が障害児通所支援を提供して請求することができる費用の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号。以下「算定基準」という。)等に基づき、障害児通所支援の種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価(10 円から 11.52 円)を乗じて算定することとなっている。

そして、児童発達支援及び放課後等デイサービスに要する費用の額は、算定基準等に基づき、所定の研修を修了した者であることなどの要件を満たす児童発達支援管理責任者(以下「管理責任者」という。)を事業所に専任で配置している場合には、障害児の障害種別及び当該事業所の利用定員に応じた児童発達支援管理責任者専任加算(以下「管理責任者専

任加算」という。)の単位数を基本報酬の単位数に合算した単位数により算定することとなっている。また、事業所に配置すべき人員の欠如を未然に防止して、適正な障害児通所支援の提供をするために、管理責任者を事業所に配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、児童発達支援管理責任者欠如減算(以下「管理責任者欠如減算」という。)として、基本報酬の単位数に100分の70を乗じて得た単位数を基に算定することなどとなっている。

(3) 障害児通所給付費

市町村は、法に基づき、通所給付決定保護者が事業者から障害児通所支援の提供を受けたときは、これに係る障害児通所給付費を事業者に支払うこととなっており、障害児通所給付費は、障害児通所支援に要した費用の額から当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしんじやくして政令で定める負担の上限額等を控除して得た額となっている。

障害児通所給付費の支払手続については、①事業者は、障害児通所給付費を記載した障害児通所給付費・入所給付費等請求書等(以下「請求書等」という。)を、市町村から障害児通所給付費に係る支払に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会に送付し、②同連合会は、事業者から送付された請求書等の点検を行い、障害児通所給付費を市町村に請求して、③請求を受けた市町村は、金額等を算定基準等に照らして審査した上で、同連合会を通じて事業者に障害児通所給付費を支払うことになっている。

そして、国は、障害児通所支援に要した費用について市町村が支弁した障害児通所給付費の2分の1を負担している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、障害児通所給付費の算定が適正に行われているかに着眼して、25都道府県及び15市(政令指定都市等)において、障害児通所支援の提供を行う事業所を設置する814事業者に対する障害児通所給付費の支払について、障害児通所給付費の請求に係る関係書類等により会計実地検査を行った。そして、障害児通所給付費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

検査したところ、4都県に所在する4事業者は、事業所に管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったなどしていたのに、管理責任者専任加算の単位数を算定したり、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、平成26年度から29年度までの間に、上記の4事業者に対して12市町村が行った障害児通所給付費の支払が計824件、計16,890,325円過大となっていて、これに対する国の負担額8,445,162円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業者において算定基準等を十分に理解していなかったことにもよるが、市町村において障害児通所給付費の算定について審査が十分でなかったこと、都県において事業者に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

長崎県に所在する事業者 A は、放課後等デイサービスの提供を行った事業所において、管理責任者として配置された者が所定の研修を修了した者であることの要件を満たしていなかったのに、管理責任者専任加算の単位数を算定したり、管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に100分の70を乗ずることなく算定したりなどしていた。

このため、上記の事態に係る平成28年4月から30年1月までの22か月間における532件の請求に対して1市が支払った障害児通所給付費が計12,082,326円過大となっていて、これに対する国の負担額6,041,163円は負担の必要がなかった。

以上を事業者の所在する都県別に示すと、次のとおりである。

都 県 名	実 施 主 体 (事 業 者 数)	年 度	過大に支払われた障害児通所給付費の件数	過大に支払われた障害児通所給付費	不当と認める国の負担額	摘 要
			件	千円	千円	
栃 木 県	3市町(1)	28、29	64	1,182	591	児童発達支援、放課後等デイサービス
千 葉 県	4市町村(1)	26、27	97	2,057	1,028	放課後等デイサービス
東 京 都	4市(1)	27～29	131	1,567	783	同
長 崎 県	1市(1)	28、29	532	12,082	6,041	同
計	12市町村(4)	26～29	824	16,890	8,445	

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 障害者に係る就労移行支援事業について、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、基本報酬の届出において、提出を求めるべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知したり、就労移行支援の利用者が就職した後に就労移行支援サービス費を算定できない旨を周知したりすることにより、給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、7都道府県、14市
国の負担の根拠	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
実 施 主 体	市81、区2、町23、計106実施主体
就労移行支援の概要	就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

適正な就労定着の状況に基づかず定着等支援加算を算定していた事業者、件数及び就労移行支援サービス費	32 事業者	7,248 件	6544 万円(平成 25 年度～30 年度)
上記に係る国の負担額(1)			3272 万円
就職した後も就労移行支援サービス費を算定していた事業者、件数及び就労移行支援サービス費	7 事業者	300 件	1444 万円(平成 25 年度～30 年度)
上記に係る国の負担額(2)			722 万円
(1)及び(2)の純計	36 事業者		3994 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

障害者に係る就労移行支援事業の給付費の算定について

(令和元年 10 月 29 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 障害者に係る就労移行支援事業の概要

(1) 自立支援給付制度の概要

自立支援給付は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものであり、自立支援給付のうち障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(以下、これらを合わせて「訓練等給付費等」という。)がある。

そして、障害者及び障害児が障害福祉サービスを受けようとする場合の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 障害者又は障害児の保護者は、居住地等の市町村から訓練等給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受ける。
- ② 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下、これらを合わせて「支給決定障害者等」という。)は、支給決定の有効期間内に都道府県知事又は政令指定都市若しくは中核市の市長(以下「都道府県知事等」という。)の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)との間で契約を行い、事業者の事業所において、障害福祉サービスを受ける。

その後、事業者は、支給決定障害者等との間の契約を終了したときには、市町村に対して、遅滞なく報告することとなっている。

市町村は、支給決定障害者等が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、これに係る訓練等給付費等を事業者に支払うことになっており、事業者から訓練等給付費等の請求を受けた市町村は、金額等を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準」という。)等に照らして審査した上で、事業者に訓練等給付費等を支払うこととなっている。そして、国は、障害福祉サービスに要した費用について市町村が支弁した訓練等給付費等の100分の50を負担している。

また、都道府県は、法等に基づき、市町村が行う自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助等を行うこととなっている。そして、都道府県知事等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、事業者に対する指導等を行うことができることとなっている。

(2) 就労移行支援の概要

訓練等給付費の支給の対象には、就労移行支援、就労継続支援等があり、このうち就労移行支援は、就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うものである。

事業者が支給決定障害者等に対して障害福祉サービスを提供した際に市町村に請求することができる費用の額は、算定基準等に基づき、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これにより得た単位数に単価(10円から11.60円)を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援については、算定基準等に基づき、就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(以下「事業所」という。)において、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合に就労移行支援サービス費として所定の単位数を算定することになっており、算定基準の実施に伴う留意事項を示した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「算定基準留意事項通知」という。)において、利用者が就職した日の前日まで算定可能である旨が明示されている。

また、事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。)に基づき、利用者が就職した場合には、利用者の職場への定着を促進するため、利用者が就職した日から6か月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならないこととなっている。そして、事業者は、この間の支援については就労移行支援サービス費を算定できないことになっており、他方、平成

29年度までは、企業等に雇用されてから当該企業に連続して6か月以上雇用されているなどの者(以下「就労定着者」という。)が所定の割合以上となっているなどの要件を満たした場合には、基本報酬の単位数に所定の単位数を加算することができることになっていた。

上記の加算は、算定基準等に基づき、26年度までは、一般就労(障害福祉サービスでの就労等以外の就労)への定着支援に効果を上げている事業所を評価するなどのために、前年度及び前々年度(20年度以前は前年度)において、就労定着者が当該事業所の利用定員に対して所定の割合以上となっているなどの要件を満たした場合に、就労移行支援体制加算として算定することとなっていた。そして、27年度から29年度までは、障害者が企業等により長く就労を継続できるよう支援するために、前年度において、就労定着者のうち、企業等に雇用されてからの期間が6か月以上12か月未満、12か月以上24か月未満又は24か月以上36か月未満である者の人数がそれぞれ利用定員に対して所定の割合以上となっているなどの要件を満たした場合に、就労定着支援体制加算として算定することとなっていた(以下、就労移行支援体制加算と就労定着支援体制加算を合わせて「定着等支援加算」という。)

そして、事業者は、定着等支援加算を算定する場合には、都道府県知事等に対して、定着等支援加算の届出書に前年度における就労定着者の就職日、届出時点における就労又は離職の状況等を記載して届け出なければならないこととなっていた。

なお、30年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、就労定着支援体制加算は廃止(ただし、30年9月末までは一定の要件を満たした場合には算定可能)されたが、就労定着の実績に応じて評価されていた定着等支援加算の算定の仕組みが基本報酬に組み込まれることになり、基本報酬において、前年度における就労定着者の利用定員に対する割合に応じた区分の単位数が設定されることとなった。そして、事業者は、定着等支援加算の場合と同様に、都道府県知事等に対して、基本報酬の届出書に前年度における就労定着者等を記載して届け出なければならないこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

就労移行支援サービス費については、事業所において就労定着の実績に応じて定着等支援加算が算定できることとなっており、30年度に報酬改定が行われた後も、その算定の仕組みは維持されている。

そこで、合規性等の観点から、事業所における利用者に係る訓練等給付費の支払が適正に行われているか、特に、就労定着等の実績に基づいて就労移行支援サービス費が適正に算定されているかなどに着眼して、都道府県、政令指定都市又は中核市(以下「都道府県等」という。)^(注1)のうち46都道府県等において、都道府県知事等の指定を受けた370事業者の411事業所に対する25年度から30年度までの訓練等給付費の支払について事業者から提出された定着等支援加算に係る調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。そして、定着等支援加算の算定等について疑義が見受けられた場合には、更に都道府県等に事態の詳細な報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査を行った。

(注1) 46 都道府県等 東京都、北海道、大阪府(同府が条例に基づき権限委譲している茨木、八尾、寝屋川各市を含む。)、茨城、群馬、新潟、山梨、愛知、兵庫、鳥取、岡山、徳島、香川、福岡、佐賀、長崎、鹿児島各県、札幌、函館、旭川、前橋、高崎、八王子、新潟、名古屋、豊橋、岡崎、豊田、大阪、堺、豊中、高槻、枚方、東大阪、神戸、姫路、尼崎、西宮、岡山、倉敷、高松、北九州、福岡、長崎、佐世保、鹿児島各市

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 適正な就労定着の状況に基づかずに定着等支援加算を算定していた事態

前記のとおり、事業者は、定着等支援加算を算定する場合には、都道府県知事等に対して、定着等支援加算の届出書に前年度における就労定着者等を記載して届け出なければならないこととなっていた。

そこで、都道府県等において、届出書に記載された就労定着者等をどのように確認しているかみたところ、前記46都道府県等のうち32都道府県等では、事業者に対して就労定着者等についての記載内容が適切であるかを確認できる根拠資料(以下「根拠資料」という。)の提出を求めておらず、また、根拠資料の提出を求めていた14都道府県等でも提出された根拠資料に基づいて届出書の記載内容を十分に確認していないものが見受けられた。

さらに、事業者に対して、都道府県等を通じて根拠資料の提出を求めて、事業者による単位数の算定が適切に行われているかみたところ、18都道府県等管内の32事業者の33事業所において、定着等支援加算の届出書に、前年度における就労定着者を記載すべきなのに前々年度の就労定着者を記載していたり、6か月を経過する前に離職していた者を記載していたりするなど、定着等支援加算の算出対象とはならない者を記載していて、適正な就労定着者に基づいて算出される定着等支援加算の単位数を上回る単位数を算定するなどしていた。

上記の33事業所における適正な訓練等給付費の額を算定したところ、25年度から30年度までの間に89市町の支払った訓練等給付費計7,248件、計6544万余円が過大になっていて、これに対する国の負担額3272万余円は負担の必要がなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

神戸市から指定を受けた事業者Aは、事業所に係る平成25、28、30各年度の定着等支援加算の届出書において就労定着者を記載する欄に、6か月を経過する前に離職していた者を誤って記載していたり、企業等に雇用されてから6か月を経過していない者を誤って記載していたりなどしていた。

このため、事業所に対して、6市が支払った訓練等給付費計1,169件、計1428万余円が過大となっていて、これに対する国の負担額714万余円は負担の必要がなかった。

(注2) 18 都道府県等 北海道、大阪府、新潟、兵庫、鳥取、徳島各県、札幌、新潟、名古屋、大阪、堺、豊中、高槻、東大阪、神戸、尼崎、佐世保、鹿児島各市

(2) 就職した後も就労移行支援サービス費を算定していた事態

就労移行支援サービス費は、前記のとおり、算定基準留意事項通知によれば、利用者が就職した日の前日まで算定可能であるとされているが、就労継続支援等の他のサービスにおいては、同様の規定はない。

また、事業者は、前記のとおり、運営基準に基づき、職場への定着を促進するため、利用者が就職した日から6か月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならないこととされており、この間の就労移行支援サービス費は算定できないことになっているが、就労定着の実績に応じた定着等支援加算を算定できる仕組みとなっている。

そして、貴省は、「障害福祉サービスに係る Q&A (指定基準・報酬関係) (VOL. 2)」(平成19年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)において、一般就労に移行した後の通所に伴い提供される日中活動サービスの利用の可否について、一定の要件を満たしている場合においては可能である旨を示しているが、これについて貴省に確認したところ、上記の事務連絡が就労移行支援に適用されることについては想定していないとしている。

そこで、都道府県等を通じて根拠資料の提出を求めて、算定基準留意事項通知に従って就労移行支援サービス費の算定が利用者が就職した日の前日までとなっているかを確認したところ、市町村及び事業者が、算定基準留意事項通知の内容を把握していなかったり、上記の事務連絡における日中活動サービスには、就労移行支援も含まれていて、一定の要件を満たしている場合は算定可能であると誤解していたりしたことなどから、7都道府県等管内7事業者の7事業所(このうち、3事業者の3事業所が(1)の事態にも該当している。)において、利用者が就職し引き続き就労している間も就労移行支援サービス費を算定していた。

上記の7事業所における適正な訓練等給付費の額を算定したところ、25年度から30年度までに21市区町の支払った訓練等給付費計300件、計1444万余円が過大になっていて、これに対する国の負担額722万余円は負担の必要がなかった。

(注3) 7都道府県等 茨城、鳥取、徳島各県、旭川、八王子、豊中、東大阪各市

(是正及び是正改善を必要とする事態)

就労移行支援サービス費の算定に当たり、適正な就労定着の状況に基づいて定着等支援加算が算定されていなかったり、就職した後も引き続き就労移行支援サービス費が算定されていたりしている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業者において、定着等支援加算の届出を適正に行うことについての認識が欠けていたり、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できないことについての理解が十分でなかったりしていることにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 都道府県等において、定着等支援加算の届出時に根拠資料の提出を求めていなかったり、提出を求めていても根拠資料を十分に活用していなかったりして、届出の内容の確認を適切に行うことについての認識が欠けているなどしていること

イ 市町村において、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないことについての理解が十分でないこと

ウ 貴省において、都道府県等に対して、定着等支援加算の届出の内容の確認を行うことの必要性について周知していなかったり、市町村に対して、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないことを適切に周知していなかったり、事業者に対して、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないこと及び利用者が就職した場合に市町村に適時に報告することについて十分な周知をしていなかったりしていること

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、就労移行支援について、引き続き就労定着の実績に応じて評価する算定の仕組みを継続することとしている。

については、貴省において、36事業者の37事業所に対して都道府県等を通じるなどして速やかに過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう是正の処置を要求するとともに、就労移行支援サービス費が適正に算定されるよう次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 都道府県等に対して、基本報酬の届出の内容を確認するために届出の際に事業者に提出を求めるべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知徹底すること

イ 市町村に対して、利用者が就職した後は引き続き就労移行支援サービス費を算定できない旨を都道府県を通じて明確に周知徹底すること

ウ 事業者に対して、基本報酬の届出を就労定着の実績に応じて適切に行うこと、利用者が就職した後に引き続き就労移行支援サービス費を算定できないこと及び利用者が就職した場合に市町村に対して適時に報告することを都道府県等を通じて周知徹底すること

- (2) 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業において、医療情報連携ネットワークのシステムが利用可能な状態となるよう適宜の処置を要求し、システムの仕様の検討及び動作確認を十分に事業主体に行わせたり、整備した後の運用状況等について都道府県に把握させたりなどするよう是正改善の処置を求め、及び交付申請時に参加医療機関等の目標数、目標数を達成するための取組方針等を事業主体に申告させるなどするよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療提供体制基盤整備費 東日本大震災復興特別会計 (組織)厚生労働本省 (項)社会保障等復興政策費
部 局 等	厚生労働本省
交付等の根拠	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)等、予算補助
補助事業者	18 都道県
間接補助事業者 (事業主体)	104 事業主体

交付金事業の概要	地域における医療及び介護を総合的に確保するための事業等の実施		
上記交付金事業のうち検査の対象とした交付金事業	地域の医療圏における医療情報連携ネットワークの整備等を行う事業		
前記の事業主体が整備等を行ったシステム数及び助成対象事業費	60 システム	191 億 2733 万余円	(平成 25 年度～29 年度)
上記に係る交付金相当額		155 億 8984 万余円	
システムの動作確認が十分でなかったため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事業主体数、システム数及び交付金相当額	(1) 2 事業主体 2 システム	1333 万円	(平成 27、29 両年度)
システムが全く利用されていないなどの事業主体数、システム数及び交付金相当額	(2) 5 事業主体 5 システム	2613 万円	(平成 27 年度～29 年度)
	(3) 6 事業主体 2 システム	12 億 1237 万円(背景金額)	(平成 25 年度～28 年度)
(1)及び(2)の計	7 事業主体 7 システム	3946 万円	

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業について

(令和元年 10 月 28 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 医療情報連携ネットワークの概要等

(1) 医療情報連携ネットワークの概要

貴省は、世界最先端 IT 国家創造宣言(平成 25 年 6 月閣議決定)において、医療・介護に必要な医療情報連携ネットワークを全国で展開することとされたことなどを受け、医療分野の情報化の推進に係る政策を実施している。

医療情報連携ネットワークは、IT を活用した情報共有手段の一つであり、病院、診療所、介護施設等(以下「医療機関等」という。)の間で診療上必要な医療情報(患者の氏名等の基本情報や処方データ、検査データ、画像データ等の診療情報)を、患者(以下、医療情報

の提供者となる患者を「参加患者」という。)の同意の下、電子的に共有、閲覧する仕組みである。そして、これにより、医療情報連携ネットワークに参加する医療機関等(以下「参加医療機関等」という。)の間で効率的に医療情報を共有することが可能となることから、患者の状態に合った質の高い医療の提供が可能となったり、投薬や検査の重複が避けられることにより患者の負担を軽減できたりするなどの効果が期待されている。

(2) 地域における医療情報連携ネットワークの整備等に対する支援

(注1)
地域の医療圏における医療情報連携ネットワーク(以下「地域医療ネット」という。)を整備する市町村、医療法人等(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)は、貴省が交付する各種交付金を活用して事業を実施するなどしており、その概要は次のとおりである。

(注1) 医療圏 都道府県が定める「医療計画」において都道府県が設定する地域単位で、一次医療圏(基本的に市町村単位)、二次医療圏(複数の市町村)、三次医療圏(基本的に都道府県単位)がある。

ア 医療介護提供体制改革推進交付金等

貴省は、平成26年度から、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)等に基づき、都道府県が作成した計画(以下「都道府県計画」という。)に基づいて行う事業を支援するために、都道府県に設置する基金(地域医療介護総合確保基金。以下「確保基金」という。)の造成に必要な経費の3分の2に相当する額等について、一般会計から医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金を交付している。

そして、都道府県は、貴省が定めた「平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の交付について」(平成26年厚生労働省発医政0912第2号)等に基づき、確保基金に係る交付申請等の事務手続等に関する助成要綱(以下「確保基金要綱」という。)を定めて、都道府県計画の範囲内で行う地域医療ネットの整備等の事業について、交付申請書等の確認及び審査を行った後、必要な経費を確保基金から取り崩し、事業主体に対して助成するなどしている(以下、確保基金から取り崩して助成したものを「確保基金助成金」という。)

イ 地域医療再生臨時特例交付金

貴省は、21年度から25年度までの間に「平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」等に基づき、都道府県が作成した地域医療再生計画に基づいて行う事業を支援するために、また、24年度から29年度までの間に「平成24年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」等に基づき、岩手、宮城、福島、茨城各県が作成した医療の復興計画に基づいて行う事業を支援するために、都道府県に設置する基金(地域医療再生基金。以下「再生基金」という。)の造成に必要な経費について、一般会計又は東日本大震災復興特別会計から地域医療再生臨時特例交付金を交付している(以下、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域医療再生臨時特例交付金を合わせて「交付金」という。)

そして、都道府県は、貴省が定めた「地域医療再生臨時特例交付金の運営について」(平成21年厚生労働省医政発第0605008号)等に基づき、再生基金に係る交付申請等の事務手続等に関する助成要綱(以下「再生基金要綱」という。)を定めて、地域医療再生計画等の範囲内で行う地域医療ネットの整備等の事業について、交付申請書等の確認及び審査を行った後、必要な経費を再生基金から取り崩し、事業主体に対して助成するなどしている(以下、再生基金から取り崩して助成したものを「再生基金助成金」という。)

また、再生基金は26年度以降順次各都道府県において廃止されており、確保基金助成金による事業が後継事業として位置付けられている。

2 本院の検査結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合规性、有効性等の観点から、確保基金助成金及び再生基金助成金(以下、これらを合わせて「基金助成金」という。)を活用して整備された地域医療ネットについて、システムが適切に構築されているか、整備された地域医療ネットは適切に運用されているか、都道府県による審査等は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、25年度から29年度までの間に^(注2)18都道県が交付した基金助成金により104事業主体が整備等を行った地域医療ネット60システム(助成対象事業費計191億2733万余円、交付金相当額計155億8984万余円)を対象として、地域医療ネットの整備、運用状況等に関する調書の提出を受けてその内容を分析するとともに、貴省、18都道県及び104事業主体において、確保基金要綱、再生基金要綱、交付申請書、実績報告書等の関係書類を確認するなどの方法により、会計実地検査を行った。

(注2) 18都道県 東京都、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、福島、千葉、愛知、滋賀、兵庫、鳥取、島根、徳島、福岡、長崎、熊本、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、6都道県から^(注3)交付された基金助成金により13事業主体が整備等を行った9システムにおいて、次のような事態が見受けられた。

(注3) 6都道県 東京都、北海道、福島、千葉、愛知、鳥取各県

(1) システムの動作確認が十分でなかったため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事態

^(注4)2道県から交付された確保基金助成金により2事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計4128万余円、交付金相当額計1333万余円)については、事業主体が、システム整備等のための仕様について地域医療ネットを運用するために十分なものとなっているかなどの検討を十分に行っていないか、システムの動作について仕様で要求されている基本要件等が満たされているかなどの確認を十分に行っていないかしていた。このため、システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収を了していた。そして、実際に整備されたシステムは、使用するネットワーク回線の通信速度が遅く、医療現場での使用に耐えないことからシステムを用いた医療情報の共有が困難となっていたり、システムに利用者情報等を登録する機能が整備されていなかったりなどしており、地域医療ネットが利用可能な状態となっていない状態が1年以上継続していた(表1参照)。

そこで、上記2システムの整備等に確保基金助成金を交付している2道県における事業主体に対する指導等についてみたところ、2道県は、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、事業主体に対して当該事態を改善するための指導を行っていなかった。

(注4) 2道県 北海道、千葉県

上記の事態について、令和元年10月時点において利用可能な状態となっていない事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

北海道は、平成27年度に、確保基金を取り崩して、医療法人社団豊生会(以下「豊生会」という。)が助成対象事業費2910万余円で実施した「平成27年度患者情報共有ネットワーク構築事業(患者情報共有ネットワーク構築事業)」に対して、確保基金助成金である平成27年度患者情報共有ネットワーク構築事業費補助金1455万余円(交付金相当額970万余円)を交付している。

この事業は、近隣の介護施設等(以下「介護施設等」という。)と豊生会が運営する病院が、それぞれ既存のパソコン等に医療・介護情報共有システム(以下「共有システム」という。)を導入することにより、介護施設等と当該病院の両方を利用する患者の診療情報等を相互に共有することができるネットワークを構築するものである。そして、豊生会は、共有システムの整備が完了したものとして、28年3月に検収を了していた。

しかし、導入した共有システムは、職員登録、利用者情報の登録の機能等のシステムを利用するための基本的な機能が備わっていないなど、仕様書で要求されている基本要件等が満たされていないため、利用可能な状態となっておらず、令和元年10月現在でも利用が開始されていない。

また、北海道は、当該事態を十分に把握しておらず、豊生会に対して事態を改善するための指導を行っていなかった。

なお、残りの1システムについては元年6月から利用が開始されている。

表1 整備されたシステムが利用可能な状態となっていない状態が1年以上継続していた事態

(単位：千円)

情報システムの利用状況	システムのうち利用されていない部分	都道府県	年度	整備完了年月	事業主体	情報システム名	助成対象事業費	基金助成金額	交付金相当額
令和元年10月時点で利用可能な状態となっていない	全部	北海道	平成27	H28.3	医療法人社団豊生会	医療・介護情報共有システム	29,108	14,554	9,702
令和元年6月利用開始		千葉	29	H30.3	一般社団法人市川市医師会	医療画像地域医療連携システム	12,173	5,450	3,633
計					2事業主体	2システム	41,281	20,004	13,335

(2) システムが全く利用されていないなどの事態及び事業主体に対する指導等の状況

ア 整備されたシステムへの参加患者の登録が皆無となっているなどして、システムが全く利用されていないなどの事態

(注5)

4都県から交付された確保基金助成金により5事業主体が整備等を行った5システム(助成対象事業費計8954万余円、交付金相当額計2613万余円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、参加医療機関等及び参加患者が

皆無となっていて全く利用されていなかったり、平成31年3月末時点における参加患者の数が50名以下となっていて、利用が低調となっていたりしていた。

また、^(注6)2県から交付された基金助成金により6事業主体が整備等を行った2システム(助成対象事業費計17億5599万余円、交付金相当額計12億1237万余円)については、システムの整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、システムの一部の機能が全く利用されていなかったり、上記と同様に利用が低調となっていたりしていた(表2参照)。

(注5) 4都県 東京都、千葉、愛知、鳥取各県

(注6) 2県 福島、愛知両県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

愛知県は、平成28年度に、確保基金を取り崩して、名古屋鉄道健康保険組合名鉄病院(以下「名鉄病院」という。)が助成対象事業費2376万円で実施した地域医療ネットワーク基盤整備事業に対して、確保基金助成金である地域医療ネットワーク基盤整備事業費補助金1188万円(交付金相当額792万円)を交付している。

この事業は、名鉄病院がサーバ等の機器等を整備し、「名鉄病院地域医療連携ネットワークシステム」(以下「名鉄システム」という。)を構築して、名鉄病院の患者の検査結果、画像、薬剤の処方情報等を地域の診療所等の医療機関に提供するものである。

しかし、名鉄病院は、29年3月に名鉄システムを整備したものの、参加医療機関等の数や参加患者の数についての目標を定めておらず、医療機関に対する参加への働きかけや患者に対する参加の同意を促す取組が十分でなかった。このため、整備が完了してから1年以上が経過した30年11月の会計実地検査時点においても、名鉄システムへの参加医療機関等及び参加患者はいずれも皆無となっていて、名鉄システムは全く利用されていなかった。

表2 整備されたシステムへの参加患者の登録が皆無でシステムが全く利用されていないなどの事態

(単位：千円)

システムのうち利用されていない部分	情報システムの利用状況	都道府県	年度	整備完了年月	事業主体	情報システム名	助成対象事業費	基金助成金額	交付金相当額
全部	未利用	千葉	平成29	H30.3	社会医療法人社団蛸水会名戸ヶ谷病院	名戸ヶ谷病院診療情報共有システム	13,932	5,000	3,333
		東京	29	H30.3	公益社団法人板橋区医師会	板橋区医師会病院地域医療連携ICTシステム	21,683	10,000	6,666
		愛知	28	H29.3	名古屋鉄道健康保険組合名鉄病院	名鉄病院地域医療連携ネットワークシステム	23,760	11,880	7,920
		鳥取	27	H28.3	医療法人養和会養和病院	地域連携システム	12,096	3,288	2,192
	利用が低調	東京	29	H30.3	社会医療法人社団医善会	医善会医療連携ネットワーク	18,073	9,036	6,024
計					5事業主体	5システム	89,544	39,204	26,135
常滑市が整備した病院・診療所間の連携機能	未利用	愛知	26	H27.3	半田市、常滑市、一般社団法人半田市医師会	知多半島医療連携ネットワーク	85,392	38,781	25,854
整備したシステムのうちの地域医療ネットに当たる機能	利用が低調	福島	25~28	H27.3	いわき市、医療法人常磐会、医療法人翔洋会	いわき地域医療連携ネットワークシステム	1,670,606	1,186,524	1,186,524
計					6事業主体	2システム	1,755,999	1,225,305	1,212,378

イ 交付申請時の審査、事業実施後の運用状況等の把握及び事業主体に対する指導等について

アの事態に係る^(注7)5都県において、交付申請時の審査の状況についてみたところ、^(注8)4県においては、事業主体に対して、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を申告させ、これに基づき十分に審査を行うなどしていなかった。また、東京都においては、上記事項のうち参加医療機関等の数については申告させていたものの、その他の事項については申告させていなかった。

また、5都県における事業実施後の運用状況等の把握や事業主体に対する指導等についてみたところ、東京都を除く上記の4県においては、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、前記のとおり全く利用されていないなどの状況が継続しているにもかかわらず、事業主体に対して、当該状況を改善するための十分な指導等を行っていなかった。

なお、本院の会計実地検査後に、5都県が事態を改善するための指導等を行ったことなどから、アの事態に係る計7システムについては、一部のシステムの利用が開始されるなどしている。

(注7) 5都県 東京都、福島、千葉、愛知、鳥取各県

(注8) 4県 福島、千葉、愛知、鳥取各県

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

事業主体がシステムの仕様の検討及びシステムの動作確認を十分に行っていないことから、地域医療ネットが利用可能な状態となっていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、基金助成金により整備等を行った地域医療ネットの参加医療機関等及び参加患者が皆無となっていて、システムが全く利用されていないなどの事態、都県において、事業主体に対して、基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標等を申告させ、これに基づき十分に審査を行うなどしていなかったり、道県において、地域医療ネットを整備した後のシステムの運用状況等を十分に把握しておらず、全く利用されていないなどの状況が継続している事業主体に対して十分な指導等を行っていなかったりしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、システムの仕様の検討及びシステムの動作確認を行うことの重要性についての認識が欠けていたことなどにもよるが、貴省において、次のことなどによると認められる。

ア 都道府県に対して、システムの仕様の検討及びシステムの動作確認を十分に行うことを事業主体に指導を行うよう周知していないこと

イ 都道府県に対して、基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査するなどするよう助言していないこと

ウ 都道府県に対して、事業の完了後においても、地域医療ネットの効率的な運用が図られているかなど、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を十分に把握するとともに、利用可能な状態となっていなかったり、全く利用されていなかったりなどの事態があった場合に事態を改善するための十分な指導等を行うよう助言していないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

地域医療ネットは、前記のとおり、貴省において、今後も確保基金助成金により、引き続き整備されることが見込まれている。

ついては、貴省において、次のとおり是正の処置を要求するとともに、今後、確保基金助成金により新たに整備される地域医療ネットが適切に運用されるよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

ア 利用可能な状態となっていなかった1システムについて、確保基金助成金を交付した都道府県に対して、利用可能な状態となっているか確認するとともに、利用が開始されない場合には、確保基金助成金の返還等の手続を行わせるよう助言すること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ システムの仕様の検討及びシステムの動作確認を十分に行うことを事業主体に指導を行うとともに、地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握し、地域医療ネットが利用可能な状態となっていない事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導を行うこととするよう都道府県に対して周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 確保基金助成金の交付申請の際に、参加医療機関等の数及び参加患者の数の目標並びにこれらの目標の達成が見込まれる根拠及び目標を達成するための取組方針等を事業主体に申告させて、これに基づき審査することなどとするよう都道府県に対して助言すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 地域医療ネットを整備した後の運用状況等を把握した結果、全く利用されていないなどの事態があった場合には、事態を改善するために事業主体に対して指導等を行うこととするよう都道府県に対して助言すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

- (3) 都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計	(組織)厚生労働本省
		(項) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費
		(組織)都道府県労働局
		(項) 都道府県労働局共通費
		(項) 労働条件確保・改善対策費
		(項) 男女均等雇用対策費

	労働保険特別会計(労災勘定)	(項) 労働安全衛生対策費 (項) 業務取扱費
	(雇用勘定)	(項) 職業紹介事業等実施費 (項) 高年齢者等雇用安定・促進費 (項) 業務取扱費
	(徴収勘定)	(項) 業務取扱費
部 局 等	厚生労働本省、47 労働局	
賃金構造基本統計調査の概要	労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と、賃金との関係を明らかにすることを目的として実施される調査	
検査の対象とした47労働局における賃金構造基本統計調査の実施に要した金額	2億3387万余円(平成29、30両年度)	
上記のうち賃金構造基本統計調査の実施に要する経費に充てることのできる歳出科目以外の歳出科目から支出するなどしていた金額	3710万円	

【是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したものの全文】

賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について

(令和元年10月25日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 賃金構造基本統計調査の概要等

(1) 賃金構造基本統計調査の概要

貴省は、統計法(平成19年法律第53号)等に基づき、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と賃金との関係を明らかにすることを目的として、基幹統計調査である賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」という。)を実施している。

統計法によれば、行政機関の長が基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、調査の名称及び目的、調査対象の範囲、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求める個人又は法人その他の団体、報告を求めるために用いる方法、報告を求める期間等の必要事項を記載した申請書を総務大臣に提出し、総務大臣の承認を受けなければならないこととされている。厚生労働大臣は、賃金センサスの実施に当たり、申請書

を総務大臣に提出して、総務大臣の承認を受けており、当該承認を受けた平成29年及び30年の申請書に添付された調査計画によれば、賃金センサスにおいては、無作為抽出により選定された約8万の事業所(以下「調査対象事業所」という。)から、6月30日現在の事業内容、雇用労働者の雇用形態、就業形態等別の給与額等の状況について、7月1日から同月31日までに報告を求めることとされている。また、調査については、貴省本省、貴省の地方支分部局である都道府県労働局(以下「労働局」という。)及び労働基準監督署(以下「監督署」という。)が実施し、調査の実施方法は、労働局及び監督署の職員並びに調査の事務に従事させるために労働局長が任命する統計調査員が調査対象事業所を訪問して事業主に調査票を配布し、説明して調査票の記入を依頼し、記入済みの調査票を回収する方法(以下「調査員調査」という。)によることとされている。

貴省は、毎年、賃金センサスの結果を取りまとめた報告書を発行しており、29年賃金センサスの結果報告書(30年6月発行)において、賃金センサスは、貴省政策統括官(統計・情報政策担当)(30年7月31日以降は政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)。以下「統計担当政策統括官」という。)の企画の下に、労働局及び監督署の職員並びに統計調査員による^(注1)実地自計調査により行ったと報告している。

(注1) 実地自計調査 調査事務に当たる者が、統計調査を行う必要のある場所に実際に赴いて実施される調査

(2) 労働局における賃金センサスの実施に要する経費に係る歳出予算

貴省は、財政法(昭和22年法律第34号)第31条の規定に基づいて、内閣から、国会の議決を経た一般会計に係る歳出予算の配賦を受けており、労働局における賃金センサスの実施に要する経費については、一般会計(組織)都道府県労働局(項)都道府県労働局共通費の(目)統計調査員手当、(目)職員旅費、(目)委員等旅費及び(目)厚生労働統計調査費(以下、これらの歳出科目を「四つの(目)」という。)により歳出予算の配賦を受けている。そして、貴省本省は、労働局における賃金センサスの実施に要する経費を支払うための予算として、47労働局に対して、四つの(目)により歳出予算を示達している。

(3) 労働保険特別会計の管理及び一般会計と特別会計との区分経理

国は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による労働者災害補償保険事業(以下「労災保険事業」という。)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険事業(以下「雇用保険事業」という。)に関する政府の経理を明確にすることを目的として労働保険特別会計(以下「労働特会」という。)を設置して、一般会計と区分して経理している。そして、労働特会は、特会法に基づき、厚生労働大臣が管理することとなっていて、事業主及び雇用保険の被保険者が負担する労働保険料が財源の大部分を占めている。

特会法によれば、労働特会は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の三つの勘定に区分され、その歳出は、労災勘定では労災保険事業の保険給付費、社会復帰促進等事業費等と、雇用勘定では雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費等と、徴収勘定では労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費等となっており、それぞれ限定的に規定されている。

(4) 歳出予算の流用の制度

財政法第23条及び第31条の規定によれば、歳出予算は、支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従って項に区分しなければならないとされ、内閣は、各省各庁の長に対して歳出予算を配賦する場合、項を目に区分しなければならないこととされている。そして、同法第32条の規定によれば、各省各庁の長は、歳出予算を各項に定める目的の外に使用することができないこととされている。また、予算執行の段階においては、予算編成後における事情の変更や予期し得ない事態の発生等によって当初予算のとおりには執行し得ない場合、又は執行することがかえって適切でない場合もあり得ることから、同法第33条第2項において、予算の流用の制度が規定されている。流用は、各「項」内における「目」の金額を相互に移して使用することであり、予算統制の観点から、同項の規定により、財務大臣の承認を経なければならないこととなっている。

(5) 労働局における会計経理

貴省は、「厚生労働省所管会計事務取扱規程」(平成13年厚生労働省訓第23号)を定めて、労働局総務部長に支出負担行為の事務を委任しており、労働局長に歳出金の支出の決定の事務を委任している。そして、労働局総務部長は支出負担行為担当官として、労働局長は官署支出官として、それぞれ貴省本省から示達される一般会計歳出予算及び労働特会歳出予算を財政法、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等(以下、これらを合わせて「会計法令等」という。)に定められた手続に従って執行することとなっている。

会計法令等によれば、各省各庁の長は、支出負担行為を支出負担行為担当官に行わせようとするときは、内閣から配賦された歳出予算の範囲内で、当該支出負担行為担当官に歳出予算を示達することとされ、その示達は当該支出負担行為担当官ごとに「目」の区分別に金額等を定めた支出負担行為の計画(以下「支出負担行為計画」という。)によって行うこととされている。

(6) 公表された賃金センサスにおける不適切な事態

31年1月に、統計法に基づく基幹統計調査として貴省が実施している毎月勤労統計調査において、総務大臣の承認を受けた調査計画では調査方法について500人以上規模の事業所については、全数調査によるとしていたところ、一部を抽出調査で行っていたことが明らかになった。このため、国は、統計法に基づき実施している全ての基幹統計調査を対象として、総務大臣の承認を受けた調査計画どおりに実施されているかなどについて一斉に点検を行った。その結果、賃金センサスについては、総務大臣の承認を受けた調査計画では調査員調査により実施するとされていたものの、実際は、労働局がほぼ全ての調査対象事業所について、調査票を郵送で送付して調査対象事業所から記入済みの調査票を郵送で労働局に提出させる方法(以下「郵送調査」という。)により実施されていたことなどが明らかになり、貴省は同月にこれを公表している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のとおり、賃金センサスが総務大臣の承認を受けた調査計画と異なる調査方法で実施されていたことなどが明らかになったことから、本院は、合規性等の観点から、労働局における賃金センサスの実施に要する経費に係る予算執行は会計法令等に従って適正に行われているかなどに着眼して、29、30両年度の賃金センサスの実施に当たって47労働局が支出した計233,872,249円(29年度117,806,327円及び30年度116,065,922円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省において、労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算の各目の積算の内訳及び根拠、47労働局に対する歳出予算の示達額の決定方法等について聴取したり、47労働局のうち10労働局^(注2)において賃金センサスの実施に係る予算執行の実態について確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、上記の10労働局を含む47労働局について賃金センサスの実施に係る予算執行の実態についての調書等の提出を受けるなどして検査した。

(注2) 10労働局 北海道、群馬、千葉、東京、神奈川、長野、静岡、愛知、広島、福岡各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 47労働局における賃金センサスの実施方法等の状況

賃金センサスの実施に当たり、47労働局の全てが統計調査員を雇用していた。しかし、47労働局全てにおいて、貴省が公表したとおり、賃金センサスをほぼ全ての調査対象事業所について郵送調査により実施していた。そして、47労働局は、統計調査員を労働局に常駐させて、調査員調査ではなく、調査対象事業所から提出された記入済みの調査票の審査や、調査票が未提出となっている調査対象事業所への電話等による督促等の郵送調査に関する業務に従事させていた。

(2) 労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算の積算の状況

貴省本省は、29、30両年度の歳出予算要求額明細書において、労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算について、賃金センサスを統計法に基づき総務大臣の承認を受けた調査計画に基づく調査の方法である調査員調査により実施することとして作成していた。すなわち、貴省本省は、47労働局全てにおいて統計調査員を雇用し、全国325監督署全てに統計調査員を配置し、労働局及び監督署の職員並びに統計調査員が調査員調査により実施することを前提として歳出予算の各目の金額を積算していた。このため、労働局における賃金センサスが実際は郵送調査により実施されているのに、郵送調査を行う場合に必要となる労働局と調査対象事業所との間における調査票等の郵送に係る郵送費が全く積算されていなかった。

(3) 賃金センサスに係る歳出予算の示達等の状況

貴省本省は、47 労働局の支出負担行為担当官に対して、労働局において実施される賃金センサスに係る歳出予算として、四つの(目)により、29 年度計 101,655,000 円、30 年度計 102,923,000 円、合計 204,578,000 円を示達していた。

四つの(目)のうち、(目)統計調査員手当及び(目)厚生労働統計調査費の二つについては、歳出予算の全額が賃金センサスの実施に係るものであることから、これらの示達額の全額は賃金センサスの実施に要する経費に充てることのできる金額である一方、(目)職員旅費及び(目)委員等旅費の二つについては、賃金センサスの実施に要する旅費だけでなく、他の事業に要する旅費も含まれている。このようなことから、統計担当政策統括官は、47 労働局に対して事務連絡を発して、四つの(目)の示達額のうち、賃金センサスの実施に要する経費に充てることのできる金額を伝達していた。

また、30 年度においては、統計担当政策統括官が賃金センサスとは別に行っている労働災害動向調査等の実施に要する経費として労働局分の歳出予算が内閣から貴省に配賦されていたことなどから、統計担当政策統括官は、予算が不足するとして申出があった 23 労働局に対して、上記四つの(目)の示達に加えて、賃金センサスの実施に要する経費に充てることのできる予算として、その歳出科目である労働特会労災勘定(項)業務取扱費の(目)庁費から計 1,800,000 円を追加で示達する旨を伝達した。そして、統計担当政策統括官から予算の追加の示達の依頼を受け、貴省本省は、支出負担行為計画として、上記の(目)により、当該 23 労働局に対して同額を示達していた。

(4) 労働局における四つの(目)に係る予算の支出済歳出額の状況

統計担当政策統括官から 47 労働局に対して伝達された四つの(目)に係る予算の支出済歳出額の状況をみると、労働局が雇用する統計調査員に賃金を支払うための予算である(目)統計調査員手当の支出済歳出額は、(1)のとおり 47 労働局全てにおいて賃金センサスの実施のために統計調査員を雇用していたことから、29 年度は伝達された金額の 98.6% に当たる計 87,231,557 円、30 年度は同 95.6% に当たる計 85,822,872 円、両年度で合計 173,054,429 円となっていた。

一方、47 労働局全てにおいて、賃金センサスをほぼ全ての調査対象事業所について郵送調査により行っていたことから、労働局及び監督署の職員の旅費を支払うための予算である(目)職員旅費の支出済歳出額は、29 年度は伝達された金額の 7.2% に当たる計 115,110 円、30 年度は同 8.2% に当たる計 127,877 円、両年度で合計 242,987 円にとどまっていた。そして、統計調査員の旅費を支払うための予算である(目)委員等旅費は両年度とも全く支出されておらず、これら二つの(目)の予算はほとんど使用されていない状況となっていた。また、貴省本省、労働局及び監督署の間における調査票の郵送に係る郵送料、調査対象事業所に対する疑義照会、督促に係る電話料、補助業務を行う非常勤職員の賃金等の経費を支払うための予算である(目)厚生労働統計調査費の支出済歳出額は、29 年度は伝達された金額の 92.1% に当たる計 10,515,039 円、30 年度は同 91.4% に当たる計 10,463,241 円、両年度で合計 20,978,280 円となっていた(表 1 参照)。

表1 四つの(目)に係る支出済歳出額の状況

(目)の名称	平成29年度			30年度			計	
	伝達された額 (A) (円)	支出済歳出額 (B) (円)	(B)/(A) (%)	伝達された額 (C) (円)	支出済歳出額 (D) (円)	(D)/(C) (%)	伝達された額 (E) = (A) + (C) (円)	支出済歳出額 (F) = (B) + (D) (円)
(目)統計調査員手当(注)	88,422,000	87,231,557	98.6	89,710,000	85,822,872	95.6	178,132,000	173,054,429
(目)職員旅費	1,587,000	115,110	7.2	1,555,000	127,877	8.2	3,142,000	242,987
(目)委員等旅費	235,000	0	0.0	222,000	0	0.0	457,000	0
(目)厚生労働統計調査費	11,411,000	10,515,039	92.1	11,436,000	10,463,241	91.4	22,847,000	20,978,280
計	101,655,000	97,861,706		102,923,000	96,413,990		204,578,000	194,275,696

(注) 平成29年度の支出済歳出額には、後述の(5)のとおり、(目)厚生労働統計調査費から支出することとされている賃金センサスの補助業務を行わせるために雇用した非常勤職員に対する賃金654,115円が含まれている。

(5) 労働局において賃金センサスの実施に要した経費に係る実支出額が示達された歳出予算の額を超えていて、その超過額を目的が異なる歳出科目から支出していた事態

47労働局において賃金センサスの実施に要した経費に係る実際に支出された額(以下「実支出額」という。)についてみたところ、(目)厚生労働統計調査費の予算から支出することとされている郵送料、電話料、補助業務を行う非常勤職員の賃金等に係る実支出額は、表2のとおり29、30両年度の合計が60,093,378円となっており、前記の(目)厚生労働統計調査費の支出済歳出額に係る両年度の合計20,978,280円を大きく上回っていた。

表2 (目)厚生労働統計調査費の予算から支出することとされている郵送料等に係る実支出額の内訳
(単位：円)

内 訳	平成29年度	30年度	計
労働局と調査対象事業所との間の調査票の送付、督促等の郵送料	26,120,318	26,147,131	52,267,449
調査対象事業所に対する疑義照会、督促等の電話料(電話回線設置のための工事費を含む。)	1,701,705	1,820,506	3,522,211
非常勤職員の賃金等	2,813,761	1,489,957	4,303,718
計	30,635,784	29,457,594	60,093,378

このような状況になっているのは、(1)のとおり実際の賃金センサスの実施方法が調査員調査ではなく郵送調査となっていたため、想定されていなかった労働局と調査対象事業所との間における調査票等の郵送料が生じていたことによると認められる。

そして、47労働局は、貴省本省から(目)厚生労働統計調査費として示達された歳出予算の金額(47労働局で29年度計11,411,000円、30年度計11,436,000円、合計22,847,000円)では郵送料等に係る実支出額を賄えないことなどから、表3のとおり、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために貴省本省から示達された一般会計の歳出科目である(組織)厚生労働本省(項)中小企業最低賃金引上げ支援対策費等から支出したりしていた。また、1労働局は、賃金センサスの補助業務を行わせるために雇用した非常勤職員に対する賃金(29年度654,115円)を(項)都道府県労働局共通費(目)厚生労働統計調査費ではなく、(目)統計調査員手当から支出していた。そして、これらの目的が異なる歳出科目から支出されていた金額は、47労働局合計で29年度計18,726,146円、30年度計18,378,878円、合計37,105,024円に上っていた。

表3 賃金センサスの実施に要した経費に係る実支出額が示達された歳出予算の額を超えていて、その超過額を目的が異なる歳出科目から支出していた事態の内訳

平成29年度

態様	会計(勘定名)	組織	項	目	支出額(円)	労働局数	
一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために貴省本省から示達された一般会計の歳出科目から支出したりしていたもの	労働保険特別会計(労災勘定)	—	労働安全衛生対策費	庁費	495,458	3	
			業務取扱費	庁費	9,481,944	30	
	労働保険特別会計(雇用勘定)	—	高年齢者等雇用安定・促進費	庁費	365,307	1	
			業務取扱費	庁費	1,180,904	7	
	労働保険特別会計(徴収勘定)	—	業務取扱費	庁費	3,213,226	19	
	一般会計	厚生労働本省	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	庁費	1,504,003	6	
			都道府県労働局	労働条件確保・改善対策費	庁費	1,766,142	16
				男女均等雇用対策費	庁費	65,047	5
	計					18,072,031	47
	(項)都道府県労働局共通費(目)厚生労働統計調査費の予算から支出することとされている経費を同項の別の(目)である統計調査員手当から支出していたもの	一般会計	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	統計調査員手当	654,115	1
計				654,115	1		
合計					18,726,146	47	

平成30年度

態様	会計(勘定名)	組織	項	目	支出額(円)	労働局数	
一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために貴省本省から示達された一般会計の歳出科目から支出したりしていたもの	労働保険特別会計(労災勘定)	—	労働安全衛生対策費	庁費	353,894	3	
			業務取扱費	庁費	10,092,188	34	
	労働保険特別会計(雇用勘定)	—	職業紹介事業等実施費	庁費	1,820	1	
			業務取扱費	庁費	1,288,730	8	
	労働保険特別会計(徴収勘定)	—	業務取扱費	庁費	3,463,539	18	
	一般会計	厚生労働本省	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	庁費	1,316,506	7	
			都道府県労働局	労働条件確保・改善対策費	庁費	1,825,071	18
				男女均等雇用対策費	庁費	37,130	2
	計					18,378,878	47

しかし、前記の目的が異なる歳出科目から支出されていた金額計37,105,024円のうち、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために示達された一般会計の歳出科目である(組織)厚生労働本省(項)中小企業最低賃金引上げ支援対策費等から支出したりしていた事態(29年度18,072,031円、30年度18,378,878円、計36,450,909円)については、一般会計と区分して経理を行うために特別会計を設置することとしている特会法の目的に反し、又は、歳出予算は各項に定める目的の外に使用することができないとされている財政法第32条の規定に違反して

おり、適切とは認められない。また、1労働局において(項)都道府県労働局共通費(目)厚生労働統計調査費が支出されることとなる経費について、同項の別の(目)である(目)統計調査員手当から支出していた事態(29年度654,115円)については、同法第33条第2項に定める「目」の間の流用に係る財務大臣の承認を受けておらず、適切とは認められない。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

東京労働局は、平成29、30両年度の賃金センサス(調査対象事業所は29年度5,229事業所、30年度5,311事業所)の実施に当たり、(項)都道府県労働局共通費(目)厚生労働統計調査費として貴省本省から29年度662,000円、30年度635,000円の歳出予算の示達等を受けていた。そして、東京労働局では、調査票記入要領、調査票、返信用封筒等を封入した郵便物を調査対象事業所宛てに郵送して、調査対象事業所に対し、調査票を記入して記入済みの調査票を同封の返信用封筒にて東京労働局宛てに提出するよう依頼した。そして、東京労働局職員及び賃金センサスのために雇用した統計調査員が、調査対象事業所から提出された記入済みの調査票の審査や調査票未提出事業所への督促の業務を電話により実施するなどしていた。このため、東京労働局では、29、30両年度の賃金センサスに係る経費の実支出額が、郵送料1,935,826円及び1,794,465円、電話料275,214円及び271,442円、その他の費用473,821円及び31,932円、計2,684,861円及び2,097,839円となっていて、上記の東京労働局が示達等を受けた歳出予算の額を上回り、2,022,861円及び1,462,839円が不足している状況となっていた。

そして、東京労働局では、上記の不足する予算に充てるために、29年度は一般会計(組織)都道府県労働局(項)労働条件確保・改善対策費(目)庁費から275,214円及び労働特会労災勘定(項)業務取扱費(目)庁費から1,935,826円の計2,211,040円を支出し、また、30年度は一般会計(組織)都道府県労働局(項)労働条件確保・改善対策費(目)庁費から271,442円及び労働特会労災勘定(項)業務取扱費(目)庁費等から計1,794,465円の計2,065,907円を支出しており、両年度で合計4,276,947円を賃金センサスの実施のための歳出科目以外の科目から支出していた。

上記のほか、23労働局においては、賃金センサスの実施に要した郵送料が他の業務の実施に要した郵送料と合わせて支出されており、また、36労働局においては、賃金センサスの実施に要した電話料が他の業務の実施に要した電話料と合わせて支出されていた。このように、賃金センサスの実施に要した郵送料又は電話料が明確に区分されていなかったため、これらの労働局において、賃金センサスの実施に要した郵送料及び電話料の実支出額を特定することができない状況となっていた。

そして、これらの実支出額を特定することができなかった郵送料及び電話料は、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目である労災勘定(項)業務取扱費(目)庁費等から支出されていた。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

労働局において、賃金センサスの実施に要する経費を、貴省本省から示達されるなどした一般会計の歳出科目ではなく、一般会計と区分経理されている労働特会の歳出科目から支出したり、賃金センサス以外の他の業務を実施するために貴省本省から示達された一般会計の歳出科目から支出したりなどしている事態は適切ではなく、是正改善及び改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 貴省本省及び労働局において、賃金センサスの実施に要する経費の予算執行に当たり、一般会計で負担する経費と労働特会で負担する経費を区分して経理すること、予算に定める「項」の目的に従って会計経理を行うこと、必要な手続をとって「項」内の「目」間で流用することなど、会計法令等を遵守して適正に執行すべきであることについての認識が欠けていること
- イ 貴省本省において、労働局における賃金センサスの実施に係る予算の執行実績を適切に把握し、当該予算の積算との間にかい離が生じていないかなどについて検証していないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び要求する改善の処置

賃金センサスは、労働者の雇用形態等別の賃金の実態を明らかにするための基幹統計調査として、引き続き、実施されることとなっている。また、貴省は、労働局において、賃金センサス以外の統計調査も実施しており、これらの統計調査も含めて、その実施に要する経費を支出するに当たっては会計法令等に従うなどして適切に実施する必要がある。

については、貴省において、労働局における統計調査の実施に当たり、統計調査の適切な実施の確保が図られるとともに、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるよう、次のとおり、是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 貴省本省及び労働局において、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 貴省本省において、労働局における統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握して当該予算の積算との間にかい離が生じていないかなどについて検証し、かい離が生じている場合はその原因を分析し、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

(4) 国保総合システムによる効果的なコンピュータチェックが統一的に行われるようにするための方策を検討するなどして、国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費
部 局 等	厚生労働本省
国の負担の根拠	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
国保総合システムのコンピュータチェックを活用したレセプト審査の概要	公益社団法人国民健康保険中央会が開発した国保総合システムのコンピュータチェックを活用してレセプトの内容が算定基準等に適合しているかなどについて審査するもの

検査の対象とした25都道府県に所在する国保保険者等	1,048 市区町村、111 国民健康保険組合、25 後期高齢者医療広域連合、計 1,184 国保保険者等
上記の国保保険者等において国民健康保険団体連合会に審査を委託したレセプト件数	34,117,870 件(平成 30 年 4 月審査分)
上記のレセプトに係る診療報酬の額	1 兆 2734 億 0572 万余円
上記に係る国庫負担金等相当額	3437 億 2957 万円(背景金額)

【意見を表示したものの全文】

国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査の実施について

(平成 31 年 3 月 19 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 制度の概要

(1) 国民健康保険等の概要

貴省は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等に基づく医療保険制度及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づく後期高齢者医療制度を所管している。このうち、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に基づく医療保険制度等においては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合(以下、市町村と合わせて「国保保険者」という。)又は後期高齢者医療広域連合(以下、国保保険者と合わせて「国保保険者等」という。)が、被保険者に対して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費等(以下、これらを合わせて「療養の給付等」という。)の保険給付(後期高齢者医療給付を含む。以下同じ。)を行っている。

そして、貴省は、療養の給付等の保険給付に要した費用等について、国保保険者に対して療養給付費負担金等を交付するとともに、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者医療給付費負担金等を交付している(以下、療養給付費負担金等と後期高齢者医療給付費負担金等を合わせて「国庫負担金等」という。)

また、貴省は、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に基づき、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度等の運営が健全に行われるよう必要な措置を講ずることとなっている。

(2) レセプト審査等の概要

療養の給付等の保険給付においては、被保険者が保険医療機関(以下「医療機関」という。)で診察、治療等の診療を受けた場合に、当該医療機関は、貴省が定める「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)等(以下「算定基準等」という。)により診療報酬

の額を算定し、診療報酬のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬(以下「医療費」という。)については、国保保険者等に請求することとなっている。

国民健康保険法及び高齢者医療確保法によれば、医療費の請求を受けた国保保険者等は、算定基準等に照らして医療費の額を審査した上で支払うこととされている。そして、当該審査及び支払に係る事務については、国民健康保険法に基づき、国保保険者に共通する事務を一元的に処理する事業等を行うことを目的として設立された国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に委託することができることとされており、国保保険者等が国保連合会に委託した場合の審査及び支払の手続は、次のとおりとなっている。

- ① 医療機関は、診療報酬請求書に1か月分の診療行為を集約した診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを医療機関が診療を行った日の属する月の翌月の10日までに国保連合会に送付する。
- ② 国保連合会は、レセプトの内容の審査(以下「レセプト審査」という。)を行った後、医療機関ごと、国保保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類、診療報酬請求書及びレセプトを医療機関が診療を行った日の属する月の翌月末日までに各国保保険者等に送付する。
- ③ 請求を受けた国保保険者等は、金額等を確認した上で、国保連合会を通じて、医療機関が診療を行った日の属する月の翌々月末までに医療機関に医療費を支払う。

(3) 国保連合会におけるレセプト審査の概要

ア レセプトの電子化

貴省は、医療保険事務の効率化等を推進するために、平成21年11月以降、医療費の請求を原則としてオンライン又は電子媒体により行うこととしている。そして、医療機関は、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年保険発第82号)等(以下「記載要領等」という。)に基づき、国保連合会に対して、傷病名コード、診療行為コード、コメントコード等(以下「傷病名コード等」という。)を用いてレセプト情報を電子的に記録したもの(以下「電子レセプト」という。)を送信し、又は提出して医療費の請求を行うこととなっている。

イ 国保総合システムの概要

都道府県知事は、国民健康保険法に基づき、国保連合会の指導等を行うこととなっており、各国保連合会には、レセプト審査を行うために、都道府県知事から委嘱された医師等の審査委員で構成される国民健康保険診療報酬審査委員会及び後期高齢者医療診療報酬審査委員会(以下、これらを合わせて「審査委員会」という。)を置くこととなっている。

そして、電子レセプトの処理のために、全ての国保連合会を会員とする公益社団法人国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が国保総合システムを開発して国保連合会に提供することにより、国保保険者等や国保連合会の業務を支援している。

国保総合システムには、電子レセプトの内容についてコンピュータを利用したチェック(以下「コンピュータチェック」という。)を行うことができる機能があり、コンピュータチェックは、算定基準等に照らして診療行為が適切であるかについてチェックするための各種の項目(以下「チェック項目」という。)に基づき行われている。チェック項目には、医学的判断を要しない内容に係るものと医学的判断を要する内容に係るものがある。

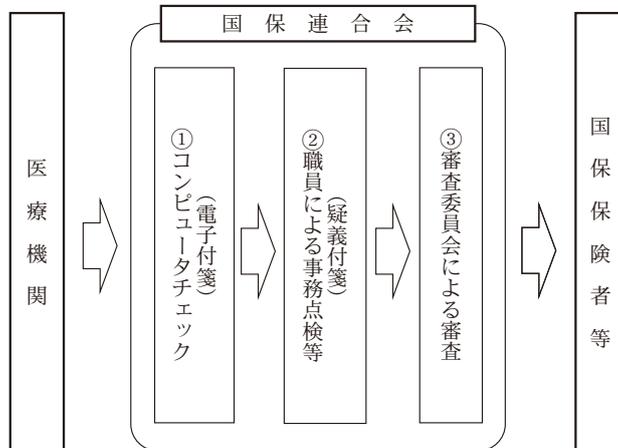
り、それぞれ電子レセプトに入力された診療行為が算定基準等に適合していないおそれがあるなどの場合、当該チェック項目に電子的な付箋(以下「電子付箋」という。)が付されることになる。

ウ レセプト審査の流れ

国保総合システムのコンピュータチェックを活用して行われるレセプト審査の流れは、次のとおりとなっている(図参照)。

- ① 医療機関から国保連合会に送付された電子レセプトについて、同システムにより自動的にコンピュータチェックが行われる。
- ② 国保連合会の職員は、随時、入力誤り、入力不備等の事務的な点検を行うとともに、審査委員会による審査のために、電子付箋が付されたチェック項目について、算定されている診療行為が傷病名に対応していないのではないかなどの疑義内容を補足するなどした電子的な付箋(以下「疑義付箋」という。)を付したり、医学的判断を要しない内容について算定基準等に適合していると認められる場合には電子付箋を外したりなどする作業や、電子付箋が付されていないチェック項目について目視で確認して必要に応じて疑義付箋を付す作業を行う(以下、これらの点検や作業を「事務点検等」という)。
- ③ 審査委員会は、医学的判断を要する内容を中心に疑義付箋等の内容についてレセプト審査を行い、審査委員会による審査の結果、誤りがある場合には、請求額の減額等(以下「査定」という。)を行う。

図 コンピュータチェックを活用したレセプト審査の流れ



そして、電子付箋や疑義付箋が付されていない場合に審査委員会が審査することは困難であるため、レセプト審査に当たっては、コンピュータチェック及び事務点検等が適切かつ効率的、効果的に実施されることが重要となっている。

エ 国保連合会等に対する国庫補助金

貴省は、医療費の適正な審査と迅速な支払を行うことなどを目的として、国保連合会及び国保中央会に対して、毎年度、国民健康保険法に基づき国民健康保険団体連合会等補助金を交付しており、29年度は、47国保連合会に対して審査の充実改善に係る経費等を対象に計4億2354万余円を、国保中央会に対してレセプト電算処理システム推進事業として国保総合システムの運用に係る経費等を対象に5億2738万円をそれぞれ交付している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

我が国の国民医療費は高齢化の進行等に伴ってほぼ毎年増大しており、高齢の被保険者の割合が高い国保保険者等に交付する国庫負担金等は、今後も多額に上ることが予想される。このような状況の中、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点からも医療費の支払の適正化を図る必要がある。

そして、そのためには、コンピュータチェックを活用して、レセプト審査を適切かつ効率的、効果的に実施することが重要となっている。

そこで、本院は、合規性、効率性、有効性等の観点から、国保連合会においてコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されているかなどに着眼して、^(注1) 貴省本省、25都道府県、25国保連合会及び国保中央会において会計実地検査を行った。検査に当たっては、25都道府県に所在する1,184国保保険者等が30年4月に国保連合会に審査を委託した電子レセプト34,117,870件に係る診療報酬の額計1兆2734億0572万余円(国庫負担金等相当額計3437億2957万余円)を対象として、上記の25国保連合会におけるレセプト審査の実施状況等を確認するなどして検査するなどした。

(注1) 25都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、秋田、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、山梨、愛知、三重、滋賀、兵庫、鳥取、徳島、香川、高知、福岡、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 25国保連合会におけるチェック項目の採用状況

国保中央会は、医学的判断を要しない内容についてコンピュータチェックを行うために、30年4月の審査時点で5,136項目を国保総合システムにおいて提供しているが、どのチェック項目を採用してコンピュータチェックを行うかは各国保連合会が決定することになっている。

一方、25国保連合会は、29年度に、年間471万件から1億1476万件のレセプトを受け付けており、レセプト1件当たりの事務点検等に費やすことのできる時間は限られているため、コンピュータチェックを十分に活用して、レセプト審査を適切かつ効率的、効果的に実施することが不可欠となっている。

そこで、25国保連合会における前記5,136項目の採用状況をみると、各国保連合会における採用数は、1,920項目(5,136項目の37.3%)から4,741項目(同92.3%)、平均3,940項目(同76.7%)となっていて、全てのチェック項目を採用している国保連合会はなかった。

そして、前記の5,136項目について、30年4月の審査時点において、チェック項目ごとに、採用している国保連合会の数と、電子付箋が付された件数に対する査定された件数の割合(以下「査定割合」という。)との関係を見ると、25国保連合会のうち2割以下の国保連合会のみが採用しているチェック項目は289項目あり、その査定割合の平均は8.7%となっているのに対して、8割を超える国保連合会が採用しているチェック項目は3,079項目あり、その査定割合の平均は80.1%となっているなど、多くの国保連合会が採用しているチェック項目の査定割合が高い状況となっていた。

一方、算定基準等の内容をチェックするために5,136項目が提供されているにもかかわらず、25国保連合会の全てが採用しているチェック項目は770項目(5,136項目の14.9%)にとどまっており、残りの4,366項目(同85.0%)については、採用していない国保連合会があるなど、国保総合システムによるコンピュータチェックが統一的に行われておらず、提供されたチェック項目がレセプト審査に十分に活用されていない状況となっていた。

(2) 25国保連合会におけるレセプト審査の実施状況等

前記のとおり、各国保連合会が任意にチェック項目の採否を決定しており、5,136項目のうち4,366項目(85.0%)については採用していない国保連合会がある状況になっていた。しかし、貴省は、これまで、国保中央会における国保総合システムのチェック項目の設定状況等及び国保連合会におけるチェック項目の採用状況について把握しておらず、各国保連合会がどのチェック項目を採用すべきかについても関与していないとしている。

そこで、チェック項目の採否はどのように決定されているか、及び採用されなかったチェック項目に係るレセプト審査において査定される可能性があるのにその機会を逸していないかを確認するために、50項目を選定して(以下、国保連合会ごとの各チェック項目を「項目単位」という。)、これらに係る25国保連合会における30年4月のレセプト審査の実施状況等をみたところ、25国保連合会全体の1,250項目単位のうち、採用されているチェック項目は562項目単位となっていた。そして、審査の対象となった34,117,870件の電子レセプトについて、コンピュータチェックにより電子付箋が付された計22,372件のうち計8,494件が査定されていた(査定割合37.9%)。

(注2) 当該チェック項目を採用している国保連合会での1か月当たりの電子付箋が付された件数が100以上であり、かつ、査定件数が50以上であるなどの基準に基づいて、算定基準等の診療報酬項目である基本診療料、検査料、画像診断料等の主な区分に関する内容がそれぞれ含まれるよう選定した。

一方、上記1,250項目単位のうち国保総合システムによるコンピュータチェックを行っていない688項目単位について、採用していない理由及び当該チェック項目について査定される可能性があるにもかかわらず疑義付箋が付されていない電子レセプト(以下「疑義付箋漏れレセプト」という。)の発生状況を国保連合会に確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 国保連合会の誤認等によるもの

24国保連合会 266項目単位

24国保連合会は、266項目単位について、チェック項目の内容が類似している他のチェック項目(以下「類似項目」という。)に当該チェック項目の内容が包含されているとしたり、医療機関が医療費の請求内容を誤ることは想定していないとしたりするなどして、当該チェック項目のコンピュータチェックを省略していた。

しかし、上記266項目単位の中には類似項目が当該チェック項目の内容を完全には包含していないものや医療機関が医療費の請求内容を誤っているものが見受けられるなどした。

そして、疑義付箋漏れレセプトの有無を24国保連合会に確認したところ、15国保連合会において、58項目単位について、疑義付箋漏れレセプトが発生していた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

算定基準等によれば、薬剤管理指導料1は、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等の特に安全管理が必要な医薬品が投薬等されている患者に対して、薬学的管理指導を行った場合に算定することができることとされている。

項目Aは、対象薬剤が入力されていないにもかかわらず同指導料が算定されている場合に電子付箋が付されることになっている。

しかし、7国保連合会は、医療機関が対象薬剤を入力しなかったり、対象とならない薬剤を入力したりして同指導料を算定するような誤りをすることは想定していないなどとして、項目Aのコンピュータチェックを省略していた。

そして、このうち3国保連合会においては、疑義付箋漏れレセプトが発生していた。

イ 電子レセプトの入力方法に起因する事情によるもの

19国保連合会 127項目単位

19国保連合会は、127項目単位について、次のような電子レセプトの入力方法に起因する事情により、効率的、効果的にレセプト審査を実施することができないなどとして、当該チェック項目のコンピュータチェックを省略していた。

(ア) 電子付箋に係る査定の判断が困難であること

記載要領等によれば、電子レセプトには、手術や検査等の診療行為、点数等の必ず入力することとされている基本的事項のほかに、退院日、患者に対する指導等を行った理由等の医療費を請求する根拠となる情報(以下「根拠情報」という。)を摘要欄に入力することとされている。しかし、根拠情報は必ず入力する情報とはされていないため、医療機関が根拠情報を摘要欄に入力しない場合には、電子付箋が付されても査定すべきか否かの判断をすることが困難となっている。

(イ) 査定につながらないと見込まれる電子付箋が大量に付されること

記載要領等によれば、①傷病名等がコード化されている場合は、原則として、傷病名コード等を用いること、②診療行為や根拠情報等のコメントは摘要欄に入力することとされている。しかし、診断した傷病に対する傷病名コードが定められているにもかかわらず、医療機関が傷病名コードにない名称を用いて病名や症状を入力したり、根拠情報を摘要欄以外の箇所に入力したりした場合や、コード化されていない医療機関ごとに入力される多種多様な情報についてチェック項目が対応していない場合は、コンピュータチェックにおいて入力された情報の意義を正しく判別できず、査定につながらないと見込まれる電子付箋が大量に付されることになる。

貴省は、電子レセプトに傷病名を入力する場合に、定められた傷病名コードにない名称が使われていることが多い状況にあったことから、「傷病名コードの統一の推進について」(平成22年3月厚生労働省保険局事務連絡)等において、原則として傷病名コードに記載されたものを用いるよう関係者に周知を図っているものの、依然として傷病名コードを用いないものが見受けられている。

そして、前記の127項目単位について、疑義付箋漏れレセプトの有無を19国保連合会に確認したところ、18国保連合会において、82項目単位について、疑義付箋漏れレセプトが発生していた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

算定基準等によれば、造影剤使用加算は、画像診断の一種であるMRI撮影を行う際に造影剤を使用した場合に算定することができるが、脳血管に対する造影の場合には算定することができないとされている。

項目Bは、電子レセプトの摘要欄等に「頭」「脳」等の文字列が入力されている場合に電子付箋が付されることになっており、電子付箋に基づいて、その後、国保連合会の職員や審査委員が目視で脳血管に対する造影であるかを判断することになっている。

しかし、電子レセプトに入力されている「頭」や「脳」といった文字に逐一反応して大量の電子付箋が付される結果となること、また、記載要領等においては、撮影部位として「脳」と入力した場合でも脳血管に対する造影であるか脳の他の器官に対する造影であるかの情報は必ず入力することとされていないため、電子付箋が付されても電子レセプトの情報だけでは脳血管の造影であるとして査定すべきかの判断が難しいことなどを理由として、8国保連合会は項目Bのコンピュータチェックを省略していた。

そして、このうち4国保連合会においては、疑義付箋漏れレセプトが発生していた。

ウ チェック項目の内容に起因する事情によるもの

16国保連合会 170項目単位

16国保連合会は、170項目単位について、コンピュータチェックを国保総合システムではなく、独自に導入したシステム(以下「独自システム」という。)により行っていた。

国保総合システムではなく独自システムによりコンピュータチェックを行っている理由について、16国保連合会に確認したところ、国保総合システムの一部のチェック項目については、査定につながらないと見込まれる大量の電子付箋が付されるものとなっており、これを回避するため、診療行為に対応する多種多様な傷病名等を独自システムに登録することとしているなどとしていた。

このように、国保総合システムの一部のチェック項目については、チェック項目の内容の精緻化が十分に図られていないと認められる。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例3＞

算定基準等によれば、血液化学検査のヒアルロン酸は、慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察等を行う場合に算定できるとされている。

国保総合システムにおいて提供されている項目Cは、国保中央会により慢性肝炎として登録された確定病名が傷病名欄に入力されていない場合に電子付箋が付されることになっている。

しかし、慢性肝炎の原因や症状は多種多様であることから、医療機関は確定病名ではなく原因や症状を入力する必要があるため、コンピュータチェックを行うと、ヒアルロン酸を算定することのできる慢性肝炎であっても、項目Cに登録された確定病名が入力されていない

場合、電子付箋が付されてしまうことになる。このため、11 国保連合会は、地域内の医療機関による入力傾向等を考慮して、項目 C に登録された確定病名のほかに、慢性肝炎の多種多様な症状等を登録するなどした独自システムによりコンピュータチェックを行っていた。

エ 国保連合会の独自の審査方針によるもの

24 国保連合会 125 項目単位

24 国保連合会は、125 項目単位について、そもそも当該チェック項目に係る疑義を提示しない取扱いとしていた。

このような取扱いとしている理由について、24 国保連合会に確認したところ、当該国保連合会の算定基準等の解釈に比べて当該チェック項目の内容が過度に限定的であると判断した場合に、それぞれの国保連合会の解釈を優先して、レセプト審査において審査委員会に疑義を提示しない取扱いとしているなどとしていた。

しかし、医療費は、前記のとおり、国民健康保険法及び高齢者医療確保法により、算定基準等に照らして審査した上で支払うこととされているものであることから、国保連合会の算定基準等の解釈と合致していないと判断したチェック項目について当該国保連合会の独自の審査方針として疑義を提示しない取扱いとしている事態は適切とは認められない。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 4>

算定基準等によれば、外来迅速検体検査加算は、当日当該医療機関で行われた検体検査について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、検体検査実施料の各項目の所定点数に加算するとされている。

項目 D は、結果に基づく診療が検査当日に行われている場合には、再診料等が同一日に算定されることから、再診料等が算定されていないのに加算している場合に電子付箋が付されることになっている。

しかし、11 国保連合会は、同加算の要件は検査当日中に文書により情報を提供していることのみであるとして、診療は後日に行われた場合であってもよいと解釈したり、算定基準等における初・再診料の取扱いに照らし再診料等が算定されていない場合でも診療を行っている可能性を否定できないと解釈したりして、当該チェック項目については一律に疑義を提示しない取扱いとしていて、項目 D のコンピュータチェックを省略していた。

25 国保連合会における 50 項目のレセプト審査の実施状況を示すと、表のとおりとなっている。

表 25 国保連合会における 50 項目のレセプト審査の実施状況

区分	採用されているチェック項目	採用されていないチェック項目	ア 国保連合会の誤認等によるもの (24 国保連合会)	イ 電子レセプトの入力方法に起因する事情によるもの (19 国保連合会)	ウ チェック項目の内容に起因する事情によるもの (16 国保連合会)	エ 国保連合会の独自の審査方針によるもの (24 国保連合会)	計
項目単位数	562	688	266	127	170	125	1,250

(改善を必要とする事態)

国保連合会の誤認等や電子レセプトの入力方法及びチェック項目の内容に起因する事情によりコンピュータチェックが省略されていて、査定される可能性がある電子レセプトについて十分なレセプト審査が実施されていないこと、独自の審査方針により特定のチェック項目について疑義を提示しない取扱いとしていることなどにより、国保総合システムにおけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 国保総合システムにおいて、どのようなチェック項目が設定されているかなどを把握するなどしていないこと
- イ 電子レセプトの情報が適切にコンピュータチェックにおいて判別されるように傷病名コード等を整備していなかったり、医療機関に対して記載要領等に従ってレセプトを作成することの重要性について十分に周知していなかったりすること
- ウ 国保連合会におけるチェック項目の採用状況を把握しておらず、全ての国保連合会においてコンピュータチェックが統一的行われるように見直す必要性について十分検討していないこと
- エ 国保連合会において、独自の審査方針により特定のチェック項目については疑義を提示しない取扱いをしていることを把握していないこと

3 本院が表示する意見

国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度は我が国の医療保障制度において根幹的な役割を果たしており、毎年度、国保保険者等に多額の国庫負担金等が交付されている。また、国保保険者等から委託を受けて国保連合会が行うレセプト審査は、医療費の支払の適正化を図り、医療保険制度等の適正な運営を担保し、制度を持続可能なものとして維持する上で、重要な機能を担っている。

については、貴省において、国保総合システムのコンピュータチェックを十分に活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されることにより、医療費の支払の適正化が図られるよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 国保総合システムにおいて提供されているチェック項目の整理及び内容の精緻化に取り組むよう、同システムの構築を行っている国保中央会に対して指導等を行うこと
- イ 記載要領等におけるコード化の推進等の取組を一層加速させたり、医療機関に対して記載要領等に従って電子レセプトを作成することの重要性についてより一層の周知徹底を図るとともに、効果的な促進策を検討したりすること
- ウ ア及びイにより国保総合システムの利便性の向上を図るなどした上で、全ての国保連合会において、同システムにおいて提供されているチェック項目が採用されることにより、効果的なコンピュータチェックが統一的行われるようにするための方策を検討すること
- エ 国保連合会が行っているレセプト審査の実態を把握して、チェック項目について、独自の審査方針による取扱いが行われている事態が判明した場合には算定基準等に沿って適切に処理されるよう、都道府県を通じて国保連合会に対して指導等を行うこと

- (5) 二次健康診断等給付について、給付規程を改定するなどして、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどすることにより、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目 部 局 等	労働保険特別会計(労災勘定) (項) 保険給付費 厚生労働本省(支出庁) 47 労働局(審査庁)
二次健康診断等 給付の概要	労働安全衛生法に基づき実施された健康診断等において、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関わる異常の所見があると診断された労働者に、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査並びに脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るための医師又は保健師による保健指導を行うもの
健診費用の支払 額(1)	11 億 6107 万余円(平成 29 年度)
(1)のうち検査に 係る支払額相当 額及び特定保健 指導を実施して いないのに算定 していた額の計 (2)	8 億 6962 万余円
(2)の額と健保点 数表に定められ た点数に基づい て検査の費用の 額を算定したり 、実施してい ない検査等に係 る費用の額を算 定しないことと したりするなど して試算した額 との開差額	3658 万円
(1)のうち特定保 健指導に係る支 払額相当額(3)	2 億 9144 万余円
(3)のうち具体的 な算定根拠がな いまま算定した 費用の額により 支払われていた 特定保健指導に 係る支払額相当 額	2 億 9144 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定について

(令和元年 10 月 17 日付け 厚生労働大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 制度の概要

(1) 二次健康診断等給付の概要

貴省は、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するため、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づき、二次健康診断等給付を行っている。

二次健康診断等給付は、事業主が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき労働者に対して行った健康診断等のうち直近のもの(以下「一次健診」という。)において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生に関わる身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者からの請求により、当該労働者に対して行うものである。

労災保険法によれば、この給付の範囲は、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(以下、これらを合わせて「健診機関等」という。)において、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査であって厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断(以下「二次健診」という。)、及び二次健診の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るために、面接により行われる医師又は保健師による保健指導(以下「特定保健指導」という。)とされている。ただし、二次健診の結果その他の事情により既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有すると認められる労働者については、特定保健指導を行わないこととされている。

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)によれば、二次健診で行われる検査項目及びその実施要件は表1のとおりとされている。

表1 二次健診で行われる検査項目及びその実施要件

	検査項目	実施要件
1	空腹時血糖値検査	必ず実施
2	空腹時血中脂質検査	必ず実施
3	ヘモグロビンA1c検査	一次健診で行っていない場合に実施
4	負荷心電図検査	} いずれか一方を必ず実施
5	胸部超音波検査	
6	頸部超音波検査	必ず実施
7	微量アルブミン尿検査	一次健診で行った尿中たん白の有無の検査において疑陽性又は弱陽性の所見があると診断された場合に実施

そして、貴省本省が定めた「労災保険給付事務取扱手引」(最終改訂平成27年12月。以下「給付手引」という。)によれば、負荷心電図検査については、階段を上り下りするなどの運動により心臓に負荷を加えた状態で、心電図を計測する検査であるとされ、胸部超音波検査については、超音波探触子を胸壁に当てて、心臓の状態を調べる検査であるとされ、微量アルブミン尿検査については、尿中のアルブミンの量を精密に測定する検査であるとされている。

また、労災保険二次健康診断等給付担当規程(平成13年基発第234号。以下「給付規程」という。)によれば、特定保健指導の範囲は、生活指導、栄養指導及び運動指導とされている。そして、給付手引によれば、生活指導は飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に係る指導、栄養指導は適切なカロリーの摂取等食生活上の指針を示す指導、運動指導は必要な運動の指針を示す指導とされており、特定保健指導では、三つの指導の全てを行うこととされている。

(2) 健診費用の支払

給付規程等によれば、二次健診及び特定保健指導(以下「二次健診等」という。)を行った健診機関等は、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に対して二次健診等に要した費用(以下「健診費用」という。)を請求することとされており、労働局が請求内容を審査した上で支払額を決定して、これに基づき、貴省本省が健診費用を支払うこととされている。

給付規程によれば、健診費用については、二次健診で行われた検査項目の組合せ及び特定保健指導の実施の有無に応じて給付規程に定められた健診費用単価(以下「健診費用単価」という。)により算定して支払うこととされており、健診費用単価は、検査の費用及び特定保健指導の費用から構成されている。

各検査項目の実施の有無及び特定保健指導の実施の有無の組合せごとに定められた健診費用単価は表2のとおりである。

表2 給付規程に定められた健診費用単価

(単位：円)

検査項目	検査の実施の有無							
	○	○	○	○	○	○	○	○
空腹時血糖値検査	○	○	○	○	○	○	○	○
空腹時血中脂質検査	○	○	○	○	○	○	○	○
ヘモグロビンA1c検査	○	×	○	×	○	×	○	×
負荷心電図検査	×	×	×	×	○	○	○	○
胸部超音波検査	○	○	○	○	×	×	×	×
頸部超音波検査	○	○	○	○	○	○	○	○
微量アルブミン尿検査	○	○	×	×	○	○	×	×
特定保健指導を行った場合の合計額	31,046	28,935	29,996	27,885	29,996	27,885	28,946	26,835
特定保健指導を行わなかった場合の合計額	24,746	22,635	23,696	21,585	23,696	21,585	22,646	20,535

(注) 「○」は検査を実施したものの、「×」は検査を実施しなかったものを表す。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、効率性等の観点から、健診費用単価が具体的な算定根拠に基づき適切に算定されているかなどに着眼して、平成29年度に全国47労働局の審査に基づいて支払われた健診費用(支払件数41,125件、支払額11億6107万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴省本省において、健診費用単価の設定根拠等を聴取したり、47労働局のうち15労働局^(注)において、二次健康診断等費用請求内訳書等の関係書類を確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、15労働局を含めた全47労働局について、調書、関係書類等の提出を受けたり、貴省本省を通じて、29年度に健診費用の支払を受けた全2,139健診機関等に対してアンケート調査を実施したりするなどして検査した。

(注) 15労働局 北海道、群馬、千葉、東京、神奈川、石川、長野、静岡、愛知、滋賀、大阪、広島、福岡、熊本、宮崎各労働局

(検査の結果)

貴省は、13年の二次健康診断等給付の創設時に、労災診療費について労働者災害補償保険独自の算定基準を定めた「労災診療費算定基準について」(昭和51年基発第72号。以下「算定基準」という。)、健康保険法(大正11年法律第70号)等に基づく保険診療に要する費用の額の算定に用いる「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年厚生省告示第54号。20年以降は「診療報酬の算定方法」(厚生労働省告示第59号))の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等を用いて、健診費用単価を次のように設定していた。

検査の費用のうち、問診等の費用については制度創設時直近の12年の算定基準に定められた初診料(以下「労災初診料」という。)の額を用い、個別の検査の費用については同年の健保点数表に定められた各検査等の点数に1点当たり12円を乗じたものを用い、特定保健指導の費用については定額7,200円を用いて、これらの額を積み上げるなどして設定していた。そして、各費用の額の算定については、13年の二次健康診断等給付の創設以降、一度も見直しが行われていなかった。

一方、本院が、検査の費用及び特定保健指導の費用の額の具体的な算定根拠について貴省に問い合わせたところ、貴省は、これらについて資料を保存しておらず、確認することができないとしていた。

そこで、健診費用単価を構成する検査の費用及び特定保健指導の費用の額の算定方法についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 検査の費用の額の算定及び検査等を実施していない場合の取扱い

ア 個別の検査の費用の額の算定

貴省本省は、個別の検査のうち、負荷心電図検査については、12年の健保点数表の胸部超音波検査の点数800点に1点当たり12円を乗じた額9,600円から1,050円を差し引いた8,550円を同検査の費用の額としていた。

しかし、二次健診で行う同検査以外の検査項目については健保点数表の点数を基に検査の費用の額を算定しており、同検査についてのみ健保点数表の点数を用いないこととする合理的な理由は特に認められないことから、同検査についても健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定するのが適切であると認められた。そこで、28年の健保点数表の同検査の点数320点(12年の健保点数表の点数も320点)に1点当たり12円を乗ずると3,840円となり、上記8,550円との間に4,710円の開差が生じていた。

一方、個別の検査のうち、胸部超音波検査及び微量アルブミン尿検査については、その検査の費用の額が給付手引に定められた検査の内容を踏まえたものとなっておらず、いずれも検査の費用の額が過小に算定されていた。

イ 検査の費用の額の見直し状況

検査の費用の額の算定に用いた算定基準及び健保点数表は、隔年で改定されているが、貴省本省は、前記のとおり、13年の二次健康診断等給付の創設以降、一度も検査の費用の額の見直しを行っていなかった。

そこで、12年の算定基準及び健保点数表と、28年の算定基準及び健保点数表とを比較したところ、検査の費用の額の算定に用いる全14区分のうち、労災初診料等の3区分については、改定により金額が170円及び点数が計17点(1点当たり12円を乗ずると204円)高くなっている一方で、血液化学検査(中性脂肪)等の7区分については、改定により点数が計51点(1点当たり12円を乗ずると612円)低くなっていた。

ウ 検査等を実施していない場合の取扱い

貴省本省は、ヘモグロビンA1c検査、微量アルブミン尿検査及び特定保健指導について、当該検査等を実施していない場合でも、ヘモグロビンA1c検査を実施していない場合は301円、微量アルブミン尿検査を実施していない場合は150円、特定保健指導を実施していない場合は900円を、それぞれ算定していた。

しかし、検査等を実施していない場合でもその費用の額を算定することに合理的な理由は特に認められないことから、このような取扱いは適切ではないと認められた。

以上のことから、健診費用の支払額のうち、検査に係る支払額相当額及び特定保健指導を実施していないのに算定していた額の計8億6962万余円について、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、算定基準や健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額を見直したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたりするなどして試算すると8億3303万余円となり、3658万余円の開差が生ずることとなる。

(2) 特定保健指導の費用の額の算定

貴省本省は、特定保健指導の費用の額を7,200円としていたが、前記のとおり、その具体的な算定根拠については、資料が保存されておらず、確認することができないとしていた。

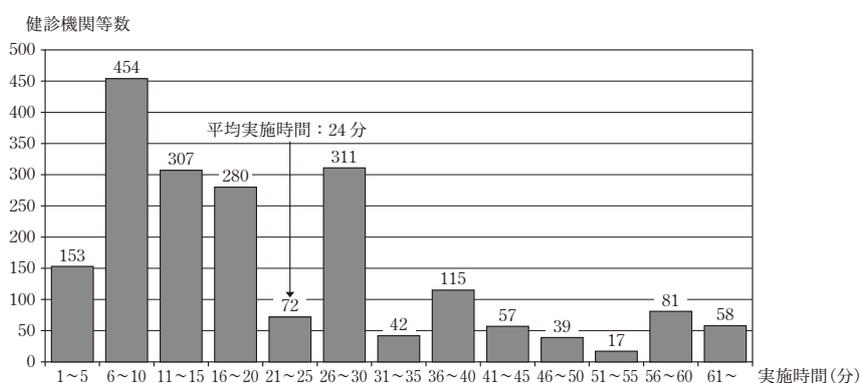
そこで、特定保健指導の費用の額の算定を行うに当たって必要となる特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準の策定状況を確認したところ、貴省本省では、給付手引に生活指導、栄養指導及び運動指導の概括的な指導内容を定めているのみで、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るための具体的な実施基準を策定していなかった。

このため、医師、保健師等の人件費、特定保健指導を実施するに当たって発生する諸経費等を算定するための基準が存在しておらず、健診費用の支払額のうち、特定保健指導に係る支払額相当額2億9144万余円については、具体的な算定根拠がないまま算定した費用の額により支払われていた。

また、特定保健指導については、具体的な実施基準が策定されていないと、各健診機関等で行われる特定保健指導の実施内容、実施時間等が区々となり、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るための特定保健指導が適切に行われない可能性があると思料される。

上記のうち、特定保健指導の実施時間について、健診機関等に対してアンケート調査を実施したところ、図のとおり、特定保健指導1件当たりの実施時間は平均で24分となっていたが、60分を超えて実施した健診機関等が58健診機関等(特定保健指導を実施したとの回答があった健診機関等に占める割合2.9%)ある一方、実施時間が5分以内であった健診機関等が153健診機関等(同7.7%)あるなど、実施時間は健診機関等によって大きく異なるものとなっていた。

図 健診機関等ごとの特定保健指導1件当たりの実施時間



(注) 特定保健指導を実施したとの回答があった1,986健診機関等について集計した。

(改善を必要とする事態)

二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定に当たり、健保点数表に定められた点数に基づいて算出した検査の費用の額より高い額を算定したり、算定基準及び健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行っていなかったり、実施していない検査等に係る費用の額を算定したり、特定保健指導の具体的な実施基準が策定されておらず特定保健指導の費用の額について具体的な算定根拠がないまま算定したりなどしている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省本省において、二次健康診断等給付に係る健診費用単価の設定に当たり、健保点数表等の具体的な算定根拠に基づくなどして健診費用単価を合理的に算定したり、適時に見直ししたりする必要性についての認識が欠けていることなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

二次健康診断等給付は、業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生を予防するという労働者の健康保持のための保険給付として重要な役割を担っており、健診費用の支払額も年々増加傾向にある。

については、貴省本省において、健診費用単価が適切なものとなるよう、給付規程を改定するなどして、健診費用単価について、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、算定基準及び健保点数表の改定を踏まえて検査の費用の額の見直しを行っ

たり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準等に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどするよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施に当たり、スプリンクラー設備の整備に係る補助対象面積の定義を明確にすることなどにより、補助金の交付額が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療提供体制基盤整備費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	13 都府県
間接補助事業者 (事業主体)	823 事業主体
補助事業	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
補助事業の概要	病床又は入所施設を有している病院、診療所及び助産所に対してスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び火災通報装置の整備に要する費用について補助するもの
スプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積を補助対象面積に含めていた事業主体のうち、補助対象面積を修正して算定した場合に補助金の開差が生ずる事業主体数	48 事業主体
上記の事業主体に対する国庫補助金交付額のうち、スプリンクラー設備の整備に要する費用に係るもの	10 億 4592 万余円(平成 26 年度～29 年度)
上記の国庫補助金交付額について補助対象面積を修正して算定した場合の補助金の開差額	1 億 2824 万円

1 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業等の概要

(1) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の概要

厚生労働省は、平成 25 年に福岡県福岡市で発生した有床診療所の火災事故を踏まえて、26 年度から、医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和 54 年厚生省発医第 137 号。以

下「交付要綱」という。)及び有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱(平成26年医政発0307第3号)に基づき、病床又は入所施設を有している病院、診療所及び助産所(以下、合わせて「有床診療所等」という。)が事業主体となって実施するスプリンクラー^(注1)設備、自動火災報知設備及び火災通報装置を整備する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業(以下「スプリンクラー等整備事業」という。)に要する費用を補助するため、都道府県を通じて補助金を交付している(以下、この補助金のうち、スプリンクラー設備の整備に要する費用に係る分を「スプリンクラー補助金」という。)

そして、上記の火災事故を契機とした28年4月の消防法施行令(昭和36年政令第37号)等の改正により、原則として、避難のために患者の介助が必要な有床診療所等については、産婦人科等の特定の診療科のみを有する有床診療所等を除き、令和7年6月末までにスプリンクラー設備を整備しなければならないこととなっている。

(注1) スプリンクラー設備 加圧送水装置、配管、スプリンクラーヘッド等により構成され、火災を感知後、天井等に配置されたスプリンクラーヘッドから自動的に散水を行う消防用設備

(2) スプリンクラー補助金の交付額の算定方法

交付要綱によれば、有床診療所等に整備するスプリンクラー設備の対象面積(以下「補助対象面積」という。)1㎡当たりの基準単価を17,500円(平成26年度は17,000円)とし、基準単価に補助対象面積を乗じて算定した基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額をスプリンクラー補助金の交付額とするなどとされている。

厚生労働省がスプリンクラー等整備事業の創設当時に事務連絡等と併せて都道府県に送付した「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集」(以下「質疑応答集」という。)によれば、補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積であるとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、スプリンクラー補助金の交付額が適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、26年度から29年度までの間に^(注2)13都府県の823事業主体に交付されたスプリンクラー補助金計189億7409万余円を対象として、厚生労働省及び13都府県の119事業主体において、事業計画書、事業実績報告書、契約書等の関係書類及び現地の状況を確認して会計実地検査を行うとともに、上記の823事業主体について、13都府県に調査書の作成及び提出を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 13都府県 東京都、京都府、栃木、千葉、新潟、山梨、愛知、島根、山口、愛媛、福岡、長崎、大分各県

(検査の結果)

質疑応答集によれば、前記のとおり、補助対象面積はスプリンクラーを設置する部分の面積とされているが、スプリンクラーを設置する部分がどの部分を指すのかについては明確に

示されていなかった。そのため、厚生労働省にスプリンクラーを設置する部分が具体的にどの部分を指すのかについて確認したところ、厚生労働省は、スプリンクラーを設置する部分とは整備されたスプリンクラー設備による散水ができる居室等であるとしている。

そこで、補助対象面積が適正に算定されているか検査したところ、^(注3) 9都県の57事業主体では、建物の広範囲にスプリンクラー設備の配管が設置されていることなどから建物の延べ面積を補助対象面積とするなどしていた。しかし、これらの面積にはスプリンクラーヘッドが設置されていないなどしてスプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積が含まれている状況となっていた。

(注3) 9都県 東京都、栃木、千葉、山梨、山口、愛媛、福岡、長崎、大分各県

上記57事業主体の補助対象面積をスプリンクラー設備による散水ができる居室等の面積に修正してスプリンクラー補助金の額を算定すると、表のとおり、57事業主体のうち48事業主体で開差が生じており、48事業主体が交付を受けていたスプリンクラー補助金計10億4592万余円は計9億1768万円となり、1億2824万余円の開差額が生じていた。

表 補助対象面積を修正して算定したスプリンクラー補助金の額とスプリンクラー補助金の交付額との開差額

都県名	スプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積を補助対象面積に含めているもの				
	補助対象面積を修正して算定したスプリンクラー補助金の額とスプリンクラー補助金の交付額に開差が生ずるもの				
	事業主体数	開差が生ずる事業主体数	スプリンクラー補助金の交付額(千円)	補助対象面積を修正して算定したスプリンクラー補助金の額(千円)	開差額(千円)
栃木県	4	4	76,040	63,228	12,812
千葉県	5	5	64,336	51,331	13,005
東京都	6	5	143,399	133,313	10,086
山梨県	4	4	67,485	53,620	13,865
山口県	2	2	26,479	23,307	3,172
愛媛県	7	3	34,376	27,540	6,836
福岡県	19	15	309,080	285,797	23,283
長崎県	9	9	284,047	239,487	44,560
大分県	1	1	40,687	40,057	630
計	57	48	1,045,929	917,680	128,249

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

山梨県に所在するA有床診療所は、平成28年度に、スプリンクラー等整備事業としてスプリンクラー設備を整備し、建物の延べ面積894㎡を補助対象面積としてスプリンクラー補助金1564万余円の交付を受けていた。しかし、補助対象面積とした894㎡には、スプリンクラーヘッドが設置されていないなどのためスプリンクラー設備による散水ができない、エックス線室、廊下等の面積314㎡が含まれていた。

したがって、補助対象面積をスプリンクラー設備による散水ができる居室等の面積 580㎡に修正してスプリンクラー補助金の額を算定すると 1015 万円となり、549 万余円の開差が生じていた。

このように、有床診療所等が実施するスプリンクラー等整備事業への補助について、スプリンクラーヘッドが設置されていないなどして、スプリンクラー設備による散水ができない居室等の面積を補助対象面積に含めていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、都道府県及び有床診療所等に対して、補助対象面積の定義を明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、令和元年 8 月に、スプリンクラー等整備事業の補助対象面積を、整備されたスプリンクラー設備による散水ができる居室等であるとの定義を明確にして、有床診療所等が作成する事業計画書の様式を補助対象面積となる居室等の面積が確認できるように改めるとともに、都道府県に対して事務連絡を発して、元年度のスプリンクラー等整備事業に係る事業計画書を提出した有床診療所等にも上記の改正を周知し、新たな様式による事業計画書の再提出を求める処置を講じた。

- (2) 介護給付費負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は施設等給付費に係る国の負担割合で、居宅等手数料は居宅等給付費に係る国の負担割合で、それぞれ算定することにより、国の負担が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)介護保険制度運営推進費
部 局 等	厚生労働本省
交付の根拠	介護保険法(平成9年法律第123号)
交付先(保険者)	市 736、区 23、町 639、村 142、一部事務組合 14、広域連合 26、計 1,580 市区町村等
介護給付費負担金の概要	市町村が行う介護保険事業運営の安定化を図るため、国が市町村の介護給付等に要する費用の一部を負担するもの
1,580 市区町村等が介護給付費負担金の交付額の算定の基礎とした介護給付等に要する費用のうちの審査支払手数料の額	170 億 7755 万余円(平成 28、29 両年度)
上記に係る介護給付費負担金相当額(1)	34 億 1551 万余円

前記の審査支払手数料の額を施設等手数料と居宅等手数料とに区分した額	施設等手数料	15 億 3985 万余円
	居宅等手数料	155 億 3770 万余円
上記に係る介護給付費負担金相当額(2)	施設等手数料に係る分	2 億 3097 万余円
	居宅等手数料に係る分	31 億 0754 万余円
	計	33 億 3851 万余円
(1)と(2)との開差額		7699 万円

1 介護給付費負担金等の概要

(1) 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が保険者となって、当該市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者等を被保険者として、加齢に伴う疾病等による要介護状態等に関して必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)に係る保険給付を行うものであり、保険給付には、介護給付、予防給付(以下、これらを合わせて「介護給付等」という。)等がある。

被保険者が受ける介護サービスには、居宅サービス^(注1)、施設サービス及び地域密着型サービス^(注2)並びに居宅介護支援等がある。

(注1) 居宅サービス 居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

(注2) 地域密着型サービス 平成18年4月の介護保険法の改正により導入された介護サービスであり、地域密着型サービスには、地域密着型介護予防サービスを含む。

(2) 介護給付費の概要

介護サービスを提供する介護サービス事業者が、市町村から要介護状態等にあるものとして認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)に対して介護サービスを提供した場合に請求することのできる報酬の額(以下「介護報酬」という。)は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)等に基づき算定することとなっている。

そして、市町村は、介護保険法に基づき、要介護者等が居宅サービス、施設サービス又は地域密着型サービスの提供を受けたときは、原則として、介護報酬の100分の90に相当する額を、また、居宅介護支援等の提供を受けたときは介護報酬の全額を、それぞれ介護サービス事業者に支払うこととなっている(以下、市町村が支払う介護報酬を「介護給付費」という。)

介護給付費の支払手続は、次のとおりとなっている。

- ① 市町村は、各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)との間で、介護給付費に係る審査及び支払に関する事務(以下「審査支払事務」という。)に係る

委託契約(以下「事務委託契約」という。)を締結し、国保連合会に審査支払事務を委託する。

- ② 介護サービス事業者は、要介護者等に提供した介護サービスの内容、金額等を記載した介護給付費請求書、介護給付費明細書等を国保連合会に送付する。
- ③ 国保連合会は、送付された介護給付費請求書、介護給付費明細書等を審査するなどした後、介護給付費払込請求書に介護給付費等請求額通知書(以下「請求額通知書」という。)等を添えて、介護給付費を市町村に請求する。
- ④ 請求を受けた市町村は、介護給付費の金額等を確認した上で、国保連合会を通じて介護サービス事業者に介護給付費を支払う。

上記介護給付費明細書の様式は、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」(平成12年厚生省令第20号)において定められている。そして、平成18年度に導入された地域密着型サービスに係る介護給付費明細書の様式には、様式の簡素化等を図ることで、居宅サービスに係る様式又は施設サービスに係る様式と共通となっているものがある。

(3) 審査支払手数料の概要

市町村は、事務委託契約に基づき、毎月、国保連合会から介護給付費審査支払手数料払込請求書、請求額通知書等の送付を受けて、国保連合会に対して、審査支払事務の実施に要する手数料(以下「審査支払手数料」という。)を支払っている。

審査支払手数料の額は、審査した介護給付費明細書の件数(審査支払件数)に、事務委託契約等で定められた介護給付費明細書1件当たりの審査支払手数料に係る単価(以下「手数料単価」^(注3))という。)を乗ずるなどして算定されている。

(注3) 手数料単価 各都道府県の国保連合会が毎年度定めており、平成28、29両年度においては、34円02銭から95円となっている。

(4) 介護給付費負担金の概要

国は、介護保険法に基づき、17年度まで、介護給付等に要する費用の100分の20を負担していた。しかし、18年4月に同法が改正され、国は、同法に基づき、政令で定めるところにより、介護給付等に要する費用のうち、施設サービスである介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに居宅サービスである特定施設入居者生活介護等(以下、これらの介護サービスを合わせて「施設等サービス」という。)に係る給付に要した費用(以下「施設等給付費」という。)については100分の15を負担し、施設等サービスに該当しない介護サービス(以下「居宅等サービス」という。)に係る給付に要した費用(以下「居宅等給付費」という。)については100分の20を負担することとなった。

そして、国が負担する額は、18年度以降、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」(平成10年政令第413号)において、施設等給付費の100分の15に相当する額と居宅等給付費の100分の20に相当する額との合算額とされており、厚生労働省は、「介護給付費等負担金交付要綱」(平成15年厚生労働省発老第0328005号別紙。以下「交付要綱」という。)に

基づき、この合算額を介護給付費負担金(以下「負担金」という。)として、市町村に交付することとなっている。

一方、交付要綱によれば、市町村が国保連合会に支払う審査支払手数料については、「審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の20に相当する額とする」とされている。

また、交付要綱によれば、負担金の交付を受けようとする市町村は、都道府県を通じて、交付申請書及び事業実績報告書を厚生労働省に提出することとされており、同省は、これに基づき負担金の交付決定及び交付額の確定を行っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性等の観点から、介護給付等に要する費用のうち、審査支払手数料に係る国の負担は介護保険法を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、28、29両年度に負担金の交付を受けていた47都道府県の1,580市区町村等が、負担金の交付額の算定の基礎とした介護給付等に要する費用のうち、審査支払手数料計170億7755万余円(負担金相当額計34億1551万余円)を対象として検査した。

検査に当たっては、厚生労働本省及び10府県の50市区町村等において、負担金の審査支払手数料に係る交付額の算定方法について説明を聴取したり、事業実績報告書、請求額通知書等の関係書類を確認したりするなどして会計実地検査を行うとともに、残りの47都道府県の1,530市区町村等については、厚生労働省から請求額通知書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

前記のとおり、介護保険法において、施設等給付費に係る国の負担割合が100分の15、居宅等給付費に係る国の負担割合が100分の20とそれぞれ定められているのに対して、厚生労働省は、審査支払手数料については、施設等サービスに係る介護給付費の審査に要した審査支払手数料(以下「施設等手数料」という。)と居宅等サービスに係る介護給付費の審査に要した審査支払手数料(以下「居宅等手数料」という。)とに区分することなく、交付要綱において、国の負担割合を一律に100分の20としていた。

厚生労働省は、上記の取扱いとした理由について、前記18年4月の介護保険法の改正において地域密着型サービスが導入されたことにより、1件の介護給付費明細書の中に、施設等サービスに係る介護給付費と居宅等サービス(地域密着型サービス)に係る介護給付費とが混在する場合が生じ、この場合に審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して算定することとすれば、市町村に多大な事務負担が生ずることになるためであるなどとしていた。

しかし、実際には、次のとおり、市町村に多大な事務負担が生ずることなく、施設等手数料と居宅等手数料とを区分して算定することが可能であると認められた。

ア 国保連合会は、介護サービス事業者から送付されてきた介護給付費明細書のうち、施設等サービスを提供した実績と居宅等サービスを提供した実績とが混在して記載されているものについては、審査において、記載内容に誤りがある介護給付費明細書であると判定して、介護サービス事業者に返戻する取扱いとしていた。そのため、1件の介護給付費明細書の中に、施設等サービスに係る介護給付費と居宅等サービスに係る介護給付費とが混在することはない状況となっていた。

イ 請求額通知書に記載されている施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計は、国保連合会が審査した施設等サービスに係る介護給付費明細書の件数と一致していた。

ウ ア及びイにより、審査支払手数料のうち、施設等手数料は、請求額通知書に記載されている施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計に手数料単価を乗するなどすることにより、また、居宅等手数料は、請求額通知書に記載されている審査した介護給付費明細書の件数から施設等サービスの種類ごとの介護サービスの件数の合計を差し引いた件数に手数料単価を乗するなどすることにより、それぞれ算定することができることとなっていた。

そこで、上記の方法により、47都道府県の1,580市区町村等に係る前記の28、29両年度の審査支払手数料計170億7755万余円を施設等手数料と居宅等手数料とに区分すると、それぞれ計15億3985万余円、計155億3770万余円となることから、前記の介護保険法に定めるそれぞれの国の負担割合により負担金相当額を計算すると、合計33億3851万余円(施設等手数料に係る額計2億3097万余円、居宅等手数料に係る額計31億0754万余円)となり、前記の審査支払手数料に係る負担金相当額計34億1551万余円と比べて7699万余円の開差が生じていたと認められた。

このように、毎月、国保連合会から市町村に送付される請求額通知書上の情報に基づいて、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して算定することが可能であったのに、厚生労働省において、審査支払手数料の全額について国の負担割合を一律に100分の20とした取扱いを交付要綱で定めていたことにより、負担金が過大に交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、国保連合会における審査支払事務及び市町村に対する審査支払手数料の請求事務の実施状況について十分に確認し把握していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、31年4月に交付要綱を改正し、負担金の審査支払手数料に係る交付額について、審査支払手数料を施設等手数料と居宅等手数料とに区分して、施設等手数料は介護保険法に定める施設等給付費に係る国の負担割合で、また、居宅等手数料は同法に定める居宅等給付費に係る国の負担割合でそれぞれ算定することとし、国の負担が適切なものとなるようにする処置を講じた。

- (3) 受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(労災勘定) (項)労働安全衛生対策費	
部 局 等	厚生労働本省、38 労働局	
交付の根拠	予算補助	
受動喫煙防止対策助成事業の概要	事業場内受動喫煙を防止するために喫煙室等の設置等を行った中小企業事業主に対して助成金を交付するもの	
検査の対象とした事業件数及びこれに対する助成金交付額	2,463 件 25 億 2509 万余円(平成 25 年度～29 年度)	
助成金が過大に交付されていた事業件数及び過大となっていた助成金相当額(1)	33 件	624 万円(平成 25 年度～29 年度)
喫煙室等の運用が適切に行われていなかった事業件数及び当該喫煙室等に係る助成金相当額(2)	66 件	7086 万円(平成 25 年度～29 年度)
喫煙室等を無断で譲渡するなどしていた事業件数及び当該喫煙室等の財産処分時点の残存価額(3)	31 件	1240 万円(平成 25 年度～28 年度)
(1)、(2)及び(3)の計	130 件	8950 万円(平成 25 年度～29 年度)

1 受動喫煙防止対策助成事業の概要等

(1) 受動喫煙防止対策助成事業の概要

厚生労働省は、中小企業事業主が、その事業場の室内及びこれに準ずる環境において、労働者が他人のたばこの煙を吸わされること(以下「事業場内受動喫煙」という。)を防止するための対策を推進することを目的として、平成 23 年度から、受動喫煙防止対策助成金交付要綱(平成 23 年厚生労働省発基安 0916 第 1 号)、受動喫煙防止対策助成金交付要領(平成 23 年基発 0916 第 6 号。以下「交付要領」という。)等(以下、これらを合わせて「交付要綱等」という。)に基づき、受動喫煙防止対策助成事業(以下「助成事業」という。)を実施している。助成事業は、事業場内受動喫煙を防止するために喫煙室、屋外喫煙所等(以下、これらを合わせて「喫煙室等」という。)の設置等(以下「助成対象事業」という。)を行った中小企業事業主(以下「事業主」という。)に対して、受動喫煙防止対策助成金(以下「助成金」という。)を交付するものである。

交付要綱等によれば、助成事業の対象となる喫煙室及び屋外喫煙所は、喫煙のための専用の室等とされており、当該室等で飲食等の喫煙以外のことを行うことは認められないとされている。また、助成対象経費については喫煙室等の設置等に係る経費のうち工費、設備費等とされており、助成金の交付額はこれら経費の実支出額の合計額に補助率2分の1を乗じて得た額とするなどとされている。

(2) 事業実績報告書の審査等

交付要綱等によれば、事業主は助成対象事業を完了したときは助成対象経費の支払に係る領収書の写しなどを添付した事業実績報告書を都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)に提出することとされており、労働局長は、事業実績報告書に記載された助成対象経費と領収書の金額との整合がとれているかを確認するなど、提出された事業実績報告書の審査等を行うこととされている。

また、事業主は、助成対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理しておくほか、事業実績報告書等の根拠となる詳細な資料(以下、上記の証拠書類と合わせて「証拠書類等」という。)について、助成対象事業の完了した日の属する年度(以下「事業完了年度」という。)の終了後5年間を経過するまで、これを保存しなければならないとされている。

(3) 助成対象事業完了後の喫煙室等の取扱い

交付要綱等によれば、事業主は、助成対象事業により取得するなどした喫煙室等の財産については、助成対象事業の完了後においても、助成金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないなどとされている。また、事業主は、助成対象事業において取得した不動産及びその従物並びに助成対象事業において取得するなどした価格が30万円以上の機械及び重要な器具については、事業完了年度の終了後5年間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまでに、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、取り壊すなど(以下、これらの行為を「財産処分」という。)する場合は、労働局長の承認を受けるとされている。そして、労働局長は、財産処分の承認に当たっては、財産処分を行う喫煙室等に係る助成金額に、処分制限期間に対する処分制限期間から経過年数を差し引いた年数の割合を乗じて得た額(以下「残存価額」という。)を国庫納付する条件を付すことなどとなっている。

また、交付要綱等によれば、都道府県労働局(以下「労働局」という。)は、助成金により設置された喫煙室等の適正な運用のため、喫煙室等の運用状況等の確認等(以下「追跡調査」という。)を処分制限期間内に少なくとも1回実施することとされており、追跡調査の調査日については処分制限期間が経過した時点から遡って6か月以内に設定することが望ましいなどとされている。追跡調査の具体的な手法については、事業主から喫煙室等の現状についての報告書を労働局に提出させて、労働局において、報告された内容に基づき、不適切な喫煙室等の運用の有無、不適切な財産処分の有無等を確認することなどとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、助成金の交付が適正に行われているか、喫煙室等の運用が助成金交付の目的に従って適切に行われているかなどに着眼して、25年度から29年度までの間に全国47労働局管内で実施された助成事業2,463件(助成金交付額計25億2509万余円)を対象として、16労働局^(注1)において、事業主から労働局に提出された事業実績報告書、喫煙室等の現況写真等を確認したり、担当者から説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行うとともに、上記の16労働局を含む47労働局から喫煙室等の運用状況等に関する調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注1) 16労働局 北海道、岩手、宮城、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、愛知、大阪、広島、香川、福岡、鹿児島各労働局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 助成金が過大に交付されていた事態

事業主が、事業実績報告書に記載した助成対象経費よりも低額で助成対象事業を実施するなどしていたにもかかわらず、支払の事実と異なる領収書の写しを添付した事業実績報告書を労働局に提出して、助成金が過大に交付されていた事態が20労働局^(注2)において33件見受けられた(過大に交付されていた助成金相当額計624万余円)。

そして、20労働局における事業実績報告書の審査の状況を確認したところ、交付要綱等において、事業実績報告書に記載された助成対象経費等について領収書以外の証拠書類等と整合がとれているか確認することとされていないことから、20労働局は証拠書類等による確認を十分に行っていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

事業主Aは、平成27年10月に、事務所2階の会議室を間仕切り壁で仕切り、天井に換気扇を取り付けるなどして喫煙室を設置する助成対象事業を実施して、同年11月に助成対象経費2,261,412円、助成金申請額1,130,000円とする事業実績報告書を石川労働局に提出していた。そして、同労働局は、当該事業実績報告書に事業主Aが添付した助成対象経費と同額の領収書の写しを確認した上で、同年同月に助成金申請額と同額の助成金を事業主Aに交付していた。

しかし、当該助成対象経費について事業主Aの預金通帳の写しで確認したところ、実際に事業主Aから施工業者に支払われていた金額は1,129,680円であり、1,131,732円が水増しされていた。

このため、適正な助成対象経費を算定すると1,129,680円となり、これに係る適正な助成金相当額は564,000円となり前記の助成金交付額1,130,000円との差額566,000円が過大に交付されていた。

(注2) 20労働局 北海道、山形、茨城、栃木、埼玉、東京、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、和歌山、福岡、佐賀、鹿児島、沖縄各労働局

(2) 喫煙室等の運用が適切に行われていなかったなどの事態

ア 喫煙室等の運用が適切に行われていなかった事態

厚生労働省は、非喫煙者が出入りするなどすると事業場内受動喫煙を誘発することにつながることから、前記のとおり、喫煙室及び屋外喫煙所においては、飲食等の喫煙以外のことを行うことは認められないとしている。しかし、事業主が喫煙室及び屋外喫煙所に飲食を目的とする飲料自販機や冷蔵庫を設置するなどして、喫煙室等の運用が事業場内受動喫煙の防止対策を推進するという助成金交付の目的に従って適切に行われていなかった事態が^(注3)29労働局において66件見受けられた(これらの喫煙室等に係る助成金相当額計7086万余円)。

イ 労働局に無断で喫煙室等を譲渡するなどしていた事態

前記のとおり、交付要綱等において、事業主は、助成対象事業により取得するなどした喫煙室等については、処分制限期間を経過するまでに、財産処分を行う場合には、労働局長の承認を受けることとされている。しかし、事業主が、処分制限期間内であるにもかかわらず、労働局長の承認を受けずに無断で喫煙室等を譲渡したり取り壊したりしていた事態が^(注4)17労働局において31件見受けられた(これらの喫煙室等の財産処分時点における残存価額計1240万余円)。

そして、ア及びイの事態計97件が見受けられた^(注5)32労働局における追跡調査の実施状況を確認したところ、^(注6)27労働局における83件については、交付要綱等において、処分制限期間が経過した時点から遡って6か月以内に設定することが望ましいとされていることを受けて、追跡調査の調査日が事業完了年度の終了から5年目に設定されており、追跡調査が実施される前に、喫煙室等の運用が適切に行われていなかったなどの事態が生じていた。また、財産処分の時期が把握できたイの31件についてみても、喫煙室等が完成してから平均2年11か月で財産処分が行われており、これらを踏まえると、事業完了年度の終了から5年目に実施する追跡調査では、不適切な喫煙室等の運用の有無、不適切な財産処分の有無等を適時適切に把握できているとはいえず、労働局における追跡調査の実施が実効性のあるものとなっていないと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

事業主Bは、平成26年2月に、天井に換気扇を3機取り付けたり、脱臭付集じん機を購入したりするなどして喫煙室を設置する助成対象事業を3,380,090円(助成対象経費同額)で実施し、同年3月に、大阪労働局に事業実績報告書を提出して、助成金1,690,000円の交付を受けていた。

しかし、当該喫煙室の運用状況等を確認したところ、当該喫煙室は、完成してから4か月目の同年5月に、同労働局長の財産処分の承認を受けることなく、店舗移転のために無断で取り壊されていた(当該喫煙室に係る残存価額1,577,333円)。

このように、助成金が過大に交付されていたり、喫煙室等の運用が適切に行われていないなどしていたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 29 労働局 北海道、青森、岩手、宮城、山形、茨城、栃木、埼玉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、広島、香川、高知、福岡、大分、宮崎、鹿児島各労働局

(注4) 17 労働局 北海道、宮城、茨城、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、大阪、広島、山口、福岡、長崎、鹿児島各労働局

(注5) 32 労働局 北海道、青森、岩手、宮城、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、広島、山口、香川、高知、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各労働局

(注6) 27 労働局 北海道、青森、岩手、山形、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、長野、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、島根、広島、香川、高知、長崎、大分、鹿児島各労働局

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主において助成対象事業を適正に実施するという認識が欠けていたことにもよるが、労働局において、事業実績報告書の確認が十分でなかったこと、追跡調査による喫煙室等の運用状況等の把握が十分でなかったこと及び喫煙室等の運用を適切に行ったり、適正な手続により財産処分を行ったりすることについての事業主に対する周知徹底が十分でなかったこと、また、厚生労働本省において、労働局に対して事業実績報告書の適切な審査方法等を示していなかったこと、実効性のある追跡調査の実施方法についての指示が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、令和元年8月までに、労働局に対して、過大に交付されていた助成金及び事業主が労働局に無断で譲渡するなどしていた喫煙室等の残存価額の返還の処置を執らせたり、事業主に対して、喫煙室等を助成金交付の目的に従った運用に改めさせたりするとともに、通達を発するなどして次のような処置を講じた。

ア 交付要領等を改正するなどして、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどして労働局にその内容を十分に確認させることとした。

イ 労働局に対して、喫煙室等の運用を助成金交付の目的に従って適切に行うこと及び適正な手続により財産処分を行うことについて、事業主に対して周知徹底を図ることを指示した。

ウ 労働局に対して、今後は、喫煙室等の設置後おおむね1年を経過するごとに、その運用状況等を確認するなど実効性のある追跡調査を実施することを指示した。

- (4) 認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(雇用勘定) (項)就職支援法事業費
部 局 等	厚生労働本省(支給庁) 4 労働局(支給決定庁、支給庁)
認定職業訓練実施付加奨励金の概要	雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者に対して、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練のうち実践訓練を実施し、その後の訓練修了者等の就職率が一定水準以上であるなどの民間訓練機関に対して支給されるもの
検査の対象とした付加奨励金の支給額	9411 万余円(平成 28、29 両年度)
上記のうち支給の趣旨に沿わなかった支給額	849 万円

1 求職者支援制度等の概要

(1) 求職者支援制度の概要

厚生労働省は、雇用保険(前掲 215 ページの「雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの」参照)で行う事業のうちの能力開発事業の一環として、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」(平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。)等に基づき、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者(以下「特定求職者」という。)の就職を促進し、もって特定求職者の職業及び生活の安定に資することを目的として、平成 23 年度から求職者支援制度を実施している。

求職者支援制度は、特定求職者に対して、民間訓練機関による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)の実施等の就職に関する支援措置を講ずるものである(以下、認定職業訓練を実施する民間訓練機関を「訓練校」という。)。法等によれば、認定職業訓練は、基礎訓練及び実践訓練から成っていて、このうち実践訓練は、基礎的な技能及び実践的な技能並びにこれらに関する知識を付与するための認定職業訓練とされている。

(2) 認定職業訓練実施付加奨励金の概要

法等によれば、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するために、訓練校に対して、認定職業訓練実施奨励金を支給することとされている。そして、同奨励金のうち認定職業訓練実施付加奨励金(以下「付加奨励金」という。)は、実践訓練の受講を修了した特定求職者及び就職を理由とした中途退校者(以下「訓練修了者等」という。)の就職率(1 実践訓練における訓練修了者等のうち就職した者等の占める割合をいう。以下同じ。)が一定水準以上であるなどの支給要件を満たす訓練校に対して支給することとされている。この就職率の算定に用いられる就職(以下「算定就職」という。)は、実践訓練が終了し

た日から起算して3か月を経過する日までの間に、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する一般被保険者となった就職(以下「雇用保険適用就職」という。)等とされており、同法によれば、雇用保険の一般被保険者資格の取得要件は、1週間の所定労働時間が20時間以上であることなどとされている。

また、付加奨励金の支給額は、1実践訓練における訓練修了者等の人数に就職率に応じた単価を乗じた上で、認定職業訓練の開始から終了までの支給単位期間数(注1)を乗ずるなどして算定することとされており、この単価は、就職率が60%以上の場合1支給単位期間当たり2万円、35%以上60%未満の場合1万円等とされている。そして、就職率が35%未満の場合は付加奨励金が支給されないこととされている。

(注1) 支給単位期間 実践訓練の期間を当該実践訓練の開始日又は各月においてその日に応ずる日(応当日がない月の場合は、その月の末日。以下「開始応当日」という。)から、各翌月の開始応当日の前日までの各期間に区分した場合における一の期間

付加奨励金の支給を受けようとする訓練校は、認定職業訓練実施奨励金支給要領(平成23年9月30日付け職発0930第18号、能発0930第10号。以下「要領」という。)等に基づき、実践訓練の終了した日の翌日から4か月を経過する日までの間に、就職率を算定するなどして支給申請書及び就職者名簿等の添付書類を作成し、都道府県労働局(以下「労働局」という。)に提出することとなっている。そして、労働局は、支給申請書等に記載された就職率や雇用保険適用就職とされた者に係る雇用保険の一般被保険者資格の取得状況を確認するなどした上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、付加奨励金の支給を行うことなどとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

現行の求職者支援制度では、訓練修了者等が訓練校又は訓練校と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主(以下、これらを合わせて「訓練校等」という。)に就職した場合(以下、訓練修了者等が訓練校等に就職することを「訓練校等就職」という。)においても、雇用保険の一般被保険者資格を取得していれば、付加奨励金の支給額の算定に当たって、算定就職の対象に含まれることとなる。

そこで、本院は、合规性、有効性等の観点から、訓練校等就職が算定就職の対象に含まれている付加奨励金の支給は適切に行われているかなどに着眼して、28、29両年度に全国47労働局のうち12労働局(注2)が支給決定を行った44訓練校の95実践訓練に係る付加奨励金の支給額28年度4254万余円、29年度5156万余円、計9411万余円を対象として、12労働局において、当該95実践訓練を修了等して45訓練校等に就職し雇用保険の加入期間が4か月未満となっていた訓練修了者等196名の勤務実態等について、出勤簿等の関係書類等により確認するとともに、厚生労働本省において、付加奨励金の支給要件等についての考え方を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、上記の12労働局に対して、訓練修了者等の勤務実態等に関する調書の作成及び提出を求め、その内容を分析するなどの方法により検査した。

(注2) 12労働局 北海道、福島、東京、神奈川、新潟、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、沖縄各労働局

(検査の結果)

上記の訓練修了者等 196 名について、訓練校等は 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であるとしていたが、実際の労働時間を調査したところ、6 労働局管内の 15 訓練校の 32 実践訓練(これらに係る 28、29 両年度の付加奨励金の支給額計 4365 万余円)^(注3)を修了して 16 訓練校等に就職した 61 名については、就職日から離職日までの全期間において 1 週間当たりの実労働時間(以下「1 週間の実労働時間」という。)が 20 時間に達していなかった。

(注3) 6 労働局 北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡各労働局

そこで、上記の 61 名について、上記の勤務実態となっていた理由を 6 労働局を通じて訓練校等及び訓練修了者等から聴取するなどしたところ、訓練修了者等の欠勤等によるものと認められた 26 名を除く、4 労働局管内の 7 訓練校の 18 実践訓練^(注4)を修了して 8 訓練校等に就職した 35 名については、就職日から離職日までの全期間において勤務予定表における労働時間が週 20 時間未満となっていてその予定どおり勤務していたり、訓練修了者等から 1 週間の実労働時間が 20 時間未満となるよう希望する旨の申出を受け入れて勤務時間を減らしたりするなどして、1 週間の実労働時間が 20 時間に達していなかった。したがって、8 訓練校等は、雇入れ当初から 1 週間の実労働時間が 20 時間未満の就職となることを認識していたものと認められた。

(注4) 4 労働局 東京、神奈川、大阪、兵庫各労働局

上記の事態について、厚生労働本省は、雇用契約書等により、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であるなどして雇用保険適用就職と認められるものであったとしても、訓練校が訓練校等就職のうち 1 週間の実労働時間が 20 時間に達していない就職を算定就職の対象に含めることについては、これにより就職率が上昇し、就職支援の良否にかかわらずより高額な付加奨励金の受給要件を満たすことにつながることから、高い就職率を達成するためにより質の高い就職支援を行った訓練校に対してインセンティブを付与するという付加奨励金支給の趣旨に沿わないとしている。

そこで、前記の 35 名を算定就職の対象から除くと就職率が下がり、その結果、27 名に係る 4 労働局管内の 5 訓練校の 12 実践訓練において、付加奨励金の支給額算定の基礎となる就職率に応じた単価が下がることから、これらの実践訓練に係る付加奨励金の額は、28、29 両年度計 737 万余円となり、厚生労働本省及び 4 労働局がこれらの訓練校に対して支給した付加奨励金の額計 1587 万余円との間に 849 万余円の開差額が生じていた。

このように、1 週間の実労働時間が 20 時間に達していない就職となっていて付加奨励金支給の趣旨に沿うものではない訓練校等就職が算定就職の対象に含まれていて、これにより就職率が上昇し、訓練校がより高額な付加奨励金の支給を受けていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、付加奨励金の支給に当たり、訓練校等就職の場合に、厚生労働本省において、1 週間の実労働時間が 20 時間に達していない就職は算定就職の対象とならないことを要領等に定めていなかったこと、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を把握して算定就職の対象となるかを確認する仕組みを整備していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働本省は、付加奨励金の支給がその趣旨に沿った適切なものとなるよう、31年3月に要領等を改正して、同年10月1日に開講する実践訓練から、訓練校等就職のうち1週間の実労働時間が20時間に達していない就職は、原則として、付加奨励金における算定就職の対象とならないことを定めるとともに、訓練校等就職の場合、出勤簿、賃金台帳等の雇用した者の勤務実態が分かる書類等を訓練校から提出させるなどして、労働局が訓練校等就職した訓練修了者等の勤務実態等を把握して算定就職の対象となるかを適切に確認する仕組みを整備した。

そして、これらについて、労働局に対しては31年3月に周知し、訓練校に対しては、法により職業訓練の認定に関する事務を行うこととされている独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じて、実践訓練の認定を行う際に、令和元年7月以降、順次周知するなどの処置を講じた。

平成28年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

国民年金法及び厚生年金保険法に基づく遺族年金の支給について

〔平成28年度決算検査報告257ページ参照〕
〔平成29年度決算検査報告285ページ参照〕

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

厚生労働省は、被保険者の老齢、障害又は死亡について各種年金を支給しており、これらの支給に係る事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託している。このうち、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく遺族基礎年金及び寡婦年金並びに厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく遺族厚生年金(以下、これらを合わせて「遺族年金」という。)は、被保険者等が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた遺族に対して支給されるものである。国民年金法等によれば、遺族年金の受給権者(以下「受給権者」という。)が死亡したとき、又は婚姻等をしたときは受給権が消滅するとされている(以下、遺族年金の受給権の消滅を「失権」といい、失権の原因となる死亡又は婚姻等の事由を「失権事由」という。)。そして、受給権者が失権事由(死亡を除く。以下同じ。)に該当した場合、失権事由に該当した日(以下「失権日」という。)、失権事由等を記載した届書(以下「失権届」という。)を所定の期限までに機構に提出しなければならないとされている。しかし、失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者に対して遺族年金を支給している事態、及び失権届を遅れて提出したり、失権届に事実と相違する失権日を記載したりしていた受給権者に対して遺族年金を支給している事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成29年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

ア 失権事由に該当している受給権者を特定した上で、失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者に対して支給された遺族年金や、失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者に対して支給された遺族年金について、既に消滅時効が成立しているものなどを除き、機構に対して返還の手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

イ 住基ネット情報(住民票に記載されている受給権者の住所、氏名等の本人確認情報)や必要に応じて婚姻届や戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、機構に対して、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ的確に把握するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

ウ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年6月までに、失権事由に該当している受給権者を特定した上で、失権事由に該当しているのに失権届を提出していなかった受給権者に対して支給された遺族年金や、失権届に事実と相違する失権日を記載していた受給権者に対して支給された遺族年金について、既に消滅時効が成立しているものを除き、機構に対して返還の手続を行わせた。

イ 平成30年1月に国民年金法施行規則等を改正するなどして、住基ネット情報や必要に応じて戸籍謄本等を活用するなどして受給権者の受給権を適切に確認するための手続を定めて機構に示すとともに、同年2月に機構に対して通知を発するなどして、当該手続に基づき受給権者の失権日及び失権事由を適時かつ的確に把握するよう指導した。

ウ 遺族年金の受給権は婚姻等をしたときは消滅すること、失権届には実際の失権日を記載して所定の期限までに提出する必要があることなどについて、29年11月以降、機構のホームページに明記させたり、機構から受給権者に対して当該事項を記載したパンフレットを送付させたりするなどして、機構を通じて受給権者に対する周知徹底を図った。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について

(平成29年度決算検査報告233、591ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに表示した意見及び要求した改善の処置

厚生労働省は、各種年金を給付しており、これらに係る事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任又は委託している。このうち、年金給付の原因である被保険者の障害又は死亡が第三者の行為によって生じたものであって、当該損害を被った被保険者等に対して第三者が損害賠償の義務を負う場合(以下「第三者行為事故」という。)については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等に基づき、被保険者等が第三者から損害賠償を受けたときには、国はその損害賠償額を限度として年金の支給停止ができることとされている。また、年金の支給停止期間を定めるためには、損害賠償金の総額及びその内訳(慰謝料等)並びに医療費、葬祭料等の実支出額(以下「医療費等実支出額」という。)を把握する必要がある。そして、機構は、「第三者行為事故に係る損害賠償と年金との調整に関する事務処理要領」

(以下「事務処理要領」という。)に基づき、受給権者に対して、年金の申請時に、第三者行為事故状況届の提出を求めた上で、第三者行為事故の可能性があると判断したものについては、損害賠償金の総額及びその内訳が確認できる資料並びに医療費等実支出額の領収証書(以下、これらを合わせて「確認書類」という。)の提出を求めることとされている。また、機構は、受給権者に対して確認書類の提出を勧奨するために、照会、再照会及び督促を行うこととされ、督促からおおむね1か月を経過しても受給権者から回答がない場合には、厚生年金保険法等に基づき、厚生労働大臣の認可を得た上で、確認書類の提出を受給権者に命じ(以下「最終督促」という。)、これに応じなかった場合には年金の支給停止(以下「職権による支給停止」という。)を行うことができることとされている。さらに、事務処理要領によれば、機構は、受給権者に代わり損害保険会社等から確認書類の提供を受けることに同意する文書(以下「同意書」という。)を受給権者から得た上で、損害保険会社等に対して確認書類の提出を依頼することができることとされている。しかし、機構において、督促等の手続に長期間を要しており、損害賠償金の受領状況等を把握できていないため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態及び受給権者から同意書を取得できていないため、損害保険会社等に確認書類の提出を求めることができず、損害賠償金の総額やその内訳を把握できていなかったり、損害賠償金の受領状況は把握できているものの、医療費等実支出額を把握できていなかったりしているため、年金の支給と損害賠償との調整が行われていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長に対して平成30年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに意見を表示し及び改善の処置を要求した。

- ア 機構において、督促等の手続に長期間を要している事案について、速やかに次の段階の手続をとること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 機構において、再照会、督促、最終督促及び職権による支給停止について具体的な手続を事務処理要領に定めるとともに、当該事務処理要領に基づき、再照会等を適切に行うよう担当部局に周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 機構において、受給権者から同意書を第三者行為事故状況届と併せて提出させるなど、年金の支給開始前に同意書を取得する手続を整備することなどについて検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)
- エ 機構において、損害賠償金の受領が明らかになっているにもかかわらず、医療費等実支出額について受給権者が回答しない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行うなどの手続を整備することについて検討すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)
- オ 厚生労働省において、機構における第三者行為事故に係る年金の支給停止等の事務が適切に実施されるよう、イからエまでについて、機構に対して必要な指導監督を行うこと(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 機構は、督促等の手続に長期間を要している事案について、確認書類等の提出を勧奨するために、令和元年7月までに、再照会及び督促を実施したことに加え、電話及び訪問による確認書類等の提出勧奨を実施し、これらの取組によっても確認書類等の提出がなかった事案について、最終督促を実施するなどした。
- イ 機構は、平成31年2月に事務処理要領を改正して、年金の支給と損害賠償との調整について、一部の手続の見直しを行うとともに、督促、最終督促及び職権による支給停止についての具体的な手続を定めた。また、担当部局に指示文書を発出して、事務処理要領に基づき、適切に事務を実施するよう周知徹底した。
- ウ 機構は、31年2月に事務処理要領を改正して、第三者行為事故に係る年金の申請時に第三者行為事故状況届の添付書類として損害保険会社等への照会の際に必要な同意書の提出を求めることとした。
- エ 機構は、31年2月に事務処理要領を改正して、医療費等実支出額の照会を行う場合、「回答期限までに回答がない場合、医療費等実支出額はないものとして審査を進める」旨を照会文書に明記するとともに、回答がない場合には、一旦医療費等実支出額がないものとして支給停止期間を設定して、年金の支給と第三者からの損害賠償との調整を行い、受給権者から回答を得られ次第再調整することとした。
- オ 厚生労働省は、機構における第三者行為事故に係る年金の支給停止等の事務が適切に実施されるよう、1のイからエまでに対する処置について、30年11月に機構に対して指示文書を発出するとともに、機構と事務処理要領の改正に係る協議を行うなどして、機構に対して必要な指導監督を行った。

(2) データ入力等の請負等業務における監督、検収等について

(平成29年度決算検査報告243ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

厚生労働省は、国の事務、事業等に係る役務について、業者に請け負わせ、又は委託する契約により実施するなどしている。会計法(昭和22年法律第35号)等によれば、支出負担行為担当官又は支出負担行為担当官から命ぜられた監督職員は契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならないこととされており、支出負担行為担当官又は支出負担行為担当官から命ぜられた検査職員は給付の完了の確認をするために必要な検査をして、契約金額が200万円を超えない場合等を除き、検査調書を作成しなければならないなどとされている。また、厚生労働省は、契約の相手方が再委託又は下請を行う場合には承認を必要とし、承認申請書を提出させて審査等することとしている。しかし、データ入力業務等の請負契約について、業務が完了していないのに事実と異なる検査調書を作成するなどして代金を支払っている事態、請負人が厚生労働省の承認の手続をとることなく業務の一部を下請けさせている事態及び契約の適正な履行を確保するための監督が十分に行われていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成30年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求した。

- ア 検査職員等に対して、研修の実施等により、適正な契約事務が実施されるよう会計法令の遵守を周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 事業実施部局において、仕様書等を含む要求書の作成に当たって、業者の履行期間等が契約の適正な履行を確保する上で十分なものとなっているか十分検討するとともに、落札等した業者に対する実施体制の確認等を十分に行うことについて周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 契約実施部局において、入札の実施等に当たり、応札等しようとする業者及び落札等した業者に対して、下請等に係る条項を含む契約条項を遵守するよう周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- エ 監督職員の立入調査等により、承認の手続をとることなく下請等が行われていないかを含む履行体制、履行状況等を確認するよう、立入調査等の対象及び方法を定めて周知徹底すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 31年2月に通知を発して、毎年度、検査職員等に対して会計法令や検査・監督実務の要点等に関する研修を実施することとするなどし、会計法令の遵守を周知徹底した。
- イ アの通知及びアの通知と共に発した事務連絡並びに令和元年6月に作成した作業計画書の審査マニュアルにより、事業実施部局において、仕様書等の調達関係資料の作成に当たり、履行期間が契約の適正な履行を確保する上で十分なものとなっているか検討するとともに、落札等した業者から提出される作業計画書の厳格な審査等による実施体制の確認等を十分に行うよう周知徹底した。
- ウ アの通知及びイの事務連絡により、契約実施部局において、入札の実施等に当たり、応札等しようとする業者及び落札等した業者に対して、下請等の制限を含む契約条項を遵守するよう周知徹底することとした。
- エ アの通知及びイの事務連絡により、承認の手続をとることなく下請等が行われていないかを含む履行体制、履行状況等を確認するために実施する監督職員等の立入調査の対象及び方法を例示するなどして周知徹底した。

(3) 国民年金等事務取扱交付金による協力・連携事務の実施について

(平成29年度決算検査報告250ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

厚生労働省は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が行っている基礎年金、福祉年金等に係る事務(以下「法定受託事務」という。)の処理に必要な費用及び法定受託事務に付随して、市町村が国と協力・連携して実施する事務(以下「協力・連携事務」という。)に係る費用に対して、国民年金等事務取扱交付金(以下「交付金」という。)を交付している。交付金のうち、協力・連携事務に係る交付金(以下「協力・連携交

付金」という。)の交付額は、国民年金等事務費交付金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)によれば、市町村が協力・連携を行う場合に各市町村において現に要した費用の額を上限として、各市町村が行った協力・連携事務の件数(以下「算定基礎件数」という。)に所定の単価を乗ずるなどして算定した額(以下「算定額」という。)とされており、各市町村は、交付要綱、交付要綱に基づき同省が毎年定める算定基礎表等(以下、これらを合わせて「交付要綱等」という。)に基づき、算定額を算定している。しかし、市区町において、算定基礎件数を実績に基づかず計上して、協力・連携交付金に係る算定額が適切に算定されていない事態、地方厚生局において、交付申請書の審査に当たって、算定額について算定基礎表の根拠資料の確認等を十分に行っていない事態、市区町において、法定受託事務となる免除等に係る制度についてのみ説明を行った場合の相談の件数及び年金事務所に送付した免除申請書等に記載された被保険者の電話番号の情報提供に係る件数を算定基礎件数に含めて、協力・連携交付金に係る算定額が適切に算定されていなかったり、過大に算定されていたりしている事態、及び日本年金機構(以下「機構」という。)の年金事務所において、市町村に対して保険料の未納者に係る所得情報の追加依頼の際に、機構のシステムに所得情報が収録されていない未収録者だけでなく重複した対象者についても所得情報の提供依頼を行っていたため、協力・連携交付金の算定額が過大となっている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣に対して平成30年10月に、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求した。

- ア 市町村に対して、算定基礎件数には協力・連携事務を行った実績件数を計上することを周知徹底すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 市町村が免除申請書等の提出を受けた際に免除等に係る制度についてのみ説明を行った場合の相談及び市町村が年金事務所等に送付した免除申請書等に記載された電話番号は算定基礎件数に含めないことを交付要綱等に明示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- ウ 地方厚生(支)局に対して、交付申請書の審査の際に、算定額について算定基礎表の根拠資料の確認等を十分に行うよう周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- エ 機構に対して、所得情報の追加依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることについて各年金事務所に周知徹底するよう指示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 令和元年5月に地方厚生(支)局に対して事務連絡を発出して、地方厚生(支)局は、当該事務連絡に基づき、算定基礎件数には実際に協力・連携事務を行った実績件数を計上するとともに、当該実績件数が確認できる資料を作成するよう、市町村に対して周知徹底した。

- イ 平成31年1月に、市町村が免除申請書等の提出を受けた際に免除等に係る制度についてのみ説明を行った場合の相談の件数及び市町村が年金事務所等に送付した免除申請書等に記載された被保険者の電話番号の情報提供に係る件数は算定基礎件数に含めないことを交付要綱に基づき定める算定基礎表に明示した。
- ウ 31年1月に地方厚生(支)局に対して事務連絡を発出して、交付申請書の審査の際に、算定額について算定基礎表の件数を確認し、必要に応じて根拠資料の提出を求めるよう周知徹底した。
- エ 30年12月に機構に対して指示文書を発出して、所得情報の追加依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを各年金事務所に周知徹底するよう指示した。

(4) 労災診療費の算定における労災治療計画加算について

(平成29年度決算検査報告259ページ参照)

1 本院が表示した意見

厚生労働省は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、業務上の事由又は通勤により負傷し又は疾病にかかった労働者(以下「傷病労働者」という。)に対して、療養の給付として、都道府県労働局長の指定する医療機関又は労災病院等(以下、これらを合わせて「指定医療機関等」という。)において、診察、処置、手術等(以下「診療」という。)を行っており、当該指定医療機関等に対して診療に要した費用(以下「労災診療費」という。)を支払っている。労災診療費の算定においては、「労災診療費算定基準について」(以下「算定基準」という。)等により、傷病労働者をできる限り早く治癒に導き、社会復帰をさせる必要があるため、これに適した治療計画を策定する必要があることを考慮して、「診療報酬の算定方法」の別表第一医科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)等にはない、労災診療費独自の算定項目として、労災治療計画加算が定められている。労災治療計画加算については、指定医療機関等において、傷病労働者の入院の際に、医師、看護師等が共同して総合的な治療計画を策定し、医師が労災治療計画書又はこれに準ずる文書を傷病労働者に交付して、傷病名及び傷病の部位、症状、治療計画等について、入院後7日以内に説明を行った場合、所定の点数を入院基本料又は特定入院料(以下「入院基本料等」という。)に加算できるとされている。しかし、大多数の指定医療機関等では改めて労災治療計画書を作成せず、健保点数表等に基づいて作成した入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどしているのに、算定基準等に労災診療費独自の算定項目として労災治療計画加算を定めて、入院基本料等に労災治療計画加算を行っている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労災診療費の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう、厚生労働大臣に対して平成30年9月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、労災診療費の算定における労災治療計画加算について、労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討した結果、そのような運用は困難であるとの結論に至り、令和2年3月に予定している労災診療費の改定時に見直しを行うこととしている。

(5) 独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について

(平成29年度決算検査報告264、612ページ参照)

1 本院が表示した意見

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)に基づき、政府出資金を原資として労災年金担保貸付事業(以下「労災貸付事業」という。)を行っている。労災貸付事業は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において廃止することなどとされており、厚生労働省は、平成30年2月に、機構に指示した第4期中期目標(30年4月から35年3月まで)において、新規貸付終了時期について33年度末を目途としている。そして、業務が廃止されるのは、新規貸付けが終了して、更に既往の貸付金の回収業務等が完了した後となる。機構は、26年12月に、労災貸付事業の貸付限度額を引き下げるなどの措置を講じていて、貸付残高は大幅に減少してきており、貸付に使用されていない政府出資金の額は大幅に増加している。しかし、厚生労働省において、27年3月の国庫納付以降、事業規模に見合った資産規模を適時に検証していないため、機構において、貸付金の原資として使用される見込みのない多額の政府出資金に係る資産を保有しており、今後も業務廃止まで保有し続けることになる事態が見受けられた。

したがって、厚生労働大臣及び独立行政法人福祉医療機構理事長に対して、30年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 厚生労働省において、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要なとなる政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、機構において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付すること

イ 厚生労働省において、今後、業務廃止までの間、労災貸付事業の実施に必要なとなる政府出資金の規模を事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備すること、また、機構において、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとする

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省及び機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 厚生労働省は、労災貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、その結果、機構は、必要額を超えて保有されていると認められた政府出資金7億3092万余円について、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、31年3月に不要財産の国庫納付に係る厚生労働大臣の認可を受けて、同月に国庫に納付した。

イ 厚生労働省は、令和元年6月に、元年度以降、業務廃止までの毎年度、労災貸付事業の実施に必要な政府出資金の規模を事業規模に見合うものとなるよう、必要となる政府出資金の額について、前年度の貸付残高、貸付実行額等を基に検証を行い、必要額を超えて保有していると認められる場合には、不要財産として国庫に納付することとする仕組みを整備し、機構は、その仕組みに沿って、不要財産を国庫に納付することとした。

(6) 地域支援事業交付金における介護自立支援事業に係る交付金交付対象者について

(平成29年度決算検査報告270ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)が実施する地域支援事業に対して地域支援事業交付金(以下「交付金」という。)を交付している。地域支援事業のうち介護自立支援事業は、平成27年度に同省が地域支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の改正を行い、その前身に当たる家族介護継続支援事業(介護の慰労のための金品の贈呈)を改定して新設したものであり、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象者を、「介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族」とした(以下、介護自立支援事業に係る交付金の交付対象となる家族を「交付金交付対象者」という。)。市町村は、従来、高齢者等の要介護者を介護している家族に慰労等を目的として金品を支給する事業(以下、当該金品の支給対象となる家族を「慰労金支給対象者」という。)を実施しており、家族介護継続支援事業の対象者に介護サービスを受けている要介護者に係る慰労金支給対象者を含めることも可能であった。厚生労働省は、交付金交付対象者が介護する要介護者について「介護サービスを受けていない」という条件を設けた趣旨を、交付金交付対象者への交付金の交付と当該交付金交付対象者が介護する要介護者が継続的に介護サービスを受けることによる当該要介護者本人に対する保険給付との同一家族内での重複(以下「交付金と保険給付との重複」という。)を避け、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図ることであるとしている。そして、上記条件の取扱いについて、要介護者が年間10日以内の範囲で一時的に介護サービスを受けることを許容する一方、介護サービスを受けた日数の合計が年間10日を超える要介護者(以下「継続的なサービス受給者」という。)に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めることは想定していないとしている。しかし、市町村において、継続的なサービス受給者に係る慰労金支給対象者を交付金交付対象者に含めていることから、交付金と保険給付との重複が生じていて、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合が十分に図られていない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を、実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう、厚生労働大臣に対して30年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、介護保険制度の下で、介護自立支援事業と介護サービスとの整合が図られるよう、31年4月に実施要綱を改正して、交付金交付対象者が介護する要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲について、介護自立支援事業の実施前の1年間における介護サービスの利用日数の合計が10日以内であることを明記するとともに、同月に都道府県に対して通知を発して、実施要綱に明記した内容について、都道府県を通じて市町村に周知するなどの処置を講じていた。

(7) 建設労働者確保育成助成金における助成金単価の設定について

(平成29年度決算検査報告275ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

厚生労働省は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づき、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図るなどのために、雇用関係助成金支給要領(以下「支給要領」という。)に規定する一定の取組を実施する建設事業主等に対して建設労働者確保育成助成金を支給している。支給要領によれば、建設労働者確保育成助成金のうち、「認定訓練コース(賃金助成)」は、中小建設事業主が雇用する建設労働者の賃金に対する助成を行うものであり、支給対象者は、雇用する建設労働者に認定訓練を受けさせること、キャリア形成促進助成金等の支給を受けるものであることなどの要件に該当する中小建設事業主とされている。厚生労働省は、認定訓練コース(賃金助成)について、賃金に対する助成の趣旨は、中小建設事業主が雇用する建設労働者に認定訓練を有給で受講させる場合に、受講期間中に中小建設事業主が負担しなければならない受講者に係る賃金を国が助成することにより、技能の習得等の促進を図り、建設業における若年労働者の確保及び育成等を図るものとしており、その支給額は、キャリア形成促進助成金等の支給額に上乘せして、認定訓練の受講者(以下「受講者」という。)1人当たり日額(以下「助成金単価」という。)に、認定訓練を受けた日数を乗じて得た額とされている。そして、助成金単価については、1日当たりの賃金相当額に助成率6分の5を乗じた額からキャリア形成促進助成金等の支給相当額を差し引くなどして設定していた。しかし、厚生労働省は、支給対象となる事業主の企業規模及び受講者の年齢構成の実態と異なる統計値を基に1日当たりの賃金相当額を算定していて、認定訓練コース(賃金助成)の支給額とキャリア形成促進助成金等の支給額とを合計した額が、実際に中小建設事業主が負担した受講者が認定訓練を受けた日数に係る賃金相当額に助成率6分の5を乗じた額を上回っている事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、支給要領を改正するなどして、助成金単価が受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものとなるよう、厚生労働大臣に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、厚生労働本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、助成金単価が中小建設事業主の企業規模及び受講者の年齢構成の実態に即したものとなるよう、助成金単価の設定方法を定め、今後これに基づき助成金単価を設定することとして、31年3月に建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則及び支給要領を改正する処置を講じていた。

第9 農林水産省

不 当 事 項

工 事 (138) (139)

(138) 国営総合農地防災事業の実施に当たり、基礎杭の設計が適切でなかったため、^{かんきよ}函渠の
 所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)北海道開発事業費
部 局 等	北海道開発局稚内開発建設部
工 事 名	ポロ沼地区第11号排水路上流工区工事
工 事 の 概 要	地区内の排水路の整備を行うとともに、農業用車両が排水路を横断できるようにするために、 ^{かんきよ} 函渠工等を施工するなどしたもの
工 事 費	169,992,000 円
請 負 人	株式会社共成建設
契 約	平成28年3月 一般競争契約
しゅん功検査	平成29年1月
支 払	平成28年6月、29年2月
不適切な設計となっていた ^{かんきよ} 函渠の施工に係る工事費	11,022,308 円(平成28年度)

1 工事の概要

北海道開発局稚内開発建設部(以下「開発建設部」という。)は、平成27、28両年度に、北海道宗谷郡猿払村ポロ沼地区において実施する国営総合農地防災事業として、「ポロ沼地区第11号排水路上流工区工事」に係る請負契約を、一般競争契約により、株式会社共成建設との間で契約額169,992,000円で締結している。

本件工事は、地区内の排水路の整備を行うとともに、農業用車両が排水路を横断できるようにするために、^{かんきよ}函渠(内空断面の幅2.6m、高さ2.0m、延長5.7m)と道路盛土の土留め擁壁(以下「翼壁」という。)とが一体化した構造物を築造する函渠工等を施工するなどしたものである。そして、開発建設部は、施工箇所の基礎地盤が泥炭等の軟弱地盤であることから、函渠の基礎を杭基礎にすることとして、基礎杭(外径300mm、杭長30mのPHC杭4本)を施工していた。

開発建設部は、本件工事の設計を「土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」(農林水産省農村振興局監修)、「杭基礎設計便覧(平成18年度改訂版)」(社団法人日本道路協会編。以下、これらを合わせて「基準」という。)等に基づいて行っている。

基準等によれば、^(注1)函渠の設計に当たっては、自重、活荷重、積雪荷重等の函渠に作用する荷重を適正に組み合わせて構造計算等を行うこととされている。また、杭基礎については、^(注2)杭には上部構造等から各々の杭頭部に伝達される鉛直荷重等が作用し、これらの外力に対し

て所要の安全性が確保できるように設計する必要があることとされており、杭基礎の設計においては、杭1本当たりの杭頭部に作用する鉛直荷重が杭1本当たりの許容鉛直支持力^(注2)以下であることを確認すること(以下「許容鉛直支持力との照査」という。)とされている。

開発建設部は、本件工事の設計に当たり、許容鉛直支持力との照査を行い、杭1本当たりの鉛直荷重を347.0kNと算定し、これが杭1本当たりの許容鉛直支持力384.3kNを下回ることから設計計算上安全であるとして、これにより施工していた(参考図1参照)。

(注1) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

(注2) 鉛直荷重・許容鉛直支持力 「鉛直荷重」とは、構造物の自重等が基礎杭に対し鉛直方向に働く力をいい、その数値が設計上許される限度を「許容鉛直支持力」という。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、函渠工の設計が適切に行われているかなどに着眼して、開発建設部において、本件工事を対象に、設計図書、設計計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

開発建設部は、杭基礎に作用する荷重の算定に当たり、積雪(積雪深1.6m)による積雪荷重が作用する場合に最大の鉛直荷重が生ずると想定していた。そして、杭基礎の設計に当たり、函渠、翼壁等の自重による荷重等に積雪荷重を組み合わせた総荷重を、函渠の左岸側と右岸側に2本ずつ対称に配置した計4本の基礎杭に均等に分担させることとしていた。

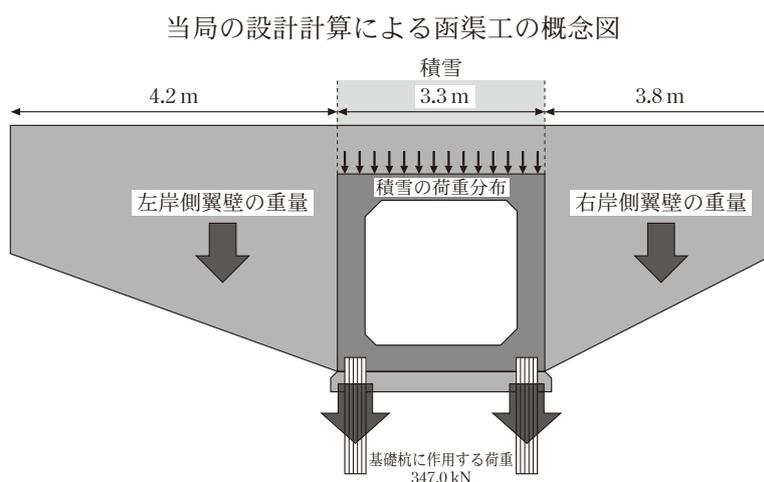
しかし、翼壁の構造は左岸側と右岸側で異なっており、その重量は左岸側(199.5kN)が右岸側(131.6kN)と比べて著しく大きいため、基礎杭に作用する荷重は左岸側が右岸側より大きいものとなっていた。また、開発建設部は、積雪荷重以外の農業用車両等の通行による活荷重等の考慮すべき荷重の組合せについて許容鉛直支持力との照査を行うべきであったのに、これを行っていなかった。

そこで、翼壁の左右の重量差を考慮した上で、改めて考慮すべき荷重の組合せについて許容鉛直支持力との照査を行ったところ、活荷重が作用した場合の左岸側の基礎杭1本当たりに作用する鉛直荷重は505.1kNとなり、許容鉛直支持力384.3kNを大幅に上回っていて、設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図2参照)。

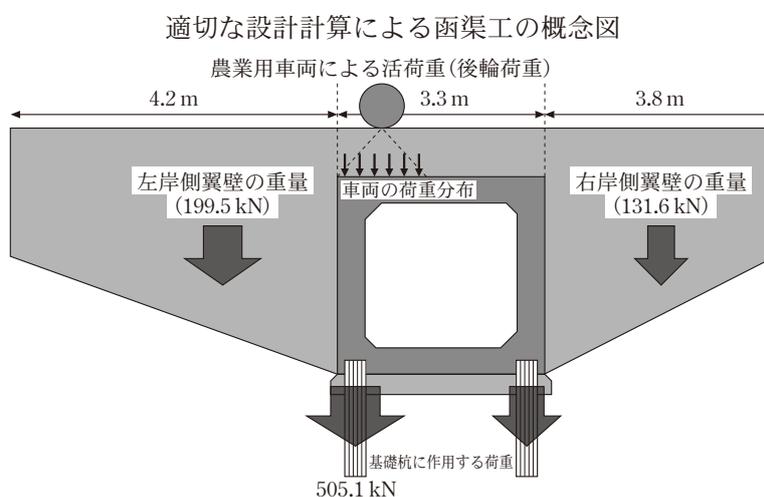
したがって、本件函渠は、杭基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額11,022,308円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、開発建設部において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



(139) 復旧治山事業の実施に当たり、治山ダムの施工が設計と相違していたため、所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)林野庁 (項)治山事業費
部 局 等	関東森林管理局磐城森林管理署
工 事 名	貝屋川復旧治山工事
工 事 の 概 要	復旧治山事業として、溪床の安定を図るために治山ダムを設置するもの
工 事 費	47,163,600 円
請 負 人	堀江工業株式会社
契 約	平成 29 年 3 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 29 年 12 月
支 払	平成 29 年 3 月、12 月
不適切な施工となっていた工事費	47,163,600 円

1 工事の概要

関東森林管理局磐城森林管理署(以下「磐城署」という。)は、復旧治山事業として、平成28、29両年度に、福島県いわき市内の国有林において、治山ダムを設置する「貝屋川復旧治山工事」を、一般競争契約により、堀江工業株式会社(以下「会社」という。)に契約金額47,163,600円で請け負わせて実施している。

本件工事は、渓床の安定を図るため、治山ダムとして、堤体(堤高7.0m、天端厚1.5m、堤底厚6.0m)を無筋コンクリートで構築する重力式コンクリートダム(以下「重力式ダム」という。)1基を設置したものである。

磐城署は、重力式ダムの断面の設計を「治山技術基準解説 総則・山地治山編(平成21年版)」(林野庁作成。以下「基準」という。)に基づき行っており、基準によれば、重力式ダムの安定条件として、転倒に対する安定、滑動に対する安定、堤体の破壊に対する安定及び基礎地盤に対する安定について検討することとされている。このうち堤体の破壊に対する安定については、重力式ダムの場合は、引張応力を生じさせないことを原則とするとされている。すなわち、洪水時に重力式ダムの背面の土砂が水抜きから流出するなどして一時的に引張応力が生ずる場合を除き、堤底の上流端に引張応力を生じさせないこととされている。そして、そのためには、重力式ダムのコンクリートの自重等による鉛直荷重及び重力式ダムに作用する水圧・土圧による水平荷重の合力(以下「合力」という。)の作用位置が破壊に対して安定とされる範囲内(堤底厚の中央3分の1の範囲)となる必要があるとされている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件重力式ダムの施工が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、磐城署において、契約書、仕様書、設計図書、施工写真等の書類及び現地を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

磐城署は、本件重力式ダムの設計に当たり、重力式ダムの上流側に床掘り箇所から発生する土砂や堆砂を堤底から3.5mの高さまで埋め戻すことにより、堤底から3.5mの範囲には土圧が作用し、これより上部については水圧が作用するとして安定計算を行い、合力が堤底厚の中央から下流側に0.946mの位置に作用し、これが破壊に対して安定とされる範囲内(堤底厚の中央から1.008m)にあることから、引張応力が生じないとして、安定計算上安全であるとしていた。そして、磐城署は、設計図書において、本件重力式ダムの上流側を堤底から3.5mの高さまで埋め戻すこととする埋戻し線(以下「埋戻し線」という。)を表示し、これにより会社に施工させることとしていた。

しかし、本件重力式ダムの上流側の埋戻し状況を施工写真や現地で確認するなどしたところ、会社が設計図書に記載された埋戻し線を十分に確認しないまま施工したため、実際には堤底から2.0mから3.4mの高さまでしか埋め戻されていなかった(参考図1参照)。

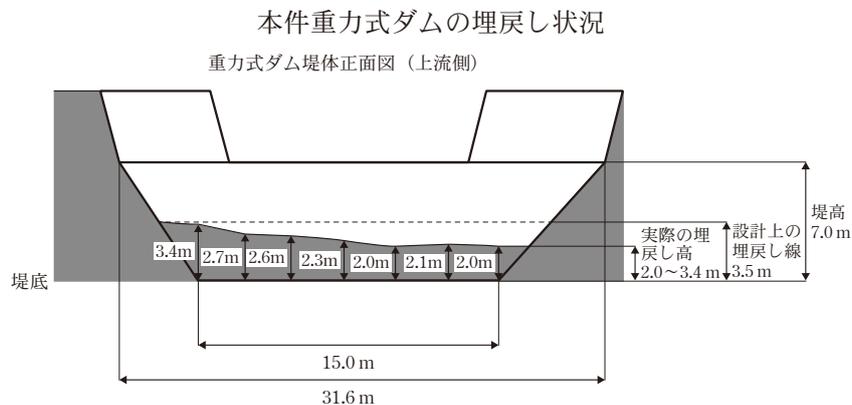
そこで、実際の埋戻しの高さが最も低かった2.0mの部分について、改めて安定計算を行うと、合力が堤底厚の中央から下流側に1.210mの位置に作用し、破壊に対して安定とされる範囲を下流側に0.202m逸脱しており、堤底の上流端に28.28kN/m²の引張応力が生ずることとなっていた(参考図2参照)。

したがって、本件重力式ダムは、施工が適切でなかったため、堤体の破壊に対する安定が

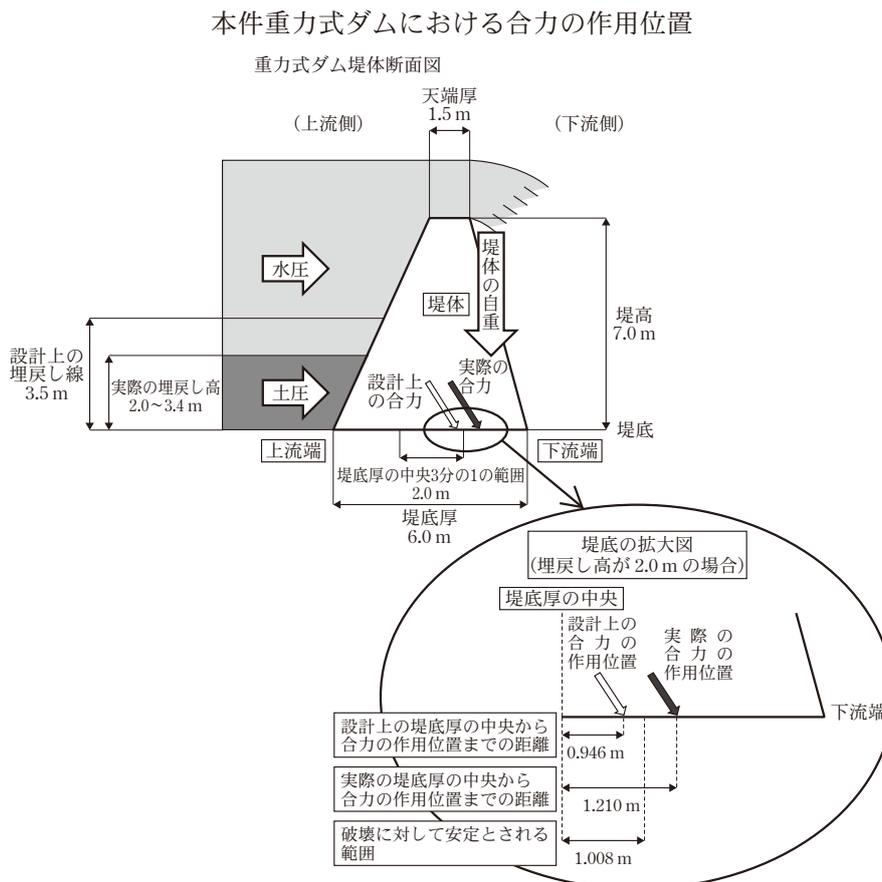
確保されていない状態になっており、工事の目的を達しておらず、これに係る契約金額47,163,600円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、磐城署において、本件重力式ダムの施工が設計と相違したものとなっていたのに、これに対する監督及び完成検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



補 助 金

(140) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (176)

第3章
 第1節
 第9
 農林水産省

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)地域自主戦略推進費 (項)地方創生基盤整備事業推進費(平成27年度以前は、(項)地域再生推進費) (項)国産農畜産物・食農連携強化対策費 (項)食料安全保障確立対策費 (項)農業経営対策費 (項)担い手育成・確保等対策費 (項)農業生産基盤整備事業費 (項)国産農産物生産・供給体制強化対策費 (項)農業・食品産業強化対策費 (項)農業競争力強化基盤整備事業費 (項)農村地域資源維持・継承等対策費 (項)農山漁村活性化対策費 (項)農山漁村地域整備事業費 (項)農業施設災害復旧事業費 (項)都市農村交流等対策費 (組織)林野庁 (項)森林整備事業費 (組織)水産庁 (項)漁業経営安定対策費 東日本大震災復興特別会計 (組織)農林水産本省 (項)東日本大震災災害復旧等事業費
部 局 等 補助等の根拠	農林水産本省、林野庁、水産庁、5農政局、香川県 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)、森林法(昭和26年法律第249号)、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)等、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	府1、県15、町1、団体3、その他3、計23補助事業者等 (県4、町1、団体3、計8事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	県1、市11、町3、団体2、その他23、計40間接補助事業者等 (市4、町1、団体2、その他21、計28事業主体)
補助事業等	農業・食品産業強化対策整備交付金事業、国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金事業、経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)等

事業費の合計	7,542,221,070 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	4,030,151,697 円
不当と認める事業費の合計	836,792,337 円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	413,633,331 円

1 補助金等の概要

農林水産省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、46 都道府県、2,419 市町村等及び 212 団体において、実績報告書、設計図面等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、4 県、27 市町等、5 団体、計 36 事業主体が実施した農業・食品産業強化対策整備交付金事業、国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金事業、経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)等に係る国庫補助金 413,633,331 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | | | |
|-------------------------------|-----|-------------|---------------|
| (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの | 7 件 | 不当と認める国庫補助金 | 30,815,991 円 |
| (2) 補助の目的を達していなかったなどのもの | 6 件 | 不当と認める国庫補助金 | 153,087,000 円 |
| (3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの | 6 件 | 不当と認める国庫補助金 | 31,793,500 円 |
| (4) 補助の対象とならないもの | 5 件 | 不当と認める国庫補助金 | 13,541,239 円 |
| (5) 工事の設計が適切でなかったもの | 4 件 | 不当と認める国庫補助金 | 71,598,635 円 |
| (6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの | 4 件 | 不当と認める国庫補助金 | 13,781,917 円 |
| (7) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 34,080,156 円 |
| (8) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 27,562,699 円 |
| (9) 工事の施工が適切でなかったもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 26,509,511 円 |
| (10) 工事費の積算が過大となっていたもの | 1 件 | 不当と認める国庫補助金 | 6,884,132 円 |

(11) 計画が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,978,551円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったなどのもの

7件 不当と認める国庫補助金 30,815,991円

経営体育成支援事業(被災農業者向け経営体育成支援事業)の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったもの

(4件 不当と認める国庫補助金 7,966,784円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(140)	関東農政局	栃木県	大田原市(事業主体)	経営体育成支援(被災農業者向け経営体育成支援)	同	26、27	121,929	76,052	2,271	1,419
(141)	同	埼玉県	比企郡滑川町(事業主体)	同	同	26、27	260,933	143,426	8,205	4,433
(142)	同	千葉県	君津市(事業主体)	同	同	26	209,287	112,912	1,995	1,108
(143)	九州農政局	鹿児島県	鹿屋市(事業主体)	同	同	28、29	140,329	86,852	1,339	1,004
(140)-(143)の計							732,479	419,243	13,812	7,966

これらの補助事業は、4事業主体が、平成25年度の大雪又は28年の台風第16号により被災した農産物の生産に必要な施設(以下「生産施設」という。)等の復旧等を実施した農業者等に対して、これに要する経費の一部を助成したものである。

経営体育成支援事業実施要綱(平成23年22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)等によれば、市町村は、気象災害等による農業被害を受けた農業者等を助成対象者とし、これらの者が行う生産施設の復旧、気象災害等による被災前の当該生産施設と同程度の生産施設の取得、被災した生産施設の撤去等に要する経費を対象として助成を行うことができる(以下、助成の対象となる経費を「助成対象経費」という。)こととされている。そして、被災前と同程度の生産施設とは、被災前と同種、同規模、同機能のものとされており、生産施設の機能強化や規模拡大を行うなど、被災前と同程度を超えて再建する場合には、その超える部分を自己負担すれば実施可能であるとされている。また、被災した生産施設の規模を縮小して再建する場合には、被災した生産施設と同種、同機能のものを縮小した規模で再建するのに要する経費を助成対象経費とすることとされている。

4事業主体は、本件補助事業について、助成対象者202者に対する助成として計732,479,946円を交付し、4県に実績報告書を提出して、国庫補助金計419,243,724円の交付を受けていた。

しかし、4事業主体の4者に対する助成(助成額計106,875,379円)について検査したところ、3事業主体(大田原市、滑川町及び鹿屋市)は、3者に対する助成(同計99,702,946円)について、被災した生産施設の面積(以下「被災面積」という。)の算定を誤って撤去及び再建に係る助成の対象となる面積(以下「助成対象面積」という。)を過大に認定していたり、1事業主体(君津市)は、1者に対する助成(同7,172,433円)について、助成対象者が生産施設の規模を縮小して再建していたにもかかわらず、これを考慮せずに被災前と同程度の生産施設を再建するのに要する経費を助成対象経費としていたりして、助成対象経費が過大に算定されていた。

したがって、上記の4者に対する助成について、適正な助成対象面積や縮小した規模で再建するのに要する経費に基づいて適正な助成対象経費を算定した上で、適正な助成額を算定すると計93,063,363円となり、上記の助成額計106,875,379円との差額13,812,016円が過大に交付されており、これに係る国庫補助金相当額計7,966,784円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、4事業主体において本件助成に対する審査及び確認並びに助成対象者に対する指導が十分でなかったこと、4県において4事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

滑川町は、平成26、27両年度に、助成対象者15者に対する助成として計260,933,814円を交付し、国庫補助金計143,426,617円の交付を受けていた。

このうち1者に対する助成は、助成対象者が、被災した鶏舎を撤去して新たな鶏舎を再建したものであり、同町は、助成対象者が作成した被災した鶏舎の図面を基に被災面積を1,837.1㎡と算定し、これを撤去に係る助成対象面積と認定していた。また、助成対象者が再建した新たな鶏舎の面積1,415㎡が、被災面積よりも小さいとして、これを再建に係る助成対象面積と認定していた。そして、鶏舎の撤去及び再建に要した費用99,723,286円を助成対象経費として助成額90,538,286円を助成対象者に交付していた。

しかし、被災面積1,837.1㎡の中には並列した鶏舎の間のスペースで鶏舎の面積には含まれない面積524.1㎡が含まれていたことから、適正な被災面積は1,313.0㎡となり、撤去及び再建に係る助成対象面積は、いずれも1,313.0㎡となる。

したがって、これにより算定した適正な助成対象経費により助成額を算定すると82,333,259円となることから、前記の助成額90,538,286円との差額8,205,027円が過大に交付されており、これに係る国庫補助金相当額4,433,563円が過大に交付されていた。

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、交付率の適用を誤るなどしていたもの (2件 不当と認める国庫補助金 13,860,207円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(144)	近畿農政局	京都府	福知山市株式会社西中筋ライスセンター(事業主体)	同	農業・食品産業強化対策整備交付金	26、27	77,760	36,000	11,119	2,269
(145)	中国四国農政局	徳島県	小松島市ほのか株式会社(事業主体)	同	同	29	170,624	78,755	69,551	11,590
(144)	(145)の計						248,384	114,755	80,671	13,860

これらの交付金事業は、2事業主体が、産地競争力の強化を目的として、米の乾燥調製施設の整備を事業費計248,384,880円(交付対象事業費計229,986,000円)で実施したものである。

強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)によれば、乾燥調製施設を整備する場合の交付金の交付率は、交付対象事業費の2分の1以内とされているが、農林水産省生産局長等が別に定める場合には、これによることとされている。そして、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)によれば、乾燥調製施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合は、乾燥調製施設のうち、集排じ

ん設備、建物の整備等については、交付率を交付対象事業費の3分の1以内とすることとされている。また、乾燥調製施設の整備において交付対象となるものは、耐用年数がおおむね5年以上のものとされている。

しかし、2事業主体は、乾燥調製施設を整備した地区が中山間地域等以外の地域に該当していたのに、建物の整備等に係る交付対象事業費について交付率を2分の1としていた。また、1事業主体(株式会社西中筋ライスセンター)は、交付対象とはならない耐用年数が2年の備品に係る購入費等を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記備品の購入費等を交付対象事業費から除き、建物の整備等に係る交付対象事業費については交付率3分の1を適用して適正な交付金の交付額を算定すると、計100,894,793円となり、交付金交付額計114,755,000円との差額13,860,207円が過大となっていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において本件交付金の算定についての理解が十分でなかったこと、2府県及び2市において本件交付金事業に係る審査及び2事業主体に対する指導が十分でなかったこと、1事業主体(ほのか株式会社)が実施した交付金事業について中国四国農政局において交付率の適用についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

ほのか株式会社は、平成29年度に、小松島市坂野地区に米の乾燥調製施設を事業費170,624,880円(交付対象事業費157,986,000円)で整備したとして、小松島市に実績報告書を提出し、市費補助金78,755,000円の交付を受けていた。そして、徳島県は同市に対して同額の県費補助金を交付し、国は同県に対して同額の交付金を交付していた。

同会社は、同地区が中山間地域等以外の地域に該当することから、交付金の交付率について同市を通じて同県に確認を行い、同県から得た中国四国農政局の回答に従って、集排じん設備の整備に係る交付対象事業費については交付率を3分の1とし、これ以外の交付対象事業費については交付率を2分の1として交付金の交付額を算定していた。

しかし、同農政局の回答に誤りがあり、交付率を2分の1とした交付対象事業費には、交付率を3分の1とすべき当該施設の建物の整備等に係る交付対象事業費が含まれていた。

したがって、上記建物の整備等に係る交付対象事業費についても交付率3分の1を適用して適正な交付金の交付額を算定すると、67,164,205円となり、前記の交付額78,755,000円との差額11,590,795円が過大に交付されていた。

畜産競争力強化対策緊急整備事業の実施に当たり、補助金の算定が適切でなかったなどのもの (1件 不当と認める国庫補助金 8,989,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(146)九州農政局	宮崎県	宮崎県鶏卵生産クラスター協議会アミューズ株式会社(事業主体)	畜産競争力強化対策緊急整備	26, 27	875,711	413,763	17,977	8,989

この補助事業は、^(注)宮崎県鶏卵生産クラスター協議会(以下「協議会」という。)の構成員であるアミューズ株式会社(以下「会社」という。)が、地域の畜産の収益性の向上を図ることを目的として、^ふ孵卵施設等の整備を行ったものである。

畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要領(平成27年26生畜第1743号農林水産省生産局長通知)によれば、整備する施設等については、適切な能力及び規模のものを選定することとされており、補助の対象となるのは、家畜飼養管理施設等及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費とされている。そして、将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品は、上記の施設と一体的に整備する設備には該当せず、補助の対象とならないことになっている。

会社は、事業費計875,711,726円(補助対象事業費計827,528,438円)で孵卵施設及び孵卵施設と一体的に整備する設備の整備を実施したとして協議会に報告し、協議会は、会社が報告した事業費に基づいて補助対象事業費を算定した上で、宮崎県に対して実績報告書を提出し、同県から国庫補助金413,763,000円の交付を受けて、同額を会社に交付していた。そして、上記の補助対象事業費には、ひなの運搬等に用いる台車500台及び空気循環機の交換用のフィルター等の購入経費が含まれていた。

しかし、協議会は、台車の必要数量を会社が孵卵施設におけるひなの予定最大出荷羽数に基づいて算定した120台としており、残りの380台の台車は会社が誤って必要数量を超過して購入したものであった。また、空気循環機の交換用のフィルター等は、将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品であり、施設と一体的に整備する設備には該当しないことから、空気循環機の交換用のフィルター等に係る購入経費は、補助の対象とならないものであった。

したがって、適正な台車の数量に基づくなどして、適正な補助対象事業費を算定すると計809,550,459円となり、前記の補助対象事業費827,528,438円との差額17,977,979円が過大に算定されていて、これに係る国庫補助金相当額8,989,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会及び会社において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、宮崎県において実績報告書の内容についての確認及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 宮崎県鶏卵生産クラスター協議会 地域ぐるみで採卵鶏経営の収益性の向上を図ることを目的とした、宮崎県、孵卵施設を運営する会社、採卵鶏農家、農業協同組合等が参画する協議会

(2) 補助の目的を達していなかったなどのもの

6件 不当と認める国庫補助金 153,087,000円

農業・食品産業強化対策整備交付金事業等により整備した生産技術高度化施設において、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われていたもの

(6件 不当と認める国庫補助金 153,087,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(147)	九州農政局	局長	宮崎県	長崎市	農業・食品産業強化対策整備交付金	29	107,741	53,870	107,741	53,870
				ことのうみ第三花生産組合(事業主体)						
(148)	同	同	同	諫早市	同	26	93,715	46,857	93,715	46,857
				山留坂トルコギキョウ生産組合(事業主体)						

第3章 第1節 第9 農林水産省	部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する	不当と認	不当と認
									国庫補助金等交付額	める事業費	める国庫補助金等相当額
								千円	千円	千円	千円
(149)	九州	農政局	長崎	県	諫早市 株式会社岩永園芸 (事業主体)	国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金	28、29	18,878	9,439	18,878	9,439
(150)	同	同	同	同	雲仙市 お花屋さん 百花園有限会社 (事業主体)	同	28、29	19,680	9,639	19,680	9,639
(151)	同	同	同	同	同 A (事業主体)	同	28、29	25,965	12,982	25,965	12,982
(152)	同	同	同	同	南島原市 B (事業主体)	同	28、29	40,600	20,300	40,600	20,300
(147)–(152)の計								306,580	153,087	306,580	153,087

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

これらの交付金事業等は、6事業主体が、トルコギキョウ等の花きの生産を行うための生産技術高度化施設として、低コスト耐候性ハウス、暖房機等を整備したものである。長崎県は、6事業主体が実施した本件交付金事業等に対して市費補助金を交付した長崎、諫早、雲仙、南島原各市に県費補助金を交付しており、これに対して本件交付金等が交付されている。

強い農業づくり交付金実施要領(平成17年16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)等によれば、整備の対象とする生産技術高度化施設のうちの低コスト耐候性ハウスについては、50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するものとするなどとされている。そして、事業主体は、請負人が工事を完了したときは、しゅん功検査を行った上で引渡しを受けることとされており、また、都道府県又は市町村は、必要に応じてしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直しなどの措置を指示し、交付対象事業が完了したときは、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認することとされている。

6事業主体は、本件交付金事業等の実施に当たり、設計事務所等との間で、低コスト耐候性ハウスの設計、施工管理(工事の監理を含む。)等の業務を行わせる施主代行委任契約を締結しており、設計事務所等は、これに基づき、低コスト耐候性ハウスについて、50m/s以上の風速に耐えることができる強度となるように胴縁及び母屋の間隔を設計していた。また、設計事務所等は、施工については請負業者と工事請負契約を締結して実施していた。

(注1) 胴縁 外壁材を取り付けるために柱と柱の間に水平に渡す材

(注2) 母屋 屋根材を取り付けるために棟と平行に渡す材

その後、6事業主体は、設計事務所等によるしゅん功検査を経て、生産技術高度化施設の整備が完了したとして、請負業者から工事関係書類の提出を受けるとともに、低コスト耐候性ハウスの引渡しを受けた。そして、長崎、諫早、雲仙、南島原各市は、更にしゅん功検査を実施し、長崎県等は実績報告書等を確認するなどして、低コスト耐候性ハウスが実績報告書及び工事関係書類のとおり整備され本件交付金事業等が適正に完了していることを確認したとして、交付金等の額の確定を行っていた。

しかし、現地の施工状況を確認したところ、胴縁及び母屋が設計よりも広い間隔で設置されるなどしており、設計と施工が異なっていた。

そこで、実際に施工された胴縁及び母屋の間隔に基づいて、風速 50m/s 時に胴縁及び母屋に発生する応力度を再計算したところ、それぞれの部材の許容応力度を上回ることから、本件低コスト耐候性ハウスは、いずれも 50m/s 以上の風速に耐えることができないものとなっていた。

したがって、本件交付金事業等(交付対象事業費計 306,580,782 円)は、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金等の交付対象基準等を満たしていない状態になっているのに、事業が適正に完了したとして額の確定が行われており、これに係る交付金等計 153,087,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、請負業者が適切に施工していなかったことや設計事務所等において工事の監理及びしゅん功検査が十分でなかったことなどにもよるが、6 事業主体において低コスト耐候性ハウスの引渡しの際の確認が十分でなかったこと、4 市において6 事業主体に対する指導及びしゅん功検査が十分でなかったこと、長崎県において6 事業主体に対する指導及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

このうみ第三花生産組合(以下「組合」という。)は、平成 29 年度に、長崎市において、低コスト耐候性ハウス 9 棟の整備を行うに当たり、設計、施工管理等の業務を全国農業協同組合連合会長崎県本部(以下「連合会」という。)に代行委任して実施しており、連合会は、低コスト耐候性ハウスの設計については自ら実施し、施工については請負業者と工事請負契約を締結して実施していた。

そして、連合会は、胴縁を 0.65m の間隔で、母屋を 0.65m 又は 0.7m の間隔でそれぞれ設置すれば、胴縁に発生する応力度が 1.7t/cm² 又は 1.73t/cm²、母屋に発生する応力度が 1.69t/cm² から 1.78t/cm² となり、それぞれの部材の許容応力度 1.8t/cm² を下回ることから 50m/s 以上の風速に耐えることができると設計していた。

その後、組合は、連合会のしゅん功検査を経て、工事関係書類の提出を受けるとともに、請負業者から低コスト耐候性ハウス 9 棟の引渡しを受けた。そして、長崎市は、更にしゅん功検査を実施し、長崎県等は実績報告書等を確認するなどして、本件交付金事業が適正に完了していることを確認したとして、交付金の額の確定を行っていた。

しかし、現地の施工状況を確認したところ、設計と異なり、胴縁は 0.92m 又は 1.025m、母屋は 0.9575m から 1.275m の間隔で設置されていた。

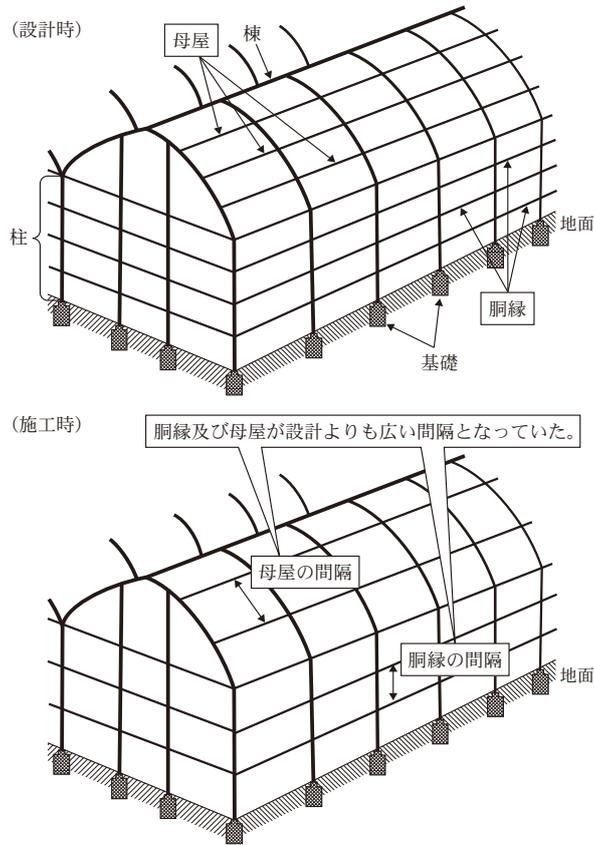
そこで、実際に施工された胴縁及び母屋の間隔に基づいて、風速 50m/s 時に胴縁及び母屋に発生する応力度を再計算したところ、胴縁に発生する応力度が 2.35t/cm² 又は 2.73t/cm²、母屋に発生する応力度が 1.84t/cm² から 2.38t/cm² となり、それぞれの部材の許容応力度 1.8t/cm² を上回ることから、前記の低コスト耐候性ハウス 9 棟は、いずれも 50m/s 以上の風速に耐えることができないものとなっていた。

したがって、本件交付金事業(交付対象事業費 107,741,965 円、交付金交付額 53,870,000 円)は、低コスト耐候性ハウスの強度が交付金の交付対象基準を満たしていない状態になっていた。

(参 考 図)

第3章
第1節
第9
農林水産省

低コスト耐候性ハウスの概念図



(3) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

6件 不当と認める国庫補助金 31,793,500円

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において、助成対象経費を過大に精算するなどしていたもの
(4件 不当と認める国庫補助金 4,099,000円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める事業費 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	
(153)	水	産	庁	特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構	丸栄水産株式会社(事業主体)	競争力強化型機器等導入緊急対策	28	5,238	2,425	1,455	728
(154)	同	同	同	A(事業主体)	同	28	16,200	7,500	1,000	500	
(155)	同	同	同	B(事業主体)	同	28、29	17,280	8,000	3,240	1,621	
(156)	同	同	同	C(事業主体)	同	28、29	11,772	5,450	2,500	1,250	
(153)-(156)の計							50,490	23,375	8,195	4,099	

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

漁業経営安定対策事業費補助金(競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、「水産関係民間団体事業実施要領」(平成10年10水漁第944号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、水産庁が、特定非営利活動法人水

産業・漁村活性化推進機構(以下「機構」という。)に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した機構は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望をもって漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることを目的として、競争力強化型機器等導入緊急対策事業(以下「機器等導入事業」という。)を実施する事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」(平成22年21水港第2597号水産庁長官通知)等(以下「運用通知等」という。)によれば、機構は、助成金の交付事業を円滑に実施するために必要がある場合には、助成金の交付事業の一部を第三者に委託して実施することができることとされており、委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議することとされている。そして、機構は、これに基づき一般社団法人漁業経営安定化推進協会(以下「漁安協」という。)に助成金の交付事業を委託して実施しており、漁安協を通じて事業主体に対して助成金を交付している。

運用通知等によれば、機構は、事業主体がコスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器(以下「機器」という。)等を導入する際の費用を対象に、事業主体に2分の1以内の金額を助成することとされており、導入する機器等の本体価格(下取価額を控除し、消費税を除いたものをいう。以下同じ。)以外の経費は助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)として認めないこととされている。また、機構が定めた「水産業競争力強化緊急事業業務要領」(平成28年3月施行)等によれば、助成の対象となる機器等は、導入した機器等に代替される既設の機器(以下「被代替機器」という。)等と比較して生産性の向上や省力・省コスト化に資する機器等であることとされており、事業主体は、事業終了後、実績報告書等のほか、証拠書類を添えて機構に提出することとされている。なお、機構と漁安協との委託契約書により、実績報告書の審査等は漁安協において行われている。

4事業主体は、機器等導入事業を事業費計50,490,000円、助成対象経費計46,750,000円で実施したとして、助成金計23,375,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、4事業主体が実施した機器等導入事業において、丸栄水産株式会社、A及びB(以下「3事業主体」という。)は実質的な値引きを受けていたり、虚偽の領収書を提出していたりして、助成対象経費が過大に精算されていた。また、Cは助成の対象とならない経費を助成対象経費に含めていた。これらの結果、4事業主体に対する助成金が過大に交付されていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると、計38,554,259円となり、前記の助成対象経費46,750,000円との差額8,195,741円が過大に精算されるなどしており、取り崩された基金計4,099,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、3事業主体において補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、Cにおいて助成対象経費の算定についての理解が十分でなかったこと、機構において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

Bは、平成28、29両年度に、被代替機器と比較して生産性の向上に資する漁船の機器(エンジン)の導入を事業費17,280,000円で実施したとして、助成対象経費を機器の本体価格16,000,000円とする実績報告書を機構に提出し、助成金8,000,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、Bの機器の購入代金の支払状況等を確認したところ、Bは、実績報告書を提出した後に、機器を購入した会社から機器の本体価格3,240,741円の返金を受けて実質的な値引きを受けており、実際に要した費用は実績報告書に計上された本体価格よりも低額となっていた。

したがって、適正な助成対象経費を算定すると 12,759,259 円となり、前記の助成対象経費 16,000,000 円との差額 3,240,741 円が過大に精算されており、これに係る助成金 1,621,000 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなかった。

＜事例 2＞

Cは、平成 28、29 両年度に、燃油消費量の多い漁船の機器(エンジン)の更新を事業費 11,772,000 円で実施したとして、助成対象経費を機器の本体価格 12,000,000 円から被代替機器の下取価額 1,100,000 円を控除した 10,900,000 円とする実績報告書を機構に提出し、助成金 5,450,000 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、助成対象経費 10,900,000 円には、助成の対象とは認められない機器の改造に伴う費用 2,500,000 円が含まれていた。

したがって、機器の改造に伴う費用 2,500,000 円は助成の対象とは認められず、これに係る助成金 1,250,000 円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなかった。

漁業経営安定対策事業費補助金(外国漁船操業等調査・監視事業に係る分)により造成した基金を用いて実施した事業において、助成金が過大に交付されていたもの

(1 件 不当と認める国庫補助金 25,944,500 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(157)	水	産	庁	一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団	日本遠洋旋網漁業協同組合(事業主体)	28、29	1,109,230	1,109,230	25,944	25,944
					外国漁船操業等調査・監視					

漁業経営安定対策事業費補助金(外国漁船操業等調査・監視事業に係る分)は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展の実現を図ることを目的として、水産関係民間団体事業実施要領(平成 10 年 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、水産庁が、一般財団法人日韓・日中協定対策漁業振興財団(以下「財団」という。)に対して基金を造成させるために交付するものである。そして、基金を造成した財団は、我が国の漁業者の安全と操業秩序の維持及び操業機会の回復・拡大を支援することを目的に、外国漁船操業等調査・監視事業(以下「調査・監視事業」という。)を行う漁業協同組合等の事業主体に対して、この基金を取り崩して助成金を交付している。

財団が定めた外国漁船操業等調査・監視事業実施指導要領(平成 25 年 5 月策定。以下「指導要領」という。)等によれば、調査・監視事業の助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、外国漁船の操業により影響を受ける水域における外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査(以下、これらを合わせて「調査・監視」という。)等に要する経費とされている。

指導要領等には、調査・監視に要する経費として、調査・監視の作業を行う作業員に係る賃金及び調査船に係る用船料の 1 日当たりの単価等が定められている。そして、指導要領等によれば、作業時間について、原則として 1 日当たり 8 時間とされており、作業時間が 4 時間に短縮されることになった場合は、賃金及び用船料の 1 日当たりの単価はそれぞれ半額とすることなどとされている。

事業主体である日本遠洋旋網漁業協同組合(福岡県福岡市所在。以下「組合」という。)は、平成 28、29 両年度において、調査・監視事業を事業費計 1,109,230,722 円で実施したとして、財団に対して事業実績報告書を提出し、助成金計 1,109,230,722 円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、組合は、助成対象経費の算定に当たり、調査・監視を全く行っていない日に係る賃金及び用船料を含めていたり、調査・監視に係る作業時間が4時間となっていたのに1日当たりの単価をそのまま使用していたりなどしていたため、助成対象経費が過大に算定されていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

組合は、組合所属の調査船Aが平成29年4月16日に調査・監視を8時間行ったとして、同日に係る作業員3人分の賃金計75,600円及び用船料173,000円、計248,600円を助成対象経費として算定していた。

しかし、同日はエンジン修理のため、調査船Aは、調査・監視事業の対象ではない水域の港に終日入港して、調査・監視を全く行っておらず、上記の賃金及び用船料は助成対象経費として算定できないものであった。

したがって、適正な事業費を算定すると、計1,083,286,222円となり、これに対する適正な助成金額は同額となることから、前記の助成金1,109,230,722円との差額25,944,500円が過大に交付されており、取り崩された基金25,944,500円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において助成対象経費の算定についての理解が十分でなかったこと、財団において事業実績報告書の審査及び組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金により造成した基金を用いて実施した事業において、補助の要件を満たしていない家畜の貸付けを実施して基金補助金の交付の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,750,000円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(158) 農林水産本省	公益社団法人中央畜産会	沖縄県八重山地区畜産クラスター協議会 沖縄県農業協同組合(事業主体)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策	28、29	18,461	6,390	7,814	1,750

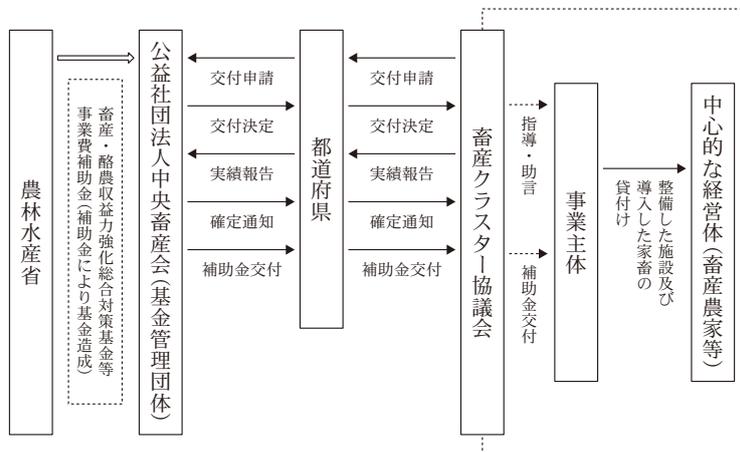
畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金は、我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を進めることなどを目的として、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成28年27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知)等に基づき、農林水産省が公益社団法人中央畜産会(以下「中央畜産会」という。)に対して基金を造成させるために交付するものである。

そして、基金を造成した中央畜産会は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業を実施する畜産クラスター協議会^(注1)に対して、この基金を取り崩して、都道府県を通じて補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。

上記施設整備事業の内容は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領(平成28年27生畜第1621号農林水産省生産局長通知)等によれば、施設等の整備及び家畜の導入とされている。このうち、家畜の導入については、地域の畜産の収益性の向上に資するために、畜産クラスター協議会が定める計画に基づき、同協議会の構成員である事業主体が導入した家畜を中心的な経営体^(注2)に対し施設と一体的

に貸し付けるものである(図参照)。そして、家畜に係る貸貸借料については、家畜の購入価格等から基金補助金相当額を差し引いた額を基に算出することとされている。また、事業主体は、中心的な経営体との間で、貸貸借期間、貸貸借料、貸貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸貸借契約を書面をもって締結することとされている。

図 事業の概念図



八重山地区畜産クラスター協議会(以下「協議会」という。))は、事業主体である沖縄県農業協同組合(以下「組合」という。))が、中心的な経営体である畜産農家に貸し付けることを目的として肉用牛舎1棟の新設及び肉用繁殖雌牛10頭の導入を補助対象事業費計17,094,000円で実施したとして、沖縄県を通じて基金補助金6,390,000円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けて、同額を組合へ交付していた。

しかし、組合は、肉用繁殖雌牛10頭の貸付けに当たり、肉用繁殖雌牛の購入価格等から基金補助金相当額を差し引かず算出した貸貸借料により畜産農家に貸し付けていた。また、畜産農家との間で、貸貸借料等の事項について明記した貸貸借契約を締結していなかった。

したがって、前記の補助対象事業費17,094,000円のうち、肉用繁殖雌牛10頭の貸付けについては、補助の要件を満たしていないことから、これに係る購入費7,814,000円は基金補助金の交付対象とはならず、取り崩された基金1,750,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切ではなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会及び組合において畜産農家に家畜を貸し付ける際の要件についての理解が十分でなかったこと、沖縄県において実績報告書の内容についての確認及び協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 畜産クラスター協議会 地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家、地方公共団体、畜産関連事業者、農業協同組合その他の関係者が参画し設立する協議会

(注2) 中心的な経営体 畜産クラスター協議会の構成員で、畜産クラスター計画を実現するために率先して計画に定められた取組を実践することなどの要件を満たす畜産を営む者等

(4) 補助の対象とならないもの 5件 不当と認める国庫補助金 13,541,239円
都市農村共生・対流総合対策交付金事業等の実施に当たり、交付金の交付決定前に事業を実施するなどして交付の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 5,392,896円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(159)	東北農政局		気仙沼市モーランド本吉活性化推進協議会(事業主体)	—	都市農村共生・対流総合対策交付金等2事業	27~29	22,885	22,885	5,392	5,392

この交付金事業は、気仙沼市の市営牧場であるモーランド本吉及びその周辺地域の活性化を図ることを目的として、同市を事務局とし、地域住民、酪農家等を構成員として発足した気仙沼市モーランド本吉活性化推進協議会(以下「協議会」という。))が、地場の農産物やその加工品等の山村の魅力ある地域資源の賦存状況・利用形態等の調査(以下「地域資源調査」という。))や地域資源等を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成等を実施したものである。

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領(平成25年25農振第394号農林水産省農村振興局長通知)等によれば、交付金事業は、原則として、交付決定の通知を受けて行うこととされており、やむを得ない事情により事業実施主体があらかじめ地方農政局長等に交付決定前実施届を提出した場合を除き、交付決定前に開始した事業に要した経費は交付対象経費として認められないこととされている。

協議会は、交付金事業において、協議会の構成員となっている会社(以下「業者」という。))に地域資源調査に係る業務を委託費4,989,600円で委託して実施したとして、この委託費等を交付対象経費として実績報告書に計上して交付金の交付を受けていた。

しかし、実際には、協議会が業者に委託して実施したとしている地域資源調査に係る業務については、本件交付金事業の交付決定日である平成28年1月25日より前の27年10月に、協議会の設立準備に係る事務局であった気仙沼市が入札等の手続を行うことなく業者に着手させていた。

このほか、組織づくりなどに要した経費として27年度から29年度までの実績報告書に計上されていた協議会の幹事会に係る宿泊料等には、宿泊実績がなく宿泊料の支給を要しない協議会の構成員に支払った宿泊料等403,296円が含まれていた。

したがって、本件委託費4,989,600円及び宿泊料等403,296円の計5,392,896円(交付対象事業費同額)は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計5,392,896円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、協議会において交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、東北農政局において実績報告書等の審査及び確認並びに協議会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

農業・食品産業強化対策整備交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 2,999,163円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(160)	中国四国農政局		山口県長門市深川養鶏農業協同組合(事業主体)		農業・食品産業強化対策整備交付金	28	480,492	148,300	8,997	2,999

この交付金事業は、深川養鶏農業協同組合(以下「組合」という。))が、食肉等流通体制整備の取組として、長門市内の食鳥処理施設において、肉用鶏の出荷羽数の増加及び食鳥処理施設の処理加工コストの削減を図ることを目的として、肉用鶏の骨や内臓を処理するための脱骨機及び中抜き機を整備したものである。

食肉等流通体制整備の取組については、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)等によれば、畜産物処理加工施設等の整備に要する費用が交付金の交付の対象とされている。そして、上記の取組において交付の対象となる施設等は、整備する当初から施設の一部を構成するものであり、将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品の購入や既存施設の撤去に係る費用は、交付の対象とならないことになっている。

組合は、前記の脱骨機及び中抜き機の整備を事業費計480,492,000円(交付対象事業費444,900,000円)で実施したとして、長門市に実績報告書を提出して、これにより交付金148,300,000円の交付を受けていた。

しかし、組合は、交付の対象とならない中抜き機の交換用のカッター等の将来的な消耗、破損等に備えるための予備部品の購入及び既存施設の撤去に係る費用を交付対象事業費に含めていた。

したがって、予備部品の購入及び既存施設の撤去に係る費用計8,997,488円については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額2,999,163円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、山口県及び長門市において実績報告書の内容についての確認及び組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

森林環境保全整備事業として実施した森林作業道整備が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,233,290円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(161)	林	野	庁	熊本県	菊池森林組合 (事業主体)	森林環境保全整備	28	7,444	2,233	7,444	2,233

この補助事業は、菊池森林組合(熊本県菊池市所在。以下「組合」という。)が、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林の整備として森林作業道整備(以下「作業道整備」という。)を実施したものである。

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等によれば、森林環境保全整備事業(以下「整備事業」という。)の対象となる森林施業及び作業道整備は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画に基づくなどして行うこととされており、このうち、作業道整備は、下刈り、間伐等のうちいずれかの森林施業と一体的に実施することとされている(以下、作業道整備と一体的に実施する下刈り、間伐等の森林施業を「一体的森林施業」という。)。そして、事業主体が作業道整備を森林経営計画に基づいて行う場合、一体的森林施業を当該計画の期間内に実施しなければならないことになっている。

組合は、計画期間を平成26年1月1日から30年12月31日までとする菊池市長の認定を受けた森林経営計画に基づいて、27年度に、250.0mの作業道整備を事業費7,444,300円で実施したとして、28年度に、熊本県に整備事業の補助金の交付申請書を提出して、国庫補助金2,233,290円の交付を受けていた。

しかし、組合は、森林経営計画等において一体的森林施業について記載しておらず、その後、森林経営計画の期間内に一体的森林施業を実施していなかった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金2,233,290円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において補助対象要件についての理解が十分でなかったこと、同県において組合に対する指導監督及び一体的森林施業の実施についての確認が十分でなかったことなどによると認められる。

森林環境保全整備事業として実施した間伐が補助の対象とならないもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,843,404 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(162)	林	野	庁	青森県	下北地方森林組合 (事業主体)		6,144	1,843	6,144	1,843
					森林環境保全整備	27				

この補助事業は、下北地方森林組合(青森県むつ市所在。以下「組合」という。)が、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林の整備として間伐を実施したものである。

森林環境保全整備事業実施要領(平成14年13林整整第885号林野庁長官通知)等によれば、森林環境保全整備事業の対象となる間伐の事業は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画に基づいて行うこと、間伐の施行地の面積の合計が、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに5ha以上であることなどの要件を満たすものとされている。また、森林経営計画の対象となる森林については、森林法施行令(昭和26年政令第276号)によれば、地形その他の自然的条件等又は森林経営の実施状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとされている。

組合は、平成27年度に、むつ市長の認定を受けた一つの森林経営計画に基づき施行地の面積6.59haの間伐の事業を事業費6,144,696円で実施したとして、青森県に森林環境保全整備事業の補助金の交付申請書を提出し、国庫補助金1,843,404円の交付を受けていた。

しかし、上記施行地の面積6.59haのうち1.79haについては、上記の森林経営計画に含まれておらず、これを除くと施行地の面積の合計が4.80haとなることから、当該間伐の事業は、施行地の面積の合計が森林経営計画ごとに5ha以上という要件を満たしていなかった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金1,843,404円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、組合において補助対象要件についての理解が十分でなかったこと、同県において組合に対する指導監督及び交付申請書等の検査が十分でなかったことなどによると認められる。

多面的機能支払交付金の一部が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外に使用されていて、交付の対象とならないもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,072,486 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(163)	九州	農政局	福岡県	三潁郡大木町	多面的機能支払交付金	27~29	7,091	3,545	2,144	1,072
				上八院農地・水・環境保全委員会 (事業主体)						

この交付金事業は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等に基づき、農林水産省が、農業・農村の有する国土の保全、水源の

養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図ることを目的として、市町村が地域の共同活動を行う組織(以下「対象組織」という。)に対して交付する交付金の一部を都道府県を通じて助成するものである。

そして、対象組織に対する交付金の交付額は、田、畑及び草地の地目ごとに定められた交付単価を対象農用地の面積に乗じて得た額等の合計額とされており、国の助成(以下「国庫交付金」という。)の額はその2分の1とされている。

要綱等によれば、都道府県知事は、国が定める活動指針等を基礎として、対象組織が取り組むべき活動の具体的な内容を定めた地域活動指針等を策定することとされており、交付金の交付の対象となる活動は、地域活動指針等を満たすこととされている。そして、対象組織は、毎年度、実施状況報告書に金銭出納簿等を添えて市町村長に提出し、使用しなかった交付金等の残額(以下「未使用額」という。)を市町村長に返還することとされている。ただし、未使用額のうち、翌年度以降の活動に必要とされる金額については、実施状況報告書に記入した上で、翌年度以降へ持ち越して使用することができることとされている。

また、市町村長は、交付金が地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に支出されると認められた場合、対象組織に対して当該交付金に相当する金額の返還を求めることとされている。

対象組織である上八院農地・水・環境保全委員会(以下「委員会」という。)は、平成27年度から29年度までの各年度に、26年度からの持ち越し分を含めた交付金等計7,091,882円(交付対象事業費同額、国庫交付金相当額3,545,940円)で交付金事業を実施したとして、大木町に実施状況報告書等を提出していた。そして、29年度については、未使用額が2,537,114円であるとして、その全額を30年度へ持ち越し使用するとしていた。

しかし、交付金の出納を行っている預金口座の29年度末残高は400,334円となっていたことから、上記の未使用額との差額が生じていた理由について確認したところ、委員会の会計担当者は27年度から29年度までの間に交付金を私的に流用していたことなどが判明した。そして、この間、委員会は、預金口座の残高について十分に確認していなかった。

したがって、領収書等の証拠書類により収入及び支出の金額を確認したところ、上記の会計担当者が私的に流用していた額から同人が発覚前に補填するなどしていた額を除いた2,144,973円は、地域活動指針に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていることから交付金の交付の対象とは認められず、これに係る国庫交付金相当額1,072,486円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、委員会において要綱等に基づく交付金事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同町において実施状況報告書等の確認及び委員会に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 工事の設計が適切でなかったもの 4件 不当と認める国庫補助金 71,598,635円
 調整池の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 22,139,193円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(164) 関東農政局	静岡県	富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアム(事業主体)	次世代施設園芸導入加速化支援	25~27	266,449	120,050	44,708	22,139

この補助事業は、富士小山次世代施設園芸推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)が、次世代施設園芸拠点として、駿東郡小山町湯船原地区において、温室、種苗生産施設等を整備するために、土工、調整池工、副調整池工等を実施したものである。このうち、調整池工は、上記施設等の整備により流出量が増加する雨水を一時貯留するために、堤体を築造するなどして調整池を整備したものであり、また、副調整池工は、調整池の不足容量を補うために、調整池と接続され一体的に機能する副調整池を整備したものである。

コンソーシアムは、本件調整池の設計を「静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。)等に基づいて行うこととしており、指導要綱等によれば、調整池を整備する際は、洪水時に貯水位の異常な上昇を防止するため、洪水吐^(注)を設けることとされている(参考図参照)。

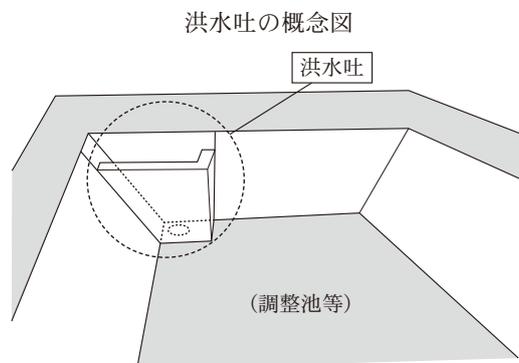
しかし、コンソーシアムは、本件調整池の設計に当たり、洪水吐を設けることとしておらず、これにより施工していた。

したがって、本件調整池は、設計が適切でなく、洪水吐が設置されていないため、洪水時に貯水位の異常な上昇を防止することができず、堤体天端からの越流により堤体が損壊するおそれがある状態となっており、調整池工等(工事費相当額 44,708,286 円)は工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 22,139,193 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、コンソーシアムにおいて調整池の設計に対する理解が十分でなかったこと、静岡県において本件補助事業に係る審査及びコンソーシアムに対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 洪水吐 調整池等で貯水位が異常に上昇したとき、堤体等の安全を確保するために過剰な水を調整池等の外へ放流する施設

(参 考 図)



(注) 本件の調整池には、このような洪水吐が設置されていなかった。

導水路の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 20,039,075 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
					千円	千円	千円	千円
(165) 東北農政局	福島県	—	農業用施設 災害復旧	25~27	268,750	268,482	20,059	20,039
	(事業主体)							

この補助事業は、福島県が、相馬市八沢浦地区において、平成 23 年 3 月の東日本大震災により被災した排水機場の機能回復を図るために、現場打ち鉄筋コンクリート構造のボックスカルバート(延長 8.9m、高さ 5.5m、外幅 8.6m(内空断面の高さ 4.2m、幅 2.1m及び 4.4mで 2 連のもの)。以下「本件カルバート」という。)等により、排水路と排水機場を接続する導水路を築造するなどしたものである。

同県は、本件工事の設計を「土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」」(農林水産省農村振興局監修。

以下「基準」という。)等に基づいて行っている。

基準等によれば、鉄筋コンクリート構造物の設計においては、荷重等により鉄筋に生ずる引張応(注1)力度が、許容引張応(注1)力度以下であることなどを確かめなければならないとされている。また、自動車(注2)による活荷重の算定に当たっては、ボックスカルバートの頂版の土被り厚が4.0m未満である場合には、自動車の後輪荷重を頂版の支間中央に載荷するなどして算定することとされており、土被り厚が4.0m以上である場合には、ボックスカルバートの頂版に一樣に10kN/m²の荷重を載荷することとして算定することとされている。

同県は、本件カルバートの設計に当たり、基準等に基づいて応力計算を行い、自動車による活荷重を考慮するなどして、頂版下面側に径16mmの鉄筋を25cm間隔で設置すれば、主鉄筋に生ずる引張応力度99.48N/mm²が許容引張応力度157N/mm²を下回るなどから、応力計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同県は、自動車による活荷重の算定に当たり、本件カルバートの頂版には土被りが無いのに、基準等の適用を誤って、本件カルバートの頂版に、土被り厚が4.0m以上の場合の荷重である10kN/m²を一樣に載荷することとしていた(参考図1参照)。また、基準においては、鉄筋コンクリート構造物の頂版に自動車による活荷重が直接載荷する場合の許容引張応力度は、157N/mm²よりも低い137N/mm²とされているのに、これを用いて応力計算を行っていなかった。

そこで、基準等に定められた前記の土被り厚が4.0m未満の場合の活荷重の算定方法及び適正な許容引張応力度により改めて応力計算を行ったところ、算定される活荷重が472.75kN/m²となることから頂版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度は249.71N/mm²となり、許容引張応力度137N/mm²を大幅に上回っていて、応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった(参考図2参照)。

したがって、本件カルバート等(工事費相当額20,059,135円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る国庫補助金相当額20,039,075円が不当と認められる。

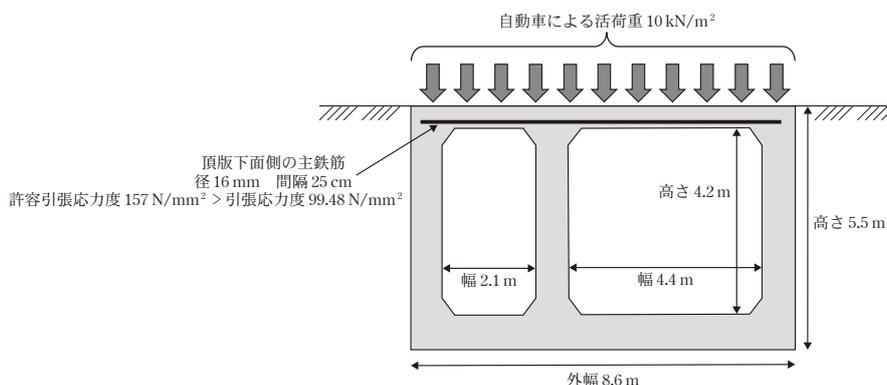
このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

(注2) 活荷重 自動車等が構造物上を移動する際に作用する荷重

(参考図1)

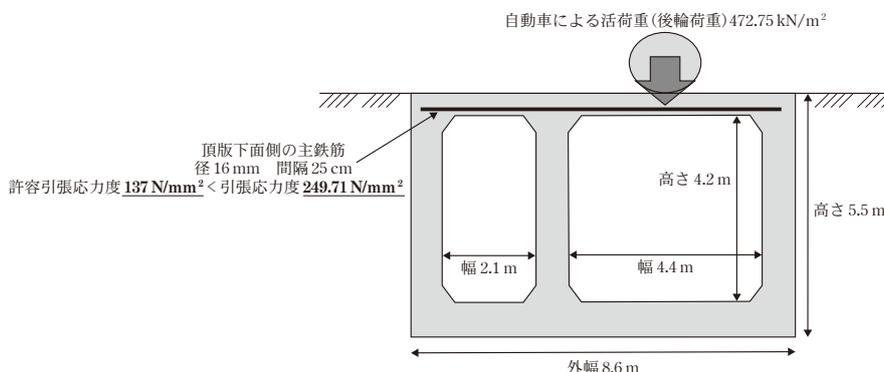
当局の応力計算によるボックスカルバートの概念図



(参考図2)

適切な応力計算によるボックスカルバートの概念図

(支間が長い方(内空断面の幅が4.4mの方)が頂版下面側の主鉄筋に生ずる引張応力度が最大となる。)



静砂工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 19,685,000 円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
					千円	千円	千円	千円	
(166) 農林水産本省	青森県	青森県(事業主体)	—	地域自主戦略交付金等2事業	24, 25	39,370	19,685	39,370	19,685

この交付金事業は、青森県が、つがる市木造吹原畠元地内において、海岸における、飛砂、潮風、波浪、高潮等による被害を防止又は軽減することを目的とする防災林を造成するために、静砂工及び植栽工を行ったものである。このうち、静砂工は、植栽木が砂で埋没するなどの被害を防止し、植栽木の生育環境を整えるために、植栽予定地を垣によって正方形又は長方形に区画して砂の移動を防止する静砂垣工と、風が植栽木に直接当たらないように設ける衝立工を行ったものである。

同県は、静砂垣工の設計に当たり、「治山技術基準解説」(林野庁監修)に基づき植栽予定地の風速、地形等を踏まえた上で、本件事業の現地は冬期に強い季節風が吹き込む非常に厳しい気象条件の場所であるとし、近接地域における施工実績を勘案して、その設置間隔、幅及び位置(以下「間隔等」という。)を決定することにしてきた。そして、同県は、本件事業における静砂垣工について、丸太の木柵を海岸に面した前線部では5m×10mの格子状に、内陸中央部では10m×10mの格子状に、内陸後方部では15m間隔の列状にそれぞれ配置することとして設計し、これにより施工していた。

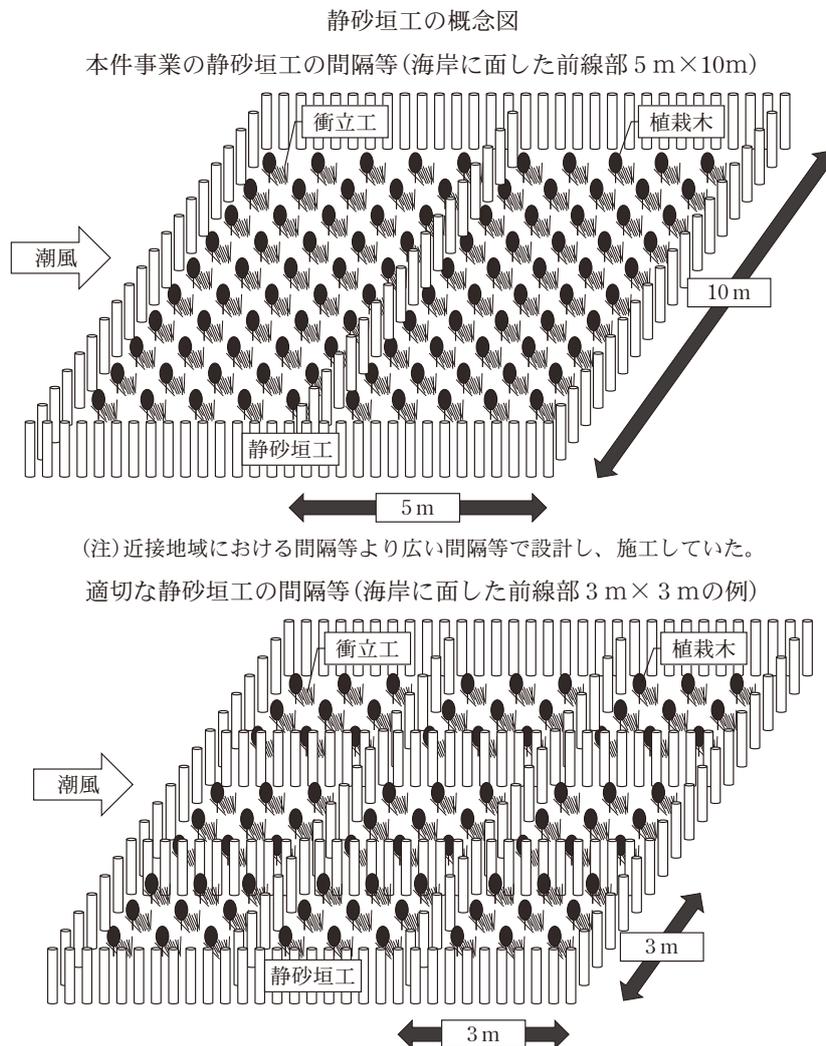
一方、平成19年度から24年度までの間に実施された近接地域における静砂垣工の施工実績をみると、非常に厳しい気象条件であることを踏まえて、丸太の木柵の間隔等については、同県内における長年の試行錯誤から経験的に決定されており、全て、海岸に面した前線部では3m×3m又は4m×8mの格子状に、内陸中央部では3m×6m、4m×8m又は5m×10mの格子状に配置するよう設計され、施工されていた。

しかし、同県は、本件事業の静砂垣工の設計に当たり、現地の気象条件を踏まえた近接地域における施工実績を考慮する必要があったのに、これを行うことなく、近接地域の施工実績における間隔等より広い間隔等で設計し、施工していた(参考図参照)。その結果、植栽後5年が経過した植栽木の生育状況は、飛砂や寒風等により、植栽全体の約8割が枯損して生育していない状況となっていた。

したがって、本件静砂工等(工事費39,370,800円)は、静砂工の設計が適切でなかったため、植栽木が十分に生育しておらず、飛砂や潮風等の被害を防備するなどの効果が期待できないものとなっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫交付金19,685,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、静砂垣の設計についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



擁壁の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 9,735,367 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(167) 東北農政局	福島県	—	農業用施設災害復旧	27~29	494,348	491,815	9,745	9,735
	(事業主体)							

この補助事業は、福島県が、南相馬市金沢第一地区において、平成23年3月の東日本大震災により被災した排水機場の機能回復を図るために、本体工、護岸復旧工等を実施したものであり、このうち護岸復旧工は、排水機場に隣接する河岸にL型擁壁(高さ1.2m、盛土高1.5m~1.6m、延長50m)を築造するなどしたものである。

同県は、本件L型擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づいて行っている。

指針等によれば、擁壁の設計に当たっては、滑動等に対する擁壁の安定性の照査を行うこととされている。そして、滑動に対する安定計算については、滑動に対する抵抗力を土圧等による滑動力で除して算定した安全率が、常時では1.5を下回ってはならないことなどとされている。また、指針等に

よれば、河川の水際に設置される擁壁のように壁の前後で水位差が生ずる場合には、水位差による擁壁に対する水圧(以下「残留水圧」という。)と浮力を考慮する必要があるとされている。

同県は、L型擁壁の滑動に対する安定について、L型擁壁の自重等により算出した滑動に対する抵抗力を、L型擁壁背面に生ずる土圧による滑動力で除した安全率が許容値である1.5を上回ることから、安定計算上安全であるとして、これにより施工していた(参考図1参照)。

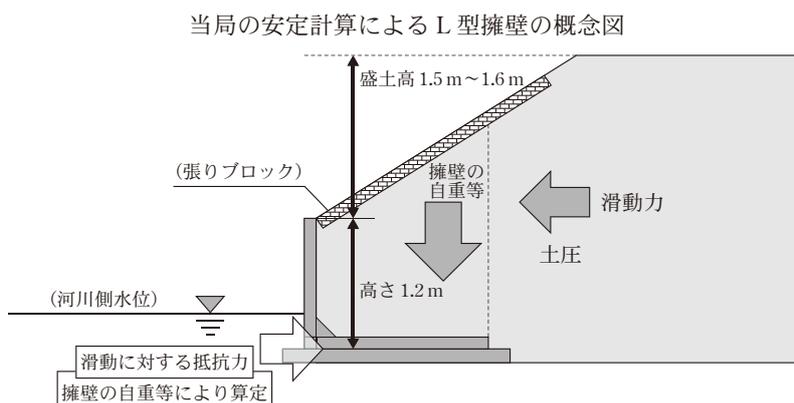
しかし、同県は、L型擁壁の安定計算において、L型擁壁の前面は河川であることから残留水圧及び浮力を考慮する必要があったのに、これらを考慮していなかった(参考図2参照)。

そこで、指針等に基づき、残留水圧及び浮力を考慮して、改めて滑動に対する安定計算を行ったところ、安全率は、本件擁壁の背面の盛土勾配に応じて0.94及び0.99となり、いずれも許容値である1.5を大幅に下回っており、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

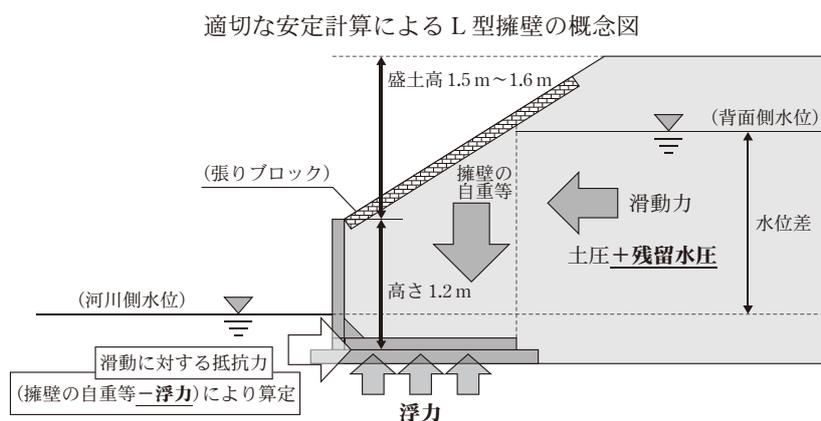
したがって、本件L型擁壁(工事費相当額9,745,113円)は、設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額9,735,367円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)



(参考図2)



(6) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

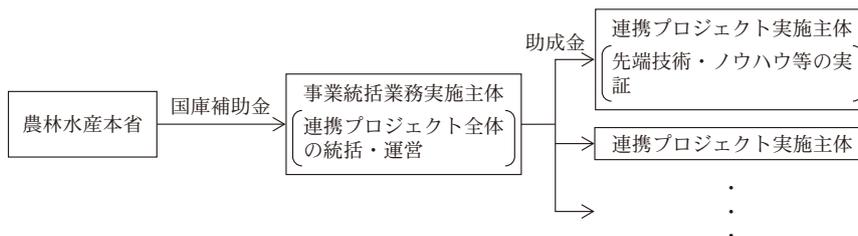
4件 不当と認める国庫補助金 13,781,917円

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業等の事業費を過大に精算していたもの

(3件 不当と認める国庫補助金 8,861,547円)

農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業(平成28年度以前は農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業)は、農業法人等と農業以外の業種の企業等が連携して行う農業経営全体に係るコストの低減や収益向上等を目的とした先端技術・ノウハウ等の実証(以下「連携プロジェクト」といい、連携プロジェクトを実施する者を「連携プロジェクト実施主体」という。)及び連携プロジェクト全体の統括・運営に関する業務(以下「事業統括業務」といい、事業統括業務を実施する者を「事業統括業務実施主体」という。)を行うものである。そして、農林水産本省は、連携プロジェクト実施主体に対して助成を行った事業統括業務実施主体に対して国庫補助金を交付している(図参照)。

図 事業の概要(概念図)



農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業実施要綱(平成26年25経営第3709号農林水産事務次官依命通知。28年度以前は農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業実施要綱。以下「実施要綱」という。)等によれば、連携プロジェクトの補助対象経費は、機械・施設等導入費、技術者人件費、農業生産費等とされている。また、事業統括業務の補助対象経費は、当該業務を行うために必要な人件費、旅費、委託費等とされている。そして、これらの補助対象経費のうち技術者人件費及び人件費は、連携プロジェクト実施主体及び事業統括業務実施主体のそれぞれの構成員の正規職員について、事業従事者ごとに、給与等の年間支給実績等に基づき算定した時間単価に補助事業に従事した実績時間を乗じて算定することとされている。

本院が、41 連携プロジェクト実施主体及び3 事業統括業務実施主体において会計実地検査を行ったところ、ソーラーファームポータル実証コンソーシアム及び農業ICTの活用による果樹生産性向上・伝承推進コンソーシアムが実施した連携プロジェクト並びに先端農業連携創造機構が実施した事業統括業務において、技術者人件費及び人件費の算定に当たり実施要綱等に基づかずの間接経費を含めた時間単価を用いているなどしており、事業費計18,131,346円(補助対象事業費同額)が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計8,861,547円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、連携プロジェクトについては、2 連携プロジェクト実施主体において本件補助事業の補助対象経費に対する理解が十分でなかったこと、同機構において本件補助事業に係る審査及び2 連携プロジェクト実施主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。また、事業統括業務については、同機構において本件補助事業の補助対象経費に対する理解が十分でなかったこと、農林水産本省において本件補助事業に係る審査及び同機構に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業者等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(168) 農林水産本省	先端農業連携創造機構	ソーラーファームポータル実証コンソーシアム(事業主体)	農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証(連携プロジェクト)	28	31,783	15,891	4,854	2,427

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(169)	農林水産	本省	先端農業連携創造機構	農業ICTの活用による果樹生産性向上・伝承推進コンソーシアム(事業主体)	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証(連携プロジェクト)	29	31,254	14,179	10,790	3,947

2 連携プロジェクト実施主体は、平成 28 年度には場の遠隔モニタリング等により野菜の水耕栽培等に係る管理コスト等の削減を実証したり、29 年度に営農アプリケーションの開発等による果樹栽培に係る技術等の早期習得を実証したりする連携プロジェクトを事業費計 63,038,119 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、先端農業連携創造機構に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金計 30,071,391 円の交付を受けていた。

しかし、2 連携プロジェクト実施主体は、連携プロジェクトに従事した各連携プロジェクト実施主体の構成員である法人の技術者人件費の算定に当たり、時間単価を、実施要綱等によれば事業従事者ごとに給与等の年間支給実績等に基づき算定し、間接経費を含めないこととされているのに、人件費単価に職階別の間接経費の率を乗じた額を平均するなどして算定したり、正規職員の給与に旅費等を加えた額を基に算定したりしていた。また、ソーラーファームポータル実証コンソーシアムは、補助対象経費に計上した技術者人件費を重複して機械・施設等導入費にも計上するなどしていた。

したがって、実施要綱等に基づいた時間単価により技術者人件費を算定したり、技術者人件費と重複して計上するなどしていた機械・施設等導入費を除いたりなどして適正な補助対象事業費を算定すると、計 47,393,858 円となり、前記の補助対象事業費 63,038,119 円との差額 15,644,261 円(国庫補助金相当額計 6,374,462 円)が過大に精算されていた。

(注) 各連携プロジェクト実施主体の構成員 連携プロジェクト実施主体であるコンソーシアムを構成する農業法人や企業等

(170)	農林水産	本省	先端農業連携創造機構(事業主体)	—	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証(事業統括業務)	28、29	66,413	66,413	2,487	2,487
-------	------	----	------------------	---	-------------------------------------	-------	--------	--------	-------	-------

先端農業連携創造機構は、事業統括業務実施主体として、平成 28、29 両年度に事業統括業務を事業費計 66,413,276 円(補助対象事業費同額)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書を提出して、これにより同額の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同機構は、事業統括業務に従事した同機構を構成する 1 法人の人件費の算定に当たり、時間単価を、実施要綱等によれば事業従事者ごとに給与等の年間支給実績等に基づき算定し、間接経費を含めないこととされているのに、同法人の職階別の人件費単価に間接経費を加えた額等としていた。

したがって、実施要綱等に基づいた時間単価により人件費を算定するなどして適正な補助対象事業費を算定すると、計 63,926,191 円となり、前記の補助対象事業費 66,413,276 円との差額 2,487,085 円(国庫補助金相当額同額)が過大に精算されていた。

(168)-(170)の計							129,451	96,484	18,131	8,861
---------------	--	--	--	--	--	--	---------	--------	--------	-------

アジアにおける貧困削減と持続的農業の推進のための技術指導事業の補助対象事業費を過
大に精算していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,920,370円)

部 局 等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(171) 農林水産本省	アイ・シー・ネット株式会社 (事業主体)	—	アジアにおける貧困削減と持続的農業の推進のための技術指導	26、27	15,317	13,460	4,920	4,920

第3章
第1節
第9
農林水産省

この補助事業は、アイ・シー・ネット株式会社(さいたま市所在。以下「会社」という。)が、ベトナム社会主義共和国に調査員を派遣して農家の営農実態を調査、分析した上で、専門家を派遣して農業生産等について農民及び農業関係者への技術指導等を行ったものである。

上記の補助事業に係る補助金の交付決定通知によれば、国庫補助金の確定額については、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と国庫補助金の交付決定額のいずれか低い額の合計額とされている。また、同通知において、国際農業問題検討等補助金交付要綱(平成23年22国際第1130号農林水産事務次官依命通知)等が示されており、これらによれば、事業従事者が正職員である場合の人件費については、原則として、事業従事者ごとに、給与等の前年支給実績等に基づき算定した時間単価に補助事業に従事した実績時間を乗じて算定することとされている。

会社は、平成26、27両年度とも正職員2名及び業務提携契約を締結している契約先(以下「業務提携先」という。)の職員1名を事業従事者としており、これらの者に係る人件費を含めて、本件補助事業を事業費計15,317,658円(補助対象事業費計13,460,516円)で実施したとして、農林水産本省に実績報告書等を提出して、これにより国庫補助金計13,460,516円の交付を受けていた。

しかし、会社は、正職員に係る人件費の算定に当たり、事業従事者ごとの給与等の前年支給実績等に基づく単価ではなく、会社が業務を受託する場合等に適用する単価を用いるなどしていた。また、業務提携先に係る人件費として補助対象事業費に計上していた額は、会社が業務提携先に実際に支払った額を上回っていた。

したがって、正職員2名に係る人件費については給与等の前年支給実績等に基づき算定した適正な時間単価等により、業務提携先の職員1名に係る人件費については業務提携先への実際の支払額により算定して、配分経費ごとの実支出額と国庫補助金の交付決定額のいずれか低い額を採用するなどして適正な補助対象事業費を算定すると計8,540,146円となり、前記の補助対象事業費13,460,516円との差額4,920,370円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額計4,920,370円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において交付決定通知等についての理解が十分でなかったこと、農林水産本省において実績報告書の審査及び確認並びに会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(7) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 34,080,156円

揚水機場の設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 34,080,156円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(172)	東北農政局	山形県	山形県	—	農業競争力強化基盤整備	27, 28	68,885	37,887	61,963	34,080

この補助事業は、山形県が、最上郡鮭川村宇津森地区内において、安定的な農業用水の供給の確保を目的として、既設の揚水機場を更新するに当たり、ポンプ設備等を設置するための鉄筋コンクリート造の建築物(地上1階及び地下1階建て、延べ床面積158.9㎡。以下「揚水機場建屋」という。)の建築工事等を実施したものである。

同県は、揚水機場建屋の設計を、建築基準法(昭和25年法律第201号)、「鉄筋コンクリート造のひび割れ対策(設計・施工)指針・同解説」(一般社団法人日本建築学会編。以下「設計指針」という。)等に、施工を「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成25年度版。国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「標準仕様書」という。)等に基づいてそれぞれ行っている。

鉄筋コンクリート構造物は、外気温等による温度変化、乾燥収縮等によりひび割れが発生することがあり、ひび割れの程度によっては、雨水等の浸透により鉄筋腐食等の進行を速め、構造物の耐久性の低下を加速したり、強度の低下が生じたりする可能性がある。このため、設計指針によれば、ひび割れ幅が0.3mmを超えないように制限することが耐久性についての目標とされており、設計に当たっては、ひび割れを計画的に発生させるために誘発目地を活用するなど積極的な対策を講ずることなどとされているが、特に対策を講ずる場合以外は、周囲を柱・梁・床組・誘発目地等で囲まれた1枚の壁の面積を25㎡以下とし、かつ、その辺長比を1.5以下とすることが望ましいとされている。また、鉄筋コンクリート構造物の耐久性、ひび割れ抵抗性等の所要の品質を確保するために、標準仕様書によれば、施工に当たっては、寒冷期においてはコンクリートを寒気から保護するなど、打込み後5日間以上はコンクリート温度、湿潤等を適切に管理すること(以下「養生」という。)などとされている。

しかし、同県は、揚水機場建屋の設計に当たり、1階部分の8枚の壁のうち7枚の各面積(26.3㎡～42.2㎡)が25㎡を超えていたのに、誤って辺長比が1.5を下回っていれば問題ないと考えて、誘発目地を設けるなどのひび割れ対策を講じていなかった。また、揚水機場建屋の施工に当たり、揚水機場建屋の1階躯体等のコンクリートの打込みを平成27年12月28日に行うことから、コンクリート打込み後5日間は、建物内壁及び外壁が接する空間をヒーター等で所定の温度に保つことなどにより、養生を行うとしていたにもかかわらず、コンクリートの打込み後3日目を降は、養生が行われていなかった。現に、揚水機場建屋の内壁、外壁等には、29年4月時点で延長103.1m(最大幅0.75mm。うち0.3mm以上の延長15.1m)のひび割れが生じていた。そして、同県は、本件構造物の耐久性等の影響を考慮してこれらの補修を行ったものの、30年4月の会計実地検査時点において、補修を行った箇所とは別に延長146.2m(最大幅0.55mm。うち0.3mm以上の延長31.5m)にわたって新たなひび割れが生じていた。そして、一部についてコアを採取してひび割れ状況を確認したところ、壁を貫通していた。

したがって、揚水機場建屋の建築工事(工事費相当額61,963,920円)は、その設計及び施工が適切でなかったため、鉄筋コンクリート構造物の耐久性等を確保できていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額計34,080,156円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったこと、コンクリートの施工が適切でなかったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 辺長比 壁の長さを壁の高さで除したものの

(8) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 27,562,699円

農業・食品産業強化対策整備交付金事業において、財産処分に係る承認を受けずに無断で事業を中止していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 27,562,699円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(173)	九州農政局	鹿児島県	薩摩郡さつま町	マルイ食品株式会社(事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	23, 24	236,788	75,171	82,688	27,562

この交付金事業は、マルイ食品株式会社(鹿児島県出水市所在。以下「会社」という。)が、さつま町内に設置した鶏卵選別包装施設において、消費者ニーズに対応した鶏卵の安定的供給を図ることなどを目的として、鶏卵の加工処理を行うための洗卵選別機等一式を整備したものである。会社は、本件交付金事業を事業費 236,788,650円(交付対象事業費 225,513,000円)で実施したとして、さつま町に実績報告書を提出して、これにより交付金 75,171,000円の交付を受けていた。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき本件交付金事業に係る交付決定の際に付された条件、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)等によれば、間接補助事業者等は、処分制限期間内に間接補助事業等により取得した財産の使用を中止しようとするときなどには、補助事業者等による財産処分に係る承認を受けなければならず、この場合において、補助事業者等はあらかじめ農林水産大臣等の承認を受けることとされている。また、これらの承認に当たっては、残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付するなどの条件が付されることとされている。

しかし、会社は、鶏卵の加工処理を他の施設に集約するなどとして、平成30年12月末に前記の鶏卵選別包装施設を閉鎖し、洗卵選別機等一式についても、令和4年9月までが処分制限期間(耐用年数10年に相当する期間)内であるにもかかわらず、平成31年1月から、財産処分に係る承認を受けずに使用を中止していた。

したがって、本件交付金事業は財産処分に係る承認を受けずに無断で中止されていて、交付対象事業費 225,513,000円のうち事業を中止した時点の洗卵選別機等一式の残存簿価 82,688,099円に係る交付金相当額 27,562,699円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において処分制限期間内に交付金事業により取得した財産の使用を中止しようとするときは補助事業者等による財産処分に係る承認を受けなければならないことについての認識が欠けていたこと、鹿児島県及びさつま町において会社に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(9) 工事の施工が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 26,509,511円

護床工の施工が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 26,509,511円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(174)	関東農政局	栃木県	鹿沼市	(事業主体)	農業用施設災害復旧	27, 28	27,105	26,509	27,105	26,509

この補助事業は、鹿沼市が鹿沼市富岡地区において、豪雨により被災した岩^{びき}溜堰の機能回復を図るために、護床工(延長348.0m)、固定堰工等を実施したものである。このうち護床工は、河床の洗掘を

防止するために固定堰の上流側及び下流側に割栗石を詰めたふとんかご(長さ2.0m、幅1.2m、高さ0.5m)を1段積みで又は2段から3段に積み重ねて設置したものである(参考図参照)。

同市は、本件工事の施工を「土木工事共通仕様書」(平成27年版栃木県農政部。以下「仕様書」という。)等に基づいて行うこととしていた。仕様書等によれば、ふとんかごに詰める石(以下「詰石」という。)は、ふとんかごの高さが0.5mの場合は粒径が15cmから20cmまでの大きさとし、ふとんかごの網目(15cm×15cm)より大きなものを使用しなければならないなどとされていることから、同市は、詰石については粒径が15cmから20cmまでの割栗石を使用することとし、また、ふとんかごの施工については、割栗石をバックホウでふとんかご付近に降ろして人力でふとんかご先端から詰め込み、外回りに大きな石を配置するとともに、ふとんかご内の空隙を少なくするようにすることなどとしていた。

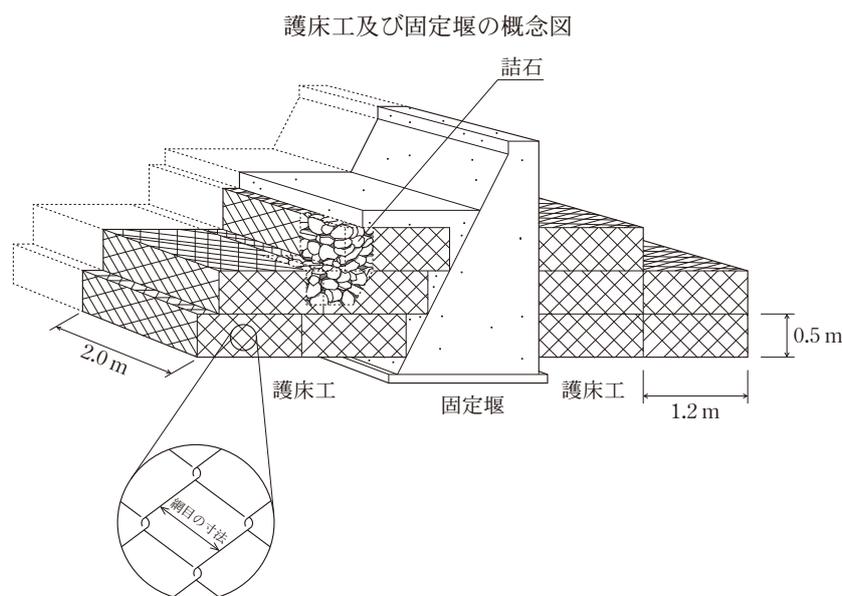
しかし、本件工事の請負人は、ふとんかごの施工に当たり、割栗石を直接河床に降ろし、これをバックホウですくい取って直接ふとんかご内に投入していたため、本件ふとんかごには仕様書等で定める規格を満たさない河床の玉石、砂利等が混入していた。この結果、詰石として使用された割栗石の総量は、設計上必要とされた数量を約3割下回っていた。さらに、割栗石は、納入業者が誤って粒径が15cm未満のものを混入させた状態で納品され、これが使用されていたため、本件ふとんかごには仕様書等で使用することとしていた規格を満たさない粒径の割栗石が相当量混入するなどしていた。

このため、本件ふとんかごは、詰石が流出するおそれがあるなどの状況となっており、現に、下流側のふとんかごの一部では、河川の流水により詰石の一部が流出し、ふとんかご内に大きな空隙が生ずるなどしていた。

したがって、本件工事(工事費計27,105,840円)は、護床工の施工が適切でなかったため、詰石がふとんかごから流出するなどして河床の洗掘が進行し、固定堰等に損傷が生ずるおそれがある状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金26,509,511円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、請負人が粗雑な施工を行うなどしていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



(10) 工事費の積算が過大となっていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 6,884,132 円
 地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大となっていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 6,884,132 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額	
							千円	千円	千円	千円	
(175)	香	川	県	木田郡三木町 (事業主体)	—	地域再生基盤強化交付金、地方創生推進交付金	26~29	2,106,552	438,153	33,000	6,884

(後掲 446 ページの「地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大となっていたもの」参照)

(11) 計画が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 3,978,551 円
 ため池廃止工事の実施に当たり、計画が適切でなかったため、工事実施後も浸水被害の発生を防止できない状態となっていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 3,978,551 円)

部	局	等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費	不当と認める国庫補助金等相当額
							千円	千円	千円	千円
(176)	九州	農政局	大分県 (事業主体)	—	農村地域防災減災	29	23,801	23,800	3,978	3,978

この補助事業は、大分県が、国東市第1地区において、農地の遊休化により水需要がなくなるとともに老朽化が進むなど管理が困難となっていて、決壊した場合に下流の家屋等へ被害が生ずるおそれのあるため池4か所について、国東市からの要望に基づき、堤体が決壊した場合の浸水被害を防止することを目的として、ため池としての機能を廃止する工事(以下「廃止工事」という。)を実施したものである。

そして、上記4か所のため池のうち新池(貯水量29,600m³)の廃止工事は、ため池に水が貯留しないように、堤体の一部を開削するなどして、そこにU型水路(内空断面の幅0.45m、高さ0.45m)と張コンクリート等から成る排水路(延長33.5m)を設置するものである(参考図参照)。

同県は、新池の廃止工事の実施に当たり、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年24農振第2118号)等に基づき事業計画を策定している。そして、同県は、事業計画の策定に当たり、国東市から、新池には、堤頂から4.25m下方の水位(以下「現況水位」という。)まで水が残留しているが、取水孔を開けて可能な限り水位を下げていたとの報告を受けたことから、^(注1)実際の池底の位置を確認しないまま、現況水位において残留している水量は下流に被害を与えるほど多いものではないと想定して、U型水路の天端が現況水位に一致するように排水路の設置高さを決定していた。

しかし、ため池の管理台帳によると、新池の堤高は10.5mとされており、池底の位置によっては、池底から現況水位までには相当程度の水量が残留していることも考えられることから、上記の国東市からの報告のみにより残留している水量を想定したのは適切ではなく、実際の池底の位置を確認して、排水路の設置高さを決定すべきであった。

そこで、^(注2)実際の池底の位置を深浅測量により確認したところ、泥状の堆積土を考慮しても、池底(最深部)は現況水位より4.88m低い位置となっていた。そして、流量計算及び氾濫解析により、堤体が決壊した場合の下流の家屋等への影響を検討したところ、豪雨時において、ため池には17,200m³の水量が貯留され、堤体の決壊により下流域に浸水被害が生ずるおそれがある状況となっていた。

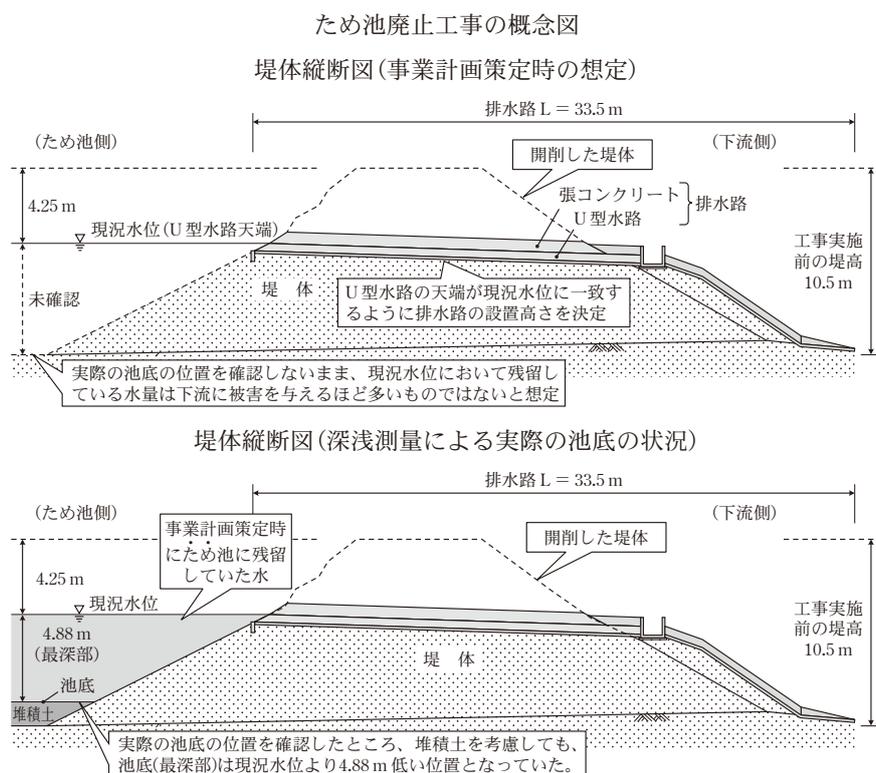
したがって、本件工事のうち新池の廃止工事(工事費相当額 3,978,725 円)は、計画が適切でなかったため、堤体の決壊による浸水被害の発生を防止できない状態となっていて、補助の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額 3,978,551 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件工事の計画に当たり、排水路の設置高さを適切に決定するための検討が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 取水孔 ため池に貯留されている水を取水するための施設の一部であり、水位に応じて取水が行えるように、堤体の法面に沿って埋設されている斜樋に、複数の孔と開閉栓を上下方向に設置したもの

(注2) 深浅測量 測深器具等を使用して、池底、河床等の深さを求める測量

(参 考 図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 多面的機能支払交付金事業の実施に当たり、過大に交付された長寿命化交付金に係る国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、都道府県等に対して、要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底するなどすることにより長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農村地域資源維持・継承等対策費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局
補助の根拠	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)

補助事業者	25 道府県
間接補助事業者	399 市町村
事業主体	3,896 対象組織
交付金事業	多面的機能支払交付金事業
交付金事業の概要	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために、老朽化が進む農業用施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に係る支援等を行うもの
長寿命化交付金が過大に交付されていた対象組織数及び長寿命化交付金交付額の合計	51 対象組織 5355 万余円(平成 28 年度～30 年度)
上記に対する国庫交付金相当額	2677 万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたものの全文】

多面的機能支払交付金事業における長寿命化交付金交付額の算定について

(令和元年 10 月 29 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

記

1 事業の概要

(1) 多面的機能支払交付金事業の概要

貴省は、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」(平成 26 年法律第 78 号)等に基づき、農業・農村の有する国土の保全、水源の^{かん}養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するために、多面的機能支払交付金事業(以下「交付金事業」という。)を平成 26 年度から国庫補助事業により実施している。

多面的機能支払交付金(以下「交付金」という。)は、上記の共同活動に取り組む農業者、地域住民、農業者団体等から構成される組織(以下「対象組織」という。)に対して、市町村が交付金事業の実施に要する費用の一部を補助するものであり、貴省は、当該補助に要する費用の 2 分の 1 を上限として、都道府県を通じて国庫交付金を交付している。

多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)等によれば、交付金事業は、対象組織が行う老朽化が進む農業用排水路等の地域資源の長寿命化を図るための補修・更新等の活動(以下「資源向上活動(長寿命化)」という。)等とされている。

また、対象組織は、交付金事業の実施に当たって、資源向上活動(長寿命化)等に係る目標、事業の内容、事業実施期間(原則として 5 年)等を定めた事業計画書を市町村長に提出し、市町村長から当該事業計画の認定を受けることとされている。そして、対象組織は、認定された内容について、活動の追加、中止、廃止等の変更が生じた場合は、改めて市町

村長から事業計画の変更に係る認定(以下「変更認定」という。)を受けることとされている。

(2) 長寿命化交付金に係る制度の概要

資源向上活動(長寿命化)は、農業用排水路、農道等の施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、事業計画書に定める事業実施期間内において計画的に実施するものである。

資源向上活動(長寿命化)に対して交付される交付金(以下「長寿命化交付金」という。)の交付上限額(以下「交付上限額」という。)は、対象組織が、資源向上活動(長寿命化)の効果が発揮される農用地として事業計画書に位置付けた農用地(以下「対象農用地」という。)の面積に対象農用地面積10a当たりの交付単価を乗じて得た金額に相当する金額(以下「面積算定額」という。)となっている。そして、上記の交付単価は、田、畑等の地目等に応じて定められている(以下、これを「所定の単価」という。)

ただし、28年度に要綱等が改正され、対象農用地面積を200ha以上有するなどの要件に該当せず、かつ、施設の長寿命化のための補修、更新等の活動を構成員が自ら実施(以下「直営施工」という。)しない対象組織に対して交付される長寿命化交付金の交付上限額については、面積算定額の算定に当たって用いる交付単価が所定の単価ではなく、所定の単価に6分の5を乗じて得た単価(以下「減額単価」という。)を用いて算定することとされた。また、交付上限額は、上記に加えて所定の単価又は減額単価により算定した面積算定額と、対象組織が地域資源の保全管理を行う区域(以下「保全管理区域」という。)内の農業集落数に200万円を乗じて得た金額(以下「集落数算定額」という。)とのいずれか低い金額とされた(以下、上記の算定方法による交付上限額を「改正後の交付上限額」という。)

上記の改正の際、要綱の附則において、27年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の算定方法及び交付単価によることとされ、改正後の交付上限額の適用を受けないこととされた。このため、改正後の交付上限額は、28年度以降に事業計画の認定を受けたものから適用されることとなる。そして、事業計画の認定は、前記のとおり、対象組織が交付金事業を実施しようとするときに受ける事業計画の認定と、事業実施期間内における変更認定があるが、要綱の附則においては、特に両者を区分しない記載となっている(以下、改正後の交付上限額の適用を受ける対象組織を「適用対象組織」という。)

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、長寿命化交付金交付額は、要綱等に基づき適正に算定されているかに着眼して検査した。

検査に当たっては、28年度から30年度までの間に長寿命化交付金の交付を受けた25道府県^(注)に所在する対象組織のうち、対象農用地面積を200ha以上有するなどの要件に該当せず、28年度以降に事業計画の認定を受けた計3,896対象組織(28年度から30年度までの長寿命化交付金交付額計109億6847万余円、国庫交付金計54億7979万余円)を対象として、事業計画書、実施状況報告書等の書類により会計実地検査を行うとともに、調書の提出を受けてその内容を確認するなどの方法により検査した。

(注) 25道府県 北海道、京都府、宮城、山形、福島、群馬、千葉、新潟、富山、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

上記の3,896対象組織について、長寿命化交付金交付額の算定方法、直営施工の実施状況等について検査したところ、11府県(24市町村)に所在する51対象組織は、長寿命化交付金交付額を、所定の単価により算定した面積算定額に基づいて計2億1390万余円(国庫交付金計1億0695万余円)と算定していた。しかし、上記の51対象組織は、28年度以降に変更認定を受けていることなどから適用対象組織に該当するため、正しくは改正後の交付上限額に基づいて集落数算定額を考慮するなどして、長寿命化交付金交付額を算定する必要があった。

そこで、51対象組織について、集落数算定額を算定するとともに直営施工の実施の有無を確認するなどして交付上限額を算定したところ、11府県(19市町村)に所在する36対象組織の集落数算定額は、直営施工の実施の有無にかかわらず面積算定額を下回り、交付上限額は集落数算定額となるため、表のとおり、長寿命化交付金が計4918万余円(国庫交付金相当額計2459万余円)過大に交付されていた。

また、2県(6市町)に所在する15対象組織は直営施工を実施していなかったことから、面積算定額は減額単価により算定することとなる。そして、減額単価による面積算定額が集落数算定額を下回り、交付上限額は面積算定額となるため、表のとおり、長寿命化交付金が計436万余円(国庫交付金相当額計218万余円)過大に交付されていた。

このように、前記の11府県(24市町村)に所在する計51対象組織において長寿命化交付金が合計5355万余円(国庫交付金相当額計2677万余円)過大に交付されていた。

表 長寿命化交付金が過大に交付されていたもの(平成28年度～30年度)

府 県 名	市 町 村 数	対象組織数	過大となる長寿命化交付金 交付額(千円)	左のうち国庫交付金相当額 (千円)
集落数算定額が交付上限額となるのに、これによる長寿命化交付金交付額の算定をしていないもの (36 対象組織)				
新潟県	2	2	1,226	613
富山県	1	2	2,528	1,264
石川県	1	1	63	31
山梨県	1	1	622	311
岐阜県	2	3	1,274	637
滋賀県	6	13	35,738	17,869
京都府	2	8	4,115	2,057
兵庫県	1	1	222	111
和歌山県	1	1	298	149
福岡県	1	1	448	224
鹿児島県	1	3	2,645	1,322
小 計	19	36	49,184	24,592
直営施工を行っていないのに減額単価により長寿命化交付金交付額の算定をしていないもの (15 対象組織)				
富山県	3	4	1,322	661
和歌山県	3	11	3,045	1,522
小 計	6	15	4,367	2,183
計	24	51	53,552	26,776

注(1) 市町村数は、重複があるため、各市町村数欄を合計しても計欄と一致しない。

注(2) 金額は千円未満を切り捨てているため、合計しても小計欄及び計欄と一致しない。

そして、上記の51対象組織に係る事業計画の認定の時期等をみると、1対象組織を除いて、28年度以降に変更認定を受けていたものであった。

これらの交付金が過大となっていた理由を市町村及び対象組織に確認したところ、要綱の附則において改正後の交付上限額が適用されないこととされた、27年度までに事業計画の認定を受けた対象組織には、その後に変更認定を受けた場合も含まれると考え、28年度以降に、新たに事業計画の認定を受けて交付金事業を実施する対象組織のみが改正後の交付上限額を適用されると誤って解釈したことなどによるものであった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

滋賀県甲賀市に所在する対象組織Aは、平成28年度から30年度までの間に長寿命化交付金計1047万余円(28年度378万余円、29年度337万余円、30年度331万余円。国庫交付金計523万余円)の交付を受けている。

対象組織Aは、資源向上活動(長寿命化)に係る事業実施期間の終了年度を28年度から30年度に変更する事業計画の変更を28年5月に甲賀市長に申請し、同年6月に変更認定を受けていることから適用対象組織に該当している。そして、保全管理区域内の農業集落数が1集落である対象組織Aの交付上限額は、集落数算定額200万円と面積算定額のいずれか低い金額となる。

しかし、同市及び対象組織 A は、集落数算定額が交付上限額となるのに、28 年度以降に、新たに事業計画の認定を受けて交付金事業を実施する対象組織のみが、改正後の交付上限額を適用されると認識していたため、所定の単価により算定した面積算定額に基づき長寿命化交付金交付額を算定していた。このため、28 年度から 30 年度までの各年度において、長寿命化交付金計 447 万余円(28 年度 178 万余円、29 年度 137 万余円、30 年度 131 万余円。国庫交付金相当額計 223 万余円)が過大に交付されていた。

(是正及び是正改善を必要とする事態)

適用対象組織において、長寿命化交付金交付額が改正後の交付上限額に基づいて算定されていない事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、府県、市町村及び対象組織において、要綱等の改正内容等に対する理解が十分でなく、また、このため、市町村による長寿命化交付金交付額の算定に係る審査が十分でなかったことなどにもよるが、貴省において、28 年度の要綱等の改正に当たり、改正後の交付上限額の適用対象に 28 年度以降に変更認定を受けた場合等も含まれることを必ずしも明示しておらず、適用対象に係る改正内容についての周知が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

貴省は、農業・農村の有する国土の保全、水源の^{かん}養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮等を図るために、資源向上活動(長寿命化)等の交付金事業を今後も引き続き実施していくこととしている。

については、貴省において、長寿命化交付金が過大に交付されていた適用対象組織に対して、交付金事業の継続的な実施に留意しつつ、府県を通じて過大に交付された国庫交付金の返還等を求める措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、長寿命化交付金交付額の算定が適切に行われるように、都道府県、市町村及び対象組織に対して、改正後の交付上限額の適用対象に 28 年度以降に変更認定を受けた場合等も含まれることを明示するなどして、28 年度の要綱等の改正内容の趣旨を周知徹底した上で、市町村に対して、長寿命化交付金交付額の算定に係る審査を的確に行うことを都道府県を通じて指導するよう是正改善の処置を求める。

- (2) ため池の防災減災事業の実施に当たり、詳細調査により対策工事の必要性を適切に判定するなどするとともに、要改修ため池について、ソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト対策を講ずるなどするよう都道府県等に対して指導することにより、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費
部 局 等	農林水産本省、7 農政局
補助の根拠	予算補助
事業主体	府 2、県 21、市 128、町 59、村 7、土地改良区等 12、計 229 事業主体

防災減災事業の概要	総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、もって災害に強い農村づくりを推進するもの		
検査の対象としたため池の箇所数、詳細調査に係る業務委託の契約数及び国庫補助金交付額(1)	10,346 箇所	1,532 契約	183 億 7151 万余円(平成 25 年度～30 年度)
(1)のうち豪雨調査において対策工事の必要性が適切に判定されていないため池の箇所数、詳細調査に係る業務委託の契約数及び国庫補助金交付額(2)	3,899 箇所	124 契約	9 億 3271 万円
(1)のうち耐震調査において対策工事の必要性が適切に判定されていないため池の箇所数、詳細調査に係る業務委託の契約数及び国庫補助金交付額(3)	142 箇所	104 契約	17 億 9175 万円
(1)のうちソフト対策が講じられておらず、ため池管理者に対してソフト対策に係る調整等も行われていない要改修ため池の箇所数、詳細調査に係る業務委託の契約数及び国庫補助金交付額(4)	1,342 箇所	775 契約	86 億 8037 万円
(2)、(3)及び(4)の純計	5,298 箇所	937 契約	103 億 5202 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

ため池の防災減災事業について

(令和元年 10 月 21 日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 防災減災事業の概要

貴省は、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、もって災害に強い農村づくりを推進するために、農地防災事業等補助金交付要綱(昭和 31 年 31 農

地第4122号農林事務次官依命通知)等に基づき、総合的な防災減災対策を実施する都道府県、市町村等(以下「都道府県等」という。)が実施する農村地域防災減災事業(以下「防災減災事業」という。)等に対して国庫補助金を交付している。

農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)等によれば、防災減災事業の事業内容は調査計画事業、整備事業、体制整備事業の三つに区分されている。このうち、調査計画事業は、農業用ため池^(注1)(以下「ため池」という。)等の農業用施設を対象にして、地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査等を実施する事業であり、整備事業は、災害発生のおそれのある施設の整備及び防災安全度の向上を図るために行う施設の整備を実施する事業である。また、体制整備事業は、ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等を実施する事業である。

(注1) 農業用ため池 降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域等で、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう人工的に造成された池をいう。

(2) 豪雨及び地震によるため池の被災状況

貴省の調査によれば、自然災害によるため池の被災件数は、平成20年から29年までの10年間に8,808件となっており、このうち約7割が豪雨によるもの、約3割が地震によるものとされており、8,808件のうち324件については堤体の決壊に至ったものとされている。そして、これらため池の被災形態には、豪雨による貯水位の上昇等により雨水が堤体内に浸透したり、堤体を越えて流出したりすることにより堤体が損傷するものや、地震動により堤体が沈下したり崩壊したりするものなどがある。

(3) 貴省におけるため池に係る防災減災対策の取組

貴省は、豪雨、地震等により多くのため池が被災していることなどを背景にして、25年3月に、早急に対策を講ずべきため池を把握し、効果的・効率的な防災減災対策を計画的に推進することを目的として、都道府県等に対して、仮に決壊した場合に下流への影響が大きい一定規模(受益面積0.5ha)以上又は一定規模を下回っていても人家や病院、学校等の重要な公共施設へ影響を与えるおそれがあるなどのため池を対象に、構造的危険度等のため池の現状を把握するための点検(以下「一斉点検」という。)の実施を要請するなどしている。

貴省が上記の要請に併せて示した「農業用ため池一斉点検実施要領」によれば、一斉点検において実施する点検項目は、堤体諸元、堤体老朽度、洪水吐の有無及び流下能力、下流の状況(人家、公共施設等の有無等)等とされており、これらの点検結果に応じて、ため池ごとに、豪雨に対するより詳細な調査(以下「豪雨調査」という。)及び地震に対するより詳細な調査(以下「耐震調査」といい、豪雨調査又は耐震調査を行う調査を「詳細調査」という。)を実施する優先度が判定されるようになっている。

そして、貴省は、都道府県に対して、「農業用ため池の一斉点検結果を踏まえた今後の対応について」(平成26年8月29日付け26農振第1228号農村振興局整備部防災課長通知)等を発するなどして、一斉点検の結果を踏まえた詳細調査を実施することのほか、次のような対応を執るとともに、市町村等に対しても周知するよう依頼している。

ア 詳細調査の結果、豪雨又は地震に対して必要な性能を確保するための改修工事(以下「対策工事」という。)が必要とされたため池(以下「要改修ため池」という。)については、速やかな対策工事の実施に努めること

イ 対策工事の実施には所要の時間・調整を必要とすることから、対策工事を実施するまでの間の対応として、ため池の決壊により浸水が想定される区域(以下「浸水想定区域」という。)の円滑な避難を確保するために作成したため池ハザードマップ(以下「ハザードマップ」という。)を活用して、防災訓練や災害学習等を実施したり、ため池の管理者(以下「ため池管理者」という。)等と調整の上、災害を未然に防止するための事前の水位低下、情報連絡体制の構築、出水期等の点検項目・頻度の見直しなどの監視・管理体制の強化等の措置を講じたりするよう努めること(以下、これらハザードマップの活用や監視・管理体制の強化等に係る対策を「ソフト対策」という。)

そして、都道府県等は、防災減災事業のうちの調査計画事業の一環として、一斉点検や詳細調査を業務委託により実施するなどしている。

(4) 対策工事の必要性の判定の際に考慮すべき項目

詳細調査の実施方法等について具体的に示されたものはないため、各都道府県等は、独自の判断により、貴省がため池改修の設計に関する事項を取りまとめた「土地改良事業設計指針「ため池整備」」(農林水産省農村振興局整備部監修。以下「ため池指針」という。)に示されている設計の基本事項、ため池改修の必要性を判断する事項等から照査方法を決定するなどして詳細調査を実施している。

ため池指針によれば、災害を未然に防止するためのため池改修の必要性を判断するに当たっては、堤体の漏水、クラック、変形等のほか、水理計算により、堤体の余裕高(以下「堤体余裕高」という。)が不足していないか、洪水吐の断面(以下「洪水吐断面」という。)が不足していないかなどの確認を行うこととされている。そして、これらのうち、堤体余裕高については、設計洪水流量^(注2)の流水が洪水吐を流下する際の水位が、堤頂を越流することがないように十分な高さとなっているか照査することとされており、洪水吐断面については、設計洪水流量の流水を安全に流下させることができる断面が確保され、貯水位の異常な上昇を防止する構造となっているか照査することとされている。

そして、設計洪水流量^(注2)については、①200年確率洪水流量、②観測又は洪水痕跡等から推定される既往最大洪水流量、③近傍流域における水象又は気象の観測結果から推定される最大洪水流量(以下、これらの洪水流量を合わせて「200年確率洪水流量等」という。)とを比較して、そのうち最も大きい洪水流量に基づくなどして決定することとされている。

また、堤体が決壊した際の下流への影響(以下「被災による影響」という。)を考慮して、ため池ごとに、耐震設計に当たって考慮すべき重要度の区分(以下「重要度区分」という。)を決定し、重要度区分に応じた耐震性能が確保されているか照査することとされている。

(注2) 設計洪水流量・200年確率洪水流量 「設計洪水流量」とは、設計上考慮される最大の洪水流量をいい、「200年確率洪水流量」とは、確率的に200年に1回起こると推定される洪水流量をいう。

(5) ため池の重要度区分と耐震性能

ため池指針によれば、ため池の重要度区分は、被災による影響に応じてAA種、A種及びB種の三つに区分されている。そして、ため池が保持すべき耐震性能の照査については、レベル1地震動^(注3)に対して施設の健全性を損なわないことを確認する照査(以下「L1照査」という。)と、レベル2地震動^(注3)に対して限定された損傷にとどまることを確認する照査(以下「L2照査」という。)が定められており、L1照査は全ての重要度区分において実施す

ることとされているが、L2照査はAA種についてのみ実施することとされている。そして、L1照査については、安全率^(注4)が1.2以上であることを、L2照査については、堤体の沈下量が許容される沈下量を上回らないことをそれぞれ確認することとされている。

また、ため池の重要度区分については、下流の土地利用や地形状況等を調査し、被害想定範囲や被害対象を明らかにした上で決定しなければならないとされており、各重要度区分に係る要件は表のとおり定義されている。

表 ため池の重要度区分と区分の定義

重要度区分	区分の定義
AA種	① 堤体下流に主要道路や鉄道、住宅地等があり、施設周辺の人命・財産やライフラインへの影響が極めて大きい施設 ② 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が極めて大きい施設
A種	被災による影響が大きい施設
B種	AA種、A種以外の施設

そして、ため池指針によれば、ため池については、地域ごとに様々な配置条件や形状等があることから、具体的な数値指標を定義することは困難であるが、貯水量が10万m³以上であること、堤高が10m以上であることなどを一つの目安(以下「規模等による目安」という。)として、これを満たすため池をAA種に設定するとされている。ただし、規模等による目安にとらわれるのではなく、被災による影響を考慮した十分な検討が必要であるとされている。

(注3) レベル1地震動・レベル2地震動 「レベル1地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいい、「レベル2地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動をいう。

(注4) 安全率 レベル1地震動に対して健全性を損なわない耐震性能を保持しているかを評価するための数値であり、すべり面に作用する抵抗モーメントの滑動モーメントに対する比率を示したもの

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、対策工事の必要性は詳細調査により適切に判定されているか、要改修ため池は対策工事を実施するまでの間、適切にソフト対策が講じられているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、25年度から30年度までの間に、23府県^(注5)において、防災減災事業により詳細調査が実施された10,346か所のため池(23府県、194市町村、12土地改良区等、計229事業主体、詳細調査に係る業務委託1,532契約、契約金額計185億4531万余円、国庫補助金交付額計183億7151万余円。詳細調査以外の費用を含む。)を対象として、貴省及び23府県において、業務委託成果品、設計図書等の関係書類等及び現地^(注5)の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、23府県から防災減災事業を実施したため池について30年度末における防災減災対策の取組状況に関する調書の提出を受け、その内容を分析するなどして検査した。

(注5) 23府県 京都、大阪両府、宮城、福島、群馬、千葉、新潟、富山、石川、山梨、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対策工事の必要性が適切に判定されていない事態**ア 豪雨調査において対策工事の必要性が適切に判定されていない事態**

31年3月末現在、検査の対象とした10,346か所のうち豪雨調査が実施された7,860か所のため池が所在する7県において、豪雨調査の照査内容を検査したところ、3,936か所については要改修ため池と判定されていなかった。

しかし、上記の3,936か所のうち^(注6)5県の3,899か所のため池については、豪雨調査の実施に当たり、堤体余裕高について、水理計算による照査が実施されていなかったり、洪水吐断面について、対策工事の緊急性の高いものを把握するなどのために、10年確率洪水流量に基づくなどして決定した設計洪水流量のみにより照査され、200年確率洪水流量等に対応した断面が確保されているか照査されていなかったりなどしていた。このため、上記3,899か所のため池(これらに係る豪雨調査を含む業務委託124契約、契約金額計9億3406万余円、国庫補助金交付額計9億3271万余円)については、対策工事の必要性が適切に判定されておらず、200年確率洪水流量等に対応した堤体余裕高又は洪水吐断面が確保されていない場合に、これに応じた対策工事が実施されなかったり、対策工事までの間のソフト対策が適切に講じられなかったりするおそれがある状況となっていた。

(注6) 5県 宮城、静岡、兵庫、島根、長崎各県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

兵庫県の30市町は、防災減災事業として、平成25年度から30年度までの間に実施したため池の定期点検(業務委託112契約、契約金額計7億5195万余円、国庫補助金交付額計7億4876万余円)において、7,381か所の豪雨調査を合わせて実施している。

そして、30市町が実施した豪雨調査の照査内容を検査したところ、7,381か所のうち3,736か所については要改修ため池と判定されていなかった。しかし、30市町は、豪雨調査において、水理計算による堤体余裕高の照査を実施しておらず、さらに、洪水吐断面の照査に当たっては、対策工事の緊急性の高いものを把握するなどのために、洪水吐の能力が50年確率洪水流量を下回るため池のみを要改修ため池と判定していた。

このため、要改修ため池と判定されていない3,736か所(これらに係る豪雨調査を含む業務委託106契約、契約金額計6億9285万余円、国庫補助金交付額計6億9154万余円)については、200年確率洪水流量等に対応した堤体余裕高又は洪水吐断面が確保されていない場合に、これに応じた対策工事が実施されなかったり、対策工事までの間のソフト対策が適切に講じられなかったりするおそれがある状況となっていた。そして、業務委託の成果品を確認したところ、現に、洪水吐の能力が200年確率洪水流量を下回っているのに、50年確率洪水流量を確保していることから、要改修ため池と判定されていないものが見受けられた。

イ 耐震調査において対策工事の必要性が適切に判定されていない事態

31年3月末現在、検査の対象とした10,346か所のうち耐震調査が実施された3,199か所のため池が所在する23府県において、耐震調査の照査内容を検査したところ、21府県の2,774か所については、貯水量が10万 m^3 未満であったり、堤高が10m未満で

あつたりするなど、規模等による目安を満たさないことなどから、被災による影響を十分に検討することなく、重要度区分がAA種に該当しないとして、L1照査のみにより耐震性能が評価されており、L2照査は実施されていなかった。しかし、規模等による目安は、AA種に設定する一つの目安にすぎないことから、耐震調査に当たっては、被災による影響を十分に検討した上で、重要度区分を決定する必要がある。

そこで、2,774か所のため池について、本院において、施設周辺の人命・財産やライフライン、避難・救護活動等への影響が特に大きいと思料される人口集中地区^(注7)について、これが浸水想定区域に存在していないかという点に着目してハザードマップ等を確認したところ、浸水想定区域に人口集中地区が存在するため池が16府県で131か所見受けられた。これら131か所のため池(これらに係る耐震調査を含む業務委託93契約、契約金額計15億9423万余円、国庫補助金交付額計15億6558万余円)については、人命等に対する被災による影響が極めて大きくAA種に該当すると認められるが、L2照査が行われていないため、対策工事の必要性が適切に判定されておらず、レベル2地震動に対する耐震性能が確保されていない場合に、これに応じた対策工事が実施されなかったり、対策工事が実施されるまでの間のソフト対策が適切に講じられなかったりするおそれがある状況となっていた。

また、3県の11か所のため池^(注9)(これらに係る耐震調査を含む業務委託11契約、契約金額計2億2697万余円、国庫補助金交付額計2億2616万余円)については、対策工事の緊急性が高いものを把握するなどのために、L1照査の結果、安全率が1.0を下回るため池を要改修ため池とすることとしていたことなどから、安全率が1.2を下回っているのに要改修ため池と判定されていなかった。

このように、耐震調査において対策工事の必要性が適切に判定されていないため池が計142か所(これらに係る耐震調査を含む業務委託104契約、契約金額計18億2121万余円、国庫補助金交付額計17億9175万余円)となっていた。

(注7) 人口集中地区 Densely Inhabited District (DID)市町村の境域内で人口密度が原則として4,000人/km²以上の国勢調査の基本単位区が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域

(注8) 16府県 京都府、福島、群馬、千葉、新潟、山梨、岐阜、静岡、兵庫、和歌山、島根、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(注9) 3県 宮城、群馬、兵庫各県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

福岡市は、平成29年度に、防災減災事業として、「湯の浦下池外1箇所農業用ため池耐震調査業務委託」等2業務(契約金額計1931万余円、国庫補助金交付額計1890万円)を実施している。これらの業務は、湯の浦下池(堤高7.0m、貯水量95,000m³)、大蔵池(堤高6.9m、貯水量166,000m³)及び西ノ谷下池(堤高12.6m、貯水量30,000m³)。以下、これらのため池を合わせて「3池」という。)を対象とする耐震調査を実施したものである。

同市は、耐震調査の実施に当たり、3池について、規模等による目安を満たさないことから、被災による影響を十分に考慮せずに、重要度区分をA種として、L1照査のみにより耐震性能を評価しており、L2照査は実施していなかった。

しかし、浸水想定区域図を確認したところ、3池については、堤体の直下に人口集中地区が存在しているなど、人命等に対する被災による影響が極めて大きいものとなっており、重要度区分をAA種としてL2照査を実施する必要があったと認められる。

なお、3池については、当該業務においてレベル1地震動に対する耐震性能が確保されていないことが確認されたため、耐震改修事業を実施することとして設計(地方単独事業)を行っていたが、当該設計においてもL2照査は実施されていなかった。

(2) 要改修ため池について対策工事が実施されるまでの間に適切なソフト対策が実施されていない事態

31年3月末現在、検査の対象とした10,346か所のため池のうち、要改修ため池は23府県の5,604か所となっており、このうち23府県の5,351か所については、対策工事に着手されていなかった。これら5,351か所の要改修ため池については、前記のとおり、対策工事の実施には所要の時間・調整を必要とすることから、対策工事が実施されるまでの間、災害を未然に防止するために、ため池管理者等による適切なソフト対策を講ずる必要がある。

このため、ため池管理者等による監視・管理体制の強化等の対策の実施状況に着目して、23府県を通じて、上記5,351か所の要改修ため池が所在する市町村に、詳細調査の結果に応じたソフト対策の実施状況を確認したところ、^(注10)22府県の276市町村の1,554か所については、特段のソフト対策が講じられていなかった。

そこで、上記1,554か所の要改修ため池について、前記の調書により、22府県を通じて276市町村に、ソフト対策の実施に係る調整等をため池管理者等と行っているか確認したところ、1,554か所のうち1,342か所(これらに係る詳細調査を含む業務委託775契約、契約金額計87億5255万余円、国庫補助金交付額計86億8037万余円)については、詳細調査の結果を踏まえて実施するソフト対策の具体的な内容が分からないこと、ソフト対策に係る調整等の必要性を十分に認識していないことなどの理由から、ソフト対策の実施に係る特段の調整等は行っていないかった。

(注10) 22府県 京都府、宮城、福島、群馬、千葉、新潟、富山、石川、山梨、岐阜、静岡、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島各県

(1)のア及びイの事態並びに(2)の事態には重複しているものがあることから、これらの重複を除いた5,298か所のため池に係る詳細調査を含む業務委託は937契約、契約金額計104億4935万余円、国庫補助金交付額計103億5202万余円となる。

(改善を必要とする事態)

豪雨調査又は耐震調査が実施されたため池について対策工事の必要性が適切に判定されていない事態、要改修ため池について対策工事が実施されるまでの間に適切なソフト対策が実施されていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、都道府県等において、詳細調査により対策工事の必要性を適切に判定することや、要改修ため池について対策工事が実施されるまでの間に適切にソフト対策を講ずることの重要性についての理解が十分でなかったことにもよるが、次のことなどによると認められる。

ア 貴省において、詳細調査の実施に当たっては、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により照査を行ったり、規模等による目安だけではなく被災による影響を十分に検討して重要度区分を決定したりするなどした上で、ため池の対策工事の必要性を適切に判定することの重要性について、都道府県等に対する指導が十分でなかったこと

イ 要改修ため池について、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト対策を講ずることの重要性について、都道府県等に対する指導が十分でなかったこと。また、監視・管理体制の強化等のソフト対策として実施すべき事項を明確に示していなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、近年の豪雨や地震等の自然災害による被害を踏まえて、ため池の防災減災対策を一層推進していくこととしている。

については、貴省において、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県等に対して、詳細調査の実施に当たっては、ため池指針を参考とするなどして、200年確率洪水流量等に基づく水理計算により照査を行ったり、規模等による目安だけではなく被災による影響を十分に検討して重要度区分を決定したりするなどした上で、ため池の対策工事の必要性を適切に判定するよう指導すること。また、対策工事の必要性が適切に判定されていないため池については、必要とされる照査を改めて実施するなど、対策工事の必要性を把握するための方策を速やかに検討するよう指導すること

イ 都道府県等に対して、監視・管理体制の強化等に係るソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、要改修ため池について、対策工事を実施するまでの間、詳細調査の結果に応じた適切なソフト対策が講じられるよう指導すること。また、十分なソフト対策が講じられていない要改修ため池について、ため池管理者等と速やかに調整するなどして、ソフト対策が講じられるよう指導すること

- (3) ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にし、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していないなどのものについては、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための計画を策定するなどするよう求めるとともに、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどすることにより、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農業生産基盤整備事業費 等
	〔平成27年度は、 (項)農業生産基盤保全管理・整備事業費 等〕
部 局 等	農林水産本省、7農政局等
ダム及び頭首工の重要設備の概要	農業生産基盤の整備及び開発を図る国営土地改良事業の一環として、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保により農業生産性の向上を図ることを目的として、国が造成するダム及び頭首工に設置された電気盤を含む操作・監視設備等

平成27年度から30年度までの間に新設、更新等を実施するなどした重要設備数及び工事費並びにこれらを設置する管理施設数及び工事費等	44 設備	工事費計	52 億 4499 万余円 (平成25年度、27年度～30年度)
	43 施設	工事費等計	29 億 4257 万余円
管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスよりも低くなっていた重要設備数及び工事費並びにこれらを設置する管理施設数及び工事費等(1)	15 設備	工事費計	11 億 7703 万円 (平成25年度、27年度～30年度)
	15 施設	工事費等計	5 億 8535 万円(背景金額)
既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応しているか確認していないなど重要な設備数及び工事費並びにこれらを設置する管理施設数及び工事費等(2)	25 設備	工事費計	35 億 2648 万円(平成27年度～30年度)
	23 施設	工事費等計	17 億 9774 万円(背景金額)
(1)及び(2)の計	40 設備	工事費計	47 億 0352 万円 (平成25年度、27年度～30年度)
	38 施設	工事費等計	23 億 8310 万円(背景金額)

【改善の処置を要求したものの全文】

ダム及び頭首工の重要設備に係る機能を大地震動後において確保するための管理施設に係る耐震性能の確認等について

(令和元年10月24日付け 農林水産大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) ダム、頭首工等の新設、更新等における耐震対策

貴省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、農業生産基盤の整備及び開発を図る国営土地改良事業の一環として、安定的な用水供給機能及び排水条件の確保により農業生産性の向上等を図ることを目的として、ダム、頭首工等の国が行うべき基幹的な農業水利施設(以下「国営造成土地改良施設」という。)の新設及び整備後の更新、改修等(以下「更新等」という。)を、各地方農政局等又は各地方農政局管内の調査管理事務所等(以下「農政局等」という。)において実施している。そして、これらダム、頭首工等の新設、更新等の実施に当たっては、「土地改良事業設計指針〔耐震設計〕」(平成27年5月農林水産省農村振興局整備部監修)等に留意して、施設の重要度等に応じた耐震対策等の推進に努めることとなっている。

(注1) 頭首工 河川から必要な農業用水を用水路に引き入れるための施設

(2) 電気盤の耐震設計

ダム、頭首工等の管理施設等の建物やこれらを統括管理する中央管理所(以下、これらを「管理施設」という。)には、安全で確実かつ容易に運転操作と状態監視を遠隔で行うために、操作設備、監視操作制御設備等(以下、これらを合わせて「操作・監視設備」という。)が設置されている。そして、操作・監視設備には、これらに電気を供給し電気制御を行うための配電盤、制御盤等(以下、これらを合わせて「電気盤」という。)が含まれており、これらが破損した場合には操作・監視設備の機能が失われる。

電気盤の耐震設計に係る基本的な考え方については、地震災害時における土木・建築構造物の倒壊等により、設置されている設備本来の機能に与える影響が大きいと、貴省は、平成26年9月に「電気盤の耐震設計について」(農村振興局設計課施工企画調整室。以下「事務連絡」という。)を発出し、耐震設計の基本は設備と設備が設置される構造物自体が十分な耐震性を有しなければ、設備の耐震性は意味をもたないため、設備の耐震性能と当該設備が設置された土木・建築構造物の耐震性能との整合を図るなどして電気盤の耐震設計を行うこととしている。

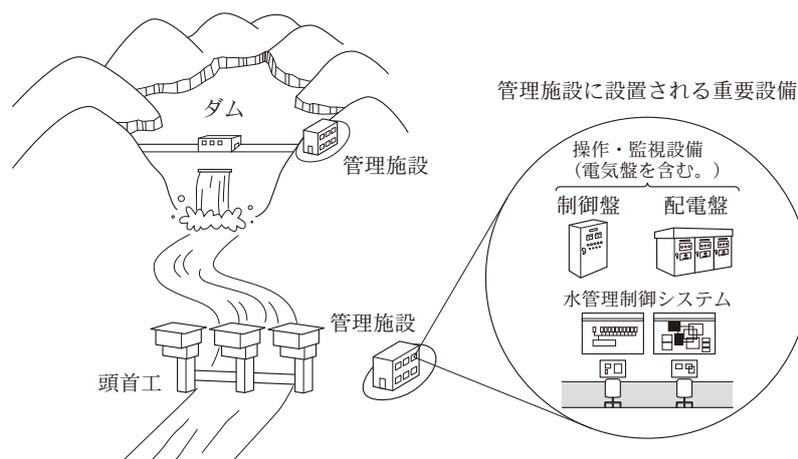
事務連絡によれば、電気盤について、国営造成土地改良施設の重要度に応じて耐震強度検討のための設計用震度を示す区分(以下「耐震クラス」という。)が例示されており、「S」、「A」及び「B」の三つに分類されている(表1参照)。ダム及び頭首工の操作・監視設備については、これらが機能しないことにより水害による二次災害が発生するおそれがあることから、大地震動後においても機能が確保されるように、電気盤の耐震クラスについては、最も強固な「S」に分類されており、これを設置する管理施設の耐震クラスの組合せは「特定」とされている。そして、事務連絡の分類によると「特定」と分類されている建物は、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている建物とされており、「一般」と分類される建物は、大地震動によって構造体の部分的な損傷は生じるが、建物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の確保が図られている建物とされている。

表1 ダム、頭首工等における電気盤の標準的な耐震クラスの分類等の例示

国営造成土地改良施設の種別	電気盤の耐震クラス		
		電気盤の用途別分類	管理施設の耐震クラス
ダム設備 頭首工設備	S	重要	特定
用排水機場設備 水管理設備 用水路付帯設備等	A		一般
用水路付帯設備等	B	一般	

また、上記と同様に、農業用設備の用排水を管理する水管理制御システム(ただし、ダム及び頭首工を制御するダム管理システムや頭首工監視制御システム等を含むものに限る。以下同じ。)についても、これが機器障害を起こすと、水害による二次災害が発生するおそれがあるとされている(以下、ダム及び頭首工の操作・監視設備並びにダム及び頭首工を制御する水管理制御システムを合わせて「重要設備」という。図参照)。

図 管理施設及び重要設備の概念図



(3) ダム及び頭首工に係る設計基準等

貴省は、ダム及び頭首工について、「土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」(平成15年4月農村振興局監修)、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「頭首工」(平成20年3月農村振興局整備部設計課監修。以下、これらを合わせて「設計基準」という。)等に基づいて設計することとしており、これらの設計に当たっては、対象施設の構成要素ごとに設計基準に定められた耐震性能を設定し、それに応じて設計を行うこととされている。一方、管理施設については、電気盤の重要度に応じた耐震クラスは示されているものの、設計基準等において、管理施設に必要とされる設計方法等は示されておらず、これらについては、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関連する法令等に準じて設計することとなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のとおり、設計基準等においては、管理施設に必要とされる設計方法等が示されていない。しかし、ダム及び頭首工の管理施設が大地震動により倒壊等すれば、そこに設置されている重要設備が機能しないことにより水害による二次災害が発生するおそれがある。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、ダム及び頭首工の新設、更新等は、大地震動後においても重要設備の機能が確保されるよう適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、27年度から30年度までの間に新設、更新等を実施するなどした重要設備計44設備(工事費計52億4499万余円)及びこれらを設置するなどしている管理施設計43施設(工事費又は土地改良財産台帳価格計29億4257万余円。以下、工事費又は土地改良財産台帳価格を「工事費等」という。)を対象として、貴省本省において耐震設計等についての説明等を聴取するとともに、^(注2)7農政局等において、上記の重要設備及び管理施設の設計書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして、また、^(注3)9農政局等から上記の重要設備及び管理施設の耐震性能等に関する調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 7農政局等 東北、関東、北陸、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局

(注3) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

重要設備 44 設備(表 2 参照)の耐震クラスは、全て最も強固な「S」とされていたが、これらが設置されている管理施設 43 施設について、設計書等により管理施設の耐震クラスを確認したところ、前記のとおり、管理施設については、電気盤の重要度に応じた耐震クラスは示されているものの、設計基準等において、管理施設に必要とされる設計方法等が示されていないことから、43 施設のうち 23 施設の耐震クラスが機能確保が求められていない「一般」相当となっており、重要設備の耐震クラスよりも低いものとなっていた。また、設計書等が保存されていないものなど耐震クラスが確認できないものも 15 施設見受けられた。一方、管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスに整合する管理施設の耐震クラスである「特定」相当となっていた管理施設は、43 施設のうち 5 施設のみとなっていた。

表 2 検査の対象とした重要設備及び管理施設の内訳 (単位：千円)

重要設備			管理施設			
設備数	工事費	耐震クラス	施設数	工事費等	耐震クラス	
15 設備	2,745,930	S	15 施設 (4 〈 7)	785,533 (359,390 —)	不明	
25 設備	1,957,597	S	23 施設 (6)	1,597,567 (907,823)	一般	
4 設備	541,465	S	5 施設 (1)	559,473 (113,865)	特定	
計	44 設備	5,244,992	計	43 施設 (11 〈 7)	2,942,574 (1,381,078 —)	

注(1) ()書きは、建設年度から長期間経過していて工事費が確認できないものであり、土地改良財産台帳価格を表示して、上段の内数である。

注(2) 土地改良財産台帳価格は施設の取得価額であるため、施設以外の工事費や経費が含まれている。

注(3) 〈 〉書きは、被災により土地改良財産台帳を消失したことにより、土地改良財産台帳価格が不明なものなどであり、上段の内数となっていて、これらは「工事費等」欄の計数に含めていない。

注(4) 千円未満を切り捨てているため、合計が一致しないものがある。

前記のうち、管理施設の耐震クラスが「一般」相当となっていた 23 施設及び耐震クラスが確認できなかった 15 施設、計 38 施設について、態様別に示すと以下のとおりである。

ア 重要設備及び管理施設の新設、更新等に当たり、管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスよりも低くなっているため、大地震動後において重要設備の機能が確保できなくなるおそれがあるもの

(注 4)
5 農政局等の 15 設備(工事費計 11 億 7703 万余円)、15 施設(工事費等計 5 億 8535 万余円)については、重要設備及びこれらを設置する管理施設の新設、更新等を併せて実施していたが、管理施設の設計に当たり、重要設備の耐震クラスを考慮することなく、管理施設の耐震クラスを「一般」相当として耐震設計を行っていたため、大地震動後において重要設備の機能が確保できないおそれがある状況となっていた。

(注 4) 5 農政局等 東北、北陸、東海、九州各農政局、北海道開発局

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所は、平成24年度から27年度までの間に国営総合農地防災事業として、北山ダムの洪水吐ゲートの操作に係る機側操作盤等を設置するために「嘉瀬川上流農地防災事業北山ダム洪水吐ゲート製作据付建設工事(工事費8710万余円)」を、また、28年度に国営総合農地防災事業として、機側操作盤等を設置する上屋を建設するために「平成27年度嘉瀬川上流農地防災事業北山ダム洪水吐上屋建築工事(工事費4516万余円)」を、それぞれ実施している。

同事務所は、機側操作盤等の設計に当たって、機側操作盤等がダムの洪水吐ゲートを操作する重要設備であることから、耐震クラスをSとして設計していた。しかし、機側操作盤等を設置する上屋の設計に当たっては機側操作盤等の耐震クラスと整合させることなく、耐震クラスを「一般」相当により設計していたため、大地震動により上屋が被災すれば、その影響により洪水吐ゲートの操作を行う機側操作盤等の機能を確保できなくなるおそれがある状況となっていた。

イ 重要設備の新設、更新等に当たり、既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応しているか確認していなかったなどのもの

(注5) 6農政局等の25設備(工事費計35億2648万余円)、23施設(工事費等計17億9774万余円)については、重要設備の新設、更新等に当たり、これらを設置する既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応するものとなっているかを確認して耐震補強の必要性の有無の検討を行うなどしていなかった。このため、重要設備の耐震クラスよりも低い「一般」の耐震クラス相当として設計している管理施設や耐震性能が不明である管理施設において、必要な耐震性能が確保されていない場合には、大地震動後において重要設備の機能が確保できないおそれがある状況となっていた。

(注5) 6農政局等 東北、北陸、東海、近畿、中国四国各農政局、北海道開発局
上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

北陸農政局関川用水農業水利事業所では、国営かんがい排水事業として、昭和52年度に整備した笹ヶ峰ダム管理棟(工事費1億7256万余円。以下「管理棟」という。)に設置している水管理制御設備を更新するため、平成30年度に「関川用水(一期)農業水利事業笹ヶ峰ダム管理設備改修建設工事(工事費6億4519万余円)」を実施している。

同事業所は、水管理制御設備の設計に当たり、同設備が笹ヶ峰ダムの取水量の管理等を遠隔で行う重要設備であることから、耐震クラスをSとして設計していた。しかし、水管理制御設備を設置する管理棟については、耐震診断を行うなどして耐震性能を確認しておらず、昭和52年に建設されて以降、建築物の機能を向上させる耐震補強等も行われていなかった。このため、重要設備である水管理制御設備の耐震クラスに応じた耐震性能を有していないおそれがあり、大地震動により管理棟が被災すれば、その影響により笹ヶ峰ダムの取水量の管理等を行う水管理制御設備の機能を確保できなくなるおそれがある状況となっていた。

ア及びイのように、管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスより低くなっていて整合が図られていなかったり、既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応

しているか確認していなかったりなどして、大地震動後において重要設備の機能が確保されていないおそれがあるものが、重要設備については40設備、設備工事費計47億0352万余円(管理施設38施設、工事費等計23億8310万余円)見受けられた(表3参照)。

表3 重要設備の耐震クラスと管理施設の耐震クラスとの整合が図られていないなどのもの (単位：千円)

		管理施設の区分(新設・更新等・既設の別、耐震クラス)、事態			
		新設	更新等	既設	
		一般		不明	一般
		アの事態		イの事態	
重要設備の区分	既設	—	1設備(401,100) 1施設[29,970]	—	—
	更新	—	7設備(140,183) 7施設[307,157]	15設備(2,745,930) 15施設[785,533]	10設備(780,559) 8施設[1,012,215]
	新設	7設備(635,754) 7施設[248,225]	—	—	—
計		15設備(1,177,037) 15施設[585,352]		25設備(3,526,489) 23施設[1,797,748]	
合計		40設備(4,703,527) 38施設[2,383,100]			

- 注(1) ()書きは重要設備の工事費、[]書きは管理施設の工事費等
 注(2) 重要設備の区分が「既設」の1設備、1施設は平成25年度に重要設備を設置し、27年度に管理施設を更新したものである。
 注(3) 千円未満を切り捨てているため、合計が一致しないものがある。

(改善を必要とする事態)

管理施設の耐震クラスが重要設備の耐震クラスよりも低いため、大地震動後において重要設備の機能が確保できなくなるおそれがある事態、重要設備の新設、更新等に当たり、既存の管理施設の耐震性能が重要設備の耐震クラスと対応しているか確認していなかったなどの事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

- このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。
- ア 貴省において、設計基準等に管理施設に必要とされる設計方法等を示しておらず、大地震動に対して管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にしていなかったこと
 - イ 農政局等において、重要設備又は管理施設の新設、更新等に当たり、重要設備と管理施設との耐震クラスの整合を図ることによって、大地震動後における重要設備の機能を確保することの重要性についての理解が十分でなかったこと

3 本院が要求する改善の処置

ダム及び頭首工の重要設備又は管理施設の新設、更新等に当たっては、大地震動後における水害による二次災害の発生を可能な限り防止できるように、耐震対策を進めることが重要である。

については、貴省において、前記の管理施設について、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にして農政局等に周知するとともに、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していなかったり、耐震性能を確認していなかったりしていた管理施設については、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための必要な措置を講ずる計画を策定するなどすること
- イ 農政局等に対して、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどして、大地震動後における重要設備の機能を確保することの重要性を周知徹底すること
- (4) 国等の出資金を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務について、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの

部 局 等	水産庁
検 査 の 対 象	水産庁、独立行政法人農林漁業信用基金(昭和62年10月1日から平成15年9月30日までは農林漁業信用基金、昭和62年9月30日以前は中央漁業信用基金)
貸 付 け の 根 拠	独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)(昭和62年10月1日から平成15年9月30日までは農林漁業信用基金法(昭和62年法律第79号)、昭和62年9月30日以前は中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号))
貸付事業の概要	中小漁業者等に対して漁業信用基金協会が行う債務の保証に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金を貸し付けるもの
漁業信用基金協会に対する貸付金残高	261億3000万円(平成30年度末)
上記貸付金の財源として国が独立行政法人農林漁業信用基金に対して出資した出資金の額	257億8980万円(昭和49年度～平成14年度)
今後使用が見込まれない貸付金のうち、上記の出資金を財源とするものの額(試算額)	88億6947万円

【改善の処置を要求したものの全文】

独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて

(令和元年10月23日付け 水産庁長官宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 漁業債務保証及び貸付けの概要

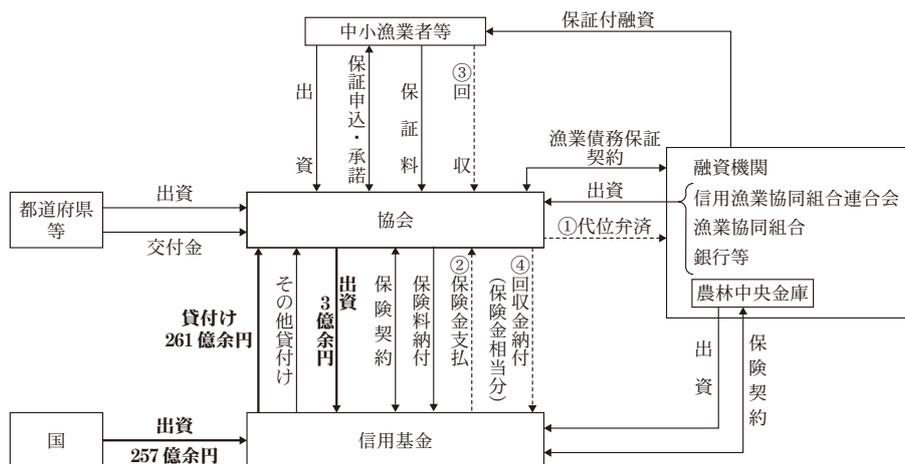
貴庁は、昭和49年度から平成14年度までの間に独立行政法人農林漁業信用基金(昭和62年10月1日から平成15年9月30日までは農林漁業信用基金、昭和62年9月30日以前は中央漁業信用基金。以下「信用基金」という。)に対して計257億8980万円を出資し、信用基金は、当該出資金及び各漁業信用基金協会(以下「協会」という。)からの出資金(計3億4020万円)を財源として、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)等に基づき、協会に対して長期の資金(貸付期間2年以内。以下「本件貸付金」という。)を貸し付けており、平成30年度末の本件貸付金残高は計261億3000万円となっている。

本件貸付金は、中小漁業者等が、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するための資金(以下「漁業近代化資金」という。)等を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務について、協会が行う債務の保証(以下「漁業債務保証」という。)に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべきものである。

協会は、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号。以下「融資保証法」という。)に基づき、漁業近代化資金等について融資機関に対して漁業債務保証を行っており、中小漁業者等が債務不履行に陥った場合、当該中小漁業者等に代わって融資機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。)を行っている。

融資保証法等によれば、漁業債務保証については信用基金による保険を付すことができることとされており、協会が代位弁済を行った場合、信用基金は、保険の対象となる漁業近代化資金等の資金の種類に応じて、代位弁済額に所定の割合を乗じて得た額を保険金として支払うこととされている。一方、協会は、代位弁済により取得した求償権の行使により、中小漁業者等から資金を回収した場合には、回収した資金(以下「回収金」という。)に係る保険金相当額を信用基金に納付することとされている。

図 漁業債務保証等及び本件貸付けの仕組み



注(1) ①～④は、貸付けを受けた中小漁業者等が債務不履行に陥った場合の事務の流れを示す。

注(2) 金額は平成30年度末現在のものである。

(2) 協会による代位弁済の概要及び信用基金による貸付けの目的

融資保証法によれば、協会は、中小漁業者等の会員からの出資金、毎事業年度の剰余金

を積み立てた準備金から繰り入れた繰入金及び都道府県等からの交付金を保証債務の弁済に充てるための基金として管理することとされている。そして、協会は、中小漁業者等が債務不履行に陥った場合、この基金をもって代位弁済を行う(以下、この代位弁済を「基金代位弁済」という。)ほか、信用基金が貸し付けた本件貸付金等の資金をもって代位弁済を行っている(以下、この代位弁済を「資金代位弁済」という。)。また、融資保証法によれば、協会は、漁業近代化資金に係る債務の保証の業務と中小漁業者等が借り入れる事業又は生活に必要な資金(以下「一般資金」という。)等に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならないとされており、各協会の業務方法書において、漁業近代化資金及び一般資金等の別に、基金等現在高^(注1)に求償権償却引当金等を加えた額(以下「基金等現在高等」という。)に当該業務方法書で定める保証倍率を乗じた額が、当該協会が引き受けることのできる保証債務残高の限度額(以下「保証限度額」という。)として定められている。

(注1) 基金等現在高 保証限度額を算出する基礎となる計数で、基金の額から基金をもって代位弁済を行った額を控除し、これに保険金、回収金及び信用基金からの借入金の一部を加えて算出する。

このため、基金代位弁済を行った場合は、基金の額から代位弁済額を控除するなどして算出する基金等現在高等が一時的に減少し、これに伴い保証限度額も減少することになり、代位弁済により取得した求償権の行使による資金の回収が行われるなどするまでの間、保証限度額に余裕がない場合は新たな保証の引受けが制限される可能性がある。

一方で、資金代位弁済を行った場合は、基金等現在高等が減少せず、保証限度額も減少しないこととなる。

そこで、貴庁は、信用基金による貸付けの目的を、協会による積極的な保証の引受けを促進して漁業債務保証に係る保証債務の額の増大を図ることとしており、本件貸付金により資金代位弁済を行うことで、協会において代位弁済を行っても新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。

(3) 貸付けの条件、基準及び金額

本件貸付金は、貴庁の監督の下で信用基金が定めた「漁業融資資金貸付要領」(平成15年独信基(403)平成15年第7号)等によれば、協会ごとの保証額、代位弁済の状況及び財務状況等を基準として貸付額を決定することとされている。そして、本件貸付金は、低利で貸し付けるものとされており、全国漁業信用基金協会(以下「全国協会」という。)に対する貸付けを除き、1協会当たりの貸付金額の限度額は、信用基金の貸付総額の10分の1に相当する額とするとされている。

信用基金は、毎年度、本件貸付金の財源として国等から出資されている額の約2分の1の額を、各協会に対する貸付予定額として示した上で、各協会から借入れの申込みを受け、貸付期間が2年の金銭消費貸借契約を締結して、貸付けを行っている。

(4) 協会の合併等の状況

近年、漁業生産量の減少等、漁業を取り巻く状況が厳しいものとなっている中、漁業債務保証にあっても保証債務残高が減少してきており、信用基金の漁業債務保証に係る保険価額の残高も減少傾向にある。このような状況において、将来にわたり安定的かつ継続的に中小漁業者等を支援していくために協会の経営基盤の安定化が求められ、その方策とし

て協会の合併が進められている。すなわち、29年4月の全国協会の設立前は41協会であったが、この設立に際して19協会が合併したことにより全国協会と22協会となり、31年4月には18協会が全国協会に吸収合併された結果、同月現在では全国協会と4協会となっている。なお、全国協会は本所のほか合併した協会に対応する支所を全国に設置しており、合併後も本所と支所でそれぞれ経理を行っている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本件貸付金の財源となっている国の出資金の額は、前記のとおり257億8980万円と多額に上っており、14年度以降、同額のままとされている。一方、前記のとおり、漁業生産量の減少等、漁業を取り巻く状況が厳しいものとなっている中、信用基金の漁業債務保証に係る保険価額の残高は減少傾向にある。

また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第8条第3項の規定によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、通則法第46条の2の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないとされており、同条第1項の規定に基づき、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。

そこで、本院は、経済性、有効性等の観点から、国の出資金を財源とする本件貸付金の貸付額は、基金代位弁済に伴う保証限度額の減少を防止して保証債務の額の増大を図るという目的からみて適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、30年度末における23協会に対する本件貸付金の残高計261億3000万円を対象として、貴庁において、信用基金に対する出資金の状況等について説明を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、信用基金において、出資金等の管理状況、協会に対する貸付けの状況、貸付額の算定根拠等について、借入申込書等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、上記23協会のうち5協会において、本件貸付金の使用状況、財務状況等について、財務諸表等を確認するなどして実地に調査を行うとともに、26年度から30年度までの間におけるこれらの状況等に関して、全23協会から調書の提出を受けるなどして調査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 保証限度額の減少の防止のための本件貸付金の使用状況、今後の必要額等

ア 本件貸付金の資金代位弁済のための使用状況

26年度から30年度までの間における本件貸付金の年度末残高及び使用状況についてみると、各協会が本件貸付金により資金代位弁済を行った額は、表のとおり、年度ごとに計1億3237万余円(30年度。本件貸付金の年度末残高の0.5%)から計5億3278万余円(26年度。同2.0%)となっていて、本件貸付金を資金代位弁済に使用した実績は本件貸付金の残高に対して著しく低い水準にとどまっている。これは、近年、保証債務残高及び代位弁済額の総額がいずれも減少傾向にあること、多くの協会では保証債務残高が

保証限度額を大きく下回っており、代位弁済は主に基金代位弁済により行っていることなどによると考えられる。

一方、本件貸付金の年度末残高は1協会の解散に伴う返納があった28年度を除き、いずれの年度も計261億3000万円となっており、規模の見直しはなされていなかった。

表 本件貸付金の年度末残高及び使用状況 (単位：千円)

区 分	年 度				
	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
本件貸付金の年度末残高(a)	26,130,000	26,130,000	26,110,100	26,130,000	26,130,000
うち本件貸付金により資金代位弁済を行った額(b)	532,787	257,253	233,530	137,623	132,373
本件貸付金の年度末残高に対する使用額の割合 (b)/(a)	2.0%	1.0%	0.9%	0.5%	0.5%

26年度から30年度までの本件貸付金の使用状況を30年度末で漁業債務保証を実施している41協会等(全国協会の支所及び全国協会以外の協会をいう。以下同じ。)ごとに見ると、この5年間に本件貸付金の使用実績があるのは7協会等にとどまっています。本件貸付金の年度末残高に対する資金代位弁済を行った額の割合の5年間の平均は、これら7協会等のうち最も高い協会等でも11.1%であって、4協会等では10%未満となっている。また、代位弁済の実績がない14協会等を含めた34協会等は本件貸付金を全く使用しておらず、ほとんどの協会等において本件貸付金の使用実績は貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっています。

イ 本件貸付金の必要額の試算

上記のとおり、ほとんどの協会等において本件貸付金の使用実績は貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっています。そこで、今後の本件貸付金の必要額について、中長期的な水産資源の増減、国際的な漁獲量の規制、燃油の高騰、自然災害の発生等の外的要因により中小漁業者等の経営状況が大きく左右される漁業の特殊性を十分に考慮して、21年度から30年度までの過去10年間における各年度の各協会等における代位弁済額のうち最も多額であった年度の代位弁済額を基にして、全国協会への合併により各協会等の間で本件貸付金が融通されるなどし、この代位弁済額について全て本件貸付金により資金代位弁済を行うものと仮定して試算した。この試算によれば、本件貸付金の必要額は計169億2032万余円となり、30年度末の本件貸付金残高計261億3000万円から上記の必要額を差し引いた92億0967万余円(うち国からの出資金を財源とするものの額88億6947万余円)は今後使用する見込みがないと認められる。

(2) 代位弁済の履行の円滑化のための本件貸付金の必要性

協会が代位弁済を行うに当たっては、それに必要な資金等の資産を保有していることが必要となる。そこで、資金繰り面からみた本件貸付金の必要性を、本件貸付金に対応する資産以外に23協会が保有している代位弁済に充てることができる資産の状況に基づいて検討すると、保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率である弁済能力比率は、30年度末では全ての協会で適当であるとされる200%を大幅に超え、1,530%以上となっている。このことから、各協会は相当程度の弁済能力を有していて、直ちに保証債務の

弁済に支障が生ずる状況にはなく、資金繰り面から本件貸付金が必要とされる状況にはないと認められる。

(注2) 弁済能力比率 「漁業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準」(平成20年金融庁・農林水産省告示第1号)で定められている指標で、実質保証債務額に償還事故の発生率を乗じて得た額の合計額に対する保証債務の弁済に充てることが可能な額(現金、預金、有価証券といった流動性の高い資産に相当する額。ただし、本件貸付金等による借入金に対応する資産に相当する額は含まない。)の割合

(改善を必要とする事態)

本件貸付金の使用実績が貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっていたり、全ての協会において保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるとされる水準を大幅に超えるなどしたりして、本件貸付けを行う必要性は低くなっているにもかかわらず、国の出資金を財源とする本件貸付金の規模が見直されずに、必要と認められる額を上回る貸付けが行われている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴庁において、国の出資金を財源とする本件貸付金について、協会における保証債務残高の推移、代位弁済の実績、代位弁済に充てることができる資産の額等の財務の充実の状況等に応じた適切な規模となるよう見直しを行っていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

漁業債務保証については、近年、漁業生産量の減少等、漁業を取り巻く状況が厳しいものとなっている中、保証債務残高は減少傾向にあつて、多くの協会では保証債務残高が保証限度額を大きく下回っており、全ての協会では相当程度の弁済能力を有して、直ちに保証債務の代位弁済に支障が生ずる状況にはない。これらのことから、本件貸付けを行う必要性は低くなっており、漁業の特殊性を十分に考慮して保守的に試算したとしても、本件貸付金の一部は今後も使用することが見込まれない状況となっている。そして、独立行政法人は、通則法に基づき、不要財産であつて、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することなどが求められている。

については、貴庁において、本件貸付金が有効に使用されるように協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせるとともに、更なる支援の必要が認められる協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、相当する国の出資金を通則法に基づき信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金を適切な規模のものとするよう、また、上記の本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施することができるよう貴庁の体制を整備するよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されている OCR 機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR 機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対して OCR 機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR 機器が有効に活用されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)農林水産本省 (項)農林水産統計調査費
部 局 等	農林水産本省
契 約 名	農林水産統計システムの周辺機器賃貸借業務
契 約 の 概 要	農林水産統計調査を実施する際に利用する農林水産統計システムに必要な OCR 機器等の周辺機器を調達するもの
契 約 の 相 手 方	東芝ソリューション株式会社(平成 29 年 7 月以降は東芝デジタルソリューションズ株式会社)、株式会社 JECC
契 約	平成 28 年 5 月 一般競争契約
契 約 金 額	2 億 6141 万余円(平成 28 年度)
OCR 機器の概要	農林水産統計調査の調査票のデータを農林水産統計システム内で処理するために、調査票を読み取りデータ入力を行う装置
調査票のデータ入力用に調達した OCR 機器 86 台の賃貸借業務に係る支払額相当額	6171 万余円(平成 28 年度～30 年度)
上記のうち利用率が 50% 未満となっており利用が低調となっていた 51 台の賃貸借業務に係る支払額相当額	3659 万円

1 農林水産統計調査等の概要

(1) 農林水産統計調査の概要

農林水産省は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づき、毎年農林水産業に関する各種の統計調査(以下「農林水産統計調査」という。)を実施しており、その調査結果は政策目標の設定や評価等に活用されている。

農林水産統計調査は、選定された調査対象である経営体等に対して郵送や統計調査員を通じて農林水産統計調査に係る調査票(以下「調査票」という。)を配布して回収するなどの方法で収集したデータについて、7 農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局(以下、これらを合わせて「農政局等」という。)及び農政局等管内の各都道府県等をそれぞれ所管する拠点等(沖縄総合事務局の各農林水産センターを含む。以下同じ。)が記載内容の審査及び入力を行い、農林水産本省が集計及び分析を行うなどの手順により行われている。

(注) 7 農政局 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局

(2) 農林水産統計システムの概要

農林水産省は、上記調査対象の選定、データの収集・分析等の作業を実施するに当たり、農林水産統計調査の正確性、効率性を高めるなどのために、農林水産統計システムを運用している。そして、農林水産統計システムへの調査票のデータ入力、農林水産統計の業務を担当する職員(以下「担当職員」という。)が職員用のパソコンを用いて農林水産統計システムへ手入力する方法に加え、迅速な入力処理や審査精度の確保の観点から、スキャナや制御用端末等(以下、これらを合わせて「OCR 機器」という。)を使用して OCR 機器に対応した調査票を機械的に読み取り、読み取った画像データを農林水産統計システム内で処理する方法等により行われている。

(3) OCR 機器の調達概要

農林水産本省は、OCR 機器等を調達し、その保守等を行うために、平成 28 年 5 月 13 日に、一般競争契約により、東芝ソリューション株式会社(29 年 7 月以降は東芝デジタルソリューションズ株式会社)及び株式会社 JECC との三者間で、29 年 1 月 4 日から 33 年 3 月 31 日までの間を賃貸借期間とする「農林水産統計システムの周辺機器賃貸借業務」(以下「賃貸借業務」という。)を契約額 2 億 6352 万円で締結している。そして、28 年 8 月 1 日に、賃貸借期間を 29 年 1 月 30 日から 33 年 3 月 31 日までの間とする変更契約を契約額 2 億 6141 万余円で締結して、28 年度から 30 年度までに計 1 億 3505 万余円を支払っている。

上記の契約により農林水産本省が調達した OCR 機器の台数は 88 台であり、その設置箇所は、担当職員等からの問合せや動作テスト用として農林水産本省に 2 台、データ入力用として 9 農政局等及び 60 拠点等(29 年 1 月時点)の計 69 か所に 86 台となっている。また、OCR 機器の保守については、上記契約の仕様書により、不具合時の対応のほか年 2 回定期点検を行うこととされており、保守業者は定期点検時の作業報告書に点検前後のスキャナの読み取り枚数を記載することになっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、OCR 機器は農林水産統計システムへの調査票のデータ入力に当たって有効に活用されているかなどに着眼し、賃貸借業務を対象として、農林水産本省において、契約書、定期点検の作業報告書等を確認するとともに、9 農政局等において OCR 機器の利用状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

OCR 機器 88 台のうち農林水産本省に設置された動作テスト用等の 2 台を除いた 86 台(28 年度から 30 年度までの賃貸借業務に係る支払額相当額 6171 万余円)について、29 年 1 月から 31 年 1 月までの 2 年間における調査票等の読み取り枚数を定期点検時の作業報告書により確認したところ、31 年 1 月までの累計読み取り枚数は計 157,770 枚となっており、このうち定期点検に用いた読み取り枚数計 2,144 枚を除いたデータ入力に用いた読み取り枚数(以下「データ入力枚数」という。)は計 155,626 枚となっていて、上記の期間における 1 年当たりの平均データ入力枚数は 77,813 枚となっていた。

一方、29 年度に実施した農林水産統計調査のうち、農政局等及び拠点等において OCR 機

器によるデータ入力可能な12統計の調査票について、統計ごとの1件当たりの調査票の枚数に有効回収数を乗ずるなどして、各農政局等及び各拠点等においてOCR機器によるデータ入力が可能であった調査票の枚数(以下「データ入力可能枚数」という。)を試算すると184,504枚となる。

そして、上記の試算により得られたデータ入力可能枚数184,504枚に対する実績値である前記1年当たりの平均データ入力枚数77,813枚の割合により、OCR機器によるデータ入力に係る利用率(以下「利用率」という。)を算定すると、約42%にとどまっていた。

そこで、前記の86台について、1台ごとに、それぞれが設置されている農政局等又は拠点等の農林水産統計調査に係るデータ入力可能枚数を基に利用率をみると、表のとおりとなっていて、50%未満と低調になっているものが51台見受けられた。そして、そのうち23台は利用率が10%未満となっていて利用が極めて低調となっており、中には、当初から全く利用されていなかったものも見受けられた。また、拠点等の廃止により、その後全く利用されなくなり、単に保管されたままとなっているなどしているものも見受けられた。

表 農政局等及び拠点等ごとのOCR機器の利用率(平成29年1月から31年1月まで)
(単位:台)

利用率	10%未満	10%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上	計
OCR機器	23	9	19	27	8	86
	51					

しかし、前記12統計の調査票はOCR機器の読み取りが容易な様式となっており、入力データは専ら数値であるなど、基本的にOCR機器によるデータ入力が想定されていること、また、OCR機器の処理能力(両面カラー20枚/分)には十分な余裕があることを踏まえると、OCR機器が十分に活用されているとは認められない状況となっていた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

北海道農政事務所釧路地域拠点に設置されているOCR機器について、同拠点の平成29年度の農林水産統計調査に係るデータ入力可能枚数は878枚であった。一方、定期点検時の作業報告書で確認した同年1月から31年1月までの間の読み取り枚数は25枚(1年当たりの平均:12枚)であったが、そのうち1枚は導入時のテストに利用されたと推定され、残りの24枚は定期点検時のテストによるものであることから、当該OCR機器のデータ入力枚数は0枚となり、農林水産統計調査に係るデータ入力には全く利用されていない状況となっていた。

利用率が低調となっている理由について、農政局等及び拠点等の担当職員に確認したところ、職員用のパソコンを用いて農林水産統計システムに直接入力した方が効率的であるといった認識を持っていたり、OCR機器を利用した調査票のデータの入力方法を十分に習得していないことから、OCR機器の利用は煩さであると考えていたりしたためであるなどとしていた。

農林水産本省は、調査票のデータ入力を効率的に実施するためにOCR機器を導入しているにもかかわらず、OCR機器を設置した際や設置後に、農政局等及び拠点等に対して、OCR機器を利用して調査票のデータ入力を効率的に行う必要があることについて説明して

いなかった。また、拠点等の廃止等により全く利用されていない OCR 機器の有効活用を図るための対策も講じていなかった。

このように、OCR 機器は OCR 機器に対応した調査票のデータ入力に利用することが想定されているにもかかわらず、OCR 機器 51 台(28 年度から 30 年度までの賃貸借業務に係る支払額相当額 3659 万余円)は、利用率が 50% 未満と低調となっていて、農林水産統計調査のデータ入力に十分に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 農政局等及び拠点等において、担当職員が職員用のパソコンを用いて手入力の方が効率的であるといった認識を持っているなどして、OCR 機器を活用することにより、データ入力を効率的に実施することができるという認識が欠けていたにもかかわらず、適切な指導を行っていなかったこと
- イ 農林水産本省において、設置後の OCR 機器の利用状況を把握し、利用が低調となっている場合に、その原因を踏まえるなどして担当職員に対する指導を十分行うなど、OCR 機器の有効活用を図るための対策を講じていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、次のような処置を講じた。

- ア 令和元年 8 月に農政局等を対象に会議を開催して、担当職員に OCR 機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導し、OCR 機器の操作方法等について説明するとともに、同年 9 月までに農政局等から拠点等の担当職員に対して同様に指導及び説明させた。
- イ 毎年、OCR 機器の利用状況を調査して、十分に活用されていない場合には、更に指導を行うこととするとともに、2 年度に実施する予定の農林水産統計システムの更改の際に、同一の建物に 2 台設置されていた拠点では OCR 機器を 1 台とする見直しを行った。

- (2) 水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)水産庁 (項)漁村振興対策費
部 局 等	水産庁
補助の根拠	予算補助
補助事業者	25 地域協議会
間接補助事業者 (事業主体)	430 活動組織
補助事業	水産多面的機能発揮対策事業
補助事業の概要	水産業の再生・漁村の活性化を図るために、漁業者等が行う水産業等の多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の活動について補助するもの

実際に活動した区域等の把握や根拠資料の保存が十分でなく、対策活動が適切に実施されたか確認できなかった活動組織数及び交付額(1)	209 活動組織	11 億 9220 万円(平成 28、29 両年度)
協定区域以外の区域で行った活動に係る経費が対策事業の交付対象に含まれていた活動組織数及び交付額(2)	60 活動組織	3 億 1701 万円(平成 28、29 両年度)
モニタリング結果が協定面積全体を把握できないものとなっていたことなどにより自己評価が適切に行われていなかったなどしていた活動組織数及び交付額(3)	231 活動組織	8 億 2370 万円(平成 28、29 両年度)
(1)から(3)までの純計	361 活動組織	18 億 0913 万円(背景金額)

1 事業の概要

(1) 水産多面的機能発揮対策事業の概要

水産庁は、水産業の再生・漁村の活性化を図るために、漁業者等が行う水産業等の多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の活動を支援する水産多面的機能発揮対策事業(以下「対策事業」という。)を実施しており、効果的な対策事業の推進が可能な地域単位で設置された地域協議会(以下「協議会」という。)を通じて、活動に取り組む組織(以下「活動組織」という。)に対して水産多面的機能発揮対策交付金(以下「交付金」という。)を交付している。

水産多面的機能発揮対策交付金実施要領(平成 25 年 25 水港第 124 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)等によれば、活動組織が対策事業の対象となる活動(以下「対策活動」という。)を実施しようとするときは、活動組織の代表者は対策活動を行う場所の市町村長との間で協定(以下「協定」という。)を締結するとともに、協定書に添付された活動計画について協議会の承認を得ることとされている。また、対策活動として実施できる活動(以下「活動項目」という。)として、「藻場の保全」、「国境・水域の監視」等の 13 活動項目が設定されており、このうち「藻場の保全」等の 7 活動項目(注)(以下「藻場の保全等 7 活動項目」という。)及び「国境・水域の監視」の 1 活動項目の計 8 活動項目(以下、これらを「8 活動項目」という。)については、活動計画において、対策活動を行う範囲等を設定した区域(以下「協定区域」という。)及びその面積(以下「協定面積」という。)を定めることとされている。

(注) 7活動項目 ①藻場の保全、②サンゴ礁の保全、③種苗放流、④干潟等の保全、⑤ヨシ帯の保全、⑥環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善、⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理

(2) 対策事業における自己評価の概要等

実施要領等によれば、活動組織は、毎年度、対策活動の成果目標の達成状況について自ら評価(以下「自己評価」という。)を行って自己評価表を作成して協議会に報告し、当該報告を受けた協議会は、その内容について評価を行って取りまとめの上、水産庁長官に報告することとされている。そして、水産庁長官及び協議会は、成果目標が達成されていないと判断される場合には、引き続き、目標達成に向けて取り組むよう指導することとされている。また、水産庁長官は、対策事業全体の評価結果等を公表するとともに、翌年度以降の交付金の交付に当たっては、当該評価結果を考慮することとされている。

自己評価における成果目標に係る指標(以下「成果指標」という。)は活動項目ごとに定められており、藻場の保全等7活動項目については「対象水域における生物量の増加」とされており、活動項目が、例えば「藻場の保全」の場合は「海藻・海草の被度・面積」と対象生物や調査項目についても具体的に定められている。そして、活動組織は、毎年度、成果指標についてのモニタリングを必ず行うこととされており、モニタリングの実施に当たっては、協定面積全体の状況が把握できるようにモニタリングを実施する場所(以下「定点」という。)を設定し、毎年度同じ場所で同じ時期に実施することとされている。そして、活動組織は、モニタリングにより把握した情報(以下「モニタリング結果」という。)を基に自己評価を行い、各年度の対策活動の成果を客観的に評価することとされており、水産庁は、モニタリングは対策事業において重要な役割を担うものであるとしている。

(3) 実施状況の報告等

実施要領等によれば、対策事業の交付対象となる経費は、対策活動を行う者に対する日当、漁船を使用して活動する場合の用船料、資材費、委託費等とされており、活動組織は、毎年度、対策活動の実施状況を取りまとめた実施状況報告書を作成して、活動状況を示す写真等の添付書類とともに市町村及び協議会に提出することとされている。市町村及び協議会は、活動計画に定められた対策活動の実施状況等について、実施状況報告書等により確認するほか、必要に応じて現地において確認することとされている(以下、活動組織、市町村及び協議会を「活動組織等」という。)。そして、協議会は、実施状況報告書を取りまとめて、水産庁長官に提出することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、対策活動は適切に実施されているか、自己評価及び自己評価の基となるモニタリングは適切に行われているかなどに着眼して、25協議会の430活動組織が平成28、29両年度に実施した8活動項目に係る事業(事業費計31億7368万余円、交付額計23億2219万余円、以下、交付額は28、29両年度の計)を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、水産庁、25協議会及び370活動組織において、活動計画、自己評価表等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、430活動組織から資料の提出を受けてその内容を分析するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対策活動が適切に実施されたか確認できなかったなどの事態

活動組織は、活動計画に基づいて、協定区域において対策活動を実施することになっており、実施要領等によれば、活動組織は、実施状況報告書等を取りまとめるために、活動状況や活動した者を記録した写真等を保存することとされているものの、実際に活動した区域等を記録したり、それを把握するための根拠資料を保存したりすることにはなっていない。そこで、前記の430活動組織について、対策活動として実施したとしている活動が協定区域内で実施されたものか確認したところ、17協議会の209活動組織(交付額計11億9220万余円)において、実際に活動した区域等の記録やそれを把握するための根拠資料の保存が十分でなく、市町村及び協議会において、対策活動が協定区域で適切に実施されたか確認できなかった事態が見受けられた。また、実際に活動した区域等の根拠資料を自主的に保存していた活動組織において、実際の活動状況を確認したところ、14協議会の60活動組織(交付額計3億1701万余円)において、協定区域以外の区域でも活動を行っていて、対策事業の対象とならない活動に係る経費が対策事業の交付対象に含まれていた事態が見受けられた。

(2) 自己評価が適切に行われていなかったなどの事態

前記の430活動組織のうち、モニタリングが必要な藻場の保全等7活動項目を実施している379活動組織(交付額計20億4142万余円)について、モニタリングの実施状況や自己評価の実施状況について確認したところ、24協議会の231活動組織(交付額計8億2370万余円)において、次のように、自己評価の基となるモニタリングが適切に行われていなかったなどのため、自己評価が適切に行われていなかったなどの事態が見受けられた。

ア 定点が協定区域内の一部に偏在していたなどのため、その結果を基に行われた自己評価は、協定面積全体の状況を把握したものとなっていないもの(110活動組織)

イ モニタリングの定点、時期等の条件が前年度とは異なっていたため、前年度のモニタリング結果と比較することができず、成果目標の達成状況が把握できなかったもの(108活動組織)

ウ 成果指標とされている生物ではない生物を成果指標としていたもの(44活動組織)

エ モニタリング結果の根拠資料が保存されておらず、モニタリングの内容の適否が確認できなかったもの(107活動組織)

そして、自己評価の基となるモニタリングが適切に行われていなかったなどのため自己評価が適切に行われていなかったことは、自己評価に基づく活動組織に対する協議会や水産庁長官の指導等が適切に行われないことにもつながるおそれがある。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

活動組織「梶生態系保全活動グループ」(福井県坂井市所在)は、坂井市との協定で定めた活動計画に基づき、平成28、29両年度に、海藻の被度が前年度の5%以上増加することを成果目標として、4.2haの協定区域において、食害生物の除去等を内容とする「藻場の保全」を実施して、「福井県水産多面的機能発揮対策地域協議会」を通じて、交付金計2,077,620円の交付を受けていた。しかし、28、29両年度のモニタリングの実施状況等を確認したところ、定点が協定

面積全体の3割から4割程度の区域に偏在していて協定面積全体の状況を把握できるものとなっていなかったり、29年度の定点と28年度の定点の箇所数が異なっていて、それぞれの年度のモニタリング結果を比較することができないため、成果目標の達成状況が把握できなかったりして、自己評価が適切に行われていなかった。

このように、対策活動が協定区域で適切に実施されたか確認できなかったなどの事態及び自己評価の基となるモニタリングが適切に行われていなかったなどのため自己評価が適切に行われていなかったなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、活動組織等において、実際に活動した区域等を適切に記録したり、それを把握するための根拠資料を保存したりすること、自己評価を適切に行うことなどの重要性についての認識が欠けていたことなどにもよるが、水産庁において、次のことなどによると認められた。

- ア 協定区域の設定及び確認並びに実際に活動した区域等の把握やその根拠資料を保存することの重要性等について、活動組織等に対する指導が十分でなかったこと
- イ モニタリング及びこれに基づく自己評価等を適切に行うことの重要性について、活動組織及び協議会に対する指導が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、水産庁は、対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう、令和元年9月に、協議会に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 活動組織等に対して、協定内容の確認表並びに活動した区域等の把握、確認等のための活動記録及び活動記録日誌の様式等を具体的に示すなどして対策活動の実施等が適切に行われるよう指導した。
- イ 活動組織等に対して、モニタリングの計画に関する様式、自己評価表の記載要領及び協議会における確認等の関係書類を見直すなどしてモニタリング及びこれに基づく自己評価等が適切に行われるよう指導した。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施について

(平成29年度決算検査報告326ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

農林水産省は、国の防災情報の充実と土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき整備された国営造成土地改良施設(以下「国営施設」という。)の被災や地域の被害の防止・軽減を目的として、国営施設から収集した防災情報を内閣府の総合防災情報システムに提供するとともに、国から国営施設の管理を受託した者や国営施設が所在するなどする市町村(以下「関係市町村」という。)等に防災情報を提供し、国営施設の的確な操作運用、関係市町村における迅速な初動態勢の整備等を図るために、国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業(以下「防災ネット事業」という。)を行っている。国営造成土地改良施設防災情報ネットワー

ク(以下「防災ネットワーク」という。)は、水位、雨量等の計測情報等(以下「観測情報」という。)のうち、同省が提供対象として選定した、ダム、頭首工等(以下、これらを「対象施設」という。)の観測情報を防災情報として、全国に所在する国営施設を管理する土地改良調査管理事務所等(以下「管理事務所等」という。)が管理する送信設備(以下「データ転送装置」という。)を經由して防災中央データセンター(以下「中央センター」という。)に転送することなどにより、関係市町村等に提供するなどするものである。そして、中央センターに転送する防災情報の項目(以下「転送項目」という。)等については、管理事務所等が管理受託者と協議するなどして選定している。また、政府機関及び地方公共団体が気象の観測に使用する雨量計については、気象業務法(昭和27年法律第165号)等に基づき行う検定に合格したものでなければ使用してはならないなどとされており、雨量計に係る検定の有効期間は5年となっている。しかし、データ転送装置等の管理が適切でないため、防災情報が中央センターへ転送されていない事態、雨量計の検定の有効期限が経過しているため、雨量計の観測情報を防災情報として提供できない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成30年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア データ転送装置の不具合等により防災情報が転送されていない事態について、速やかに原因を調査して必要な措置を講ずること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 転送項目等やそれらの転送状況等の防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、防災ネット事業における防災情報の重要性を周知徹底し、データ転送装置等を適切に管理するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底するとともに、対象施設に設置している雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局の処置状況

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 管理事務所等にデータ転送装置の不具合の原因を調査させるなどして防災情報が転送されていない事態への対応方針等を報告させた上で、35地区のうち26地区についてデータ転送装置の修理等により不具合を解消するなどの必要な措置を講じた。
- イ 30年10月及び令和元年6月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に防災ネットワークの管理に関する計画を作成させて、当該計画に基づき、データ転送装置等の不具合の有無等を確認して定期的に報告させることとするなどして、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備するとともに、管理事務所等に対して、防災ネット事業における防災情報の重要性を周知徹底させ、データ転送装置等の動作状況を原則として毎勤務日に確認するなどして適切に管理するよう指導させた。
- ウ 平成30年10月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、管理事務所等に対して、気象業務法に基づく雨量計の検定の重要性を周知徹底させるとともに、雨量計の検定の有効期限を適切に管理するよう指導させた。

一方、農林水産省は、引き続き、データ転送装置等の不具合が解消していない残りの9地区について、令和元年度中を目途に、不具合を解消するための工事等の必要な措置を講ずることとしている。

(2) 毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算について

(平成29年度決算検査報告332ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

林野庁は、生産した丸太の数量等を確定させる検知業務を行っており、品等・品質の区分格付けなどを人が1本ごとに行う検知(以下「毎木検知」という。)を検知業務の請負者に請け負わせて実施している。毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算については、各森林管理局が管内の実情を加味して定めた素材等検知業務請負要領等(以下「積算基準」という。)において、生産する丸太の数量と1日当たりの毎木検知の標準作業量から検知業務に要する人日数を算定して、これに労務賃金を乗ずるなどして算定することとなっている。しかし、各森林管理局の積算基準では、1日当たりの毎木検知の標準作業量について、丸太が土場に搬入された日の当日内に検知業務を行うことを前提として、1日当たりの土場への丸太の運搬作業量等と同量としていて、毎木検知の作業量の調査結果に基づいて設定していないなどしていた。一方、林野庁が政策的に進めている土場の整備が進むなど作業状況が変化してきており、北海道、東北、関東、中部、近畿中国各森林管理局(以下「5森林管理局」という。)において、一定程度の量の丸太が集積できる土場等の場合には、検知業務を一定程度の量の丸太が土場に集積されてから数日分をまとめて適時に行うなど、集積された丸太の量に応じて効率的に毎木検知を行っており、毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、5森林管理局が定めた積算基準が実態に即しておらず、経済的なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、林野庁において、5森林管理局に対して、毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に実施できる土場について、毎木検知に要する作業量の実態を把握して、これを積算基準に反映させて、経済的な積算を行わせるよう、林野庁長官に対して平成30年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、30年12月に5森林管理局等に対して通知を発して、毎木検知に要する作業量の実態を把握して、その結果、積算基準とかい離がある場合には、実態を反映するよう積算基準を改正させることとした。これに基づき、5森林管理局は、それぞれ31年3月に積算基準を改正し、同年4月までに毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算にそれぞれ適用し、経済的な積算を行うこととする処置を講じていた。

(3) 農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度の運用について

(平成29年度決算検査報告336ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置及び表示した意見

農林水産省は、土地改良法(昭和24年法律第195号)等に基づき、昭和58年度以降、国営かんがい排水事業、農業農村整備事業等により小水力発電施設等の導入を図っている。小水力発電施設のうち国庫補助事業等として整備された発電施設を管理する者(以下「発電施設管理者」という。)は、売電収入等の収益が発電に関する管理運営に必要な費用(以下「発電施設運営経費」という。)及び発電施設管理者が管理する発電施設以外の土地改良施設の操作に必要な費用の合計額を上回る場合において、その差額(以下「国庫納付対象額」という。)に国庫補助事業の実施に係る国の補助率を乗じた額(以下「国庫納付額」という。)を国庫に納付することなどとされている。また、国庫納付対象額の算定に当たっては原則として農林水産省が作成した手引に従って行うことなどとされ、発電施設運営経費は、発電事業に要する費用のほか、公営電気事業に準じて、未処分利益剰余金から任意に積み立てられる建設改良積立金等の積立額から成るとされている。しかし、土地改良区が発電施設管理者として管理している発電施設について国庫納付額算定の前提となる発電施設運営経費の妥当性が確認できない事態、^(注) 渴水準備引当金の取扱いについて公営電気事業に準ずるなどした見直しが行われていない事態、建設改良積立金を国庫補助事業の自己負担分に充当できることによる財政援助効果により農業農村整備事業等の枠組みにおける公平性を損なうおそれがあったり、建設改良積立金が発電施設の更新等に要する資金需要を勘案して計画的に積み立てられていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成30年9月に、次のとおり是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求し及び意見を表示した。

- ア 発電事業に係る運営状況を適切に把握して、必要に応じた指導ができる体制を整備し、土地改良区に対して、国庫納付対象額の算定を手引に従った会計処理により適切に行うよう指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- イ 渴水準備引当金については、公営電気事業に準ずるなどして発電施設運営経費から除外するよう見直すこと(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)
- ウ 建設改良積立金については、農業農村整備事業等の制度の枠組みと整合しつつ、発電施設の更新等に要する資金需要を勘案した計画的な積立てがなされるよう、これを更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲等を見直すこと。そして、渴水準備引当金及び建設改良積立金の見直しにより過大に引き当て又は積み立てた金額が算出される場合は、当該算出額に係る国費相当額について、国庫納付を含めた国の負担の軽減に資する方策を講ずること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

(注) 渴水準備引当金 渴水により計画発電量を下回ったため売電収益が減少した場合において、その収益の減少又は費用の増加に対して、経理の変動を防止するための引当金

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 31年2月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、発電事業に係る運営状況に関する資料を土地改良区から定期的に提出させるなど、発電事業に係る運営状況を適切に把握して、必要に応じた指導ができる体制の整備を行うとともに、令和元年5月に地方農政局等に対して事務連絡を発するなどして、土地改良区に対して、新たに作成した手引に従った会計処理により国庫納付対象額の算定を適切に行うよう指導させた。

イ 平成31年2月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、小水力発電施設に係る会計上の取扱いを見直して、渇水準備引当金については、発電施設運営経費から除外することとして廃止した。

ウ 31年2月に地方農政局等に対して通知を発するなどして、建設改良積立金については、農業農村整備事業等の制度の枠組みと整合するよう、更新等事業費に充当する場合の取扱いを見直して、発電施設の更新等を行う場合には、同積立金から優先的に支出することとするとともに、発電施設の更新時期を考慮した資金需要等を勘案した同積立金の積立てが計画的に行われるよう、積立限度額を設けるなどして発電施設運営経費とする範囲等を見直したり、発電施設管理者に積立計画を作成させたりなどすることとした。

そして、渇水準備引当金及び建設改良積立金の見直しにより、過大に引き当て又は積み立てた金額が算出される場合は、他の積立金等に充当した上で、なお生ずる余剰額については国庫納付対象額とすることとした。

(4) 農山漁村の活性化のために実施された事業の達成状況の評価等について

(平成29年度決算検査報告348ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号。以下「法」という。)等に基づき、農山漁村の活性化に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成した都道府県等(以下「計画主体」という。)が活性化計画に基づく事業(以下「活性化事業」という。)等の実施をしようとするときに、計画主体に対して農山漁村振興交付金を交付している。活性化事業の対象は、「定住等の促進」及び「地域間交流の促進」という法の二つの目的に応じて区分されており、それぞれに対応した活性化事業が定められている。そして、法によれば、計画主体は、活性化計画に、活性化計画の目標(以下「活性化計画目標」という。)、活性化事業に関連して実施される事業(以下「関連事業」という。)等を記載するよう努めることとされており、農山漁村振興交付金実施要綱等によれば、活性化事業等により達成される目標(以下「事業目標」という。)を定め、その達成状況を評価することなどとされている。一方、活性化計画目標の達成状況については、活性化計画を作成するに当たり留意することが望ましい事項として、計画主体は自己評価をしておくこととされている。しかし、活性化計画目標が達成されていないのにその原因分析等が行われていない事態及び活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする法の二つの目的と適切に対応していない事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

ア 計画主体に対して、活性化計画目標を設定した場合は、事業目標が達成されている場合であっても活性化計画目標の達成状況を確認して、達成されていない場合は、原因分析等

を行い、活性化事業の運営や関連事業等の実施に改善の余地はないかなどについて検討を行うよう指導するとともに、これを行う仕組みを設けること

- イ 計画主体に対して、活性化計画目標を設定しようとする場合は、活性化計画目標の達成状況を適切に評価できるようにするために、活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする法の二つの目的に適切に対応しているかなどについて確認するよう指導するとともに、これを適切に審査することとする

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、31年3月に農山漁村振興交付金に係る実施要領を改正するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 計画主体に対して、活性化計画目標を設定した場合は活性化計画目標の達成状況等について評価を行い、達成されていない場合は原因分析等を行って、活性化事業の運営や関連事業等の実施に改善の余地はないかなどについて学識経験者等第三者の意見を聴いた上で検討を行うよう地方農政局等を通じて指導するとともに、計画主体が農林水産大臣に提出する活性化計画目標等の評価に関する報告書の様式に、活性化計画目標の達成状況、今後の方針等を記載する項目を新たに設けるなどして、計画主体が上記の検討を適切に行うようにする仕組みを設けた。

- イ 計画主体に対して、活性化計画目標が活性化事業等により実現しようとする法の二つの目的に適切に対応しているかなどについて確認するよう地方農政局等を通じて指導するとともに、計画主体が活性化計画を作成する際に農林水産大臣に提出する活性化計画の内容等を点検するための事前点検シートの様式に、活性化計画目標と事業目標とが適切に対応しているかを確認するための項目を新たに設けるなどして、地方農政局等において適切に審査することとした。

(5) 危険地区の山地災害対策の強化に資する治山事業の計画の適切な策定、ソフト対策との連携等について

(平成29年度決算検査報告 353 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

林野庁は、治山施設を整備するなどする治山事業について、森林管理局に国有林直轄治山事業等(以下「直轄治山事業」という。)を実施させている。また、都道府県も、国庫補助金等の交付を受けて、民有林における治山事業(以下「補助治山事業」という。)を実施している。そして、林野庁は、森林管理局及び都道府県に対して、「山地災害危険地対策の推進について」等(以下「山地災害通知」という。)を発し、山地災害危険地区(以下「危険地区」という。)に係るソフト対策として、危険地区に関する資料(以下「山地災害通知資料」という。)を関係する市町村に提供して市町村の地域防災計画に危険地区対策を組み入れるよう指導させている。しかし、直轄治山事業において山地荒廃の実態や基礎資料を収集するための治山流域別調査(以下「流域別調査」という。)の結果が反映されていない国有林野施業実施計画(以下「施業実施計画」という。)に基づき治山施設の工事が実施されていたり、流域別調査が長期間実施されないまま策定された施業実施計画に基づき治山施設の工事が実施されていたりしている事態、補助治山事業において危険地区及びその実態を把握するための調査の結果である危

危険度等を活用して総合的に判断して作成されたとはいえない事業箇所別実施計画に基づき予防治山事業に係る治山施設の工事が実施されている事態、直轄治山事業及び補助治山事業において市町村の地域防災計画におけるソフト対策との連携が図られないまま治山施設の工事が実施されている事態が見受けられた。

したがって、林野庁長官に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 森林管理局に対して、施業実施計画の策定に当たり、流域別調査の結果を施業実施計画に反映するよう指示すること、また、流域別調査を適時適切に実施して山地荒廃の実態や治山施設の整備の必要性を把握するよう指示すること
- イ 都道府県に対して、予防治山事業に係る事業箇所別実施計画の作成に当たり、危険度が低い箇所を計画箇所とする場合には当該箇所を優先しなければならない理由等を具体的に明示することを徹底するなどして計画箇所を現地の荒廃状況等と合わせて危険度を活用して総合的に判断して選定するよう周知すること
- ウ 森林管理局及び都道府県が山地災害対策に係る市町村に対して提供する危険地区に関する資料として、山地災害通知資料以外に、危険地区の山地災害により被害が生ずる保全対象の位置等を示した5千分の1の地図等も提供するよう山地災害通知を改訂すること

2 当局が講じた処置

本院は、林野庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、林野庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 31年3月に、森林管理局に対して、事務連絡を発して、施業実施計画の策定に当たり、流域別調査の結果を施業実施計画に反映するよう指示するとともに、流域別調査の調査要領を改正し、流域別調査を適時適切に実施して山地荒廃の実態や治山施設の整備の必要性を把握するよう指示した。
- イ 31年3月に、都道府県に対して通知を発して、予防治山事業に係る事業箇所別実施計画の作成に当たり、危険度が低い箇所を計画箇所とする場合には、予防治山事業の優先度整理表に当該箇所を優先しなければならない理由等を具体的に明示することを徹底するなどして、現地の荒廃状況等と合わせて危険度を活用して総合的に判断して計画箇所を選定するよう周知した。
- ウ 31年3月に、山地災害通知を改訂して、森林管理局及び都道府県に対して、山地災害対策に係る市町村に対して提供する危険地区に関する資料として、危険地区の山地災害により被害が生ずる保全対象の位置等を示した5千分の1の地図等も提供することを周知した。

(6) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施について

(平成29年度決算検査報告364ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

農林水産省は、平成27年度から、米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)等に基づき、米穀周年供給・需要拡大支援事業(以下「周年事業」という。)を実施している。周年事業は、需要に応じた米の生産・販売が行われる環境を整備するため、豊作等の影響により必要が生じた場合に、主食用米を長期計画的に販売する取組(以下「長期販

売の取組」という。)や業務用向けなどへの販売促進等を図る取組(以下「業務用向けの取組」という。)等を行う集荷業者等に対して金融機関等への支払利息(以下、支払利息の2分の1に相当する額を「金利相当額」という。)等の経費や、広告宣伝等に要した経費等を支援するものである。しかし、長期販売の取組に対する支援に当たり、事業実施主体の借入金の基となる実際の単価及び借入利率を適用することとしていないため、借入れの実態を反映しないまま国庫補助金を交付している事態、業務用向けの取組の支援に当たり、取組の効果を的確に把握できるように目標を設定していなかったり、評価が目標と整合したものとなっていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産大臣に対して30年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり改善の処置を要求した。

- ア 長期販売の取組に対する支援に当たり、事業実施主体の借入れの実態を反映した金利相当額に基づいた国庫補助金を交付するようにすること
- イ 業務用向けの取組に対する支援に当たり、実施要領に目標の設定及び評価に関する事項を定めるとともに、事業実施主体に対して、事業実施計画に目標を適切に設定し、事業実施状況等報告において目標に対する評価を適切に行うよう指導すること。また、地方農政局等に対して、事業実施状況等報告の確認を適切に行うよう指示すること

2 当局が講じた処置

本院は、農林水産本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 長期販売の取組に対する支援については、31年3月に実施要領を改正し、事業実施主体の借入金の基となる実際の概算金の単価に実際の借入利率を乗ずるなどして算定した金利相当額に基づいた国庫補助金を交付することとした。
- イ 業務用向けの取組に対する支援については、31年3月に実施要領を改正して目標の設定及び評価に関する事項を定めるとともに、事業実施計画に目標を適切に設定することを同月に公表した事業実施主体に応募する者に対する公募要領に示したり、事業実施状況等報告において目標に対する評価を根拠資料等に基づき適切に行うよう地方農政局等を通じて事業実施主体に対して令和元年8月以降の交付決定時に事務連絡を発したりなどして指導した。また、平成31年3月に地方農政局等に対して事務連絡を発して、事業実施状況等報告の確認を適切に行うよう指示した。

第10 経済産業省

不 当 事 項

補 助 金

(177) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (191)

所管、会計名及び科目	経済産業省所管 一般会計 (組織) 中小企業庁 (項) 経営革新・創業促進費 (項) 中小企業事業環境整備費 東日本大震災復興特別会計 (組織) 中小企業庁 (項) 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計 (エネルギー需給勘定) (項) エネルギー需給構造高度化対策費 (電源開発促進勘定) (項) 電源立地対策費
部 局 等	資源エネルギー庁、中小企業庁、6 経済産業局
補助等の根拠	予算補助
補助事業者等(事業主体)	道、府1、県2、町1、村1、会社等7、計13 補助事業者等 (県1、町1、村1、会社等5、計8 事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	市1、町1、会社等5、計7 間接補助事業者等
補助事業等	電源立地地域対策交付金事業、地域未来投資促進事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等
事業費の合計	1,477,194,136 円
補助対象事業費等の合計	1,229,987,307 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	928,723,883 円
不当と認める補助対象事業費等の合計	179,468,051 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	86,940,596 円

1 補助金等の概要

経済産業省所管の補助事業等は、地方公共団体、会社等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、35 都道府県、55 市町村及び 603 会社等において、実績報告書、決算書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1 県、4 市町村、10 会社等、計 15 事業主体が実施した電源立地地域対策交付金事業、地域未来投資促進事業、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業等に係る国庫補助金 86,940,596 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったもの	4 件	不当と認める国庫補助金	31,373,728 円
(2) 補助の対象とならないもの	4 件	不当と認める国庫補助金	22,164,423 円
(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの	2 件	不当と認める国庫補助金	12,412,753 円
(4) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの	1 件	不当と認める国庫補助金	7,633,851 円
(5) 補助の目的外に使用していたもの	1 件	不当と認める国庫補助金	4,551,362 円
(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの	1 件	不当と認める国庫補助金	4,400,000 円
(7) 補助金の交付の必要がなかったもの	1 件	不当と認める国庫補助金	3,385,709 円
(8) 工事の施工が適切でなかったもの	1 件	不当と認める国庫補助金	1,018,770 円

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 工事の設計が適切でなかったもの	4 件	不当と認める国庫補助金	31,373,728 円					
受水槽の設計が適切でなかったもの	(1 件)	不当と認める国庫補助金	19,668,048 円)					
部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象事業費等	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(177) 北海道経済産業局	北海道	岩内郡岩内町(事業主体)	電源立地地域対策交付金	29	77,166 (77,158)	74,000	20,507	19,668

この交付金事業は、岩内町が、岩内町立岩内第二中学校において、昭和 54 年度に設置された給水設備等について、老朽化した既設の受水槽や配水管等を更新するなどの工事を実施したものである。

同町は、これらの設備の設計を「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)等に基づいて行っている。耐震設計指針によれば、設備機器を据え付けるために鉄骨架台等の支持構造部材を用いる場合は、支持構造部材をアンカーボルトで鉄筋コン

クリークの床等に緊結することとされており、アンカーボルトは、設備機器と鉄骨架台を一体と考(注)て、地震時に作用する引抜力が許容引抜力を上回らないようにすることとされている。そして、設備機器と鉄骨架台を緊結する取付ボルトについても、アンカーボルトに準じて設計することとされている。

同町は、受水槽の設計に当たり、鉄筋コンクリートの床の上に径8mmのアンカーボルト4本で緊結されている既設の鉄骨架台(以下「既設架台」という。)を利用して新しい受水槽を設置することとしたが、既設架台と受水槽本体との取付ボルトの位置が合わないことから、既設架台の上に新設の鉄骨架台(以下「新設架台」という。)を設置して、既設架台と新設架台及び新設架台と受水槽本体をそれぞれ8本の取付ボルトで緊結することとした(参考図参照)。そして、当該取付ボルトについては、耐震設計指針に基づく耐震設計計算を行って、径16mmとすれば安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、耐震基準や設備機器の状況が既設の給水設備の設置当時と異なっているにもかかわらず、同町は、鉄筋コンクリートの床と既設架台とを緊結する既設のアンカーボルトについて、本件工事に際して耐震設計計算を行っていなかった。

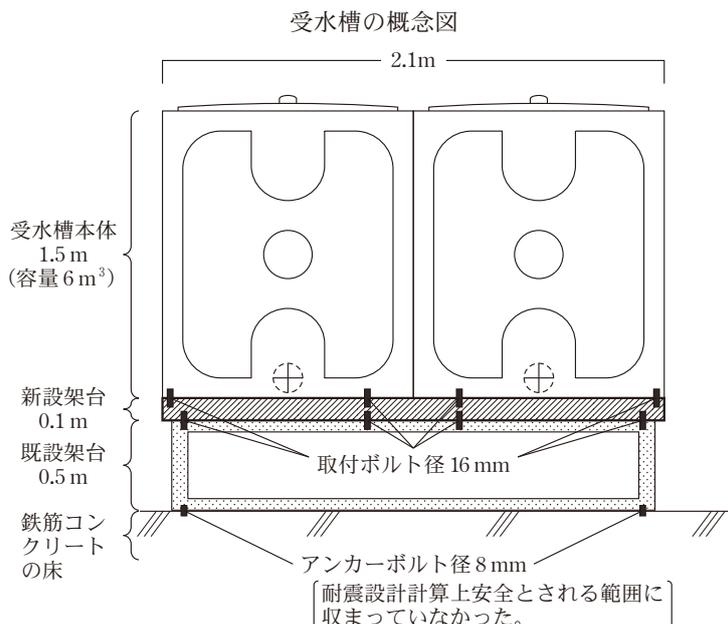
そこで、当該アンカーボルトについて耐震設計指針に基づき耐震設計計算を行ったところ、地震時に当該アンカーボルトに作用する引抜力24.92kN/本は、許容引抜力3.00kN/本を大幅に上回っていて、耐震設計計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

したがって、本件工事により整備した受水槽は、アンカーボルトの設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されておらず、地震時に転倒するなどして破損するおそれがあり、受水槽及び受水槽に接続している配水管等の給水設備(工事費相当額20,507,541円)は、地震時における機能の維持が確保されていない状態となっていて、これに係る交付金相当額19,668,048円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、設備の更新に当たり既設の支持構造部材を利用する場合であっても、既設の設備の設置当時と状況が異なっているときは、耐震設計指針に基づき改めて耐震設計計算を行うことが必要であることの認識が欠けていたこと、北海道において同町に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引抜力・許容引抜力 「引抜力」とは、機器等に地震力が作用する場合に、ボルトを引き抜こうとする力が作用するが、このときのボルト1本当たり作用する力をいう。また、当該ボルトに作用することが許容される引抜力の上限を「許容引抜力」という。

(参 考 図)



街路灯の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 5,852,825 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円 (17,705)	左に対する国庫補助金等交付額 千円 17,705	不当と認める補助対象事業費等 千円 5,852	不当と認める国庫補助金等相当額 千円 5,852
(178) 東北経済産業局	福島県 (事業主体)	—	福島特定原子力施設地域振興交付金	29	17,705 (17,705)	17,705	5,852	5,852

この交付金事業は、福島県が、あづま総合運動公園において、夜間にも利用される体育館及び野球場周辺に、太陽光発電及び風力発電を併用して給電を行う LED 街路灯(以下「街路灯」という。)2基を新設するなどしたものである。

本件工事に係る請負契約書等によれば、本件工事は、同県の指示に基づき請負人が詳細な設計を行うなどした上で施工することとされている。また、街路灯については、「照明用ポール強度計算基準 JIL1003」(社団法人日本照明器具工業会編。以下「強度計算基準」という。)^(注1)による速度圧を用いて設計することとなっている。

強度計算基準において街路灯等の基礎の安定計算に用いられている「ポール基礎の安定計算法」(昭和50年建設省土木研究所)によれば、街路灯等の基礎は、速度圧に基づいて算定する風荷重等から求められる基礎の前面地盤における水平地盤反力度が地盤の受働土圧強度を上回らないよう基礎の前面幅、側面幅及び根入れ長を設計することにより、安定するとされている。

本件工事の請負人は、街路灯の設計について、速度圧を 1,341.6N/m²と算定した上で、これに基づいて算定した風荷重等を強度計算基準における換算表^(注3)に当てはめて、基礎コンクリートの前面幅及び側面幅をいずれも 1.0m、高さを 1.3mとし、この 1.3mを根入れ長とすれば安定するとした強度計算書と、当該強度計算書を踏まえて作成したとする設計図面とを同県に提出して承認を受け、これにより施工することとしていた。

(注1) 速度圧 流体の密度と流速により生じた圧力の単位面積当たりの大きさをいう。

(注2) 水平地盤反力度 構造物を介して地盤に水平方向の力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。

(注3) 強度計算基準における換算表 基礎幅の寸法、風荷重等を設定することにより、必要となる根入れ長を算出する表

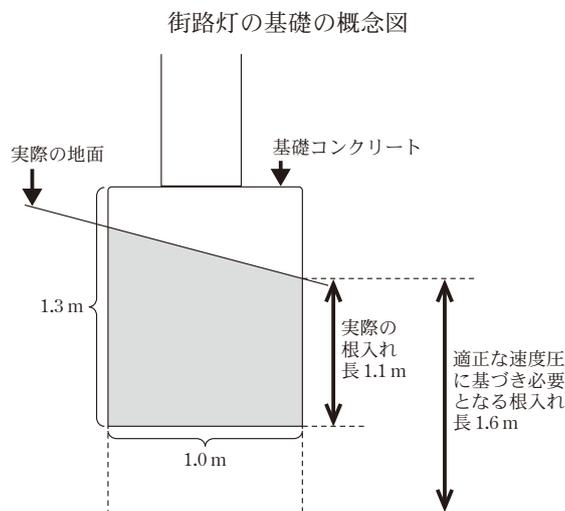
しかし、上記の速度圧は、強度計算基準によるものではなく、本件街路灯が適用対象とならない建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の規定に基づいて算定されたものであり、強度計算基準による速度圧 2,210.0N/m²に基づき算定される風荷重等を上記の換算表に当てはめると、基礎コンクリートの前面幅及び側面側がいずれも 1.0mである場合の必要となる根入れ長は 1.6mとなっていた。また、請負人が設計図面の記載を誤っていたり、設置場所が斜面であったりしていたため、実際に施工された街路灯2基は、斜面下部の基礎の前面における根入れ長が 1.1mしか確保されていなかった(参考図参照)。

そこで、街路灯2基の基礎について、実際の施工状況に基づき改めて安定計算を行ったところ、いずれについても、斜面下部の基礎の前面地盤における水平地盤反力度 51.9kN/m²は、受働土圧強度 22.8kN/m²を大幅に上回っていた。

したがって、街路灯2基(工事費相当額 5,852,825 円)は、基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全性が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額 5,852,825 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、工事の請負人が提出した強度計算書及び設計図面の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



照明設備工の設計が適切でなかったもの（1件 不当と認める国庫補助金 4,800,000 円）

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業者等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円	
(179)	近畿経済産業局	京都府	舞鶴市 (事業主体)	電源立地地域対策交付金	25	5,469 (5,469)	4,800	5,469	4,800

この交付金事業は、舞鶴市が、前島みなと公園において、同公園内の緑地護岸の通路における夜間の歩行者の安全確保や防犯等のために、LED 照明灯 7 基及び当該 LED 照明灯に配電線を通じて電気を供給するための引込柱（ポール）の全長 6.3m）1 基を設置するなどの照明設備工を実施したものである。

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号。以下「省令」という。）等によれば、引込柱等の架空電線路の支持物の構造は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速 40 m/s の風圧荷重等を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものとならなければならないとされ、支持物の基礎に作用する風圧荷重等により算出される安全率が 2 以上であることとされている。そして、人家が多く連なっている場所に設置する架空電線路の支持物にあっては、人家等により風の遮へい効果を期待できるようその設置場所を考慮して設置する場合、風速 40m/s の風圧荷重の 1 / 2 の風圧荷重を考慮して設置することができることとなっている。

同市は、本件照明設備工の設計に当たり、上記の人家が多く連なっている場所に設置する場合に適用できる風圧荷重に基づいて引込柱の基礎の設計を行い、これに基づき施工していた（参考図参照）。

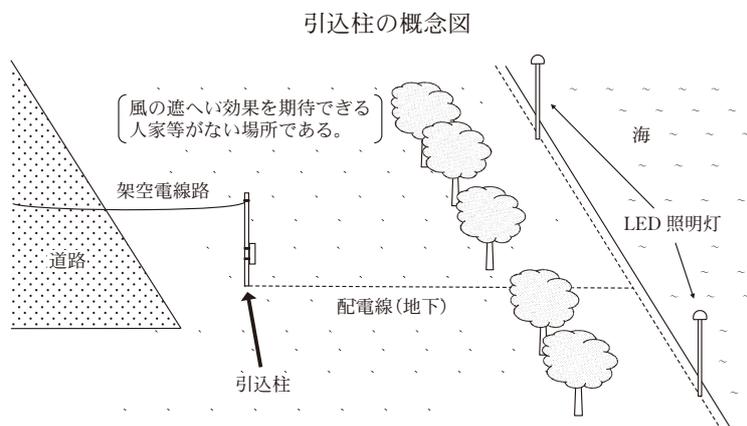
しかし、本件引込柱の設置場所は入り江に面した公園内であり、人家等により風の遮へい効果を期待できる場所ではないことから、風速 40m/s の風圧荷重の 1 / 2 の風圧荷重に基づいて引込柱の基礎の設計を行っていたことは適切ではなく、風速 40m/s の風圧荷重に基づいて行う必要があったと認められる。

そこで、風速 40m/s の風圧荷重に基づいて改めて安全率を算出したところ、本件引込柱の基礎の安全率は 1 となり、必要とされる安全率 2 を大幅に下回っていた。

したがって、本件照明設備(工事費 5,469,450 円)は、引込柱の基礎の設計が適切でなかったため、強風時における機能の維持が確保されていない状態となっており、これに係る交付金 4,800,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において省令等に対する理解が十分でなかったこと、京都府において同市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



農道横断工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,052,855 円)

部局等	補助事業者等 (所在地)	間接補助事業者等 (所在地)	補助事業等	年度	事業費 (補助対象事業費等) 千円 (13,677)	左に対する国庫補助金等交付額 千円 10,000	不当と認める補助対象事業費等 千円 1,440	不当と認める国庫補助金等相当額 千円 1,052
(180) 東北経済産業局	新潟県刈羽郡刈羽村 (事業主体)	—	電源立地地域対策交付金	28	13,677 (13,677)	10,000	1,440	1,052

この交付金事業は、刈羽村が、昭和 61 年度から 63 年度にかけて整備した滝谷地区の農業用排水路を更新するために、既設の排水路を撤去して、開渠工、農道横断工等を実施したものである。このうち農道横断工は、農業用排水路が農道の下部を横断する箇所^{きよ}にプレキャスト製ボックスカルバート(以下「カルバート」という。)を 3 基(内空幅 1.8m、内空高 1.5m、延長計 4.5m)設置するものである(参考図参照)。

同村は、本件カルバートを設置するに当たり、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」(農林水産省農村振興局整備部設計課監修。以下「設計基準」という。)等に基づき、カルバートの基礎を直接基礎によることとし、既設のカルバートを撤去した地盤の上に均しコンクリートを打設して本件カルバートを設置することとして設計していた。

設計基準等によれば、水路の基礎の設計に当たっては、計画路線について資料収集を行い、踏査、試験等の地盤調査により現地の地質構造、土質等を把握して、地盤反力度^(注)が基礎地盤の許容支持力度を上回っていないかを確認することとされ、上回っている場合には、地盤改良や杭基礎等の対策を行うこととされている。

しかし、同村は、本件カルバートの設計に当たり、上記の確認を行っていなかった。

そこで、本院の検査を踏まえて、同村が地盤調査を行って基礎の安定計算を行ったところ、本件カルバートの重量や自動車荷重等に基づき算定した地盤反力度 59.86kN/m²は、当該地盤の許容支持力度 23.80kN/m²を大幅に上回っていて、安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

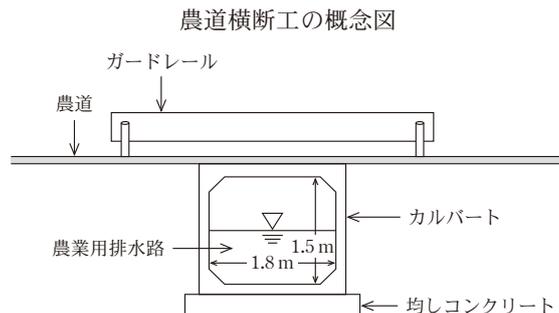
したがって、本件農道横断工等(工事費相当額 1,440,003 円)は、カルバート 3 基の基礎の設計が適切

でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態になっており、これに係る交付金相当額1,052,855円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、設計基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 地盤反力度 構造物を介して地盤に力を加えたとき、地盤に発生する単位面積当たりの抵抗力をいう。この地盤反力度がその地盤の許容支持力度を上回っていなければ、構造物は基礎地盤の支持力に対して安定した状態にあるとされる。

(参 考 図)



(2) 補助の対象とならないもの 4件 不当と認める国庫補助金 22,164,423円
 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めるなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,447,333円)

部 局 等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年 度	事 業 費 (補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(181) 東北経済産業局	福 島 県	INTELLIGENT 株式会社 (福島県いわき市) (事業主体)	中小企業組合等共同施設等災害復旧	25～27	73,086 (73,086)	36,542	18,894	9,447

この補助事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた福島県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。また、復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の水準等のものに修繕等をした場合の費用を補助の対象とすることとされており、施設の面積の増加は、復旧の範囲を超えることになり、当該増加分については補助の対象とはならないこととされている。そして、同県は、修繕により面積が増加した場合、補助対象事業費の算定に当たっては、施設の修繕に係る経費に、修繕後の延床面積に対する修繕前の延床面積の割合を乗じて面積案分を行うことにしている。

中小企業等グループの構成員である事業主体は、東日本大震災で損壊した工場等の施設の修繕及び設備の取替えによる復旧に要したとする事業費73,086,150円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金36,542,666円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、同県に実績報告書を提出する際に、支払っていない経費を含めた領収書の写しを添付して、施設の修繕に係る経費を実際に支払った額より過大に補助対象事業費に計上していた。

また、修繕前の施設の延床面積は263.16㎡であり、修繕後の施設の延床面積は347.20㎡と84.04㎡増加していて復旧の範囲を超えていたことから、事業主体は面積の増加を考慮した面積案分により補助対象事業費の算定を行うなどすべきであった。

したがって、支払っていない経費を除外した適正な施設の修繕に係る経費59,890,391円に、修繕後の延床面積に対する修繕前の延床面積の割合75.7%を乗じて面積案分を行うなどして適正な補助対象事業費を算定すると54,191,381円となり、前記の補助対象事業費73,086,150円との差額18,894,769円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額9,447,333円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、同県において本件補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

地域再生可能エネルギー熱導入促進対策事業の実施に当たり、事業主体に該当しない者が実施していて補助の対象とならないもの（1件 不当と認める国庫補助金 9,331,500円）

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(182) 資源エネルギー庁	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(東京都豊島区)	医療法人社団相木整形外科医院(北海道旭川市)	地域再生可能エネルギー熱導入促進対策	24	22,543(18,663)	9,331	18,663	9,331

この補助事業は、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)が、再生可能エネルギーの熱利用の加速的な導入促進を図ることを目的として、再生可能エネルギー熱利用設備を導入する非営利民間団体等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

協議会が作成した本件補助事業に係る交付規程等によれば、補助金の交付対象となるのは、医療法人等の非営利民間団体等が事業主体となって実施する事業とされている。そして、事業主体は、事業の実施場所が自己所有の施設等でない場合、当該施設等に係る利用許可書等を交付申請書に添付して協議会に提出することとされており、また、事業の実施により取得した財産等については、取得財産等明細表を作成し、これを実績報告書に添付して協議会に提出しなければならないこととされている。

医療法人社団相木整形外科医院(以下「医院」という。)は、医院が事業主体となって医院の当時の理事長から賃借している建物等において本件事業を実施するとして、当該建物等に係る利用許可書等を交付申請書に添付して協議会に提出していた。そして、医院は、平成24年度に、再生可能エネルギー熱利用設備である地中熱を利用した暖房設備及び融雪設備(以下「地中熱設備」という。)の導入に要した経費22,543,920円(事業費同額、補助対象事業費18,663,000円)を支払い、地中熱設備を取得したとして、取得財産等明細表を実績報告書に添付して協議会に提出し、これにより国庫補助金9,331,500円の交付を受けていた。

しかし、関係書類等により確認したところ、実際には、医院の当時の理事長個人が地中熱設備の導入に要した経費の全額を負担するなどして、理事長個人が地中熱設備を資産として取得していたことから、本件事業は、医院が実施したものではなく、交付規程において定められている事業主体には該当しない理事長個人が実施したものであった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金 9,331,500 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、協議会において事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

地熱開発理解促進関連事業支援補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,985,590 円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(183) 九州経済産業局	有限会社田建機(大分県宇佐市) (事業主体)	—	地熱開発理解促進関連	26	194,492 (180,086)	180,000	1,985	1,985

この補助事業は、地熱発電所の建設等の地熱資源開発をしている又は今後予定している地域等において、地域住民の地熱資源開発への理解促進等に資するために、地熱開発理解促進関連事業支援補助金交付要綱(20130625 財資第 14 号経済産業大臣制定。以下「交付要綱」という。)等に基づき、地下からの熱水を活用した事業を行う場合に、必要な経費の全部又は一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助金の交付額は、補助対象経費に対して 180,000,000 円を上限とした定額とされている。そして、地熱の利用を目的とした施設等の設計費、設備費等を補助対象経費としており、他の用途が主たる目的であって、地熱を利用する上で必ずしも必要とならない施設等に係る経費は補助の対象としないことになっている。

事業主体は、温泉熱水を利用する農業用ハウス等の整備を事業費計 194,492,994 円(補助対象事業費 180,086,105 円)で実施したとして九州経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 180,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記の補助対象事業費について、農業用ハウス等のほかに、農作物等の加工や販売を行うことを主たる目的とする施設等であって地熱の利用を目的とした施設等に該当しない工房棟等に係る設計費を含めて算定していた。

したがって、前記の補助対象事業費から補助の対象とならない工房棟等に係る設計費 2,071,695 円を除いて適正な補助対象事業費を算定すると 178,014,410 円となり、前記の国庫補助金交付額 180,000,000 円との差額 1,985,590 円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額 1,985,590 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象経費についての理解が十分でなかったこと、九州経済産業局において事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,400,000円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(184) 関東経済産業局	三鷹コラル商店会 三鷹商工会(東京都三鷹市) (事業主体)	—	地域・まちなか商業活性化支援	28	6,264 (5,800)	3,866	2,100	1,400

この補助事業は、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的として、地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)交付要綱(20160323 財中第7号)等に基づき、少子・高齢化、地域交流等の分野に係る公共性の高い取組を行う商店街組織等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

経済産業省が補助事業における経理処理等の基本的事項を定め、補助事業者に対して周知している補助事業事務処理マニュアル等によれば、補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付決定日以降に発生(発注)したものであるとされている。

事業主体のうち、三鷹コラル商店会は、補助事業に係る調査等を実施する役割を担い、三鷹商工会は、補助事業に係る各種申請や報告等を支援する役割を担っている。そして、事業主体は、外国人旅行者招致に関する戦略立案、それに基づく商店街全体の活気向上等を図るために、外国人対応に向けた調査分析を外部のコンサルタント会社に委託して行う事業を事業費6,264,151円(補助対象事業費5,800,140円)で実施したとして関東経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金3,866,000円の交付を受けていた。

しかし、上記のコンサルタント会社は、受託した業務の一部を交付決定日である平成28年10月31日より前の同年10月1日に他の事業者が発注し、2,268,000円をその経費として計上していた。そして、事業主体は、このうち2,100,000円を委託費として補助対象事業費に計上していた。

したがって、交付決定日より前に発生した経費である上記の2,100,000円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額1,400,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象事業費についての理解が十分でなかったこと、関東経済産業局において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助対象事業費を過大に精算していたもの

2件 不当と認める国庫補助金 12,412,753円

地域未来投資促進事業費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 10,828,667円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(185) 北海道経済産業局	ふらのまちづくり株式会社 (北海道富良野市) (事業主体)	—	地域未来投資促進	28, 29	648,000 (428,757)	250,000	70,000	10,828

この補助事業は、中心市街地等の商業等の活性化に寄与することを目的として、地域未来投資促進事業費補助金(まちなか集客力向上支援事業)交付要綱(20161018 財地第4号)等に基づき、民間事業者等が行う施設等の整備事業であって、外国人観光客の消費を取り込むための事業に要する経費の一部を補助するものである。

事業主体は、近年増加している外国人観光客等の集客を図り、中心市街地の更なる活性化を図るために、富良野駅前に位置し、駅周辺の集客施設として位置付けられていた空き店舗ビルを買い取り、このビルをレストラン、簡易宿泊施設等に改装するなどの事業を事業費 648,000,000 円(補助対象事業費 428,757,000 円)で実施したとして北海道経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金 250,000,000 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記の改装に係る内装工事費 75,600,000 円について、別の事業者負担させていて、実際には負担していなかったのに、当該内装工事費から消費税(地方消費税を含む。)相当額を除いた 70,000,000 円を補助対象事業費に含めていた。

したがって、事業主体が実際には負担していない額を除いて適正な補助対象事業費を算定すると 358,757,000 円となり、前記の補助対象事業費 428,757,000 円との差額 70,000,000 円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額 10,828,667 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、北海道経済産業局において実績報告書等の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業の実施に当たり、実績報告書の事業費よりも低額で実施して補助対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,584,086 円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(186) 資源エネルギー庁	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(東京都豊島区)	株式会社ドリームホテル(長野県松本市)	再生可能エネルギー熱事業者支援対策	26	39,313 (36,401)	12,133	4,752	1,584

この補助事業は、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)が、再生可能エネルギーの熱利用の加速的な導入促進を図ることを目的として、再生可能エネルギー熱利用設備を導入する民間事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

事業主体は、平成 26 年度に、長野県大町市に所在する宿泊施設において、再生可能エネルギー熱利用設備であるバイオマスボイラー等の導入を事業費 39,313,685 円(補助対象事業費 36,401,560 円)で実施したとして、27 年 3 月に協議会から国庫補助金 12,133,852 円の交付を受けていた。

(注) バイオマスボイラー バイオマス(未利用間伐材等の再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの)を燃料とするボイラー

事業主体は、バイオマスボイラー等の導入を請け負った業者(以下「請負業者」という。)に対して、導入に係る経費の全額を支払ったとする実績報告書を協議会に提出しており、協議会はこれに基づき補助金の額の確定を行っていた。

しかし、請負業者は、事業主体との間で工事請負契約とは異なる内容の取決めを行い、これに基づき、工事請負契約において実施することになっている工事のうち配管工事等を実施せずに、その代金相当額等として14,074,840円を事業主体に返金しており、事業主体は、当該配管工事等について、請負業者とは別の業者に請負業者からの返金額よりも低額な9,612,000円で実施させるなどしていた。

したがって、実際に本件事業の実施に要した経費に基づいて適正な補助対象事業費を算定すると31,649,300円となり、前記の補助対象事業費36,401,560円との差額4,752,260円が過大に精算されている、これに係る国庫補助金相当額1,584,086円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたこと、協議会において事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(4) 補助事業により取得した財産を無断で処分していたもの

1件 不当と認める国庫補助金 7,633,851円

地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の交付を受けて実施した事業により整備した施設を無断で取り壊すなどしていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 7,633,851円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(187) 中国経済産業局	星プラザテナント会 下松商業開発株式会社 (山口県下松市) (事業主体)	—	地域・まちなか商業活性化支援	28	32,292 (28,267)	18,844	11,450	7,633

この補助事業は、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的として、地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)交付要綱(20160323財中第7号)等に基づき、少子・高齢化、地域交流等の分野に係る公共性の高い取組を行う商店街組織等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

上記の交付要綱等によれば、不動産、取得価格が50万円以上の機械、器具、備品等は処分を制限する財産(以下「処分制限財産」という。)とされており、補助事業者は、処分制限財産を、経済産業大臣が定めた処分制限期間内に処分しようとするときは、あらかじめ所轄の経済産業局長の承認を受けなければならないこととされている。また、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年会課第5号経済産業省大臣官房会計課)によれば、経済産業局長は、補助事業者等からの財産処分の申請を承認する場合には、所定の金額を国庫に納付する旨の条件を付さなければならないこととされており、転用、取壊し又は廃棄等の財産処分を行う場合の金額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とされている。

事業主体のうち、星プラザテナント会は、テナント間の連絡調整や補助事業の企画補助を行う役割を担い、下松商業開発株式会社は、補助事業の企画や実施状況の管理・監督等を行う役割を担っている。そして、事業主体は、子育て・コミュニティ機能を強化し、地域に必要とされるショッピングモールの実現を図るため、平成28年11月にショッピングモールにキッズスペース、カルチャーセンター等を整備する事業を実施し、これに要した事業費を32,292,000円(補助対象事業費28,267,141円)とする実績報告書を中国経済産業局に提出して、国庫補助金18,844,760円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、カルチャーセンターとして整備した建物の一区画、建物附属設備並びに器具及び備品(以下、これらの整備した財産を「施設」という。)について、新たなテナントを誘致するため、処分制限期間(建物は令和37年10月までの39年、建物附属設備は13年10月までの15年、器具及び備品は3年10月までの5年)内であったにもかかわらず、事業実施から約2年後の平成30年10月に、中国経済産業局長の承認を受けずに無断で取り壊し、廃棄するなどしていた。

したがって、中国経済産業局長の承認を受けずに無断で取り壊すなどした施設の残存簿価相当額計11,450,777円に係る国庫補助金相当額計7,633,851円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助事業により取得した財産の適正な処分についての認識が欠けていたこと、中国経済産業局において事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(5) 補助の目的外に使用していたもの 1件 不当と認める国庫補助金 4,551,362円
 資金供給円滑化信用保証協会等補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの (1件 不当と認める国庫補助金 4,551,362円)

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年 度	基金使用額	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る基金使用 額	不当と認め る国庫補助 金相当額
				千円	千円	千円	千円
(188) 東北経済産業局	福島県信用保証協会	制度改革促進基金造成	29	162,265	162,265	4,551	4,551

この補助事業は、中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするために信用保証協会(以下「協会」という。)の経営基盤を強化することなどを目的として、協会が、国から資金供給円滑化信用保証協会等補助金(平成17年度は資金供給円滑化信用保証協会基金補助金)等の交付を受けて、金融機関が融資額の一定のリスクを負担する責任共有制度による保証を行ったことにより生じた協会の損失等を優先的に処理するための制度改革促進基金(以下「促進基金」という。)を造成したものである。

協会は、中小企業者が金融機関から受ける融資について、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づきその債務を保証する信用保証を行っており、信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、協会は当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済(以下「代位弁済」という。)することにより中小企業者に対して求償権を取得することとなる。そして、協会は、代位弁済により取得した求償権の回収を行うが、求償権のうち回収不能と認められるものなどについては、各協会の求償権の償却基準に基づき償却している。

前記の責任共有制度は、信用保証付融資において、従来、金融機関の行う融資の全額を保証することで協会が原則100%負担していた信用^(注1)リスクについて、金融機関が一定のリスクを負担することとした制度であり、金融機関が部分保証方式と負担金方式のいずれかを選択することになっている。このうち負担金方式が選択された場合、協会は金融機関の行う融資の全額を保証するが、金融機関が過去の代位弁済率等に基づき協会に一定の負担金を支払うことにより、金融機関が信用リスクの一部を負担することになっている。

中小企業庁が定めた制度改革促進基金事務取扱要領(平成23・02・22財中第1号)によれば、協会は、19年10月1日以降に行った負担金方式による責任共有制度による保証から生じた求償権(求償権補^(注2)てん金の額等を控除したもの。以下「負担金方式の求償権」という。)の償却を行った総額の2分の1の額を限度として、協会の損失を補填するために、促進基金を取り崩すことなどとされている。

また、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月閣議決定)によれば、補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人が当該基金等により実施している事業に関し、補助

金等を交付した府省は、必要がある場合には、当該事業に対し指導監督を行うこととされている。そして、中小企業庁は、信用保証協会法に基づき協会から各事業年度の事業報告書の提出を受け、必要に応じて促進基金に関する事業に対し指導監督を行っている。

事業主体は、17年度から27年度までの間に、東北経済産業局から資金供給円滑化信用保証協会等補助金等計1,004,026,000円の交付を受けて促進基金を造成し、19年度以降毎年度、負担金方式の求償権の償却に伴う損失を補填するなどのために促進基金を取り崩していた。

事業主体は、29年度に162,265,056円を促進基金から取り崩しており、このうち158,543,865円は、負担金方式の求償権の償却202件(償却額計317,087,730円)に係る取崩しであるとしていた。

しかし、事業主体は、負担金方式の求償権の償却額を集計する際に、事業主体の信用リスクの負担割合が100%であって負担金方式による責任共有制度による保証に該当せず、取崩しの対象とならない保証から生じた求償権の償却5件(償却額計9,102,723円)を誤って含めていた。

したがって、前記の償却202件から促進基金の取崩しの対象とはならない5件を除いた197件(償却額計307,985,007円)に係る適正な促進基金の取崩額を算定すると153,992,503円となり、前記促進基金の取崩額158,543,865円との差額4,551,362円が、促進基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において促進基金の取崩しに当たっての調査確認が十分でなかったこと、中小企業庁において事業主体に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 信用リスク 融資先の信用力の悪化等に伴い、資産の価値が減少し又は消滅することにより損失を被るリスク

(注2) 求償権補てん金 協会と株式会社日本政策金融公庫との間で締結された保険契約に基づき、代位弁済が発生した場合に協会が同公庫から受領した保険金等

(6) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 4,400,000円

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 4,400,000円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象事業費等	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(189) 中小企業庁	全国中小企業団体中央会(東京都中央区)	株式会社ひよこ会(宮城県岩沼市)	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援	27, 28	15,468 (14,372)	8,848	7,699	4,400

この補助事業は、我が国製造業等を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図ることなどを目的として、平成24年度から26年度までの各年度に、全国中小企業団体中央会(以下「基金設置法人」という。)が、中小企業庁からものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の交付を受けて、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金を造成したものである。基金設置法人は、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱(20130227財中第8号)等に基づき、試作品の開発や設備投資等を行う中小企業者等に対して、機械装置費等を対象として、基金を取り崩して補助金(以下「基金補助金」という。)を交付している。また、基金設置法人は、基金補助金の交付を受けて宮城県内において実施する事業(以下「基金補助事業」という。)に係る公募、交付決定、基金補助事

業の実施者に対する確定検査等の事務を、中小企業庁が公募により選定した事業者(宮城県中小企業団体中央会。以下「受託事業者」という。)に委託している(図参照)。

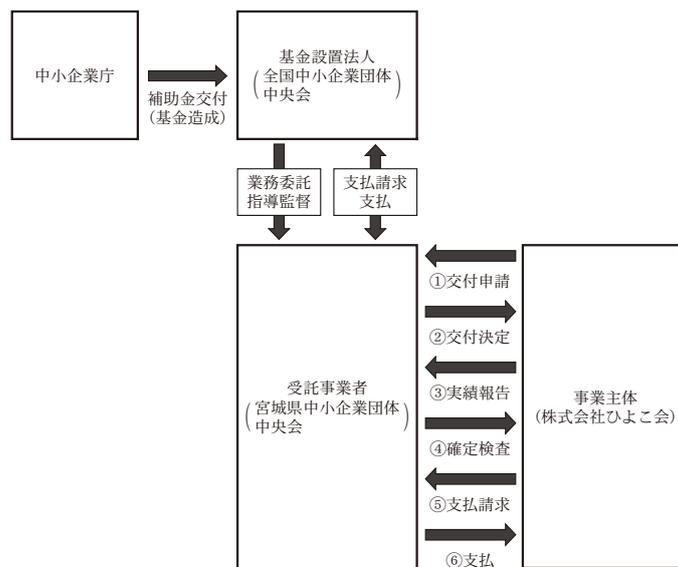
事業主体は、障害者の就労支援を兼ねた小豆等の栽培及びそれらを使用した菓子の試作・開発を行うために、27、28両年度に、冷蔵庫、オープン等の機械装置を購入するなどの基金補助事業を、事業費15,468,690円(基金補助対象事業費14,372,730円)で実施したとする実績報告書を受託事業者に提出し、受託事業者による確定検査を受けた上で、基金補助金8,848,820円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、上記機械装置の購入費等について、虚偽の請求書等を取引業者に作成させるなどして基金補助対象事業費を水増ししていた。

したがって、真正な請求書等に基づいて適正な基金補助対象事業費を算定すると6,673,230円となり、前記の基金補助対象事業費14,372,730円との差額7,699,500円が過大に精算されていて、これに係る取り崩された基金4,400,000円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において基金補助事業の適正な執行に対する認識が著しく欠けていたこと、受託事業者における事業主体に対する指導並びに実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったのに基金設置法人において受託事業者に対する指導及び監督が十分でなかったことなどによると認められる。

図 事業執行の主な枠組み



(7) 補助金の交付の必要がなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 3,385,709円

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付の必要がなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,385,709円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める補助対象事業費等	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(190) 東北経済産業局	宮城県	A (宮城県石巻市)	中小企業組合等共同施設等災害復旧	25~27	31,960 (30,788)	3,385	5,078	3,385

(注) 事業主体名のアルファベットは、個人事業者を示している。

この補助事業は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の交付を受けた宮城県が、施設及び設備の復旧・整備を行う中小企業等グループ又はその構成員に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

本件補助事業に係る交付要綱等によれば、補助の対象となるのは、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊等したもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備の復旧・整備に要する経費とされている。そして、同県は、施設及び設備に対して、保険金が支払われた部分について重ねて補助金を交付することはできないこととしている。

中小企業等グループの構成員である事業主体は、東日本大震災で損壊した語学教室施設兼住宅（語学教室施設の床面積割合 54.71%）のうち語学教室施設の建替えによる復旧に要した事業費 31,960,000 円（補助対象事業費 30,788,387 円）について、補助対象事業費 30,788,387 円から公共事業による用地の取得に伴い支障となる建物の移転に係る損失補償金 25,709,823 円を控除した 5,078,564 円に対して国庫補助金 3,385,709 円の交付を受けていた。

しかし、事業主体は、語学教室施設兼住宅が被災したことにより損害保険金 10,000,000 円を受け取っていたことから、語学教室施設に対する同保険金を補助対象事業費から控除すべきであった。

したがって、同保険金 10,000,000 円に語学教室施設の床面積の割合 54.71% を乗じた 5,471,000 円と前記の損失補償金 25,709,823 円とを合計すると 31,180,823 円となり、補助対象事業費 30,788,387 円を超過することから、国庫補助金 3,385,709 円は交付の必要がなかったものであり、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において施設及び設備に対して保険金が支払われた部分について重ねて補助金を受給することはできないことに対する理解が十分でなかったこと、同県において本件補助事業の審査及び確認並びに事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(8) 工事の施工が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,018,770 円
付帯道路工等の施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,018,770 円)

部局等	補助事業者等(所在地)	間接補助事業者等(所在地)	補助事業等	年度	事業費(補助対象事業費等) 千円	左に対する国庫補助金等交付額 千円	不当と認める補助対象事業費等 千円	不当と認める国庫補助金等相当額 千円
(191) 東北経済産業局	福島県双葉郡広野町(事業主体)	—	電源立地地域対策交付金	28, 29	137,489 (137,489)	137,000	1,022	1,018

この交付金事業は、広野町が、広野町大字上浅見川地内において、浅見川に架かる既設の橋りょうを幅員の広い橋りょうに架け替えるために、橋台工、河川土工、法覆護岸工、付帯道路工等を実施したものである。

同町は、設計図書等に基づき、河川土工において管理用通路を護岸の背後に設けることとしており、管理用通路から車両が転落するのを防止するために、付帯道路工として、護岸の天端に鉄筋コンクリート造の基礎ブロック(高さ 0.48m、底版幅 0.8m、長さ 2.0m。以下「基礎ブロック」という。)を相互にボルトで連結する形で延長 23mにわたって設置して、これに支柱を埋め込んでガードレールを設置することとしていた。そして、管理用通路を利用する自動車の荷重等の影響により基礎ブロックが滑動することがないように、護岸の天端に敷モルタルを厚さ 30mmで施工し、その上に基礎ブロックを設置することとし、また、管理用通路の路面を基礎ブロックの天端と同じ高さにするとしていた。

しかし、施工写真を確認したところ、基礎ブロックを設置した延長 23mの全区間にわたって、護岸の天端と基礎ブロックの底版との間の敷モルタルの施工が粗雑であったため、空隙が生じていたり、

厚さが十分でなかったりして、摩擦抵抗が十分に確保されていない状態となっていた。また、現地の状況を確認したところ、設計と異なり、基礎ブロックの天端を越える高さ(基礎ブロックの天端からの高さが0.1m~0.7m)の盛土が護岸の背後に行われ、その上に管理用通路が設けられていて、設計では想定していなかった盛土による土圧等が、基礎ブロックに作用する状況となっていた。

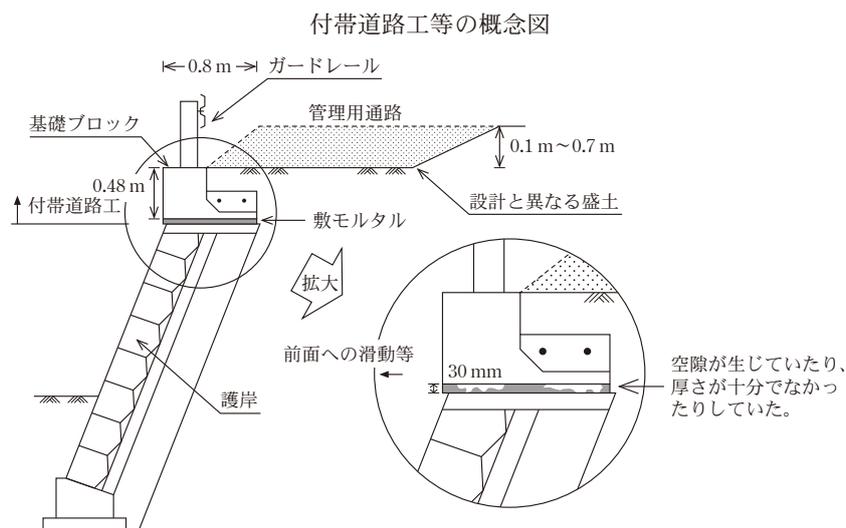
これらのため、基礎ブロックが管理用道路を利用する自動車の荷重や護岸の背後に施工された盛土による土圧等に対して十分に抵抗できず滑動しやすい状態となっていた。

現に、延長23mのうち17mの区間において、基礎ブロックが同町による完成検査時と比べて最小で0.8cm、最大で7.5cm(平均3.2cm)前面に滑動するなどしていた(参考図参照)。

したがって、本件付帯道路工等(工事費相当額1,022,410円)は、施工が粗雑であったり、施工が設計と相違していたりしたため、ガードレールを設置した基礎ブロックが滑動しやすい状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額1,018,770円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、請負人の施工が粗雑であったり、施工が設計と相違したりしていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの

部局等	経済産業本省、独立行政法人中小企業基盤整備機構
検査の対象	経済産業本省、独立行政法人中小企業基盤整備機構

債務保証の根拠	産業競争力強化法(平成25年法律第98号)、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)等
債務保証業務の概要	経済産業大臣等から事業計画の認定を受けた事業者等の事業資金の調達を円滑にするために、民間金融機関からの借入等に係る事業者等の債務を保証するもの
独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金の額	375億4874万余円(平成29年度末)
上記のうち将来も債務保証の原資に使用されることが見込まれない政府出資金の額(試算額)	202億6103万円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人中小企業基盤整備機構が保有している第2種信用基金における政府出資金の規模等について

(令和元年10月17日付け 経済産業大臣宛て) 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長
 標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

1 第2種信用基金の概要等

(1) 第2種信用基金に対する政府出資の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、平成16年7月に設立された際に、産業基盤整備基金(以下「整備基金」という。)の解散に伴って債務保証業務、出資業務等を承継している。

承継した業務のうち債務保証業務は、経済産業大臣等から事業計画の認定を受けた事業者又は法律に基づく事業のうち信用保証協会等の債務保証を受けることが困難なものに対して、民間金融機関からの借入等による事業資金を円滑に調達するために行われる業務であり、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づき、対象とする事業等の内容により第1種信用基金又は第2種信用基金に区分して実施されることとなっている。そして、機構は、これらの業務に係る経理について、産業基盤整備勘定を設けて整理しなければならないこととなっている。

機構は、このうち第2種信用基金(以下「第2種基金」という。)により実施する債務保証業務のための原資として、政府出資金及び政府以外の者からの拠出である民間出えん金を受けるなどしており、16年7月の機構設立時から29年度末までの第2種基金における基金残高の推移は、表1のとおり、機構設立時は250億5886万余円(うち政府出資金243億4933万余円)であったが、20年9月に発生した世界的な金融危機(リーマン・ショック。以下「世界的な金融危機」という。)後の景気悪化等から21年度の補正予算により政府から250億円の追加出資を受けたことなどにより、29年度末時点では399億7829万余円(うち政府出資金375億4874万余円)となっている。

表1 第2種基金における基金残高等の推移

(単位：百万円)

	平成16年7月	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
政府出資金	24,349	24,349	24,349	24,349	24,080	22,800	47,012	46,971
民間出えん金等	709	1,068	1,329	1,950	2,367	2,588	2,847	3,125
基金残高	25,058	25,417	25,679	26,299	26,448	25,388	49,859	50,096

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
政府出資金	46,814	38,724	38,710	38,670	38,135	37,783	37,548
民間出えん金等	2,890	2,032	3,042	1,973	2,585	2,512	2,429
基金残高	49,705	40,756	41,752	40,643	40,721	40,295	39,978

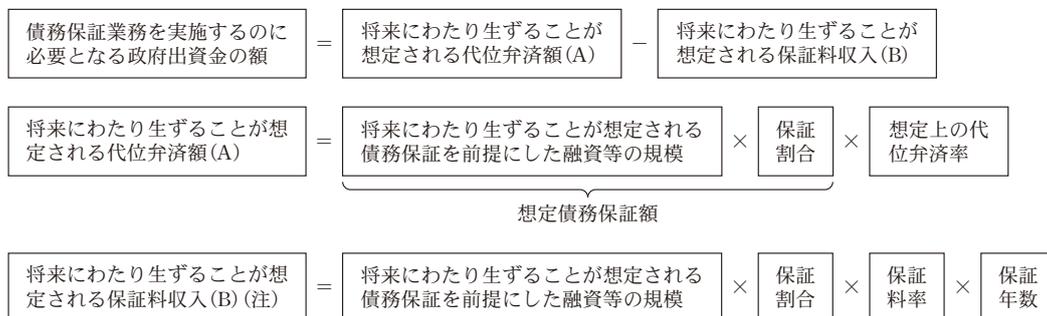
(2) 第2種基金による債務保証業務の概要

債務保証業務は、債務保証を付した融資を受けた事業者等が債務不履行に陥った場合に、当該事業者等に代わって金融機関に債務の弁済(以下「代位弁済」という。また、債務保証額に対する債務保証期間中に代位弁済を行う額の割合を「代位弁済率」という。)を行い、代位弁済により取得した求償権の行使により、事後に事業者等から資金の回収を行うものである。

機構が実施している債務保証業務は、関係法令の改正等に伴い複数回にわたり見直されてきており、29年度末時点においては、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく事業再編円滑化債務保証(以下「事業再編債務保証」という。)、事業再生円滑化債務保証(以下「事業再生債務保証」という。)等の7種類の債務保証業務が実施されている。

(3) 債務保証業務に必要な政府出資金の算定

経済産業省は、機構が実施している債務保証業務のうち、代位弁済の原資となるのは第2種基金のうち政府出資金及び債務保証の利用者から支払われる保証料としている。そして、明文の規定はないものの、法令改正等により新たな債務保証制度が創設される際等に、債務保証業務を実施するのに必要となる政府出資金の額を見直して機構に提示しており、21年度の補正予算による追加出資以降は、債務保証業務ごとに原則として次のとおり算定している。



(注) 保証年数が複数年にわたる場合には、債務の返済等に伴い保証残高も減少することから更に2分の1を乗ずる。

そして、債務保証業務ごとに算定した政府出資金の額を合計したものが第2種基金において必要とされる政府出資金の額となり、経済産業省は、29年度末時点において、30年度以降に必要な政府出資金の額を合計で375億4874万余円と算定している。

(4) 不要財産の国庫納付等

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第8条第3項の規定に基づき、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととなっている。また、通則法第46条の2第1項の規定に基づき、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。さらに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)によれば、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行い、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされており、各独立行政法人及び主務府省においては、基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要であるとされている。

そして、機構は、経済産業大臣から指示された第3期中期目標に基づき策定した第3期中期計画(26年4月から31年3月まで)において、保有資産について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととしている。

(5) 第2種基金に関する過去の検査の状況

本院は、平成13年度決算検査報告において、整備基金の債務保証業務の実績が皆無となっていたり、著しく低調となっていたりしている状況が見受けられたことから、機構が債務保証業務を承継して実施する場合、その業務に要する資金の額については、政策目的のみならず対象となる事業者の意向や経済情勢等も踏まえて的確な額を把握することが望まれるとして、その旨を特定検査対象に関する検査状況として掲記している。

また、本院は、第2種基金による債務保証の利用が極めて低調となっていることから、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)に基づく事業再構築円滑化等債務保証等の利用実態を分析するなどした上で、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討し、今後も債務保証の利用の増大が見込めない場合は、その利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を適切に見直すよう、経済産業大臣に対して、22年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。そして、経済産業省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、金融機関等での勉強会等を開催するなどして引き続き利用の促進を図り、債務保証制度の所期の目的が達成されるための方策を検討するとともに、23年度末までの実績を踏まえて、利用実態に応じた事業規模となるように基金の額を見直して、25年3月に、必要見込額を控除するなどした額に相当する80億6703万余円を不要財産として国庫に納付する処置を講じた。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

経済産業省及び機構は、本院が22年10月に経済産業大臣に対して意見を表示した後、23年度末までの実績を踏まえて基金の額を見直すとともに、25年3月に不要財産を国庫に納付している。その後、法令改正等により新たな債務保証業務の創設や廃止が行われてきてい

る一方で、政府出資金の額は29年度末時点で375億4874万余円と多額に上っている。

このような状況を踏まえて、本院は、有効性等の観点から、上記基金の額の見直し後において、政府出資金の算定は債務保証の実施状況等を踏まえて適切に行われているかなどに着眼して、経済産業本省及び機構本部において、財務書類等の関係書類を精査したり、政府出資金の算定に係る説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、機構が第2種基金により実施している債務保証業務について、次のような事態が見受けられた。

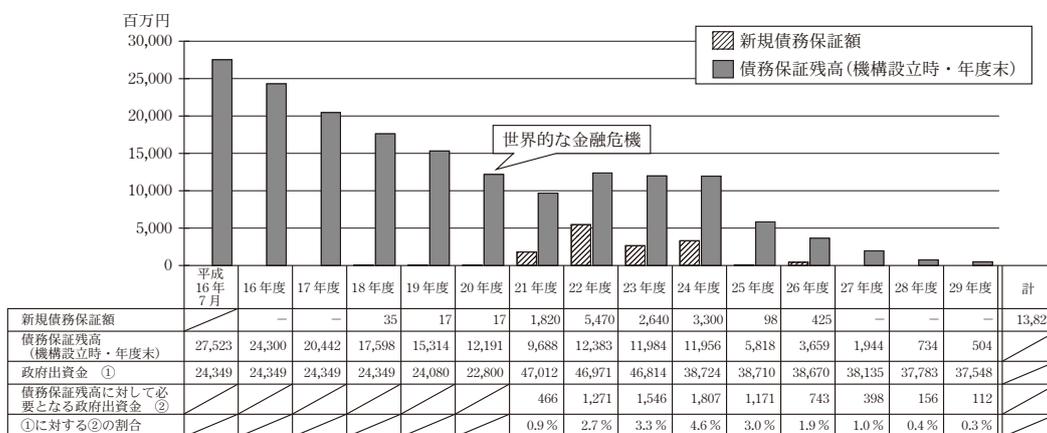
(1) 債務保証の実施状況

機構が16年7月の設立以降に実施した新規の債務保証は、図のとおり、主に世界的な金融危機後に実施したものであり、その実績は債務保証額計138億2399万円となっていた。一方、機構における16年7月の機構設立時点及び16年度から29年度までの各年度末時点の債務保証残高の状況を見ると、16年7月には275億2335万余円あったものが29年度末時点では5億0427万余円まで減少しており、この額に想定上の代位弁済率(以下「想定代位弁済率」という。)を乗ずるなどして実際の債務保証残高に対して必要となる政府出資金の額を試算すると1億1281万余円(29年度末時点の政府出資金375億4874万余円に対する割合0.3%)となる。

経済産業省及び機構は、前記のとおり、25年3月に、政府出資金80億6703万余円に係る資産を不要財産として国庫に納付する処置を講じているものの、近年では債務保証の実施は極めて低調となっていて政府出資金が有効に活用されていない状況となっていた。また、世界的な金融危機後に景気が悪化した場合における債務保証の実施状況をみても、21年度から24年度までは新規の債務保証及び債務保証残高が一時的に増加しているものの、最大でも22年度の新規の債務保証額54億7000万円及び年度末債務保証残高123億8386万余円となっており、債務保証の実施は低調な状況となっていた。

図 平成16年7月の機構設立以降の新規債務保証額、債務保証残高等の状況

(単位：百万円)



(注) 想定代位弁済率を用いて政府出資金の算定を行うようになったのが平成21年度の補正予算による追加出資以降であるため、20年度以前については、債務保証残高に対して必要となる政府出資金等を試算することができない。

(2) 政府出資金の算定状況

債務保証業務に必要な政府出資金の額の算出のための主要な項目である想定債務保証額及び想定代位弁済率について、29年度末時点の想定と実績を比較したところ、次のとおり実績が想定を大幅に下回るなどの状況が見受けられた。

ア 想定債務保証額

経済産業省が算出した想定債務保証額と各債務保証業務の業務開始から29年度末までに実施してきた債務保証の累計額について、業務開始から2年以上経過している新事業活動円滑化債務保証等5業務を比較すると、表2のとおり、想定債務保証額計1350億円に対して実際の債務保証の累計額が事業再編債務保証の4億2500万円(想定債務保証額計に対する割合0.3%)のみとなっており、実際の債務保証額は経済産業省が算出した想定債務保証額を大幅に下回る状況となっていた。

表2 平成29年度末時点における想定債務保証額と債務保証累計額の状況 (単位：億円)

債務保証	事業開始年月		想定債務保証額			債務保証の累計額		類似の業務も含めた債務保証の累計額 注(1)	
		平成29年度末までの経過月数	①=A×B	債務保証を前提にした融資等の規模 A	保証割合 B	②	想定債務保証額に対する割合 ②/①	③	想定債務保証額に対する割合 ③/①
業務開始から2年以上経過している債務保証									
新事業活動円滑化債務保証	H26.1	50月	312.5	625.0	50%	—	—	—	—
特定新事業開拓投資事業円滑化債務保証	H26.1	50月	50.0	100.0	50%	—	—	—	—
事業再編債務保証	H26.1	50月	800.0	1600.0	50%	4.2	0.5%	126.5	15.8%
事業再生債務保証	H26.1	50月	52.5	/	/	—	—	10.0	19.0%
事業再生 ADR 手続による事業再生	/	/	25.0	50.0	50%	/	/	/	/
中小企業再生支援協議会による調整の下での事業再生	/	/	2.5	5.0	50%	/	/	/	/
機構による調整の下での事業再生	/	/	25.0	50.0	50%	/	/	/	/
地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証	H27.8	31月	135.0	450.0	30%	—	—	—	—
小計	/	/	1350.0	/	/	4.2	0.3%	136.5	10.1%
業務開始から2年経過していない債務保証									
経営力向上促進債務保証	H28.7	20月	480.0	960.0	50%	—	—	—	—
事業再編等促進債務保証(農業競争力強化支援法)	H29.8	7月	45.0	90.0	50%	—	—	—	—
小計	/	/	525.0	/	/	—	—	—	—
計	/	/	1875.0	/	/	4.2	0.2%	136.5	7.2%

注(1) 事業再編債務保証及び事業再生債務保証については、平成21年6月から26年1月までの間に実施されていた事業再構築円滑化等債務保証及び事業再生円滑化債務保証の類似の業務であるため、これら過年度の類似の業務の債務保証額をそれぞれ加算している。

注(2) 事業再編債務保証及び事業再生債務保証以外の債務保証については、業務開始以降一度も利用されておらず、また、過去に実施してきた債務保証業務の中に類似の業務が存在しない。

また、経済情勢が悪化した際には債務保証の利用が大幅に増加することも考えられることから、世界的な金融危機後の景気が悪化した局面で実施されていて、かつ、事業再編債務保証及び事業再生債務保証と類似の業務である産活法に基づく事業再構築円滑化等債務保証(以下「旧事業再構築債務保証」という。)及び事業再生円滑化債務保証の債務保証額も事業再編債務保証及び事業再生債務保証の実績額に含めて比較したところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、29年度末時点における類似の業務の実績額を含めた債務保証額の累計額は、事業再編債務保証126億5550万円(想定債務保証額に対する割合15.8%)、事業再生債務保証10億円(同19.0%)、計136億5550万円(同10.1%)となっており、景気が悪

化した局面で実施されていた類似の業務の実績額を含めても、実際の債務保証額は、経済産業省が算出した想定債務保証額を大幅に下回る状況となっていた。

イ 想定代位弁済率

経済産業省は、22年度に政府出資金の額の算定を行った際等に、22年9月末時点の旧事業再構築債務保証に係る保証債務損失引当金^(注)(債務保証先6社)の引当率等を20.5%等と算出し、これらを想定代位弁済率としていた。しかし、この引当率20.5%等は、破綻懸念先1社の影響を大きく受けるなどした値となっていたものであり、その後、想定代位弁済率の算出根拠となっている保証債務損失引当金の実績を蓄積しているものの、経済産業省と機構との間で、これらに係る情報が十分に共有されておらず、経済産業省は、想定代位弁済率20.5%等の見直しを行わないまま引き続き使用するなどしていた。

(注) 保証債務損失引当金 債務保証を付した融資を受けた事業者等が債務不履行に陥った場合に代位弁済を行うことにより生ずる損失に備えるための引当金

そこで、16年度から29年度までの各年度末における保証債務損失引当金の引当率の状況をみると、表3のとおり、16年度から23年度までは0.0%から3.9%までの低水準で推移しており、その後、世界的な金融危機後に景気が悪化した影響等から24年度から26年度までは13.4%から18.5%までと一時的に上昇したものの、27年度には6.5%と再び低水準となっていた。

表3 平成16年度から29年度までの各年度末の保証債務損失引当金の引当率の状況 (単位：百万円)

	平成16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
債務保証先数	39社	24社	12社	11社	8社	8社	15社
債務保証残高 ①	24,300	20,442	17,598	15,314	12,191	9,688	12,383
保証債務損失引当金 ②	667	381	174	162	275	139	6
引当率(②÷①)	2.7%	1.8%	0.9%	1.0%	2.2%	1.4%	0.0%

	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
債務保証先数	20社	23社	19社	16社	11社	4社	3社
債務保証残高 ①	11,984	11,956	5,818	3,659	1,944	734	504
保証債務損失引当金 ②	477	1,607	928	679	127	116	103
引当率(②÷①)	3.9%	13.4%	15.9%	18.5%	6.5%	15.8%	20.6%

そして、経済情勢が悪化した際には債務保証の利用が増加することが考えられることなどを踏まえ、保証債務損失引当金の引当率について複数年度にわたってその状況をみると、世界的な金融危機後の景気が悪化した局面で実施されていて保証債務損失引当金の計上が多かった24年度から26年度までの各年度末における引当率は、24年度13.4%、25年度15.9%、26年度18.5%、3か年の平均値が15.9%となっており、経済情勢が悪化して債務保証の利用が増加した場合においても、想定代位弁済率20.5%等との間には開差が生じている状況となっていた。

なお、保証債務損失引当金の引当率は、28年度が15.8%、29年度が20.6%となっていて、28年度以降においても再び上昇しているが、これは、債務の返済等が進んで債務保証先数及び債務保証残高が減少するとともに、それら債務の返済等が進んだ債務保証先の多くが正常先等の債務者区分であったことなどから、債務保証残高のうち債務者

区分が実質破綻先・破綻先等に分類されるものの割合が一時的に高くなったことによる
と考えられる。

(3) 政府出資金の必要額の試算等

前記のとおり、実際には、債務保証の利用が極めて低調となっていたり、想定代位弁済率と保証債務損失引当金の引当率との間に開差が生じていたりしていることから、29年度末時点における債務保証業務について、過年度の実績等を考慮した上で必要な政府出資金の額を試算すると次のとおりとなる。

すなわち、想定債務保証額については、経済産業省は事業再編債務保証及び事業再生債務保証の想定債務保証額を800億円及び52億5000万円としているが、両債務保証については過年度に類似の業務が行われているため、類似の業務も含めた債務保証額の累計額126億5550万円及び10億円を用いることとする。そして、両債務保証以外の債務保証については過去に類似の業務が行われておらず、今後、経済情勢が悪化した際には経済産業省の想定どおり利用される可能性があることから、経済産業省が算出した想定債務保証額を用いることとする。また、想定代位弁済率については、経済産業省は想定代位弁済率を20.5%等としているが、保証債務損失引当金の計上が多かった24年度から26年度までの3か年における引当率の平均値15.9%を用いることとして算出すると、想定される代位弁済額が計185億9819万余円となる。一方、機構は債務保証に当たり利用者から保証料を受け取っていることから、上記の変更を踏まえた想定債務保証額に債務保証ごとに定められている保証料率、保証年数を乗ずるなどして想定される保証料収入を算出すると13億1048万余円となる。そして、想定上の代位弁済額計185億9819万余円から想定される保証料収入計13億1048万余円を控除して算出すると、必要な政府出資金の額は172億8770万余円と試算される。

したがって、29年度末の政府出資金375億4874万余円のうち、172億8770万余円を上回る202億6103万余円については、将来も債務保証の原資に使用されることが見込まれないと認められる。

(改善を必要とする事態)

機構が実施している債務保証の利用が極めて低調となっていたり、想定代位弁済率と保証債務損失引当金の引当率との間に開差が生じていたりして、第2種基金における政府出資金が有効に活用されていない事態は国の資産の有効活用の面から適切ではなく、改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、経済産業省及び機構において、債務保証の利用が極めて低調な状況となっていたり、想定代位弁済率と保証債務損失引当金の引当率との間に開差が生じていたりしているのに、事業規模の見直しを行うなどの検討が十分でなく、また、適時適切に検討を行う体制を十分に整備していないことなどによると認められる。

3 本院が表示する意見

経済産業省は、機構に係る第3期中期目標(計画期間は26年4月から31年3月まで)において、保有資産は、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととしており、機構が作成した第3期中期計画においても同様に行うこととされている。

については、経済産業省及び機構において、30年度に新たな債務保証業務が追加されていることなどを踏まえつつ、第2種基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするよう、次のとおり意見を表示する。

- ア 経済産業省において、過年度の債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率、業務の安定性等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、機構において、通則法に基づき、不要財産として速やかに国庫に納付すること
- イ 経済産業省及び機構において、今後、同様の事態が生じないように、債務保証の利用実績、保証債務損失引当金の引当率等の情報を十分に共有するなどして、真に必要な政府出資金の額を適時適切に検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産を不要財産として速やかに国庫に納付することができる体制を整備すること

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の実施状況等について

(平成29年度決算検査報告 412 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに要求した改善の処置

資源エネルギー庁は、平成23年度から27年度までの間に、民間事業者等が事業主体となって、太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備等(以下「再エネ熱利用等設備」という。)を導入する再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業に要する経費の一部を補助する事業を実施する一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)に補助金を交付している。そして、28年度以降も、民間事業者が事業主体となって再エネ熱利用等設備を導入する再生可能エネルギー事業者支援事業等(以下「事業者支援事業」という。)に要する経費の一部を補助する事業を実施する補助事業者に補助金を交付している。しかし、バイオマス熱利用設備で使用した燃料が利用状況報告書等に記載された燃料と異なっていて、実際に使用した燃料のバイオマス依存率が補助の要件とされている60%を下回る状況となっている事態、利用状況報告書により再エネ熱利用等設備の稼働状況や供給される熱量等の計画値に対する実績値の割合(以下「達成率」という。)を適切に把握することができない事態及び再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしているのに、改善指導等が十分に行われていない事態が見受けられた。

したがって、資源エネルギー庁長官に対して30年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求した。

- ア 協議会に対して、バイオマス熱利用設備で使用した燃料のバイオマス依存率が60%未満となっている3事業に係る事業主体には、補助の要件を満たした適切な燃料を使用するよう指導等を行い、その後の状況を適切に把握するよう指導すること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)

- イ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、バイオマス熱利用設備については、バイオマス依存率が60%以上となる燃料を使用する必要があることを事業主体に改めて周知させるとともに、利用状況報告書の提出時に、バイオマス依存率を適切に把握できるよう、実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出することなどについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、当該提出資料等によりバイオマス熱利用設備で使用した燃料が補助の要件を満たしているかを確実に確認することとするよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、利用状況報告書の提出時に、設備の稼働状況や達成率を適切に把握できるよう、事業主体が設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出することについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、当該提出資料等により再エネ熱利用等設備の稼働状況や達成率を適切に把握することとするよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- エ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体がその原因を分析した上で、設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画を提出する必要があることについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、改善計画等の提出を受けた際には、その進捗状況を適切に把握するなどの改善指導等を行うこととするよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、資源エネルギー庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、31年2月までに次のような処置を講じていた。

- ア 協議会に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、3事業に係る事業主体に対して補助の要件を満たした適切な燃料を使用するよう指示文書を発出させるとともに、その後の状況を適切に把握することとさせた。
- イ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、バイオマス熱利用設備については、バイオマス依存率が60%以上となる燃料を使用する必要があることを事業主体に対して周知徹底させるとともに、利用状況報告書の提出時に実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出する必要があることなどについて、事業主体に対して事務連絡を発出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、当該提出資料等によりバイオマス熱利用設備で使用した燃料が補助の要件を満たしているかを確実に確認することとさせた。
- ウ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、利用状況報告書の提出時に事業主体が設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出する必要があることについて、事業主体に対して事務連絡を発出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、当該提出資料等により再エネ熱利用等設備の稼働状況や達成率を適切に把握することとさせた。

エ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して事務連絡を発出するなどして指導を行い、再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体がその原因を分析した上で、設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画を提出する必要があることについて、事業主体に対して事務連絡を発出して周知させたり、事業者支援事業の公募要領等に明記して申請者に周知させたりして、提出を受けた改善計画等に基づきその進捗状況を適切に把握するなどの改善指導等を行うこととさせた。

第11 国土交通省

不 当 事 項

補 助 金

(192) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (214)

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)下水道事業費 (項)総合的物流体系整備推進費 (項)国土調査費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)河川等災害復旧事業費 (項)沖縄振興交付金事業推進費 (項)地方創生基盤整備事業推進費(平成27年度以前は、(項)地域再生推進費) 自動車安全特別会計(空港整備勘定)(21年度は、社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)) (項)北海道空港整備事業費 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費 (項)東日本大震災災害復旧等事業費
部 局 等	国土交通本省、3地方整備局、12県
補助等の根拠	下水道法(昭和33年法律第79号)、空港法(昭和31年法律第80号)、港湾法(昭和25年法律第218号)等、予算補助
補助事業者等(事業主体)	道、県7、市9、町2、村1、団体1、計21補助事業者等 (道、県7、市8、町2、村1、団体1、計20事業主体)
間接補助事業者等(事業主体)	1団体
補助事業等	防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、河川等災害復旧事業等
事業費の合計	4,907,025,736円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	1,974,401,186円
不当と認める事業費の合計	761,673,487円
上記に対する不当と認める国庫補助金等相当額の合計	337,813,361円

1 補助金等の概要

国土交通省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性、経済性等の観点から、42 都道府県、506 市区町村等、2 独立行政法人及び77 団体において、実績報告書、設計図書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、8 道県、11 市町村、2 団体、計 21 事業主体が実施した、防災・安全交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、河川等災害復旧事業等に係る国庫補助金 337,813,361 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの | 13 件 不当と認める国庫補助金 247,075,138 円 |
| (2) 工事の設計が適切でなかったもの | 5 件 不当と認める国庫補助金 71,467,085 円 |
| (3) 工事費の積算が過大となっていたもの | 2 件 不当と認める国庫補助金 10,984,544 円 |
| (4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの | 1 件 不当と認める国庫補助金 3,815,994 円 |
| (5) 補助の対象とならないもの | 1 件 不当と認める国庫補助金 2,415,000 円 |
| (6) 計画が適切でなかったもの | 1 件 不当と認める国庫補助金 2,055,600 円 |

また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金の交付額の算定が適切でなかったもの

13 件 不当と認める国庫補助金 247,075,138 円

通信線、配水管等の移設に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(7 件 不当と認める国庫補助金 122,044,451 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(192) 青森県	青森県	防災・安全交付金 (河川)	25～28	82,850 (82,850)	41,425	19,176 (19,176)	9,588	減価相当額及び処分利益等額を誤っていたもの(通信線等)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費 (国庫補助 対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(193)	三重県 度会郡玉城町	社会資本整備総合 交付金 (下水道) 、(効果 促進)	25、26	37,380 (37,380)	18,690	11,377 (11,377)	5,688	減価相当額 を誤っていたもの(配 水管等)
(194)	山口県 下関市	防災・安 全交付金 (下水道)	28、29	30,444 (30,444)	15,222	2,449 (2,449)	1,224	減価相当額 を誤っていたもの(通 信線等)
(195)	大分県 中津市	水質保全 下水道事 業費補助、社会 資本整備 総合交付 金 (下水道)	21、 23～30	325,313 (210,330)	105,165	145,421 (92,235)	46,117	減価相当額 を誤るなど していたもの(配水管 等)
(196)	同 佐伯市	社会資本 整備総合 交付金 (下水道) 、防災・ 安全交付 金(同)	26～30	253,844 (210,835)	105,417	131,071 (108,706)	54,353	同
(197)	同 津久見市	未普及解 消下水道 事業費補助、社会 資本整備 総合交付 金 (下水道) 、(効果 促進)	21～23、 27～30	14,028 (13,636)	6,818	4,959 (4,845)	2,422	同
(198)	同 豊後高田市	未普及解 消下水道 事業費補助、社会 資本整備 総合交付 金 (下水道)	22、 25～27	10,021 (9,049)	4,524	5,989 (5,298)	2,649	同
(192)～(198)の計				753,883 (594,525)	297,262	320,444 (244,088)	122,044	

第3章 第1節 第11 国土交通省

これらの交付金事業等は、河川事業又は下水道事業において、事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の所有者である電気通信事業者又は水道事業者に対し、移設に要する費用を補償するものである。

事業主体は、本件補償費の算定について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年閣議決定)、「公共補償基準要綱の運用申し合せ」(昭和42年用地対策連絡会。以下、これらを合わせて「公共補償基準」という。)等に基づき行うこととしている。

公共補償基準等によれば、公共事業の施行に伴い、既存公共施設等の管理者が、機能の廃止等が必要となる既存公共施設等の代替の公共施設等を建設する場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分(以下「減価相当額」という。)並びに既存公共施設等を売却することなどにより得るであろう処分利益及び発生材価格(以下「処分利益等額」という。)を控除するなどして補償費を算定することとされている。そして、当該公共施設等を建設するために必要な費用は、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用(以下「復成価格」という。)とされ、減価相当額については、既存公共施設等の復成価格に基づき、経過年数、残価率等を考慮して算定することとされている。

しかし、1県及び6市町において、補償費の算定に当たり、復成価格の算定や表計算ソフトへの残価率の入力を誤るなどして減価相当額を誤っていたり、処分利益等額を控除していなかったりなどしていたため、補償費が計320,444,820円過大に算定されていて、これらに係る交付金等相当額計122,044,451円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1県及び6市町において、補償費の算定に当たり、公共補償基準等における減価相当額及び処分利益等額の取扱いなどについての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

青森県は、二級河川^{あまだないがわ}天田内川総合流域防災工事による^(注1)捷水路^{しょうすいろう}の整備に伴い支障となる県道234号線沿いの架空線、道路下に埋設された通信線等の所有者である電気通信事業者に対し、これら通信線等の移設に要する費用の補償として計82,850,800円(交付対象事業費同額、交付金交付額計41,425,399円)を支払っている。

同県は、本件補償費の算定において、通信線等を建設するための費用から控除する減価相当額を、仮設の通信線等の材料費を基に算定するなどして計14,460,208円としていた。また、処分利益等額の一部を控除していなかった。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の通信線等と同等の通信線等の復成価格に基づいて算定することとされていることから、仮設の通信線等の材料費を基に算定するのではなく、既存の通信線等と同等の通信線等の材料費、設置費、諸経費等の建設費から成る復成価格^(注2)に基づいて算定すべきであり、また、処分利益等額は、その全額を控除すべきであった。

したがって、既存の通信線等と同等の通信線等の復成価格を基に算定した減価相当額計26,400,814円及び処分利益等額全額を控除するなどして適正な補償費を算定すると63,674,422円となる。このため、本件補償費82,850,800円は、これに比べて19,176,378円(これに係る交付金相当額9,588,189円)過大となっていた。

(注1) 捷水路 河川が大きく曲がりくねって水の流れにくい部分を直線化して、下流に流しやすくするために付け替えた人工水路

(注2) 諸経費 工事価格を構成する間接工事費及び一般管理費等をいう。

＜事例2＞

佐伯市は、平成29、30両年度に藤原地区枝線整備工事による下水道の整備に伴い支障となる配水管等の所有者である佐伯市水道事業者に対し、配水管等の移設に要する費用の補償として38,145,600円(交付対象事業費34,628,040円、交付金交付額17,314,020円)を支払っている。

同市は、本件補償費の算定において、水道事業者と移設補償に関する協定を締結しており、同協定に基づくなどして、復成価格を移設に当たり使用する配水管等の主材料費及び設置労務費から算定した額9,179,115円とし、これに基づいて配水管等を建設するための費用から控除する減価相当額を7,902,000円と算定するなどしていた。

しかし、公共補償基準等によれば、減価相当額は、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格に基づいて算定することとされていることから、移設に当たり使用する配水管等の主材料費及び設置労務費のみから算定するのではなく、既存の配水管等と同等の配水管等の材料費、設置労務費、諸経費等の建設費から成る復成価格に基づいて算定すべきであった。

したがって、既存の配水管等と同等の配水管等の復成価格を基に算定した減価相当額 25,744,126 円を控除するなどして適正な補償費を算定すると 12,185,924 円となり、本件補償費 38,145,600 円は、これに比べて 25,959,676 円(これに係る交付金相当額 11,716,013 円)過大となっていた。

建物の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(3件 不当と認める国庫補助金 5,569,336 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(199)	静岡県 富士市	社会資本整備総合交付金(土地区画整理)	28、29	79,714 (79,714)	43,843	2,421 (2,421)	1,331	鉄骨の肉厚区分による標準耐用年数を誤っていたもの
(200)	鳥取県 鳥取県	防災・安全交付金(道路)	27、28	48,561 (48,561)	33,993	3,292 (3,292)	2,304	一体の建物として設計監理費に係る業務量を算出していなかったもの
(201)	徳島県 阿波市	同	29、30	40,002 (40,002)	23,541	3,285 (3,285)	1,933	移転工法の認定が適切でなかったもの
(199)～(201)の計				168,279 (168,279)	101,378	8,998 (8,998)	5,569	

これらの交付金事業は、土地区画整理事業又は道路事業において、事業を行う上で支障となる建物等の所有者に対し、移転に要する費用を補償するものである(以下、補償する費用を「移転補償費」という。)

事業主体は、公共事業の施行に伴う損失補償を、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年閣議決定)等に準じて用地対策連絡協議会等が制定した損失補償の標準書(以下「標準書」という。)等に基づき行うこととしている。

標準書等によれば、移転補償費のうち建物移転料は、通常妥当と認められる移転先を認定した上で、当該移転先に建物を移転するのに通常妥当と認められる再築、^{ひきや}曳家、改造等の移転工法を認定して算出することとされている。これらの移転工法のうち、再築工法の場合は、従前の建物の推定再建築費に建物の標準耐用年数等により算出した再築補償率を乗ずるなどして建物移転料を算出することとされている。そして、鉄骨造り建物の標準耐用年数は、鉄骨の肉厚区分等により異なっている。

また、移転補償費のうち移転する建物の設計・工事監理等に要する費用(以下「設計監理費」という。)は、増築した建物のように建築物が接合している場合、一体の建物として全体の延床面積を対象に設計・工事監理等に要する業務量(以下「業務量」という。)を算出した上で算定することとされている。そして、業務量は、構造計算等の必要の有無等により区分された建物の類別に応じて算出することとされており、建物が2以上の類別に利用されている場合においては、最も延床面積が大きい類別を適用することとされている。

しかし、1県及び2市において、移転補償費の算定に当たり、鉄骨の肉厚区分による標準耐用年数を誤っていたり、一体の建物として設計監理費に係る業務量を算出していなかったり、移転工法の認定が適切でなかったりしていたため、移転補償費が計 8,998,275 円過大に算定されていて、これらに係る交付金相当額計 5,569,336 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、1県及び2市において、標準書等における移転補償費の算定方法について理解が十分でなかったこと、移転工法の認定に当たり検討が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

鳥取県は、県道米子丸山線の歩道を拡幅するために支障となる店舗併用住宅(木造一部鉄骨2階建て)1棟等の所有者に対し、移転補償費48,561,926円を支払っている。

同県は、本件建物が木造の店舗併用住宅(延床面積150.39㎡)に鉄骨造りの住宅(同85.53㎡)を増築したものであることから、移転補償費のうち設計監理費については、本件建物の木造又は非木造の区分ごとに算定することとした。そして、本件建物の各区分の延床面積や構造計算等の必要の有無等により区分された類別に応じて業務量を算出した上で算定した設計監理費を合算して計6,269,616円と算定していた。

しかし、増築した建物のように建築物が接合している場合に係る設計監理費は、前記のとおり、一体の建物として全体の延床面積を対象にして、最も延床面積が大きい類別に応じて業務量を算出した上で算定することとされている。

したがって、本件建物を一体の建物として全体の延床面積を対象にして、全体の延床面積のうち最も延床面積が大きい類別を適用して設計監理費を算定すると2,977,560円となり、これにより適正な移転補償費を算定すると45,269,870円となることから、本件移転補償費48,561,926円はこれに比べて3,292,056円(交付金相当額2,304,439円)過大となっていた。

交付額の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 99,924,372円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(202) 国土交通 本省	阪神国際港湾株式会社	国際戦略 港湾競争 力強化対 策	27、29	788,425 (788,425)	393,178	200,650 (200,650)	99,924

(後掲651ページの「コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払額が過大となっていたもの」参照)

機器の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 17,815,770円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(203) 鹿児島県	鹿児島県	社会資本 整備総合 交付金 (河川)	28、29	404,780 (316,537)	126,370	57,066 (44,625)	17,815

この交付金事業は、鹿児島県が、南九州市川^{かわなべ}辺町神殿地内で管理している川辺ダムにおいて、ダムの管理用電力を自給する水力発電設備を整備するために、水車、発電機、発電機を制御する発電機制御盤(以下「制御盤」という。)等の機器を購入して据え付けるなどしたものである。

同県は、本件工事の予定価格の積算に当たり、機器の単価に設計数量を乗じて機器の購入費を算定して、これに機器の据付け、調整等に要する費用を加算するなどしており、機器のうち制御盤の単価については1面当たり55,000,000円としていた。

同県は、制御盤について、構成品目のうち電圧を一定に保つための自動電圧調整装置等を制御盤の性能を満たすための主要装置とし、特記仕様書において、主要装置等を鋼製のキャビネット(以下「キャビネット」という。)に収納することとしていた。そして、特記仕様書及び機器配置図においてキャビネットを二つ据え付けることとしたのに合わせて、制御盤の設計数量も2面として、制御盤の購入費を110,000,000円と算定していた。

しかし、同県が発電設備全体や機器相互間の電気系統を示した設計図面において図示していたのは制御盤1面分の主要装置等の電気系統であって、実際の施工も制御盤1面分の主要装置等が隣り合った二つのキャビネットに分けて収納されていた。

このため、同県が、制御盤の設計数量をキャビネットの数に合わせて2面としたのは誤りであって、正しくは1面とすべきであった。

したがって、適正な制御盤の設計数量を1面とするなどして本件工事費を修正計算すると347,713,299円となることから、本件契約額404,780,000円はこれに比べて57,066,000円(交付対象事業費44,625,612円)割高となっており、これに係る交付金相当額17,815,770円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、本件工事の予定価格の算定に係る機器の設計数量の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

機械設備の移転に係る補償費の算定が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,721,209円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業者等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(204) 滋賀県	草津市	北中西・栄町地区市街地再開発組合	社会資本整備総合交付金(市街地再開発)	28	36,538 (36,538)	13,395	4,695 (4,695)	1,721

この交付金事業は、北中西・栄町地区市街地再開発組合が、市街地再開発事業を行う上で支障となる建物の借家人に対し、その移転に要する工作物移転料等の費用(以下「移転補償費」という。)として、36,538,000円(交付対象事業費同額、交付金交付額13,395,000円)の補償を、草津市を通じて交付された社会資本整備総合交付金により行ったものである。

同組合は、移転補償費の算定を「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(平成13年国土交通省訓令第76号)等に準じて同組合が定めた「北中西・栄町地区第一種市街地再開発事業評価・損失補償基準」(平成28年7月策定。以下「組合補償基準」という。)等に基づいて行うこととしており、組合補償基準によれば、補償費の算定に当たっては、「損失補償標準書」(近畿地区用地対策連絡協議会。以下「標準書」という。)等に基づくこととされている。

そして、機械設備等の工作物移転料は、移転しても従前の機能を確保することが可能な工作物の場合、原則として、再利用するための撤去、据付等に要する費用(以下「移転費用」という。)を算定することとなっている。

同組合は、移転補償費のうち業務用冷蔵庫等計 22 台の移転費用の算定に当たり、標準書等には冷蔵庫等に係る移転費用の算定方法等が示されていないと認識して、「公共建築工事標準単価積算基準(平成 22 年度版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「積算基準」という。)等に基づき、本件冷蔵庫等の移転費用を 9,244,000 円と算定していた。

しかし、本件冷蔵庫等は、建物と一体となっていないことから、その移転は積算基準等が適用となる建築工事として実施されるものではない。そして、標準書等には、機械設備に係る移転費用の算定方法等が示されており、本件冷蔵庫等は機械設備に該当することから、これにより移転費用を算定すべきであった。

したがって、本件冷蔵庫等の機械設備について、標準書等に基づき移転費用を算定すると 4,549,000 円となり、これにより適正な移転補償費を算定すると 31,843,000 円となることから、本件移転補償費 36,538,000 円はこれに比べて 4,695,000 円過大となっており、これに係る交付金相当額 1,721,209 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において機械設備の移転に係る補償費の算定についての理解が十分でなかったこと、草津市において本件交付金事業の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 工事の設計が適切でなかったもの 5 件 不当と認める国庫補助金 71,467,085 円
 落石防護柵の設計が適切でなかったもの (1 件 不当と認める国庫補助金 27,486,900 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(205) 鳥取県	鳥取県	防災・安全交付金(道路)	27、28	44,033 (44,033)	30,823	39,267 (39,267)	27,486

この交付金事業は、鳥取県が、日野郡日南町福万来地区において、県道横田伯南線の防災対策として、落石防護柵を設置するなどの工事を実施したものである。このうち落石防護柵は、支柱(高さ 2.5m又は 3.0m)を約 10m間隔で設置した上で、ワイヤロープを隣接する支柱に巻き付けるなどした高エネルギー吸収落石防護柵(延長 91.2m)となっている。

同県は、本件落石防護柵の設計を「落石対策便覧」(公益社団法人日本道路協会編)、「道路土工 切土工・斜面安定工指針」(公益社団法人日本道路協会編)等(以下、これらを合わせて「便覧等」という。)に基づき行うこととしている。

便覧等によれば、落石防護柵の必要な高さは、想定する落石の跳躍高等によって決定され、一般的に落石の跳躍高は斜面から直角に測った高さ 2.0m以下であるといわれていることから、斜面から直角に測った高さが 2.0mとなるよう最低柵高を設定することとされている。また、落石防護柵の必要な高さの決定に当たり、落石が柵の天端に衝突して柵を越える可能性等も考慮して、最低柵高に余裕高を加えることがよいとされていることなどから、同県は、高エネルギー吸収落石防護柵については想定される最大の落石の半径を余裕高として加えることにしている。

そして、同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、落石の跳躍高を 2.0mと想定して最低柵高を 2,000mmと設定した上で、想定される最大の落石の半径 360mmを余裕高として加えるなどして落石防護柵の必要な高さを決定し、本件落石防護柵の高さを 2,500mm又は 3,000mmと設計し、これにより施工していた。

しかし、同県は、最低柵高の設定に必要な落石の跳躍高について、便覧等に基づき斜面から直角に測った高さとする必要があったのに、誤って鉛直方向に測った高さとしていた(参考図1参照)。

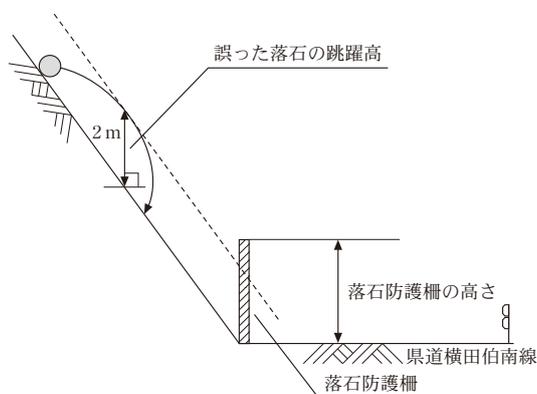
そこで、便覧等に基づき、落石の跳躍高を斜面から直角に測った高さ2.0mとして、改めて本件落石防護柵の最低柵高を算出すると、2,658mmから3,374mmとなる。そして、同柵高に余裕高360mmを加えた3,018mmから3,734mmが落石防護柵の必要な高さとなることから、本件落石防護柵の高さは全延長91.2mにおいて282mmから1,234mm不足していた(参考図2参照)。

したがって、本件落石防護柵(工事費相当額39,267,000円)は、設計が適切でなかったため、落石を防ぐための所要の高さが確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額27,486,900円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、便覧等についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

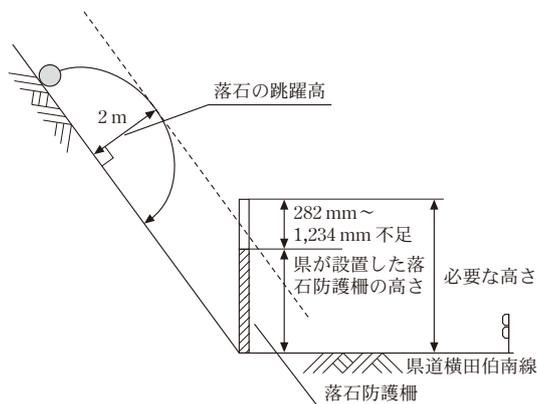
(参考図1)

跳躍高を鉛直方向に測った場合の落石防護柵等の概念図



(参考図2)

便覧等に基づき跳躍高を斜面から直角に測って設計した場合の落石防護柵等の概念図



根固工の設計が適切でなかったもの (1件 不当と認める国庫補助金 18,447,300円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める事業 費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める 国庫補助金等 相当額
(206) 沖縄県	沖縄県	沖縄振興 公共投資 交付金	28、29	千円 91,296 (91,296)	千円 82,167	千円 20,497 (20,497)	千円 18,447

この交付金事業は、沖縄県が、那覇市首里末吉町地内の二級河川安謝川において、河川改修に伴い既設護岸を補強するために根継工の築造、根固工の敷設等を実施したものである。このうち、根継工(延長158.4m)は、計画河床高から護岸の基礎の天端までの深さが不足している既設護岸を補強するために築造したものであり、根固工(延長78.5m、敷設幅3.07m)は、水衝部となる河道湾曲部の外岸側における急激な洗掘を緩和し、護岸の基礎を保護するために、コンクリート製ブロック(以下「根固ブロック」という。)を根継工又は既設護岸(以下「根継工等」という。)の前面の河床に敷設したものである。

同県は、根固工等の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編。以下「技術基準」という。)等に基づいて行っており、根固ブロックの天端を計画河床高に合わせ、根固ブロックの河川横断方向の敷設開始位置については、同ブロックを湾曲した河道に沿って設置することを踏まえて根継工等より0.4m離れた位置とすることとして設計し、これにより施工していた(参考図参照)。

しかし、技術基準等によれば、根固工は、河床の変動等を考慮して、護岸の基礎が安全となる構造とすることとされており、河床を直接覆うことにより急激な洗掘を緩和する目的で設置されることから、根固工と護岸等との間に間隙が生ずる場合には、間詰工を施工することとされている。そして、本件根固工の場合、上記の設計では、根固ブロックの天端の高さにおいて根固ブロックの敷設開始位置と根継工等の前面との間に0.4mの間隙が生ずることとなるのに、技術基準等により必要とされる間詰工を施工することとしていなかった。

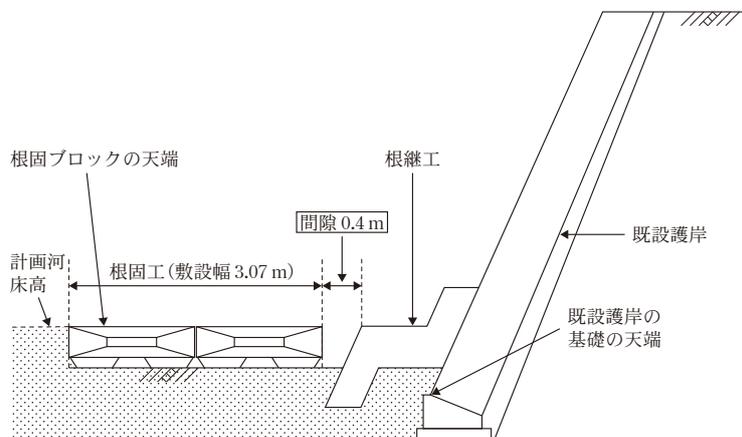
このため、本件根固工は、間詰工が施工されておらず、間隙に流水による渦が発生するなどして、河床の洗掘が進行すると既設護岸の基礎等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。

したがって、本件根固工は、設計が適切でなかったため、既設護岸の基礎等を洗掘から保護できない構造となっていて、本件根継工(延長47.7m)、根固工(延長78.5m)等(これらの工事費相当額20,497,000円)は、工事の目的を達しておらず、これに係る交付金相当額18,447,300円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対するチェックが十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

根固工及び根継工の断面概念図



鋼矢板の防食工の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 12,751,200 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
(207) 関東地方整備局	茨城県	防災・安全交付金(港湾改修)	29、30	千円 95,310 (95,310)	千円 31,770	千円 38,253 (38,253)	千円 12,751

第3章 第1節 第11 国土交通省

この交付金事業は、茨城県が、昭和 51 年度から 56 年度までの間に茨城港日立港区第 5 ふ頭地区において建設した小型船だまりの計 4 か所の波除堤(注1)(施工延長計 228.0m。以下「波除堤」という。)等について、50 年間の延命化を目的として、波除堤等の下部の既設の鋼矢板(注2)(施工延長計 676.0m)に防食工を実施したものである。

港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)によれば、波除堤等の港湾施設は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならないとされている。そして、「港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示」(平成 19 年国土交通省告示第 395 号)の参考資料である「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(国土交通省港湾局監修。以下「技術基準」という。)によれば、鋼材の防食対策は電気防食工法、被覆防食工法等により適切に行うものとされている。また、電気防食工法の適用範囲は平均干潮面以下とされており、平均干潮面以上については被覆防食工法による防食を行うことが必要であるとされている。また、「港湾鋼構造物防食・補修マニュアル(2009 年版)」(一般財団法人沿岸技術研究センター。以下、技術基準と合わせて「技術基準等」という。)によれば、上部コンクリートの下端が平均干潮面以下である場合は電気防食工法のみによる防食対策でよいとされている。

同県は、本件工事の設計に当たり、波除堤の鋼矢板について、電気防食工法による防食のみを行うこととし、平均干潮面以下(5.9m又は10.6m)を電気防食工法の適用範囲として、設計耐用年数 50 年の電気防食材計 75 個を取り付けていた。

しかし、波除堤の鋼矢板については、上部コンクリートの下端が平均干潮面を超えていたことから、上部コンクリートの下端から平均干潮面までの間(0.5m又は0.7m)においては、技術基準等に基づき被覆防食工法による防食が必要であったのに、被覆防食工が行われていなかった(参考図参照)。このため、鋼矢板の一部が適切に防食されていない状態となっていて、波除堤を延命化するものとなっていなかった。

したがって、波除堤の鋼矢板の防食工(工事費相当額計 38,253,600 円)については、設計が適切でなかったため、波除堤の延命化という工事の目的を達しておらず、これらに係る交付金相当額計 12,751,200 円が不当と認められる。

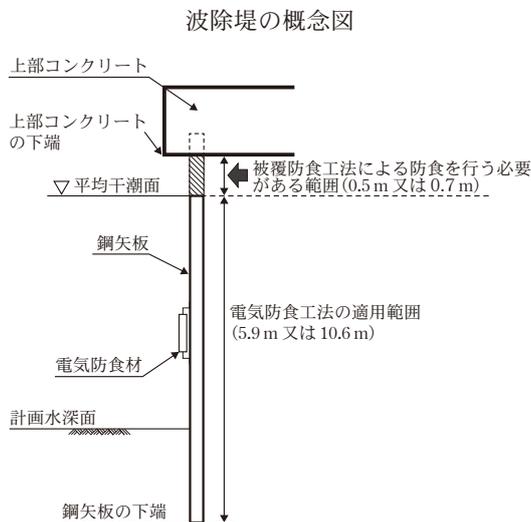
このような事態が生じていたのは、同県において、防食工の設計に当たって、技術基準等の理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 波除堤 船舶の係留区域の静穏を保つために、港内の発生波や航行船舶による航跡波等を低減させる補助的防波堤

(注2) 防食工 電気防食工法、被覆防食工法等により鋼材の腐食を防止する対策

- (注3) 電気防食工法 腐食を防止するために、鋼材に電気防食材を溶接するなどする工法
- (注4) 被覆防食工法 腐食を防止するために、鋼材表面に被覆材料を塗布するなどする工法
- (注5) 平均干潮面 全ての干潮時の潮位を平均した水位

(参 考 図)



護岸工の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 9,979,654円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(208) 三重県	三重県	河川等災害復旧	27、28	78,445 (78,119)	52,105	14,962 (14,962)	9,979

この補助事業は、三重県が、三重郡菰野町大字田光^{たびか}地内の二級水系朝明川水系田光川において、台風により被災したえん堤、護岸等から構成される砂防設備を復旧するために、護岸工として巨石積護岸(左岸延長43.3m、右岸延長21.3m)等を築造したものである。

同県は、護岸工の設計を「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編)等に準拠して同県が制定した「砂防技術指針(案)」(以下「指針」という。)等に基づいて行うこととしている。指針によれば、現況最深河床高から護岸の基礎工の天端までの深さ(以下「根入れ深さ」という。)については、地質に応じて0.5mから1.0mまで確保することとされ、その深さは洪水時に起こると考えられる河床洗掘等を考慮して設定することなどとされている。

そして、同県は、本件護岸工の左岸側の設計に当たり、河床を洗掘から保護する床固工(厚さ0.8m)を指針等に基づき施工しており、この床固工を施工した区間については、床固工が底部まで洗掘されることがないことから床固工の厚さに合わせて根入れ深さを0.8mとし、床固工を施工しない区間については、現場の地質が砂れきであることから根入れ深さを1.0mとそれぞれ決定していた(参考図1、2及び3参照)。

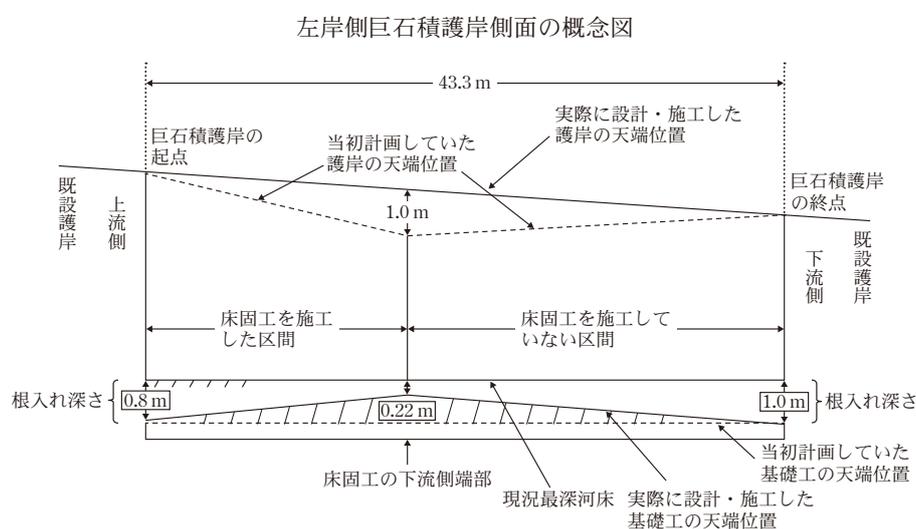
しかし、図面を作成する際に、左岸側護岸において、被災していない既設護岸の天端位置を考慮した一定の勾配となるよう、復旧させる護岸の天端位置を当初の計画よりも最大1.0m高くすることと

し、基礎工の天端位置もそれに合わせて高くしてしまったことから、根入れ深さが、床固工を施工した区間においては0.22mから0.8mまで、床固工を施工していない区間においては0.22mから1.0mまでとなっていた(参考図1、2及び3参照)。このため、本件護岸工のうち左岸側護岸は、指針等により必要とされる根入れ深さが確保されておらず、河床や床固工の洗掘が進行すると護岸等に損傷が生ずるおそれがある状況となっていた。現に、洗掘が進行したことにより床固工の下流側端部から延長7.5mにわたり護岸の基礎が露出していた。

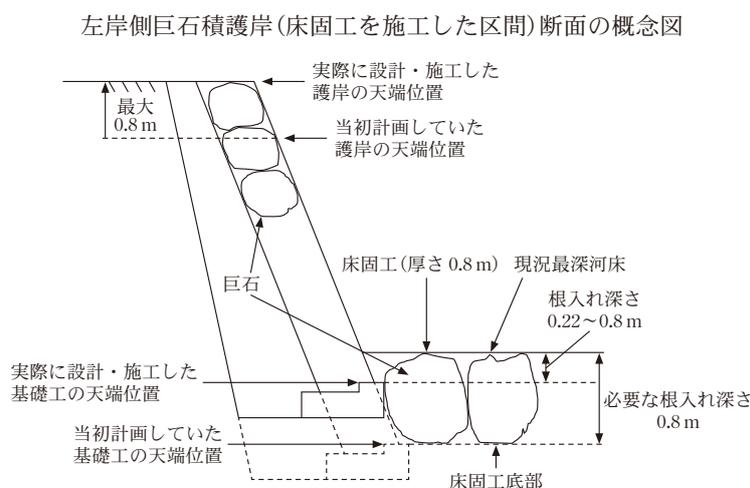
したがって、本件護岸工のうち左岸延長43.3m(工事費相当額14,962,000円)は、設計が適切でなかったため、河床等の洗掘に対応できない構造となっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る国庫補助金相当額9,979,654円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参考図1)

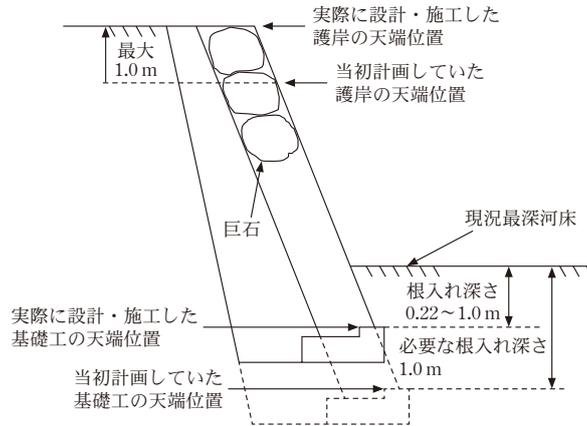


(参考図2)



(参考図3)

左岸側巨石積護岸(床固工を施工していない区間)断面の概念図



擁壁の設計が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,802,031円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(209) 福島県	南相馬市	河川等災害復旧	25	88,415 (88,415)	75,947	3,262 (3,262)	2,802

この補助事業は、南相馬市が、南相馬市原町区金沢字大船迫地内の準用河川金沢川において、平成23年3月の東日本大震災により被災した護岸を復旧するために、プレキャスト鉄筋コンクリート製のL型擁壁(高さ1.2m、底版幅1.0m、右岸側延長6.0m、左岸側延長95.6m。以下「L型擁壁」という。)の築造等を実施したものである。

同市は、L型擁壁の設計を「道路土工 擁壁工指針」(社団法人日本道路協会編。以下「指針」という。)等に基づいて行っている。

指針等によれば、擁壁の設計に当たっては、滑動、転倒等に対して安全であるかなどの安定計算及び応力計算(以下「安定計算等」という。)を行うこととされている。また、河川の水際に設置される擁壁のように壁の前後で水位差が生ずる場合には、水位差による擁壁に対する水圧(以下「残留水圧」という。)と浮力を考慮する必要があるとされている。

同市は、L型擁壁の設計に当たり、被災前のL型擁壁(以下「被災擁壁」という。)の安定計算書及び応力計算書(以下「安定計算書等」という。)に基づいて設計して、これにより施工していた。

しかし、被災擁壁の安定計算書等においては残留水圧及び浮力が考慮されておらず、本件L型擁壁については、その前面が河川であることから、残留水圧及び浮力を考慮するなどした上で改めて安定計算等を行う必要があった(参考図1参照)。また、同市は、本件工事の設計図書等において、L型擁壁の縦壁等に係る必要鉄筋量を明示するなどしていなかった。そして、請負人が、鉄筋量1.744cm²/mのL型擁壁を使用することとして確認を求めたところ、同市は、当該鉄筋量が被災擁壁の安定計算書等に示された鉄筋量を大幅に下回るものとなっていたことを十分に確認することなく承認して、これにより施工させていた。

そこで、指針等に基づいて残留水圧及び浮力を考慮するとともに、実際の鉄筋量1.744cm²/mに基づくなどして、改めてL型擁壁の安定計算等を行ったところ、右岸側6.0m、左岸側23.5mの区間は、次のとおり、L型擁壁の安定計算上及び応力計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

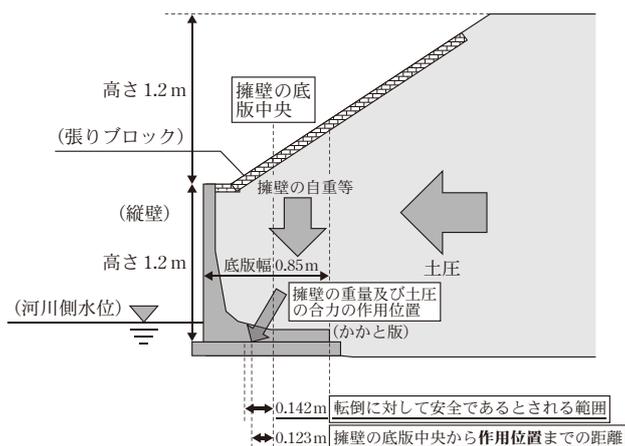
- ① 滑動に対する安定については、安全率が0.676(右岸側)及び0.626(左岸側)となり、それぞれ許容値1.5を大幅に下回っていた。
- ② 転倒に対する安定については、擁壁に作用する擁壁背面の土圧等による水平荷重及び擁壁の自重等による鉛直荷重の合力の作用位置が、擁壁の底版中央から河川側に0.401m(右岸側)及び0.434m(左岸側)の位置となり、それぞれ転倒に対して安全であるとされる範囲0.167mを大幅に逸脱していた(参考図2参照)。
- ③ 縦壁背面側及びかかと版上面側に配置されている主鉄筋に生ずる引張応力度は、376.252N/mm²(右岸側)及び358.797N/mm²(左岸側)となり、それぞれ許容引張応力度160N/mm²を大幅に上回っていた。
したがって、本件工事のうち右岸側6.0m、左岸側23.5mのL型擁壁等(工事費相当額3,262,000円)は、L型擁壁の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていない状態となっており、これに係る国庫補助金相当額2,802,031円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同市において、L型擁壁について、安定計算等及び必要鉄筋量を確認することに対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力が加かったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

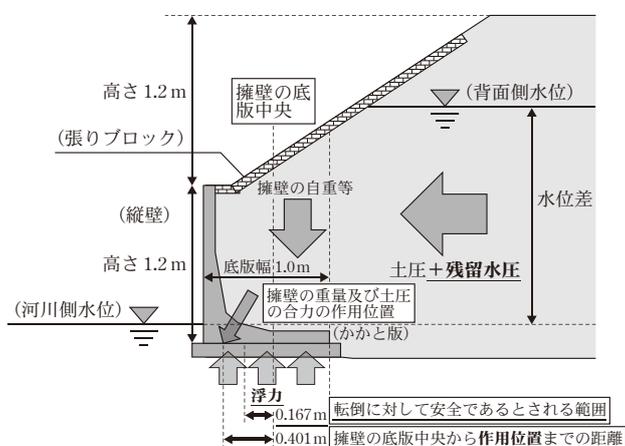
(参考図1)

当局の安定計算等によるL型擁壁の概念図(右岸側、左岸側共に同じ。)



(参考図2)

適切な安定計算等によるL型擁壁の概念図(右岸側)



(注) 請負人は、本件工事の施工に当たり、南相馬市の承認を受けた上で、被災擁壁よりも底版幅が広い1.0mのものを設置した。

(3) 工事費の積算が過大となっていたもの 2件 不当と認める国庫補助金 10,984,544 円
 地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大となっていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 9,984,544 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(210) 香川県	木田郡三木町	地域再生基盤強化交付金、地方創生推進交付金	26~29	2,106,552 (1,184,240)	638,520	33,000 (18,511)	9,984

この交付金事業は、三木町が、大字池戸^{いけのべ}地内において、同町の国土交通省所管の下水道事業及び農林水産省所管の農業集落排水事業に係る汚水処理施設の整備を一体的に行うことを目的として、町内の公共下水道認可区域で生ずる汚水及び農業集落排水区域で生ずる汚水の双方を処理する下水道施設である三木浄化センターを建設するために、両省から交付金の交付を受けて、同センターに係る土木工事、建築工事、電気設備工事等を契約額 2,106,552,960 円(交付対象事業費 2,060,546,000 円)で実施したものである。この交付金は、予算が内閣府に一括計上された後に、国土交通省及び農林水産省に移し替えられてそれぞれ執行されるものとなっており、交付対象事業費は、上記の両区域で発生する汚水量の比率等で案分することにより、国土交通省所管分が 1,184,240,000 円、農林水産省所管分が 876,306,000 円となっていた。そして、同町は、国土交通省所管分 638,520,000 円及び農林水産省所管分 438,153,000 円の計 1,076,673,000 円の交付金の交付を受けていた。

本件交付金事業のうち電気設備工事は、管理棟、水処理施設等に受変電設備、自家発電設備等を設置するものであり、同町は、電気設備工事費の積算を国土交通省制定の「下水道用電気設備請負工事工事費積算要領並びに同積算基準」(以下「積算基準」という。)等に基づき行っている。積算基準等によれば、電気設備工事費は、据付工事原価に設計技術費を加えた工事原価のほかに、受変電設備、自家発電設備等の機器費、一般管理費等及び消費税等相当額で構成することとされており(図参照)、このうち一般管理費等は、請負業者の経営管理等に必要な本店・支店の経常的な費用等を計上するもので、工事原価を対象額として、当該対象額に一般管理費等率を乗ずるなどして算定することとされている。

図 電気設備工事費の積算体系図



同町は、電気設備工事に係る一般管理費等について、工事原価 69,606,097 円及び機器費 217,294,000 円を対象額として、これに一般管理費等率を乗ずることにより 53,420,797 円と算定していた。そして、当該一般管理費等を含めた電気設備工事費を 367,545,600 円、工事費の総額を 2,116,713,600 円と積算していた。

しかし、積算基準等によれば、電気設備工事に係る一般管理費等の対象額は工事原価とされていることから、機器費を一般管理費等の対象額に含めていたことは適切とは認められない。

したがって、機器費を一般管理費等の対象額から控除して修正計算すると、電気設備工事に係る一般管理費等は13,420,054円となり、これを含めた電気設備工事費は324,345,763円、工事費の総額は2,073,513,763円となることから、本件契約額2,106,552,960円はこれと比べて約3300万円割高となっていて、これに係る交付金相当額計16,868,676円(うち、国土交通省所管分9,984,544円、農林水産省所管分6,884,132円)が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において、積算基準等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲362ページの「地方創生推進交付金事業等において、下水道施設の電気設備工事に係る一般管理費等の積算が過大となっていたもの」参照)

しゅんせつ
浚 渫工事に係る土運船運搬工費の積算が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,000,000円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対す る国庫補 助金等交 付額	不当と認 める事業 費 (国庫補 助対象 事業費)	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(211) 中部地方 整備局	愛 知 県	防災・安 全交付金 (港湾改 修)	29	20,628 (20,628)	6,876	3,000 (3,000)	1,000

この交付金事業は、愛知県が、福江港において、同港を利用する船舶の航行に支障が生じないように同港内の福江航路の計画水深2.5mを確保するために、海底に堆積した土砂をバックホウ浚渫船により浚渫し、土砂(設計土量3,900m³)を土運船に積み込み、これを引船によりえい航して、土砂を土捨場に処分する浚渫工事を実施したものである。

同県は、バックホウ浚渫船による浚渫工事に係る費用について、国土交通省港湾局制定の港湾請負工事積算基準に基づくなどして積算している。同積算基準によれば、浚渫土砂の運搬及び処分(以下「土運船運搬工」という。)の積算については、引船及び土運船のそれぞれの1日当たり所要隻数を算出するなどして行うこととされている。そして、引船の1日当たり所要隻数については、浚渫現場と土捨場との間をえい航する往路の距離と復路の距離の平均である往復平均えい航距離等から算出することとなっている。また、土運船の1日当たり所要隻数については、引船が土運船をえい航して浚渫現場と土捨場を往復している間も浚渫現場において浚渫した土砂の積込作業を連続して行うため、引船の所要隻数に1を加えて算出することとなっている。

同県は、土運船運搬工の積算に当たり、浚渫現場と土捨場との間をえい航する往路と復路が同じであることから、片道分のえい航距離17.1kmを2倍して、往復平均えい航距離を34.2kmとし、これに基づき引船の1日当たり所要隻数を2隻、土運船の1日当たり所要隻数を3隻と算出するなどして、土運船運搬工に係る直接工事費を7,651,800円としていた。

しかし、前記のとおり、往復平均えい航距離は、浚渫現場と土捨場との間をえい航する往路の距離と復路の距離の平均であることから、本件工事においては、片道分のえい航距離を用いる必要があった。

したがって、実際には地元調整により漁場等を回避してえい航する必要があったことを考慮しても、片道分のえい航距離は23.2kmとなり、引船の1日当たり所要隻数は1隻、土運船の1日当たり所要隻数は2隻となる。そして、これに基づき修正計算すると、土運船運搬工に係る直接工事費は4,707,300円となり、工事費は、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても17,542,440円となることから、本件工事費20,628,000円はこれに比べて約300万円割高となっていて、これに係る交付金相当額1,000,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、土運船運搬工費の算定についての理解が十分でなかったこと及び本件工事の工事費の積算内容に対する確認が十分でなかったことによると認められる。

(4) 工事の設計及び施工が適切でなかったもの

1件 不当と認める国庫補助金 3,815,994円

灯火運用卓の移設に係る設計及び施工が適切でなかったもの

(1件 不当と認める国庫補助金 3,815,994円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(212) 国土交通 本省	北海道	空港整備	21、27	176,484 (176,484)	105,890	6,359 (6,359)	3,815

この補助事業は、北海道が、平成21年度に、女満別空港の管制塔(以下「旧管制塔」という。)において、飛行場灯火を操作するための灯火運用卓を製作するなどの工事(以下「製作工事」という。)を、また、27年度に、上記の灯火運用卓を、旧管制塔から新設した管制塔(以下「新管制塔」という。)に移設し、据え付ける工事(以下「移設工事」という。)を、それぞれ実施したものである。

北海道は、移設工事を「航空灯火・電気施設工事共通仕様書」(国土交通省航空局監修。以下「共通仕様書」という。)等に基づいて施工することとしている。

共通仕様書によれば、機器をフリーアクセス^(注)床に据え付ける場合は、床パネルの下部に架台を設け、機器と架台をボルト等により結合した上で、架台をボルト等により床コンクリートに直接固定することとされている。そして、地震による水平移動、転倒等の事故が防止できるよう「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」という。)に基づいて耐震処理を行うこととされている。

耐震設計指針によれば、架台と床コンクリートとの固定にアンカーボルトを使用する場合は、地震時に機器に作用する水平力や鉛直力に対して安全となるようアンカーボルトの設計計算を行うこととされている。

また、移設工事の契約書によれば、設計図書が表示が明確でないときなどには、請負人は北海道が定めた監督員に直ちにその旨を通知し、その確認を請求しなければならないこと、監督員は契約の履行について請負人に指示し、又は承諾を与えるなどすることとされている。

しかし、北海道は、移設工事において、灯火運用卓の据付けに当たり、前記アンカーボルトの設計計算等を行っておらず、設計図書において明示していたのは新管制塔の管制室内における据付位置のみで、据付方法は明示していなかった。

また、旧管制塔では、架台をアンカーボルトにより床コンクリートに固定して、その架台の上に灯火運用卓を据え付けていたことから、請負人は、設計図書に据付方法が明示されていなかったにもかかわらず、契約書に定められた監督員への通知及び確認の請求を行わず、監督員の承諾のないまま、旧管制塔の架台を再利用して灯火運用卓を新管制塔へ据え付けていた。

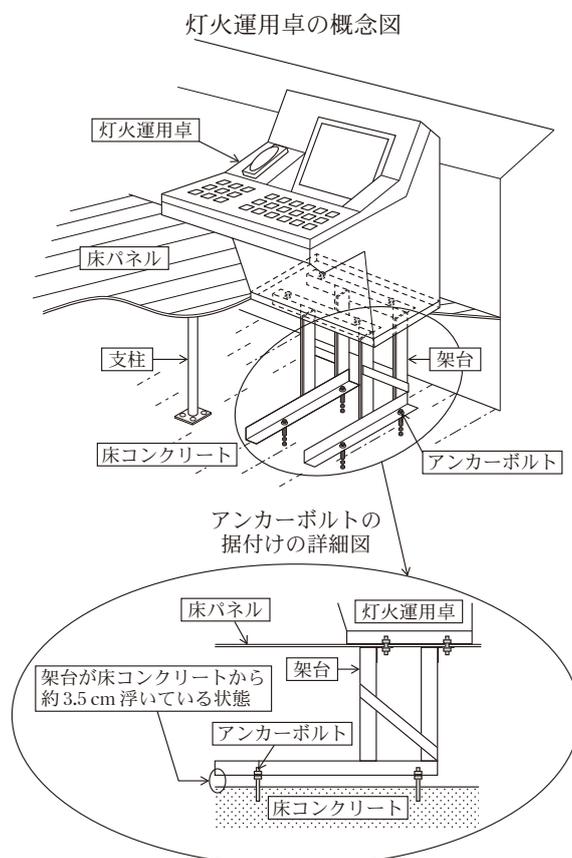
そして、再利用した旧管制塔の架台の高さが、新管制塔の床コンクリートと床パネルとの間の高さより低かったことから、架台が床コンクリートから約3.5cm浮いた状態のままアンカーボルトで固定され、架台と床コンクリートの間においてアンカーボルトが露出するなどして、架台は床コンクリートに十分に固定されていなかった(参考図参照)。このため、地震時に灯火運用卓に作用する水平力等によりアンカーボルト等が損傷し灯火運用卓は転倒するなどのおそれがある状態となっていた。

したがって、製作工事で取得した灯火運用卓(28年3月末時点における残存価格6,180,883円、国庫補助金相当額3,708,529円)は、移設工事のうち据付けに係る工事(工事費相当額179,109円、国庫補助金相当額107,465円)の設計及び施工が適切でなかったため、地震時における所定の機能が維持できないおそれのある状態となっていて、これらに係る国庫補助金相当額計3,815,994円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、北海道において、灯火運用卓の据付けに当たり、耐震設計指針に基づき耐震処理を行うことについての理解が十分でなかったこと、請負人が監督員の承諾のないまま灯火運用卓を据え付けていたのに、これに対する監督及び検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(注) フリーアクセス床 電力用配線等の収納を容易にする空間を設けるために、床コンクリートの上に支柱を建て込み、床パネルを支える構造にした床

(参 考 図)



(5) 補助の対象とならないもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,415,000 円

事業が完了したとする虚偽の実績報告により補助金の交付を受けていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,415,000 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(213) 国土交通本省	新潟県西蒲原郡弥彦村	地籍整備推進調査費補助金	23	5,051 (5,051)	2,415	5,051 (5,051)	2,415

この補助事業は、弥彦村が、弥彦村上泉地区において、地籍情報の整備を目的とした境界測量等を事業費 5,051,000 円(国庫補助金 2,415,000 円)で実施したものである。

地籍整備推進調査費補助金交付要領(平成 22 年国土国第 417 号国土交通省土地・水資源局長通知)等によれば、事業主体は、事業が完了したときは、事業の内容、経費等を記載した実績報告書を国土交通本省に提出することとされている。

同村は、境界測量等の実施に当たり、測量等の業務を業者に委託して実施しており、履行期限である平成 24 年 2 月に委託業者から用地実測図等の成果品が納品されて完了検査に合格したとして、本件補助事業を事業費 5,051,000 円で実施したとする実績報告書を提出していた。

しかし、同村は、上記の委託業務については履行期限までに完了しておらず、成果品が納品されたのは履行期限から 2 年 7 か月以上が経過した 26 年 9 月であったのに、23 年度内に完了検査に合格したとして、委託業者に請求書を提出させて、同年度内に事業が完了したとする虚偽の実績報告書を提出していた。

したがって、本件補助事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金 2,415,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において、補助事業の適正な実施に対する認識が欠けていたことなどによると認められる。

(6) 計画が適切でなかったもの 1件 不当と認める国庫補助金 2,055,600 円

電気防食工の計画が適切でなかったため、工事費が過大となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 2,055,600 円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(214) 東北地方整備局	青森県	社会資本整備総合交付金(港湾改修)	28	48,902 (48,902)	16,300	6,166 (6,166)	2,055

この交付金事業は、青森県が、昭和 37 年度に八戸港において建設した河原木 2 号岸壁について、50 年間の延命化を目的として、岸壁下部の既設の鋼矢板(延長 115.4m)の腐食を防止するために、電気防食工及び被覆防食工を実施したものである。

同県は、電気防食工の設計に当たっては、「港湾鋼構造物防食・補修マニュアル(2009年版)」(一般財団法人沿岸技術研究センター)に基づいて行うこととしている。これによれば、電気防食工において、電気防食材の所要の質量については、鋼材の防食対象面積を基に設計することとされている。そして、防食対象面積については、鋼矢板の^{さく}朔望平均干潮面^(注3)(以下「LWL」という。)-1.0mから海底面までの海水中部、海底面から鋼材下端までの海底土中部等ごとに算出することとされている。

同県は、本件工事の設計に先立って行う計画準備における岸壁の現況の把握に当たり、本件岸壁の図面等を改めて確認しようとしたが、本件岸壁の建設年度が古く鋼矢板に関する図面等が保存されていなかった。また、^(注4)港湾台帳には鋼矢板下端の深度はLWL-9.7mと記載されていたものの、同県は、岸壁の構造上当該深度では浅いと疑問を持ったことから、港湾台帳の記載にかかわらず、「港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成11年4月)」(運輸省港湾局監修。以下「平成11年技術基準」という。)に基づいて、設計計算により鋼矢板の構造を推定することとして、鋼矢板の長さを22.5m、鋼矢板下端の深度をLWL-20.5mと算出した。そして、同県は、この推定値を基に電気防食工の設計を行うこととし、海水中部の鋼矢板の長さを5.5m、海底土中部の鋼矢板の長さを14.0mとして、これらに岸壁の延長方向の鋼矢板の辺の長さ計192.0mを乗じて、海水中部の防食対象面積を1,056.0㎡、海底土中部の防食対象面積を2,688.0㎡とそれぞれ算出した。そして、アルミニウム合金製の電気防食材の所要の質量を16,104.9kgと算出し、設計耐用年数50年の3.0Aの電気防食材(252.7kg/個)64個を鋼矢板に取り付けていた(直接工事費19,852,800円。参考図参照)。

しかし、港湾台帳に記載された鋼矢板下端の深度に疑問を持って、設計計算により鋼矢板の構造を推定するとしても、平成11年技術基準ではなく、本件岸壁が建設された昭和37年度当時の設計の基準である「港湾工事設計要覧(昭和34年)」(社団法人日本港湾協会。以下「昭和34年設計要覧」という。)を用いる必要があった。そして、昭和34年設計要覧に基づいて設計計算により当時の岸壁に必要とされた鋼矢板の構造を推定すると、鋼矢板下端の深度はLWL-11.0mと算出され、同県が平成11年技術基準^(注5)に基づいて算出したLWL-20.5mより大幅に浅いものとなる。現に、孔内磁気探査により実際の鋼矢板下端の深度を測定したところ、LWL-11.0m程度と確認された。

このように、電気防食工の設計に先立つ岸壁の現況の把握が適切でないまま電気防食工を設計し、施工していたことは、事業の計画における検討が十分でなく、適切とは認められない。

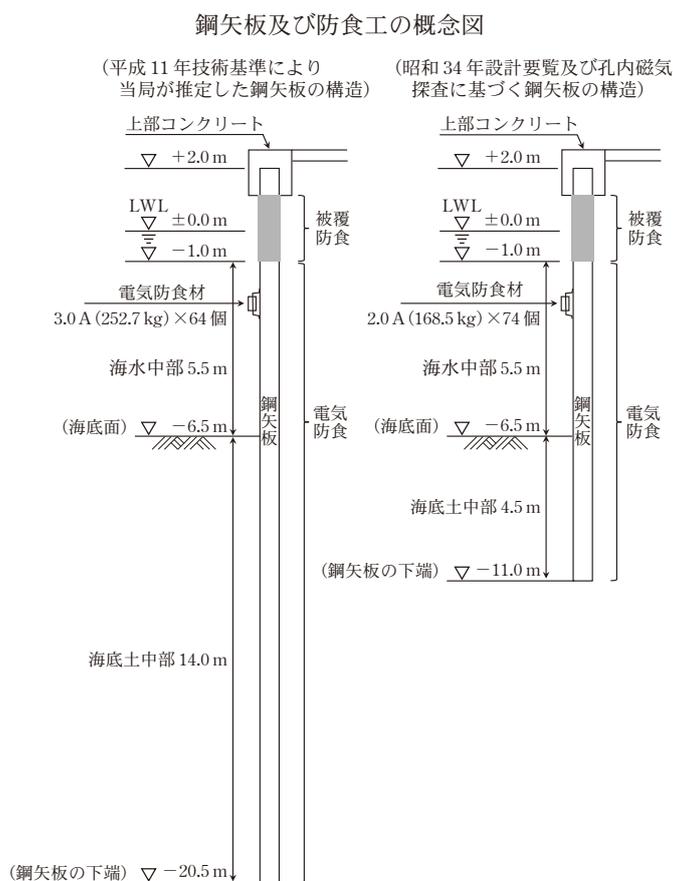
そこで、鋼矢板下端の深度LWL-11.0mに基づいて電気防食工の設計を行うと、海底土中部の鋼矢板の長さは4.5m、防食対象面積は864.0㎡となり、これに海水中部の防食対象面積1,056.0㎡を合わせるなどして電気防食材の所要の質量を算出すると12,415.6kgとなる。そして、経済的な設計を考慮した適切な電気防食材の仕様及び個数は設計耐用年数50年で2.0Aのもの(168.5kg/個)74個(直接工事費15,665,800円)となる。

したがって、上記に基づいて本件工事費を算定すると、42,735,600円となり、本件工事の交付対象事業費48,902,400円はこれに比べて6,166,800円過大となっていて、これに係る交付金相当額2,055,600円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において、電気防食工の計画に当たり、鋼矢板下端の深度についての検討が十分でなかったことなどによると認められる。

- (注1) 電気防食工 腐食を防止するために、鋼材に電気防食材を溶接するなどする工事
- (注2) 被覆防食工 腐食を防止するために、鋼材表面に被覆材料を塗布するなどする工事
- (注3) 朔望平均干潮面 新月及び満月の日から前2日後4日以内に現れる各月の最低干潮位を平均した水面高
- (注4) 港湾台帳 港湾法(昭和25年法律第218号)第49条の2の規定に基づき調製される帳簿及び図面で、港湾管理者が管理する港湾施設の状況等が記載されている。
- (注5) 孔内磁気探査 ボーリング孔に探査計を挿入し、各深度の磁気変化を測定することで、鋼材の深度等の把握を行うもの

(参 考 図)



意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1) 国管理空港の土地、建物及び工作物に係る行政財産の使用料の算定に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めることなく駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、旅客ターミナルビル事業等から生ずる純収益を使用許可者に配分する割合を適切に算出したりすることなどにより、使用料の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

会計名及び科目	自動車安全特別会計(空港整備勘定)	(款) 雑収入	(項) 雑収入
部 局 等	国土交通本省、東京、大阪両航空局		

国管理空港の土地等に係る使用料の概要	東京、大阪両航空局が管理する国管理空港の土地、建物及び工作物について、旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、駐車場等の施設を運営しようとする者に対して使用の許可を行う場合に対価として徴収するもの	
検査の対象とした使用許可の件数及び使用料の徴収額	延べ 430 件	452 億 4517 万余円(平成 27 年度～30 年度)
駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて純収益を算出していた事態に係る使用許可の件数及び低額となっていた使用料の徴収額(1)	延べ 83 件	12 億 6235 万円(平成 27 年度～30 年度)
使用許可者と事業者とで異なる方法で算出した建物等帰属純収益による比率に基づいて使用許可者への配分率を算出していた事態に係る使用許可の件数及び低額となっていた使用料の徴収額(2)	延べ 296 件	14 億 1824 万円(平成 27 年度～30 年度)
(1)及び(2)の計	延べ 307 件	26 億 8060 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について

(令和元年 10 月 16 日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 国管理空港の土地等の概要等

(1) 国管理空港の土地等の概要

貴省は、空港法(昭和 31 年法律第 80 号)等の規定に基づき、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として 19 空港^(注 1)を設置し管理している。また、防衛省等が設置し管理している飛行場のうち、公共の用に供するものとされた 8 飛行場^(注 2)について、エプロン、ターミナル地区等の民間航空専用地域を管理している(以下、19 空港及び 8 飛行場を合わせた 27 空港等を「国管理空港」という。)

そして、東京、大阪両航空局(以下、両局を合わせて「地方航空局」という。)は、国管理空港(8 飛行場については民間航空専用地域)の土地、建物及び工作物(以下「土地等」とい

う。)について、自動車安全特別会計空港整備勘定に属する行政財産として、国有財産法(昭和23年法律第73号)に基づき管理している。

(注1) 19 空港 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港

(注2) 8 飛行場 札幌、千歳、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島各飛行場

(2) 使用許可の概要

行政財産は、国有財産法によれば、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可(以下、この許可を「使用許可」という。)することができる。また、行政財産の使用許可を行う場合、財政法(昭和22年法律第34号)に基づき、原則として、適正な対価を徴収することとなっている。

そして、地方航空局は、毎年度、国管理空港の土地等の行政財産を使用して旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、駐車場等の施設を運営しようとする者に対して、当該行政財産の使用許可を行っている(以下、使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者を「事業者」といい、使用許可を行う者を「使用許可者」という。)

(3) 使用料の算定手順等

貴省は、国管理空港のうち民間航空機が使用していない千歳飛行場及び防衛省が使用料に関する調査等の業務を行う岩国飛行場を除く25^(注3)空港等の土地等の行政財産について、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号大蔵省管財局長通達)等に基づき、使用料を次のように算定している。

① 貴省本省は、5か年度に1回、使用料に関する調査(以下「使用料調査」という。)を不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」という。)等に委託して実施する。委託に当たっては、契約の仕様書において、不動産鑑定評価基準(平成14年7月3日国土交通事務次官通知)に準拠して実施することなどを定めている。そして、地方航空局は、貴省本省からその報告書(以下「使用料調査報告書」という。)の送付を受けて、その内容等に基づき、使用料を算定する。

② 地方航空局は、貴省本省が使用料調査を行わない年度については毎年度、使用料調査の方法に準じて、使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」という。)を鑑定会社等に委託して実施して、その報告書の内容等に基づき、使用料を算定する。

なお、①及び②により算定した次年度の使用料が、当年度の使用料の1.2倍を超える場合には当年度の使用料の1.2倍の額を、0.8倍に満たない場合には当年度の使用料の0.8倍の額を次年度の使用料とすることとなっている。

そして、貴省本省は、地方航空局が算定した使用料を、事業者から徴収している。

(注3) 25 空港等 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港、札幌、三沢、百里、小松、美保、徳島各飛行場

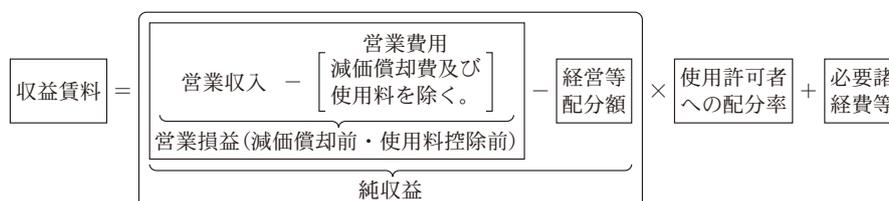
(4) 使用料の算定方法

25 空港等の土地等の行政財産を使用して運営する事業のうち、旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業(以下「3 事業」という。)については事業ごとに収益性を確認できることから、使用料調査及び変動率調査においては、対象不動産の基礎価格に期待利回りを乗じて得た額に必要諸経費等を加算することなどにより積算賃料を求める方法と、対象不動産が一定期間に生み出すであろうと期待される不動産等純収益(以下「純収益」という。)に必要諸経費等を加算することなどにより収益賃料を求める方法を併用して、積算賃料の2割と収益賃料の8割を合算する方法が採られている。

このうち、収益賃料の算出方法については、次のとおりとなっている(図1 参照)。

- ① 事業者の3 事業に係る実績に基づいて、事業ごとに営業収入から営業費用(事業者が事業に供した建物及び工作物に係る減価償却費並びに使用許可を受けた行政財産に係る使用料を除く。)を差し引いて営業損益(減価償却前・使用料控除前)を算出し、更に一般企業経営における配当額等を参考に鑑定会社等が査定した経営等配分額を差し引くなどして純収益を算出する。
- ② 純収益の額に使用許可者に配分する純収益の割合(以下「使用許可者への配分率」という。)を乗じて得た額に、使用許可者における必要諸経費等を加えて収益賃料を算出する。

図1 収益賃料の算出方法



なお、事業者の営業損益等の実績については、貴省本省又は地方航空局が、事業者から資料の提出を受けて、これを鑑定会社等に交付する。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定が適切に行われているかなどに着眼して、地方航空局が25 空港等において3 事業を行う39 事業者に対して平成27 年度から30 年度までの各年度を使用許可期間^(注4)として行った使用許可延べ430 件に係る使用料の徴収額計452 億4517 万余円を対象として、貴省本省、地方航空局及び釧路空港事務所において、使用料算定調書、使用料調査報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 使用許可期間 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成25 年法律第67 号)等に基づき民間事業者に公共施設等運営権が設定された仙台空港については平成27、28 両年度(28 年6 月まで)、同じく高松空港については27 年度から29 年度までの各年度である。

(検査の結果)

検査したところ、使用料の算定について、次のような事態が見受けられた。

(1) 駐車場事業に係る収益賃料の算出に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて純収益を算出していた事態

3事業に係る収益賃料の算出に当たり、事業ごとの営業損益等の実績に基づいて純収益が適切に算出されているかをみたところ、16空港等^(注5)において駐車場事業を行う2事業者に対する使用許可延べ87件について、次のとおり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて純収益を算出していた事態が見受けられた。

ア 空港環境整備事業に要した費用を含めていたもの

貴省本省は、27年度の使用料を算定するための使用料調査に際して、一般財団法人空港振興・環境整備支援機構(30年6月26日以前は、一般財団法人空港環境整備協会。以下「空港支援機構」という。)が16空港等で実施する駐車場事業に係る営業損益等の実績について、空港支援機構から資料の提出を受けて、これを鑑定会社に交付していた。空港支援機構は、駐車場事業の収益を活用して空港周辺の騒音及び生活環境の改善を図るなどのために地方公共団体等に対して助成を行う空港環境整備事業を実施してきた経緯があることから、空港環境整備事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて当該資料に記載していた。鑑定会社は、これに基づき駐車場事業から生ずる純収益を算出するなどして使用料調査報告書を作成していた。そして、貴省本省は、使用料調査報告書を鑑定会社から受領して、地方航空局に送付し、地方航空局はこれに基づき使用料を算定していた。その後、地方航空局は、28年度から30年度までの各年度の使用料について、同様の方法により算定していた。

しかし、次のことなどから、空港環境整備事業が駐車場事業の収益を活用して実施されてきた経緯があるとしても、そのことは使用料の算定に当たり空港環境整備事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含める理由にはならず、空港環境整備事業は空港支援機構が法人として自らの資産や収益をもって必要な費用を賄うべき事業であり、駐車場事業とは別の事業と認められる。

(ア) 空港支援機構は、24年4月に特例財団法人から一般財団法人に移行した際に、24年3月末における純資産額を基礎とした公益目的財産額について、公益目的の支出を行うことにより令和22年度までに零とする公益目的支出計画を作成していて、空港環境整備事業に要した費用を同計画に基づいて公益目的に支出した額の一部として毎年度の公益目的支出計画実施報告書に記載していたこと

(イ) 空港支援機構は、毎年度の正味財産増減計算書において、駐車場事業を収益事業等会計に、空港環境整備事業を公益目的事業会計にそれぞれ区分して経理していたことしたがって、収益賃料の算出に当たり、空港環境整備事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出していたことは適切とは認められない。

イ 観光事業に要した費用を含めていたもの

貴省は、一般社団法人千歳観光連盟(以下「千歳観光連盟」という。)が新千歳空港で実施する駐車場事業について、千歳市を始めとする関連地域の観光客誘致宣伝等を行う観光事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めていた。

しかし、アと同様に、千歳観光連盟は、観光事業に要した費用を公益目的支出計画に基づいて公益的に支出した額の一部としていたことなどから、観光事業は駐車場事業とは別の事業であり、収益賃料の算出に当たり、観光事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出していたことは適切とは認められない。

そこで、これらの16空港等において駐車場事業を行う2事業者に対する平成27年度から30年度までの使用許可延べ87件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を除いて純収益を算出することとして使用料を修正計算した。その結果、使用料が変動することになった16空港等における2事業者に対する使用許可延べ83件の使用料は計122億5912万余円となり、徴収額計109億9677万余円はこれに比べて計12億6235万余円低額となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

東京航空局は、平成27年3月27日に、空港支援機構に対して、27年度に釧路空港の敷地21,030.15㎡等を有料駐車場に供することなどを内容とする使用許可を行った。

空港支援機構は、空港環境整備事業として、釧路市が実施するサイクリングツアーサポートステーションの整備等に対して助成を行う事業を実施していたことから、貴省本省の使用料調査に際して、これらの空港環境整備事業に要した費用(23年度287万余円、24年度191万円、25年度865万余円、26年度上半期1646万円)を含めて、駐車場事業に要した費用を23年度7900万余円、24年度8488万余円、25年度1億0191万余円、26年度上半期5622万円であるとする資料を貴省本省に提出していた。そして、貴省本省は、この内容を適当と判断して、当該資料を鑑定会社に交付し、鑑定会社は当該資料等に基づいて純収益を3034万余円と算出するなどして使用料調査報告書を貴省本省に提出していた。

その後、同局は、当該使用料調査報告書を貴省本省から受領して、その内容に基づいて27年度の使用料を1950万余円と算定して、貴省本省は同額を空港支援機構から徴収していた。

しかし、空港環境整備事業に要した費用を除いて修正計算すると純収益は4159万余円となり、これに基づく27年度の使用料は2481万余円となることから、徴収額1950万余円はこれに比べて530万余円低額となっていた。

(注5) 16空港等 東京国際、新千歳、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎各空港、小松飛行場

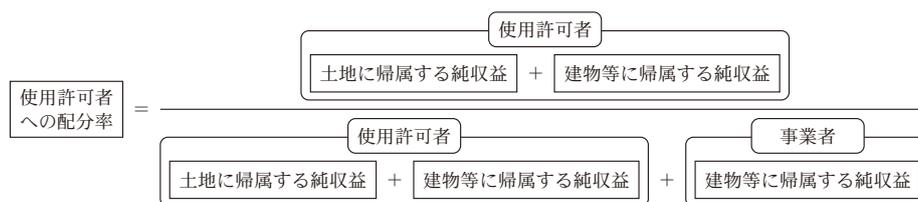
(2) 3事業に係る収益賃料の算出に当たり、使用許可者と事業者とで異なる方法で算出した建物等帰属純収益による比率に基づいて使用許可者への配分率を算出していた事態

収益賃料は、前記のとおり、純収益の額に使用許可者への配分率を乗ずることなどにより算出されている。また、使用許可者への配分率は、使用許可者及び事業者それぞれの資

産に帰属する純収益の比率に基づいて使用許可者と事業者に純収益を配分するという考え方により、使用許可者に配分する純収益の割合を算出するものになっている。

そして、3事業に使用される資産のうち、土地については貴省が保有しているのに対して、建物及び工作物(以下「建物等」という。)については使用許可者及び事業者がそれぞれ保有している。このため、貴省は、収益賃料の算出に当たり、図2のとおり、使用許可者の土地及び建物等のそれぞれに帰属する純収益並びに事業者の建物等に帰属する純収益を算出し、これらの比率に基づいて使用許可者への配分率を算出していた(以下、建物等に帰属する純収益を「建物等帰属純収益」という。)

図2 使用許可者への配分率の算出方法



しかし、これらのうち建物等帰属純収益についてみると、使用許可者の建物等については再調達原価から時の経過等による減価分を控除した後の価格を基礎として算出していたのに対して、事業者の建物等については減価分を控除していない建物等の取得価格を基礎として算出していたことから、それぞれの算出結果は比較することに適さず、これらの異なる方法により算出した使用許可者と事業者の建物等帰属純収益による比率に基づいて使用許可者への配分率を算出していたことは、適切とは認められない。

そこで、使用許可者と事業者のいずれの算出方法に統一する場合でも生ずる開差額を算出することとして、事業者の算出方法に統一することにより、使用許可者の建物等帰属純収益を用いて使用許可者への配分率を算出していた^(注6)24空港等において3事業を行う34事業者に対する27年度から30年度までの使用許可延べ362件について、(1)の事態を合わせて考慮して使用料を修正計算した。その結果、使用料が変動することになった24空港等において3事業を行う33事業者に対する使用許可延べ296件の使用料は計431億4671万余円となり、徴収額計406億1673万余円はこれに比べて計25億2998万余円低額となっていた。このうち、11億1173万余円は一部の使用許可において(1)の事態にも該当していたことにより低額となっていた額であり、これを除いた計14億1824万余円が(2)の事態により低額となっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

東京航空局は、平成27年3月31日に、日本空港ビルディング株式会社に対して、27年度に東京国際空港の土地14,277.27㎡、建物延べ床面積61,107.64㎡等を第1立体駐車場に供することなどを内容とする使用許可を行った。そして、同社は、これに基づき駐車場事業を行っていた。

貴省本省が鑑定会社から受領した使用料調査報告書において、使用許可者の建物等帰属純収益については、貴省が整備した第1立体駐車場本体等(取得価格計150億3369万余円)の再調達原価から減価分を控除した後の価格を基礎として4億2578万余円と算出されていたのに対

して、事業者の建物等帰属純収益については、同社が整備した機械装置等(取得価格計4億6933万余円)の取得価格を基礎として7913万余円と算出されていた。その結果、使用許可者への配分率は87.9%と算出され、これを当該事業の純収益に乗ずるなどして、使用料が5億4256万余円と算定されて報告されていた。その後、同局は、当該使用料調査報告書を貴省本省から受領して、その内容に基づき、消費税及び地方消費税相当額を加算した上で、使用料を5億8597万余円と算定して、貴省本省は同額を同社から徴収していた。

しかし、貴省が整備した第1立体駐車場本体等について事業者の建物等帰属純収益の算出方法と同様に取得価格を基礎として修正計算すると、使用許可者の建物等帰属純収益は10億3156万余円となり、使用許可者への配分率は93.7%となることから、使用料は6億1472万余円となる。したがって、徴収額5億8597万余円はこれに比べて2874万余円低額となっていた。

(注6) 24空港等 東京国際、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇各空港、札幌、三沢、小松、美保、徳島各飛行場

以上のとおり、24空港等において3事業を行う33事業者に対する27年度から30年度までの使用許可延べ307件に係る使用料は計440億7169万余円となり、徴収額413億9109万余円はこれに比べて26億8060万余円低額となっていた(表参照)。

表 低額となっていた使用料の徴収額

年度	事業名	事業者数	使用許可件数(件)	使用料の徴収額(千円)	低額となっていた使用料の徴収額(千円)	(1)の事態に係る額(千円)	(2)の事態に係る額(千円)
平成27	旅客ターミナルビル	18	31	4,746,960	28,924	—	28,924
	貨物ターミナルビル	5	12	1,229,727	2,347	—	2,347
	駐車場	6	26	3,321,255	435,462	195,755	239,707
	小計	24	69	9,297,943	466,734	195,755	270,979
28	旅客ターミナルビル	24	43	5,405,407	32,891	—	32,891
	貨物ターミナルビル	5	12	1,240,798	1,691	—	1,691
	駐車場	5	28	3,894,598	610,714	323,683	287,031
	小計	28	83	10,540,804	645,298	323,683	321,614
29	旅客ターミナルビル	22	40	5,568,719	35,724	—	35,724
	貨物ターミナルビル	5	12	1,275,890	1,996	—	1,996
	駐車場	5	27	3,905,234	720,570	372,944	347,626
	小計	26	79	10,749,844	758,290	372,944	385,346
30	旅客ターミナルビル	20	38	5,659,856	35,362	—	35,362
	貨物ターミナルビル	5	12	1,286,493	2,406	—	2,406
	駐車場	4	26	3,856,148	772,508	369,974	402,534
	小計	23	76	10,802,499	810,277	369,974	440,303
計	旅客ターミナルビル	28	152	21,380,943	132,903	—	132,903
	貨物ターミナルビル	6	48	5,032,910	8,441	—	8,441
	駐車場	6	107	14,977,237	2,539,256	1,262,357	1,276,899
	合計	33	307	41,391,092	2,680,600	1,262,357	1,418,243

注(1) 同一空港等で複数の事業を実施する事業者がいるため、各事業の事業者数を集計しても小計、合計とは一致しない。また、複数年度にわたり使用許可を受けている事業者がいるため、各年度の事業者数及び小計を集計しても計欄の合計とは一致しない。

注(2) 旅客、貨物両ターミナルビル事業の使用許可が一括して行われたものについては、旅客ターミナルビル事業に含めている。

(是正改善を必要とする事態)

貴省において、収益賃料を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、使用許可者と事業者とで異なる方法で算出した建物等帰属純収益による比率に基づいて3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率を算出したりしていることにより、使用料が過小に算定されている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、次のことなどによると認められる。

- ア 空港支援機構が行う空港環境整備事業及び千歳観光連盟が行う観光事業が駐車場事業の収益を活用して実施されてきた経緯があることなどから、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めることができると認識していて、駐車場事業から生ずる純収益を適切に算出することについての理解が十分でないこと
- イ 使用許可者への配分率の算出方法について、不動産鑑定評価基準では規定されていないものの不動産鑑定士による判断を経ていることから適正なものと認識していて、使用料調査及び変動率調査を委託するに当たり、使用許可者への配分率の適切な算出方法を明示する必要性についての理解が十分でないこと

3 本院が求める是正改善の処置

貴省は、空港等を利用する旅客等の利便を図るために、今後も継続的に行政財産の使用許可を行うことが見込まれることから、財政法等に基づき、使用料の算定を適切に行う必要がある。

については、貴省において、国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料を適切に算定するよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可において、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定しているものについて、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととして、元年度に係る使用料の改定を行うこと
- イ 貴省本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを契約の仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付すること
- ウ 3事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率の算出について、使用許可者及び事業者の建物等帰属純収益を比較可能な方法により算出するための検討を行い、貴省本省が使用料調査を鑑定会社等に委託する際に、その結果に基づく適切な使用許可者への配分率の算出方法を契約の仕様書に明記すること

エ 地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際に、イ及びウと同様の取扱いとするよう、地方航空局へ通知すること

- (2) 住宅・建築物安全ストック形成事業等により行った耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない建築物の所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう所管行政庁に対して周知することなどにより、地震に対する安全性の向上が図られるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 (項)住宅防災事業費
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者 (事業主体)	都、府1、県2、市130、特別区1、町70、村4、一部事務組合5、 広域連合1、地方公営企業1、民間事業者等3,537
補助事業	(1) 住宅・建築物安全ストック形成事業 (2) 耐震対策緊急促進事業
補助事業の概要	住宅・建築物の耐震化を促進するために実施される事業で、耐震診断 並びに耐震改修及び建替え等に関する事業
14都道府県において社会資本 整備総合交付金 等の交付を受け て耐震診断が行 われた既存耐震 不適格建築物の 棟数及び当該建 築物の所有者に 対して交付され た交付金等の額	5,042棟 64億8584万余円(平成25年度～29年度)
耐震診断の結果、耐震性が不 十分と判定され た建築物3,789 棟のうち、平成 31年3月末現在 において、耐震 改修が未実施 の建築物の棟数 及び当該建築物 の所有者に対し て交付された交 付金等の額	1,536棟 25億0784万余円(平成25年度～29年度)
上記1,536棟の うち、平成31 年3月末現在に おいて、所管行 政庁が指導及び 助言を行ってい ない建築物の棟 数及び当該建築 物の所有者に対 して交付された 交付金等の額(1)	458棟 4億2732万円

耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された建築物3,789棟のうち、平成31年3月末現在において、所管行政庁が耐震診断後の耐震改修の実施状況を把握していない建築物の棟数及び当該建築物の所有者に対して交付された交付金等の額	993棟	11億7676万円(背景金額)(平成25年度～29年度)
上記993棟のうち、本院の依頼に基づき所管行政庁が耐震改修の実施状況を調査した結果、未実施となっていた建築物の棟数及び当該建築物の所有者に対して交付された交付金等の額 ⁽²⁾	304棟	3億8923万円
(1)及び(2)の計	762棟	8億1655万円

【改善の処置を要求したものの全文】

住宅・建築物安全ストック形成事業等により耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について

(令和元年10月29日付け 国土交通大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 住宅・建築物安全ストック形成事業等の概要等

(1) 住宅・建築物安全ストック形成事業等の概要

貴省は、住宅・建築物の耐震性の向上を図るため、平成22年度から、住宅・建築物安全ストック形成事業として、住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱(平成21年国住備第159号国土交通省住宅局長通知)等に基づき、耐震診断、耐震改修、建替え等を行う民間事業者等に対して補助金を交付する地方公共団体等に対して、社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金(以下、これらを合わせて「交付金」という。)を交付している。また、貴省は、25年度から、耐震対策緊急促進事業として、耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱(平成25年国住市第54号国土交通省住宅局長通知)等に基づき、交付金に上乗せするなどして耐震対策緊急促進事業補助金(以下、交付金と当該補助金とを合わせて「交付金等」という。)を交付している。

(注1)
交付金等の交付対象となる耐震診断は、住宅・建築物の構造耐力上主要な部分の材料強度等に関する実地調査等を行うことにより、地震に対する安全性を評価するものである。

(注1) 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱等で、地震その他の震動又は衝撃等を支えるものをいう。

(2) 建築物の耐震化に係る法令等

我が国の建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)等において、建築物の耐震設計のための基準(以下「耐震基準」という。)が示されている。そして、昭和53年に発生した宮城県沖地震を契機として、建築物の耐震性を向上させるため、55年に建築基準法施行令が改正され、56年6月1日に施行されている。この改正前の耐震基準は、中規模地震(震度5強程度)に対し、建築物にほとんど損傷を生じさせないことを確認する設計手法であったのに対して、改正後の耐震基準は、大規模地震(震度6強程度)に対し、人命に危害を及ぼすような建築物の倒壊等の被害を生じさせないことを目標とする設計手法となっている。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであったという教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)が、同年に制定され、その後、既存の建築物の耐震化を緊急に促進するため、25年に改正された。この改正された耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物^(注2)のうち、表1に示した特性、規模等に該当する建築物を要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は特定既存耐震不適格建築物に分類し、このうち要安全確認計画記載建築物の所有者は、都道府県又は市区町村が耐震改修促進計画に定めた期限までに、要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、27年12月31日までに、それぞれ耐震診断を行い、その結果を所管行政庁^(注3)に報告しなければならないなどとされた(以下、要安全確認計画記載建築物と要緊急安全確認大規模建築物とを合わせて「耐震診断義務付け対象建築物」といい、耐震診断義務付け対象建築物と特定既存耐震不適格建築物とを合わせて「耐震診断義務付け対象建築物等」という。また、耐震診断義務付け対象建築物等以外の既存耐震不適格建築物を「その他の既存耐震不適格建築物」という。)。また、特定既存耐震不適格建築物及びその他の既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行うよう努めなければならないとされた。そして、既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされた。

これに伴い、耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物の所有者は、住宅・建築物安全ストック形成事業等により交付金等の交付を受けるなどして、耐震診断を行っている。

(注2) 既存耐震不適格建築物 地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法等の規定の施行等の際、現に存する建築物

(注3) 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

表1 耐震改修促進法における主要な建築物の種類等

建築物の種類		特性	主な用途	規模等
耐震診断義務付け対象建築物 注(2)	要安全確認計画記載建築物	都道府県が耐震改修促進計画に指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	庁舎、病院、避難所となる体育館	—
		都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に指定する重要な避難路の沿道建築物	—	前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超) 注(4)
	要緊急安全確認大規模建築物	不特定多数の者が利用する大規模建築物	病院、店舗、旅館、ホテル	階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
			体育館	階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
		避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	老人ホーム	階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
			小学校、中学校	階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上			
一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等	危険物貯蔵場	階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上		
特定既存耐震不適格建築物 注(3)	多数の者が利用する一定規模以上の建築物	病院、店舗、旅館、ホテル	階数3以上かつ床面積の合計1,000㎡以上	
		体育館	階数1以上かつ床面積の合計1,000㎡以上	
		老人ホーム	階数2以上かつ床面積の合計1,000㎡以上	
		小学校、中学校	階数2以上かつ床面積の合計1,000㎡以上	
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ床面積の合計500㎡以上	
	一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等	危険物貯蔵場	—	
都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に指定する避難路の沿道建築物	—	前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超) 注(4)		

注(1) 国土交通省の公表資料等を基に作成している。

注(2) 耐震診断義務付け対象建築物については、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したものが対象となっている。

注(3) 要緊急安全確認大規模建築物の規模等に該当する建築物を除く。

注(4) 地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能となっている。

(3) 所管行政庁による指導及び助言、指示等

耐震改修促進法によれば、所管行政庁は、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、既存耐震不適格建築物の所有者に対し指導及び助言をすることができる。とされている。

建築物の耐震改修については、「東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略」(平成17年3月中央防災会議決定)において、10年後に死者数等を想定から半減させるという目標の達成のために最も重要な課題とされたことなどを踏まえ、貴省は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。)を定めている。

貴省は、基本方針の中で、所管行政庁は、耐震改修の実施を確保するために必要があると認めるときは、耐震診断義務付け対象建築物及び政令で定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきで

あるとしている。そして、指導に従わない所有者に対しては耐震改修促進法に基づき必要な指示を行い、指導及び助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該所有者が必要な対策を執らなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物について、速やかに建築基準法に基づく命令を行うべきであるとしている。また、政令で定める特定既存耐震不適格建築物以外の特定既存耐震不適格建築物及びその他の既存耐震不適格建築物の所有者に対しても、所管行政庁は、耐震改修促進法に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきであるとしている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された建築物のうち倒壊等した場合の影響が相対的に小さいと思料される一戸建ての住宅を除いた建築物について、耐震改修が行われているか、耐震改修を促進するため所管行政庁は当該建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導及び助言を行っているかなどに着眼して、耐震改修促進法が改正された25年度から29年度までの間に14都道府県^(注4)において耐震診断を行った既存耐震不適格建築物5,042棟の所有者に交付された交付金等の交付額計64億8584万余円を対象に、貴省本省及び14都道府県において、実績報告書、検査調書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 14都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、山形、栃木、埼玉、新潟、石川、静岡、三重、和歌山、福岡、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 耐震診断後の耐震改修の実施状況

前記の建築物5,042棟について耐震診断の結果を確認したところ、震度6強から7程度の地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し若しくは崩壊する危険性が高い建築物(以下「危険性の高い建築物」という。)、又は倒壊し若しくは崩壊する危険性がある建築物であるため、耐震性が不十分と判定された建築物は3,789棟(耐震診断に係る交付金等交付額計54億6042万余円)となっていた。

耐震性が不十分と判定された建築物3,789棟について、31年3月末現在における耐震改修の実施状況をみると、表2のとおり、耐震改修(除却を含む。以下同じ。)が実施済(実施中を含む。以下同じ。)の建築物は1,260棟(3,789棟に占める割合33.3%)となっている一方で、耐震改修が未実施(耐震改修を実施する予定があるとしているものを含む。以下同じ。)の建築物は1,536棟(同40.5%、耐震診断に係る交付金等交付額計25億0784万余円)となっていた。また、993棟(同26.2%、同11億7676万余円)については、所管行政庁が31年3月末現在における耐震改修の実施状況を把握していなかった。そして、上記の耐震改修が未実施の建築物1,536棟のうち、利用者数が多いなど倒壊等した場合の被害が甚大なものとなることが想定されているなどの耐震診断義務付け対象建築物は772棟、特定既存耐震不適格建築物は197棟となっており、これら計969棟の建築物のうち、危険性の高い建築物は576棟となっていた。

表2 耐震性が不十分と判定された建築物の耐震改修の実施状況等(平成31年3月末現在) (単位:棟)

建築物の種類		計	所管行政庁が耐震改修の実施状況を把握している建築物	耐震改修が実施済	耐震改修が未実施(注)	危険性の高い建築物	所管行政庁が耐震改修の実施状況を把握していない建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物	995	752	304	448 (37)	247 (17)	243
	要緊急安全確認大規模建築物	596	576	252	324 (126)	230 (82)	20
計		1,591	1,328	556	772 (163)	477 (99)	263
特定既存耐震不適格建築物		702	460	263	197 (47)	99 (18)	242
計		2,293	1,788	819	969 (210)	576 (117)	505
その他の既存耐震不適格建築物		1,496	1,008	441	567 (139)	309 (67)	488
合計		3,789	2,796	1,260	1,536 (349)	885 (184)	993
(構成比)		(100.0%)	(73.8%)	(33.3%)	(40.5%)	(23.4%)	(26.2%)

(注) 耐震改修が未実施の括弧書きの数字は、今後、耐震改修を実施する予定があるとしているもので、内数である。

前記の耐震改修が未実施の建築物 1,536 棟について、31年3月末現在における耐震診断後の経過年数についてみると、表3のとおりとなっており、そのうち25年度に耐震診断が実施された後、耐震改修が未実施のまま5年以上が経過している建築物は426棟となっていた。

表3 耐震改修が未実施の建築物に係る耐震診断後の経過年数(平成31年3月末現在) (単位:棟)

耐震診断後の経過年数	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	計
耐震診断実施件数	431	610	1,039	1,334	1,628	5,042
(実施年度)	(平成29年度)	(28年度)	(27年度)	(26年度)	(25年度)	—
耐震性が不十分と判定された建築物	285	474	786	990	1,254	3,789
耐震改修の実施状況が把握されている建築物(A)	186	292	597	780	941	2,796
耐震改修が未実施の建築物(B)	156	195	372	387	426	1,536
(割合 B/A)	(83.9%)	(66.8%)	(62.3%)	(49.6%)	(45.3%)	(54.9%)

(2) 所管行政庁による指導及び助言の実施状況等

前記のとおり、貴省は、基本方針において、所管行政庁は、耐震改修の実施を確保するために必要があると認めるときは、既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきであるとしている。

そこで、耐震性が不十分と判定された建築物 3,789 棟に係る指導及び助言の実施状況をみたところ、表4のとおり、所管行政庁は、2,245 棟(3,789 棟に占める割合 59.3%)については、耐震改修促進法に基づく指導及び助言であることを明記した文書を交付したり、耐

震改修促進法に基づくか否かを問わず、電話、訪問等をしりして指導及び助言を行っていた。そして、指導及び助言の内容は、耐震改修等の必要性を説明するもの、補助金等の助成制度を説明するものが多くなっていた。一方、31年3月末現在において、耐震改修が未実施であるにもかかわらず、所管行政庁が、それまでに一度も指導及び助言を行っていない建築物は458棟(耐震診断に係る交付金等交付額計4億2732万余円)となっていた。

表4 指導及び助言の実施状況(平成31年3月末現在) (単位:棟)

建築物の所有者	建築物の種類		棟数	指導及び助言を行っている建築物		指導及び助言を行っていない建築物					
				計	所管行政庁が指導及び助言後の耐震改修の実施状況を把握しているもの	計	所管行政庁が耐震改修の実施状況を把握しているもの			所管行政庁が耐震改修の実施状況を把握していないもの	
							耐震改修が実施済	耐震改修が未実施(注)	危険性の高い建築物		
地方公共団体以外の者	耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物	923	604	471	133	319	118	93(7)	46(4)	108
		要緊急安全確認大規模建築物	488	433	416	17	55	41	11(6)	7(3)	3
	特定既存耐震不適格建築物		485	287	159	128	198	57	36(12)	20(6)	105
	計		1,896	1,324	1,046	278	572	216	140(25)	73(13)	216
	その他の既存耐震不適格建築物		973	568	357	211	405	84	58(15)	23(5)	263
	合計		2,869	1,892	1,403	489	977	300	198(40)	96(18)	479
地方公共団体	耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物	72	15	15	0	57	44	11(2)	6(0)	2
		要緊急安全確認大規模建築物	108	78	78	0	30	16	14(8)	9(3)	0
	特定既存耐震不適格建築物		217	68	64	4	149	90	54(17)	27(6)	5
	計		397	161	157	4	236	150	79(27)	42(9)	7
	その他の既存耐震不適格建築物		523	192	186	6	331	142	181(59)	99(36)	8
	合計		920	353	343	10	567	292	260(86)	141(45)	15
合計	耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物	995	619	486	133	376	162	104(9)	52(4)	110
		要緊急安全確認大規模建築物	596	511	494	17	85	57	25(14)	16(6)	3
	特定既存耐震不適格建築物		702	355	223	132	347	147	90(29)	47(12)	110
	計		2,293	1,485	1,203	282	808	366	219(52)	115(22)	223
	その他の既存耐震不適格建築物		1,496	760	543	217	736	226	239(74)	122(41)	271
	合計		3,789	2,245	1,746	499	1,544	592	458(126)	237(63)	494

(注) 耐震改修が未実施の括弧書きの数字は、今後、耐震改修を実施する予定があるとしているもので、内数である。

前記の耐震改修が未実施であるにもかかわらず、所管行政庁が、それまでに一度も指導及び助言を行っていない458棟について、耐震診断後、指導及び助言が行われないまま経過した期間をみると、表5のとおり、2年以上が経過しているものが400棟(458棟に占める割合87.3%)となっており、この中には、耐震診断義務付け対象建築物であり、かつ危険性の高い建築物が68棟含まれていた。

表5 耐震改修が未実施の建築物のうち指導及び助言が行われていない建築物の耐震診断後の経過年数(平成31年3月末現在) (単位:棟)

耐震診断後の経過年数	1年以上 2年未満	2年以上 の計	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上	計
	指導及び助言が 行われていない建築物	58	400	44	76	107	
耐震診断義務付け 対象建築物 (危険性の高い建築物)	2 (0)	127 (68)	6 (5)	27 (12)	32 (16)	62 (35)	129 (68)
特定既存耐震不適格建築物 (危険性の高い建築物)	13 (6)	77 (41)	9 (6)	7 (4)	25 (11)	36 (20)	90 (47)

耐震性が不十分と判定された3,789棟の所管行政庁は121所管行政庁となっており、このうち耐震改修が未実施であるにもかかわらず指導及び助言が行われていない458棟の所管行政庁は39所管行政庁となっていた。

そして、所管行政庁が指導及び助言を行っていない理由は、建築物の所有者が地方公共団体以外の者の場合は、「どのように指導及び助言をしていいかわからない」という理由が最も多くなっていたが、「優先して指導及び助言を行う必要のある建築物が他にある」「所有者を訪問しようとしたが断られた」などの理由も見受けられた。また、建築物の所有者が地方公共団体の場合は、「地方公共団体が所有しており、耐震改修に向けて検討が行われていると想定される」「同じ市所有の建築物であるため全体の改修計画が把握できており、特に個別の働きかけは行っていない」などといった理由が見受けられた。

また、所管行政庁が指導及び助言を行っていて、31年3月末現在の耐震改修の実施状況を把握している建築物は、表4のとおり、1,746棟となっており、このうち耐震改修が実施済の建築物は668棟(1,746棟に占める割合38.3%)となっていた。

このように、所管行政庁が建築物の所有者に対して指導及び助言を行っており、耐震改修が実施されることとなった参考事例を示すと次のとおりである。

<参考事例>

栃木県日光市に所在するAホテル(地上7階建て、床面積5,379.011㎡)は昭和53年に建設され、要緊急安全確認大規模建築物に該当しており、その所有者Bは、当該建築物について、平成26年度に交付金等計343万余円の交付を受けて、耐震診断を行っている。そして、所有者Bは、耐震診断の結果、危険性の高い建築物であると判定されたことを、27年3月に、所管行政庁である日光市に対して報告している。

これを受けて、日光市は、所有者Bに対して、耐震改修等の必要性、重要性等を説明したり、助成制度を説明したりするなどの指導及び助言を28年3月から29年7月までの間に6回行っており、所有者Bは、29年12月に耐震改修工事に着手し30年8月に工事を完了している。

(3) 所管行政庁による耐震改修の実施状況の把握

所管行政庁が耐震診断後の耐震改修の実施状況を把握していない建築物は、表2のとおり、993棟となっており、これらの所管行政庁は48所管行政庁となっていた。

そして、所管行政庁が把握していない理由は、「優先して把握する必要のある建築物が他にある」「所有者と連絡が取れない」などの理由もあったが、「所管行政庁が個別の建築物の耐震改修の実施状況まで把握することにはなっていない」「耐震改修を実施する際には相談に来るよう所有者に依頼していることから、所管行政庁側から調査し把握する必要があるとは考えていない」など把握することに対して消極的な理由が大半を占めていた。また、上記993棟のうち、指導及び助言を一度は行っているものの、31年3月末現在の耐震改修の実施状況を把握していない建築物は、表4のとおり、499棟となっていた。

そこで、本院が、令和元年6月に、所管行政庁に対して、耐震改修の実施状況が把握されていない993棟の建築物を対象として、実際の耐震改修の実施の有無の調査を依頼したところ、このうち耐震改修の実施状況が把握できた400棟の耐震改修の実施状況については、表6のとおり、76.0%の304棟(耐震診断に係る交付金等交付額計3億8923万余円)の耐震改修が未実施となっていた。そして、上記304棟のうち、耐震診断義務付け対象建築物は97棟、特定既存耐震不適格建築物は69棟となっており、これらの建築物計166棟の中には、危険性の高い建築物が83棟含まれていた。また、所有者と連絡がつかないなどのため耐震改修の実施状況が把握できなかった593棟の中には、危険性の高い建築物が283棟含まれていた。

表6 耐震改修の実施状況が把握されていない建築物についての調査結果 (単位：棟)

建築物の種類		耐震改修が実施済	耐震改修が未実施	危険性の高い建築物	計	所有者と連絡がつかないなどの建築物	危険性の高い建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要安全確認計画記載建築物	4	85	37	89	154	89
	要緊急安全確認大規模建築物	0	12	8	12	8	7
計		4	97	45	101	162	96
特定既存耐震不適格建築物		63	69	38	132	110	50
計		67	166	83	233	272	146
その他の既存耐震不適格建築物		29	138	46	167	321	137
合計		96	304	129	400	593	283
(構成比)		(24.0%)	(76.0%)	(32.3%)	(100.0%)	—	—

(改善を必要とする事態)

交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修が未実施であることを所管行政庁が把握しているにもかかわらずその所有者に対して指導及び助言を行っていかかったり、所管行政庁が耐震改修の実施状況を把握していなかったりしている事態は適切でなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、所管行政庁において、耐震性が不十分と判定され耐震改修が行われていない建築物であることを把握しているにもかかわらず、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行うことの重要性の理解が十分でなかったり、指導及び助言を行うためには、耐震改修の実施状況を把握しておく必要があることについての理解が十分でなかったりしていることなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

我が国では、南海トラフ地震や首都直下地震について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものとなると想定されている。

については、貴省において、交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された建築物について、平成25年に改正された耐震改修促進法等の趣旨に沿い、地震に対する安全性の向上が図られるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 所管行政庁に対して、耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう周知すること
- イ 所管行政庁による指導及び助言の実施の有無を定期的に把握し、指導及び助言が行われていない場合には、その理由等を所管行政庁から聴取するなどした上で、所管行政庁に対して技術的助言を行うこととすること

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 地籍整備推進調査費補助金事業の実施に当たり、調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備する重要性を踏まえて国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請を速やかに行うことを周知したり、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの場合に申請等を行う手続を定めて、これを周知したりすることなどにより、事業の成果が有効に活用されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)国土調査費
部 局 等	国土交通本省
交付の根拠	予算補助
補助事業者	都、市16、会社等9、計26調査実施主体
補助事業の概要	都市部における地籍整備の推進等のため、土地境界の情報の調査・測量を行い、国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請等を通じて、その成果を地籍情報として整備しようとする都道府県等に助成を行うもの
検査の対象とした地籍整備推進調査費補助金事業の事業数及び事業費	90事業 3億9414万余円(平成22年度～29年度)

上記に対する補助金交付額	1 億 6001 万余円
周辺地区等と合わせて国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請をすることとしていたなどのため、申請が速やかに行われていなかった事業数及び事業費	17 事業 4024 万余円(平成 23 年度～26 年度、28、29 両年度)
上記に対する補助金交付額(1)	1735 万円
調査実施地区の一部で土地所有者等の境界の確認が得られていないなどのため、調査実施地区全体について国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請が行われていなかった事業数及び事業費	18 事業 8902 万円(平成 22 年度～27 年度、29 年度)
上記に対する補助金交付額(2)	3681 万円
(1)及び(2)の計	5416 万円

1 地籍整備推進調査費補助金事業の概要等

(1) 地籍整備推進調査費補助金事業の概要

国土交通省は、国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)等に基づき、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図ることなどのために、地籍調査等の国土調査と併せて、国土調査以外の測量及び調査の成果についても活用を促進することとしている。そして、同法第 19 条第 5 項の規定によれば、国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について国土調査の成果としての認証を申請した場合において、国土交通大臣等は、これらの地図及び簿冊が国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定(以下「19 条 5 項指定」という。)することができることとしている。

同省は、地籍整備推進調査費補助金制度要綱(平成 22 年国土国第 417 号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「要綱」という。)等に基づき、平成 22 年度から、都市部における地籍整備の推進等のために、土地境界の情報の調査・測量を行い、19 条 5 項指定の申請等を通じて成果を地籍情報として整備しようとする都道府県、市区町村及び民間事業者等(以下、これらを合わせて「調査実施主体」という。)に対して、地籍整備推進調査費補助金を交付している。

要綱等によれば、調査実施主体が実施する地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する情報を整備するための調査(以下「地籍整備推進調査」という。)について、調査・測量による境界情報の整備等(以下「調査・測量等」という。)に要する費用を補助金の交付対象とすることとされている。そして、調査実施主体は、補助事業の完了後に19条5項指定の申請を行う予定の期日(以下「申請予定期日」という。)等を記載した実績報告書を同省へ提出することとされている。また、調査実施地区における調査・測量等が完了した場合には、速やかに19条5項指定の申請等による地籍整備に必要な手続を行うこととされている。

(2) 19条5項指定の申請手続等の概要

調査実施主体は、19条5項指定の申請に当たり、調査・測量等により得られた地図等を土地境界が土地所有者等により適切に確認されていることの根拠資料とともに19条5項指定の申請書類として国土交通省へ提出して、同省は、提出された地図等について審査し、地籍調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有するとして19条5項指定を行った場合、当該地図等の写しを登記所へ送付することとなっている。そして、送付された地図は、登記所において、原則として不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図として備え付けられることとなり、将来の土地取引や用地取得の円滑化、災害時の復旧活動の迅速化等に資するものとなる。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、調査・測量等の完了後に得られた成果が地籍情報として整備されるよう19条5項指定の申請が適切に行われているかなどに着眼して、22年度から29年度までの間に実施され、実績報告書に記載された申請予定期日が到来している地籍整備推進調査費補助金事業のうち26調査実施主体が実施した90事業(事業費計3億9414万余円、補助金交付額計1億6001万余円)を対象として、国土交通本省及び26調査実施主体において、19条5項指定の申請状況等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 周辺地区等の調査・測量等の成果と合わせて19条5項指定の申請をすることとしていたなどのため、申請が速やかに行われていなかった事態

^(注1)
6調査実施主体が実施した17事業(事業費計4024万余円、補助金交付額計1735万余円)について、調査実施主体は、調査実施地区(調査実施面積計39.38ha)の調査・測量等の完了後、周辺地区等の調査・測量等が予定されていたなどのため、これらの調査・測量等の完了後に合わせて19条5項指定の申請を行うことなどとしていた。このため、当該調査実施主体は、調査実施地区において19条5項指定の申請を行うための成果を得ていたにもかかわらず、周辺地区等の調査・測量等が予定より遅れたことなどから、申請予定期日が経過した後も申請を行っていなかった。このうち13事業については、会計実地検

査時点において、申請予定期日から3年以上が経過した後も19条5項指定の申請が行われていなかった。

(注1) 6 調査実施主体 上尾、岐阜、岸和田、大和郡山各市、村田土地家屋調査士事務所、株式会社北山

(2) 調査実施地区の一部で土地所有者等の境界の確認が得られていないなどのため、調査実施地区全体について19条5項指定の申請が行われていなかった事態

(注2)
8 調査実施主体が実施した18事業(事業費計8902万円、補助金交付額計3681万余円)について、調査実施主体は、調査実施地区(調査実施面積計33.71ha)の調査・測量等の完了後、調査実施面積計33.71haのうち計15.82haにおいて土地所有者等による境界の確認が得られていないなどのため、これらの境界の確認が得られるなどした後に調査実施地区全体について19条5項指定の申請を行うこととしていた。このため、当該調査実施主体は、申請予定期日が経過しているのに、調査実施地区全体について申請を行っていなかった。このうち12事業については、会計実地検査時点において、申請予定期日から3年以上が経過した後も19条5項指定の申請が行われていなかった。

そこで、国土交通省に、境界の確認が得られていないなどの場合における19条5項指定の申請の可否を確認したところ、同省は、19条5項指定制度において、境界の確認が得られていないなどの筆がある場合であっても、当該筆を除いて申請を行うことは原則として可能であるとしていた。このため、上記の調査実施面積計33.71haのうち、土地所有者等による境界の確認が得られていないなどの調査実施面積計15.82haを除いた計17.89haについては、19条5項指定の申請が可能なものとなっていた。

また、境界の確認が得られていないなどの調査実施面積計15.82haについては、地籍情報を整備する上での基礎情報が得られているため、市区町村が実施する地籍調査等にこれを活用することができるものとなっていた。

したがって、当該調査実施主体において、19条5項指定の申請を行うための成果が得られている調査実施面積計17.89haについては申請を行い、また、境界の確認が得られていないなどの調査実施面積計15.82haについては、調査・測量等により得られた情報を将来の地籍調査等に活用できるように基礎情報として市区町村の地籍調査担当部局等に送付することなどにより、調査実施面積計33.71haの調査・測量等により得られた成果等を有効に活用することが可能であったと認められた。

(注2) 8 調査実施主体 東京都、飯能、越谷、小金井、岐阜、岸和田、大和郡山各市、名鉄バス株式会社

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

大阪府岸和田市は、平成23年度に、岸和田市箕土路町^{みどろ}における公園整備事業の際に実施する用地測量等を地籍整備推進調査として実施し、その成果について19条5項指定の申請を行うこととして、調査実施面積2.00haの測量等を測量業者へ委託して実施(事業費499万余円、補助金交付額240万余円)していた。

そして、同市は、上記の調査実施面積 2.00ha について、同年度中に委託業務に係る成果品が納品されていたが、このうち 0.59ha の区域については、隣接する土地の所有者等による境界の確認が得られなかったため、当該区域の境界の確認を得た上で 19 条 5 項指定の申請を行うこととして、申請予定期日を 24 年 5 月とする実績報告書を提出していた。

しかし、同市は、30 年 11 月の会計実地検査時点においても、上記 0.59ha の区域に係る土地所有者等による境界の確認が得られていなかったことから、申請予定期日から 6 年以上経過しているのに、土地所有者等による境界の確認が得られていた 1.41ha の区域について 19 条 5 項指定の申請を行っていないなどとしていて、調査・測量等の成果等が有効に活用されていない状況となっていた。

このように、調査実施主体において、調査実施地区全体の調査・測量等が完了しており、19 条 5 項指定の申請を行うための成果を得ていたのに周辺地区等の調査・測量等の成果と合わせて申請することなどとしていて、申請が速やかに行われていなかったり、土地所有者等による境界の確認が得られている筆について申請を行うための成果が得られているのに申請が行われておらず、また、境界の確認が得られていない筆に係る基礎情報が市区町村の地籍調査担当部局等に送付されていなかったりなどとしていて、成果等が有効に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 調査実施主体において、調査・測量等の完了後、その成果について速やかに 19 条 5 項指定の申請を行い、地籍情報として整備することの重要性についての理解が十分でなかったこと
- イ 国土交通省において、調査実施主体に対して、調査実施地区における土地所有者等による境界の確認が得られていないなどの筆がある場合であっても、当該筆を除いて 19 条 5 項指定の申請を行うことが原則として可能であること、当該申請から除いた筆に係る基礎情報を将来の地籍調査等に活用することなどを示していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、周辺地区等の調査・測量等の成果と合わせて 19 条 5 項指定の申請をすることとしていたなどの 6 調査実施主体に対して、当該調査実施主体が実施した 17 事業について令和元年 9 月末までに申請を行わせるとともに、同年 8 月に地方整備局等に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

- ア 調査実施主体に対して、調査・測量等の成果を地籍情報として整備することの重要性を踏まえて、速やかに 19 条 5 項指定の申請を行うことについて周知するとともに、申請予定期日が経過した後に申請が行われていないものについて、申請に向けた取組状況の確認を行い、原則として申請を速やかに行わせることとした。
- イ 調査実施主体に対して、土地所有者等による境界の確認が得られないなどの筆がある場合には、当該筆を除いて 19 条 5 項指定の申請を行い、当該申請から除いた筆に係る基礎情報については、将来の地籍調査等に活用するために市区町村の地籍調査担当部局等に送付するなどの手続を定めて、これを周知することとした。

- (2) 巡視船のプロペラに係る予備翼について、寸法、形状等が同一で互換性のあるものを複数の巡視船で共有することにより、その隻数に応じた必要枚数を検討して、適切な製造枚数となるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)海上保安庁 (項)船舶建造費	
部 局 等	海上保安庁本庁	
契 約 名	可変ピッチプロペラ装置 8 式ほか 4 点製造等 13 件	
契 約 の 概 要	巡視船の建造に伴い、可変ピッチプロペラ、予備翼等を製造するもの	
契 約	平成 23 年 12 月～31 年 3 月 一般競争契約	
上記の契約により製造する予備翼の枚数及び契約金額	122 枚	87 億 3354 万余円(平成 23 年度～30 年度)
上記のうち複数の巡視船で共有することにより減らすことができる予備翼の製造枚数及び上記の契約金額との開差額	44 枚	3 億 9556 万円(平成 24 年度～29 年度)

1 巡視船のプロペラに係る予備翼の概要

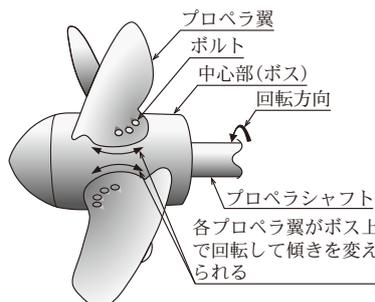
海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図ることを目的として、多数の巡視船を建造し、運用している。同庁は、巡視船の船体については、造船会社と契約して建造させているが、可変ピッチプロペラ^(注1)、エンジン、機関砲等については、それぞれの製造会社と契約して製造させ、造船会社に支給して船体に取り付けさせている。

可変ピッチプロペラは、船体の左舷側及び右舷側に各 1 式、計 2 式が取り付けられており、その中心部の周りにプロペラ翼が放射状に取り付けられている。そして、プロペラ翼が海中の漂流物等により損傷した場合には、巡視船をドックに入れてプロペラ翼を取り外し、予備のプロペラ翼(以下「予備翼」という。)と交換できるようになっている(参考図参照)。

(注1) 可変ピッチプロペラ エンジンの回転数やプロペラシャフトの回転方向を変えずに速度の調節をしたり、後進したりすることができるよう、プロペラ翼の傾きを操作することができるプロペラ

(参 考 図)

可変ピッチプロペラのご概念図



海上保安庁は、可変ピッチプロペラの製造に関する契約の中で、船体に取り付けるプロペラシャフト、プロペラ翼等と合わせて、プロペラ翼が損傷した場合に速やかな交換、修理が行えるよう、予備翼も製造させており、調達した予備翼については、各巡視船別に専用の予備品として、当該巡視船の所属する海上保安部の倉庫等に保管している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性等の観点から、巡視船の予備翼の製造枚数は、プロペラ翼の互換性や交換作業の実態を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、平成26年度から30年度までの間に契約日又は検収日が含まれる可変ピッチプロペラの製造に関する契約13件、契約金額計87億3354万余円(予備翼の製造枚数122枚)を対象として、海上保安庁本庁において契約書、仕様書、図面等の関係書類を確認するとともに、3管区海上保安本部管内の5海上保安部^(注3)において保管されている予備翼を確認するなどして会計実地検査を行った。また、2管区海上保安本部管内の3海上保安部^(注4)については、関係書類の提出を受けるなどして検査を実施した。^(注5)

(注2) 3管区海上保安本部 第一、第九、第十一各管区海上保安本部

(注3) 5海上保安部 小樽、釧路、稚内、新潟、石垣各海上保安部

(注4) 2管区海上保安本部 第三、第八両管区海上保安本部

(注5) 3海上保安部 横浜、舞鶴、境各海上保安部

(検査の結果)

前記可変ピッチプロペラの製造に関する契約13件のうち、巡視船「くにさき」を1番船とする1000トン型巡視船(以下「くにさき型」という。)に係る契約5件は、3製造会社に、同型の巡視船18隻に取り付ける可変ピッチプロペラ用として、1隻当たり8枚(左舷用及び右舷用各4枚)のプロペラ翼や、1隻ごとに4枚(左舷用及び右舷用各2枚)の計72枚の予備翼を製造させるものとなっていた。このほか、海上保安庁は、25年度以前に「くにさき型」2隻を建造した際にも予備翼を計8枚(左舷用及び右舷用各4枚)製造させていて、これらを合わせて計20隻の「くにさき型」に対して計80枚の予備翼を保管することにしてきた。また、巡視船「れいめい」を1番船とする6500トン型巡視船(以下「れいめい型」という。)に係る契約3件は、1製造会社に、同型の巡視船3隻に取り付ける可変ピッチプロペラ用として、1隻当たり10枚(左舷用及び右舷用各5枚)のプロペラ翼や、1番船及び2番船について各10枚(左舷用及び右舷用各5枚)、3番船について6枚(左舷用及び右舷用各3枚)の計26枚の予備翼を製造させるものとなっていた。

一方、「くにさき型」20隻及び「れいめい型」3隻に係る予備翼の図面等を確認したところ、「くにさき型」の1隻を除いて、船型及び製造会社が同一であれば、左舷用、右舷用のそれぞれについて寸法、形状等が同一で互換性のあるものとなっており、表のとおり、予備翼を複数の巡視船で共有できるものとなっていた。

表 予備翼の互換性の状況

船型	製造会社	隻数	1隻当たりの予備翼枚数	予備翼の枚数	予備翼の互換性の状況
くにさき型	A社	7隻	4枚	28枚	左の7隻で共有が可能
	B社	6隻	4枚	24枚	左の6隻で共有が可能
	C社	6隻	4枚	24枚	左の6隻で共有が可能
	C社	1隻	4枚	4枚	他の「くにさき型」19隻とは共有できない
れいめい型	B社	3隻	2隻×10枚 1隻×6枚	26枚	左の3隻で共有が可能

また、既に海上保安部に配属されている「くにさき型」の予備翼の保管場所について確認したところ、予備翼は、各巡視船別に専用の予備品として、当該巡視船が所属する海上保安部の倉庫等に保管されていた。そして、プロペラ翼を予備翼に交換する際には、当該巡視船が入ることができるドックに予備翼を輸送して交換することになっていた。

そこで、予備翼を共有することとした場合に必要となる枚数について、過去10か年度間における巡視船に係る可変ピッチプロペラの損傷事故等の発生状況や、大規模な災害時における巡視船の活動に支障を来さないよう運用面での安全性を考慮して試算すると、互換性のある予備翼については、1隻分の取付枚数（「くにさき型」の場合8枚、「れいめい型」の場合10枚）を5隻で共有すれば足りると認められた。

これらのことから、「くにさき型」の19隻に係る76枚の予備翼は、複数の互換性のある巡視船（7隻、6隻、6隻）のグループごとに、1グループ当たり2隻分の取付枚数（16枚）計48枚で足りることとなる。また、同様に、「れいめい型」の3隻に係る26枚の予備翼は、1隻分の取付枚数（10枚）で足りることとなる。そして、これらを上回る44枚（「くにさき型」28枚、「れいめい型」16枚）の予備翼については製造しないこととしていけば、前記の契約金額との開差額は「くにさき型」が1億1988万余円、「れいめい型」が2億7567万余円、合計3億9556万余円となる。

このように、巡視船のプロペラに係る予備翼について、互換性のあるものを複数の巡視船で共有することなく各巡視船別に専用の予備品としていて、巡視船の建造ごとに製造していた事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、海上保安庁において、予備翼の互換性に着目して、複数の巡視船で共有することの検討や、共有する場合に必要な予備翼の枚数の検討を行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上保安庁は、予備翼の互換性に着目して複数の巡視船で予備翼を共有することとし、予備翼の適切な必要枚数について、大規模な災害時におけるプロペラの損傷に対しても速やかに対応できるよう、運用面での安全性を考慮して、1隻に取り付けられたプロペラ翼の枚数と同数の予備翼を5隻で共有することとした。そして、令和元年8月に、これらのことを今後の予備翼の調達等に関する方針として制定し、適切な枚数の予備翼を調達するなどの体制を整備する処置を講じた。

- (3) 河川管理施設等の防災施設に設置されている電気設備について、地方公共団体に耐震調査の実施の必要性を周知したり、耐震性の確認方法について技術的助言を行ったりすることなどにより、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 〔平成 25 年度以前は、 一般会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等 社会資本整備事業特別会計(治水勘定)(平成 19 年度までは、 治水特別会計)(項)河川総合開発事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災災害復旧等事業費 等
部 局 等	国土交通本省
補助の根拠	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)等、予算補助
補助事業者 (管理主体)	県 8、市 19、町 2、計 29 管理主体
防災施設の概要	水門、雨水排水ポンプ場等のうち、津波、洪水等から施設の背後地に居住する住民等の人命、財産等を守ることを目的とする防災対策に資する施設
防災施設本体の耐震調査が実施されていた防災施設数及び交付金等対象額	272 施設 3420 億 4408 万余円(昭和 32 年度～平成 30 年度)
上記に対する交付金等相当額	1762 億 8476 万余円
電気設備の耐震調査が実施されておらず、電気設備において所要の耐震性が確保されているか不明となっていた防災施設数及び交付金等対象額	158 施設 1851 億 3874 万余円(昭和 32 年度～平成 30 年度)
上記に対する交付金等相当額	945 億 1337 万円(背景金額)

1 防災施設の概要等

(1) 防災施設の概要

国土交通省は、河川管理施設、海岸保全施設及び下水道施設(以下、これらを合わせて「河川管理施設等」という。)を整備する地方公共団体に対して、河川改修事業費補助金、下水道事業費補助金等の国庫補助金、社会資本整備総合交付金等(以下、これらを合わせて

「交付金等」という。)を交付しており、地方公共団体は、河川管理施設等の維持管理を行っている。

河川管理施設等には、水門のゲートや雨水排水ポンプ場のポンプなどを電気で稼働して、施設の機能を適時に円滑に発揮することにより、津波、洪水等から施設の背後地に居住する住民等の人命、財産等を守ることを目的とする防災対策に資する施設(以下「防災施設」という。)がある。そして、防災施設は、建屋のほかゲートやポンプなどの設備(以下、これらを合わせて「防災施設本体」という。)により構成されており、当該ゲートやポンプなどを電気で稼働する制御装置等や停電時に電気を供給する自家発電設備等の設備(以下、これらを合わせて「電気設備」という。)が設置されている。

国土交通省は、河川管理施設等について、レベル2地震動等^(注1)に対応するよう、所要の耐震性が確保されているか確認したり、耐震化を行う工事の内容を把握したりする調査(以下「耐震調査」という。)を実施するため、「河川構造物の耐震性能照査指針(案)・同解説」(平成19年国河治第190号国土交通省河川局治水課長通知。以下「河川耐震照査指針」という。)等において河川管理施設及び海岸保全施設の耐震調査の方法を定め、地方公共団体に対して技術的助言等として河川耐震照査指針等を示しており、また、「下水道施設の耐震対策指針と解説」(平成9年社団法人日本下水道協会編。以下「下水道耐震指針」という。)等で示されている方法に基づき下水道施設の耐震調査を実施するよう、地方公共団体に対して通知等により示している。

(2) 電気設備の耐震調査の方法

下水道施設に設置されている電気設備については、下水道耐震指針等によれば、耐震調査は、基礎ボルト部材の耐震計算を行い、電気設備が転倒等することはないか、耐震性能を確認することなどとされている。

一方、河川管理施設及び海岸保全施設に設置されている電気設備については、国土交通省は地方公共団体に対して耐震調査の方法を示していない。

(注1) レベル2地震動 現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

防災施設が地震時等に機能を十分に発揮するためには、防災施設本体だけでなく、電気設備についても耐震調査を実施し、所要の耐震性が確保されている必要がある。

そして、国土交通省は、前記のとおり、地方公共団体に対して、河川管理施設等における耐震調査の方法を河川耐震照査指針等により技術的助言等として示すなどしているが、一方、河川管理施設及び海岸保全施設に設置されている電気設備については、地方公共団体に対して、耐震調査の方法を示していない。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、防災施設に設置されている電気設備の耐震調査が適切に実施されているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、9県及び38市町が、昭和32年度から平成30年度までの間に防災施設本体又は電気設備の新設、更新等の際に交付金等の交付を受けていて、30年度末までに防災施設本体の耐震調査を実施していた防災施設272施設(交付金等対象額計3420億4408

万余円、交付金等相当額計 1762 億 8476 万余円)を対象として、9 県及び 38 市町において、調書の提出を受け、その内容を分析するとともに、設計資料等の関係書類や現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注 2) 9 県 宮城、神奈川、岐阜、静岡、三重、和歌山、島根、高知、宮崎各県

(注 3) 38 市町 仙台、塩竈、気仙沼、多賀城、水戸、土浦、龍ヶ崎、横浜、川崎、横須賀、平塚、藤沢、茅ヶ崎、秦野、大垣、静岡、浜松、磐田、津、四日市、伊勢、松阪、桑名、和歌山、安来、高松、丸亀、さぬき、高知、須崎、佐賀、鹿島、延岡、日南各市、三重郡川越、小豆郡小豆島、綾歌郡宇多津、吾川郡いの各町

(検査の結果)

検査の対象とした防災施設本体の耐震調査が実施されていた防災施設 272 施設について、電気設備の耐震調査の実施状況等をみると、表のとおり、114 施設については、耐震調査が実施されるなどしていた。

一方、^(注 4) 8 県及び ^(注 5) 21 市町が管理する 158 施設(交付金等対象額計 1851 億 3874 万余円、交付金等相当額計 945 億 1337 万余円)については、電気設備の耐震調査が実施されておらず、所要の耐震性が確保されているか不明となっていた。そして、今後の耐震調査の結果、電気設備について所要の耐震性が確保されていない場合には地震時等に防災施設としての機能が十分に発揮されないおそれがある状況となっていた。このうち、^(注 6) 2 市が管理する下水道施設 5 施設の無停電電源装置については、アンカーボルト等によりコンクリート基礎等の上に固定されていなかったため、本院において確認したところ、所要の耐震性が確保されていなかった。なお、2 市では、本院の指摘に基づき、上記の無停電電源装置を固定する措置を講じた。

(注 4) 8 県 神奈川、岐阜、静岡、三重、和歌山、島根、高知、宮崎各県

(注 5) 21 市町 仙台、塩竈、多賀城、土浦、龍ヶ崎、横浜、川崎、横須賀、藤沢、静岡、浜松、津、伊勢、松阪、桑名、和歌山、高松、延岡、日南各市、三重郡川越、綾歌郡宇多津両町

(注 6) 2 市 桑名、延岡両市

表 防災施設本体の耐震調査が実施されていた防災施設に設置されている電気設備の耐震調査の実施状況等 (単位：施設、千円)

防災施設の種類	防災施設本体の耐震調査が実施されていた防災施設	管理者数	電気設備の耐震調査が実施されるなどしていた防災施設	電気設備の耐震調査が実施されておらず所要の耐震性が確保されていないか不明となっていた防災施設	管理者数	交付金等対象額	交付金等相当額
河川管理施設	79	9 県 2 市	11	68	8 県	77,697,485	40,672,491
海岸保全施設	9	4 県	7	2	1 県	926,700	463,350
下水道施設	184	37 市町	96	88	21 市町	106,514,561	53,377,529
合計	272	9 県 38 市町	114	158	8 県 21 市町	185,138,746	94,513,370

(注) 交付金等相当額等の金額は、平成 30 年度までの間に防災施設の新設、更新等の際に交付された交付金等の合計額である。

上記の158施設を管理する8県及び21市町に、電気設備の耐震調査を実施していない理由を聴取したところ、耐震性を確認するために必要な電気設備に関する設計資料等が保管されておらず、河川耐震照査指針等には設計資料等がない場合の耐震性の確認方法が示されていないためなどとしていた。

しかし、設計資料等の保管が十分でない場合の電気設備の耐震調査の方法を国土交通省に確認したところ、例えば、類似条件の他の電気設備等と比較したり、新設時の条件により算出されるアンカーボルトの径等と現状を比較したりするなどの方法が考えられるとしている。

電気設備の耐震調査が実施されていなかった事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

三重県は、二級河川前川水系の河口部において、津波、洪水等による被害を軽減するなどのため、平成10年3月、志摩市阿児町地内に補助対象事業費3億5700万円(国庫補助金相当額1億7850万円)で河川管理施設である鵜方水門を設置していた。そして、同水門には、制御装置、自家発電設備等が設置されていた。

同県は、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が危惧されることから、大規模地震発生後の津波等による浸水被害の軽減を図る必要があるとして、防災施設本体が所要の耐震性を確保しているか確認するなどのため、河川耐震照査指針等に基づき、24年度に耐震調査を実施していた。そして、同県は、耐震調査の結果、所要の耐震性が確保されていなかったため、令和元年度までに耐震改修工事を実施していた。

しかし、同県は、制御装置等の耐震調査については、河川耐震照査指針等に具体的な方法が示されていないなどとして、実施していなかった。

このように、防災施設に設置されている電気設備について耐震調査が実施されていないことから所要の耐震性が確保されているか不明となっており、所要の耐震性が確保されていない場合には地震時等に防災施設としての機能が十分に発揮されないおそれがある状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、県及び市町において、電気設備について所要の耐震性を確保する必要があることについての認識が欠けていたことにもよるが、国土交通省において、県及び市町に対して、電気設備について、耐震調査を実施することの必要性についての周知が十分でなかったこと、設計資料等の保管が十分でない場合の耐震性の確認方法について技術的助言を十分に行っていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、地震時等に防災施設の機能が十分に発揮されるよう、令和元年9月に事務連絡を発して、地方公共団体に対して防災施設に設置されている電気設備について、耐震調査を実施することの必要性について周知するとともに、設計資料等の保管が十分でない場合は現地調査の実施等により耐震性が確保されているかの確認を行うこと、その結果耐震性が確保されていないときは耐震性を確保する対策を検討することなどについて技術的助言を行うなどの処置を講じた。

- (4) 河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、ハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川整備事業費 (項)社会資本総合整備事業費 (項)河川等災害復旧事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)社会資本総合整備事業費 等
部 局 等	直轄事業 2 地方整備局等 補助事業 12 県
事業及び補助の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)等
事業主体	直轄事業 2 河川事務所等 補助事業 県10、市5 計 17 事業主体
河川工事等における鋼矢板工の概要	護岸の基礎、樋門等の遮水工等として、また、河川管理施設を整備する際の仮締切等として、鋼矢板の打設を行うもの
契 約 額	直轄事業 63 工事 194 億 8772 万余円(平成29、30両年度) 補助事業 531 工事 5350 億 1327 万余円(平成29、30両年度) (国庫補助金等交付額 4738 億 1453 万余円)
経済的な設計となっていなかった鋼矢板工費の積算額	直轄事業 4 工事 4504 万余円(平成29、30両年度) 補助事業 65 工事 11 億 3377 万余円(平成29、30両年度) (国庫補助金等相当額 8 億 2420 万余円)
上記について低減できた積算額	直轄事業 860 万円 補助事業 1 億 4200 万円 (国庫補助金等相当額 1 億 1164 万円)

1 鋼矢板工の概要

(1) 河川工事等における鋼矢板工の概要

国土交通省は、河川法(昭和39年法律第167号)等に基づき、国が行う直轄事業又は地方公共団体が行う国庫補助事業等(以下「補助事業」という。)として、堤防、護岸等の河川管理施設を整備を行う河川工事等を実施している。そして、河川事務所等及び地方公共団体(以下、これらを合わせて「事業主体」という。)は、護岸の基礎、樋門等の遮水工等として、また、河川管理施設を整備する際の仮締切等として、鋼矢板を打設する鋼矢板工を実施している。

(2) 鋼矢板工の設計

事業主体は、「建設省河川砂防技術基準(案)同解説」(社団法人日本河川協会編)等に基づ

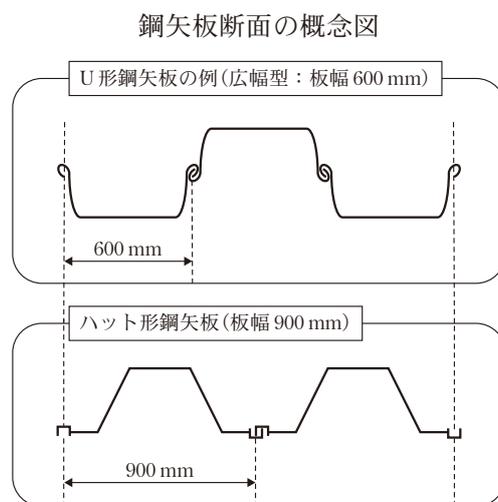
き、整備する構造物の種類、目的等に応じて応力計算を行うなどして必要となる鋼矢板の強度等を求めて安定性を確認し、使用する鋼矢板を選定して鋼矢板工の設計をすることとしている。

鋼矢板には、断面形状がU形となっている板幅400mmの標準型、600mmの広幅型等(以下、これらを合わせて「U形鋼矢板」という。)があり、従来、河川工事等において使用されてきている。また、U形鋼矢板の後に開発され、製品化されてから10年程度となる断面形状がハット形となっている板幅900mmのハット形鋼矢板があり、U形鋼矢板と同様に河川工事等に使用されている(参考図参照)。

そして、ハット形鋼矢板は、U形鋼矢板に比べて、1枚当たりの板幅が広く重量が重いことから、1枚当たりの材料費が高く、打設に時間を要して打設費も高くなるものの、鋼矢板工の施工延長が長くなると、U形鋼矢板を使用する場合よりも必要となる打設枚数が少なくなり、打設に必要な日数が短くなるなどのため、鋼矢板工費が安価となることがある。

なお、設計上必要とされる強度、安定性等を有するハット形鋼矢板がない場合や施工条件上ハット形鋼矢板を打設できる機械がない場合があることなどにより、U形鋼矢板を選定することになることもある。

(参 考 図)



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、河川工事等における鋼矢板工について、使用する鋼矢板を適切に選定して経済的な設計となっているかなどに着眼して、9地方整備局等管内の12河川事務所等、20道県及び20市町の計52事業主体が、平成29、30両年度に実施した計594工事(直轄事業63工事(契約金額計194億8772万余円、鋼矢板工費の積算額計20億3793万余円)、補助事業531工事(契約金額計5350億1327万余円、国庫補助金等交付額計4738億1453万余円、鋼矢板工費の積算額計286億6418万余円、国庫補助金等相当額計232億5748万余円))を対象として、52事業主体において各工事の設計図面、設計計算書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 9 地方整備局等 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局、北海道開発局

(注2) 12 河川事務所等 信濃川、天竜川上流、大和川、武雄、川内川各河川事務所、岩手、甲府、浜田、高知各河川国道事務所、札幌、旭川、網走各開発建設部

(注3) 20 道県 北海道、岩手、宮城、栃木、群馬、埼玉、山梨、愛知、三重、兵庫、和歌山、島根、山口、徳島、香川、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

(注4) 20 市町 陸前高田、石巻、名取、岩沼、宇都宮、さいたま、川口、行田、上尾、戸田、三郷、名古屋、鈴鹿、神戸、尼崎、出雲、益田、延岡、鹿児島各市、本吉郡南三陸町

(検査の結果)

検査したところ、上記の594工事について、220工事ではU形鋼矢板のみを、304工事ではハット形鋼矢板のみを、70工事ではU形鋼矢板とハット形鋼矢板の両方をそれぞれ使用する設計としていて、U形鋼矢板を打設する鋼矢板工(以下「U形鋼矢板工」という。)を実施した工事は計290工事、また、ハット形鋼矢板を打設する鋼矢板工を実施した工事は計374工事となっていた。

そして、39事業主体が上記の290工事で実施したU形鋼矢板工(鋼矢板工費の積算額計113億7969万余円(直轄事業29工事計9億3220万余円、補助事業261工事計104億4749万余円(国庫補助金等相当額計83億3855万余円)))について、ハット形鋼矢板を使用することが可能であったか確認したところ、89工事で実施したU形鋼矢板工では、設計条件、施工条件等からハット形鋼矢板を使用できないものとなっていた。

しかし、残りの201工事で実施したU形鋼矢板工については、設計上必要とされる強度、安定性等を有するハット形鋼矢板があつて、施工条件上ハット形鋼矢板を打設できる機械もあるなどしていたことから、U形鋼矢板又はハット形鋼矢板のいずれも使用できる状況となっていた。そこで、上記の201工事で実施したU形鋼矢板工について、ハット形鋼矢板を使用する場合との経済比較を行ったところ、17事業主体が69工事で実施したU形鋼矢板工(鋼矢板工費の積算額計11億7882万余円(直轄事業4工事計4504万余円、補助事業65工事計11億3377万余円(国庫補助金等相当額計8億2420万余円)))では、U形鋼矢板を使用するよりも鋼矢板工費が安価となっており、U形鋼矢板に代えてハット形鋼矢板を使用することとして、より経済的な設計とすることが可能であったと認められた。

(注5) 17 事業主体 大和川河川事務所、札幌開発建設部、岩手、宮城、栃木、群馬、埼玉、三重、和歌山、山口、長崎、宮崎各県、上尾、名古屋、鈴鹿、神戸、延岡各市

このように、河川工事等における鋼矢板工の設計に当たり、U形鋼矢板又はハット形鋼矢板のいずれも使用できる場合に、ハット形鋼矢板を使用することとしていれば鋼矢板工費が低減できたのに、経済比較を行わずにU形鋼矢板を使用することとしていて、経済的な設計となっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた鋼矢板工費の積算額)

前記の69工事で実施したU形鋼矢板工について、U形鋼矢板に代えてハット形鋼矢板を

使用する設計として鋼矢板工費の積算額を計算すると、直轄事業で4工事計3639万余円、補助事業で65工事計9億9168万余円(国庫補助金等相当額計7億1256万余円)となり、積算額を直轄事業で約860万円、補助事業で約1億4200万円(国庫補助金等相当額1億1164万余円)それぞれ低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、鋼矢板の選定に当たり、経済的な設計とする検討が十分でなかったことにもよるが、国土交通省において、使用する鋼矢板の選定対象としてハット形鋼矢板を明示しておらず、より経済的な設計を行うことを検討する必要性についての周知又は助言が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、令和元年9月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、鋼矢板工の設計をより経済的なものとするよう、使用する鋼矢板の選定対象にハット形鋼矢板を含めて経済比較を行うなどして適切な鋼矢板を選定することとし、同事務連絡の発出後に設計を行う工事から適用するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に周知するなどの処置を講じた。

- (5) 河川管理に使用するテレメータ装置等設置工事費の積算に当たり、特別調査を行うことにより適正な市場価格を把握して積算価格を決定するよう地方整備局等に周知して、経済的な積算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)国土交通本省 (項)河川整備事業費 等 東日本大震災復興特別会計 (組織)国土交通本省 (項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	4 地方整備局、10 事務所等
事業の根拠	河川法(昭和39年法律第167号)
テレメータ装置等設置工事の概要	河川管理施設に設置しているテレメータ装置等を構成する主要な電気通信機器のうち太陽電池パネル、太陽電池配電盤、空中線、同軸避雷器、固定減衰器及び多重無線装置(FWA)の6機種の機器を設置するもの
検査の対象とした6機種の機器に係る契約件数、台数及び契約金額	97件 1,825台 79億2671万余円(平成28、29両年度)
上記に係る積算額	2億2379万余円
上記のうち特別調査を行わず個別見積の価格を積算価格としていた契約件数、台数及び積算額	61件 962台 1億6205万余円

上記機器のうち特別調査を行った積算価格を決定していた機器と主要部分の様が一致している積算価格を比較できた契約件数、台数及び積算額	46件	616台	1億1158万円
上記のうち低減できた積算額			4080万円

1 テレメータ装置等設置工事等の概要

(1) テレメータ装置等設置工事の概要

国土交通省は、河川法(昭和39年法律第167号)等に基づき、洪水等による災害発生の防止を図るなどのために河川を総合的に管理し、公共の安全を保持することなどを目的として、堤防、護岸等の河川管理施設に設置している水位・雨量等の観測データを無人で収集して無線等で送信するテレメータ装置(空中線等の周辺機器を含む。)及び複数の通信データを一つの電波にまとめて伝送する多重無線装置(以下、これらを合わせて「テレメータ装置等」という。)の整備を多数実施している。

(2) テレメータ装置等の積算

国土交通省は、同省直轄の土木工事における電気通信設備の工事費の積算を行うために「土木工事標準積算基準書(電気通信編)」及び「土木工事標準積算基準書(電気通信編)等の運用」(以下、これらを合わせて「積算基準等」という。)を定め、地方整備局等に周知している。

積算基準等によれば、請負工事費は、工事価格に消費税(地方消費税を含む。)相当額を加えたものとなっており、工事価格は機器単体費と工事費から構成され、機器単体費は、工事施工に当たっての機器の調達価格とされており、その価格は原則として、入札時における市場価格とすることとされている。そして、積算に当たって用いる機器単体費(以下「積算価格」という。)は、国土交通省が定めた①標準機器価格・統一機器価格、②物価資料等価格、③個別見積の順位に従って採用することとされている。

また、物価資料は刊行物である積算参考資料を指すものであり、国土交通省は、上記の②物価資料等価格には、積算参考資料に掲載されている価格と、物価調査機関に特定の機器を指定して市場価格を調査させる特別調査による結果(以下「特別調査価格」という。)が含まれるとしており、積算価格を決定するに当たり、積算参考資料により難しい場合は、特別調査価格を採用することとしているが、積算基準等には特段明記していない。

(3) 特別調査

上記の特別調査は、機器等の適正な市場価格を把握するために、物価調査機関と委託契約を締結して実施する調査である。そして、特別調査による価格は、物価調査機関が、指定された機器等の過去の取引実績等を基に、製造会社、販売代理店、同等品を購入している工事業者等に対しての聞き取り調査等を行い決定している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、豪雨により生じた洪水が堤防を越水することなどによる浸水被害が全国的に多発する状況となっていることから、国土交通省が水位・雨量等を観測するために整備するテレメータ装置等は、関係機関や国民に河川の状況や水位等の防災情報の提供を行うなどのために非常に重要な設備であり、今後も新設や更新のための工事を多数実施することが見込まれる。

そこで、本院は、経済性等の観点から、テレメータ装置等を構成する主要な電気通信機器のうち利用頻度や汎用性の高い太陽電池パネル、太陽電池配電盤、空中線、同軸避雷器、固定減衰器及び多重無線装置(FWA)の6機種の機器の積算価格が適切なものとなっているかなどに着眼して、6地方整備局及び17事務所等が、平成28、29両年度に締結した契約額300万円以上のテレメータ装置等設置工事に係る契約のうち、6機種の機器の積算価格を特別調査又は個別見積により積算している97契約(契約金額計79億2671万余円、6機種計1,825台の積算額計2億2379万余円)を対象として、設計図書、見積書等を確認するなどして、会計実地検査を行った。

(注1) 固定減衰器 電気回路に挿入して信号の振幅を減衰させる装置であり、主に多重無線装置で使用されている。

(注2) 6地方整備局 東北、中部、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注3) 17事務所等 岩手、甲府、浜松、浜田、高知各河川国道事務所、静岡、天竜川上流、琵琶湖、武雄、川内川各河川事務所、ハッ場ダム工事事務所、北上川、天竜川、淀川各ダム統合管理事務所、鶴田ダム管理所、札幌、旭川両開発建設部

(検査の結果)

6地方整備局及び17事務所等は、テレメータ装置等設置工事に当たり、6機種の機器については、標準機器価格・統一機器価格がなく、物価資料にも価格が掲載されていなかったことから、上記の97契約に係る1,825台の積算価格を、次のように決定していた。

(注4) 97契約 一つの契約の中で機器の積算価格を特別調査により決定しているものと個別見積により決定しているものとが混在している場合があるため、契約件数の合計は一致しない。

すなわち、97契約のうち、3地方整備局及び7事務所が工事を実施した40契約に係る863台(積算額計6174万余円)については、3地方整備局等は、6機種の機器は複数の製造会社において製造が可能であり市場性があると判断して、特別調査を行い積算価格を決定していた。

(注5) 3地方整備局 中部、近畿、中国各地方整備局

(注6) 7事務所 甲府、浜松、浜田各河川国道事務所、静岡、天竜川上流両河川事務所、ハッ場ダム工事事務所、天竜川ダム統合管理事務所

一方、97契約のうち、5地方整備局及び10事務所等が工事を実施した61契約に係る残りの962台(積算額計1億6205万余円)については、5地方整備局等は、物価資料等価格に特別調査価格が含まれていることなどが積算基準等に明記されていないことなどから、特別

調査を行い積算価格を決定する必要がないと判断して、複数の業者から徴した個別見積の価格のうち最低価格を採用するなどして、個別見積の価格を積算価格としていた。

(注7) 5 地方整備局 東北、近畿、中国、四国、九州各地方整備局

(注8) 10 事務所等 岩手、高知両河川国道事務所、琵琶湖、武雄、川内川各河川事務所、北上川、淀川両ダム統合管理事務所、鶴田ダム管理所、札幌、旭川両開発建設部

そこで、上記の962台について、特別調査を行って積算価格を決定していた863台の仕様書の内容と比較して確認したところ、主要部分の仕様が一致しているものが、4地方整備局^(注9)及び10事務所等が実施した46契約において616台見受けられ、その全てにおいて特別調査価格が個別見積の価格を下回っていた。

(注9) 4 地方整備局 東北、近畿、四国、九州各地方整備局

そして、上記の616台(積算額1億1158万余円)について、3地方整備局及び7事務所が積算に使用した特別調査価格により積算額を算出すると計7075万余円となり、個別見積の価格を基に決定していた積算額を約4080万円低減できたと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

四国地方整備局は、平成29年度に実施した平成29年度土佐局外テレメータ設備製造工事において太陽電池パネルの設置を行っており、同局は、太陽電池パネルの積算価格を、個別見積の価格313,000円とし、これに数量7台を乗じて2,191,000円としていた。

一方、特別調査を行って積算価格を決定していた中国地方整備局においては、四国地方整備局の太陽電池パネルと仕様書の内容が主要部分で一致している太陽電池パネルの積算価格を、市場性があると判断して、特別調査を行い同年度の特別調査価格を86,900円と決定していた。

そこで、四国地方整備局が行った前記工事の太陽電池パネルの積算額2,191,000円について、中国地方整備局の特別調査価格86,900円により積算額を算出すると608,300円となり、個別見積の積算額を約150万円低減できることになる。

特別調査価格が個別見積の価格より安価となるのは、個別見積の価格が、製造会社等の販売希望価格となる場合もあるのに対して、特別調査価格は、過去の取引実績等を基に、製造会社等に対する聞き取り調査等により得られた市場価格であることによるものと思料された。

このように、4地方整備局及び10事務所等において、6機種の機器の積算価格の決定に当たり、特別調査を行わず個別見積の価格を積算価格としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国土交通省において、積算基準等における物価資料等価格には特別調査価格が含まれており、標準機器価格・統一機器価格がなく物価資料にも価格が掲載されていない機器については、特別調査を行って適正な市場価格を把握した上で積算価格を決定することを明確にしていなかったこと、4地方整備局及び10事務所等において、特別調査により適正な市場価格の把握が可能であることについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、国土交通省は、令和元年8月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、積算基準等における物価資料等価格には特別調査価格が含まれていることなど、6機種の機器の積算に当たっては、特別調査を行って積算価格を決定することを周知し、同月以降に入札手続を開始する工事から適用することとする処置を講じた。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について

(平成29年度決算検査報告448ページ参照)

1 本院が表示した意見

国土交通省は、国が実施する直轄事業又は地方公共団体が実施する交付金事業として、道路の陥没の原因となる路面下の空洞を早期に発見するための路面下空洞調査業務(以下「調査業務」という。)を実施している。一方、道路の路面下には、地方公共団体や民間企業等が道路管理者の許可を受けて上水道管、下水道管、ガス管等(以下「路面下占用物件」といい、路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等を「占用企業者」という。)が多数埋設されていて、路面下占用物件の破損等が原因で路面下に空洞が発生するなどしていることから、国土交通省は、占用企業者が路面下占用物件を常時良好な状態に保つように管理して道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないことなどを占用許可の条件としている。しかし、調査業務は占用許可の条件の適切な履行に資することとなるのに、占用企業者に、調査業務に要した費用について応分の負担を求めている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、調査業務に要した費用について、占用企業者に応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを地方整備局ごとに設置されている技術事務所、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対しても同様な助言をするよう、国土交通大臣に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、既に負担を求めている国道事務所での事例等を参考に、占用企業者等の関係者と協議するなどして、調査業務に要した費用について占用企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

第12 環 境 省

不 当 事 項

工 事

(215) 国立公園内の園地整備工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、橋りょう上部工等の所要の安全度が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)環境本省 (項)東日本大震災復興事業費
部 局 等	東北地方環境事務所
工 事 名	平成 28 年度月浜園地整備工事
工 事 の 概 要	三陸復興国立公園内において園地を整備するために、敷地造成工、園路広場整備工、橋りょう工等を実施するもの
工 事 費	288,360,000 円
請 負 人	丸か建設株式会社
契 約	平成 28 年 12 月 一般競争契約
しゅん功検査	平成 30 年 3 月
支 払	平成 29 年 2 月、30 年 4 月
不適切な設計となっていた橋りょうの築造等に係る工事費	36,077,494 円(平成 28、29 両年度)

1 工事の概要

この工事は、東北地方環境事務所(以下「事務所」という。)が、平成 28、29 両年度に、三陸復興国立公園内において、月浜園地(以下「園地」という。)を整備するために、敷地造成工、園路広場整備工、橋りょう工等を工事費 288,360,000 円で実施したものである。

このうち、橋りょう工は、来園者や管理用車両等の通行のために、園地内の月浜沢川に架かる月見橋及び育洋橋(いずれも、橋長 12.7m、幅員 2.8m。以下、これらを合わせて「本件 2 橋りょう」という。)を築造するものであり、下部工として重力式橋台各 2 基計 4 基の築造、上部工として鋼桁各 2 本計 4 本の架設を実施するなどしたものである。

事務所は、本件 2 橋りょうの設計を「道路橋示方書・同解説」(社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。)等に基づいて行っており、示方書によれば、地震時に橋桁が落下することを防止する対策として落橋防止システムを設置することとされている。この落橋防止システムは、桁かかり長^(注1)、落橋防止構造等^(注2)の中から適切なものを選定して設計することとされている。そして、これらのうち、桁かかり長は、支承部が破壊したときに、上部構造が下部構造の頂部から逸脱して落下するのを防止するために必要な長さ(以下、この必要な長さを「最小値」という。)を算出し、これ以上の長さを確保することによって落橋防止機能を発揮するものである(以下、桁かかり長を最小値以上とすることを「桁かかり長の確保」という。)

事務所は、落橋防止システムの設計を含む本件2橋りょうの設計業務を設計コンサルタントに委託し、当該設計業務の設計図面等の成果品の提出を受けている。そして、事務所は、この成果品に基づくなどして、本件2橋りょうが、両端が橋台に支持された一連の上部構造を有していることなどから橋軸方向に大きな変位が生じにくい橋りょうであり、桁かかり長の確保及び落橋防止構造を省略しても橋りょうの所要の安全度が確保されるとして、これにより施工していた。

(注1) 桁かかり長 橋桁の端部から橋座部の縁端までの長さ

(注2) 落橋防止構造 桁と橋台の胸壁をPC鋼材で連結するなどして、上下部構造間に予期しない大きな相対変位が生じた場合に、これが桁かかり長を超えないように機能するもの

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、本件2橋りょうの設計が示方書に基づき適切に行われているかなどに着眼して、事務所において、本件工事を対象に、設計図面、設計計算書、施工写真等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行ったところ、本件2橋りょうの橋台の設計が、次のとおり適切でなかった。

示方書によれば、橋軸方向に大きな変位が生じにくい橋りょうについて、落橋防止システムのうち省略することができるのは落橋防止構造のみとされており、桁かかり長の確保を省略することができるとはされていない。しかし、事務所は、本件2橋りょうの設計に当たり、前記のとおり、誤って落橋防止構造のほか桁かかり長の確保についても省略することとしたため、桁かかり長の最小値を算出していなかった。

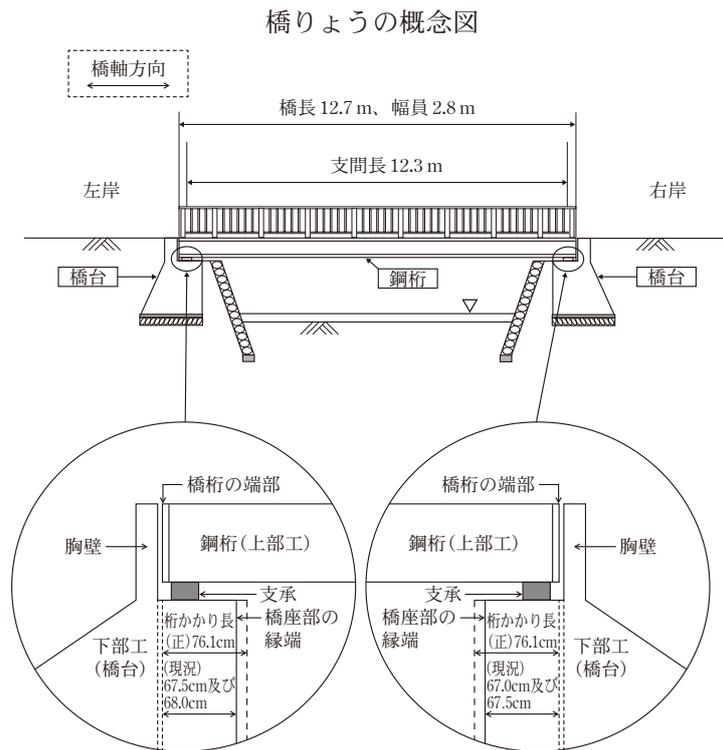
そこで、示方書に基づいて、本件2橋りょうにおける桁かかり長の最小値を算出すると76.1cmとなり、施工された本件2橋りょうの現況の桁かかり長67.0cmから68.0cm(月見橋67.5cm及び68.0cm、育洋橋67.0cm及び67.5cm)はこれに比べて長さが不足しており、落橋防止機能が確保されていない状況となっていた。

したがって、本件2橋りょうは、橋台の設計が適切でなかったため、上部工等の所要の安全度が確保されていない状態になっていて、工事の目的を達しておらず、これに係る工事費相当額36,077,494円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事務所において、示方書についての理解が十分でなかったこと、委託した設計業務の成果品に誤りがあったのに、これに対する検査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)

第3章
第1節
第12
環境省



補 助 金

- (216) 補助事業の実施及び経理が不当と認められるもの
 (233)

所管、会計名及び科目	環境省所管 一般会計 (組織)環境本省 (項) 廃棄物・リサイクル対策推進費 (項) 廃棄物処理施設整備費 (項) 東日本大震災復旧・復興環境・経済・社会の統合的向上費 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項) エネルギー需給構造高度化対策費
部 局 等 補助等の根拠	環境本省、5 道県 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、予算補助
補助事業者等 (事業主体)	府 1、県 5、市 3、村 1、一部事務組合 4、団体 1、計 15 補助事業者等(県 1、市 3、村 1、一部事務組合 4、計 9 事業主体)
間接補助事業者等 (事業主体)	市 2、町 3、村 3、一部事務組合 1、計 9 間接補助事業者等(市 2、町 3、村 3、一部事務組合 1、計 9 事業主体)
補助事業等	再生可能エネルギー等導入推進基金事業、循環型社会形成推進交付金事業、災害等廃棄物処理事業等

事業費の合計	20,540,355,201 円
上記に対する国庫補助金等交付額の合計	6,601,369,812 円
不当と認める事業費の合計	667,515,627 円
不当と認める国庫補助金等相当額の合計	267,860,260 円

1 補助金等の概要

環境省所管の補助事業等は、地方公共団体等が事業主体となって実施するもので、同省は、この事業に要する経費について、直接又は間接に事業主体に対して補助金等を交付している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、40 都道府県、291 市区町村、38 一部事務組合及び 78 会社等において、実績報告書等の書類によるなどして会計実地検査を行った。

その結果、1 県、12 市町村、5 一部事務組合、計 18 事業主体が実施した再生可能エネルギー等導入推進基金事業、循環型社会形成推進交付金事業、災害等廃棄物処理事業等に係る国庫補助金 267,860,260 円が不当と認められる。

これを不当の態様別に示すと次のとおりである。

- (1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの
 - 10 件 不当と認める国庫補助金 156,616,260 円
 - (2) 補助の対象とならないもの
 - 7 件 不当と認める国庫補助金 88,970,000 円
 - (3) 補助金が過大に交付されていたなどのもの
 - 1 件 不当と認める国庫補助金 22,274,000 円
- また、不当の態様別・事業主体別に掲げると次のとおりである。

(1) 補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの

10 件 不当と認める国庫補助金 156,616,260 円

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの (10 件 不当と認める国庫補助金 156,616,260 円)

再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が東日本大震災による被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需要のひっ迫への対応の必要性に鑑み、再生可能エネルギー等を活用したエネルギーシステムの導入等を支援し、環境先進地域の構築に資する事業を実施することなどを目的として、都道府県及び政令指定都市に対して、平成 23 年度に地域環境保全対策費補助金(前者の基金に係るもの)を、24 年度から 26 年度までの各年度に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(後者の基金に係るもの)をそれぞれ交付して造成させたものである(以下、両基金を合わせて「基金」という。)

都道府県及び政令指定都市は、「平成23年度地域環境保全対策費補助金(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)及び災害廃棄物処理促進費補助金(災害等廃棄物処理基金)交付要綱」(平成23年11月環境事務次官通知)等(以下、これらを合わせて「要綱等」という。)に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に避難所、災害対策本部等の防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設等」という。)に、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するなどの事業(以下「基金事業」という。)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(以下、基金事業を実施する者を「事業主体」という。)に対して、基金を取り崩して補助金(以下、都道府県及び政令指定都市からの補助金を「基金補助金」という。)を交付している。

要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害等が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際(以下「災害等による停電時」という。)に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

本院が19都道府県及び5政令指定都市並びに基金補助金の交付を受けた142市町村等において会計実地検査を行ったところ、10事業主体において、太陽光発電設備等の設計が適切でなかったため災害等による停電時に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量(以下「必要電力量」という。)が確保されていなかったり、太陽光パネルの基礎の設計が適切でなかったため所要の安全度が確保されていなかったりしており、取り崩された基金計156,616,260円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、9事業主体において必要電力量に見合うよう太陽光発電設備等の規模を決定することについての理解が十分でなかったこと、1事業主体において太陽光パネルの安定計算に対する理解が十分でなかったこと、1府4県において8事業主体に対する助言が十分でなかったことなどによると認められる。

前記事態の詳細を示すと次のとおりである。

ア 太陽光発電設備等の設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていなかった事態

(ア) 太陽光発電設備等の規模を決定する際の必要電力量の算定を誤るなどしていたため、必要電力量が確保されていなかったもの

4事業主体は、太陽光発電設備、蓄電池設備等の設計に当たり、その規模については必要電力量を基にするなどして決定し、これにより供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認した上で施工することとしていた。

しかし、4事業主体において、必要電力量の算定に当たり、照明器具の消費電力を誤っていたり、給水ポンプ、コンセント等に係る必要電力量を計上していなかったり、夜間の必要電力量を考慮していなかったりなどしていた。

そこで、必要電力量を適切に算定した上で、太陽光発電設備及び蓄電池設備により供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、4事業主体において、供給できる電力量が必要電力量を下回っていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

大阪府羽曳野市は、防災拠点施設等である東部コミュニティセンター石川プラザに、太陽光発電設備、蓄電池設備、LED照明器具等を設置する工事を工事費21,031,920円(基金補助金20,144,880円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。

同市は、本件太陽光発電設備等の設計に当たり、その規模については必要電力量を基にするなどして次のとおり決定し、これにより施工することとしていた。

① 太陽光発電設備については、昼間の必要電力量に昼間に蓄電池設備への充電をするために必要な電力量を加えた電力量の計(以下「昼間必要量」という。)25.18kWhを、出力1kWの太陽光パネルが日中の曇天等を考慮した1日に発電できる電力量2.88kWhで除した出力8.74kWを確保するために、10kW程度の出力を有するものとする。

② 蓄電池設備については、夜間の必要電力量(以下「夜間必要量」という。)14.05kWhを確保するために、15kWh程度の容量を有するものとする。

そして、同市は、上記の検討を行った上で、太陽光発電設備については出力が10.0kWのものを、蓄電池設備については容量が15.0kWhのものを設置していた。また、災害等による停電時に太陽光発電設備等を効率的に活用するためのLED照明器具を設置していた。

しかし、同市は、必要電力量の算定に当たり、LED照明器具に係る昼間の必要電力量を11.96kWh、夜間必要量を14.49kWhと算定すべきところ、LED照明器具の消費電力を誤るなどしていたため、昼間の必要電力量を8.53kWh、夜間必要量を11.95kWhと算定していた。また、給水ポンプに係る昼間の必要電力量及び夜間必要量をそれぞれ1.5kWhと算定すべきところ、誤ってこれらを計上していなかった。

そこで、LED照明器具の消費電力を適切なものに改めるなどするとともに給水ポンプの必要電力量を計上した上で昼間必要量及び夜間必要量を算定し、太陽光発電設備及び蓄電池設備により供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、太陽光発電設備により供給できる電力量28.80kWh、蓄電池設備により供給できる電力量15.00kWhは、いずれも昼間必要量34.16kWh、夜間必要量18.09kWhを下回っていた。

したがって、本件太陽光発電設備等は設計が適切でなかったため、太陽光発電設備等及びこれを効率的に活用するために設置したLED照明器具(これらの工事費相当額20,547,000円、国庫補助金相当額20,144,880円)は、必要電力量が確保されていないなどの状態になっていた。

(イ) 太陽光発電設備等の規模が適切なものとなっていなかったため、必要電力量が確保されていなかったもの

4事業主体は、太陽光発電設備、蓄電池設備等の設計に当たり、その規模については必要電力量を基にするなどして決定し、これにより供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認した上で施工することとしていた。

しかし、4事業主体において、必要電力量を確保することができない規模の太陽光発電設備等を設置していたり、供給できる電力量の算定を誤るなどしていたりしたため、供給できる電力量が必要電力量を下回っていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

香川県仲多度郡琴平町は、防災拠点施設等である琴平町総合センターに、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費22,464,000円(基金補助金及び国庫補助金相当額同額)で実施していた。

同町は、本件太陽光発電設備等の設計に当たり、太陽光発電設備の規模については、昼間の必要電力量に昼間に蓄電池設備への充電をするために必要な電力量を加えた電力量の計(以下「昼間必要量」という。)29.20kWhを、出力1kWの太陽光パネルが日中の曇天等を考慮した1日に発電できる電力量2.491kWhで除した出力11.71kWを確保するための出力を有するものとし、これにより施工することとしていた。

しかし、同町は、昼間必要量を確保するための出力を有する太陽光発電設備を設置するスペースがないなどとして、出力10.0kWの太陽光発電設備を設置していた。このため、実際に設置された太陽光発電設備により供給できる電力量を算定すると24.91kWhとなり、昼間必要量29.20kWhを下回っていた。

したがって、本件太陽光発電設備等のうち、太陽光発電設備(工事費相当額 7,192,451 円、国庫補助金相当額同額)は、設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていない状態になっていた。

(ウ) 太陽光発電設備等を独立した複数の系統に分けて設置する際に必要電力量が系統ごとに確保できているかの検討を行っていなかったため、必要電力量が確保されていなかったもの

5 事業主体は、太陽光発電設備、蓄電池設備等の設計に当たり、その規模については必要電力量を基にするなどして決定し、これにより供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認した上で施工することとしていた。そして、太陽光発電設備等をそれぞれ独立した 2 系統又は 3 系統に分けて設置していた。

しかし、太陽光発電設備等の系統をそれぞれ独立させると、系統間で電力を相互に融通することができなくなることから、必要電力量が系統ごとに確保できているか検討する必要があるのに、5 事業主体は、この検討を行っていなかった。

そこで、それぞれの系統の太陽光発電設備及び蓄電池設備により供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、5 事業主体において、一部の系統の供給できる電力量が必要電力量を下回っていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 3>

川崎市は、防災拠点施設等である川崎競輪場に、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費 119,847,600 円(国庫補助金相当額 118,876,106 円)で実施していた。

同市は、本件太陽光発電設備等の設計に当たり、その規模については必要電力量を基にするなどして次のとおり決定し、これにより施工することとしていた。

① 太陽光発電設備については、昼間の必要電力量に昼間に蓄電池設備への充電をするために必要な電力量を加えた電力量の計(以下「昼間必要量」という。)230.52kWh を、出力 1 kW の太陽光パネルが日中の曇天等を考慮した 1 日に発電できる電力量 3.358kWh で除した出力 68.6kW を確保するために、70kW 程度の出力を有するものとする。

② 蓄電池設備については、夜間の必要電力量 60.95kWh を確保するために、70kWh 程度の容量を有するものとする。

そして、同市は、上記の検討を行った上で、太陽光発電設備等を、経済性を考慮するなどして独立した 3 系統に分けて設置することとし、3 系統のうち 1 系統については、太陽光発電設備の出力が 23.32kW のものを、蓄電池設備の容量が 28.6kWh のものを設置していた。

しかし、太陽光発電設備等の系統をそれぞれ独立させると、系統間で電力を相互に融通することができなくなることから、必要電力量が系統ごとに確保できているか検討する必要があるのに、同市は、この検討を行っていなかった。

そこで、それぞれの系統の太陽光発電設備及び蓄電池設備により供給できる電力量が必要電力量を確保できているか確認したところ、前記の 1 系統の太陽光発電設備により供給できる電力量 78.33kWh は、昼間必要量 89.43kWh を下回るなどしていた。

したがって、本件太陽光発電設備等 3 系統のうち、1 系統に係る太陽光発電設備等(工事費相当額 44,457,284 円、国庫補助金相当額同額)は、設計が適切でなかったため、必要電力量が確保されていない状態になっていた。

イ 太陽光パネルの基礎の設計が適切でなかったため、所要の安全度が確保されていなかった事態

相馬方部衛生組合は、地震等の災害時に被災者の救難、救助及び保護並びに救急医療活動を行う公立相馬総合病院の屋上等に、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費 54,131,700 円(基金補助金及び国庫補助金相当額同額)で実施していた。

本件太陽光発電設備は、同病院において、第2病棟(地上高さ18m)及び第3病棟(同12m)の屋上のそれぞれの床面にコンクリート基礎を据え置き、それぞれの基礎の上に太陽光パネルを設置するなどのものである。

同組合は、本件工事の仕様書において、太陽光パネルの設計に当たっては、「太陽電池アレイ用支持物設計標準」(財団法人日本規格協会発行。以下「基準」という。)に、また、設備機器の固定に当たっては、「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」(独立行政法人建築研究所監修。以下「耐震設計指針」といい、基準と合わせて「基準等」という。)によることとしていた。

基準等によれば、暴風時における太陽光パネルに作用する風圧力が、太陽光パネル、コンクリート基礎等の自重(以下「パネル自重」という。)による下向きの鉛直力を下回らなければならないなどとされており、太陽光パネルに作用する風圧力は、設備機器の設置形態等ごとに定められている風力係数を適用するなどして算出することとされている。また、地震時における基礎底面に作用する水平力が、基礎底面と接地面との摩擦により生ずる滑動抵抗力を下回らなければならないなどとされており、基礎底面に作用する水平力は、設備機器を設置する施設等に応じて定められている設計用標準震度を適用するなどして算出することとされている。

そして、同組合は、太陽光パネルの設計に当たり、第2病棟及び第3病棟のいずれにおいても、暴風時における太陽光パネルに作用する風圧力がパネル自重による下向きの鉛直力を下回り、また、地震時における基礎底面に作用する水平力が基礎底面と接地面との摩擦により生ずる滑動抵抗力を下回ることから、安定計算上安全であるとして、これにより施工していた。

しかし、同組合は、暴風時における太陽光パネルに作用する風圧力の算出に当たり、本件の設置場所である第2病棟及び第3病棟のように傾斜のない平面上の屋根に太陽光パネルを設置する場合には、基準に基づき、^(注)陸屋根に設置する場合の風力係数0.95を適用する必要があるのに、誤って建物の屋根面に作用する風圧力を求める際の風力係数0.5を適用するなどしていた。

また、同組合は、地震時における基礎底面に作用する水平力の算出に当たり、本件のように災害応急対策活動に必要な施設等において、その活動を行うために必要な設備機器を設置する場合には、耐震設計指針に基づき、設計用標準震度2.0を適用する必要があるのに、誤って本件太陽光発電設備の用途では適用できない設計用標準震度0.5を適用していた。

そこで、暴風時における風力係数0.95、地震時における設計用標準震度2.0を適用するなどして改めて安定計算を行ったところ、次のとおり、いずれも安定計算上安全とされる範囲に収まっていなかった。

① 暴風時における太陽光パネルに作用する風圧力は、第2病棟については19.03kN、第3病棟については16.64kNとなり、いずれもパネル自重による下向きの鉛直力8.07kNを大幅に上回っていた。

② 地震時における基礎底面に作用する水平力は、第2病棟、第3病棟ともに16.15kNとなり、いずれも基礎底面と接地面との摩擦により生ずる滑動抵抗力4.84kNを大幅に上回っていた。

したがって、本件太陽光パネルは基礎の設計が適切でなかったため、太陽光パネル及びこれに係るコンクリート基礎等(これらの工事費相当額18,034,616円、国庫補助金相当額同額)は、所要の安全度が確保されていない状態になっていた。

(注) 陸屋根 勾配が水平か極めて緩い屋根

以上を補助事業者等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	実年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額	摘要		
第3章 第1節 第12 環境省	(216)	環境本省	福島県 安達郡大玉村 (事業主体)	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金	24	千円 60,856	千円 60,856	千円 29,400	千円 29,400	ア(ウ)の事態	
	(217)	同	同	相馬方部衛生組合 (事業主体)	25	54,131	54,131	18,034	18,034	イの事態	
	(218)	同	埼玉県 (事業主体)	—	再生可能エネルギー等導入推進基金	27	51,948	51,948	6,903	6,903	ア(ア)及びウの事態
	(219)	同	三重県	多気郡大台町 (事業主体)	同	28	22,108	22,108	11,050	11,050	同
	(220)	同	大阪府	羽曳野市 (事業主体)	同	27	20,144	20,144	20,144	20,144	ア(ア)の事態
	(221)	同	香川県	さぬき市 (事業主体)	同	27	23,111	23,111	1,522	1,522	ア(イ)の事態
	(222)	同	同	仲多度郡琴平町 (事業主体)	同	27	22,464	22,464	7,192	7,192	同
	(223)	同	沖縄県	国頭郡伊江村 (事業主体)	同	27	27,324	27,324	3,568	3,568	ア(ア)、(イ)及びウの事態
	(224)	同	同	島尻郡渡嘉敷村 (事業主体)	同	28	28,193	28,193	14,341	14,341	ア(イ)の事態
	(225)	同	川崎市 (事業主体)	—	同	27	118,876	118,876	44,457	44,457	ア(ウ)の事態
	(216)～(225)の計						429,157	429,157	156,616	156,616	

(2) 補助の対象とならないもの 7件 不当と認める国庫補助金 88,970,000円

循環型社会形成推進交付金事業等の交付対象事業費に交付の対象とならない建築物等の整備等に要した費用を含めていたもの (5件 不当と認める国庫補助金 86,163,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額	
(226)	埼玉県	所沢市	循環型社会形成推進交付金等	26～28	千円 3,472,092 (2,737,147)	千円 1,368,573	千円 22,844 (22,844)	千円 11,422
(227)	同	飯能市	循環型社会形成推進交付金	27～29	1,422,828 (1,268,852)	422,950	15,231 (15,231)	5,077
(228)	千葉県	印西地区環境整備事業組合	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	27～29	2,268,000 (1,814,400)	907,200	3,096 (3,096)	1,548
(229)	高知県	香南清掃組合	循環型社会形成推進交付金	25～28	7,535,484 (5,829,505)	1,943,168	19,479 (19,479)	6,493
(230)	鹿児島県	指宿広域市町村圏組合	同	26～29	4,642,087 (3,925,003)	1,242,261	374,072 (374,072)	61,623
(226)～(230)の計					19,340,491 (15,574,907)	5,884,152	434,722 (434,722)	86,163

これらの交付金事業は、5事業主体が、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備等を実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成17年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付取扱要領(平成27年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下、これらを合わせて「取扱要領」という。)によれば、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する事業や既存のごみ焼却施設の長寿命化のための基幹的設備改良事業等において交付金の交付の対象となるのは、廃棄物の処理に直接必要な設備等から成る施設の建設や地球温暖化対策等に資する設備等の改良とされている。

しかし、5事業主体は、エネルギー回収推進施設における見学者ホール等の廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しない建築物等の整備等に要した費用計434,722,000円を交付対象事業費に含めていた。

したがって、上記建築物等の整備等に要した費用434,722,000円は交付金の交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額計86,163,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5事業主体において交付金事業における交付の対象についての理解が十分でなかったこと、4県において本件交付金事業の実績報告書の審査及び5事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

指宿広域市町村圏組合は、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設を整備する事業として、指宿市十二町地内に所在する指宿広域クリーンセンターにおいて、工場棟及び管理棟を合築するなどの建設工事を事業費4,642,087,200円(交付対象事業費3,925,003,000円、交付金交付額1,242,261,000円)で実施し、上記の両施設において共用する見学者ホール等の建築に要した費用全てを交付対象事業費に含めていた。

しかし、エネルギー回収推進施設における見学者ホール等は、取扱要領によると、廃棄物の処理に直接必要な設備等に該当しないため交付の対象とはならず、エネルギー回収推進施設に係る分の建築に要した費用は、交付対象事業費に含めることができない費用であった。

したがって、前記の交付対象事業費3,925,003,000円から上記エネルギー回収推進施設の見学者ホール等の建築に要した費用を除くなどして適正な交付対象事業費を算定すると3,550,931,000円となり、適正な交付金交付額は1,180,638,000円となって、交付金相当額61,623,000円が過大に交付されていた。

災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない費用を含めていたもの (1件 不当と認める国庫補助金 1,434,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(231) 環境本省	岩手県九戸郡野田村	災害等廃棄物処理	28	21,083 (20,765)	10,382	2,869 (2,869)	1,434

この補助事業は、野田村が、平成28年の台風第10号により住宅等から発生した災害廃棄物の収集運搬、仮置場への集積、分別、処分場への搬出等を実施したものである。

「災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」(平成19年4月環境事務次官通知)等によれば、補助金の交付の対象となるのは、市町村が、災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業等とされている。そして、補助の対象となる経費は、これらの事業に係る委託料等とされており、現場管理費、一般管理費等の諸経費のうち諸経費率を乗じて算出するもの(以下「諸経費相当額」という。)は補助の対象から除外することとなっている。

同村は、本件補助事業を委託して実施しており、災害廃棄物の収集、運搬等に使用するダンプトラック等の機械損料、労務費等のうち、同村が制定した「平成 28 年度道路維持等業務委託単価表」(以下「単価表」という。)に記載されているものについては単価表の単価を契約単価とし、単価表に記載されていないものについては見積りによる単価を契約単価として、これらの契約単価に実際に要した作業時間を乗ずるなどして委託料を算出していた。そして、同村は、委託料 21,083,511 円から補助対象外経費を除いた 20,765,616 円(国庫補助金相当額 10,382,000 円)を補助対象事業費として、実績報告書を環境省に提出して、国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、同村が機械損料等の契約単価に適用していた単価表の単価は、諸経費率 48% を乗じて算出された諸経費相当額が加算されるなどしたものであり、当該諸経費相当額については、補助の対象とならないものであった。

したがって、単価表の単価から諸経費相当額を除くなどして適正な補助対象事業費を算定すると 17,896,466 円となり、前記の補助対象事業費 20,765,616 円はこれに比べて 2,869,150 円過大となっており、これに係る国庫補助金相当額 1,434,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったこと、環境本省において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったことなどによると認められる。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の補助対象事業費に補助の対象とならない費用を含めていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 1,373,000 円)

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費(国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費(国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
					千円	千円	千円	千円
(232) 環境本省	公益財団法人日本環境協会	埼玉県比企郡小川町	二酸化炭素排出抑制対策	26	219,456 (188,676)	125,784	2,058 (2,058)	1,373

この補助事業は、小川町が、地域における低炭素地域づくりのための省エネルギー設備等の導入事業(以下「導入事業」という。)として、同町の本庁舎に設置されている既存の空調設備等を撤去して、省エネルギー設備に更新するなどしたものである。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、平成 26 年度については、公益財団法人日本環境協会(以下「協会」という。)が選定され、協会は、上記の事務に対して、環境省から国庫補助金の交付を受けている。

環境省の承認を得て協会が定めた「平成 26 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)交付規程」等によれば、補助金の交付の対象となるのは、導入事業を行うために必要な工事費等とされ、既存設備の撤去に係る工事費は補助金の交付の対象にならないとされている。

同町は、本件補助事業について、同町の本庁舎において、既存の空調設備等を撤去して省エネルギー設備に更新するなどの工事を事業費 219,456,000 円(補助対象事業費 188,676,000 円、補助金交付額 125,784,000 円、国庫補助金相当額同額)で実施したとして、実績報告書を協会に提出して、補助金の交付を受けていた。そして、同町は、補助対象事業費の算定に当たり、上記の事業費から既存の空調設備等の撤去に係る工事費を控除したとしていた。

しかし、上記の事業費には、既存設備の撤去に係る整理清掃後片付け、内部足場等の工事費が含まれており、これらに係る費用 2,058,923 円についても、既存設備の撤去に係る工事費として補助対象事業費の算定の際に控除する必要があったのに、同町は、これを控除していなかった。

したがって、上記既存設備の撤去に係る工事費 2,058,923 円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額 1,373,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同町において補助対象事業費の算定に対する理解が十分でなかったこと、協会において実績報告書等の審査及び確認が十分でなかったこと、環境本省において協会に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(3) 補助金が過大に交付されていたなどのもの

1 件 不当と認める国庫補助金 22,274,000 円

循環型社会形成推進交付金事業において、現場管理費等の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたなどのもの (1 件 不当と認める国庫補助金 22,274,000 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(233) 北海道	遠軽地区広域組合	循環型社会形成推進交付金	25~29	525,741 (455,692)	151,894	66,824 (66,824)	22,274

この交付金事業は、遠軽地区広域組合が、ごみ焼却処理に伴い生ずる熱エネルギーを有効に利用するエネルギー回収推進施設を整備する事業として、紋別郡遠軽町向^{むかいえんがる}遠軽地内に所在する「えんがるクリーンセンター」において用地造成工事、給水管布設工事 10 工事、道路舗装工事及びポンプ場建設工事等 2 工事の計 14 工事(以下「14 工事」という。)を事業費 525,741,000 円(交付対象事業費 455,692,395 円、交付金交付額 151,894,000 円)で実施したものである。

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領(平成 17 年 4 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「取扱要領」という。)によれば、交付対象事業費のうちの本工事費及び土地造成費の算定に当たっては、材料費、労務費及び直接経費から構成される直接工事費に、共通仮設費及び現場管理費から構成される間接工事費と一般管理費等を加えて算定することとされている。このうち、現場管理費は、工場において生産されるポンプ等の調達額(以下「特殊製品費」という。)が直接工事費に含まれている場合には、当該特殊製品費の 2 分の 1 に相当する額を直接工事費及び共通仮設費の合計額である純工事費から減額した上で、取扱要領に定められた所定の率をこれに乗じて得た額の範囲内とされており、一般管理費は、直接工事費と間接工事費の合計額である工事原価に取扱要領に定められた所定の率を乗じて得た額の範囲内とされている。また、交付の対象となる土地造成費は、廃棄物処理施設の設置に必要な最小限度の工事費とされており、調整池の整備に要する費用は交付の対象となっていない。

しかし、同組合は、交付対象事業費の算定に当たり、現場管理費について、14 工事において取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出していたり、用地造成工事、道路舗装工事及びポンプ場建設工事等 2 工事において純工事費から特殊製品費の 2 分の 1 に相当する額を適切に減額していなかったりしていた。また、一般管理費について、給水管布設工事 9 工事及び道路舗装工事において取扱要領に定められた所定の率と異なる高い率を用いて算出していた。さらに、用地造成工事において、交付の対象とならない調整池の整備に要する費用を土地造成費に含めるなどしていた。

したがって、取扱要領に基づいて現場管理費及び一般管理費を算出するとともに、上記調整池の整備に要した費用を交付対象事業費から除くなどして14工事に係る適正な交付対象事業費を算定すると計388,867,418円となることから、本件交付対象事業費455,692,395円は、これに比べて66,824,977円過大となっており、これに係る交付金相当額22,274,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同組合において交付対象事業費のうち本工事費及び土地造成費の算定についての理解が十分でなかったこと、北海道において本件交付金事業の実績報告書の審査及び同組合に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

意見を表示し又は処置を要求した事項

浄化槽設置整備事業の実施に当たり、浄化槽の設置工事費の実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)環境本省 (項)廃棄物処理施設整備費 (項)地方創生基盤整備事業推進費
部 局 等	環境本省
交付の根拠等	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)、地域再生法(平成17年法律第24号)、予算補助
補助事業者(事業主体)	市310、町260、村35、計605市町村
交付金事業事業の概要	浄化槽設置整備事業 公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、し尿と台所、浴室等からの生活雑排水とを併せて処理する浄化槽の整備を実施する市町村に対して助成するもの
高度処理型の基準額を適用していた市町村数及び浄化槽の設置基数	66市町村、4,454基
上記浄化槽の設置に要する交付対象事業費	20億4510万余円(平成29、30両年度)
上記について実態調査の結果を反映した基準額とした場合に低減できた交付対象事業費	3億3660万円
上記に対する交付金相当額	1億3589万円

【改善の処置を要求したものの全文】

浄化槽の設置に係る交付金の標準工事費等の改定等について

(令和元年10月25日付け 環境大臣宛て)

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 事業の概要

(1) 浄化槽設置整備事業の概要

貴省は、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)等に基づき、公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、し尿と台所、浴室等からの生活雑排水とを併せて処理する浄化槽の整備を実施する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)に対して助成を行っている。

市町村は、「浄化槽設置整備事業実施要綱」(平成6年厚生省生活衛生局水道環境部長通知)等に基づき、浄化槽の設置(改築を含む。以下同じ。)を行う個人等に対して、その設置に要する費用を助成する浄化槽設置整備事業を実施しており、貴省は、同事業を実施する市町村に対して、循環型社会形成推進交付金又は地方創生汚水処理施設整備推進交付金(以下、これらを合わせて「交付金」という。)を交付している。

(2) 交付金の交付額の算定方法

交付金の交付額は、循環型社会形成推進交付金については「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成17年環境事務次官通知)等に基づき、また、地方創生汚水処理施設整備推進交付金については「地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱」(平成28年農林水産、国土交通、環境各事務次官通知)等(以下、浄化槽設置整備事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱等及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱等を合わせて「要綱等」という。)に基づき、^(注1)いずれも次のとおり算定することとなっている。

- ① 浄化槽の能力及び人槽ごとに貴省が要綱等に定めた基準額(以下「基準額」という。)と、浄化槽の設置者に対して市町村が助成するために必要とする経費とを比較して、少ない方の額を交付対象事業費とする。
- ② ①で算出した交付対象事業費に、地域等ごとに定められた交付割合(3分の1又は2分の1)を乗じた額を交付金の交付額とする。

(注1) 人槽 浄化槽の処理能力(大きさ)の単位で、何人用のものかを示す。

(3) 基準額の設定等

貴省は、基準額の設定に当たり、浄化槽を、その能力に応じて、通常型浄化槽(以下「通常型」という。)、窒素又はリンを除去する能力を有する浄化槽(以下「高度処理型」という。)等に区分し、都道府県を通じて毎年度行っている浄化槽の本体価格及び浄化槽の設置工事費(以下、これらを合わせて「設置工事費」という。)の実態調査(以下「実態調査」という。)のデータを基にして、能力及び人槽ごとに浄化槽1基当たりの平均的な設置工事費(以下「平均工事費」という。)を算出している。そして、平均工事費を基に標準工事費を決定し、浄化槽による生活雑排水等の処理のうち社会的便益となる4割相当分について公費で負担するという考えに基づき、標準工事費により基準額を算定している(表1参照)。

表1 浄化槽の能力別、人槽別平均工事費等 (単位：円)

区分	通常型			高度処理型		
	5人槽	7人槽	10人槽	5人槽	7人槽	10人槽
平均工事費	837,902	1,049,101	1,399,079	1,020,596	1,271,731	1,569,259
標準工事費	837,000	1,043,000	1,375,000	1,020,000	1,134,000	1,380,000
基準額	332,000	414,000	548,000	444,000	486,000	576,000

注(1) 5人槽、7人槽及び10人槽以外に、11人槽から50人槽についても段階的に標準工事費等が定められている。

注(2) 平均工事費は、基準額の設定の基となった年度のもの(通常型は平成17年度、高度処理型は10年度)を記載している。

注(3) 表中の人槽について、平成10年度においては、5人槽以外の区分が「6人槽から7人槽」及び「8人槽から10人槽」とされていたことから、高度処理型の7人槽及び10人槽の標準工事費は、それぞれ当時の両区分の中で最低人槽である6人槽及び8人槽の平均工事費を基に決定されている。

貴省は、上記のとおり、毎年度実態調査を行っており、実態調査の結果を反映するなどして標準工事費及び基準額(以下、これらを合わせて「標準工事費等」という。)を改定することとしている。そして、標準工事費等について、通常型は、昭和62年度に設定されてから平成19年度までに4回改定が行われているが、高度処理型は、11年度に設定されてから一度も改定が行われていない。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

我が国では、毎年度、10万基を超える浄化槽が設置されており、貴省は、浄化槽設置整備事業を実施する市町村に対して、毎年度、多額の交付金を交付している。

そして、貴省によれば、各年度に設置された浄化槽の基数について、かつては通常型がほとんどを占めていたものの、21年度に高度処理型が通常型を上回り、29年度には設置された浄化槽112,784基のうち、高度処理型が87,285基(77.4%)を占めている。

そこで、本院は、経済性等の観点から、標準工事費等が、実態調査の結果を適切に反映したのとなっているかなどに着眼して、貴省本省、20都道府県^(注2)及び605市町村において、29、30両年度に本件事業により設置された浄化槽のうち、通常型及び高度処理型計52,734基の設置に対する交付金相当額計67億3384万余円を対象として、実態調査の結果や市町村における浄化槽の整備状況について調査及び関係資料を徴したり、担当者から説明を聴取したりするなどの方法により会計実地検査を行った。

(注2) 20都道府県 東京都、北海道、大阪府、秋田、福島、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、三重、兵庫、和歌山、岡山、香川、高知、福岡、鹿児島、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記の605市町村において、29、30両年度に浄化槽設置整備事業により設置された浄化槽の基数を人槽別にみると、表2のとおり、通常型では5人槽及び7人槽が計1,668基、高度処理型では5人槽及び7人槽が計49,197基となっており、それぞれの設置基数に対して、この2区分で93.6%及び96.6%を占めている。

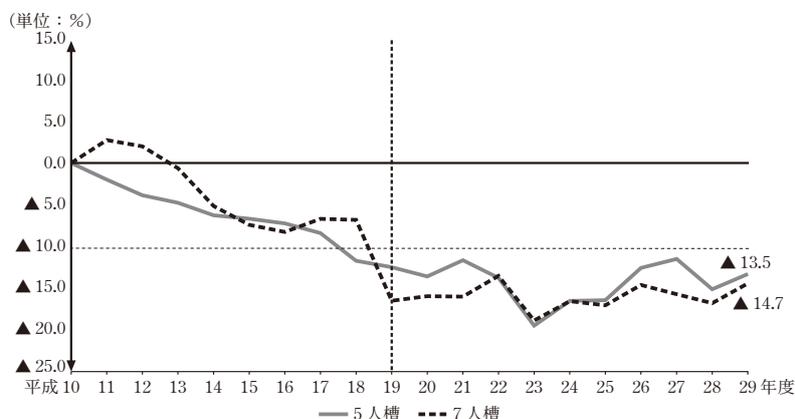
表2 浄化槽の能力別、人槽別設置基数等 (単位：基、%)

設置年度	能力	5人槽		7人槽		小計 (5、7人槽)		10人槽		11人槽以上		能力別設置基数	設置基数の計
		設置基数	能力別設置基数に占める割合	設置基数	能力別設置基数に占める割合	設置基数	能力別設置基数に占める割合	設置基数	能力別設置基数に占める割合	設置基数	能力別設置基数に占める割合		
平成29年度	通常型	527	58.4	314	34.8	841	93.1	36	4.0	26	2.9	903	26,725
	高度処理型	17,626	68.3	7,320	28.3	24,946	96.6	806	3.1	70	0.3	25,822	
30年度	通常型	482	54.8	345	39.2	827	94.0	36	4.1	17	1.9	880	26,009
	高度処理型	17,501	69.6	6,750	26.9	24,251	96.5	809	3.2	69	0.3	25,129	
計	通常型	1,009	56.6	659	37.0	1,668	93.6	72	4.0	43	2.4	1,783	52,734
	高度処理型	35,127	68.9	14,070	27.6	49,197	96.6	1,615	3.2	139	0.3	50,951	

(注) 能力別設置基数に占める割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各人槽の割合を合計しても100%にはならないものがある。

そこで、設置基数に占める割合が多い5人槽及び7人槽について、現在の基準額の設定の基となった平均工事費(通常型は17年度、高度処理型は10年度)を基準として、その後の平均工事費の推移をみたところ、通常型は、おおむね横ばいとなっていた一方で、高度処理型は、おおむね減少傾向となっていた。そして、高度処理型について、対10年度比の平均工事費の変動率をみたところ、図のとおり、10年以上にわたりマイナス10%を下回る状態が続いていて、29年度はマイナス13.5%及びマイナス14.7%となっていた。

図 高度処理型の平均工事費の変動率の推移



このような状況下で高度処理型の基準額が改定されていないのは、通常型の基準額を改定した19年度以降、貴省において、高度処理型の毎年度の平均工事費を把握していたものの、標準工事費等の改定が必要なほどの大きな変化が生じていないと考えていたことなどによるとしている。

しかし、前記のとおり、高度処理型の5人槽及び7人槽の平均工事費が減少傾向にあり、19年度以降も10年度当時の平均工事費と開差が生じたままとなっているのに、標準工事費等に平均工事費の減少が反映されておらず、適切とは認められない。

そこで、高度処理型の5人槽及び7人槽について、28、29両年度の実態調査による平均工事費を基に29、30両年度の標準工事費等を試算すると、表3のとおり、基準額は設定時よりも低額となった。

表3 高度処理型1基当たりの標準工事費等の試算 (単位：円)

年度	区分	5人槽	7人槽
平成11年度 (設定時)	標準工事費 ①	1,020,000	1,134,000
	基準額 ①'	444,000	486,000
29年度 (試算額)	標準工事費 ②	863,000	1,054,000
	基準額 ②'	348,000	420,000
	設定時との差額 ①' - ②'	96,000	66,000
30年度 (試算額)	標準工事費 ③	882,000	1,084,000
	基準額 ③'	363,000	441,000
	設定時との差額 ①' - ③'	81,000	45,000

そして、前記の605市町村において、29、30両年度に本件事業により設置された5人槽及び7人槽の交付対象事業費の算定に係る高度処理型の基準額の適用状況をみると、12都府県管内の66市町村において、表4のとおり、計4,454基に対して高度処理型の基準額が適用されていた。

表4 高度処理型の基準額を適用した基数 (単位：基、%)

設置年度	5人槽		7人槽		適用基数の計
	適用基数	適用基数の計に占める割合	適用基数	適用基数の計に占める割合	
平成29年度	1,294	63.5	744	36.5	2,038
30年度	1,565	64.8	851	35.2	2,416
計	2,859	64.2	1,595	35.8	4,454

(注) 高度処理型の基準額を適用できるのは、要綱等において、窒素含有量又はリン含有量についての排水基準が指定される海域等に生活排水を排出する地域等とされている。

したがって、前記の本院が試算した基準額に基づいて、上記の4,454基(浄化槽の設置に要する交付対象事業費29年度9億3619万余円、30年度11億0890万余円、計20億4510万余円、交付金相当額29年度3億6291万余円、30年度4億7242万余円、計8億3534万円)に係る交付対象事業費を算定すると、29年度7億6382万余円、30年度9億4466万余円、計17億0849万余円となり、それぞれ約1億7230万円、約1億6420万円、計約3億3660万円(交付金相当額1億3589万余円)低減できたと認められる。

(改善を必要とする事態)

本件事業の実施に当たり、実態調査による高度処理型の5人槽及び7人槽の平均工事費が、基準額の設定の基となる10年度当時の平均工事費と比較して長期間にわたり開差が生じたままとなっているのに、標準工事費等を改定しないまま交付金が交付されている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴省において、標準工事費等の改定の必要性についての検討が十分でなかったことにもよるが、基準額の改定に関する基準を定めていないことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴省は、今後も引き続き、浄化槽の設置を推進していくこととしている。

については、貴省において、浄化槽設置整備事業の実施に当たり、実態調査の結果を適切に反映させた標準工事費等を算定できるよう基準額の改定に関する基準を定めるとともに、実態調査の結果を適切に反映させて標準工事費等の改定を行うよう改善の処置を要求する。

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1) オンサイトラボに係る賃貸借契約について、金利情勢等を踏まえた協議を行うことにより、賃借料が適切なものとなるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)原子力規制委員会 (項)原子力安全確保費
部 局 等	原子力規制委員会
契 約 名	六ヶ所保障措置分析所施設賃貸借
契 約 の 概 要	六ヶ所再処理施設に係る検査で採取した試料を分析するために、六ヶ所再処理施設の敷地内の建物の一部及びそこに備えられた設備を賃借するもの
契 約 の 相 手 方	日本原燃株式会社
契 約	平成 29 年 4 月、30 年 4 月 随意契約
賃 借 料	6609 万余円(平成 29、30 両年度)
上記のうち節減できた賃借料	2060 万円

1 オンサイトラボに係る賃貸借契約の概要等

原子力規制委員会(平成 25 年 3 月 31 日以前は文部科学省。以下「委員会」という。)は、国際原子力機関による保障措置の一環として、国内における核物質の計量及び管理の状況を確認するために、原子力事業者等に対して、事務所等への立入り、帳簿等の検査、試料の採取、監視装置の取付けなどの検査を定期的に行ったり、検査で採取した試料の分析を行ったりするなどの業務を実施している。

(注) 保障措置 核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検認活動

委員会は、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)が整備を進めている六ヶ所再処理施設(青森県上北郡六ヶ所村所在。以下「再処理施設」という。)に係る検査で採取した試料を高精度かつ迅速に分析するために、六ヶ所保障措置分析所(以下「オンサイトラボ」という。)を再処理施設の敷地内に設置することとし、16 年 12 月以降、再処理施設の敷地内の建物の一部及びそこに備えられた設備(以下「分析建屋等」という。)を日本原燃から賃借してオンサイトラボとして使用している。

委員会は、分析建屋等の賃借に当たり、16 年度以降の毎年度、日本原燃との間で賃貸借契約を締結して賃借料を支払っており、当該賃借料については、16 年度に最初の賃貸借契

約を締結する際に行った委員会と日本原燃との協議により、日本原燃が分析建屋等の整備のために借り入れた資金を一定の期間、一定の利率で利子を支払いながら回収していくとした考え方に基づくなどして算出することとなっている。

また、賃貸借契約においては、経済事情の変動、施設の改造その他の負担の増減により、賃借料の改定の必要が生じた場合には、両方で協議の上、賃借料を改定することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、オンサイトラボに係る賃貸借契約について、賃借料が適切に算定されているかなどに着眼して、29、30両年度に、委員会が日本原燃との間で締結した賃貸借契約(賃借料は両年度とも3304万余円、計6609万余円)を対象として、委員会において、賃貸借契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

日本原燃は、建屋等ごとに資金の借入れを行っておらず、分析建屋等の整備のために借り入れた資金の利率を特定できないことから、委員会及び日本原燃は、賃借料の算出に当たり、前記協議の時点で把握することができた直近の13年度末時点における日本原燃の借入金全体の平均利率(以下「借入金平均利率」という。)を基に定めた利率を当面用いることとしており、29、30両年度の賃借料についても、同じ利率を用いていた。

しかし、16年度に最初の賃貸借契約を締結してから長期間が経過し、その間、金利情勢がほぼ一貫して低下傾向となっていることから、本院が委員会を通じて借入金平均利率の推移を確認したところ、借入金平均利率は13年度末以降低下し続けており、29、30両年度の契約時点で把握することができた直近の27、28両年度末時点における借入金平均利率をみると、13年度末時点と比較して大幅に低下していた。一方、この間、委員会は、日本原燃との間で分析建屋等の賃借料の改定に係る協議を行っていなかった。

このように、賃貸借契約の締結に当たり、分析建屋等の賃借料の改定に係る協議を行うべき状況にあったにもかかわらず、その協議を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた賃借料)

委員会が、29、30両年度の賃貸借契約について、契約時点で把握することができた直近の27、28両年度末時点における借入金平均利率を用いて賃借料を見直していたとすれば、賃借料は、29年度2304万余円、30年度2243万余円、計4548万余円となり、前記の賃借料29年度3304万余円、30年度3304万余円、計6609万余円との差額、29年度999万余円、30年度1061万余円、計2060万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、委員会において、賃貸借契約を開始してから長期間が経過し、その間、金利情勢がほぼ一貫して低下傾向となっていたのに、借入金平均利率を確認するなどして賃借料の改定に係る協議を行うことの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、委員会は、31年3月に、オンサイトラボに係る賃貸借契約について日本原燃と賃借料の改定に係る協議を行い、31年度の分析建屋等の賃借料の算定においては、契約時点で把握することができた直近の29年度末時点における借入金平均利率を用いることとし、同年4月に当該利率を用いて算定した金額を賃借料とする賃貸借契約を締結する処置を講じた。また、委員会は、令和元年8月に日本原燃との間で覚書を締結して、今後の分析建屋等の賃借料の算定においても、毎年度、契約時点で把握することができる契約年度の前々年度末時点における借入金平均利率を用いることとする処置を講じた。

(2) 廃棄物処理施設において使用する冷却水の調達に当たり、調達費用を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織)環境本省 (項)環境保全復興政策費 (組織)地方環境事務所 (項)環境保全復興政策費
部 局 等	福島地方環境事務所(平成29年7月13日以前は福島環境再生事務所)
契 約 名	飯舘村蔵平地区対策地域内廃棄物等処理業務(減容化処理)
契 約 の 概 要	廃棄物処理施設の設計、施工、運営等を行うもの
支 出 済 額	442億8485万余円(平成25年度～30年度)
上記のうち冷却 用水の調達費用 として支払って いた額	2億0049万円(平成27年度～30年度)

1 廃棄物処理施設における冷却水の調達

環境省は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)に基づき、国が廃棄物の収集等を実施する必要がある地域として指定した汚染廃棄物対策地域^(注)において、同地域内にある廃棄物(津波により生じたがれきや倒壊した家屋等を含む。以下「対策地域内廃棄物」という。)の処理について対策地域内廃棄物処理計画を定めた上で、同計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施している。

(注) 汚染廃棄物対策地域 福島県双葉郡楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾村及び相馬郡飯舘村の全域並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の区域のうち指定された地域

環境省福島地方環境事務所(平成29年7月13日以前は福島環境再生事務所。以下「事務所」という。)は、相馬郡飯舘村等の対策地域内廃棄物等を焼却して減容化するために、相馬郡飯舘村蔵平地区に飯舘村蔵平地区仮設焼却施設(以下「処理施設」という。)を建設することとして、その設計、施工、運営等を行う「飯舘村蔵平地区対策地域内廃棄物等処理業務(減容

化処理)」(以下「処理業務」という。)について、神鋼環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体(30年12月31日以前はIHI環境・日揮・熊谷組廃棄物等処理業務共同企業体。以下「JV」という。)と請負契約を締結して実施させている。

事務所は、処理施設の運営に当たり、廃棄物の焼却処理を行う際に発生する高温の燃焼ガスを冷却するために、1日当たり600m³程度の冷却用水を確保する必要があるとしていて、冷却水の調達費用については、上記の請負契約において、単価を約定して、使用量の実績に基づいてJVに支払うこととしており、処理施設の運営を開始した27年11月から31年3月までの間に支払った金額は2億0049万余円に上っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記のとおり、冷却水の調達費用は多額となっており、処理施設の運営は今後も継続することが見込まれている。

そこで、本院は、合规性、経済性等の観点から、冷却水の調達費用の算定は適切に行われているかなどに着眼して、処理業務に係る請負契約(25年度から30年度までの支出済額計442億8485万余円)を対象として、事務所において、契約書、処理業務の内容を示した要求水準書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

事務所は、冷却水について、25年5月に、ボーリング調査の結果、地下水では必要量が確保できないことが判明したことから、処理施設の近傍を流れる二級河川比曾川から取水することにした。そこで、比曾川において河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)の施行前から水利権を有しており、取水用水路(延長約70m、幅約30cm。以下「組合水路」という。)を設置して比曾川から無償で取水している飯館村蕨平行政区水利組合(以下「組合」という。)と交渉したところ、組合から冷却水を購入することについて合意した。そして、同年12月に行った処理業務に係る請負契約の入札公告において提示した要求水準書に、冷却水を有償で取水することができることを記載した。

その後、事務所は、27年5月に、二級河川の水の売買は法上認められていないことに気付いたことから、比曾川の水を購入することを断念して、比曾川において水利権を取得することにした。そして、水利権の取得に当たっては、従前の組合との交渉経緯を踏まえて、組合が有している水利権に基づく取水量の一部の転用を受けることとして組合と交渉し合意の上、同年10月に、河川管理者と水利権の取得に向けた法第95条の規定による協議を行い、同年11月に協議が成立して水利権を取得した。

組合水路の使用料については、JVが組合水路の使用を開始した27年11月の時点では決まっていなかったが、組合は、28年5月に、組合水路を使用して取水できなければ上水道から冷却水を購入することになるとして、処理施設の近隣で上水道施設が稼働していた伊達市の上水道を1日当たり600m³使用した場合とほぼ同額となる月額489万円を組合水路の使用料とする見積りを事務所に提出した。事務所は、上記使用料の見積りを冷却水の調達費用として妥当と判断して了承した。そして、JVは組合水路の使用料を月額489万円とするなどの内容の契約を組合と締結して、事務所とJVは冷却水の調達費用に係る単価を月額489万余円と約定した。この結果、27年11月から31年3月までの間の冷却水の調達費用として、事務所はJVに対して計2億0049万余円を支払い、JVは組合に対して計2億0049万円を支払っていた。

しかし、冷却用水として実際に使用する組合水路から取水した水は上水道によって供給される上水ではないことから、事務所が上水道料金相当額の組合水路の使用料を冷却水の調達費用として支払っていたことは適切とは認められない。

このように、事務所において処理施設で使用する冷却水の調達に当たり、上水道料金相当額の組合水路の使用料を冷却水の調達費用として支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事務所において、冷却水の調達費用を適切に算定することについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、事務所は、組合と協議を行い、組合水路を無償で使用するについて合意したことから、31年4月に、前記の請負契約における冷却水の調達費用に係る単価の約定を削除する内容の変更契約をJVと締結するとともに、処理業務の内容を示した要求水準書に組合水路の使用料を無料とすることを明記し、同月以降、組合水路の使用料を支払わないこととする処置を講じた。

(3) 除染工事等において使用する大型土のうの材料費の積算に当たり、特別調査を活用することにより市場価格を把握して、経済的な積算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織) 地方環境事務所 (項) 環境保全復興政策費 (項) 環境保全復興事業費	
部 局 等	環境本省、福島地方環境事務所(平成29年7月13日以前は福島環境再生事務所)	
事業の根拠	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)	
除染工事等の概要	放射線量の低減を図るために住宅屋根、路面等の清掃や、除草、表土等の除去作業を行うなどの工事	
除染工事等のうち大型土のうを使用している工事件数及び工事費	44件	3114億0997万余円(平成29年度)
大型土のうの材料費の積算額		111億8604万余円
上記のうち特別調査単価との比較ができた工事件数及び積算額	14件	46億9031万余円
低減できた大型土のうの材料費の積算額		6億5530万円

1 除染工事等の概要

(1) 除染工事等の概要

環境省は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「特措法」という。)に基づき、国が除染等の措置等^(注1)を実施する必要があるとして指定した除染特別地域^(注2)において、住宅屋根、路面等の清掃や、除草、表土等の除去作業を行うなどの除染工事のほか、除去土壌等を中間貯蔵施設に運搬するなどの輸送工事等を実施している(以下、これらの工事を「除染工事等」という。)

(注1) 除染等の措置等 特措法によれば、「土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分」が「除染等の措置等」とされている。このうち、「土壌等の除染等の措置」は、「事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置」とされている。

(注2) 除染特別地域 福島県双葉郡楢葉、富岡、大熊、双葉、浪江各町、葛尾村及び相馬郡飯舘村の全域並びに田村、南相馬両市、伊達郡川俣町及び双葉郡川内村の区域のうち指定された地域

(2) 除去土壌等の収納に使用する大型土のうの種類等

環境省が平成23年12月に定めた「除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン」等によれば、除去土壌等の収集、運搬等を実施する場合には、放射性物質の飛散防止等のために、耐候性大型土のう(以下「大型土のう」という。)等に収納するなどの措置を講ずることとされている。

除染工事等を実施している環境省福島地方環境事務所(29年7月13日以前は福島環境再生事務所。以下「事務所」という。)は、除去土壌等の収納に当たり、主に耐用年数が3年、径が1,100mm又は1,300mmの大型土のうに、それぞれ内袋がないもの、ポリエチレン製内袋が一重又は二重付きのもの計6種類(以下、それぞれを「内袋なし1100土のう」「内袋なし1300土のう」「ポリ一重1100土のう」「ポリ一重1300土のう」「ポリ二重1100土のう」「ポリ二重1300土のう」という。表参照)を使用している。

事務所は、通常は径1,100mmの大型土のうを使用し、それらが破損した場合には径1,300mmの大型土のうに詰め替えるなどとし、また、水分を多く含む除去土壌等を収納するために、大型土のうに防水性を高めた上記のポリエチレン製の内袋付きの大型土のうを使用している。

表 大型土のうの種類

径(mm)	内袋の有無等	本文の略称	径(mm)	内袋の有無等	本文の略称
1,100	なし	内袋なし1100土のう	1,300	なし	内袋なし1300土のう
	ポリエチレン製一重	ポリ一重1100土のう		ポリエチレン製一重	ポリ一重1300土のう
	ポリエチレン製二重	ポリ二重1100土のう		ポリエチレン製二重	ポリ二重1300土のう

(3) 暫定積算基準における材料の単価

環境省は、除染工事等の工事費を積算するために、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」(以下「暫定積算基準」という。)を定めており、事務所は、暫定積算基準に基づき除染工事等の工事費を積算している。

暫定積算基準によれば、工事費の積算に当たり設計書に計上する材料の単価(以下「積算単価」という。)については、設計時に実際に購入できる適正な価格(以下「市場価格」という。)によることとされている。そして、積算に当たり、物価資料(刊行物である積算参考資料をいう。以下同じ。)に掲載されている材料については物価資料に掲載されている単価(以下「物価資料単価」という。)により、また、物価資料に掲載されていない材料については3者以上から見積りを徴する(以下、見積りにより決定した単価を「見積単価」という。)などして、材料の積算単価を決定することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、大型土のうの積算単価が適切なものとなっているかなどに着眼して、29年度に契約を締結した除染工事等のうち大型土のうを使用している44件(工事費計3114億0997万余円、大型土のうの使用枚数計約138万枚、大型土のうの材料費の積算額計111億8604万余円)を対象に、環境本省及び事務所において、設計図書、見積書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

事務所は、大型土のうの積算単価について、内袋なし1100土のうについては物価資料単価に、その他の大型土のうについては物価資料単価がないことから見積単価に基づくなどして決定していた。

一方で、事務所と同様に福島県においても除染等の措置等を行っていることから、大型土のうの積算単価の決定方法について確認したところ、同県は、同県制定の福島県除染作業暫定積算基準に規定する除染作業資材等単価表(以下「単価表」という。)に基づき、積算単価を決定していた。そして、単価表の作成に当たっては、物価調査機関に市場価格を調査させる特別調査を実施させて、その結果を基に大型土のうのそれぞれの単価を決定していた(以下、特別調査を実施して決定した単価を「特別調査単価」という。)

そして、仕様が同一となっているポリ二重1300土のうについて、29年度における事務所の見積単価と同年度における同県の特別調査単価とを比較したところ、見積単価が14,300円であるのに対して、特別調査単価は12,000円となっており、16%程度下回っていた。このように、特別調査単価が見積単価より安価となるのは、見積単価が、製造会社等の販売希望価格となる場合もあるのに対して、特別調査単価は、過去の取引実績等を基に、製造会社等に対する聞き取り調査等により得られた市場価格であることなどによると思われた。

また、物価資料によると、物価資料単価は、最も一般的とみなされる取引数量に基づく単価を記載しており、取引数量の多寡等によっても左右されるとされている。内袋なし1100土のうの物価資料単価は、取引数量が300枚から500枚程度までの単価となっており、前記44件のうち、内袋なし1100土のうを使用している14件の平均使用枚数は1万枚以上となっていることから、実際の取引においては物価資料単価より安価となり得るものと想定された。

そこで、本院の検査を踏まえて事務所が30年7月に実施した特別調査の結果のうち、仕様が同一であるなど単価の比較が可能であった内袋なし1100土のう、内袋なし1300土のう、ポリ一重1300土のう及びポリ二重1300土のうについて、特別調査単価と見積単価又は物価資料単価とをそれぞれ比較すると、内袋なし1300土のう、ポリ一重1300土のう及びポ

り二重 1300 土のうについては、特別調査単価が 8,820 円、10,800 円及び 13,000 円となっていて、見積単価 9,700 円、12,000 円及び 14,300 円をそれぞれ 9 % 程度又は 10 % 程度下回っていた。また、内袋なし 1100 土のうについては、取引数量が 4,000 枚以上の場合、特別調査単価が 2,800 円となっていて、同時期の物価資料単価 4,700 円を 40 % 程度下回っていた。

これらのことから、検査の対象とした 29 年度に契約を締結した 44 件のうち、前記の特別調査単価と見積単価又は物価資料単価との比較ができた大型土のうを使用している 14 件(使用枚数計 437,097 枚)については、特別調査を活用することにより市場価格を把握して経済的な積算を行うことが可能であったと認められた。

このように、事務所において、除染工事等で使用する大型土のうの積算単価の決定に当たり、特別調査を活用して市場価格を把握することなく、見積単価や取引条件の異なる物価資料単価を積算単価としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた大型土のうの材料費の積算額)

前記の 14 件に係る計 437,097 枚の大型土のうの材料費(積算額計 46 億 9031 万余円)について、福島県が 29、30 両年度に決定した特別調査単価は同額であったことなどから、29 年度と 30 年度との間で市場価格に変動が生じていないと仮定して、事務所が実施した前記特別調査の結果に基づく市場価格により修正計算すると計 40 億 3495 万余円となり、上記の積算額を約 6 億 5530 万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、環境省において除染工事等で使用する大型土のうの積算単価の決定に当たり特別調査を活用することを暫定積算基準に明記していなかったこと、事務所において特別調査を活用して市場価格を把握し、これにより経済的な積算を行うことについての検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、事務所は、30 年 10 月に、特別調査の結果に基づき除染工事等において使用する大型土のうの積算単価を決定し、同年 11 月以降に入札手続を開始する工事から適用するとともに、環境省は、令和元年 9 月に積算単価の決定に当たり特別調査を活用するよう暫定積算基準を改定し、同年 10 月以降に入札手続を開始する工事から同基準を適用することとする処置を講じた。

平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 委託事業により取得した物品の管理等について

(平成 29 年度決算検査報告 486 ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置

原子力規制委員会(以下「委員会」という。)は、環境放射能の影響調査等のために、毎年度、都道府県や研究機関等と委託契約を締結して多数の事業を実施しており、受託者は、委託費により必要な測定装置等の物品(以下「委託事業物品」という。)を取得している。物品管理法(昭和 31 年法律第 113 号)等によれば、国の物品の管理については、物品管理簿を備えて

その現在高等を記録することなどとされており、また、復興庁から発出された事務連絡によれば、東日本大震災復興特別会計の予算により取得した委託事業物品(以下「復興特会委託事業物品」という。)については、専ら復興事業に使用するという特別な場合を除き、同特別会計から一般会計へ管理換をして、一般会計で管理することとされている。さらに、委員会は、受託者が委託事業終了後に委託事業物品の継続使用を希望する場合において、受託者に対して、貸付けの目的以外の目的のために使用しないことなどの条件を付して、委託事業物品を無償で貸し付けることとしている。しかし、委託事業物品等の管理が適切に行われておらず、物品管理簿が国の物品の現況を反映した正確なものとなっていないなどしている事態及び委託事業物品が無償貸付された上で収益事業等に使用されている事態が見受けられた。

したがって、原子力規制委員会委員長に対して平成30年10月に、会計検査院法第34条の規定により次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求めた。

- ア 物品管理簿に正確に記録されていないなどの委託事業物品のうち重要物品等について、現況を把握して物品管理簿等を適切なものとするよう必要な処置を執ったり、都道府県等において使用される見込みがないまま長期間保管されているものについては、速やかにその活用方法の検討を行ったりすること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求したもの)
- イ 委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する委託事業物品について、所有権移転を指示する通知書を速やかに受託者に送付したり、財産取得通知書を速やかに物品管理係に提出したりして、必要な情報を物品管理係と共有して無償貸付等の手続を適時適切に行うよう周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- ウ 受託者に対して、無償貸付の条件に従い、委託事業物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、委託事業物品を使用する見込みがなくなった場合には、委員会に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図るなどして、委員会において活用方法の検討が適時適切に行われるようにすること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
- エ 委託事業物品の取扱いに関する事務連絡等に次の内容を記載して、その内容を関係者に周知すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)
 - (ア) 複数の機器で構成される委託事業物品について、その構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握して物品管理を適切に行う必要性及びその具体的な方法
 - (イ) 物品管理の対象とすべきものの範囲、その取得価格の考え方等
 - (ウ) 復興特会委託事業物品の属する会計の取扱い
- オ 受託者に対して無償貸付された委託事業物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないことの周知徹底を図るとともに、受託者が貸付けの目的である委託事業に使用していない時間に収益事業等に使用することを希望する場合には、その報告をさせることとした上で、収益事業等に使用させないこととしたり、必要なものについては有償貸付としたりすること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

2 当局が講じた処置

本院は、委員会において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。検査の結果、委員会は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 委託事業物品のうち重要物品等の現況を把握して、物品管理簿に記録されていないものを記録したり、廃棄されているのに物品管理簿に記録されたままとなっているものを削除したりなどして、30年度末時点の物品管理簿等を適切なものとした。また、都道府県等において使用される見込みがないまま長期間保管されている委託事業物品については、活用方法の検討を行い、活用できるものは活用することとし、活用できないものは30年度末までに不用決定を行った上で物品管理簿から削除した。
- イ 30年10月に事務連絡を発出するなどして、委託事業の執行担当課に対して、委託事業終了の際に、受託者が継続使用を希望する委託事業物品について、所有権移転を指示する通知書を速やかに受託者に送付したり、財産取得通知書を速やかに物品管理係に提出したりするなどして、必要な情報を物品管理係と共有して無償貸付等の手続を適時適切に行うよう周知徹底を図った。
- ウ 30年10月に事務連絡を発出するなどして、受託者に対して、無償貸付の条件に従い、委託事業物品を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、委託事業物品を使用する見込みがなくなった場合には委員会に対して速やかにその旨を報告するよう周知徹底を図るとともに、執行担当課において、当該報告を受けた場合には、活用方法の検討を適時適切に行うこととした。
- エ 30年10月に事務連絡を発出するとともに、31年3月に委託事業物品に関するマニュアルを改定するなどして、関係者に対して、委託事業物品の構成機器ごとの更新状況や取得価格を把握して物品管理を適切に行う必要性及びその具体的な方法、物品管理の対象とすべきものの範囲、その取得価格の考え方等を周知し、同年4月に物品管理係の内部マニュアルを改定して、担当職員に対して、復興特会委託事業物品の属する会計の取扱いを周知した。
- オ 30年10月に事務連絡を発出して、執行担当課に対して、受託者が無償貸付された委託事業物品を貸付けの目的以外の目的のために使用しないよう周知徹底させた。また、受託者が貸付けの目的以外の目的のために使用することを希望する場合には、その報告をさせることとした上で、執行担当課において、他の目的のために使用させることの可否等について検討を行って、収益事業等に使用させないこととしたり、必要なものについては有償貸付としたりすることとした。

(2) 循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターにおける資源化設備の機器の処理能力の決定について

(平成29年度決算検査報告495ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

環境省は、汚泥再生処理センター(以下「センター」という。)の整備を実施する市町村、一部事務組合、広域連合等(以下「事業主体」という。)に対して、循環型社会形成推進交付金を交付している。センターは、くみ取りし尿等(以下「し尿等」という。)を水と汚泥とに分離し、分離した水を処理するなどする水処理設備と、水処理設備で分離された汚泥から堆肥、助燃剤等を製造するなどする資源化設備等から構成されている。そして、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」(以下「計画・設計要領」という。)によれば、資源化設備の機器の処理能力の決定に当たっては、水処理設備で分離される汚泥量(以下「汚泥量」とい

う。)を推計することとされており、汚泥量については、原則として、し尿等に含まれる汚泥成分の濃度を示す浮遊物質等値(以下「汚泥性状値」という。)の実態調査を行い、その調査結果に基づいて推計することとされている。しかし、一部の事業主体において、資源化設備の機器の処理能力の決定に当たって、実態調査によることなく計画・設計要領に参考として記載されている全国調査の結果等を用いて、地域による汚泥性状値の差異を考慮しないまま汚泥量を推計し、過大な処理能力の資源化設備の機器を整備している事態が見受けられた。

したがって、環境省において、循環型社会形成推進交付金事業により整備するセンターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう、環境大臣に対して平成30年10月に、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めた。

2 当局が講じた処置

本院は、環境本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、環境省は、本院指摘の趣旨に沿い、31年2月に都道府県に対して通知を発し、令和元年8月までに都道府県から管内の市町村等に対して周知させることにより、循環型社会形成推進交付金事業により整備するセンターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に周知し、その実施状況を確認することとする処置を講じていた。

第13 防 衛 省

第3章
第1節
第13
防衛省

不 当 事 項

工 事

(234) 侵入防止柵の更新等を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、侵入防止柵の安定性が確保されていない状態になっているなどして、工事の目的を達していないなどしていたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛本省共通費
部 局 等	海上自衛隊大湊地方総監部
工 事 名	(1) 樺山送信所等囲障補修工事 (2) 樺山送信所囲障補修工事
工 事 の 概 要	大湊地方総監部樺山送信所等において老朽化した既存の侵入防止柵の内側に新たに侵入防止柵を設置した後、既存の侵入防止柵の撤去等を行うもの
工 事 費	(1) 10,022,400 円 (2) 16,092,000 円 計 26,114,400 円
請 負 人	株式会社橋本建設工業
契 約	(1) 平成 28 年 9 月 一般競争契約 (2) 平成 29 年 9 月 一般競争契約
しゅん功検査	(1) 平成 28 年 11 月 (2) 平成 29 年 12 月
支 払	(1) 平成 28 年 12 月 (2) 平成 30 年 1 月
不適切な設計となっていた侵入防止柵の設置等に係る工事費相当額	(1) 8,769,513 円(平成 28 年度) (2) 12,979,355 円(平成 29 年度) 計 21,748,868 円

1 工事の概要

海上自衛隊大湊地方総監部(以下「大湊地方総監部」という。)は、青森県むつ市田名部字下平地内の大湊地方総監部樺山送信所等において、同送信所内への侵入を防止するための柵(以下「侵入防止柵」という。)の更新等を行うために、平成 28、29 両年度に、樺山送信所等囲障補修工事(以下「28 年度工事」という。)及び樺山送信所囲障補修工事(以下、「29 年度工事」といい、28 年度工事と合わせて「本件工事」という。)を、株式会社橋本建設工業にそれぞれ工事費 10,022,400 円、16,092,000 円、計 26,114,400 円で請け負わせて実施している。

本件工事は、昭和 53 年に設置された侵入防止柵が老朽化したため、延長 3,894mのうちの計 685.5mの区間について、既存の侵入防止柵の内側に新たに侵入防止柵を設置した後、既存の侵入防止柵の撤去等を行うものである。そして、本件工事で設置した侵入防止柵(高さ

1.8m)は、鋼管の支柱をコンクリート基礎(縦0.25m、横0.25m、高さ0.45m)に建て込んで2.0m間隔で設置し、この支柱に菱形金網等を取り付けるなどしたものである(参考図参照)。

大湊地方総監部は、本件工事で設置した侵入防止柵の設計を「外・内柵設計指針」(防衛省整備計画局施設技術管理官制定。以下「指針」という。)等に基づいて行っており、侵入防止柵の基礎を指針において標準とされているコンクリート基礎とするなどして設計し、これにより施工していた。

2 検査の結果

本院は、法規性等の観点から、侵入防止柵の設計が指針等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、大湊地方総監部において、設計図書等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

指針によれば、侵入防止柵の基礎は、侵入防止柵に作用する荷重に対し、十分な安定性を持つ形状寸法とすることなどとされている。

しかし、大湊地方総監部は、本件工事で設置した侵入防止柵の設計に当たり、基礎の形状寸法等の決定に必要な風荷重等による転倒に対する安定計算等を行っていなかった。

そこで、指針等に基づき、侵入防止柵の転倒に対する安定計算を行ったところ、風荷重により基礎に加わる転倒モーメントは $0.703\text{kN}\cdot\text{m}$ ^(注1)、基礎の抵抗モーメントは $0.226\text{kN}\cdot\text{m}$ ^(注2)となっているなど、全ての基礎において転倒モーメントが抵抗モーメントを大幅に上回っており、侵入防止柵が風荷重に対して十分な安定性を持っていなかった。

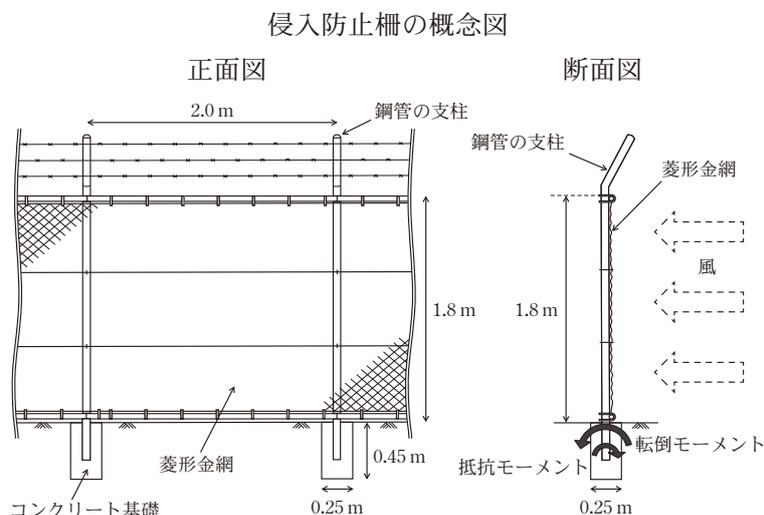
したがって、本件工事で設置した侵入防止柵は、基礎の設計が適切でなかったため、安定性が確保されていない状態になっているなどして、本件工事は、工事の目的を達していないなどしており、これに係る工事費相当額28年度工事8,769,513円、29年度工事12,979,355円、計21,748,868円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大湊地方総監部において、侵入防止柵の設計における安定計算の必要性に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 転倒モーメント 転倒させようとする力の大きさ

(注2) 抵抗モーメント 転倒モーメントに抵抗するモーメントの最大値

(参考図)



本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

第3章
第1節
第13
防衛省

- (1) 有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (部)雑収入 (款)諸収入 (項)弁償及返納金
部 局 等	防衛装備庁(平成 27 年 9 月 30 日以前は装備施設本部)
保管勘定(3 DD)の概要	電子戦国際安全保障プログラムの枠組みへの参加国が有償援助により合衆国政府に支払った拠出金について、事後に当該枠組みへの参加国が増加して分担割合が減少したことにより生じた返済金を管理する勘定
保管勘定(3 DD)の残高のうち日本に返還可能な額	4826 万円(平成 30 年度末) (430,943.32 米ドルを 30 年度末の出納官吏レートにより邦貨に換算した額)

1 制度の概要

(1) 有償援助による防衛装備品等の調達の詳細

防衛装備庁(平成 27 年 9 月 30 日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和 29 年条約第 6 号)に基づき、アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)から有償援助(Foreign Military Sales。以下「FMS」という。)により、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを合わせて「防衛装備品等」という。)の調達を行っている(以下、この調達方法を「FMS 調達」という。)

「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和 52 年防衛庁訓令第 18 号。以下「訓令」という。)等によれば、防衛装備品等を輸入しようとするときは、調達源が合衆国政府に限られるもの又は価格、取得時期等を考慮して FMS 調達が妥当であると認められるものいづれかの条件を満たし、かつ、合衆国政府が FMS による販売を認める場合に、FMS 調達を行うこととされている。

(2) FMS 調達の要求から余剰金の返還までの手続

FMS 調達の支払は原則として前払であり、防衛装備品等の納入後に精算が行われ、前払金に係る余剰金が返還されることになっている。

訓令等によれば、装備庁が実施機関として行う FMS 調達における防衛装備品等に係る調達の要求から余剰金の返還までの主な手続は、次のとおり行うこととされている。

- ① 支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下「支担当」という。)は、陸上、海上、航空各幕僚監部等の調達要求元からの依頼を受けて、合衆国政府に引合書の請求を行う。
- ② 支担当は、合衆国政府から引合書の送付を受けた場合、必要に応じて調達要求元と引合書の記載内容について調整を行うなどする。支担当が、支出負担行為として当該引合

書に署名して引合受諾書^(注2)(Letter of Offer and Acceptance)とした後、これを合衆国政府に送付すると契約が成立する(以下、引合受諾書に基づく個々の契約を「ケース」という)。

- ③ 支出官は、引合受諾書に記載された支払時期に合わせて、合衆国政府に、日本銀行等を通じて米ドル建てで送金して前払金を支払う。
- ④ 合衆国政府は、受領した前払金をアメリカ合衆国財務省のFMSトラストファンド(以下「信託基金」という)等において管理し、当該前払金を基に提供すべき防衛装備品を購入するなどした上で、日本に対して防衛装備品等を提供する。
- ⑤ 支担官は、ケースに係る全ての防衛装備品等を受領して、合衆国政府から最終の計算書が送付されたときは、速やかに関係書類と照合して、提供の完了の確認を行い、その結果前払金に係る余剰金が発生した場合には、速やかに余剰金の返済を請求するための措置を執る。
- ⑥ 合衆国政府は、日本の返済請求を受けて信託基金から余剰金の返還を行う。

(注1) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの

(注2) 引合受諾書 日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者(日本側は支担官)が署名する文書で、これに基づきFMS調達が行われる。この文書には、両政府が合意した防衛装備品等の名称、数量、単価、支払時期等の条件が記載される。

(3) 余剰金以外の資金の返還

合衆国政府は、上記の余剰金以外で日本に返還可能な資金が生じた場合、基本的には、返還事由ごとに区分された信託基金内の勘定(Holding Account。以下「保管勘定」という)において当該資金を管理しており、四半期ごとに保管勘定の入出金、残高等の情報が記載された文書(以下「明細書」という)を支担官に送付している。

支担官は、明細書の内容を確認するなどした上で、当該資金の返済を請求するための措置を執る。そして、合衆国政府は、日本の返済請求を受けて保管勘定から当該資金の返還を行う。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、防衛省におけるFMSによる防衛装備品等の調達について、30年6月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受け、その検査結果を令和元年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、経済性、効率性、有効性等の観点から、日本に返還可能な資金の返済請求が適切に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、平成26年度から30年度までの保管勘定における日本からの返済請求が可能な資金の管理を対象として、装備庁において、合衆国政府から送付された26年度から30年度までの保管勘定に係る明細書により入出金や残高の状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、アメリカ合衆国において、FMSの手続を担当している国防省傘下の国防安全保障協力庁(Defense Security Cooperation Agency。以下「DSCA」という)等から保管勘定の残高、入出金の経緯等を聴取するなどして調査した。

(検査の結果)

装備庁は、合衆国政府から、余剰金以外の資金について^(注3)3 保管勘定の明細書の送付を受けていた。3 保管勘定のうち、2 保管勘定については、装備庁が明細書の内容の確認や返済請求を行っていたが、残りの保管勘定(3 DD)(以下「3 DD」という。)については、明細書により確認できた範囲で遅くとも25 年度末には430,943.32 米ドルの残高があり、装備庁は、26 年度から30 年度までの間、四半期ごとに明細書の送付を受けていたものの当該明細書の内容を確認していなかったことから、返済請求を行っておらず、30 年度末においても同額が入金されたままとなっていた。そこで、DSCA 等に入金の経緯等を確認したところ、次のような状況となっていた。

DSCA 等によると、日本を含む複数の国が過去に参加した電子戦国際安全保障プログラム^(注4)(Electronic Combat International Security Assistance Program。以下「ECISAP」という。)において、参加国は、参加するための拠出金をFMSにより合衆国政府に支払うことになるが、拠出金の支払後にECISAPへの参加国が増加して当初からの参加国の拠出金の分担割合が減少した場合には、当初からの参加国に対して拠出金の一部が返還されることがあるとしている。そして、実際に、ECISAPへの参加国の増加を受けて、拠出金の一部が日本への返還のために合衆国政府により3 DDに入金されており、DSCA等によると、当該資金は、合衆国政府においてFMSの実施に使用されることはなく、日本の返済請求があれば、速やかに返還されるものであるとしている。

そして、本院の検査を受けて、装備庁が3 DDに資金が入金された経緯をDSCA等に問い合わせたところ、昭和62年頃にECISAPへの参加のための拠出金が日本から支払われていたが、その後ECISAPへの参加国が増加して日本の拠出金の分担割合が減少したことに伴い、平成10年に、当該拠出金を一部返還するとして、合衆国政府から3 DDに入金されたものであることが確認された。

上記のとおり、3 DDに入金されていた430,943.32 米ドル(30 年度末の出納官吏レートによる邦貨換算額4826 万余円)の資金は、日本がECISAPへの参加のために支払った拠出金の返済金であり、日本の返済請求に応じて返還されるものであることから、合衆国政府から3 DDの明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して合衆国政府に対して返済請求すべきものであったと認められた。

(注3) 3 保管勘定 保管勘定(7 QQ)、保管勘定(8 QQ)及び保管勘定(3 DD)の三つの保管勘定。このうち、保管勘定(7 QQ)は、合衆国政府の見積額で精算が行われた後に、実際の精算額が見積額を下回り、資金が残存した場合の残余資金が入金される勘定である。また、保管勘定(8 QQ)は、日本に納入された防衛装備品に合衆国政府の責任により生じた不具合が判明した場合に、当該防衛装備品に係る輸送費等相当額の返済金が入金される勘定である。

(注4) 電子戦国際安全保障プログラム 電波妨害装置等の電子戦装置に関する技術的な知見等を合衆国政府がFMSの利用国等に提供したり、合衆国政府と同装置を運用するFMSの利用国等との情報共有を行ったりすることなどを目的として、合衆国政府により設けられた枠組み

このように、装備庁において、合衆国政府から3DDの明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して合衆国政府に対して返済請求を行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、装備庁において、保管勘定で管理される日本に返還可能な資金に係る返済請求についての理解が十分でなく、明細書の送付を受けた際に、明細書の内容の確認を十分に行っていないなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、装備庁は、令和元年7月に、外務省を通じるなどして、合衆国政府に対して3DDに係る返済金の返済請求を行うとともに、同年8月に関係部局に対して通知を発するなどして、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うことを周知徹底する処置を講じた。

- (2) 情報システム等の導入及び換装において、既設の共用の無停電電源装置(UPS)の設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施することなどを関係部署に周知することにより、専用のUPSの調達数量を適切なものとするよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費	
部 局 等	陸上幕僚監部等 3 機関	
契 約 名	陸幕システム構成品借上等 46 件	
契 約 の 概 要	情報システム等の運用に必要なサーバ、ネットワーク装置、無停電電源装置等を借り上げるものなど	
契 約 の 相 手 方	8 会社	
契 約	平成 26 年 3 月～31 年 2 月 一般競争契約、随意契約	
賃借料等の支払額	363 億 9620 万余円(平成 26 年度～30 年度)	
上記のうち専用UPSの台数及び調達価格相当額	1,569 台	4 億 2279 万余円
上記のうち節減できた専用UPSの台数及び調達価格相当額	210 台	3221 万円

1 陸上自衛隊の庁舎等に設置されている共用の無停電電源装置等の概要

(1) 陸上自衛隊の庁舎等に設置されている共用の無停電電源装置の概要

防衛省の各組織は、部隊間における通信、防衛上の情報収集等の効率化を目的として各種の情報システム及び装置(以下「情報システム等」という。)を導入している。これら情報システム等の多くのは、常時継続的に使用できる状態にあることが求められている。

このため、陸上自衛隊は、情報システム等を構成する通信機器等(以下「通信機器」という。)に対して、商用電源の停止等の緊急時(以下「停電時等」という。)に非常用発電設備から給電が開始されるまでの間(1分間以内)に給電するなどの目的で、約10分間給電する機能を有する無停電電源装置(以下「UPS」という。)を、陸上自衛隊のほとんどの駐屯地及び分屯地(以下「駐屯地等」という。)の主として通信業務を主管する庁舎(以下「通信局舎」という。)に設置して、共用のUPS(以下「共用UPS」という。)として使用している。また、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地及び防衛省情報本部(以下「情報本部」という。)は、防衛省市ヶ谷地区(以下「市ヶ谷地区」という。)において、防衛省内部部局が設置した共用UPSを使用している。

(2) 情報システム等の導入及び換装に含めて調達する専用の無停電電源装置の概要

陸上幕僚監部、統合幕僚監部及び情報本部(以下、陸上幕僚監部を「陸幕」といい、陸幕、統合幕僚監部及び情報本部を合わせて「陸幕等」という。)は、陸自電算機防護システム(以下「防護システム」という。)、中央指揮システムに係る専用交換装置等、市ヶ谷庁舎保全システム等の情報システム等を駐屯地等、市ヶ谷地区等に導入している。これらの情報システム等は、常時継続的に使用されており、停電時等であっても給電を受け続ける必要があることから、非常用発電設備を備えた通信局舎、市ヶ谷地区等に設置されている。そして、陸幕等は、通信機器に対して、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間に、給電するなどの目的で約5分間給電するなどの機能を有するUPSを、情報システム等の導入及び換装の際に当該情報システム等の構成品に含めて防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)に調達要求し、装備庁は賃貸借契約等を締結して調達している(以下、情報システム等の専用のUPSを「専用UPS」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、専用UPSは既設の共用UPSの設置状況等を検討して調達されているか、調達した専用UPS及び共用UPSは有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、賃貸借契約等により26年度以降に設置し、30年度末時点でも設置していた11情報システム等^(注1)(26年度から30年度までの間の賃借料等の支払額計363億9620万余円)に係る専用UPS1,569台(賃借料等の支払相当額(以下「調達価格相当額」という。))計4億2279万余円^(注2)を対象として、陸幕等、陸上自衛隊補給統制本部、57駐屯地等及び装備庁において、契約書等の関係書類、現地の専用UPSの使用状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 11情報システム等 陸幕システム、陸自指揮システム、陸自指揮システム(認証基盤)、市ヶ谷庁舎保全システム、中央指揮システムに係る専用交換装置等、防衛情報通信基盤オープン系、防衛情報通信基盤クローズ系、陸自電算機防護システム、システム監査用器材、駐屯地等情報基盤装置、訓練演習支援機能

(注2) 57 駐屯地等 旭川、上富良野、別海、札幌、丘珠、北千歳、東千歳、帯広、北恵庭、南恵庭、島松、白老、青森、八戸、岩手、霞目、仙台、船岡、神町、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、松戸、習志野、下志津、練馬、十条、市ヶ谷、目黒、新発田、富士、宇治、大久保、八尾、信太山、伊丹、千僧、姫路、米子、日本原、海田市、山口、善通寺、松山、福岡、小倉、小郡、久留米、目達原、対馬、健軍、都城、国分、那覇各駐屯地及び苗穂、白川、勝連各分屯地

(検査の結果)

44 駐屯地等^(注3)及び情報本部は、従来、通信局舎等に設置してある共用 UPS を使用しており、当該駐屯地等及び市ヶ谷地区で使用している多くの通信機器は、停電時等に、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間、共用 UPS から給電されることになっている。

しかし、44 駐屯地等及び情報本部では、通信機器と空き容量が十分にある共用 UPS を直接接続できたにもかかわらず、共用 UPS と同じ目的で給電する機能を有する専用 UPS 210 台が調達されていた。

すなわち、11 駐屯地^(注4)及び情報本部では、専用 UPS を共用 UPS と通信機器との間に接続して設置するなどしていたが、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間の通信機器への給電は、共用 UPS のみで賄えると認められた(図1参照)。また、35 駐屯地等^(注5)では、共用 UPS から給電できる電源ではなく、商用電源及び非常用発電設備の電源から直接専用 UPS 及び通信機器を接続していたが、通信機器が設置されている場所から接続可能な範囲の同室内等に共用 UPS が設置されており、情報システム等の換装の際に既設の共用 UPS に空き容量が十分にあったことから、共用 UPS と通信機器を直接接続できたと認められた(図2参照。2 駐屯地は両方の事態に該当する。)

そして、陸幕等は、専用 UPS の調達に当たって、駐屯地等及び市ヶ谷地区の共用 UPS の設置状況及び空き容量等の調査を実施していなかったり、共用 UPS を使用している駐屯地等及び情報本部は、情報システム等に使用する可能性がある共用 UPS の設置及び空き容量の状況を的確に把握していなかったりしていた。

(注3) 44 駐屯地等 旭川、上富良野、札幌、丘珠、北千歳、帯広、北恵庭、南恵庭、白老、青森、八戸、岩手、霞目、仙台、船岡、神町、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、十条、市ヶ谷、新発田、富士、宇治、大久保、八尾、信太山、伊丹、姫路、米子、日本原、海田市、山口、松山、福岡、小倉、小郡、目達原、対馬、健軍、国分、那覇各駐屯地及び苗穂、白川両分屯地

(注4) 11 駐屯地 札幌、青森、仙台、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、十条、市ヶ谷、伊丹、小郡、健軍各駐屯地

(注5) 35 駐屯地等 旭川、上富良野、丘珠、北千歳、帯広、北恵庭、南恵庭、白老、八戸、岩手、霞目、船岡、神町、新発田、富士、宇治、大久保、八尾、信太山、伊丹、姫路、米子、日本原、海田市、山口、松山、福岡、小倉、小郡、目達原、対馬、国分、那覇各駐屯地及び苗穂、白川両分屯地

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

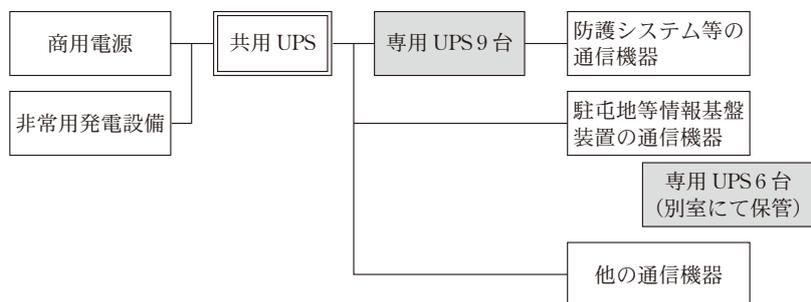
<事例1>

陸上自衛隊健軍駐屯地の通信局舎には、従来、共用 UPS が設置されていた。

しかし、同駐屯地では、防護システム等の専用 UPS 9 台を共用 UPS と防護システム等の通信機器との間に接続していた。また、駐屯地等情報基盤装置の専用 UPS 6 台は、電源と接続されず、別室で保管されていた(図1 参照)。

したがって、非常用発電設備から給電が開始されるまでの間給電することができる共用 UPS と接続している防護システム等の専用 UPS 9 台(調達価格相当額計 124 万余円)及び電源と接続されず別室に保管されていた駐屯地等情報基盤装置の専用 UPS 6 台(調達価格相当額計 407 万余円)は、調達する必要がなかったと認められた。

図1 陸上自衛隊健軍駐屯地の給電関係図



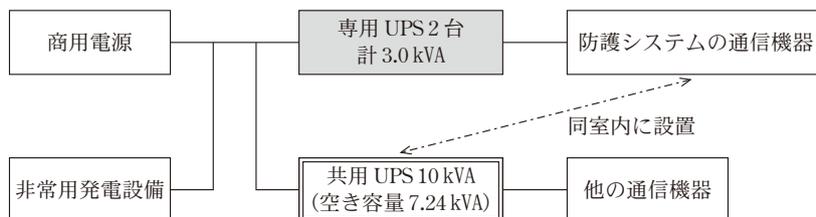
<事例2>

陸上自衛隊神町駐屯地の通信局舎には、従来、共用 UPS が設置されており、平成 29 年 2 月に換装された容量 10kVA の共用 UPS を使用していた。

しかし、同駐屯地では、防護システムに構成品として専用 UPS(容量 1.5kVA) 2 台が含まれていたため、防護システムの通信機器と接続可能で、かつ、7.24kVA の空き容量がある共用 UPS が同室内に設置されていたのに、商用電源及び非常用発電設備の電源から直接専用 UPS(2 台)及び防護システムの通信機器を接続していた(図2 参照)。

したがって、防護システムと同室内に設置されている共用 UPS の設置状況及び空き容量の調査を実施していれば、防護システムの専用 UPS 2 台(調達価格相当額計 11 万余円)は、調達する必要がなかったと認められた。

図2 陸上自衛隊神町駐屯地の給電関係図



このように、駐屯地等及び情報本部において、共用 UPS の設置及び空き容量の状況を的確に把握していなかったり、陸幕等において、共用 UPS の設置状況及び空き容量等の調査を実施していなかったりして、必要がない専用 UPS を調達していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた調達価格相当額)

前記 11 情報システム等の専用 UPS の換装において、既設の共用 UPS の設置及び空き容量の状況の調査を適切に実施するなどして専用 UPS の調達数量を決定すれば、専用 UPS 210 台を調達する必要はなく、調達価格相当額計 3221 万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

- ア 駐屯地等及び情報本部において、情報システム等の換装に対応するため、陸幕等が行う専用 UPS の調達数量の算定に必要な共用 UPS の設置及び空き容量の状況を的確に把握することの重要性について理解が十分でなかったこと
- イ 陸幕等において、情報システム等の換装に際して、駐屯地等及び市ヶ谷地区の共用 UPS の設置状況及び空き容量等を踏まえて専用 UPS の調達数量を算定することの重要性について理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸幕等は、令和元年 9 月までに関係部署に対して通達及び通知を発して、次のような処置を講じた。

- ア 陸幕は、情報システム等の導入及び換装に対応できるように、共用 UPS の設置及び空き容量の状況について、駐屯地等に調査させるとともに、その結果を陸幕に報告させ、陸幕及び駐屯地等が的確に把握する態勢を整備した。また、情報本部は、情報システム等の導入及び換装に対応できるように、専用 UPS の設置予定場所における共用 UPS の設置及び空き容量の状況を調査することとした。
- イ 陸幕等は、情報システム等の導入及び換装に際して、共用 UPS の設置状況及び空き容量等の調査結果を踏まえて、専用 UPS の調達数量を算定するなどすることとした。

- (3) 広帯域多目的無線機のプログラム改修に当たり、全ての無線機について適時適切に実施する態勢を整備したり、携帯無線機に使用する二次電池の調達に当たり、部隊等において不足した数量を請求させるとともに、その妥当性を確認する態勢を整備したりすることなどにより、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定を適切に実施するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	陸上幕僚監部
契 約 名	(1) 広帯域多目的無線機のプログラム改修等製造請負契約 3 件 (2) 防衛専用二次電池リチウムイオン電池(広多無用)製造請負契約
契 約 の 概 要	(1) 広帯域多目的無線機等の機能充実や向上を図るためのプログラム改修に必要なソフトウェアを製造する契約 (2) 隊員が携帯する広帯域多目的無線機に使用する二次電池を製造する契約
契 約 の 相 手 方	(1) 日本電気株式会社 (2) 東海理研株式会社

契 約	(1) 平成 28 年 3 月、29 年 4 月、7 月 随意契約	
	(2) 平成 30 年 3 月 一般競争契約	
上記の契約に係る調達数量及び契約金額	(1) 3 式 8 億 5606 万余円(平成 27、29 両年度)	
	(2) 33,800 個 2 億 7813 万余円(平成 29 年度)	
改修機能が適時適切に活用されていなかったプログラム改修に係る契約金額		2 億 7010 万円(背景金額)(平成 27 年度)
プログラム改修が実施されていなかった構成無線機の台数及び調達価格相当額	643 台	47 億 6672 万円(背景金額)
節減できた二次電池の調達数量及び調達価格相当額	23,245 個	2 億 0745 万円(平成 29 年度)

1 野外通信システム等の概要

(1) 野外通信システムの概要

陸上自衛隊は、方面隊、師団等の指揮、統制及び情報伝達のための通信を継続的に確保することを目的として、野外通信システム(以下「システム」という。)を調達し、運用している。システムは、ソフトウェア無線技術により従来の各機能別無線機を統合化した広帯域多目的無線機(以下「無線機」という。)等から構成されている。そして、陸上自衛隊は、システムのうち無線機を平成 23 年度から順次調達しており、30 年度末時点での部隊等における無線機の保有数量は 19,357 台となっている。無線機には、車両等に搭載して使用するものと、隊員が携帯して使用するもの(以下「携帯無線機」という。)がある。

(2) プログラム改修の概要

陸上自衛隊は、無線機等について、量産された装備品等の運用段階における不具合の排除及び改善事項の早期把握のための試験等(以下「確認試験等」という。)を行っている。そして、陸上幕僚監部(以下「陸幕」という。)は、確認試験等において判明した改善事項を基に、無線機等の機能充実や向上を図るために、無線機等に適用するプログラムの改修機能を決定している。陸上自衛隊補給統制本部(以下「補給統制本部」という。)は、陸幕の決定に基づき、プログラム改修用ソフトウェア(以下「ソフトウェア」という。)の製造請負契約 3 件を日本電気株式会社と、28 年 3 月に契約金額 2 億 7010 万余円、29 年 4 月に同 5 億 0004 万円、同年 7 月に同 8591 万余円、同計 8 億 5606 万余円で締結し(以下、28 年 3 月に締結した契約による改修を「27 プロ改」、29 年 4 月に締結した契約による改修を「28 プロ改」、同年 7 月に締結した契約による改修を「29 プロ改」という。)、27 プロ改に係るソフトウェアを 29 年 2 月に、28 プロ改及び 29 プロ改に係るソフトウェアを 30 年 3 月に陸上自衛隊関東補給処に納入させている。納入されたソフトウェアは、陸幕がプログラム改修の実施が必要な部隊等を配布先として決定した上で、補給統制本部が作成した補給計画に基づき補給処を通じて当該部隊等に配布されたが、配布後、瑕疵等が発覚したため、27 プロ

ロ改に係るソフトウェアについては30年2月に、28プロ改及び29プロ改に係るソフトウェアについては同年10月から11月までの間に、当該部隊等に再配布されている。

27プロ改及び29プロ改については無線機が、28プロ改については無線機を含むシステム全体が対象となっていて、29プロ改には27プロ改及び28プロ改の対象となった無線機に適用される改修機能が包含されている。そして、27プロ改、28プロ改及び29プロ改の改修機能には、速やかに改善を必要とするものなどが含まれている。無線機等は、プログラム改修を実施しないことにより使用できなくなるわけではないが、プログラム改修を実施しないと機能充実や向上を図るための改修機能が活用されないことになる。また、プログラム改修の内容によって、改修を実施している無線機等と改修を実施していない無線機等が混在すると、通信を行うに当たって機能が制限される場合があり、その場合には、運用上、無線機等への適用時期を統制する必要がある。そして、27プロ改、28プロ改及び29プロ改のうち、28プロ改が上記の機能が制限される場合に該当し、27プロ改以前のバージョンの無線機等と28プロ改以降のバージョンの無線機等が混在すると、通信を行うに当たって一部の機能が制限されるとされている。

(3) 携帯無線機に使用する二次電池の調達等の概要

ア 携帯無線機に使用する二次電池の概要

携帯無線機を使用するためには、その形状等に合わせた専用の電池が必要である。電池には、使い捨て用の電池と、経費削減の観点から導入された充電器で繰り返し充電して使用できる電池(以下「二次電池」という。)がある。

二次電池は、仕様書において、通常300回程度充電器で繰り返し充電して使用できるとされている。陸幕は、「携帯無線機で使用する二次電池の活用促進について(通達)」(平成26年陸幕通電第24号電)において、二次電池の寿命について5年を目安とするとしている。また、「電池の回収及び処分要領について(通達)」(平成27年陸幕通電第26号電)において、処分に当たって、充電回数300回を目安とするとしている。

イ 二次電池の補給及び調達の概要

二次電池について、陸幕が携帯無線機の保有数量等に基づき方面区等ごとに払出数量を決定した上で、方面総監部等が携帯無線機の保有数量等に基づき、払出先の部隊等及びその部隊等に対する払出数量を決定し、補給処から部隊等に払い出させている。そして、陸幕は、携帯無線機の保有数量等に基づき二次電池の調達数量を算定し、防衛装備庁に対して調達要求している。調達要求を受けた防衛装備庁は、29年度に、二次電池33,800個(契約金額2億7813万余円)の製造請負契約1件を東海理研株式会社と締結し、30年度に陸上自衛隊関東補給処に納入させている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、プログラム改修は必要な無線機に対して適時適切に実施され、改修機能が活用されているか、携帯無線機に使用する二次電池の調達数量は、保有数量、使用実績等を考慮するなどして適切に算定されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、プログラム改修の実施については、27、29両年度に製造請負契約を締結した3件(契約金額計8億5606万余円)を、二次電池の調達については、29年度に製造請負契約を締結した1件、33,800個(同2億7813万余円)を対象として、陸幕、補給統制本部、防衛装備庁及び日本電気株式会社において、契約関係書類等を確認したり、方面総監部、補給処や部隊等が所在する36駐屯地等^(注1)において、無線機の管理簿、二次電池の受払簿等^(注2)を確認したりするなどして会計実地検査を行った。また、部隊等が所在する115駐屯地等における30年度末時点での無線機19,357台のプログラム改修の実施状況、二次電池の保有状況、使用状況等について、陸幕に調書の作成及び提出を求めるなどして検査した。

(注1) 36駐屯地等 旭川、札幌、北千歳、東千歳、島松、仙台、神町、霞ヶ浦、相馬原、朝霞、松戸、習志野、下志津、新発田、富士、宇治、大久保、信太山、伊丹、千僧、姫路、日本原、善通寺、福岡、小倉、小郡、久留米、目達原、対馬、健軍、都城、国分、那覇各駐屯地、高遊原、白川、勝連各分屯地

(注2) 115駐屯地等 名寄、留萌、遠軽、旭川、滝川、上富良野、美幌、釧路、真駒内、北千歳、東千歳、帯広、鹿追、静内、函館、多賀城、大和、仙台、神町、福島、郡山、勝田、土浦、霞ヶ浦、古河、北宇都宮、宇都宮、相馬原、新町、大宮、朝霞、松戸、習志野、下志津、木更津、練馬、三宿、立川、座間、久里浜、武山、新発田、高田、富山、金沢、鯖江、北富士、松本、富士、滝ヶ原、駒門、板妻、春日井、守山、豊川、久居、明野、今津、福知山、桂、大久保、八尾、信太山、伊丹、千僧、青野原、姫路、和歌山、米子、出雲、日本原、三軒屋、海田市、山口、徳島、善通寺、松山、福岡、小倉、飯塚、小郡、久留米、前川原、目達原、対馬、相浦、大村、竹松、健軍、北熊本、別府、湯布院、玖珠、えびの、都城、川内、国分、奄美、那覇、宮古島、与那国各駐屯地、標津、岐阜、祝園、防府、北徳島、崎辺、高遊原、大分、瀬戸内、白川、勝連、知念、八重瀬、南与座各分屯地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) プログラムの改修状況

陸幕は、27プロ改については、部隊等に対して補給計画をもって実施を指示したとして、補給計画以外に、別途実施を指示していなかった。また、ソフトウェアを配布した後、30年度末時点で、部隊等における改修の実施状況を確認していなかった。一方、陸幕は、前記のとおり、28プロ改については、27プロ改以前のバージョンの無線機等が混在すると通信を行うに当たって一部の機能が制限されることから、適用時期を統制するために、31年2月に、部隊等に対して、無線機を除くシステム全体については28プロ改、無線機については28プロ改の改修機能を包含した29プロ改の実施を指示していた。また、ソフトウェアを配布した後、30年度末時点で、部隊等における改修の実施状況を確認することにしていていた。

そこで、115駐屯地等における無線機19,357台の30年度末時点におけるプログラム改修の実施状況をみたところ、次のとおりであった。

上記19,357台のうち、陸幕がプログラム改修の実施が必要であるとしてソフトウェアの配布を決定した部隊等が保有する数量は、107駐屯地等において18,649台となってい

た。しかし、上記 18,649 台のうち、93 駐屯地等の 11,775 台については、上級部隊等から実施の指示がないなどとして、27 プロ改に係るソフトウェアが再配布された 30 年 2 月以降の約 1 年以上、27 プロ改が実施されておらず、その改修機能が活用されていなかった。なお、これらの無線機は、30 年度末時点で、29 プロ改が実施された又は実施される予定であり、それに伴い自動的に 27 プロ改の改修機能が活用されることになった。

また、陸幕は、前記 19,357 台のうち、41 駐屯地等における、10 式戦車等の特定の装備品の通信に使用される無線機(以下「構成無線機」という。)708 台については、プログラムの改修機能の決定の根拠とした無線機等の確認試験等では構成無線機が対象外であったとして、構成無線機をプログラム改修の実施の対象と考えなかったことなどから、27 プロ改、28 プロ改及び 29 プロ改の対象としていなかった。このため、30 年度末時点で、35 駐屯地等における構成無線機 643 台(調達価格相当額計 47 億 6672 万余円)については、プログラム改修が実施されていなかった。

しかし、前記のとおり、プログラム改修の改修機能には、速やかに改善を必要とするものなどが含まれていること、27 プロ改以前のバージョンの無線機等と 28 プロ改以降のバージョンの無線機等が混在すると一部の機能が制限されることなどから、全ての無線機について、適用時期を統制してプログラム改修を適時適切に実施する必要があると認められた。

(2) 携帯無線機に使用する二次電池の調達状況

陸幕は、携帯無線機に使用する二次電池の 29 年度の調達数量について、方面区等ごとに、28 年度末における部隊等の携帯無線機の保有数量を基に、携帯無線機 1 台を 72 時間持続して運用することを想定して算出した数量(以下「基準数量」という。)に、二次電池が 5 年で消耗すると仮定して基準数量を一律に 5 で除した数量を消耗分として加え、方面総監部等から聴取した 28 年度末の部隊等の二次電池の保有数量を差し引くなどして算定していた。そして、陸幕は、5 年で消耗するとした理由について、部隊等が訓練等により 1 年間に 60 回充電すると仮定して、300 回充電するのに要する年数が 5 年であるためとしていた。

また、陸幕は、上記の算定に当たり、28 年度末における二次電池の保有数量が基準数量と消耗分を合計した数量を上回っている方面区等があったのに、方面区等間の管理換を考慮していなかったり、実際の部隊等の二次電池の使用状況や消耗の程度を把握していなかったりしていた。

そこで、前記 115 駐屯地等のうち 30 年度末時点で携帯無線機に使用する二次電池を保有する 103 駐屯地等において、その保有状況、使用状況等をみたところ、次のとおりであった。

前記のとおり、29 年度に調達された二次電池 33,800 個は、30 年度に陸上自衛隊関東補給処に納入されているが、補給処を経由することなどから、各部隊等は、30 年度末時点でまだ上記の 33,800 個の払出しを受けておらず、払出しを受ける時期が令和元年度中となっていた。そして、平成 30 年度末時点での 103 駐屯地等における保有数量 116,550 個のうち、30 年度末の携帯無線機の保有数量に基づき算出した基準数量を超えて保有していた二次電池が 96 駐屯地等において 39,287 個見受けられた。また、上記の保有数量 116,550 個のうち、30 年度末時点で故障等で廃棄される予定のものは 590 個、30 年度末時

点で既に300回に到達していたものは83個、令和元年度末までに300回に到達すると予想されるものは722個程度となっていた。

以上のことを踏まえ、部隊等ごとに、平成30年度末において、基準数量を超えた二次電池を他の基準数量を満たしていない部隊等に管理換することとした上で、部隊等が二次電池の払出しを受ける令和元年度末までに必要となる数量を保有することとして、平成30年度末時点で既に300回に到達していた数量、令和元年度末までに300回に到達すると予想される数量、過去の実績から故障等が発生すると仮定して算出した数量を考慮するなどして、平成29年度分の必要な調達数量を算定したところ、10,555個となり、同年度に調達した二次電池33,800個のうち23,245個(調達価格相当額計2億0745万余円)は上記の必要な調達数量を上回っている状況となっていた。

このように、27プロ改が実施されていなかったり、構成無線機がプログラム改修の対象とされていなかったりして、改修機能が活用されていなかった事態、二次電池の調達数量が適切に算定されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた調達価格相当額)

携帯無線機に使用する二次電池について、基準数量を基に、実際の部隊等の二次電池の保有状況、使用状況等を勘案するなどして調達数量を算定していたとすると、29年度に調達した二次電池33,800個に係る契約金額2億7813万余円のうち、23,245個に係る調達価格相当額計2億0745万余円を節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、陸幕において、次のようなことなどによると認められた。

- ア プログラム改修に当たって、部隊等に対して実施の指示を明確に行っていなかったり、部隊等における実施状況を確認していなかったりするなどプログラム改修を適時適切に実施することの重要性についての理解が十分でなかったこと、構成無線機について、他の無線機と同様にプログラム改修を実施することについての検討が十分でなかったこと
- イ 二次電池の調達数量の算定に当たって、実際の部隊等における二次電池の保有状況、使用状況等を考慮して調達数量を算定することの必要性についての認識が欠けていたこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸幕は、令和元年9月にプログラム改修や二次電池の請求等に関する要領を定めるなどして、プログラム改修及び二次電池の調達数量の算定が適切に実施されるよう、次のような処置を講じた。

- ア プログラム改修について、構成無線機も対象とし、全ての無線機について、部隊等に対して実施の指示を明確に行ったり、部隊等における実施状況を確認したりすることとするなどして、プログラム改修を適時適切に実施する態勢を整備した。
- イ 二次電池の調達数量の算定について、二次電池の基準数量の考え方とその算出方法を明確に示して、これらを基に部隊等ごとの保有定数を算定することとした。そして、算定した部隊等ごとの保有定数に基づき、必要な管理換を実施することとした上で、部隊等において不用決定等により不足した数量を請求させるとともに、方面総監部等がその数量が適切であるか確認することとして、その妥当性を確認するなどの態勢を整備した。

- (4) 海上自衛隊の補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理し、管理する海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務契約において、契約時点で作業の有無が明確でないものなどについて仕様書で明示して、適切な特約条項を付すことにより、実績に基づき契約金額の精算が行われるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)武器車両等整備費
部 局 等	海上自衛隊補給本部
契 約 名	海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理等役務
契 約 の 概 要	海自造修整備補給システム(オープン系)の各種の業務処理機能を適切に維持管理等するために必要な作業を請け負わせるもの
契約の相手方	富士通株式会社
契 約	平成30年6月 随意契約
支 払 額	5442 万余円(平成30年度)
上記のうち節減できた支払額	625 万円

1 海自造修整備補給システム(オープン系)の維持管理の概要

(1) 海自造修整備補給システム(オープン系)の概要

海上自衛隊は、艦船、航空機等の即応体制の維持に寄与するために、装備品等の整備を的確に実施するとともに、部隊が要求する艦船、航空機用の部品等を必要な時に、必要な場所へ補給することを目的として、補給、艦船造修整備及び航空機造修整備に係るデータを一元的に処理して管理するシステムである海自造修整備補給システム(オープン系)(以下「造整補システム」という。)を構築して運用している。

(2) 造整補システムの維持管理等役務契約の概要

海上自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)は、造整補システムの各種の業務処理機能を適切に維持管理等するため、毎年度、造整補システムの維持管理等役務契約を富士通株式会社(以下「会社」という。)と締結しており、平成30年度は30年6月に同年7月1日から31年2月28日までを履行期間とする維持管理等役務契約(以下「本件契約」という。)を締結している。そして、会社は費用を削減して作業を効率的に行うため、本件契約に係る作業の一部を下請業者に実施させている。

補給本部では、あらかじめ代金を確定することが契約相手方に不当の利益を生ずるおそれがある場合に準確定契約を締結することとしている。準確定契約には、「代金の中途確定に関する特約条項」(以下「中途確定特約」という。)付契約と契約履行後の実績に基づき代金を確定させる「契約履行後における代金の確定特約条項」(以下「履行後確定特約」という。)付契約等がある。このうち、中途確定特約付契約は、契約履行の中途までの実績に係る額とその後の履行期間について見込んだ額を算定して、これらの額を合算した額と契約金額とを比較するなどして代金を確定している。

本件契約に係る補給本部の業務分担についてみると、造整補システムを所掌している装備システム課(以下「要求元課」という。)が作業内容等を記した仕様書及び役務の調達要求

書を作成して、それに基づき原価計算課が予定価格を算定し、仕様書の内容から特約条項を付すことについて検討して契約課と調整を行っている。そして、契約課が中途確定特約付契約により会社と本件契約を締結している。また、原価計算課は、会社が31年1月までに履行のために要した費用の実績額及び同年2月に履行のために要すると見込んだ費用の額を確認するなどして算定し、これらを合算した額(以下「合算額」という。)と契約金額とを比較するなどして代金を確定し、契約課は、契約金額より確定した代金が低い場合にはその差額分について会社との間で減額の変更契約を締結して、代金を支払っている。

要求元課が作成した仕様書によれば、本件契約の作業内容は、データ整備等支援等の維持管理に関する技術支援(以下「維持管理」という。)及び調査検討、プログラム設計等のプログラム改修に係る作業(以下「プログラム改修」という。)に区分されている。また、維持管理のうちデータ整備等支援には、31年3月の造整補システム換装に伴うデータ移行の準備作業(以下「準備作業」という。)が含まれている。

(3) 本件契約の予定価格の積算等

本件契約の予定価格については、契約課が契約相手方の選定に係る公募を実施したところ、契約の意思を示した業者が会社のみであったため、原価計算課が会社から提出された見積書を基に維持管理及びプログラム改修について、それぞれ元請業者である会社の作業に係る分(以下「元請作業分」という。)に要する費用の額と下請業者の作業に係る分(以下「下請作業分」という。)に要する費用の額を区分するなどして積算している。

そして、原価計算課と契約課の間で調整を行った結果、本件契約は、契約金額5464万余円を支払額の上限額とする中途確定特約付契約として締結されている。そして、契約課は31年2月に契約金額と確定した代金との差額分について会社と変更契約を締結して、同年3月に5442万余円を支払っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、契約金額が実績とかい離した額で確定されていないかなどに着眼して、本件契約を対象として、補給本部において、契約書、仕様書、請求書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 作業の有無が決まっていないのに契約時点で代金を確定している事態

原価計算課は、本件契約の代金の確定に当たり、元請作業分については、契約時点における元請作業分に要する費用の額(以下「元請確定額」という。)としていた。

そこで、元請作業分の作業実績を確認したところ、仕様書でプログラム改修を実施することとされていたが、実際には、プログラム改修のうち、調査検討を1時間実施しただけでプログラム設計等は行われていなかった。そして、プログラム改修に要した作業実績は1時間となっており、予定価格の算定において積算していた作業時間154.6時間を大幅に下回っていた。要求元課は、プログラム設計等は、履行期間中に調査検討を実施した結果として必要な場合に実施されるものであり、契約時点ではプログラム設計等の有無が決まっていなかったとしていたが、仕様書でその旨を明示していなかった。

(2) 過大に算定された合算額で代金を確定している事態

原価計算課は、本件契約において、中途確定特約に基づき、下請作業分については、技術者によって単価が異なり、作業時間の割振りが契約時点と代金の確定時点とで大きく異なる可能性があることから下請作業分に係る代金の上限額(以下「下請上限額」という。)を定めていた。そして、31年2月25日までに代金を確定する際に、合算額と下請上限額とを比較して、低い方の額を下請確定額としていた。合算額のうち、31年2月分として履行に要すると見込んだ額については、準備作業により可能な限り造整補システムの換装時に近いデータを抽出する必要があるため、前年度と比較して、維持管理のうちデータ整備等支援に多くの作業時間を要することを想定して算定していた。

造整補システムの換装は今回が初めてであり、また、準備作業は主に履行期間の終盤に行うため、その作業量を的確に把握することは履行期間の終盤に至っても難しいことが契約時点において明らかであった。しかし、要求元課は、仕様書でその旨を明示しておらず、原価計算課及び契約課と適切な情報共有を行っていなかったことから、原価計算課及び契約課は、作業完了後でなければ作業実績に基づく適切な額で代金を確定することが難しい契約であることを認識できなかった。その結果、原価計算課は、作業完了後の作業実績で代金を確定する特約条項を付すことについて検討を行っておらず、契約課と調整を行っていなかった。そして、契約課は中途確定特約を付して本件契約を締結し、原価計算課は合算額を算定した際に見積もった作業時間(以下「見積作業時間」という。)7,252.9時間(うち31年2月分2,390時間)に対して作業実績は6,631.1時間(同1,768.2時間)となっていて、見積作業時間を621.8時間(同621.8時間)下回っていたのに、過大に算定された合算額で代金を確定していた。

このように、元請作業分について、プログラム設計等を行っておらず、プログラム改修に要した作業実績が予定価格で積算した作業時間を大幅に下回っていたのに、契約時点において元請確定額で代金を確定したり、下請作業分について、作業実績が見積作業時間を下回っていたのに、過大に算定された合算額で代金を確定したりして、作業実績に基づき契約金額を精算していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額)

本件契約について、作業実績等により修正計算すると、計4816万余円となり、支払額5442万余円との差額625万余円が節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給本部において、次のことなどによると認められた。

ア 要求元課において、元請作業分について、プログラム設計等は履行期間中に調査検討を実施した結果として必要な場合に実施されるものであり、契約時点ではその実施の有無が決まっていない旨を仕様書に明示していなかったこと、下請作業分について、準備作業は主に履行期間の終盤に行うため、その作業量を的確に把握することは履行期間の終盤に至っても難しい旨を仕様書に明示していなかったこと

イ 原価計算課及び契約課において、アのため、作業完了後の作業実績で代金を確定して、契約金額の精算ができるような適切な特約条項を選択できなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、令和元年6月に、履行後確定特約を付して元年度からの造整補システムの維持管理等役務契約を締結して、元請作業分及び下請作業分について、作業完了後の作業実績で代金を確定して、契約金額を精算できるようにした。

また、補給本部は、同年8月に関係部署に業務連絡を発出して、次の事項等について周知徹底する処置を講じた。

- ア 要求元課は、今後、同様の情報システムの維持管理等役務契約のうち、契約時点で作業の有無が明確でなく、また、契約時点で履行期間の終盤に至っても作業量を把握することが難しい作業を含むことが明らかな契約については、その旨を仕様書で明示すること
- イ 原価計算課及び契約課は、アの仕様書の内容に基づき、作業完了後の作業実績で代金を確定できるような適切な特約条項を付すことにより、契約に係る作業の実態に見合った代金の確定をして、契約金額の精算が行われるようにすること

- (5) 飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の保守点検業務に係る予定価格の積算に当たり、既年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出するよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項)防衛力基盤整備費 (項)在日米軍等駐留関連諸費
部 局 等	内部部局、8防衛局等
契 約 名	航空機騒音自動測定装置の保守点検等業務等 22 件
契 約 の 概 要	飛行場等の周辺等に騒音調査のために設置された騒音自動測定装置等の性能維持及び管理を行うために、保守点検業務を請け負わせて実施するもの
契 約 金 額	1 億 6245 万余円(平成 29、30 両年度)
契 約 の 相 手 方	2 会社
契 約	平成 29 年 4 月～30 年 7 月 一般競争契約
騒音自動測定装置の保守点検業務に係る人件費の積算額	7850 万余円(平成 29、30 両年度)
低減できた保守点検業務に係る人件費の積算額	2810 万円(平成 29、30 両年度)

1 騒音自動測定装置等に係る保守点検業務等の概要

(1) 騒音自動測定調査等の概要

防衛省は、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺における航空機の離陸、着陸等により生ずる音響(以下「航空機騒音」という。)や演習場の周辺における砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響(以下「砲撃音等」という。)の強度、発

生回数、発生時刻等を継続的に測定し、航空機騒音対策及び砲撃音等対策の基礎資料を得るため、「航空機騒音自動測定調査の実施要領について(通知)」(平成25年地防第5184号)及び「砲撃音等自動測定調査の実施要領について(通知)」(平成24年地防第9974号。以下、これらを合わせて「実施要領」という。)を定めており、地方防衛局等は、実施要領に基づき航空機騒音自動測定調査等を実施することとなっている。また、一部の地方防衛局は、上記の航空機騒音自動測定調査等以外にも、地元からの要請に基づき、騒音自動測定調査を行っている(以下、実施要領に基づく航空機騒音自動測定調査等及び地元からの要請に基づく騒音自動測定調査を合わせて「測定調査」という。)

そして、測定調査は、調査対象となる飛行場等の周辺等に騒音自動測定装置を設置するなどして実施されており、^(注1)9防衛局等は、平成30年度末現在において、全国に騒音自動測定装置を計217台設置している。

(注1) 9防衛局等 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、東海防衛支局

(2) 騒音自動測定装置等の保守点検業務について

9防衛局等は、毎年度、騒音自動測定装置等の性能維持及び管理を行うために、一般競争入札により決定した業者に騒音自動測定装置等の保守点検業務(以下「保守点検業務」という。)を請け負わせて実施している。保守点検業務の内容は、仕様書によれば、①騒音自動測定装置の保守点検基準に基づき、沖縄防衛局を除く8防衛局等においては年間3回、沖縄防衛局においては年間4回の定期点検を実施すること、②落雷等により騒音自動測定装置に不具合が発生した場合は直ちに対応すること(以下「臨時対応」という。)などとされている。また、業務完了後、業者は、9防衛局等に対して、蓄電池の電圧やマイクロホンの感度等の定期点検結果が記載された定期点検報告書、不具合の状況や修理内容が記載された臨時対応の報告書等を提出することとされている。そして、9防衛局等が29、30両年度に実施した保守点検業務の契約金額は、29年度計8341万余円、30年度計9115万余円、合計1億7457万余円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、保守点検業務の予定価格の積算は適切に行われているか、特に、騒音自動測定装置の定期点検等に係る人件費(以下「人件費」という。)の額は作業時間の実績を考慮したものとなっているかなどに着眼して、9防衛局等が29、30両年度に締結した保守点検業務契約24件(契約金額1億7457万余円)を対象として、防衛省内部部局及び9防衛局等において、契約書、予定価格の積算内訳書、定期点検報告書等の内容を確認するなどして、会計実地検査を行った。

(検査の結果)

9防衛局等は、予定価格の積算に当たり、人件費を29年度計3928万余円、30年度計4325万余円、合計8253万余円と算出していた。そして、それぞれの契約における人件費の額の算出方法について確認したところ、9防衛局等全てにおいて、防衛省の積算基準等に同種の業務の積算単価、歩掛り等が明示されていないことから、複数の業者から見積書を徴して、見積総額が最も安価な見積書の内容を採用するなどしており、騒音自動測定装置1台

当たり年3回又は4回の定期点検の分と、臨時対応の分を合わせたものとなっていた。そして、見積書には人件費の額の算出内訳が明記されていなかったことから、本院において見積書の内容を精査したり、9防衛局等を通して業者に確認したりしたところ、1時間当たりの作業単価は8,700円となっており、これにより騒音自動測定装置1台当たりの年間の作業時間を算出したところ、沖縄防衛局を除く8防衛局等においては20.49時間から31.73時間、沖縄防衛局においては22.87時間から28.58時間となっていた(以下、この方法により算出された作業時間を「見積書等により算出された作業時間」という。)

しかし、9防衛局等における定期点検の作業時間の実績を確認したところ、5防衛局等^(注2)に業者から提出された29、30両年度の定期点検報告書に記載されていた作業時間の実績によれば、騒音自動測定装置1台の1回当たりの作業時間の実績の平均は、騒音自動測定装置間の移動時間等を含めて作業員1名当たり約2時間、作業員2名で計約4時間となっていた。また、残りの4防衛局^(注3)に業者から提出された29、30両年度の定期点検報告書には作業時間の実績が記載されていなかったことから、定期点検時に4防衛局の担当者が現場に立ち会った際の作業時間の実績について聞き取り調査を行ったところ、冬期間に除雪作業を行う場合があるなどの特殊な事情が認められた北海道防衛局を除く3防衛局における作業時間の実績の平均は、上記の5防衛局等における実績とおおむね同様となっていた。

また、北海道防衛局を除く8防衛局等における臨時対応の実績を29、30両年度の臨時対応の報告書等により確認したところ、騒音自動測定装置1台当たりの年間の対応回数は、平均で0.1回程度となっていた。また、臨時対応の報告書には作業時間の実績が記載されていなかったことから、臨時対応時に8防衛局等の担当者が現場に立ち会った際の作業時間の実績について8防衛局等に聞き取り調査を行ったところ、大半は作業員1名で約2時間となっていた。したがって、騒音自動測定装置1台当たり年間1回の臨時対応が行われたとしても、その作業時間は約2時間となる。

これらのことから、上記の8防衛局等のうち沖縄防衛局を除く7防衛局等における作業時間の実績は、定期点検を年3回行うことから約14時間(定期点検約12時間、臨時対応約2時間)と算出され、これを7防衛局等における見積書等により算出された作業時間20.49時間から25.75時間と比較すると、約6.49時間から約11.75時間下回っていた。また、沖縄防衛局における作業時間の実績は、定期点検を年4回行うことから約18時間(定期点検約16時間、臨時対応約2時間)と算出され、これを沖縄防衛局における見積書等により算出された作業時間22.87時間から28.58時間と比較すると、約4.87時間から約10.58時間下回っていた。

このように、見積書等により算出された作業時間は作業時間の実績とかい離しているのに、作業時間の実績に基づくことなく人件費を算出していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 5防衛局等 東北、北関東、南関東、九州各防衛局、東海防衛支局

(注3) 4防衛局 北海道、近畿中部、中国四国、沖縄各防衛局

(低減できた積算額)

北海道防衛局を除く8防衛局等の人件費の積算額計7850万余円について、29、30両年度の作業時間の実績(約14時間及び約18時間)を用いて修正計算すると、計5032万余円となり、積算額を約2810万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、地方防衛局等において既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき人件費を算出することの必要性についての理解が十分でなかったこと、防衛省内部部局において地方防衛局等における積算の実態を十分把握しておらず、上記の必要性に関する地方防衛局等への周知が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省内部部局は、令和元年8月に地方防衛局等に対し通知を発して、保守点検業務における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績について定期点検報告書等により把握し、同通知の発出以降契約を締結する保守点検業務の予定価格の積算に当たっては、既往年度における騒音自動測定装置の定期点検等の作業時間の実績に基づき適切に人件費を算出することなどについて周知する処置を講じた。

- (6) 島しょ部等における防衛施設の整備に係る工事費の積算に当たり、渡航費を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとしたり、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き拘束費を積上げ計上しないこととしたりして経済的な積算を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)防衛本省 (項) 防衛力基盤整備費
部 局 等	内部部局、5 防衛局
島しょ部における工事の概要	防衛施設について建設、改修等の整備を行うもの
島しょ部における工事のうち渡航費及び拘束費を共通費に積上げ計上していた工事数及び契約額	26 工事 248 億 6086 万余円(平成 28、29 両年度)
上記の工事に係る共通費の積算額	102 億 4719 万余円
上記のうち渡航費及び拘束費の積上げ計上額	4 億 1637 万余円(渡航費) 7778 万余円(拘束費)
低減できた共通費の積算額	1 億 2250 万円

1 島しょ部における工事の概要

(1) 積算基準等の概要

防衛省は、島しょ部における防衛態勢を強化するために、警備部隊等を配置することとし、地方防衛局等は島しょ部に駐屯地等の防衛施設の建設を進めるとともに、建設した防衛施設の改修工事等の整備を実施している。そして、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(以下、これらを合わせて「建築等工事」という。)の積算については、国土交通省大

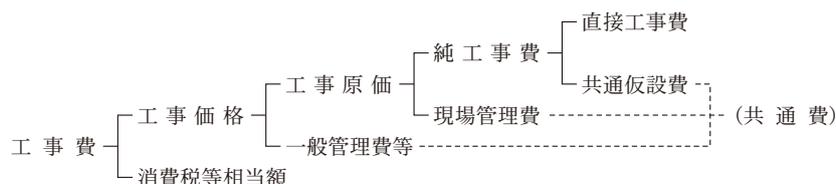
臣官房官庁営繕部が制定し、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において統一基準と決定された「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」（いずれも平成15年国営計第196号。以下、これらを合わせて「統一基準」という。）等を適用することとしており、また、土木工事については、防衛省が独自に「土木工事積算基準」（平成28年防整技第7175号別紙第1等）及び「土木工事積算価格算定要領」（平成28年防整技第7389号別紙第1等。以下、これらを合わせて「土木工事積算基準等」という。）等を定めている。

(2) 工事費の構成等

防衛省における建築等工事及び土木工事の工事費は、統一基準及び土木工事積算基準等によれば、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額から構成されている（以下、このうち共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を合わせて「共通費」という。建築等工事の例については図参照）。このうち統一基準においては、共通仮設費は各工事種目に共通の仮設に要する費用とされ、仮設建物費等から構成されており、現場管理費は工事現場を管理運営するために必要な費用で共通仮設費以外の費用とされ、労務管理費等から構成されている。また、土木工事積算基準等においても同様の趣旨で、共通仮設費は営繕費等から、現場管理費は労務管理費等から構成されている。

そして、統一基準及び土木工事積算基準等のいずれにおいても、作業員等の募集及び解散に要する費用等は労務管理費として現場管理費に計上することとなっている。また、共通仮設費の額は直接工事費に共通仮設費率を乗ずるなどして、現場管理費の額は直接工事費と共通仮設費を合算した額（以下「純工事費」という。）に現場管理費率を乗ずるなどして算出されることとなっている。

図 工事費の構成（建築等工事の例）



(3) 渡航費及び拘束費の積算

防衛省は、建築等工事について、「公共建築工事共通費積算基準の運用の資料」（平成26年事務連絡別紙等）及び「公共建築工事共通費積算基準等の運用」（平成28年防整技第7395号別紙等。以下、これらを合わせて「運用通知」という。）を定め、島しょ部等で建設工事に従事する作業員等の確保が困難であると判断される場合における作業員等の確保に要する費用については、直接工事費等に所定の率を乗ずるなどして算出される共通費に含まれているもののほかに、作業員等の渡航に係る費用（以下「渡航費」という。）、作業員等の拘束に係る費用（以下「拘束費」という。）等を積み上げにより算定して加算（以下「積上げ計上」という。）することとしている。なお、拘束費の具体的な内容については運用通知等において示されていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、島しょ部における建築等工事及び土木工事について、共通費は適切に積算されているかなどに着眼して、地方防衛局等が渡航費又は拘束費を積算した工事のうち、平成28、29両年度に完了した工事費1億円以上の工事26件(工事費計248億6086万余円、共通費積算額計102億4719万余円)を対象として、内部部局、5防衛局^(注1)において、契約書、特記仕様書、積算書等の関係書類を確認したり、調書の提出を受け、その内容を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注1) 5防衛局 北海道、北関東、中国四国、九州、沖縄各防衛局

(検査の結果)

検査したところ、共通費の積算について次のような事態が見受けられた。

(1) 渡航費を現場管理費ではなく共通仮設費に積上げ計上している事態

防衛省は、建築等工事については、運用通知により、渡航費を共通仮設費に積上げ計上することとしており、5防衛局は、建築等工事20件(建築等工事が主管工事の総合工事^(注2)8件を含む。工事費計210億1454万余円、共通費積算額計86億9847万余円)について、渡航費を共通仮設費に積上げ計上していた。また、土木工事については、土木工事積算基準等に渡航費の積算方法に関する記述はないものの、沖縄防衛局は、土木工事6件(工事費計38億4631万余円、共通費積算額計15億4872万余円)について、渡航費を営繕費として建築等工事と同様に共通仮設費に積上げ計上していた。

しかし、上記計26件の工事に係る渡航費は、赴任や帰省に係る船賃等の旅費となっていて、労務管理費のうち作業員等の募集及び解散に要する費用に該当する内容のものであり、統一基準及び土木工事積算基準等によれば、労務管理費は工事現場を管理運営するために必要な費用である現場管理費に含まれる費用とされていることから、建築等工事及び土木工事の共通費の積算に当たっては、渡航費を共通仮設費ではなく、現場管理費に積上げ計上する必要があったと認められた。そして、これにより、現場管理費率を乗ずる対象である純工事費から本来は含める必要がなかった渡航費が除外されることなどから、共通費積算額が低減されることとなる。

(注2) 建築等工事が主管工事の総合工事 建築、土木、電気設備、機械設備等の各工事のいずれか複数の工事を総合して発注する工事で、建築等工事(建築、電気設備及び機械設備各工事)の工事原価が最も大きい工事

(2) 拘束費を積上げ計上している事態

^(注3)4防衛局は、建築等工事11件(建築等工事が主管工事の総合工事4件を含む。工事費計71億8863万余円、共通費積算額計26億3374万余円)について、運用通知に基づき、拘束費として、作業員等のそれぞれの労務費の額に渡航に係る日数を乗じた額を共通仮設費に積上げ計上していた。

防衛省は前記のとおり拘束費の具体的な内容については運用通知等に示していない。そこで、本院が拘束費を積上げ計上することとした経緯について確認したところ、防衛省は

運用通知を定める以前から、硫黄島や南鳥島といった島しょ部において建築等工事を実施する際に行っていたが、その後運用通知を定めた際、これらの島以外の島しょ部等の建築等工事についても同様に拘束費を積上げ計上することにしたとしていた。そして、硫黄島や南鳥島といった島しょ部における建築等工事について拘束費を積上げ計上することにしてきたのは、これらの島は公共交通機関による作業員等の渡航が不可能であるため、防衛省が日時や場所を指定して作業員等を集合させ、そこから官用機の定期便(週1便程度)に搭乗するよう指定して渡航させており、このような特別な事情による拘束が生じたためとしていた。

しかし、前記11件の建築等工事の拘束費が積算されている作業員等の渡航は、官用機の定期便による渡航ではなく、公共交通機関による通常の渡航であり、4防衛局は当該工事の作業員等に対して渡航の日時等を指定していないことなどから、上記のような特別な事情は認められないものであった。したがって、前記11件の建築等工事について拘束費を積上げ計上したことは、適切とは認められない。現に、防衛省において、土木工事については、公共交通機関による通常の渡航が可能な島しょ部については拘束費を積算していなかった。

(注3) 4防衛局 北海道、北関東、九州、沖縄各防衛局

このように、5防衛局において、島しょ部における防衛施設の整備に係る建築等工事及び土木工事の共通費の積算に当たり、渡航費を現場管理費ではなく共通仮設費に積上げ計上したり、4防衛局において、建築等工事の共通費の積算に当たり、作業員等を拘束する特別な事情がないのに拘束費を積上げ計上したりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた共通費の積算額)

(注4)
(1)及び(2)の事態に係る工事計26件(工事費計248億6086万余円、共通費積算額計102億4719万余円)について、渡航費計4億1637万余円を共通仮設費ではなく現場管理費に積上げ計上することとして、また、拘束費計7778万余円を積上げ計上しないこととして共通費を修正計算すると、計101億2463万余円となり、上記の102億4719万余円から約1億2250万円共通費積算額を低減できたと認められた。

(注4) (1)と(2)の事態について重複する工事が11件ある。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、内部部局において、次のようなことなどによると認められた。

ア 渡航費について、建築等工事においては運用通知の制定に当たり費用の内容を考慮して現場管理費に積上げ計上すべきことについての検討が十分でなかったこと、また、土木工事においては現場管理費に積上げ計上すべきことを通知等に明記していなかったこと

イ 拘束費について、作業員等を拘束する特別な事情がない場合に、積上げ計上する必要性がないことの理解が十分でなかったことなど

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、令和元年8月に内部部局から地方防衛局等に対して通知を発するなどして、同通知の発出以降契約を締結する島しょ部等における防衛施設に係る建築等工事及び土木工事の共通費について経済的な積算を行うよう、次のような処置を講じた。

- ア 渡航費について、費用の内容を考慮して現場管理費に積上げ計上することとした。
- イ 拘束費について、官用機による渡航のように作業員等を拘束する特別な事情がある場合を除き、積上げ計上しないこととした。

- (7) 輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの

会計名	一般会計
部局等	海上自衛隊補給本部、舞鶴弾薬整備補給所
整備用器材の概要	標準型ミサイルの定期整備において使用する試験装置等の器材
物品管理簿への記録が適正となっていなかった整備用器材の品目数及び取得価格	1品目 90億2837万円(平成30年度末)

1 物品の管理等の概要

(1) 輸入調達による防衛装備品等の調達の概要

防衛省は、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを合わせて「防衛装備品等」という。)の調達を行っている。防衛装備品等の調達方法には、防衛装備品等について国内製造会社等から調達する国内調達と外国企業等から直接又は商社等を通じて調達する輸入調達の2種類がある。このうち、輸入調達については、商社等を通じるなどした輸入による調達(以下「一般輸入調達」という。)と、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)に基づくアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)からの有償援助(Foreign Military Sales。以下「FMS」という。)による調達(以下「FMS調達」という。)がある。

FMSは、合衆国政府が武器輸出管理法等のアメリカ合衆国の法令等に従って防衛装備品等を諸外国に提供する取引であり、出荷時期は予定であることなどの合衆国政府から示された条件を受諾することにより防衛装備品等の提供を受けることができるものとなっていることから、納入の完了まで長期間にわたる場合がある。

(2) 誘導弾及びその整備用器材等の概要

海上自衛隊は、FMSにより調達した各種誘導弾を保有し護衛艦に搭載して運用しており、舞鶴、横須賀、佐世保各弾薬整備補給所において、その定期整備を実施している。そ

して、当該定期整備において使用する誘導弾整備用器材については、通電状況を確認するための導通試験に使用する試験装置、誘導弾の組立に使用する架台、工具類等により構成されており(以下、これらの誘導弾整備用器材を構成する各装置等を「各種器材」という。)、防衛装備庁(平成27年9月30日以前は装備施設本部。以下「装備庁」という。)がFMS等により調達している。

(3) 国における物品の管理等

物品管理法(昭和31年法律第113号)等によれば、国の物品については、各省各庁の長がその所管に属する物品の取得、保管、供用及び処分(以下、これらを合わせて「管理」という。)を行い、各省各庁の長から管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。

そして、各省各庁の長は、その所管に属する物品について、供用及び処分の目的に従い分類を設けることとされ、物品管理官又は物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官(以下、これらを合わせて「物品管理官等」という。)は、その管理する物品の属すべき分類及び細分類を決定しなければならないこととされている。

また、物品管理官等は、物品管理簿を備えて、その管理する物品の分類、細分類及び品目ごとに、物品の増減等の異動数量、現在高その他物品の異動に関する事項及びその他物品の管理上必要な事項を、それぞれ、各省各庁の長の定めるところにより記録しなければならないこととされており、財務大臣が指定する機械、器具等(注1)(以下「重要物品」という。)については、その取得価格も物品管理簿に記録しなければならないこととされている。

(注1) 財務大臣が指定する機械、器具等 取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格。以下同じ。)が50万円以上の機械、器具等。ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具(普通自動車及び小型自動車を除く。)については、当分の間、取得価格が300万円以上の機械及び器具

物品管理法施行規則(昭和31年大蔵省令第85号)によれば、物品管理官等は、財務大臣の定めるところにより、物品管理簿に記録された価格を改定しなければならないこととされ、「物品管理簿に記録された価格の改定について」(昭和36年蔵計第862号)によれば、物品管理官等は、重要物品について、機械又は器具に他の機械又は器具を連結して一つの機械又は器具として管理することとした場合には、価格を改定することとされている。

そして、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書(以下、各省各庁の長が作成する物品増減及び現在額報告書を「物品報告書」という。)を作成し、翌年度の7月31日までに財務大臣に送付しなければならないこととされており、物品報告書に基づいて財務大臣が作成した物品増減及び現在額総計算書により、毎会計年度末における物品の現在額等が、内閣から国会に報告されている。

(4) 海上自衛隊における物品の管理等

海上自衛隊に属する物品の管理については、防衛省所管物品管理取扱規則(平成18年防衛庁訓令第115号)により、海上幕僚長が物品管理官に、弾薬整備補給所長等が分任物品管

理官にそれぞれ指定されており、防衛大臣から物品の管理に関する事務が委任されている。

海上自衛隊物品管理補給規則(昭和56年海上自衛隊達第42号)等によれば、分任物品管理官が備える物品管理簿には、価格、性質区分、異動数量、現在高等を記入することとされている。

FMSにより調達された物品の価格については、受領した物品に添付されている出荷証書に記載された米ドル建ての価格を当該物品取得時の支出官レートにより邦貨額に換算した価格を記録することとされている。性質区分については、需給統制機関の長又は補給部隊の長が決定する消耗品、非消耗品又は重要物品の区分を示す記号を記録することとされていて、誘導弾整備用器材については補給本部長が性質区分を決定することになっている。

また、海上自衛隊における物品報告書に関する資料の作成に係る手続は次のとおりとされている。

- ① 分任物品管理官は、報告対象年度に受払のある重要物品の増減等についての資料を作成し、補給本部長へ送付する。
- ② 補給本部長は、重要物品の毎会計年度間における増減等を記入した資料である物品増減及び現在額報告総括表及び同内訳表(以下、これらを合わせて「総括書等」という。)を作成して、海上幕僚長に提出する。
- ③ 海上幕僚長は、総括書等を基に物品報告書に関する資料を作成した上で、防衛大臣に提出する。

そして、海上幕僚長をはじめとした防衛省各機関の物品管理官から提出を受けた上記の資料を基に、防衛大臣は、物品報告書を作成することとされている。

また、補給本部は、分任物品管理官の監督指導に関することなどについての事務を行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、防衛省におけるFMSによる防衛装備品等の調達について、30年6月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく検査要請を受け、その検査結果を令和元年10月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している(「有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達に関する会計検査の結果について」)。そして、当該要請に係る会計検査の一環として、正確性、合規性等の観点から、FMS等により調達した誘導弾整備用器材の物品管理簿への記録は適正に行われているか、重要物品として物品報告書に適正に計上されているかなどに着眼して検査した。検査に当たっては、FMS等により調達した誘導弾整備用器材を対象として、補給本部、舞鶴、横須賀、佐世保各弾薬整備補給所及び装備庁において、契約関係書類、受領検査に係る資料、物品管理簿及び物品報告書に関する資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

舞鶴弾薬整備補給所(以下「舞鶴弾補所」という。)は、FMSにより調達した誘導弾である標準型ミサイルの定期整備を実施しており、当該整備において使用する誘導弾整備用器材(以下、標準型ミサイルの誘導弾整備用器材を「整備用器材」という。)については、装備庁が平成20年度から22年度までの間に締結したFMS調達2ケース(当初契約金額計35億5827万余円)^(注2)及び一般輸入調達3契約(当初契約金額計93億3813万余円)により調達していた。

(注2) ケース FMS調達における日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者が署名した引合受諾書(Letter of Offer and Acceptance(LOA))に基づく個々の契約

上記の2ケース及び3契約により調達した各種器材について、舞鶴弾補所における受領状況を確認したところ、表のとおり、24年度から30年度までの間に全ての各種器材(取得価格計91億0871万余円)の納入が完了していた。そして、舞鶴弾補所は受領の都度、各種器材を使用部隊へ供用しており、使用部隊では25年11月以降、一部の各種器材について組立設置等を行った上でこれを使用して標準型ミサイルの整備業務を実施していた。

表 各種器材の受領状況

年度	取得価格(円)
平成24年度	8,086,772,736 (7,807,620,000)
25年度	1,006,021,198
26年度	2,824,699
27年度	427,020
28年度	465,840
29年度	—
30年度	12,208,000
計	9,108,719,493 (7,807,620,000)

(注) 括弧書きは一般輸入調達により調達して受領した分であり、内数である。

そこで、受領した各種器材の物品管理簿への記録状況を確認したところ、補給本部は、受領した各種器材により構成される整備用器材全体を1品目の物品として物品管理簿へ記録して管理することにしてきた。そして、補給本部は、各種器材は24年度以降順次納入されているものの全ての組立設置等が完了していないこと、また、FMSにより調達した各種器材については各々の性能、品質、用途等の特性や、価格、性質区分等の情報が確定していないことから、整備用器材を物品管理簿に記録することができないと判断し、舞鶴弾補所に対して物品管理簿への記録に必要な情報を示していなかった。

そのため、舞鶴弾補所は、整備用器材全体を1品目の物品として物品管理簿へ記録するのではなく、FMS調達2ケースにより調達して受領した各種器材をまとめて1品目、また、一般輸入調達3契約により調達して受領した各種器材を契約ごとにまとめて3品目として、これら4品目について物品管理簿を作成して記録していた。そして、FMS調達2ケース(取得価格計13億0109万余円)については物品管理簿に受領した際の外装木箱等の数量のみを

記録して、価格及び性質区分を記録せず、また一般輸入調達3契約(取得価格計78億0762万円)については物品管理簿に重要物品であることを示す性質区分を記録していなかった。一方、受領した各種器材のうち、試験用ミサイル1品目(取得価格8034万余円)については、他の弾薬整備補給所において整備業務に使用するために管理換を行う必要があったことから、30年9月に個別に物品管理簿を作成して、価格及び重要物品を示す性質区分を記録していた。

その結果、整備用器材は、舞鶴弾補所が補給本部へ送付した重要物品の増減等についての資料に計上されていないことから、30年度の物品報告書には、上記管理換のため物品管理簿に記録されていた1品目を除き、整備用器材1品目(取得価格計90億2837万余円)が計上されていないかった。

しかし、各種器材で構成される整備用器材の取得価格は重要物品として取り扱う際の基準とされている300万円以上であることから、整備用器材は重要物品として管理すべきものであり、また、前記のとおり各種器材の中には組立設置等を行い既に使用部隊において標準型ミサイルの整備業務に使用しているものもある状況となっていた。したがって、管理する物品の現況を明らかにするとともに、紛失等を未然に防止し、その適切な管理を図るためには、舞鶴弾補所において各種器材を受領した後に、速やかに物品管理簿へ価格及び性質区分を記録したり、価格を改定したりできるよう、補給本部は速やかに価格及び性質区分を決定し、当該情報を舞鶴弾補所に対して示す必要があったと認められた。

このように、舞鶴弾補所において受領している整備用器材について、物品管理簿に価格及び性質区分が適正に記録されておらず、その結果、物品報告書が管理する重要物品の現況を反映したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、補給本部において、輸入調達により調達してから納入の完了まで長期間にわたる重要物品を分任物品管理官が受領した場合に、これを構成する物品全ての組立設置等が完了していないことなどから物品管理簿へ記録することができないと判断して、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は舞鶴弾補所に対して整備用器材の物品管理簿への記録に必要な情報を示し、舞鶴弾補所は、当該情報に基づき令和元年8月に整備用器材を1品目として物品管理簿に価格や重要物品であることを示す性質区分を記録するなどして、整備用器材の物品管理簿の記録内容を適正なものとした。そして、補給本部は同月に整備用器材等を管理する分任物品管理官に対して事務連絡を発して、分任物品管理官は、輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等について、出荷証書等の価格や性質区分が確認できる資料を受領した都度、補給本部に対して送付するとともに、補給本部が当該資料に基づき速やかに決定して示した価格及び性質区分に基づき、物品管理簿に必要な情報を記録するよう周知徹底する処置を講じた。

- (8) 対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの

会計名	一般会計	
部局等	航空自衛隊補給本部、25 警戒隊等	
物品の分類	(分類)防衛用品 (区分)非消耗品	
避雷器の概要	対空無線機を落雷から保護するために対空無線機に接続して使用するもの	
46 警戒隊等に配分された避雷器の数量及び物品管理簿価格	2,404 個	3 億 3178 万余円(令和元年 6 月 1 日現在)
上記のうち有効に活用されていなかった避雷器の数量及び物品管理簿価格	237 個	3803 万円

1 避雷器等の概要

(1) 装備品等に係る管理等の概要

航空自衛隊は、航空自衛隊物品管理補給規則(昭和 43 年航空自衛隊達第 35 号)及び航空自衛隊物品管理補給手続(平成 25 年補給本部長制定。以下、これらを合わせて「補給規則等」という。)に基づき、物品を装備品と装備品以外に大別して管理している。そして、装備品には、主要装備品と、主要装備品を支援したり補助したりする支援装備品等があり、装備品以外の物品には、装備品の構成品であり、交換等の目的で取得する補用部品等がある。

補給規則等によれば、装備品の部隊等への配分は、原則として、航空自衛隊補給本部(以下「補給本部」という。)等が基地及び分屯基地(以下「基地等」という。)に所在する部隊等ごとに定める^(注1)装備定数を充足するように、補給本部が作成する補給計画によることなどとされている。また、部隊等は、装備定数の範囲外の装備品(以下「定数外品」という。)を原則として保有することができないこととされており、自隊に対して定められた装備定数を増加又は削減する必要があると認められた場合は補給本部等に対して申請することとされている。

そして、補給本部等は、装備定数を定めるに当たり、原則として、実際に使用することなく、在庫として保有する装備品の数(以下「予備」という。)を含めないことにしている。

一方、補給規則等によれば、補用部品の配分については、基地等の分任物品管理官において必要とする数量を航空自衛隊の補給処に請求することなどによるとされており、配分された補用部品については、原則として基地等の分任物品管理官が管理することとされている。

(注1) 装備定数 部隊等の編成及び運用に応じて、当該部隊等に装備することを認められた
装備品の品目及び数量

(2) 避雷器の概要

航空自衛隊は、我が国とその周辺の上空の警戒監視や航空管制を行うために、航空機と交信するための主要装備品である対空無線機を地上に設置して使用している。

そして、任務の性質上対空無線機を常時運用する必要がある警戒管制任務及び航空管制任務を行う部隊(以下「警戒隊等」という。)では、対空無線機を落雷から保護するために避雷器に接続して使用することにしており、航空自衛隊第3補給処(以下「第3補給処」という。)が警戒隊等の保有する対空無線機に対応した型式の避雷器を取得し、警戒隊等に配分している。

避雷器は、平成26年度までは補用部品として管理されていたが、27年度以降は支援装備品として管理されており、令和元年6月1日時点で46警戒隊等に計2,404個(物品管理簿価格計3億3178万余円)^(注2)が配分されている。

(注2) 46警戒隊等 第1、第13、第23、第27、第42、第43、第45、第56各警戒群、第5、第7、第9、第15、第17、第18、第19、第22、第26、第28、第29、第33、第35、第36、第37、第44、第46、第53、第54、第55各警戒隊、千歳、三沢、松島、百里、入間、静浜、浜松、小牧、岐阜、小松、美保、防府、築城、芦屋、新田原各管制隊、土佐清水、奄美両通信隊、硫黄島基地隊

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性、有効性等の観点から避雷器は警戒隊等に適時適切に配分され、有効に活用されているかなどに着眼して上記の避雷器計2,404個を対象として検査した。検査に当たっては、17警戒隊等^(注3)において避雷器の使用状況等を実地に確認したり、補給本部から上記の17警戒隊等を含む46警戒隊等における避雷器の使用状況等に関する調書の提出を受けて、補給本部及び第3補給処においてその内容を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(注3) 17警戒隊等 第43、第45両警戒群、第17、第46、第53、第55各警戒隊、千歳、三沢、百里、入間、静浜、浜松、小牧、小松、防府、築城、新田原各管制隊

(検査の結果)

17警戒隊等に対する会計実地検査において、避雷器の使用状況等を確認したところ、一部の警戒隊等で実際に対空無線機に接続して使用している数量よりも多くの避雷器を保有していた事態が見受けられた。

そこで、46警戒隊等について、補給本部から、元年6月1日時点の避雷器計2,404個の使用状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認したところ、25警戒隊等^(注4)において、装備定数に予備が含まれていたり、定数外品を保有していたりして、避雷器計237個(物品管理簿価格計3803万余円)が実際に対空無線機に接続して使用されている数量よりも多く保有されている事態が見受けられた。その一方で、会計実地検査において、必要な避雷器が配分されておらず保有していない警戒隊等が見受けられた。

(注4) 25警戒隊等 第1、第13、第23、第27、第42、第45、第56各警戒群、第5、第7、第9、第15、第19、第22、第26、第28、第29、第33、第35、第37、第46、第53、第54、第55各警戒隊、小牧管制隊、土佐清水通信隊

しかし、上記のとおり、一部の警戒隊等において、実際に対空無線機に接続して使用している数量よりも多くの避雷器を保有し又は必要な避雷器を保有していなかったにもかかわらず、装備定数の削減又は増加を補給本部に対して申請するなどの手続をとっていなかったことから、補給本部において、装備定数の見直しを適切に行えなかった。このため、第3補給処において、警戒隊等に再配分できる状況になっていなかった。

このように、避雷器が適時適切に再配分できる状況になっておらず、有効に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、支援装備品である避雷器について、警戒隊等において、定数外品を原則として保有できないこと、及び自隊に対して定められた装備定数を増加又は削減する必要があると認めた場合は補給本部に対して申請することについての理解が十分でなかったこと、補給本部において、原則として装備定数に予備を含めないことなどについての警戒隊等に対する周知が十分でなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、補給本部は、平成31年3月に、基地等の分任物品管理官等を通じて、警戒隊等に対して、支援装備品である避雷器については、使用している数量と装備定数が同数となるよう増加又は削減の申請をすること、原則として装備定数に予備を含めないことなどを周知徹底するとともに、令和元年8月までに、実際に対空無線機に接続して使用されている数量よりも多く保有されている避雷器計237個について、上記の申請に基づき、避雷器を必要としている警戒隊等に再配分したり、残りの避雷器については、故障等発生時の代替品として補給処で管理させたりするための計画を第3補給処に作成させ、装備定数を変更して避雷器が有効に活用されるよう処置を講じた。

平成23年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について

平成23年度決算検査報告 693 ページ参照
平成24年度決算検査報告 633 ページ参照
平成25年度決算検査報告 722 ページ参照
平成26年度決算検査報告 630 ページ参照
平成27年度決算検査報告 607 ページ参照
平成28年度決算検査報告 546 ページ参照
平成29年度決算検査報告 538 ページ参照

1 本院が表示した意見

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助

している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」という。)により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成24年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

2 当局の処置状況

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度には指定基準の見直しなどに係る検討のための基礎的な資料を収集し整理するために文献調査等を実施し、25年度にはテレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、26年度には25年度の検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査を実施して、その結果について検討委員会において検証を行い、27年度には検討委員会において26年度までの調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって放送受信事業の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどした。30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正などを行った。そして、令和元年度以降は、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムの整備等について

(平成29年度決算検査報告507ページ参照)

1 本院が表示した意見

防衛装備庁は、防衛装備品及びその修理等の役務の調達における見積資料等の妥当性の検証等を行うなどのために、予定価格の決定の基準となる計算価格や原価監査等により得られた実際の製造原価(以下「製造原価」という。)等のコストデータを一元的に管理して分析等を

行うライフサイクルコスト・コストデータベース・パイロットモデル(以下「CDB システム」という。)を整備し、その有用性の検証等を行うためにコストデータを入力して試験的な運用を開始している。そして、民間企業から製造原価を取得する機会を増加させるために積極的に原価調査を行い、原価調査により得られた製造原価も CDB システムへの入力の対象にすることとしている。しかし、CDB システムのコスト管理機能について、計算価格又は製造原価のいずれか一方しか入力できないなどのため、コストデータの比較や分析を行うことができるシステムとなっていなかったり、入力したコストデータの多くが分析に適するとされる^(注) WBSのレベル1 (契約単位)より更に細分化したものとなっておらず、分析に適したデータベースになっていなかったり、原価調査の実施実績が低調で、製造原価を取得する機会が十分に確保されていなかったりして、コスト管理機能の整備目的が十分に達成されていない事態が見受けられた。

したがって、防衛装備庁長官に対して平成30年10月に、会計検査院法第36条の規定により次のとおり意見を表示した。

ア 製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について、組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法を十分に検討すること

イ アを踏まえて、入力したコストデータの比較や分析を行って見積資料等の妥当性の検証等を行うことにより CDB システムの有用性の検証等が可能となるシステムの在り方について検討し、CDB システムの仕様の見直しについても検討すること、また、製造原価の取得の機会を十分に確保するために、原価調査を積極的に行う体制を整備すること

(注) WBS Work Breakdown Structure の略。分析の対象となる作業を分解し、体系化して階層構造としたもの

2 当局が講じた処置

本院は、防衛装備庁において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛装備庁は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 製造原価の取得方法やコストデータの分析手法について、組織として問題を共有して対応を検討するために、30年9月に関係部局に対して通達を発して、庁内の関係部局の者で構成される次期システム検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置して、同年9月から31年3月にかけて検討委員会を開催し、コストデータの具体的な分析手法を検討した。その結果、防衛省が標準的な WBS の基準を定めて、これに沿った製造原価を民間企業から取得し、統計的な手法を用いてコストデータの分析を行うことにより見積資料等の妥当性の検証等を行うこととした。そして、従来、民間企業において WBS に基づく製造原価の管理を行う経理システムとなっていなかったことから、31年3月から令和元年6月にかけて説明会を開催するなどして民間企業等と調整を行い、新たな契約制度を創設して、標準的な WBS の基準に沿った製造原価の管理を契約相手方である民間企業に義務付け、当該製造原価を提出させることとした。

イ アの検討を踏まえて、CDBシステムの有用性の検証等が可能となるシステムの在り方やCDBシステムの仕様の見直しについて検討委員会において検討を行った。その結果、コスト管理機能については、これまでの防衛省による独自の分析システムを構築するという方針を転換し、外国政府や防衛産業において利用実績のある既製のコスト分析に係るソフトウェアを活用することとした。また、元年6月に、関係部局に対して通知を発して、新たな契約制度の下、契約条項に基づき、標準的なWBSの基準に沿った製造原価の管理を契約相手方である民間企業に義務付け、当該製造原価を提出させることとして、2年度以降に締結する主要な防衛装備品等に係る初回の製造請負契約等に適用することとした。そして、新たな契約制度が適用されない2回目以降の契約についても同制度の例による製造原価の管理を契約相手方である民間企業に実施させることとして、今後の原価調査において効果的にコストデータの分析に適した製造原価を取得できるよう体制を整備した。

第14 内閣(内閣官房)、(第3 総務省)

第3章
第1節
第14
内閣(内閣官房)
第3
総務省

意見を表示し又は処置を要求した事項

本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)総務本省 (項)電子政府・電子自治体推進費
部 局 等	内閣官房(政府情報システムの整備及び管理に関する指導等を実施する部局)、総務本省(政府共通プラットフォームを整備及び運用する部局)
契 約 名	(1) 政府共通プラットフォームの整備に係る施設・設備賃貸借の調達 (2) 政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備に係る作業請負及び機器・ソフトウェア賃貸借の調達
契 約 の 概 要	(1) 政府共通プラットフォーム全体の運用に必要な施設及び設備の賃貸借、防犯監視業務や機器確認業務等の運用作業等を行うもの (2) セキュアゾーンの整備に係る設計、作業請負及び機器・ソフトウェアの賃貸借を行うもの
契 約 の 相 手 方	(1) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (2) 東京センチュリーリース株式会社
契 約	(1) 平成 28 年 4 月 一般競争契約 (2) 平成 28 年 9 月 一般競争契約
契 約 額	(1) 8 億 5639 万余円(平成 28 年度) (うちセキュアゾーンに係る費用相当額 3 億 5948 万余円) (2) 20 億 0685 万余円(平成 28 年度) (変更後契約額 16 億 6486 万余円)
本来の事業効果が発現していないセキュアゾーンに係る支払額	(1) 2 億 2222 万円(平成 28 年度～令和元年 6 月) (2) 16 億 6486 万円(平成 28 年度～30 年度) 計 18 億 8709 万円(平成 28 年度～令和元年 6 月)

【是正改善の処置を求め及び意見を表示したものの全文】

政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について

(令和元年 10 月 28 日付け 内閣総理大臣宛て)
総務大臣

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第 36 条の規定により意見を表示する。

記

1 政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの概要等

(1) 政府のITガバナンスの体制

内閣官房に設置されている情報通信技術(IT)総合戦略室(以下「IT室」という。)は、ITの活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に係る総合調整等を行っている。また、平成25年5月、政府全体のIT施策等の企画立案及び総合調整を行う権限を持つ内閣情報通信政策監(以下「政府CIO」という。)が内閣官房に置かれ、政府CIOは、IT室の室長を兼務している。

そして、26年12月に策定、27年4月から施行されている「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。30年3月に「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に名称変更。以下「標準ガイドライン」という。)に基づき、政府情報システムの整備及び管理に係る個々のプロジェクトを全体的かつ適正に管理するための仕組みとして、次のとおり、各府省及び政府全体のITガバナンス体制が構築されている。

ア プロジェクト管理

標準ガイドラインによれば、新しいサービス・業務を実現するための各プロジェクトを統括し、推進するために各府省内に設置された組織(以下「PJMO」という。)は、プロジェクトの実行に先立ち、プロジェクト計画書を作成し、その内容に従ってプロジェクトを実施することとされている。そして、プロジェクトを適切に実施し、プロジェクトの目標を達成するために、PJMOは、実施の各段階で自己点検を行い、その結果を、府省内の各プロジェクトの計画管理等を担う府省内全体管理組織(以下「PMO」という。)に送付すること、PMOは、上記自己点検を基に、ヒアリング及びレビューを行い、PJMOに指摘、助言又は指導を行うこと、IT室は、上記の自己点検及びレビューを基に、必要に応じてヒアリング等を実施し、必要な指摘、助言又は指導を行うこととされている。

イ 予算の把握等

標準ガイドラインによれば、IT室は、毎年度、本予算、補正予算等の内容について、本予算の概算要求にあつては当該要求時まで、本予算の政府予算案にあつてはその閣議決定後速やかに、補正予算にあつては国会成立後速やかに、各府省に対して予算要求状況の資料作成を依頼するなどして調査を行い、政府情報システム関係予算の要求状況等を把握することとされている。上記のとおり、補正予算にあつては国会成立後に要求状況等を把握することとされていることについて、IT室によると、補正予算の編成は一般的に極めて短時間に行われるものであり、編成時に内容を把握することは困難であるためとしている。

また、府省の縦割り・重複を排し、無駄の徹底排除を図ることなどを目的として政府CIOが定める「情報通信技術(IT)関係施策に関する平成28年度戦略的予算重点方針」(平成27年8月内閣情報通信政策監。以下「予算重点方針」という。)等によれば、政府CIOは、予算の概算要求前に、各府省の概算要求が予算重点方針を踏まえたものとなるよう調整を行うなどとされている。そして、予算の執行段階においても、その状況を随時

フォローアップし、円滑な取組の推進や改善につなげるとともに、特に、目標の達成が極めて困難な事案等が発見されたときは、速やかな改善が図られるよう、必要な措置を講ずることとされている。

(2) 政府共通プラットフォームの概要

総務省は、各府省が別々に整備及び運用している政府情報システムの段階的な統合・集約化を図るための情報システム基盤として、政府共通プラットフォーム(以下「政府共通PF」という。)を整備して、25年3月に運用を開始している。

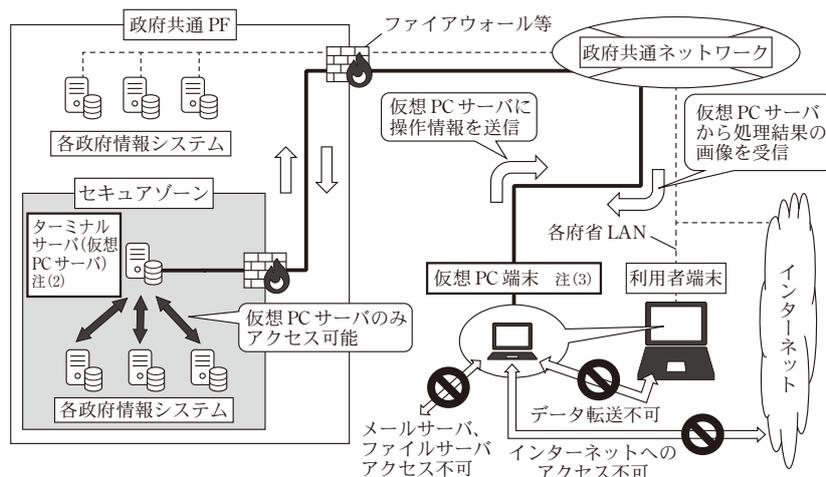
また、総務省は、政府共通プラットフォーム第二期整備計画(平成31年2月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「第二期整備計画」という。)に基づき、新たな政府共通PFを整備し、令和2年10月の提供開始を目指すこととしている。

(3) 政府共通PFにおけるセキュアゾーンの概要

平成27年5月に、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、年金個人情報不正に外部に流出した事案が発生した。この事案を受け、各府省に対して「緊急対応策の実施等について」(平成27年7月サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示。以下「議長指示」という。)が通知され、各府省は、インターネットに接続されている政府情報システムのうち、機微度の高い情報を扱う部分とインターネット等との分離を進める計画をまとめて、内閣サイバーセキュリティセンターに対して報告することとされた。

議長指示を踏まえて、総務省は、政府共通PF上で既に運用され又は将来的に運用される政府情報システムのために、上記のインターネット等との分離を実現するための対策を急ぎ検討する必要があると判断し、インターネット等とのデータ交換等を完全に遮断した情報セキュリティ水準の高い環境(以下「セキュアゾーン」という。)を、政府共通PFへの機能追加により整備することとしたとしている(図参照)。

図 セキュアゾーンの概念図



注(1) 総務省提出資料に基づき本院にて作成

注(2) 仮想PCサーバ セキュアゾーン内の仮想化された専用のターミナルサーバ。セキュアゾーン内の政府情報システムへのアクセスは、仮想のパーソナルコンピュータ(PC)サーバのみに限定されている。

注(3) 仮想 PC 端末 仮想 PC サーバを操作するための利用者端末内に設けられた仮想化された端末

注(4) インターネット等との分離の仕組みは次のとおり。

- ① 利用者が、仮想 PC 端末を起動して操作すると、操作情報が各府省 LAN 等を通じてセキュアゾーン内の仮想 PC サーバに送信され、仮想 PC サーバが各政府情報システムへ処理要求する。
- ② 当該システムから仮想 PC サーバに対して処理結果が送信され、仮想 PC サーバは仮想 PC 端末に処理結果の画像のみを送信する。利用者端末を含むセキュアゾーン外へのデータ転送はできない。
- ③ 仮想 PC サーバ及び仮想 PC 端末は、インターネット等へのアクセスもできない仕組みになっている。

注(5) 図中の太線はセキュアゾーンに関する通信経路を、点線はそれ以外の政府共通 PF 上の政府情報システムに関する通信経路をそれぞれ示しており、両者間で通信はできない。

(4) セキュアゾーンに係る契約

総務省は、28 年 4 月に、政府共通 PF 全体の運用に必要な施設や、ラック、ケージ等の設備の賃貸借、防犯監視業務や機器確認業務といった運用作業等を目的とした契約(以下「施設・設備賃貸借契約」という。)を、33 年 3 月までを契約期間として、5 か年度の国庫債務負担行為により契約額 8 億 5639 万余円(うちセキュアゾーンに係る費用相当額 3 億 5948 万余円)で株式会社エヌ・ティ・ティ・データと締結している。

また、同省は、28 年 9 月に、セキュアゾーンの整備に係る設計、作業請負及び機器・ソフトウェアの賃貸借を目的とした契約(以下「作業請負等契約」という。)を、同じく 33 年 3 月までを契約期間として、契約額 20 億 0685 万余円で東京センチュリーリース株式会社と締結している。

そして、総務省は、29 年 3 月に導入作業が完了したことにより、同年 4 月に、政府共通 PF におけるセキュアゾーンの運用を開始している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、セキュアゾーンの整備が十分な検討及び関係者間の調整に基づき行われ、整備による事業効果が発現しているか、セキュアゾーンに係る IT ガバナンスは十分に機能しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、施設・設備賃貸借契約及び作業請負等契約(契約額計 28 億 6325 万余円。以下、両契約を合わせて「2 契約」という。)を対象として、総務省において、契約書等の関係書類を確認するなどするとともに、内閣官房において、IT ガバナンスの状況について、また、総務省によるセキュアゾーンの利用希望調査に対して利用希望を回答した厚生労働、農林水産両省において、総務省との間の調整状況等について、それぞれ担当者から説明を徴するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、セキュアゾーンは、多額の国費を投じて整備されたものの、29 年 4 月の運用開始以降、前記の目的のために利用されないまま、30 年度末に廃止されていた。

そこで、その整備から廃止に至るまでの経緯、セキュアゾーンに係る IT ガバナンスの状況等についてみたところ、次のような事態が見受けられた。

(1) セキュアゾーンの整備から廃止に至るまでの経緯

ア セキュアゾーンの整備に係る検討及び意思決定の状況

総務省によると、議長指示を踏まえてセキュアゾーンを整備したとしている。一方、議長指示は、各府省においてインターネット等との分離を進める計画をまとめることを求めており、対策内容は指定していない。また、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成17年12月情報セキュリティ政策会議決定。平成30年7月サイバーセキュリティ戦略本部改定)によれば、各府省が自らの責任で情報セキュリティ対策を講ずることが、セキュアゾーンの整備当時から原則となっている。したがって、政府共通PFにおけるインターネット等との分離に係る対策は、政府共通PFを整備及び運用する総務省の判断により行われるものであると認められる。

そして、当該対策としてセキュアゾーンの整備を選択する意思決定に当たっては、取り扱う情報の重要度等に応じた対策の選択肢、各対策に対する需要の規模、及び当該需要を踏まえた費用対効果を把握又は検討することが、政府情報システム関係予算の効果的な執行のために必要である。

しかし、同省に確認したところ、手続を明確に定めていなかったことなどにより、上記についての把握又は検討が十分でなく、これらを行ったことを示す資料はないとしている。

したがって、セキュアゾーンの整備を選択する意思決定過程において、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討は十分でなかったと認められる。

イ 総務省と各府省との調整状況

政府共通PFは、政府情報システムの統合・集約化のための情報システム基盤であることから、総務省は、各府省と調整を十分に行った上で、その整備、機能追加等を実施することが不可欠であると考えられる。一方、総務省は、当該調整を行うための明確な手続を定めていない。そこで、セキュアゾーンの整備に係る総務省と各府省との調整状況をみると、次のとおりとなっていた。

総務省は、セキュアゾーンの整備に当たり、27年8月、各府省に対して事務連絡を発出するなどして、セキュアゾーンの利用希望の調査を行った。

その結果、次のとおり、2省の計4システムについて、利用希望の回答があった。

(ア) 厚生労働省が所管する3システム

厚生労働省は、感染症等の情報を扱う3システムについて利用を希望していたが、その理由について、セキュアゾーンに係る具体的な内容が総務省から示されない中、調査時点で希望しなければ選択の余地もなくなるものと認識していたとしている。

また、厚生労働省は、セキュアゾーンを利用する条件として、情報をPCへダウンロードすることが可能であることなどを総務省に示していたが、総務省は、当初の目的である、政府情報システムのうち、機微度の高い情報を扱う部分とインターネット等との分離が実現できないとして、セキュアゾーンの整備に係る仕様書にこの条件を反映しないこととしていて、当該条件が厚生労働省から示された時点で同省に詳細を確認するなどの調整を行っていなかった。

そして、28年12月、総務省が改めてセキュアゾーンの利用について厚生労働省に確認したところ、厚生労働省は、セキュアゾーンの利用の是非を判断できるだけの情

報が示されなかったことなどから、セキュアゾーンを利用する旨を回答することはできないと伝達した。その後も総務省からこれに係る返答はなく、厚生労働省がセキュアゾーンを利用することにはならなかった。

(イ) 農林水産省が所管する1システム

農林水産省は、1システムについて利用を希望していたが、その理由について、同システムは企業情報等を扱っており、情報セキュリティ水準の高いエリアに情報を集約する必要があると考えたためとしている。

そして、農林水産省の利用希望の詳細について総務省から特段の照会や確認はなく、また、セキュアゾーンの機能の詳細が総務省から示されることはなかった。

一方、農林水産省は、当時政府共通PF上ではなく同省において整備及び運用していた前記の1システムについて、セキュアゾーンの利用を希望する前提として政府共通PFへの移行を予定していたが、総務省は、各府省の政府情報システムの政府共通PFへの移行に当たり、移行後と現行システムとで運用コストを比較して3割の削減を達成することを目標としていたことから、前記の1システムの移行についても当該目標が達成可能となるよう再検討することを、農林水産省に指示した。これを受けて、農林水産省は、再検討の結果、政府共通PFへの移行では上記の3割削減が達成できないと判断して、30年6月、政府共通PFではなく民間のクラウドサービスに移行することとし、セキュアゾーンを利用しないこととしていた。

総務省によると、利用希望調査は、短期間でセキュアゾーンの利用見込等を検討する必要から、その機能の詳細を明確にすることができない中で行ったものであったとしている。しかし、同省は、その後も各府省に対して、セキュアゾーンの機能の詳細等の必要な情報を適時に提供しておらず、2契約を締結する段階で改めて各府省の利用希望を調査することもしていなかった。また、厚生労働、農林水産両省からの利用を希望する旨の回答においても、それらの回答のみではセキュアゾーンへの需要を明確には把握できない状況であり、総務省は、両省に対して詳細を確認するなどの調整を行うべきであったのに、これを十分に行っていなかった。

したがって、上記のとおり、総務省において、セキュアゾーンの整備に係る各府省との調整は十分でなかったと認められる。

ウ セキュアゾーンの整備による事業効果の発現状況

総務省は、前記の利用希望調査のほか、2契約の締結後の29年2月以降、数次にわたり全府省の利用希望を調査したものの、これらに対して利用を希望するとの回答は全くなかったとしている。さらに、第二期整備計画に基づく新たな政府共通PFにおいては、セキュアゾーンのような、情報セキュリティ水準の高い環境が必要とされる政府情報システムの運用が想定されていないことから、将来的にもセキュアゾーンが利用される可能性はなくなったとしている。

このため、総務省は、作業請負等契約については、契約期間短縮による費用削減効果を検証し、契約を継続した場合に比べて費用を削減できるとの結果が出たことから、31年3月、契約期間を2年間短縮する変更契約(変更後契約額16億6486万余円)を締結し、30年度末をもってセキュアゾーンを廃止した。なお、同省は、施設・設備賃貸借契約については、政府共通PF全体に係る契約であることなどから、セキュアゾーンの

廃止後も契約を継続しており、このうちセキュアゾーン用の施設・設備について、令和2年度に予定される政府共通PFの機器の増設に活用することを検討しているところである。

したがって、セキュアゾーンは、平成29年4月の運用開始以降、政府共通PF上で運用されている政府情報システムのためのバージョンアップや重要なパッチ適用に利用されたことはあるものの、議長指示が求める機微度の高い情報を扱う部分とインターネット等との分離という本来の目的での利用実績が全くないまま廃止されたため、利用による本来の事業効果が発現していなかったと認められる。

そして、2契約に基づくセキュアゾーンに係る支払額についてみると、作業請負等契約は変更後契約額と同額の16億6486万余円(28年度から30年度まで)、施設・設備賃貸借契約のうちセキュアゾーンに係る費用相当額は2億2222万余円(28年度から令和元年6月まで)、計18億8709万余円となっていた。

(2) セキュアゾーンに係るITガバナンスの状況

ア プロジェクト管理の状況

総務省は、セキュアゾーンの整備については、政府共通PFへの機能追加であることから、既存の政府共通PF全体に係るプロジェクトの一部と考えて、新規にプロジェクト計画書を作成していなかった。そして、平成25年3月に運用を開始した政府共通PFも含む、標準ガイドラインの施行日である27年4月1日時点で現に実行中のプロジェクトについては、当該プロジェクトに係る政府情報システムの更改又は見直し時までプロジェクト計画書を作成すればよいとする特例が標準ガイドラインに定められていたことなどから、同省はこの特例を適用して、政府共通PF全体のプロジェクト計画書も作成していなかった。

そして、新規のプロジェクト計画書も政府共通PF全体のプロジェクト計画書も作成されなかった結果、セキュアゾーンについては、対応するプロジェクト計画書に記載がなく、標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理の枠組に組み込まれなかったため、PJMOである総務省行政管理局による自己点検、PMOである同省大臣官房やIT室によるヒアリング等の手続は、全く実施されていなかった。

なお、31年2月の標準ガイドライン改正以降は、新しいサービス・業務を実現するために必要な作業内容等、業務面に影響を与える全ての取組について、プロジェクト計画書に記載することとされており、セキュアゾーンのような機能追加の場合を含めて、上記の自己点検、ヒアリング等の手続が実施されることとなっている。

イ 予算の把握状況等

セキュアゾーンの整備予算は、平成27年度補正予算で措置され、翌年度に繰り越されて28年度に執行された。IT室は、標準ガイドラインに基づき、27年12月の平成27年度補正予算の閣議決定後、各府省に政府情報システム関係予算の調査を行い、総務省からセキュアゾーンを含む予算について内容や金額等の報告を受け、概要を把握していた。

しかし、IT室は、セキュアゾーンの整備が個人情報流出事案への対処として緊急に進められ、即時に実施する必要があるため、十分な時間が確保できなかった事情があるものの、セキュアゾーンに係る予算について、上記予算の概要把握のほかに、同省に対して

更なる調査やこれに基づく調整等を行っていなかった。

また、このような予算の調査、調整等により、政府 CIO 及び IT 室において、前記の総務省と各府省との調整が十分でない状況を把握して、政府全体の IT ガバナンス体制の下、予算重点方針の考え方に基づき、速やかな改善が図られるよう必要な措置を講ずるなどしていれば、セキュアゾーンが本来の目的で利用されることなく廃止される事態を未然に防止することができた可能性がある。しかし、上記と同様、セキュアゾーンの整備が補正予算で実施され、また十分な時間が確保できなかった事情があるものの、総務省における調整状況についても十分に把握できていなかった。

したがって、セキュアゾーンに係る IT ガバナンスは、十分に機能していなかったと認められる。

(是正改善及び改善を必要とする事態)

総務省において、セキュアゾーンの整備に当たり、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を十分に行っておらず、その結果、セキュアゾーンが本来の目的で利用されることなく廃止され、本来の事業効果が発現していない事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。また、セキュアゾーンの整備に関して、予算の把握に基づく調査、調整等が十分でないなど、IT ガバナンスが十分に機能していない事態は適切ではなく、内閣官房において改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のようなことなどによると認められる。

- ア 総務省において、政府共通 PF の整備、機能追加等に当たり、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を行うための手続が明確でないこと
- イ 内閣官房において、情報セキュリティ対策等のように、早急な対応が求められるため、補正予算により政府情報システムの整備等が実施される際に、これらに対する状況把握、プロジェクト管理等を十分に行うことができる IT ガバナンス体制を構築できていないこと

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

総務省は、政府共通 PF について、第二期整備計画に基づき、今後も整備・運用を継続することとしている。また、内閣官房は、全ての政府情報システムを対象として、予算要求段階だけでなく、予算の要求前から執行段階までの年間を通じたプロジェクト管理に移行することなどを順次開始する予定であり、今後詳細な制度設計を行うこととしている。

については、政府共通 PF を含めた今後の政府情報システムの整備等に際して、同様の事態が生ずることのないよう、次のとおり是正改善の処置を求め、及び意見を表示する。

- ア 総務省において、政府共通 PF の整備、機能追加等の実施前に、需要の把握、利用規模や費用対効果の検討、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にすること(会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- イ 内閣官房において、政府全体の IT ガバナンス体制を強化するために、特に、情報セキュリティ対策等のように、早急な対応が求められるため、補正予算で政府情報システムの整備等が実施される際にも、これらに対する一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うための手順を、標準ガイドライン等に明確化した上で各府省に周知徹底すること(同法第 36 条の規定により意見を表示するもの)

(第2 内閣府(内閣府本府)、第3 総務省)

第3章
第1節
第2 内閣府(内閣府本府)
第3 総務省

意見を表示し又は処置を要求した事項

中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について、総務省において減額調整を行うよう適宜の処置を要求し、及び中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示すなどするよう是正改善の処置を求めるとともに、内閣府において総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどするよう改善の処置を要求し、中活ソフト特別交付税の減額調整が行われていない事態について、総務省において中活ソフト事業に実際に要した経費について都道府県及び市町村に対して報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討するよう改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金		
部 局 等	内閣府本府、総務本省		
交付の根拠	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)、 地方交付税法(昭和25年法律第211号)		
中活ソフト特別交付税の概要	市町村が中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費の一部について、中心市街地の活性化に関する法律等に基づく特例措置として交付している特別交付税		
中活ソフト特別交付税の交付先、算定の対象となった事業数及び交付額	60市	1,332事業	77億8143万余円(平成26年度~29年度)
中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして過大に交付されている中活ソフト特別交付税の交付先、事業数及び交付額(1)	47市	387事業	13億5049万円(平成26年度~29年度)
中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに減額調整が行われていない中活ソフト特別交付税の交付先、事業数及び交付額(2)	30市	100事業	2億1516万円(平成26年度~29年度)
(1)及び(2)の純計	56市	487事業	15億6565万円

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について

(令和元年10月24日付け 内閣総理大臣宛て)
総務大臣

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の概要

(1) 中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定等の概要

ア 中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)によれば、市町村は、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとされており、基本計画には、中心市街地の位置や区域のほか、計画期間等を定めるものとされている。そして、内閣総理大臣は、市町村から認定の申請があった場合、基本計画の内容が、基本方針に適合するものであることなどの基準(以下「認定基準」という。)に適合すると認めるときは、当該基本計画の認定をすることとされている(以下、認定を受けた基本計画を「認定基本計画」という。)

また、内閣府は、中心市街地の活性化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務等を処理することになっており、基本計画の内容を認定基準に照らして審査するとともに、各府省の縦割りを排し、ワンストップで施策を推進するために、基本計画の作成から認定基本計画の実施までを一元的に支援している。

イ 基本計画の認定と連携した支援措置

基本方針によれば、国は、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するために、認定基本計画に基づく取組に対して、重点的な支援を実施することとされている。そして、その支援を実施するに当たり、基本計画の認定と連携した支援措置の創設に努めることとされており、基本計画の認定を支援の対象の要件とするなどの措置(以下「特例措置」という。)が設けられている。

また、基本方針及び「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」(内閣府地方創生推進事務局作成。以下「申請マニュアル」という。)によると、市町村は、特例措置を活用しようとする場合には、特例措置を活用する取組について基本計画に記載することなどが必要とされている。そして、内閣総理大臣は、基本計画の認定に当たり、中心市街地活性化法に基づいて、関係行政機関の長の同意を得なければならないこととされてお

り、関係行政機関である各特例措置を所管する省は、同意に当たり所管する法令等への適合性等の観点から特例措置を活用する取組の内容について確認を行うなどしている（以下、関係行政機関における確認と内閣府における審査とを合わせて「認定審査」という。）。

(2) 中活ソフト特別交付税の概要

ア 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法（昭和25年法律第211号。以下「交付税法」という。）に基づき、^(注1)地方団体の財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方団体の独立性を強化することを目的として、地方交付税交付金（以下「地方交付税」という。）を交付している。地方交付税には、普通交付税及び特別交付税があり、このうち、特別交付税は、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があることなどにより、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に交付されている。

（注1） 地方団体 交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

イ 中活ソフト特別交付税の算定対象等

総務省は、市町村が中心市街地活性化のために実施するイベント事業等のソフト事業に要する経費を対象として、中心市街地活性化法等に基づく特例措置として、特別交付税（以下「中活ソフト特別交付税」という。）を交付している。

総務省が毎年度発出している「中心市街地再活性化対策のために実施するイベント等のソフト事業の実施状況について」（以下「中活ソフト通知」という。）によれば、中活ソフト特別交付税の算定の対象となる事業（以下「中活ソフト事業」という。）は、認定基本計画に位置付けられたソフト事業であることとされている。そして、前記のとおり、特例措置を活用しようとする場合には、基本計画に特例措置を活用する取組について記載することが必要とされていることから、市町村が特例措置として中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については、中活ソフト事業として基本計画に位置付けて内閣総理大臣の認定を受ける必要があり、中活ソフト事業として実施する旨を明記した中活ソフト特別交付税を活用する取組を記載しなければならないこととなっている。また、中活ソフト事業は、中活ソフト事業を実施するために市町村が負担する経費（以下「一般財源所要額」という。）が100万円を超える事業であること、国から交付される国庫補助金等（以下「補助金等」という。）を伴う事業は該当しないことなどとされている。さらに、一般財源所要額の算定に当たっては、国以外の公的機関から交付を受ける助成金等は、事業費から控除することとなっている。

そして、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「省令」という。）によれば、中活ソフト特別交付税は、中活ソフト事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額を市町村に交付することとされている。

ウ 中活ソフト特別交付税の算定等の手続

中活ソフト特別交付税の算定等の手続は、おおむね次のとおりとなっている。

- ① 総務省は、毎年度8月に、都道府県を通じて市町村に対して中活ソフト通知を発して、中活ソフト事業の範囲、一般財源所要額に基づく財政需要を把握するための基礎資料の様式及びその記載要領を示す。
- ② 市町村は、予算額に基づく見込額等を記載した基礎資料を、認定基本計画のうち中活ソフト事業として実施する旨が明記された箇所の写しなどとともに、都道府県に提出する(以下、これらの資料を「算定資料等」という。)。算定資料等は、一般的に、市町村において特別交付税に関する業務を担当する課が、中心市街地活性化に係る事業を担当する関係部局を統括して基本計画の作成や認定の申請等の業務を行う課や中活ソフト事業の実施を担当する課に対して、認定基本計画や中活ソフト事業の内容等を必要に応じて照会するなどして作成している。
- ③ 都道府県は、算定資料等の審査を行い、毎年度9月に総務省に対して送付する(以下、都道府県の審査を経て総務省に送付された算定資料等における一般財源所要額を「報告額」という。)
- ④ 総務省は、都道府県の審査を経て送付された算定資料等の内容を確認し、報告額をもって特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額として中活ソフト特別交付税の額を算定して決定し、毎年度12月に市町村に交付する。

エ 総務省及び都道府県による交付税検査

総務省及び都道府県は、交付税法に基づき、地方交付税の算定の正確性を確保して、その配分の公正を期することを目的として、地方交付税の交付後に、地方交付税の算定に用いた資料に関する検査(以下「交付税検査」という。)を行うことになっている。

オ 特別交付税に係る減額調整

省令によれば、前年度以前の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回ったことなどにより特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、当該年度の特別交付税の算定額から総務大臣が調査した額を控除(以下「減額調整」という。)することとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、中活ソフト特別交付税が適切に算定されているか、中活ソフト事業に実際に要した経費と中活ソフト特別交付税の算定の基礎となる報告額とが^(注2)かき離して著しい開差が生じていないかなどに着眼して、24道県及び管内の60市において、平成26年度から29年度までの間に1,332事業を算定の対象として交付された中活ソフト特別交付税計77億8143万余円を対象として、認定基本計画、算定資料等、中活ソフト事業に係る予算決算関係資料等を確認するなどして会計実地検査を行った。そして、内閣府本府及び総務本省において認定審査の方法等について、総務本省において中活ソフト特別交付税の算定方法等についてそれぞれ聴取するなどして会計実地検査を行った。

（注2） 24 道県 北海道、青森、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、
長野、静岡、愛知、滋賀、兵庫、島根、山口、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、宮
崎各県

（検査の結果）

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

（1） 中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして
いて中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態

申請マニュアルについてみると、内閣府は、市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について、中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けなければならないことや中活ソフト事業として基本計画に位置付けるための記載方法を具体的に示していなかった。また、中活ソフト通知についてみると、総務省は、中活ソフト事業は認定基本計画に中活ソフト事業として位置付けられたものでなければならないことや一般財源所要額として認められない経費を確実に事業費から控除することなどについて明確に示していなかった。

そこで、前記 60 市の認定基本計画及び算定資料等をみたところ、39 市の 285 事業については、認定基本計画に中活ソフト事業として位置付けられておらず、当該事業を中活ソフト事業として実施することについて関係行政機関の長である総務大臣の同意が得られていないことから、中活ソフト事業に該当しないものであったのに中活ソフト事業として算定資料等が作成されていた。

また、12 市の 47 事業については、認定基本計画の計画期間外に実施されていたり、補助金等の交付を受けて実施することとされていたり、一般財源所要額が 100 万円以下の事業として実施することとされていたりして中活ソフト事業に該当しないのに、中活ソフト事業として算定資料等が作成されていた。

さらに、21 市の 85 事業については、中活ソフト事業には該当するものの、一般財源所要額の算定に当たり、国以外の公的機関から交付の決定を受けた助成金の額等が事業費から控除されずに算定資料等が作成されていた。

そして、算定資料等についての道県の審査及び総務省の確認の際には、これらの事態が見過ごされるなどしていた。このため、47 市の 387 事業に係る中活ソフト特別交付税計 13 億 5049 万余円が過大に交付されていた（市数、事業数及び中活ソフト特別交付税交付額は純計である。表参照）。

表 中活ソフト特別交付税に係る事態別過大交付額

道県名	ア 認定基本計画に中活ソフト事業として位置付けられておらず、当該事業を中活ソフト事業として実施することについて関係行政機関の長である総務大臣の同意が得られていないもの						イ 中活ソフト事業に該当しないのに、中活ソフト事業としていたもの						ウ 中活ソフト事業には該当するものの、一般財源所要額の算定に当たり、国以外の公的機関から交付の決定を受けた助成金の額等が事業費から控除されていなかったもの						ア、イ及びウの計(純計)		
	うち認定基本計画の計画期間外に実施されていたもの		うち補助金等の交付を受けて実施することとされていたもの		うち一般財源所要額が100万円以下の事業として実施することとされていたもの																
	市数	事業数	特別交付税交付額(千円)	市数	事業数	特別交付税交付額(千円)	市数	事業数	特別交付税交付額(千円)	市数	事業数	特別交付税交付額(千円)	市数	事業数	特別交付税交付額(千円)	市数	事業数	特別交付税交付額(千円)			
北海道	4	25	87,420	1	2	3,850	0	0	—	1	2	3,850	0	0	—	1	1	164	4	25	87,420
青森県	3	21	54,628	2	5	15,608	1	2	9,425	1	3	6,183	0	0	—	0	0	—	3	21	54,628
山形県	2	31	162,649	1	8	11,959	0	0	—	1	2	11,299	1	6	660	1	1	1,500	2	35	163,189
茨城県	2	9	23,715	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	3	15	43,813	3	21	65,200
栃木県	1	2	6,000	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	2	6,000
群馬県	1	3	13,220	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	3	13,220
埼玉県	1	2	2,400	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	2	2,400
新潟県	2	62	426,363	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	1	5,250	2	63	431,613
富山県	1	14	101,717	1	21	6,351	0	0	—	0	0	—	1	21	6,351	2	17	7,511	2	50	115,401
石川県	1	3	3,387	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	17	43,030	1	20	46,417
福井県	1	4	6,600	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	8	16,955	1	12	23,555
長野県	2	9	37,708	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	2	9	37,708
静岡県	0	0	—	1	3	2,118	0	0	—	1	3	2,118	0	0	—	1	2	2,000	2	5	4,118
愛知県	1	5	9,096	1	1	1,350	0	0	—	1	1	1,350	0	0	—	1	1	1,439	1	5	9,096
滋賀県	3	11	36,982	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	2	8	3,984	3	17	40,158
兵庫県	5	36	81,091	2	3	1,350	0	0	—	0	0	—	2	3	1,350	1	5	8,273	5	39	86,564
山口県	3	11	53,830	2	2	1,715	1	1	1,215	0	0	—	1	1	500	0	0	—	4	13	55,545
香川県	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	1	425	1	1	425
愛媛県	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	1	500	1	1	500
高知県	1	11	18,880	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	3	4,359	1	14	23,239
福岡県	2	19	72,797	1	2	10,900	0	0	—	1	2	10,900	0	0	—	1	1	4,300	2	19	72,797
長崎県	2	4	4,542	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	2	1,410	3	6	5,952
宮崎県	1	3	4,600	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—	1	1	750	1	4	5,350
計	39	285	1,207,625	12	47	55,201	2	3	10,640	6	13	35,700	5	31	8,861	21	85	145,663	47	387	1,350,495

注(1) ア及びイ並びにア及びウの事態には、重複しているものがある。

注(2) イの市数並びに道県ごとの市数、事業数及び特別交付税交付額の計は、純計である。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

北海道函館市は、中心市街地の空き店舗を活用して出店する中小企業者等に対して経費の一部を助成する「中心市街地出店促進事業」(報告額計770万円)を実施することとし、当該事業を中活ソフト事業として算定資料等を作成して、平成27、28両年度に中活ソフト特別交付税計385万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、当該事業について、特例措置として国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金を活用する取組を基本計画に記載して認定を受ける一方で、中活ソフト事業として位置付けていなかった。また、当該事業は算定資料等を作成する時点で既に同交付金の交付決定を受けており、算定資料等には、財源の一部に補助金等を活用することが分かる記載があったのに、算定資料等についての北海道の審査及び総務省の確認の際には、それらのことが見過ごされていた。このため、中活ソフト特別交付税計385万円が過大に交付されていた。

(2) 中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに減額調整が行われていない事態

前記のとおり、市町村から都道府県を通じて総務省に送付される算定資料等における報告額は、予算額に基づく見込額等となっている。

検査を実施した24道県の60市において26年度から29年度までの間に中活ソフト特別交付税の算定の対象となった1,332事業から(1)に該当する47市の387事業を除いた51市の945事業のうち、予算決算関係資料において事業費等を確認することができた51市の797事業について、各市が中活ソフト事業に実際に要した経費と報告額とを比較したところ、45市の422事業については、算定資料等を作成した際に想定していた事業規模を見直して縮小したことなどにより、実際に要した経費が報告額を下回っていた(報告額と実際に要した経費の差額7億0840万余円)。このうち30市の100事業では、実際に要した経費が報告額の3分の2以下となっており、当該100事業の中には、事業が実施されていないなどのために、実際に要した経費が0円となっている事業も見受けられた。

しかし、前記のとおり、減額調整に係る規定が省令に設けられているものの、総務省は、中活ソフト特別交付税について道県及び市に対して実際に要した経費の報告を求めるとしておらず、実際に要した経費が報告額を著しく下回っている上記の事態を把握していなかった。

このため、前記の30市の100事業について、報告額と実際に要した経費との差額4億3103万余円に係る中活ソフト特別交付税2億1516万余円(うち実際に要した経費が0円となっている8市12事業に係る中活ソフト特別交付税2005万円)については、中活ソフト特別交付税が過大に算定されたことになると認められるのに、減額調整が行われないうまとなっていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

滋賀県長浜市は、中心市街地の空き店舗を活用して新規に出店する事業者等に対して助成を行う「空き店舗対策事業」(報告額計700万円)を中活ソフト事業として実施することとして、平成26、27両年度に中活ソフト特別交付税計350万円の交付を受けていた。

しかし、同市において、当該事業を利用して新規に出店しようとする事業者等を募集したところ希望者がいなかったことから、当該事業は実施されず、実際に要した経費は0円となっていた。そして、総務省は、滋賀県及び長浜市に対して実際に要した経費について報告を求めていないことから、このような事態について把握していなかった。

このため、中活ソフト特別交付税計350万円は過大に算定されたことになると認められるのに、減額調整が行われないうまとなっていた。

(3) 交付税検査が実質的に行われていない事態

前記のとおり、総務省及び都道府県は、交付税法に基づき、交付税検査を行うことになっているが、中活ソフト特別交付税については、総務省が具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めていないことなどから実質的に検査が行われていない状況であり、総務省及び道県は、(1)及び(2)の事態を把握していなかった。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどしてい

て中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態は適切ではなく、総務省において是正及び是正改善を図り、内閣府において改善を図る要があると認められる。また、地方交付税は、各地方団体における財政需要に応じて交付されるものであり、支出の実績等を用いて交付しなければならないものではないことを考慮しても、中活ソフト事業に実際に要した経費が報告額を著しく下回っているのに減額調整が行われていない事態は適切ではなく、総務省において改善を図る要があると認められる。さらに、交付税検査が実質的に行われていない事態は適切ではなく、総務省において是正改善を図る要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、市及び道県において、中活ソフト事業についての理解が十分でなかったこと、また、市において、関係部局間の連携が十分でなかったことなどにもよるが、主として次のことなどによると認められる。

ア 中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態については、内閣府において、市に対して、基本計画については総務省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについての周知徹底が十分でないことや、市町村が、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について基本計画に中活ソフト事業として位置付けるための記載方法を具体的に示していないこと、

また、総務省において、算定資料等の内容の確認が十分でないこと、また、市に対して、算定資料等の作成を適切に行うこと、及び道県に対して、算定資料等の審査を適切に行うことについての周知徹底が十分でないこと

イ 減額調整が行われていない事態については、総務省において、道県及び市に対して中活ソフト事業に実際に要した経費について報告を求めるなどして把握していないこと

ウ 交付税検査が実質的に行われていない事態については、総務省において、交付税検査に関して、中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

中活ソフト特別交付税は、中心市街地の活性化に取り組む市町村において幅広く活用されている。

については、中活ソフト事業に該当しない事業を中活ソフト特別交付税の算定の対象とするなどして中活ソフト特別交付税が過大に交付されている事態について総務省において速やかに減額調整を行うよう是正の処置を要求するとともに、次のとおり、是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求する。

ア 内閣府において、①市町村に対して、基本計画については総務省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底すること、②市町村が、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう総務省と連携して申請マニュアルを見直すなどすること（会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

また、総務省において、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業に係る一般財源所要額として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう周知徹底すること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

イ 総務省において、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費について報告を求めるなどして把握し、減額調整を行う必要性について検討すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

ウ 総務省において、交付税検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領等を定めること（同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）

(第7 文部科学省、第8 厚生労働省)

意見を表示し又は処置を要求した事項

- (1)(2) 認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、助成金等の額を適切に算定するために、増築等の場合における補助基準額の算定が適切なものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の二つの事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう改善の処置を要求したもの

会計名及び科目	(1) 一般会計 (組織)文部科学本省 (項)初等中等教育等振興費 (2) 一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)保育対策費(平成26年度以前は、(項)子ども・子育て支援対策費)
部 局 等	(1) 文部科学本省 (2) 厚生労働本省
交付の根拠	児童福祉法(昭和22年法律第164号)、予算補助
補助事業者(実施主体)	都、府1、県15、市271、区18、町58、村1、計365実施主体
認定こども園等の施設整備事業の概要	子育て支援対策臨時特例交付金を原資とする助成金、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金により、都道府県及び市町村が、認定こども園の教育を実施する部分及び保育を実施する部分の増築等を行う事業
前記の実施主体が実施した施設整備事業により整備した施設数	1,463施設
上記のうち、増築等により施設の一部を整備するために、助成金の交付を受けて施設整備事業を実施していた実施主体数及び施設数	都、府1、県13、市154、町20、村1、計190実施主体 414施設
上記のうち補助基準額を誤って算定していた実施主体数、施設数及び過大に算定されていた助成金の額	(1) 県3、市4、町1、計8実施主体 9施設 1億5686万余円(平成24年度~27年度) (2) 市7、町1、計8実施主体 13施設 1億0418万余円(平成24年度~27年度) 計 16実施主体 22施設 2億6104万余円
上記の助成金に係る交付金相当額(ア)	(1) 1億5686万円 (2) 1億0418万円

前記の365実施主体が実施した施設整備事業により整備した施設のうち、幼保両事業に特殊附帯基準額を算定していた施設数		78施設	
上記のうち特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定した場合に助成金等の額が減少する施設数及び当該算定による助成金等の額と交付済額との差額	(1)	33施設	8619万余円(平成24年度～28年度)
	(2)	40施設	1億3723万円(平成24年度～28年度)
	計	52施設	2億2342万余円
上記の助成金等の額と交付済額との差額に係る交付金相当額(イ)	(1)	8619万円	
	(2)	1億3723万円	
(ア)及び(イ)の計	(1)	2億4305万円(平成24年度～28年度)	
	(2)	2億4141万円(平成24年度～28年度)	

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

認定こども園等の施設整備事業に係る助成金等の額の算定について

(令和元年6月7日付け 文部科学大臣、厚生労働大臣宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 認定こども園等の施設整備事業の概要

(1) 認定こども園等の施設整備事業に係る交付金の概要等

ア 特例交付金及び助成金の概要

文部科学省及び厚生労働省は、認定こども園等における保育需要等に対応するための施設を整備することなどにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことなどを目的として、都道府県が行う基金の造成(以下、造成された基金を「安心こども基金」という。)に必要な経費として、平成20年度から28年度までの間、子育て支援対策臨時特例交付金(以下「特例交付金」という。)計9035億6014万余円(文部科学省分554億3298万余円、厚生労働省分8481億2715万余円。以下、特例交付金のうち文部科学省分を「文科特例交付金」といい、厚生労働省分を「厚労特例交付金」という。)を交付している。そして、29年度末時点における安心こども基金の残額は計568億2515万余円(文科特例交付金に係る分53億9987万余円、厚労特例交付金に係る分514億2528万余円)となっている。

「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年20文科初第1279号・雇児発第0305005号。以下「管理運営要領」という。)によれば、都道府県は、安心こども基金の管理、運用、取崩し等に係る事業(以下「基金事業」という。)を実施することとされており、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)が安心こども基金を活用して行う事業(以下「特別対策事業」という。)に必要な経費を安心こども基金から取り崩して支出することとされている(以下、安心こども基金から取り崩して、都道府県が自ら特別対策事業を実施するための原資とするもの及び特別対策事業を実施する市町村に対して交付するものを「助成金」という。)

特別対策事業のうち、認定こども園の教育を実施する部分(以下「幼稚園部分」という。)の新設等を行う認定こども園整備事業は、文科特例交付金により市町村が実施するものとされ、認定こども園への移行を予定する幼稚園(既に認定こども園に移行した場合を含む。)の耐震化を促進するための改造を行う幼稚園耐震化促進事業は、文科特例交付金により都道府県が実施するものとされている。また、認定こども園の保育を実施する部分(以下「保育所部分」という。)の新設等を行う保育所緊急整備事業は、厚労特例交付金により市町村が実施するものとされている。

イ 文科交付金及び厚労交付金の概要

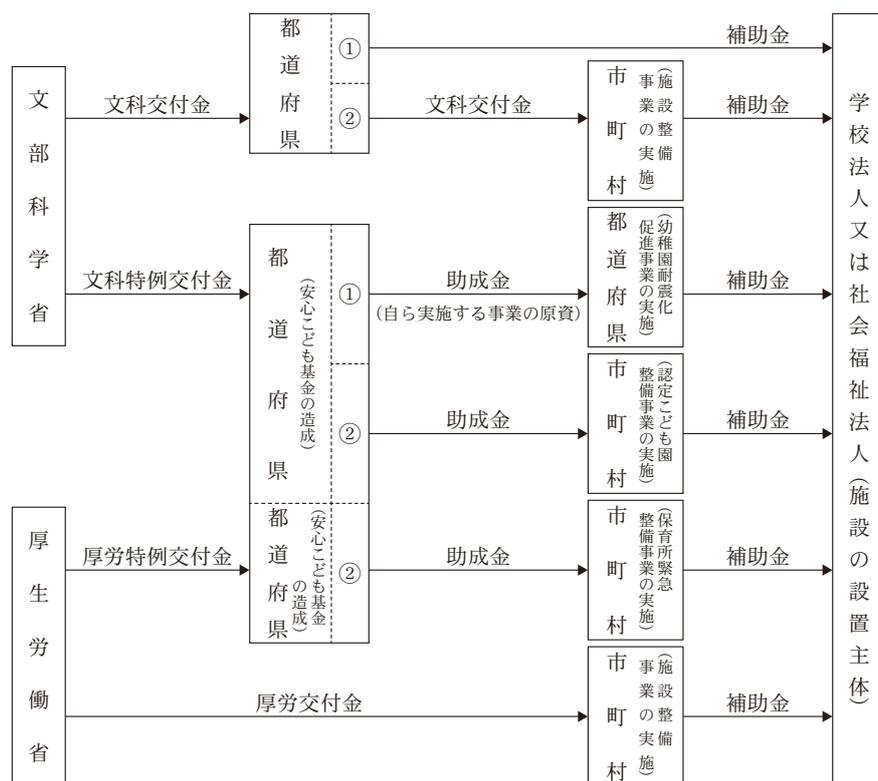
特例交付金のほか、文部科学省は、認定こども園の設置促進のために、27年度以降、幼稚園部分等に係る施設整備事業(市町村が都道府県を通じて間接に交付金の交付を受けて実施する事業を含む。)を実施する都道府県に対して、事業に係る経費の一部として、認定こども園施設整備交付金(以下「文科交付金」という。)計215億9506万余円(27年度から29年度までの間の額)を交付している。また、厚生労働省は、保育所等待機児童の解消を図ることを目的として、27年度以降、保育所部分等に係る施設整備事業を実施する市町村に対して、事業に係る経費の一部として、保育所等整備交付金(以下「厚労交付金」という。)計1685億8009万余円(27年度から29年度までの間の額)を交付している。

ウ 助成金等による施設整備事業に係る事務手続

認定こども園等の施設整備事業については、実施主体である都道府県及び市町村は、助成金、文科交付金及び厚労交付金(以下、これらを合わせて「助成金等」という。)を原資とする補助金を認定こども園等の設置主体である学校法人又は社会福祉法人の事業者に交付することにより実施することができることとなっている。

そして、認定こども園の施設整備事業を実施する場合、幼稚園部分に係る事業については、文科特例交付金を原資とする助成金又は文科交付金を、また、保育所部分に係る事業については、厚労特例交付金を原資とする助成金又は厚労交付金の交付を受けることとなっている(図参照)。

図 助成金等の交付の流れ



(注) ①は都道府県が自ら事業を実施する場合を示し、②は市町村が事業を実施する場合を示している。

助成金に係る交付決定、実績報告書の審査及び額の確定の事務並びに幼稚園耐震化促進事業に係る助成金の額を算定する事務については、都道府県が行うこととなっており、文科交付金に係る同様の事務については、文部科学省及び都道府県が、厚労交付金に係る同様の事務については、厚生労働省が行うこととなっている。

(2) 助成金等の額の算定方法等

ア 助成金等の額の算定方法

管理運営要領によれば、認定こども園整備事業、幼稚園耐震化促進事業及び保育所緊急整備事業に係る助成金の対象経費は、本体工事費、特殊附帯工事費等とされている。^(注1)そして、上記の各事業に係る助成金の額は、各事業における対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額と所定の方法により算定した基準額(以下「補助基準額」という。)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率(認定こども園整備事業及び幼稚園耐震化促進事業については2分の1、保育所緊急整備事業については原則として3分の2又は2分の1)を乗じて得た額の範囲内の額とすることとされている。

また、認定こども園施設整備交付金実施要領(平成27年初等中等教育局長裁定)及び保育所等整備交付金交付要綱(平成27年厚生労働省発雇児0203第1号)(以下、これらを合わせて「要領・要綱」という。)によれば、文科交付金及び厚労交付金の対象経費は、本体工事費、特殊附帯工事費等とされている。そして、文科交付金及び厚労交付金の額は、施設

整備事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額に補助率(文科交付金については2分の1、厚労交付金については原則として3分の2又は2分の1)を乗じて得た額の合計額と、所定の方法により算定した基準額(以下「交付基準額」という。)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額とすることとされている。

(注1) 特殊附帯工事費 太陽光発電設備、消融雪設備等の整備に要する経費

イ 補助等基準額の算定方法

助成金等の額を算定する際に用いる補助基準額及び交付基準額(以下、これらを合わせて「補助等基準額」という。)のうち、本体工事等に係る補助等基準額は、管理運営要領及び要領・要綱において、整備する認定こども園等の施設の定員数の規模や設置する地域に応じて一定の額が定められている。そして、認定こども園については、幼稚園部分と保育所部分のそれぞれの定員数に応じて算定することとなっており、また、定員1名当たりの補助等基準額は、定員数の規模の増加に従っておおむね逓減することになっている。

また、管理運営要領及び要領・要綱において、施設を新築する場合は、施設の定員数の規模に応じた補助等基準額がそのまま補助等基準額となる一方、増築、一部改築等のように定員の全てが工事に係らない場合は、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た値に、整備後の総定員数の規模に応じた補助等基準額を乗じて得た額を補助等基準額とすること、また、工事に係る定員数が算定できない場合は、次の算定式のとおり、増築、一部改築等を行った面積を既存施設の総面積で除して得た値に、整備後の総定員数を乗じて得た数を「定員数」とすることなどとなっている。

$$\boxed{\text{定員数}} = \boxed{\text{総定員数}} \times \boxed{\text{改築面積}} \div \boxed{\text{既存施設の総面積}}$$

上記について、管理運営要領及び要領・要綱において必ずしも明確に示されていないが、文部科学省及び厚生労働省は、増築、一部改築等(以下「増築等」という。)の定員の全てが工事に係らない場合とは、整備する施設において一部の児童が利用するための保育室を整備するなどの場合であるとしており、また、工事に係る定員数が算定できない場合の算定式にある「定員数」とは、工事に係る定員数であるとしている。

また、補助等基準額のうち、特殊附帯工事に係る補助等基準額(以下「特殊附帯基準額」という。)は、管理運営要領及び要領・要綱において、整備する認定こども園等の施設の定員数の規模や設置する地域にかかわらず、太陽光発電設備、消融雪設備等を整備する場合に、助成金等ごとに年度別に定められた一定額(表1参照)を用いて算定することなどとなっている。そして、認定こども園において幼稚園部分と保育所部分の二つの施設整備事業(以下「幼保両事業」という。)を同時に行う場合の特殊附帯基準額は、原則として、幼保両事業のそれぞれについて一定額を算定することとなっている。なお、その場合における特殊附帯工事に要した実支出額(以下「特殊附帯実工事費」という。)は、幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分するなどして算定することとなっている。

表1 特殊附帯基準額 (単位：千円)

年度	特例交付金を原資とする助成金		文科交付金 (補助率2分の1)	厚労交付金 (補助率3分の2)	厚労交付金 (補助率2分の1)
	文部科学省分	厚生労働省分			
平成24	12,480	12,480	—	—	—
25	12,480	12,480	—	—	—
26	13,600	13,600	—	9,000 (13,500)	6,800 (13,600)
27	14,100	14,100	7,000 (14,000)	9,400 (14,100)	7,000 (14,000)
28	14,410	14,410	7,150 (14,300)	9,610 (14,415)	7,150 (14,300)

(注) 文科交付金及び厚労交付金に係る特殊附帯基準額については、助成金に係る特殊附帯基準額との比較を容易にするために、当該交付金の特殊附帯基準額を当該交付金の補助率で除して得た額を、それぞれ括弧内に記載している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、増築等の場合における補助等基準額の算定は適切に行われているか、幼保両事業を同時に行う場合について、幼保両事業のそれぞれに算定する特殊附帯基準額は適切な額となっているかなどに着眼して、24年度から28年度までの間に助成金等の交付を受けて25都府県の365実施主体が実施した1,764事業により整備した認定こども園等1,463施設に係る助成金計2187億3687万余円(文科特例交付金に係る分207億8387万余円(交付金相当額同額)、厚労特例交付金に係る分1979億5300万余円(交付金相当額同額))、文科交付金計78億1402万余円、厚労交付金計173億5204万余円、合計2439億0294万余円を対象として、文部科学本省、厚生労働本省、25都府県及び102市町村において、実施主体における助成金等の額の算定過程、実績報告書等の関係書類及び整備された施設の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求め、その分析を行うなどして検査した。

(注2) 25都府県 東京都、京都、大阪両府、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、千葉、神奈川県、新潟、富山、愛知、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、福岡、宮崎、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 助成金の額が過大に算定されている事態

前記の認定こども園等1,463施設のうち、増築等により施設の一部を整備していたものは562施設(224実施主体)^(注3)(助成金によるもの414施設(190実施主体)、文科交付金によるもの38施設(26実施主体)及び厚労交付金によるもの110施設(73実施主体))となっていた。前記のとおり、増築等のように定員の全てが工事に係らない場合は、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た値に、整備後の総定員数の規模に応じた補助等基準額を乗じて得た額を補助等基準額とすること、また、工事に係る定員数が算定できない場合は、増築等を行った面積等を用いる方法により算定した定員数を工事に係る定員数とすることなどとなっている。

(注3) 224実施主体 増築等により施設の一部を整備するために、助成金等の交付を受けて562施設の施設整備事業を実施した実施主体数の純計

しかし、助成金の交付を受けて32施設の施設整備事業を実施した10都府県の19実施主体において、増築等の定員の全てが工事に係らない場合に、次のとおり、補助基準額が過大に算定されていた。

- ① 工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た値に、整備後の総定員数の規模に応じた補助基準額を乗ずることなく、整備後の総定員数の規模に応じた補助基準額をそのまま補助基準額としていた。
- ② 工事に係る定員数が算定できる場合に、工事に係る定員数を整備後の総定員数で除して得た値に、整備後の総定員数の規模に応じた補助基準額を乗ずることなく、工事に係る定員数の規模に応じた補助基準額を補助基準額としていた。
- ③ 工事に係る定員数が算定できない場合に、前記の増築等を行った面積等を用いる方法により算定した定員数を工事に係る定員数として、これを整備後の総定員数で除して得た値に、整備後の総定員数の規模に応じた補助基準額を乗ずることなく、当該算定した定員数の規模に応じた補助基準額を補助基準額としていた。

そして、補助基準額が過大に算定された結果、表2のとおり、9都府県の16実施主体において、22施設(文部科学省分9施設、厚生労働省分13施設)の施設整備事業の実施に当たり、文科特例交付金を原資とする助成金の額計1億5686万余円(交付金相当額同額)、厚労特例交付金を原資とする助成金の額計1億0418万余円(交付金相当額同額)、合計2億6104万余円が過大に算定されていた。

表2 過大に算定されていた助成金の額等(平成24年度～27年度)

都府県名	実施主体名	施設の種別	年度	事業名	助成金の額 (千円)	過大に算定されて いた助成金(文科 特例交付金に係る 分)の額	過大に算定されて いた助成金(厚労 特例交付金に係る 分)の額	該当する事態		
						(千円)	(千円)	①	②	③
岩手県	北上市	認定こども園	平成25、26両年度	認定こども園整備事業	89,631	34	—			○
	一関市	認定こども園	24、25両年度	保育所緊急整備事業	28,028	—	286			○
	紫波郡矢巾町	認定こども園	24、25両年度	認定こども園整備事業	119,509	24,689	—			○
東京都	多摩市	保育所	26年度	保育所緊急整備事業	80,146	—	27,475	○		
神奈川県	横浜市	認定こども園	26、27両年度	認定こども園整備事業	40,723	8,174	—	○		
富山県	富山県	認定こども園	25年度	幼稚園耐震化促進事業	25,882	9,497	—			○
愛知県	名古屋市	保育所	24年度	保育所緊急整備事業	42,408	—	15,242	○		
		保育所	25年度	保育所緊急整備事業	31,786	—	16,136			○
		保育所	25年度	保育所緊急整備事業	22,934	—	5,783			○
		保育所	25年度	保育所緊急整備事業	10,503	—	1,893			○
		保育所	25年度	保育所緊急整備事業	5,537	—	354			○
	一宮市	保育所	26年度	保育所緊急整備事業	14,128	—	2,906		○	
	津島市	保育所	26年度	保育所緊急整備事業	13,401	—	4,184	○		
	岩倉市	認定こども園	25年度	認定こども園整備事業	14,893	1,560	—			○
	愛西市	保育所	25年度	保育所緊急整備事業	39,806	—	16,787			○
		保育所	25年度	保育所緊急整備事業	20,414	—	4,753			○
海部郡大治町	保育所	24年度	保育所緊急整備事業	9,614	—	676			○	
大阪府	高槻市	認定こども園	26、27両年度	認定こども園整備事業	215,820	26,142	—			○
兵庫県	兵庫県	認定こども園	24、25両年度	幼稚園耐震化促進事業	203,597	10,634	—	○		
広島県	広島県	幼稚園	25、26両年度	幼稚園耐震化促進事業	114,880	51,738	—			○
		幼稚園	26、27両年度	幼稚園耐震化促進事業	157,929	24,395	—			○
岡山県	津山市	保育所	26、27両年度	保育所緊急整備事業	84,723	—	7,710			○
9都府県	16実施主体	22施設	—	22事業	1,386,292	156,863	104,185 261,048	2事業	4事業	16事業

(注) 該当する事態欄の①、②及び③は、本文の補助基準額が過大に算定されていた①、②及び③の事態に対応している。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

広島県は、平成25、26両年度に、幼稚園耐震化促進事業として、事業者が行う幼稚園の施設に係る耐震化整備に対して、助成金を原資とする補助金を交付するために、助成金1億1488万円の交付を受けていた。同県は、幼稚園耐震化促進事業の実施に当たり、当該事業は園舎の一部を増改築するものであり、定員の全てが工事に係らない場合で、工事に係る定員数が算定できない場合に該当するとしていた。

そして、同事業の実施に当たり、増改築を行った面積1,025.78㎡を既存施設の総面積3,119.64㎡で除して得た値に、整備後の総定員数480名を乗じて得た157名の規模(定員数131~160名)に応じた補助基準額2億1780万円を本体工事に係る補助基準額としていた。

しかし、本体工事に係る補助基準額は、工事に係る定員数157名を整備後の総定員数480名で除して得た値に、整備後の総定員数480名の規模(定員数251名以上)に応じた補助基準額3億3440万円を乗じた額である1億0937万余円となる。

したがって、本体工事に係る補助基準額を修正するなどして、適正な補助基準額の合計額を算定すると、1億2628万余円となる。そして、これに基づき、補助金の原資となる適正な助成金の額を算定すると6314万余円となり、前記の1億1488万円との差額5173万余円が過大に算定されていた。

(2) 幼保両事業を同時に行う場合の1施設当たりの特殊附帯基準額の算定方法が適切なものとなっていないことにより、助成金等の額の算定が適切に行われていない事態

前記のとおり、特殊附帯実工事費は、認定こども園において幼稚園部分又は保育所部分のいずれか一つの施設整備事業を行う場合には、実施した一方の事業に算定し、また、幼保両事業を同時に行う場合には、特殊附帯実工事費を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分するなどした額をそれぞれの事業に算定することとなっている。

一方、特殊附帯基準額は、幼稚園部分又は保育所部分のいずれか一つの施設整備事業を行う場合には、実施した一方の事業に係る一定額のみを算定することになるのに対して、幼保両事業を同時に行う場合には、原則として、幼保両事業のそれぞれについて一定額を算定することとなっている。そのため、1施設当たりの特殊附帯基準額は、同じ特殊附帯工事を実施しても、幼保両事業を行う場合には、いずれか一つの事業を行う場合と比べて、大きく算定されることになる。上記のように特殊附帯基準額を算定することとした根拠について文部科学省及び厚生労働省に確認したところ、両省は、根拠資料等を確認することができないとしている。

そこで、24年度から28年度までに特殊附帯基準額を算定していた124施設に係る特殊附帯実工事費をみたところ、幼稚園部分又は保育所部分のいずれか一つの施設整備事業を行っていた31施設における特殊附帯実工事費の平均は926万余円であり、幼保両事業を同時に行っていた93施設のうち、幼保両事業のそれぞれにおいて特殊附帯基準額を算定していた78施設^(注4)における特殊附帯実工事費の平均は962万余円であって、両者の間に大きな差は生じていなかった。このように特殊附帯実工事費の平均に大きな差は生じていなかった一方で、幼保両事業を行う場合には、いずれか一つの事業を行う場合と比べて、特殊附帯基準額は大きく算定されることから、上記の78施設について、1施設当たりの特殊附帯基準額と特殊附帯実工事費とを比較したところ、表3のとおり、特殊附帯基準額が特殊附帯実工事費^(注5)を上回る施設が72施設(78施設の92.3%)となっており、このうち、特

殊附帯実工事費に対する特殊附帯基準額の割合が2倍以上である施設が57施設(同73.1%)となっていた。

(注4) 78施設 幼保両事業を同時に行っていた93施設のうち、幼稚園部分又は保育所部分のいずれか一つの施設整備事業のみに特殊附帯基準額を算定していた15施設を除いたもの。なお、当該15施設における特殊附帯実工事費の平均は936万余円となっていた。

(注5) 文科交付金及び厚労交付金に係る特殊附帯基準額については、特殊附帯実工事費との比較を容易にするために、当該交付金の特殊附帯基準額を当該交付金の補助率で除して得た額を算出して、その額と特殊附帯実工事費とを比較した(以下、特殊附帯基準額と特殊附帯実工事費との比較において同じ。)

表3 1施設当たりの特殊附帯基準額と特殊附帯実工事費との比較

区分	幼保両事業のそれぞれにおいて特殊附帯基準額を算定していたもの	特殊附帯基準額が、特殊附帯実工事費を下回るもの	特殊附帯基準額が、特殊附帯実工事費を上回るもの	左の72施設のうち、特殊附帯実工事費に対する特殊附帯基準額の割合が2倍以上であるもの
施設数	78施設	6施設	72施設	57施設
構成比	100.0%	7.7%	92.3%	73.1%

そして、前記の78施設について、幼保両事業のそれぞれについて一定額の特殊附帯基準額を算定するのではなく特殊附帯実工事費と同様に、幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して幼保両事業それぞれの特殊附帯基準額を算定し、これを基に助成金等の額を試算したところ、特殊附帯基準額が小さく算定されて補助等基準額の合計額が減少し、補助等基準額の合計額が実支出額の合計額等よりも少ない額であることにより助成金等の額が減少する52施設^(注6)において、交付額が計84億7154万余円となり、交付済額の計86億9497万余円は、これを計2億2342万余円(文部科学省分8619万余円(交付金相当額同額)、厚生労働省分1億3723万円(交付金相当額同額))上回る結果となった。

(注6) 52施設 特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定した場合に助成金等の額が減少する施設数(文部科学省分33施設、厚生労働省分40施設)の純計

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

千葉県船橋市は、平成27年度に、幼稚園部分及び保育所部分に係る施設整備事業として、事業者が行う認定こども園の施設整備に対して、文科交付金及び厚労交付金を原資とする補助金を交付するために、文科交付金及び厚労交付金計3億3171万余円の交付を受けていた。同市は、幼稚園部分に係る施設整備事業の実施に当たり、交付基準額の合計額が実支出額に補助率(2分の1)を乗じて得た額の合計額よりも少ない額であるとして、交付基準額の合計額を基礎として、文科交付金の額を1億5754万円と算定していた。また、保育所部分に係る施設整備事業の実施に当たり、交付基準額の合計額が実支出額に補助率(3分の2)を乗じて得た額の合計額よりも少ない額であるとして、交付基準額の合計額を基礎として、厚労交付金の額を1億7417万余円と算定していた。

そして、幼保両事業の実施に当たっては、特殊附帯工事として太陽光発電設備を整備しており、特殊附帯基準額について、幼稚園部分700万円、保育所部分940万円、計1640万円と算定し、また、特殊附帯実工事費について、幼稚園部分878万余円、保育所部分673万余円、計1551万余円と算定していた。

そこで、幼保両事業のそれぞれについて一定額の特殊附帯基準額を算定するのではなく、両者の特殊附帯基準額をそれぞれの補助率で除して得た額のうち高い方の額について特殊附帯実工事費と同様に、幼稚園部分の定員数180名と保育所部分の定員数138名で案分するなどして特殊附帯基準額を算定し、これを基に文科交付金及び厚労交付金の額を試算すると、計3億2338万円(文科交付金1億5453万円、厚労交付金1億6885万円)となり、前記の交付済額計3億3171万余円(文科交付金1億5754万円、厚労交付金1億7417万余円)は、これを833万余円(文科交付金301万円、厚労交付金532万余円)上回る結果となった。

(注) 助成金の特殊附帯基準額と同様の基準を用いて特殊附帯実工事費との比較を容易にするために、文科交付金及び厚労交付金について、当該交付金の特殊附帯基準額を当該交付金の補助率で除して得た額を算出すると、幼稚園部分1400万円、保育所部分1410万円、計2810万円となる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、増築等の場合における補助基準額が過大に算定され助成金の額が過大に算定されている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。また、幼保両事業を同時に行う場合に、幼保両事業のそれぞれについて一定額を算定することとなっているため1施設当たりの特殊附帯基準額の算定方法が適切なものとなっていないことにより、助成金等の額の算定が適切に行われていない事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 都府県及び市町において、増築等の場合における補助基準額の算定方法についての理解が十分でないこと。また、文部科学省及び厚生労働省において、増築等の場合における補助基準額の算定方法を必ずしも明確に示していないこと
- イ 文部科学省及び厚生労働省において、幼保両事業を同時に行う場合における特殊附帯基準額の算定方法についての検討が十分でないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

認定こども園等の施設整備に対する国の財政支援については、毎年度、多額の予算が計上されており、近年、認定こども園の数が増加していることなどに鑑みると、今後も、認定こども園等の施設整備に対して多額の助成金等が交付されることが見込まれる。

については、文部科学省及び厚生労働省において、認定こども園等の施設整備事業の実施に当たり、増築等の場合における補助基準額が過大に算定されたことにより助成金の額が過大に算定されていた16実施主体に係る9都府県に対して、改めて実施主体から実績報告を受けて額の確定を行わせるなどして、返還が必要となる助成金の安心こども基金への返還を求めるよう是正の処置を要求するとともに、補助等基準額が適切に算定されることにより、助成金等の額が適切に算定されるよう、次のとおり是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求する。

- ア 都道府県に対して、増築等の場合における補助基準額の算定方法を明確に示して周知徹底するとともに、都道府県を通じて市町村に対して、当該算定方法を周知徹底すること（会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの）
- イ 幼保両事業を同時に行う場合において、1施設当たりの特殊附帯基準額が適切な額となるよう、特殊附帯基準額を幼稚園部分と保育所部分の定員数で案分して算定するなどの具体的な算定方法について、文部科学省と厚生労働省が協議して検討すること（同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの）

第2節 団体別の検査結果

第1 日本私立学校振興・共済事業団

不当事項

補助金

- (235) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(246)

科目	(助成勘定)補助金経理 (項)交付補助金
部局等	日本私立学校振興・共済事業団
補助の根拠	私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)
事業主体	12学校法人
補助の対象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	11,894,488,000円(平成25年度～29年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	278,401,000円(平成25年度～29年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)に基づき、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和52年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成10年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数、障害のある学生に対する具体的配慮の取組数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

そして、上記のうち学生数については、補助金申請年度の5月1日現在の学則で定めた収容定員(在学している学生数が当該収容定員に満たない場合には、在学している学生数)とするとされ、通信教育部等及び通信教育を行う修士課程及び博士課程の学生にあっては、補助金申請年度の5月分の学費を当該年度の5月1日までに納付した者であることが補助金の算定対象となる要件となっている。また、教育研究補助者の数については、ポスト・ドクター、研究支援者、リサーチ・アシスタント及びティーチング・アシスタントの4区分ごとに、職務内容、資格、従事期間等の要件が定められている。このうち、ティーチング・アシスタントの要件は、私立大学の修士課程の学生や学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者で、私立大学の大学院研究科に在籍している学生であり、補助金申請年度の教育的補助業務に15時間以上従事する者となっている。このほか、障害のある学生に対する具体的配慮の取組数については、「授業等の支援の実施」、「教員に対する配慮事項の周知及び徹底」等の八つの取組内容について、いずれかの取組内容を補助金申請年度において、9月30日現在で行っている、又は、9月30日現在で行うことが確実であることが要件となっている。

イ 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、専任教員等の数に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

(4) 特別補助

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付すること(以下「特別補助」という。)ができることとなっている。

特別補助の対象となる項目には以下の項目等があり、これらについて、事業団は、算定資料を各学校法人から提出させて、次のアからキまでのように、その額を算定することとなっている。

ア 「海外からの学生の受入れ」については、外国人留学生(以下「留学生」という。)の受入体制の整備、修学支援、就職支援等のいずれかを実施している私立大学等で、次の①及び②に該当することが確認できる留学生、又は外国の大学等との間で締結した協定に基づいた協定校(我が国における大学、短期大学若しくは高等専門学校に相当する学校又

はその附置研究所)からの招致学生を受け入れている私立大学等に対して、受入学生数に所定の単価を乗じて得た額を増額する。

① 留学生は、補助金申請年度の5月1日現在で、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「留学」の在留資格を保有している者、又は過去6か月の間に「留学」の在留資格を保有していた者で、補助金申請年度の5月1日現在で当該資格の在留期間更新許可申請を行っており、その後在留期間の更新が認められた者

② 補助金申請年度の5月1日現在で、私立大学等の正規課程(学部等及び研究科)又は留学生別科に在籍する者。ただし、補助金申請年度の5月1日現在で、休学中の者の休学期間が継続して1年以上となることが明らかな者や履修登録していない者の未登録期間が継続して1年以上となることが明らかな者は除く。

イ 「留学生に対する授業料減免」については、経済的に修学困難なアの①及び②に該当する留学生を対象とした授業料減免等の給付事業を、選考方法、選考基準等が明記された規程等に基づき実施している私立大学等に対して、授業料減免等の対象者数に所定の単価を乗じた額に、当該私立大学等の授業料減免等の対象者に係る平均の授業料減免率を乗じて得た額を増額する。

ウ 「授業料減免事業等支援」については、経済的に修学困難な学生(留学生を除く。)に対し、次の①から③までの全てに該当する入学金・授業料減免等の給付事業又は次の①及び②に該当する利子負担事業を実施している私立大学等に対して、当該事業に係る所要経費の2分の1以内の額を増額する。

① 経済的に修学困難な学生の授業料等減免等に係る選考基準を明記した規程等が整備されていること

② 学内において、選考委員会等が設置されていること

③ 家計基準(給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下)に該当する学生に対する事業であること。また、この家計基準とは、主たる家計支持者(学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。)の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。

エ 「研究施設運営支援」については、大学院等の機能の高度化を促進するため、専任の教員が配属されているなど複数の要件に該当する組織上独立した研究施設を設置している私立大学等に対して、当該研究施設における所要経費の額に応じて定められた額を増額する。ただし、研究活動の遂行に当たり収入が発生した場合は、その額を所要経費の額から除く。

オ 「社会人の組織的な受入れ」に係る「正規学生としての受入れ」については、補助金申請年度の4月1日現在で25歳以上の者等の要件に該当する社会人学生を正規課程に受け入れている私立大学等を対象に、学部等と通信教育学部等の社会人学生数にそれぞれ所定の単価を乗じた額を算出し、合計額を増額する。ただし、通信教育学部等の学生にあっては、補助金申請年度の5月分の学費を当該年度の5月1日までに納付した者に限る。

カ 「学内ワークスタディ事業支援」については、経済的事情により修学困難な学生に対する支援の一環として、学内における教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事する正規課程の学生を対象(大学院研究科に在籍している学生は対象外)に、一定の要

件に該当する経済的な支援活動(授業料減免事業及び利子負担事業は除く。)を実施している私立大学等に対して、当該事業に係る所要経費の額を増額する。

キ 「私立大学等経営強化集中支援事業」(以下「経営強化集中支援事業」という。)については、各私立大学等が取組の実施状況を私立大学等経営強化集中支援事業調査票(以下「経営強化集中支援事業調査票」という。)に記載し、これに基づき算定した点数に応じて、定められた額を増額する。

(5) 私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額

平成25年度以降、事業団及び文部科学省は、教育の質的転換、地域発展、産業界・国内外の大学等との連携等の大学改革に取り組む私立大学等に対する支援を強化するために、私立大学等改革総合支援事業(以下「総合支援事業」という。)を実施している。

総合支援事業の実施に当たり、文部科学省は、各学校法人が大学改革の取組状況を記載して事業団に提出した私立大学等改革総合支援事業調査票(以下「総合支援事業調査票」という。)に基づき算定された点数により、支援対象校を選定している。そして、事業団は、提出された総合支援事業調査票を基に、支援対象校として選定された私立大学等に係る一般補助の額の増額を行うとともに、特別補助による総合支援事業調査票の点数に応じて定められた額の増額を行っている。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、一般補助における学生数等は適切に算定されているか、特別補助の算定対象となる経費等は適切に算定されているか、また、総合支援事業の支援対象校に対する補助金の増額は適切に行われているかなどに着眼して、事業団が25年度から29年度までに補助金を交付している658学校法人のうち24学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、12学校法人は、事業団に提出した算定資料に、①一般補助の算定対象とならない者等を含めたり、②特別補助の算定対象とならない経費等を含めるなどしたり、③総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載したりしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計278,401,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、12学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていなかったりしていたこと、事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

学校法人茶屋四郎次郎記念学園は、一般補助において、事業団に提出した平成25年度から29年度までの算定資料に、東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部における通信教育課程の学生数について、補助金申請年度の5月1日までに5月分の学費を納付した者ではなく、前年度分の学費を納付した者を補助金申請年度の人数として計上するなどしていたため、算定対象となる通信教育課程の学生数が過大となっていた。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、同大学における26年度から28年度までの、同大学短期大学部における27、28両年度の「社会人の組織的な受入れ」

に係る「正規学生としての受入れ」の対象となる社会人学生数のうち、通信教育課程の学生数を上記一般補助の事態と同様に計上するなどしていたため、算定対象となる通信教育課程の学生数が過大となっていた。また、同大学における25年度から29年度までの「海外からの学生の受入れ」の対象となる留学生の数について、「留学」の在留資格を保有していないなどしていた留学生を、それぞれ28人、24人、23人、15人、38人含めて計上していた。

したがって、一般補助において、25年度から29年度までの適正な学生数に基づき、また、特別補助において、26年度から28年度までの「社会人の組織的な受入れ」に係る「正規学生としての受入れ」の適正な社会人学生数に基づくとともに、25年度から29年度までの「海外からの学生の受入れ」の算定対象とならない留学生を除外して算定すると、適正な補助金の額は、25年度195,593,000円、26年度412,390,000円、27年度508,192,000円、28年度457,476,000円及び29年度469,816,000円、計2,043,467,000円となり、それぞれ、2,683,000円、8,042,000円、9,164,000円、8,988,000円、9,629,000円、計38,506,000円が過大に交付されていた。

＜事例2＞

学校法人徳山教育財団は、一般補助において、事業団に提出した平成29年度の算定資料に、徳山大学における障害のある学生に対する具体的配慮の取組数について、29年度内に四つの取組を実施したとして計上していたが、これらの中には、27年度に実施した算定対象とならない取組が一つ含まれていた。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、同大学における29年度の「海外からの学生の受入れ」の対象となる留学生の数について、休学期間が継続して1年以上となることが明らかな休学中の留学生1人を算定対象として計上していたり、同大学における28年度の「留学生に対する授業料減免」の対象者に係る平均の授業料減免率を誤って過大に算出していたりしていた。経営強化集中支援事業においては、28、29両年度の同大学に係る経営強化集中支援事業調査票の提出に当たり、全ての専任教職員を出席対象として案内していることとされている経営・財務状況の説明会等を、両年度とも「法人全体(大学等を含む)で実施している」と記載していたが、実際は、専任教職員は出席対象ではなく案内していなかったなどして、経営強化集中支援事業調査票の点数が過大となっていた。

さらに、総合支援事業において、同学校法人は、28、29両年度の同大学に係る総合支援事業調査票の提出に当たり、学長裁量の別枠の予算が確保され、教育改革に特化したものとされている予算を、両年度とも「設けている」と記載していた。しかし、実際には、同学校法人が設定したとする予算は同大学の研究所に係る研究経費の予算であって、学長裁量の別枠の予算でも、教育改革に特化したものでもなく、総合支援事業調査票の点数が過大となっていた。

したがって、一般補助において、29年度の算定対象とならない障害のある学生に対する具体的配慮の取組を除外して、また、特別補助において、29年度の「海外からの学生の受入れ」の算定対象とならない留学生を除外して、28年度の「留学生に対する授業料減免」の対象者に係る適正な平均の授業料減免率及び28、29両年度の適正な経営強化集中支援事業調査票の点数に基づいて、さらに、総合支援事業において、28、29両年度の適正な総合支援事業調査票の点数に基づいて算定すると、適正な補助金の額は、28年度269,479,000円及び29年度234,222,000円、計503,701,000円となり、それぞれ、9,443,000円、8,009,000円、計17,452,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額		不当と認める 補助金額	摘 要	注(1) 要
			千円	千円			
(235)	学校法人日通学園 (茨城県龍ヶ崎市)	27	429,306	32,269	② (流通経済大学)		
		28	463,916	32,813			
		29	529,644	4,000			
		小計	1,422,866	69,082			
(236)	学校法人桜美林学園 (東京都町田市)	29	661,709	1,000	② (桜美林大学)		
(237)	学校法人東洋大学 (東京都文京区)	29	1,895,254	1,150	②、③ (東洋大学)		
(238)	学校法人東京国際大学 (東京都新宿区)	25	579,536	2,120	② (東京国際大学)		
		26	638,384	1,092			
		27	676,824	2,806			
		小計	1,894,744	6,018			
(239)	学校法人武蔵野美術大学 (東京都小平市)	28	793,808	1,277	② (武蔵野美術大学)		
(240)	学校法人目白学園 (東京都新宿区)	28	778,183	1,284	①、②、③ (目白大学、目白 大学短期大学部)		
(241)	学校法人茶屋四郎次郎記念学園 (東京都豊島区)	25	198,276	2,683	①、② (東京福祉大学、 東京福祉大学短期 大学部)		
		26	420,432	8,042			
		27	517,356	9,164			
		28	466,464	8,988			
		29	479,445	9,629			
		小計	2,081,973	38,506			
(242)	学校法人中内学園 (神戸市)	26	221,203	1,130	② (流通科学大学)		
(243)	学校法人吉備学園 (岡山市)	28	200,739	1,257	② (岡山商科大学)		
(244)	学校法人徳山教育財団 (山口県周南市)	28	278,922	9,443	①、②、③ (徳山大学)		
		29	242,231	8,009			
		小計	521,153	17,452			
(245)	注(2) 学校法人萩至誠館 (山口県萩市)	25	136,114	37,316	①、② 注(3) (至誠館大学)		
		26	111,385	39,689			
		27	69,846	1,566			
		28	130,875	27,545			
		29	162,040	31,819			
小計	610,260	137,935					
(246)	学校法人別府大学 (大分県別府市)	27	371,550	1,031	② (別府大学)		
		28	441,046	1,279			
		小計	812,596	2,310			
(235)―(246)の計			11,894,488	278,401			

注(1) 摘要欄の①、②及び③は、前記の態様に対応している。

注(2) 学校法人萩至誠館 平成26年3月31日以前は学校法人萩学園、31年4月1日以降は学校法人菅原学園

注(3) 至誠館大学 平成26年3月31日以前は山口福祉文化大学

第2 日本銀行

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

情報提供契約の締結に当たり、構成品のうち情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器について、別途市販品を調達することなどにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

科 目	交通通信費
部 局 等	日本銀行本店
契 約 名	QUICK VisCast 提供契約
契 約 の 概 要	国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイム情報の提供を受けるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社 QUICK
契 約	平成 17 年 12 月、18 年 2 月、29 年 1 月 随意契約
支 払 額	2596 万余円(平成 29、30 両事業年度)
上記のうち節減 できた支払額 (試算額)	970 万円

1 情報提供契約の概要等

(1) 情報提供契約の概要

日本銀行本店は、株式会社 QUICK (以下「QUICK」という。)と金融市場の動向等に関する情報の提供^(注)を受ける契約(QUICK が平成 14 年から「QUICK VisCast」の名称で実施しているサービスの提供を受ける契約。以下「情報提供契約」という。)を、17 年 12 月に随意契約により締結している。情報提供契約は翌年 12 月に契約期間が終了し、その後は毎年延長されることとなっている。情報提供契約に基づき提供される情報は、日本銀行本店の店舗内に QUICK から提供されて設置される大型の液晶ディスプレイに常時更新されて表示されるものとなっている。

(注) 情報の提供 株式会社市況情報センター(現 QUICK)が、昭和 49 年 9 月に、専用端末により、国内で初めて東京証券取引所等の現在株価等を顧客向けに提供するサービスを導入した。現在は、国内外の株式、債券、金融、外国為替及び商品市場に関する一覧性を持ったリアルタイムの情報を提供するサービスとなっている。

(2) 情報提供契約の経費の構成

情報提供契約の経費は、QUICK から受ける情報の提供に係る料金(以下「情報提供料」という。)及び当該情報を表示するのに必要な液晶ディスプレイ等の機器の提供、利用等に係る料金(以下「機器利用料」という。)によって構成されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

近年、一般的に液晶ディスプレイの価格が技術の向上、大量生産による量産効果、国内外の企業同士の競争等に伴い下落する傾向が見受けられることから、本院は、経済性等の観点

から、情報提供契約の締結に当たり機器利用料の節減が図られているかなどに着眼して、日本銀行本店が締結している情報提供契約(29、30両事業年度の支払額計2596万余円)を対象として、日本銀行本店において、契約書、見積書等の関係書類を確認するとともに、QUICKにおいて、機器利用料の内容等を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

日本銀行本店は、情報提供契約について、前記の情報の提供及び機器の提供のうち、17年12月の当初の契約締結時から30事業年度までの長期間にわたって、QUICKから提供を受ける情報を表示するための液晶ディスプレイ等の機器の提供をQUICKから受けていたが、毎年QUICKとの情報提供契約の延長時に、QUICKから機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討を行っておらず、情報提供契約の見直しを行っていなかった。そして、機器利用料を含めた支払総額として、29事業年度1298万余円、30事業年度1298万余円、計2596万余円(うち機器利用料29事業年度636万余円、30事業年度636万余円、計1272万余円)をQUICKに支払っていた。

そこで、QUICKに機器利用料の推移等について確認したところ、機器利用料は約10年間変わらず同一のままのことであり、一般的な液晶ディスプレイの価格の下落傾向が反映されているものではないことが判明した。また、QUICKによれば、顧客側において市販されている液晶ディスプレイ等の機器を調達して情報の提供を受けることは可能であり、実際、現在、QUICKと同種の契約を締結している顧客の大半は、QUICKから機器の提供を受けていないとのことであった。

このように、情報提供契約の延長時に、同一の契約相手方から液晶ディスプレイ等の機器の提供を受けること以外に機器の経済的な調達方法があるかどうかについて検討して、経済的な調達を図るよう見直しを行っていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額)

情報提供契約について、情報提供料のみを支払う契約とし、現在設置している機器と同仕様の市販品を別途購入して耐用年数の間利用すると仮定した場合に見込まれる単年度当たりの支払総額を試算したところ、29事業年度812万余円、30事業年度812万余円、計1625万余円(うち市販品の調達費用29事業年度150万余円、30事業年度150万余円、計301万余円)となり、前記の支払総額29事業年度1298万余円、30事業年度1298万余円、計2596万余円(うち機器利用料29事業年度636万余円、30事業年度636万余円、計1272万余円)を、29事業年度485万余円、30事業年度485万余円、計970万余円節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本銀行本店において、情報提供契約の締結に当たり、情報の提供と液晶ディスプレイ等の機器の提供が可分なものであるかどうかについて確認することなく、経済的な調達を図るための検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本銀行本店は、液晶ディスプレイ等の機器の調達方法について見直しを行い、令和元年6月に、QUICK に対して、2年3月までに情報提供契約について液晶ディスプレイ等の機器の提供を除外して情報の提供のみに係る契約とする旨を通知した。そして、元年9月に、QUICK とは別の契約相手方と契約を締結して、2年2月末までにこれらの機器を別途購入する処置を講じた。

第3 日本中央競馬会

意見を表示し又は処置を要求した事項

直接事業運営の用に供せられていない事業外用地について、調査により、現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求したものの

科 目	有形固定資産 土地	
部 局 等	日本中央競馬会本部	
事業外用地の概要	競馬場のスタンド用地、馬場用地等の直接事業運営の用に供している土地以外の舎宅用地、寮用地等の土地	
日本中央競馬会が保有する事業外用地の平成30事業年度末現在の敷地面積及び30年度の固定資産税評価額(1)	852,617.03m ²	291 億 6065 万余円
(1)のうち未利用地として把握していたが、利用計画又は処分方針を策定していなかった土地の敷地面積及び固定資産税評価額(2)	6,612.99m ²	1 億 5803 万円
(1)のうち未利用地として把握しておらず、利用計画又は処分方針を策定していなかった土地の敷地面積及び固定資産税評価額(3)	23,785.95m ²	13 億 8681 万円
(2)及び(3)の計	30,398.94m ²	15 億 4484 万円

【改善の処置を要求したものの全文】

事業外用地の有効利用及び処分について

(令和元年 10 月 21 日付け 日本中央競馬会理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 貴会が保有する土地の概要等

(1) 貴会が保有する土地

貴会は、日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)等に基づき、競馬の健全な発展を

図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与することを目的として設立された特殊法人であり、中央競馬の開催等の業務を実施するなどのために、平成30事業年度末現在で国内に10競馬場、7附属機関^(注1)等を設置している。

そして、貴会は、競馬場のスタンド用地、馬場用地等の直接事業運営の用に供している土地(以下「事業用地」という。)計24,952,437.17㎡及び舎宅用地、寮用地等の事業用地以外の土地(以下「事業外用地」という。)計852,617.03㎡(固定資産税評価額計291億6065万余円(30年度。以下同じ。))を保有している。

(注1) 10競馬場、7附属機関 札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神、小倉各競馬場、馬事公苑、競馬学校、競走馬総合研究所、日高、宮崎両育成牧場、栗東、美浦両トレーニング・センター

(2) 貴会が保有する土地の管理、処分等

貴会本部は、毎事業年度、所有地の現況を把握し適切な資産管理がされるよう、土地の利用状況に関する調査(以下「調査」という。)を実施している。調査では、10競馬場、7附属機関等が貴会本部に対して、保有する事業用地及び事業外用地の面積並びに利用状況について、報告することになっている。

また、貴会は、毎事業年度作成する事業計画書において、将来にわたる経費負担を抑制する取組を継続的に実施するなど、業務運営の効率化を図ることとしている。

そして、同法第26条の規定によれば、貴会は、農林水産大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないとされており、貴会は、25年8月及び28年8月に事業の用に供することが見込めない土地を処分する際に農林水産大臣に対して提出した許可申請書において、保有する土地等の不動産のうち、当初の利用目的を達成し、今後とも事業の用に供することが見込めないものについては、維持保全経費の負担もあることから、逐次売却等の処分を進めることとする指針を示している。

なお、土地の処分により売却益が生じたときは、他の損益と合算して、各事業年度の決算において損益計算上の剰余金が生じた場合、同法第27条の規定により、その2分の1に相当する金額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、直接事業運営の用に供されていない事業外用地は有効に利用されているか、利用されていない事業外用地(以下「未利用地」という。)は適切に把握され、利用計画や売却等の処分方針が策定されているかなどに着眼して、貴会が30事業年度末現在で保有している事業外用地を対象として、4競馬場及び3附属機関^(注2)において土地の現況を確認するなどしたり、貴会本部において10競馬場、7附属機関等の土地家屋課税台帳兼名寄帳、固定資産台帳等の関係書類及び調査に係る報告内容を確認するなどしたりして会計実地検査を行った。

(注2) 4競馬場及び3附属機関 札幌、福島、中山、阪神各競馬場、日高、宮崎両育成牧場、栗東トレーニング・センター

(検査の結果)

貴会本部の調査に係る報告内容を確認したところ、未利用地として報告された土地は、表1のとおり、30事業年度末現在で計19,931.42㎡(固定資産税評価額計3億0532万余円)であった。このうち、地方公共団体から買取り等の要望があり、処分が決まっている土地計13,318.43㎡(固定資産税評価額計1億4729万余円)を除いた未利用地は、1競馬場及び2附属機関が管理する土地計6,612.99㎡(固定資産税評価額計1億5803万余円)であった。

(注3) 1競馬場及び2附属機関 東京競馬場、宮崎育成牧場、美浦トレーニング・センター

表1 調査において未利用地として報告された土地

区分	名称	土地名称	所在地	敷地面積	平成30年度 固定資産税評価額	取得時期	利用しなくなった時期	平成30事業年度 維持保全経費
処分が決まっている土地	東京競馬場	是政 周辺飛地	東京都 府中市	125.43㎡	2262 万余円	昭和42年	詳細不明	
	馬事公苑	鶴田町 周辺飛地	栃木県 宇都宮市	13,193.00㎡	1 億 2467 万余円	昭和29年	平成12年	
	計			13,318.43㎡	1 億 4729 万余円			
利用計画又は 処分方針が策定されていない土地	東京競馬場	是政 周辺飛地	東京都 府中市	636.00㎡	9228 万余円	昭和29年	詳細不明	94 万余円
		日吉町 周辺飛地		55.00㎡	742 万余円	昭和29年	詳細不明	7 万余円
		八幡町 周辺飛地		256.30㎡	4083 万余円	昭和29年	詳細不明	40 万余円
		小計			947.30㎡	1 億 4054 万余円		
	宮崎育成牧場	十文字 周辺飛地	宮崎県 宮崎市	384.69㎡	1731 万余円	昭和29年	詳細不明	22 万余円
	美浦トレーニング・センター	大清水 周辺飛地	茨城県 稲敷郡美浦村	5,281.00㎡	17 万余円	昭和50年	詳細不明	111 万余円
	計			6,612.99㎡	1 億 5803 万余円			276 万余円
合	計			19,931.42㎡	3 億 0532 万余円			

注 「利用しなくなった時期」欄の「詳細不明」は、資料等により、当該土地を平成30事業年度末現在で少なくとも3年以上利用していないことを確認できたが、当該土地を利用しなくなった時期は確認できなかったことを示す。

他方、貴会本部の調査において未利用地として報告されていなかった事業外用地の利用状況を確認したところ、表2のとおり、30事業年度末現在で3競馬場及び1附属機関が管理する土地計23,785.95㎡(固定資産税評価額計13億8681万余円)が現に利用されていない状況となっており、未利用地が適切に把握されていなかった。これは、調査において、競馬場、附属機関等の利用意向の有無にかかわらず、事業外用地のうち現に利用されていない全ての土地を未利用地として報告することとされていなかったり、一筆の土地の中で利用されている部分と利用されていない部分が混在する場合の報告上の取扱いを定めていなかったりなどして、未利用地が適切に把握できるものとなっていなかったことによると認められる。

(注4) 3競馬場及び1附属機関 中山、東京、阪神各競馬場、競走馬総合研究所

表2 調査において報告されていなかった未利用地

名 称	土地名称	所 在 地	敷 地 面 積	平成30年度 固定資産税評価額	取 得 時 期	利用しなくな った時期	平成30事業年 度維持保全経費
中山競馬場	古作舎宅跡地	千葉県船橋市	2,035.49㎡	2億1562万余円	昭和32年	昭和56年	284万余円
	さつき寮跡地	千葉県市川市	1,606.00㎡	1億0356万余円	昭和39年	平成27年	126万余円
	計		3,641.49㎡	3億1918万余円			410万余円
東京競馬場	是政周辺飛地	東京都府中市	607.00㎡	8909万余円	昭和29年	詳細不明	89万余円
	清水が丘周辺飛地		751.00㎡	1億3650万余円	昭和29年	詳細不明	133万余円
	本町周辺飛地		3,425.24㎡	3億3884万余円	昭和48年から61年の間に複数回にわたり取得	平成18年	339万余円
	計		4,783.24㎡	5億6443万余円			563万余円
阪神競馬場	甲武寮敷地注(1)	兵庫県西宮市	5,722.22㎡	5億0280万余円	昭和39年	平成23年	274万余円
競走馬総合研究所	後山周辺飛地	福島県いわき市	9,639.00㎡	39万余円	平成2年	詳細不明	1万余円
合 計			23,785.95㎡	13億8681万余円			1249万余円

注(1) 敷地面積等は、土地の固定資産台帳等の計数を、当該土地に所在する全建物の建築面積に対する有効に利用していない建物の建築面積の割合で案分するなどした計数である。

注(2) 「利用しなくなった時期」欄の「詳細不明」は、資料等により、当該土地を平成30事業年度末現在で少なくとも3年以上利用していないことを確認できたが、当該土地を利用しなくなった時期は確認できなかったことを示す。

そして、前記の調査において報告された未利用地計6,612.99㎡と上記の調査において報告されていなかった未利用地計23,785.95㎡を合わせた未利用地は、合計30,398.94㎡(固定資産税評価額計15億4484万余円。以下「30事業年度末現在の未利用地」という。)であり、舎宅等を取り壊した後に更地のまま保有されるなどして、30事業年度末現在で少なくとも3年以上にわたり利用されていなかった。

また、30事業年度末現在の未利用地に係る利用計画又は処分方針の策定状況を確認したところ、未利用地として報告されていた土地を含め、利用計画又は処分方針が策定されていなかった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

中山競馬場は、昭和56年に古作舎宅を解体したが、その跡地(四筆計2,035.49㎡、固定資産税評価額計2億1562万余円)については、今後の舎宅等の需給状況に応じて舎宅等を建てるための候補地と想定していたため、更地のまま保有し続けていた。このため、調査において、現に利用されていない土地であるが、当該土地を未利用地として報告していなかった。また、舎宅等としての利用計画も策定していなかった。

そして、30事業年度末現在の未利用地については、毎事業年度、維持保全経費として、固定資産税、都市計画税及び管理費(除草作業に要する費用)を支払っていて、30事業年度の実績は計1525万余円となっている。

(改善を必要とする事態)

貴会において、未利用地を適切に把握していない事態及び利用計画又は処分方針を策定しないまま未利用地を保有し続けている事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴会において、事業外用地のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として把握するための調査を実施する必要性についての検討が十分でなかったこと、未利用地の利用計画及び処分方針を策定するための体制が整備されていなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

貴会は、今後も、将来にわたる経費負担を抑制する取組を継続的に実施するなど、業務運営の効率化を図ることとしている。

については、貴会において、調査により、事業外用地のうち現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求する。

平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定について

(平成 29 年度決算検査報告 550 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置及び要求した改善の処置

日本中央競馬会は、日本中央競馬会法(昭和 29 年法律第 205 号)等に基づき、畜産の技術の研究開発に係る事業等(以下「畜産振興事業」という。)について助成することを業務とする法人(以下「特定法人」という。)に対して、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、日本中央競馬会畜産振興交付金を交付している。特定法人である公益財団法人全国競馬・畜産振興会は、同交付金の交付を受けて、日本中央競馬会が毎年度作成する日本中央競馬会畜産振興事業公募要領(以下「公募要領」という。)等に基づき、畜産振興事業を行う者(以下「実施主体」という。)に対して、助成対象経費に所定の率(以下「助成率」という。)を乗ずるなどして助成金を交付している。公募要領によれば、助成対象経費の範囲は、畜産振興事業の実施に直接必要な資産の取得費、賃借料、委託費等の経費とされているが、これらの経費の具体的な範囲等は明示されておらず、賃借料として助成の対象となるリース料の算定方法も示されていない。助成率については、少額案件等を除き、通常案件は 10 分の 8 以内に設定されているが、資産の取得費に適用する助成率については 10 分の 5 以内に設定されている。しかし、実施主体が実質的に負担していない委託費を助成対象経費に計上している事態、事業終了後も実施主体が自らの業務で継続して使用する期間に係る分析装置等のリース料を助成対象経費に計上している事態及び資産の取得費に当たるソフトウェアの開発費について通常案件の助成率を適用している事態が見受けられた。

したがって、日本中央競馬会理事長に対して平成 30 年 10 月に、次のとおり是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求した。

ア 事業の一部を委託して実施する場合は、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを公募要領等に明示して助成対象経費の範囲を明確にすること(会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

イ 事業終了後も助成対象となるリース物件を実施主体が自らの業務で継続して使用する場合は、公募要領等に法定耐用年数等の合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを明示すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

ウ ソフトウェアの開発費が通常案件より低く設定した助成率を適用する資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を公募要領等に明確に定めること(同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、日本中央競馬会本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、日本中央競馬会は、本院指摘の趣旨に沿い、30年10月に、31年度の公募要領等を作成して、次のような処置を講じていた。

ア 事業の一部を委託して実施する場合は、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示して助成対象経費の範囲を明確にした。

イ 助成対象となるリース料については、原則として、リース料算定の基礎となるリース期間を法定耐用年数又はそれ以上の期間と設定することを明示するなどして、事業終了後も助成対象となるリース物件を実施主体が自らの業務で継続して使用する場合には、リース期間を法定耐用年数又はそれ以上の期間とすることとした。

ウ 通常案件より低く設定した助成率を適用する資産の取得費に当たるソフトウェアの開発費は、固定資産として管理するソフトウェアの開発費とする判断基準を明確に定めた。

第4 東京地下鉄株式会社

不 当 事 項

工 事

- (247) 車両基地の侵入防止柵改良工事等の施行に当たり、フェンス設置工費の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科 目	建設仮勘定、鉄道事業営業費
部 局 等	東京地下鉄株式会社本社
工 事 名	和光車両基地侵入防止柵改良その他工事
工 事 の 概 要	和光車両基地のセキュリティ機能強化を目的として、侵入防止柵の改良工事等を行うもの
契 約 額	414,063,360 円(平成 29、30 両年度)
請 負 人	東光産業株式会社
契 約	平成 29 年 4 月 見積合わせ競争契約
支 払	平成 29 年 5 月、30 年 7 月、31 年 4 月
割高となっていた契約額	1710 万円(平成 29、30 両年度)

1 工事の概要

東京地下鉄株式会社(以下「会社」という。)は、平成 29、30 両年度に、「和光車両基地侵入防止柵改良その他工事」を見積合わせ競争契約により、東光産業株式会社と契約額 414,063,360 円で締結して施行している。

本件工事は、埼玉県和光市に所在する和光車両基地(以下「車両基地」という。)のセキュリティ機能強化を目的として、車両基地の外周に昭和 62 年に設置された高さ 1.75m から 2.7m までの侵入防止柵(以下「フェンス」という。)等延長計 1,685m を撤去した後、新たに高さ 3.37m から 3.41m までのフェンス等を同一箇所を設置するなどするフェンス設置工等を行うものである。

会社は、フェンス設置工で新たに設置するフェンス(延長計 1,685m)のうち、延長計 508.3m の部分については、車両基地が住宅地に隣接していることから、近隣住民のプライバシーの確保のために、透視性の低いブラインド構造のフェンス(以下「ブラインドフェンス」という。)を採用して、設置箇所の地盤の形状に合わせて、水平地盤用のブラインドフェンス(以下「水平用フェンス」という。)延長計 492.3m と、勾配地盤用のブラインドフェンス(以下「勾配用フェンス」という。)延長計 16.0m を設置している。

会社は、本件工事の予定価格の積算を、会社が定めた工務部土木工事費積算要領等(以下「積算要領等」という。)に基づき、積算要領等に示された各種算定式等を電子データ化した積算システム(以下「積算システム」という。)に、数量計算書に記載された数量を入力するなどして行っている。そして、フェンス設置工費については、水平用フェンスの延長 1m 当たりの単価 57,360 円及び勾配用フェンスの同 80,304 円にそれぞれの設置延長を乗じてブラインドフェンスの材料費を算出するなどして積算していた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、会社本社において、契約書、予定価格の積算書、数量計算書、図面等の書類及び現地の状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、フェンス設置工費のうちブラインドフェンスの材料費の算出に当たり、数量計算書に記載された水平用フェンスの延長 492.3m を積算システムに入力すべきところ、数量計算書の欄を見誤って 1 行上に記載されていたフェンスを支えるための基礎ブロック 115 か所の数値を用いて 115.0m と入力し、また、勾配用フェンスの延長 16.0m を積算システムに入力すべきところ、同様に水平用フェンスの延長 492.3m の数値を用いて 492.3m と入力して、フェンス設置工費を積算していた。

したがって、水平用フェンス及び勾配用フェンスの正しい設置延長を用いるなどして本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、諸経費等を含めた工事費の総額は 396,864,360 円となることから、本件契約額 414,063,360 円はこれに比べて約 1710 万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、本件工事の予定価格の積算に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第5 東日本高速道路株式会社、第6 中日本高速道路株式会社、第7 西日本高速道路株式会社、第8 本州四国連絡高速道路株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1)-(4) 高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの

会社名	(1) 東日本高速道路株式会社 (2) 中日本高速道路株式会社 (3) 西日本高速道路株式会社 (4) 本州四国連絡高速道路株式会社
科目	(1)~(3) 固定資産 (4) 固定資産、営業収益
部局等	(1) 本社、4支社 (2) 本社、2支社 (3) 本社、3支社 (4) 本社、4管理センター
防災対策の概要	4会社が国や地方公共団体と協力して国民の生命等を災害から保護するために防災に関する計画を作成して実施するもの
浸水するおそれのある場所に設置されていた非常用自家発電設備の式数及び資産価額(ア)	(1) 4式 1930万円 (2) 2式 1624万円 (3) 3式 5232万円
非常用自家発電設備が浸水することにより災害対策本部の機能が十分に発揮できなくなるおそれのある事務所建物棟数及び資産価額	(1) 4棟 11億1514万円(背景金額)(平成30事業年度末) (2) 2棟 1億0316万円(背景金額)(平成30事業年度末) (3) 4棟 6億3784万円(背景金額)(平成30事業年度末)
連続72時間の運転時間が確保できていない非常用自家発電設備の式数及び資産価額(イ)	(1) 14式 1億4500万円 (2) 1式 1054万円 (3) 2式 324万円 (4) 4式 5964万円
(ア)及び(イ)の純計	(1) 16式 1億4889万円(平成30事業年度末) (2) 3式 2678万円(平成30事業年度末) (3) 5式 5557万円(平成30事業年度末) (4) 4式 5964万円(平成30事業年度末)

グループ会社との土地賃貸借契約数及び契約額 (4) 1件 4億2703万円(背景金額)(平成30年度)

1 防災対策等の概要

(1) 防災対策の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」という。)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」という。以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」といい、3会社と合わせて「4会社」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき内閣総理大臣から指定公共機関に指定されており、国や地方公共団体と協力して国民の生命等を災害から保護するために、その業務に係る防災に関する防災業務計画を作成して業務を実施している。

4会社が作成している防災業務計画、その施行に必要な具体的内容を定めた防災業務要領等(以下、これらを合わせて「防災業務計画等」という。)によれば、地震災害、風水害等の災害に強い高速道路を形成するためハザードマップ等により危険箇所を把握して防災のハード対策及びソフト対策を総合的に講ずること、高速道路において非常かつ重大な災害が発生した場合等には4会社の本社、支社、管理センター、管理事務所等(以下、これらを合わせて「管理事務所等」という。)に非常災害対策本部等(以下「災害対策本部」という。)を設置すること、管理事務所等は停電時における災害対策本部の活動に必要な施設の非常用電源を確保するための自家発電設備(以下「非常用自家発電設備」という。)を整備し最低3日分の燃料を備蓄することなどとされている。

(2) 非常用自家発電設備の概要

4会社は、非常用自家発電設備を災害対策本部となる執務室が所在する管理事務所等の建物(以下「事務所建物」という。)等に設置しており、非常用自家発電設備の設計については、各社が制定した設計要領(以下「要領」という。)等に基づくこととしている。

そして、前記のとおり、防災業務計画等によれば、管理事務所等に非常用自家発電設備の燃料を最低3日分備蓄することとされていることから、4会社は、要領に基づき連続72時間以上運転可能となるよう非常用自家発電設備の燃料槽(以下「燃料槽」という。)の増設計画を定めて、増設工事を行っている。

(3) 休憩施設等における防災体制

本四会社は、グループ会社との間で土地賃貸借契約を締結して、グループ会社に高速道路のサービスエリア及びパーキングエリア(以下、これらを合わせて「休憩施設」という。)における店舗等の管理運営を行わせている。土地賃貸借契約によれば、土地の使用条件として、災害その他の非常事態が発生したときは、高速道路利用者の避難誘導を行うことなどとされている。

また、本四会社は、防災業務計画等に基づきグループ会社と協力して被害の拡大を防止するための措置(以下「災害応急対策活動」という。)等を実施するため、グループ会社との間で防災業務に関する協定及び細目協定(以下、これらを合わせて「防災協定」という。)を締結している。防災協定によれば、グループ会社は、災害発生時において、災害応急対策

活動に協力することとされており、グループ会社の社員を派遣させるとともに、所有する資機材の提供、休憩施設における通行規制に関する措置、道路利用者への情報の提供及び誘導等を行うこととされている。

さらに、グループ会社は、グループ会社が管理運営を行っている営業施設内で実際に outlet しているテナント会社(以下「テナント会社」という。)との間で、営業委託契約(以下「委託契約」という。)を締結している。委託契約によれば、テナント会社は、飲食の提供、物販事業等を行うほか、休憩施設が道路管理上の重要な機能を有していることに鑑み、交通情報の伝達等の本四会社が行う道路管理業務に協力する義務と責任を負うこと、高速道路利用者の利便の確保に影響を及ぼすような営業施設の損傷その他の事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずることとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、非常用自家発電設備は津波、洪水時等に浸水しないような対策が講じられているか、非常用自家発電設備は連続72時間以上運転可能となっているか、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への対応体制が整備されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3会社の事務所建物119棟(平成30事業年度末の資産価額計138億5415万余円)、4会社の非常用自家発電設備123式(同計20億2817万余円)、本四会社とグループ会社との土地賃貸借契約(30年度の契約額4億2703万余円)等を対象として、4会社の126管理事務所等において、津波や洪水による浸水が想定される区域や浸水時の水深を確認したり、非常用自家発電設備の連続運転可能時間に係る計算書等を確認したり、グループ会社との協定内容等を確認したりするなどの方法により会計実地検査を行うとともに、調書の作成及び提出を求めて、その内容を確認するなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた((1)及び(2)の事態には重複しているものがある。)

(1) 非常用自家発電設備の浸水対策の取組状況

表1のとおり、3会社の非常用自家発電設備116式のうち24式は、津波や洪水により浸水することが想定される事務所建物等に設置されていた(浸水高さは最大で10.0m)。3会社は、このうち15式については非常用自家発電設備の更新時等に浸水高さより高い位置に設置するなどの浸水対策を実施していたが、残りの9式(30事業年度末の資産価額計8787万余円)については、浸水高さより低い位置にあり浸水するおそれがあるのに、浸水対策を実施していなかった。このため、津波や洪水により浸水した場合に非常用自家発電設備を稼働することができず、当該9式により電力の供給を受けることとなる事務所建物10棟(30事業年度末の資産価額計18億5615万余円)は、災害対策本部としての機能を十分に発揮できなくなるおそれがある状況となっていた。

表1 非常用自家発電設備の浸水対策の状況等(平成30事業年度末現在)

会社名	事務所等における非常用自家発電設備 (式)	浸水することが想定されているもの (式)	浸水対策を実施しているもの (式)	浸水対策を実施していないもの		災害対策本部が設置される事務所建物 (棟)	浸水対策を実施していない非常用自家発電設備から電力の供給を受ける事務所建物	
				(式)	資産価額(千円)		(棟)	資産価額(千円)
東会社	46	8	4	4	19,303	46	4	1,115,149
中会社	30	6	4	2	16,241	32	2	103,167
西会社	40	10	7	3	52,329	41	4	637,840
計	116	24	15	9	87,874	119	10	1,856,157

なお、本四会社においては、上記と同様の状況は見受けられなかった。

(2) 非常用自家発電設備の連続運転可能時間の確保状況

4会社は、表2のとおり、防災業務計画等及び要領に基づき、非常用自家発電設備を連続72時間以上運転することが可能となるように、30事業年度末までに、非常用自家発電設備69式の燃料槽の増設工事を行っていた。

一方、要領において、非常用自家発電設備の燃料槽は、連続72時間以上運転可能な容量とすることが明記されているが、機械の摩擦部分の熱や摩耗を防ぐための潤滑油の貯留槽の容量については明記されていなかった。

そこで、前記の非常用自家発電設備69式について、製造会社が公表している潤滑油の貯留槽の容量等に基づき連続運転可能時間の確保状況を確認したところ、21式(30事業年度末の資産価額計2億1843万余円)については22.5時間から70.0時間となっていて、潤滑油の貯留槽の容量が不足しているため、防災業務計画等及び要領において求められている非常用自家発電設備の連続運転可能時間が確保されていない状況となっていた。

表2 非常用自家発電設備の連続運転可能時間の状況等(平成30事業年度末現在)

会社名	燃料槽の増設工事を行ったもの (式)	左のうち、潤滑油の貯留槽の容量の不足により連続運転可能時間が72時間確保されていないもの	
		(式)	資産価額(千円)
東会社	33	14	145,008
中会社	25	1	10,540
西会社	5	2	3,247
本四会社	6	4	59,640
計	69	21	218,436

(3) 休憩施設等における高速道路利用者への対応体制

1(3)のとおり、本四会社においては、災害発生時に、グループ会社は防災協定に基づき災害応急対策活動を実施し、テナント会社は高速道路利用者の利便の確保のために適切な措置を講ずることとしている。このため、グループ会社及びテナント会社は、高速道路利用者の避難誘導のほかに、支援物品の提供等を行うこと(以下「利用者支援活動」という。)が求められることになる。しかし、前記の土地賃貸借契約、防災協定及び委託契約には具体的な利用者支援活動について一切定められていなかった。

そこで、本四会社を通じて、グループ会社及びテナント会社における利用者支援活動の対応体制を確認したところ、支援物品の種類や費用負担が上記の委託契約等において明確ではないことなどから、テナント会社において利用者支援活動を十分に行える体制となっており、本四会社が行う高速道路利用者の利便に関する道路管理業務に支障が生ずるおそれがあると認められた。

なお、3会社は、グループ会社と利用者支援活動に関する協定を締結するなどして、休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備していた。

このように、非常用自家発電設備の浸水対策が実施されていないことにより災害対策本部としての機能が十分に発揮できないおそれがある状況となっていた事態、防災業務計画等で定められている非常用自家発電設備の連続運転可能時間が確保されていない状況となっていた事態及び災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制が整備されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3会社において非常用自家発電設備の浸水対策を実施することの必要性についての検討が十分でなかったこと、4会社において非常用自家発電設備の連続運転可能時間を72時間以上とするために必要な潤滑油の貯留槽の容量に対する検討が十分でなかったこと、本四会社において災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備することの検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、4会社は、令和元年8月及び9月に各支社又は各管理センターに事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 3会社は、想定される浸水高さより低い位置に設置されている非常用自家発電設備について^{かさ}嵩上げ、遮水設備の設置等による浸水対策を実施することや、災害応急対策活動を行うための代替施設等をあらかじめ防災業務計画等に定めることによる浸水対策を実施することとした。

イ 4会社は、燃料槽の増設工事を行う際は潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するとともに、潤滑油の貯留槽の容量が不足している非常用自家発電設備については連続運転可能時間を72時間以上確保するための対策を実施することとした。

ウ 本四会社は、グループ会社との間に新たに協定を締結して災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備した。

(第5 東日本高速道路株式会社、第6 中日本高速道路株式会社、第7 西日本高速道路株式会社)

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1)-(3) 道路構造物の点検等について

(平成29年度決算検査報告560ページ参照)

1 本院が要求した適宜の処置及び求めた是正改善の処置並びに表示した意見

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下、これらの会社を総称して「3会社」という。)は、管理する橋りょう、トンネル等の道路構造物(以下「構造物」という。)の点検等を各社制定の保全点検要領(以下「点検要領」という。)に基づき実施している。点検等業務のうち、現場における点検、点検等に係る情報の記録、構造物の維持管理計画等の検討案の作成については、保全点検業務を実施している株式会社ネクスコ・エンジニアリング北海道等12社(以下「エンジニアリング会社」という。)に委託しており、点検結果等に基づく維持管理計画等の策定は3会社が行っている。しかし、点検要領等に基づく近接目視等が物理的に困難な箇所(以下「点検困難箇所」という。)における点検が十分に行われていない事態、構造物の変状箇所の状況等の点検結果及び当該変状箇所の補修結果が点検管理システム等(以下「システム」という。)に適切に記録されておらず、変状原因の分析、維持管理計画等の立案等に十分活用できるものとなっていない事態及び点検結果が維持管理計画等に適切に反映されていない事態が見受けられた。

したがって、3会社のそれぞれの代表取締役社長に対して平成30年10月に、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに意見を表示した。

ア 点検困難箇所に係る点検においてファイバースコープ等が使用されるよう、具体的な使用方法等をマニュアル等に定めるなどして、支社及び管理事務所等に周知すること(会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

イ 支社及び管理事務所等に対して指示するなどして、現在、システムに記録されていない変状状況写真や補修写真について、エンジニアリング会社が詳細点検時に撮影するなどした写真をシステムに記録させること(同法第34条の規定により是正の処置を要求したものの)

ウ 点検要領等を改訂するなどして変状状況写真や補修写真の全てを適切にシステムに記録させることとし、さらに、エンジニアリング会社によるシステムへの記録に関する履行確認を確実にを行うよう支社及び管理事務所等に周知徹底を図ること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めたもの)

エ 「AA(変状が著しく、機能面への影響が非常に高いと判断され、速やかな対策が必要な場合)」と判定されている変状箇所について、定期的に変状の内容、補修等の対策に係る進捗状況等を支社から報告させるなどしてその状況を的確に把握するとともに、支社及び管理事務所等に対して指示するなどして、点検結果を維持管理計画等に適切に反映させるなど補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備すること(同法第36条の規定により意見を表示したもの)

2 当局が講じた処置

本院は、3会社の本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、3会社の本社は、本院指摘の趣旨に沿い、30年10月に、点検要領を改正するとともに、支社及び支社を通じて管理事務所等に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 点検困難箇所に係る点検において、現地の状況に応じてファイバースコープ等を使用して点検を行うことを点検要領に明示するとともに、31年4月にマニュアルを制定して、ファイバースコープ等の具体的な使用方法等を周知した。

イ システムに記録されていなかった変状状況写真や補修写真について、エンジニアリング会社が詳細点検及び補修時に撮影した写真を、30年12月までにシステムに記録させた。

ウ 変状状況写真や補修写真の全てを適切にシステムに記録させることを点検要領に明示するとともに、エンジニアリング会社との間の30年度以降の契約に係るシステムへの記録について、履行確認を確実にを行うよう周知徹底した。

エ 「AA」と判定されている変状箇所等について、システムに記録されている変状の内容、補修等の対策に係る5か年分の進捗状況等を維持管理計画に記載させて、支社を通じて定期的に本社へ報告させることにより、本社においてその状況を的確に把握することとして、その維持管理計画の策定等のために管理事務所等が開催する会議に支社の担当者を出席させて指導させることにより、点検結果を維持管理計画に適切に反映させて、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備した。

第9 日本年金機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(248) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	日本年金機構鶴岡年金事務所
不正行為期間	平成28年2月～30年2月
損害金の種類	厚生年金保険料、健康保険料
損 害 額	1,309,000 円

本院は、日本年金機構(以下「機構」という。)鶴岡年金事務所(以下「事務所」という。)における不正行為について、会計検査院法第27条の規定に基づく機構理事長からの報告を受けるとともに、機構本部及び事務所において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、事務所において、厚生年金徴収課の職員が、厚生年金保険料、健康保険料等の収納事務に従事中、平成28年2月から30年2月までの間に、滞納事業主から直接現金で受領した厚生年金保険料及び健康保険料の一部を国庫に払い込まずに、計1,309,000円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、令和元年7月までに全額が同人から返納されている。

意見を表示し又は処置を要求した事項

届け書等の配送業務について、事務センターに回付する届け書等の種類が異なっても1個のケースにまとめたり、事務センター内の配送先を集約したりすることなどにより、配送に係る費用の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

科 目	業務経費
部 局 等	日本年金機構本部
契 約 の 概 要	被保険者等から提出された届け書等を回付等するために、定期便により年金事務所と事務センターとの間を配送するなどのもの
契 約 の 相 手 方	10 会社
契 約	平成28年3月ほか 一般競争契約、随意契約
検査の対象とした契約件数及び配送に係る支払額(1)	56 件 6 億 4947 万余円(平成29、30両年度)

(1)のうち積合せ輸送において届け書等の種類別にケースを分けるなどして発送していた事態について費用が節減できたと認められる契約件数及び節減額 ⁽²⁾	19 件	3459 万円
(1)のうち貸切り輸送において経済的な輸送方法となっていない事態について費用が節減できたと認められる契約件数及び節減額 ⁽³⁾	4 件	3215 万円
(2)及び(3)の計	23 件	6674 万円

【是正改善の処置を求めたものの全文】

届け書等の配送業務について

(令和元年 10 月 29 日付け 日本年金機構理事長宛て)

標記について、会計検査院法第 34 条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を求める。

記

1 届け書等の配送業務等の概要

(1) 事務センター及び年金事務所の業務の概要

貴機構は、日本年金機構法(平成 19 年法律第 109 号)、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)等に基づき、厚生労働省から委任又は委託を受けた各種年金の支給等に係る業務を行うため、16 事務センター及び 312 年金事務所を設置している。

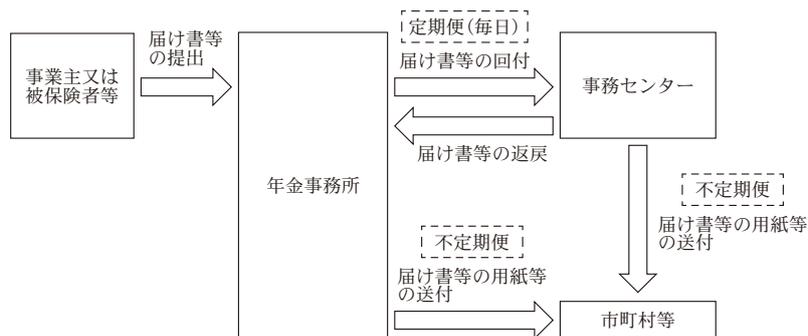
そして、日本年金機構組織規程(平成 22 年規程第 2 号)等に基づき、事務センターは、事業主又は被保険者等から提出された厚生年金保険、国民年金及び健康保険に関する各種の届け書や申請書等(以下「届け書等」という。)の審査、入力、通知書等の作成、発送並びに編てつ及び保管に関する事務等の業務を行うこととなっており、取り扱う届け書等の種類別に、厚生年金適用グループ、国民年金グループ、年金給付グループ、記録審査グループ等のグループが設けられている。また、年金事務所は、①厚生年金保険及び健康保険の事業所の適用、被保険者の資格及び標準報酬並びに健康保険の被扶養者認定、②国民年金の被保険者の資格並びに国民年金保険料の免除、前納、追納、徴収及び還付、③厚生年金保険及び国民年金の給付等に関して、届け書等を事務センターに回付する業務等を行うこととなっている。

(注 1) 16 事務センター 北海道、仙台広域、高崎広域、埼玉広域、新潟、東京広域、神奈川県、金沢広域、名古屋広域、京都、大阪広域、兵庫、岡山広域、広島広域、高松広域、福岡広域各事務センター(平成 31 年 3 月末現在)

(2) 事務センター及び年金事務所における届け書等の業務処理の概要

年金事務所は、貴機構の業務処理要領によると、事業主又は被保険者等から窓口で届け書等の提出を受け付ける場合、記載内容や添付書類の点検・確認等を行い、事務センターに回付することとなっている。そして、事務センターは、回付された届け書等を点検・確認等した後、届け書等に不備がある場合には、年金事務所に返戻することとなっている(図参照)。

図 届け書等の業務処理の概念図



(3) 配送契約の概要

貴機構は、届け書等の回付等に係る配送業務を配送業者に委託しており、年金事務所から管轄している事務センターへ回付する届け書等及び事務センターから管内の年金事務所へ返戻する届け書等は、年金事務所又は事務センターの職員が配送用のケースに入れて施錠等をした状態で配送業者に引き渡し、毎日決まった時間に、定期便により集荷され、配送されている。また、事務センター及び年金事務所が市町村等に送付する届け書等の用紙等は、必要な都度、不定期便により配送されている(図参照)。

届け書等の配送業務委託契約(以下「配送契約」という。)における定期便による輸送方法は、他の荷主の荷物と積み合わせて事務センターと年金事務所との間を輸送する方法(以下「積合せ輸送」という。)と、配送車両を貸し切って事務センターと年金事務所との間を輸送する方法(以下「貸切り輸送」という。)とがあり、積合せ輸送は配送する荷物1個当たりの単価契約、貸切り輸送は車両1台当たりの単価契約となっている。そして、貴機構本部は、事務センター及び年金事務所の所在する地域ごとに、積合せ輸送又は貸切り輸送による配送契約を配送業者と締結している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、届け書等の配送に係る費用の節減が図られているかなどに着眼して、平成29、30両年度における16事務センターと312年金事務所との間の配送について、貴機構本部が配送業者10会社と締結した配送契約計56件、契約額計8億7907万余円(29、30両年度の配送に係る支払額計6億4947万余円)を対象として、貴機構本部において、契約書、仕様書等により配送の実績等を確認したり、15事務センター及び113年金事務所において、届け書等の配送状況を確認したりなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 積合せ輸送において届け書等を1個のケースにまとめるなどせずに種類別にケースを分けるなどして発送していた事態

貴機構本部は、東京広域事務センターを除く15事務センターと250年金事務所との間の定期便の配送について、配送業者と積合せ輸送による配送契約計48件を締結している。

ア 年金事務所において届け書等の種類別にケースを分けて発送していた事態

上記250年金事務所のうち、仙台広域、高崎広域及び福岡広域の3事務センター管内の計32年金事務所^(注2)は、事務センターに回付する届け書等について、年金給付関係の届け書等とそれ以外の届け書等の種類別にケースを分けて発送していた。

しかし、これらのケースについては、事務センター内の同じ場所に配送するものであり、届け書等の種類別にケースを分けて発送する必要はないことから、異なる種類の届け書等を1個のケースにまとめるなどして発送することとすれば、届け書等の量が少なく配送用のケースの容量に余裕がある場合には異なる種類の届け書等を入れることによって配送個数を少なくすることができたと認められる。

(注2) 32年金事務所 仙台東、仙台南、大河原、仙台北、石巻、古川、山形、寒河江、新庄、鶴岡、米沢、宇都宮東、宇都宮西、大田原、栃木、今市、前橋、桐生、高崎、渋川、太田、東福岡、博多、中福岡、西福岡、南福岡、久留米、小倉南、小倉北、直方、八幡、大牟田各年金事務所

イ 事務センターにおいて配送先を集約していなかった事態

前記15事務センターのうち、北海道、大阪広域及び兵庫の3事務センターは、届け書等の種類別に各グループがそれぞれ別のフロアで業務を行っているため、貴機構本部は、ケースの配送先を、北海道事務センター内については4か所、大阪広域、兵庫両事務センター内についてはそれぞれ2か所とする配送契約を締結していた。そして、北海道、和歌山、兵庫両県内の計29年金事務所は、届け書等の種類別にケースを分けて事務センター内の各フロアに配送していた。

しかし、上記の3事務センター以外の12事務センターは、事務センター内の配送先を1か所に集約していて、配送業者からケースを受領した後に、届け書等を各フロアに届けるなどの作業をしており、3事務センターにおいても、上記と同様の方法により、事務センター内の配送先を1か所に集約することが可能であることから、届け書等を1個のケースにまとめるなどしていれば、届け書等の量に応じて必要となる配送個数を少なくすることができたと認められる。

したがって、届け書等の種類別にケースを分けて発送していたア及びイの計6事務センターと計61年金事務所との間の配送契約計19件(29、30両年度の配送個数計341,600個、支払額計2億2875万余円)について、年金事務所において届け書等を1個のケースにまとめるなどして発送し、事務センター内の配送先も1か所に集約したとして届け書等の量に応じて必要となる配送個数及び支払額を試算すると、計287,645個、計1億9416万余円となることから、支払額を3459万余円節減できたと認められる。

(2) 貸切り輸送において積合せ輸送により実施する方が低額となっていて経済的な輸送方法となっていない事態

貸切り輸送は、車両1台当たりの単価契約であることから、配送個数が多い場合は積合せ輸送と比較して安価となるが、少ない場合は積合せ輸送の方が安価な輸送方法となる。

貴機構本部は、東京広域事務センターと東京都、千葉、山梨両県内の38年金事務所との間並びに大阪広域事務センターと大阪府及び奈良県内の24年金事務所との間の定期便の配送については、配送個数が多く、積合せ輸送より貸切り輸送の方が安価であるなどとして、28年10月から令和元年6月までの間において貸切り輸送により実施する配送契約計8件を締結している。

しかし、東京広域事務センターは、(1)イの3事務センターと同様に、事務センター内の配送先を各フロアに分けていたが、配送先を3か所から2か所に集約することが可能であることから、届け書等を1個のケースにまとめるなどしていれば、配送個数を少なくすることができたと認められる。貸切り輸送により実施している上記の配送契約8件それぞれについて、事務センター内の配送先を集約したとして、平成29、30両年度の配送個数を算出するなどして積合せ輸送により配送した場合の支払額を試算すると、8件のうち6件の配送契約については、積合せ輸送による場合の支払額が貸切り輸送による支払額よりも低額となる。このうち直近の契約期間においては貸切り輸送による支払額の方が低額となるなどの2件を除いた東京広域事務センターと38年金事務所との間の4件の配送契約については、直近の契約期間においても積合せ輸送の方が貸切り輸送の支払額を下回っていることなどから、貴機構本部において、4件の配送契約の締結に当たり、事務センター内の配送先を集約するなどした上で、積合せ輸送により実施することとする配送契約を締結していれば、これら4件の契約に係る支払額は計7947万余円となり、貸切り輸送による場合の支払額計1億1162万余円との差額3215万余円を節減できたと認められる。

(是正改善を必要とする事態)

積合せ輸送において届け書等を1個のケースにまとめるなどせずに種類別にケースを分けるなどして発送していたり、貸切り輸送において積合せ輸送により実施する方が低額となっていて経済的な輸送方法となっていなかったりしている事態は適切ではなく、是正改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 年金事務所において、届け書等の種類別にケースを分けずに1個のケースにまとめて発送するなどして配送個数を少なくすることの認識が欠けていること
- イ 貴機構本部において、事務センター内の配送先を集約することにより配送個数を少なくすることの認識が欠けていること、また、貸切り輸送による配送契約に当たり、積合せ輸送による場合の費用と比較するなどして、より経済的な輸送方法とするための検討を十分に行っていないこと

3 本院が求める是正改善の処置

事務センターと年金事務所の間では、今後も多数の届け書等を回付等することが見込まれており、貴機構は、今後も届け書等の配送業務を配送業者に委託することとしている。

については、貴機構において、届け書等の配送個数を少なくするなどして配送に係る費用の節減を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

- ア 年金事務所に対して、事務センターに回付する届け書等について種類が異なっても1個のケースにまとめるなど少ない個数により発送するよう指示すること
- イ 事務センターにおける配送業者からケースを受領した後の各フロアで行われている作業を見直すなどして、事務センター内の配送先を集約すること、また、これを踏まえて、貸切り輸送による場合の費用と積合せ輸送による場合の費用とを比較するなどの検討を行い、より経済的な輸送方法とすること

平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

(1) 日本年金機構による地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会に係る情報提供手数料の支払について

(平成 29 年度決算検査報告 586 ページ参照)

1 本院が求めた是正改善の処置

日本年金機構(以下「機構」という。)は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)等に基づき、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)に対して、年金の給付を受ける権利を有する者のうち^(注)裁定を受けた者(以下「受給権者」という。)について、住民票に記載されている住所、氏名、性別、生年月日、住民票の消除等の事由(死亡等。以下「異動事由」という。)、異動事由が生じた年月日等の情報(以下「本人確認情報」という。)の照会を実施してその提供を受けており、この照会には、月次照会と年次照会がある。機構は、月次照会では、毎月、受給権者のうち本人確認情報に変更があった者について、その変更に係る本人確認情報の提供を受けることにしており、また、年次照会では、原則として年 1 回、死亡を確認したことにより年金の支払を保留する処理(以下「死亡保留」という。)がされた者等を除く全ての受給権者を対象として、対象者の状況について「死亡」、「不明」又は「生存」のいずれかで示した情報等の提供を受けることにしており、J-LIS に対して、月次照会及び年次照会に係る情報提供手数料を支払っている。しかし、月次照会により提供を受けた本人確認情報を活用することにより、年次照会により提供を受けている「死亡」、「不明」及び「生存」の状況を把握することができ、年次照会の対象者の範囲を年金請求書を提出して新たに年金の裁定を受けた新規裁定者等に限定することができるのに、死亡保留がされた者等を除く全ての受給権者を対象として年次照会を行い、情報提供手数料を支払っている事態が見受けられた。

したがって、機構において、受給権者の本人確認情報の照会に係る事務をより経済的かつ効率的に行うために、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定して、情報提供手数料支払額の節減を図るよう、日本年金機構理事長に対して平成 30 年 10 月に、会計検査院法第 34 条の規定により是正改善の処置を求めた。

(注) 裁定 厚生労働大臣が年金の給付を受ける権利があることを確認すること

2 当局が講じた処置

本院は、機構本部において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することとし、31年2月から年次照会の対象者の範囲を新規裁定者等に限定して情報提供手数料支払額の節減を図る処置を講じていた。

(2) 第三者行為事故に係る年金の支給と損害賠償との調整に関する事務について

(平成29年度決算検査報告233、591ページ参照)

(320ページの厚生労働省の項に掲記)

第10 独立行政法人国立美術館

不 当 事 項

工 事

(249) 建築設備改修工事の施行に当たり、シャッターの部品交換費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

科 目	建物附属設備、修繕費
部 局 等	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館
工 事 名	国立西洋美術館建築設備改修工事
工 事 の 概 要	国立西洋美術館の設備の経年劣化や動作不良を解消するために、シャッター及び自動扉の部品交換、エレベータの更新等を行うもの
契 約 額	70,200,000 円
請 負 人	清水建設株式会社
契 約	平成 29 年 2 月 一般競争契約
支 払	平成 29 年 3 月、30 年 4 月
割高となっていた契約額	530 万円(平成 28、29 両年度)

1 工事の概要

独立行政法人国立美術館国立西洋美術館(以下「美術館」という。)は、平成 28、29 両年度に、「国立西洋美術館建築設備改修工事」を一般競争契約により清水建設株式会社と契約額 70,200,000 円で締結して施行している。

本件工事は、美術館の設備の経年劣化や動作不良を解消するために、本館、新館及び企画展示館に設置しているシャッター及び自動扉の部品交換、新館に設置している電動式軽量シャッターの更新並びに企画展示館に設置しているエレベータ及び 5t クレーンの更新を行うものである。

美術館は、本件工事の予定価格の積算を、シャッター等の機器ごとに専門業者から徴した見積書の価格に基づくなどして行っており、シャッター及び自動扉の部品交換費並びにエレベータ及び 5t クレーンの更新費の合計額に消費税(地方消費税を含む。)を加えて 72,118,840 円と算定していた。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、美術館において、契約書、仕様書、予定価格の算出内訳明細書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

美術館は、仕様書において、シャッターの部品交換に伴う開閉器交換の施工箇所を 15 か所としており、これに適合する内容で予定価格の積算時に徴していた見積書の価格を用いてシャッターの部品交換費を算定するなどすべきであるのに、誤って、予算要求時に開閉器交

換の施工箇所を30か所とする想定で徴していた見積書の価格を用いてこれを算定するなどしていた。

したがって、シャッターの部品交換費について予定価格の積算時に徴していた見積書の価格を用いるなどして本件工事の予定価格を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、適正な予定価格は64,802,537円となることから、本件契約額70,200,000円はこれに比べて約530万円割高となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、美術館において、本件工事の予定価格の積算に対する確認が十分でなかったことなどによると認められる。

第11 国立研究開発法人森林研究・整備機構

平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定について

(平成 29 年度決算検査報告 599 ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「機構」という。)は、水源をかん養するための森林の造成に関する業務(以下「水源林造成事業」という。)の実施に当たり、植栽した造林木を育成するための保育費等の造林に要する費用を負担する者として、造林する土地の所有者(以下「造林地所有者」という。)及び造林地所有者以外の者でその土地について造林を行う者(以下「造林者」という。)と三者(造林地所有者と造林者が同一の場合がある。)で分収造林契約を締結している。各契約当事者は、造林による収益を分収する(以下「収益分収」という。)こととされており、収益分収は、造林木の売払代金から売払いに要した費用を控除した額について行うこととされている。そして、機構は、水源林造成事業において、機構のみが費用を負担する保育費により、造林木を選木して伐倒する施業に加えて、伐倒した造林木を丸太に加工する施業、伐倒した造林木を一定の箇所へ集積する施業及び丸太を林内からトラック等の車両が通行可能な作業道まで運び出し集積する施業を含めて行う間伐(以下「保育(搬出)間伐」という。)を実施し、丸太となった造林木の素材(丸太)販売を行っている。しかし、保育(搬出)間伐の作業工程のうち、丸太を林内からトラック等の車両が通行可能な作業道まで運び出し集積する工程(以下「丸太の移動等」という。)については、販売を前提にした施業であることから、保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定に当たり、丸太の移動等に係る費用(以下「丸太の移動費用」という。)は機構、造林地所有者及び造林者の三者で負担する売払いに要した費用と認められるのに、丸太の移動費用を保育費として機構のみが負担し、造林木の売払代金から控除することとされている売払いに要した費用に含めていない事態が見受けられた。

したがって、機構において、内規を改正するなどして、丸太の移動費用を保育費として負担するのではなく、収益分収対象額の算定に当たっては、機構のみが負担していた丸太の移動費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう、国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長に対して平成 30 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により改善の処置を要求した。

2 当局が講じた処置

本院は、機構において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、31 年 3 月に要領等を改正し、収益分収対象額の算定に当たっては、丸太の移動費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するようになるなどの処置を講じていた。

第12 独立行政法人国際協力機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

政府開発援助の実施に当たり、給水事業において濁度低減施設等を整備する場合、事業設計時に既存の送水管の漏水等の影響を考慮して配水池への送水量の検討を十分に行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

(令和元年10月29日付けで外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事
長宛てに意見を表示したものの全文は、121ページの外務省の項に掲記)

平成29年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

政府開発援助の効果の発現について

(平成29年度決算検査報告101、607ページ参照)

(141ページの外務省の項に掲記)

第13 独立行政法人日本スポーツ振興センター

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

災害共済給付勘定において、児童生徒等の既発生 of 災害に係る給付金の後年度支払に備えるための支払備金の積立額について、財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、会計処理細則を改正して支払備金の積立額の算定を適切に行うよう改善させたもの

科	目	災害共済給付勘定 貸借対照表 流動負債 支払備金	
部	局	等	独立行政法人日本スポーツ振興センター
支払備金の概要			学校の管理下における児童生徒等の既発生 of 災害に係る給付金の後年度支払に備えるために必要な金額を積み立てるもの
過小に表示されていた支払備金の額			8377 万円(平成 29 事業年度末)

1 制度の概要

(1) 財務諸表の作成

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類等(以下「財務諸表」という。)を作成することとなっている。

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成 15 年文部科学省令第 51 号)によれば、センターの会計については、「[独立行政法人会計基準]及び[独立行政法人会計基準注解]」(平成 12 年 2 月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)に従うものとされ、会計基準に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている。

会計基準によれば、貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日における全ての資産、負債及び純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならないとされている。

(2) 災害共済給付勘定における支払備金の積立額の概要等

センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号。以下「センター法」という。)等に基づき、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)につき、当該児童生徒等の保護者等に対して、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。)を行っている。

そして、センター法によれば、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、災害共済給付勘定を設けて整理しなければならないとされている。

災害共済給付勘定においては、毎事業年度末日において、学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるために必要な金額を支払備金として積み立てることとなっており、その金額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付勘定及び免責特約勘定の支払備金の積立額に関する会計処理細則(平成22年度細則第3号。以下「会計処理細則」という。)によれば、次のとおり算定することとされている(計算式1参照)。

(計算式1)

$$\boxed{\text{支払備金の積立額}} = \boxed{\text{次年度の4月給付金額}} + \boxed{\text{見込積立額}}$$

次年度の4月給付金額は、当年度末において、給付金の支払はしていないが給付金の支払額は決定していることから決定した額を積み立てるもので、見込積立額は、支払額が決定していないため見込額を積み立てるものである。そして、見込積立額は、過去の年度末における既発生未報告額(年度末において、災害が既に発生し、給付金の支払義務があると認められるもののうち支払の請求を受けていないものなどに対する後年度の給付金支払額。以下同じ。)の平均発生率等を基に次のとおり算定することとされている(計算式2参照)。

(計算式2)

$$\boxed{\text{見込積立額}} = \boxed{\text{過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率}} \times \boxed{\text{当年度給付金総額}}$$

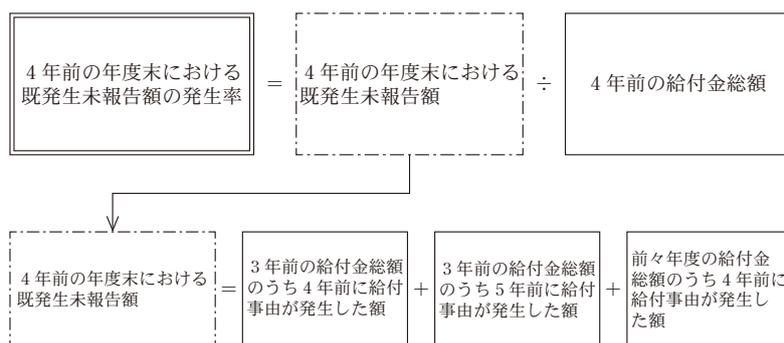
また、過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率は次のとおり算定することとなっている(計算式3参照)。

(計算式3)

$$\boxed{\text{過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率}} = \left(\boxed{\text{4年前の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{3年前の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{前々年度の年度末における既発生未報告額の発生率}} + \boxed{\text{前年度の年度末における既発生未報告額の発生率}} \right) \div 4$$

そして、例えば「4年前の年度末における既発生未報告額の発生率」は次のとおり算出することとなっており、このうち「4年前の年度末における既発生未報告額」については、災害共済給付を受ける権利の時効が2年間であることから、4年前の翌年度(3年前)の給付金総額のうち4年前及び5年前に給付事由が発生した額と、4年前の翌々年度(前々年度)の給付金総額のうち4年前に給付事由が発生した額を算出し、これを基に算定することになる(計算式4参照)。

(計算式4)



センターは、前記の方法により支払備金の積立額を算定するなどして財務諸表を作成しており、平成29事業年度における貸借対照表の支払備金の計上額は、68億3965万円となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性等の観点から、災害共済給付勘定の支払備金の積立額の算定が適切に行われ、財務諸表に適正に表示されているかなどに着眼して、29事業年度の財務諸表を対象として、センター本部において、支払備金の積立額の算定に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

センターは、図のとおり、29事業年度末の「過去4年間の年度末における既発生未報告額の平均発生率」の算定に当たり、計算式4における「4年前(25事業年度)の年度末における既発生未報告額」について、①3年前(26事業年度)の5月から翌年3月までの11か月間に給付した額のうち4年前(25事業年度)及び5年前(24事業年度)に給付事由が発生した額と②前々年度(27事業年度)の5月から翌年3月までの11か月間に給付した額のうち4年前(25事業年度)に給付事由が発生した額を合計していた。

しかし、①については、26事業年度の4月給付金額は25事業年度末において「次年度の4月給付金額」として別途積み立てているため適切に算定されていることとなるが、②については、27事業年度の4月給付金額を25事業年度末において別途積み立てていないため12か月間分の額を用いる必要があった(図参照)。

図 4年前(平成25事業年度)の年度末における既発生未報告額の算定誤り(概念図)

給付事由の発生年度	給付金の支払年度				
	平成26年度		平成27年度		
	26年4月	26年5月～27年3月	27年4月	27年5月～28年3月	
24年度	積立済		-	-	①
25年度	積立済		-	-	
	-	-			②

…センターが合計していた金額
 …センターが合計していなかったが、合計することが適切である金額

また、センターは、「3年前(26事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、「前々年度(27事業年度)の年度末における既発生未報告額の発生率」、「前年度(28事業年度)

の年度末における既発生未報告額の発生率」、当年度給付金総額等についても、各給付年度の5月から翌年3月までの11か月間分の額を用いて算出していたが、上記と同様に別途積み立てていないなどのため12か月間分の額を用いる必要があった。

この結果、災害共済給付勘定の支払備金が29事業年度に8377万余円過小に算定されていて、貸借対照表の支払備金の計上額が過小に表示されるなどしていた(表参照)。

表 貸借対照表

センターが行った表示		適正な表示	
負債の部		負債の部	
I 流動負債		I 流動負債	
支払備金	6,839,650,000 円	支払備金	6,923,422,000 円

このように、センターにおいて、災害共済給付勘定の支払備金の積立額の算定が適切でなかったことにより、貸借対照表の支払備金の額を過小に表示していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、センターにおいて、災害共済給付勘定の支払備金の積立額の算定に用いる既発生未報告額の算出等に12か月間分の額を用いるものについて明確にしていなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、センターは、支払備金の積立額の算定を適切に行うよう次のような処置を講じた。

ア 災害共済給付勘定の支払備金の積立額の誤りについて、30事業年度の財務諸表において、29事業年度に過小に計上されていた支払備金の額を臨時損失として計上し、30事業年度の支払備金の積立額を適正に表示させた。

イ 令和元年8月に、会計処理細則を改正して、既発生未報告額の算出等に12か月間分の額を用いるものを具体的に示して、災害共済給付勘定の支払備金の積立額の算定方法を明確にした。

第14 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

不 当 事 項

役 務

- (250) 職員宿舎修繕業務において、入居停止の措置や職員宿舎の入居状況を考慮して業務を見直すことについての検討が十分でなかったなどのため、必要のない修繕業務を実施していたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部
契 約 名	水巻第二職員宿舎修繕業務請負契約
契 約 の 概 要	水巻第二職員宿舎 20 戸のうち 10 戸の浴室等の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	株式会社北九州総建
契 約	平成 30 年 2 月 一般競争契約
支 払	平成 30 年 4 月
支 払 額	4,190,400 円(平成 30 年度)
不当と認める支払額	3,532,350 円(平成 30 年度)

1 職員宿舎の運営方針の概要等

(1) 職員宿舎の運営方針の概要

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)は、会計規程(平成 15 年規程第 14 号)等に基づき、収入、支出、契約その他の会計に関する事務を執行させるため、都道府県支部(以下「支部」という。)の契約担当役及び不動産管理役を支部長とし、併せて、分任不動産管理者を支部の下に置かれた職業能力開発促進センター所長等としている。そして、不動産管理規程(平成 23 年規程第 28 号)によれば、不動産管理役及び分任不動産管理者は、管理する建物等の点検、必要な補修等を適切に行わなければならないこととされている。

機構本部は、「職員用宿舎の運営方針等について」(平成 25 年 2 月 1 日付け 24 高障求総発第 194 号。以下「運営方針等」という。)を定めており、運営方針等によれば、鉄筋コンクリート造の職員宿舎のうち、老朽化等により入居率が著しく低下し、今後の活用が見込まれない職員宿舎及び敷地全体の利用率が著しく低い職員宿舎については、耐用年数にかかわらず廃止することなどとされている。そして、継続して運営する職員宿舎については、毎年 11 月頃に翌年度の職員宿舎運営管理経費を把握するために、支部等に対して職員宿舎修繕等希望調査を行い、その調査結果を踏まえて、翌年 3 月末に該当する支部等に対して翌年度の修繕に係る予算を承認している。

(2) 契約の概要

機構の福岡支部は、福岡支部福岡職業能力開発センター(以下「福岡センター」という。)が管理する水巻第二職員宿舎(以下「水巻宿舎」という。)全 20 戸のうち 10 戸の浴室等の修

繕を請け負わせる契約を、平成30年2月に、一般競争により契約額4,190,400円で株式会社北九州総建と締結して、同年4月に同額を支払っている。

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、職員宿舎の見直しに応じた修繕業務が適切に実施されているかなどに着眼して、本件契約を対象として、福岡支部において、契約書等の関係書類を確認するとともに、本部において、職員宿舎の見直し状況等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

福岡センターは、水巻宿舎について、老朽化による浴室等の修繕を行う必要があることを平成29年度職員宿舎修繕等希望調査票に記載して28年12月に本部に提出し、福岡センター及び福岡支部は、29年3月に本部から水巻宿舎の修繕に係る29年度予算額456万円の承認を受けていた。

その後、本部は、同年12月に福岡センターから提出を受けた平成30年度職員宿舎修繕等希望調査票により、水巻宿舎について、①同年12月時点の入居戸数が20戸のうち6戸であること、②築43年と老朽化していること、③今後、給排水設備等の大規模改修に多額を要することなどを把握したことなどから、水巻宿舎の用途廃止に向けて、30年2月14日付けで福岡センター所長に対して事務連絡を発し、水巻宿舎について、新たな入居を停止することとしていた。

一方、福岡支部は、同年2月26日に、水巻宿舎全20戸のうち10戸の浴室等の修繕に係る契約を締結して、修繕業務完了後の同年4月26日に契約金額と同額を同社に支払っていた。

しかし、水巻宿舎の新たな入居を停止することとした前記の事務連絡が本部から発出された同年2月14日時点において、上記修繕の対象とした10戸のうち職員が入居していたのは3戸のみとなっており、残りの7戸については入居者がいない状況となっていた。そして、前記の事務連絡は福岡支部に対しても情報提供され、福岡支部は、水巻宿舎の修繕業務の実施の必要性について検討して、新規採用職員等が福岡センター等に配置された場合を想定し、同年3月に本部に入居停止の措置の解除を申し入れることを前提として水巻宿舎の修繕を行うことを決定していたが、その後も福岡支部は、本部に対して入居停止の措置の解除を申し入れていなかった。

したがって、前記10戸のうち7戸については修繕を行う必要はなく、これに係る支払額3,532,350円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、福岡支部において水巻宿舎に対する入居停止の措置や水巻宿舎の入居状況を考慮して修繕業務を見直すことについての検討が十分でなかったこと、本部において福岡支部に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

第15 独立行政法人福祉医療機構

平成 29 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について

(平成 29 年度決算検査報告 264、612 ページ参照)
(326 ページの厚生労働省の項に掲記)

第16 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

部 局 等	資源エネルギー庁(交付部局) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(補給金単価の算定部局)
石油備蓄事業補給金の概要	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から委託を受けて国家備蓄石油の貯蔵を実施した民間の石油精製事業者等に対して交付するもの
新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金交付額(1)	32億4245万余円(平成29年度～令和元年度)
費用等の実績により試算した新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金の額(2)	31億2279万余円(平成29年度～令和元年度)
(1)と(2)との開差額	1億1966万円

1 事業の概要

(1) 石油備蓄事業補給金の概要

国は、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号。以下「法」という。)等に基づき、我が国への石油の供給が不足するなどの事態に備えて、石油備蓄事業を実施している。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号)に基づき、国の委託を受けて、法に規定する国家備蓄石油として、原油を、国家備蓄施設に貯蔵したり、民間の石油精製事業者等(以下「事業者」という。)に委託して貯蔵させたりして管理している。事業者は、国家備蓄石油について、法により事業者に対して備蓄が義務付けられている民間備蓄石油とともに、事業者が自ら所有する貯蔵施設に貯蔵したり、複数の事業者が共同で設立した会社(以下「共同備蓄会社」という。)の貯蔵施設に貯蔵させたりなどしている。

機構は、毎年度、国家備蓄石油の貯蔵を委託するための契約(以下「委託契約」という。)を事業者と締結しており、委託契約において、国家備蓄石油を貯蔵する石油タンクの容量(以下「算出基礎容量」という。)、原油1kL当たりの毎月の委託料単価等を定めており、資源エネルギー庁は、事業者に対して、算出基礎容量に当該委託料単価を乗じた額の石油備

蓄事業補給金を毎月交付している(以下、石油備蓄事業補給金を「補給金」といい、上記の委託料単価を「補給金単価」という)。機構は、事業者と委託契約を締結するに当たり、貯蔵施設ごとに国家備蓄石油の貯蔵に要する費用を把握して、これに基づくなどして補給金単価の予定価格を算定している。

(2) 新潟共同備蓄基地に係る補給金の概要

ア 新潟共同備蓄基地等の概要

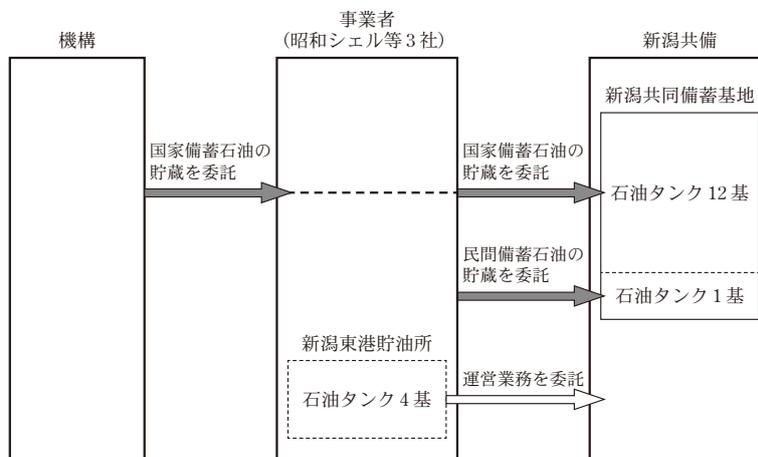
新潟石油共同備蓄株式会社(以下「新潟共備」という。)は、石油タンクなどで構成される貯蔵施設(以下「新潟共同備蓄基地」という。)を所有する共同備蓄会社であり、資本金のうち50%を昭和シェル石油株式会社(平成31年4月1日以降は出光興産株式会社。以下「昭和シェル」という。)、太陽石油株式会社、東亜石油株式会社、中部電力株式会社及びコスモ石油株式会社の5社が出資しており、残りの50%を共同備蓄会社に対する支援の一環として機構が出資している。

そして、新潟共備は、図1のとおり、機構が昭和シェル等3社^(注)に貯蔵を委託している国家備蓄石油等について、昭和シェル等3社から委託を受けて新潟共同備蓄基地の13基の石油タンクに貯蔵して、これに係る施設利用料の支払を受けている。

(注) 昭和シェル等3社 昭和シェル、太陽石油株式会社、東亜石油株式会社

このほか、新潟共備は、昭和シェルが所有している貯蔵施設であり、新潟共同備蓄基地と隣接している新潟東港貯油所の石油タンク4基等について、昭和シェルから運營業務の委託を受けており、昭和シェルからこれに係る委託料の支払を受けている。

図1 新潟共備に対する国家備蓄石油の貯蔵に係る委託の概念図



イ 新潟共同備蓄基地に係る補給金の交付

機構は、新潟共同備蓄基地における国家備蓄石油の貯蔵に要する費用を把握するために、毎年度の開始前に、新潟共備から原油1kL当たりの1か月分の貯蔵に係る施設利用料の単価(以下「利用料単価」という。)の予定額に関する資料の提出を受けて、利用料単価の予定額に昭和シェル等3社の管理費等に相当する額を加えて新潟共同備蓄基地に係る補給金単価の予定価格を算定している。

機構は、委託契約の締結に当たって、各事業者から見積書を徴取するなどした結果、29、30両年度について、いずれの事業者とも予定価格と同額の補給金単価により委託契約を締結している。

そして、資源エネルギー庁は、委託契約において定められた補給金単価に基づき、29、30両年度に新潟共同備蓄基地において実施された国家備蓄石油の貯蔵に係る補給金として昭和シェル等3社に対して、29年5月から31年4月までの間に計32億4245万余円を交付している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

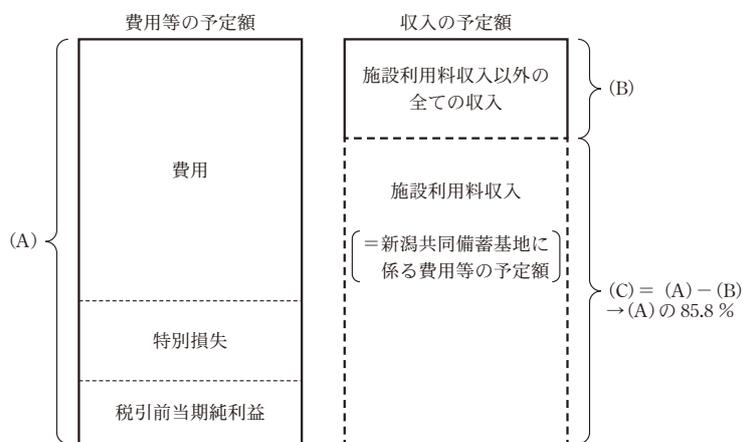
本院は、経済性等の観点から、補給金単価の予定価格が適切に算定されているかなどに着目して、29、30両年度に新潟共同備蓄基地において実施された国家備蓄石油の貯蔵に係る補給金として交付された上記の32億4245万余円を対象として、資源エネルギー庁において補給金の交付状況について、また、機構において補給金単価の予定価格の算定方法等についてそれぞれ聴取するとともに、新潟共備において予算関係資料、総勘定元帳等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

新潟共備は、新潟共同備蓄基地に係る利用料単価の予定額について、図2のとおり、昭和シェルから委託を受けている新潟東港貯油所の運營業務に係る費用を含む新潟共備の全ての費用、特別損失及び税引前当期純利益(以下、これらを合わせて「費用等」という。)の予定額から、施設利用料収入以外の全ての収入の予定額を控除することにより、その予定額を算定し、これを施設利用料収入により賄うこととしていた。

そして、このようにして算定した新潟共同備蓄基地に係る費用等の予定額は、29、30両年度とも新潟共備における費用等の予定額の85.8%を占める結果となっていた。

図2 新潟共同備蓄基地に係る費用等の予定額の概念図



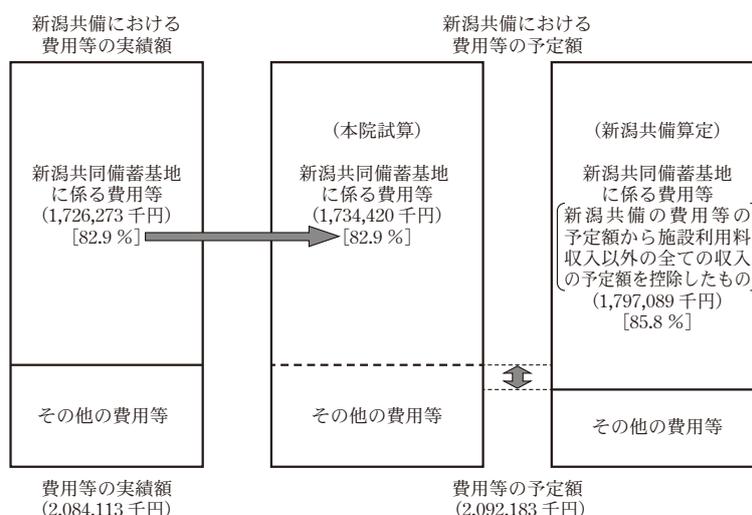
(注) 「費用等の予定額」及び「収入の予定額」には、昭和シェルから委託を受けている新潟東港貯油所の運營業務に係る費用及び収入を含む。

新潟共備は、上記の新潟共同備蓄基地に係る費用等の予定額に基づき、利用料単価の予定額を29年度146円、30年度148円と算定していた。そして、機構は、利用料単価の予定額に昭和シェル等3社の管理費等に相当する額を加えて新潟共同備蓄基地に係る補給金単価の予定価格を29年度148円、30年度150円と算定していた。

しかし、新潟共備の費用等の中には新潟共同備蓄基地に係る費用等以外の費用等が含まれていることから、個別に費用等の内容を確認して新潟共同備蓄基地に係る費用等とその他の費用等を区分して積み上げることなどにより、新潟共同備蓄基地に係る費用等を算定する必要があると認められた。

そこで、29、30 両年度に新潟共備において実際に生じた全ての費用等について、個別に内容を確認して新潟共同備蓄基地に係る費用等とその他の費用等に区分することとし、新潟共同備蓄基地と新潟東港貯油所において一体として費用等が生じていた修繕費、減価償却費、業務委託料等については石油タンクの基数の割合で案分するなどして試算したところ、新潟共備の費用等の実績額に占める新潟共同備蓄基地に係る費用等の割合は29年度82.9%、30年度82.4%となっていた。そして、図3のとおり、費用等の実績により試算した上記の割合を新潟共備の費用等の予定額に乗ずるなどして新潟共同備蓄基地に係る費用等の予定額を算定し、これに基づいて利用料単価を算定したところ、29年度141円、30年度142円となり、いずれも前記の利用料単価と比べて低くなっていた。

図3 新潟共同備蓄基地に係る費用等の実績額と予定額(平成29年度)の概念図



このようにして算定した利用料単価に基づいて補給金単価を算定すると29年度143円、30年度144円となり、補給金交付額は計31億2279万余円となって、前記の補給金交付額32億4245万余円と比べて1億1966万余円の開差が生じていた。

このように、新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と区分することなく利用料単価の予定額が算定されていたことなどにより、新潟共同備蓄基地に係る補給金単価が国家備蓄石油の貯蔵に要する費用の実態に即したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と区分することなく新潟共同備蓄基地に係る利用料単価の予定額が算定されていたのに、機構において、当該利用料単価の予定額が妥当なものであるか十分に検討することなく、補給金単価の予定価格を算定していたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、令和元年9月に、新潟共備に対して、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分した新潟共同備蓄基地に係る予算関係資料等の関係書類の提出を要請する文書を発するとともに、関係部局に対して、当該関係書類を用いて適切に算定した新潟共同備蓄基地に係る補給金単価の予定価格を次年度からの委託契約を締結する際に適用することを指示する文書を発するなどの処置を講じた。

第17 独立行政法人国立病院機構

不 当 事 項

予 算 経 理

- (251) 設計変更工事の実施による増額分の支払に当たり、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類により支払っていて、会計規程等に違反していたもの

科 目	建物、消耗器具備品費、修繕費、固定資産除却費
部 局 等	独立行政法人国立病院機構佐賀病院
契 約 名	(1) 外来管理棟等建替整備工事 (2) 各科受付シャッター取付工事等 17 契約
契 約 の 概 要	(1) 既存の外来管理棟を解体し、その跡地に外来管理棟を新築するとともに、病棟の改修を行うなどの工事を実施するもの (2) 新築する外来管理棟等において外来窓口にシャッターを取り付けるなどの工事を実施するもの
契 約 の 相 手 方	東洋建設株式会社
契 約	(1) 平成 25 年 9 月 一般競争契約 (2) 平成 29 年 7 月、8 月、9 月 随意契約
契 約 金 額	(1) 3,886,753,905 円(平成 25 年度～29 年度) (2) 35,828,752 円(平成 29 年度)
不適正な会計経理により支払われた契約金額	(2) 35,828,752 円

1 建替整備工事等に係る契約事務の概要

(1) 建替整備工事の概要

独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)が設置した独立行政法人国立病院機構佐賀病院(以下「病院」という。)は、平成 25 年度から 29 年度までの間に、既存の外来管理棟を解体し、その跡地に外来管理棟を新築するとともに、病棟の改修を行うなどの工事(以下「建替整備工事」という。)を実施することとした。そして、病院は、一般競争入札により、24 年 8 月に、建替整備工事に係る設計業務及び工事監理業務を株式会社梓設計(以下「設計監理会社」という。)に委託している。また、建替整備工事の施工については、一般競争入札を行った上で、25 年 9 月に、建替整備工事の施工を請け負わせる契約を東洋建設株式会社(以下「建設会社」という。)と契約金額 3,478,650,000 円で締結し、その後、ヘリポートを追加するなどの設計変更に係る契約変更を行っている(契約変更後の契約金額 3,886,753,905 円)。病院は、建替整備工事の実施に当たっては、工事全体を既存の外来管理棟の解体、外来管理棟の新築、病棟の改修等に区分して、区分ごとに完成期限を設定して、建設会社は区分ごとに設定された完成期限までに工事を完成させ(以下、区分ごとに

工事を完成させることを「部分完成」という。)、病院は、部分完成した建物の引渡しを受け、引渡しに係る契約金額を支払うこととなっている。

(2) 機構の契約事務及び施設整備業務の概要

機構の業務の適正かつ効率的な運営を図ることなどを目的とした独立行政法人国立病院機構会計規程(平成16年規程第34号。以下「会計規程」という。)等によれば、経理責任者(病院にあっては院長)は、契約を締結するときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約代金の支払の時期等を記載した契約書を作成しなければならないこととされている。そして、経理責任者は、施設整備について、設計変更に伴い契約変更手続の必要が生じたときは、その都度、遅滞なく、変更契約書を請負者と取り交わすこととされている。また、請負契約等を締結する場合には、原則として、競争契約によることとされている。ただし、予定価格が250万円を超えない工事をさせる場合等には、例外として、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、機構における競争性のない随意契約等について点検、見直しを行うために機構に設置された契約監視委員会(以下「監視委」という。)の事前点検を受けずに随意契約によることができることとされている。

(3) 設計変更工事の実施

病院は、前記のヘリポートを追加するなどの設計変更のほか、建替整備工事のうち外来管理棟の新築工事(当該区分の完成期限：平成29年2月)において、外来窓口にシャッターを設置するなどの工事を、また、病棟の改修工事(当該区分の完成期限：平成29年7月)において、売店を改修するなどの工事(以下、これらを合わせて「設計変更工事」という。)を設計変更を行って実施している。

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、建替整備工事に係る契約及び支払が会計規程等に基づいて適正に行われているかなどに着眼して、建替整備工事及び設計変更工事を対象として、病院及び機構本部において、契約関係書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

設計監理会社は、病院から設計変更工事に係る設計変更の指示を受けたが、建設会社と仕様、金額等について調整して設計変更案を作成して病院に報告すべきところ、当該設計変更について金額の計算に時間を要することから、病院に金額を除いた設計変更案を報告した。病院は、この設計変更案を承諾し、建設会社に指示して設計変更工事を実施していた。そして、病院は、29年3月に外来管理棟の新築工事の、また、同年7月に病棟の改修工事の引渡しを受け、同月に設計変更工事に係る増額分が計35,828,752円となることを認識した。しかし、病院は、その後においても、契約変更の手続を行っておらず、変更契約書を建設会社と取り交わしていなかった。

そして、病院は、実際は設計変更工事に基づく支払であるのに、既に終了した設計変更工事の増額分について、監視委の事前点検の対象とならない1契約当たりの契約金額が250万円を超えない随意契約により支払うこととして、建設会社に対して、上記の増額分を分割した契約関係書類を作成するよう指示した。建設会社は、増額分を17契約に分割して、それぞれの契約について、新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類を作成し、病院は、この契約関係書類により随意契約を締結した。その後、

病院は、増額分について、これらの契約関係書類に基づき、29年9月に3契約分計6,030,487円、同年10月に5契約分計10,836,894円、同年11月に5契約分計10,371,852円、同年12月に4契約分計8,589,519円、合計35,828,752円を建設会社に対して支払っていた。

したがって、上記のとおり、病院が、契約変更の手続を行わず、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類を作成させ、これらに基づき支払を行っていた事態は、業務の適正かつ効率的な運営を図ることなどを目的とした会計規程等に違反していて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、病院において、適正な会計経理を行うことについての認識が著しく欠けていたことなどによると認められる。

第18 独立行政法人中小企業基盤整備機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構の第2種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの

(令和元年10月17日付けで経済産業大臣及び独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長宛てに意見を表示したものの全文は、420ページの経済産業省の項に掲記)

第19 独立行政法人都市再生機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの

部 局 等	独立行政法人都市再生機構本社
検 査 の 対 象	独立行政法人都市再生機構本社、株式会社 UR コミュニティ
株式会社 UR コミュニティの概要	独立行政法人都市再生機構が 100% 出資する子会社であり、同機構が所有する賃貸住宅団地等の管理運営に関する業務等を行っている法人
株式会社 UR コミュニティが保有している金融資産の額	101 億 1117 万余円(平成 30 年度末)
上記のうち独立行政法人都市再生機構に対して納付する必要があると認められた額	19 億 5021 万円

1 機構の経営改善計画の概要等

(1) 機構の経営改善計画の概要

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100 号)に基づき、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることなどを目的として平成 16 年 7 月に設立され、前身である都市基盤整備公団等から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務等を行っている。

機構は、25 年度末時点において、12 兆 3708 億余円の有利子負債を抱えており、26 年 3 月に策定した「経営改善に向けた取組みについて」(以下「経営改善計画」という。)では、有利子負債を削減して支払利息を抑制するなど、金利上昇リスクに耐性のある経営基盤を確立することが必要となるなどとして、令和 15 年度末における有利子負債を平成 25 年度末比で 3 兆円以上削減することを中長期にわたる目標としている。また、関係会社について、役割や組織の在り方、機構との契約の在り方について整理し、機構の収益最大化に資するようグループ経営機能を強化することとしている。

そして、機構が有している有利子負債は、30 年度末で 10 兆 7260 億余円となっており、経営改善計画における令和 15 年度の目標である平成 25 年度末比で 3 兆円以上の削減のためには、今後 1.3 兆円以上の削減が必要となっている。また、支払利息は、30 年度において 1076 億余円となっている。

(2) UR コミュニティが保有している金融資産等

ア UR コミュニティの業務

株式会社 UR コミュニティ(以下「UR コミュニティ」という。)は、機構が 100% 出資する子会社であり、25 年 12 月以降、機構が所有する賃貸住宅団地等の管理運営に関す

る業務(以下「団地管理業務」という。)並びに機構等が譲渡した住宅及び宅地に係る団体信用生命保険に関する業務(以下「団信業務」という。)を行っている。団地管理業務は、機構から委託を受け、機構が所有する賃貸住宅団地等の賃借人等の入退去に関する業務、家賃の収納業務、賃借人等からの問合せへの対応等の管理運営を行う業務である。また、団信業務は、UR コミュニティが、機構等から住宅や宅地を購入することで機構に対して債務を有している者のうち団体信用生命保険に加入した者を対象とした団体信用生命保険契約を民間の生命保険会社との間で締結して、当該団体信用生命保険に加入した者が死亡等した場合に、当該団体信用生命保険契約によって受け取った保険金を基に機構に対して代位弁済を行うなどする業務である。

イ UR コミュニティが保有している金融資産

UR コミュニティは、30 年度末において、現預金 60 億 9170 万余円、投資有価証券 28 億 1946 万余円及び長期預金 12 億円(以下、これらの換金性の高い資産を「金融資産」という。)の計 101 億 1117 万余円の金融資産を保有している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、UR コミュニティの財務状況はどうなっているか、UR コミュニティは経営を継続していくために必要がない金融資産(以下「余裕資金」という。)を保有していないかなどに着眼して、UR コミュニティが保有している金融資産を対象として、機構本社及びUR コミュニティにおいて、UR コミュニティの経営状況等について見解を徴したり、財務諸表等の関係資料の提出を受けたりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) UR コミュニティの財務状況

UR コミュニティの 26 年度から 30 年度までの損益の状況は、表 1 のとおり、毎年度、売上高は 120 億円程度で、継続的に一定の営業利益及び当期純利益が計上されていた。

表 1 UR コミュニティの損益の状況(平成 25 年度～30 年度) (単位：千円)

区 分	平成 25 年度 (注)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
売上高	4,748,670	11,737,586	11,606,924	12,039,686	11,957,024	12,675,976
営業利益	398,254	26,702	214,097	215,026	188,658	87,435
当期純利益	199,001	23,411	178,277	166,681	308,128	84,975

(注) 平成 25 年 12 月に業務を開始したため、25 年度は、同月から 26 年 3 月までの 4 か月分の損益のみが計上されている。

UR コミュニティの 30 年度末における資産、負債及び純資産の状況は、表 2 のとおりとなっており、資産については、資産の合計 111 億 7587 万余円の 9 割以上の 101 億 1117 万余円が金融資産となっていた。また、団地管理業務及び団信業務における設備投資が少ないことなどから有形固定資産及び無形固定資産は計 3 億 5244 万余円となっており、金融資産と比較して少額になっていた。一方、負債については、負債の合計は 57 億 7139 万余円となっており、金融資産と比較して少額であり、その主な内訳は、団信業務において

今後生じ得る支出を賄うために計上されている団信安定化準備勘定 22 億 9888 万余円及び団地管理業務において UR コミュニティが一時的な資金不足とならないよう機構から前受金として受け入れている 1 か月分の業務委託費 12 億 0776 万余円となっていた。そして、純資産については、資本金 1 億円、資本準備金 23 億 5000 万円、その他資本剰余金 22 億 5000 万円等となっていた。

表2 UR コミュニティの資産、負債及び純資産の状況(平成 30 年度末) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現預金 (注)	6,091,706	前受金	1,207,764
その他	130,438	賞与引当金	504,403
固定資産		その他	952,383
有形固定資産	248,944	固定負債	
無形固定資産	103,495	団信安定化準備勘定	2,298,882
投資その他の資産		その他	807,964
投資有価証券 (注)	2,819,468	負債合計	5,771,398
長期預金 (注)	1,200,000	(純資産の部)	
その他	581,817	資本金	100,000
		資本剰余金	
		資本準備金	2,350,000
		その他資本剰余金	2,250,000
		利益剰余金	704,472
		純資産合計	5,404,472
資産合計	11,175,870	負債・純資産合計	11,175,870

(注) 金融資産(現預金、投資有価証券及び長期預金)の額は計 10,111,174 千円である。

また、UR コミュニティは、機構に対して、団地管理業務から生じた利益等を原資として 26 年度に 1 億 9900 万余円、30 年度に 5700 万余円、令和元年 6 月に 2650 万余円の配当を行っていた。

(2) UR コミュニティにおける余裕資金の額の試算等

UR コミュニティは、前記のとおり、平成 30 年度末において 101 億 1117 万余円の金融資産を保有しており、26 年度以降毎年度、継続的に一定の営業利益及び当期純利益を計上していた。そこで、本院において、UR コミュニティが経営を継続していくために必要な金融資産(以下「必要資金」という。)の額として、団地管理業務の運転資金として必要な額、団信業務等に必要な額、負債に相当する支出を賄うために必要な額等を積み上げて試算したところ、表 3 のとおり、81 億 3445 万余円となった。

したがって、UR コミュニティは、30 年度末の金融資産の額 101 億 1117 万余円から、必要資金の額計 81 億 3445 万余円及び令和元年 6 月に機構に対して配当を行った 2650 万余円を控除した 19 億 5021 万余円を余裕資金として保有していると認められた(表 3 参照)。

表3 余裕資金の額の算出過程(令和元年7月末時点)

(単位：千円)

平成30年度末の金融資産の額(A)		10,111,174	
必要資金の額 (試算) 注(1)	項目	試算の根拠等	
	団地管理業務の運転資金として必要な額	団地管理業務においてURコミュニティが一時的な資金不足とならないよう機構から受け入れている平成30年度末時点の前受金に相当する額	1,207,764
	団信業務等に必要な額	① 団信業務において今後生じ得る支出を賄うために計上されている30年度末時点の団信安定化準備勘定に相当する額 ② 団体信用生命保険に加入している者が減少傾向にあり、将来的に同保険に加入している者が一定数を下回ることによって団信業務が終了する見込みであるため、団信業務が終了した後も残った者に対して団信業務と同様のサービスを提供する場合に想定される最大の支出額に相当する額	3,098,852 〔① 2,298,882〕 〔② 799,969〕
	負債に相当する支出を賄うために必要な額	30年度末時点の負債の計5,771,398千円から、「団地管理業務の運転資金として必要な額」とした前受金1,207,764千円及び「団信業務等に必要な額」に含めた団信安定化準備勘定2,298,882千円を控除した額に相当する額	2,264,751
	不測の事態に対応するために必要な額	機構からの団地管理業務に係る業務委託費の入金遅延等の不測の事態が生じた場合でも資金不足とならないために必要な団地管理業務の1か月分の支出に相当する額	1,207,764
	設備投資等に必要な額	令和元年7月末時点で計画されている設備投資等への支出に相当する額 注(2)	355,322
計(B)		8,134,454	
令和元年6月に機構に対して配当が行われた額(C)		26,501	
余裕資金の額(試算) (D) = (A) - (B) - (C)		1,950,218	

注(1) 今後生ずる利益は考慮していない。

注(2) 団地管理業務及び団信業務における設備投資が少ないことなどから令和元年7月末時点で計画されている設備投資等以外の設備投資等は考慮していない。

注(3) 単位未満を切り捨てているため、各項目等の金額を集計及び控除しても計等と一致しない。

このように、機構が経営改善計画における目標を達成するためには今後も有利子負債の削減が必要である状況において、継続的に一定の営業利益及び当期純利益が計上されている子会社のURコミュニティに多額の余裕資金を保有させ続けていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、URコミュニティが多額の金融資産を保有しているにもかかわらず、URコミュニティに対して必要資金の規模を検討させていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、元年8月に、URコミュニティに対して必要資金の規模を検討させ、余裕資金に相当する19億5021万余円を機構に対して納付させることとする処置を講じ、同月にURコミュニティから同額の配当を受けた。

平成 25 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について

〔平成 25 年度決算検査報告 883 ページ参照〕
〔平成 26 年度決算検査報告 770 ページ参照〕
〔平成 27 年度決算検査報告 700 ページ参照〕
〔平成 28 年度決算検査報告 648 ページ参照〕
〔平成 29 年度決算検査報告 618 ページ参照〕

1 本院が表示した意見

独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、賃貸住宅事業の保全工事に係る会計処理について、独立行政法人都市再生機構会計規程等を定めて、これに基づき会計処理を行っている。そして、一部の賃貸住宅を対象に、賃貸住宅団地の経営管理を行うために、保全工事の実施による損益等の推移等を検討した賃貸住宅団地ごとの事業計画(以下「団地別事業計画」という。)を策定している。しかし、保全工事に係る会計処理に当たり、除却した建物附属設備等、構築物及び機械装置(以下、これらを合わせて「設備等」という。)の機能を考慮しないまま工事費の資産計上及び費用処理(以下、これらを合わせて「資産計上等」という。)を実施している事態及びこのような資産計上等により算定された損益等に基づく団地別事業計画を踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行っている事態が見受けられた。

したがって、独立行政法人都市再生機構理事長に対して平成 26 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により次のとおり意見を表示した。

- ア 保全工事のうち除却した設備等の機能を考慮しないまま工事費の資産計上等を行っているものについては、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等を検討すること
- イ アの検討結果を踏まえた保全工事に係る会計処理に基づく損益等を団地別事業計画等に反映させた上で、これを踏まえて保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を行うよう支社等に周知すること

2 当局が講じた処置

本院は、機構本社において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、機構は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 27 年 6 月から 31 年 3 月まで、外部機関を活用して保全工事の仕様、積算内容等の分析及び調査を行い、当該調査結果等を踏まえて、適切な資産計上等が行えるよう工事費の範囲等の検討を行った。その結果、保全工事に係る会計処理について、工事費のうち撤去費相当額については資産計上しないこととするを 28 年 11 月に、除却した設備等の未償却簿価相当額については費用処理することなどとするを 31 年 3 月に、それぞれ支社等に周知した。
- イ 団地別事業計画を策定することに替えて、29 年 1 月に、見直し後の会計処理に基づく損益等が反映された個別団地の経営状況、個別団地ごとの立地、需要動向等の特性等を総合的に勘案の上、保全工事により取得する設備等に係る投資判断等を効果的、効率的に行うよう、支社等に周知した。

第20 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

意見を表示し又は処置を要求した事項

高速道路の高架下等について、道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備したり、占有させることができると判断した高架下等の情報を公表するなどして占有希望を誘引したりすることにより、有効活用をより推進するよう改善の処置を要求したもの

科	目	固定資産
部	局	等
		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
機構が保有している高架下等のうち、周辺の人口が多く、一定の面積が確保できるなどの条件に該当する高架下等の箇所数及び面積	1,328 か所	約 204 万㎡
上記のうち有効活用が期待できる高架下等の箇所数及び面積	311 か所	484,134㎡
上記のうちアンケート調査において占有希望があった高架下等の箇所数及び面積	137 か所	200,061㎡
上記の高架下等を占有した場合における占用料試算年額	9910 万円(平成 31 年 1 月時点の路線価を基に試算した 1 年分の占用料)	

【改善の処置を要求したものの全文】

高架下等の有効活用について

(令和元年 10 月 23 日付け 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長宛て) 標記について、会計検査院法第 36 条の規定により、下記のとおり改善の処置を要求する。

記

1 貴機構が保有している高架下等に係る占用制度の概要

(1) 道路資産の保有等

貴機構並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社(以下、これらの 6 会社を総称して「道路会社」という。)は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号。以下「施行法」という。)、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。)、高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。)等に基づき、平成 17 年 10 月に解散した旧

日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団、旧首都高速道路公団及び旧阪神高速道路公団(以下、これらの4公団を総称して「公団」という。)の一切の権利及び義務を承継している。

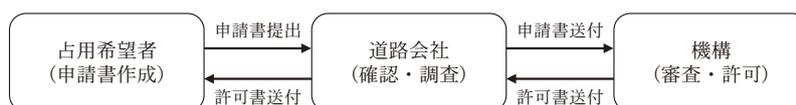
貴機構は、貴機構及び道路会社が公団から承継する資産に関する基本的な事項について、施行法の規定により国土交通大臣が定めた「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成17年国土交通省告示第712号)に基づき、原則として、高速道路に係る固定資産(以下「道路資産」という。)とこれに係る債務を承継し、保有している。そして、貴機構は、機構法に基づき、17年10月以降に道路会社が行う高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、この債務に係る道路資産を保有している。

また、貴機構は、道路会社が道路会社法に基づく高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。)等に基づき、高速道路の道路管理者(国又は地方公共団体。以下同じ。)の権限を代行することとなっている。そして、貴機構は、道路を占有(工作物、駐車場等の施設等を道路に設けて、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)する希望(以下「占有希望」という。)があり占有しようとする者(以下「占有希望者」という。)に対して、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき道路管理者が行う占有許可に係る権限についても代行している。

(2) 高架下等の占有許可の審査及び占有料の徴収

貴機構は、特措法に基づき、道路会社との間で「機構が道路の占有に関して行う権限に係る事務の会社に対する委託に関する契約」(以下「委託契約」という。)を締結している。そして、道路会社は、委託契約に基づき、高架の道路の路面下等(以下「高架下等」という。)について、占有希望者から占有の目的等を記載した占有許可申請書(以下「申請書」という。)が提出された場合、貴機構が定めた占有許可事務実施要領に従って、申請書の記載内容が道路法等に定める要件(以下「許可基準」という。)に適合するかどうかの確認や道路管理上の支障の有無等の調査を行った上で、申請書を貴機構へ送付している。そして、貴機構において、道路会社が確認した申請書の記載内容の審査を行い、高架下等の占有許可を行っている(図参照)。

図 占有許可事務の流れ(概念図)



貴機構は、地方公共団体等は無償で占有させている場合を除き、高架下等の占有許可を受けた者から、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)及び道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下、これらを合わせて「施行令」という。)に基づき、占有面積に近傍類似の土地の時価及び所在地の区分ごとの率を乗じて算定するなどして定めた占有料を徴収し、機構法に基づき、占有料を債務の返済に充てることとしている(以下、申請書を提

出した占有希望者に対して占有許可を行い、占有料を徴収するなどの仕組みを「占有制度」という。)。そして、貴機構が有償で占有させている土地は、令和元年7月30日現在、計約991,973㎡(占有料の予定年額計14億9973万余円)となっている。

また、平成26年6月に道路法が改正され、高架下等に駐車場等の収益性を有する施設等を設けようとする場合は、占有希望者が競合して、施行令で定められた占有料の額よりも高い額を支払ってでも占有希望することが想定されることから、占有料の多寡等により占有者を選定する入札(以下「占有入札」という。)が導入されている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

貴機構は、前記のとおり、高架下等の占有許可を受けた者から徴収した占有料を債務の返済に充てることとしており、また、30年度に策定した第4期中期計画において、占有入札を積極的に実施して高架下等の有効活用に努めることとしている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、貴機構が占有させることができる未利用の高架下等の情報を得て有効活用するための方策を講じているかなどに着眼して、貴機構が保有している高架下等のうち、平成27年国勢調査(総務省統計局)の結果に基づく人口集中地区に所在し、面積が1区画当たり300㎡以上で28年度から30年度までの間に道路会社が工事等の資材置場等として使用していないなどの条件に該当する高架下等1,328か所(面積計約204万㎡)を対象として検査した。

検査に当たっては、貴機構及び道路会社において、高架下等の利用状況について、管理用図面等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、道路会社に対して調書の作成及び提出を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 高架下等の有効活用の取組状況等

貴機構は、30年度に道路会社から高架下等の占有に係る新規の申請書の送付を15件受け、このうち、地方公共団体に無償で占有させるなどとした12件を除いた3件について占有入札を実施していた。そして、上記の申請書について確認したところ、道路会社が貴機構に送付していたのは、道路会社が確認・調査の結果、許可基準に適合して道路管理上の支障がないと判断した高架下等に係る申請書のみとなっていた。

このように、貴機構は、道路会社から申請書が送付された場合には、高架下等の占有希望があることを把握しているものの、申請書の送付に至らなかった高架下等に関しては、道路会社に対して報告を求めていることなどから、道路会社から未利用の高架下等の情報を十分得られていない状況となっていた。

そこで、本院は、検査の対象とした高架下等1,328か所のうち、周辺の交通量等からみて、隣接する道路からの出入りが容易であり、高架下等の近隣に企業が所在していたり、高架下等の近隣で駐車場等が運営されていたりして、有効活用が期待できる311か所(1

か所当たり 300㎡～11,100㎡、面積計 484,134㎡、東日本高速道路株式会社 38 か所、中日本高速道路株式会社 108 か所、西日本高速道路株式会社 132 か所、本州四国連絡高速道路株式会社 3 か所、首都高速道路株式会社 1 か所、阪神高速道路株式会社 29 か所^(注1)を対象として、当該高架下等の近隣に所在する企業、高架下等の近隣で駐車場を運営する会社等計^(注2) 177 社に対して、占有希望の有無等についてアンケート調査を実施した。

(注1) 首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社の高架下等については、人口集中地区に多数所在しているが、既に占有許可しているなどして他の会社と比べて未利用の高架下等が少ないことから、調査対象箇所数が少なくなっている。

(注2) 177 社のうち、136 社に対しては 1 か所の高架下等について、また、残り 41 社に対しては複数箇所の高架下等についてアンケート調査を実施して 311 か所の占有希望を確認した。

アンケート調査の結果、81 社から回答があり、表 1 のとおり、調査対象の高架下等 311 か所のうち占有希望がある箇所が 137 か所と 4 割を超える状況となっており(311 か所に占める割合は 44.0%、面積計 200,061㎡)、このうち 23 か所は複数社が占有希望していた。また、現時点で予定はないが将来的に希望するかもしれないとの回答があった高架下等が 51 か所(同 16.3%、面積計 84,073㎡)となっていた。会社別の状況は、表 2 のとおり、各社が管理する高架下等において占有希望がある状況となっていた。

表 1 高架下等 311 か所の占有希望状況

	希望あり	将来希望するかもしれない	希望なし	未回答	計
箇所数	137 (44.0%)	51 (16.3%)	65 (20.9%)	58 (18.6%)	311 (100.0%)
面積(㎡)	200,061	84,073	94,351	105,649	484,134

注(1) 高架下等 1 か所につき複数社にアンケートを送付している場合があるため、「希望あり」「将来希望するかもしれない」「希望なし」の回答が重複した箇所があった場合、「希望あり」の箇所数に計上し、「将来希望するかもしれない」「希望なし」の回答が重複した箇所があった場合、「将来希望するかもしれない」の箇所数に計上した。

注(2) 箇所数の割合については、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しない。

表 2 高架下等 311 か所のうち占有希望がある高架下等の会社別状況

		東日本 高速道路 株式会社	中日本 高速道路 株式会社	西日本 高速道路 株式会社	本州四国連絡 高速道路 株式会社	首都 高速道路 株式会社	阪神 高速道路 株式会社	計
箇所数	調査対象	38	108	132	3	1	29	311
	うち希望あり	19	37	53	2	1	25	137
面積(㎡)	調査対象	74,920	154,994	211,710	11,400	400	30,710	484,134
	うち希望あり	46,460	51,541	68,670	5,500	400	27,490	200,061

さらに、前記アンケート調査の対象とした高架下等 311 か所のうち近隣の高架下等が占有許可を受け駐車場や公園等として既に有効活用されている 193 か所についてみると、表 3 のとおり、占有希望がある高架下等が 100 か所と 5 割を超えている状況となっていた(193 か所に占める割合は 51.8%、面積計 124,205㎡)。

表3 既に有効活用されている高架下等の近隣に係る占用希望状況

	希望あり	将来希望する かもしれない	希望なし	未回答	計
箇所数	100 (51.8%)	32 (16.5%)	38 (19.6%)	23 (11.9%)	193 (100.0%)
面積 (m ²)	124,205	49,444	52,485	34,576	260,710

注(1) 高架下等1か所につき複数社にアンケートを送付している場合があるため、「希望あり」「将来希望するかもしれない」「希望なし」の回答が重複した箇所があった場合、「希望あり」の箇所数に計上し、「将来希望するかもしれない」「希望なし」の回答が重複した箇所があった場合、「将来希望するかもしれない」の箇所数に計上した。

注(2) 箇所数の割合については、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目の合計と計欄は一致しない。

このように、占用希望がある高架下等が多数見受けられているのに、貴機構は、前記のように、道路会社から未利用の高架下等の情報を十分得られていなかった。

そして、前記のとおり、貴機構が高架下等の占用を許可するためには、道路会社において道路管理上の支障の有無等を調査する必要があるため、占用希望者からの申請書の提出後、必ずしも直ちに占用許可できるものではないものの、前記の占用希望のある137か所について、^(注3) 占用許可した場合の年間の占用料を近隣の路線価を基に試算してみると、^(注3) 占用料試算年額は計約9910万円となる。

(注3) 占用料試算年額 平成31年1月時点における高架下等の近隣の路線価を近傍類似の土地の時価として、これに施行令に基づき高架下等の面積及び所在地の区分ごとの率等乗じて算定した額

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

福岡県小郡市に所在する大分自動車道の小郡高架橋には、既に貴機構が占用を許可して駐輪場として有効活用されている高架下等のほかに未利用となっている高架下等(高架下等の面積2,580m²、占用料試算年額計約51万円)があり、近隣に駐車場が立地している。当該未利用となっている高架下等について、近隣に立地している駐車場を運営する会社2社にアンケート調査を実施したところ、うち1社から占用希望があり、貴機構が占用入札を行って落札者に占用許可を与えることによって占用料を徴することができると思料された。しかし、貴機構は道路会社から未利用の当該高架下等の情報を得るなどしていなかった。

(2) 占用希望を誘引するための取組の状況

貴機構は、自身のホームページに占用入札に付す箇所の高架下等に係る情報等を掲載しているものの、占用制度全般に係る広報や未利用の高架下等についての情報提供等を積極的に行っておらず、貴機構における占用希望を誘引するための取組は十分なものとなっていなかった。

現に、前記アンケート調査の結果をみると、前記の高架下等137か所に対して占用希望がある会社は、回答のあった81社のうち、51社(81社に占める割合は62.9%)であったが、このうち高架下等を有償で使用できる制度があることを知らなかった会社が表4のとおり、24社(51社に占める割合は47.0%)となっており、中には申請するための連絡先がわからないとの意見も見受けられた。

表4 高架下等を使用できる制度の周知状況

(単位：社)

	回 答				未回答	計
		希望する 高架下等あり	将来希望する かもしれない 高架下等あり	希望する 高架下等なし		
知っている	40	24	6	10	96	177
知らなかった	37	24	3	10		
未記入	4	3	1	0		
計	81	51	10	20		

(注) 「希望する高架下等あり」「将来希望するかもしれない高架下等あり」「希望する高架下等なし」の回答が重複した会社があった場合、「希望する高架下等あり」の社数に計上し、「将来希望するかもしれない高架下等あり」「希望する高架下等なし」の回答が重複した会社があった場合、「将来希望するかもしれない高架下等あり」の社数に計上した。

(改善を必要とする事態)

未利用の高架下等の情報を得られていない事態及び占用制度全般に係る広報や未利用の高架下等についての情報提供等の積極的な高架下等の有効活用のための方策を講じていないなどの事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、貴機構において、次のことなどによると認められる。

- ア 道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制が十分でないこと
- イ 未利用の高架下等について有効活用できるかどうかの検討を行った上で、有効活用できる高架下等を公表するなど、占用希望を誘引するための取組が十分に行われていないこと

3 本院が要求する改善の処置

貴機構は、第4期中期計画において、占用入札を積極的に実施して高架下等の有効活用に努めることとしている。については、貴機構において、高架下等の有効活用をより推進するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 道路会社から未利用の高架下等についての情報を得るための体制を整備すること
- イ アで得られる情報に基づき、占用させることができると判断した高架下等の情報を公表するとともに、道路会社を通して広報するなどして、占用希望を誘引すること、特に、近隣で既に占用がなされている高架下等について積極的に広報を行うこと

第21 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人日本原子力研究開発機構)本部、大洗研究所
契 約 名	(1) 材料試験炉(JMTR)燃料要素(第LR3次、LR4次及び第LR5次)の製作・輸送 (2) LR4次及びLR5次JMTR燃料要素製作用ウランメタルの購入
契 約 の 概 要	(1) JMTRで使用する燃料要素を製作するもの (2) JMTRで使用する燃料要素の製作に必要なウランを購入するもの
支 払 額	(1) 16億1336万余円(平成23年度～27年度) (2) 2億8814万余円(平成25年度) 計 19億0150万余円
節減できた支払額相当額	(1) 9億0892万円(平成25年度～27年度) (2) 1億8783万円(平成25年度) 計 10億9675万円

1 材料試験炉 JMTR 等の概要

(1) 材料試験炉 JMTR の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(平成27年3月31日以前は独立行政法人日本原子力研究開発機構。以下「機構」という。)は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号。27年3月31日以前は独立行政法人日本原子力研究開発機構法)等に基づき、原子力に関する基礎的研究等を総合的、計画的かつ効率的に行うことなどを目的として、大洗研究所、原子力科学研究所等に各種の研究目的に応じた試験研究用等原子炉を設置して、それぞれ運転等を行っている。そして、機構は、原子炉の安全性の研究を目的とした試験研究用等原子炉として、大洗研究所に材料試験炉 JMTR (Japan Materials Testing Reactor。以下「JMTR」という。)を設置し、昭和45年9月から運転を開始している。

JMTR の運転に当たり、機構は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)等に基づき、試験研究用等原子炉の運転時間等を示した運転計画を、毎年度(内容を変更した場合はその都度)、原子力規制委員会(平成24年9月18日以前は文部科学大臣)に提出している。

そして、機構は、JMTR の高経年化対策のため、18年8月に運転を停止し、23年度からの運転再開を予定していたものの、23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響

により運転再開が見送られた。その後、機構は、24年1月に提出した運転計画では24年度下期から運転を再開するとしていたが、上記地震等の際に東京電力株式会社(28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社)の福島第一原子力発電所で発生した事故を受けて、原子炉の安全確保の一層の向上を図るために、24年6月に原子炉等規制法が改正され、事故を防止するための基準が強化されることとなり(以下、原子炉等規制法改正後の基準を「新規制基準」という。)、必要な安全対策を講じなければ試験研究用等原子炉を運転できなくなった。このため、機構は、JMTR等の各試験研究用等原子炉の運転再開を目指して新規制基準に適合させるための対応(以下「新規制基準対応」という。)に取り組むなどしてきたが、同年9月に提出したJMTRの運転計画では、上記地震等の影響により施設の健全性を確認する必要性が生じたことから運転再開時期を未定としており、その後に提出した運転計画でも、新規制基準対応に取り組む必要性が生じたことなどから引き続き運転再開時期を未定としていた。また、新規制基準対応に取り組む過程において、JMTRの耐震力不足が判明するなどしたことから、機構は、28年9月にJMTRの運営方針として廃止の決定をした。

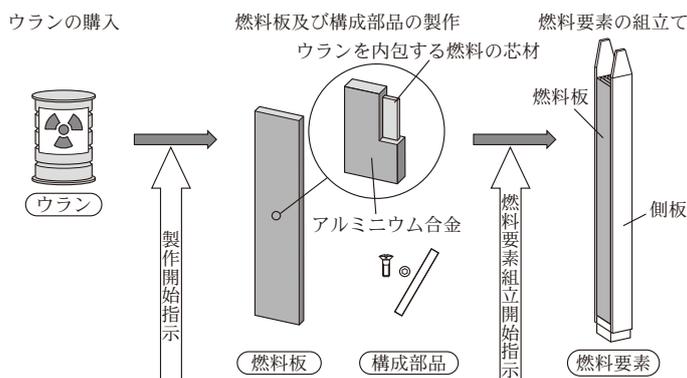
(2) 燃料要素の概要

JMTRの運転は、約30日間の連続運転を1サイクルとして最大で年間6サイクルとなっていて、運転に必要な燃料である燃料要素は、6サイクルで約63体が消費される。燃料要素は、原子炉等規制法等に基づく厳格な管理が求められる核燃料物質であるウランを内包する芯材をアルミニウム合金で被覆した燃料板と側板等の構成部品で構成されており、原子炉の構造等に従って定められたJMTR固有の仕様となっていることから、他の試験研究用等原子炉では使用することができないものとなっている。

(3) 燃料製作契約及びウラン購入契約の概要

機構は、燃料要素の製作に当たり、機構において定めた製作数量を単位として、製作する順に、番号を付して呼称しており、23年10月に、JMTRで使用する燃料要素第3次64体、第4次64体、第5次96体の計224体の製作を目的とした請負契約(以下「燃料製作契約」という。)をイーエナジー株式会社と締結して、24年1月から27年7月までの間に計16億1336万余円を支払っている。燃料要素の製作工程には、ウラン等を用いて燃料板及び構成部品を製作する工程と、それらを組み立てる工程とがあり、燃料製作契約の仕様書によれば、燃料板及び構成部品の製作は機構が製作開始指示を発出するまでは開始してはならず、燃料要素の組立ては、機構が燃料要素組立開始指示を発出するまでは開始してはならないなどとされている(図参照)。

図 燃料要素の製作の概念図



また、機構は、燃料製作契約の履行のため、25年3月に、第4次64体及び第5次のうち32体の燃料要素の製作に必要なウランの購入契約(以下「ウラン購入契約」という。)をアメリカ合衆国エネルギー省と締結して、同年5月に2億8814万余円を支払っている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、JMTRの燃料要素の製作が状況の変化に応じて適時適切に行われているかなどに着眼して、燃料製作契約及びウラン購入契約を対象として、機構本部及び大洗研究所において、契約関係書類やJMTRの新規制基準対応の取組状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(検査の結果)

機構は、第3次64体の燃料要素について、製作に必要なウランをイーエナジー株式会社に供給した上で、24年3月に製作開始指示を発出して燃料板及び構成部品を製作させた後、25年7月及び同年9月に燃料要素組立開始指示(以下「3次組立指示」という。)を発出して燃料要素を組み立てさせて、26年8月に燃料要素の納入を受けていた。また、第4次64体及び第5次のうち32体の燃料要素について、前記のとおり、燃料製作契約の履行のため25年3月に締結したウラン購入契約によりウランを購入してイーエナジー株式会社に供給した上で、同年5月に製作開始指示(以下「4・5次製作指示」という。)を発出しており、JMTRの運営方針として廃止の決定をした28年9月までに、第4次64体分の燃料板及び構成部品並びに第5次32体分の芯材の仕掛品が製作されていた(表参照)。

表 燃料要素の製作状況

年月	JMTRの動向等	燃料要素の製作		
		第3次64体	第4次64体	第5次96体
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震の発生			
9月	文部科学省から施設の健全性に関する総合評価結果等の報告指示 原子炉建家の屋根のはりの一部変形等が判明			
10月		燃料製作契約の締結		
24年1月	運転再開時期を24年度下期とした運転計画の提出			
3月		製作開始指示の発出(64体分)		
6月	原子炉等規制法の改正 (新規制基準の導入決定)			
9月	運転再開時期を未定とした運転計画の提出(以降の運転計画も同様)			
25年3月		ウラン購入契約の締結		
5月			4・5次製作指示の発出(64体分)	4・5次製作指示の発出(32体分)
7月		3次組立指示の発出(40体分)		
9月		3次組立指示の発出(24体分)		
26年8月		燃料要素の納入(64体分)		
28年9月	運営方針として廃止を決定	(業務完了)	(燃料板及び構成部品まで製作)	(燃料の芯材の仕掛品まで製作)

そして、25年7月及び同年9月に行った3次組立指示並びに同年5月に行った4・5次製作指示の発出については、契約の履行に係る手続として、JMTRの早期の運転再開を目指していた燃料要素の製作を担当する部署のみの判断で行われていた。

しかし、前記のとおり、JMTRについては、24年9月時点で施設の健全性を確認したり新規制基準対応に取り組んだりする必要が生じており、機構は、同月以降、運転再開時期を未定とする運転計画を提出して運転再開時期の見通しが立たない状況と認識していた。

また、機構は、24年9月時点で未使用の燃料要素を150体保管しており、これは年間6サイクルで運転した場合でも2年以上の在庫量となっていた。一方、機構は、JMTRの施設の健全性の確認及び新規制基準対応に、それぞれ約1年の期間を要すると見込んでいたことから、燃料要素の製作に要する期間を考慮したとしても、同月時点で燃料要素の製作を継続する必要はない状況となっていた。

したがって、3次組立指示及び4・5次製作指示の発出並びにウラン購入契約の締結は上記の状況に適切に対応したものとなっていなかった。そして、機構が運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえずに製作した第3次64体の燃料要素、第4次64体分の燃料板及び構成部品並びに第5次32体分の芯材の仕掛品は、28年9月のJMTRを廃止する運営方針の決定によりJMTRの運転に供することはできず、JMTR固有の仕様となる前の段階にとどまっていた他の試験研究用等原子炉に転用されていた上記第5次32体分の芯材の仕掛品を除いて、適切な処理・処分等の対応が必要な状況となっていた。

このように、機構において、運転再開時期の見通しが立たない状況と認識していた24年9月以降、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえて燃料要素の製作を留保しておらず、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等が発生していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(節減できた支払額相当額)

機構において運転再開時期を未定とした運転計画を提出した24年9月以降、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえて、3次組立指示及び4・5次製作指示の発出並びにウラン購入契約の締結について、運転再開時期の見通しが立つまで留保していれば、燃料製作契約の支払額相当額9億0892万余円、ウラン購入契約の支払額相当額1億8783万余円がそれぞれ節減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、新規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえて製作開始指示等を発出することなどに対する認識が欠けていたこと、製作開始指示等の発出が担当部署のみの判断で行われる体制となっていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、機構は、令和元年9月に新たに規程を整備するなどして、今後、運転再開を目指して新規制基準対応に取り組むなどしている各試験研究用等原子炉で新たに見込まれる燃料要素の製作については、製作開始指示の発出等に当たり、新規制基準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、担当部署に加えて運転計画等を統括している上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するための処置を講じた。

第22 独立行政法人地域医療機能推進機構

不 当 事 項

不 正 行 為

(252) 職員の不正行為による損害が生じたもの

部 局 等	独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院
不正行為期間	平成 26 年 5 月～30 年 3 月
損害物品の種別	医薬品 7,816 点
損 害 額	26,671,929 円

本院は、独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院(以下「福井勝山総合病院」という。)における不正行為について、会計検査院法第 27 条の規定に基づく同機構理事長からの報告を受けるとともに、同機構本部及び福井勝山総合病院において、合規性等の観点から不正行為の内容がどのようなものであるかなどに着眼して会計実地検査を行った。

本件は、福井勝山総合病院において、薬剤科長が、医薬品の検査、保管等に関する事務に従事中、平成 26 年 5 月から 30 年 3 月までの間に、納入された医薬品について検査を行った後、調剤室の医薬品棚に移動する際に、医薬品 7,816 点(購入価格相当額 26,671,929 円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、本件損害額については、31 年 1 月までに全額が同人から返納されている。

第23 国立大学法人山梨大学

第3章 第2節 第23 国立大学法人山梨大学

不 当 事 項

予 算 経 理

(253) 固定資産の減損額に係る会計処理に当たり、適正な科目に減損額が計上されていなかったことから、財務諸表の表示が適正を欠いていたもの

科 目	貸借対照表 資本剰余金 損益外減損損失累計額 損益計算書 臨時損失 減損損失	
部 局 等	国立大学法人山梨大学	
減損処理の概要	固定資産のサービス提供能力が当該資産の取得時の想定に比べ著しく減少しその回復が見込めないなどの場合に、当該資産の帳簿価額を適正な金額まで減額するもの	
減損処理した資産	附属病院の診療用の建物等	
上記に対する減損額		455,543,411 円(平成 27 年度)
上記の減損額について、財務諸表において過大又は過小に表示されていた額	貸借対照表(平成 27 年度) 資本剰余金 損益外減損損失累計額 損益計算書(平成 27 年度) 臨時損失 減損損失	(過大) 455,543,411 円 (過小) 455,543,411 円

1 財務諸表の作成

(1) 財務諸表の作成の概要

国立大学法人等は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)によれば、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

また、国立大学法人等の会計については、国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則(平成 15 年文部科学省令第 57 号)に基づき、国立大学法人会計基準(平成 16 年文部科学省告示第 37 号。以下「会計基準」という。)等に従うものとされ、会計基準等に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされている。

国立大学法人等が作成した財務諸表は、会計基準等に基づき、国民その他の利害関係者に対し、国立大学法人等の財政状態及び運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から、その作成及び公表が義務付けられており、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価にも利用されている。

(2) 固定資産の減損の概要

会計基準等によれば、国立大学法人等が保有する固定資産については、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めないなどの場合は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び国立大学法人等の業務運営状況を明らかにすることを目的として、減損処理を行うこととされている。

国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理に係る取扱いについては、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」(平成17年12月22日設定。以下「減損会計基準」という。)等を適用することとなっており、減損会計基準によれば、固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下していたり、国立大学法人等自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったりしているなど、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象の有無を把握した上で、減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされている。

また、国立大学法人等が保有する固定資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された償却資産(以下「特定償却資産」という。)とそれ以外の償却資産(以下「非特定償却資産」という。)に係る減損額の会計処理は、それぞれ次のとおり行うこととされている。

- ① 特定償却資産については、減損が国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合には、当該減損額を貸借対照表の損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。
- ② 非特定償却資産については、当該減損額を損益計算書の減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。なお、貸借対照表の資産見返負債^(注)を計上している非特定償却資産については、減損が国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合には、上記によらず資産見返負債を減額する。

(注) 資産見返負債 国立大学法人等が固定資産を取得した際、取得した固定資産が運営費交付金等により支出された場合で、当該資産が償却資産等であるときに、その金額を運営費交付金債務等から貸借対照表の資産見返運営費交付金等として振り替えた負債

2 検査の結果

本院は、正確性等の観点から、固定資産の減損額に係る会計処理は減損会計基準等に沿って行われ、財務諸表に適正に表示されているかなどに着眼して、国立大学法人山梨大学(以下「山梨大学」という。)において、減損額の会計処理に関する書類を確認するなどして会計現地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

山梨大学は、病院再開発整備計画に基づき、平成27年度に、附属病院の診療用の建物等の一部について使用しないという決定を行ったことから、減損を認識し、表1の左欄のとおり、同年度の貸借対照表の損益外減損損失累計額に減損額455,543,411円を計上するなどしていた。

しかし、当該建物等は、山梨大学において、非特定償却資産として管理されており、また、資産見返負債を計上している非特定償却資産にも該当しないため、前記の非特定償却資産についての減損額の会計処理のとおり当期の臨時損失として計上すべきであり、正しくは表2の右欄のとおり、損益計算書の減損損失に455,543,411円を計上しなければならないものであった。

このため、表1の左欄のとおり、27年度の貸借対照表の損益外減損損失累計額が455,543,411円過大に表示され、表2の左欄のとおり、損益計算書に減損損失が表示されておらず、同額過小となっていた。

表1 貸借対照表 (単位：千円)

山梨大学が行った表示		減損会計基準等に準拠した表示	
II 資本剰余金		II 資本剰余金	
資本剰余金	12,948,061	資本剰余金	12,948,061
損益外減価償却累計額(一)	△ 11,441,130	損益外減価償却累計額(一)	△ 11,441,130
損益外減損損失累計額(一)	△ 456,871(注)	損益外減損損失累計額(一)	△ 1,328

(注) 他の損益外減損損失累計額1,328千円を含む。

表2 損益計算書 (単位：千円)

山梨大学が行った表示		減損会計基準等に準拠した表示	
臨時損失		臨時損失	
固定資産除却損	11,992	固定資産除却損	11,992
固定資産売却損	10,935	固定資産売却損	10,935
		減損損失	455,543

したがって、山梨大学の27年度の財務諸表は、貸借対照表の損益外減損損失累計額及び損益計算書の減損損失が適正に表示されておらず、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、山梨大学において、減損会計基準等に対する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

第24 阪神国際港湾株式会社

不 当 事 項

そ の 他

(254) コンテナ集貨事業の業務委託料について、取扱個数の増加分の算出を誤ったため支払額が過大となっていたもの

科 目	営業費用
部 局 等	阪神国際港湾株式会社
契 約 名	(1) 海外フィーダー貨物等誘致事業(平成 27 年度) (2) 海外フィーダー等貨物誘致事業(平成 29 年度)
契 約 の 概 要	西日本等諸港のコンテナ貨物を新規に又は他港から転換して阪神港に集貨する事業を外航コンテナ船社等に委託するもの
契 約 の 相 手 方	(1) オリエントオーバーシーズコンテナラインリミテッド日本支社 (2) NYK Container Line 株式会社
契 約	(1) 平成 27 年 8 月 随意契約 (2) 平成 29 年 4 月 随意契約
契 約 額	(1) 301,820,000 円(平成 27 年度) (2) 486,605,000 円(平成 29 年度) 計 788,425,000 円
過大となっていた支払額	(1) 12,010,000 円(平成 27 年度) (2) 188,640,000 円(平成 29 年度) 計 200,650,000 円

1 コンテナ集貨事業の概要

阪神国際港湾株式会社(以下「会社」という。)は、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)等の規定により大阪、神戸両港(以下「阪神港」という。)の港湾運営会社として指定されている。

会社は、平成 26 年度から、阪神港におけるコンテナ貨物の取扱個数の増大及び外航コンテナ航路の維持・拡大を図ることを目的として、西日本等諸港のコンテナ貨物を新規に又は他港から転換して阪神港に集貨する事業(以下「コンテナ集貨事業」という。)を外航コンテナ船社等(以下「事業者」という。)に委託して実施している。そして、コンテナ集貨事業の実施に当たり、国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金交付要綱(平成 26 年国港総第 184 号)に基づき、国土交通省から国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金の交付を受けている。

会社は、毎年度、「阪神港の集貨事業募集実施要領(共通事項)」等を策定して、26、27 年度のコンテナ集貨事業についてはそれぞれ前年度、28 年度以降のコンテナ集貨事業については 26 年度から前年度までの各年度のうちコンテナ貨物の取扱個数(1 TEU 当たり(注)に換算した個数。以下同じ。)が最も多い年度(以下、これらを「比較対象年度」という。)と比べて、取扱個数が増加することが見込まれるものを委託の対象として募集することとしている。業務委託料は、比較対象年度からの取扱個数の増加分に 1 TEU 当たりの契約単価を乗

じた額とされており、会社は、応募する事業者から事業計画提案書を提出させ、これを審査して委託するコンテナ集貨事業を決定し、事業者と契約単価について協議して合意した上で業務委託契約を締結することとしている。そして、当該委託業務の完了時に、会社は、比較対象年度からの取扱個数の増加分に契約単価を乗じて算定した業務委託料等を記載した事業実績報告書を事業者から提出させ、これを確認して業務委託料を支払うこととしている。

会社は、コンテナ集貨事業として、(1)27年度にオリエントオーバーシーズコンテナラインリミテッド日本支社(以下「OOCL」という。)に1契約40事業を契約金額301,820,000円(国庫補助金交付額150,909,560円)で、また、(2)29年度にNYK Container Line株式会社(以下「NYK」という。)に1契約8事業を契約金額486,605,000円(国庫補助金交付額242,269,106円)でそれぞれ委託して実施しており、契約金額は計788,425,000円(国庫補助金交付額計393,178,666円)となっている。

(注) TEU Twenty-foot Equivalent Unit(20フィート換算数量)。長さの異なるコンテナの合計取扱量を計算するため、長さ6.058m(20フィート)のコンテナに換算した場合のコンテナ個数の単位

2 検査の結果

本院は、合規性等の観点から、業務委託料は適切に算定されているかなどに着眼して、会社において、事業者から提出された事業実績報告書等を確認するなどして会計実地検査を行った。

検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

会社は、OOCLから(1)の委託業務の完了時に、40事業における取扱個数の増加分計45,661TEUに契約単価(5,000円から10,000円)を乗じて業務委託料を301,820,000円とした事業実績報告書が提出されたことから、これを確認して同額をOOCLに支払っていた。また、会社は、NYKから(2)の委託業務の完了時に、8事業における取扱個数の増加分計18,596TEUに契約単価(10,000円から30,000円)を乗じて業務委託料を486,605,000円とした事業実績報告書が提出されたことから、これを確認して同額をNYKに支払っていた。

しかし、上記取扱個数の増加分の算出方法についてみたところ、表のとおり、OOCLは、27年度の取扱個数から比較対象年度である26年度の取扱個数を差し引くべきであるのに、誤って27年度の取扱個数から比較対象年度である26年度における取扱個数の増加分を差し引くなどしていたことから、40事業のうち7事業で取扱個数の増加分を計1,479TEU過大に算出していた。また、NYKは、29年度の取扱個数から比較対象年度である28年度の取扱個数を差し引くべきであるのに、誤って29年度の取扱個数から比較対象年度である28年度における取扱個数の増加分を差し引いていたことから、8事業のうち3事業で取扱個数の増加分を計7,382TEU過大に算出していた。

表 事業実績報告書に記載された取扱個数の増加分と適正に算出した取扱個数の増加分 (単位: TEU)

業務委託実施年度	事業者名	該当事業数	比較対象年度における前年度からの取扱個数の増加分(A)	比較対象年度の取扱個数(B)	当該年度の取扱個数(C)	事業実績報告書に記載された取扱個数の増加分(D) = (C) - (A)	適正に算出した取扱個数の増加分(E) = (C) - (B)	過大となっていた取扱個数の増加分(D) - (E)
平成27	OOCL	7	15,027	16,503	30,795	(注) 15,771	14,292	1,479
29	NYK	3	8,768	16,150	26,167	17,399	10,017	7,382

(注) 誤って計算している事業があるため、(C) - (A)の値が(D)と一致していない。

そこで、上記表の適正に算出した取扱個数の増加分により適正な業務委託料を算定すると、(1)は289,810,000円(国庫補助金相当額144,904,577円)、(2)は297,965,000円(同148,349,717円)となり、(1)の業務委託料301,820,000円(国庫補助金交付額150,909,560円)及び(2)の業務委託料486,605,000円(同242,269,106円)は、これに比べて、それぞれ(1)12,010,000円(国庫補助金相当額6,004,983円)及び(2)188,640,000円(同93,919,389円)、計200,650,000円(同99,924,372円)過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、会社において、事業者から提出された事業実績報告書の確認が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲436ページの「交付額の算定が適切でなかったため、補助金が過大に交付されていたもの」参照)

第25 日本郵便株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

窓口端末機の取扱い件数を定期的に把握することなどにより、使用実績が全くないなどの窓口端末機を取扱い件数の多い郵便局に移設するとともに、次世代機の調達に当たって、窓口端末システムのデータを活用して取扱い件数等の実績を把握することにより適切な配備台数となるよう改善させたもの

科 目	固定資産、営業原価	
部 局 等	日本郵便株式会社(平成24年9月30日以前は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社)	
窓口端末機の概要	切手、はがきなどを販売した際に領収書を発行したり、別後納郵便物等を引き受けた際に重量等を計測して適正な料金を決定するとともに、その結果として作成される帳票を出力したりするなどの機能を有する機器	
更新した窓口端末機の台数及び調達価格	26,117 台	109 億 7304 万余円(平成 27、28 両年度)
上記のうち集配部門において複数台が配備されていた2台目以降の窓口端末機の台数及び調達価格相当額	941 台	3 億 9536 万余円(平成 29 年度末)
上記のうち使用実績が全くなかった窓口端末機の台数及び調達価格相当額	121 台	5083 万円

1 郵便窓口端末機等の概要

(1) 郵便局等の概要

日本郵便株式会社(平成24年9月30日以前は郵便事業株式会社及び郵便局株式会社。以下「日本郵便」という。)は、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)等に基づき、郵便業務、窓口業務等を実施しており、これらの業務を実施するために、全国に13の支社と支社管内に計2万を超える郵便局を設置している。

そして、郵便局には、平日の一般的な営業時間帯に切手、はがきなどの販売、郵便物、荷物の引受けなどの業務を行う窓口(以下「郵便窓口」という。)並びに銀行及び保険の業務を行う窓口がある。また、郵便局のうち1,000を超える郵便局は、郵便物等の取集、配達等の業務を行う部門(以下「集配部門」という。)が設置されている郵便局(以下「集配局」という。)となっており、多くの集配局には、平日の郵便窓口の営業時間帯以外及び休日の一部の時間帯に、郵便窓口で行っている業務を行う窓口が設置されている。

(2) 郵便窓口端末機の概要

日本郵便は、顧客との取引のために切手、はがきなどを販売した際に領収書を発行した

り、別後納郵便物等を引き受けた際に、重量等を計測して適正な料金を決定(以下「重量換算」という。)するとともに、その結果として作成される帳票を出力したりするなどの機能を有する郵便窓口端末機(以下「窓口端末機」という。)を各郵便局の郵便窓口及び集配部門に、最低でも各1台配備して運用しており、その総数は、26,117台となっている。日本郵便本社は、27、28両年度に窓口端末機を総額109億7304万余円(1台当たりの平均単価420,149円)で調達し更新しており、それらの各郵便局への配備に関する権限を有している。

そして、29年度末における窓口端末機の用途ごとの内訳は、郵便窓口で運用しているものが23,440台、集配部門(集配業務を廃止したものを含む。以下同じ。)が2,038台、訓練専門機、予備機等が639台となっており、30年度末では、それぞれ、23,666台、1,991台、460台となっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

日本郵便は、近年、郵便物等の引受数が減少傾向となっていることを踏まえ、窓口業務等の効率化を推進していくこととしており、このため、各郵便局における窓口端末機を利用状況に応じて効率的に配備して、最大限有効活用することが重要である。

そこで、本院は、経済性、効率性等の観点から、日本郵便本社は、窓口端末機について、郵便窓口及び集配部門それぞれの利用状況に応じて適切に調達したり、配備したりしているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、前記の窓口端末機26,117台を対象として、日本郵便本社並びに11支社管内の181集配局及び8郵便局において、関係書類により窓口端末機の利用状況を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、日本郵便本社から、29、30両年度の窓口端末機の使用実績が確認できる資料の提出を受け、これを集計し、分析するなどして検査した。

(検査の結果)

日本郵便本社は、18年7月から28年12月までの間に使用していた窓口端末機(以下「従前機」という。)を更新するために、24年7月及び27年6月に現行の窓口端末機の調達に係る契約を締結し、仕様書に基づいた機器の詳細な設計、製作等を行い、その後、28年2月から同年12月までの間に現行の窓口端末機への更新を順次行っていた。当該更新に当たっては、単に全郵便局で使用していた従前機の全てについて、これを更新するために必要となる台数を調達していた。

前記の窓口端末機26,117台は、多くの郵便窓口において1台のみの配備としていた一方、多くの集配部門において複数台を配備していたことから、集配部門の配備状況をみたところ、29年度末時点で1,086局に2,038台が配備されていた。このうち窓口端末機が複数台配備されていた集配局は832局の1,773台(集配業務を廃止したなどの14局の25台を除く。)となっていた。

そして、それらの使用実績を確認するために、全ての窓口端末機における領収書の発行枚数(以下「取扱件数」という。)に係るデータが蓄積されているシステム(以下「窓口端末システム」という。)の29年度分のデータを基に分析したところ、次のとおりとなっていた。

各郵便局において、窓口端末機は、顧客対応のために最低限1台は必要であることから、前記の複数台配備されていた集配局の窓口端末機1,773台から取扱件数が多い窓口端末機

832台を最低限必要な1台目として除くこととして、残りの941台の取扱件数についてみると、表のとおり、日本郵便本社が、2台目配備の目安としている1か月当たり平均取扱件数3,500件/台以下のものが大半を占めている状況となっていた。このうち、1年間で取扱件数が全くない窓口端末機は244台となっており、重量換算等の使用状況についてみても、121台(調達価格相当額5083万余円)については、使用実績が全くないものとなっていた。

表 窓口端末システムのデータによる窓口端末機の平成29年度における取扱件数の状況

1か月当たりの平均取扱件数	台数	計に占める割合(%)
0件	244	25.9
0件超500件以下	245	26.0
500件超1,000件以下	121	12.8
1,000件超1,500件以下	89	9.4
1,500件超2,000件以下	73	7.7
2,000件超2,500件以下	72	7.6
2,500件超3,000件以下	48	5.1
3,000件超3,500件以下	24	2.5
3,500件超	25	2.6
計	941	100.0

(注) 割合は、端数処理のため数値を集計しても計と一致しない。

一方で、29年度末時点で郵便窓口窓口端末機を配備している郵便局は20,059局あり、このうち、上記の1か月当たり平均取扱件数3,500件/台を超える取扱件数がある郵便局は248局となっていた。そして、郵便窓口数より窓口端末機の台数が少ない郵便局では、窓口端末機1台で複数の窓口での顧客対応を行うなどしていることから、集配部門に配備されていて使用実績が全くないなどの2台目以降の窓口端末機については、取扱件数が多い郵便局へ移設することにより、郵便窓口の業務の効率化に寄与するものとなる。

このように、日本郵便本社は、窓口端末システムのデータにより、窓口端末機ごとの取扱件数を把握して、これを基に調達台数を決定することが可能であるのに、単に従前機の全てを更新するとして、これに必要な台数を調達していた結果、前記の121台は使用実績が全くない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、日本郵便本社において、窓口端末システムのデータにより窓口端末機ごとの取扱件数を確認し、これを活用するなどして使用実績に応じて窓口端末機を調達することなどについての認識が欠けていたことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、日本郵便本社は、使用実績が全くない窓口端末機の移設に着手するとともに、令和元年度から、年1回、全国の郵便局の窓口端末機の取扱件数を窓口端末システムより抽出し、各支社へ情報提供をすることとし、これに基づき、使用実績が全くないなどの窓口端末機がある場合には、取扱件数の多い郵便局に積極的に移設するよう各支社に対して、元年9月に通知を発して、次世代機の調達に当たって、適切な配備台数となるよう、窓口端末システムのデータを活用することとする処置を講じた。

第26 東京電力ホールディングス株式会社

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの

科 目	原子力発電設備、電気事業営業費用
部 局 等	東京電力ホールディングス株式会社(平成28年3月31日以前は東京電力株式会社)
フェーシングの概要	土壌から放出される放射線量の低減及び雨水の地下への浸透の防止を目的として、敷地内の地表面にモルタルを吹き付けるなどするもの
維持管理が適切に行われていなかったフェーシングの取得価額	203億1399万円(背景金額)(平成25年度～28年度)
保守管理方針に基づいたものとなっていなかったフェーシングの点検に係る委託契約の契約金額相当額	195万円(平成29、30両年度)

1 フェーシング工事等の概要

(1) フェーシング工事の概要

東京電力ホールディングス株式会社(平成28年3月31日以前は東京電力株式会社。以下「東京電力」という。)は、福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)において、23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波等による事故により放出された放射性物質について、土壌から放出される放射線量を低減すること及び雨水の地下への浸透を防止して汚染水の発生の原因となる原子炉建屋等への地下水の流入を抑制することを目的として、25年12月以降、敷地内の地表面にモルタルを吹き付けるなどする広域的な敷地舗装(以下「フェーシング」という。)の工事を実施している。

(2) フェーシングの維持管理の概要

福島第一原発における土木設備の点検については、26年4月に、東京電力の福島第一廃炉推進カンパニープロジェクト計画部土木・建築設備グループ(以下「計画グループ」という。)が、各土木設備の点検項目、点検方法等を示した原子力土木設備点検基準ガイド(以下「点検基準ガイド」という。)を制定し、これにより同カンパニー福島第一原子力発電所土木部土木保全・総括グループ(29年10月までは土木第一グループ。以下「点検グループ」という。)が土木設備の点検を行うこととしている。そして、新たに土木設備を取得した場合には、計画グループが点検基準ガイドを改定し、当該土木設備の点検項目、点検方法等を定めている。

フェーシング工事については、短期間のうちに施工する必要があり、フェーシングにひび割れ防止を目的とする目地を設けなかったため、一部の施工箇所では乾燥や温度変化に伴う収縮によるひび割れが生じたことから、福島第一原発においてフェーシングの管理を行う同カンパニー土木部廃棄物基盤グループ(29年10月までは土木第二グループ。以下「施工グループ」という。)は、28年11月に「フェーシングの保守管理方針について」(以下「保守管理方針」という。)を定めて、その内容を計画グループに報告している。保守管理方針によれば、施工グループは、地表面が露出するほどのモルタルの剝離等については補修を計画し、また、ひび割れ部を突き破って雑草が繁茂している場合等には、モルタルの剝離の進行等を抑制し、補修が必要な状況になることを防ぐための予防保全を検討することとされている。

そして、施工グループは、保守管理方針に基づいて補修を計画したり予防保全を検討したりする必要があることから、29年度以降、点検グループにフェーシングを点検の対象とするよう求め、点検グループは、自ら又は東京電力の子会社に委託して、フェーシングの点検を行っている。

(3) 過去の会計検査の状況

本院は、国会からの検査要請に基づき、30年3月に「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について」を報告している。この中で、東京電力が請負業者に実施させたフェーシング工事のうち1号機から4号機までの原子炉建屋の山側法面エリア及び北側エリアの一部の施工箇所について、工事完成直後に東京電力が行った調査により法面に吹き付けられたモルタルに多数のひび割れが確認されたこと、当該請負業者にひび割れの深さについて調査を実施させた後、東京電力が行った毎月の目視による保守点検において大きな変化及び機能維持に影響がある動向が見受けられないなどとして、29年12月末時点で補修を行っていないこと、フェーシング工事実施箇所については、引き続き毎月の保守点検を慎重かつ確実に実施して、維持管理を適切に行っていくことが望まれることなどについて記述している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、フェーシングの維持管理は適切に行われているかなどに着眼して、東京電力が25年12月から29年3月までに実施した工事の完成に伴い取得したフェーシング(取得価額計203億1399万余円)及び29年4月から31年3月までに実施したフェーシングの点検(東京電力の子会社との土木設備点検委託契約のうちフェーシングに係る契約金額相当額計195万余円)を対象として、東京電力本社及び福島第一原発において、土木設備点検委託契約書、点検記録報告書等を確認したり、フェーシング工事の実施箇所を実地に確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

前記のとおり、フェーシングについては、25年12月以降に順次工事が進められ、27年8月以降に工事の完成に伴い新たな土木設備として取得しており、また、28年11月に施工グループが保守管理方針を定めてその内容を計画グループに報告しているのに、計画グループは、点検基準ガイドを改定しておらず、フェーシングに係る点検項目、点検方法等が定められないままとなっており、保守管理方針の内容が点検グループに周知されていない状況となっていた。

このため、点検グループは、29年度以降、フェーシングを毎月点検しているものの、29年度及び30年度の委託によるものも含めたいずれの点検においても、その点検項目、点検方法等は保守管理方針に基づいたものとはなっておらず、フェーシングを実施した法面の崩壊を招くおそれのある変状等を対象とした点検にとどまっていた。保守管理方針において予防保全を検討することとされているひび割れ部を突き破って雑草が生えているかどうかについては点検の対象となっていなかった。

そこで、本院が、30年4月から同年8月までの間に点検グループが自ら点検を実施した際の点検記録報告書を確認したところ、記載されているのは大きなひび割れや湧水等の変状がある箇所のみとなっていて、同報告書に添付されている写真には現にモルタルのひび割れ部を突き破って雑草が生えている箇所が40か所写り込んでいたにもかかわらず、これらについては、点検の対象として把握されることなく、予防保全の検討が行われないうまとなっていた。

このほか、30年10月の会計実地検査の際に、本院が、フェーシング工事実施箇所の一部について確認したところ、上記の点検記録報告書に記載されていない1か所においてひび割れ部を突き破って雑草が生えている状況が見受けられ、この箇所は、幅約5cm、長さ約10cmにわたってモルタルの表面が剥離していることから、保守管理方針に照らして補修を計画する必要があると認められた。

このように、東京電力において、保守管理方針に基づいたフェーシングの点検が行われておらず、ひび割れ部を突き破って雑草が生えている箇所について予防保全の検討が行われていないなどとして、フェーシングの維持管理が適切に行われていなかった事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、計画グループにおいて保守管理方針について施工グループから報告を受けていたのに、これを踏まえた点検基準ガイドの改定を行っておらず、点検グループに保守管理方針の内容が周知されていないなどとして、フェーシングの維持管理に関わる社内の組織間の連絡調整が適切に行われていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、東京電力は、次のような処置を講じた。

ア 施工グループは、31年4月にフェーシングのひび割れ部を突き破って雑草が生えている箇所について予防保全を検討し、令和元年5月に、予防保全の一環としてフェーシングエリアを対象とした除草を実施するとともに、ひび割れ部等の点検を実施して、地表面が露出するほどのモルタルの剥離等について補修を行うなどのフェーシングの機能維持を図ることを目的とした工事に着手した。

イ 計画グループは、平成31年4月に点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めるとともに、その内容を周知するなどして、フェーシングの維持管理を適切に行う体制を整備した。

第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

第1 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

検査対象	58 省庁等
是正措置の概要	本院が不当事項として検査報告に掲記したものについて、国損を回復するなどのために省庁等が債権等を管理して債務者等から返還させるなどの是正措置を講ずるもの
是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	37 省庁等、367 件 9,297,693,767 円 (検査報告 昭和 21 年度～平成 29 年度)
上記のうち金銭を返還させる是正措置が未済となっている省庁等、件数及び金額	37 省庁等、360 件 9,166,292,139 円

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第 29 条第 3 号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体(以下「省庁等」という。)は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置(以下「金銭を返還させる是正措置」という。)
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置(以下「金銭を還付する是正措置」という。)
- ③ 建造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置(以下「手直し工事等による是正措置」という。)
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置(以下「再発防止策による是正措置」という。)

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

検査報告に掲記した不当事項については、省庁等において速やかに不当な事態の是正が図られるべきであるが、特に金銭を返還させる是正措置を必要とするものについては、金銭債

権としての性格上、管理が長期間にわたるものがあることも想定される。

そこで、本院は、合規性等の観点から、適切な債権管理が行われることなどにより、是正措置が適正に講じられているかに着眼して検査した。そして、昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記した不当事項について、関係する58省庁等における令和元年7月末現在の是正措置の状況を対象として、32省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの26省等については、報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(検査の結果)

昭和21年度から平成29年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものが37省庁等における367件9,297,693,767円^(注1)ある。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが37省庁等における360件9,166,292,139円、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体^(注2)における3件2,028,550円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが4省^(注3)における5件129,373,078円ある。これを、平成29年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る状況と、平成28年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(注1) 367件9,297,693,767円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても367件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。上記件数及び金額の記載方法は、本文及び表(それぞれの注を含む。)において同じ。

(注2) 2団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター

(注3) 4省 農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省

(1) 平成29年度決算検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況

検査の結果、平成29年度決算検査報告に掲記した不当事項292件(指摘金額の合計7,554,099,884円)のうち、274件7,236,699,875円^(注4)については令和元年7月末までには是正措置が完了している。

一方、残りの18件317,400,009円については元年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが17件246,284,941円あり、その状況は表1のとおりとなっている。そして、手直し工事等による是正措置を必要とするものが1省^(注5)における1件71,115,068円ある。

(注4) 274件7,236,699,875円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが245件6,216,614,093円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが1,402,000円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件51,468,862円、手直し工事等による是正措置が完了したものが25件730,437,593円、再発防止策による是正措置が講じられたものが7件238,179,327円ある。

(注5) 1省 環境省

表1 平成29年度決算検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
内閣府(内閣府本府)	26	308,719,747	26	308,719,747	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	46	1,922,432,069	46	1,922,432,069	—	—	—	—	—	—	—	—
法務省	1	4,510,180	1	4,510,180	—	—	—	—	—	—	—	—
財務省	1	262,736,100	0	259,983,200	1	2,752,900	—	—	—	—	1	2,752,900
文部科学省	30	1,049,743,521	29	994,700,521	1	55,043,000	—	—	1	55,043,000	—	—
厚生労働省	87	2,134,628,388	77	2,012,289,999	10	122,338,389	—	—	10	122,338,389	—	—
農林水産省	17	172,107,942	17	172,107,942	—	—	—	—	—	—	—	—
経済産業省	4	26,060,694	4	26,060,694	—	—	—	—	—	—	—	—
国土交通省	21	190,325,332	21	190,325,332	—	—	—	—	—	—	—	—
環境省	11	154,467,350	8	103,497,000	3	50,970,350	—	—	3	50,970,350	—	—
防衛省	1	13,838,825	1	13,838,825	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁計	245	6,239,570,148	230	6,008,465,509	15	231,104,639	—	—	14	228,351,739	1	2,752,900
日本私立学校振興・共済事業団	9	188,051,000	9	188,051,000	—	—	—	—	—	—	—	—
日本銀行	1	3,750,000	1	3,750,000	—	—	—	—	—	—	—	—
全国健康保険協会	1	14,782,088	0	4,469,361	1	10,312,727	—	—	1	10,312,727	—	—
独立行政法人福祉医療機構	1	8,056,000	1	8,056,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人東京大学	1	4,867,575	—	—	1	4,867,575	—	—	1	4,867,575	—	—
株式会社商工組合中央金庫	4	3,822,223	4	3,822,223	—	—	—	—	—	—	—	—
団体計	17	223,328,886	15	208,148,584	2	15,180,302	—	—	2	15,180,302	—	—
合計	262	6,462,899,034	245	6,216,614,093	17	246,284,941	—	—	16	243,532,041	1	2,752,900

(注) 令和元年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、同日現在の名称としている。

(2) 平成28年度以前の検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置等の状況

ア 是正措置の状況

検査の結果、昭和21年度から平成28年度までの検査報告に掲記した不当事項において、30年7月末現在では是正措置が未済となっていた411件10,213,970,889円のうち、62件1,233,677,131円については令和元年7月末までには是正措置が完了している。^(注6)

一方、残りの349件8,980,293,758円については元年7月末現在では是正措置が未済となっていて、このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものが343件8,920,007,198円あり、その状況は表2のとおりとなっている。そして、金銭を還付する是正措置を必要とするものが2団体における3件2,028,550円、手直し工事等による是正措置を必要とするものが3省における4件58,258,010円ある。^(注7)^(注8)

(注6) 62件1,233,677,131円 金銭を返還させる是正措置が完了したものが55件878,069,964円あり、このうち、不納欠損等として整理したものが24件532,489,244円ある。このほか、金銭を還付する是正措置が完了したものが2件55,117円、手直し工事等による是正措置が完了したものが5件261,648,032円、再発防止策による是正措置が講じられたものが12件93,904,018円ある。

(注7) 2団体 独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター

(注8) 3省 農林水産省、国土交通省、防衛省

表2 平成28年度以前の検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置の状況

(単位：件、円)

省庁等名	金銭を返還させる是正措置を必要とするもの		是正措置が完了しているもの		是正措置が未済となっているもの		返還させる必要があるもの				徴収不足のため徴収すべきもの(租税、保険料等)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	不正行為		左以外のもの(補助金、保険給付金等)		件数	金額
							件数	金額	件数	金額		
裁判所	1	350,000	—	—	1	350,000	1	350,000	—	—	—	—
内閣府(警察庁)	1	2,214,000	—	—	1	2,214,000	1	2,214,000	—	—	—	—
総務省	5	34,920,520	4	33,823,320	1	1,097,200	—	—	1	1,097,200	—	—
法務省	10	820,030,112	1	19,090,000	9	800,940,112	8	800,613,112	—	—	1	327,000
外務省	2	22,844,049	—	—	2	22,844,049	1	11,914,499	1	10,929,550	—	—
財務省	12	365,629,122	1	6,548,739	11	359,080,383	6	319,414,082	—	—	5	39,666,301
厚生労働省	140	2,077,685,499	18	233,648,496	122	1,844,037,003	10	134,982,149	105	1,536,935,419	7	172,119,435
農林水産省	14	303,476,874	5	195,218,638	9	108,258,236	—	—	7	101,682,363	2	6,575,873
経済産業省	9	99,729,706	0	693,299	9	99,036,407	1	11,919,284	7	85,660,332	1	1,456,791
国土交通省	6	90,884,237	—	—	6	90,884,237	5	86,971,927	1	3,912,310	—	—
環境省	3	210,377,000	1	18,556,000	2	191,821,000	—	—	2	191,821,000	—	—
防衛省	9	75,410,783	1	1,448,941	8	73,961,842	6	69,639,367	2	4,322,475	—	—
省庁計	212	4,103,551,902	31	509,027,433	181	3,594,524,469	39	1,438,018,420	126	1,936,360,649	16	220,145,400
株式会社日本政策金融公庫	1	4,759,000	1	4,759,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	1	8,362,535	—	—	1	8,362,535	1	8,362,535	—	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	4,402,008	—	—	1	4,402,008	1	4,402,008	—	—	—	—
中日本高速道路株式会社	1	191,940,481	1	191,940,481	—	—	—	—	—	—	—	—
全国健康保険協会	2	10,270,679	0	2,687,591	2	7,583,088	—	—	2	7,583,088	—	—
独立行政法人造幣局	1	83,444,600	—	—	1	83,444,600	1	83,444,600	—	—	—	—
独立行政法人国際交流基金	1	3,709,227	0	90,380	1	3,618,847	—	—	1	3,618,847	—	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	5,475,000	1	5,475,000	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	374,000	0	20,000	1	354,000	—	—	1	354,000	—	—
独立行政法人自動車事故対策機構	1	4,798,754	—	—	1	4,798,754	1	4,798,754	—	—	—	—
独立行政法人国立病院機構	2	26,280,519	0	64,414	2	26,216,105	—	—	1	791,994	1	25,424,111
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—	1	578,061	—	—
国立研究開発法人国立がん研究センター	3	31,423,181	—	—	3	31,423,181	—	—	—	—	3	31,423,181
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	1	30,838,541	0	7,595,899	1	23,242,642	—	—	1	23,242,642	—	—
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	1	500,000	1	500,000	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人弘前大学	1	129,122	1	129,122	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人岩手大学	1	344,737	1	344,737	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人筑波大学	2	10,436,563	1	125,484	1	10,311,079	1	10,311,079	—	—	—	—
国立大学法人埼玉大学	1	22,395	1	22,395	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人東京医科歯科大学	1	210,981	1	210,981	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人金沢大学	1	182,868	1	182,868	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人浜松医科大学	1	502,272	1	502,272	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人三重大学	1	127,008	1	127,008	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人京都大学	1	17,168,650	0	720,000	1	16,448,650	1	16,448,650	—	—	—	—
国立大学法人大阪大学	1	200,000	—	—	1	200,000	1	200,000	—	—	—	—
国立大学法人奈良教育大学	1	8,124,000	0	108,000	1	8,016,000	1	8,016,000	—	—	—	—
国立大学法人広島大学	1	4,622,926	1	4,622,926	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人山口大学	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—	1	120,179,462	—	—
国立大学法人佐賀大学	1	5,415,150	0	141	1	5,415,009	—	—	1	5,415,009	—	—
国立大学法人長崎大学	1	13,201	1	13,201	—	—	—	—	—	—	—	—
国立大学法人宮崎大学	1	82,395	1	82,395	—	—	—	—	—	—	—	—
日本放送協会	1	44,546,640	—	—	1	44,546,640	1	44,546,640	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	34,903,995	0	60,000	1	34,843,995	1	34,843,995	—	—	—	—
日本郵便株式会社	6	784,052,527	0	840,000	6	783,212,527	4	710,188,940	—	—	2	73,023,587
株式会社ゆうちょ銀行	97	3,263,150,858	3	22,874,580	94	3,240,276,278	94	3,240,276,278	—	—	—	—
株式会社かんぽ生命保険	65	990,111,124	11	124,633,656	54	865,477,468	54	865,477,468	—	—	—	—
独立行政法人農業者年金基金	3	2,841,800	0	310,000	3	2,531,800	—	—	3	2,531,800	—	—
団体計	186	5,694,525,260	24	369,042,531	162	5,325,482,729	144	5,031,316,947	12	164,294,903	6	129,870,879
合計	398	9,798,077,162	55	878,069,964	343	8,920,007,198	183	6,469,335,367	138	2,100,655,552	22	350,016,279

第3章 第3節 不当事項に係る是正措置等の検査の結果 第1

- 注(1) 平成30年8月1日から令和元年7月31日までの是正措置の状況を記載しており、省庁等名は、元年7月31日現在の名称としている。
- 注(2) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険に係る債権は、日本郵政公社が平成19年10月1日に解散したことに伴い日本郵政公社が管理していた不当事項に係る債権を承継したものである。同債権については、複数の会社に承継されているものがあるため、各欄の団体の件数を合計しても、団体計には一致しない。
- 注(3) 是正措置が未済となっているもののうち、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の全件に係る債権については、償却等により資産計上から除外されているが、これらの団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

イ 金銭を返還させる是正措置が未済となっているものの現状

昭和21年度から平成28年度までの検査報告に掲記した不当事項のうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするもので令和元年7月末現在で是正措置が未済となっているものが、2(2)アのとおり、343件8,920,007,198円ある。これらに対する直近1年間(平成30年8月1日から令和元年7月31日まで)の是正措置の進捗状況及び債務者等の状況を態様別に示すと、次のとおりである。

(注9) 債務者等が複数存在するため1件に複数の態様がある場合は、それぞれの態様に件数を計上しており、また、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険については各社ごとに件数を計上しているため態様別の件数の計は343件と一致しない。

(ア) 債務者等が分割納付等を実施中であるもの	省庁	118件	2,588,870,671円
	団体	121件	3,546,901,543円

これらは、分割納付等が行われているものであるが、債務者等の資力により是正措置の進捗の度合いは区々となっている。また、これらに係る直近1年間の返還額は、^(注10)省庁101,812,211円、団体22,922,615円となっている。

(注10) 直近1年間の返還額 元本に充当された額のみを含めており、延滞金等に充当された額は含めていない。

(イ) 債務者等に対する督促、資産調査等が行われているものの是正措置が進捗していないもの	省庁	77件	874,824,724円
	団体	59件	1,688,047,616円

これらは、是正措置の完了に向けて督促、資産調査等が行われているものの、是正措置が進捗していないものである。

このうち、団体における49件1,474,218,623円に係る債権は、償却等により資産計上から除外されているが、団体は、当該債権の請求権を放棄しておらず、債権自体を引き続き管理している。

(ウ) 債務者等が行方不明であるなどのため納付等の是正措置が進捗していないもの	省庁	18件	130,829,074円
	団体	5件	90,533,570円

これらは、債務者等が行方不明又は収監中であるなどの理由により、是正措置が進捗していないものである。

3 本院の所見

2(2)イのとおり、是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。

第2 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

検査対象	32 省庁等
検査の概要	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項として検査報告に掲記したものについて、当該処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査するもの
改善の処置の履行状況を検査した本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項の件数	59 件(検査報告 平成 25 年度～29 年度)

1 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関する検査の概要

(1) 検査の概要

本院は、検査の過程において会計検査院法第 34 条又は第 36 条の規定による意見表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ、その指摘を契機として省庁及び団体(以下「省庁等」という。)において改善の処置を講じたものを、検査報告に本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(以下「処置済事項」という。)として掲記している。

一方、本院は、毎年次策定している会計検査の基本方針にのっとり、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続して検査することとしている。検査報告に掲記した処置済事項についても、省庁等が制度を改めるなどの改善の処置が履行されること(改善の処置に基づき、その後の会計経理等が適切に行われることをいう。以下同じ。)により初めて実効あるものとなることから、当該改善の処置が履行されるまでその履行状況を継続して検査している。

(2) 平成 29 年度決算検査報告に掲記した改善の処置の履行状況

本院は、平成 29 年度決算検査報告に、平成 24 年度から 28 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、平成 28 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 73 件から、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの 1 件及び 30 年次(29 年 10 月から 30 年 9 月まで)は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの(以下「検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの」という。) 8 件を除いた 64 件についての検査の結果を掲記した。

その内訳は、改善の処置が履行されていたもの(以下「履行済」という。)が 45 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの(以下「検査分履行済」という。)が 19 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの(以下「一部不履行」という。)及び改善の処置が全く履行されていなかったもの(以下「不履行」という。)はそれぞれ 0 件となっていた。

そして、上記の検査分履行済 19 件及び 30 年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 8 件の計 27 件並びに平成 29 年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項

39 件の合計 66 件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性等の観点から、改善の処置が履行されているかなどに着眼して、上記 66 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったなどのため検査の必要がなかったもの（以下「検査の必要がなかったもの」という。）2 件及び今年次は検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 5 件を除いた 59 件について、30 年 8 月から令和元年 7 月までの間に、関係する 32 省庁等において会計実地検査を行った。

(検査の結果)

上記の 59 件について改善の処置の履行状況を検査したところ、履行済が 46 件、検査分履行済が 13 件、一部不履行及び不履行がそれぞれ 0 件となっていた。これを、平成 29 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況と、平成 25 年度から 28 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況とに分けて記述すると、次のとおりである。

(1) 平成 29 年度決算検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

平成 29 年度決算検査報告に掲記した処置済事項 39 件のうち、検査の必要がなかったもの 2 件及び検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 3 件を除いた 34 件について検査したところ、履行済が 31 件、検査分履行済が 3 件となっていた。

(2) 25 年度から 28 年度までの検査報告に掲記した処置済事項に係る改善の処置の履行状況

25 年度から 28 年度までの検査報告に掲記した処置済事項のうち、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととしていたもの 27 件のうち、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの 2 件を除いた 25 件について検査したところ、履行済が 15 件、検査分履行済が 10 件となっていた。

(1)及び(2)において記述した改善の処置の履行状況を検査報告年度別及び省庁等別に示すと、表 1 及び表 2 のとおりである。

表 1 検査報告年度別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

検査報告年度	改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした処置済事項 (A)	検査の必要がなかったもの (B)	検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの (C)	検査対象の処置済事項 (A) - (B) - (C)	改善の処置の履行状況			
					履行済	検査分履行済	一部不履行	不履行
平成 25 年度	3	—	—	3	3	—	—	—
26 年度	5	—	—	5	4	1	—	—
27 年度	9	—	1	8	2	6	—	—
28 年度	10	—	1	9	6	3	—	—
計	27	—	2	25	15	10	—	—
29 年度	39	2	3	34	31	3	—	—
合計	66	2	5	59	46	13	—	—

表2 省庁等別の改善の処置の履行状況

(単位：件)

省庁等名	検査対象の 処置済事項	改善の処置の履行状況			
		履行済	検査分 履行済	一部 不履行	不履行
内閣府(内閣府本府)	1	1	—	—	—
同(警察庁)	4	1	3	—	—
総務省	1	1	—	—	—
法務省	2	1	1	—	—
財務省	1	1	—	—	—
文部科学省	2	2	—	—	—
厚生労働省	注(2) 2	注(2) 2	—	—	—
農林水産省	9	9	—	—	—
国土交通省	11	7	4	—	—
環境省	1	—	1	—	—
防衛省	4	3	1	—	—
沖縄振興開発金融公庫	1	1	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団	1	1	—	—	—
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	1	1	—	—	—
東日本高速道路株式会社	1	1	—	—	—
西日本高速道路株式会社	2	2	—	—	—
本州四国連絡高速道路株式会社	1	1	—	—	—
日本年金機構	注(2) 1	注(2) 1	—	—	—
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1	1	—	—	—
国立研究開発法人防災科学技術研究所	1	1	—	—	—
独立行政法人国際協力機構	1	1	—	—	—
国立研究開発法人理化学研究所	1	—	1	—	—
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	—	1	—	—
独立行政法人情報処理推進機構	1	1	—	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	1	1	—	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	1	1	—	—	—
日本放送協会	1	1	—	—	—
株式会社商工組合中央金庫	1	1	—	—	—
北海道旅客鉄道株式会社	1	—	1	—	—
四国旅客鉄道株式会社	1	1	—	—	—
東日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
西日本電信電話株式会社	1	1	—	—	—
計	59	46	13	—	—

注(1) 省庁等名は、令和元年7月31日現在の名称としている。

注(2) 厚生労働省及び日本年金機構のうち各1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る処置済事項であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

3 本院の所見

処置済事項については、省庁等において改善の処置を講じた事項に係る処置が確実に履行されることが肝要である。

本院は、前記の検査分履行済13件、検査の対象となる会計経理等の実績がなかったもの5件及び平成30年度決算検査報告に掲記した処置済事項44件の計62件について、改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととする。

**第4章 国会及び内閣に対する報告並び
に国会からの検査要請事項に関
する報告等**

第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について

<p>検査対象 会計名及び科目</p>	金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金	
<p>租税特別措置 (中小企業等の 貸倒引当金の特 例)の概要</p>	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、法定繰入率を用いる ことができるとしたり、中小企業等のうち公益法人等及び協同組合等 について、繰入限度額を更に割増ししたりする特別措置	
<p>繰入率特例を適 用している法人 数及び当該法人 における貸倒引 当金繰入額の損 金算入額</p>	延べ1,780,541 法人 1兆2902億円(平成23年度～27年度)	
<p>繰入率特例につ いて農林水産省 の資料を基に法 人税の減収額を 推計した法人数 及びその減収見 込額(本院推計)</p>	537 法人	133 億円(平成27年度)
<p>試算した仮受消 費税相当額に基 づき法人税の減 収額を推計した 法人数及びその 減収見込額(本 院推計)</p>	1,494 法人	2億4668万円(平成27年度)
<p>割増特例に係る 適用法人数及び 適用総額</p>	8,846 法人	4577 億円(平成27年度)
<p>割増特例に係る 法人税の減収見 込額(財務省試 算)</p>		72 億円(平成27年度)
<p>割増特例につ いてe-Taxデー タを基に法人税 の減税額を推計 した割増適用金 融機関の法人数 及びその減税額 (本院推計)</p>	277 法人	18億1472万円(平成27年度)

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。

(2) 特別措置を取り巻く状況

平成26年6月に政府税制調査会から報告された「法人税の改革について」によれば、法人税改革の具体的な改革事項として、成長志向の法人税改革を行うに当たり、課税ベースを拡大し、法人税率の引下げ等を行うこととされている。この中で、「政策税制については経済社会環境の変化に応じて必要性と効果を検証し、真に必要なものに限定する必要がある」などとされている。そして、その見直しに当たって、期限の定めのある政策税制は、原則として、期限到来時に廃止するなどといった基準に沿って、ゼロベースでの見直しを行い、その際には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)に基づき実施される特別措置の適用の実態の調査(以下「適用実態調査」という。)の結果等を踏まえることとされている。

(3) 貸倒引当金に係る特例の概要

貸倒引当金は、法人税法第52条の規定により、貸倒れ等による損失が見込まれるもの^(注1)のその損失の見込額として、中小企業、公益法人等、協同組合等(信用金庫等、信用組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等の法人税法別表第3に掲げる法人)、銀行等が、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められている(以下、上記の所得の金額の計算上、貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、損金の額に算入できる上限となる金額を「繰入限度額」という。)

(注1) 中小企業 株式会社等の普通法人のうち、資本金(出資金を含む。)の額が1億円以下であるもの。ただし、事業年度終了の時ににおいて資本金の額が5億円以上である法人等との間に当該法人等による完全支配関係がある法人を除く。

繰入限度額は、法人の有している金銭債権を、貸倒れ等の事由による損失が見込まれる一定の要件を満たすことにより個別に評価する金銭債権と、それ以外の一括評価金銭債権とに区分して、それぞれの金銭債権について計算することとなっている。

一括評価金銭債権には、売掛金、受取手形等(以下、これらを合わせて「売掛債権」という。)と、貸付金その他これらに準ずる金銭債権とがある。そして、一括評価金銭債権に係る繰入限度額は、期末の一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(以下「期末一括評価債権額」という。)を基に、次の算式により計算することとなっている。

一括評価金銭債権に係る繰入限度額 = 期末一括評価債権額 × 貸倒実績率^(注2)

(注2) 貸倒実績率 次の算式により算出した割合であり、小数点第4位未満を切り上げることとなっている。

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\text{前3年内事業年度における貸倒損失等の平均額}}{\text{前3年内事業年度における期末一括評価債権額の平均額}}$$

ただし、措置法第57条の9第1項の規定により、中小企業、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等(以下、これらを合わせて「中小企業等」という。)については、一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、次の算式のとおり、貸倒実績率に代えて、法定繰入率により計算することも認められている。

一括評価金銭債権に係る繰入限度額

$$= (\text{期末一括評価債権額} - \text{実質的に債権とみられないものの額}) \times \text{法定繰入率}$$

そして、法定繰入率については、昭和60年度以降(金融及び保険業(以下「金融保険業」という。))については56年度以降)、表1のとおり、事業区分ごとに1000分の3から1000分の13までの範囲で定められている。

表1 事業区分ごとの法定繰入率

事業区分	法定繰入率
卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む。)	10/1000
製造業(電気業、ガス業等を含む。)	8/1000
金融保険業	3/1000
割賦販売小売業等	13/1000
その他の事業	6/1000

さらに、公益法人等及び協同組合等の一括評価金銭債権に係る繰入限度額については、措置法第57条の9第3項の規定によれば、貸倒実績率により計算した場合の繰入限度額又は法定繰入率により計算した場合の繰入限度額のいずれかの^(注3)110%相当額とすることとされている(以下、これにより繰入限度額を割増しする措置を「割増特例」といい、割増特例により割増しされた率を「割増率」という。)

(注3) 110%相当額 昭和55年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度においては116%相当額、24年4月1日から29年3月31日までの間に開始する事業年度においては112%相当額であり、110%相当額は29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

(4) 貸倒引当金に係る特例の主な沿革

法定繰入率により繰入限度額を算出する措置は、昭和25年度税制改正により事務の簡素化等を目的として創設されて以降、法人税法等^(注4)で規定されていた。法定繰入率は、概算で繰入率を定めているという趣旨に鑑みて、常に貸倒実績率をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものとする必要があるとして、制度創設以降、随時、貸倒れの実績率とのかい離がある場合には引下げ等が行われてきた。また、昭和54年度税制改正において貸倒実績率による繰入限度額の計算が導入され、従前は法定繰入率のみが定められていたところ、貸倒実績率と法定繰入率のいずれかにより繰入限度額を計算できることとなった。

(注4) 法人税法 法人税法は昭和40年に全部改正されており、法定繰入率により繰入限度額を算出する措置が創設された昭和25年度税制改正当時は改正前の法人税法(昭和22年法律第28号)である。

その後、平成10年度税制改正において、法定繰入率により繰入限度額を算出する措置は法人税法等の規定から削除されることとなった。ただし、中小企業等については、措置法において、引き続き適用が認められることとなった。

割増特例は、昭和41年度税制改正により、当時の中小企業の倒産状況から貸倒れの発生率が特に大きいと考えられた中小企業の実情に即して、中小企業等における債権回収の不安を少なくして、併せてその企業の財務基盤を強化することを目的に、2年間の時限措置として創設されたものであるが、その後も1年から3年ごとに延長されている。平成12年度税制改正により、割増特例の適用対象法人から中小企業が除外され、公益法人等及び協同組合等(以下、公益法人等と協同組合等とを合わせて「割増特例対象法人」という。)に限定された。

(5) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額

売掛債権の貸借対照表価額は、企業会計上、取得価額とされており、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する課税資産の譲渡等に該当する場合は、当該売掛債権は消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めた価額となっている(以下、課税資産の譲渡等に該当する売掛債権を「課税売掛債権」という。)。また、措置法第57条の9第1項の規定に基づく法定繰入率により繰入限度額を算出する措置(以下「繰入率特例」という。)において期末一括評価債権額から控除される「実質的に債権とみられないものの額」の中には、課税売掛債権に係る消費税等に相当する額(以下「仮受消費税相当額」という。)は含まれていない。したがって、繰入率特例における繰入限度額は、仮受消費税相当額を含む期末一括評価債権額に基づき算出されることとなる。

一方、消費税法第39条等の規定によれば、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税に相当する額は課税標準額に対する消費税額から控除することとされていることなどから、課税売掛債権に係る仮受消費税相当額は損失とはならないこととなっている。

(6) 繰入率特例及び割増特例の適用実績等

租特透明化法に基づく適用実態調査のうち、適用額明細書^(注5)を利用する調査については、税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置が対象となっている(以下、適用額明細書を利用する調査の対象となる特別措置を「調査対象特別措置」という。)が、繰入率特例については、財務省の説明によれば、各法人にとって法定繰入率が必ずしも貸倒実績率に比べて有利となるわけではなく税負担の軽減又は繰延べを行う措置ではないとされている。このため、繰入率特例は、調査対象特別措置として定められておらず、これまで適用実態調査は行われていない。

(注5) 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受ける調査対象特別措置の内容、適用額その他の事項を記載した一覧表

一方、割増特例については、平成29年2月に国会に提出された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下「27年度適用実態報告書」という。)によると、27年4月1日から28年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度(以下「27終了事業年度」という。)における適用法人数は8,846法人、適用総額は4577億余円となっている。そして、業種別の適用実績(単体法人に限る。)をみると、金融保険業の全体に占める

割合が、適用件数では22.2%であるが、適用額では95.1%となっている。また、割増特例に係る27終了事業年度における法人税の減収額は、財務省の試算で72億円と見込まれている。

(7) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証

特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(以下「関係省庁」という。)は、税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税に係る特別措置の期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合には、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)に基づいて政策の事前評価及び事後評価を行うことが義務付けられている。また、政策評価法によれば、政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に把握することなどとされており、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。)によれば、特別措置等による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。

イ 税制改正要望の際の検証

関係省庁は、財務省に提出する「税制改正要望書」(以下「要望書」という。)において、特別措置による減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより、当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、特別措置には、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特別措置であることが要請されていることを踏まえて、関係省庁は、要望書にこのような要請を満たしているか否かを記載することとなっている。そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等を参考にして、特別措置の効果等の検証を行っている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

法定繰入率は、概算で繰入率を定めているという趣旨からすれば、常に貸倒実績率をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものにすることが必要であるとして、制度創設以降、随時、貸倒れの実績率とのかい離がある場合には引下げ等が行われてきたが、昭和60年度以降(金融保険業については56年度以降)、法定繰入率の見直しは行われていない。一方、平成元年4月に消費税が導入され、逐次税率が引き上げられる中で、期末一括評価債権額に含まれる損失とならない仮受消費税相当額が拡大していると思料される。

また、割増特例は、昭和41年度に2年間の時限措置として制度が創設されて以降、累次にわたる延長とともに、適用対象法人及び割増率の見直しを経て現在に至っている。そして、前記のとおり、27年度適用実態報告書において、業種別の適用実績(単体法人に限る。)をみると、金融保険業の全体に占める割合が、適用額では95.1%となっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、①繰入率特例における繰入限度額は、貸倒実績率等をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものとなっているか、②期末一括評価債権額の算出は合理的なものとなっているか、③割増特例は、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているか、④関係省庁及び財務省における中小企業等の貸倒引当金の特例(以下「貸倒引当金の特例」という。)の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、次の①及び②の法人に係る繰入率特例の適用状況を国税庁及び農林水産省から提出を受けた資料により検査するとともに、③の法人に係る期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況並びに④及び⑤の法人に係る割増特例の適用状況を法人税確定申告書等により検査した。

- ① 平成23終了事業年度から27終了事業年度までにおいて、国税庁が実施した「会社標本調査」^(注6)の対象となった延べ7,196,895法人のうち、貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損金の額に算入等した全法人延べ2,048,944法人
- ② 会計実地検査等で農林水産省から提出を受けた資料において、27終了事業年度に繰入率特例^(注7)を適用している農業協同組合等701法人
- ③ 56税務署^(注7)において、27年4月1日から28年3月31日までの間に開始する事業年度(以下「27開始事業年度」という。)に繰入率特例を適用している法人のうち100万円以上の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業^(注8)1,618法人
- ④ 27終了事業年度における信用金庫等全266法人、信用組合等全154法人及び労働金庫等全14法人並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等全718法人、漁業協同組合等全111法人及び農林中央金庫、計1,264法人
- ⑤ 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づき、本院に国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類として提出されたe-Taxデータ^(注9)による法人税確定申告書(以下「e-Taxデータ」という。)において、27終了事業年度に貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している割増特例対象法人1,494法人

そして、関係省庁である金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(以下「5省庁」という。)において、政策評価に係る関係資料や要望書における貸倒引当金の特例の検証状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、財務省において、貸倒引当金の特例の検証状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注6) 「会社標本調査」の対象 会社標本調査の対象には、公益法人等及び協同組合等は含まれていない。

(注7) 56税務署 札幌西、函館、帯広、釜石、仙台南、大河原、山形、郡山、宇都宮、前橋、所沢、春日部、越谷、松本、千葉西、松戸、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、本郷、江東西、大森、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、横浜中、神奈川、川崎南、横須賀、小田原、福井、昭和、熱田、豊橋、一宮、北、東、南、堺、豊能、富田林、葛城、出雲、徳島、松山、西福岡、大分各税務署

(注8) 損金の額に算入している中小企業 繰入率特例を適用している中小企業を各税務署当たり貸倒引当金繰入額が高額なものから最大で30法人を抽出して、当該法人に係る法人税確定申告書等の提出を受けた。

(注9) e-Taxデータ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)により提出された法人税確定申告書のうち、計算証明規則等に基づき本院に証拠書類として提出されたもので税務署の規模に応じて資本金(出資金を含む。)や税額が一定額以上の法人税申告データ

3 検査の状況

(1) 繰入率特例の適用状況等

ア 法定繰入率と貸倒損失発生率とのかい離の状況等

(ア) 会社標本調査の対象となった内国普通法人におけるかい離の状況等

23 終了事業年度から 27 終了事業年度までにおいて会社標本調査の対象となった内国普通法人延べ 7,196,895 法人のうち、貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損金の額に算入等した全法人延べ 2,048,944 法人において、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人は延べ 1,808,149 法人(期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額計 6 兆 8570 億余円)となっていた。このうち、繰入率特例を適用している法人は延べ 1,780,541 法人(期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額計 1 兆 2902 億余円)であり、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人全体に占める割合は 98.4% となっていた。

法人税法第 52 条の規定のとおり、貸倒引当金は損失の見込額という性格を有していることから、法定繰入率については、貸倒実績率や、その近似値として算出する貸倒損失発生率^(注10)等を踏まえたものでなくてはならないと思料される。

そこで、会社標本調査の対象となった内国普通法人を対象として、事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、表 2 のとおり、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っており、金融保険業においては、法定繰入率が貸倒損失発生率の 30 倍高い状況となっていた。

(注10) 貸倒損失発生率 平成 23 終了事業年度から 27 終了事業年度までの各終了事業年度について、事業区分ごとにそれぞれの年度に計上した貸倒損失額等が、それぞれの年度の期末一括評価債権額に占める割合を算出し、算出した割合の 5 か年度分の合計を 5 で除することで算出している。

表 2 事業区分ごとの法定繰入率及び貸倒損失発生率

事業区分	法定繰入率	貸倒損失発生率
卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む。)	10/1000	2.2/1000
製造業(電気業、ガス業等を含む。)	8/1000	2.2/1000
金融保険業	3/1000	0.1/1000
割賦販売小売業等	13/1000	0.2/1000
その他の事業	6/1000	3.0/1000

(イ) 農業協同組合等、信用金庫等及び信用組合等における法人税の減収額等

5 省庁において、法定繰入率と貸倒実績率のかい離の状況等を把握しているか確認したところ、金融庁及び農林水産省は、それぞれの所管している法人である信用金庫等、信用組合等及び農業協同組合等からアンケートを徴するなどして、かい離の状況等を把握していた。一方、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、それぞれの所管している消費生活協同組合等、中小企業等協同組合等におけるかい離の状況等を把握していなかった。

かい離の状況等を把握していた農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料において繰入率特例を適用している農業協同組合等 701 法人のうち、貸倒実績率が資料に記載されていないなどの法人を除く 537 法人(金融保険業に限る。)の 27 終了事業年度における貸倒実績率をみると、272 法人において 0 であったり、130 法人において 1000 分の 0.1 であったりしており、多数の法人において金融保険業に係る法定繰入率 1000 分の 3 を大幅に下回っていた。

そこで、上記の 537 法人について、27 終了事業年度における貸倒引当金繰入額の損金算入額及び貸倒実績率により算出した繰入限度額を基に、繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、計 133 億余円となった。

さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料等によれば、金融庁は法定繰入率と貸倒実績率とのかい離の状況を把握した上で、繰入率特例による信用金庫及び信用組合に係る法人税等の減収額は約 285 億円(うち法人税の減収額は約 199 億円)と推計していた。そして、金融庁によれば、その内訳は、27 終了事業年度に繰入率特例を適用している信用金庫 173 法人に係る減収額が計約 278 億円(うち法人税の減収額は計約 191 億円)、28 終了事業年度に繰入率特例を適用している信用組合 133 法人に係る法人税の減収額が計約 7 億円となっていた。

このように、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

イ 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

前記のとおり、繰入率特例における貸倒引当金の繰入限度額は、仮受消費税相当額を含む期末一括評価債権額に基づき算出される。一方、消費税法第 39 条等の規定により、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税等に相当する額は損失とはならないこととなっている。

法人税法第 52 条の規定のとおり、貸倒引当金は損失の見込額という性格を有するものとなっている。そして、繰入率特例においては、「期末一括評価債権額」から、貸倒れの際に損失とならない「実質的に債権とみられないものの額」を控除した上で、法定繰入率により計算することとなっている。しかし、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額は、損失とはならないのに、期末一括評価債権額に含めて繰入率特例における繰入限度額を算出しており、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される。

そこで、56 税務署において 27 開始事業年度に繰入率特例を適用し、100 万円以上の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業 1,618 法人を抽出し、このうち免税事業者 14 法人、簡易課税を適用している 8 法人及び売掛債権の期末残高がない 37 法人を除く 1,559 法人に係る法人税及び消費税等の確定申告書により、仮受消費税相当額を試算したところ、計 1221 億 3387 万余円となっていた。

試算した仮受消費税相当額に法定繰入率を乗ずるなどして貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入されたと見込まれる額を集計したところ、計 10 億 6884 万余円となっていた。また、上記 1,559 法人のうち、所得がある 1,494 法人に係る貸倒引当金繰入額のうち

ち損金の額に算入されたと見込まれる額は、計10億4100万余円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計2億4668万余円となっていた。

このように、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額を期末一括評価債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと史料される。

ア及びイのとおり、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があること、期末一括評価債権額に損失とならない仮受消費税相当額が含まれていることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(2) 割増特例の適用状況

ア 協同組織金融機関における自己資本比率等の状況

前記のとおり、割増特例の目的は、割増特例対象法人について、貸倒引当金の繰入限度額を引き上げることにより財務基盤を強化することなどとされており、財務基盤を強化するためには、内部留保を充実させることが必要であるといわれている。

前記のとおり、27年度適用実態報告書において、業種別の割増特例の適用実績(単体法人に限る。)をみると、金融保険業の全体に占める割合が、適用件数では22.2%であるが、適用額では95.1%となっていた。また、租特ガイドラインによれば、特別措置等による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。そこで、割増特例対象法人のうち、協同組合等であって金融保険業を営む法人である信用金庫等、信用組合等及び労働金庫等並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等、漁業協同組合等及び農林中央金庫(以下、これらを合わせて「協同組織金融機関」という。)計1,264法人について、割増特例により財務基盤の強化が図られているかをみるために、公表資料等を基に、割増特例の適用状況、自己資本比率、利益剰余金の額等をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 割増特例の適用状況

協同組織金融機関1,264法人について、27終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、割増特例を適用している協同組織金融機関(以下「割増適用金融機関」という。)が1,084法人、割増特例を適用していない協同組織金融機関が180法人となっていた。

(イ) 自己資本比率

協同組織金融機関が預貯金取扱金融機関としての財務の健全性を判断するための基準として、金融庁等は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)等を定めており、当該基準として自己資本比率^(注11)が規定されている。そして、当該基準には国内基準と国際統一基準が定められており、国内にのみ営業拠点を置く際には国内基準により、自己資本比率4%以上が必要とされている。また、国外にも営業拠点を置く際には国際統一基準により、自己資本比率8%以上が必要とされている。そして、農林中央金庫以外の協同組織金融機関は、国内にのみ営業拠点を置く預貯金取扱金融機関である。

(注11) 自己資本比率 預貯金取扱金融機関の財務諸表で算出される出資金、利益剰余金、貸倒引当金等の額を分子として、保有する資産について、資産の種類ごとに定められたリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額であるリスク・アセットの額を分母として算出される。

そこで、財務基盤の状況を見るために、割増適用金融機関 1,084 法人について、27 終了事業年度における自己資本比率をみたところ、公表資料等による 27 終了事業年度における全国の銀行 116 法人の自己資本比率の平均値(以下「銀行平均値」という。)である 10.7% 以上となっている割増適用金融機関が 966 法人(割増適用金融機関 1,084 法人に占める割合 89.1%)見受けられた。

(ウ) 利益剰余金の額等

利益剰余金の額は、自己資本の重要な要素となっている。そこで、割増適用金融機関 1,084 法人について、27 終了事業年度における利益剰余金の額をみたところ、「法人企業統計調査結果(平成 27 年度)」(財務省)における「金融業、保険業」の平均利益剰余金の額(以下「平均利益剰余金」という。)である 8 億 8649 万円以上となっている法人が 901 法人(割増適用金融機関 1,084 法人に占める割合 83.1%)見受けられた。

また、割増適用金融機関 1,084 法人について、27 終了事業年度における当期純利益の額をみたところ、「法人企業統計調査結果(平成 27 年度)」(財務省)における「金融業、保険業」の平均当期純利益の額である 1 億 4157 万円以上となっている法人が 639 法人(割増適用金融機関 1,084 法人に占める割合 58.9%)見受けられた。

イ e-Tax データを基に分析した割増適用法人における割増適用減税額等の状況

(ア) 割増適用法人における割増適用減税額等の状況

割増特例の適用による法人税の減税額(以下「割増適用減税額」という。)等の状況を見るために、e-Tax データから 27 終了事業年度に貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している割増特例対象法人を抽出したところ、1,494 法人がこれに該当した。この 1,494 法人について、27 終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、割増特例を適用している法人(以下「割増適用法人」という。)が 1,285 法人、割増特例を適用していない法人が 209 法人となっていた。

そこで、割増適用法人 1,285 法人について、27 終了事業年度における割増適用減税額の総額をみたところ、計 18 億 5746 万余円となっていた。そして、割増適用減税額が 1000 万円以上の業態別法人数及び当該法人に係る割増適用減税額の総額をみると、信用金庫が 32 法人計 10 億 7037 万余円、信用組合理が 6 法人計 1 億 5913 万余円、農業協同組合等が 5 法人計 1 億 0155 万余円、合計 43 法人(割増適用法人 1,285 法人に占める割合 3.3%)13 億 3106 万余円(同 71.6%)となっていた。

平成 29 年度税制改正において、財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえて、法人税関係の中小企業向けの各特別措置については、31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、前 3 事業年度の平均所得金額が年 15 億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。

これを踏まえて、割増適用法人 1,285 法人のうち、e-Tax データにより、25 終了事業年度、26 終了事業年度及び 27 終了事業年度の 3 か年度における所得金額が把握できる 928 法人の 3 か年度平均所得金額をみたところ、平均所得金額が 15 億円を超

える法人が20法人見受けられた。そして、この20法人に係る27終了事業年度における割増適用減税額は計7億4339万余円(割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の40.0%)となっていた。

(イ) 割増適用金融機関における割増適用減税額等の状況

前記27終了事業年度のe-Taxデータから抽出した割増特例対象法人1,494法人のうち、協同組織金融機関は325法人であった。これら協同組織金融機関325法人について、27終了事業年度における割増特例の適用状況をみると、割増適用金融機関が277法人、割増特例を適用していない協同組織金融機関が48法人となっていた。

割増適用金融機関277法人について、27終了事業年度における割増適用減税額の総額をみると、計18億1472万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の97.6%を占めていた。

そして、割増適用金融機関277法人の自己資本比率をみると、銀行平均値である10.7%以上となっている法人が229法人見受けられた。この229法人に係る割増適用減税額は計11億4669万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の61.7%を占めていた。

また、割増適用金融機関277法人の利益剰余金の額についてみると、平均利益剰余金である8億8649万円以上となっている法人が219法人見受けられた。この219法人に係る割増適用減税額は計17億8151万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の95.9%を占めていた。

自己資本の主なものは、出資金及び利益剰余金の額である。そこで、割増適用金融機関277法人の出資金及び利益剰余金の額の合計額についてみると、100億円以上となっている法人が99法人見受けられた。この99法人に係る割増適用減税額は計15億7194万余円となっており、割増適用法人1,285法人に係る割増適用減税額の84.6%を占めていた。

ア及びイのとおり、e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増適用減税額は計18億1472万余円となっていたが、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっていたりなどして、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るといふ割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(3) 貸倒引当金の特例の検証状況

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証状況

繰入率特例については、政策評価法等において、政策評価の義務付け対象とはなっていないため、5省庁は事前評価及び事後評価を行っていなかった。

一方、割増特例については、5省庁全てが政策評価法等に基づく検証を行っていた。前記のとおり、租特ガイドラインによれば、特別措置による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。5省庁が作成した事前評価書等を見ると、効果の測定に用いられた指標は、融資先への貸出残高や中小企業の資金繰りDI等^(注12)となってお

り、割増特例が割増特例対象法人の財務基盤の強化に及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。

(注12) 資金繰りDI 「DI」は「Diffusion Index」の略。前期に比べて資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いた数値

イ 税制改正要望の際の検証状況

繰入率特例については、税制改正の要望を行っていないため、5省庁は要望の際の検証を行っていないかった。一方、財務省は、貸倒損失発生率を把握していた。

割増特例については、5省庁は1年から3年ごとに期限の延長の要望書を提出しており、税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、要望書の内容をみると、割増特例の目的は割増特例対象法人における財務基盤の強化であるとしているにもかかわらず、割増特例の適用による効果としては、地域金融システムの安定化に寄与していること、融資余力が生まれること、地域経済への悪影響を回避することなどとしており、割増特例により割増特例対象法人における財務基盤の強化が図られているかについての分析は行われていなかった。また、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていないかった。一方、財務省は、5省庁から提出を受けた要望書等を参考にして、割増特例の効果の検証等を行っていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 繰入率特例の適用状況等

(ア) 法定繰入率と貸倒損失発生率とのかい離の状況等

会社標本調査の対象となった内国普通法人における事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っていた。そして、5省庁において、法定繰入率と貸倒実績率とのかい離の状況等を把握しているか確認したところ、金融庁及び農林水産省は、それぞれの所管している法人からアンケートを徴するなどして、かい離の状況等を把握していた。一方、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、それぞれの所管している法人におけるかい離の状況等を把握していなかった。かい離の状況等を把握していた農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料により、農業協同組合等537法人の27終了事業年度における繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、計133億余円となった。さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料等によれば、金融庁は信用金庫及び信用組合に係る法人税等の減収額を約285億円(うち法人税の減収額は約199億円)と推計していた。

このように、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(イ) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

56税務署における消費税等の課税事業者で所得がある1,494法人について、消費税等の課税事業者において損失とはならない仮受消費税相当額に係る貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入されたと見込まれる額は、計10億4100万余円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計2億4668万余円となっていた。

このように、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額を期末一括評価債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される。

イ 割増特例の適用状況

e-Tax データを基に分析した割増適用金融機関 277 法人における割増適用減税額は計 18 億 1472 万余円となっていた。一方、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である 10.7% 以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である 8 億 8649 万円以上となっていたりなどして、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るという割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

ウ 貸倒引当金の特例の検証状況

繰入率特例については、政策評価法等において、政策評価の義務付け対象とはなっていないため、5 省庁は事前評価及び事後評価を行っていなかった。また、5 省庁は税制改正の要望を行っていないため、要望の際の検証を行っていなかった。

一方、割増特例については、5 省庁は政策評価法等に基づく検証を行っており、また、1 年から 3 年ごとに税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、政策評価の内容をみると、効果の測定に用いられた指標は、融資先への貸出残高や中小企業の資金繰り DI 等となっており、割増特例が割増特例対象法人の財務基盤の強化に及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。また、5 省庁は、税制改正要望の際に、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていなかった。

(2) 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不断に検証して真に必要なものに限定すべきであるとされている。

貸倒引当金の特例について、繰入率特例に係る適用実態調査が実施されていないため適用実績の把握が困難な場合もあるものの、繰入率特例においては、繰入限度額が合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあること、割増特例においては、その対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあることを踏まえ、5 省庁は、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの観点により検証を行い、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

また、財務省においても、貸倒引当金の特例について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

本院としては、今後とも貸倒引当金の特例の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。

第2 国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について

検査対象	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、47都道府県、1,009市町村、166公益法人その他の法人等	
検査の対象とした基金の概要	都道府県、市町村、公益法人その他の法人等が、国庫補助金等の交付を受けて単年度では完結しない特定の目的を持つ事務又は事業を行う場合に設置造成するもの	
検査の対象とした基金数	3,918基金	
上記のうち平成28年度末における基金数及び基金保有額	1,578基金	1兆0757億円
上記のうち国庫補助金等相当額	7005億円	

1 検査の背景

(1) 基金の概要

国は、地方公共団体及び法人等が、基金を^(注1)設置又は積増し(以下「設置造成」という。)して、単年度では完結しない特定の目的を持つ事務又は事業(以下「基金事業」という。)を実施する場合に、その基金の設置造成に必要な資金の全部又は一部を対象として、当該地方公共団体及び法人等に国庫補助金又は国庫交付金(以下「国庫補助金等」という。)を直接又は間接に交付している。そして、国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した地方公共団体及び法人等は、国の交付要綱等に基づき、設置造成した基金を他の事業の財源と区分して経理し、基金事業を実施している。

上記の基金を運営形態別に分類すると、おおむね次のとおりとなる。

① 取崩し型

基金を各事業の財源に充てることによって費消していくもの

② 回転型

貸付けなど基金を繰り返し回転させて使用するもの

③ 保有型

基金を債務保証等の信用力の基盤となる財源として保有するもの

④ 運用型

基金を運用元本として、その運用益を事業の財源に充てていくもの

(注1) 法人等 独立行政法人、特別民間法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(2) 政府による基金に係る制度の見直しなどの状況

政府は、これまで基金に係る制度の見直しなどについて検討を行っており、平成18年以降、政府が実施した主な見直しなどの状況は、次のとおりである。

ア 「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」による見直し

政府は、18年8月に、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月閣議決定。以下「基金基準」という。)を閣議決定し、国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。以下、この基金基準の対象となる法人を「基金法人」という。)が当該基金により実施している事業に関して、国庫補助金等の交付元府省が国庫補助金等の交付要綱等に基づく指導監督を行う場合の基準を定めている。

基金基準において、各府省は、国庫補助金等を交付する際に、基金事業を終了する時期(以下「終期」という。)を設定し、これを交付要綱等に明記するとともに、基金法人において、①少なくとも5年に1回は定期的に見直しをすること、②あらかじめ事業の効果に着目して定めた目標の達成度を評価し、当該結果を公表すること、③定期的な見直しの際に、基金の規模が過大となっていないかなどの状況を客観的に把握するために、基金事業に要する費用に対する保有金額等の割合(以下「保有割合」という。)を合理的な事業見直しなどを用いて算出すること、④直近3年以上事業実績がない基金、保有割合が1を大幅に上回っている基金等の使用見込みの低い基金については、定期的な見直しの際に国庫補助金等の国庫への返納等その基金の取扱いを検討することなどの基準を明記することとなっている。また、基金法人及び各府省は、基金の名称、基金額、終期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標等を公表することとなっている。

イ 行政事業レビューによる基金の見直し、公表等

各府省は、「行政事業レビュー実施要領」(平成25年4月行政改革推進会議。以下「実施要領」という。)等に基づき、国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した地方公共団体及び国庫補助金等の交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金により基金を設置造成した法人等(以下、これらを合わせて「地方公共団体等」という。)に係る基金並びに基金法人及び国庫補助金等の交付を受けて設置造成した基金を保有する独立行政法人等(以下、これらを合わせて「基金法人等」という。)に係る基金について、基金別に執行状況等の点検を行っている。また、基金の名称、基金額、基金事業の概要、成果目標、成果実績、収支の状況、基金方式(国庫補助金等により設置造成された基金により事業を実施する方式をいう。)の必要性等について、地方公共団体等に設置造成された基金については、26年度以降、「地方公共団体等保有基金執行状況表」(以下「執行状況表」という。)により、基金法人等に設置造成された基金(執行状況表により公表している基金を除く。)については、それ以前の25年度以降、「基金シート」により、それぞれ基金の設置造成に充てられた資金を予算計上した各府省が毎年度9月末を目途に前年度の状況を公表することとなっている。

ウ 「経済財政運営と改革の基本方針2014」における基金に係る方針

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月閣議決定。以下「基本方針」という。)によれば、公的部門の改革の推進における財政の質の向上を図るための政府の方針として、基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、基金の設置造成については、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表して、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討するとされている。

エ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の改正等

(注2)
 各省各庁の長が基金造成費補助金等を交付する場合に補助事業者等に対して付すべき条件の明確化を図るために、26年10月に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第341号。以下「改正政令」という。)が施行され、これにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)が改正された(以下、改正後の施行令を「改正適正化令」という。)。そして、改正適正化令第4条第2項の規定において、これまで法令上明確でなかった基金事業の性質について、「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要なものと認められるもの」と規定された。また、国庫補助金等の交付の目的を達成するために必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項等を定めるものとする事となっていて、同項の規定において、国庫補助金等が基金造成費補助金等に該当する場合には、次の事項を定めることとなっている。

- (ア) 基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと
- (イ) 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと
- (ウ) 基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと

また、26年10月に、改正政令の施行に関し必要な事項を示すために、財務大臣は、各省各庁の長宛てに「基金造成費補助金等の活用に関する指針について」(平成26年10月財計第2534号。以下「指針」という。)を発出した。

指針によれば、具体の事務又は事業が、前記の「複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要なものと認められるもの」に該当するか否かについては、個々に判断することとなるが、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業、③当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するものについては、基金事業の性質に該当し得ると考えられるとされている。他方、これら以外の事務又は事業については、基金造成費補助金等によることなく対応することが可能か不断に検討すべきであるとされている。さらに、指針において、各省各庁の長は、保有割合、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度等の情報を交付要綱等に基づき毎年度報告させて、これらの情報に基づき毎年度基金の見直しを行うとともに、これらの情報を基金シートや執行状況表により公表することとなっている。そして、基金法人等に設置造成された基金については、基金基準に従うなどして、地方公共団体等に設置造成された基金については、基金基準を参考として、それぞ

れ、あらかじめ基金の廃止時期を設定するとともに、当該廃止時期が到来する前の時点においても、基金の額が過大であるか否かを不断に確認することなどとなっている。

また、改正適正化令(第4条第2項)は、改正政令の施行後に、基金を設置するために交付する基金造成費補助金等及び既存の基金に積増しを行うために交付する基金造成費補助金等を対象とするものであるが、前記の(ア)から(ウ)までの各事項に関しては、積増しを行わない基金も、補助事業者等と協議して、できる限り、交付要綱等に改正適正化令と同旨の内容を盛り込むよう努めるものとするとなっている。

(注2) 基金造成費補助金等 補助事業者等が基金事業の財源として設置造成する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する国庫補助金等

(3) 地方公共団体等及び基金法人等に設置造成されている基金の状況

各府省が公表している執行状況表及び基金シートにより、地方公共団体等及び基金法人等に設置造成されている基金について、28年度の状況をみると、基金数は計2,566基金あり、基金保有額は計5兆6674億余円(国庫補助金等相当額計4兆9578億余円)と多額となっている。そして、地方公共団体等に設置造成されている基金は、基金法人等に設置造成されている基金の基金数の約3.7倍となっており、基金保有額も依然として多額となっている。

(4) 過去の会計検査の状況

本院は、従来、国庫補助金等により設置造成された基金について検査を行っているところであり、地方公共団体等に設置造成された基金については、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、23年10月に国会及び内閣に報告した「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」において、地方公共団体等が主体的に基金事業の見直しに努めるとともに、国庫補助金等の交付元府省において交付要綱等に基金事業の見直しの基準等を明記したり、使用見込みのない余剰金がある場合に国庫補助金等相当額を国に返還する旨の規定を定めたりなどして、基金が適切な基金規模となるよう努める必要があるとの所見を記述している。

また、同法第30条の3の規定に基づき、29年4月に参議院に報告した「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」において、国庫補助金等を原資として設置造成が行われる基金により復旧・復興事業として実施される事業(以下「復興関連基金事業」という。)について、国は、国からの国庫補助金等の交付を受けて基金を設置造成した地方公共団体、公益法人その他の団体と十分に連携して適切な基金の執行管理を行うとともに、使用見込みのない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金が適切かつ有効に活用されるよう努めること、また、東日本大震災復興交付金を原資として基金の設置造成等を行うなどして実施される事業(以下「復興交付金事業」という。)について、基金を設置造成して実施する事業において取崩未済額が多額となっている状況等を踏まえて、国は、適切な同交付金の配分を行うとともに、事業が完了して生じた残余额等について、着実な縮小を図ることなどに留意するなどして、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要があるとの所見を記述している。

これらのほか、本院は、個別の基金について、同法第34条又は第36条の規定に基づき意見を表示し又は処置を要求するなどしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

地方公共団体等に設置造成されている基金は、28年度において、基金法人等に設置造成されている基金の基金数の約3.7倍となっており、基金保有額も依然として多額となっている。そして、地方公共団体等に設置造成されている基金については、26年10月の改正政令の施行に伴う見直しや前記の行政事業レビューによる見直しなどが行われており、各府省の自己点検等の取組状況は、30年9月から公表されることとなった。

そこで、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から、地方公共団体等に設置造成されている基金について、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 地方公共団体等に設置造成された基金の基金数、基金保有額及び基金の運用方法はどのような状況となっているか。

イ 基金事業として実施されている事業が改正適正化令に規定された基金事業としての性質に該当するものとなっているか、基金の基本的事項の公表に係る規定が適切に整備されているかなど、改正適正化令の適用状況等はどのようになっているか。

ウ 基金規模はどのような状況となっているか、基金規模の確認は適切に行われているか。

(2) 検査の対象及び方法

国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金のうち、24年度から28年度までに存在した基金(復興関連基金事業及び復興交付金事業に係る基金並びに23年度末までに基金事業が終了した基金を除く。)を対象として、これらの基金を所管している9府省及び47都道府県等から特別調書等の提出を受け、特別調書により特定できた3,918基金について、その内容を分析するとともに、9府省及び18都道府県において実績報告書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 9府省 内閣府、総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注4) 47都道府県等 47都道府県、1,009市町村及び都道府県等から間接交付された資金により基金を設置造成した166公益法人その他の法人等。ただし、福島県の原子力災害に伴う避難指示区域等に指定された11市町村は含めていない。

(注5) 18都道府県 東京都、北海道、大阪府、青森、岩手、宮城、福島、埼玉、千葉、神奈川県、新潟、福井、静岡、愛知、兵庫、鳥取、福岡、沖縄各県

3 検査の状況

(1) 地方公共団体等に設置造成された基金の推移等

上記の3,918基金について、24年度から28年度までの各年度末における基金数(各年度末時点において国庫補助金等相当額がない基金を除く。以下同じ。)及び基金保有額の合計について、24年度末と28年度末を比較してみると、基金数は、24年度末計2,038基金、28年度末計1,578基金、基金保有額は、24年度末計2兆1,684億余円(国庫補助金等相当額計1兆8,849億余円)、28年度末計1兆0,757億余円(同計7,005億余円)となっており、28年度末における基金数は対24年度末比で77.4%、同基金保有額は同49.6%(国庫補助金等相当額は同37.1%)と基金数及び基金保有額共に減少傾向となっている。

ア 都道府県別の基金数及び基金保有額の推移等

都道府県別の基金数及び基金保有額の推移等をみると、28年度末において、基金数が最も多いのは北海道で71基金、最も少ないのは秋田県で20基金となっている。基金保有額が最も多いのは東京都で829億余円、最も少ないのは滋賀県で68億余円となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比でみると、沖縄県を除く都道府県で減少しており、基金保有額は、対24年度末比でみると、全ての都道府県で減少している。

イ 府省別の基金数及び国庫補助金等相当額の推移等

府省別の基金数及び国庫補助金等相当額の推移等をみると、28年度末における基金数が最も多いのは厚生労働省所管の基金で474基金、最も少ないのは総務省所管の基金で23基金となっている。国庫補助金等相当額が最も多いのは厚生労働省所管の基金で4605億余円、最も少ないのは総務省所管の基金で2億余円となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比でみると、農林水産、国土交通、環境、防衛各省で増加しているが、他の府省では減少している。国庫補助金等相当額は、対24年度末比でみると、防衛省で増加しているが、他の府省では減少している。

ウ 地方公共団体等の種類別の基金数及び基金保有額の推移等

地方公共団体等の種類別の基金数及び基金保有額の推移等をみると、28年度末における基金数及び基金保有額が最も多いのは、都道府県に設置造成されている基金で1,022基金、9781億余円(国庫補助金等相当額6190億余円)、最も少ないのは、その他の法人等に設置造成されている基金で13基金、27億余円(同16億余円)となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比でみると、市町村で増加しているが、他の地方公共団体等の種類では減少している。基金保有額は、対24年度末比でみると、全ての地方公共団体等の種類において減少している。

エ 運営形態別の基金数及び基金保有額の推移等

運営形態別の基金数及び基金保有額の推移等をみると、28年度末における基金数及び基金保有額が最も多いのは、取崩し型の基金で885基金、5112億余円(国庫補助金等相当額4009億余円)となっている。そして、28年度末における基金数は、対24年度末比でみると、取崩し型及び回転型両者の性質を有するなどの運営形態(以下「複合型」という。)の基金で増加しているが、他の運営形態の基金では減少している。また、基金保有額は、対24年度末比でみると、回転型の基金及び複合型の基金で増加しているが、他の運営形態の基金では減少しており、保有型の基金は、28年度末までに終期を迎えて国庫補助金等相当額が国庫返納されている。

オ 基金の運用方法別の基金保有額の状態

前記28年度末計1,578基金のうち、岩手、宮城、福島各県並びに当該3県の市町村及び当該3県から間接交付された資金により法人等に設置造成された115基金^(注6)を除く基金(以下「28年度末対象基金」という。)1,463基金について、基金の運用方法をみると、基金保有額を個別に運用しているとしていたものは753基金(28年度末基金保有額計3412億余円)となっていた。そして、当該753基金について、28年度末における基金の運用方法別の基金保有額の状態をみたところ、定期預金等の預金により運用していると

していたものが計3074億余円(28年度末基金保有額3412億余円の90.0%)、国債及び地方債により運用しているとしていたものが計243億余円(同7.1%)、社債、株式等のその他の方法により運用しているとしていたものが計94億余円(同2.7%)となっており、基金ごとにみたところ、24年度から28年度までの間の各年度において運用損が生じている状況は見受けられなかった。

(注6) 検査対象年度とした平成24年度から28年度までの間は、23年3月に発生した東日本大震災に係る集中復興期間と重なっており、甚大な被害を受けるなどした岩手、宮城、福島各県並びに当該3県の市町村及び当該3県から間接交付された資金により法人等に設置造成された115基金は、通常期と状況が大きく異なり、比較に適さないと考えられることなどから、対象から除外している。

(2) 改正適正化令の適用状況等

本院は、前記のとおり、23年10月に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を国会及び内閣に報告したところである。そして、その後、26年10月に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令が改正され、改正適正化令第4条第2項の規定において、基金事業の性質が規定されるとともに、基金造成費補助金等の交付に当たり、各省各庁の長が定める基本的事項を公表すべきこと、基金の額及び基金事業の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合等は、基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことなどを交付の条件として定めることとなった。

改正適正化令(第4条第2項)は、前期のとおり、指針において、改正政令の施行後に、基金を設置するために交付する基金造成費補助金等及び既存の基金に積増しを行うために交付する基金造成費補助金等を対象とするものであるが、積増しを行わない基金も、補助事業者等と協議して、できる限り、交付要綱等に改正適正化令と同旨の内容を盛り込むよう努めるものとする事となっている。

上記のような状況を踏まえると、改正政令の施行後に補助事業者等が基金を設置するため及び既存の基金に積増しを行うために交付される国庫補助金等(以下「適用対象補助金」という。)、改正政令の施行前に設置され、かつ、改正政令の施行後に積増しが行われていないなどの基金に係る国庫補助金等(以下「適用対象外補助金」という。)の別にかかわらず、国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について、改正適正化令で規定されているように、交付の条件を交付要綱等に定めて、基金事業として実施することの必要性を不断に検討すること、基金に関する情報の公表を適時適切に行うこと、基金規模の妥当性について不断に検討するとともに、基金の規模が過大であると認められる場合に国庫返納が適時適切に行われることなどが重要である。

28年度末対象基金1,463基金を設置造成するために交付された国庫補助金等70補助金について、適用対象補助金と適用対象外補助金に分類すると、適用対象補助金が26補助金(889基金、70補助金の37.1%、28年度末基金保有額6844億余円)、適用対象外補助金が44補助金(574基金、同62.8%、同3211億余円)となっており、28年度末において適用対象外補助金が6割強ある状況となっている。

ア 基金事業としての性質の該当性の状況等

上記の70補助金(1,463基金)について、指針の趣旨を踏まえて、基金事業の性質を分類したところ、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業としているものが14補助金(111基金、70補助金の20.0%)、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業としているものが8補助金(222基金、同11.4%)、③事業の実施が他の事業の進捗に依存する事業としているものが1補助金(1基金、同1.4%)となっていた。

一方、残りの47補助金(1,129基金、同67.1%)については、その他の事業となっており、これが全体の7割弱を占める状況となっていた。これらの事業について、各府省は、比較的大規模な施設整備や改修等の工事であったり、事業の進捗状況によって弾力的な支出が必要となるものであったり、地域の関係者の意見を踏まえて、必要性、公益性の高い事業を計画し、課題の解決に取り組むものであったりなどして、基金事業としての性質に該当するとしている。

これら基金事業の性質がその他の事業となっている47補助金について、交付要綱等に定める対象事業の実施方法により分類したところ、a「地方公共団体等において基金事業又は国庫補助金等の交付を受けて単年度で実施する事業(以下「単年度型事業」という。)を事業内容により選択して実施することとしているもの」が19補助金(467基金、47補助金の40.4%)、b「基金事業のみにより実施することとしているもの」が28補助金(662基金、同59.5%)となっていた。

aについては、交付要綱等により、地方公共団体等において基金事業又は単年度型事業を事業内容により選択することとしていることから、これら19補助金については、各府省は、地方公共団体等において基金事業として実施されている事業が、基金事業の性質に該当しているか、基金事業として選択した事業ごとに確認することが重要である。

一方、bについては、交付要綱等により、あらかじめ基金事業のみにより実施することとしていることから、これら28補助金については、各府省は、交付要綱等において基金事業として実施することとした事業が、基金事業の性質に該当しているか、国庫補助金等ごとに地方公共団体等における事業の実態等を踏まえて確認することが重要である。

そして、基金事業の性質がその他の事業となっている前記47補助金のうち、農林水産省において、基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが、上記bの基金事業のみにより実施することとしている国庫補助金等において2補助金(76基金、28年度末基金保有額429億余円)見受けられた。

イ 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

(ア) 規定の整備状況

前記のとおり、改正適正化令において、各省各庁の長は、国庫補助金等の交付の目的を達成するために必要がある場合には、その交付の条件として、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるもの(以下「基本的事項」という。)を地方公共団体等が公表すべきことについて、交付要綱等に規定することとなっている。そこで、改正適正化令の趣旨を踏まえて、前記の70補助金(1,463基金)について、基本的事項の公表に係る規定の整備状況についてみたところ、適用対象補

助金 26 補助金 (889 基金、28 年度末基金保有額 6844 億余円)のうち、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていたものは 24 補助金 (840 基金、26 補助金の 92.3%、同 5430 億余円)となっていた。

しかし、厚生労働、経済産業両省において、交付要綱等の改正は不要であると認識していたなどのため、適用対象補助金であるが、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていなかったものが 2 補助金 (49 基金、同 7.6%、同 1414 億余円)見受けられた。

また、適用対象外補助金 44 補助金 (574 基金、28 年度末基金保有額 3211 億余円)については、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていたものは 22 補助金 (178 基金、44 補助金の 50.0%、同 839 億余円)、基本的事項の公表が定められていなかったものは 22 補助金 (396 基金、同 50.0%、同 2371 億余円)となっており、適用対象補助金に比べて基本的事項の公表が定められていたものの割合が低く、基金の設置造成時期の違いなどにより、基本的事項の公表に係る規定の整備状況に差が生じている状況となっていた。

(イ) 基本的事項の公表状況等

交付要綱等において基本的事項の公表が定められていた 46 補助金 (適用対象補助金 24 補助金、適用対象外補助金 22 補助金)に係る 1,018 基金 (28 年度末基金保有額 6270 億余円)について、地方公共団体等における基本的事項の公表状況をみたところ、932 基金 (1,018 基金の 91.5%、同 5812 億余円)は、ホームページ (885 基金)、閲覧 (16 基金)、広報誌 (13 基金)等により、基本的事項が公表されていたものの、残りの 86 基金 (同 8.4%、同 458 億余円)は、各府省がホームページで基金の実施状況を公表しているなどとして、地方公共団体等において基本的事項が公表されていなかった。一方、基本的事項の公表が定められていなかった 24 補助金 (適用対象補助金 2 補助金、適用対象外補助金 22 補助金)に係る 445 基金 (28 年度末基金保有額 3785 億余円)について、基本的事項ではないものの、基金の額、国庫補助金等相当額等の基金の運営管理に関する事項の地方公共団体等における公表状況をみたところ、公表されていたものは 229 基金 (445 基金の 51.4%、同 1664 億余円)、公表されていなかったものは 216 基金 (同 48.5%、同 2121 億余円)となっていた。

また、基本方針によれば、各府省においても、国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金の執行状況を全て公表することとされており、実施要領等において、国庫補助金等の予算を計上した府省は、26 年度から執行状況表を作成して、毎年度 9 月末を目途に前年度の基金の執行状況等を公表することとなっている。そこで、地方公共団体等において、基本的事項又は上記基金の運営管理に関する事項 (以下、これらを合わせて「基本的事項等」という。)が公表されていなかった計 302 基金について、各府省が 29 年度に公表した執行状況表における基金に関する情報の公表状況についてみたところ、内閣府において、地方公共団体等からの報告漏れにより公表対象を十分に把握できていなかったなどのため、基金に関する情報が公表されていなかった基金が 4 基金 (1 補助金、28 年度末基金保有額 4301 万余円)見受けられ、これら 4 基金については、各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項等の公表のいずれも行われていなかった。

ウ 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

前記の70補助金(1,463基金)について、保有割合や保有割合以外の基金規模を客観的に把握するための今後の基金の使用見込みなどを含めた指標値(以下、これらを合わせて「保有割合等」という。)の報告に係る規定の整備状況をみたと、適用対象補助金26補助金(889基金、28年度末基金保有額6844億余円)については、保有割合等の報告に係る規定があるものが20補助金(557基金、26補助金の76.9%、28年度末基金保有額4640億余円)、保有割合等の報告に係る規定がないものが6補助金(332基金、同23.0%、同2204億余円)となっていた。そして、各府省は、保有割合等の報告に係る規定がない理由を、補助事業者から提出される基金全体計画書等により基金事業の実施状況や事業見込みを確認できるためとしていたり、各年度末時点の残高並びに各年度の収入額及び支出額の報告を受けており、基金規模が過大となっていないかを一定程度判断することが可能であるためとしていたり、終期が定められていないことから事業が完了するまでに要する費用を算定することができないためなどとしていたりしていた。

一方、適用対象外補助金44補助金(574基金、28年度末基金保有額3211億余円)については、保有割合等の報告に係る規定があるものが8補助金(136基金、44補助金の18.1%、28年度末基金保有額362億余円)、保有割合等の報告に係る規定がないものが36補助金(438基金、同81.8%、同2849億余円)となっており、適用対象外補助金においても保有割合等を報告させることとしていたものも見受けられるが、適用対象補助金と比べると、保有割合等を報告させることとしていないものの割合が高い状況となっていた。

また、28年度末対象基金1,463基金について、地方公共団体等による保有割合等の報告状況をみたと、保有割合等の報告に係る規定がある計693基金のうち、報告されていたものは655基金(693基金の94.5%)となっており、残りの38基金(同5.4%)は、保有割合等の報告に係る規定があるのに、報告されていなかった。この中には、終期が既に28年度末で確定しており、基金残額については、国庫に返納することが義務付けられており保有割合等を報告する必要がないものがあった一方で、保有割合等を報告することを失念していたり、保有割合等を報告することの認識が欠けていたりするものも見受けられた。そして、保有割合等を報告する必要がないものを除き報告されていなかったものは、保有割合等の報告に係る規定がないものを含めると、計801基金(1,463基金の54.7%)となっており、半数以上の基金において、基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていた。

さらに、保有割合等の報告に係る規定があるもののうち、文部科学、厚生労働両省がそれぞれ所管しているものの、同一の交付要綱に基づいて設置造成されている基金において、所管別に区分して経理を行って相互に配分変更することができないこととなっているのに、これらを合算して保有割合を算定していたため、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたものが、2補助金(87基金、28年度末基金保有額793億余円)見受けられた。

エ 国庫返納に係る規定の整備状況等

改正適正化令の趣旨を踏まえて、前記の70補助金(1,463基金)について、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合において、基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことについての規定(以下「終期前返納規定」という。)の整備状況についてみたところ、適用対象補助金26補助金(889基金、28年度末基金保有額6844億余円)については、終期前返納規定が定められているものが24補助金(840基金、26補助金の92.3%、28年度末基金保有額5430億余円)となっていた。

しかし、厚生労働、経済産業両省において、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていないものが2補助金(49基金、同7.6%、同1414億余円)見受けられ、基金規模が過大であると認められた場合、速やかに国庫返納を行うことができないおそれがある状況となっていた。

上記の2補助金について終期前返納規定を定めていない理由を確認したところ、厚生労働省は、同省所管の1補助金は基金を保有する都道府県において、法令に基づき、基金拠出率を設定する際に、基金規模や将来のリスクを踏まえた検証が適切に実施されているとし、経済産業省は、同省所管の1補助金は基金の取扱要領の整備が遅れたため、終期前返納規定が定められていなかったとしていた。なお、経済産業省において、終期前返納規定を含めた基金の取扱要領は、29年10月に整備された。

一方、適用対象外補助金44補助金(574基金、28年度末基金保有額3211億余円)については、終期前返納規定が定められているものが25補助金(455基金、44補助金の56.8%、28年度末基金保有額1384億余円)となっていた。そして、終期が近いことや改正適正化令の適用対象外であるためなどとして、終期前返納規定が定められていないものが19補助金(119基金、同43.1%、同1827億余円)となっており、適用対象補助金と比べると、基金の見直しによる国庫返納のための終期前返納規定が定められていないものの割合が高い状況となっていた。

また、24年度から28年度までの間に存在していた3,918基金のうち、岩手、宮城、福島各県並びに当該3県の市町村及び当該3県から間接交付された資金により法人等に設置造成された247基金を除く3,671基金について、24年度から28年度までの間における国庫返納の状況等についてみたところ、国庫返納の実績のあるものが1,063基金(3,671基金の28.9%)、国庫返納の実績のないものが2,608基金(同71.0%)となっており、国庫返納の実績のないものが全体の7割強を占めている状況となっていた。また、国庫返納の実績のある上記の1,063基金について、国庫返納額等の状況をみると、国庫返納件数は1,336件、国庫返納額は計3162億余円となっていた。これらについて、返納理由をみると、終期の到来に伴うものが1,019件(1,336件の76.2%)、計2060億余円(3162億余円の65.1%)、基金規模の見直しに伴うものが156件(同11.6%)、計894億余円(同28.2%)となっていた。このように、国庫返納件数の7割強が終期の到来に伴う国庫返納となっており、基金規模の見直しに伴う国庫返納件数は全体の1割強で、これらは全て終期前返納規定が定められている国庫補助金等に係る国庫返納となっていた。

(3) 基金規模等の状況

28年度末対象基金1,463基金のうち、基金の設置造成後3か年度以上が経過していて、28年度末基金保有額が1000万円以上の取崩し型の基金405基金及び回転型の基金90基金について、本院において基金規模の状況がどのようになっているか分析したところ、次のような状況となっていた。

ア 取崩し型の基金

上記の取崩し型の基金405基金について、過去3か年度の事業実績についてみたところ、過去3か年度において基金事業の事業実績がないものが16基金あった。また、残りの389基金について、28年度末基金保有額がどの程度の規模となっているかについてみるために、基金保有倍率(28年度末基金保有額を26年度から28年度までの3か年度の平均事業実績額で除して得た数値)を算定したところ、基金保有倍率が10倍以上となっている基金が32基金となっていた。

そして、過去3か年度において基金事業の事業実績がない16基金と基金保有倍率が10倍以上となっている32基金の計48基金(28年度末基金保有額117億余円)は、事業実績から勘案して基金規模の妥当性を十分に確認する必要があると考えられることから、これらの基金について、国庫返納の状況や基金保有倍率が10倍以上となっている事情についてみたところ、48基金のうち5基金は、終期の到来や基金規模の見直しにより29年度以降に既に国庫返納が行われていた(30年9月末現在)。また、残りの43基金は、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する基金事業であり、基金の取崩しの対象となる事故等が発生しなかった又は少なかったとしていたものが2基金、基金事業の計画上、過去3か年度は基金事業の執行がない又は少ない期間であったとしていたものが12基金、基金事業の事情により、過去3か年度において基金事業の実施に至らなかった又は当初の計画よりも基金事業の実施が少なかったとしていたものが29基金となっていた。

そして、上記29基金のうち、総務、文部科学、農林水産、経済産業各省所管の基金において、今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていなかったものが10基金見受けられた。

イ 回転型の基金

回転型の基金90基金について、基金規模の状況をみるために、過去3か年度における各年度末の基金造成総額に対する各年度末の資金残高の比率(以下「繰越率」という。)の3か年度平均(以下「平均繰越率」という。)を算定したところ、平均繰越率が50%以上のものが78基金(28年度末基金保有額293億余円)となっており、90基金の86.6%を占める状況となっていた。

上記78基金のうち2基金(2補助金)は、内閣府が所管する基金であり、これらは沖縄県において本土復帰に伴い、将来にわたって広く県民の福祉に寄与することなどを目的として設置造成されているもので、繰越率が毎年度高くなっている状況となっているものの、同県によれば、今後とも道路整備の継続的な需要が予想されるなどとしていた。

また、78基金のうち76基金(3補助金)は、農林水産省(林野庁及び水産庁)が所管する基金であり、同省は、これらについて、従前から、自主納付制度を設けて、基金規模を客観的に把握するために、毎年度、都道府県に余剰金の額を算定させて、余剰金の自主納付について検討させるといった基金規模の適正化に向けた取組を行っていた。しかし、依然として繰越率が高くなっている基金が見受けられることなどを踏まえて、76基金のうち48基金(2補助金)は、同省(林野庁)において、基金規模の適正化に向けて自主納付制度の運用の見直し中であるとしている。また、残りの28基金(1補助金)については、同省(水産庁)において、自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて十分に確認できていないなどの状況となっていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 地方公共団体等に設置造成された基金の推移等

24年度末から28年度末までの間、地方公共団体等に設置造成されている基金の基金数及び基金保有額は、減少傾向となっているものの、28年度末においても多額の基金が保有されている。また、28年度末対象基金1,463基金のうち、基金保有額を個別に運用しているとしていた753基金について、28年度末における基金の運用方法別の基金保有額の状況をみると、その大半が預金や国債等の債券により保有されている状況であり、その他の方法により運用されているものもあるが、基金ごとにみると、24年度から28年度までの間の各年度において運用損が生じている状況は見受けられなかった。

イ 改正適正化令の適用状況等

28年度末対象基金1,463基金を設置造成するために交付された国庫補助金等70補助金について、適用対象補助金と適用対象外補助金に分類すると、適用対象補助金が26補助金、適用対象外補助金が44補助金となっており、28年度末において適用対象外補助金が6割強ある状況となっている。

(ア) 基金事業としての性質の該当性の状況等

上記の70補助金について、基金事業の性質を分類したところ、①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業としているものが14補助金、②資金の回収を見込んで貸付けなどを行う事業としているものが8補助金、③事業の実施が他の事業の進捗に依存する事業としているものが1補助金となっていた。一方、残りの47補助金については、その他の事業となっており、これが全体の7割弱を占める状況となっていた。

上記の47補助金について、交付要綱等に定める対象事業の実施方法により分類したところ、a「地方公共団体等において基金事業又は単年度型事業を事業内容により選択して実施することとしているもの」が19補助金、b「基金事業のみにより実施することとしているもの」が28補助金となっていた。そして、上記47補助金のうち、農林水産省において、基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが、基金事業のみにより実施することとしている国庫補助金等において2補助金見受けられた。

(イ) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、基本的事項の公表に係る規定の整備状況についてみると、適用対象補助金26補助金のうち、基本的事項の公表が定められていたものは24補助金となっていた。しかし、厚生労働、経済産業両省において、適用対象補助金であるが、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていなかったものが2補助金見受けられた。また、適用対象外補助金44補助金については、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていたものは22補助金、基本的事項の公表が定められていなかったものは22補助金となっていた。

さらに、交付要綱等において基本的事項の公表が定められていた46補助金に係る1,018基金について、86基金は、地方公共団体等において基本的事項が公表されていなかった。一方、基本的事項の公表が定められていなかった24補助金に係る445基金について、地方公共団体等における基金の運営管理に関する事項の公表状況をみると、公表されていなかったものは216基金となっていた。

そして、基本的事項等が公表されていなかった計302基金のうち、各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等による基本的事項等の公表のいずれも行われていなかったものが内閣府において4基金見受けられた。

(ウ) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、保有割合等の報告に係る規定の整備状況をみると、適用対象補助金26補助金については、保有割合等の報告に係る規定があるものが20補助金、保有割合等の報告に係る規定がないものが6補助金となっていた。一方、適用対象外補助金44補助金については、保有割合等の報告に係る規定があるものが8補助金、保有割合等の報告に係る規定がないものが36補助金となっていた。また、28年度末対象基金1,463基金について、地方公共団体等による保有割合等の報告状況をみると、保有割合等の報告に係る規定がある計693基金のうち、38基金は、保有割合等の報告に係る規定があるのに、報告されていなかった。そして、保有割合等を報告する必要があるものを除き報告されていなかったものは、保有割合等の報告に係る規定がないものを含めると、計801基金となっていて、半数以上の基金において、基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていた。

そして、保有割合等の報告に係る規定があるもののうち、文部科学、厚生労働両省がそれぞれ所管しているものの、同一の交付要綱に基づいて設置造成されている基金において、所管別に区分して経理を行って相互に配分変更することができないこととなっているのに、これらを合算して保有割合を算定していたため、基金規模の妥当性を適切に確認できない状況となっていたものが、2補助金見受けられた。

(エ) 国庫返納に係る規定の整備状況等

前記の70補助金について、交付要綱等における終期前返納規定の整備状況についてみると、適用対象補助金26補助金については、終期前返納規定が定められているものが24補助金となっていた。しかし、厚生労働、経済産業両省において、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていないものが2補助金見受けられ、基金規模が過大であると認められた場合、速やかに国庫返納を行うことができないおそれがある状況となっていた。一方、適用対象外補助金44補助金については、終期前返納規定が定められているものが25補助金となっていた。

ウ 基金規模等の状況

取崩し型の基金 405 基金について、過去 3 か年度の事業実績についてみたところ、過去 3 か年度において基金事業の事業実績がないものが 16 基金あった。また、残りの 389 基金について、基金保有倍率を算定したところ、基金保有倍率が 10 倍以上となっている基金が 32 基金となっていた。そして、これらの計 48 基金のうち総務、文部科学、農林水産、経済産業各省所管の基金において、今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていないものが 10 基金見受けられた。

回転型の基金 90 基金について、平均繰越率を算定したところ、平均繰越率が 50% 以上のものが 78 基金となっており、90 基金の 86.6% を占める状況となっていた。そして、78 基金のうち 28 基金(1 補助金)については、農林水産省(水産庁)において、自主納付制度が都道府県において十分に活用されているかについて十分に確認できていないなどの状況となっていた。

(2) 所見

前記のとおり、本院が 23 年 10 月に国会及び内閣に「国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について」を報告して以降、政府において、行政事業レビューによる地方公共団体等に係る基金の見直しが行われるようになったり、26 年 10 月に改正政令が施行され、基金造成費補助金等を交付する際の交付の条件が定められるようになったりして、各府省においては基金規模等の適正化に向けた取組が行われるようになってきている。

しかし、検査したところ、①基金によることなく事業を実施することの可否について検討する必要があると考えられるものが見受けられたこと、②各府省による基金に関する情報の公表及び地方公共団体等における基本的事項等の公表のいずれも行われていなかった基金が見受けられたこと、③基金規模を客観的に把握することが困難な状況となっていたこと、④終期前返納規定を整備することについて適切に検討を行う必要があるものが見受けられたこと、⑤今後の基金の使用見込みが計画等において十分に示されていない基金が見受けられたことなどから、各府省は、次の点に留意して、地方公共団体等と十分に連携し、基金事業が適切かつ有効に実施され、使用見込みの低い基金については国庫返納を促すことなどについて努める必要がある。

ア 改正適正化令の適用状況等

(ア) 基金事業としての性質の該当性の状況等

各府省は、今後も改正適正化令の趣旨を踏まえて、基金事業として実施されている事業が基金事業の性質に該当しているか、事業ごとに又は国庫補助金等ごとに確認するなどして、基金により事業を実施する必要があるか不断に検討すること。農林水産省は、2 補助金の基金事業について、基金によることなく事業を実施することの可否について十分に検討すること

(イ) 基金の基本的事項の公表に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金について、交付要綱等に基本的事項の公表を定めることについて十分に留意すること。適用対象外補助金についても、基金の透明性を高めて、国民への説明責任を果たすために、基本的事項の公表を定めることについて検討すること。また、交付要綱等において基本的事項等の公表が定められているのに、公

表されていなかったなどの基金について、地方公共団体等に対して、基本的事項を適時適切に公表するよう周知徹底するとともに、各府省においても公表対象を十分に把握するなどして基金に関する情報を適時適切に公表するよう留意すること

(ウ) 保有割合等の報告に係る規定の整備状況等

各府省は、適用対象補助金はもとより、適用対象外補助金であっても、地方公共団体等と協議を行い、保有割合等を報告させるなどして基金規模を客観的に把握し、基金規模の妥当性を適切に確認すること。また、各府省は、保有割合等の報告に係る規定がある基金について、地方公共団体等が報告していないことの事情等を十分に把握した上で、保有割合等を報告させるよう周知徹底すること。文部科学、厚生労働両省は、所管別に区分して経理が行われている安心こども基金について、基金規模の妥当性を適切に確認できるようにするために、所管別に保有割合等を算定するようにすること

(エ) 国庫返納に係る規定の整備状況等

厚生労働省は、適用対象補助金であるが終期前返納規定が定められていない1補助金について、国費の適正かつ効率的な使用の観点等から、基金規模が過大であると認められる場合に、速やかに国庫補助金等相当額の国庫返納が行われるようにするために、終期前返納規定を整備することについて、適切に検討すること。また、各府省は、適用対象外補助金についても、基金の見直しにより基金規模を適正化するために、終期前返納規定を整備していない場合は、終期前返納規定を整備することについて検討すること

イ 基金規模等の状況

各府省は、基金の実際の使用実績や具体的な根拠資料等により今後の使用見込みを十分に把握したり、基金規模を客観的に把握できるよう保有割合等を報告させたりするなどして、引き続き基金を保有することの妥当性及び基金規模の妥当性を十分に確認等すること

本院としては、今後とも国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について引き続き注視していくこととする。

第3 年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について

検査対象	厚生労働省、年金積立金管理運用独立行政法人
年金積立金の概要	将来の保険料水準や給付水準の平準化を図るために、一定金額の積立金を保有し、その運用収入及び元本の取崩しを年金給付の財源の一部として活用するもの
平成29年度末における年金積立金の額	164兆1609億円

1 検査の背景

(1) 公的年金制度の概要

ア 公的年金制度の仕組み

我が国の公的年金制度は、平成27年9月までは、基礎年金を「一階部分」とし、民間企業の被用者及び公務員等についてはそれぞれ厚生年金保険及び共済年金による報酬比例の年金を基礎年金に上乗せされる「二階部分」とする「二階建ての年金制度」として運営されていたが、27年10月に、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第63号。以下「被用者年金一元化法」という。)が施行され、共済年金による二階部分のうち厚生年金保険に係る分が厚生年金保険に統一されることとなった。そして、国家公務員共済組合制度等の実施機関が保有している積立金のうち厚生年金保険に係る分については、厚生年金保険制度における積立金の運用の目的に沿って、それぞれの実施機関ごとに運用されることとなった。

また、我が国の公的年金制度は、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者からの保険料で賄っていく財政方式(賦課方式)を基本として運営されているが、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うこととすると、少子高齢化に伴う保険料負担の急激な増加又は給付水準の急激な低下が避けられないことから、一定金額の積立金を保有し、その運用収入及び元本の取崩しを年金給付の財源の一部として活用することにより、将来の保険料水準や給付水準の平準化を図ることとしている。

イ 財政検証

16年に国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)が施行され、政府は、改正後の国民年金法(昭和34年法律第141号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づき、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びに保険給付に要する費用の額その他の国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及びその後おおむね100年間の財政均衡期間における見通しを作成しなければならないこととなっている(以下、両事業の財政に係る収支の現況及び見通しの作成を「財政検証」という。)

ウ 年金積立金の概要

厚生労働大臣は、公的年金制度における積立金のうち、国民年金及び厚生年金保険に係る積立金(国家公務員共済組合等が管理する厚生年金保険に係る分を除き、年金特別

会計において、それぞれの積立金として積み立てられる前の決算剰余金を含む。以下「年金積立金」という。)を管理しており、年金積立金の残高は、29年度末において、164兆1609億余円となっている。

(2) 年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人の概要

ア 年金特別会計の概要

年金特別会計の国民年金勘定(以下「特会国年勘定」という。)及び厚生年金勘定(以下「特会厚年勘定」という。)において、毎会計年度の歳入及び歳出の決算上、剰余金を生じた場合には、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「特会法」という。)に基づき、当該剰余金のうち、将来の年金給付等の財源に充てるために必要な額を積立金として積み立てることとなっている。そして、特会国年勘定及び特会厚年勘定において管理している年金積立金は、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人(Government Pension Investment Fund。以下「GPIF」という。)に寄託して運用することとなっている。

また、特会国年勘定及び特会厚年勘定において、年金給付等に充てるために現金を保有しているが、支払上現金に余裕がある場合には、特会法に基づき、これを財政融資資金に預託して運用している。一方、特会国年勘定及び特会厚年勘定において、支払上現金に不足がある場合には、特会法に基づき、それぞれ積立金に属する現金を繰り替えて使用することができることとなっており、両勘定では、GPIFから当該繰替使用に用いる額の寄託償還を受けるなどした歳入歳出外現金を一時的に保有している。

イ GPIFの概要

GPIFは、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「GPIF法」という。)に基づき、年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的として、18年4月に設置されている。

GPIFの厚生年金勘定(以下「GPIF厚年勘定」という。)及び国民年金勘定(以下「GPIF国年勘定」という。)は、特会厚年勘定及び特会国年勘定から寄託されたそれぞれの年金積立金の管理に係る経理を行う勘定で、GPIF厚年勘定及びGPIF国年勘定に寄託された年金積立金は、総合勘定に繰り入れられ、総合勘定において債券、株式等により一括して運用されている。また、GPIFの毎年度の総合勘定の損益は、GPIF厚年勘定及びGPIF国年勘定から受け入れた額を基準に案分して各勘定に帰属させるなどすることとされている。

さらに、GPIF法によれば、GPIF厚年勘定及びGPIF国年勘定の積立金から厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余がある場合は、その残余の額を翌年度の3月31日までに年金特別会計に納付しなければならないとされている。

(3) 年金積立金の推移

年金積立金は、近年増加傾向にあり、29年度末における年金積立金の残高は、年金特別会計が管理している分が7兆7777億余円、GPIFが管理している分が156兆3831億余円、計164兆1609億余円となっている。

また、年金特別会計及び GPIF が管理運用する年金積立金のうち厚生年金保険に係る分に、国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」という。)、地方公務員共済組合連合会(以下「地共連」という。)及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)が管理運用する積立金のうち厚生年金保険に係る分を合わせた 29 年度末における厚生年金保険に係る積立金の合計額は 185 兆 7517 億余円となっている。そして、そのうち年金特別会計及び GPIF が管理運用する年金積立金の厚生年金保険に係る分が 154 兆 9034 億円となっていて、83.3% を占めている。

(4) GPIF における年金積立金の運用

ア 中期計画等

厚生労働大臣は、財政検証の結果を踏まえて、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき、GPIF が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定めており、この中で、実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた運用利回りをいう。以下同じ。)の目標が示されている。GPIF は、GPIF 法等に基づき、中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成しており、中期計画において、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)等を定め、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に管理運用業務を行うこととしている。そして、GPIF は、運用結果等について、GPIF 法第 26 条の規定に基づき、毎年度、業務概況書を作成して公表している。

イ 年金積立金の運用方法

GPIF は、年金積立金について、基本ポートフォリオに基づき、国内外の債券、株式等に分散投資を行っている。また、25 年度以降、運用の多様化を図るためにオルタナティブ^(注1)投資を行ったり、29 年度以降、中長期的な収益の確保のために ESG^(注2)投資を行ったりするなどして投資手法の拡大を図っている。

GPIF による年金積立金の市場運用には、年金積立金の運用を委託した機関(以下「運用受託機関」という。)に投資の判断等を一任する契約(以下「投資一任契約」という。)に基づき行う委託運用と、GPIF 自らが投資の判断等を行う自家運用とがある。29 年度末における GPIF の資産運用額 156 兆 3831 億余円のうち、委託運用に係る分は 118 兆 6650 億余円(75.8%)、自家運用に係る分は 37 兆 7180 億余円(24.1%)となっている。そして、GPIF は、特定運用信託^(注3)契約により、年金積立金の管理を信託銀行に委託している(以下、年金積立金の管理を行う信託銀行を「資産管理機関」という。)

(注1) オルタナティブ投資 伝統的な投資対象である債券等とは異なるリスク・リターン特性を持ったオルタナティブ資産に対する投資手法の総称

(注2) ESG 投資 投資のために企業等の価値を測る材料としてこれまで主に使われてきた各種財務情報に加えて、非財務情報である環境(Environment)、社会(Social)及びガバナンス(Governance)(ESG)の要素を考慮する投資。GPIF は、ESG 投資と国際連合の持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)との関係について、企業の SDGs に係る取組によって当該企業の価値が持続的に向上すれば、GPIF にとっては長期的な投資収益の拡大につながるため、GPIF による ESG 投資と、投資先企業の SDGs に係る取組は表裏の関係にあるといえるとしている。

(注3) 特定運用信託契約 GPIFが信託銀行等に対して金銭を信託し、信託を受けた信託銀行等が、GPIF又は運用受託機関からの指図に基づき債券等の取引及び資産管理事務を行う契約

GPIFによる自家運用には、運用収益の確保を主な目的としている国内債券のパッシブ運用^(注4)のファンド(以下、パッシブ運用のファンドを「パッシブファンド」という。)、物価連動国債ファンド、財投債ファンド及びオルタナティブ投資に係るファンドがあり、また、流動性の確保を目的としている短期資産ファンド、キャッシュアウト等対応ファンド等がある。

短期資産ファンドは、流動性の確保を目的として譲渡性預金等により短期資産運用を行うもので、29年度末現在の残高は8兆5897億余円となっている。また、キャッシュアウト等対応ファンドは、将来の寄託金償還又は納付金の納付(以下、これらを「キャッシュアウト」という。)のための資金の確保を目的として、原則、キャッシュアウトが必要となる時期に対応した償還期間の国内債券を満期まで保有することにより運用を行うもので、29年度末現在の残高は14兆6572億余円となっている。

(注4) パッシブ運用 市場の動きを表す指標を構成する全ての銘柄又は代表的な銘柄群を保有することにより、市場の動きと同程度の運用実績を目指す運用

(5) 運用環境の変化

ア 厚生年金基金の解散等

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき、企業が従業員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として設置する認可法人であり、国に代わって厚生年金保険の給付の一部を代行して支給する(以下、当該給付の一部を「代行部分」という。)とともに、厚生年金基金の実情等に応じて独自の上乗せ給付を行うことができることとされている^(注5)。しかし、バブル経済の崩壊等により、いわゆる代行割れ基金が多数存在することから、26年4月に、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号。以下「25年改正法」という。)が施行され、厚生年金基金の新設を認めないこととするとともに、財務基盤が非常に健全な場合を除き、厚生年金基金の解散又は代行部分の支給義務の国への返上(以下、これらを合わせて「解散等」という。)を促進するために、解散等の際に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例や納付額の特例を適用するなどとされた^(注6)。

(注5) 昭和41年に制度が創設された厚生年金基金は、バブル経済の崩壊までは、代行部分の運用利回り(5.5%。平成11年10月以降は厚生年金の運用利回り)を上回って運用ができる場合が多く、メリットがあったが、バブル経済の崩壊後は、運用の実績が代行部分の運用利回りを下回ることが多くなった。その後、12年の退職給付会計の導入により、原則として、企業の財務諸表上に代行部分を含めた会計上の債務を反映することが求められるなどしたことから、14年の確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)の施行に伴い、大企業を中心とする厚生年金基金の大半は、代行部分の支給義務を国に返上することにより確定給付企業年金に移行した。

(注6) 納付額の特例 厚生年金基金が通常の解散等をする場合には、最低責任準備金の納付額は、平成11年9月末時点の最低責任準備金に、同年10月から解散等の日までの間における代行部分に相当する保険料に厚生年金本体の実績利回りによる運用益等の収入を加算し、代行部分の支払等の支出を控除した額となっているのに対して、代行割れ基金が解散等する場合には、①(a)当該基金創立時から解散等の日までの間における代行部分に相当する保険料に厚生年金本体の実績利回りによる運用益等の収入を加算し、代行部分の支払等の支出を控除した額と(b)現有資産のうちいずれか大きい方の額と、②上記の通常解散等の場合の納付額とを比較して、いずれか小さい方の額とされている。

イ 低金利政策の継続及びマイナス金利政策の導入

日本銀行は、バブル経済の崩壊後の景気の悪化、長期金利の上昇等を踏まえて、11年2月から12年8月までの間にゼロ金利政策を実施し、その後、13年3月から18年3月までの間に量的緩和政策を実施するなどしている。そして、消費者物価の対前年度上昇率を2%とする物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、25年4月に量的・質的金融緩和^(注7)を導入し、その後、28年2月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和(以下「マイナス金利政策」という。)を導入している。

これにより、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金残高のうち政策金利残高^(注8)に対してはマイナス0.1%の金利が適用されている。

(注7) 量的・質的金融緩和 マネタリーベース並びに長期国債及び指数連動型上場投資信託(Exchange Traded Fund。以下「ETF」という。)の保有額を2年間で2倍に拡大したり、長期国債買入れの平均残存期間を2倍以上に延長したり、ETF等の買入れを拡大したりするなど、量・質ともに次元の違う金融緩和を行うもの

(注8) 政策金利残高 一定期間における各金融機関の平均残高である基礎残高及び法定準備預金額等により構成されるマクロ加算残高の合算額を上回る額

(6) GPIFの組織改編

29年10月に、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第114号。以下「28年改正法」という。)が施行され、GPIFについて、国民から一層信頼される組織体制の確立を図るために、合議制による意思決定の導入等のガバナンス改革が実施された。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、23年12月に参議院から国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定に基づく会計検査の要請を受けて、その検査結果を24年10月に「年金積立金(厚生年金及び国民年金)の管理運用に係る契約の状況等に関する会計検査の結果について」として報告し、年金積立金の管理運用に係る業務の状況等について所見を記述している(以下、この報告を「24年報告」という。)

そして、前記のとおり、25年改正法、被用者年金一元化法及び28年改正法が施行されたり、日本銀行において25年4月及び28年2月に、それぞれ量的・質的金融緩和及びマイナス金利政策が導入されたりなどして、24年報告以降、年金積立金の管理運用に係る環境は大きく変化している。

そこで、本院は、厚生労働省及び GPIF における 24 年報告の所見に対する対応に留意しつつ、年金積立金の運用状況等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 年金積立金の運用状況等は、どのようになっているか。運用に係る基本ポートフォリオ等は、どのように策定又は変更され、運用にどのような影響・効果を及ぼしているか。

イ 厚生年金基金の解散等、低金利政策の継続及びマイナス金利政策の導入等の運用環境の変化は、年金積立金の運用にどのような影響を及ぼしているか。

ウ 委託運用及び自家運用におけるファンドの運用実績は、どのようになっているか。また、管理運用業務の委託先の評価等は適切に行われているか。

エ GPIF におけるガバナンスは組織改編後、どのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

厚生労働本省及び GPIF において、24 年度から 29 年度までの間の年金積立金の管理運用に係る業務を対象として、年金特別会計の決算及び 26 年の財政検証のデータ並びに年金積立金の管理運用方針、管理運用に係る業務委託契約書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

そして、年金積立金の運用状況等の実態を把握するために、資産管理機関である 4 信託^(注9)銀行全と、運用受託機関である 34 機関のうち運用資産額が多額となるなどしている 8 運用受託機関^(注10)の計 12 法人において、当該法人が受託している年金積立金の管理運用に係る契約を対象として、運用手法、運用体制等の実態を確認するなどして会計実地検査を行った。また、GPIF が自家運用により投資しているオルタナティブ投資に係る投資信託の運用者であるニッセイアセットマネジメント株式会社の担当者から、投資信託の管理運用の実態を聴取するなどして調査した。

さらに、厚生年金保険事業の実施機関のうち KKR 及び私学事業団において、積立金のうち厚生年金保険に係る分の管理運用に係る業務を対象として、業務の実態を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、地共連等の担当者から年金基金の管理運用の実態を聴取するなどして調査した。

(注9) 4 信託銀行 資産管理サービス信託銀行、日本トラスティ・サービス信託銀行、ステート・ストリート信託銀行、日本マスタートラスト信託銀行各株式会社

(注10) 8 運用受託機関 アセットマネジメント One、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、野村アセットマネジメント、ブラックロック・ジャパン、三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン、JP モルガン・アセット・マネジメント各株式会社

(以下、各株式会社の名称中、「株式会社」は記載を省略する。)

3 検査の状況

(1) 年金積立金の運用状況等

ア 年金積立金の運用状況

29 年度末において、年金特別会計及び GPIF が管理している年金積立金の残高は、それぞれ 7 兆 7777 億余円、156 兆 3831 億余円、計 164 兆 1609 億余円となっている。

イ GPIFにおける年金積立金の運用状況等

24年度から29年度までの間のGPIFにおける年金積立金の運用状況をみると、収益額は、株価の下落等により△5兆3098億余円となった27年度を除いて、7兆9363億余円から15兆2922億余円までの間で推移しており、収益率も、これに応じて、27年度の△3.81%を除いて、5.86%から12.27%までの間で推移していた。その結果、運用資産額は、27年度末を除いて増加しており、29年度末では156兆3831億余円となっている。

また、24年度から29年度までの間の各年度の翌年度(25年度から30年度まで)に、GPIFから年金特別会計に納付された納付金の累計額は、計7兆4869億余円となっている。

(ア) GPIFにおける年金積立金の運用に係る基本ポートフォリオ等の状況

27年10月の被用者年金制度の一元化以降は、GPIF、KKR等の運用主体がそれぞれの基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべきモデルポートフォリオが定められることとなった。

モデルポートフォリオの策定過程について、モデルポートフォリオに関する連絡会議の事務局を務めたGPIFは、市場への影響を考慮して、同会議の開催要綱において、同会議は非公開、資料及び議事録は公表しないことを定めたとしている。また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号。以下「積立金基本指針」という。)によれば、各運用主体は、財政検証が行われるなど必要があるときは、共同して、モデルポートフォリオについて検討して変更することとされているが、変更が必要となる場合の具体的な基準や手続が特に整備されていない状況となっていた。この点について、GPIFは、運用利回りが名目賃金上昇率を下回る確率、予定積立金額を下回る確率等の指標を複合的にみる必要があること、経済の動向等も含めて総合的に判断する必要があることなどから、変更が必要となる場合の具体的な基準を事前に定めることは困難であるとしている。

しかし、各運用主体が策定する基本ポートフォリオは運用成績を左右する重要な要因とされており、各運用主体が基本ポートフォリオを策定する際にモデルポートフォリオを参酌すべきとされていることに鑑みれば、モデルポートフォリオの策定過程の事後的な検証可能性が確保されることは重要であると考えられる。市場への影響については、一定期間を経過した後に公表するなどすれば影響の度合いを抑えることができると考えられる。

厚生労働省は、26年6月に公表された26年の財政検証の結果等を踏まえて同年10月31日に第2期中期目標を変更し、GPIFに対して、年金積立金の運用目標として、長期的に実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保することを示した。そして、GPIFは、変更後の第2期中期目標を踏まえて第2期中期計画を変更し、26年10月31日に基本ポートフォリオを再度変更した。

26年10月の変更後の基本ポートフォリオにおいては、国内株式と外国株式を合わせた構成割合が24%から50%に増加するなどしており、基本ポートフォリオの期待

収益率のばらつき具合であるリスク(標準偏差)が以前よりも大きくなっており、単年度での収益率の振れ幅も大きくなっているものと考えられる。

(イ) GPIFにおける年金積立金の運用状況

GPIFの単年度の収益額は、利息・配当金収入と価格変動による損益である実現損益及び評価損益との合計額となっており、未実現損益である評価損益が、単年度の収益額の過半を占めている。

24年度から29年度までの間における実質的な運用利回りに関して、GPIFの実績及びこれに特別会計分を含めた年金積立金全体の実績を、財政検証の前提として設定されている実質的な運用利回りと比較すると、27年度においてGPIF分では△4.31%、年金積立金全体分では△4.12%と単年度では財政検証の前提を下回ったものの、その他の年度は財政検証で前提とした実質的な運用利回りを上回っている状況となっている。

(ウ) GPIFにおける年金積立金の管理運用に係る費用

a GPIFの管理運用手数料等の推移

GPIFが24年度から29年度までの間に支払った管理運用手数料等の推移をみると、管理運用手数料については24年度の222億余円から29年度の487億余円に、管理運用手数料率については24年度の0.019%から29年度の0.031%に、それぞれ増加している。

そして、管理運用手数料の大部分を占める運用手数料について、資産区分別の推移をみると、国内債券以外の資産区分において増加していた。また、運用手数料率については、国内債券に比べて、国内株式、外国債券及び外国株式において高い傾向となっていた。

b 実績連動報酬制

GPIFは、25年度に、アクティブ運用^(注11)のファンド(以下「アクティブファンド」という。)の一部に実績連動報酬制を導入しており、29年度において33ファンドに実績連動報酬制を適用している。また、25年度以降、GPIFが支払うアクティブファンドに係る運用手数料全体に占める実績連動報酬制を導入したファンドに係る運用手数料(基本報酬と実績連動報酬との合計額)の割合は増加しており、29年度では64.0%となっている。

上記33ファンドのうち、超過収益を獲得できていないのにパッシブ運用を上回る報酬が支払われているものが5ファンド見受けられたが、GPIFは、30年度から、運用受託機関の目標達成への意欲をより高めて長期的に超過収益率^(注12)の水準向上を図るためとして、従来設けていた報酬率の上限を撤廃し、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの報酬となるようにした新しい実績連動報酬制を、原則として全てのアクティブファンドに適用することとしている。

(注11) アクティブ運用 業績予想、株価動向、市場見通しなどを踏まえた運用を行って、市場の動きを上回る運用実績を目指す運用

(注12) 超過収益率 実績による収益率が、株価指数や債券インデックス等の市場の動きを表す指標であるベンチマークを超過した収益率

c カストディ費用の低減

GPIFは、外国債券に係る運用資産の管理について、資産管理機関であるステート・ストリート信託銀行とファンドごとに特定運用信託契約を締結している。ステート・ストリート信託銀行が、外国において有価証券の保管を業として営む金融機関であるグローバルカストディアン(A社)に対して支払う外国における保管手数料(以下「カストディ費用」という。)に係る料率表は、全ての特定運用信託契約において同一となっている。また、GPIFは、毎年度実施している資産管理機関の総合評価においてカストディ費用についても評価しており、資産管理機関に対する現地ヒアリングにおいて、カストディ費用の料率の妥当性について聞き取りを行って、当該資産管理機関とグローバルカストディアンとの間で決められているカストディ費用の料率が最も優遇されたものであることを確認しているとしている。

一方、GPIFは、災害時の事業継続計画の観点から資産管理機関との契約について見直しを検討しており、その一環として、資産管理機関に対して、現行の特定運用信託契約の対象となっている資産区分以外に参入の意向があるかを確認したところ、B信託銀行は、29年6月に外国債券及び外国株式の管理に係る提案を行っており、このうち外国債券の管理についてはA社をグローバルカストディアンとして採用することとして提案していた。そして、B信託銀行が提案した外国債券に係るカストディ費用の料率は、GPIFがステート・ストリート信託銀行と締結している現行の外国債券等に係る特定運用信託契約に基づくカストディ費用の料率よりも低くなっていた。

この点について、GPIFは、A社がB信託銀行に提示したカストディ費用の料率については、既存の外国債券に加えて、外国株式が新規追加となることで、預かり資産が現状よりも増加することが前提となっていることを確認しているとしている。

前提となる運用資産額が異なるため、単純な比較はできないものの、運用資産額の規模等によっては、現行のカストディ費用の料率よりも低い料率が適用される可能性がある。

(2) 運用環境の変化による影響

ア 厚生年金基金の解散等の影響

(ア) 年金特別会計における年金積立金への影響

25年改正法の施行を受けて、厚生年金基金の解散等が増加し、解散等する厚生年金基金から特会厚年勘定への最低責任準備金の納付額は高い水準で推移している。特会厚年勘定における余裕金の状況についてみたところ、28年6月以降については増加していた。この理由について、厚生労働省は、解散等した厚生年金基金からの最低責任準備金や厚生年金保険の適用事業所の拡大による保険料収入はあらかじめ納付額や時期が定まらないが、これらの増加等の影響があるためとしている。

(イ) GPIFにおける年金積立金への影響

a 短期資産ファンドの運用状況

GPIFが流動性を確保するために保有している短期資産ファンドは、運用利回りが低く、その残高は、28年度から著しく増加していて、29年度末で8兆5919億余

円となっており、これに年金特別会計分の短期資産を合わせると14兆0843億余円(年金積立金全体の8.70%)となっている。このようにGPIFの短期資産ファンドの額が増加したのは、解散等した厚生年金基金から最低責任準備金が年金特別会計に納付されるなどしたことにより、短期的に特会厚年勘定の収支が改善したことから、GPIFからのキャッシュアウトが必要なくなり、キャッシュアウト等対応ファンドの債券の満期償還金を国内債券等に再投資できるようになったものの、GPIFがマイナス金利政策下では国内債券への配分が困難であるなどと判断したため、当該償還金が実際には再投資されずに、短期資産ファンドとして保有されていることによると考えられる。

b キャッシュアウト等対応ファンドの運用状況

GPIFが将来のキャッシュアウトに備えて保有しているキャッシュアウト等対応ファンドは、原則として、資金が必要となる時期に対応した償還期間の国内債券を満期まで保有することにより運用している(29年度末の残高14兆6572億余円)。しかし、キャッシュアウト等対応ファンドについては、上記aのとおり、特会厚年勘定の収支が短期的に改善したため、GPIFが想定していた27、28両年度中のキャッシュアウトが必要なくなるなど、キャッシュアウトが必要な時期が26年度以降の10年間程度との見込みと異なる状況となるなどしており、また、将来のキャッシュアウトに使用される見込みの少ない残存期間の長い国債を多く保有している状況となっている。この点について、GPIFは、キャッシュアウト等対応ファンドを現段階で機動的に見直したとしても、31年に行われる次期財政検証でキャッシュアウトの想定が大きく変わった場合には、債券の不必要な取引による費用で損失が発生するため、機動的に見直すことによる便益はほとんどないとしている。

イ 低金利政策の継続及びマイナス金利政策の導入による影響

29年度中にマイナス金利による国債の購入が確認できた7ファンドについてみると、パッシブ運用については、ベンチマーク^(注13)を構成する銘柄を保有するために、また、アクティブ運用については、残存期間が短期から超長期までの国債の保有割合を柔軟に変更するなどして超過収益を獲得するために、それぞれのファンドの運用戦略に応じて、マイナス利回りの国債を購入していた。

(注13) ベンチマーク 運用成果を評価する際に相対比較の対象となる基準指標であり、ベンチマークの騰落率(いわゆる市場平均収益率)をベンチマーク収益率という。

(3) 各ファンドの運用状況等

GPIFによる年金積立金の運用には、委託運用と自家運用とがある。29年度末におけるGPIFの運用資産額156兆3831億余円の内訳をみると、オルタナティブ投資分を除いて、委託運用分92ファンド、118兆6056億余円、自家運用分7ファンド、37兆5631億余円となっている。また、オルタナティブ投資分については、委託運用分3ファンド、581億余円、自家運用分2ファンド、1548億余円となっている。

ア 委託運用における各ファンドの運用状況

上記の委託運用分92ファンドのうち、パッシブファンドは38ファンド、93兆4460億余円、アクティブファンドは54ファンド、25兆1595億余円となっている。

アクティブファンド 54 ファンドのうち、29 年度末時点で 3 年以上の運用実績がある 39 ファンドの超過収益率の確保の状況についてみると、25 年度から 29 年度までの平均年率(最長 5 年)及び 27 年度から 29 年度までの平均年率(3 年)で超過収益率を確保していたのは、それぞれ計 30 ファンド、計 32 ファンドとなっていた。また、27 年度から 29 年度までの 3 期間で 1 期も超過収益率を確保できなかったファンドが 1 ファンド(外国株式)あった。

また、パッシブファンド 38 ファンドのうち、29 年度末時点で 3 年以上の運用実績がある 26 ファンドの超過収益率の確保の状況についてみると、25 年度から 29 年度までの平均年率(最長 5 年)及び 27 年度から 29 年度までの平均年率(3 年)で超過収益率を確保していたのは、それぞれ計 17 ファンド、計 20 ファンドとなっていた。

さらに、GPIF は、先駆的な取組の一つとして、29 年度から ESG 指数^(注14)に基づく国内株式のパッシブ運用を開始している(29 年度末時価総額 1 兆 5379 億余円)。GPIF は、ESG 投資について、投資期間が長期にわたるほど、リスク調整後のリターンを改善する効果があるとしており、中長期的に投資の効果を確認しながら、新たな ESG 指数の活用やアクティブ運用なども含めて ESG 投資を拡大する方針であるとしている。

(注14) ESG 指数 ESG の要素を加味した株価等の指数

イ 委託運用におけるファンドの評価及び選定・入替え等

(ア) 運用受託機関が運用する既存のファンドの評価

GPIF は、年金積立金のより効率的な運用を図るために、運用受託機関の構成やファンドの資金配分が最適なものとなるよう、運用受託機関が運用する既存のファンドについては、毎年度総合評価を実施し、運用受託機関が提案する新規のファンドについては、申込期限を設定しない公募(マネジャー・エントリー制)により公募した上で、総合評価を行うなどして、運用受託機関の見直しを行っている。

現在の基本ポートフォリオは、国内株式と外国株式を合わせた構成割合が 50% となっており、予想される期待収益率のばらつき具合(標準偏差)によって表されるリスクが増加している。そして、実際の収益の状況についてみると、委託運用のアクティブファンドのうち、25 年度から 29 年度までの平均年率(最長 5 年)等の基準でみて超過収益率を確保していなかったのは、主として国内株式ファンドと外国株式ファンドとなっている。また、委託運用のアクティブファンドのうち、国内株式ファンドと外国株式ファンドの時間加重収益率^(注15)及び超過収益率のばらつきが、国内債券及び外国債券よりも大きくなっている。同様に、委託運用のパッシブファンドにおいても、超過収益率を確保していなかったのは株式のファンドが多い状況となっている。

(注15) 時間加重収益率 時価に基づく運用収益に基づき、運用機関が自ら決めることができない運用元本の流出入の影響を排除して求めた収益率

(イ) 総合評価の方法の変更

GPIF は、29 年 10 月以前は運用受託機関に係る総合評価を定性評価及び定量評価により行っていたが、29 年 11 月以降の定性評価においては、従来の定量評価の指標となっていた超過収益率等を定性評価を行う際の参考指標として評価することとしている。

GPIFは、上記総合評価の方法の変更について、将来の超過収益獲得可能性を高めるために実施したとしているが、変更したことによる影響等についてはまだ分析できていないとしている。

ウ 自家運用における各ファンドの運用状況

自家運用における国内債券パッシブ運用について、業務概況書において公表された時間加重収益率を基に、ベンチマークが同一の指標となっている委託運用分と比較すると、超過収益率に大きな差はない状況となっているが、GPIFが開示している収益率は、自家運用分については証券貸付運用の収益を含めて算定されている一方、委託運用分については、証券貸付運用の収益を含まないことから、両者の運用実績を厳密に比較することは困難な状況となっている。

エ オルタナティブ投資の状況

GPIFは、26年2月からオルタナティブ投資を実施し、第3期中期計画において、オルタナティブ資産を年金積立金全体の5%を上限とすることにしており、29年度末における時価総額は2130億余円(オルタナティブ投資に係る資産の年金積立金全体に占める割合0.13%)となっている。また、投資信託受益証券を購入する形で自家運用によりオルタナティブ投資を行っている2ファンドに係る収益については、運用開始後は内部^(注16)収益率がマイナスで推移しているが、1ファンドは29年度に収益が生じている状況となっている。この点について、GPIFは、投資の開始前に運用受託者と合意した内部収益率の水準と比較して、おおむね想定した収益が得られているとしている。また、オルタナティブ投資については、通常先行して費用が発生し、当初数年は関連する費用の支払等によりマイナスの収益が続くが、その後には分配が始まって収益が改善するといういわゆるJカーブ効果があるとしている。

また、投資信託を活用する仕組みは機関投資家によるオルタナティブ投資としては特殊な方法であり、投資信託からファンド・オブ・ファンズ^(注17)に投資する場合には高額な手数料が生じているなどの課題があるとされている。

さらに、オルタナティブ投資に係る費用には、自家運用及び委託運用について資産管理機関に対して支払っている管理手数料と委託運用について運用受託機関に対して支払っている運用手数料があるが、GPIFは、管理手数料については、自家運用分及び委託運用分に係る信託財産の合計額に対して管理手数料率を乗じて算出されることから、自家運用分と委託運用分を分離して算出することができないとしている。また、オルタナティブ投資に係る運用手数料について、GPIFは、委託運用を29年度から開始しており、29年度にはまだ運用手数料の支払が発生していないとしている。

GPIFは、分散投資を推進するために、オルタナティブ投資を今後も拡大させていく方針としており、現在選定中の海外不動産等に係る運用受託機関を通じた投資を実行に移すとともに、29年9月に年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第244号)が施行されたことにより可能となった投資事業有限責任組合(LPS)による方式についても、リスク管理やオペレーションの体制整備を行い、投資の検討を進めていくとしている。

(注16) 内部収益率 投資期間におけるキャッシュフローの規模やタイミングの影響を織り込んで求めた収益率。GPIFはオルタナティブ投資に係る評価の基準の一つとして各ファンドの内部収益率を計測している。

(注17) ファンド・オブ・ファンズ 複数の個別ファンドへの投資を行うことを目的としたファンド

オ 管理運用に関する情報開示の状況

(ア) 運用受託機関及び資産管理機関における運用に係る費用

GPIFは、業務概況書において、29年度における管理運用手数料487億余円を開示している。しかし、この金額には、資産管理機関が管理する信託財産から引き去られているカストディ費用等81億余円が含まれておらず、GPIFが運用受託機関及び資産管理機関に対して実質的に負担している費用は計568億余円(運用資産額に対する費用の割合0.036%)となっていた。上記のカストディ費用等の金額を業務概況書において開示していない理由について、GPIFは、投資一任契約に係る運用受託機関への運用手数料及び特定運用信託契約に係る資産管理機関への管理手数料については、GPIFが直接契約している相手方に対して支払っていることから、管理運用手数料として開示しているが、カストディ費用等はGPIFが直接契約して支払っているものではないため開示していないとしている。しかし、信託財産から引き去られるカストディ費用等についても開示することにより、管理運用に係る全ての費用が明らかになり、GPIFが行う年金積立金の管理運用に係る透明性の向上に資すると考えられる。

また、GPIFは、証券貸付運用に係る費用のうち、外国債券及び外国株式の委託運用分について、GPIFが直接契約を締結していないとして、業務概況書等において開示していなかった。さらに、国内債券の自家運用分について、業務概況書において他の管理手数料に含めて開示しており、他の管理手数料と分離して開示していなかった。しかし、これらの費用についても開示することにより、GPIFが行う年金積立金の管理運用に係る透明性の向上が更に図られると考えられる。

さらに、オルタナティブ投資に係る費用のうち、管理手数料について、GPIFは、業務概況書において他の管理手数料と分離して開示していなかった。この点について、GPIFは、資産別ではなく支払先別に管理手数料を集計して開示していることから、オルタナティブ投資に係る管理手数料について、オルタナティブ投資に係る資産管理機関が他に管理している外国債券等に係る管理手数料と合わせて開示していたとしている。また、運用手数料について、GPIFは、委託運用を29年度から開始しており、29年度にはまだ運用手数料の支払が発生していないことから、業務概況書等において開示していないとしている。しかし、GPIFは、オルタナティブ投資について、運用の効率性の向上等の効果が期待できるとし、分散投資を推進するために今後も拡大させていく方針としていることから、オルタナティブ投資に係る費用を明らかにすることは、GPIFが行う年金積立金の管理運用に係る透明性の向上に資すると考えられる。

(イ) 運用リスク情報

GPIFが27年度の業務概況書にリスク情報として記載したVaR及びcVaRは、各資産区分の日次ベンチマークを基データとして、保有期間1年、観測期間13年1月

(注18)

(注19)

以降、信頼水準 95% という前提(観測期間には 20 年のリーマンショック以降の金融危機等が含まれている。)でオルタナティブ資産を除く伝統的資産を対象に算出されたものであり、両指標の値は、24 年度以降増加傾向となっていた。この理由について、GPIF は、26 年 10 月の基本ポートフォリオの変更に伴い、主に価格変動の度合いの高い株式保有の割合が増加したことによるものであるとしている。

一方、GPIF が 29 年度の業務概況書において記載した VaR は、上記の 27 年度のものとは異なり、GPIF が実際に保有している資産のデータを基に、保有期間 1 年、観測期間 2 年、信頼水準 84% という前提で算出されており、リスク量は損失額ではなく資産額に対する割合(単位：%)で表現されている。また、GPIF は、第 3 回経営委員会(29 年 11 月)において、上記 29 年度の業務概況書に記載された VaR の値が減少傾向にあるのは、直近のデータを使用して計算しているためではないかとの意見があったことなどを踏まえて、観測期間を 5 年、信頼水準を 95% とした VaR の値についても算出しており、当該 VaR 等の推移をみると、29 年度中を通じて増加傾向となっていた。

また、GPIF は、価格変動等によりある資産区分の構成割合が基本ポートフォリオのかい離許容幅に抵触した場合、現行のルールでは、かい離許容幅の内側に戻す方向で資産の入替えを行う必要があるとしている。

(注18) VaR 現在保有している資産を、将来のある一定期間保有すると仮定した場合に、ある一定の確率で、発生し得る最大損失を表したもの。例えば、95%の確率で発生し得る事象の中で損失額が最大のを 95%VaR という。

(注19) cVaR 現在保有している資産を、将来のある一定期間保有すると仮定した場合に、VaR で想定する確率の範囲外で発生し得る損失額を平均したもの。例えば、95%VaR の場合、残りの 5%で発生し得る平均損失額

(4) GPIF におけるガバナンスの状況等

28 年改正法が 29 年 10 月に施行され、従来の運用委員会に代わって経営委員会が設置されて、基本ポートフォリオを含む中期計画の作成又は変更等の重要事項等の意思決定を行うこととされた。これにより、GPIF のガバナンス体制は、理事長による独任制から経営委員会による合議制へと転換が図られた。また、経営委員会は、執行部の監督を行うこととされ、意思決定及び監督と執行が分離されることになった。そして、理事長は、経営委員会の定めるところに従って、GPIF の業務を総理することとされた。また、監事に代わって監査委員会が設置され、経営委員会とは独立した立場、権限により経営委員会及び執行部の監査・監視を行うこととされた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 年金積立金の運用状況等

(ア) GPIF における年金積立金の運用に係る基本ポートフォリオ等の状況

モデルポートフォリオの策定過程について、モデルポートフォリオに関する連絡会議の事務局を務めた GPIF は、市場への影響を考慮して、同会議の開催要綱において、同会議は非公開、資料及び議事録は公表しないことを定めたとしている。また、積立金基本指針によれば、各運用主体は、財政検証が行われるなど必要があるとき

は、共同して、モデルポートフォリオについて検討して変更することとされているが、変更が必要となる場合の具体的な手続が特に整備されていない状況となっていた。

(イ) 実績連動報酬制

29年度において実績連動報酬制が適用されている33ファンドのうち、超過収益を獲得できていないのにパッシブ運用を上回る報酬が支払われているものが5ファンド見受けられたが、GPIFは、30年度から、従来設けていた報酬率の上限を撤廃し、超過収益を獲得できない場合はパッシブ運用並みの報酬となるようにした新しい実績連動報酬制を、原則として全てのアクティブファンドに適用することとしている。

(ウ) カストディ費用の低減

GPIFは、ステート・ストリート信託銀行に対する現地ヒアリングにおいて、カストディ費用の料率が最も優遇されたものであることを確認しているとしている。

一方、GPIFが資産管理機関との契約の見直しを検討する一環としてB信託銀行から提案を受けた外国債券に係るカストディ費用の料率は、現行のステート・ストリート信託銀行の料率よりも低くなっていた。前提となる運用資産額が異なるため、単純な比較はできないものの、運用資産額の規模等によっては、現行のカストディ費用の料率よりも低い料率が適用される可能性がある。

イ 運用環境の変化による影響

(ア) 年金特別会計における年金積立金に対する厚生年金基金の解散等の影響

特会厚年勘定における余裕金は、28年6月以降については増加していた。

(イ) 短期資産ファンドの運用状況

GPIFが流動性を確保するために保有している短期資産ファンドの残高は、28年度から著しく増加していた。

(ウ) キャッシュアウト等対応ファンドの運用状況

キャッシュアウト等対応ファンドについては、キャッシュアウトが必要な時期が26年度以降の10年間程度との見込みと異なる状況となるなどしており、また、将来のキャッシュアウトに使用される見込みの少ない残存期間の長い国債を多く保有している状況となっている。

ウ 各ファンドの運用状況等

(ア) 委託運用における各ファンドの運用状況

GPIFは、29年度からESG指数に基づく国内株式のパッシブ運用を開始しており、中長期的に投資の効果を確認しながら、新たなESG指数の活用やアクティブ運用なども含めてESG投資を拡大する方針であるとしている。

(イ) 委託運用におけるファンドの評価及び選定・入替え等

a 運用受託機関が運用する既存のファンドの評価

GPIFは、運用受託機関が運用する既存のファンドについては、毎年度総合評価を実施して見直しを行っている。各ファンドの実際の収益の状況についてみると、委託運用のアクティブファンドのうち、25年度から29年度までの平均年率(最長5年)等の基準でみて超過収益率を確保していなかったのは、主として国内株式ファンドと外国株式ファンドとなっている。

b 総合評価の方法の変更

GPIFは、29年11月以降の定性評価においては、従来の定量評価の指標となっていた超過収益率等を定性評価を行う際の参考指標として評価することとしている。

(ウ) 自家運用における各ファンドの運用状況

GPIFが自家運用における国内債券パッシブ運用について開示している収益率は、証券貸付運用の収益を含めて算定されている一方、委託運用分については、証券貸付運用の収益を含まないことから、両者の運用実績を厳密に比較することは困難な状況となっている。

(エ) オルタナティブ投資の状況

GPIFは、26年2月からオルタナティブ投資を実施しているが、投資信託受益証券を購入する形で自家運用によりオルタナティブ投資を行っている2ファンドに係る収益については、運用開始後は内部収益率がマイナスで推移しているが、1ファンドは29年度に収益が生じている状況となっている。

(オ) 管理運用に関する情報開示の状況

a 運用受託機関及び資産管理機関における運用に係る費用

GPIFは、業務概況書において、直接契約している運用受託機関及び資産管理機関に対して支払った管理運用手数料について開示しているが、資産管理機関が管理する信託財産から引き去られているカस्टディ費用等については開示していなかった。

また、GPIFは、証券貸付運用に係る費用のうち、外国債券及び外国株式の委託運用分について、GPIFが直接契約を締結していないとして、業務概況書等において開示していなかった。そして、国内債券の自家運用分について、業務概況書において他の管理手数料に含めて開示しており、他の管理手数料と分離して開示していなかった。

さらに、オルタナティブ投資に係る管理手数料について、GPIFは、業務概況書において他の管理手数料と分離して開示していなかった。

b 運用リスク情報

GPIFは、29年度の業務概況書において、リスク情報として、GPIFが実際に保有している資産のデータを基に、保有期間1年、観測期間2年、信頼水準84%という前提で算出したVaRを記載している。

また、GPIFは、価格変動等によりある資産区分の構成割合が基本ポートフォリオのかい離許容幅に抵触した場合、現行のルールでは、かい離許容幅の内側に戻す方向で資産の入替えを行う必要があるとしている。

(2) 所見

公的年金制度は、国民全体の連帯による世代間扶養の仕組みによって終身にわたる確実な所得保障を行い、国民の老後等の生活設計の柱としての役割を果たすものである。具体的には、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者からの保険料で賄っていく財政方式である賦課方式を基本としつつ、一定金額の年金積立金を保有し、その運用収入及び元

本の取崩しを年金給付の財源の一部として活用することにより、将来の保険料水準や給付水準の平準化を図ることとしている。

29年度末における年金積立金の残高が164兆1609億余円に上っており、基本ポートフォリオの変更もあって、期待収益率のばらつき具合であるリスク(標準偏差)が大きくなるなどしていることから、年金積立金の管理運用については、年金積立金が国民から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者である国民の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、公的年金制度の運営の安定に資することが、従来にも増して強く求められている。また、GPIFは、業務運営の財源に年金積立金の運用益等を充てていることから、その業務運営について規律の確保、透明性の向上及び経費の節減がより強く求められるものとなっており、ガバナンスの強化も図られている。

については、厚生労働省においては、次の各点に、また、GPIFにおいては、イ(ア)を除く各点にそれぞれ留意することとし、もって年金積立金の適切な管理運用に努める必要があると認められる。

ア 年金積立金の運用状況等

(ア) GPIFが他の運用主体と共同して策定するモデルポートフォリオについては、各運用主体が策定する基本ポートフォリオが運用成績を左右する重要な要因とされており、各運用主体が基本ポートフォリオを策定する際にモデルポートフォリオを参酌すべきものとされていることに鑑みて、モデルポートフォリオの策定過程について、事後的に検証ができるように議事録等を一定期間経過後に公表することについて、モデルポートフォリオに関する連絡会議の構成員である他の運用主体と協議するなどして検討するとともに、モデルポートフォリオの変更を適時適切に行うことができるように、その変更に係る具体的な手続を整備することについて他の運用主体と協議するなどして検討すること

(イ) アクティブファンドの運用手数料に係る実績連動報酬制については、30年度から本格的に新しい実績連動報酬制を適用することとしていることから、新しい実績連動報酬制の導入の効果について、一定期間後に検証を行うなどして、運用受託機関に対する超過収益獲得のための動機付けがより働くものとなるよう引き続き努めること

(ウ) カストディ費用については、年金積立金の経済的な運用を確保するために、資産管理機関との特定運用信託契約において適用されているカストディ費用の各種料率等が、最も優遇されたものであることを、当該資産管理機関の報告やその他の情報により継続的に確認すること

イ 運用環境の変化による影響

(ア) 年金特別会計における年金積立金に対する厚生年金基金の解散等の影響については、年金収支の見通しを的確に把握して、年金特別会計の積立金に属する現金の繰替使用の額や積立金の取崩し額を必要最小限にとどめて、特会国年勘定及び特会厚年勘定において多額の余裕金を保有することがないように努めること

(イ) GPIFの短期資産ファンドに対する厚生年金基金の解散等の影響については、短期資産ファンドは運用利回りが低いことから、多額の短期資産を保有する状況となっていることについて国民に丁寧に説明すること

(ウ) GPIFのキャッシュアウト等対応ファンドに対する厚生年金基金の解散等の影響については、今後のキャッシュアウトの見込み及び金利変動への備えを考慮して、将来の資金繰りに確実を期すとともに年金積立金のより効率的な運用を図るために、キャッシュアウト等対応ファンドについて、31年の次期財政検証の検討状況を踏まえながら適時に、ファンドの規模、償還期間別の国内債券の構成等を見直すことを検討すること

ウ 各ファンドの運用状況等

(ア) ESG投資については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資するという年金積立金の目的に適合するものとなっているか、ESG投資の中長期的な投資効果を継続的に確認していくこと

(イ) 委託運用における運用受託機関の評価については、委託運用による運用成績は、特にアクティブファンドを中心として、ファンドによって相当の差がある状況となっていることから、年金積立金のより効率的な運用を図るために、適時適切に運用受託機関の評価を行って、運用受託機関の構成やファンドの資金配分が最適なものとなるよう運用受託機関の見直しを引き続き行うこと

(ウ) 運用受託機関の総合評価の方法については、従来の定性評価及び定量評価から、定性評価(評価項目の一部として定量評価を含む。)に変更した効果等を、その実績を踏まえて検証して、必要に応じて見直しを行うなどすること

(エ) 自家運用における各ファンドの運用状況については、ベンチマークが同一の指標となっている自家運用及び委託運用によるファンドについて同一の条件に基づいて算出した収益率を示すなどして、自家運用によるファンドの収益の状況について国民に丁寧に説明すること

(オ) オルタナティブ投資については、おおむね想定した収益が得られているとしているものの、費用等が先行して発生するという特徴から自家運用による2ファンドの内部収益率がマイナスで推移し、1ファンドのみ29年度までに収益が生じている状況を踏まえて、オルタナティブ投資における透明性を確保するために、その収益、費用等の具体的な計数を含む運用状況について国民により丁寧に説明すること

(カ) 運用受託機関及び資産管理機関における運用に係る費用のうち、業務概況書において運用受託機関及び資産管理機関に直接支払った管理運用手数料に限定して開示している管理運用に係る費用については、資産管理機関が管理する信託財産から引き去られているカスタディ費用等も合わせて開示することを検討すること。また、証券貸付運用に係る費用のうち外国債券及び外国株式の委託運用分については、業務概況書等において開示するとともに、国内債券の自家運用分については、他の管理手数料と分離して開示することを検討すること。さらに、オルタナティブ投資に係る費用については、業務概況書等において資産管理機関に対する管理手数料について他の管理手数料と分離して開示することを検討するとともに、運用受託機関に対する運用手数料について、支払が発生した場合には、他の運用手数料と分離して開示することを検討すること

(キ) 運用リスク情報の開示については、基本ポートフォリオの変更により株式の占める割合が増加するなどして、基本ポートフォリオの期待収益率のばらつき具合であるリスク(標準偏差)が大きくなるなどしており、GPIFは、収益が減少するリスクについて国民に対して丁寧に説明を行っていく必要があることから、29年度の業務概況書に記載されている保有期間1年のVaRに加えて、ストレステストの結果等中長期のリスクについて継続して記載すること。また、長期投資家の視点からVaR等で示される短期的な損失の可能性に対してどのような対応を執ることとしているのかについて、過去の事象等によるストレステストや株価の変化に伴う損益シミュレーション等の結果を踏まえるなどして国民に丁寧に説明すること

本院としては、今後とも、年金積立金の管理運用が運用環境の変化等に即して適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。

第4 独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について

検査対象	内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、独立行政法人 87 法人
独立行政法人改革等の概要	独立行政法人をその事務及び事業の特性に応じて分類した上で主務大臣が中期目標等を策定し、自ら評価を行うこと、中期目標等に定められた「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくセグメント情報を作成して評価にセグメント情報を活用すること、運営費交付金の収益化基準を原則、業務達成基準として経営努力の促進を図ること、内部統制・ガバナンスの強化等の業務運営を改善する仕組みを構築することなど
87 独立行政法人の経常費用の額	16 兆 4628 億円(平成 29 事業年度)
87 独立行政法人のうち運営費交付金が交付されている 74 独立行政法人に対する運営費交付金の交付額	1 兆 5230 億円(平成 29 事業年度)

1 検査の背景

(1) 創設時における独立行政法人制度の概要

独立行政法人制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として創設された。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。)において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)等において定められている。

独立行政法人は、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの特殊性があることから、この特殊性を踏まえた「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成 12 年 2 月独立行政法人会計基準研究会(以下「会計基準研究会」という。)策定。以下「会計基準」という。)及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A(平成 12 年 8 月中央省庁等改革推進本部事務局及び日本公認会計士協会策定。以下「会計基準 Q&A」といい、会計基準と合わせて「会計基準等」という。)が定められている。会計基準等は、主務省令に基づき、独立行政法人がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準とされている。そして、独立行政法人は、国から運営費交付金を受領したときは、その相当額を運営費交付金債務として負債に計上

することとなっていて、その後、業務の進行に応じて負債から収益に振り替えることなどとなっている(以下、運営費交付金債務を運営費交付金収益に振り替えることを「収益化」といい、収益化に係る基準を「収益化基準」という。)。また、独立行政法人制度創設時の制度では、独立行政法人は、中期目標期間の最終事業年度以外の事業年度に、損益計算において利益が生じたときは、当該利益のうち、独立行政法人の経営努力として主務大臣が承認(以下、主務大臣の承認を「経営努力認定」という。)した利益を目的積立金として積み立て、中期計画に記載した使途に使用することができることとなっていた。そして、中期目標期間の最終事業年度末には運営費交付金債務を全て収益化し、これにより生じた利益も含めて最終事業年度における当期末処分利益は全て積立金に振り替えることとなっていた。

(2) 独立行政法人改革等に至るまでの経緯

政府は、内閣に設置された行政改革推進本部の下、行政改革推進会議における議論を踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定。以下「基本的な方針」という。)を決定した。基本的な方針によれば、独立行政法人改革等の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨ののっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用等により官の肥大化防止・スリム化を図ることとされている。

(3) 独立行政法人改革等の概要

基本的な方針に沿った独立行政法人改革等(以下「独立行政法人改革等」という。)を進めるために、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成26年法律第66号。以下「改正法」という。)が26年6月に公布され、27年4月から施行された(以下、改正法による改正後の通則法を「改正通則法」といい、改正前の通則法を「旧通則法」という。)。また、基本的な方針を踏まえ、会計基準研究会等における議論を経て、「独立行政法人会計基準の改訂について」(平成27年1月独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会了承。以下「「会計基準の改訂について」」という。)が公表され、同年1月に会計基準が改訂された(以下、改訂された会計基準を「改訂会計基準」という。)。さらに、同年3月及び28年2月に会計基準Q&Aが改訂された(以下、改訂された会計基準Q&Aを「改訂会計基準Q&A」という。))。

そして、前記の目的を達成するために、独立行政法人改革等においては、次のような措置を講ずることとされた。

ア 独立行政法人の事務及び事業の特性に応じた分類を踏まえた主務大臣の目標策定及び評価並びにセグメント情報の評価への活用

改正通則法では、独立行政法人の政策実施機能の強化を図り、適切なガバナンスを構築していくために、独立行政法人の事務及び事業の特性に応じ、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の仕組みの在り方、業務運営における独立行政法人の裁量と国の関与の程度等を基に、独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人の三つ(以下「3分類」という。)に分類することとなった。

主務大臣は、3分類に応じて、中期目標管理法人においては中期目標を、国立研究開

発法人においては中長期目標を、行政執行法人においては年度目標(以下、これらを合わせて「中期目標等」という。)をそれぞれ策定することとされた。また、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCA(Plan(計画)–Do(実行)–Check(評価)–Action(改善))サイクルの機能の強化を図るために、主務大臣が毎事業年度又は中期目標等の期間における独立行政法人の業務の実績を自ら評価(以下「主務大臣評価」という。)することで、目標及び評価の一貫性及び実効性を向上させることとされた。そして、主務大臣評価の客観性や政府全体としての評価等との整合性を確保するために、総務省に置かれた内閣総理大臣が任命する委員から成る独立行政法人評価制度委員会が外部から点検する仕組みが導入された。

また、改正通則法により、総務大臣は、26年9月に、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定。以下「目標指針」という。)及び「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定。以下「評価指針」という。)を策定して主務大臣に通知している。改正通則法においては、中期目標等には、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」(国立研究開発法人は「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」。以下、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」と合わせて「業務の質の向上に関する事項」という。)等の四つの事項等を定めることとなっている。そして、目標指針によれば、主務大臣は、国民に対する説明責任を果たす観点、適正かつ厳正な評価に資する観点、さらに、国立研究開発法人については研究開発成果の最大化の観点から、「業務の質の向上に関する事項」については、「一定の事業等のまとめり」(独立行政法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位とされており、具体的には主要な事業ごとの単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等)ごとに中期目標等の項目を設定することとされている。

評価指針によれば、主務大臣は、原則、中期目標等を設定した項目を評価単位として評価を実施することとしつつ、その際に細分化した単位で評価を行うことは妨げないとされている。そして、主務大臣評価に当たっては、独立行政法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書(以下「自己評価書」といい、独立行政法人が自ら行った評価を「自己評価」という。)を十分に活用するとされている。また、独立行政法人は、自己評価書の作成に当たって、評価において十分に説明し得るよう「可能な限り最小の単位」(国立研究開発法人は「目標に応じたマネジメントに係る実効的な単位」。以下同じ。)で評価を行うこと、「当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する」ことなどに努め、主務大臣評価の円滑化に資することとされた。その後、31年3月に評価指針が改定され、中期目標管理法及び行政執行法人については、「可能な限り最小の単位」は「事務・事業の特性に応じて適切な単位」とされるとともに、「当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する」は「主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意する」とされている。

評価指針によれば、中期目標管理法及び行政執行法人における主務大臣評価の手法については、定量的な成果実績であるアウトプット情報と資源投入量である財務情報等

のインプット情報との対比を行うなどして、効率性の観点からも評価することとされており、その際、できるだけ「一定の事業等のまとめり」ごとの財務情報等を活用することとされている。また、国立研究開発法人については、研究開発活動に係る成果等と財務情報等のインプット情報とを対比させるなどすることとされている。

そして、改訂会計基準第43では、目標策定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するために、「独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報とする」とされた。これにより、27事業年度以降は、独立行政法人は、セグメントを「一定の事業等のまとめり」ごとに設定することとなっている。

なお、改正法附則第8条において、中期目標管理法人又は国立研究開発法人については、旧通則法に基づき策定された中期目標を改正通則法における中期目標又は中長期目標とみなすとする経過措置(以下「改正法附則第8条に係る経過措置」という。)^(注1)が規定されている。29事業年度末現在の独立行政法人87法人のうち、改正法附則第8条に係る経過措置の対象となっているのは34法人となっていて、残りの53法人は改正通則法に基づく中期目標等が策定されており(以下、この53法人を「改正通則法に基づく中期目標等策定53法人」という。)^(注2)、新しいセグメント区分によるセグメント情報を開示する改訂会計基準第43の規定が適用されることとなっている。

(以下、各独立行政法人の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」は記載を省略した。)

(注1) 87法人 国立公文書館、北方領土問題対策協会、日本医療研究開発機構、国民生活センター、情報通信研究機構、統計センター、郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成31年4月1日以降は、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構。以下同じ。)、国際協力機構、国際交流基金、酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、量子科学技術研究開発機構、国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学改革支援・学位授与機構、日本原子力研究開発機構、勤労者退職金共済機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、労働者健康安全機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、地域医療機能推進機構、年金積立金管理運用、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、農林水産消費安全技術センター、家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進

機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、土木研究所、建築研究所、海上・港湾・航空技術研究所、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構、国立環境研究所、環境再生保全機構、駐留軍等労働者労務管理機構

(注2) 53 法人 国立公文書館、日本医療研究開発機構、情報通信研究機構、統計センター、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国際協力機構、国際交流基金、酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、国立特別支援教育総合研究所、大学入試センター、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、量子科学技術研究開発機構、国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、科学技術振興機構、日本原子力研究開発機構、労働政策研究・研修機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、年金積立金管理運用、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、農林水産消費安全技術センター、家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、日本貿易振興機構、土木研究所、建築研究所、海上・港湾・航空技術研究所、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、国立環境研究所、駐留軍等労働者労務管理機構

イ 経営努力の促進等に係る取組

会計基準によれば、運営費交付金の会計処理に当たっては、運営費交付金受領時に「運営費交付金債務」として負債に計上し、収益化基準に基づき収益化することとされている。改訂前の会計基準では、収益化基準として、業務達成基準(業務の達成度に応じて収益化を行う基準)、期間進行基準(一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う基準)、費用進行基準(業務と運営費交付金の対応関係を明らかにすることが困難であることなどを理由に対応関係が示されない場合に支出額を限度として収益化を行う基準)の三つの基準が示されている。

そして、独立行政法人の経営改善や合理化努力のインセンティブを最大限機能させるために、基本的な方針においては、①収益化基準については原則として業務達成基準を採用すること、②独立行政法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図ること、③経営努力認定の要件を緩和することとされた。

改訂会計基準第81において、運営費交付金の収益化基準として、事業年度末時点の業務の進行状況を測定する必要がある業務達成基準の採用を原則とし、収益化基準の単位としての業務(運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理を行う単位の業務であり、管理部門の活動を除いたもの。以下「収益化単位の業務」という。)を設定して、収益化単位の業務ごとに業務の進行状況を測定した上で配分された運営費交付金債務を収益化することとされた。また、期間進行基準及び費用進行基準は例外的な方法として限定

された場合のみに適用される取扱いとされた。なお、「会計基準の改訂について」において、この改訂会計基準第81の適用については、27事業年度から適用することが原則とされているが、28事業年度から適用することも容認されている(以下、これを「改訂会計基準第81に係る経過措置」という。)

また、管理会計の活用等による自律的マネジメントに関し、その考え方が「会計基準の改訂について」において、「独立行政法人の会計に管理会計的な発想を取り入れることを検討し、今回の基準及び注解の改訂においては、業務達成基準の原則適用を求めている。業務達成基準を採用するためには、独立行政法人において、収益化単位の業務ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することが必要となる。当該管理体制を構築することは、独立行政法人の長による収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析を通じたPDCAを可能にし、これにより会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものとする。」等と示されている。

さらに、経営努力認定に関しては、基本的な方針において、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益の一定割合(原則として5割)について新たに経営努力として認められることなどとされた。

また、総務省は、各独立行政法人の主務省(内閣府を含む。以下同じ。)に対して「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」(平成26年総管査第227号総務省行政管理局長通知)を发出しており、この中で、次期中期目標又は次期中長期目標の期間へ繰り越す積立金(以下「繰越積立金」という。)に、中期目標又は中長期目標の期間の最終事業年度における経営努力認定に相当する額(以下「経営努力相当額」という。)を含めることができると考えられる旨を通知している。

ウ 内部統制・ガバナンスの強化等

内部統制の取組に関して、改正通則法において、独立行政法人の業務方法書に、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)の整備に関する事項を記載しなければならないこととされた。

そして、総務省は、各独立行政法人の主務省に対して「[独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備]について」(平成26年総管査第322号総務省行政管理局長通知。以下「体制整備通知」という。)を发出した。この中で、独立行政法人における内部統制とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み]であるとしている。また、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の基本要素は、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICT(Information and Communication Technology)への対応の六つであり、これらの要素に対する対応状況が、内部統制が有効に機能しているかどうかの判断基準となるものとしている。

体制整備通知によれば、内部統制の基本要素の6要素を更に細分化するなどした106項目を、各独立行政法人の業務方法書に具体的に記載することとされている(以下、これらの項目を「具体的項目」という。)。ただし、研究開発や子法人に関する具体的項目等

の独立行政法人の形態等により記載する必要がないものについては、記載を省略することができることとされている。

そして、改正通則法では、監事機能の強化に関し、監事に対して監査報告の作成義務、事業報告に係る調査権限等が規定された。また、主務大臣は、監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならない、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

基本的な方針においては、監事の調査権限を明確化するとともに、監事を補佐する体制(以下「監事補佐体制」という。)の整備等、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組について充実させることにより、監査の質の向上を図ることなどとされた。これを踏まえ、総務省は、各独立行政法人の主務省に対して「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」(平成26年総管査第321号総務省行政管理局長通知。以下「監事の機能強化通知」という。)を発出し、主務大臣に対して、可能な限り独立行政法人における監事補佐体制の整備に協力することなどを求めている。

(4) 独立行政法人の統合等

独立行政法人については、13年4月に57法人が設立された後、15年10月に、特殊法人等改革に伴って特殊法人等から移行するなどして31法人が設立されるなどの経緯を経て、26事業年度末現在における独立行政法人の総数は98法人となった。

そして、27事業年度から29事業年度までに更に統合等がなされて、29事業年度末現在では87法人が設置されている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

基本的な方針によれば、独立行政法人改革等の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図ることなどであるとされている。

上記の目的を達成するために、独立行政法人改革等においては、独立行政法人を事務及び事業の特性に応じて分類した上で主務大臣が中期目標等を策定し、自ら評価を行うこと、中期目標等に定められた「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくセグメント情報を作成して評価にセグメント情報を活用すること、運営費交付金の収益化基準を原則、業務達成基準として経営努力の促進を図ること、内部統制・ガバナンスの強化等の業務運営を改善する仕組みを構築することなどとされた。

そして、独立行政法人改革等を進めるために、通則法が改正されるとともに、会計基準等が改訂されている。

そこで、本院は、独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを機能させるための主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況はどのようになっているか。

イ 独立行政法人の自律的なマネジメントの実現を図るための管理会計の考え方がどのように取り入れられているか、経営努力の促進等に係る取組はどのようになっているか。

ウ 内部統制システムの整備等及び主務大臣による監事の任命、監事の機能強化等による独立行政法人の内部統制・ガバナンスの強化の状況等はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

29事業年度末現在における各独立行政法人の主務省^(注3) 11府省及び全87独立行政法人(29事業年度の経常費用の額計16兆4628億余円及び87法人のうち29事業年度に運営費交付金が交付されている74法人に対する運営費交付金交付額計1兆5230億余円)を対象として、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき独立行政法人から提出された財務諸表等のほか、独立行政法人改革等に伴う業務の実施状況等に係る調書等の提出を求め^(注4)、これらを分析するとともに、11府省のうち6省及び87法人のうち39法人^(注5)において会計実地検査を行った。

(注3) 11府省 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(注4) 6省 総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注5) 39法人 国立公文書館、日本医療研究開発機構、国民生活センター、情報通信研究機構、国際交流基金、酒類総合研究所、国立印刷局、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、物質・材料研究機構、量子科学技術研究開発機構、国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、国立高等専門学校機構、日本原子力研究開発機構、労働政策研究・研修機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、農林水産消費安全技術センター、農業・食品産業技術総合研究機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、工業所有権情報・研修館、製品評価技術基盤機構、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、国際観光振興機構、水資源機構、国立環境研究所、駐留軍等労働者労務管理機構

3 検査の状況

(1) 主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況

ア 評価単位とセグメントの対応状況

評価に財務情報であるセグメント情報を活用させるなどのために、目標指針において「一定の事業等のまとまり」ごとに目標を策定して評価を実施することとされた。また、会計基準において開示すべきとされたセグメント情報は、改訂前の会計基準では各独立行政法人において個々に定めるとされていたのに対し、改訂会計基準においては、目標策定及び評価に資する情報となる財務情報の有用性をより担保するために、開示すべきセグメント情報は、「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくものとされた。これにより、独立行政法人改革等による制度の見直し後は、評価単位(中期目標等を設定し

た項目を細分化して評価を行っている場合は、中期目標等を設定した項目)とセグメントが対応することになった。

そこで、改正通則法に基づく中期目標等策定 53 法人の 29 事業年度の自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントの対応状況をみると、49 法人においては評価単位とセグメントが全て対応していたものの、^(注6) 4 法人においてはこれらの一部又は全部が対応していなかった。

(注6) 4 法人 国立青少年教育振興機構、国立美術館、教職員支援機構、医薬基盤・健康・栄養研究所

なお、国立青少年教育振興機構、国立美術館及び教職員支援機構は、本院の検査を踏まえて、30 事業年度の財務諸表からセグメントを「一定の事業等のまとめ」に対応できるように、セグメントの設定の見直しを図るとしている。また、医薬基盤・健康・栄養研究所は、29 年 3 月に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づき、国会及び内閣に対して報告した「国立研究開発法人における研究開発の実施状況について」における本院の所見を踏まえて、令和 4 事業年度から始まる次期中長期目標期間からセグメントを評価単位と対応させるとしている。

イ 「一定の事業等のまとめ」の単位と評価を行った単位の状況

評価指針によれば、主務大臣評価は、独立行政法人が作成した自己評価書を十分に活用して行うとともに、中期目標等を設定した項目を細分化した単位で評価を行うことは妨げないとされている。そして、独立行政法人は、自己評価書の作成に当たっては、可能な限り最小の単位で評価を行うこと、当該単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意することなどに努めるとされた。その後、平成 31 年 3 月に評価指針が改定され、中期目標管理法及び行政執行法人については、事務・事業の特性に応じた適切な単位で評価を行い、主務大臣が行う評価にも活用できるよう留意することなどに努めるとされている。

そこで、改正通則法に基づく中期目標等策定 53 法人のうち、「一定の事業等のまとめ」と評価単位が対応していない医薬基盤・健康・栄養研究所を除いた 52 法人について、29 事業年度の自己評価及び主務大臣評価における評価単位の状況をみると、一部又は全部の「一定の事業等のまとめ」を細分化した単位で評価を行っている独立行政法人は、自己評価において 25 法人、主務大臣評価において 23 法人となっていた。

そして、自己評価において「一定の事業等のまとめ」を細分化した単位で評価を行っている 25 法人について、細分化した単位での評価だけでなく「一定の事業等のまとめ」の単位での評価も行っているかをみると、評価を行っている独立行政法人が 4 法人ある一方で、行っていない独立行政法人が^(注7) 21 法人となっていた。

また、主務大臣評価において「一定の事業等のまとめ」を細分化した単位で評価を行っている 23 法人については、「一定の事業等のまとめ」の単位での評価も行っている独立行政法人が 4 法人ある一方で、行っていない独立行政法人が^(注8) 19 法人となっていた。

そして、この 19 法人の「一定の事業等のまとめ」を細分化した単位での主務大臣評価に係る評定をみると、それぞれの評定に異なる評定が混在(例えば、「一定の事業等のまとめ」を五つに細分化していて、それぞれの評定が「B」「A」「S」「A」「A」になっている

など)しているなどのため、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価が分からない状況となっていた。

(注7) 21 法人 国立公文書館、国際協力機構、酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、国立女性教育会館、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、国立美術館、国立文化財機構、労働政策研究・研修機構、年金積立金管理運用、農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、国立環境研究所

(注8) 19 法人 国立公文書館、国際協力機構、酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、大学入試センター、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、国立美術館、国立文化財機構、労働政策研究・研修機構、年金積立金管理運用、農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構

ウ 主務大臣評価におけるセグメント情報等の活用状況

評価指針によれば、主務大臣は、「一定の事業等のまとまり」ごとのインプット情報に係るセグメント情報等を活用し、中期目標管理法人及び行政執行法人について、定量的な成果実績であるアウトプット情報と資源投入量である財務情報等のインプット情報との対比を行うことなどにより、また、国立研究開発法人について、研究開発活動に係る成果等とインプット情報との対比を行うことなどにより、効率性の観点等からも評価を行うなどして評価の実効性を確保することとされている。そして、主務大臣は、主務大臣評価において、目標・計画(予算)と実績(決算)の差異が生じたことの要因分析を実施することとされている。

そこで、インプット情報が評価に活用されているかをみるために、改正通則法に基づく中期目標等策定 53 法人から前記の評価単位とセグメントが対応していない 4 法人を除いた 49 法人に係る 29 事業年度の主務大臣評価において評価を付している項目のうち、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行って、評価項目がセグメントと対応している 38 法人 172 項目の主務大臣評価の評価書(以下「主務大臣評価書」という。)のインプット情報についてみると、予算額の記載がないため、決算額と予算額の対比ができない項目が 3 法人 8 項目あった。^(注9)

また、改訂会計基準 Q&A において決算報告書の決算額が予算額に対して 10% 以上増減した場合を著しいかい離としていることを踏まえ、決算額が予算額に対して 10% 以上増減している項目をみたところ、上記の 3 法人 8 項目を除いた 35 法人 164 項目のうち^(注10) 24 法人 49 項目において 10% 以上の増減が見受けられた。そして、これらの項目のインプット情報についてみると、評価の根拠を記載する欄等に、決算額と予算額の差異の理由を踏まえた評価等の明確な記載が見受けられず、インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっていた。この中には、決算額が予算額に対して 1.5 倍以上となっており、当初の計画に比べて「一定の事業等のまとまり」に係る支出額が大幅に増加している項目も 7 法人 7 項目含まれていた。

(注9) 3 法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構、大学入試センター、国立女性教育会館

(注10) 24 法人 日本医療研究開発機構、情報通信研究機構、統計センター、国際協力機

構、国際交流基金、国立特別支援教育総合研究所、国立科学博物館、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立長寿医療研究センター、家畜改良センター、農業・食品産業技術総合研究機構、水産研究・教育機構、経済産業研究所、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、日本貿易振興機構、土木研究所、海上・港湾・航空技術研究所、住宅金融支援機構

さらに、前記の49法人について、主務大臣評価書に記載されているインプット情報に、評価単位に対応するセグメント情報等の数値が適切に記載されているかをみると、^(注11) 計数の転記誤りなどにより差異が生じている項目が、3法人3項目において見受けられた。

(注11) 3法人 情報通信研究機構、日本原子力研究開発機構、海技教育機構

(2) 経営努力の促進等に係る取組状況

ア 業務達成基準を採用したことによる運営費交付金の収益化等の状況

運営費交付金の交付を受けている74法人の運営費交付金の交付状況をみると、29事業年度に運営費交付金の交付を受けた額は、計1兆5230億余円となっていた。

上記の74法人について、改訂会計基準の適用前後における収益化基準の採用状況をみると、改訂会計基準適用前の26事業年度は、50法人において全ての業務で費用進行基準を採用していた。これに対し、改訂会計基準適用直後の27事業年度は、全ての業務で期間進行基準を採用していた1法人を除く49法人において改訂会計基準第81に係る経過措置を適用して全ての業務で費用進行基準を採用していた。そして、改訂会計基準第81に係る経過措置適用終了後の28、29両事業年度は、上記の1法人を除く73法人において、少なくとも一部の業務を除き業務達成基準を採用していた。

また、業務達成基準を採用していた上記の73法人における収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法について、各独立行政法人の規程、通知、マニュアル等(以下「規程等」という。)により明文化されているかをみると、^(注12) 31法人においては明文化されていなかった。なお、上記31法人のうち6法人は、^(注13) 本院の検査を踏まえて、令和元年5月末までに、規程等により明文化している。

(注12) 31法人 国立公文書館、北方領土問題対策協会、日本医療研究開発機構、国民生活センター、情報通信研究機構、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、防災科学技術研究所、国立文化財機構、教職員支援機構、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、大学改革支援・学位授与機構、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構、労働者健康安全機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、国際農林水産業研究センター、経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、新エネルギー・産業技術総合開発機構、土木研究所、建築研究所、海上・港湾・航空技術研究所、海技教育機構、自動車技術総合機構、国際観光振興機構、駐留軍等労働者労務管理機構

(注13) 6法人 国立公文書館、国立特別支援教育総合研究所、防災科学技術研究所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、工業所有権情報・研修館、国際観光振興機構

上記73法人の平成29事業年度における業務達成基準による運営費交付金収益への振替額及び業務達成基準を採用していた業務に係る運営費交付金債務の繰越しの状況をみると、73法人の業務達成基準による運営費交付金収益への振替額は計1兆2963億余円であり、うち42法人は、業務達成基準を採用していた業務において業務が未了であると判定したものがあつたことから、当該業務に係る運営費交付金債務計1276億余円が30事業年度に繰り越されていた。また、29事業年度末において、上記の42法人に係る収益化単位の業務における業務の進行状況を測定する指標をみると、当該事業年度に業務が実施されていないなどにより運営費交付金配分額全額を翌事業年度に繰り越している業務を除き、全ての業務において投入費用が指標として設定されていた。そして、当該法人は、当該事業年度における当該収益化単位の業務に対する運営費交付金配分額から当該収益化した額を差し引いた残りを運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越していた。

イ 法人の長における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況

「会計基準の改訂について」によれば、業務達成基準を採用するに当たり収益化単位の業務ごとの見積費用と実績費用の管理体制を構築することは、会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものと考えられている。

そこで、29事業年度において、業務達成基準を採用していた73法人について、法人の長における事業年度途中の収益化単位の業務ごとの予算と実績等の財務情報の把握の状況をみると、57法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していた。

一方、16^(注14)法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった。なお、このうち2^(注15)法人は、本院の検査を踏まえて、30事業年度から、法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握することとしている。

(注14) 16法人 日本医療研究開発機構、情報通信研究機構、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構、国立高等専門学校機構、日本原子力研究開発機構、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立長寿医療研究センター、森林研究・整備機構、海技教育機構、航空大学校、自動車技術総合機構、国際観光振興機構

(注15) 2法人 情報通信研究機構、国立循環器病研究センター

ウ 経営努力認定の状況

中期計画等に剰余金の使途が記載されている71法人の27事業年度から29事業年度までの当期総利益及び当期末処分利益の状況をみると、29事業年度は71法人のうち58法人が当期総利益計5929億余円を計上し、このうち55法人が当期末処分利益計5442億余円を計上していた。

また、27事業年度から29事業年度までに当期末処分利益を計上している独立行政法人のうち、翌事業年度に経営努力として認定された額(以下「経営努力認定額」という。)を目的積立金に計上したり経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上したりしている独立行政法人の割合の推移をみると、27事業年度7.5%、28事業年度15.2%、29事業年度21.8%と年々増加しており、また、これらの独立行政法人のうち、経営努力認定額

及び経営努力相当額に運営費交付金で賄う経費の節減分が含まれる独立行政法人の割合の推移をみると、27 事業年度は該当する独立行政法人がなく、28 事業年度 44.4%、29 事業年度 75.0% と同様に増加していた。

(3) 内部統制・ガバナンスの強化等の状況

ア 内部統制システムの整備状況

改正通則法において、独立行政法人は、内部統制システムの整備に関する事項を業務方法書に記載しなければならないこととなっている。

検査の対象とした全 87 法人(26 事業年度末時点では、27 年 4 月に設立された日本医療研究開発機構を除く 86 法人)について、改正法施行前の 26 事業年度末時点及び施行後の 29 事業年度末時点における 106 の具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、26 事業年度末時点においては、いずれの具体的項目も記載していない独立行政法人が 66 法人と全体の 76.7% を占めていたが、29 事業年度末時点では皆無となっていた。そして、29 事業年度末時点では、全体の 41.3% を占める 36 法人は、上記 106 の具体的項目のうち、独立行政法人の形態等により記載する必要のない具体的項目を除いた全ての具体的項目を業務方法書へ記載していた。一方で、全体の 58.6% を占める 51 法人は、独立行政法人の形態等により記載する必要のない具体的項目以外にも業務方法書へ記載していない具体的項目が見受けられた。

そして、29 事業年度末時点において、業務方法書に記載されていない具体的項目がある 51 法人のうち 46 法人は、その理由について、既に法人の規程等が整備されており業務方法書への記載は必要ないためであるなどとしていた。一方、51 法人のうち 8^(注16) 法人は、業務方法書への記載を現在検討中であるとしていた具体的項目があった。

(注16) 8 法人 酒類総合研究所、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、国立美術館、医薬基盤・健康・栄養研究所、国立成育医療研究センター、海技教育機構、自動車事故対策機構

また、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、該当する全ての具体的項目を業務方法書に記載していた独立行政法人は、26 事業年度末においては皆無であったが、29 事業年度末においては 84 法人となっていた。

そして、これらの具体的項目が業務方法書等に記載されたことによって監事のモニタリングの実施に影響があったとしている独立行政法人は、具体的項目ごとに 11 法人から 27 法人までとなっていて、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目が独立行政法人の業務方法書等に記載されたことによる一定の効果が見受けられた。一方、監事のモニタリングの実施に影響がなかったとしている独立行政法人は、具体的項目ごとに 60 法人から 76 法人までとなっていて、その理由について、業務方法書等に記載された事項については従来行っていたためであるなどとしていた。

イ 内部統制の取組状況

体制整備通知では、具体的項目の一つとして、WBS(Work Breakdown Structures の略称であり、体制整備通知によれば、プロジェクト全体を細かい作業に分割した構成図のこと)等の手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化が示されていることから、全 87 法人における 29 事業年度末現在の WBS 等の手法を用いた業務部門ご

との業務フローの認識及び明確化の状況をみると、業務フローの認識及び明確化を行ったとしている独立行政法人は71法人となっていた。一方、WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていなかったとしている独立行政法人は16^(注17)法人となっており、その理由については、WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化をどのように行えばよいか分からなかったり、組織規模が小さいため業務フローの認識及び明確化をしなくても柔軟で効率的な対応ができると判断したりしたためであるなどとしていた。

(注17) 16法人 国立公文書館、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立美術館、教職員支援機構、日本芸術文化振興会、国立高等専門学校機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬基盤・健康・栄養研究所、地域医療機能推進機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、森林研究・整備機構、情報処理推進機構、海上・港湾・航空技術研究所

そして、各独立行政法人における29事業年度末のリスクの識別から対応まで(独立行政法人のミッション遂行の障害となるものをリスクと位置付け、それらを網羅的に洗い出す「リスクの識別」から、識別されたリスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価し、それらを勘案して重要度の高いリスクを把握する「リスクの評価」を行い、対応すべきリスクを決定し、職員・部署が行うべき対応等について示した対応計画(以下「リスク対応計画」という。)を策定する「リスクへの対応」を行うことまで)に係る2項目の業務方法書への記載状況についてみると、全87法人で2項目とも記載されており、リスクの識別から対応までについて取り組むことが定められていた。

しかし、全87^(注18)法人の29事業年度末現在におけるリスクの識別から対応までに係る2項目の進捗状況についてみると、リスクの識別の作業が未着手の段階の独立行政法人(以下「未着手段階法人」という。)^(注19)が5法人、リスクの識別から対応までの作業を行っている途中段階の独立行政法人(以下「途中段階法人」という。)^(注20)が21法人、リスクの識別から対応までを行い、リスク対応計画を策定し、当該計画を基に統制活動を行い、モニタリングが実施できる段階の独立行政法人(以下「実施段階法人」という。)^(注21)が61法人となっていた。また、リスクの識別から対応までが完了していない理由をみたところ、未着手段階法人においては、全ての独立行政法人で、リスクの識別から対応までをいつから実施して、いつまでに終わらせるかなどの計画を作成していないとしており、途中段階法人においては、作業に従事する職員が足りず、作業が停滞したとしている独立行政法人(21法人中15法人)^(注22)が最も多くなっていた。

なお、本院の検査を踏まえて、上記の未着手段階法人5法人のうち、1法人(工業所有権情報・研修館)については令和元年5月末までにモニタリングが実施できる段階まで作業を進めたとしていて、3^(注21)法人については同月末までにリスクの識別から対応までに係る作業に着手したとしている。また、途中段階法人21^(注22)法人のうち、6法人については同月末までにモニタリングが実施できる段階まで作業を進めたとしている。

(注18) 防災業務計画や事業継続計画等の事故・災害等の緊急時に関する具体的項目に係る計画については、これらの計画そのものをリスクの識別とすると全ての独立行政法人でリスクの識別が行われていることとなるため、これらについては除外している。

(注19) 5 法人 国立青少年教育振興機構、日本芸術文化振興会、国立がん研究センター、国立長寿医療研究センター、工業所有権情報・研修館

(注20) 21 法人 国立公文書館、北方領土問題対策協会、酒類総合研究所、大学入試センター、国立女性教育会館、防災科学技術研究所、国立美術館、国立文化財機構、教職員支援機構、国立高等専門学校機構、労働者健康安全機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、国立循環器病研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、日本貿易振興機構、航空大学校、自動車技術総合機構、奄美群島振興開発基金

(注21) 3 法人 国立青少年教育振興機構、日本芸術文化振興会、国立がん研究センター

(注22) 6 法人 労働者健康安全機構、国立病院機構、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、日本貿易振興機構、自動車技術総合機構

ウ 監事の機能強化等の状況

前記のとおり、改正通則法では、主務大臣は、監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないが、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする監事の任命方法に係る規定が追加され、また、監事補佐体制について、監事の機能強化通知が発出されている。

改正法施行後の平成28事業年度又は29事業年度に任期が開始した66法人延べ130人の監事のうち73人は再任された者であり、初めて任命された者(前回の任期末から期間において任命された者を含む。以下同じ。)は57人となっていた。そして、初めて任命された57人について任命状況を見ると、公募によらない場合としている割合は96.4%となっており、このうち外部有識者の意見を聴取するなどの方法により任命したとしている「推薦以外」の割合が高くなっていた。

また、任命された監事の経歴についてみると、常勤監事は民間企業出身者が、非常勤監事は公認会計士・税理士の占める割合が、それぞれ高くなっていた。

そして、全87法人について、監事の人数及び常勤・非常勤の構成をみると、27年4月に設立された日本医療研究開発機構を除いた86法人について改正法施行前の26事業年度末の状況と施行後の29事業年度末における状況を比較すると、監事の人数、構成に変化があったのは4法人となっていて、残りの82法人において変化は見受けられなかった。

また、全87法人の監事補佐体制についてみると、26事業年度末に対して29事業年度末に監事を補助する専属の職員が改正法の施行等に伴い増加したとしている独立行政法人(16法人21人増)がある一方で、組織又は業務の見直しにより減少したとしている独立行政法人(3法人3人減)も見受けられた。

そして、29事業年度末に監事を補助する専属の職員が皆無であるとしている独立行政法人は64法人(この中には、役職員数が1,000人以上である24法人のうち13法人が含まれている。)となっていて、多くの独立行政法人が監事の補助業務と内部監査業務を兼務する職員を配置していた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 主務大臣の目標策定及び評価の状況並びにセグメント情報等の評価への活用状況

(ア) 評価単位とセグメントの対応状況

改正通則法に基づく中期目標等策定 53 法人の 29 事業年度の自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントの対応状況をみると、4 法人においてはこれらの一部又は全部が対応していなかった。

(イ) 「一定の事業等のまとまり」の単位と評価を行った単位の状況

改正通則法に基づく中期目標等策定 53 法人のうち、29 事業年度の自己評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている 25 法人について、細分化した単位での評価だけでなく「一定の事業等のまとまり」の単位での評価も行っているかをみると、行っていない独立行政法人が 21 法人となっていた。また、29 事業年度の主務大臣評価において「一定の事業等のまとまり」を細分化した単位で評価を行っている 23 法人については、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていない独立行政法人が 19 法人となっていた。

(ウ) 主務大臣評価におけるセグメント情報等の活用状況

改正通則法に基づく中期目標等策定 53 法人から前記の評価単位とセグメントが対応していない 4 法人を除いた 49 法人に係る 29 事業年度の主務大臣評価において評定を付している項目のうち、「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行っていて、評価項目がセグメントと対応している 38 法人 172 項目の主務大臣評価書のインプット情報についてみると、予算額の記載がないため、決算額と予算額の対比ができない項目が 3 法人 8 項目あった。上記の 3 法人 8 項目を除いた 35 法人 164 項目のうち、決算額が予算額に対して 10% 以上増減している 24 法人 49 項目のインプット情報についてみると、評定の根拠を記載する欄等に、決算額と予算額の差異の理由を踏まえた評価等の明確な記載が見受けられず、インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっていた。さらに、上記の 49 法人のうち、主務大臣評価書に記載されているインプット情報に、計数の転記誤りなどにより差異が生じている項目が、3 法人 3 項目において見受けられた。

イ 経営努力の促進等に係る取組状況

(ア) 業務達成基準を採用したことによる運営費交付金の収益化等の状況

業務達成基準を採用していた 73 法人における収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法について、各独立行政法人の規程等により明文化されているかをみると、31 法人においては、明文化されていない。また、上記 73 法人のうち 42 法人は、29 事業年度に業務達成基準を採用していた業務に係る運営費交付金債務を 30 事業年度に繰り越しており、当該 42 法人に係る収益化単位の業務における業務の進行状況を測定する指標をみると、運営費交付金配分額全額を翌事業年度に繰り越している業務を除き、全ての業務において投入費用が指標として設定されていた。そして、当該法人は、当該事業年度における当該収益化単位の業務に対する運営費交付金配分額から当該収益化した額を差し引いた残りを運営費交付金債務として翌事業年度に繰り越していた。

(イ) 法人の長における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握状況

29事業年度において、上記73法人のうち16法人では、法人の長において事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していなかった。

(ウ) 経営努力認定の状況

経営努力認定額を目的積立金に計上したり経営努力相当額を繰越積立金に含めて計上したりしている独立行政法人の割合や、経営努力認定額及び経営努力相当額に運営費交付金で賄う経費の節減分が含まれる独立行政法人の割合が年々増加していた。

ウ 内部統制・ガバナンスの強化等の状況

(ア) 内部統制システムの整備状況

全87法人の29事業年度末時点における体制整備通知において業務方法書に具体的に記載することとされている106の具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、51法人は、業務方法書へ記載していない具体的項目が見受けられ、うち46法人は、その理由について、既に規程等が整備されており必要ないためであるなどとしていた。一方、51法人のうち8法人は、業務方法書への記載を現在検討中であるとしていた具体的項目があった。

また、監事によるモニタリングに必要な措置に係る具体的項目の業務方法書への記載状況をみると、該当する全ての具体的項目を業務方法書に記載していた独立行政法人は、29事業年度末においては84法人となっていた。

(イ) 内部統制の取組状況

全87法人における29事業年度末現在のWBS等の手法を用いた業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化の状況をみると、WBS等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていない独立行政法人は16法人となっていた。

また、各独立行政法人における29事業年度末のリスクの識別から対応までに係る2項目の業務方法書への記載状況についてみると、全87法人で2項目とも記載されており、リスクの識別から対応までについて取り組むことが定められていたが、全87法人の29事業年度末現在におけるリスクの識別から対応までに係る2項目の進捗状況についてみると、未着手段階法人が5法人、途中段階法人が21法人、実施段階法人が61法人となっていた。

(ウ) 監事の機能強化等の状況

28事業年度又は29事業年度に任期が開始した66法人延べ130人の監事のうち73人は再任された者であり、初めて任命された者は57人となっていた。そして、初めて任命された57人について任命状況をみると、公募によらない場合としている割合は96.4%となっており、このうち推薦以外によるとしている割合が高くなっていた。また、任命された監事の経歴についてみると、常勤監事は民間企業出身者が、非常勤監事は公認会計士・税理士の占める割合が、それぞれ高くなっていた。そして、27年4月に設立された日本医療研究開発機構を除いた86法人について改正法施行前の26事業年度末の状況と施行後の29事業年度末における状況を比較すると、監事の人数、構成に変化があったのは4法人となっていた。

また、全87法人の監事補佐体制は、26事業年度末に対して29事業年度末に監事を補助する専属の職員が改正法の施行等に伴い増加したとしている独立行政法人があ

る一方で、組織又は業務の見直しにより減少したとしている独立行政法人も見受けられ、29事業年度末に監事を補助する専属の職員が皆無であるとしている独立行政法人は64法人となっていて、多くの独立行政法人が監事の補助業務と内部監査業務等を兼務する職員を配置していた。

(2) 所見

基本的な方針によれば、独立行政法人改革等の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨にのっとり、主務大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図ることなどであるとされている。

上記の目的を達成するために、独立行政法人改革等においては、独立行政法人を事務及び事業の特性に応じて分類した上で主務大臣が中期目標等を策定し、自ら評価を行うこと、中期目標等に定められた「一定の事業等のまとまり」ごとの区分に基づくセグメント情報を作成して評価にセグメント情報を活用すること、運営費交付金の収益化基準を原則、業務達成基準として経営努力の促進を図ること、内部統制・ガバナンスの強化等の業務運営を改善する仕組みを構築することなどが求められている。

そして、独立行政法人改革等を進めるために、通則法が改正されるとともに、会計基準等が改訂されている。

したがって、主務省及び独立行政法人は、独立行政法人が効果的かつ効率的に業務運営を行うという理念の下、制度導入の本来の趣旨にのっとり、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、次の点に十分留意することが必要である。

ア 自己評価及び主務大臣評価について

(ア) 29事業年度末時点において自己評価及び主務大臣評価における評価単位とセグメントが対応していない独立行政法人について、主務大臣及び独立行政法人においては、セグメントを評価単位である「一定の事業等のまとまり」に対応させることができるように十分に検討した上で、セグメントの設定の見直しを図るなどして、評価単位とセグメントを適切に対応させること

(イ) 自己評価において「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行っていない独立行政法人においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、主務大臣評価の円滑化に資するために、評定を付す際には「一定の事業等のまとまり」の単位で評価を行うこと。また、中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」の単位で主務大臣評価を行っていない主務大臣においては、細分化した単位で評価を行う場合であっても、独立行政法人の評価等にセグメント情報を十分に活用し、独立行政法人が政策実施機能を発揮する上で、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルの機能の強化に資するために、中期目標等に定めた「一定の事業等のまとまり」の単位での評価を行うこと

(ウ) インプット情報を主務大臣評価に活用しているかが確認できない状況となっている独立行政法人の主務大臣評価書について、主務大臣においては、成果に対して要したインプットに係る評価についても適切に主務大臣評価書に記載し、セグメント情報等を評価にどのように活用しているかが分かるようにするなどして、国民に対する説明

責任を果たすとともに、評価の実効性を確保するなどすること。また、主務大臣評価書に記載されているインプット情報が評価単位に対応する適切なセグメント情報等の数値となっていない独立行政法人に対する主務大臣評価書においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に記載して、評価を適切に行うこと

イ 経営努力の促進等に係る取組について

(ア) 29 事業年度末時点において収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を明文化していない独立行政法人においては、業務達成基準を採用するに当たって、収益化単位の業務ごとの業務完了の考え方や業務の進行状況の測定方法を規程等により明確にすること

(イ) 29 事業年度末時点において法人の長が事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報を把握していない独立行政法人においては、法人の長の事業年度途中における収益化単位の業務ごとの財務情報の把握の必要性等について検討すること

ウ 内部統制・ガバナンスの強化等について

(ア) 29 事業年度末時点において業務方法書への記載について検討中の具体的項目があるとしている独立行政法人においては、早期に方針を決めて、業務方法書への記載を行うなどの対応を執ること

(イ) WBS 等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていなかったとしている独立行政法人においては、リスク対応計画の作成や見直しなどの際に、業務ごとにリスクが網羅的に洗い出されるよう、WBS 等の手法を用いるなどして業務フローの認識及び明確化を行うことにより、リスクの識別をより効果的に行うことを検討すること

(ウ) 29 事業年度末時点において未着手段階法人においては、法人の長のリーダーシップの下、早期にリスクの識別から対応までの作業に着手し、途中段階法人においては、モニタリングが実施できる段階まで早期に作業を進めること。また、実施段階法人においては、モニタリングの結果等を踏まえ、目標の設定に反映させていく取組を引き続き適切に実施していくこと

(エ) 独立行政法人においては、監事監査の実効性を担保するために、監事の機能強化通知を踏まえ、引き続き監事補佐体制の強化を図ること

本院としては、独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

第2節 国会からの検査要請事項に関する報告

第1 中心市街地の活性化に関する施策について

要請を受諾した年月日	平成29年6月6日
検査の対象	内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検査の内容	中心市街地の活性化に関する施策についての検査要請事項
報告を行った年月日	平成30年12月21日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

本院は、平成29年6月5日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月6日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(二) 検査の内容

中心市街地の活性化に関する施策に係る次の各事項

- ① 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況
- ② 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

(2) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、^(注1)9府省庁等、都道府県及び市町村における中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況、施策の有効性等について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

(注1) 9府省庁等 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

ア 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況

- (ア) 施策を確実に実施するための事業推進体制の整備や充実が図られ、国、都道府県、市町村、中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)等の連携や調整は適切に行われているか。

(イ) 市町村が作成して、認定された中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画(以下、市町村が作成する計画を「基本計画」といい、認定された基本計画を「認定基本計画」という。)に記載された事業(以下「認定事業」という。)は、認定基本計画期間中に円滑に実施されているか、認定基本計画期間終了後においても、継続して実施されているか。

(ウ) 大型店(大規模集客施設^(注2)又は大規模小売店舗^(注3)のことをいう。以下同じ。)の立地抑制や誘導を図るために、特別用途地区の設定や大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。)の特例措置を活用した対策は適切に行われているか。

(エ) 評価のための指標は、適切に設定され、測定されているか、認定基本計画は適切に見直されているか。

(注2) 大規模集客施設 劇場、映画館、店舗、飲食店等の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの

(注3) 大規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の小売業を行うための店舗の用途に供される床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

イ 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

(ア) 国の支援措置は、市町村が活用しやすいように設定され、認定基本計画に適切に位置付けられて有効に活用されているか。

(イ) 中心市街地の活性化に関する施策の実施は、都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の改善に寄与しているか。

(ウ) 認定基本計画の評価の結果は、中心市街地の活性化の状況を適切に反映した有効なものとなっているか。

本院は、18年8月の中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)の施行から28年度末までの間に認定を受けた141市の211計画に基づく中心市街地の活性化に関する施策の取組(事業費3兆0847億余円。うち国庫負担額8700億余円)を対象として検査を実施した。

検査に当たっては、9府省庁等、24道県及び90市(6政令指定都市、30中核市(特例市を含む。以下同じ。)^(注4)及びその他54市)において436人日を要して会計実地検査を行い、認定に当たっての各種申請書や実績報告書等の提出を受けて、それらの内容等を確認するとともに、担当者等から説明を聴取したり、現地の状況を確認したりするなどしたほか、公表されている資料を活用して分析した。また、上記以外の22都府県及び51市(3政令指定都市、14中核市及びその他34市)から中心市街地の活性化に係る認定事業の実施状況に関する調書を徴するなどして把握した内容を精査し、分析した。

(注4) 政令指定都市、中核市及びその他の市の区分は、平成28年度末時点で整理している(以下同じ。)

2 検査の結果

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況

ア 中心市街地の活性化に資する施策の実施体制

(ア) 国における施策の実施及び支援の体制

a 中心市街地活性化本部の会議の開催状況等

中心市街地活性化本部の会議及び地域活性化統合本部会合の28年度末までの開催状況は、計11回となっている。

b 内閣府地方創生推進事務局

28年度においては、内閣府地方創生推進事務局の職員のうち、10人が中心市街地の活性化に係る業務を行っている。

c 国の支援措置

支援措置は、①中心市街地活性化法に定める特別の措置(以下「法定措置」という。)、②中心市街地再活性化対策に要する経費の一部に特別交付税を措置するなど、基本計画の認定を要件として支援の対象、支援対象項目の拡大又は支援要件が緩和されるなどの認定と連携した特例措置(以下「拡大支援措置」という。)、③社会資本整備総合交付金(道路事業)等、中心市街地の活性化以外にも活用が可能な支援措置(以下「通常支援措置」という。)、④拡大支援措置や通常支援措置以外の中心市街地の活性化に資するその他の支援措置(以下「その他の措置」という。)に区分される。

市町村が計画的かつ効果的に支援措置を活用しやすいように、各府省庁の支援措置が継続して、中心市街地活性化法第8条第1項の規定に基づき定められた「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月閣議決定。以下「基本方針」という。)等に設定されているかみたと、所管府省の事業の見直しや予算上の制約等により、単年度のみの実施となり継続して設定されていない支援措置が4府省で10措置見受けられた。

(イ) 都道府県における施策の実施及び支援の体制

会計実地検査を行った24道県の市町村に対する助言の実施状況をみると、8道県においては、協議会の協議の場とは別に、基本計画に関する市からの相談に対応したり、道県の要望等について意見を述べたりなどして、市が基本計画の認定を申請する前に助言を行っていた。一方、中心市街地活性化法に基づいて認定基本計画の送付を市から受けた後に認定基本計画の円滑かつ確実な実施に関して助言を行っていた道県は見受けられなかった。

(ウ) 市町村における施策の実施体制

a 市町村の推進体制の整備

(a) 中活課室の設置状況等

90市の134計画(同一の市が複数期に実施している認定基本計画については、それぞれ1計画と整理している。以下同じ。)に係る市町村の中心市街地活性化に係る事業を担当する関係部局を統括する組織(以下「中活課室」という。)の設置状況をみると、認定時点で中心市街地の活性化を専門に担当する組織(以下「専

担課室」という。)を設置していたのは、44市の61計画となっており、54市の73計画では人的体制を整えることなどが困難であるなどとして設置されていなかった。^(注5)

(注5) 複数期の認定基本計画を実施している市では、Ⅰ期計画では専担課室を設置していないが、Ⅱ期計画では専担課室を設置している場合があるため、専担課室を設置している市と設置していない市の合計は90市とならない。

基本計画の認定時点で専担課室を設置していた44市の61計画について、28年度末における専担課室の存続状況をみたところ、11市の11計画では認定基本計画期間中に廃止していた。

(b) 中活課室の職員数

中活課室には、専担課室と中心市街地の活性化に係る業務以外の業務を兼務する組織(以下「兼務課室」という。)があることから、90市の134計画について認定時点の1計画当たりの専担課室と兼務課室のそれぞれの職員数をみたところ、44市の61計画に係る専担課室では、平均すると1計画当たり6.0人となっていたのに対して、54市の73計画に係る兼務課室では、平均すると1計画当たり3.9人となっていた。

(c) 事業実施課室の課室数及び職員数

90市の134計画の認定時点の1計画当たりの認定事業の実施を担当する課室(以下「事業実施課室」という。)数や職員数をみたところ、認定事業に関わった課室数は、平均すると1計画当たり13.1課室となっていた。認定事業に携わった職員数は、平均すると1計画当たり41.0人となっていた。

b 協議会の人的体制等

協議会は、市町村が作成しようとする基本計画や認定基本計画に基づく事業の実施に関して必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関して必要な事項を協議する重要な場であることから、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るまちづくり会社等^(注6)、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図る商工会議所等、認定事業を実施する事業者等、認定基本計画に基づく事業の実施に関して密接な関係を有する者、当該中心市街地をその区域に含む市町村等の多様な主体が構成員として参加している。

(注6) まちづくり会社 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことなどを目的として設立された会社

(a) 人的体制

90市の134計画に係る協議会の構成員数をみたところ、最多51者、最少10者、平均すると25.4者となっており、構成員の種類ごとの参加状況は、まちづくり会社や商工会又は商工会議所以外に、市もほとんどが協議会に参加していて、最も多い商工会又は商工会議所は90市の134計画、市は89市の133計画に係る協議会に参加していた。

タウンマネージャーを配置している39市の51計画に係る協議会の中には、認定基本計画期間中に、タウンマネージャーの配置を取りやめていて、タウンマネージャーの配置による組織の強化が十分図られていない状況が見受けられた。

また、18年度から28年度末までの間に破綻したまちづくり会社が3社あり、このうち2まちづくり会社は認定基本計画期間中に破綻していた。

(b) 協議会の開催状況

90市の134計画に係る協議会の1計画ごとの期間別平均開催回数をみたところ、基本計画の作成期間中は4.4回、認定基本計画期間中は8.2回であるのに対して、認定基本計画期間終了後は2.9回と活動実績に減少傾向が見受けられた。

c 市連絡調整会議の設置及び開催状況

90市の134計画に係る市町村の中心市街地活性化を担当する関係部局で構成される市内の連絡調整のための会議等(以下「市連絡調整会議」という。)の設置状況をみたところ、67市の99計画(134計画に占める割合73.8%)において基本計画認定時点で設置していたが、24市の35計画(同26.1%)においては設置されていなかった。

基本計画認定時点で市連絡調整会議を設置していた67市の99計画について、1計画当たりの期間別の平均開催回数をみたところ、基本計画の作成期間中は平均6.6回、認定基本計画期間中は平均5.1回、認定基本計画期間終了後は平均0.7回と減少傾向が見受けられた。

(エ) 国、都道府県及び市町村間の連携状況

市町村が「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について作成している「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」(以下「バリアフリー基本構想」という。)に関して、また、支援措置のうち、①中心市街地活性化法第37条において、大規模小売店舗の立地のための手続を実質的に適用除外する特例(以下「大店立地法の特例措置」という。)及び②特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)等に基づき、認定基本計画に位置付けられた空き店舗対策、お祭りその他のイベント等のソフト事業(商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものを含む。)に対して交付する特別交付税(以下「中活ソフト特別交付税」という。)に関して、関係部局間における連携状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

a バリアフリー化に係る連携状況

市町村は、バリアフリー基本構想を作成し、高齢者等が日常生活等において利用する公共施設、商業施設等の生活関連施設間の道路等(以下「生活関連道路等」という。)のバリアフリー化を図ることにより、高齢者等の移動等の円滑化を通じて誰もが暮らしやすいまちづくりに資することとしている。

バリアフリー基本構想が作成されている41市の62計画におけるバリアフリー基本構想に基づく中心市街地内の生活関連道路等においてバリアフリー化を図る事業(以下「バリアフリー事業」という。)の実施状況をみたところ、38市の59計画に係る中心市街地区域内における生活関連道路等716か所のうち、28年度末までに25市の39計画における354か所ではバリアフリー事業が完了しておらず、28年度末時点においても事業実施の予定が具体化していないものが354か所のうち150か所となっていた。そして、認定基本計画に記載されている331か所についても184か

所が未完了となっていた。バリアフリー事業を基本計画に位置付けるに当たっては、バリアフリー事業の担当課室と十分連携して、事業の具体的な実施時期等について検討した上で取り組む必要があると認められた。

b 大店立地法の特例措置に係る連携状況

90市の134計画について、大店立地法の特例措置の活用状況をみたところ、25市では活用していたものの、65市では活用していなかった。

大店立地法の特例措置を活用していなかった65市が所在する21道県において、基本計画の作成時に道県が市町村に対して、情報提供を行うなどしているかをみたところ、情報提供等を実施していたのは21道県中6道県となっており、15道県においては情報提供等を実施していなかった。

c 中活ソフト特別交付税の交付に係る連携状況等

(a) 中活ソフト特別交付税の概要

都道府県の交付税担当課は、市町村の財政担当課に算定対象となるソフト事業の有無を照会し、市町村の財政担当課は、中活課室、事業実施課室に中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業の有無、ソフト事業の財源内訳及び認定基本計画における位置付けを確認して、ソフト事業が記載された認定基本計画の写しなどの中活ソフト特別交付税の額の算定に用いる資料と合わせて算定対象となるソフト事業の有無の回答(以下、中活ソフト特別交付税の額の算定に用いる資料とソフト事業の有無の回答を合わせて「算定資料等」という。)を都道府県に提出している。そして、都道府県は、市町村から提出された算定資料等に基づいて中活ソフト特別交付税の額を算定している。

(b) 中活ソフト特別交付税の交付に係る連携状況

90市の134計画において中活ソフト特別交付税が交付されているソフト事業について認定基本計画における位置付けをみたところ、43市の53計画における432事業については、認定基本計画において拡大支援措置である中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業に位置付けられていなかった。

これは、上記の43市において、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業について財政担当課の理解が十分でなく、また、中活ソフト特別交付税について中活課室等の理解が十分でないまま、財政担当課と中活課室等との連携が十分図られていないことによるものと思料された。このため、43市は、上記ソフト事業の認定基本計画における位置付けの確認等をしないまま21道県に対して中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業として回答し、その回答に基づき算定された中活ソフト特別交付税の交付を国から受けていた。

イ 中心市街地の活性化に関する施策の実施状況

(ア) 認定基本計画に係る事業費等の執行及び基本計画の認定状況等

a 18年度以降の認定基本計画の事業費執行額

(a) 事業主体別事業費、府省庁別事業費及び国庫負担額

18年8月の中心市街地活性化法の施行後、28年度末までに認定を受けた141市の211計画に係る18年度から28年度末までの間の総事業費は、3兆0847億余円(国庫負担額8700億余円^(注7))となっていた。

(注7) 事業費及び国庫負担額は、市からの報告を基に集計しており、市において把握していない民間事業者等に係る事業費等や書類が保存されておらず確認ができない事業費等については含めていない(以下同じ)。

府省庁別に事業費及び国庫負担額をみると、事業費は計2兆6364億余円(国庫負担額8700億余円)となっており、国土交通省に係る事業費2兆2874億余円(国庫負担額7965億余円)が最も多く、次いで総務省に係る事業費1049億余円(国庫負担額46億余円)、経済産業省に係る事業費970億余円(国庫負担額335億余円)の順となっていた。

(b) 事業数並びに事業種別の事業費及び国庫負担額

141市の211計画に係る総事業費3兆0847億余円(総事業数12,703事業、国庫負担額8700億余円)の執行状況を事業種別ごとにみたところ、ハード事業は4,638事業、事業費2兆7142億余円(国庫負担額8445億余円)、ソフト事業は8,364事業、事業費3705億余円(国庫負担額254億余円)となっていた。

b 18年度以降の基本計画の認定状況等

(a) 基本計画の認定状況

141市の211計画に係る認定状況をみたところ、78市の79計画がⅠ期計画のみの認定を受けており、Ⅰ期計画の実施に伴い浮き彫りとなった新たな課題の解消が必要であるなどとして59市の119計画がⅡ期計画まで、4市の13計画がⅢ期計画までそれぞれ認定を受けていた。

(b) 基本計画の認定を受けた市町村の人口規模

141市を都市規模別に分類すると、政令指定都市は9市、中核市は44市、その他の市は88市となっており(これらの141市には三大都市圏の19市が含まれている)、141市の基本計画認定時点の市域全体人口の規模をみると、最大が223.6万人、最小が1.9万人となっていて、10万人以上20万人未満が42市の64計画と最も多く、全体の29.7%となっていた。

(c) 基本計画の認定を受けた市町村の面積規模

141市の基本計画認定時点の市域全体面積の規模をみたところ、最大21.7万ha、最小511haとなっていて、1万ha以上5万ha未満が69市の103計画と最も多く、全体の48.9%となっていた。

(d) 認定基本計画における事業数及び事業費

211計画について、認定事業の事業数をみたところ、総事業数は12,703事業、1計画当たりの平均事業数は60.2事業(1計画当たりの最大事業数:171事業、同最小事業数:16事業)となっていた。

141市の211計画のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した109市の118計画(事業費2兆2965億余円(国庫負担額6427億余円))について、1計画当たりの事業費をみたところ、10億円未満が1計画、10億円以上50億円未満が18計画、50億円以上100億円未満が27計画、100億円以上500億円未満が66計画、500億円以上が6計画となっていて、100億円以上500億円未満の計画が最も多くなっていた。

(e) 人口1人当たりの事業費及び国庫負担額

118計画について、人口1人当たりの事業費を市域全体人口と中心市街地区域内人口でみたところ、市域全体人口1人当たりの事業費は最大807,332円、最小4,931円で、中心市街地区域内人口1人当たりの事業費は最大1255万余円、最小23万余円となっていた。また、118計画について、人口1人当たりの国庫負担額を市域全体人口と中心市街地区域内人口でみたところ、市域全体人口1人当たりの国庫負担額は最大122,892円、最小1,104円で、中心市街地区域内人口1人当たりの国庫負担額は最大435万余円、最小2万余円となっていた。

(イ) 認定事業の実施状況等

基本方針等によれば、中心市街地の活性化は、地域の創意工夫をいかしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものであるとされている。このような中で、各市は、認定基本計画において、様々な認定事業を実施することを計画している。

a 認定事業の分類等

会計実地検査を行った90市の134計画における認定事業の事業費をみると、次のとおりとなっていた。

- ① 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業(以下「市街地整備改善事業」という。)に係る事業費1兆1320億余円(国庫負担額3830億余円)
- ② 居住者等の共同の福祉又は利便のため必要な施設を整備する事業(以下「都市福利施設整備事業」という。)に係る事業費6394億余円(国庫負担額1184億余円)
- ③ 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業(以下「居住環境向上事業」という。)に係る事業費3922億余円(国庫負担額819億余円)
- ④ 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置(以下「経済活力向上事業」という。)に係る事業費3886億余円(国庫負担額675億余円)
- ⑤ 市街地整備改善事業、都市福利施設整備事業、居住環境向上事業及び経済活力向上事業と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便の増進を図るためなどの事業に係る事業費2033億余円(国庫負担額621億余円)

b 認定事業の完了又は継続の状況

会計実地検査を行った90市の134計画のうち28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における4,901事業(ハード事業1,874事業、ソフト事業3,027事業)の認定基本計画期間終了時点の実施状況についてみたところ、実施済(継続して実施するイベント等の事業を含む。)の認定事業が4,270事業、実施中の認定事業が331事業等となっていた。

(a) ハード事業の完了状況

80計画のうち76計画では一部のハード事業が完了していなかった。そして、完了していないハード事業がある76計画をみたところ、60計画において関係者の合意形成が図られていなかったことなどにより、認定基本計画期間終了時点で達成を見込む指標値(以下「目標値」という。)の達成に寄与するとされている事業(以下「主要事業」という。)とされているハード事業の全部又は一部が認定基本計画期間終了時点で完了していなかった。

(b) ソフト事業の継続状況

74市の80計画について、主要事業となっている認定基本計画期間終了後のソフト事業の継続状況をみたところ、53計画においては、市の補助事業等による財政的な支援等の体制が整わないことなどにより主要事業とされたソフト事業の一部が継続されていなかった。

c 都市計画手法の活用及び経済活力向上事業の実施状況

市町村は、中心市街地の商業地域が顧客、住民のニーズに十分対応できていないことが中心市街地の衰退の原因の一つであるとして、中心市街地の商業地域の活性化に取り組んでいる。

(a) 都市計画手法の活用による商業地域の活性化

準工業地域への大型店の立地の制限について、対象面積を10,000㎡以下にしたり、近隣商業地域、商業地域等の準工業地域以外の用途地域に設定したりすること(以下「多重制限」という。)等を行っていた市(以下「多重制限市」という。)12市と多重制限等を行っていなかった市(以下「多重制限未実施市」という。)78市について、18年度から28年度までの間に中心市街地区域外に立地した大型店の店舗面積の変化を比較したところ、1,000㎡を超える大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では74市(78市に占める割合94.8%)、多重制限市では10市(12市に占める割合83.3%)となっていた。また、中心市街地への影響が大きいとされる店舗面積が10,000㎡以上の大型店の店舗面積が増加していたのは、多重制限未実施市では24市(78市に占める割合30.7%)、多重制限市では2市(12市に占める割合16.6%)となっていた。

会計実地検査を行った24道県について、基本方針等を踏まえて、大型店の立地に関して広域的な調整を図るための条例等を定めているかをみたところ、広域的な土地利用や地域における商業機能の維持等の見地から、条例等において、大型店を立地できる市町村の地域や店舗面積を定めたり、大型店の立地予定の市町村及び隣接する市町村に店舗面積等を通知して中心市街地の活性化の見地から意見を聴取したりなどしていたのは、9道県にとどまっていた。

(b) 経済活力向上事業の実施による商業地域の活性化

90市について、認定基本計画における大店立地法の特例措置の活用状況をみたところ、25市は大店立地法の特例措置を活用していたが、65市は活用していなかった。大店立地法の特例措置を活用していた25市と活用していなかった65市について、18年度から28年度までの間に中心市街地区域内に立地した大型店の店舗面積の変化を比較したところ、1,000㎡を超える大型店の店舗面積が増加

していたのは、大店立地法の特例措置を活用していた市では14市(25市に占める割合56.0%)となっていたのに対して、大店立地法の特例措置を活用していなかった市では22市(65市に占める割合33.8%)にとどまっていた。また、中心市街地への集客効果が大きいと考えられる店舗面積5,000㎡以上の大型店の店舗面積は、大店立地法の特例措置を活用していた市では8市(25市に占める割合32.0%)において増加していた一方、大店立地法の特例措置を活用していなかった市で増加していたのは11市(65市に占める割合16.9%)にとどまっていた。

また、90市の134計画について空き店舗対策のための事業の有無をみたところ、84市の126計画において、1計画当たり1事業から16事業、計509事業の空き店舗対策のための事業が位置付けられていた。

84市の126計画について、認定基本計画の開始年度から28年度までの空き店舗数の把握状況をみたところ、空き店舗数を毎年度把握していたのは、61市の79計画となっていて、29市の42計画は、毎年度は把握しておらず、このうち9市の14計画は、空き店舗数について一度も把握していなかった。

中心市街地の空き店舗数を18年度から28年度までの間に複数年で把握していた73市について、空き店舗の増減の状況をみたところ、多重制限等又は大店立地法の特例措置のいずれかを活用していた27市では半数以上の16市において空き店舗数が減少していたのに対して、どちらも活用していなかった46市において減少していたのは13市となっていて、多重制限等又は大店立地法の特例措置の活用が、中心市街地区域内の空き店舗数の減少に寄与している状況が見受けられた。

(ウ) 評価の実施状況

基本方針等によれば、市町村は、フォローアップの実施に当たっては、認定基本計画の目標の達成状況について、定量的に評価することが望ましいとされ、最終フォローアップにおいては、認定事業が予定どおり進捗して完了したか評価を行い、中心市街地の活性化が図られたかについても評価を行うこととなっている。そして、最終フォローアップに係る報告書には、市町村による評価に加え、協議会の意見や市民意識の変化を記載することとなっている。

a 認定基本計画における指標の設定状況

会計実地検査を行った90市の134計画のうち、1回以上フォローアップが実施された88市の129計画について目標及び指標の設定状況をみたところ、「にぎわいの創出」等4種類の目標分類で計354目標が設定されており、これらの目標の達成状況を把握するために「通行量」等7種類の指標分類で計404指標が設定されていた。

88市の129計画に係る404指標のうち、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみたところ、168指標(239指標に占める割合70.2%)が目標値を達成しておらず、このうち114指標(168指標に占める割合67.8%)については、認定基本計画の開始時点での指標値(以下「基準値」という。)に達していない状況となっていた。

b フォローアップにおける実績の評価状況

フォローアップの実施に関して、市町村は、実績値を測定して当該実績値を評価することとなっている。そして、市町村は、フォローアップにおいて、主要事業の効果を事業単位で評価して、認定基本計画期間中又は認定基本計画期間終了後に、当該事業の実施方法を変更したり、必要に応じて新規事業を追加したりすることで、評価の結果を中心市街地の活性化に係る取組に反映することとしている。

(a) 実績値の評価

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、最終フォローアップの直前の定期フォローアップ^(注8)における認定基本計画期間終了時点での目標達成の見通しの選択状況と目標値の達成状況をみると、認定基本計画期間終了時点での目標達成が可能であるとされていた152指標のうち、81指標(152指標に占める割合53.2%)は、最終フォローアップにおいて目標値が達成されていなかった。

(注8) 定期フォローアップには、市が独自に実施してその結果を内閣府に報告しなかったものを含む。

(b) 主要事業の評価

目標値の達成に寄与する全ての主要事業に係る指標値の改善量の見込み(以下「見込み改善量」という。)が1事業単位で算定されている主要事業のうち、定期フォローアップの実施時点で完了していた1,135事業及び最終フォローアップの実施時点で完了していた494事業について、実績改善量と見込み改善量の比較が基本方針等に基づいて実施されているかをみると、定期フォローアップにおいては814事業(1,135事業に占める割合71.7%)で、最終フォローアップにおいては161事業(494事業に占める割合32.5%)で比較が実施されておらず、これらの主要事業は、その効果が事業単位で十分に評価されていない状況となっていた。

また、見込み改善量が複数事業を総合して算定されている主要事業について、市によるイベントの実施回数や来場者数等の実績(以下「直接的事業実績」という。)の把握状況をみると、市が直接的事業実績を把握していなかった主要事業が全体に占める割合は、定期フォローアップで79.3%(1,217事業)、最終フォローアップで72.5%(570事業)となっており、これらの主要事業については、直接的事業実績が把握されておらず、その効果が事業単位で十分に評価されていない状況となっていた。

c 中心市街地の活性化に係る取組における評価結果の反映状況

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標のうち、全ての定期フォローアップにおいて認定基本計画期間終了時点での目標達成が困難であるとされていた50指標について、定期フォローアップの評価結果の反映状況をみると、26指標については、市が認定基本計画の変更に相当程度の時間を要すると判断したり、適当な改善策がないと判断したりするなどして、認定基本計画の見直しが実施されていなかった。

また、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標のうち、Ⅱ期の認定基本計画で継続して測定することとしているなどの指標116指標を除いた123指標について、市による最終フォローアップ後の実績値の測定状況及び測定されている場合の実績値の状況をみたところ、43指標については、最終フォローアップ後に実績値の測定が実施されておらず、実績値の評価に基づく主要事業の評価や、評価結果を中心市街地の活性化に係る取組に反映することができなくなっていた。

d 内閣府における中心市街地活性化施策に対する評価の実施状況

内閣府による評価については、定期的な評価の一つとして、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく政策の評価(以下「政策評価」という。)が実施されている。

政策評価の測定指標は、実績値が基準値よりも改善された認定基本計画の指標の割合となっている。このため、市町村が実施した認定基本計画で設定されている目標値が達成されていない指標が多数あった場合でも、実績値が基準値よりも改善された指標が60%を超えた場合には国として目標達成という評価結果になる。そして、内閣府の28年度の実施施策に係る政策評価では、測定指標に基づく目標達成度合の測定結果は70%となっていて目標を達成したと評価されていた。一方、市町村が行う認定基本計画の最終フォローアップでは、実績値が目標値を超えた場合に目標値を達成したと評価することとなっている。また、認定基本計画に位置付けられた取組の実績額については公表されていなかった。

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性

国は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、認定基本計画に基づく取組に対する支援として認定と連携した支援措置の創設に努め、市町村は、効果的に都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するよう所要の施策を策定したり、実施したりする責務を有するとされている。

そこで、90市の認定基本計画における活用実績により国の支援措置の活用状況を分析した。そして、中心市街地の活性化の状況について、市の取組により都市機能の増進及び経済活力の向上が図られているか、中心市街地区域内人口、固定資産税収入額等の市において容易に把握可能な中心市街地の活性化に関する一般的な指標(以下「活性化関連一般指標」という。)及び中心市街地区域内の空き店舗数等の市が独自に把握可能な中心市街地の活性化に関連する指標(以下「活性化関連独自指標」という。)の推移を分析するとともに、都市機能の増進及び経済活力の向上の状況について、本院は、17、27両年度の国勢調査及び18、28両年度に総務省が公表している市町村別決算状況に基づき分析した。

ア 国の支援措置の活用状況

18年度から28年度までの間の各年度に、国が基本方針等で示している支援措置の数は、法定措置225措置、拡大支援措置193措置、通常支援措置265措置、その他の措置380措置、計1,063措置となっていた。

90市の134計画で、18年度から28年度までの間の各年度に上記の1,063措置がどの程度活用されているかをみたところ、活用されていたのは法定措置26措置(支援措置として活用されていた割合11.5%)、拡大支援措置136措置(同70.4%)、通常支援措置180措置(同67.9%)、その他の措置102措置(同26.8%)となっていた。

一方、活用されていなかった支援措置は1,063措置のうち619措置となっていて、このうち法定措置は199措置(活用されていなかった支援措置に占める割合32.1%)に上っていた。そして、各支援措置のうち、法定措置については、大店立地法の特例措置の活用のための情報提供が15道県において十分でなかったことなどから、65市において大店立地法による特例措置が活用されていなかった。また、拡大支援措置については、中活ソフト特別交付税の算定対象となるソフト事業について、留意事項の周知が十分でなく、中活課室等の理解も十分でなかったことなどから、43市において認定基本計画に適切に位置付けられていない状況となっていた。

イ 中心市街地及び地域の活性化の状況

(ア) 市町村における中心市街地の活性化関連施策の実施状況

市町村は、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化に取り組むとともに、都市のコンパクト化と地域の交通ネットワークの形成に取り組んでおり、立地適正化計画や都市再生整備計画、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通網形成計画、総務大臣が各都道府県知事宛てに発した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26年4月総財第74号)に基づく公共施設等総合管理計画等に基づき、人口減少、高齢者の増加、拡散した市街地、公共施設等に対応した各種公共的サービスの効率性の向上等に取り組み、都市におけるコンパクト・プラス・ネットワークを実現することとしており、都市のコンパクト化は都市機能の増進に資するものとされている。

また、市町村は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を作成していて、上記の各種計画は、都市計画に関する基本的な方針と調和を図るよう作成することとされており、さらに、基本方針等によれば、認定基本計画は、上記の各種計画と適合又は調和を図ることとされている。

a 立地適正化計画

会計実地検査を行った90市のうち、立地適正化計画を作成していたのは34市となっており、34市の立地適正化計画における中心拠点区域と中心市街地区域の両区域の設定状況をみると、全て同一区域で設定していたのは4市、中心市街地区域が中心拠点区域を全て含む設定をしていたのは1市、中心市街地区域の一部又は全部が中心拠点区域に含まれる設定をしていたのは29市と、区域設定が区々となっていた。

b 公共施設の増減状況等

90市における公共施設の数、認定基本計画実施前は市域全体で32,859施設、中心市街地区域内で1,869施設(全体の5.6%)であったものが、28年度末では、市域全体で37,393施設、中心市街地区域内で2,188施設(同5.8%)となっていた。市域全体では32,859施設から37,393施設へと13.7%増加しているのに対して、中心市街地区域内では1,869施設から2,188施設へと17.0%の増加となっていて、公共施設数の増加率は、中心市街地区域内の方が市域全体よりも大きくなっていた。

(イ) 活性化関連一般指標の推移等

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画について、活性化関連一般指標である中心市街地区域内人口、都道府県地価調査価格、固定資産税収入額等の指標の推移等をみたところ、次のような状況となっていた。

a 人口の推移

74市の市域全体人口は、18年度2026万人、28年度2014万人と18年度から28年度までの間の推移は微減となっていた。一方、74市の中心市街地区域内人口の合計は、18年度75万人、28年度77万人と微増となっていた。

74市それぞれの中心市街地区域内人口について、18年度と比較して28年度に中心市街地区域内人口が増加しているのは29市(74市に占める割合39.1%)、減少しているのは45市(同60.8%)となっており、29市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた。

b 都道府県地価調査価格の推移

74市内の217地点の都道府県地価調査価格の平均価格の推移は、18年度205,129円/㎡、28年度182,433円/㎡となっており、18年度から28年度までの推移は増減を繰り返しつつ、18年度と比較して28年度は下落している。

18年度と比較して28年度に中心市街地区域内の都道府県地価調査価格が上昇しているのは10市(74市に占める割合13.5%)、下落しているのは64市(同86.4%)であり、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められるのは10市にとどまっていた。

c 固定資産税収入額の推移

74市の固定資産税収入額の合計額の推移は、18年度の1兆3326億円から23年度の1兆3934億円まで増加した後、24年度に1兆3278億円に減少し、28年度に1兆3628億円となっており、回復基調となっている。

74市それぞれの住民1人当たりの固定資産税収入額について、18年度と比較して28年度に住民1人当たり固定資産税収入額が増加しているのは39市(74市に占める割合52.7%)、減少しているのは35市(同47.2%)であり、39市においては、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められる状況となっていた。

上記のとおり、活性化関連一般指標の数値が増加し、又は上昇している市においては、認定基本計画の実施が中心市街地の活性化に一定程度寄与していると思料される状況が見受けられる一方、指標ごとに数値が増加し、又は上昇している市は区々となっていて、特定の指標だけで中心市街地の活性化の状況を評価することは困難であり、多様な指標による評価を検討することが必要であると思料された。

(ウ) 都市機能の増進及び経済活力の向上に関する指標の状況

本院は、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における都市機能の増進及び経済活力の向上の状況について、都市機能の増進の状況に関する指標(以下「都市コンパクト化指標」という。)&及び経済活力の向上の状況に影響する指標(以下「経済活力向上指標」という。)により分析した。

a 都市コンパクト化指標の区分

国勢調査が実施された17年度と27年度との間の74市の人口集中地区の人口密度の増減率が全国及び当該市所在道県の増減率の両方を上回っている13市を都市コンパクト化指標の上位群、全国又は当該市所在道県の増減率のいずれかを上回っている20市を都市コンパクト化指標の中位群、全国及び当該市所在道県の増減率の両方を下回っている41市を都市コンパクト化指標の下位群として区分して人口集中地区の人口密度増減率を分析した。

国勢調査が実施された17年度と27年度との間の74市の人口集中地区の人口密度の増減率は、上位群、中位群及び下位群の別にみると、上位群の平均は8.2%、最大は31.0%、最小は3.5%となっており、増加しているのは13市となっていた。また、中位群の平均は0.0%、最大は4.1%、最小は△6.1%となっており、増加しているのは12市、減少しているのは8市となっていた。これに対して、下位群の平均は△4.5%、最大は2.6%、最小は△17.4%となっており、増加しているのは7市にとどまっている一方、減少しているのは33市となっていた。

b 経済活力向上指標の区分

74市の18、28両年度の市町村の地方税において主要な固定資産税収入額、市町村法人税収入額及び市町村住民税収入額の合算額(以下「主要地方税」という。)の増減率が全国及び当該市所在道県の増減率の両方を上回っている15市を経済活力向上指標の上位群、全国又は当該市所在道県の増減率のいずれかを上回っている18市を経済活力向上指標の中位群、全国及び当該市所在道県の増減率の両方を下回っている41市を経済活力向上指標の下位群として区分して主要地方税の増減率を分析した。

18年度と28年度との間の74市の主要地方税の増減率は、上位群、中位群及び下位群の別にみると、上位群の平均は16.3%、最大は56.1%、最小は6.1%となっており、増加しているのは15市となっていた。また、中位群の平均は5.2%、最大は12.8%、最小は2.4%となっており、増加しているのは18市となっていた。これに対して、下位群の平均は△0.6%、最大は5.8%、最小は△8.2%となっており、増加しているのは19市にとどまり、減少しているのは22市となっていた。

c 都市コンパクト化指標と経済活力向上指標の比較

都市コンパクト化指標の区分で上位群となっていた13市のうち、6市は経済活力向上指標の区分が上位群、3市は中位群となっていた一方、4市は下位群となっていた。また、経済活力向上指標の区分で上位群となっていた15市のうち、6市は都市コンパクト化指標の区分が上位群、4市は中位群となっていた一方、5市は下位群となっていた。

都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも上位群となっている6市については、都市機能の増進と経済活力の向上がバランスよく推進されており、認定基本計画の実施の効果が一定程度発現していることが認められると史料された。また、都市コンパクト化指標又は経済活力向上指標の上位群のうち、いずれか一方が中位群となっていた7市(都市コンパクト化指標が上位群の3市、経済活力向上指標が上位群の4市)についても、都市機能の増進と経済活力の向上が一定程度推

進されており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組を継続的に行うことが重要であると思料された。一方、都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標がいずれも下位群となっている24市については、認定基本計画の実施の効果は限定的と考えられ、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された。

74市が設定した指標の評価と都市コンパクト化指標及び経済活力向上指標の区分についてみたところ、74市が設定した指標の評価については、最終フォローアップにおいて行う中心市街地の活性化に係る総合的な判断(以下「最終評価」という。)が「かなり活性化が図られた」及び「若干の活性化が図られた」となっている64市のうち、最終フォローアップにおける評価が基準値以上となっているのは9市、基準値未満となっているのは9市となっていた。そして、基準値以上となっている9市のうち、都市コンパクト化指標の上位群となっているのは4市、このうち3市については経済活力向上指標も上位群となっていた。また、基準値未満となっている9市のうち、都市コンパクト化指標の上位群となっている市は該当がなく、下位群となっているのは8市、経済活力向上指標の上位群となっているのは2市、下位群となっているのは4市となっていた。

都市コンパクト化指標については、下位群12市のうち、4市では、指標の評価において基準値以上となっていて認定基本計画の実施の効果が一定程度発現しているものの、8市においては、指標の評価において基準値未満となっており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された。

経済活力向上指標については、下位群9市のうち、5市では、指標の評価において基準値以上となっていて認定基本計画の実施の効果が一定程度発現しているものの、4市においては、指標の評価において基準値未満となっており、今後、中心市街地の活性化に向けた取組の新たな展開が必要となっていると思料された。

ウ 評価結果と活性化関連一般指標等との関係

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画における評価結果と74市の活性化関連一般指標及び74市が把握している活性化関連独自指標である中心市街地区域内の公共施設利用者数、鉄道駅乗降客数及び空き店舗数との関係について、分析した。

(ア) 認定基本計画の目標の達成状況

28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市の80計画に係る239指標について、目標値の達成状況をみたところ、168指標(239指標に占める割合70.2%)が目標値を達成しておらず、114指標(168指標に占める割合67.8%)については、基準値に達していなかった。

74市が設定した指標の評価については、最終フォローアップ時点で、全ての指標が目標値を達成しているのは6市、全ての指標が基準値未満となっているのは13市となっていた。また、基準値以上となっている指標が過半数となっているのは33市となっていた。そして、活性化関連一般指標の4指標の数値についてみたところ、活性化関連一般指標ごとに10市から39市がそれぞれ増加し、又は上昇しているが、28

年度末時点で3指標又は4指標が向上しているのは8市となっており、指標の数値が増加し、又は上昇している市は指標ごとに区々となっていた。

また、活性化関連独自指標である中心市街地域内の公共施設利用者数、鉄道駅乗降客数及び空き店舗の増減数についてみると、次のような状況となっていた。

- ① 74市のうち、認定基本計画実施前と28年度の中心市街地域内の公共施設利用者数を把握していた43市の中心市街地域内の公共施設利用者数について、認定基本計画実施前より28年度の方が中心市街地域内の公共施設利用者数が増加しているのは19市(43市に占める割合44.1%)、減少しているのは24市(同55.8%)となっていた。
- ② 74市のうち、認定基本計画実施前と28年度の中心市街地域内の鉄道駅乗降客数を把握していた52市の中心市街地域内の鉄道駅乗降客数について、認定基本計画実施前より28年度の方が中心市街地域内の鉄道駅乗降客数が増加しているのは27市(52市に占める割合51.9%)、減少しているのは25市(同48.0%)となっていた。
- ③ 74市のうち、18年度と28年度の空き店舗数を把握していた43市の空き店舗数について、18年度より28年度の方が空き店舗数が減少しているのは22市(43市に占める割合51.1%)、増加しているのは20市(同46.5%)となっていた。

(イ) 達成状況と最終評価の関係

最終評価に当たっては、25年3月の評価方法の改正により「かなり活性化が図られた」「若干の活性化が図られた」「活性化に至らなかった(計画策定時と変化なし)」又は「活性化に至らなかった(計画策定時より悪化)」の4種類の評価から選択することとされた。また、基本方針等によれば、最終評価に当たっては、当該市町村だけではなく、協議会の意見及び市民意識の変化を記載することとされている。

そこで、28年度末までに認定基本計画期間が終了した74市のうち、25年3月の評価の方法の改正以降に最終フォローアップを行った69市(改正前のため選択肢による選択を行っていない5市を除いた市)の最終評価をみたところ、市による最終評価では64市(69市に占める割合92.7%)が、協議会による最終評価では65市(同94.2%)が、「活性化が図られた」としていた。一方、市民による最終評価では、57市(同82.6%)が「活性化が図られた」としていた。

最終フォローアップにおける市の最終評価と指標の達成状況をみたところ、64市が「かなり活性化が図られた」又は「若干の活性化が図られた」を選択して「活性化が図られた」としているが、指標の達成状況をみると、このうち24市は、目標値に達していなかった。そして、これら24市のうち9市は指標の達成状況が目標値及び基準値に達していないなど、最終評価と指標の達成状況に[・]_・かい離が生じている状況となっていた。

一方、「活性化に至らなかった」と評価している5市の中には、認定基本計画期間終了後の中心市街地の活性化への取組等により、複数の指標の数値が向上している市も見受けられた。

3 検査の結果に対する所見

我が国の社会経済情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、公共公益施設等の郊外立地の増加、IT技術を活用した電子商取引の普及拡大等、大きく変化している。

このような状況の下、国は、中心市街地の活性化は地方都市全体の活力の向上を図るための一環として捉えていくことが重要であり、地域全体の居住環境の向上、医療及び福祉機能の確保といった都市構造の再構築の取組、地域公共交通の充実、地域活性化の取組等と一体となって、各施策と密接に連携して、地域活性化全体の観点から取り組むことが必要であるとしており、各府省庁における地方創生等の取組と有機的に連携しながら、国を挙げて総合的な支援をすることとしている。

上記を踏まえ、国は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成10年法律第92号)を18年に改正するなどして、中心市街地の活性化に取り組んでいる。

中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について、国は、中心市街地活性化本部を設置し、支援措置の整備を行い、市では、中活課室等を設置するなどして、実施体制の充実が図られてきているが、基本計画の作成や認定事業の実施に当たって、国、道県、市等における連携等が十分に図られていない状況となっていた。また、国は、28年度末までに141市の211計画を認定して、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組を支援(国庫負担額8700億余円)し、各市においては、新たな評価制度の下、定期フォローアップや最終フォローアップにより認定基本計画の評価を行ってきたが、認定基本計画期間終了時に認定事業が完了していなかったり、評価結果が中心市街地の活性化に係る取組に十分反映できていなかったりしている状況となっていた。

そして、中心市街地の活性化に関する施策の有効性について、認定基本計画に基づく中心市街地の活性化に取り組む、設定した目標値を全て達成している市がある一方で、全て達成できていない市もあり、また、各種指標の数値においても増加したり、上昇したりしているものと減少したり、下落したりしているものが混在していて、一部の市では認定基本計画の実施の効果が推定できるものの、その効果が確認できない市も多数見受けられた。

このように、認定基本計画実施の効果の発現状況は区々となっており、今後の中心市街地の活性化に関する施策の展開の課題となっている。

ついては、国として、社会経済情勢が大きく変化している中であって、国民生活の向上と健全な発展に向けて、中心市街地の活性化を図るために、内閣府において、関係府省庁等、都道府県、市町村等と十分に連携して、今後、次の点に留意して、中心市街地の活性化に関する施策の実施に適切に取り組む必要がある。

(1) 中心市街地の活性化に関する施策の実施体制及び実施状況について

ア 市町村に対して、基本計画の作成及び認定事業の実施に当たって、国、都道府県、市町村、協議会等の関係部局間における連携や調整を綿密に行うことの重要性を明確に示すこと、また、国としてそれらを実施するための体制の整備及び充実に努めること

イ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、事業が円滑に実施できるよう、都道府県、市町村、民間事業者等の様々な利害関係者間で協議及び調整を十分に行うことを周知徹底するとともに、認定基本計画期間終了後も認定事業を継続して行うことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、市町村が基本計画を作成するに当たり、中心市街地の活性化を図るために、大型店の立地の抑制や誘導の対策の検討を行うよう留意事項を明確に示すこと

エ 市町村に対して、主要事業との関係が明確でPDCAサイクルの運用が可能な指標の設定及び測定に努めること及び評価結果に応じて事業の追加や見直しを含めた認定基本計画の変更等を適時適切に実施することを周知徹底すること

オ 都道府県に対して、アからエまでについて、市町村がより効果的に中心市街地の活性化を推進できるよう、市町村に適時適切に助言するとともに、広域的な観点から関係市町村の効果的な調整を図るよう努めることを周知徹底すること

(2) 中心市街地の活性化に関する施策の有効性について

ア 市町村に対して、基本計画を作成するに当たり地域に合った支援措置を適切に選択して活用して、中心市街地の活性化に資することが可能となるよう各支援措置の活用事例や留意事項を明確に示すこと

イ 市町村に対して、中心市街地の活性化に関する施策は、地域全体の都市機能の増進や経済活力の向上を図るためのものであることに留意して多様な指標による評価を広く検討して施策の実施に取り組むことの重要性を明確に示すこと

ウ 市町村に対して、認定基本計画の最終フォローアップにおける評価を適切に行うことの重要性を明確に示すこと

本院としては、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に重要な役割を果たすものであり、その活性化が我が国における地域活性化の重要な施策の一つであることから、国、地方公共団体の中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について、今後も引き続き検査していくこととする。

第2 有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について

要請を受諾した年月日	平成30年6月19日
検査の対象	防衛省
検査の内容	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達についての検査要請事項
報告を行った年月日	令和元年10月18日

1 検査の背景及び実施状況

(1) 検査の要請の内容

会計検査院は、平成30年6月18日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月19日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

防衛省

(二) 検査の内容

有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達に関する次の各事項

- ① FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況
- ② FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況
- ③ FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況
- ④ 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

(2) FMS調達の概要等

防衛省(13年1月6日から19年1月8日までは内閣府防衛庁、13年1月5日以前は総理府防衛庁)は、防衛装備品及びその修理等の役務(以下、これらを合わせて「防衛装備品等」という。)の調達の実施について、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」(昭和49年防衛庁訓令第4号)で定めている。同訓令に基づき、防衛装備品等のうち主要なもの(誘導武器、船舶、航空機等)などについては、陸上、海上、航空各自衛隊(以下「各自衛隊」という。)、統合幕僚監部、情報本部等の要求に基づき防衛装備庁(19年9月1日から27年9月30日までは装備施設本部、18年7月31日から19年8月31日までは装備本部、13年1月6日から18年7月30日までは契約本部、13年1月5日以前は調達実施本部。以下「装備庁」という。)が調達実施機関として調達を行っており(以下、この調達を「中央調達」という。)、防衛装備品等の維持や修理に用いる交換用の部品(以下「補用部品」という。)等については、各自衛隊等が調達実施機関として調達を行っている(以下、この調達を「地方調達」という。))。

防衛装備品等の調達方法には、防衛装備品等について国内製造会社等から行う調達(以下「国内調達」という。)と外国企業等から直接又は商社等を通じて行う調達(以下「輸入調達」という。)の2種類がある。このうち、輸入調達については、商社等を通じるなどした輸入による調達(以下「一般輸入調達」という。)と、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」(昭和29年条約第6号)に基づくアメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」という。)からの有償援助(Foreign Military Sales。以下「FMS」という。)による調達(以下「FMS調達」という。)がある。

FMSは、合衆国政府が武器輸出管理法(Arms Export Control Act)等のアメリカ合衆国の法令等に従って防衛装備品等を諸外国(地域及び国際機関を含む。以下同じ。)に提供する取引であり、諸外国は、①契約する防衛装備品等の価格は合衆国政府が負担する総費用(合衆国政府の事務経費等を含む。)の見積りであり、合衆国政府は費用を負担しないこと、②出荷時期は予定であること、③支払は原則として前払であり、納入後に精算されることなどの合衆国政府から示された条件を受諾することにより、防衛装備品等の提供を受けることができるものとなっている。

FMS調達は、日本及びアメリカ合衆国の両政府の代表者が署名した引合受諾書(Letter of Offer and Acceptance。以下「LOA」という。)に基づき行われる。LOAには、両政府が合意した防衛装備品等の名称、数量、単価、支払時期等の条件が記載されており、LOAを取り交わすことで、契約が成立する(以下、LOAに基づく個々の契約を「ケース」といい、LOAに記載された金額を「契約額」という。)。LOAを取り交わした後、日本国政府は、LOAに記載された支払時期に合わせて、合衆国政府に支払うべき米ドル建ての前払金について、支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)に基づき、同規程に規定する外国貨幣換算率(以下「支出官レート」という。)により換算した邦貨額を支出決定し、日本銀行に外国送金の依頼をする。その後、合衆国政府は、LOAに記載された防衛装備品等を提供する。

FMS調達は、各自衛隊等の要求に基づき装備庁が調達実施機関として行う調達(以下「FMS中央調達」という。)と各自衛隊の部隊等のうち陸上自衛隊補給統制本部及び海上、航空両自衛隊補給本部(以下、これらを合わせて「3補本」という。)が調達実施機関として行う調達(以下「FMS地方調達」という。)とに区分される。

このほか、装備庁及び各自衛隊等は、合衆国政府におけるFMSの手続を担当している国防省傘下の国防安全保障協力庁(Defense Security Cooperation Agency。以下「DSCA」という。)等とFMS調達の諸問題の解決についての協議等を実施している。

(3) これまでの会計検査の実施状況

本院は、FMS調達の実施状況等についてこれまでも検査を実施し、その結果を検査報告に掲記するなどしており、平成9年度決算検査報告においては、FMS中央調達において調達品等の未納入等により未精算額が多額に上っている事態等について、平成14年度決算検査報告においては、防衛省はFMS調達の改善に努めているが、なお未精算額が多額に上っている事態等について、それぞれ「特に掲記を要すると認めた事項」として掲記している。また、平成28年度決算検査報告においては、計算書と受領検査調書の品目、数量等の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策を講じていない事態等について、「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記するなど、多角的な観点から検査を実施してきたところである。

(4) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、FMSによる防衛装備品等の調達に関する各事項について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

- ア FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況について、防衛装備品等全般の調達額の推移等はどのようになっているか、防衛装備品の調達方法の選定等はどのようになっているか、複数年度契約において契約年度の翌年度以降に支払う経費(以下「後年度負担額」という。)の状況等はどのようになっているか。
- イ FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況について、LOAの記載内容、防衛装備品等の発注の方式はどのようになっているか、FMS調達の選定、調達の要求から前払金の精算までの流れ及び前払金に係る資金の流れはどのようになっているか、また、契約手続は適切に行われているか、LOAにおける契約額を構成する各要素の価格の設定方法等はどのようになっているか。
- ウ FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況について、出荷予定時期を経過して防衛装備品等の納入が完了していないものや防衛装備品等の納入後も前払金の精算が完了していないものの状況はどのようになっているか、FMSにより調達した防衛装備品の物品管理簿への記録は適切に行われているか、FMS調達に係る防衛装備品等について、合衆国政府に適切な働きかけを行うなどして出荷促進、発注取消しの検討等が適時適切に行われているか、前払金の精算に伴い発生した余剰金等の状況を適切に把握し、返金を受けるための請求を合衆国政府に対して適時に行っているか。
- エ 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況について、防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況はどのようになっているか、取組の効果は上がっているか。

検査に当たっては、25年度から29年度までの防衛装備品等の調達全般及びFMS調達の実施状況を対象として(一部30年度以降のものを含む。)、内部部局、装備庁、統合、陸上、海上、航空各幕僚監部、^(注1)3補本、11補給処等及び情報本部において486人日を要して会計実地検査を行い、LOAやFMS調達の実施状況の報告等の関係書類の提出を受け、その内容を確認するとともに、担当者から説明を聴取したり、現地の状況を確認したりするなどしたほか、公表されている資料を活用して分析した。また、アメリカ合衆国において、FMSの制度や契約額の根拠等について、DSCA、合衆国政府各軍省(陸軍省、海軍省及び空軍省)等の担当者から説明を受けるなどして調査を行った。

(注1) 11補給処等 陸上自衛隊関東補給処、海上自衛隊横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部、同艦船補給処、同厚木航空基地、航空自衛隊第2、第3両補給処、同三沢、那覇両基地

2 検査の結果

(1) FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況

ア 防衛装備品等全般における調達状況

(ア) 防衛装備品等全般の調達額の推移

「装備品等の統計調査に関する訓令」(昭和34年防衛庁訓令第69号。以下「統計訓令」という。)に基づき防衛大臣に報告された25年度から29年度までの防衛装備品等の契約ベースの調達額について、国内調達、一般輸入調達、FMS調達の調達方法別にみ

ると、国内調達金額はほぼ同程度の水準で推移している一方、一般輸入調達金額は、25年度から29年度にかけての円安による影響等により、25年度の1203億余円から29年度の1631億余円へと約1.3倍に増加していた。また、FMS調達については、上記の円安による支出官レートの変更の影響もあるものの、25年度の1040億余円(防衛装備品等の調達額全体に占める割合5.0%)から29年度の3791億余円(同15.9%)へと金額、防衛装備品等の調達額全体に占める割合ともに3倍以上(支出官レートの変更による影響を除いてもFMS調達の金額は2倍以上)に増加していた。

また、防衛装備品等の調達額について中央調達、地方調達別にみると、29年度のFMS中央調達の金額は3715億余円(中央調達の金額に占める割合23.7%)、FMS地方調達の金額は75億余円(地方調達の金額に占める割合0.9%)となっていて、25年度から29年度までの地方調達に占めるFMS地方調達の金額の割合は1%程度ではほとんど変化がない一方、中央調達に占めるFMS中央調達の金額の割合は27年度以降20%を超える水準に上昇していた。

(注2) 契約ベース 当該年度の契約に基づき、当該年度に支払う経費と当該年度の翌年度以降に支払う経費の合計

(イ) FMSによる調達額等の推移

a FMSによる調達額の推移

「有償援助による調達の実施に関する訓令」(昭和52年防衛庁訓令第18号。以下「有償援助訓令」という。)によるFMS調達の実施状況に係る防衛大臣への報告(以下「大臣報告」という。)では、統計訓令等において報告の対象外とされている防衛装備品に直接関連しない教育や輸送等の役務が含まれている。そこで、大臣報告に基づき、25年度から29年度までのFMSによる調達額について、自衛隊等別にみると、いずれの年度も航空自衛隊に係る金額が最も大きく、29年度は2365億余円(FMSによる調達額全体に占める割合60.9%)となっていた。

また、FMSによる調達額について、各年度の合計額をみると、25年度の1117億余円から29年度の3882億余円へと3倍以上(支出官レートの変更による影響を除いても2倍以上)に増加していた。そして、調達額が増加した要因を自衛隊別にみると、陸上自衛隊ではティルト・ローター機(オスプレイ)、海上自衛隊ではイージス・システム、航空自衛隊では戦闘機(F-35A)、早期警戒機(E-2D)等を調達したことなどによるものとなっていた。

b FMS調達に係る支払額の推移

25年度から29年度までのFMS調達に係る支払額について、大臣報告を基にFMS中央調達、FMS地方調達別にみると、FMSによる調達額の増加に伴い、各年度の支払額も同様に増加しており、FMS中央調達に係るものが支払額の大部分を占めていた。

また、各年度のFMSによる調達額と支払額とを比較すると、いずれの年度もFMSによる調達額が支払額を上回る状況となっていた。これは、FMS調達において、契約年度の翌年度以降に支払が行われるケースが多いためと考えられる。

c 日本を含めた諸外国におけるFMSによる調達額の状況

日本を含めた諸外国におけるFMSによる防衛装備品等の調達について、調達額が多い上位10の国又は地域の推移をみると、近年、日本の調達額の順位が上昇してきている。

(ウ) 中期防衛力整備計画に基づき調達する防衛装備品等の状況

防衛省は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、中期防衛力整備計画の別表に記載されている主要な防衛装備品等(以下「主要防衛装備品等」という。)の一部をFMSにより調達することとしている。

そして、防衛省は、「中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)」(平成22年12月安全保障会議及び閣議決定)に基づき、イージス・システム搭載護衛艦の能力向上及び新戦闘機の2主要防衛装備品等に係る主要な装備等をFMSにより調達していた。一方、「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」(平成25年12月国家安全保障会議及び閣議決定)においては、ティルト・ローター機、イージス・システム搭載護衛艦、戦闘機(F-35A)、新早期警戒(管制)機、新空中給油・輸送機及び滞空型無人機の6主要防衛装備品等に係る主要な装備等をFMSにより調達していて、同計画からFMSにより調達する主要防衛装備品等の種類が増加していた。また、「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月国家安全保障会議及び閣議決定。以下「31中期防」という。)においても陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)や戦闘機(F-35A)等の主要防衛装備品等に係る主要な装備等をFMSにより調達することが予定されている。このように、近年、主要防衛装備品等に係る主要な装備等をFMSにより調達するものが増加している。

(エ) 防衛装備品の調達方法の選定等

30年度の財務省の予算執行調査等を受けて、防衛省は、30年7月に通知を発出し、航空機、火器、弾薬等の重要防衛装備品を新規に調達する場合は、各調達方法の代替案分析が行われているかなどの事項について確認し、概算要求後、速やかに選定結果を公表することとしていた。そして、防衛省は、平成31年度予算の概算要求後、新規に取得する2防衛装備品の選定結果等を公表していた。^(注3)一方、その公表内容について確認したところ、上記の通知に基づく調達方法の代替案分析は行われていたものの、その具体的内容や比較検討した防衛装備品は公表されていなかった。なお、防衛省は、上記通知の内容と比べてより詳細な選定手続及び公表要領となるよう見直しを行い、令和元年8月に「新たな重要装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化の措置について(通達)」(令和元年防整計(事)第118号)を発出し、令和2年度予算の概算要求から、重要防衛装備品の選定に係る手続において代替案分析の結果等を含めて選定した理由等を公表するとしている。

防衛装備品は、運用が長期間にわたる場合も多く、運用終了までの総費用も多額に上ることから、引き続き防衛装備品の特性に応じて調達方法を適切に選定するとともに、調達方法の選定を含む防衛装備品の選定過程について、十分な透明性を確保し、適切に説明責任を果たしていくことが重要である。

(注3) 2防衛装備品 装輪155mmりゅう弾砲及び新多用途ヘリコプター(UH-X)

(オ) FMSにより調達する防衛装備品の維持整備に係る調達の状況

平成29年度のFMSによる調達額のうち、航空機、艦船、武器車両等の維持整備に係る予算科目により調達を行ったもの(能力向上のための改修等を含む。)の合計額をみると、858億余円(FMSによる調達額全体に占める割合22.1%)となっていた。防衛省は、FMSにより調達した防衛装備品の維持整備について、国内企業から調達することができないか合衆国政府と調整を行っている。そして、調整の結果、一部の防衛装備品の維持整備については、国内企業から調達することとしていた。

イ 防衛装備品等の調達を含む後年度負担額の状況等

(ア) 防衛装備品等の調達を含む後年度負担額の状況

防衛省は、防衛装備品等の調達等に当たり、国庫債務負担行為及び継続費により複数年度契約を締結している。国庫債務負担行為及び継続費による後年度負担額は、当年度を基準としてみた場合、当年度に締結した契約(以下、国庫債務負担行為等により契約した年度を「負担行為年度」という。)に基づきその翌年度以降に支払う経費(以下「新規分の後年度負担額」という。)と過年度に締結した契約に基づき当年度の翌年度以降に支払う経費(以下「既定分の後年度負担額」という。)とに区分される。

25年度から29年度までの防衛省における後年度負担額の推移について確認したところ、25年度の3兆2266億余円から毎年度増加して、29年度は4兆7577億余円となっており、国庫債務負担行為によるものが4兆4558億余円、継続費によるものが3018億余円と、国庫債務負担行為によるものが大部分を占めていた。そして、後年度負担額の大部分を占める国庫債務負担行為によるものについて、新規分の後年度負担額と既定分の後年度負担額とに区分すると、新規分の後年度負担額は、25年度から26年度にかけて増加したものの、27年度以降は横ばい又は減少の状況となっていた。一方、既定分の後年度負担額は、27年度以降増加していた。

そこで、25年度から29年度までの国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額について、翌年度以降の支払時期の状況(各年度の後年度負担額の割合)を確認したところ、「負担行為年度+3年度」以上のものの占める割合が25年度の14.3%から28年度の40.3%まで年々増加し、29年度は34.7%に減少しているもののその割合は25年度と比べて増加していて、支払期間が相対的に長期化している傾向が見受けられた。

(イ) FMS中央調達に係る後年度負担額の状況

27年度から29年度までのFMS中央調達に係る国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の状況を確認したところ、3600億円から4500億円程度で推移しており、中央調達に係る国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の3割程度がFMS中央調達に係るものとなっていた。また、国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の翌年度以降の支払時期の状況(各年度の後年度負担額の割合)を確認したところ、各年度とも「負担行為年度+3年度」以上のものの占める割合が5割を超えている状況となっていた。

そして、国庫債務負担行為による新規分の後年度負担額の支払時期の状況について、国庫債務負担行為全体分とFMS中央調達分とを比較すると、いずれの年度にお

いても、FMS 中央調達では「負担行為年度+3年度」以上のものの割合が30ポイント程度高い状況となっていた。

また、FMS 中央調達に係るそれぞれの年度の支払額を確認したところ、過年度に締結した契約に基づく当年度支払額の割合が増加していた。

(ウ) FMS 中央調達における為替の影響

FMS 調達においては、米ドル建ての契約額に対して、調達額は契約額を契約年度の支出官レートにより換算した邦貨額であり、支払額は支払年度の支出官レートにより換算した邦貨額となることから、契約年度と支払年度が異なる場合、為替の影響を受けることがある。

そこで、29年度末で契約額全額の支払が行われている25年度のケース(25年度に新たに締結したケースであって、25年度に全額支払を行ったケースを除く。)について、調達額と29年度末までの支払額とを比較すると、調達額583億余円に対して支払額は754億余円となっていて、調達額に比べて支払額が170億余円増加していた。このうち、契約額の変更に伴う増加額が4億余円、支出官レートの変更に伴う増加額が166億余円となっていて、増加額の大半が支出官レートの変更に伴うものとなっていた。これは、25年度から29年度までの支出官レートがおおむね円安方向で推移したことが要因である。

(2) FMS による防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア 契約方法の状況

FMS 調達には、購入国(地域及び国際機関を含む。以下同じ。)が調達を希望する防衛装備品等の内容を具体的にLOAに記載する確定発注方式と、LOAに調達を希望する防衛装備品等の内容を具体的には記載せず、LOAを取り交わした後に、前払金の範囲内で購入国が個々の防衛装備品等の部品名、数量等を指定して発注を行う直接発注方式の2種類がある。

(ア) FMS 中央調達の契約方法

FMS 中央調達は、確定発注方式により行われている。また、合衆国政府の軍事力の整備目標を超えて余剰となった防衛装備品を売却する制度(Excess Defense Articles。以下「EDA」という。)があり、防衛装備品の安価な調達が可能となる長所がある一方、運用に当たって修理や改修を行う必要がある場合は、購入国の負担で行うことになる。

(イ) FMS 地方調達の契約方法

FMS 地方調達は、直接発注方式で行われている。また、直接発注方式には、合衆国政府が購入国のために一定数量の補用部品をあらかじめ在庫品として確保しておき、購入国から発注を受けた際に、当該在庫品から払出しを行う協同兵站補給支援協定(Cooperative Logistics Supply Support Arrangement。以下「CLSSA」という。)と呼ばれる仕組みがあり、FMSO I (FMS Order I)と呼ばれるケースで購入国が支払った前払金を使用して合衆国政府が在庫品を確保し、その後、FMSO II (FMS Order II)と呼ばれるケースで購入国は前払金を支払うとともに補用部品の発注を行い、合衆国政府から在庫品の払出しを受けている。

イ 契約手続等の状況

(ア) FMS 調達を選定

a FMS 中央調達に係る調達の決定

防衛装備品のうち、航空機を新規に調達する場合については、「航空機の機種選定手続について(通達)」(平成7年防衛計第3222号(平成29年防衛計(事)第104号により全部改正))に基づいて機種が決定されており、オスプレイ、F-35A等は、調達源が合衆国政府に限られるとしてFMSにより調達している。輸送機YS-11の後継機については、取得時期の関係上、新造機では間に合わないとして上記通達の特例を定めて、EDAを利用して中古機であるC-130Rを6機調達している。水陸両用車は、性能、取得時期等を考慮して25、26両年度にFMSによりAAV7を6両調達していたが、陸上幕僚監部が希望する納期までのより確実な納入が見込めるとして、27年度からは一般輸入調達に切り替えて調達している。

b FMS 地方調達に係る調達の決定

3補本は、調達している補用部品等の品目数が多数に上ること、一般的にFMS調達の方がスケールメリットが働くことなどから、基本的には比較検討を行わずにFMS調達を選定している。

(イ) 調達の要求から前払金の精算までの流れ

防衛装備品を例にとると、FMS中央調達では、装備庁の支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下同じ。)は、外務省等を通じて合衆国政府に対する引合書^(注4)を請求する書類(Letter of Request。以下「LOR」という。)を送付する。国防省傘下の各軍省等は、LORに基づいて引合書を作成して、外務省等を通じて支出負担行為担当官に送付する。支出負担行為担当官は、支出負担行為として引合書に署名してLOAとし、外務省等を通じてLOAを合衆国政府に送付すると契約が成立する。装備庁の支出官は、LOAに記載された支払時期に合わせてニューヨーク連邦準備銀行(Federal Reserve Bank of New York。以下「連邦準備銀行」という。)内の利子付き口座に米ドル建てで前払金を支払う。各軍省等は、LOAに基づいて防衛装備品の提供を行い、防衛装備品を受領する部隊等(以下「受領部隊等」という。)の受領検査官は受領した防衛装備品の品目の相違、外観上の損傷等の不具合の確認等(以下「受領検査」という。)を行うなどして、受領検査調書を作成する。国防省傘下の国防財政会計サービス(Defense Finance and Accounting Service。以下「DFAS」という。)は、四半期ごとに、前四半期までの防衛装備品の累計出荷額等を記載した中間の計算書(Foreign Military Sales Billing Statement。以下、中間の計算書を「中間計算書」という。)を作成して、外務省等を通じて支出負担行為担当官に送付しており、支出負担行為担当官は、中間計算書が送付されたときは、受領検査調書と照合して、中間計算書に記載された内容に誤りがないかなどの確認(以下「提供の確認」という。)を行う。支出負担行為担当官は、全ての防衛装備品を受領して、DFASから当該ケースに係る最終の計算書(以下「最終計算書」という。)が送付されたときは、受領検査調書と照合して、提供の完了の確認を行い、その結果余剰金が発生した場合には、余剰金の返済を請求するための措置を執る。また、FMS調達に係る日本とアメリカ合衆国両政府間の調整、連絡等を行うために、防衛省職員である連絡官がアメリカ合衆国に派遣されている。

なお、FMS 地方調達では、3 補本が調達要求元となり、また、3 補本に支出負担行為担当官(分任支出負担行為担当官を含む。以下、装備庁の支出負担行為担当官と合わせて「支担当」という。)が属している。

(注4) 引合書 防衛装備品等の内容及び条件を記載した書類で、合衆国政府の代表者が署名したもの

(ウ) 前払金に係る資金の流れ

合衆国政府は、合衆国政府と製造会社等との契約(以下「購入契約」という。)に係る契約金額のうち精算が完了していない金額の見積額(Unliquidated Obligation。以下「未精算債務額」という。)に基づき、最終計算書を作成し送付することによって、提供の完了後2年以内にケースを精算することを目標とする新精算方式を導入している。

防衛省による前払金の入金後、各軍省等の利用可能な資金の残高が月平均支払額の2か月分に相当する金額となるように、連邦準備銀行の利子付き口座から無利子の信託基金^(注5)の勘定(以下「保管勘定」という。)に前払金が繰り入れられる。一方、信託基金に繰り入れられなかった利子付き口座内の資金は、アメリカ合衆国財務省証券等により運用が行われており、発生した利子は利子付き口座内の勘定(0 QQ)(以下「0 QQ」という。)で管理される。0 QQの残高等は四半期ごとにDFASから報告され、日本の返済請求を受けて利子が返還される。その後、購入契約の支払金額が確定し製造会社等への支払が完了した際に、実際の精算額が未精算債務額を下回り資金が残存した場合には、保管勘定(7 QQ)(以下「7 QQ」という。)に当該資金が振り替えられる(以下、7 QQに振り替えられた資金を「残余資金」という。)。7 QQの残高等は四半期ごとにDFASから報告され、日本の返済請求を受けて残余資金が返還される。

(注5) 信託基金 アメリカ合衆国財務省のFMS トラストファンド

(エ) CLSSA におけるケースの終結等に係る手続

各自衛隊のうち、陸上、航空両自衛隊において、CLSSA におけるFMSO I のケースの終結等に係る手続が定められていない状況となっている。そして、地対空誘導弾ホークについては、補用部品が枯渇していることから合衆国政府において在庫の確保が困難な状況となっており、補用部品を迅速に調達できるとするCLSSA の利点をいかせていない状況となっていた。こうした状況に対して、陸上自衛隊は、FMSO II のケースを29年度以降は締結していなかったが、FMSO I のケースの終結等に係る検討を十分に行っていなかった。上記について、陸上自衛隊は、本院の検査を受けて、FMSO I のケースの終結に向けた手続を進めている。

合衆国政府に対して在庫の状況や在庫の確保の見通しについて確認を行って適時にFMSO I のケースの終結等を行えるよう、陸上、航空両自衛隊は、あらかじめFMSO I のケースの終結等に係る手続について検討しておくことが必要である。

ウ 調達価格の設定等の状況

FMS の手続において、合衆国政府は費用を負担することもなければ利益を得ることもないとしている。

(ア) FMS 調達に係る契約額の構成

FMS 調達に係る契約額は、一般的に、合衆国政府が設定した防衛装備品等の見積調達価格に事務手続に係る各種の手数料等を加えた価格で構成されている。

(イ) 防衛装備品等の見積調達価格の設定等

防衛装備品等の見積調達価格については、合衆国政府が製造会社等から提示された価格や合衆国政府の在庫品の棚卸価格に基づいて設定することとされている。また、購入契約を締結する場合の製造会社等に対する価格交渉については合衆国政府が行っており、原則として購入国は関与できないこととされているほか、原価情報等の製造会社等の専有情報の第三者への提供は、国防省が定めている国防援助管理マニュアル (Security Assistance Management Manual。以下「国防省規則」という。) で禁じられている。

(ウ) 手数料等の設定

a 一般管理費及び契約管理費

一般管理費は、合衆国政府における FMS に係る人件費、施設費等の一般的な管理経費に充てるために付加される手数料であり、原則として、全てのケースに付加されている。契約管理費は、購入契約に係る契約管理、品質保証・検査及び監査の経費に充てるために付加される手数料であり、購入契約を締結するなどして防衛装備品等を新規に調達する必要がある調達項目の単価に付加されている。上記手数料の金額は、防衛装備品等の価格に対してそれぞれ一定の料率を乗じて算定されており、直近の見直しにより、一般管理費は 3.2%、契約管理費は 1.2% となっている。また、契約管理費については、互恵的な協定等を合衆国政府と締結することにより減免を受けることができることとされており、近年 FMS による調達額が多額に上っているオーストラリア連邦、イスラエル国等の各政府は、合衆国政府と協定等を締結して契約管理費の減免を受けている一方で、防衛省は、日本側において協定等の締結の前提を満たしているかが不明であること、協定等の内容によっては日本側の利益になるとは限らないことなどから、協定等を締結していないとしており、契約管理費の減免を受けていない。

防衛省において、防衛装備品等の一層の経済的な調達のために、契約管理費の減免を受けることにより FMS 調達に係る契約額を低減する余地がないかを検討することが必要である。

b 開発分担金

購入国は、合衆国政府が行った防衛装備品の製造や関連技術の開発のための投資の価値に応じた開発分担金を支払うこととされており、武器輸出管理法によれば、合衆国政府側の国益を著しく増大させる場合には、アメリカ合衆国大統領は、開発分担金を免除することができることとされ、DSCA に確認したところ、近年、締結された日本のケースでは、全てについて免除を承認したとしている。

c 梱包費等及び輸送費

財務管理規則 (Financial Management Regulation) によれば、国防省の在庫から提供される防衛装備品については、防衛装備品の価格に梱包費等やアメリカ合衆国内の輸送に係る輸送費が含まれるとされていることから、在庫品を輸送代行業者の倉庫まで輸送する場合には、通常、これらの費用は請求されず、合衆国政府が直接日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の基地まで輸送を行う場合等に請求されている。

(エ) 日本及びアメリカ合衆国における防衛装備品等の調達単価の状況

諸外国のFMSによる防衛装備品等の調達単価を含む外国政府等との間の情報については国防省規則により公表しない取扱いとされているが、アメリカ合衆国が自国のために調達している防衛装備品の調達単価等には公表されているものがある。そのうち、確認できた情報により可能な範囲でアメリカ合衆国が自国のために調達しているF-35Aの1機当たりの調達価格(以下「米国公表価格」という。)と日本のF-35Aの機体等を調達しているケースにおける1機当たりの機体、エンジン等の価格(以下「日本の本体価格」という。)を購入契約に基づくF-35Aの製造単位(以下「ロット」という。)で比較した。その結果、日本が最初にLOAを取り交わしたロット8は30年度末時点の日本の本体価格と米国公表価格との価格差が約1270万米ドルであったが、ロット9以降は約4000万米ドルから約5610万米ドルの価格差が生じている状況となっていた。DSCA等によれば、その要因としては仕様の差異、開発分担金の負担のほか、ロット9以降は日本の国内企業による機体及びエンジンの最終組立・検査の費用が日本の本体価格に含まれていることが主たる要因であるとしている。一方、防衛省は、予算編成の過程で完成機の輸入に切り替えたことから、令和元年度以降に取り交わすLOAにより調達するF-35Aの日本の本体価格が低減し、日本の本体価格と米国公表価格との価格差は、縮小する可能性がある。

(3) FMS 調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア FMS 調達に係る防衛装備品等の受領の状況

(ア) 防衛装備品等の受領手続

防衛装備品等の受領手続は、調達要求元に属する受領部隊等に防衛装備品等が納入されることから開始される。そして、有償援助訓令等に防衛装備品及び役務の受領手続がそれぞれ定められている。

(イ) 前払金の精算手続等

a 前払金の精算手続

支担当は、DFASから送付される最終計算書等に基づき当該ケースに係る提供の完了の確認を行う。その結果、前払金に係る余剰金が発生した場合には、債権発生通知書を作成して歳入徴収官等に送付する。歳入徴収官等は、合衆国政府に対し余剰金の返済を請求し、日本銀行等を通じて余剰金の返還を受けて、当該ケースの精算が完了する。

b 大臣報告におけるケースの履行状況の報告

大臣報告においては、精算が完了していないケースの履行状況として、年度末時点のケースの契約年月日、防衛装備品及び役務の区分、納入予定時期、前払金の支払額、未精算額、未完了の理由等を報告することとされている。

(ウ) LOA を取り交わした後のケースの進捗状況

平成25年度にLOAを取り交わしたケース126件を例にとって29年度末時点におけるケースの進捗状況をみると、防衛装備品等の納入が未完了となっているケースの件数は39件(全体の31.0%)、防衛装備品等の納入は完了しているが最終計算書が未着であるなど精算手続中となっているケースの件数は75件(同59.5%)となっていた一方、精算が完了しているケースの件数は12件(同9.5%)となっていた。

(エ) 29年度末時点における防衛装備品等の未納入の状況

a 未納入等の状況

大臣報告においては、ケースの履行状況として前払金の支払額、未精算額等を報告することとされており、防衛装備品等の納入に応じて、支担当が提供の確認を行った当該防衛装備品等の金額(給付確認額)等を精算額とし、前払金の支払額から精算額を差し引いた額を未精算額と整理している。

29年度末時点で精算が完了していないケースに対する前払金額1兆2333億余円の精算状況について確認したところ、前払金に未精算額があるケースの件数及び未精算額は1,189件、8510億余円に上っていた。そして、出荷予定時期を経過した^(注6)ケースの件数及び未精算額は653件、1417億余円となっていた。さらに、出荷予定時期を経過したもののうち、未納入^(注7)ケースの件数及び未精算額は85件、349億余円となっていた。25年度から29年度までの間における未納入ケースの件数及び未精算額をみると、件数の増減はあるものの、未精算額はFMS中央調達とFMS地方調達を合わせると、25年度から28年度までは167億余円から242億余円の間で推移していたが、29年度に349億余円と大きく増加していた。

また、FMS調達による防衛装備品等の納入が完了していないことにより、納入されない状態が続くなどした場合には、部隊等の運用に支障を来すおそれがある事態が複数見受けられた。防衛装備品によっては使用できる期限が定められているものもあることなどから、防衛装備品の特性を十分に考慮するなどして、部隊等の運用に支障を来さないよう、出荷促進を行うなど、合衆国政府と引き続き調整を行う必要がある。

(注6) 出荷予定時期を経過したケース FMS調達においては、合衆国政府からの出荷、梱包及びこれらに係る附帯事務に時間を要することから、納入が遅延した期間が1年以上のものを「出荷予定時期を経過したケース」又は「出荷予定時期を経過したもの」として整理している。

(注7) 未納入ケース 防衛装備品等の納入が完了していないため精算が遅延しているもの(一部の防衛装備品等の納入が完了していないため精算が遅延しているものを含む。)

b FMS中央調達に係る未納入ケースのうち、未精算額が多額となっているケースの状況

29年度末時点におけるFMS中央調達に係る未納入ケースのうち未精算額が10億円以上の6件のケースに係る未精算額143億余円(158,710,775米ドル)の内容をみたところ、158,710,775米ドルのうち101,436,473米ドルについては、提供の確認ができていないため、未精算額とされていた。また、納入が遅延している防衛装備品等は判明している範囲で19,191,474米ドルとなっていた。

なお、6件のケースのうち2件のケースは、精算額が0円となっていた。

未精算額が多額となっている未納入ケースにおいては、ケースごとに納入が遅延している理由を分析するなどした上で、防衛装備品等の受領に応じた提供の確認を行うなどして、引き続き未精算額を減少させることが重要である。

- c FMS 地方調達に係る未納入ケースのうち、未精算額が多額となっているケースの状況

29 年度末時点における FMS 地方調達に係る未納入ケースのうち未精算額が 5 億円以上の 7 件のケースに係る未精算額 61 億余円 (55,233,242 米ドル) の内容をみたところ、55,233,242 米ドルのうち 31,531,399 米ドルについては、補用部品等が納入され、これらに係る中間計算書は送付されていたが、確認に時間を要しているなどとして未精算額とされていた。また、納入が遅延している補用部品等は判明している範囲で 9,989,048 米ドルとなっていた。

- (オ) 受領検査の実施状況等

- a 受領検査の実施状況

30 年度に受領した防衛装備品の数量の過不足、外観上の損傷等の不具合について合衆国政府に不具合報告書を送付したもののうち、ほとんどのものは所有権が移転した日から 1 年以内には是正措置の要求が行われていたことから、合衆国政府から却下されることなく受理されていた。

- b 物品管理簿への記録状況

FMS により調達した防衛装備品の物品管理簿への記録状況をみたところ、海上自衛隊舞鶴弾薬整備補給所で FMS 等により調達し受領した、納入の完了まで長期間にわたる防衛装備品について、30 年度末時点で物品管理簿に取得価格等が記録されていないなどの事態が見受けられた(前掲 543 ページの「輸入調達により調達して納入が複数年度にわたる整備用器材等の重要物品について、分任物品管理官に対して物品管理簿への記録に必要な情報を速やかに示すことにより、物品管理簿に必要な情報を記録するよう改善させたもの」参照)。

物品管理簿は国の物品を管理するための基本的な帳簿であり、FMS により調達した防衛装備品については、受領した後、速やかに物品管理簿に記録し、適切に管理することが重要である。

- (カ) 出荷促進等の実施状況

- a 出荷促進の実施状況

25 年度から 29 年度までの間における FMS 調達に係る出荷促進の実施状況をみたところ、調達要求元である物品管理官等が支担官に対して出荷促進の要請を行っていないことが見受けられた。

- b 発注取消の実施状況

FMS 調達に係る発注取消の実施状況をみたところ、FMS 中央調達において、連絡官を通じて、出荷されない理由、納入予定等の出荷に関する問合せを合衆国政府に対して実施していたものの、防衛装備品の出荷が不可能であると合衆国政府の担当者から連絡を受けていたのに、発注取消を行っていない事態が見受けられた。

イ FMS 調達に係る前払金の精算状況等

(ア) FMS 調達に係る前払金の精算状況

a 29 年度末時点における精算状況

(a) 精算未完了の状況

29 年度末時点において精算が完了していないケースに対する前払金額 1 兆 2333 億余円の精算状況について確認したところ、出荷予定時期を経過したもののうち、防衛装備品等は納入されたが精算が完了していないもの(以下「精算未完了ケース」という。)の件数及び未精算額は 568 件、1068 億余円となっており、このうち、FMS 中央調達の精算未完了ケースの件数及び未精算額は 521 件、1025 億余円であった。精算未完了ケースのうち、新精算方式が目標として設定している時期を経過して最終計算書が到着していないもの(以下「目標時期経過ケース」という。)の件数及び未精算額については、29 年度末時点で 280 件、520 億余円となっていた。

また、納入の完了後 10 年(最長 17 年)を経過しても最終計算書が到着していないケースが 8 件(未精算額 3 億 4481 万余円)見受けられた。

(b) 精算未完了ケースのうち、未精算額が多額となっているケースの状況

29 年度末時点における精算未完了ケースのうち未精算額が 10 億円以上のケースの上位 10 件のケースに係る未精算額 283 億余円(264,477,561 米ドル)の内容をみたところ、264,477,561 米ドルのうち 106,191,860 米ドルについては、納入が完了して中間計算書は送付されていたが、提供の確認ができていないため、未精算額となっていた。また、10 件のケースのうち提供の確認が全く行われていないため、精算額が 0 円となっていたケースが 2 件見受けられた。

ケースごとに精算が遅延している理由を分析するなどした上で、合衆国政府に計算書の送付を促進したり、防衛装備品等の受領に応じた提供の確認を行ったりするなどして、引き続き未精算額を減少させることが重要である。

(c) 目標時期経過ケースの状況

25 年度から 29 年度までの間における目標時期経過ケースの件数及び未精算額について、件数については 25 年度から 29 年度にかけて 180 件から 280 件まで年々増加しており、未精算額については 26 年度を除いて 520 億余円から 622 億余円の 500 億円を超える規模で推移していた。

b 計算書と受領検査調書との照合等の実施状況

30 年度に計算書の誤りについて合衆国政府に不具合報告書を送付したものは、FMS 中央調達及び FMS 地方調達の不具合報告書のいずれも計算書の送付日から 1 年以内には是正措置の要求が行われていたことから、合衆国政府から却下されることなく受理されていた。

(イ) 残余資金等の返済請求等の状況

a 7 QQ に関する返済請求の状況

7 QQ について、装備庁は 7 QQ の残余資金の発生金額等を把握し、年 1 回残余資金の返済請求を行っており、29 年度末の 7 QQ の残高は 2,381,357 米ドルとなっていた。

b 8 QQ に関する返済請求の状況

不具合物品の輸送費等に係る返済金の保管勘定(8 QQ)(以下「8 QQ」という。)について、支担官は不具合報告書を提出したケース名等を照合し、照合できた輸送費等に係る返済金の返済請求を行っており、29年度末の8 QQの残高は342,817米ドルとなっていた。

c 0 QQ に関する返済請求の状況

0 QQについて、装備庁は0 QQの残高に係る明細書を基に利子付き口座により発生した利子の入金額等を把握し、原則として年1回利子の返済請求を行っており、29年度末の0 QQの残高は5,560,069米ドルとなっていた。

d 3 DD に入金された資金に係る返済請求の状況

保管勘定(3 DD)については、25年度末時点で430,943米ドルの残高があり、装備庁は、26年度から30年度までの間、四半期ごとに明細書の送付を受けていたものの当該明細書の内容を確認していなかったことから、返済請求を行っておらず、30年度末においても同額の430,943米ドルが入金されたままとなっていた(前掲520ページの「有償援助により合衆国政府に支払った拠出金に係る返済金について、合衆国政府に対して返済請求を行うとともに、合衆国政府から日本に返還可能な資金を管理する保管勘定に係る明細書の送付を受けた際に、速やかに明細書の内容を確認して返済請求を適切に行うよう改善させたもの」参照)。

FMSに係る前払金や返済金の管理を適時適切に行うために、日本に関連する信託基金の勘定やその残高を十分に把握した上で、必要に応じて速やかに合衆国政府に対して返済請求を行うことが重要である。

(ウ) FMS 調達に係るケースの集約化への対応状況

29年度末時点において精算が完了していないFMS中央調達のケースを対象に、F-35Aの調達に係るケース以外に既に取り交わされているLOAに調達要求品目を追加するアmendメント^(注8)を行ったのは、8件、656億6980万余円(調達要求品目を追加した後の29年度末時点における前払金額)となっていた。これらのケースは、我が国の予算年度と予算科目が同一の調達要求品目の納入が完了した後に、合衆国政府から送付された計算書に基づき余剰金の返済請求を行うことができる取決めはされていなかった。

(注8) アmendメント FMSケースにおける防衛装備品の調達項目や数量、役務の内容等の変更の場合に採用される方法。合衆国政府及び購入国の両者の同意が必要となる。

(4) 防衛省におけるFMS調達の改善に向けた取組の状況

ア 合衆国政府との協議の状況等

(ア) 合衆国政府との協議の状況

防衛装備庁長官と国防安全保障協力庁長官(以下「DSCA長官」という。)が署名して、両長官が出席する会議を筆頭とする会議体(Security Cooperation Consultative Meeting。以下「SCCM」という。)が設置されており、FMS調達の諸問題の解決についての協議の場として、28年8月に第1回のSCCM調整会議が開催されるなど、30年度末までに各種会議が14回開催されている。

(イ) 各国との連携の状況

外国調達グループの会議が、28年度3回、29年度5回、30年度3回開催されており、参加した各国(地域を含む。)の間でFMSに関する情報共有が行われていた。

イ 防衛省における取組の状況

防衛省が20年3月に取りまとめた報告書で取り上げられたFMS調達の主な課題の改善等について、関連する過去の本院の検査の状況と防衛省による取組の状況とを併せてみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 調達価格の透明性の確保に向けた取組の状況

本院は、平成14年度決算検査報告において、LOAの記載内容が一層詳細なものとなるよう引き続き合衆国政府に働きかけるなど、価格等の透明性を確保することが望まれる旨の所見を記述している。

防衛省は、FMS調達の価格の透明性の拡大を図るために、オスプレイ及びF-35AについてLOAより詳細な価格内訳を入手していた。また、25年度から29年度までのFMS中央調達における役務ケースに係る工数旅費データシートを受領したケースの件数は年々増加していた。

本院は、平成25年度決算検査報告において、役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための方策を検討するよう意見を表示したものを掲記しており、防衛省は、給付される役務の内容や価格の妥当性について十分な検証を行うための処置を講じていた。そして、29年度にLOAを取り交わした役務のケース16件について確認したところ、11件はLOAの品目の細目等に具体的な役務の内容や価格が記載され、5件はLORにおいて役務の内容等がLOAより具体的に記載されていた。

(イ) 納入遅延に対する取組の状況

本院は、平成9年度決算検査報告において、調達品等の納入が著しく遅延しているものなどについて、合衆国政府に対し個別に交渉して、納入の促進を図るなどすることが望まれる旨の所見を記述している。

装備庁は、28年11月にSCCMの納入・精算促進グループにおいて、FMS中央調達28件のケースについて出荷促進を行っており、このうち15件については29年度末までに納入が完了していた。

また、購入国所有の修理を要する物品と合衆国政府所有の良品を交換して修理期間を短縮する修理品目取替方式(Direct Exchange方式。以下「DX方式」という。)による修理について、25年度から29年度までの間に修理を実施した部品点数に対するDX方式で実施した部品点数の割合をみると、25年度の44.1%から年々上昇し、29年度は95.3%となっていて、早期納入に向けた取組が実施されている状況となっていた。

本院は、29年9月に、会計検査院法第30条の2の規定に基づいて報告した「次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について」(以下「29年9月報告」という。)において、提供の予定時期が到来していたのに提供が行われていない調達要求品目について、速やかな提供が図られるよう、合衆国政府と調整を行うことに留意することが必要である旨の所見を記述している。

上記に対する防衛省の取組の状況を確認したところ、30年度末までに出荷予定時期が到来していた67品目の受領の状況については、F-35Aの機体10機を含む45品目はその一部について受領していたものの、45品目以外の22品目は合衆国政府から提供が行われていなかった。

(ウ) 精算遅延に対する取組の状況

本院は、平成14年度決算検査報告において、未精算額を減少させるよう努めることが望まれる旨の所見を記述している。

装備庁は、28年11月にSCCM本会議において、FMS中央調達241件のケースについて精算促進を行っており、29年度末までに、109件について最終計算書が送付されており、このうち73件のケースについて約50億円の余剰金が国庫に返還されていた。

また、新精算方式による精算促進の状況をみるために、25年度にLOAを取り交わして最終計算書が送付された23ケースについて、納入の完了から最終計算書受領までの経過年数等を確認したところ、納入完了前に最終計算書を受領していた3件を除く20件のうち、納入の完了後2年以内に最終計算書を受領していたケースは13件となっていたが、3割以上のケースに当たる7件において最終計算書を受領するまでに2年を経過していた。

本院は、29年9月報告において、合衆国政府と取り決めた手続に基づき速やかに余剰金の返還が行われるよう、合衆国政府との間で計算書の送付期限等の詳細を具体的に定めることに留意することが必要である旨の所見を記述している。

上記に対する防衛省の取組の状況を確認したところ、F-35AのFMS調達ケースに係る精算の状況については、30年度末時点において、我が国の予算年度と予算科目が同一で合衆国政府からの提供が全て完了していた防衛装備品等はなく、余剰金の返済請求ができるものはなかった。

(エ) 計算書と受領検査調書との適切な照合に向けた取組の状況

本院は、平成28年度決算検査報告において、計算書と受領検査調書との照合の過程や結果を書面等に記録及び保存するとともに、計算書と受領検査調書の項目において極めて多くの記載内容が一致していない状況となっている根本的な原因を調査し、適切な照合を行うための効果的な方策を検討するよう意見を表示したものを掲記している。装備庁は、実施要領を定めて照合の過程や結果を書面等に記録及び保存することとし、また、防衛装備庁長官からDSCA長官に対して調査協力の申入れを行うなどし、適切な照合を行うための効果的な方策の検討を行っていた。

そして、上記のような処置を講じた結果、装備庁は、実施要領に基づき、照合の過程や結果を照合台帳に記録して保存していた。また、装備庁によれば、計算書と受領検査調書との適切な照合が可能となるよう、合衆国政府において、DSCAが出荷証書に誤記を生じさせないための要領の策定に向けて各軍省等と調整を行っているとしている。

3 検査の結果に対する所見

防衛省は各種の防衛装備品等の調達を実施しており、29年度における防衛装備品等の調達額は2兆3805億余円となっている。また、合衆国政府から防衛装備品等を調達するFMSによる調達額は、為替の影響があるものの、25年度の1117億余円から29年度の3882億余円へと3倍以上に増加している。

FMS調達は、アメリカ合衆国の法令等に基づいて手続が進められることから、出荷時期が予定であったり、支払は原則として前払であったりするなど合衆国政府から示された条件によって取引が実施され、防衛省において防衛装備品等の未納入等により未精算額が多額に上っているなどの状況が見受けられており、本院においても累次にわたり検査し、その結果を検査報告に掲記するなどしてきているところである。

そして、今後の防衛装備品等の調達に関しては、主要防衛装備品等の整備規模等を定めた31中期防において、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)、戦闘機(F-35A)、早期警戒機(E-2D)等の取得が計画されており、これらの主要防衛装備品等についてはFMSにより調達することが見込まれている。

については、防衛省において、必要に応じて合衆国政府の協力を求めるなどして、今後、次の点に留意して、より一層適切なFMS調達の実施に取り組むことが重要である。

(1) FMSを含めた防衛装備品等の調達全般の状況

防衛装備品の特性に応じて調達方法を適切に選定するとともに、調達方法の選定を含む防衛装備品の選定過程について、十分な透明性を確保し、適切に説明責任を果たしていくこと

(2) FMSによる防衛装備品等の調達の契約方法、契約手続、調達価格の設定等の状況

ア 陸上、航空両自衛隊は、将来の防衛装備品の配備規模の縮小に備えて、適時にFMSO Iのケースの終結等を行えるよう、あらかじめFMSO Iのケースの終結等に係る手続について検討すること

イ FMS調達に係る契約額の増加に伴って、手数料の負担額も増加することに鑑み、契約管理費の減免を受けることによりFMS調達に係る契約額を低減する余地がないか検討すること

(3) FMS調達に係る防衛装備品等の受領及び前払金の精算の状況

ア 出荷予定時期を経過しても防衛装備品等が納入されないケースについて、部隊等の運用に支障を来さないよう、出荷促進を行うなど合衆国政府と引き続き調整を行うこと

イ 未精算額が多額となっている未納入ケース、未精算額が多額となっている精算未完了ケース及び防衛装備品等の納入の完了から長期にわたり精算が未完了となっているケースについて、ケースごとに精算等が遅延している理由を分析するなどした上で、合衆国政府に計算書の送付を促進したり、防衛装備品等の受領に応じた提供の確認を行ったりするなどして、引き続き未精算額を減少させるよう努めること

ウ FMSにより調達した防衛装備品について、速やかに物品管理簿に記録し、適切に管理すること

エ FMSに係る前払金や返済金の管理を適時適切に行えるよう、日本に関連する信託基金の勘定やその残高を十分に把握した上で、必要に応じて速やかに合衆国政府に対して返済請求を行うこと

(4) 防衛省における FMS 調達改善に向けた取組の状況

合衆国政府との協議等を通じて FMS 調達の改善に向けた取組を引き続き推進するとともに、装備庁は、新精算方式による精算が着実に実施されるよう合衆国政府に対して引き続き精算促進を行うこと

本院としては、FMS による防衛装備品等の調達が適切に行われているかについて、多角的な観点から今後も引き続き検査していくこととする。

第3節 特定検査対象に関する検査状況

第1 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について

検査の対象とした決算	平成12年度から30年度までの一般会計の決算
医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費の概要	国の一般会計において、医療保険及び介護保険の給付のために、地方公共団体等の事業主体等への交付等に要する経費として、主要経費別分類の「社会保障関係費」に分類されているもの
医療保険に係る社会保障関係費の額	9.7兆円(平成30年度)
介護保険に係る社会保障関係費の額	2.8兆円(平成30年度)

<構成>

1 国の財政健全化への取組等と社会保障のうち医療保険、介護保険等の概要(774ページ)
(1) 国の財政健全化への取組等の概要(774ページ)
(2) 社会保障の基本的な財政の仕組み等(776ページ)
(3) 医療保険及び介護保険の概要(779ページ)
ア 医療保険の概要(779ページ)
イ 介護保険の概要(780ページ)
2 検査の観点、着眼点、対象及び方法(782ページ)
3 検査の状況(783ページ)
(1) 医療保険及び介護保険の動向(783ページ)
ア 医療保険及び介護保険の給付の動向(783ページ)
イ 医療保険及び介護保険の負担の動向(787ページ)
(2) 国の財政健全化に与える影響(790ページ)
ア 医療保険及び介護保険の給付に係る取組(790ページ)
イ 医療保険及び介護保険の負担に係る取組(798ページ)
ウ 給付と負担に関する改革項目の進捗状況等(808ページ)
4 本院の所見(813ページ)

1 国の財政健全化への取組等と社会保障のうち医療保険、介護保険等の概要

(1) 国の財政健全化への取組等の概要

政府は、いわゆるバブル経済の崩壊後、厳しい経済状況が続いて、公債の残高が累増している中、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」を閣議決定し、これに盛り込まれた28年度以降5年間の「経済・財政再生計画」において、財政健全化の目標を

定めるとともに、社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、国民皆保険・皆年金の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行うなどとしている。

そして、「経済・財政再生計画」の初年度である28年度から本格的な改革に取り組むこととしており、計画期間の当初3年間(28年度から30年度まで)を集中改革期間と位置付け、経済・財政一体改革を集中的に進めるとしている。また、同計画に基づく改革工程表に掲げられた改革項目については、各年度における具体的な取組である改革工程等を定めていて、毎年度、経済・財政一体改革推進委員会においてその進捗状況の評価・点検を行うことなどとしており、28年12月に「経済・財政再生計画改革工程表2016改定版」及び進捗整理表を、29年12月に「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(以下「改革工程表2017」という。)及び進捗整理表をそれぞれ取りまとめている。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」において、2025年度(令和7年度)の国・地方を合わせたプライマリー・バランス^(注1)(以下「国・地方PB」という。)の黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比^(注2)の安定的な引下げを目指すことを堅持するという新たな財政健全化目標を定めるとともに、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護のサービス供給体制の適正化・効率化等に取り組むことが不可欠であるとし、2019年度(令和元年度)から2021年度(令和3年度)までを基盤強化期間と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うとしている。そして、主要分野ごとの重要課題への対応、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を通して、目標の確実な達成につなげていくなどとして、平成30年12月に、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(以下「改革工程表2018」という。)を策定している。

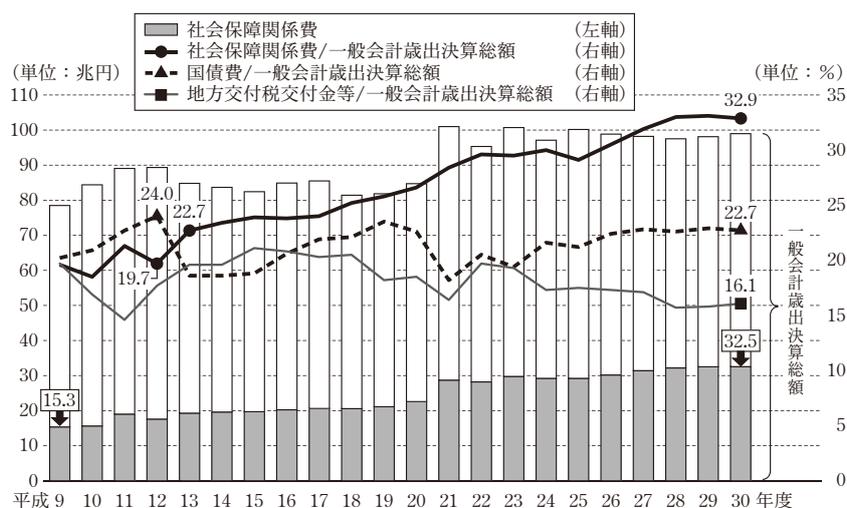
これらの取組の一方、内閣府が財政健全化の目標の達成状況の検証等に資するために作成している「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月31日公表)では、29年度の国・地方PBはマイナス12.1兆円、債務残高対GDP比は188.9%となっており、我が国の財政は依然として厳しい状況が続いている。

そして、政府が「財政構造改革元年」と位置付けた9年度から30年度までの一般会計における主要経費別分類の社会保障関係費の決算額の推移についてみると、図表1のとおり、増加傾向となっていて、30年度は32.5兆円となっている。また、社会保障関係費の一般会計歳出決算総額に占める割合は、13年度以降、国債費、地方交付税交付金等といった主要経費の中で最も高くなり、他の主要経費の同割合は増減している中、上昇傾向となっていて、30年度においては32.9%となっている。

(注1) プライマリー・バランス 内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇業者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。基礎的財政収支とも称される。

(注2) 債務残高対GDP比 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)を名目GDPで除したものの、「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月31日公表)では「公債等残高対名目GDP比」である。

図表1 一般会計歳出決算総額における社会保障関係費の推移



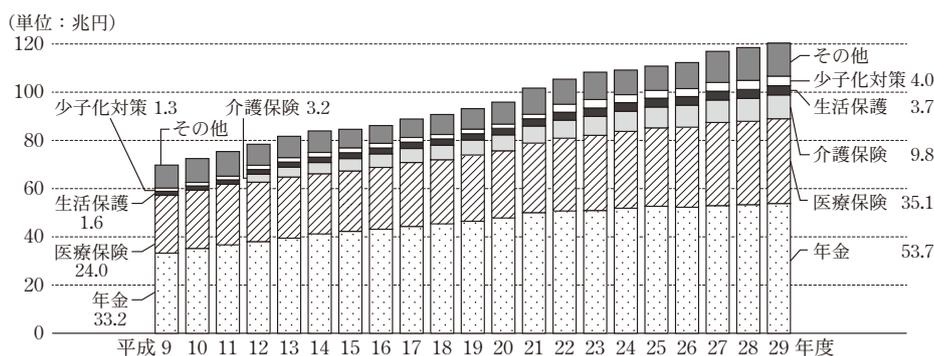
(2) 社会保障の基本的な財政の仕組み等

社会保障制度には、年金、医療保険及び介護保険のように被保険者及び事業主が拠出する保険料を主たる財源とする社会保険方式を基本としつつ、国及び地方公共団体が一部を負担しているものと、生活保護のように租税を財源とする税方式となっているものなどがある。各社会保障制度における社会保障給付費について、9年度から29年度までの推移をみると、図表2のとおり、各制度ともそれぞれ増加傾向となっていて、年金、医療保険及び介護保険は29年度にそれぞれ53.7兆円、35.1兆円、9.8兆円となっている。

(注3) 社会保障給付費は、国立社会保障・人口問題研究所が毎年公表している社会保障費用統計の社会保障給付費収支表の分類を基に、本院が次の(ア)から(オ)までのとおり集計等を行ったものである。

- (ア) 年金 社会保障給付費収支表の年金のうち国民年金、厚生年金保険、地方公務員等共済組合、国家公務員共済組合、厚生年金基金、船員保険、存続組合等、旧令共済組合等及び日本私立学校振興・共済事業団に係るもの
- (イ) 医療保険 社会保障給付費収支表の医療のうち健康保険(全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険)、国民健康保険、後期高齢者医療制度、老人保健、船員保険、旧令共済組合等、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合に係るもの
- (ウ) 介護保険 社会保障給付費収支表の介護対策のうち介護保険に係るもの
- (エ) 生活保護 社会保障給付費収支表の生活保護に係るもの
- (オ) 少子化対策 社会保障給付費収支表の児童手当のうち地域子ども・子育て支援事業費等を除くもの並びに社会福祉のうち子どものための教育・保育給付費負担金及び児童保護費負担金に係るもの

図表2 社会保障給付費の区分別の推移



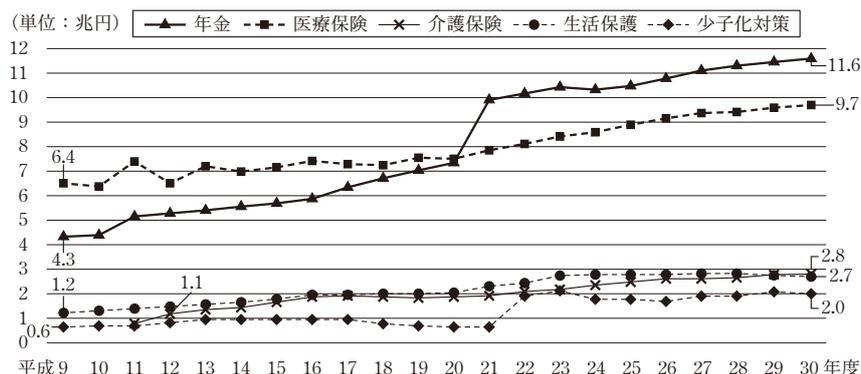
(注) 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」等を基に、本院が作成した。

そして、各制度の社会保障給付費に対するそれぞれの国庫負担分である社会保障関係費^(注4)の決算額について、9年度から30年度までの推移をみると、図表3のとおり、各制度とも増加傾向となっていて、年金、医療保険及び介護保険は30年度にそれぞれ11.6兆円、9.7兆円、2.8兆円となっている。

(注4) 各制度の社会保障関係費は、平成30年度の一般会計の主要経費別分類を基に、本院が次の(ア)から(オ)までのとおり集計等を行い、29年度以前については当該科目の内容と同様のものについて集計等を行った。

- (ア) 年金 主要経費別分類の「年金給付費」に分類されるものであって、年金の給付の財源となる歳出科目
- (イ) 医療保険 主要経費別分類の「医療給付費」に分類されるものであって、医療保険の給付の財源となる歳出科目
- (ウ) 介護保険 主要経費別分類の「介護給付費」に分類されるものであって、介護保険の給付の財源となる歳出科目
- (エ) 生活保護 主要経費別分類の「医療給付費」「介護給付費」及び「生活扶助等社会福祉費」に分類されるものであって、生活扶助、医療扶助、介護扶助等の扶助の財源となる歳出科目
- (オ) 少子化対策 主要経費別分類の「少子化対策費」に分類されるものであって、「児童手当年金特別会計へ繰入」「子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入」及び「児童保護費負担金」の3科目

図表3 社会保障関係費の決算額の制度別の推移



注(1) 本院が制度別に集計等を行った科目については、平成30年度は次の(ア)から(オ)までのとおりであり、29年度以前は当該科目の内容と同様のものである。

- (ア)年金：年金特別会計へ繰入、基礎年金年金特別会計へ繰入 等
- (イ)医療保険：全国健康保険協会保険給付費等補助金、国民健康保険療養給付費等負担金、後期高齢者医療給付費等負担金、後期高齢者医療財政調整交付金 等
- (ウ)介護保険：介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金負担金、全国健康保険協会介護納付金補助金、地域支援事業交付金 等
- (エ)生活保護：生活扶助費等負担金、医療扶助費等負担金、介護扶助費等負担金
- (オ)少子化対策：児童手当年金特別会計へ繰入、子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入、児童保護費負担金

注(2) 介護保険における平成11年度の決算額は、介護保険制度を12年度から導入するに当たり、その円滑な実施を図ることを目的として、保険者である市町村が基金を設置するための資金を、11年度限りの特例として国が交付したものである。

そして、年金、医療保険及び介護保険については、前記のとおり社会保険方式を基本としており、給付と負担のバランスを図りつつ、これらの制度の持続可能性を確保していくことが必要となる。年金制度については、持続可能な制度を構築するために、16年に制定された国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)に基づき、国民年金及び厚生年金保険について、基礎年金に対する国庫負担割合を引き上げ、今後の保険料の水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みを導入しており、財務省の資料によれば、年金分野の給付はGDPの伸びと同程度の伸びで増加するとされている。一方、医療保険及び介護保険については、財務省の資料によれば、医療・介護分野の給付はGDPの伸びを大きく上回って増加するとされており、医療保険及び介護保険を含めた社会保障制度について、受益と負担の均衡が取れた制度を一刻も早く構築していく必要があるとされている。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月閣議決定)において、社会保障分野の改革の取組として、給付と負担の見直しも含めた改革工程表の進捗を十分に検証しながら、改革を着実に推進するなどとしており、医療については、令和2年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめるとし、介護については必要な法改正も視野に元年末までに結論を得るとしている。

(3) 医療保険及び介護保険の概要

ア 医療保険の概要

医療保険制度は、疾病、負傷等に関して保険給付を行うものであり、企業により組織された健康保険組合、健康保険組合の設立が困難である中小・小規模事業所の従業員等を対象とする全国健康保険協会、国家公務員等を対象とする共済組合からなる被用者保険と、被用者保険に加入していない者を対象とする国民健康保険とがある。また、高齢者医療を社会全体で支える観点に立って、75歳以上の高齢者(以下「後期高齢者」という。)を対象とする後期高齢者医療制度(平成20年3月以前は老人保健制度)が設けられている。

医療保険制度のうち、全国健康保険協会管掌健康保険(20年9月以前は政府管掌健康保険。以下「協会けんぽ」という。)、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。20年3月以前は老人保健法。以下「高齢者医療確保法」という。)等に基づき、それぞれ国が医療費の財源の一定割合を負担している。一方、健康保険組合管掌健康保険(以下「組合健保」という。)は、医療費の財源を保険料等で賄っており、国が当該医療費に係る財源を負担していない。

また、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、高齢者医療確保法等に基づき、65歳から74歳までの高齢者(以下「前期高齢者」という。)の偏在(7割以上が国民健康保険の被保険者)による保険者間の負担の不均衡を調整するために、主として国民健康保険の保険者に対して前期高齢者交付金を交付しており、その費用に充てるために、協会けんぽ、組合健保等の各保険者から前期高齢者納付金を徴収している。そして、後期高齢者医療制度においては、高齢者医療確保法等に基づき、支払基金は、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付しており、その費用に充てるために、協会けんぽ、国民健康保険等の各保険者から後期高齢者支援金を徴収している。また、国は後期高齢者支援金等に要する費用の一定割合を負担している。

医療保険制度については、急速な高齢化の進展、医療の技術の進歩等、医療を取り巻く環境が大きく変化してきており、医療保険財政の厳しい状況が続いている中で、今後も持続可能な医療保険制度を維持し、将来にわたり国民皆保険を守っていくために、様々な改革が行われてきており、図表4のとおり、政府は15年に被用者保険の本人負担を国民健康保険と同様の3割に統一したり、18年に現役並み所得の70歳以上被保険者等の本人負担を3割に変更したりなどしている。

図表4 医療保険に関する主な改革

年月	根拠法等	主な改革の内容		
		協会けんぽ (平成20年9月までは、 政府管掌健康保険)	国民健康保険	後期高齢者医療制度 (20年3月までは、 老人保健制度)
平成14年8月	健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)	被用者保険の本人3割負担の導入等(15年4月施行)	—	老人医療の対象年齢を70歳以上から75歳以上に、公費負担の割合を3割から5割に5年間で段階的に引上げ(14年10月施行)
17年11月	国庫補助負担金の改革	—	国民健康保険に都道府県財政調整交付金を導入し、定率国庫負担割合を引下げ	—
18年6月	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)	現役並み所得の70歳以上被保険者等の本人3割負担の導入(18年10月施行) 70～74歳の高齢者の自己負担の見直し(1割→2割、特例措置により26年3月末までに70歳に達している者は1割に据置き)(20年4月施行)	—	現役並み所得の70歳以上被保険者等の本人3割負担の導入等(18年10月施行)
20年4月	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)改正	—	退職者医療制度の廃止	後期高齢者医療制度創設、従来の高齢者医療制度である老人保健制度は廃止
22年5月	医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)	全国健康保険協会の財政状況に対応する措置(国庫補助割合の16.4%への引上げ、後期高齢者支援金の3分の1部分の総報酬割の導入(3年間))(22年7月施行)	—	—
25年12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)	社会保障4分野(年金、医療、介護及び少子化対策)において講ずべき改革の検討項目、改革の実施時期等を規定 改革推進体制の整備等		
26年6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)	都道府県が「地域医療構想」策定、具体的対応方針の速やかな策定に向けた取組(27年4月施行)		
27年5月	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)	後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入(29年4月施行)	国民健康保険への財政支援の拡充、国民健康保険の財政運営責任等の都道府県移行(30年4月施行)	—

(注) 「年月」欄は、根拠法等の制定年月で整理している。

また、政府は、医療機関や薬局が診療行為等の対価として患者・保険者から受け取る報酬(以下「診療報酬」という。)を定期的に改定(以下「診療報酬改定」という。)し、医療を取り巻く諸課題に対応している。診療報酬は、医師の人件費等である診療報酬本体と薬及び材料の価格である薬価等からなっており、診療報酬本体については、2年に1度、改定が行われている。薬価等については、30年度までは2年に1度の改定となっていたが、市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するために、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(平成28年12月20日内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣決定)に基づき、令和3年度以降、従来の2年に1度の改定の間年度においても薬価調査及び市場実勢価格とのかい離が大きい品目の薬価改定が行われることとなった。

イ 介護保険の概要

介護保険制度は、加齢に伴う疾病等により、常時、介護を要すると見込まれる状態

(以下「要介護状態」という。)になった者に必要な介護サービスを行う介護給付、継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態(以下「要支援状態」という。)になった者(以下「要支援者」という。)に必要な介護サービスを行う予防給付及び被保険者が要介護状態等になることの予防等を行う地域支援事業を行うものであり、地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業^(注5)(以下「総合事業」という。)、包括的支援事業^(注6)及び任意事業^(注7)により構成されている。そして、介護給付及び予防給付に係る費用(以下「介護給付費」という。)並びに地域支援事業に係る費用(以下「地域支援事業費」といい、介護給付費と地域支援事業費を合わせて「介護給付費等」という。)に対して、介護保険法(平成9年法律第123号)等に基づき、国が財源の一定割合を負担している。

介護保険の被保険者は、保険者である当該市町村等の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)であり、第2号被保険者が加入している協会けんぽ、国民健康保険等の各医療保険者は、支払基金が市町村に対して交付する介護給付費交付金の費用に充てるための介護納付金を支払基金に対して納付することとなっており、国は介護納付金に要する費用の一定割合を負担している。

介護保険制度についても、平成12年4月の創設以降、高齢者の自立支援と要介護状態等の重度化防止及び制度の持続可能性の確保のために、様々な改革が行われてきており、図表5のとおり、政府は、18年に地域支援事業を創設したり、24年に在宅サービスの充実等の地域包括ケアシステム^(注8)の実現に向けた取組の推進を行ったりなどしている。

(注5) 介護予防・日常生活支援総合事業 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもので、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業から成る。

(注6) 包括的支援事業 総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために実施するもので、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運営に関する事業及び地域ケア会議を開催する事業から成る。

(注7) 任意事業 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図ることなどを目的としたもので、介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業及びその他の事業から成る。

(注8) 地域包括ケアシステム 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

図表5 介護保険に関する主な改革

年月	根拠法	主な改革の内容
平成 9年12月	介護保険法(平成9年法律第123号)	介護保険法制定 介護保険制度創設(12年4月施行)
17年6月	介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)	施設入所者等の食費・居住費を介護給付の対象外とし、所得の低い利用者向けに特定入所者介護(予防)サービス費を創設(17年10月施行) 地域支援事業の創設(18年4月施行)
18年3月	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成18年法律第20号)	施設等給付に対する国庫負担割合を25%から20%に引下げ(18年4月施行)
23年6月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)	地域包括ケアシステムの実現に向けた取組の推進(24年4月施行)
25年12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)	社会保障4分野(年金、医療、介護及び少子化対策)において講ずべき改革の検討項目等
26年6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携の推進等)、予防給付の一部(訪問介護及び通所介護)を総合事業に段階的に移行(27年4月施行) 一定以上所得のある利用者の負担割合を2割に引上げ(27年8月施行)
29年6月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)	総報酬割の導入(29年7月施行) 2割負担者のうち現役並みの所得がある利用者の負担割合を3割に引上げ(30年8月施行)

(注) 「年月」欄は、根拠法の制定年月で整理している。

また、政府は、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に支払われるサービス費用(以下「介護報酬」という。)を定期的(3年に1度)又は臨時に改定(以下「介護報酬改定」という。)し、介護給付の適正化に努めている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、平成29年度決算検査報告において、特定検査対象に関する検査状況として「社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について」(以下「29年度報告」という。)を掲げ、社会保障については、人口構造の変化による要因等から国民に対する給付の増加が避けられないこと、制度の持続可能性を確保するためには給付の増加に対応した財源が必要になることなどを踏まえて、政府においては、今後、国民への説明責任の観点から、社会保障改革等の取組が国の財政に与える影響をより分かりやすく示すなどするよう努めつつ、社会保障の給付と負担の在り方等について、国民的な議論の下での検討を行うことなどが重要であり、国民的な議論等を踏まえた上で、財政健全化への取組において、各制度に係る社会保障に係る取組等を引き続き推進していくことが望まれる旨を記述した。

政府は、前記のとおり、「経済・財政再生計画」において財政健全化の目標を定めるなどしているが、29年度の国・地方PBはマイナス12.1兆円、債務残高対GDP比は188.9%となっているなど、依然として厳しい財政状況が続いている。そして、社会保障関係費の一般会計歳出決算総額に占める割合が、13年度以降、主要経費の中で最も高くなり、上昇傾向となっている中、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、医療については2020年度(令和2年度)に給付と負担の在り方を含め総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめるとし、介護については必要な法改正も視野に令和元年末までに結論を得るとしている。

そこで、本院は、昨年次に引き続き社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について検査することとし、元年次の検査においては、社会保障の各制度のうち、医療保険及び介護保険について、有効性等の観点から、高齢化の進展等に伴って医療給付費及び介護給付費並びにこれらに係る国庫負担等の負担が増加する要因はどのようなものか、国の財政健全化への取組における医療保険及び介護保険に係る取組の状況等はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、介護保険が創設された平成12年度から30年度までの国の一般会計の決算額を対象として分析するとともに、内閣府本府、総務本省、財務本省及び厚生労働本省において社会保障に係る各種統計資料等を確認したり、関係部局から考え方を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

(1) 医療保険及び介護保険の動向

ア 医療保険及び介護保険の給付の動向

(ア) 医療保険

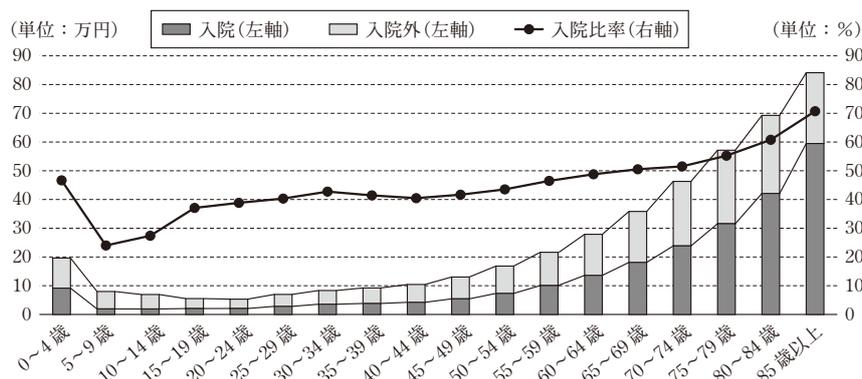
医療保険については、前記のとおり、健康保険法等により国が財源の一定割合を負担することとされていることから、医療費が増加すると国庫負担も増加することとなる。

そして、29年度報告において、医療保険に係る社会保障関係費は、主として、高齢者人口の増加に伴い増加していると考えられ、後期高齢者の人口が今後も伸びる場合は、一人当たりの国庫負担が高額な後期高齢者医療制度の被保険者が増加することとなることから、これに伴って医療保険に係る社会保障関係費は今後も増加傾向となることが見込まれる旨を記述したところである。

人口一人当たり医療費について、医療費の7割を占める^(注9)医科診療における医療費(以下「医科診療医療費」という。)に着目して、年齢階層別及び入院、入院外別にみると、図表6のとおり、19歳以下の年齢階層では、0歳以上4歳以下の年齢階層において、入院、入院外共に5歳以上の年齢階層より多額となっており、その後年齢階層が高くなるにつれて少額となっている。そして、20歳以上の年齢階層においては、入院、入院外共に年齢階層が高くなるにつれて多額となっている。また、一人当たり医科診療医療費に占める入院の比率は、5歳以上の年齢階層において年齢階層の上昇とともに高くなっていて、後期高齢者では更に高くなっていて。

(注9) 医科 内科、外科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科等の総称

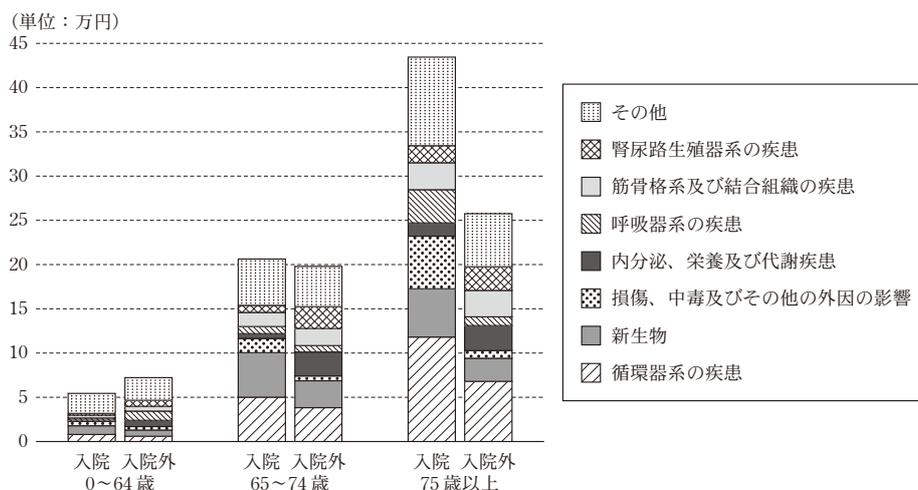
図表6 年齢階層別の一人当たり医科診療医療費



(注) 厚生労働省「国民医療費」(平成29年度)を基に、本院が作成した。

また、年齢階層別の一人当たり医科診療医療費について、入院、入院外別に傷病分類内訳をみると、図表7のとおり、65歳以上になると、脳血管疾患、心疾患等の「循環器系の疾患」に係るものが大きく増加しているとともに、入院については、悪性新生物(がん)等の「新生物」に係るものが大きく増加している。また、後期高齢者になると、「循環器系の疾患」に係るものが更に大きく増加し、入院については骨折等の「損傷、中毒及びその他の外因の影響」に係るものが大きく増加している。

図表7 一人当たり医科診療医療費における傷病分類内訳



注(1) 厚生労働省「国民医療費」(平成29年度)及び総務省統計局「人口推計」(平成29年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 「国民医療費」(平成29年度)を基に、入院、入院外及び総数の各区分において、「0~64歳」と「75歳以上」の一人当たり医科診療医療費を比較し、増加額が大きい傷病分類(いずれかの区分で上位5位に入るもの)を表示し、それ以外はその他としてまとめて表示している。

(イ) 介護保険

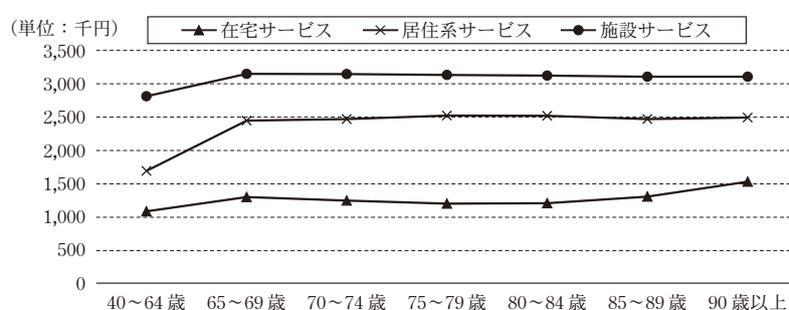
介護保険については、前記のとおり、介護保険法等により国が財源の一定割合を負担することとされていることから、介護給付費等が増加すると国庫負担も増加することとなる。

そして、29年度報告において、介護保険に係る社会保障関係費については、受給者数が増加して介護給付費が増加していることに伴って増加していると考えられ、特

に一人当たり介護給付費が多額となる80歳以上の受給者の増加による影響が大きいと考えられていて、高齢者人口が今後も伸び、受給率が現在と同水準で推移する場合は、受給者が増加することとなって、介護保険に係る社会保障関係費は今後も増加傾向となることが見込まれる旨を記述したところである。

受給者一人当たり介護給付費について、年齢階層別及び在宅、居住系、施設の各サービス別に比較してみると、図表8のとおり、全ての年齢階層において、居住系、施設両サービスは在宅サービスと比べて多額となっており(なお、65歳以上では在宅、居住系、施設各サービスのそれぞれの一人当たり介護給付費に年齢階層による大きな差は見受けられない。)、また、年齢階層別の受給者数についてサービス別にみると、図表9のとおり、一人当たり介護給付費が多額となっている居住系、施設両サービスの受給者数の全体に占める割合が、年齢階層が高くなるにつれて高くなっている。

図表8 年齢階層別サービス別一人当たり介護給付費



注(1) 厚生労働省「介護給付費等実態調査」(平成29年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 在宅サービスとして整理した介護サービスは次のとおりである。

- ・介護給付のうち、居宅介護支援、居宅介護サービス(特定施設入居者生活介護、特定福祉用具販売、居宅介護住宅改修を除く。)、地域密着型サービス(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)
- ・予防給付のうち、介護予防支援、介護予防サービス(介護予防特定施設入居者生活介護、特定介護予防福祉用具販売、介護予防住宅改修を除く。)、地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)

居住系サービスとして整理した介護サービスは次のとおりである。

- ・介護給付のうち、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護
- ・予防給付のうち、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

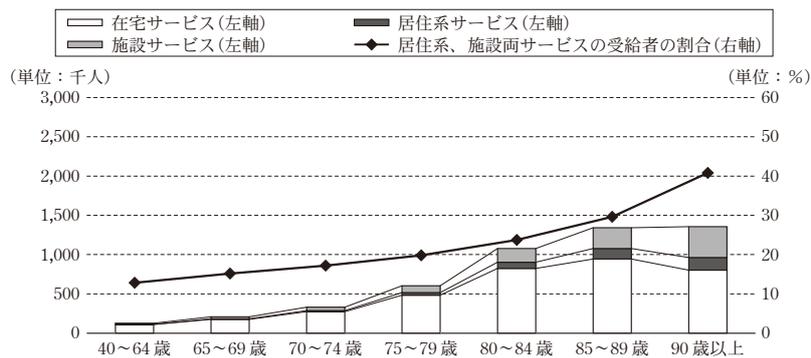
施設サービスとして整理した介護サービスは、介護給付のうち、施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護である。

注(3) 在宅、居住系、施設の各サービス別一人当たり介護給付費についてはサービス別介護給付費をサービス別受給者数でそれぞれ除して算出している。

注(4) 厚生労働省「介護給付費等実態調査」の介護サービスの年間累計受給者数は、各月の受給者数を合計していることから、受給者数は、年間累計受給者数を12(月)で除して算出している。

注(5) 在宅サービスの介護給付費については、全サービスの介護給付費から居住系、施設両サービスの介護給付費を差し引いて算出している。また、在宅サービスの受給者数については、全サービスの受給者数から居住系、施設両サービスの受給者数を差し引いて算出している。

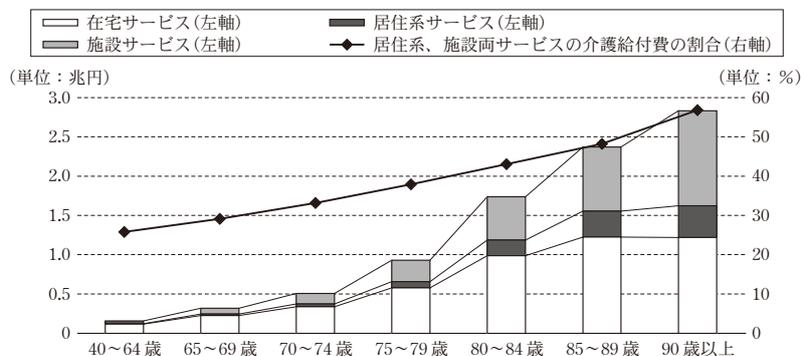
図表9 年齢階層別及びサービス別受給者数等



(注) 厚生労働省「介護給付費等実態調査」(平成29年度)を基に、本院が作成した。

そして、29年度における介護給付費について、年齢階層別及びサービス別にみると、図表10のとおり、介護給付費に占める居住系、施設両サービスの割合は年齢階層が高くなるにつれて高くなっている。

図表10 年齢階層別及びサービス別介護給付費等



(注) 厚生労働省「介護給付費等実態調査」(平成29年度)を基に、本院が作成した。

(ウ) 将来見通しにおける医療給付費及び介護給付費

医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費については、前記のとおり、高齢化等の影響により増加していて、今後も増加することが見込まれており、財政健全化への影響も大きいことが想定される。

30年3月の経済財政諮問会議において有識者議員が提出した「人口減少・高齢化の進展する中での持続可能な経済財政の構築に向けて～中長期展望と政策対応～」において、医療給付費及び介護給付費は2022年(令和4年)から2025年(令和7年)にかけて団塊の世代が後期高齢者になっていくことで増加が見込まれ、現役人口が急速に減少する一方で高齢者数がピークを迎える2040年(令和22年)頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有することが重要であり、政府は議論の素材となる社会保障の将来推計を早急に示すべきとされている。政府は、これを受けて、平成30年5月に「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(以下「将来見通し」という。)を公表しており令和7、22両年度における医療給付費、介護給付費等の推計値を示している。そして、将来見通しによれば、22年度の医療給付費及び介護給付費については、図表11のとおり、医療給付費は66.7兆円又は68.5兆円(対GDP比8.4%又は8.7%)となって、平成30年度の39.2兆円(同7.0%)に対して1.7倍になることが見込まれていて、介護給付費は25.8兆円(同3.3%)となって、30年度の10.7兆円(同1.9%)に対して2.4倍になることが見込まれている。

図表11 将来見通しにおける医療給付費及び介護給付費 (単位：兆円、%)

区分	平成30年度(2018年度)	令和7年度(2025年度)	令和22年度(2040年度)
医療給付費	39.2	47.4 又は 47.8	66.7 又は 68.5
対GDP比	7.0	7.3 又は 7.4	8.4 又は 8.7
介護給付費	10.7	15.3	25.8
対GDP比	1.9	2.4	3.3
(参考)名目GDP	564.3	645.6	790.6

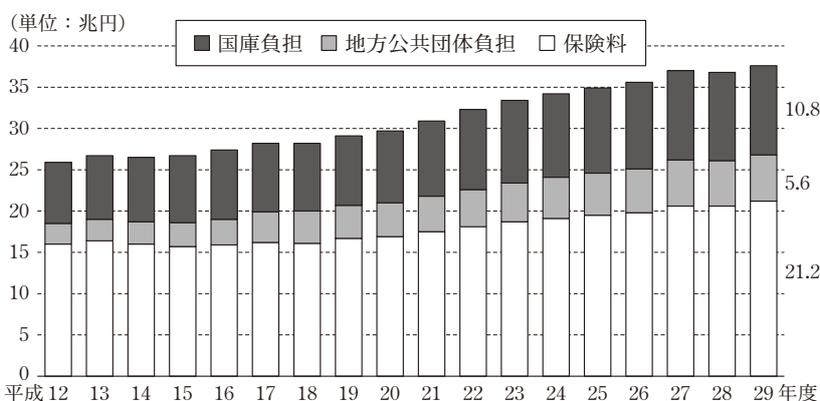
注(1) 内閣官房、内閣府、財務省及び厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」を基に、本院が作成した。

注(2) 経済前提としてベースラインケースと成長実現ケースがあり、医療給付費については地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護給付費については第7期介護保険事業計画を基礎とした計画ベースと、医療及び介護サービスの足元の利用状況を基に機械的に計算した現状投影がある。本図表では、ベースラインケースかつ計画ベースの推計値を記載している。また、医療給付費については、単価の伸び率について、経済成長率を用いたものと賃金上昇率及び物価上昇率を用いたものの2通りの仮定を置いて推計している。

イ 医療保険及び介護保険の負担の動向

医療保険及び介護保険の負担について、「国庫負担」「地方公共団体負担」「保険料」等の財源別に区分して、それぞれの区分の12年度から29年度までの推移についてみると、図表12及び図表13のとおり、医療保険及び介護保険共に全ての区分で増加傾向となっている。

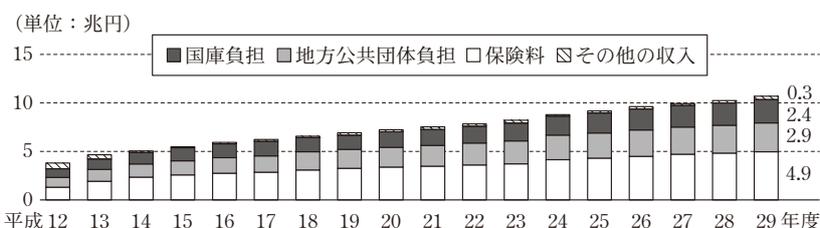
図表12 医療保険の財源別の推移



注(1) 厚生労働省「国民医療費」(平成29年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 図表は、「国民医療費」の財源のうち患者負担を除いたものを示しており、「国民医療費」には、医療保険の対象となる医療給付費だけでなく、生活保護の医療扶助費等も含んでいる。

図表13 介護保険の財源別の推移



注(1) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(平成12年度～29年度)」を基に、本院が作成した。

注(2) 「その他の収入」は、繰越金、諸収入等である。

社会保障関係費に充てる財源としては、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき社会保障の安定財源を確保するために目的税化された消費税があり、政府は、社会保障・

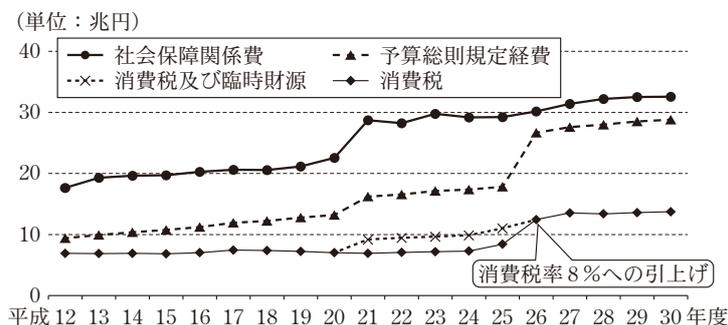
税一体改革の一環として、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)等に基づき、26年度以降の消費税率(地方消費税分を含む。以下同じ。)の引上げに伴う消費税及び地方消費税の増収分(30年度は8.4兆円)を用いて、①基礎年金国庫負担割合2分の1(同3.2兆円)、②社会保障の充実(同1.35兆円)、③消費税率引上げに伴う社会保障4経費^(注10)の増(同0.39兆円)、④後代への負担のつけ回しの軽減(同3.4兆円)の4項目の社会保障の充実・安定化に取り組むこととしている。そして、このうち④については、消費税の増収分を既存の社会保障関係費に充てることにより公債発行額が縮減されることとなる。

消費税率については、令和元年10月に従来の8%から10%に2ポイント引き上げられ、これに相当する消費税及び地方消費税の増収分(5兆円強)については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」によれば、従来、5分の1を社会保障の充実に使い、残り5分の4を財政再建に使うこととしていた使い道が見直され、「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等」と「財政再建(後代への負担のつけ回しの軽減及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増)」とに、それぞれおおむね半分ずつ充てることとされている。そして、上記の「経済財政運営と改革の基本方針2018」によれば、この見直しなどにより、「PBの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020年度のPB黒字化目標の達成は困難となった」とされ、新たな財政健全化目標として、国・地方PBについては2025年度(令和7年度)の黒字化を目指すこととされている。

また、消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は毎年度の予算総則に規定されている(以下、この経費を「予算総則規定経費」という。)。社会保障関係費の全てが予算総則規定経費に該当することとはなっていないが、社会保障関係費と消費税等の平成12年度から30年度までの決算額の推移についてみると、図表14のとおり、社会保障関係費が増加傾向にある一方で、消費税の収入は26年度の消費税率の引上げの影響を除き安定的に推移している。

(注10) 社会保障4経費 制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

図表14 社会保障関係費と消費税及び臨時財源の状況

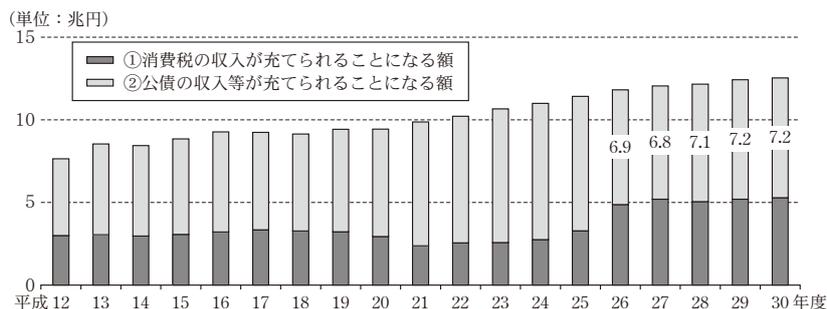


注(1) 消費税のうち地方交付税交付金の財源に充てられる額は除いて計算している。
 注(2) 予算総則規定経費には、年金特例公債に係る償還費等を含めて計算している。
 注(3) 消費税及び臨時財源のうち臨時財源は、平成21年度から23年度までは、財政投融资特別会計から一般会計への繰入れなどのうち国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)附則第14条の2の規定により国庫が負担することとされた額(基礎年金国庫負担割合を3分の1に1000分の32を加えた割合(約36.5%)から2分の1に引き上げるために、各年度において必要な額)に相当する額を、24、25両年度は、年金特例公債による収入額をそれぞれ計上している。

社会保障関係費と消費税の収入との差額については、消費税の収入以外の税収や公債の発行収入金等(以下、これらを「公債の収入等」という。)が充てられることになり、この差額の増加は、国の債務残高を増加させる要因となる。本院が、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費に充てられることになる消費税の収入について、各年度の社会保障関係費全体に対する消費税の収入の比率を各年度の医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費に乗じて、機械的に試算すると、図表15のとおり、公債の収入等が充てられることになる額(図表15の②)は、25年度までは増加傾向にあったが、26年度の消費税率の引上げ等の影響により減少し、その後は再び医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費の増加に伴って増加している。

そして、医療給付費及び介護給付費に対する国庫負担の在り方が現状と同様である場合、前記のとおり、医療給付費及び介護給付費の増加が見込まれていることから、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費も増加することが見込まれ、令和元年10月の消費税率の引上げによって公債の収入等が充てられることになる額は減少することが見込まれるものの、その後消費税の収入がこれまでと同様、安定的に推移するとすれば、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費の増加に合わせて、公債の収入等が充てられることになる額(図表15の②)は今後も増加することが見込まれる。

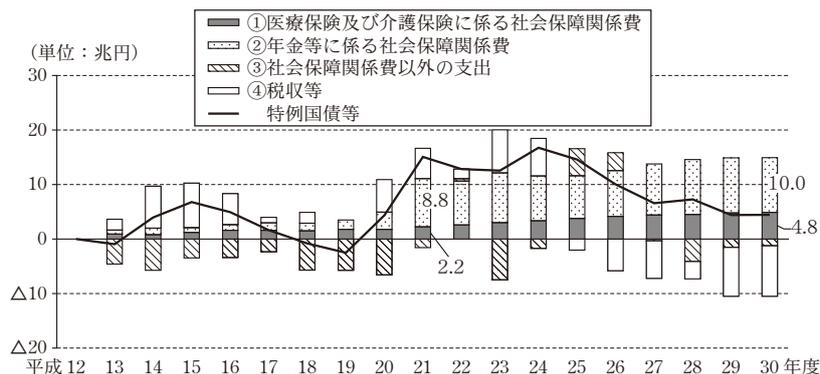
図表15 医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費のうち、消費税の収入が充てられることになる額と、公債の収入等が充てられることになる額の推移(機械的試算)



また、本院が、平成13年度から30年度までの各年度の特例国債の発行による収入額について、12年度を基準とした増加及び減少の要因を、①医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費、②年金等に係る社会保障関係費、③社会保障関係費以外の支出並びに④税収等の増加及び減少により整理してみると、図表16のとおり、①医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費及び②年金等に係る社会保障関係費は、いずれの年度においても12年度より増加しており、特例国債の増加要因となっている。

そして、①医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費及び②年金等に係る社会保障関係費について、基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられた21年度以降の推移についてみると、②年金等に係る社会保障関係費は21年度の8.8兆円から30年度の10.0兆円と1.1倍に緩やかに増加しているのに対し、①医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費は21年度の2.2兆円から30年度の4.8兆円と2.1倍に大幅に増加している。

図表16 特例国債の発行による収入額の平成12年度を基準とした増加及び減少の要因



(2) 国の財政健全化に与える影響

ア 医療保険及び介護保険の給付に係る取組

(ア) 医療保険及び介護保険の対象範囲の見直し等

a 市場拡大再算定の特例、医療保険の対象範囲の見直し等

医療保険においては、健康保険法、高齢者医療確保法等に基づき、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号)等に診療報酬点数、薬価等が記載されており(以下、これらの告示に記載されることを「保険収載」という。)、これにより医療機関等は診療報酬を算定している。

厚生労働省の資料によれば、高齢化による影響を除いた医療費の伸びの半分以上は薬剤費の伸びによる影響とされており、厚生労働省は、薬剤費を抑制するために、①保険収載された高額薬剤等のうち年間販売額が極めて大きい医薬品を対象とする市場拡大再算定の特例^(注11)を新設したり、②保険収載された市販品類似薬等について処方制限を行い医療保険の対象範囲を見直したり、③「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」(平成25年4月厚生労働省)等を策定するなどして保険収載された医薬品^(注12)のうち後発医薬品の使用を促進したりなどしている。

(注11) 市場拡大再算定の特例 保険収載等の日から10年を経過した後の最初の薬価改定を受けていない既収載品であって、次の(ア)又は(イ)に該当する既収載品の薬価について、「薬価算定の基準について」(厚生労働省保険局長通知)に基づき、(ア)は最大50%、(イ)は最大25%それぞれ引き下げること

(ア) 年間販売額が1500億円を超え、基準年間販売額の1.3倍以上となるもの

(イ) 年間販売額が1000億円を超え、基準年間販売額の1.5倍以上となるもの(アを除く。)

(注12) 後発医薬品 新しい有効成分、効能及び効果を有していて、臨床試験等により有効性や安全性が確認されて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づいて厚生労働大臣に承認された医薬品である先発医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果について同一性を有する医薬品

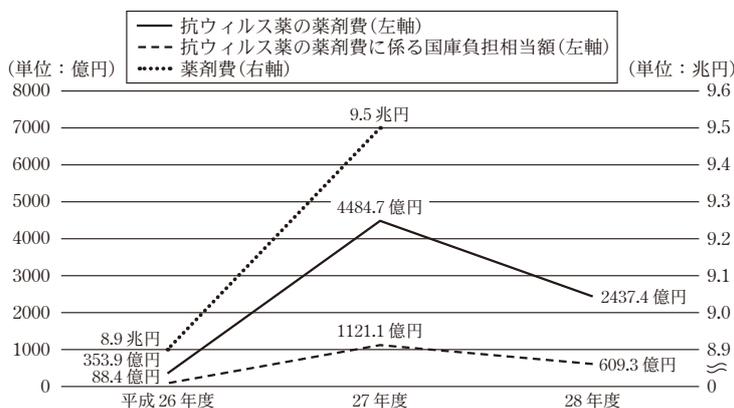
(a) 市場拡大再算定の特例等

近年、保険収載された高額薬剤等の中には、年間販売額が極めて大きくなるなどして市場拡大再算定の特例等の対象となり、薬価が大きく引き下げられたものがあり、これによるなどして医療費が抑制されている。

そこで、市場拡大再算定の特例等の影響をみるために、一例として、財政制度等審議会の資料において、27年度の医療費の伸びに影響を与えたとされる抗ウイルス薬(厚生労働省が費用対効果評価の試行的導入で対象とした市場規模の大きいC型慢性肝炎の5品目の薬剤に限る。)の薬剤費について、NDBオープンデータ^(注13)により26年度から28年度までの推移についてみると、図表17のとおり、27年度には、新しく発売された治療成績の高い高額薬剤について、肝炎医療費助成制度等により患者負担が低く抑えられていたことなどから利用が促進され、前年度より4130億円(国庫負担相当額1032億円)増加している。そして、28年度には、当該薬剤に対して予想を超える需要があったことなどから市場拡大再算定の特例等により薬価が引き下げられたこと、また、既に当該薬剤を服用し効果が発現した者が多かったことなどにより当該薬剤が処方される患者数が減少したことなどから、薬剤費が前年度より2047億円(国庫負担相当額511億円)減少している。

(注13) NDBオープンデータ レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB: National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan)を国民に分かりやすく示した統計資料。平成26年度分以降の情報が公表されている。

図表17 抗ウイルス薬5品目の薬剤費及び抗ウイルス薬5品目の薬剤費に係る国庫負担相当額の推移



注(1) NDBオープンデータ、厚生労働省中央社会保険医療協議会薬価専門部会資料「薬剤費及び推定乖離率の年次推移」を基に、本院が作成した。

注(2) 薬剤費は公表されている平成27年度までをグラフに記載している。

注(3) 国庫負担相当額は国民医療費総額に対する国庫負担の割合が約25%であるため、抗ウイルス薬の薬剤費に25%を乗じて算出した。

(b) 医療保険の対象範囲の見直し

政府は、保険収載された市販品類似薬等の医薬品について、保険給付の適正化の観点から医薬品の処方制限を行うなどして医療保険の対象範囲を見直しており、①24年度の診療報酬改定において、全てのビタミン製剤について、単なる

栄養補給目的での投与は診療報酬の算定の対象としないこと、②26年度の診療報酬改定において、入院中の患者以外の患者に対して、治療目的以外のうがい薬のみを投与された場合について、当該うがい薬に係る処方料等を診療報酬の算定の対象としないこと、③28年度の診療報酬改定において、入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合について、原則として当該超過分に係る薬剤料を診療報酬の算定の対象としないこととしている。

そこで、医薬品の処方制限の影響をみるために、一例として、湿布薬についてNDBオープンデータを用いて、27年度の薬剤費上位5品目を対象に27、28両年度の処方数量及び薬剤費を比較すると、図表18のとおり、28年度の処方数量及び薬剤費は、前年度からそれぞれ5.9億枚(対前年度比マイナス19.3%)、273.8億円(国庫負担相当額68.4億円、対前年度比マイナス24.5%)減少している。なお、薬剤費の減少の要因には、薬価調査に基づく薬価の引下げの影響もあると思料される。

図表18 平成27年度の湿布薬の薬剤費上位5品目の28年度との比較

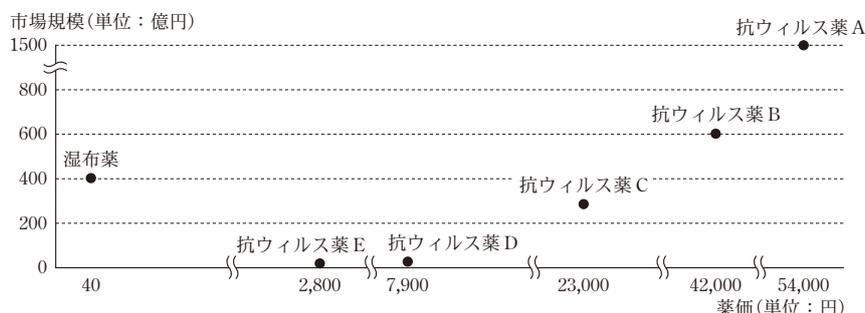
区分	平成27年度 a	28年度 b	b-a	対前年度比
処方数量	30.7億枚	24.8億枚	△5.9億枚	△19.3%
薬剤費	1,117.6億円	843.7億円	△273.8億円	△24.5%
薬剤費に係る 国庫負担相当額	279.4億円	210.9億円	△68.4億円	△24.5%

注(1) NDBオープンデータを基に、本院が作成した。

注(2) 国庫負担相当額は国民医療費総額に対する国庫負担の割合が約25%であるため、湿布薬の薬剤費に25%を乗じて算出した。

そして、上記の湿布薬上位5品目のうち薬剤費が最も高額である1品目と前記の高額薬剤である抗ウイルス薬5品目との28年度の市場規模等についてみると、図表19のとおり、湿布薬の市場規模はいくつかの高額薬剤よりも大きくなっており、湿布薬1品目の薬価は低額であるが国の財政に与える影響は大きくなっている。

図表19 湿布薬1品目及び抗ウイルス薬5品目の平成28年度の市場規模等



(注) NDBオープンデータを基に、本院が作成した。

(c) 後発医薬品の使用促進

政府は、前記のとおり、後発医薬品の使用促進を図っており、後発医薬品の使用割合について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において2017年(平成29年)中に70%以上とする目標を掲げたり、「経済財政運営と改革の基本方針

2017] (平成29年6月閣議決定)において2020年(令和2年)9月までに80%とする目標を掲げたりなどしている。「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた目標の達成状況をみると、厚生労働省が行った平成29年の薬価調査によれば、後発医薬品の使用割合は、29年9月時点で約65.8%とされており、目標である70%には達していなかった。なお、30年の薬価調査によれば、30年9月時点^(注15)で約72.6%となっており、後発医薬品への置換えによる医療費適正効果額(年間推計)は、1兆3987億円とされている。

(注14) 後発医薬品の使用割合 後発医薬品のある先発医薬品の数量と後発医薬品の数量を合算した数量に対する後発医薬品の数量の割合

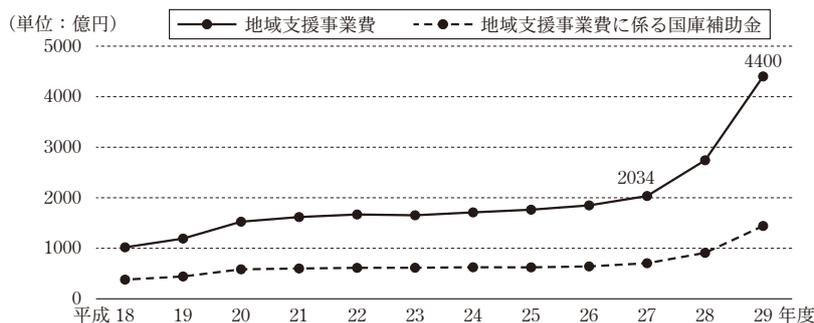
(注15) 後発医薬品への置換えによる医療費適正効果額 取引された全ての後発医薬品等について、個別に対応する先発医薬品が取引された場合を仮想し、仮想の取引額(先発医薬品の薬価ベース)から実際の取引額(後発医薬品等の薬価ベース)を差し引いた額

b 介護保険の対象範囲の見直し

介護保険においては、介護保険法に基づき、介護給付、予防給付等の対象となるサービスの種類が定められており、政府は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)に基づき介護保険法を改正し、27年4月以降、遅くとも29年度末までに、予防給付の対象となるサービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、地域支援事業のうち総合事業に段階的に移行することとしており、予防給付の対象範囲を見直している。そして、厚生労働省は、上記の介護保険法の改正を受けて定めた「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」(平成27年厚生労働省告示第196号)において、総合事業の実施主体である市町村が中心となって、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービスを充実し、在宅生活の安心を図るとともに、住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価のサービスの充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実による要介護・要支援認定に至らない高齢者の増加、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指すとしている。

地域支援事業が創設された18年度から29年度までの地域支援事業費及び地域支援事業費に係る国庫補助金の推移についてみると、図表20のとおり、上記の見直しにより、27年度から29年度にかけて2034億円から4400億円と地域支援事業費の伸びが大きくなっており、これに伴って地域支援事業費に係る国庫補助金も増加傾向となっている。

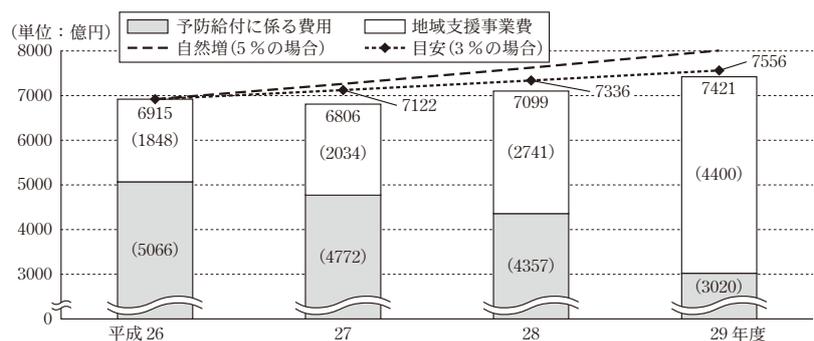
図表20 地域支援事業費及び地域支援事業費に係る国庫補助金の推移



(注) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(平成18年度～29年度)等を基に、本院が作成した。

また、厚生労働省は、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(平成27年6月5日老発0605第5号)において、前記の費用の効率化のイメージを示しており、予防給付及び地域支援事業のうち総合事業に係る費用の伸び率を、現行制度を維持した場合の予防給付の伸び率である自然増予測(5%から6%)から、後期高齢者数の伸び(3%から4%)程度となることを目安として努力するとしている。前記の見直しによる、予防給付に係る費用及び地域支援事業費に対する影響についてみると、図表21のとおり、予防給付に係る費用及び地域支援事業費の実績値は、27年度6806億円(予防給付4772億円、地域支援事業2034億円)、28年度7099億円(同4357億円、同2741億円)、29年度7421億円(同3020億円、同4400億円)となっていて、予防給付に係る費用が減少する一方、地域支援事業費は増加している。そして、26年度を基準として、最も低い目安である3%で伸びると仮定した場合の費用を試算すると、27年度7122億円、28年度7336億円、29年度7556億円となり、各年度とも実績値が目安に基づく試算値を下回っている。

図表21 総合事業へのサービス移行による予防給付に係る費用及び地域支援事業費の伸びに対する影響



注(1) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(平成26年度～29年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 当該見直しによる影響について、総合事業に係る費用で把握することができないことから、地域支援事業費で把握した。

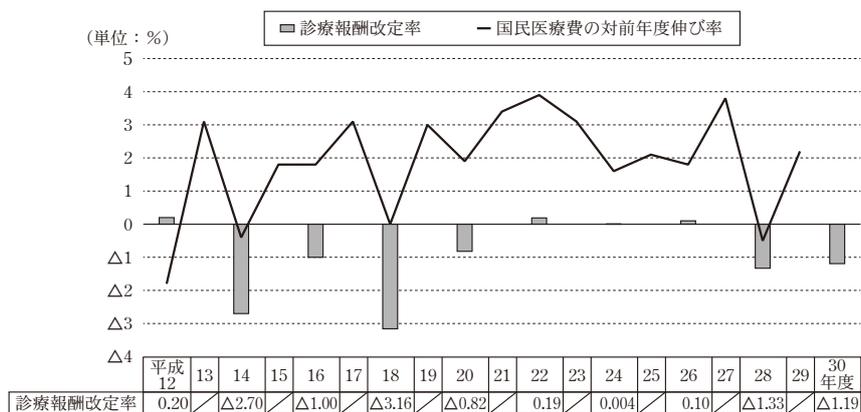
注(3) 平成27年度には介護報酬改定におけるマイナス改定があり、これも27年度に予防給付に係る費用が前年度より減額している要因と考えられる。

(イ) 診療報酬改定及び介護報酬改定

a 診療報酬改定

厚生労働省は、医療費の伸び、保険料等の国民負担、物価・賃金の動向、医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえて診療報酬改定を実施している。12年度から30年度までの診療報酬改定率の推移についてみると、図表22のとおり、診療報酬全体でみると直近2回はマイナス改定となっている。そして、12年度から29年度までの国民医療費の対前年度伸び率についてみると、診療報酬がマイナス改定となっている年度は抑制される傾向にあるものの、国民医療費はおおむね前年度を上回る状況で推移している。

図表22 診療報酬改定率等の推移



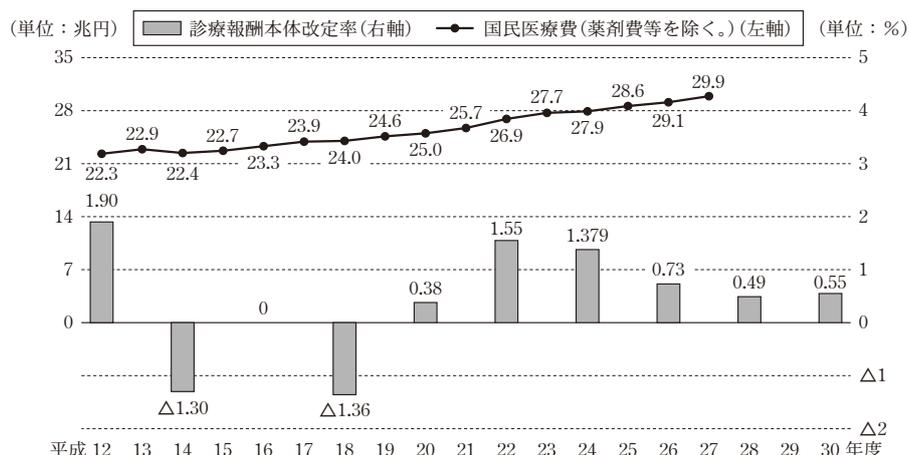
注(1) 厚生労働省「国民医療費」(平成29年度)、「診療報酬改定について」等を基に、本院が作成した。

注(2) 診療報酬改定率は、消費税率の引上げに伴う課税仕入れに係るコスト増への対応分を含んでいる。

注(3) 国民医療費の対前年度伸び率は、公表されている平成29年度までを記載している。

診療報酬改定は、診療報酬本体と薬価等の改定に区分されている。そこで、診療報酬本体と薬価等に分けてそれぞれの改定率の推移についてみると、診療報酬本体については、図表23のとおり、近年、プラス改定となっており、国民医療費(薬剤費等を除く。)は、12年度22.3兆円から27年度29.9兆円と増加傾向となっている。

図表23 診療報酬本体改定率等の推移



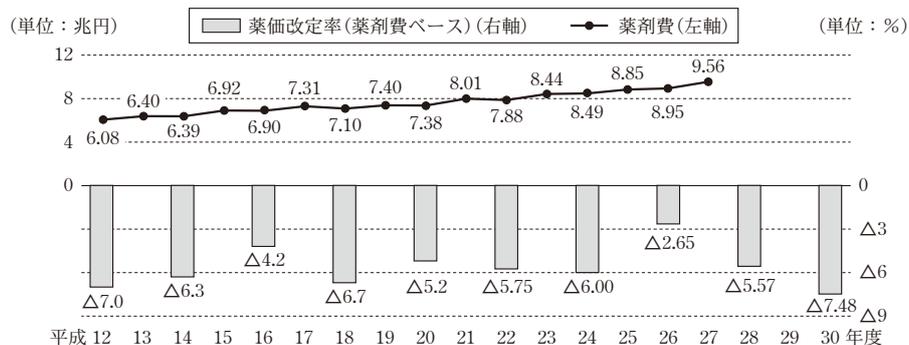
注(1) 厚生労働省「国民医療費」(平成29年度)、「診療報酬改定について」等を基に、本院が作成した。

注(2) 診療報酬本体改定率は、消費税率の引上げに伴う課税仕入れに係るコスト増への対応分を含んでいる。

注(3) 国民医療費(薬剤費等を除く。)は、厚生労働省中央社会保険医療協議会(中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織(医療機関等における消費税負担に関する分科会))資料及び厚生労働省「厚生労働白書」(平成25年版~30年版)に記載された医療機関の費用構造における医薬品及び医療材料の割合を各年度の国民医療費に乗じて得た額を薬剤費等分として国民医療費から差し引いたものであり、公表されている平成27年度までを記載している。

また、薬価については、図表24のとおり、市場実勢価格に合わせるために、近年マイナス改定が続いているものの、薬剤費は12年度6.0兆円から27年度9.5兆円と増加傾向となっている。

図表24 薬価改定率等の推移



注(1) 厚生労働省中央社会保険医療協議会薬価専門部会資料「薬剤費及び推定乖離率の年次推移」等を基に、本院が作成した。

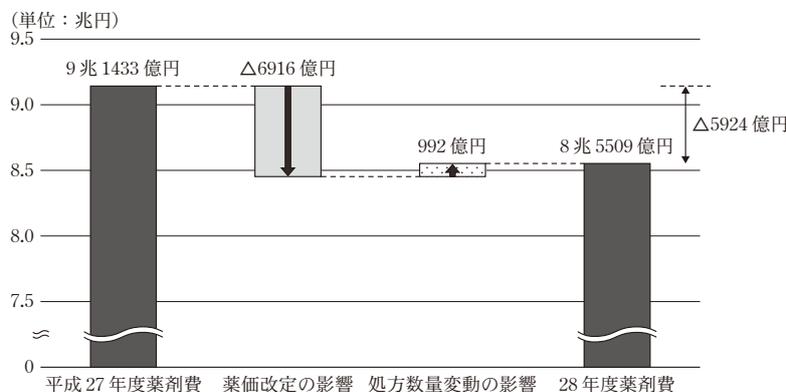
注(2) 薬価改定率は、消費税率の引上げに伴う課税仕入れに係るコスト増への対応分を含んでいる。

注(3) 薬剤費は、公表されている平成27年度までを記載している。

一方、28年度の国民医療費については、厚生労働省の資料によれば、前記の抗ウイルス薬の薬剤費の大幅な減少等により対前年度伸び率がマイナスとなるとされており、これに伴い28年度の薬剤費については前年度より減少すると思料される。この薬剤費の減少について、NDBオープンデータを用いて27、28両年度の処方数量比較が可能な薬剤を対象として、要因別に整理してみると、図表25のとおり

り、28年度の薬剤費は27年度と比較して5924億円減少しており(対前年度比マイナス6.4%)、その要因としては、薬価改定による影響として6916億円減少(同マイナス7.5%)、処方数量の変動による影響として992億円増加していた(同プラス1.0%)。

図表25 平成27年度から28年度の薬剤費の減少の要因分解



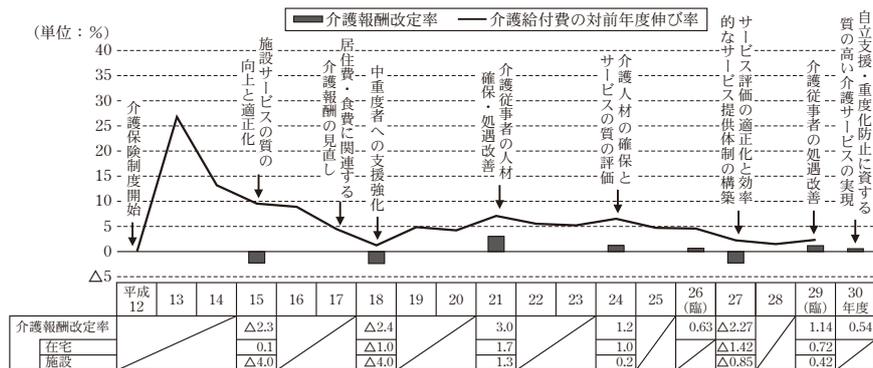
(注) NDB オープンデータを基に、本院が作成した。

b 介護報酬改定

厚生労働省は、介護サービス事業所の経営状況、賃金・物価の動向、保険料等の国民負担や保険財政に与える影響等を踏まえて介護報酬改定を実施している。12年度から30年度までの介護報酬改定率の推移についてみると、図表26のとおり、15、18、27各年度にマイナス改定となっており、主な改定事項は、施設サービスの質の向上と適正化、居住費・食費に関連する介護報酬の見直しや効率的なサービスの提供体制の構築に係るものとなっている一方で、近年は、プラス改定が多くなっており、主な改定事項は、介護従事者の処遇改善、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現等に係るものとなっている。

そして、12年度から29年度までの介護給付費の対前年度伸び率についてみると、介護報酬がマイナス改定となっている年度は抑制される傾向にあるものの、介護給付費は一貫して前年度を上回る状況で推移している。

図表26 介護報酬改定率等の推移



- 注(1) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(平成12年度～29年度)、「介護報酬改定について」等を基に、本院が作成した。
- 注(2) (臨)は、平成26年に消費税率の引上げ(8%)への対応により、29年に介護人材の処遇改善により、それぞれ介護報酬改定を臨時に行ったもの。
- 注(3) 平成15、18両年度は、在宅及び施設でそれぞれ算出していることから、これらを合算しても全体の介護報酬改定率と一致しない。
- 注(4) 平成17年度の介護報酬改定は、18年度の介護報酬改定の一部を前倒して実施したものである。
- 注(5) 介護給付費の対前年度伸び率について、公表されている平成29年度までを記載している。

イ 医療保険及び介護保険の負担に係る取組

(ア) 国庫負担

a 医療保険

医療保険制度のうち、協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、前記のとおり、健康保険法等に基づき、それぞれ国が財源の一定割合を負担している。そこで、国庫負担割合について、12年度から30年度までの推移についてみると、図表27のとおり、協会けんぽについては、21年度まで13.0%であったが、20年度に発生した世界的な金融危機(リーマン・ショック)後の景気悪化により全国健康保険協会に多額の負債が生じたことから、財政基盤を安定させ保険料の大幅な引上げを抑制するために、22年度に16.4%に引き上げられている。国民健康保険については、国から地方への税源移譲の一環として、17年度に都道府県調整交付金が導入されたことに伴い、国庫負担割合が50.0%から17年度に45.0%、18年度に43.0%に引き下げられ、24年度に都道府県調整交付金の負担割合の引上げに伴い更に41.0%に引き下げられている。後期高齢者医療制度については、14年10月の高齢者医療確保法の改正により、14年度から18年度にかけて対象年齢の段階的な引上げが行われており、それと同時に国庫負担割合が13年度の20.0%から18年度の33.3%に段階的に引き上げられている。

図表27 医療保険の国庫負担割合の推移 (単位：%)

区分	年度	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
協会けんぽ		13.0														16.4				
国民健康保険		50.0					45.0	43.0									41.0			
後期高齢者医療制度		20.0	22.6	25.3	28.0	30.6	33.3													

b 介護保険

介護保険については、前記のとおり、介護保険法等に基づき、国が財源の一定割合を負担している。そこで、国庫負担割合について、12年度から30年度までの推移についてみると、図表28のとおり、施設等給付は、「三位一体の改革について」（平成17年11月30日政府・与党合意）において、国庫補助負担金の見直しや税源移譲を実施することとされ、介護保険法が改正されたことから、18年度に20%に引き下げられている。また、地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に係る経費の財源については、国庫負担、地方公共団体負担、第1号保険料を充てることとなっており、第1号被保険者が負担する率が3年おきに改正されることから、国庫負担割合もこの改正に合わせて改正されている。

(注16) 第1号保険料 第1号被保険者から、政令で定める基準等により算定された保険料率により算定された保険料

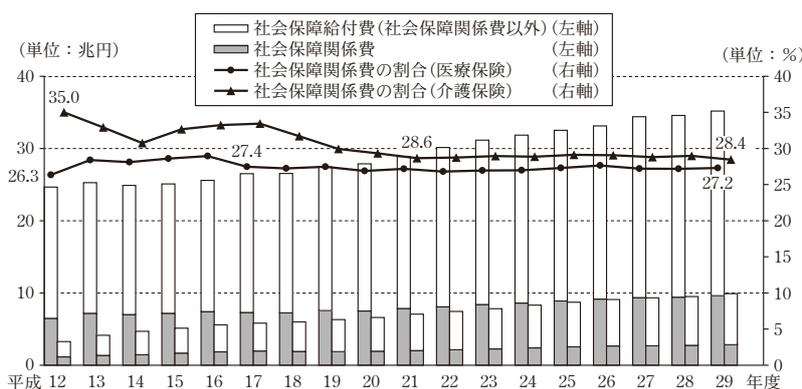
図表28 介護保険の国庫負担割合の推移 (単位：%)

区分	年度		平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	介護給付・介護予防給付(施設等給付を除く。)	25.0																				
施設等給付	25.0							20.0														
地域支援事業	総合事業(注)							25.0														
	包括的支援事業・任意事業							40.5			40.0		39.5		39.0		38.5					

(注) 平成23年度以前は介護予防事業、24年度から26年度までは総合事業及び介護予防事業

そして、医療保険及び介護保険の社会保障給付費に対するそれぞれの国庫負担分である社会保障関係費の割合の推移についてみると、図表29のとおり、医療保険の17年度、介護保険の18年度のように国庫負担割合の改正等を行っている年度に減少しているものの、医療保険は17年度以降、介護保険は21年度以降おおむね横ばいになっている。

図表29 医療保険及び介護保険の社会保障給付費に対する社会保障関係費の割合の推移



注(1) 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年度社会保障費用統計」等を基に、本院が作成した。

注(2) 棒グラフの左側は医療保険、右側は介護保険を示している。

(イ) 地方公共団体負担

医療保険制度のうち、国民健康保険については、国民健康保険法等に基づき都道府県が、後期高齢者医療制度については、高齢者医療確保法等に基づき都道府県及び市

町村等が、それぞれ財源の一定割合を負担するなどしている。また、介護保険については、介護保険法等に基づき、都道府県及び市町村等が、それぞれ財源の一定割合を負担するなどしている。そこで、地方公共団体の負担割合の12年度から30年度までの推移についてみると、図表30及び図表31のとおり、国庫負担割合の改正に応じて引き上げられたり引き下げられたりしている。

図表30 医療保険の地方公共団体の負担割合の推移 (単位：%)

区分	年度																							
	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
国民健康保険	—	—	—	—	—	5.0	7.0	→												9.0	→			
後期高齢者医療制度	10.0	→		11.3	12.6	14.0	15.3	16.6	→											→				

図表31 介護保険の地方公共団体の負担割合の推移 (単位：%)

区分	年度																			
	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
介護給付・介護予防給付(施設等給付を除く。)	25.0	→																		
施設等給付	25.0	→					30.0	→												
地域支援事業	総合事業(注)						25.0	→												
	包括的支援事業・任意事業						40.5	→	40.0	→	39.5	→	39.0	→	38.5	→				

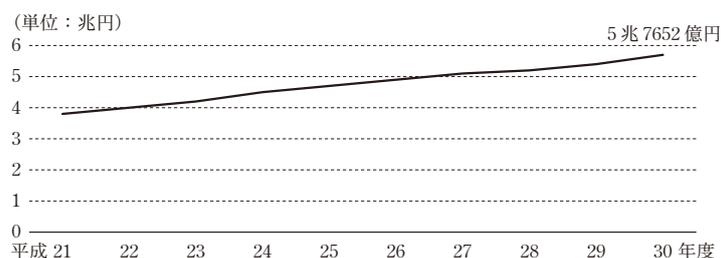
(注) 平成23年度以前は介護予防事業、24年度から26年度までは総合事業及び介護予防事業

内閣は、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第7条の規定に基づき、翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額を国会に提出するとともに一般に公表することとなっている(以下、国会に提出した見込額に関する書類を「地方財政計画」という。)。地方財政計画には、全ての都道府県及び市町村の普通会計に属する歳入歳出総額の見込額が計上されている。

地方団体の歳入歳出総額の見込額を算定する過程において、所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合、地方法人税の全額を合算した地方交付税の法定率分等を含めた歳入の合計額が、一般行政経費を含めた歳出の合計額を下回り財源不足が見込まれる場合には、財源不足を地方交付税の増額や特例的な地方債の増発等により補填する措置である地方財政対策を講じて収支の均衡を図る調整が行われる。このように地方交付税の総額は地方財政計画の策定を通じて決定され、30年度の地方財政計画における地方交付税額は16兆0085億円となっている。

また、地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務のうち、地方財政法(昭和23年法律第109号)第10条に定められている後期高齢者医療の療養の給付等、介護保険の介護給付等、国民健康保険の療養の給付等のような地方公共団体が行う事務に要する経費については、国が進んで経費を負担する必要があるとして、その経費の全部又は一部を負担することとなっている。地方財政計画における一般行政経費には、上記の医療保険及び介護保険に係る事務に要する経費の地方公共団体負担額の見込額が含まれていて、この見込額について、21年度以降の10年間の推移についてみると、図表32のとおり、毎年度増加しており、30年度は5兆7652億円となっている。

図表32 地方財政法第10条に定められている医療保険及び介護保険に係る事務に要する経費の地方公共団体負担額の見込額



医療給付費及び介護給付費については、前記のとおり今後も増加することが見込まれる。これに伴い地方公共団体の負担も増加し、地方公共団体の一般行政経費が増加することが見込まれる。これにより地方財政に財源不足が生ずるなどの場合には、国の財政に影響をもたらすことも想定される。

(注17) 地方団体 地方交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

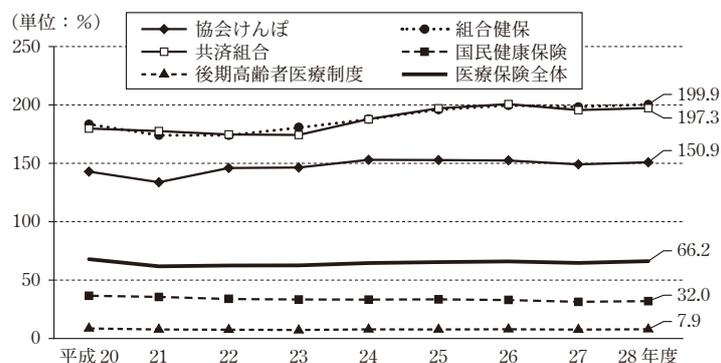
(ウ) 保険料

a 医療保険

医療保険者は、健康保険法等に基づき、健康保険事業に要する費用に充てるために、被保険者の収入に応ずるなどして保険料を算定し、被保険者から保険料を徴収している。

医療保険の制度別に、20年度から28年度までの医療給付費に対する保険料の割合の推移についてみると、図表33のとおり、各年度とも協会けんぽ、組合健保及び共済組合は100%をそれぞれ超えて推移している一方、国民健康保険及び後期高齢者医療制度は50%未満でそれぞれおおむね横ばいに推移している。協会けんぽ、組合健保及び共済組合の医療給付費に対する保険料の割合が高くなっているのは、前記のとおり、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するために、主として国民健康保険の保険者に対して前期高齢者交付金が、また、現役世代からの支援として、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金がそれぞれ支払基金から交付されており、その費用に充てるために、協会けんぽ、組合健保及び共済組合の各医療保険者は、被保険者から徴収した保険料等を財源とする前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を支払基金に納付することとなっているためである。

図表33 医療保険における制度別の医療給付費に対する保険料の割合の推移



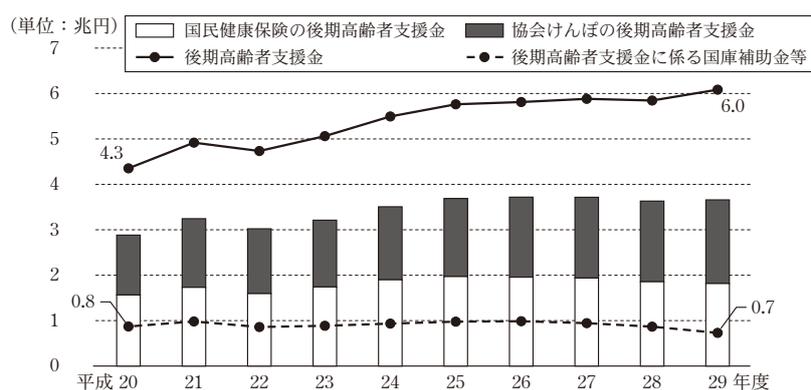
(注) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」(平成21年度～28年度)を基に、本院が作成した。

国民健康保険及び協会けんぽの後期高齢者支援金については、国民健康保険法、健康保険法等に基づき、国は、一定割合を補助することとなっている。そこで、後期高齢者支援金及び後期高齢者支援金に係る国庫補助金等について、後期高齢者医療制度が創設された20年度から29年度までの推移についてみると、図表34のとおり、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度に係る医療費の増加に伴い、20年度4.3兆円から29年度6.0兆円と増加傾向となっている。一方、後期高齢者支援金に係る国庫補助金等は、国民健康保険の国庫負担割合の減少や後期高齢者支援金の被用者保険間の案分方法の見直し等により、20年度0.8兆円から29年度0.7兆円とおおむね横ばいで、ここ数年は減少傾向にある。協会けんぽ、組合健保等の被用者保険の後期高齢者支援金における被用者保険間の案分方法について、国は、従来、加入者割としていたが、22年度に3分の1を総報酬割、3分の2を加入者割とする案分方法を導入し、その後、総報酬割を27年度に2分の1、28年度に3分の2と段階的に拡大し、29年度に全面総報酬割とすることとなった。後期高齢者支援金に係る国庫補助金等は加入者割の部分が補助対象となっていることから、協会けんぽの後期高齢者支援金に係る国庫補助金等については、加入者割の部分の減少に合わせて減少しており、全面総報酬割となった29年度以降、特定の期間における総報酬額を見込むことが困難である日雇特例被保険者に係るものを除いて交付されないこととなった。

(注18) 加入者割 医療保険の各保険者が負担する後期高齢者支援金や介護納付金の算定に当たり、後期高齢者支援金や介護納付金の額を各保険者の加入者数に応じて案分すること

(注19) 総報酬割 医療保険のうち被用者保険の各保険者が負担する後期高齢者支援金や介護納付金の算定に当たり、後期高齢者支援金や介護納付金の額を各被用者保険者の総報酬額に応じて案分すること

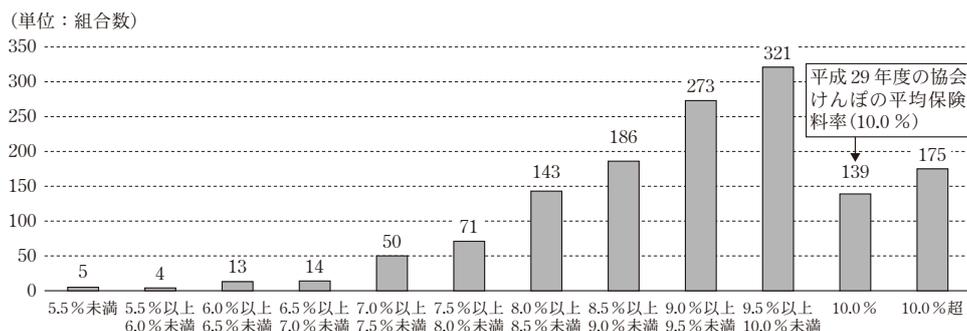
図表34 後期高齢者支援金及び後期高齢者支援金に係る国庫補助金等の推移



後期高齢者支援金等は、一般的に、健康保険組合等の財政悪化の要因とされており、健康保険組合の財政状況が悪化したり、健康保険組合の保険料率が協会けんぽの平均保険料率を超えたりなどすると、健康保険組合を解散する場合があります。そして、前記のとおり、国は組合健保の医療費に係る財源を負担していないことから、解散した健康保険組合の被保険者等が協会けんぽに異動することで、協会けんぽの医療費等に係る国庫負担は増加することになる。

そこで、健康保険組合の29年度の財政状況についてみると、「平成29年度健保組合決算見込の概要」(平成30年9月健康保険組合連合会)によれば、義務的な支出全体に対する後期高齢者支援金等の割合は平均で47.3%となっており、健康保険組合の約4割が赤字とされている。また、29年度における健康保険組合の保険料率別の状況についてみると、図表35のとおり、協会けんぽの平均保険料率である10%を超える健康保険組合は175組合(全体計1,394組合に占める割合12.5%)となっている。

図表35 健康保険組合の保険料率別の組合数(平成29年度)



(注) 健康保険組合連合会「平成29年度健保組合決算見込の概要」を基に、本院が作成した。

そして、25年度から29年度までの協会けんぽの被保険者等数及び前年度からの増減の要因別の被保険者等数についてみると、図表36のとおり、協会けんぽと組合健保との間での異動について、5年間のうち4か年度は、協会けんぽから組合健保への異動の被保険者等数が、組合健保から協会けんぽへの異動の被保険者等数を上回っている。令和元年度においては、大規模な二つの健康保険組合(2組合の事業所数計775事業所、被保険者等数計約67万人)が解散し、被保険者等が協会けんぽに異動したことにより、協会けんぽの医療費に係る国庫負担は、増加することが見込まれる。

図表36 協会けんぽの被保険者等数及び増減の要因別の被保険者等数 (単位：千人)

区分	平成25	26	27	28	29年度
被保険者等数	35,662	36,411	37,184	38,091	38,941
被保険者等数の前年度からの増減	540	749	773	907	850
事業所の新設等に伴う増加	589	694	801	1,071	863
協会けんぽと組合健保との間での異動	△ 49	55	△ 28	△ 164	△ 13
協会けんぽから組合健保への異動	△ 125	△ 79	△ 87	△ 225	△ 60
組合健保から協会けんぽへの異動	76	134	59	61	47

(注) 全国健康保険協会「平成29年度事業報告書」を基に、本院が作成した。

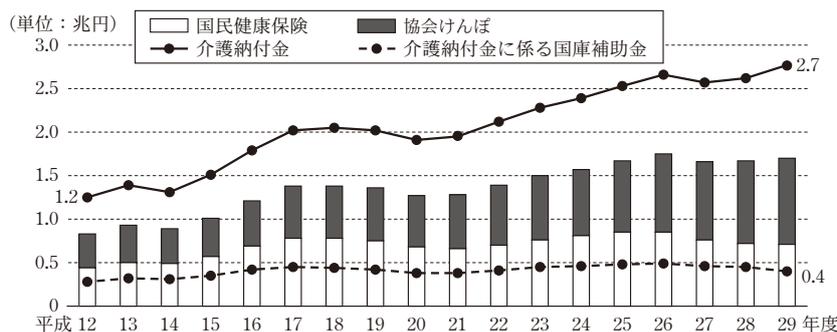
b 介護保険

介護保険の財源に関しては、介護保険法等に基づき、50%を保険料、50%を公費で賄うことなどとなっており、このうち保険料については、被保険者全体に占める第1号被保険者数と第2号被保険者数の割合等によって、第1号被保険者と第2号被保険者との保険料負担率が決定される。

市町村は、介護給付費等に充てるために、第1号保険料を徴収することとなっている。被用者保険及び国民健康保険の各医療保険者は、支払基金に対する介護納付金の納付に充てるために、健康保険法等の規定により、第2号被保険者から保険料等を徴収することとなっており、国は国民健康保険及び協会けんぽの介護納付金に要する費用の一定割合を負担している。

介護納付金及び介護納付金に係る国庫補助金について、介護保険が創設された平成12年度から29年度までの推移についてみると、図表37のとおり、介護給付費が増加していることに伴い、介護納付金は、12年度1.2兆円から29年度2.7兆円と増加傾向となっている。一方、介護納付金に係る国庫補助金は、国民健康保険及び協会けんぽの介護納付金の増減に応じて増減しており、29年度は0.4兆円となっている。また、被用者保険間の介護納付金の案分方法について、国は、従来、加入者割としていたが、総報酬割を29年度に2分の1、令和元年度に4分の3と段階的に導入し、2年度に全面総報酬割とすることとなった。介護納付金に係る国庫補助金は加入者割の部分が補助対象となっていることから、協会けんぽの介護納付金に係る国庫補助金については、全面総報酬割となる2年度以降、医療保険の場合と同様に日雇特例被保険者に係るものを除いて交付されないこととなった。

図表37 介護納付金及び介護納付金に係る国庫補助金の推移



注(1) 厚生労働省「平成29年度介護保険事業状況報告(年報)」[第2号被保険者にかかる介護保険料について]を基に、本院が作成した。

注(2) 介護納付金は、国民健康保険、協会けんぽ、組合健保、共済組合及び船員保険の介護納付金の合計額、介護納付金に係る国庫補助金は、国民健康保険及び協会けんぽの介護納付金に係る国庫補助金の合計額である。

(エ) 患者負担及び利用者負担

a 医療保険

医療保険の被保険者は、健康保険法等に基づき、医療保険が適用される医療を受ける場合、医療費等に対して一定割合を窓口で負担することとなっている。医療保険に係る患者負担の平成12年度から30年度までの推移についてみると、図表38のとおり、70歳から74歳までの被保険者等の医療費の患者負担については、所得に応じた負担の観点から、18年度に健康保険法が改正され、20年度に1割から2割に引き上げられたものの、高齢者医療制度の円滑な施行と激変緩和を図るために、特例措置により1割となっていた。その後、25年度まで当該特例措置が毎年度継続されたが、世代間の公平を図る観点から特例措置が見直され、26年度以降、新たに70歳になる被保険者の患者負担は原則どおり2割、31年4月以降、全ての70歳から74歳までの被保険者等の患者負担は2割となっている。

図表38 医療保険の患者負担割合の推移

区分		年度	平成 12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
後期高齢者医療制度	75 歳以上	定率 1 割負担 (月額上限付き) 薬剤一部負担の 廃止		→	定率 1 割負担 (現役並み所 得者 2 割)					定率 1 割負担 (現役並み所 得者 3 割)	→	1 割負担 (現役並み所 得者 3 割)										
		協会けんぽ、 組合健保、 共済組合 等	69 歳以下 (被用者保 険本人)	入院 2 割 外来 2 割 + 薬剤一部負担		→	3 割 薬剤一部負担 の廃止					→	3 割 (義務教育就 学前 2 割) (注)									
協会けんぽ、 組合健保、 共済組合 等	69 歳以下 (被用者家 族)	69 歳以下 (被用者家 族)	入院 2 割 外来 3 割 + 薬剤一部負担		→	(3 歳未満の 乳幼児 2 割) (注)					→	3 割 (義務教育就 学前 2 割) (注)										
		70～74 歳	定率 1 割負担 (月額上限付き) 薬剤一部負担の 廃止		→	定率 1 割負担 (現役並み所 得者 2 割)				定率 1 割負担 (現役並み所 得者 3 割)	→	2 割負担 (現役並み所 得者 3 割)										
国民健康保険	69 歳以下	入院 3 割 外来 3 割 + 薬剤一部負担		→	(3 歳未満の 乳幼児 2 割) (注)	3 割 薬剤一部負担 の廃止					→	3 割 (義務教育就 学前 2 割) (注)										

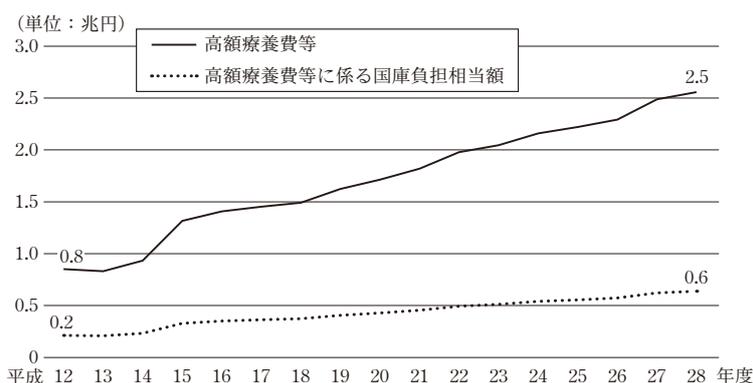
(注) 子どもの医療費の患者負担については、地方自治体が少子化対策の一環として地方単独事業により更に減額措置を講じている。

そして、医療保険における後期高齢者の患者負担の在り方について、政府は、改革工程表 2017 において、上記の 70 歳から 74 歳までの患者負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、審議会等で検討し 30 年度末までに結論を得ることとしていたが、30 年度末までに結論に至っていないことなどから、改革工程表 2018 において、引き続き検討することとしている。

また、医療保険には、高額療養費及び高額介護合算療養費(以下、これらを合わせて「高額療養費等」という。)がある。高額療養費は、昭和 48 年度に創設され、健康保険法等に基づき患者負担の金額が著しく高額であるときに、当該被保険者に対して、患者負担のうち一定の額を超える額を医療保険者が支給するものであり、高額介護合算療養費は、平成 20 年度に創設され、医療保険の患者負担と介護保険の利用者負担を合計し、一定の額を超える額をそれぞれの保険者が支給するものであり、協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における高額療養費等については、国が財源の一定割合を負担していて、国が患者負担の一部を負担するものである。

高額療養費等の推移についてみると、図表 39 のとおり、高齢化、医療の高度化等の影響により、高額療養費等の該当者が増加していることなどから、高額療養費等は、12 年度 0.8 兆円から 28 年度 2.5 兆円に毎年度増加しており、高額療養費等の増加により国庫負担も増加している。

図表39 高額療養費等及び高額療養費等に係る国庫負担相当額の推移

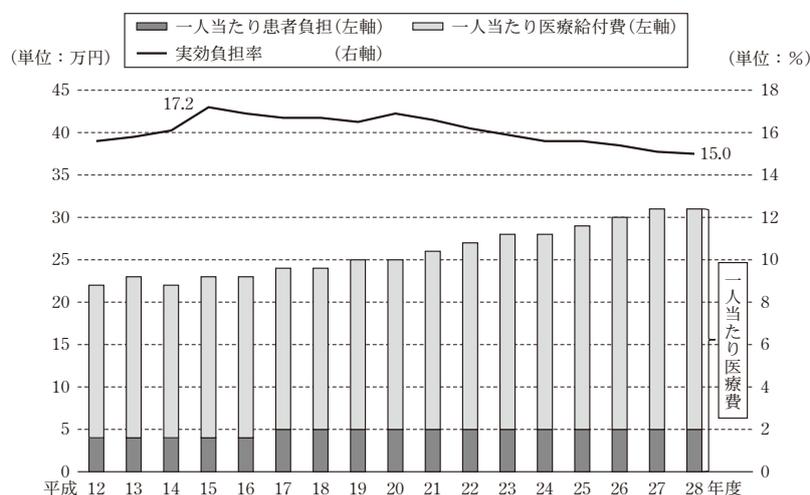


注(1) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」(平成21年度～28年度)を基に、本院が作成した。

注(2) 国庫負担相当額は国民医療費総額に対する国庫負担の割合が約25%であるため、高額療養費等に25%を乗じて算出した。

また、医療費に対する患者負担額の割合である実効負担率の推移についてみると、図表40のとおり、患者負担割合が低い高齢者が増加していること、上記の高額療養費等により医療費が高額となった場合の患者負担が軽減されていることなどから、一人当たり医療費が増加傾向にある中、16年度以降低下傾向にあり、28年度には15.0%となっている。実効負担率の低下は、医療費が増加傾向にある状況において国庫負担の対象となる医療給付費が増加することになり、それに伴い国庫負担も増加することになる。

図表40 実効負担率の推移



(注) 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」(平成21年度～28年度)を基に、本院が作成した。

b 介護保険

介護保険の被保険者は、介護保険法等に基づき、介護保険が適用される介護サービスを利用する場合、介護サービス費に対して一定割合を負担することとなっている。介護保険に係る利用者負担の12年度から30年度までの推移についてみると、図表41のとおり、現役並みの所得がある利用者の負担割合は、30年8月に、世代

間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割から3割に引き上げられている。この引き上げにより利用者負担が3割になる者は、厚生労働省の推計によると、介護保険の利用者全体の3.2%となっている。なお、厚生労働省の推計によると、医療保険においては、後期高齢者の約7%が3割負担となっている。

図表41 介護保険の利用者負担割合の推移

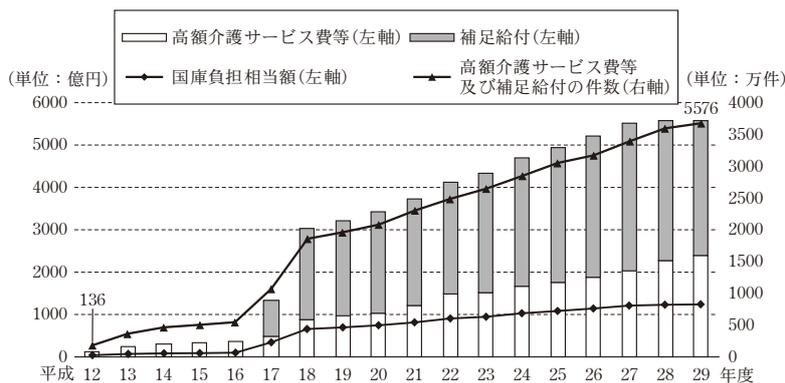
区分	年度																		
	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
本人の合計所得金額が220万円以上	1割															2割			3割
本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	1割															2割			
本人の合計所得金額が160万円未満	1割																		

(注) 区分に定める合計所得金額のほか、政令に定める要件による。

また、介護保険には、介護保険法に基づき、介護サービス等を給付する現物給付以外の給付があり、その主なものとしては、高額介護サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費(以下、これらを合わせて「高額介護サービス費等」という。)及び特定入所者介護(予防)サービス費(以下「補足給付」という。)がある。高額介護サービス費は、12年度に創設され、利用者負担の金額が著しく高額であるときに、当該受給者に対して、利用者負担のうち一定の額を超える額を保険者である市町村等が支給するものであり、高額医療合算介護(予防)サービス費は、20年度に創設され、介護保険の利用者負担と医療保険の患者負担を合計し、一定の額を超える額をそれぞれの保険者が支給するものである。また、補足給付は、17年10月に施設入所者等の食費・居住費が介護給付の対象外とされたことに伴い創設され、住民税非課税世帯である施設入所者等の申請に基づき、原則として利用者負担とされている食費と居住費(滞在費)を保険者である市町村等が支給するものである。そして、これらの高額介護サービス費等及び補足給付については、国が財源の一定割合を負担していて、国が利用者負担の一部を負担するものである。

高額介護サービス費等及び補足給付の推移についてみると、図表42のとおり、高額介護サービス費等及び補足給付の受給件数が増加していることなどから、高額介護サービス費等及び補足給付は、12年度136億円から29年度5576億円に毎年度増加しており、高額介護サービス費等及び補足給付の増加により国庫負担も増加している。

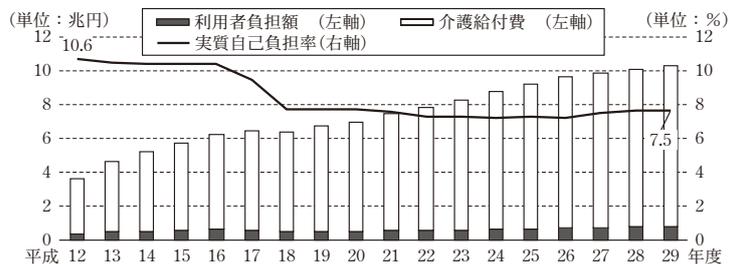
図表42 高額介護サービス費等、補足給付、国庫負担相当額等の推移



(注) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(平成12年度～29年度)を基に、本院が作成した。

また、介護サービス費に対する利用者負担額の割合である実質自己負担率の推移についてみると、図表43のとおり、17年度に補足給付が創設され利用者負担が軽減されたことなどにより、17、18両年度に低下して、12年度10.6%から29年度7.5%へと低下している。実質自己負担率の低下は、介護給付費が増加傾向にある状況において国庫負担の対象となる介護給付費が増加することになり、それに伴い国庫負担も増加することになる。

図表43 介護保険の実質自己負担率の推移



(注) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」(平成12年度～29年度)を基に、本院が作成した。

ウ 給付と負担に関する改革項目の進捗状況等

政府は、前記のとおり、改革工程表に掲げられた改革項目について、毎年度、経済・財政一体改革推進委員会において改革工程等の進捗状況の評価・点検を行うことなどとしている。また、「経済・財政再生計画」では、28年度から30年度までの3年間を集中改革期間と位置付けており、集中改革期間の改革工程を具体化した改革工程表2017において、社会保障分野に係る改革項目44項目のうち、医療保険、介護保険等に係るものは38項目となっている。そして、これら38項目は、「医療・介護提供体制の適正化」「インセンティブ改革」「公的サービスの産業化」「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」及び「薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革」の五つに区分されている。

上記5区分のうち、給付と負担に直接関係すると思料される「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」及び「薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革」の2区分に着目して、集中改革期間の最終年度である30年度末時点の進捗状況についてみる

と、図表44のとおり、当該2区分に関する改革項目は15項目となっており、これら15項目に掲げられている改革工程は計75工程となっている。そして、これら75工程から体制整備等の改革を行うこととしている23工程を除いた52工程のうち、30年度までに国の財政に直接影響を与えたものは38工程となっている。

また、残りの14工程及び次年度以降も引き続き実施することとなっている2工程の計16工程は実施段階のものであり、この中には、30年度末までに検討し結論を得るなどとされていたものの、30年度末までに結論を得るに至らなかったものとして、「後期高齢者の窓口負担の在り方」(図表44中の24番(ii))「金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討」(図表44中の26番)及び「薬剤自己負担の引上げ」(図表44中の27番(iv))が含まれている。

上記の16工程については、全て改革工程表2018の8工程に引き継がれていて、改革工程表2018において、「薬剤自己負担の引上げ」等のように令和元年度から3年度までの基盤強化期間において、必要な措置を講ずることとしているものが5工程ある一方で、「後期高齢者の窓口負担」等のように、措置を講ずる時期が明記されていないものが3工程ある。

図表44 「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」及び「薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革」の15項目の平成30年度末時点の進捗状況等

(単位：工程)

区 分 番 号	改革工程表2017の 改革項目	改革工程数								
		体制整 備等 を改 革し てい るも の	国の財 政に 直 接 影 響 を 与 え る も の	平成30年度までに影響を与えたもの		実施段階のもの				
				2	3	改革工程の内容	改革 工程 2018 に 継 ぎ ら れ た も の	工 表 に お い て 基 盤 強 化 に お い て 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と を こ て い る も の	措 置 を 講 ず る 時 期 が 明 記 さ れ て い ない も の	
24	世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討 (i) 高額療養費制度の在り方	2	—	2	2	高額療養費制度における70歳以上の自己負担の限度額について、平成29年8月及び30年8月に段階的な限度額の引上げ、現役並み所得区分の細分化等を行った。	—	—	—	—
	(ii) 医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方	1	—	1	—	—	1	1	—	1
	(iii) 高額介護サービス費制度の在り方	2	—	2	2	高額介護サービス費制度について、29年8月から、同一世帯内で市区町村民税が課税されている者がいる場合の負担上限額を37,200円から44,000円に引き上げた。	—	—	—	—
	(iv) 介護保険における利用者負担の在り方等	3	—	3	3	介護保険における利用者負担割合について、30年8月から、2割負担者のうち現役並みの所得がある利用者の負担割合を3割に引き上げた。	—	—	—	—
25	現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討 (i) 介護納付金の総報酬割	3	—	3	3	介護納付金の総報酬割について、29年度に介護納付金の1/2、令和元年度に3/4、2年度に全面導入することとなった。	—	—	—	—
	(ii) その他の課題	1	—	1	1	現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るために、後期高齢者支援金について、平成29年度から全面総報酬割を導入するとともに、拠出金負担の特に重い保険者の負担を軽減するために、拠出金負担の軽減の対象を拡大し、拡大分に係る費用を保険者のと支え合いと国費で折半することとなった。	—	—	—	—
26	医療保険、介護保険とともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討	3	—	3	—	—	3	1	—	1
27	公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討 (i) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討	9	—	9	5	30年度の介護報酬改定において、①生活援助中心型のサービスに、おける人材の裾野を広げ、担い手を確保するために、生活援助従事者研修を創設したり、②自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価する観点から、身体介護・生活援助の報酬にメリハリを付ける見直しを行ったり、③通所介護等の各種の給付を適正化するために、集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度等基準額の計算方法の見直し等を行った。また、福祉用具の貸与の価格を適正化するために、30年10月に、福祉用具の全国平均貸与価格を公表し、貸与価格の上限を設定した。	4	1	1	—

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

(単位：工程)

第4章 第3節 特定検査対象に関する検査状況 第1

区分番号	改革工程表 2017 の改革項目	改革工程数								
		体制整備等を行うこととするもの	国の財政に直接影響を与えるもの	平成 30 年度までに影響を与えたもの			実施段階のもの			
				改革工程の内容	改革工程 2018 に引き継がれたもの	基盤強化期間に必要措置を講じているもの	措置を講ずる時期が明記されていないもの			
32	市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化	1	—	1	1	薬価について、30 年 4 月の薬価改定において、薬価調査の結果による市場実勢価格に基づき薬価を改定した。	1 注(1)	—	—	—
33	薬価改定の在り方について、その頻度を含め検討	2	—	2	2	30 年度の薬価制度改革において、効能追加等により市場規模が急速に拡大した医薬品について、迅速かつ機動的に対応するため、再算定の要件を満たし、かつ市場規模が 350 億円を超えた医薬品については、年 4 回の新薬の保険収載の機会に市場拡大再算定等のルールに従い、薬価を改定する仕組みを導入した。30 年度では本制度により 2 品目の薬価を引き下げた。	1 注(2)	1	1	—
34	適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善	4	4	—	—	—	—	—	—	—
35	医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討	4	2	2	2	特定保険医療材料(機能区分数約 1,200 区分、品目数約 200,000 品目)の償還価格について、27 年度及び 29 年度の価格調査を踏まえ、28 年度及び 30 年度の診療報酬改定において、市場実勢価格を反映して価格を引き下げた。	—	—	—	—
36	かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す	4	4	—	—	—	—	—	—	—
37	平成 28 年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえて、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本位の医薬分業の実現に向けた見直し	3	—	3	2	28 年度の診療報酬改定において、いわゆる門前薬局の評価の見直しを行い、薬局グループ全体の処方箋受付回数が増え、①特定の医療機関からの処方箋集中率が極めて高い保険薬局又は②医療機関と不動産の賃貸借関係にある保険薬局の調剤基本料を引き下げた。さらに、30 年度の診療報酬改定では引き続きいわゆる門前薬局の評価の見直しとして、調剤基本料の引下げの範囲拡大や、処方箋受付回数が月 40 万回超のグループに属する薬局について調剤基本料の引下げを行った。また、患者本位の医薬分業の実現に向け、調剤料の引下げ及び重複投薬を防止する取組を行った場合の評価等の対人業務の引上げなどを行った。	1	1	1	—
38	診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明	3	1	2	2	28 年度及び 30 年度の診療報酬改定において、保険料等の国民負担、保険財政や国の財政に係る状況等を踏まえて、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の推進、医薬品、医療機器、検査等の適正な評価、重症化予防の推進等の医療の効率化・適正化の観点も含めて改定を実施した。	—	—	—	—
計	15	75	23	52	38		16	8	5	3

注(1) 平成 30 年度に実施されたが令和元年度以降も同様な取組を行うこととしている。

注(2) 平成 30 年度に一部が実施されていない改革工程があり、令和元年度以降に引き続き取組を行うこととしている。

注(3) 改革工程表 2017 において複数の改革工程で実施されていたものが、改革工程表 2018 において一つの改革工程として引き継がれたものがあることから、「実施段階のもの」と「改革工程表 2018 に引き継がれたもの」の計数には一致しないものがある。

4 本院の所見

政府は、いわゆるバブル経済の崩壊後、厳しい経済状況が続いて、公債の残高が累増している中、「経済・財政再生計画」において、財政健全化の目標を定めるとともに、社会保障分野については、社会保障・税一体改革を確実に進めつつ、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性の確保の実現に取り組み、国民皆保険の維持そして次世代へ引き渡すことを目指した改革を行うなどとしている。

これらの取組の一方、平成29年度の国・地方PBはマイナス12.1兆円、債務残高対GDP比は188.9%となっているなど、依然として厳しい財政状況が続いている。そして、社会保障関係費の一般会計歳出決算総額に占める割合が、13年度以降、他の主要経費の同割合より高い状況のまま上昇傾向が続いている中、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、医療については2020年度(令和2年度)に給付と負担の在り方を含め総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめるとし、介護については必要な法改正も視野に令和元年末までに結論を得るとしている。

そこで、本院は、昨年度に引き続き社会保障に係る取組等について検査することとし、元年度の検査においては、社会保障の各制度のうち、医療保険及び介護保険について、有効性等の観点から、高齢化の進展等に伴って医療給付費及び介護給付費並びにこれらに係る国庫負担等の負担が増加する要因はどのようなものか、国の財政健全化への取組における医療保険及び介護保険に係る取組の状況等はどのようになっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

医療給付費及び介護給付費は高齢化等の影響により増加していて、4年から7年にかけて団塊の世代が後期高齢者になっていくことで医療給付費及び介護給付費の増加が見込まれ、22年頃には現役人口が急速に減少する一方で高齢者数がピークを迎えるなど、今後も増加が見込まれており、これに対応した財源が必要になると見込まれる。そして、医療給付費及び介護給付費に対する国庫負担の在り方が現状と同様である場合、医療給付費及び介護給付費の増加が見込まれていることから、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費も今後も増加していくことが見込まれ、元年10月の消費税率の引上げによって公債の収入等が充てられることになる額は減少することが見込まれるものの、その後消費税の収入がこれまでと同様、安定的に推移するとすれば、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費の増加に合わせて、公債の収入等が充てられることになる額は増加することが見込まれる。

また、医療給付費及び介護給付費が高齢化等の影響により増加する中、政府は、医療保険及び介護保険の対象範囲を見直したり、市場実勢価格に合わせて薬価を改定したり、後期高齢者支援金等の案分方法を見直したり、現役並み所得がある介護保険の利用者の負担割合を見直したりするなどして、医療や介護の効率化に努めるなどしてきている。一方、医療費に対する患者負担額の割合や介護サービス費に対する利用者負担額の割合が低下傾向にあり、国庫負担が増加している中で、改革工程表2017の改革項目のうち「後期高齢者の窓口負担の在り方」「金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討」及び「薬剤自己負担の引上げ」については、平成30年度末までに検討し結論を得るなどとされていたものの、30年度末までに結論を得るに至っておらず、改革工程表2018に引き継がれている。

このように、医療保険及び介護保険に係る社会保障関係費の増加に合わせて、公債の収入等が充てられることになる額は増加することが見込まれており、これらの社会保障関係費は

債務残高を増加させる要因となっている。また、政府は医療や介護の効率化等負担減少に寄与する取組を行っている一方で、医療保険や介護保険の負担の在り方について更なる検討を要するとしているものがある。

医療保険制度及び介護保険制度については、国民的な議論の下での検討を踏まえた上で、給付と負担のバランスを図りつつ、両制度の持続可能性を確保していくことが必要である。また、医療保険制度や介護保険制度における給付と負担については、国の財政健全化にも大きな影響を与えることから、医療保険及び介護保険に係る取組等を引き続き推進していくことが望まれる。

本院としては、社会保障が財政健全化に多大な影響を与えていることを踏まえ、社会保障関係費の推移及び財政健全化に向けた取組について引き続き検査していくこととする。

第2 租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について

検査対象	財務省、国税庁、経済産業省、国土交通省、環境省
会計名及び科目	一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入 (項)各税受入金
住宅ローン控除特例、譲渡特例及び贈与特例の概要	住宅借入金等の年末残高等に控除率を乗じて計算した金額を所得税額から控除したり、居住用財産の譲渡所得金額の計算上、3000万円を上限として控除したり、住宅取得等資金の贈与について一定金額まで贈与税を非課税としたりするもの
住宅ローン控除特例等の減収見込額(財務省試算)	6690億円(平成29年度)

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。特別措置には、産業政策等の特定の政策目的のために税負担の軽減等を図るものに係るもののほか、税負担を不当に減少させる行為の防止や手続の特例等に係るものがある。

(2) 住宅ローン控除特例及び譲渡特例の概要等

ア 住宅ローン控除特例及び譲渡特例の概要

特別措置のうち、自己の居住の用に供する住宅を対象とした主なものとして、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第41条。以下「住宅ローン控除特例」という。)と居住用財産の譲渡所得の特別控除(措置法第35条第1項。以下「譲渡特例」という。)がある(以下、住宅ローン控除特例と譲渡特例を合わせて「住宅税制租税特別措置」という。)

ア) 住宅ローン控除特例の概要

住宅ローン控除特例は、個人が居住用家屋の新築、取得又は増改築等(以下「住宅の取得等」という。)をして、その家屋をその者の居住の用に供した場合において、その者が当該住宅の取得等に係る住宅借入金等を有していて、適用要件を満たしているときに適用できる特例である。この特例は、当該居住の用に供した日(以下「居住日」という。)の属する年以後10年間等の各年にわたり、当該住宅借入金等の年末残高の合計額(住宅の取得等の対価の額又は費用の額が住宅借入金等の年末残高の合計額より少ないときは、当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額)と住宅借入金等の年末残高の限度額(以下「適用限度額」という。)のいずれか少ない方の額に控除率を乗じて

計算した金額(以下「住宅ローン控除額」という。)を、その者のその年分の所得税額から控除することができるなどのものとなっている。そして、住宅ローン控除特例の適用により所得税額から控除しきれなかった住宅ローン控除額は、一定の額を限度として翌年度の個人住民税から控除されることとなっており、住宅取得者の初期負担の軽減を通じて内需の拡大及び持家取得の促進に資するために設けられたものとなっている。

(イ) 譲渡特例の概要

資産を譲渡することにより、利益が生ずる場合には譲渡特例等の特例があり、損失が生ずる場合には居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除(措置法第41条の5)等の特例がある。譲渡特例等のうち、譲渡特例は、最も適用件数が多く、個人がその居住の用に供している家屋又は家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の居住用財産(以下「旧住居」という。)を譲渡した場合、譲渡所得金額の計算上、3000万円を上限として控除することができる特例である。譲渡特例は、旧住居を譲渡した場合には、これに代わる新たな居住用財産(以下「新住居」という。)を新築又は取得(以下、新築を含めて「取得」という。)するのが通常で、一般の資産の譲渡に比べて特殊な事情にあり、担税力が弱いことなどを考慮して設けられたものとなっている。

措置法第35条第1項の規定等によれば、譲渡特例の適用要件として、譲渡特例は居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に適用できることとされている。これは、居住の用に供されなくなった後、一定期間内に譲渡する場合には、居住用財産の譲渡であると考えられることから、譲渡特例の適用を受けることができるという趣旨によるものとなっている。

(注1) 譲渡特例等 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措置法第31条の3第1項)、居住用財産の譲渡所得の特別控除(措置法第35条第1項)、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例(措置法第36条の2)、特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例(措置法第36条の5)、既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例(措置法第37条の5)並びに認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例(旧措置法第37条の9の2)

イ 住宅ローン控除特例と譲渡特例等の併用の制限

住宅ローン控除特例の適用要件は、措置法第41条の規定等によれば、居住日の属する年とその前後の2年間計5年間に譲渡特例(措置法第35条第3項の規定により適用を受ける場合を除く。以下同じ。)等の適用を受けていないこととされている。これは、旧住居の譲渡に伴い新住居を取得することが通常であり、旧住居の譲渡に譲渡特例等の適用を受けているにもかかわらず、併せて新住居の取得について住宅ローン控除特例を認めることは適当ではないという趣旨によるものとなっている。

ウ 住宅税制租税特別措置の変遷

(ア) 住宅ローン控除特例の適用限度額等の変遷

住宅ローン控除額を所得税額から控除する住宅ローン控除特例は、昭和 61 年に創設された。

その後、累次の改正を経て、住宅ローン控除特例の適用限度額等は、図表 1 のとおり、居住開始年月及び住宅の種類ごとに異なるものとなっている。

図表 1 一般住宅の場合の住宅ローン控除特例の適用限度額等(平成 21 年分以降)

居住開始年月等		適用限度額	控除率等	適用期間	各年の控除限度額	最大控除可能額
平成 21 年・22 年		5000 万円	1 %	10 年間	50 万円	500 万円
23 年		4000 万円			40 万円	400 万円
24 年		3000 万円			30 万円	300 万円
25 年 1 月～26 年 3 月		2000 万円			20 万円	200 万円
(注) 特定取得の場合		4000 万円			1 % 11～13 年目は建物購入価格(4000 万円を限度)の 2 % ÷ 3 を限度	13 年間
26 年 4 月 ～ 令和 3 年 12 月	このうち、居住開始が令和元年 10 月～2 年 12 月で、消費税率 10 % が適用されている場合					
特定取得以外の場合		2000 万円	1 %	10 年間	20 万円	200 万円

(注) 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税が 8 %又は 10 % の税率で計算されているときの住宅の取得等をいう。

(イ) 譲渡特例の控除額の変遷

譲渡特例は、36 年に居住用財産の譲渡所得について、35 万円の特別控除制度として創設された。その後、昭和 44 年度税制改正で、従来の居住用財産の特別控除制度が大幅に拡充され、その控除額が 1000 万円となり、その控除額は更に昭和 48 年度税制改正で 1700 万円に、昭和 50 年度税制改正で 3000 万円にそれぞれ引き上げられた。

(3) 住宅ローン控除特例等及び譲渡特例の適用による減収見込額の規模

財務省は、データ上の制約等から特別措置の適用による増減収額を見込むことが困難であるものや特別措置の内容から増減収額が生じないと考えられるものなどを除き、毎年度、特別措置の適用による増減収見込額を試算していて、このうち当該年度分における増減収見込額が 10 億円以上の特別措置を衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会に報告している。

そして、平成 29 年度分において、住宅ローン控除特例等に係る減収見込額は、図表 2 のとおり 6690 億円となっていて、所得税関係の特別措置に係る減収見込額 2 兆 0210 億円に占める割合は、33.1 % となっている。

なお、財務省は、譲渡特例について、増減収額を見込むことが困難であるとして試算していない。

図表2 住宅ローン控除特例等及び譲渡特例の減収見込額

特別措置の名称等	措置法条文	平成29年度減収見込額(億円)
所得税関係の特別措置	—	2兆0210
(うち譲渡特例) 居住用財産の譲渡所得の特別控除	35条	—
(うち住宅ローン控除特例等) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	41条	} 6690 (33.1%) 注(1) 注(2)
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	41条の2	
年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	41条の2の2	
住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等	41条の3	

注(1) 表の減収見込額には、住宅ローン控除額を所得税額から控除しきれなかった場合の個人住民税の減収見込額は含まれていない。

注(2) 括弧書きは、所得税関係の特別措置に係る減収見込額に占める割合である。

(4) 贈与特例の概要

自己の居住の用に供する住宅を対象とした主な特別措置としては、住宅税制租税特別措置に加えて、直系尊属から住宅の取得等の対価又は費用に充てるための金銭(以下「住宅取得等資金」という。)の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(措置法第70条の2。以下「贈与特例」という。)がある。贈与特例は、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が2000万円以下であることなどの要件を満たす場合、一定の金額まで贈与税の課税価格に算入しないことができる特例である。

(5) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

特別措置については、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月閣議決定)等によれば、その適用実態等からみて、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの観点から抜本的に見直すこととされており、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされていることから、その効果等を不断に検証する必要があるとされている。そして、検証には税制改正要望の際に特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(以下「関係省庁」という。)及び財務省が行う検証と、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)等に基づき、関係省庁が行う検証がある。

ア 税制改正要望の際の検証

関係省庁は、財務省に提出する「税制改正要望書」(以下「要望書」という。)において、施策の必要性、手段としての有効性及び要望の妥当性といった点から、特別措置による減収見込額、適用実績や政策目標の達成状況を提示することなどにより、当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かを要望書に記載することとなっている。そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等を参考にして、特別措置の効果等の検証を行っている。

イ 政策評価法等に基づく検証

13年6月に政策評価法が制定され、これに基づき関係省庁は政策評価を行うこととなった。そして、平成22年度税制改正大綱を踏まえて、22年5月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成13年政令第323号)が改正されたことなどから、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減等を行う法人税関係の特別措置について、関係省庁は、その有効性等について国民に対する説明責任を果たすことなどを目的として事前評価及び事後評価の実施が義務付けられた。

一方で、所得税、相続税等の法人税以外の税目に係る特別措置のうち、当該特別措置が特定の行政目的の実現のために税負担の軽減等を行うものである場合については、事前評価及び事後評価の実施は、政策評価法等では義務付けられておらず、政策評価に関する基本方針(平成17年12月閣議決定)において、積極的かつ自主的に事前評価を実施するよう努め、また、事後評価の対象とするよう努めることとなっている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

住宅税制租税特別措置は、住宅の取得等及び譲渡の両段階において実施されており、住生活の安定の確保及び向上の促進並びに経済対策のための重要な政策手段とされている。さらに、住宅ローン控除特例等に係る減収見込額は、図表2のとおり、29年度には6690億円と多額に上っている。そして、住宅税制租税特別措置は、所得税に係る特別措置であり、法人税以外の税目に係る特別措置であることから、政策評価は義務付けられていないものの、積極的かつ自主的に、事前評価を実施するよう努め、事後評価の対象とするよう努めることとなっている。また、住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例(以下、これらの特例を合わせて「3特例」という。)の適用においては、住宅ローン控除特例と譲渡特例等の併用制限等が課されていることから、適用要件を満たしているかなどを審査することとなっている。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、住宅税制租税特別措置の検証の際に留意すべきと思料される適用状況はないか、関係省庁及び財務省における住宅税制租税特別措置の検証は適切に行われているか、3特例の適用に係る審査は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、住宅税制租税特別措置の適用状況について、^(注2)46税務署において29年に住宅ローン控除特例の適用を開始している納税者85,916人から増改築等に係るものを除いた上で、機械的に抽出した者のうち、申告書に添付された登記簿謄本により住宅ローンの借入金利を確認できた納税者1,748人及び譲渡特例等のうち最も適用件数が多い譲渡特例の適用を28年又は29年に受けている納税者24,004人を対象として所得税申告書等により検査した。

そして、住宅税制租税特別措置の検証状況について、住宅ローン控除特例を要望する関係省庁である国土交通省、経済産業省及び環境省並びに譲渡特例を要望する関係省庁であ

る国土交通省(以下、これらの関係省庁を合わせて「3省」という。)において、政策評価に係る関係資料や要望書における住宅税制租税特別措置の検証状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。財務省においては、住宅税制租税特別措置の検証状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

また、3特例の適用に係る審査状況について、国税庁及び63税務署において、25年分から29年分までの申告について所得税申告書等の書類を確認したり、説明を聴取したりするなどして会計実地検査を行った。そして、会計実地検査により判明した3特例の適用を誤っている可能性のある事態と同様の事態の有無等について、国税庁を通じて全524税務署に調査を求めて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 46税務署 札幌北、仙台北、川越、浦和、朝霞、高田、麴町、日本橋、京橋、芝、麻布、四谷、新宿、小石川、江東西、目黒、世田谷、玉川、渋谷、荻窪、豊島、板橋、江戸川北、川崎北、川崎西、藤沢、甲府、金沢、静岡、中川、小牧、草津、上京、北、東、豊能、茨木、西宮、広島東、広島南、高松、福岡、西福岡、宮崎、那覇、北那覇各税務署

3 検査の状況

(1) 住宅税制租税特別措置の適用状況

ア 住宅ローン控除特例の適用者の住宅ローンの借入金利の状況

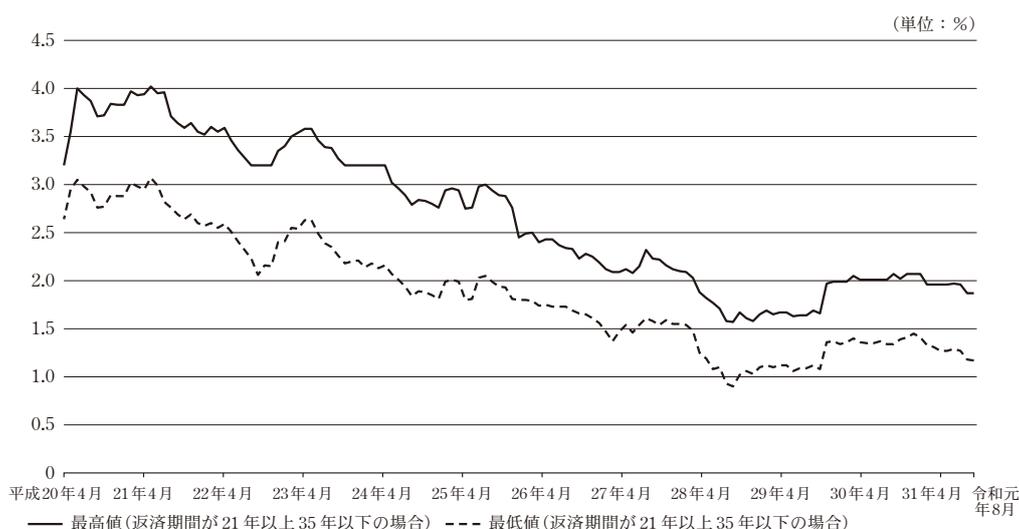
住宅ローン控除特例の適用期間において住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る場合には、住宅ローン控除額よりも課される所得税額の方が少ない場合等を除き、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回ることになる。また、住宅ローンの借入金利が低くなるほどその差額は大きくなる。

このため、住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る場合には、住宅ローンを組む必要がないのに住宅ローンを組む動機付けになったり、住宅ローン控除特例の適用期間が終了するまで住宅ローンの繰上返済をしない動機付けになったりすることがある。

昭和61年に住宅ローン控除特例が創設された際の控除率は1%であったのに対して、同年3月時点の旧住宅金融公庫の融資基準金利は5.25%であった。一方、平成15年から導入された全期間固定金利の代表的な住宅ローンであるフラット35^(注3)の借入金利(返済期間が21年以上35年以下の場合)についてみると、図表3のとおり、20年4月時点で最高3.20%から最低2.64%であったのに対して、令和元年8月時点で最高1.87%から最低1.17%となっているなど、近年住宅ローンの借入金利は低下してきている。

(注3) フラット35 民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構が提携して提供する最長35年の全期間固定金利の住宅ローンであり、返済期間や民間金融機関により適用借入金利が異なることから借入金利に最高値及び最低値が生ずる。

図表3 フラット35の借入金利の推移



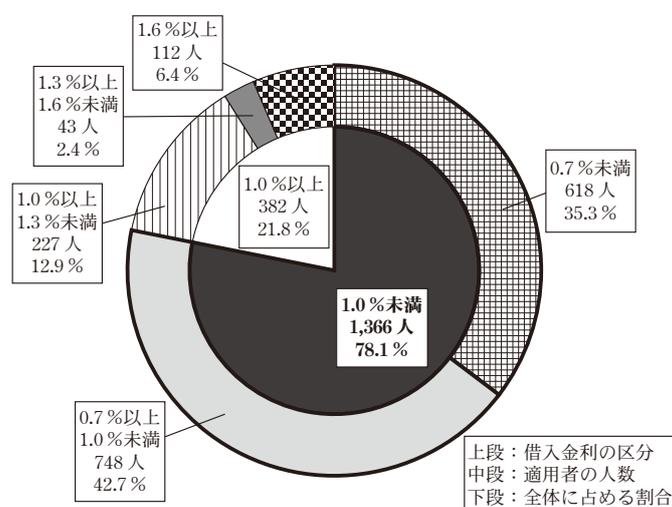
(注) 独立行政法人住宅金融支援機構「フラット35 ホームページ」を基に、本院が作成した。

また、上記フラット35の借入金利の推移を踏まえると、通常、借入れ時点において変動金利の住宅ローンは全期間固定金利の住宅ローンより低い借入金利になることから、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者もいると思料される。

そこで、会計実地検査等を実施した46税務署において、平成29年に住宅ローン控除特例の適用を開始し、住宅ローンの借入金利を登記簿謄本から確認できた納税者1,748人の住宅ローンの借入金利をみたところ、図表4のとおり、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者は1,366人であり、全体に占める割合は78.1%となっていた。

(注4) 借入金利 複数の住宅ローンを借り入れている者については、それぞれの借入金利を住宅ローンの額により加重平均して借入金利を算出している。

図表4 住宅ローン控除特例の適用者1,748人の住宅ローンの借入金利の状況



(注) 割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、合計しても100%にならない。

イ 新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた3年後に旧住居を譲渡し譲渡特例の適用を併用して受けているもの

前記のとおり、住宅ローン控除特例は、居住日の属する年とその前後の2年間計5年間に譲渡特例等を受けていないことが適用要件とされている一方、譲渡特例等は、居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡について適用を受けることができることとされている。

このため、25年に居住を開始した新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた場合、図表5のケース1のように、25年から27年までの間の旧住居の譲渡は、新住居の居住日の属する年とその前後の2年間の譲渡に当たることから、譲渡特例等の適用を受けることはできない。

また、図表5のケース2のように、29年以降の旧住居の譲渡は、旧住居が居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日より後の譲渡に当たることから、譲渡特例等の適用を受けることはできない。

一方、図表5のケース3のように、28年の旧住居の譲渡は、新住居の居住日の属する年とその前後の2年間の譲渡には当たらず、かつ、旧住居が居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に当たることから、両特例の併用が可能となる。

図表5 両特例の併用が可能となる例(平成25年に旧住居から新住居へ転居の場合)

		平成25年		26年	27年	28年	29年	30年
		取得	居住	居住	居住	居住	居住	居住
新住居		住宅ローン控除特例適用						
旧住居	ケース1	居住	譲渡(譲渡特例等の適用不可)					
	ケース2	居住	保有	保有	保有	保有	譲渡(譲渡特例等の適用不可)	
	ケース3	居住	保有	保有	保有	譲渡(譲渡特例等の適用可能)		

前記のとおり、住宅ローン控除特例に居住日の属する年とその前後2年間の適用禁止期間が設けられているのは、旧住居の譲渡に伴い新住居を取得することが通常であり、旧住居の譲渡に譲渡特例等の適用を受けているにもかかわらず、併せて新住居の取得について住宅ローン控除特例の適用を受けることを認めることは適当ではないという趣旨によるものとなっている。

このため、図表5のケース3の場合のように、新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた上で、新住居を取得した日以後3年を経過する日の属する年に行った旧住居の譲渡に限って譲渡特例等の適用を受けることができるのは、制度の趣旨に鑑みると合理的ではなく、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる。

そこで、上記のような両特例の併用状況をみるために、会計実地検査等を実施した前記の46税務署において、28年又は29年に譲渡特例の適用を受けている者のうち、25年又は26年に居住を開始した者の新住居の取得に係る住宅ローン控除特例の適用状況を検査したところ、両特例の併用を行っている者が37人(これに係る本院試算の譲渡特例の減税額5011万余円)見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

〈事例〉 新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた3年後に、旧住居を譲渡して譲渡特例の適用を併用して受けていたもの

納税者Aは、平成25年分の所得税の申告において、住宅ローン控除特例の適用を受け、25年11月に居住を開始した新住居について、住宅ローン控除額20万円を控除していた。

その後、28年分の所得税の申告において、28年12月に譲渡した旧住居について譲渡特例を適用して、譲渡所得金額の計算上、特別控除額3000万円を控除していた(これに係る本院試算の譲渡特例の減税額322万余円)。

このように、納税者Aは、新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた上で、その3年後に旧住居を譲渡して譲渡特例の適用を併用して受けていた。

このように、新住居を取得した日以後3年を経過する日の属する年に行った旧住居の譲渡に限って両特例の併用が行われている状況は、住宅ローン控除特例と譲渡特例等の併用を制限している制度の趣旨に鑑みると合理的ではなく、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる。

(2) 住宅税制租税特別措置の検証状況

本院において住宅税制租税特別措置の適用状況をみたところ、前記のとおり、住宅ローン控除特例の控除率である1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が78.1%となっているなどの状況が見受けられた。また、新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた3年後に旧住居を譲渡し譲渡特例の適用を併用して受けていて、住宅ローン控除特例と譲渡特例等の併用を制限している制度の趣旨に鑑みると合理的ではなく、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた。

これらの適用状況は、住宅税制租税特別措置の検証の際に留意すべきものであると思料されるが、3省は、25年度税制改正要望において、住宅ローン控除特例の施策の必要性については検証を行っていたが、手段としての有効性及び要望の妥当性については検証を行っていなかった。特別措置による減収見込額及び適用実績等についての把握もしておらず、検証が部分的なものにとどまっていた。また、譲渡特例について、関係省庁である国土交通省は、昭和50年度税制改正以降、税制改正要望を行っておらず、税制改正要望の際に行うこととされている検証の機会がないため、税制改正要望の際の検証を行っていなかった。

さらに、3省は、政策評価法等で実施が義務付けられていないことから、住宅税制租税特別措置の政策評価を実施しておらず、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていなかった。

そして、財務省は、3省から提出を受けた要望書等を参考にして、特別措置の効果の検証を行っていた。

(3) 3特例の適用に係る審査状況

3特例の適用状況及びこれに係る審査状況について検査したところ、全524税務署のうち455税務署において、納税者3,398人から租税を徴収するに当たり、当該納税者が、適用額の計算を誤ったり、適用要件を満たしていなかったりしていたのに、税務署が3特例の適用に係る審査において同一税務署内の他の部門が管理している申告書等の書類の内容を必ずしも確認しておらず、これを見過ごすなどしたため、申告所得税(復興特別所得税

を含む。)等又は贈与税等の徴収額が納税者 3,140 人について 5 億 5843 万余円不足していたり、納税者 258 人について 2065 万余円過大になっていたりしている事態が見受けられた。

上記の事態については、本院の指摘に基づき、国税庁が改善の処置を講じたことから、別途第 3 章においても「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記した(前掲 152 ページの「自己の居住の用に供する住宅を対象とした租税特別措置である住宅ローン控除特例等、譲渡特例等及び贈与特例について、適用誤りを防止するために納税者等に交付する手引等を見直すなどして適用要件等を周知するとともに、申告等情報を活用した審査が十分に実施されるよう審査マニュアルの見直しを行うことなどにより、適用が適正に行われるよう改善させたもの」参照)。

4 本院の所見

特別措置は、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別の政策手段であるとされていることから、その効果等を不断に検証する必要があるとされている。

検査したところ、住宅税制租税特別措置について、住宅ローン控除特例の控除率である 1%を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている者の割合が 78.1% となっているなどの状況が見受けられた。また、新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた 3 年後に、旧住居を譲渡して譲渡特例の適用を併用して受けていて、住宅ローン控除特例及び譲渡特例等の併用を制限している制度の趣旨に鑑みると、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた。そのため、今回の本院の検査の結果を踏まえて、3 省において、税制改正要望の際や政策評価法に基づいて行う政策評価の際の検証の中で、住宅税制租税特別措置の検証の内容を一層充実することにより、政策の実効性を高めていくとともに、適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの検証を行うことが望まれる。そして、住宅税制租税特別措置の有効性について国民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。

また、財務省においても、住宅税制租税特別措置について今後とも十分に検証していくことが肝要である。

さらに、国税庁は、3 特例の適用に係る審査について、より適切に行うよう改善の処置を講じたが、今後、講じた処置に沿って 3 特例の適用に係る審査を適切に行うことが肝要である。

本院としては、今後とも住宅税制租税特別措置の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況、そして、国税庁による 3 特例の適用に係る審査の実施状況について、引き続き注視していくこととする。

第3 中間貯蔵・環境安全事業株式会社において実施しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況、同事業に対する国の財政負担の状況等について

検査対象	環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(平成26年12月23日以前は日本環境安全事業株式会社)、独立行政法人環境再生保全機構(16年3月31日以前は環境事業団)
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の概要	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設を設置し、同施設において処理を行い、処理完了後に同施設の解体・撤去等を行うもの
中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する政府出資金の額	258億円(平成30年度末)
検査の対象としたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る国庫補助金交付額	1700億円(平成13年度～30年度)

1 検査の背景

(1) PCB廃棄物の処理等の概要

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、人工的に作られた主に油状の化学物質であり、工場やビル等において変圧器、コンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油等として利用されてきた。しかし、PCBの毒性が明らかになったことから、昭和47年以降、PCBの製造、輸入及び新規使用が禁止された。その後、民間主導で全国39か所に焼却方式の処理施設の立地が試みられたものの地元住民の同意を得られず、①PCBの原液、②PCBを含む油、③変圧器、コンデンサー、安定器等のPCBが封入されるなどしたもの(以下、これらを合わせて「PCB使用製品」という。)が廃棄物となったもの(以下「PCB廃棄物」という。)の処理体制の整備が長期間にわたって著しく停滞し、処分のめどが立たないまま事業者における保管が継続していた。そして、平成13年5月に、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するための「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、我が国は14年8月に同条約を締結している。そして、同条約により、令和7年までにPCBの使用の全廃、10年までに適正な管理を行うことが定められている。

このような状況の中で、平成13年6月に、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することなどを目的として「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号。以下「特措法」という。)が制定された。

特措法及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」(平成13年政令第215号。以下「政令」という。)によれば、国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、都道府県は、それぞれの区域内におけるPCB廃棄物等の状況を把握するとともに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要な措置を講ずることに努めなければならないこととされている。そして、PCB廃棄物を保管する事業者(以下「保管事

業者]という。)は、毎年度、保管の場所が所在する区域を管轄する都道府県、政令市等(31年3月末現在で122都道府縣市。以下「都道府縣市」という。)に対して、高濃度PCB廃棄物(高濃度PCB使用製品が廃棄物となったものをいう。)の保管や処分の状況について届出を行い、PCB使用製品を所有する者は、毎年度、PCB使用製品が所在する区域を管轄する都道府縣市に対して、高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについて届出を行うこととされている。また、保管事業者は、政令で定める処分期間内に、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならないとされている。

(注1) 122都道府縣市 47都道府県、政令により都道府県知事の権限に属する事務を行うこととされている20政令市及び55市

(注2) 高濃度PCB使用製品 封入されたPCBの重量の割合が0.5%を超えるPCB使用製品をいう。

(2) PCB廃棄物処理事業の概要

PCB廃棄物の処理については、13年6月に改正された環境事業団法(昭和40年法律第95号)に基づき、環境事業団が施設を設置して行うこととなったが、環境事業団の解散に伴い16年4月1日に全額政府出資の特殊会社として設立された日本環境安全事業株式会社(26年12月24日以降は中間貯蔵・環境安全事業株式会社。以下「会社」という。)が、PCB廃棄物の処理を行う事業に係る一切の権利及び義務を環境事業団から承継した。

会社は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号。以下「JESCO法」という。)及び特措法に基づき制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(平成16年5月環境省制定。以下「旧基本計画」という。)、旧基本計画が廃止されて新たに定められた基本計画(平成28年7月閣議決定。以下「基本計画」という。)に基づき、5PCB処理事業所^(注3)の7処理施設^(注4)において、高濃度PCB廃棄物の処理を行うこととなっており、高濃度PCB廃棄物の処理が完了した後は、処理施設の解体・撤去等を行うこととなっている(以下、処理施設の設置から解体・撤去等に至るまでの一連の業務を「PCB廃棄物処理事業」という。)。なお、高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物については、環境大臣の認定を受けるなどした民間事業者が処理を行っている。

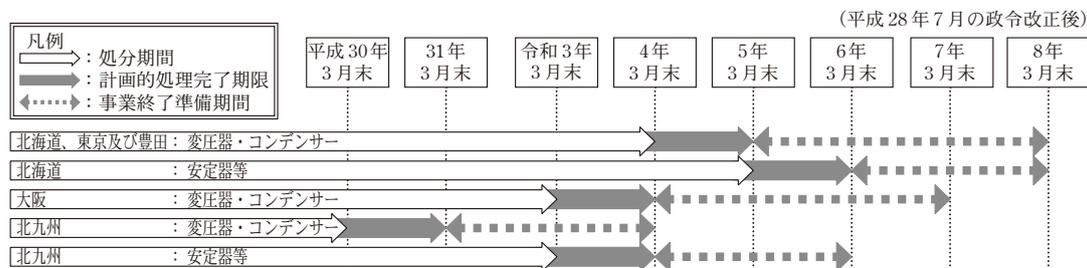
会社は、16年12月以降、整備が完了した処理施設において、順次、高濃度PCB廃棄物の処理を行ってきたが、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による処理は、処理施設の操業開始後に発生した作業員に係る安全対策等の問題により北海道(増設)、北九州(Ⅱ期)両処理施設を除いた5処理施設の稼働が低下するなどして、当初の想定よりも遅延したことなどから、環境省は、24年12月に政令を改正して、PCB廃棄物に係る処分期間の末日を当初の28年7月15日から39(令和9)年3月末に延長した。また、同省は、高濃度PCB廃棄物の処理を促進するために、26年6月に旧基本計画を変更して、保管事業者が高濃度PCB廃棄物の処分を会社に委託する期限である計画的処理完了期限を、処理施設ごとに、それぞれ31年3月末から36(令和6)年3月末までと定めるとともに、事業終了準備期間^(注5)の末日をそれぞれ34(令和4)年3月末から38(令和8)年3月末までと定めた。さらに、同省は、上記の計画的処理完了期限を遵守するために、28年7月に政令を改正して、高濃度PCB廃棄物に係る処分期間の末日をそれぞれ計画的処理完了期限の1年前である30年3月末から35(令和5)年3月末までと定めた(図表1参照)。

(注3) 5PCB処理事業所 北海道、東京、豊田、大阪、北九州各PCB処理事業所

(注4) 7処理施設 北海道(当初)、北海道(増設)、東京、豊田、大阪、北九州(I期)、北九州(II期)各処理施設

(注5) 事業終了準備期間 保管等の届出がされておらず、基本計画等に記載された発生量に含まれない高濃度 PCB 廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了の準備を行う期間等を勘案して設けられた期間

図表1 各処理事業所の高濃度 PCB 廃棄物に係る処分期間等



(3) 掘り起こし調査の概要

基本計画によれば、都道府県市は、保管等の届出がされていない PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の所在等を把握するための調査(以下「掘り起こし調査」という。)を行った上で、保管事業者等に高濃度 PCB 廃棄物の処分期間内又は計画的処理完了期限までの計画的な処分の取組等を講ずるよう必要な指導等を行い、国は、掘り起こし調査等が円滑に進むよう掘り起こし調査の効率化に必要な情報の提供その他必要な支援を都道府県市に対して行うことなどとされている。

このため、環境省は、掘り起こし調査の効率的な実施、調査対象事業者への確認等の基本的な手法等に関して、「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」(平成26年8月作成、30年8月改訂。以下「マニュアル」という。)を取りまとめ、26年9月に、都道府県市に対して通知している。

マニュアルにおいては、掘り起こし調査を効率的・効果的に行うための標準的な作業手順が次のように定められている。

- ① 変圧器、コンデンサー及び安定器について、アンケートの調査対象事業者のリストを整備して、調査対象事業者にそれらの所有の有無等に関するアンケート調査票を発送する。
- ② ①の未回答事業者に対して、電話による確認及び督促や、簡便なフォローアップ調査票を発送するフォローアップ調査を繰り返し実施するなどする。
- ③ ②の未回答事業者に対して、PCB 廃棄物を定められた期限までに処分しなければならないことなどを明記した最終的な通知文書(以下「最終通知」という。)を送付する。

そして、①及び②の過程で全ての調査対象事業者から回答を得られたとき又は未回答事業者がいる場合で当該未回答事業者に最終通知を送付したときに、掘り起こし調査を終了することとしている。

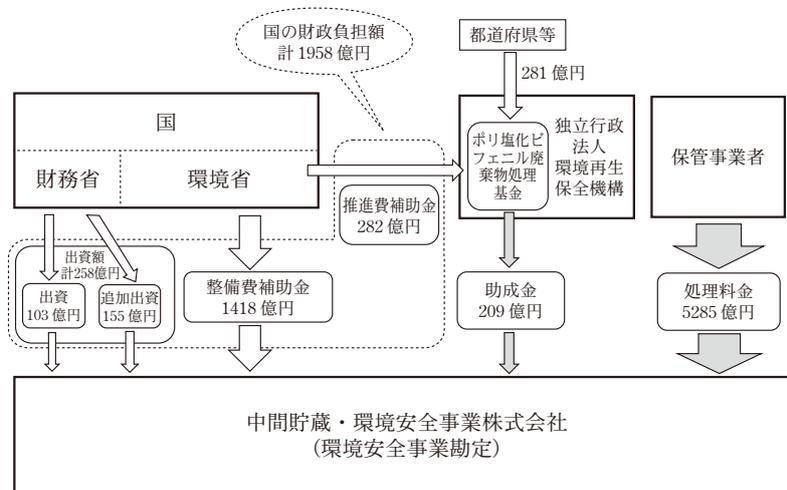
(4) PCB 廃棄物処理事業に係る国の財政支援等

政府は、JESCO 法に基づき、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができることとされている。そして、政府は、会社設立の際に 103 億円を会社に対して出資しているほか、26年度から30年度までの間に計 155 億円を追加出資しており、30年度末における出資額は計 258 億円となっている。「中間貯

蔵・環境安全事業株式会社の会計に関する省令」(平成26年環境省令第32号)等によれば、PCB廃棄物処理事業については、環境安全事業勘定として区分経理することとされており、会社は、同勘定に整理した追加出資相当額をポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設原状回復引当金として積み立てなければならないこととされており、処理施設の解体及びこれに伴い発生する廃棄物の処理その他の原状回復のために必要な費用(以下「解体・撤去等費用」という。)に充てる場合に限り、同引当金を取り崩すこととされている。

また、環境省は、会社が行うPCB廃棄物の処理に直接必要な設備の新設、増設、改造、補修等をするなどの事業に対して、廃棄物処理施設整備費(PCB廃棄物処理施設整備事業)国庫補助金(以下「整備費補助金」という。)を交付しており、16年度から30年度までの交付額は計1418億余円となっている。さらに、同省は、独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号。以下「機構法」という。)等に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(16年3月31日以前は環境事業団。以下「機構」という。)に対して、保管事業者のうち中小企業者等の処理料金の負担を軽減するための事業(以下「軽減事業」という。)等に係る支出に充てるために設けられたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を造成するために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進費国庫補助金(以下「推進費補助金」という。)を交付しており、13年度から30年度までの交付額は計282億円となっている(図表2参照)。そして、機構は、機構法等に基づき、同基金を原資として、会社に対して、中小企業者等が保管する高濃度PCB廃棄物の処理に要する費用等として、助成金計209億円を交付している。

図表2 国の財政支援等の概要(平成30年度末現在)



(単位：億円)

項目	年度	平成13~15															計	
		13~15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		30
政府出資金		—	103	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	10	30	30	35	258
国庫補助金		60	241	202	203	195	78	88	54	149	88	120	46	44	47	40	38	1700
	整備費補助金	—	221	182	183	175	58	68	34	134	73	105	39	37	40	32	30	1418
	推進費補助金	60	20	20	20	20	20	20	20	15	15	15	7	7	7	8	8	282
国の財政負担額計		60	344	202	203	195	78	88	54	149	88	120	96	54	77	70	73	1958

(注) 表示単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計欄と一致しないものがある。

(5) 会社の中長期経営計画及び長期収支計画の概要

会社は、PCB廃棄物処理事業を安全かつ着実に実施するためには、中長期にわたって安定した経営基盤を維持することなどが重要であるとして、29年6月に中長期経営計画を策定している。

会社は、中長期経営計画において、処理施設の解体・撤去等に向けた体制を構築し、収支相償の実現を目指すなどとしている。そして、様々な技術的な課題に対してスケジュール感を持って解決を図るとの考え方にに基づき、解体・撤去等の方法を確立するとともに、29年度末を目指して適正な解体・撤去等費用の見積り作業を進めるとしている。また、会社は、毎年度の処理量の見直し及びPCB廃棄物処理事業の終了に向けた体制の整備を行って、処理施設の解体・撤去等の進捗とともに長期収支計画を修正し、収支相償の実現に向けた経営判断に資するとしている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

国は、特措法により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備等を講ずるよう努めなければならないとされていることなどから、PCB廃棄物処理事業について、これまでに会社への政府出資金として258億円のほか、国庫補助金として計1700億余円、合計1958億余円と多額の国費を投入している。そして、PCB廃棄物処理事業については、今後も多額の事業費が発生することが見込まれている。

そこで、本院は、経済性、効率性、有効性等の観点から、PCB廃棄物処理事業等について、高濃度PCB廃棄物の処理及び掘り起こし調査は適切に行われているか、事業費や会社の財務状況等はどのようになっているか、長期収支計画において、収支相償の実現に向けて解体・撤去等費用が適切に見積もられ、国の財政負担が明らかにされているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、13年度から30年度までのPCB廃棄物処理事業等を対象として、会社本社、東京、豊田、大阪、北九州各PCB処理事業所において、7処理施設におけるPCB廃棄物の処理状況等について関係者から説明を聴取したり、財務の状況、長期収支計画等に関する資料を確認したりするとともに、環境本省において掘り起こし調査の実施状況等に関する説明を聴取し、機構においてポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の取崩し状況に関する資料を徴するなどして会計実地検査を行った。また、122都道府県市を対象として掘り起こし調査の実施状況等に係る調書の作成を依頼し、その内容を分析するなどして調査した。

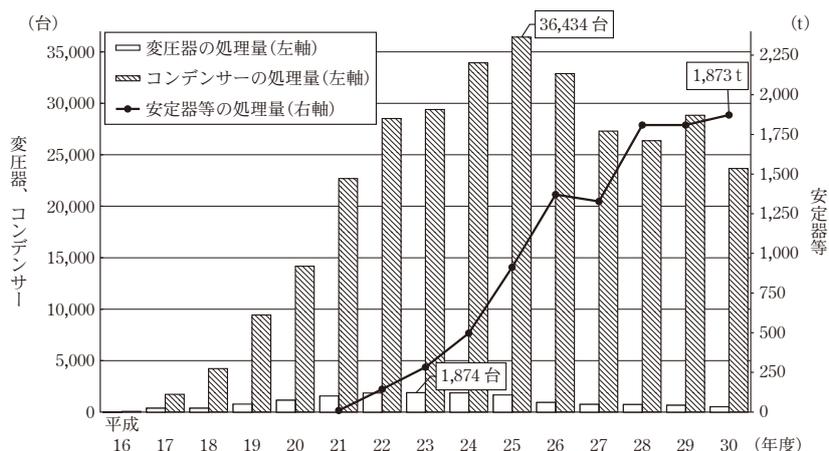
3 検査の状況

(1) PCB廃棄物処理事業の実施状況等

ア 高濃度PCB廃棄物の処理状況の推移

高濃度PCB廃棄物の処理状況をみると、図表3のとおり、変圧器及びコンデンサーの処理量は、16年度の北九州(I期)処理施設の整備以降、他の処理施設が順次整備されたことに伴い増加した後、変圧器は23年度の1,874台、コンデンサーは25年度の36,434台をピークにそれぞれ減少してきている。また、安定器等の処理量は、21年度に北九州(II期)処理施設、25年度に北海道(増設)処理施設の整備に伴い、年々増加してきている。

図表3 高濃度 PCB 廃棄物の処理状況の推移(平成16年度～30年度)



会社は、既に都道府県市に届出が行われ所在が確認されている高濃度 PCB 廃棄物の総量に基づくなどして、31(令和元)年度から35(令和5)年度までの計画処理量(平成30年度末現在)を変圧器1,304台、コンデンサー35,042台、安定器等5,749tと見込んでいる。そこで、16年度から30年度までの実際の処理量と31(令和元)年度から35(令和5)年度までの計画処理量とを合算した処理量全体に占める実際の処理量の割合を算出して処理の進捗状況を見ると、変圧器及びコンデンサーは9割程度、安定器等は6割程度となっていた(図表4参照)。

そして、各年度における各処理施設の変圧器、コンデンサー、安定器等の計画処理量が、各処理施設の処理能力の範囲内とされ、過年度における各処理施設の実際の処理量の最大値よりは低い値で設定されていることからみて、このままの状態で推移すれば、既に所在が確認されている高濃度 PCB 廃棄物については、計画的処理完了期限である令和5年度末までに処理できることが見込まれる。

図表4 高濃度 PCB 廃棄物に係る処理の進捗状況等(平成30年度末現在)

高濃度 PCB 廃棄物の種類	平成16年度から30年度までの実際の処理量(A)	計画処理量						割合(%) (A)/((A)+(B))
		平成31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	計(B)	
変圧器 (台)	15,081	454	474	292	84	/	1,304	92.0
コンデンサー (台)	319,664	15,043	11,012	7,877	1,110		35,042	90.1
安定器等 (t)	10,042	1,740	1,740	1,126	850	293	5,749	63.5

イ 都道府県市が行う掘り起こし調査の実施状況

基本計画によれば、都道府県市は、処分期間内に一日でも早く掘り起こし調査を終えることとされている。そこで、本院が、122都道府県市が行う掘り起こし調査の実施状況を調査したところ、回答が得られた118都道府県市のうち、平成30年度末現在、変圧器及びコンデンサーの掘り起こし調査は、図表5のとおり、46府県市が終了しており、残りの72都道府県市は調査中としている。そして、72都道府県市の進捗状況を見ると、72都道府県市において調査が可能な対象事業者数に占める回答事業者数と最終通知を送付した事業者数とを合算した事業者数の割合(以下「進捗率」という。)の平均は82.2%となっている。

一方、安定器の掘り起こし調査は、3府県市が終了しているが、51都県市は掘り起こし調査を始めていない。そして、調査中としている残りの64道府県市における進捗率の平均は37.3%となっており、変圧器及びコンデンサーの掘り起こし調査に比べて安定器の掘り起こし調査を終了していない都道府県市が多い状況となっている。これは、多くの都道府県市において、安定器等の処分期間の末日が変圧器及びコンデンサーに比べて後に設けられていたり、照明器具に使用される安定器は調査対象事業者が多く、そのリストの整備が困難であったりすることなどによる。なお、環境省は、都道府県市の一部から要望があったことから、31年1月に都道府県市に対して、安定器に係る調査対象事業者のリストを提供するなどしている。

図表5 掘り起こし調査の状況(平成30年度末現在)

区分	都道府県市数	調査対象事業者数(件)					都道府県市ごとの調査の進捗率の平均(%) (B)+(D)/A	区分	都道府県市数	調査対象事業者数(件)					都道府県市ごとの調査の進捗率の平均(%) (B)+(D)/A
		未達事業者数	調査が可能な対象事業者数			最終通知を送付した事業者数(D)				未達事業者数	調査が可能な対象事業者数			最終通知を送付した事業者数(D)	
			(A)=(B)+(C)	(B)	(C)						(A)=(B)+(C)	(B)	(C)		
変圧器、コンデンサー	調査済み	46	15,357	271,943	237,265	34,678	34,678	安定器	調査済み	3	11,694	87,633	60,019	27,614	27,614
	調査中	72	18,796	506,071	409,277	96,794	0	82.2	調査中	64	16,317	967,999	335,882	632,117	105
	計	118	34,153	778,014	646,542	131,472	34,678		未調査	51					
									計	118	28,011	1,055,632	395,901	659,731	27,719

注(1) 掘り起こし調査済みの2府市は、変圧器等の掘り起こし調査や安定器の掘り起こし調査に特化した調査を行っていないことから、変圧器等及び安定器の調査対象事業者数をまとめてそれぞれの調査に計上している。

注(2) 変圧器等の掘り起こし調査中の1県は、調査対象事業者数ではなく調査対象台数で把握しているため、調査対象事業者数には計上していない。

注(3) 「未達事業者数」は、アンケート調査票を発送したものの、不在郵便となった事業者数である。

注(4) 「都道府県市ごとの調査の進捗率の平均」は、都道府県市ごとに算出した進捗率を平均したため、図表中の数値を計算しても一致しない。

ウ 掘り起こし調査の終了後に確認された高濃度 PCB 廃棄物等の状況

イの46府県市において、掘り起こし調査の調査対象事業者となっていなかった新たな保管事業者からの連絡や掘り起こし調査の際に保管していないと回答していた事業者からの連絡等により、掘り起こし調査の終了後に所在が確認された高濃度 PCB 廃棄物等は、30年度末現在で変圧器18台及びコンデンサー720台となっており、一定量の高濃度 PCB 廃棄物等の所在が確認されている。そして、46府県市のうち、調査が可能な対象事業者の全てから回答を得られて掘り起こし調査を終了していた11県市では、掘り起こし調査の終了後にコンデンサー56台の所在が確認されており、対象事業者の一定数から回答を得た後に未回答事業者等に対して最終通知を送付することにより掘り起こし調査を終了していた残りの35府県市では、掘り起こし調査の終了後に変圧器18台及びコンデンサー664台の所在が確認されている。また、マニュアルにおいて、未回答事業者に対してフォローアップ調査を繰り返し実施することとされているものの、35府県市の中には、調査対象事業者の存否の確認に時間を要したことから、フォローアップ調査を行わないまま最終通知を送付して掘り起こし調査を終了していた市も見受けられた。

このように調査が可能な対象事業者の全てから回答を得ていたり、対象事業者の一定数から回答を得た後に未回答事業者等に対して最終通知を送付したりした後も高濃度 PCB 廃棄物等の所在が確認されることがあることなどから、都道府県市は、掘り起こし調査において、最終通知を送付する前に十分なフォローアップ調査等を行うことにより、高濃度 PCB 廃棄物等の所在を確実に把握することが重要である。

(2) PCB 廃棄物処理事業に係る事業費及び国の財政負担の状況

ア PCB 廃棄物処理事業に係る事業費の状況

会社は、PCB 廃棄物処理事業の事業費を試算した上で、処理料金収入等により収支相償となるように高濃度 PCB 廃棄物の種類ごとに処理料金を設定しており、平均的な高濃度 PCB 廃棄物 1 台当たりの処理料金は、変圧器 551 万円程度、コンデンサー 76 万円程度及び安定器 6 万円程度となっている。そして、処分期間の延長や計画的処理完了期限の設定等に伴う処理料金の見直しについては、見直しの前後で保管事業者の料金負担に差が生ずることになり、保管事業者間の公平性を損なうおそれがあるなどとして実施していない。

上記事業費の試算のうち、5 処理施設での処理を前提とするなどした 16 年度の事業費の試算額及び事業費に対する収入の試算額(以下、これらを「16 年度計画額」という。)、7 処理施設の全てが稼働している 30 年度末までの事業費及び収入の実績額(以下、これらを「30 年度末実績」という。)及び国に報告している長期収支計画(平成 30 年 3 月策定。以下「29 年度長期計画」という。)において見込んでいる PCB 廃棄物処理事業終了時までの全ての事業費及び収入の見込額(以下「事業終了時見込額」という。)については、次のとおりとなっている(図表 6 参照)。

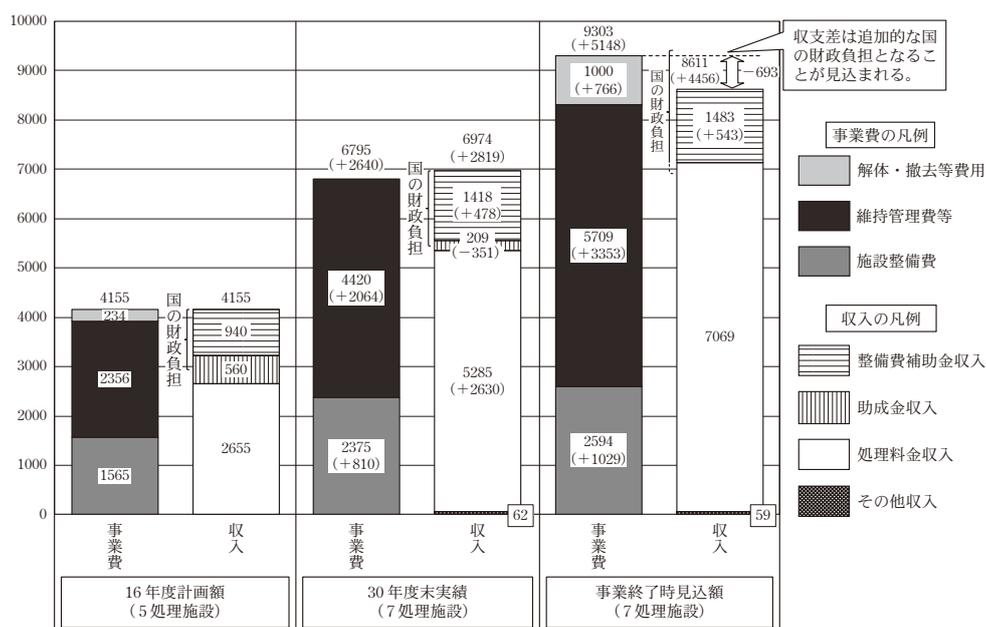
すなわち、30 年度末実績の事業費計 6795 億円は、16 年度計画額の事業費計 4155 億円と比べて 2640 億円増加している。これは、30 年度末までに解体・撤去等が始まっていないことから、16 年度計画額で見込んでいた解体・撤去等費用 234 億円は実績額として計上されていない一方、処理施設の増加と処分期間の延長等に伴い、施設整備費が 810 億円、維持管理費等が 2064 億円増加したことによる。

また、事業終了時見込額の事業費計 9303 億円は、16 年度計画額の事業費計 4155 億円と比べて 5148 億円増加すると見込んでいる。これは、処理施設の増加と処分期間の延長等に伴い、施設整備費が 1029 億円、維持管理費等が 3353 億円、及び解体・撤去等費用が 766 億円増加すると見込んでいることによる。

事業費に対する収入の状況についてみると、30 年度末実績の事業費に対する収入は計 6974 億円となっていて、事業費を賄うことができている一方、事業終了時見込額の収入は計 8611 億円と見込まれており、693 億円の支出超過になることが見込まれている。これは、処分期間の延長等に伴う維持管理費等の増加や、解体・撤去等費用の増加等の収入が伴わない費用の増加等によるものである。

そして、特措法により、国は、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることなどから、処理料金収入等により賄うことができない PCB 廃棄物処理事業に係る事業費は、追加的な国の財政負担となることが見込まれる。

図表6 事業費及び収入の計画額、実績額等の状況 (単位：億円)



注(1) 本図表は、平成30年度までの損益計算書、29年度長期計画等を基に本院が作成した。なお、事業終了時見込額の処理料金収入には助成金収入を含んでいる。

注(2) 16年度計画額及び30年度末実績については、整備費補助金収入の額及び助成金収入の2分の1程度の額が国の財政負担となる。また、事業終了時見込額については、整備費補助金収入の額、助成金収入の2分の1程度の額及び収支差額相当分が国の財政負担となるが、このうち助成金収入の2分の1程度の額については不明であるため表示していない。

注(3) 金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、事業費と収入を差し引いても収支差とは一致しない。なお、括弧書きの数値は、16年度計画額からの増減額である。

イ 長期収支計画等

会社は、29年度長期計画において、PCB廃棄物処理事業の完了時期を41(令和11)年度末と仮定した上で、28年度までの実績額のほか、売上高、売上原価等の計画額を計上している。また、売上原価のうち、解体・撤去等費用については、7処理施設に係る総額を1000億円と見込んでいる(図表7参照)。

(ア) 収支の推移

29年度長期計画では、今後、売上高は、各処理施設の計画的処理完了期限を迎える30年度末から35(令和5)年度末までの間に、高濃度PCB廃棄物の処理量が大幅に減少していくことに伴い大きく減少し、36(令和6)年度以降は売上げがなくなるとしている。

一方、解体・撤去等費用を除く売上原価については、31(令和元)年度以降は、処理量の減少に伴い次第に減少していくが、処理量が減少して売上高が減少しても、処理施設を稼働し又は維持するための維持管理費等が発生することなどから、34(令和4)年度以降は、毎年度、売上原価が売上高を超過することや、解体・撤去等費用が37(令和7)年度以降の数年間多額となることなどの影響により、環境安全事業勘定の収支は、34(令和4)年度以降、毎年度当期純損失が発生するとしている(図表7参照)。

図表7 29年度長期計画(平成29年度～41年度)

(単位：億円)

項目	年度	平成29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	総計
	～平成28														
売上高	4169	615	569	568	545	430	148	26	—	—	—	—	—	—	7069
売上原価(解体・撤去等費用を除く)	3588	404	417	383	344	253	191	146	54	39	16	15	10	8	5867
解体・撤去等費用	289	66	64	20	6	6	3	1	0	49	105	227	165	0	1000
当期純利益又は当期純損失	△139	80	42	108	123	91	△75	△150	△70	△101	△130	△251	△185	△38	△693

注(1) 平成28年度までは実績額、29年度以降は計画額となっている。

注(2) 金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、集計しても総計欄とは一致しない。

そして、会社は、41(令和11)年度末における累積損失額は693億円になると見込んでいる一方、30年度までの追加出資額155億円に545億円を加えた総額700億円の追加出資を受けると最終的に収支相償になるとしている。上記の追加出資額は、環境省が解体・撤去等費用に係る国の負担割合を処理施設の整備費用に係る国の負担割合と同等と想定していることを前提として会社が見込んでいるものであり、国の予算措置として確定しているものではない。

このように、PCB廃棄物処理事業の収支相償は、29年度長期計画によると、令和元年度以降の国の追加出資額545億円等を前提としたものとなっているが、環境省は、国の財政負担が最終的にどの程度となるかなどについて明らかにしていない。

(イ) 解体・撤去等費用

会社は、7処理施設に係る解体・撤去等費用の総額について、確度の高い見積りができていないため今後更に精査が必要であるとしているものの、1処理施設当たりの解体・撤去等費用を一律に150億円と想定するなどして、29年度長期計画において前記のとおり1000億円を見込んでいる。

しかし、会社が平成29年度に実施した「PCB廃棄物処理施設の解体撤去に関する技術ヒアリング業務」において、処理施設を整備したプラントメーカーに解体・撤去等の仕様を示して徴した見積りに基づき算出される7処理施設に係る解体・撤去等費用は、PCBの付着状況及び除去分別の方法、解体方法等の条件によっては29年度長期計画の解体・撤去等費用1000億円を大きく上回る額になると報告されている。

このように、29年度長期計画で見込まれている7処理施設の解体・撤去等費用1000億円については、会社が今後更に精査が必要であるとしていること、上記の報告によれば、PCBの付着状況及び除去分別の方法、解体方法等の条件によっては費用が高額なものになると想定されていることなどを勘案すると、今後のPCBの付着状況の調査、PCBの除去分別の方法等の検討等の結果次第では、更に高額になるおそれがあり、そのような場合には、令和元年度以降の追加出資額が前記の想定額545億円を上回るおそれもある。

そして、会社は、中長期経営計画において、処理施設の解体・撤去等に向けた体制を構築し、様々な技術的な課題に対してスケジュール感を持って解決を図るとしており、収支相償を実現するための解体・撤去等費用の見積り作業について、平成29年度末を目指して進めるとしていた。

しかし、会社は、事業終了準備期間に入っている北九州(I期)処理施設において、先行的にPCBの付着状況の調査を実施したり、設備の一部について先行的に解体・

撤去等を実施するなどして解体・撤去等に係る各種手法・技術の安全性、有効性等を確認したりするなどの取組を進めているが、令和元年7月時点において、収支相償の実現に向けた7処理施設の解体・撤去等に関する技術的な課題の解決や解体・撤去等費用の見積りをするための具体的な計画策定を終えておらず、確度の高い解体・撤去等費用の見積りはできていない。

ウ 掘り起こし調査の軽減事業分に対する影響等

環境省は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金のうち軽減事業に係る支出に充てる分(以下「軽減事業分」という。)の所要額を560億円と算定し、このうち機構法に基づき同省が軽減事業分の造成のために負担することになっている280億円については、平成13年度から30年度までの間に、機構に対して推進費補助金として交付している。そして、機構は、17年度から30年度までの間に計203億余円を軽減事業分から取り崩して会社に助成金として交付しており、30年度末における軽減事業分の残高は367億余円となっている(図表8参照)。

図表8 軽減事業分の造成額、取崩し額等(平成13年度～30年度) (単位:億円)

収入内訳	年度(平成)																
	13~15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	累計
造成額	120	40	40	40	40	40	40	38	28	28	28	13	13	13	13	13	553
うち推進費補助金	60	20	20	20	20	20	20	20	15	15	15	7	7	7	7	7	280
取崩し額	—	—	0	0	2	7	11	14	17	24	22	21	21	19	19	20	203
各年度末の残高	120	160	200	241	280	315	347	373	387	393	400	393	385	380	374	367	

- 注(1) 各年度末の残高には運用収入を含む。
- 注(2) 造成額のうち推進費補助金以外は都道府県からの補助金であり、まだ全額拠出されていない。
- 注(3) 1(4)の推進費補助金282億円のうち、軽減事業に充てるための補助金額として「うち推進費補助金」280億円を表示している。
- 注(4) 表示単位未満を切り捨てて表示しているため、各項目を集計しても計欄と一致しないものがある。

環境省は、29年度末時点における高濃度PCB廃棄物等の保管量及び所有量を基に、掘り起こし調査により発見が推定される率(以下「掘り起こし率」という。)を乗ずるなどして、軽減事業の対象となる中小企業者等における高濃度PCB廃棄物等の保管量等を推定している。同省は、中小企業者等における高濃度PCB廃棄物等の保管量等の推定に当たり、変圧器及びコンデンサーについては過去の掘り起こし調査の実績値に基づく掘り起こし率を用いているが、安定器については掘り起こし調査の実績が少ないことから変圧器及びコンデンサーに比べて掘り起こし調査により発見される可能性が高いことを想定した掘り起こし率を用いている。

そして、この保管量等に助成単価を乗ずるなどして、30年度以降の取崩し見込額を、安定器については285億余円、安定器以外については92億余円、計377億余円と試算して、29年度末の軽減事業分の残高374億余円は全て使用されるとしている。

しかし、前記のとおり、安定器については、掘り起こし調査を終了していない都道府県市が多い状況となっており、今後の安定器の掘り起こし調査の進捗に伴い、その結果次第では、軽減事業分の取崩し見込額は変動し、軽減事業分の残高に過不足が生ずるおそれがあり、そのような場合には、国の財政負担に対して影響を与えるおそれがある。

4 本院の所見

PCB 廃棄物処理事業については、世界でも類をみない大規模な化学処理方式による処理を実施していることなどから、処理施設の操業開始後に発生した問題により事業が遅延するなどしてきたが、会社は、再発防止対策や一層の安全衛生対策を講ずるなどしてきた。そして、会社は、高濃度 PCB 廃棄物を処理する唯一の事業者として重要な役割を担っており、今後も、事業の円滑な終了に向けて、環境と安全に留意しつつ、確実かつ適正な処理を進めるとともに、処理施設の解体・撤去等の準備及びその実施を図る必要がある。また、国は、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備やその他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国の財政負担について明らかにすることが求められる。

このような中で、都道府県市が行う掘り起こし調査について、掘り起こし調査の終了後に高濃度 PCB 廃棄物等の所在が確認されることがあることなどから、都道府県市は、未回答事業者に最終通知を送付する前に十分なフォローアップ調査等を行うことにより、高濃度 PCB 廃棄物等の所在を確実に把握することが重要である。

そして、会社は、29 年度長期計画において、今後の処理施設の解体・撤去等費用に対する追加出資を見込んで最終的に収支相償になるとしているが、令和元年 7 月時点で確度の高い解体・撤去等費用の見積りはできていない。

したがって、環境省及び会社は、次のような点に留意して、PCB 廃棄物処理事業を実施することなどが重要である。

ア 環境省は、掘り起こし調査の終了後に高濃度 PCB 廃棄物等の所在が確認される事態を少なくして、今後の軽減事業分の取崩し見込額を早期に把握するために、都道府県市に対して、掘り起こし調査において、未回答事業者に最終通知を送付する前に十分なフォローアップ調査等を行うことにより、高濃度 PCB 廃棄物等の所在を確実に把握することが重要であることを十分に周知すること、また、7 処理施設の解体・撤去等費用について、会社に早期に確度の高い見積りを行わせた上で、国の財政負担となることが見込まれる額を明らかにすること

イ 会社は、7 処理施設の解体・撤去等に関する技術的な課題の解決や解体・撤去等費用の見積りをするための具体的な計画を早急に定めて、安全かつ経済的な PCB の除去分別や処理施設の解体の方法等についての検討を行うなどして解体・撤去等費用の低減を図ること

本院としては、会社が実施する PCB 廃棄物処理事業の実施状況、国の財政負担の状況等について、引き続き注視していくこととする。

第4 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について

検査対象	日本銀行、財務省
業務の根拠	日本銀行法(平成9年法律第89号)等
日本銀行の業務の概要	日本銀行券の発行、国庫金の取扱い、国債に関する国の事務、通貨及び金融の調節、金融機関の間における資金決済の円滑に資する業務、信用秩序の維持に資するための業務等
平成30年度末の長期国債の残高	459兆5862億円
平成30年度末の日銀当座預金の残高	393兆8836億円
平成30年度末の自己資本の残高	9兆1824億円
平成30年度の国庫納付金の額	5576億円

1 検査の背景

(1) 日本銀行の金融調節

日本銀行は、日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給したり、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収したりして、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金(以下「日銀当座預金」という。)の残高を増減させることにより、金融市場における資金過不足の調整(以下「金融調節」という。)を行っている。

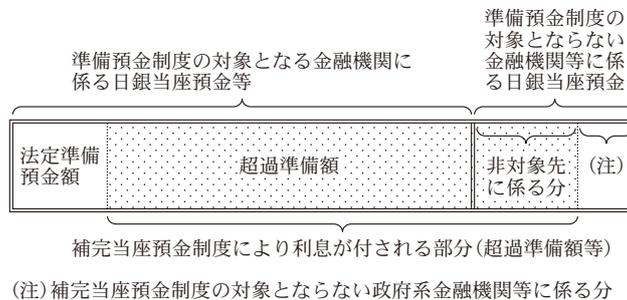
また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。)のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額(以下「法定準備預金額」という。)を超える額(以下「超過準備額」という。)並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等(以下「非対象先」という。)に係る日銀当座預金(以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。)について、いずれも政策委員会で決定した適用利率(制度導入時は年0.1%)による利息を付すものである(図表1参照)。

(注1) 準備預金制度 準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

(注2) 準備預り金 準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

(注3) 準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等 準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

図表1 補完当座預金制度の概要



(2) 量的・質的金融緩和等の概要

日本銀行が25年度から30年度までの間に決定した量的・質的金融緩和等の概要は、次のとおりとなっている。

ア 量的・質的金融緩和の導入及びその拡大

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2%とする物価安定の目標(以下「物価安定の目標」という。)を導入した。そして、日本銀行は、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために、金融調節の操作目標を無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベース^(注4)に変更し、金融調節の方針(以下「金融市場調節方針」という。)として、マネタリーベースが「年間約60~70兆円」に相当するペースで増加するように金融調節を行い、また、資産の買入れ方針として、①長期国債(発行から償還までの期間が2年以上の国債をいう。以下同じ。)について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を3年弱から7年程度に延長すること、②指数連動型上場投資信託(以下「ETF」という。)及び不動産投資信託(以下「J-REIT」という。)について、保有残高がそれぞれ年間約1兆円及び年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとする金融緩和(以下「量的・質的金融緩和」という。)を導入した。

日本銀行は、26年10月に、量的・質的金融緩和の拡大を決定し、金融市場調節方針として、マネタリーベースが年間約80兆円(拡大前から約10~20兆円追加)に相当するペースで増加するように金融調節を行うこととした。また、資産の買入れ方針として、①長期国債について、保有残高が年間約80兆円(同約30兆円追加)に相当するペースで増加するように買入れを行うとともに、買入れる長期国債の平均残存期間を最大3年程度延長して「7年~10年程度」にすること、②ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約3兆円及び年間約900億円(同いずれも3倍増)に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとした。

(注4) マネタリーベース 日本銀行が供給する通貨の総量。日本銀行券発行高、貨幣流通高及び日銀当座預金の合計額で構成される。平成31年3月末のマネタリーベースの残高は506兆円である。

イ 量的・質的金融緩和の補完措置の導入

日本銀行は、27年12月に、量的・質的金融緩和の円滑な遂行等のために、①長期国債の買入れについて、28年1月以降、買入れる長期国債の平均残存期間を「7年～12年程度」に長期化すること、②ETFについて、同年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買入れること、③J-REITについて、銘柄別の買入限度額を当該銘柄の発行済投資口の総数の「5%以内」から「10%以内」に引き上げることなどとする量的・質的金融緩和を補完するための諸措置(以下「補完措置」という。)の導入を決定した。

ウ マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年1月に、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、従前の量的・質的金融緩和に、日銀当座預金等の一部にマイナスの金利を適用する「マイナス金利」を加えた金融緩和(以下「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」という。)の導入を決定した。上記のマイナス金利は、補完当座預金制度を改正して、同年2月以降、日銀当座預金等を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用するものである。

エ 金融緩和の強化

日本銀行は、28年7月に、英国のEU離脱問題や新興国経済の減速を背景に海外経済の不透明感が高まり国際金融市場では不安定な動きが続いているとした上で、こうした不確実性が企業や家計のコンフィデンス(信認)の悪化につながることを防止するなどの観点から、ETFについて、保有残高が年間約6兆円(従来の約3.3兆円からほぼ倍増)に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどを決定した。

オ 長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入

日本銀行は、28年9月に、量的・質的金融緩和及びマイナス金利付き量的・質的金融緩和の下での経済・物価動向と政策効果について総括的な検証を行い、その結果を踏まえて、物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、上記二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。

日本銀行は、上記長短金利操作付き量的・質的金融緩和の下での金融市場調節方針として、それまでのマネタリーベース増加額目標に代えて、物価安定の目標に向けたモメンタム(勢い)を維持するために最も適切と考えられる短期・長期の金利の形成を促すべく、毎回の金融政策決定会合において、長短金利の操作についての方針(以下「金利操作方針」という。)を示すこととした。具体的には、28年9月の金融政策決定会合において、短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%(従来どおり)の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととした。そして、長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営するとともに、引き続き幅広い銘柄を買入対象とし、平均残存期間の定めは廃止することとした。また、資産の買入れ方針として、ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約6兆円及び年間約900億円(いずれも従来どおり)に相当するペースで増加するように買入れを行うことなどとした。

カ 強力な金融緩和継続のための枠組み強化

日本銀行は、30年7月に、強力な金融緩和を粘り強く続けていく観点から、政策金利のフォワードガイダンス^(注5)を導入することにより、物価安定の目標の実現に対するコミットメントを強めるとともに、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の持続性を強化する措置を決定した。

日本銀行は、上記のフォワードガイダンスとして、令和元年10月に予定されている消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえて、当分の間、現在の極めて低い長短金利の水準を維持することを想定しているとした。そして、金融市場調節方針として、短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行い(いずれも従来どおり)、その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施することとした。また、資産の買入れ方針として、ETF及びJ-REITについて、保有残高がそれぞれ年間約6兆円及び年間約900億円(いずれも従来どおり)に相当するペースで増加するように買入れを行い、その際、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとするなどとした。

(注5) 政策金利のフォワードガイダンス 金融政策に対する市場の信認や期待を高めるために、日本銀行が金融市場調節方針として決定する金利の水準(政策金利)に関する将来の運営方針をあらかじめ示すもの

以上の量的・質的金融緩和導入以降の金融市場調節方針等の変遷をまとめると、図表2のとおりである。

図表2 量的・質的金融緩和導入以降の金融市場調節方針等の変遷

区分	金融市場調節方針	資産の買入れ方針等				金利操作方針等	
		長期国債		ETF	J-REIT		
		買入額	買入れの平均残存期間				
平成25年4月	量的・質的金融緩和の導入	マネタリーベースが年間約60～70兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年程度	保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約300億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	—
26年10月	量的・質的金融緩和の拡大	マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～10年程度	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	—
28年1月	マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入	マネタリーベースが年間約80兆円に相当するペースで増加するように金融調節を行う。	保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	7年～12年程度注(2)	保有残高が年間約3兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(3)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の金利を適用する。
28年9月	長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。長期国債について、おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営する。注(4)	おおむね現状程度の買入れペース(保有残高の増加額年間約80兆円)をめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営する。注(4)	—(廃止)	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。注(5)	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。注(4)
30年7月	強力な金融緩和継続のための枠組み強化	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。注(6)	保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。注(6)	—	保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	保有残高が年間約900億円に相当するペースで増加するように買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入額は上下に変動し得るものとする。	短期金利については日銀当座預金等の一部に年マイナス0.1%の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ程度で推移するように長期国債の買入れを行う。その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとする。注(6)

注(1) 下線部分は、直上の表記内容からの変更箇所である。

注(2) 平成27年12月に導入が決定された補完措置では、28年1月以降、長期国債の買入れの平均残存期間は「7年～12年程度」に長期化することとされている。

注(3) 平成27年12月に導入が決定された補完措置では、ETFについて、28年4月以降、新たに年間約3000億円の枠を設けて「設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業」の株式を対象とするETFを買い入れることとされている。

注(4) 平成28年9月の長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

注(5) 平成28年7月に、「金融緩和の強化」として、ETFの保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するように買入れを行うことが決定されている。

注(6) 平成30年7月の強力な金融緩和継続のための枠組み強化に伴い決定された金融市場調節方針において記述されている事項である。

(3) 貸出支援基金の概要

日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として、我が国経済の成長基盤強化(以下「成長基盤強化」という。)及び貸出増加に向けた民間金融機関による取組を支援するために、^(注6)適格担保を担保とする二つの資金供給を実施している。

すなわち、日本銀行は、平成22年6月に、成長基盤強化に向けた金融機関の自主的な取組を金融面から支援するために、金融機関による成長基盤強化に向けた投融資の取組に応じて当該金融機関に対し長期かつ低利の資金供給による貸付けを行うこと(以下、この資金供給による貸付けを「成長基盤強化支援資金供給」という。)を決定した。

また、日本銀行は、24年12月に、金融機関の一段と積極的な行動と企業や家計の前向きな資金需要の増加を促す観点から、金融機関がその貸出しについて同年10月から12月までの月末残高平均額から増加させた場合に、その増加額を限度として長期かつ低利の資金供給による貸付けを行うこと(以下、この資金供給による貸付けを「貸出増加支援資金供給」という。)を決定した。そして、緩和した金融環境の実体経済への波及を支援するという日本銀行の政策姿勢をより明確化する観点から、金融機関が成長基盤強化に取り組むことと金融機関が貸出しの総額を増やすことは相互に補完的であることを踏まえて、成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給の二つの資金供給を「貸出支援基金」の運営と位置付けて実施することとした(両資金供給に係る貸付残高は、日本銀行の貸借対照表の資産科目である「貸出金」等に計上されている)。

日本銀行は、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、上記貸出支援基金の運営に関して、26年3月には、貸出増加支援資金供給の貸付限度額を、金融機関がその貸出しについて24年10月以降の各四半期における月末残高平均額の最高額から増加させた場合における当該増加額の2倍相当額に拡大することを決定した。また、27年12月には、補完措置の一つとして成長基盤強化支援資金供給の対象となる投融資の範囲を拡充したり、28年1月には、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入に併せて成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給の貸付利率を年0%(従来は年0.1%)に引き下げたりなどすることを決定した。

(注6) 適格担保 日本銀行が通貨及び金融の調節として行う与信に関して、日本銀行の資産の健全性を確保する観点から、信用度及び市場性が十分であり、担保権その他の権利の行使に支障がないと日本銀行が認める国債、地方債等の担保

(4) 債券取引損失引当金の制度の拡充

日本銀行は、日本銀行法施行令(平成9年政令第385号)等に基づき、各年度において、債券の売買等に伴い生じた収益又は損失について、債券取引損失引当金の積立て又は取崩しを行うことができることとなっている。

日本銀行は、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月に、財務大臣に対して引当金制度による対応の検討を要請した。その後、同月に日本銀行法施行令等が改正されて債券取引損

失引当金の制度が拡充され、同引当金について、27年度決算から当分の間、上記収益の額に長期国債利息の金額の全部又は一部を、上記損失の額に有利子負債に係る支払利息の金額をそれぞれ含めることとされた。

(注7) 有利子負債 超過準備額、売出手形等

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

本院は、これまでに、特定検査対象に関する検査状況として、平成25年度決算検査報告に「日本銀行の財務の状況及びその推移について」を、平成26年度決算検査報告に「量的・質的金融緩和の導入及びその拡大の日本銀行の財務への影響について」を、平成27年度決算検査報告、平成28年度決算検査報告及び平成29年度決算検査報告に「量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について」をそれぞれ掲記し、日本銀行が物価安定の目標に向けて、量的・質的金融緩和の下で金融機関等から長期国債を中心に多額の金融資産を買い入れるなどした結果、日本銀行の資産及び負債の額が毎年度増加していること、日本銀行が保有する長期国債(以下「保有長期国債」という。)の利回りが低下傾向で推移していることなどを記述した。

そして、前記のとおり、日本銀行が25年4月に量的・質的金融緩和を導入して以降、各決定に伴い金融市場調節方針、資産の買入れ方針等が変更されてきたほか、27年11月には、日本銀行の財務の健全性を確保する観点から、債券取引損失引当金の制度が拡充されている。

そこで、本院は、令和元年次の検査においては、上記の状況を踏まえつつ、平成24年度から30年度までの日本銀行の財務の状況について、財務の健全性が確保されているかなどに着目し、正確性、合規性、経済性等の観点から、量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債、貸出金等の資産及び日銀当座預金、引当金等の負債等並びに保有長期国債の利回りや補完当座預金制度に係る支払利息等の損益の状況はどのように推移しているか、財務の健全性を確保するための取組状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき日本銀行から本院に提出された財務諸表等について書面検査を行うとともに、日本銀行及び財務本省において、日本銀行の財務の状況、国庫納付金の納付状況、財務諸表等に係る財務大臣の承認等に関する各種資料等の提出を受けるなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

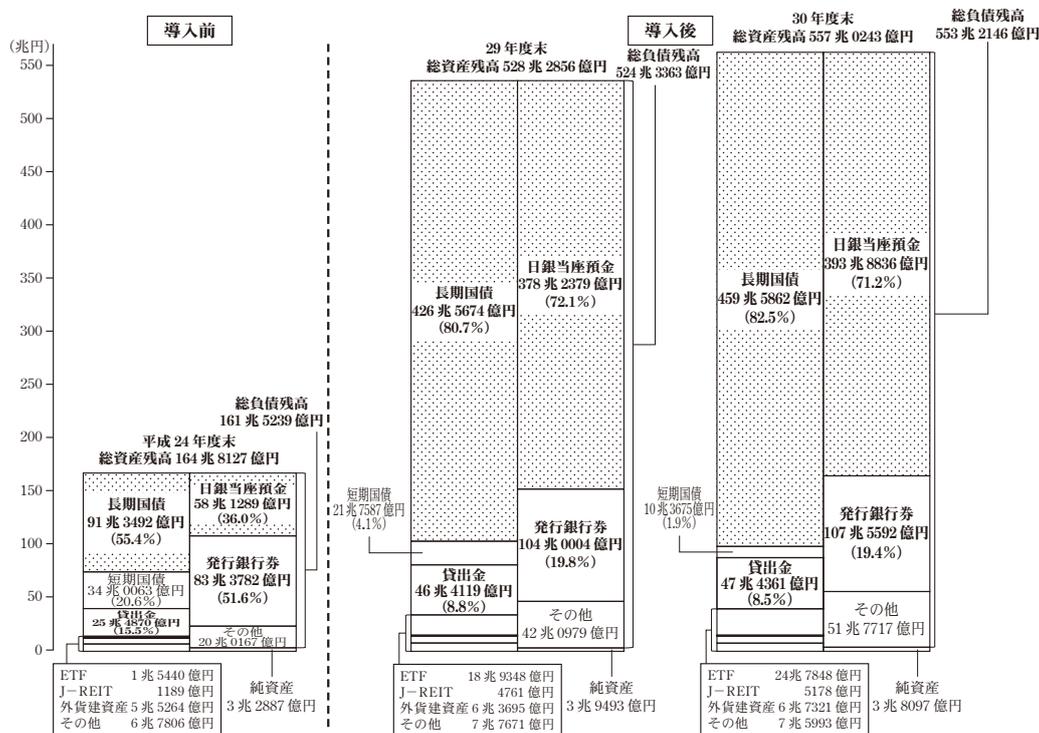
(1) 日本銀行の資産、負債等への影響

ア 日本銀行の資産及び負債への影響

25年4月の量的・質的金融緩和の導入の前後における日本銀行の資産、負債等の状況をみると、総資産残高及び総負債残高は、図表3のとおり、それぞれ、24年度末には164兆8127億円及び161兆5239億円であったものが、30年度末には557兆0243億

円(24年度末の約3.4倍)及び553兆2146億円(同約3.4倍)に増加している。そして、資産及び負債の主なものはそれぞれ長期国債及び日銀当座預金となっていて、長期国債は24年度末に91兆3492億円であったものが30年度末には459兆5862億円(同約5.0倍)に、日銀当座預金は58兆1289億円であったものが393兆8836億円(同約6.8倍)にそれぞれ増加している。

図表3 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の資産、負債等の状況



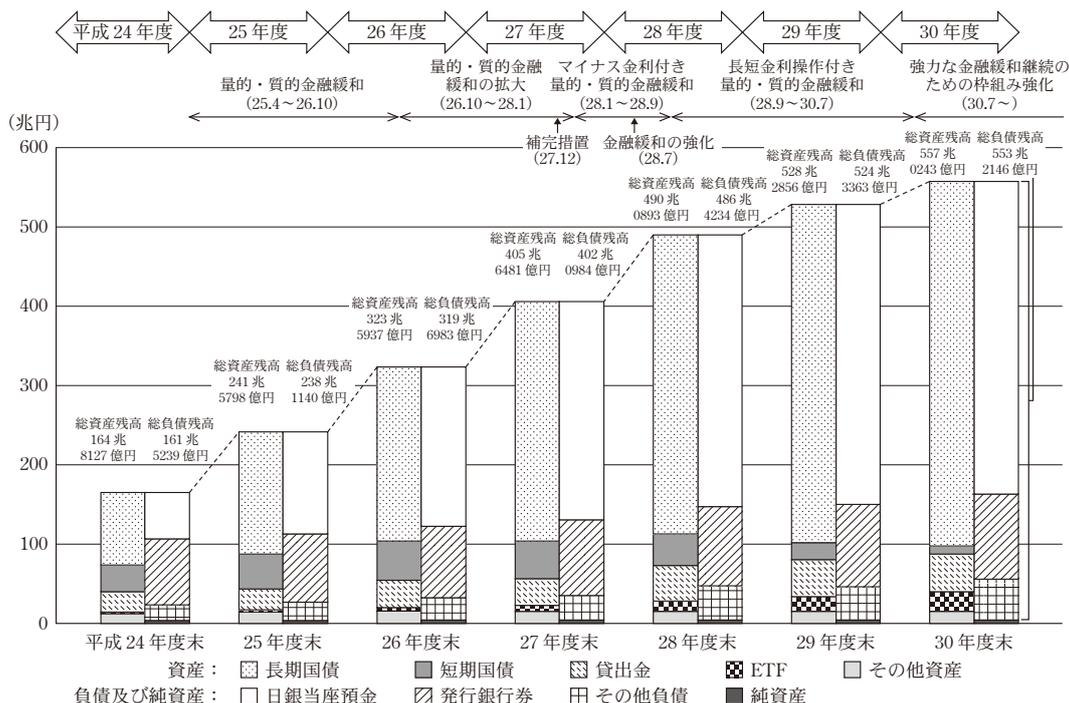
注(1) 日本銀行の貸借対照表及び附属明細書から本院が作成した。

注(2) 資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

注(3) ()書きは、総資産残高又は総負債残高に対する割合である。

また、24年度から30年度までの間の各年度末における日本銀行の資産、負債等の推移をみると、図表4のとおり、総資産残高及び総負債残高はいずれも毎年度増加している。これは、総資産残高については、主に、日本銀行が25年4月に量的・質的金融緩和を導入して金融市場調節方針としてマネタリーベース増加額目標を設定し、金融機関等からの長期国債の買入れを保有残高が増加するペースで行ってきたこと、そして、28年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和を導入して金融市場調節方針としてマネタリーベース増加額目標に代えて設定した金利操作方針の下で、金利操作方針を実現するよう引き続き上記長期国債の買入れを保有残高が増加するペースで行ってきたことによるものである。また、総負債残高については、主に、日本銀行による上記長期国債の買入れにより金融機関等が日本銀行に預け入れている日銀当座預金の残高が増加してきたことによるものである。

図表4 日本銀行の資産、負債等の推移



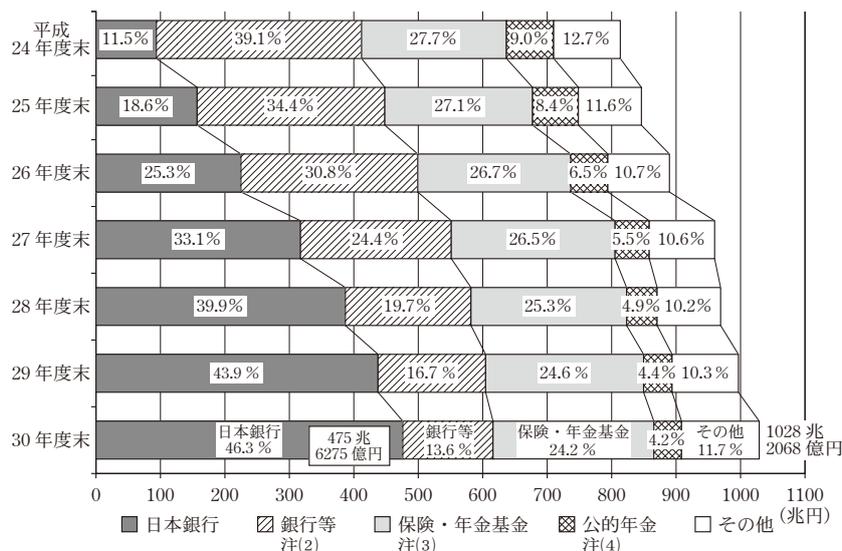
(注) 日本銀行の貸借対照表、附属明細書等から本院が作成した。

イ 保有長期国債への影響

(ア) 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合

長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合は、図表5のとおり、30年度末には46.3%（発行残高1028兆2068億円（時価ベース）のうち475兆6275億円（同））となっていて、量的・質的金融緩和の導入前の24年度末における保有割合11.5%の約4.0倍となっている。

図表5 長期国債の発行残高に占める日本銀行の保有割合の状況



注(1) 日本銀行「資金循環統計」から本院が作成した。

注(2) 国内銀行、信用金庫等の預金取扱機関であり、株式会社ゆうちょ銀行を含む。

注(3) 生命保険、企業年金等であり、株式会社かんぽ生命保険を含む。

注(4) 共済組合、年金積立金管理運用独立行政法人等である。

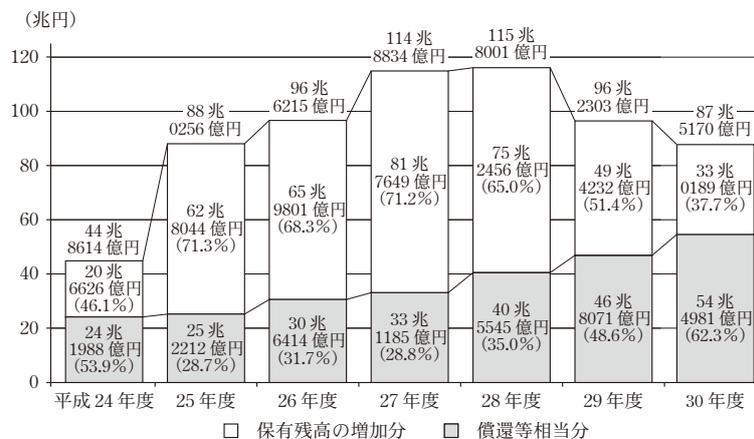
(イ) 日本銀行による長期国債の買入額等

日本銀行は、前記のとおり、26年10月から28年9月までの間、資産の買入れ方針として、長期国債について、保有残高が年間約80兆円(25年4月から26年10月までは年間約50兆円)に相当するペースで増加するように買入れを行うこととしており、この間、保有長期国債のうち償還期限が到来して償還される保有長期国債の金額等に相当する分(以下「償還等相当分」という。)の買入れに加えて、このペースでの保有残高の増加分の買入れを行っていた。

そして、日本銀行は、28年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定して金融市場調節方針を変更し、長期国債について、10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように買入れを行い、従来と同程度の買入れペースをめどとしつつ、金利操作方針を実現するように運営することとした。また、30年7月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の持続性を強化する措置を決定して、10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行い(従来どおり)、その際、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施することとした。

日本銀行が24年度から30年度までの間の各年度に買入れた長期国債の額についてみると、図表6のとおり、24年度に44兆8614億円(買入代金ベース。うち償還等相当分24兆1988億円)であったものが28年度には115兆8001億円(同40兆5545億円)に増加している。そして、金融市場調節方針が変更された28年9月以降買入れペースが鈍化したことからその後は減少に転じ、29年度は96兆2303億円(同46兆8071億円)、30年度は87兆5170億円(同54兆4981億円)となっており、両年度における保有残高の増加分の買入れについてみると、いずれも前年度から減少して29年度は49兆4232億円、30年度は33兆0189億円となっている。

図表6 日本銀行による長期国債の買入額の状況



注(1) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」から本院が作成した。

注(2) 償還等相当分には償却原価法による評価替えに伴う簿価の変動額等が含まれる。

注(3) ()書きは、買入額全体に対する割合である。

また、上記長期国債の買入れについて、日本銀行は、国債売買基本要領(平成11年3月制定)に基づき、買入対象先が売買の際に希望する銘柄ごとの利回りから日本銀行が市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定めた利回り(以下「基準利回り」という。)を差し引いて得た値を入札に付して買い入れる方式を採用してきた(変動利付国債及び物価連動国債を除く。)。一方、日本銀行は、長短金利操作を円滑に行うために、28年9月に上記の要領を改正し、従来の方式に加えて、いわゆる「指値オペ」として、基準利回りに日本銀行が金融市場調節方針を踏まえて売買の都度国債の銘柄ごとに定める値を加えて得た利回りにより買い入れる方式(以下「固定利回り方式」という。)を新たに導入した。

日本銀行は、固定利回り方式による買入れについて、金利が上昇するなどしてイーロドカーブ(債券流通市場で決まる残存期間ごとの国債利回り曲線をいう。)の水準が大きく変動した場合等に、必要に応じて随時実施することとしており、また、市場の動向等に応じて、1回当たりの買入額を定めて実施する場合と、これを定めず、1回当たりの買入額を無制限として実施する場合とがあるとしている。

そこで、日本銀行が28年度以降に買い入れた長期国債について、固定利回り方式による買入れの状況をみると、28、30両年度にいずれも長期金利が急速に上昇した際に買入額を無制限として実施されており、28年度の買入額は、29年2月に買い入れた分の計7239億円(額面金額ベース。買入額全体の0.6%程度)、30年度の買入額は、30年7月に買い入れた分の計1兆6961億円(同2.0%程度)となっている。

(ウ) 保有長期国債の評価方法等

日本銀行は、会計規程(平成10年10月制定)に基づき、保有長期国債については、原則として償還期限まで保有している実態を勘案して、償却原価法^(注8)により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで每期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けないことになっている。

日本銀行は、国債を含む保有有価証券の時価に係る情報を決算説明資料において参考情報として公表しており、また、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき作成している行政コスト計算財務書類においても、同様に上記の時価に係る情報を公表している。24年度から30年度までの間の各年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益をみると、この間の市場金利の動向を反映して、図表7のとおり、いずれも時価が貸借対照表価額を上回り、含み益が生じている。

(注8) 償却原価法 取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、每期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上される。

図表7 保有長期国債の貸借対照表価額、時価及び含み損益の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	154兆1536	220兆1337	301兆8986	377兆1441	426兆5674	459兆5862
時価 ^{注(2)} (b)	93兆8741	156兆8774	224兆9509	317兆1123	386兆7942	437兆2690	475兆6216
含み損益 (c) = (b) - (a)	2兆5248	2兆7238	4兆8171	15兆2136	9兆6500	10兆7016	16兆0353

注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類(特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針(平成13年6月財政制度等審議会公表)に基づき、特殊法人等が民間企業として活動しているとの仮定に立って作成する財務書類)から本院が作成した。

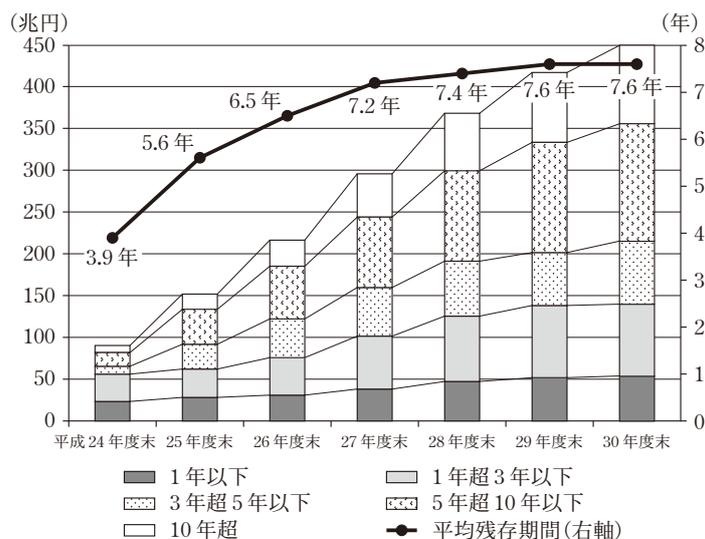
注(2) 時価は、算出方法の相違により、日本銀行「資金循環統計」から作成した図表5の日本銀行の保有残高(時価ベース)とは一致しない。

(エ) 保有長期国債の平均残存期間

日本銀行は、前記のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、日本銀行が買い入れる長期国債に係る平均残存期間を定めて段階的にこれを延長してきたが、28年9月の長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入に伴い、短期・長期金利の適切な形成を促すために機動的に長期国債を買い入れることとして、この平均残存期間の定めを廃止した。

そこで、24年度から30年度までの間の各年度末における保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間についてみると、図表8のとおり、平均残存期間は、24年度末には3.9年であったものが28年度末には7.4年に長期化した。そして、29、30両年度は、上記のとおり、28年9月に平均残存期間の定めが廃止されているものの、日本銀行が短期・長期金利の適切な形成を促すために長期国債を買い入れた結果、両年度末における平均残存期間は28年度末から更に長期化していずれも7.6年となっている。

図表8 保有長期国債の残存期間別の残高及び平均残存期間の状況



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」及び財務省「国債の入札結果」から本院が作成した。

注(2) 保有長期国債の残高は、額面金額ベースであり、貸借対照表価額とは異なる。

ウ 日本銀行の貸出金等への影響

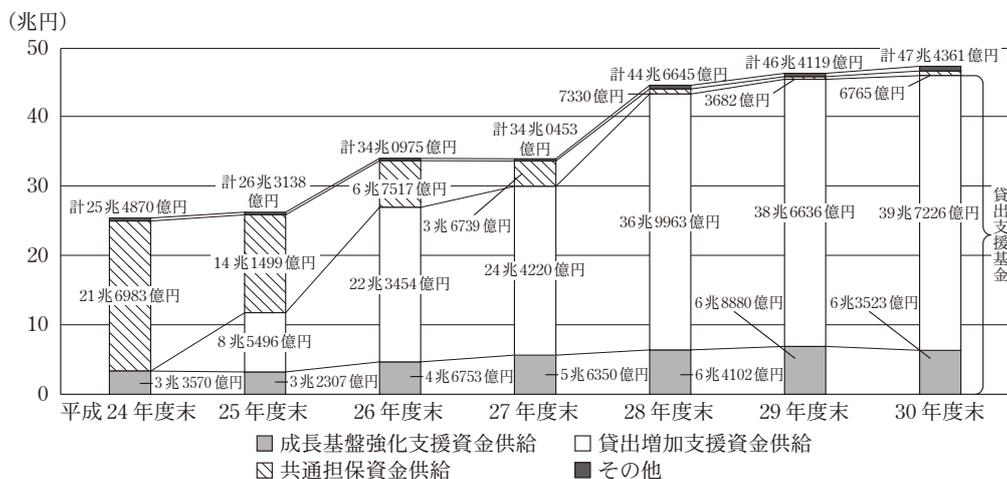
日本銀行は、金融機関等への資金供給を行うために共通担保資金供給オペレーション^(注9)による貸付け(以下「共通担保資金供給」という。)を実施したり、前記のとおり、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給の二つの資金供給を貸出支援基金の運営と位置付けて実施したりなどしている。

上記の資金供給等に係る貸付残高のうちの日貨の残高は、日本銀行の貸借対照表の資産科目である「貸出金」に計上されており、量的・質的金融緩和の導入前後における残高をみると、前記図表3のとおり、24年度末に25兆4870億円であったものが29年度末には46兆4119億円(24年度末の約1.8倍)に増加し、30年度末には更に増加して47兆4361億円(同約1.9倍)となっている。

24年度から30年度までの各年度末の貸出金の内訳及び推移をみると、図表9のとおり、共通担保資金供給については、残高がおおむね減少傾向にある。これは、近年、短期金融市場における資金余剰感が極めて強い状況が続く中で、貸付期間が2週間等と短期となっている共通担保資金供給の需要が低調となっていることなどによると考えられる。他方、貸出支援基金の運営として行っている成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給については残高がおおむね増加傾向にあり、特に貸出増加支援資金供給の残高の増加が顕著となっている。これは、成長基盤強化支援資金供給及び貸出増加支援資金供給については、いずれも貸付期間が4年と長期となっていてその需要が高まっていること、また、28年2月のマイナス金利の適用開始に伴い、貸出増加支援資金供給等に係る借入残高等に相当する日銀当座預金等については年マイナス0.1%ではなく年0%の利率が適用される残高に加えることとされたことなどのほか、特に貸出増加支援資金供給については、26年3月に決定された前記貸付限度額の拡大が同年4月から実施されていることなどによると考えられる。

(注9) 共通担保資金供給オペレーション 日本銀行が、公開市場操作として、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、金融市場の情勢等を勘案し貸付けの都度貸付期間を決定して当該金融機関等に対して行う資金供給

図表9 日本銀行の貸出金の内訳及び推移



(注) 日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」等から本院が作成した。

なお、成長基盤強化支援資金供給については、24年4月以降、円貨の資金供給に加えて、外貨建て投融資を対象とする米ドルの資金供給も行われている。この米ドルの資金供給に係る残高については、期末日における円換算額が日本銀行の貸借対照表の資産科目である「外貨貸付金」に計上されており、同残高は24年度末は3273億円、25年度末は9060億円、26年度末は1兆4403億円、27年度末は1兆3508億円、28年度末は2兆3037億円、29年度末は2兆4667億円、30年度末は2兆5703億円となっていて、「貸出金」に計上される成長基盤強化支援資金供給と同様に増加傾向にある。

エ 日本銀行が保有するETF及びJ-REITへの影響

日本銀行は、前記資産の買入れ方針に基づき、自らを受益者として信託銀行を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託に係る信託財産としてETF及びJ-REITを買い入れている。これらについては、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法により評価を行うこととしている。

また、日本銀行は、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、会計規程に基づき、ETF及びJ-REITの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当金を上半期末及び年度末に計上することとしている。さらに、ETF及びJ-REITの上半期末又は年度末における時価が著しく下落した場合には、減損処理を行うこととしている。

ETF及びJ-REITは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その保有残高は処分又は減損処理によって減少することとなり、処分が行われる場合には、ETF及びJ-REITの帳簿価額と処分価格との差額が損益としてそれぞれ計上されることとなる。

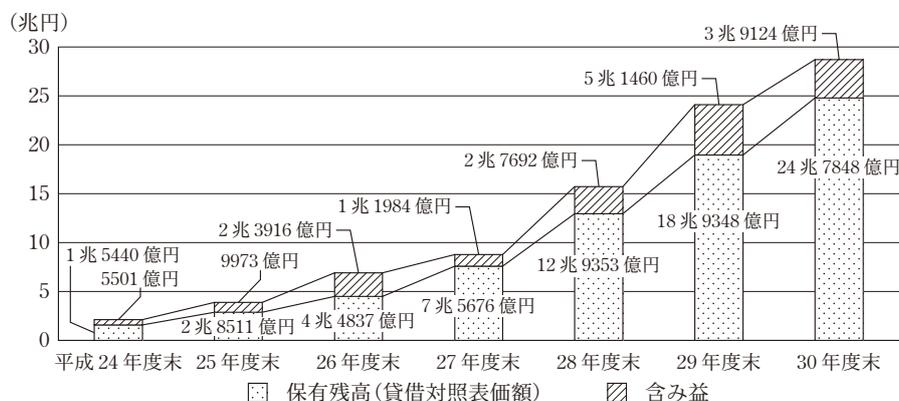
日本銀行が保有するETF及びJ-REITについて、24年度から30年度までの間の各年度末の貸借対照表価額及び含み損益をみると、図表10のとおり、貸借対照表価額はいずれも増加傾向で推移している。また、株式市場等の情勢により、各年度末とも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じていて、前記の引当金を計上していないが、その額は年度によって増減している。そして、このうち貸借対照表価額が大きいETFの含み益についてみると、29年度末までは27年度末を除いて毎年度増加していたものの、30年度末は、日経平均株価、東証株価指数(TOPIX)等が前年度末から下落したことなどにより前年度末の5兆1460億円(ETFの貸借対照表価額に対する割合27.2%)から1兆2336億円減少して3兆9124億円(同15.8%)となっている。

なお、日本銀行は、31年3月末時点のETFの保有状況を前提として機械的に試算すると、日経平均株価が1万8000円程度を下回ったり、東証株価指数(TOPIX)が1350ポイント程度を下回ったりする場合に、上記ETF全体の時価が貸借対照表価額を下回る計算となるとしている。この点に関して、日本銀行は、日経平均株価等が下落しても同時点で保有するETFには含み益があるため直ちに決算上の期間損益には影響せず、

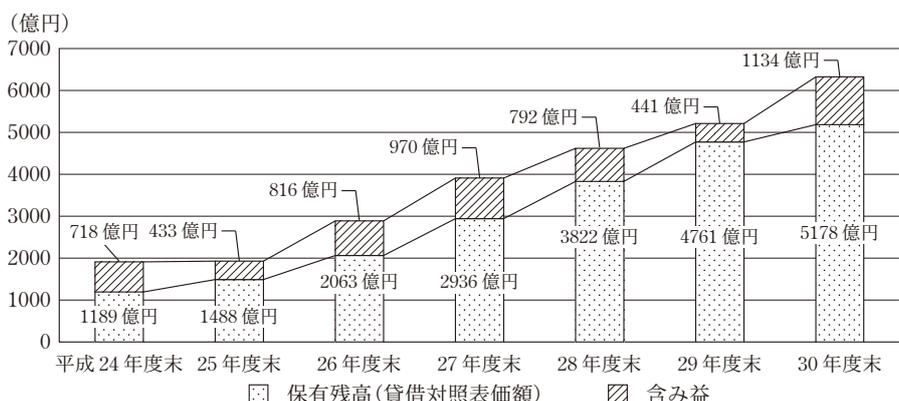
また、保有するETFの時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合には、その差額に対して引当金を計上するため、日本銀行の財務の健全性の確保は図られるとしている。

図表10 日本銀行が保有するETF及びJ-REITの貸借対照表価額及び含み損益の状況

(1) ETF



(2) J-REIT



注(1) 日本銀行の貸借対照表及び行政コスト計算財務書類から本院が作成した。

注(2) 時価は、貸借対照表価額に含み損益を加減したものである。

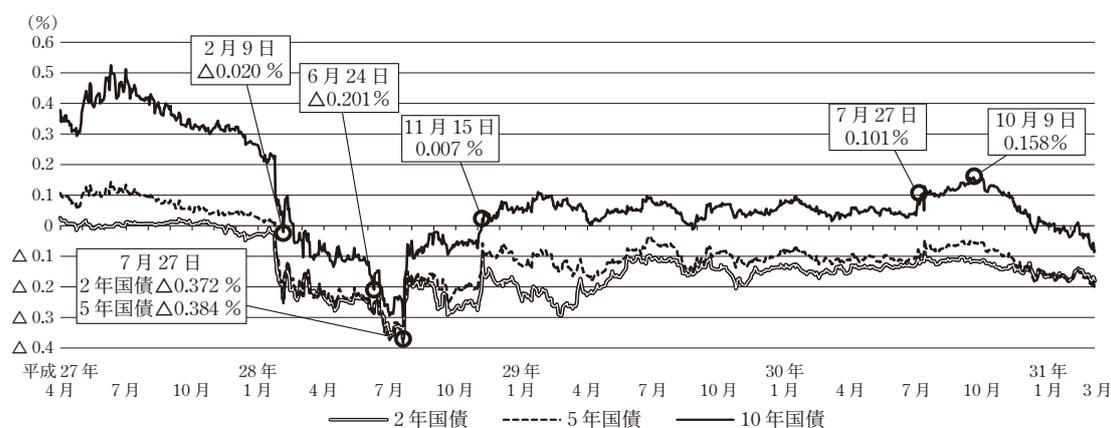
(2) 日本銀行の損益、当期剰余金の処分等への影響

ア 長期国債の市場金利の動向

日本銀行は、前記のとおり、28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定して、日銀当座預金等の一部にマイナス金利を適用することにより、大規模な長期国債の買入れと併せて、金利全般により強い下押し圧力を加えていくこととした。また、同年9月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を決定し、短期金利については上記マイナス金利の適用を維持するとともに、長期金利については10年物国債金利がゼロ%程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととした。さらに、30年7月に長短金利操作付き量的・質的金融緩和の持続性を強化する措置を決定して、長期金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動し得るものとし、長期国債の買入額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施することとした。

そこで、27年4月から31年3月までの間における長期国債の市場金利の推移をみると、図表11のとおり、10年国債については、28年2月上旬にマイナスの水準となり、その後は更に低下して同年6月下旬にはマイナス0.2%を下回ったが、同年11月中旬にプラスに転じて以降、ほぼ0%から0.1%までの間で推移していた。そして、30年7月下旬から0.1%を超えて上昇し始めたが、同年10月上旬をピークに低下し始めて、31年2月以降はほぼマイナスの水準となっている。また、2年国債及び5年国債については、いずれも28年2月以降一段の低下がみられ、同年7月下旬にはマイナス0.4%近くにまで低下したが、その後はいずれも上昇し、29年5月以降はほぼマイナス0.2%から0%までの間で推移している。

図表11 長期国債の市場金利の推移



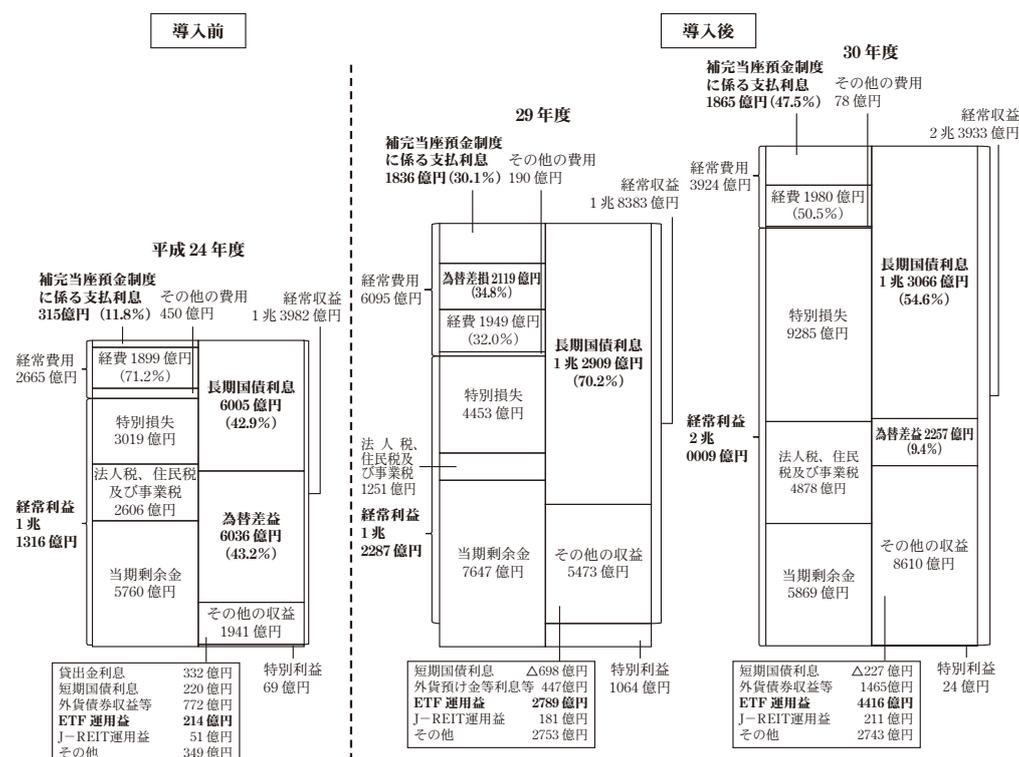
(注) 財務省「国債金利情報」から本院が作成した。

イ 日本銀行の損益への影響

量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況をみると、図表12のとおり、量的・質的金融緩和等に伴う保有長期国債の残高の増加により、長期国債利息は、24年度に6005億円(経常収益の42.9%)であったものが30年度にはその約2.2倍の1兆3066億円(同54.6%)に増加しており、また、超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息は、量的・質的金融緩和等に伴う日銀当座預金等の残高の増加により、24年度に315億円(経常費用の11.8%)であったものが30年度にはその約5.9倍の1865億円(同47.5%)に増加している。このほか、外貨建資産から生ずる為替差損益は、為替レートの変動の影響を受けて24年度は6036億円(経常収益の43.2%)の為替差益を、30年度は2257億円(同9.4%)の為替差益をそれぞれ計上している。

そして、経常利益は、24年度に1兆1316億円であったものが、30年度はその約1.8倍の2兆0009億円に増加している。これは、30年度は、為替差益が24年度の6036億円から3779億円減少して2257億円計上されたものの、長期国債利息が24年度の6005億円から7061億円増加して1兆3066億円、ETF運用益が24年度の214億円から4201億円増加して4416億円それぞれ計上されたことなどによるものである。

図表12 量的・質的金融緩和の導入前後における日本銀行の損益の状況



注(1) 日本銀行の損益計算書及び決算説明資料から本院が作成した。

注(2) ()書きは、経常収益又は経常費用に対する割合である。

注(3) 平成24年度の特別損失3019億円のうち3018億円は、同年度の為替差益6036億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金に積み立てたことによるものである。

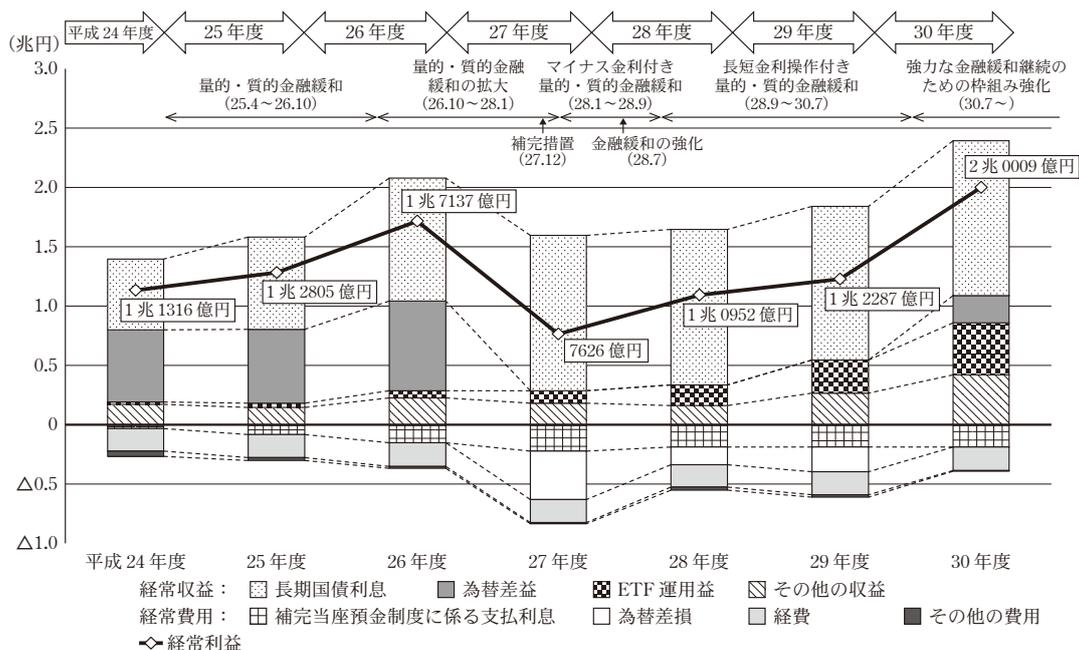
注(4) 平成29年度の特別利益1064億円のうち1059億円は、同年度の為替差損2119億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金から取り崩したことによるものである。また、同年度の特別損失4453億円のうち4451億円は、同年度の長期国債利息の金額(1兆2909億円)に同年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額を債券取引損失引当金に積み立てたことによるものである。

注(5) 平成30年度の特別損失9285億円のうち、8154億円は、同年度の長期国債利息の金額(1兆3066億円)に同年度における有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の95%に相当する額を債券取引損失引当金に積み立てたことによるものであり、また、1128億円は、同年度の為替差益2257億円の50%に相当する額を外国為替等取引損失引当金に積み立てたことによるものである。

また、24年度から30年度までの間における日本銀行の経常損益の推移をみると、図表13のとおり、経常利益が25、26両年度とも前年度から増加した後、27年度は減少に転じたが、28年度以降は再び増加しており、特に30年度は一段と増加している。こ

これは、25年度以降、日本銀行が長期国債、ETF等の資産の買入れをいずれも保有残高が増加するペースで行ってきたため、これらの資産から生ずる長期国債利息、ETF運用益等の額が増加し続けていること、また、特に27、30両年度については、為替レートの変動の影響を受けて、27年度は前年度の為替差益が為替差損に、30年度は前年度の為替差損が為替差益にそれぞれ転じて為替差損益の額が大きく変動したことによるものである。

図表13 経常損益の推移



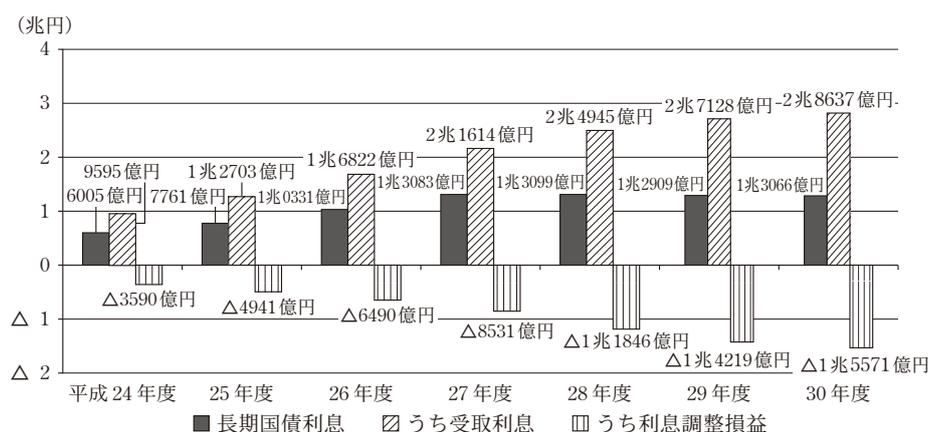
(注) 日本銀行の損益計算書、決算説明資料等から本院が作成した。

ウ 長期国債利息への影響

長期国債利息は、毎年度、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整^(注10)損益を加減して算定されている。そこで、24年度から30年度までの間における長期国債利息の状況をみると、図表14のとおり、25年度から27年度まではいずれも前年度から増加しているが、28年度以降はほぼ横ばいとなっている。これは、受取利息が毎年度増加している一方で、利息調整損益については、近年、日本銀行が長期国債の大部分を額面金額を上回る価額で買入れていることなどにより、利息調整損の額が利息調整益の額を上回って毎年度増加しているためである。

(注10) 償却原価法に基づく利息調整損益 償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで每期均等に加減して算定することとなっており、この場合の取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

図表14 長期国債利息の状況

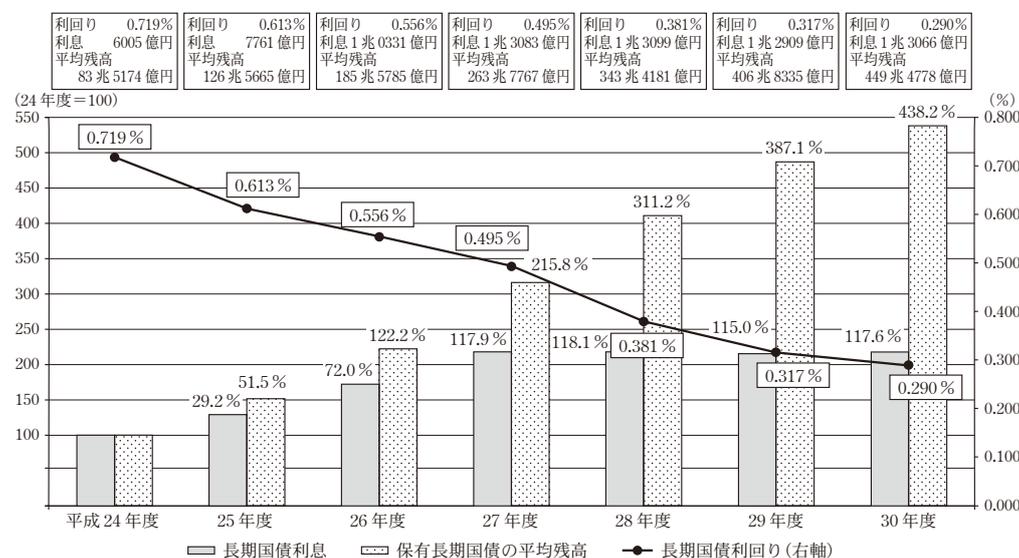


(注) 日本銀行の決算説明資料等から本院が作成した。

エ 保有長期国債の利回り等への影響

24年度から30年度までの間における保有長期国債の利回り等の状況を見ると、図表15のとおり、25年4月の量的・質的金融緩和の導入以降、保有長期国債の平均残高の対24年度増加率に比べて長期国債利息の同増加率は小さくなっていて保有長期国債の利回りは低下傾向が続いており、30年度の平均残高449兆4778億円に対する利回りは前年度の0.317%から更に低下して0.290%となっている。

図表15 保有長期国債の平均残高等の対平成24年度増加率、利回り等の推移



注(1) 日本銀行の決算説明資料から本院が作成した。

注(2) 棒グラフの%は、対平成24年度増加率を示している。

マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定した28年1月以降における長期国債の市場金利の推移を見ると、前記のとおり変動している(図表11参照)。そこで、本院が日本銀行、日本証券業協会等の公表資料を基に、30年度(30年6月、9月、12月及び31年3月)に日本銀行が買入れたとみられる長期国債(変動利付国債及び物価連動国債を除く。)を特定し、これらについて平均落札利回較差を用いるなど一定の仮定

を置いて試算した利回り等の状況をみると、この間の市場金利の動向を反映して、図表16のとおり、残存期間別では、残存期間5年以下の区分においていずれも利回りがマイナスとなっており、買い入れた月別では、買入額全体に対する利回りは30年12月までプラスとなっているが、31年3月においてはマイナスとなっている。

(注11) 平均落札利回較差 日本銀行が買い入れる長期国債の各銘柄について、買入対象先が売買の際に希望する銘柄ごとの利回りから基準利回りを差し引いて得た値の平均

図表16 日本銀行が買い入れたとみられる長期国債の利回り等の状況(本院の試算)
(単位：億円、%)

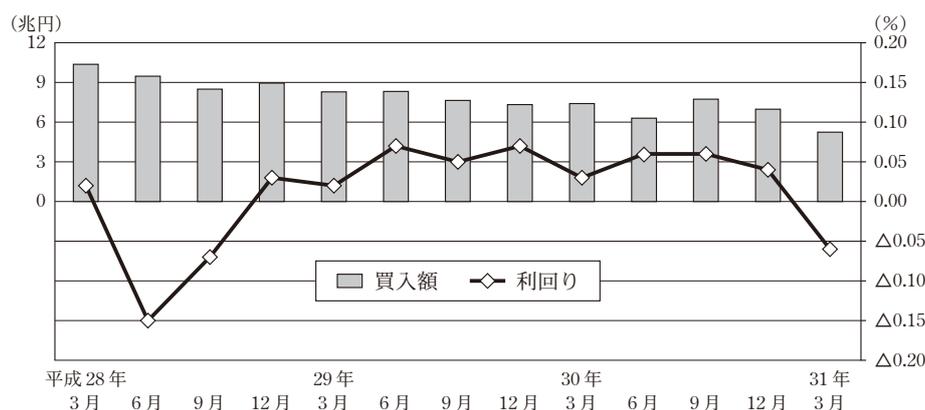
区 分		平成30年 6月	9月	12月	31年 3月
残存期間1年以下	買入額	1001	1000	1002	1000
	利回り	△ 0.13	△ 0.01	△ 0.16	△ 0.10
残存期間1年超3年以下	買入額	1兆2533	1兆7546	1兆4017	1兆4028
	利回り	△ 0.13	△ 0.11	△ 0.16	△ 0.16
残存期間3年超5年以下	買入額	1兆5634	2兆0530	1兆6020	1兆6024
	利回り	△ 0.11	△ 0.07	△ 0.14	△ 0.16
残存期間5年超10年以下	買入額	2兆1542	2兆6546	2兆6437	1兆4417
	利回り	0.04	0.06	0.02	△ 0.05
残存期間10年超25年以下	買入額	9565	9031	9838	5433
	利回り	0.35	0.47	0.45	0.30
残存期間25年超	買入額	3526	2818	2519	1519
	利回り	0.82	0.91	0.84	0.61
計	買入額	6兆3801	7兆7471	6兆9833	5兆2421
	利回り	0.06	0.06	0.04	△ 0.06

注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」、日本銀行「オペレーション」、日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値表」等から本院が作成した。

注(2) 図表中「利回り」の数値は銘柄別の買入額等を基に加重平均して算出している。

また、上記の日本銀行が買い入れたとみられる長期国債の利回り等について、これらが保有長期国債の利回りに与えた影響をみるために、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の28年3月以降の推移をみると、買い入れた月別の利回りは、この間の市場金利の動向を反映して、図表17のとおり、同年6月及び9月はマイナス圏にあり、その後もおおむねプラス圏の0.10%未満となっていて各年度の保有長期国債の利回りを押し下げる水準で推移している。

図表17 日本銀行が買入れたとみられる長期国債の利回り等の推移(本院の試算)



注(1) 日本銀行「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」、日本銀行「オペレーション」、日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値表」等から本院が作成した。

注(2) 図表中「利回り」の数値は銘柄別の買入額等を基に加重平均して算出している。

オ 補完当座預金制度に係る支払利息等への影響

(ア) 日銀当座預金等に対する利率の適用方法

日本銀行は、前記のとおり、28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定するとともに補完当座預金制度を改正して、同年2月以降、日銀当座預金等を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用することとした。

日銀当座預金等に対する上記利率の適用方法をみると、図表18のとおり、まず、利息を付する対象となる積み期間^(注12)(以下「付利対象積み期間」という。)における平均残高のうち、法定準備預金額に達するまでの金額については、年0%の利率を適用することとなっている。

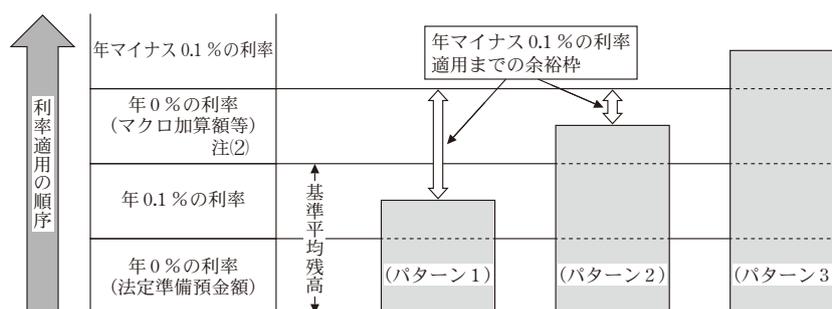
次に、量的・質的金融緩和の下で各金融機関等が積み上げた既往の残高(27年1月から12月までの各月の積み期間の平均残高。以下「基準平均残高」という。)から付利対象積み期間における法定準備預金額を減じた金額に達するまでの金額については、年0.1%の利率を適用することとなっている。

さらに、マクロ加算額^(注13)及び貸出支援基金等による借入れの平均残高等の合計金額に達するまでの金額については、年0%の利率を適用することとされ、これを上回る部分の残高について、年マイナス0.1%の利率を適用することとなっている。

(注12) 積み期間 当月16日から翌月15日までの期間

(注13) マクロ加算額 基準平均残高に日本銀行が定める比率を乗じた金額

図表18 日銀当座預金等に対する利率の適用方法(概念図)



注(1) 棒グラフは、それぞれ各金融機関等の付利対象積み期間における平均残高に対して利率が適用されるパターンを示している。

注(2) マクロ加算額のほか、貸出支援基金等による借入れの平均残高とこのうち平成28年3月末以降に増加した分との合計金額等が含まれる。

注(3) 各金融機関等が図表中「パターン1」から「パターン3」までのいずれに該当するかについては、マクロ加算額等及び基準平均残高の規模が各金融機関等で異なるため、単純に日銀当座預金等の残高の多寡によっては決まらない。

注(4) 図表中「パターン1」に該当する金融機関等については、付利対象積み期間における平均残高が基準平均残高を下回るため、付利対象積み期間における平均残高から法定準備預金額を減じた金額に対して年0.1%の利率が適用される。

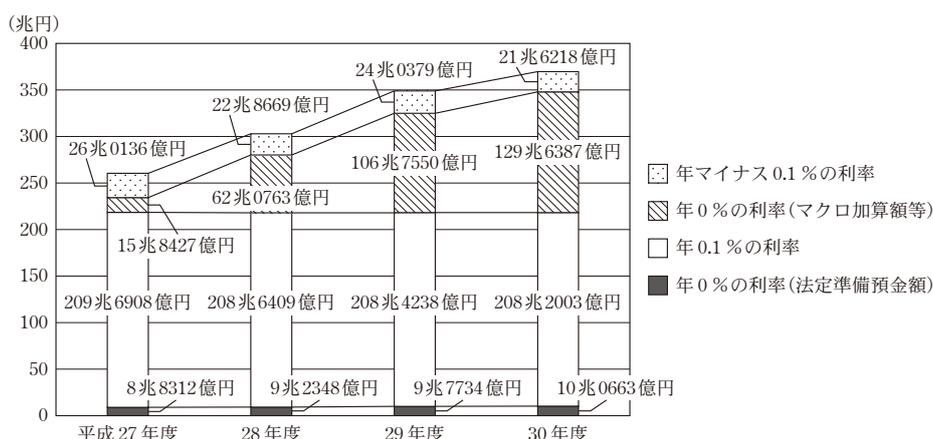
(イ) 日銀当座預金等の適用利率別の残高の状況

マイナス金利の適用が開始された27年度(28年2月)から30年度までの間における日銀当座預金等の適用利率別の残高をみると、図表19のとおり、日銀当座預金等全体の残高が増加傾向にある中で、年0.1%の利率が適用された残高は、いずれも210兆円程度で推移している。この年0.1%の利率が適用される残高は、前記のとおり、基準平均残高から付利対象積み期間における法定準備預金額を減じた金額に達するまでの金額とすることとなっていることから、今後、法定準備預金額の大幅な変動等がない限り、上記と同様の水準で推移することが見込まれる。

一方、年マイナス0.1%の利率が適用された残高は、いずれも20兆円台で推移している。この残高は、各金融機関等における日銀当座預金等の残高のうち年0.1%及び年0%の利率が適用された残高を上回る部分の残高を金融機関等ごとに合計した額となっている。

上記について、28年2月以降のマイナス金利の適用が金融機関等の収益を過度に圧迫し、かえって金融仲介機能が低下するようなことがないように、日本銀行は、マクロ加算額の規模を見直すことで年マイナス0.1%の利率が適用される残高の規模を調整することとしており、その見直しは、原則として3積み期間ごとに短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ適宜行うこととしている。

図表19 日銀当座預金等の適用利率別の残高の状況



注(1) 日本銀行の「業態別の日銀当座預金残高」から本院が作成した。

注(2) 各年度の残高は、補完当座預金制度の対象となる金融機関等の日銀当座預金等の残高であり、いずれも各年4月から翌年3月までの各種み期間における平均残高の平均である。

注(3) 平成27年度の残高は、マイナス金利の適用が開始された28年2月からの2積み期間における平均残高の平均である。

(ウ) 支払利息の状況

超過準備額等の残高に対して発生する補完当座預金制度に係る支払利息の額は、24年度から26年度までの各年度については全て年0.1%の利率を適用して算定されているが、27年度から30年度までの各年度については、マイナス金利の適用が開始された28年2月以降、日銀当座預金等の一部に対して年マイナス0.1%の利率を適用して算定された受取利息が発生しているため、年0.1%の利率に係る支払額から当該受取利息の額を減じて算定することとなっている。

24年度から30年度までの間における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、図表20のとおり、この間における日銀当座預金等の残高の増加に伴い、24年度の315億円に対して25年度は836億円、26年度は1513億円、27年度は2216億円といずれも前年度から増加していたが、28年度は、上記の受取利息の増加等により、減少に転じて1873億円となっている。そして、29年度は1836億円、30年度は1865億円とほぼ横ばいとなっているが、これは、前記のとおり、年0.1%の利率及び年マイナス0.1%の利率が適用された残高がいずれもほぼ同様の規模で推移していることによる。

図表20 支払利息の状況

(単位：億円)

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年0.1%の利率に係る支払額(a)	315	836	1513	2236	2111	2090	2090
年マイナス0.1%の利率に係る受取利息(b)	—	—	—	20	238	253	224
支払利息(c) = (a) - (b)	315	836	1513	2216	1873	1836	1865

(注) 平成27年度の年マイナス0.1%の利率に係る受取利息20億円は、マイナス金利の適用が開始された28年2月16日から同年3月末までの期間を対象として算定されている。

カ 当期剰余金の処分等への影響

(ア) 当期剰余金の状況

日本銀行の各年度における剰余金(以下「当期剰余金」という。)は、経常利益に債券取引損失引当金等の積立て又は取崩し等に係る額を特別損益として加減したのから法人税、住民税及び事業税(以下「法人税等」という。)を差し引いた額となっている。

24年度から30年度までの間における当期剰余金の状況をみると、図表21のとおり、24年度から29年度までの間は主に経常利益の増減に伴ってその額が増減しており、24年度は5760億円、25年度は7242億円、26年度は1兆0090億円と増加した後、27年度は減少に転じて4110億円となり、28年度及び29年度は再び増加してそれぞれ5066億円、7647億円となっている。一方、30年度は、経常利益が前年度の1兆2287億円から2兆0009億円に増加したものの、当期剰余金は前年度の7647億円から減少して5869億円となっている。これは、特別損失のうち債券取引損失引当金積立額が前年度の4451億円から8154億円に増加したことなどによるものである。

図表21 当期剰余金の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常利益(a)	1兆1316	1兆2805	1兆7137	7626	1兆0952	1兆2287	2兆0009
特別利益(b)	69	110	181	2051	740	1064	24
うち 外国為替等取引損失引当金 取崩額	—	—	—	2041	740	1059	—
特別損失(c)	3019	3099	3803	4506	4618	4453	9285
うち 債券取引損失引当金積立額	—	—	—	4501	4615	4451	8154
うち 外国為替等取引損失引当金 積立額	3018	3097	3800	—	—	—	1128
法人税等(d) ^(注)	2606	2573	3424	1060	2007	1251	4878
当期剰余金 (e) = (a) + (b) - (c) - (d)	5760	7242	1兆0090	4110	5066	7647	5869

(注) 国庫納付金の額は、日本銀行法に基づき、法人税及び事業税に係る課税所得の算定上、損金の額に算入することとなっている。

(イ) 債券取引損失引当金等の状況

日本銀行は、前期のとおり、長期国債、ETF、J-REIT、外貨建資産等の資産を保有しており、このうち、ETF及びJ-REITについては、会計規程に基づき、時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対してそれぞれの引当金を計上することとなっている。一方、長期国債及び外貨建資産については、日本銀行法施行令に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金として積み立てることができることとなっている。そして、会計規程によれば、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金

の積立て又は取崩しは、各上半期及び各年度の日本銀行の自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされており、その積み立てるべき又は取り崩すべき金額は、債券又は外国為替等に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準、損益の動向等を勘案して定めるなどとされている。

24年度から30年度までの間の各年度末における両引当金の推移をみると、図表22のとおり、債券取引損失引当金は、27年度末から29年度末まではいずれも前年度末から4500億円程度増加し、30年度末は前年度末から8154億円増加している。これは、27年11月の債券取引損失引当金の制度の拡充に伴う改正後の会計規程等に基づき、27年度から29年度まではいずれも長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の50%に相当する額を、30年度は同差額の95%に相当する額を、それぞれ財務大臣の承認を受けて積み立てたことによるものである。また、外国為替等取引損失引当金は、24年度末から26年度末までは増加し、27年度末から29年度末までは減少しているが、30年度末は再び増加している。これは、債券取引損失引当金と同様に財務大臣の承認を受けて、各年度に計上された為替差損益の50%に相当する額をそれぞれ積み立てたり、取り崩したりしたことによるものである。

なお、日本銀行は、上記債券取引損失引当金の制度の拡充について、こうした措置は収益の振幅を平準化して財務の健全性を確保する観点から一定の効果を持ち、事前の対応としては十分なものとしている。また、上記のとおり、30年度において、債券取引損失引当金に長期国債利息の金額に有利子負債の平均残高を保有長期国債の平均残高で除して得た比率を乗じて得た金額と、有利子負債に係る支払利息の金額との差額の95%に相当する額を積み立てたことについて、物価安定の目標の実現に必要時間を要している中で、従来よりも収益の振幅が大きくなる可能性があることを踏まえて、日本銀行の財務の状況や収益の動向等を総合的に勘案して決定したとしている。

(注14) 日本銀行の自己資本比率 上半期末又は年度末の資本金、準備金(当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。)、債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等の合計額(自己資本残高)をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して得た比率

図表22 債券取引損失引当金等の状況 (単位：億円)

区 分	平成 24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
債券取引損失引当金	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆6934	3兆1550	3兆6001	4兆4155
対前年度末増減額	—	—	—	4501	4615	4451	8154
外国為替等取引損失引当金	1兆0963	1兆4060	1兆7861	1兆5819	1兆5078	1兆4019	1兆5147
対前年度末増減額	3018	3097	3800	△2041	△740	△1059	1128

(注) 債券取引損失引当金は、平成14年度以降、取崩しの実績はない。

(ウ) 当期剰余金の処分の状況

日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金の5%に相当する金額を準備金(以下「法定準備金」という。)として積み立てなければならないこととなっており、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当該金額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。そして、法定準備金の積立についても、債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しの場合と同様に、会計規程に基づき、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲内となるよう運営することとなっている。

法定準備金積立額は、図表23のとおり、25、26両年度において、それぞれ当期剰余金の5%に相当する額を超える1448億円及び2522億円となっている。これらは、日本銀行が、財務の健全性を確保する観点から、量的・質的金融緩和等に伴い資産規模が拡大していることにより、従来よりも収益の振幅が大きくなると見込まれる状況を踏まえて、財務大臣に対して上記の法定準備金積立額に係る認可申請を行い、同大臣の認可を受けて、25年度は当期剰余金の額の20%に相当する額を、26年度はその25%に相当する額を積み立てたものである。一方、27、28、29、30各年度においては、特別損益の経理において債券取引損失引当金にそれぞれ4501億円、4615億円、4451億円、8154億円を積み立てた後、当期剰余金の5%に相当する額を積み立てている。

そして、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。これは、日本銀行の利益の大部分は日本銀行券の発行と引換えに保有する金融資産から生ずる利息収入等であり、国が日本銀行に対して日本銀行券の発行権を独占的に与えたことから反射的に生ずるものであるため、その利益は国民に還元されるべきとされていることによるものである。

24年度から30年度までの間における国庫納付金の納付の状況をみると、主に当期剰余金の増減に伴ってその額が増減しており、24年度は5472億円、25年度は5793億円、26年度は7567億円と増加した後、27年度は減少に転じて3905億円となっている。また、28年度は4813億円、29年度は7265億円と増加した後、30年度は再び減少に転じて5576億円となっている。

図表 23 当期剰余金の処分の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
当期剰余金(a)	5760	7242	1兆0090	4110	5066	7647	5869
法定準備金積立額(b)	288	1448	2522	205	253	382	293
積立率(b)/(a)	5.0	20.0	25.0	5.0	5.0	5.0	5.0
配当金(c) ^(注)	0	0	0	0	0	0	0
国庫納付金(d) = (a) - (b) - (c)	5472	5793	7567	3905	4813	7265	5576

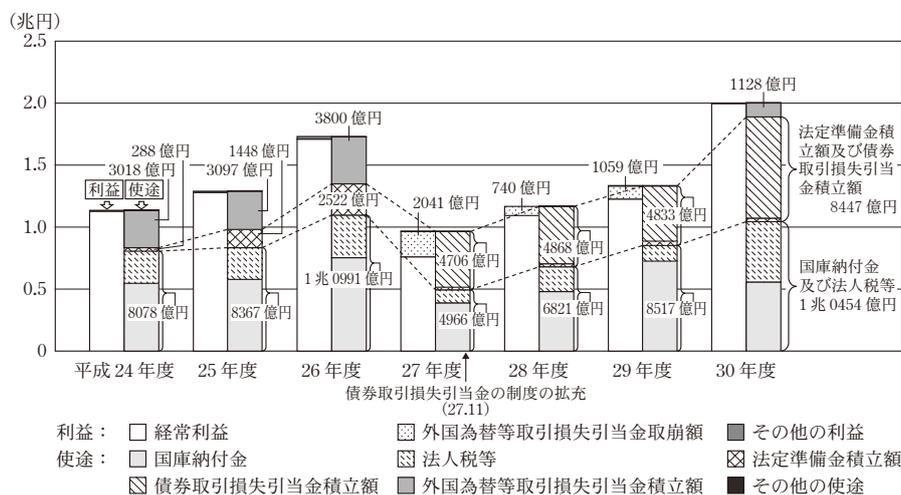
(注) 配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(エ) 利益及びその用途の内訳の状況

日本銀行は、前記のとおり、財務の健全性を確保する観点から、財務大臣の承認を受けて、25年度は当期剰余金の額の20%（通常は5%）に相当する額を、26年度はその25%に相当する額をそれぞれ法定準備金に積み立てたり、また、27年度以降は、27年度に拡充された債券取引損失引当金の制度の下で経常利益の一部を同引当金に積み立てたりなどしている。そして、日本銀行の利益は国民に還元されるべきとされていることにより、当期剰余金のうち法定準備金への積立て等を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

そこで、24年度から30年度までの間の各年度における日本銀行の経常利益等の利益及びその用途の内訳の推移をみると、各年度の為替レートの変動の影響を受けて、図表24のとおり、外国為替等取引損失引当金取崩額又は同積立額がそれぞれ利益又は用途に含まれている。そして、上記の外国為替等取引損失引当金積立額と同様に日本銀行内部に留保された、法定準備金積立額及び債券取引損失引当金積立額を合わせてみると、その額は、25、26両年度は法定準備金積立額の影響により、27年度以降は債券取引損失引当金積立額の影響によりいずれも増加傾向にあり、特に30年度は前年度からの増加幅が大きくなっている。また、国等に納付された国庫納付金及び法人税等を合わせてみると、その額は、25、26両年度とも前年度から増加した後、27年度に減少に転じたものの、その後は毎年度増加していて、30年度は26年度とほぼ同程度にまで増加している。

図表24 利益及びその用途の内訳の推移



(注) 日本銀行の損益計算書等から本院が作成した。

(オ) 自己資本比率の状況

日本銀行は、将来の損失発生に備えて、自己資本を保有し、財務の健全性の確保に努めており、財務の健全性に関する一つの指標として、自己資本比率を公表している。そして、自己資本比率の水準としては、過去における保有資産の価格変動等による損失発生状況等を勘案して10%程度を確保することが適当であると考えているとしており、この考え方を反映して会計規程が定められている。

上記日本銀行の自己資本比率は、会計規程において、上半期末又は年度末の資本金、法定準備金(当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む)、債券取引損失引当金、外国為替等取引損失引当金等の合計額(以下「自己資本残高」という。)をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して算定することとなっている。

24年度から30年度までの間の各年度末における日本銀行の自己資本比率の推移をみると、図表25のとおり、24、25両年度末は7%台となっていたが、26年度末は、当期剰余金の額の25%(25年度は20%)に相当する額を法定準備金に積み立てるなどした結果、8.20%に上昇している。そして、27、28、29、30各年度末は、前記のとおり債券取引損失引当金を積み立てる一方で日本銀行券平均発行残高が増加するなどした結果、それぞれ8.05%、8.07%、8.09%、8.71%となっている。

図表 25 自己資本比率の状況 (単位：億円、%)

区 分	平成 24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
資本勘定(a)	2兆7415	2兆8863	3兆1386	3兆1591	3兆1845	3兆2227	3兆2521
資本金	1	1	1	1	1	1	1
法定準備金等	2兆7414	2兆8862	3兆1385	3兆1590	3兆1844	3兆2226	3兆2520
引当金勘定(b)	3兆3396	3兆6493	4兆0294	4兆2754	4兆6628	5兆0020	5兆9303
債券取引損失引当金	2兆2433	2兆2433	2兆2433	2兆6934	3兆1550	3兆6001	4兆4155
外国為替等取引損失引当金	1兆0963	1兆4060	1兆7861	1兆5819	1兆5078	1兆4019	1兆5147
自己資本残高 (c) = (a) + (b)	6兆0811	6兆5357	7兆1680	7兆4346	7兆8474	8兆2248	9兆1824
日本銀行券平均発行 残高(d)	81兆5695	84兆4116	87兆3941	92兆2957	97兆1988	101兆5887	105兆3916
自己資本比率 (e) = (c) / (d)	7.45	7.74	8.20	8.05	8.07	8.09	8.71

(注) 法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金(1319万円)を含む。

なお、自己資本比率の算定に当たって、量的・質的金融緩和の導入以降、日銀当座預金の残高が発行銀行券の残高を大幅に上回り負債の大部分を占めるようになってきている中で、前記のように日本銀行券の平均発行残高を用いている理由について、日本銀行は、中央銀行にとって恒久的な負債となるのは日本銀行券であり、通貨の信認維持の観点から、この日本銀行券の発行残高と自己資本残高との対比で財務の健全性の確保を図っていくことが適当であると考えているためであるなどとしている。

4 本院の所見

日本銀行は、量的・質的金融緩和が導入された25年度以降、その時々金融市場調節方針等に基づき、主に、金融機関等からの長期国債の買入れを保有残高が増加するペースで行ってきたことから、日本銀行の総資産残高及び総負債残高はいずれも毎年度増加している。

そうした中で、資産のうち特に残高の増加額が大きい長期国債については、この間の市場金利の低下に伴って保有長期国債の利回りは低下傾向で推移しており、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の28年3月から31年3月までの間に日本銀行が買い入れたとみられる長期国債の月別の利回りをみると、28年6月及び9月はマイナス圏にあり、その後もおおむねプラス圏の0.10%未満となっていて各年度の保有長期国債の利回りを押し下げる水準で推移している。

また、負債のうち特に残高の増加額が大きい日銀当座預金等については、その残高の増加に伴い、補完当座預金制度に係る支払利息の額が27年度まで毎年度増加していて同年度は2216億円となっていたが、日本銀行が28年1月にマイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入を決定して日銀当座預金等を3段階の階層構造に分割し、それぞれの階層に応じて年0.1%、年0%及び年マイナス0.1%の利率を適用するなどした結果、28年度は減少に転じて1873億円となり、その後、29年度は1836億円、30年度は1865億円とほぼ横ばいとなっている。

そして、日本銀行の経常損益の推移をみると、25年度以降、日本銀行が保有する資産から生ずる長期国債利息、ETF運用益等の額が増加し続けていること、また、特に27、30両年度については為替差損益の額が前年度から大きく変動したことなどにより、経常利益が25、26両年度とも増加した後、27年度は減少に転じたが、28年度以降は再び増加しており、特に30年度は一段と増加している。

一方、日本銀行の利益及びその使途の内訳の推移をみると、各年度の為替レートの変動の影響を受けて外国為替等取引損失引当金取崩額又は同積立額がそれぞれ利益又は使途に含まれている。そして、上記の外国為替等取引損失引当金積立額と同様に日本銀行内部に留保された、法定準備金積立額及び債券取引損失引当金積立額を合わせてみると、その額は、25、26両年度は法定準備金積立額の影響により、27年度以降は債券取引損失引当金積立額の影響によりいずれも増加傾向にあり、特に30年度は前年度からの増加幅が大きくなっている。また、国等に納付された国庫納付金及び法人税等を合わせてみると、その額は、25、26両年度とも前年度から増加した後、27年度に減少に転じたものの、その後は毎年度増加していて、30年度は26年度とほぼ同程度にまで増加している。

日本銀行の財務は、25年度に量的・質的金融緩和が導入されて以降、総資産残高及び総負債残高が毎年度増加してきた中で、損益面では量的・質的金融緩和等の影響により必ずしも悪化したという状況にはないと考えられるが、資産及び負債の規模が引き続き拡大している状況下においては、将来の市場金利、株式市場、為替レート等の動向、日本銀行自身が決定する金融政策の内容等によっては大きく変動する可能性もある。

したがって、日本銀行においては、債券取引損失引当金等及び法定準備金の積立額が将来の備えとして必要十分かについて不断の検証を行い、適切に債券取引損失引当金等を積み立て、また、特に必要があると認めるときは、当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金に積み立てるなど財務の健全性の確保に努めるとともに、日本銀行の財務の状況について国民に分かりやすく説明していくことが重要である。

また、財務省においては、日本銀行から債券取引損失引当金等の積立て、財務諸表等の承認や当期剰余金の5%に相当する額を超える金額の法定準備金への積立ての認可の申請があった場合には、今後の日本銀行の財務の健全性等を勘案した上で、国民に還元されるべきとされている日本銀行の利益の特質等に留意しつつ、引き続き適切に承認又は認可を行っていくことが必要である。

本院としては、今後の金融経済情勢の変化を踏まえつつ、今後とも日本銀行の財務の状況について引き続き検査していくこととする。

第4節 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

1 国民の関心の高い事項等に関する検査の取組方針

近年、行政においては、財政健全化目標の達成に向けて、「新経済・財政再生計画」を定めて、「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」及び「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大している。また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

このような中で、本院は、その使命を的確に果たすために毎年次策定している会計検査の基本方針に従って、我が国の社会経済の動向、財政の現状、行政における様々な取組等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めており、特に、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応することとしている。

2 検査の状況

(1) 検査の結果、検査報告に掲記したもの

上記国民の関心の高い事項等としては、度重なる自然災害の発生等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保や、少子高齢化及び情報化の進展、気候変動問題等を背景とした社会保障、情報通信(IT)、環境及びエネルギーといった分野が挙げられる。また、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行はもとより、制度・事業の効果、適正で公平な運用等や、資産、基金等のストックに対する国民の関心は引き続き高いものとなっている。

これら国民の関心の高い事項等について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から検査を行った結果、「第3章 個別の検査結果」及び「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを示すと、次のとおりである。

ア 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ① 住宅・建築物安全ストック形成事業等により行った耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された耐震診断義務付け対象建築物等を含む既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況を定期的に把握した上で、耐震改修が行われていない建築物の所有者に対して指導及び助言を積極的に行うよう所管行政庁に対して周知することなどにより、地震に対する安全性の向上が図られるよう改善の処置を要求したもの (国土交通省・461 ページ記載)
- ② ため池の防災減災事業の実施に当たり、詳細調査により対策工事の必要性を適切に判定するなどするとともに、要改修ため池について、ソフト対策として実施すべき具体的な事項を示した上で、対策工事が実施されるまでの間、適切にソフト対策を講ずるなどするよう都道府県等に対して指導することにより、ため池の防災減災事業が適切に実施されるよう改善の処置を要求したもの (農林水産省・368 ページ記載)
- ③ 福島第一原子力発電所の敷地内で実施されたフェーシングについて、保守管理方針に基づいた予防保全の検討を行うとともに、点検基準ガイドの改定を行い、保守管理方針に基づいた点検項目、点検方法等を定めることなどにより、その維持管理が適切に行われるよう改善させたもの (東京電力ホールディングス株式会社・657 ページ記載)

- ④ 緊急時連絡網整備事業の実施に当たり、統合原子力防災ネットワークの通信の安定性を確保するために必要かつ十分な帯域の算出方法や、地域系ネットワーク内に独自のMCUを設置する必要がないことを所在都道府県等に対して周知するなどして指導することにより、事業が効果的かつ経済的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(内閣府(内閣府本府)・65ページ記載)

- ⑤ ダム及び頭首工の管理施設に必要とされる耐震性能について、耐震設計上の取扱いを明確にし、耐震クラスが重要設備の耐震クラスと整合していないなどのものについては、重要設備の耐震クラスに応じた耐震性能とするための計画を策定するなどするよう求めるとともに、重要設備の新設、更新等に当たっては、既存の管理施設については耐震性能を確認し、重要設備と管理施設との耐震クラスについて整合を図るなどすることにより、大地震動後において重要設備が確実に機能するよう改善の処置を要求したもの

(農林水産省・376ページ記載)

- ⑥ 高速道路会社において、非常用自家発電設備の浸水対策を実施することとしたり、燃料槽の増設工事を行う際は非常用自家発電設備の連続運転を可能にするための潤滑油の貯留槽の容量についても合わせて検討する必要があることを周知するなどしたり、災害発生時の休憩施設等における高速道路利用者への利用者支援活動の対応体制を整備したりすることにより、防災対策が適切に実施されるよう改善させたもの

〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社・599ページ記載〕

イ 社会保障に関するもの

- ① 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について

(特定検査対象に関する検査状況・774ページ記載)

- ② 年金特別会計及び年金積立金管理運用独立行政法人で管理運用する年金積立金の状況等について

(国会及び内閣に対する報告・698ページ記載)

- ③ 企業主導型保育助成事業により企業主導型保育施設を整備するに当たり、補助事業者に対して利用定員の妥当性等について適切に審査等を行わせるとともに、補助事業者が企業主導型保育施設の設備基準等との適合性等について十分に審査等を行えるような仕組みを整備することなどにより、企業主導型保育施設の利用定員の設定等が適切に行われ、整備された企業主導型保育施設が有効に利用されるよう改善の処置を要求したもの

(内閣府(内閣府本府)・72ページ記載)

- ④ 二次健康診断等給付について、給付規程を改定するなどして、健保点数表に定められた点数に基づいて検査の費用の額を算定したり、実施していない検査等に係る費用の額を算定しないこととしたり、特定保健指導の具体的な実施内容、実施方法、実施時間の目安等を定めた実施基準を策定して、当該実施基準に基づいて特定保健指導の費用の額の見直しを行ったりなどすることにより、健診費用単価が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの

(厚生労働省・297ページ記載)

- ⑤ 障害者に係る就労移行支援事業について、過大に算定されていた訓練等給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、基本報酬の届出において、提出を求めるべき根拠資料を明確に示すなどした上で、届出の内容の確認を適切に行うよう周知したり、就労移行支援の利用者が就職した後に就労移行支援サービス費を算定できない旨を周知したりす

ることにより、給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(厚生労働省・265 ページ記載)

ウ 制度・事業の効果等に関するもの

- ① 有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達について
(国会からの検査要請事項に関する報告・755 ページ記載)
- ② 中心市街地の活性化に関する施策について
(国会からの検査要請事項に関する報告・736 ページ記載)
- ③ 独立行政法人改革等による制度の見直しに係る主務省及び独立行政法人の対応状況について
(国会及び内閣に対する報告・717 ページ記載)
- ④ 地域経済循環創造事業交付金事業の実施に当たり、地方公共団体に対して、地域事業者、地域金融機関等の関係者との連携を密にさせて、事業効果等に係る定期的な検証を実施させることとしたり、交付金事業の事業効果が十分に発現していない事業がある場合には、具体的な改善策等を検討させたりするとともに、今後の交付金事業の実施に当たり、販路や地域の人材、資源の確保の収支計画の達成に重要な要素等について、綿密に検討させた上で、その結果を事業計画書に反映させるなどの方策を検討することにより事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの
(総務省・98 ページ記載)
- ⑤ 受動喫煙防止対策助成事業について、労働局に対して、事業実績報告書の審査の際に領収書の金額が正しいことを証する書面を事業主から提出させるなどしてその内容を十分に確認させるとともに、喫煙室等の運用を適切に行うことなどについて事業主に対して周知徹底を図ったり、喫煙室等の設置後に実効性のある追跡調査を実施したりすることを指示して、助成金の交付が適正に行われるなどするよう改善させたもの
(厚生労働省・311 ページ記載)

エ 制度・事業の適正で公平な運用に関するもの

- ① 租税特別措置(住宅ローン控除特例及び譲渡特例)の適用状況、検証状況等について
(特定検査対象に関する検査状況・815 ページ記載)
- ② 租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について
(国会及び内閣に対する報告・669 ページ記載)
- ③ 消費税の申告審理等において事業廃止届出書、所得税青色申告決算書等を有効に活用することなどにより、事業の廃止時において棚卸資産以外の資産を保有している個人事業者を的確に把握して当該資産のみなし譲渡について、適正な課税を行うよう改善させたもの
(財務省・157 ページ記載)
- ④ 認定職業訓練実施付加奨励金の支給について、訓練修了者等が訓練校等に就職した場合に、1 週間の実労働時間が 20 時間に達していない就職は就職率の算定に用いられる就職とならないことを要領等に定めたり、労働局が訓練修了者等の勤務実態等を適切に確認する仕組みを整備したりなどすることにより、支給の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの
(厚生労働省・316 ページ記載)

オ 資産、基金等のストックに関するもの

- ① 国庫補助金等により地方公共団体等に設置造成された基金について
(国会及び内閣に対する報告・682 ページ記載)
- ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の第 2 種信用基金における政府出資金について、債務保証の事業規模を利用の実態に応じたものに見直すとともに、政府出資金をその事業規模に見

合った資産規模とするため、債務保証の利用実績等を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金に係る資産については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、同様の事態が生じないように体制を整備するよう意見を表示したもの

(経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構・420 ページ記載)

- ③ 国等の出資金を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務について、各漁業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの (農林水産省・383 ページ記載)
- ④ 団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの (独立行政法人都市再生機構・632 ページ記載)
- ⑤ 直接事業運営の用に供せられていない事業外用地について、調査により、現に利用していない全ての土地を未利用地として適切に把握するとともに、把握した未利用地について、利用計画を策定したり、売却等の処分方針を策定したりするための体制を整備することにより、未利用地の利用又は処分が図られるよう改善の処置を要求したもの (日本中央競馬会・591 ページ記載)
- ⑥ 使用されていない国有財産について、国有財産法に規定されている原則を踏まえた有効活用が図られていくよう意見を表示したもの (国会(衆議院)・51 ページ記載)

カ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ① 都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要なと認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの (厚生労働省・278 ページ記載)
- ② 国管理空港の土地、建物及び工作物に係る行政財産の使用料の算定に当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めることなく駐車場事業から生ずる純収益を算出したり、旅客ターミナルビル事業等から生ずる純収益を使用許可者に配分する割合を適切に算出したりすることなどにより、使用料の算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (国土交通省・452 ページ記載)
- ③ 設計変更工事の実施による増額分の支払に当たり、既に終了した設計変更工事について、随意契約による新規発注の工事であるかのように実際と異なる工期を記載するなどした契約関係書類により支払っていて、会計規程等に違反していたもの (独立行政法人国立病院機構・628 ページ記載)
- ④ 国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの (文部科学省・193 ページ記載)

- ⑤ 国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの
(総務省・88 ページ記載)

キ 環境及びエネルギーに関するもの

- ① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社において実施しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況、同事業に対する国の財政負担の状況等について
(特定検査対象に関する検査状況・825 ページ記載)
- ② 試験研究用等原子炉で使用する燃料要素の製作開始指示の発出等に当たり、新規基準準対応の状況、運転計画、燃料要素の在庫量等を踏まえた上で必要性を判断するとともに、上位部署等の確認を受ける体制とすることにより、処理・処分等が必要な未使用の燃料要素等の発生を防ぐとともに、燃料要素の製作に要する費用を節減するよう改善させたもの
(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・643 ページ記載)
- ③ 新潟共同備蓄基地に係る石油備蓄事業補給金について、石油タンクの基数の割合等の合理的な方法を用いて新潟共同備蓄基地に係る費用等をその他の費用等と適切に区分して算定させることなどにより、補給金単価の予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの
(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構・624 ページ記載)
- ④ 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金等により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの
(環境省・493 ページ記載)

ク 情報通信(IT)に関するもの

- ① 本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの
(内閣(内閣官房)、総務省・554 ページ記載)
- ② 国保総合システムによる効果的なコンピュータチェックが統一的に行われるようにするための方策を検討するなどして、国民健康保険団体連合会におけるコンピュータチェックを活用したレセプト審査が適切かつ効率的、効果的に実施されるよう意見を表示したもの
(厚生労働省・287 ページ記載)
- ③ 医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施する事業において、医療情報連携ネットワークのシステムが利用可能な状態となるよう適宜の処置を要求し、システムの仕様の検討及び動作確認を十分に事業主体に行わせたり、整備した後の運用状況等について都道府県に把握させたりなどするよう是正改善の処置を求め、及び交付申請時に参加医療機関等の目標数、目標数を達成するための取組方針等を事業主体に申告させるなどするよう改善の処置を要求したもの
(厚生労働省・271 ページ記載)
- ④ 情報通信技術活用事業費補助金による事業において、導入したシステムについての具体的なニーズ調査を実施したり、適切な事業目標を設定しその目標に対する実績を把握したりすることなどにより、事業の効果が十分に発現されるよう、また、適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善の処置を要求したもの
(総務省・106 ページ記載)

(2) その他の検査の状況

(1)のほか、国会法第105条の規定に基づく検査要請が行われた「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について」「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について」「外国人留学生、技能実習生等の外国人材の受入に係る施策の実施状況について」「高速道路に係る料金、債務の返済等の状況について」「福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等について」「公的統計の整備に関する業務の実施状況等について」及び「政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について」について検査を実施している。

3 本院の所見

本院は、今後も我が国の社会経済の動向、財政の現状等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めるために、国会等で議論された事項等の国民の関心の高い事項については、必要に応じて機動的・弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとともに、我が国の財政健全化に向けた様々な取組について留意しながら検査を行っていくこととする。

第5節 特別会計財務書類の検査

平成29年度特別会計財務書類の内閣から本院への送付年月日	平成30年11月6日
検査対象	17府省庁等が所管する13特別会計の平成29年度特別会計財務書類
平成29年度特別会計財務書類の本院から内閣への回付年月日	平成30年12月25日

会計検査院は、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第2項の規定に基づき、平成30年11月6日に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する13特別会計の平成29年度特別会計財務書類について検査した。そして、同年12月25日に、内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 13特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

内閣に通知した検査結果の概要は、次のとおりである。

平成29年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から、法、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号)、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、17府省庁等が所管する4特別会計において9事項見受けられた。

なお、上記の9事項については、全て6省において所要の訂正が行われた。

(注3) 6省 財務、文部科学、農林水産、経済産業、環境、防衛各省

表 特別会計財務書類の計上金額等の表示が適切とは認められないもの

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
1	財政投資 融資(財政 資金)	財務省 及国土交通 省	区分別収支計算書						
			I 業務収支						
			1 財源						
			貸付金の回収による収入	本会計年度	23,545,834	23,609,757	①		
			有価証券の償還による収入	本会計年度	63,922	—			
			サービス業務による回収金額	本会計年度	9,464	410,579	②		
			財 源 合 計	本会計年度	28,479,628	28,880,743			
			2 業務支出						
			(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
			サービス業務による回収金引渡額	本会計年度	△ 9,464	△ 410,579	②		
業務支出(施設整備支出を除く)合計	本会計年度	△ 21,161,759	△ 21,562,874						
業 務 支 出 合 計	本会計年度	△ 21,161,759	△ 21,562,874						
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項① 貸付金債権を信託会社に信託したことにより保有した信託受益権の償還による収入は、作成基準等により、区分別収支計算書の「貸付金の回収による収入」に計上することとなっているのに、誤って「有価証券の償還による収入」に計上していたもの(財務省)</p> <p>事項② 信託した貸付金債権に係る元利息を回収する業務(サービス業務)を信託会社から受託して、当該貸付金債権の元金の回収を行ったことによる収入及び当該回収金を信託会社に引き渡したことによる支出は、作成基準等により、区分別収支計算書の「サービス業務による回収金額」及び「サービス業務による回収金引渡額」に計上することとなっているのに、誤って、これを計上していなかったもの(財務省)</p> <p>なお、上記に連動して、合算区分別収支計算書の関連箇所にも誤りが生じていた。</p>									

第4章 第5節 特別会計財務書類の検査

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
2	エネルギー対策 (エネルギー需給)	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	附属明細書						
			1 貸借対照表の内容に関する明細						
			(1) 資産項目の明細						
			② 有価証券の明細						
			オ 市場価格のない有価証券(満期保有目的以外、株式)の純資産額等の明細						
			国際石油開発帝石(株) (種類株式)	資本金	131,461	1,314,612	③		
				純資産額による算出額	8	0			
	<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項③ 附属明細書の「有価証券の明細」において、本特別会計が出資している国際石油開発帝石株式会社の資本金の金額を計上するに当たり、計上する金額の桁数を誤っていたもの(経済産業省)</p>								
			連結業務費用計算書	減損損失	本会計年度	43,837	36,437	④	
				本年度業務費用合計	本会計年度	460,574	453,174		
		連結資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 460,574	△ 453,174			
			VI その他資産・負債差額の増減	本会計年度	7,448	48	④		
	エネルギー対策 (電源促進(連結))	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	附属明細書						
2 連結対象法人別の業務費用の明細									
				減損損失	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	43,837	36,437	④	
3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細									
				VI その他資産・負債差額の増減	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	7,448	48	④	
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項④ 連結業務費用計算書の「減損損失」については、作成基準等により、連結対象法人の行政サービス実施コスト計算書における損益外減損損失相当額を計上することとなっているのに、損益外減損損失相当額の一部を二重に計上していたため計上金額が誤っており、また、このことに伴い、連結資産・負債差額増減計算書の「その他資産・負債差額の増減」の計上金額が誤っていたもの(文部科学省)</p>									

番号	特別会計名(勘定名等)	所管	財務書類の科目等		計上金額	適切な計上金額	事項			
					(単位：百万円)	(単位：百万円)				
3	食料安定供給(業務)	農林水産省	貸借対照表	無形固定資産	本会計年度	1,115	437	⑤		
				資産合計	本会計年度	3,593	2,914			
				資産・負債差額	本会計年度	△ 45,870	△ 46,549			
				負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	3,593	2,914			
			業務費用計算書	庁費等	本会計年度	7,760	8,439	⑤		
				本年度業務費用合計	本会計年度	9,773	10,451			
			資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 9,773	△ 10,451			
				VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	△ 45,870	△ 46,549			
			附属明細書							
			1 貸借対照表の内容に関する明細							
			(1) 資産項目の明細							
			④ 固定資産の明細							
			ソフトウェア	本年度増加額	1,057	0	⑤			
			ソフトウェア仮勘定	本年度増加額	(記載なし)	378				
<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑤ ソフトウェアの取得費用は、作成基準等により、附属明細書の「固定資産の明細」における無形固定資産の内訳として、制作途中の場合は「ソフトウェア仮勘定」に、取得後は「ソフトウェア」に、それぞれ支出済歳出額を計上することとなっているのに、制作途中のソフトウェアの制作費に係る当該年度の支出済歳出額及び翌年度の支出予定額を「ソフトウェア」に計上していたため、「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」の計上金額が誤っており、また、このことに伴い、貸借対照表の「無形固定資産」及び業務費用計算書の「庁費等」の計上金額が誤っていたもの(農林水産省)</p> <p>なお、上記に連動して、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>										

番号	特別会計名	所管	財務書類の科目等			計上金額 (単位：百万円)	適切な計上金額 (単位：百万円)	事項		
4	東日本大震災復興	国会、内閣府、復興庁、省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑥ 業務費用計算書に計上する費用について、支出済歳出額から貸借対照表の資産に計上される額を控除するに当たり、「装備品等購入費」及び「庁費等」の支出済歳出額から控除すべき額を誤って「修理費等」から控除していたもの(防衛省)</p> <p>事項⑦ 東京電力ホールディングス株式会社(平成28年3月31日以前は東京電力株式会社)に対する各府省庁等からの求償に対する同社の支払額については、作成基準等により、その累計額を注記の追加情報として記載することとなっているのに、誤って支払額の一部を除いて記載するなどしていたもの(環境省)</p> <p>事項⑧ 附属明細書の「固定資産の明細」の計上に当たり、航空機の器材として管理されている物品は「物品」に計上すべきであるのに、誤ってこれを国有財産の「工作物」に計上していたもの(防衛省)</p> <p>なお、上記に連動して、連結業務費用計算書の関連箇所に誤りが生じていた。</p>							
			連結貸借対照表	未払金	本会計年度	7,215	7,347	⑨		
		その他の債務等	本会計年度	297	164					
	東日本大震災復興(連結)	同上	同上	<p>附属明細書</p> <p>1 連結対象法人別の資産及び負債の明細</p>						
未払金				中間貯蔵・環境安全事業株式会社(中間貯蔵事業勘定)		4,001	4,133	⑨		
	その他の債務等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(中間貯蔵事業勘定)		139	7					
			<p>〈表示が適切とは認められない事項の説明〉</p> <p>事項⑨ 連結対象法人の「未払法人税等」及び「未払消費税等」は、作成基準等により、連結貸借対照表の「未払金」に計上することとなっているのに、誤って「その他の債務等」に計上していたもの(環境省)</p>							

第5章 会計事務職員に対する検定

第5章 会計事務職員に対する検定

第1節 国の現金出納職員に対する検定

(概況)

平成30年10月から令和元年9月までの間に、所管庁から現金出納職員の保管する現金の亡失についての通知を受理したものは5件514,196円である。これに繰越し分6件3,975,566円を加えて、処理を要するものは11件4,489,762円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは5件705,652円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
裁	判	1	0	—	—
法	務	4	16	—	—
外	務	1	394	1	394
財	務	3	120	3	120
防	衛	2	3,959	1	191
	計	11	4,489	5	705

処理したものは、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなどである。

第2節 国の物品管理職員に対する検定

(概況)

平成30年10月から令和元年9月までの間に、所管庁から物品管理職員の管理する物品の亡失又は損傷についての通知を受領したものは24,990件2,141,889,337円である。これに繰越し分76件1,088,534,627円を加えて、処理を要するものは25,066件3,230,423,964円であり、そのうち上記の期間内に処理したものは25,012件2,962,564,429円である。

処理を要するもの及び処理したものの所管別内訳は、次のとおりである。

所	管	処理を要するもの		処理したもの	
		件	千円	件	千円
国	会	39	5,643	39	5,643
裁	判	74	4,576	71	4,576
会	計	5	134	5	134
内	閣	3	330	2	330
内	閣	807	211,167	805	210,460
復	興	1	3	1	3
総	務	20	5,254	20	5,254
法	務	363	55,197	359	55,160
外	務	167	76,467	167	76,467
財	務	21,449	121,828	21,449	121,828
文	部	4	4,362	2	4,362
厚	生	166	59,240	165	38,856
農	林	410	388,072	408	387,800
経	済	150	1,637	149	1,637
国	土	498	434,428	483	392,501
環	境	12	5,294	10	1,794
防	衛	898	1,856,782	877	1,655,750
	計	25,066	3,230,423	25,012	2,962,564

処理したもののうち防衛省の金額が多いのは、主として、訓練中又は作業中に魚雷等の高価な物品の亡失又は損傷があったことによる。

(処理したものの内訳)

処理したものの内訳は次のとおりである。

- ① 物品管理職員に弁償責任がないと検定したもの 1件 173,880円
- ② 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたもの 23,912件 2,144,033,569円
- ③ 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなど 1,099件 818,356,980円

(検定したものの説明)

物品管理職員に弁償責任がないと検定したものは、航空自衛隊の物品管理職員が、機関砲標的装置の構成品をフォークリフトで移動する際に落下させたため損傷した事態について、物品管理職員に重大な過失はなかったと認めたものである。

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第6章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第1節 国の財政等の概況

会計検査院の検査対象のうち、国の会計についての歳入歳出、債務等の状況、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人についての財務等の状況、また、財政投融资の状況、さらに、国の財政状況を示すと、次のとおりである。

第1 国の会計

1 概 況

平成30年度における国の一般会計及び特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
歳入	合計	486,874,566	490,130,991
	一般会計	105,697,418	103,644,049
	特別会計	381,177,148	386,486,941

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
歳出	合計	467,910,709	472,265,815
	一般会計	98,974,696	98,115,604
	特別会計	368,936,012	374,150,210

(注1) 会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

2 一 般 会 計

歳入及び歳出

30年度における一般会計の収納済歳入額及び支出済歳出額、それらの主な内訳(構成比率)は、次のとおりである。

区 分	30年度(百万円)	29年度(百万円)
収納済歳入額	105,697,418	103,644,049
租税及印紙収入	60,356,384 (57.1%)	58,787,489 (56.7%)
公債金	34,395,399 (32.5%)	33,554,599 (32.4%)
公債金	8,097,199	7,281,799
特例公債金	26,298,199	26,272,799
その他	10,945,633 (10.4%)	11,301,961 (10.9%)

区 分	30 年度(百万円)	29 年度(百万円)
支出済歳出額(注2)	98,974,696	98,115,604
社会保障関係費	32,569,137 (32.9%)	32,521,059 (33.1%)
文教及び科学振興費	5,748,234 (5.8%)	5,703,092 (5.8%)
国債費	22,528,601 (22.8%)	22,520,820 (23.0%)
地方交付税交付金	15,871,381 (16.0%)	15,434,303 (15.7%)
防衛関係費	5,474,990 (5.5%)	5,274,292 (5.4%)
公共事業関係費	6,913,460 (7.0%)	6,911,607 (7.0%)
その他	9,868,890 (10.0%)	9,750,429 (9.9%)

(注2) 平成30年度における支出済歳出額に対する公債金34兆3953億余円の割合は34.8%である。

3 特別会計

30年度において、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)に基づき設置されている特別会計は13(以下、勘定区分のない特別会計についても1勘定と数えることとする。これによれば、勘定数は33となる。)である。そして、同年度における特別会計の一般会計からの繰入額、決算剰余金、年度末における積立金等の資金及び損益は、次のとおりである。

区 分	30 年度(百万円)	29 年度(百万円)
特別会計(勘定)数	13 会計(33 勘定)	13 会計(33 勘定)
ら一般の繰入額か	一般会計から繰入れを受けている特別会計(勘定)数	10 会計(24 勘定)
	一般会計からの繰入合計額(注3)	54,318,215
決算剰余金	決算剰余金合計額(注4)	12,241,135
	積立金に積み立て又は資金に組み入れることとしたもの	3,261,451
	翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	7,188,040
	一般会計の翌年度の歳入に繰り入れることとしたもの	1,791,643
積立金等における資金	資金を計上している特別会計(勘定)数	9 会計(17 勘定)
	資金を計上している資金数	19 資金
	資金残額	
	外国為替資金	145,585,142
財政融資資金	124,885,439	
上記の2資金を除く資金の合計額(注5)	142,047,241	
損益	法令上損益計算書を作成している特別会計(勘定)数	7 会計(20 勘定)
	翌年度繰越利益金を計上している特別会計(勘定)数(注6)	5 会計(11 勘定)
	翌年度繰越損失金を計上している特別会計(勘定)数(注7)	2 会計(4 勘定)

(注3) 一般会計からの繰入額が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める一般会計からの繰入額の割合である。

	30 年度(百万円)	29 年度(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	16,076,609 (30.6%)	15,621,975 (29.7%)
国債整理基金特別会計	22,527,758 (12.1%)	22,520,016 (11.8%)
年金特別会計(国民年金勘定)	1,823,412 (46.4%)	1,939,211 (46.5%)
年金特別会計(厚生年金勘定)	9,798,768 (20.4%)	9,481,945 (19.7%)
年金特別会計(子ども・子育て支援勘定)	2,081,887 (75.9%)	1,206,045 (69.0%)

(注4) 収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額を決算剰余金という。また、決算剰余金が1兆円以上のものは、次のとおりである。なお、括弧書きの数値は、当該特別会計(勘定)の収納済歳入額に占める決算剰余金の割合である。

30年度(百万円)		29年度(百万円)	
国債整理基金特別会計	3,076,435 (1.7%)	国債整理基金特別会計	3,093,150 (1.6%)
外国為替資金特別会計	3,015,882 (97.3%)	外国為替資金特別会計	2,737,185 (97.5%)
年金特別会計(基礎年金勘定)	1,234,366 (4.9%)	年金特別会計(厚生年金勘定)	1,588,109 (3.3%)

(注5) 外国為替資金証券の発行収入等を財源とする「外国為替資金」、他の積立金等からの預託金及び財政投融资特別会計が発行する国債の発行収入等を財源とする「財政融資資金」を除く資金の合計額である。また、資金の残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
地震再保険特別会計積立金	1,489,209	地震再保険特別会計積立金	1,315,525
国債整理基金	3,005,889	国債整理基金	3,007,369
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)積立金	1,099,223	労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,893,829
労働保険特別会計(労災勘定)積立金	7,911,666	労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,743,602
労働保険特別会計(雇用勘定)積立金	5,144,504	雇用安定資金	1,199,837
雇用安定資金	1,330,468	年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,209,679
年金特別会計(基礎年金勘定)積立金	2,101,160	年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,293,580
年金特別会計(国民年金勘定)積立金	7,313,206	年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	110,332,050
年金特別会計(厚生年金勘定)積立金	111,929,511		

(注6) 翌年度繰越利益金が1兆円以上となっているものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,257,493	財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)	1,123,562
労働保険特別会計(労災勘定)	8,188,305	労働保険特別会計(労災勘定)	8,202,944
労働保険特別会計(雇用勘定)	5,472,736	労働保険特別会計(雇用勘定)	6,097,556
年金特別会計(基礎年金勘定)	3,336,779	年金特別会計(基礎年金勘定)	3,087,789
年金特別会計(国民年金勘定)	8,136,735	年金特別会計(国民年金勘定)	8,035,871
年金特別会計(厚生年金勘定)	115,833,162	年金特別会計(厚生年金勘定)	115,302,391

(注7) 翌年度繰越損失金が生じているものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
年金特別会計(健康勘定)	△ 1,317,419	年金特別会計(健康勘定)	△ 1,268,815
食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 7,647	食料安定供給特別会計(漁船再保険勘定)	△ 9,571
食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 25,786	食料安定供給特別会計(漁業共済保険勘定)	△ 25,385
食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 120	食料安定供給特別会計(業務勘定)	△ 238

4 一般会計及び特別会計の債務

平成30年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計額等及びその主な内訳は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
年度末債務現在額の合計額		1,162,217,085	1,148,132,953
うち公債(注8)		976,861,731	959,202,605
うち借入金		53,201,845	53,849,808
一般会計(注9)		10,598,069	11,199,800
特別会計	借入金を計上している特別会計(勘定)数	6会計(7勘定)	7会計(8勘定)
	借入金(注10)	42,603,776	42,650,007
利子支払額の合計額		8,714,814	8,894,128
うち公債利子等		8,690,051	8,863,450
うち借入金利子		24,763	30,677
一般会計		16,644	19,648
特別会計		8,118	11,029

(注8) 公債の主なものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	573,654,271	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(特例公債)	553,081,518
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	270,185,331	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(建設公債)	269,158,398
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	92,245,641	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものと(財投債)	94,525,905
日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	16,755,323	日本国有鉄道清算事業団承継債務を借り換えるために発行したものと	17,218,701
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,376,273	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(復興債)	5,481,324
平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	3,846,799	平成28年3月に改正される前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第4条第1項の規定により発行したものと及びこの公債を借り換えるために発行したものと(年金特例公債)	4,111,291
交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,357,742	交付税及び譲与税配付金承継債務を借り換えるために発行したものと	2,172,562
国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,867,944	国有林野事業承継債務を借り換えるために発行したものと	1,955,466

(注9) 一般会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、これらは全て財政融資資金からの借入金である。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金借入金	10,509,866	交付税及び譲与税配付金借入金	11,093,748
旧国立高度専門医療センター借入金	38,184	旧国立高度専門医療センター借入金	45,916
旧国営土地改良事業借入金	8,595	旧国営土地改良事業借入金	18,714

(注10) 特別会計の借入金の主なものは、次のとおりである。なお、平成30年度末現在額のうち、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については23兆1002億余円、エネルギー対策特別会計(原子力損害賠償支援勘定)における借入金については全額、国有林野事業債務管理特別会計における借入金については1兆0405億余円が、それぞれ民間金融機関からの借入金であるが、その他は財政融資資金からの借入金である。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
交付税及び譲与税配付金特別会計	31,617,295	交付税及び譲与税配付金特別会計	32,017,295
エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	7,382,223	エネルギー対策特別会計 (原子力損害賠償支援勘定)	6,932,256
年金特別会計(健康勘定)	1,458,290	年金特別会計(健康勘定)	1,464,007
国有林野事業債務管理特別会計	1,205,971	国有林野事業債務管理特別会計	1,222,610

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成30年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	83 法人	83 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	29 法人	29 法人
	計(注2)	205 法人	205 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	994,696,321	963,416,999
	うち独立行政法人(注4)	313,832,491	310,295,893
	うち国立大学法人等	10,222,188	10,265,058
	負債の部	865,450,831	837,605,672
	うち独立行政法人	239,249,833	238,187,586
	うち国立大学法人等	3,125,338	3,131,389
	純資産の部	129,245,489	125,811,327
	うち独立行政法人	74,582,657	72,108,306
	うち国立大学法人等	7,096,849	7,133,668
	うち政府出資金	46,628,175	46,320,331
	うち独立行政法人	15,392,723	15,474,603
	うち国立大学法人等	6,141,427	6,141,611
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	164 法人	167 法人
	うち独立行政法人	59 法人	61 法人
	うち国立大学法人等	80 法人	79 法人
	当期損失金を計上している法人	42 法人	39 法人
	うち独立行政法人	24 法人	22 法人
	うち国立大学法人等	10 法人	11 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人	20 法人	22 法人
	翌年度繰越損失金の額の合計	1,331,437	1,342,920
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	49,934	46,401
	補助金	236	250
	交付金	—	—
	政府出資額	237,973	245,347
	計	288,143	291,999
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	75,414	59,998
	運営費交付金	1,526,537	1,498,688
	その他の補助金等	1,132,245	963,924
	政府出資額	71,469	111,003
	計	2,805,666	2,633,615
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	55,177	71,491
	運営費交付金	1,098,542	1,092,697
	その他の補助金等	66,969	74,980
	政府出資額	—	—
	計	1,220,688	1,239,169
	その他の法人に対するもの		
	補給金	1,422	1,703
	補助金	1,678,400	1,699,088
	交付金	10,645,800	10,392,717
	政府出資額	155,960	703,627
計	12,481,584	12,797,136	
合計	16,796,083	16,961,919	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,088,177	資産の部	21,603,200
負債の部	15,473,937	負債の部	16,236,330
純資産の部	5,614,239	純資産の部	5,366,869
うち政府出資金	6,365,782	うち政府出資金	6,194,405

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,641,214	資産の部	17,998,424
負債の部	14,962,176	負債の部	15,465,477
純資産の部	2,679,037	純資産の部	2,532,947
うち政府出資金	1,635,300	うち政府出資金	1,615,200
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	12,630,929	資産の部	12,278,942
負債の部	2,887,599	負債の部	2,665,229
純資産の部	9,743,329	純資産の部	9,613,712
うち政府出資金	8,083,417	うち政府出資金	8,037,407
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	14,135,036	資産の部	13,986,468
負債の部	12,785,292	負債の部	12,611,910
純資産の部	1,349,743	純資産の部	1,374,557
うち政府出資金	1,068,765	うち政府出資金	1,102,093
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	12,679,254	資産の部	12,910,327
負債の部	11,518,180	負債の部	11,799,508
純資産の部	1,161,073	純資産の部	1,110,818
うち政府出資金	1,073,768	うち政府出資金	1,072,768
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	43,210,295	資産の部	40,900,878
負債の部	30,309,708	負債の部	28,652,201
純資産の部	12,900,586	純資産の部	12,248,677
うち政府出資金	4,109,004	うち政府出資金	4,101,908
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,424,532	資産の部	1,420,820
負債の部	299,677	負債の部	288,481
純資産の部	1,124,854	純資産の部	1,132,338
うち政府出資金	1,045,214	うち政府出資金	1,045,214
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,079,602	資産の部	8,127,442
負債の部	139,159	負債の部	177,320
純資産の部	7,940,442	純資産の部	7,950,122
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	4,550,414
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,827,388	資産の部	16,740,690
負債の部	13,584,295	負債の部	13,681,008
純資産の部	3,243,093	純資産の部	3,059,681
うち政府出資金	1,773,239	うち政府出資金	1,644,239

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	8,656	破綻先債権	10,757
延滞債権	582,394	延滞債権	579,438
3か月以上延滞債権	558	3か月以上延滞債権	483
貸出条件緩和債権	492,356	貸出条件緩和債権	515,321
合計	1,083,966	合計	1,106,001
貸付金等残高	17,085,756	貸付金等残高	17,605,658
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	191,105	延滞債権	188,842
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	188,036	貸出条件緩和債権	225,846
合計	379,142	合計	414,688
貸付金等残高	13,576,561	貸付金等残高	13,513,680
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	609,302	貸出条件緩和債権	654,814
合計	696,365	合計	741,877
貸付金等残高	12,387,356	貸付金等残高	12,092,066
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	8,287	破綻先債権	8,888
延滞債権	65,239	延滞債権	41,744
3か月以上延滞債権	3,687	3か月以上延滞債権	4,538
貸出条件緩和債権	57,821	貸出条件緩和債権	59,346
合計	135,035	合計	114,518
貸付金等残高	3,927,761	貸付金等残高	4,095,478
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	24,990	破綻先債権	23,358
延滞債権	195,457	延滞債権	192,148
3か月以上延滞債権	60,624	3か月以上延滞債権	55,426
貸出条件緩和債権	299,283	貸出条件緩和債権	323,019
合計	580,356	合計	593,953
貸付金等残高	9,506,739	貸付金等残高	9,374,268
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	64,939	破綻先債権	68,143
延滞債権	230,547	延滞債権	251,817
3か月以上延滞債権	71,147	3か月以上延滞債権	74,985
貸出条件緩和債権	453,920	貸出条件緩和債権	524,834
合計	820,555	合計	919,780
貸付金等残高	23,493,039	貸付金等残高	23,325,854

第3 財政投融資

1 財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融資特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融資特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融資計画の実績

平成30年度における財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)	
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	9,451,247	10,590,537
		年度末残高	99,303,707	102,140,430
	財政投融資特別会計(投資勘定)	実 績	206,605	228,049
		年度末残高	5,497,069	5,402,556
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	2,567,885	3,434,549
		年度末残高	31,694,349	33,499,516
	郵便貯金資産	実 績	—	—
		年度末残高	640,676	829,243
	簡易生命保険資産	実 績	—	—
		年度末残高	5,374,899	6,238,564
	計	実 績	12,225,738	14,253,135
		年度末残高	142,510,702	148,110,311
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—	—
		年度末残高	46,780	64,630
	特別会計	実 績	10,303	10,075
		年度末残高	749,190	857,858
	政府関係機関	実 績	4,088,673	4,938,683
		年度末残高	24,154,472	24,749,765
	事業団等	実 績	858,617	1,063,670
		年度末残高	10,233,304	10,182,778

区 分		30年度(百万円)	29年度(百万円)
貸 付 け 等 先 別	独立行政法人	実 績	4,135,209
		年度末残高	48,804,055
	地方公共団体	実 績	2,844,434
		年度末残高	51,445,134
	その他	実 績	288,500
		年度末残高	7,077,766
計(注4)		実 績	12,225,738
		年度末残高	142,510,702

(注1) 財政融資資金の平成30年度末の財源のうち、財投債は92兆2456億余円、預託金は31兆3534億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 一般会計の年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

30年度末(百万円)		29年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	14,248,351	株式会社日本政策金融公庫	14,848,574
株式会社国際協力銀行	7,080,463	株式会社国際協力銀行	7,289,245
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,259,273	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,070,798
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,993,493	株式会社日本政策投資銀行	8,949,968
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,138,329	独立行政法人福祉医療機構	3,192,881
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,266,708	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,304,450
独立行政法人日本学生支援機構	6,298,120	独立行政法人日本学生支援機構	6,149,310
独立行政法人都市再生機構	9,790,228	独立行政法人都市再生機構	10,046,602
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,751,401	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,508,722
独立行政法人住宅金融支援機構	4,316,184	独立行政法人住宅金融支援機構	5,717,870
地方公共団体	51,445,134	地方公共団体	54,065,411
その他		その他	
地方公共団体金融機構	6,741,786	地方公共団体金融機構	7,516,352

第4 国の財政状況

歳入歳出決算等の検査対象別の概要は第2節に記述するとおりであるが、国の会計等のよりの確な理解に資するために、決算でみた国の財政状況について、その現状を述べると次のとおりである。

1 国の財政の現状等

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補填のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどり、平成30年度末において、建設国債^(注1)、特例国債^(注2)、復興債^(注3)等のように利払・償還財源が主として税込等の歳入により賄われる国債(以下「普通国債」という。)の残高は874.0兆円に達している。そして、30年度一般会計歳出決算総額における国債の依存度は34.7%、国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は22.7%となっており、財政は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中で、政府は、8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなど、「財政構造改革元年」と位置付けた9年度以降、財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきている。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - 」(平成25年8月閣議了解)において、①「国・地方を合わせた基礎的財政収支^(注4)」(以下「国・地方PB」という。)を2020年度(令和2年度)までに黒字化し、その後に②債務残高^(注5)の対名目GDP比(以下、名目GDPを「GDP」という。)の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月閣議決定)において、「経済・財政再生計画」を定めて、①及び②の財政健全化のための目標を堅持するとともに、「集中改革期間^(注6)における改革努力のメルクマール」として、平成30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」を目安とすることとして、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月閣議決定)において、①及び②の財政健全化のための目標を同時に目指すこととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方PBの黒字化の目標年度を2025年度(令和7年度)とし、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとともに、国・地方PBの黒字化の目標年度である2025年度(令和7年度)までの中間年である2021年度(令和3年度)における中間指標として、国・地方PB赤字の対GDP比を平成29年度からの実質的な半減値(1.5%程度)、債務残高の対GDP比を180%台前半、財政収支赤字の対GDP比を3%以下と設定し、これらを「進捗を管理するためのメルクマール」としている。そして、2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化と、債務残高対GDP比の安定的な引下げを同時に目指すという財政健全化のための目標等は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月閣議決定)においても踏襲されている。

また、国・地方PB、債務残高、財政収支及びそれぞれの対GDP比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」(以下「内閣府試算」という。)において実績値等を示している。

(注1) 建設国債 財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注2) 特例国債 公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債

(注3) 復興債 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)第69条の規定に基づき復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債

(注4) 基礎的財政収支 内閣府が推計している国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇業者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差(財政収支)に支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。プライマリー・バランス(PB)とも称される。

(注5) 債務残高 普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)。「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月31日公表)では「公債等残高」である。

(注6) 集中改革期間 平成28年度から30年度までの3か年度

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

前記のとおり、政府は財政健全化のための目標を掲げて、目標達成に向けて毎年度の予算を作成するなどの取組を進めてきているが、国の財政状況は、これらの取組の結果としての決算によって表される。本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査しており、平成28年度以降の検査報告の第6章第1節第4「国の財政状況」において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方PB、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比について、28、29両年度の各年度の国の一般会計の決算額等を用いて分析した結果を掲記するなどしている。

本院は、31年次の検査においては、正確性、有効性等の観点から、30年次に引き続き、国の財政はどのような状況にあるのかについて、前記財政健全化のための目標、目安及び中間指標において用いられている、国・地方PB、国・地方PB対GDP比、財政収支対GDP比及び債務残高対GDP比の状況がどのようになっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、30年度の国の一般会計及び特別会計の決算額等を対象として、一般会計の歳入決算明細書及び歳出決算報告書並びに特別会計歳入歳出決定計算書の決算額の内訳のほか、国の債務に関する計算書等の債務の額を分類及び集計するなどして分析するとともに、内閣府本府、財務本省及び厚生労働本省において関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

3 国の財政状況

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

ア 国・地方PBと一般会計PB

国・地方PBは、内閣府試算により公表されており、国民経済計算^(注7)の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、決算額でみた国の一般会計の基礎的財政収支(以下「一般会計PB」という。)は、^(注8)税収等と政策的経費^(注9)から直接算出されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

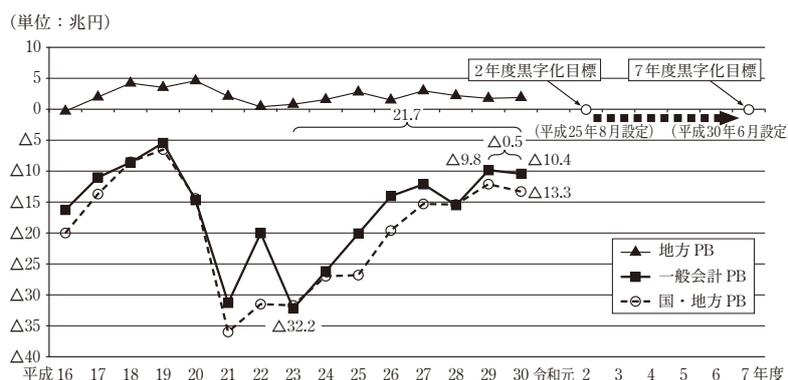
国・地方PBは国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計PBはそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違があるが、国・地方PB、一般会計PB及び地方普通会計の基礎的財政収支(以下「地方PB」という。)について、16年度から30年度までの推移をみると、図1のとおり、国・地方PBと一般会計PBは30年度までおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方PBがほぼ均衡して推移していることなどによる。そして、一般会計PBは、24年度以降は改善する傾向にあり、30年度のマイナス10.4兆円は23年度のマイナス32.2兆円と比べて21.7兆円改善しているものの、前年度から0.5兆円悪化していて、国・地方PBは、30年度にはマイナス13.3兆円となっている。

(注7) 国民経済計算 内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計

(注8) 税収等 一般会計の歳入決算総額から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額

(注9) 政策的経費 一般会計の歳出決算総額から国債費と「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額

図1 国・地方PB、一般会計PB及び地方PBの推移



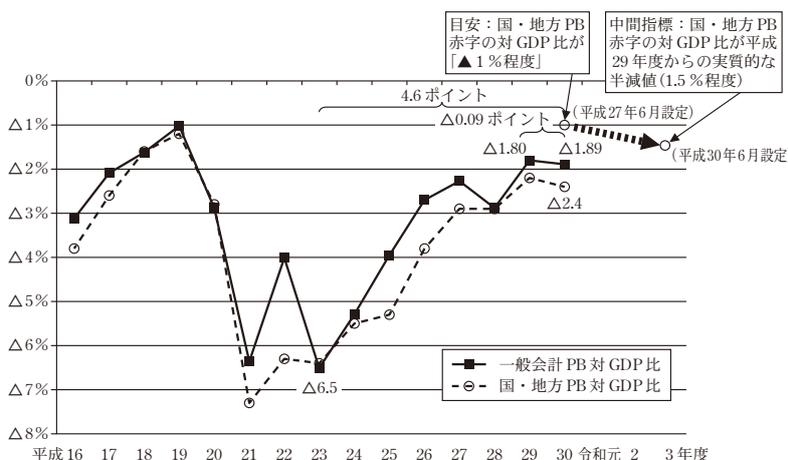
注(1) 一般会計PBは本院が算出し、国・地方PB及び地方PBは、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 「2年度黒字化目標」は、「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - 」(平成25年8月閣議了解)において掲げられた国・地方PBを2020年度(令和2年度)までに黒字化する財政健全化のための目標である。

注(3) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度(令和7年度)の国・地方PBの黒字化を目指す財政健全化のための目標である。

また、国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、16年度から30年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方PB対GDP比と一般会計PB対GDP比は、国・地方PBと一般会計PBと同様に、30年度までおおむね同じように推移している。そして、一般会計PB対GDP比は、24年度以降は改善する傾向にあり、30年度のマイナス1.89%は23年度のマイナス6.5%と比べて4.6ポイント改善しているものの、前年度から0.09ポイント悪化している。国・地方PB対GDP比は、30年度にはマイナス2.4%となっており、前記の「集中改革期間における改革努力のメルクマール」の目安とされている30年度の国・地方PB赤字の対GDP比「▲1%程度」との差は1.4ポイント程度となっている。

図2 国・地方PB及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移

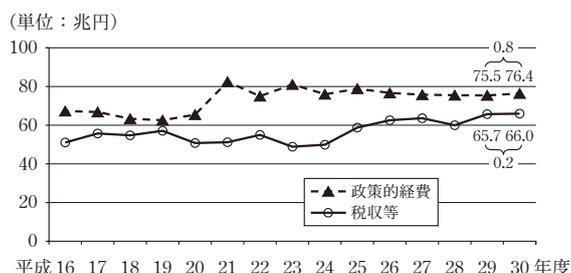


注(1) 国・地方PB対GDP比は、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計PB対GDP比は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

そこで、一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、16年度から30年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、24年度以降についてみると、税金等が増加傾向である一方、政策的経費が減少傾向であることから、前記のとおり、一般会計PBは改善する傾向にあるものの、30年度は政策的経費の前年度からの増加0.8兆円が税金等の前年度からの増加0.2兆円を上回っていて、一般会計PBの赤字は拡大している。

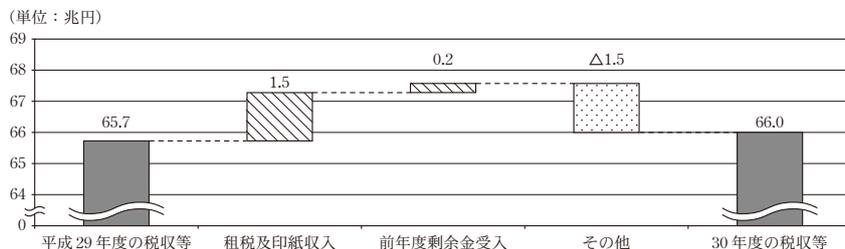
図3 税金等及び政策的経費の推移



イ 税金等の推移

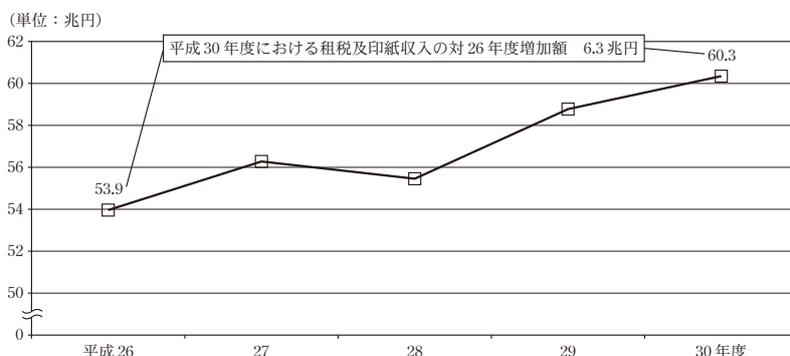
30年度の税金等の前年度からの増加0.2兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及びその他に区分してみると、図4のとおり、租税及印紙収入が1.5兆円及び前年度剰余金受入が0.2兆円それぞれ増加している一方、「その他」については、その内訳である外国為替資金特別会計受入金が0.7兆円及び日本銀行納付金が0.1兆円それぞれ減少していることなどから計1.5兆円減少しており、税金等の増加の主な要因は租税及印紙収入の増加となっている。

図4 平成30年度における前年度からの税金等の増加の内訳



そこで、租税及印紙収入について、26年度から30年度までの推移をみると、図5のとおり、租税及印紙収入は、26年度の53.9兆円から30年度の60.3兆円へと6.3兆円増加している。

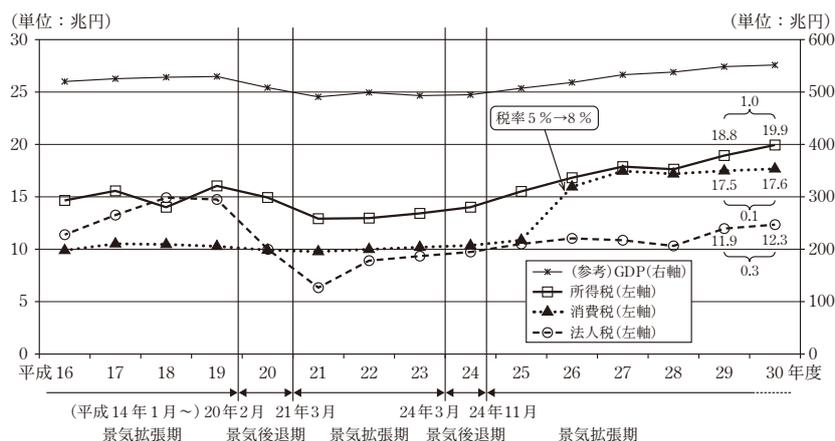
図5 租税及印紙収入の推移



30年度の租税及印紙収入は60.3兆円に上り、税金等66.0兆円の約9割を占めている。このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は49.8兆円となっていて、租税及印紙収入の

約8割を占めている。上記3税目について、16年度から30年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税は、景気拡張期に増加していたり、景気後退期に減少したりしており、その推移は景気動向の推移とおおむね連動している。一方、消費税の推移は、所得税及び法人税と異なり、景気動向の推移とはほとんど連動しておらず、消費税率の5%から8%への改定があった26年度を除き、安定的である。そして、30年度の所得税、法人税及び消費税は、前年度からそれぞれ、1.0兆円、0.3兆円及び0.1兆円増加して、19.9兆円、12.3兆円及び17.6兆円となっており、一般会計PBの赤字の縮小要因となっている。

図6 所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移

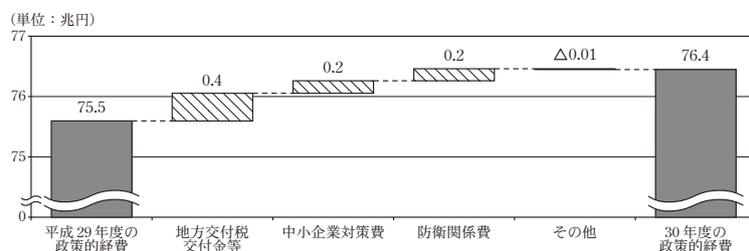


- 注(1) 消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
- 注(2) 「景気拡張期」「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
- 注(3) GDPは、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

ウ 政策的経費の推移

30年度の政策的経費の前年度からの増加0.8兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、地方交付税交付金等が0.4兆円、中小企業対策費及び防衛関係費が共に0.2兆円それぞれ増加しており、政策的経費の増加の主な要因は地方交付税交付金等、中小企業対策費及び防衛関係費の増加となっている。

図7 平成30年度における前年度からの政策的経費の増加の内訳

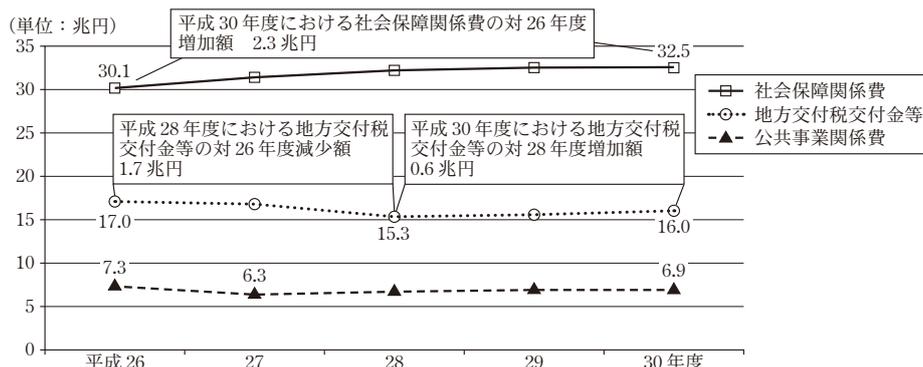


- 注(1) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。
- 注(2) 「その他」は、恩給関係費、食料安定供給対策費等である。

また、30年度の政策的経費76.4兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が32.5兆円、地方交付税交付金等が16.0兆円、公共事業関係費が6.9兆円となっており、これら三つの主要経費計55.5兆円は政策的経費の約7割を占めている。上記三つの主要経費について、26年度から30年度

までの推移をみると、図8のとおり、社会保障関係費については高齢化に伴い年金、医療及び介護に係る経費が増加したことなどにより一貫して増加しており、30年度は26年度の30.1兆円に対して2.3兆円増の32.5兆円となっている。地方交付税交付金等については、地方税収の伸びなどを反映して、26年度の17.0兆円から28年度の15.3兆円へと1.7兆円減少していたが、国の税収の増加等に伴って、29、30両年度は増加し、30年度には16.0兆円となっている。公共事業関係費については、26年度の7.3兆円から27年度の6.3兆円へと減少したが、その後、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加し、30年度には6.9兆円となっている。

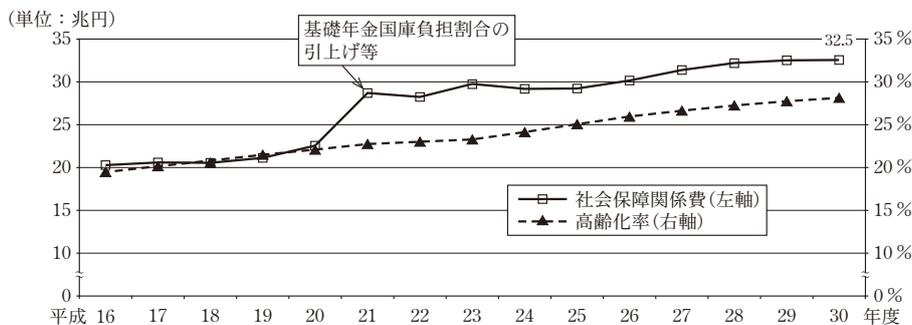
図8 社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費の推移



(注) 「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

30年度の社会保障関係費32.5兆円は、政策的経費76.4兆円の約4割を占めており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。社会保障関係費について、16年度から30年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、図9のとおり、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、特に、基礎年金国庫負担割合の引上げ等が行われた21年度については急増している。

図9 社会保障関係費及び高齢化率の推移



(注) 高齢化率は、総務省「人口推計」における各年10月1日現在の65歳以上人口の割合である。

(2) 財政収支対GDP比

ア 財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

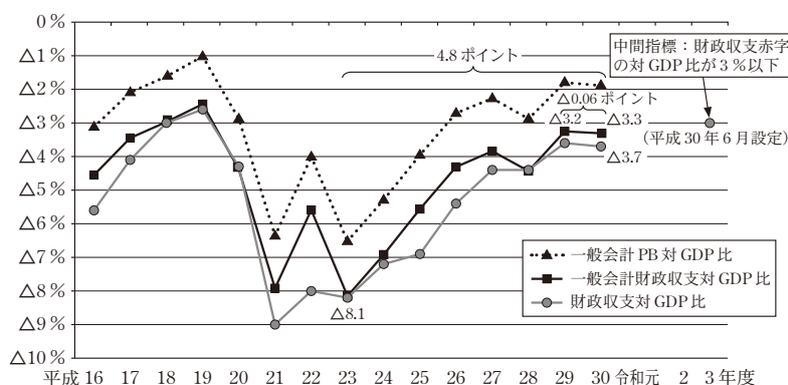
一方、決算額でみた国の一般会計の財政収支(以下「一般会計財政収支」という。)は、(注10) 税収等から財政経費を差し引いた収支差で表されるものであり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書や歳出決算報告書等により把握することが可能である。

財政収支は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計財政収支はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違が

あるが、財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比について、16年度から30年度までの推移をみると、図10のとおり、財政収支対GDP比と一般会計財政収支対GDP比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等により地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移している。そして、一般会計財政収支対GDP比は、24年度以降は改善する傾向にあり、30年度のマイナス3.3%は23年度のマイナス8.1%と比べて4.8ポイント改善しているものの、前年度からは0.06ポイント悪化して、財政収支対GDP比は、30年度にはマイナス3.7%となっている。

(注10) 財政経費 一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費を差し引いた額

図10 財政収支、一般会計財政収支及び一般会計PBのそれぞれの対GDP比の推移



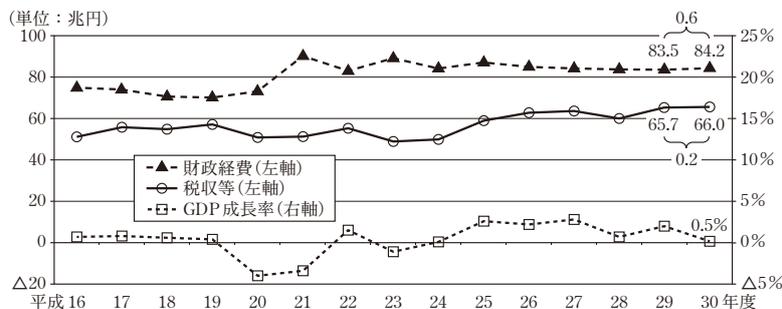
注(1) 財政収支対GDP比は、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 一般会計財政収支対GDP比及び一般会計PB対GDP比は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」のGDPを用いて本院が算出した。

イ 税収等、財政経費及びGDP成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、16年度から30年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、図11のとおり、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。30年度においては、GDP成長率はプラス0.5%であり、税収等は前年度から0.2兆円増加して66.0兆円となり、財政経費は前年度から0.6兆円増加して84.2兆円となっている。

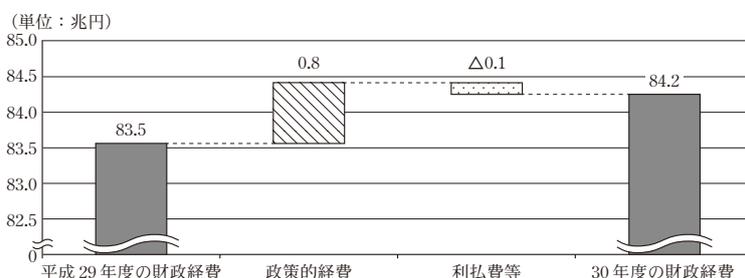
図11 税収等、財政経費及びGDP成長率の推移



(注) GDP成長率は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

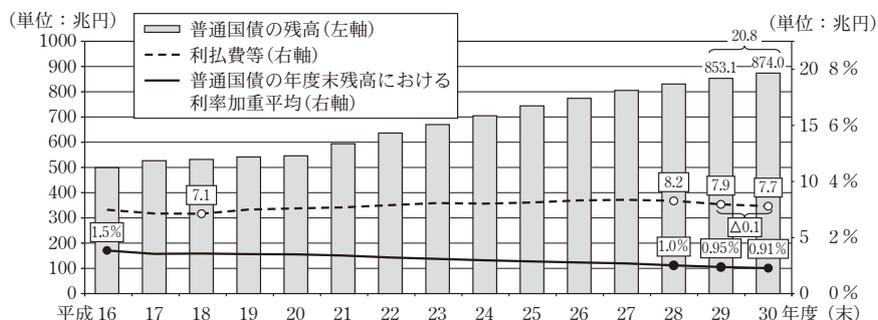
30年度における前年度からの財政経費の増加0.6兆円の内訳を政策的経費と利払費等に区分してみると、図12のとおり、政策的経費が0.8兆円増加している一方、利払費等は0.1兆円減少しており、財政経費の増加の要因は政策的経費の増加となっている。

図12 平成30年度における前年度からの財政経費の増加の内訳



財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利(利率)によって定まっています。普通国債の利率加重平均(年度末の残高に係る表面利率の加重平均)について、16年度から30年度までの推移をみると、図13のとおり、16年度の1.5%から30年度の0.9%へと0.6ポイント減少している。そして、利払費等は、18年度の7.1兆円以降、普通国債の残高の累増による影響が普通国債の利率加重平均の低下による影響を上回っていることから27年度までは増加傾向となっていたが、28年度以降は普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少しており、30年度末の普通国債の残高が前年度末から20.8兆円増加して874.0兆円となっているものの、利払費等は、前年度から0.1兆円減少して7.7兆円となっている。

図13 普通国債の残高、利払費等及び利率加重平均の推移



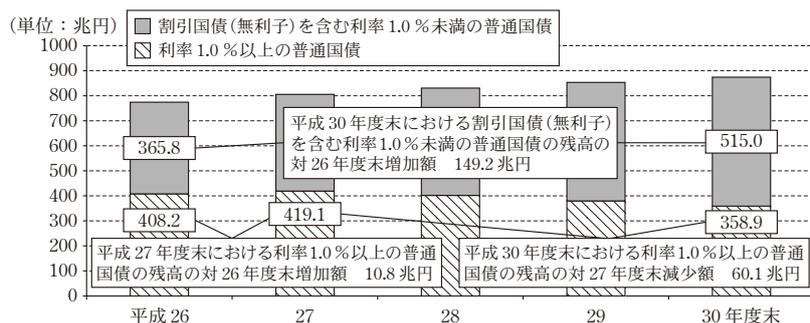
注(1) 普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) 利率加重平均は、割引国債(無利子)を除く。

注(3) 利払費等は、一般会計における支出済歳出額である。平成23年度については、24年度以降東日本大震災復興特別会計に計上された分を除いている。

また、普通国債の利率別の残高について、26年度末から30年度末までの推移をみると、図14のとおり、割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債の残高は一貫して増加しており、26年度末の365.8兆円から30年度末の515.0兆円へと149.2兆円増加している。一方、利率1.0%以上の普通国債の残高は26年度末の408.2兆円から27年度末の419.1兆円へと10.8兆円増加したものの、利払費等が減少した28年度末以降は減少しており、27年度末の419.1兆円から30年度末の358.9兆円へと60.1兆円減少している。

図14 普通国債の利率別の残高の推移



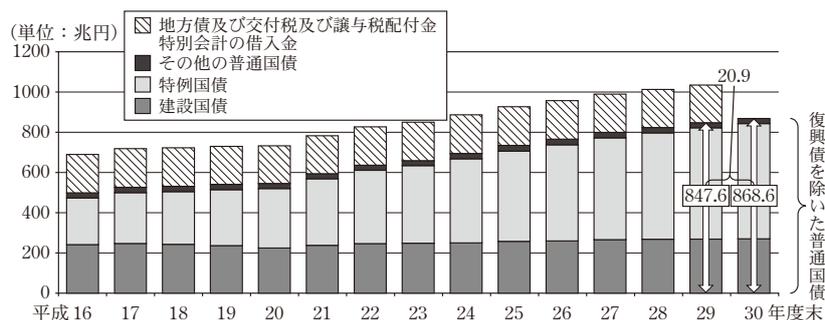
(注) 割引国債(無利子)を含む利率1.0%未満の普通国債及び利率1.0%以上の普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末の利率別現在額による。

(3) 債務残高対GDP比

ア 債務残高の推移

債務残高とその内訳について、16年度末から30年度末までの推移をみると、図15のとおり、普通国債のうち復興債を除いた国債(以下「復興債を除いた普通国債」という。)が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。そして、30年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から20.9兆円増加(対前年度比2.4%増)して、868.6兆円となっている。

図15 債務残高の推移



注(1) 復興債を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

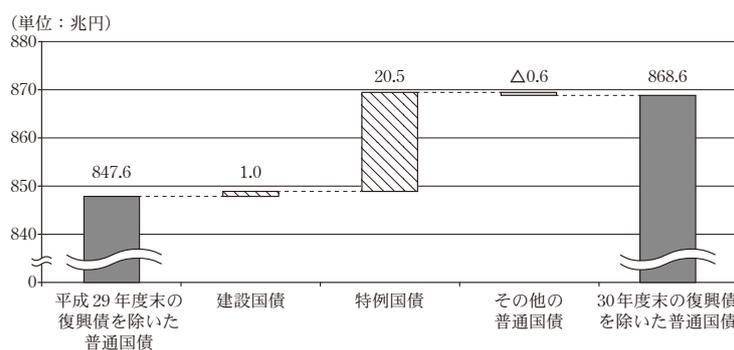
注(2) 特例国債には震災特例国債(阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律(平成7年法律第17号)に基づき平成6年度に発行された国債)を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

注(3) 地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、平成30年度末の地方債現在高は、令和元年9月時点では示されていない。

注(4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

30年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加20.9兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債に区分してみると、図16のとおり、建設国債は1.0兆円、特例国債は20.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.6兆円減少しており、復興債を除いた普通国債の増加の主な要因は、特例国債の増加となっている。

図16 復興債を除いた普通国債の平成30年度末における前年度末からの増加の内訳

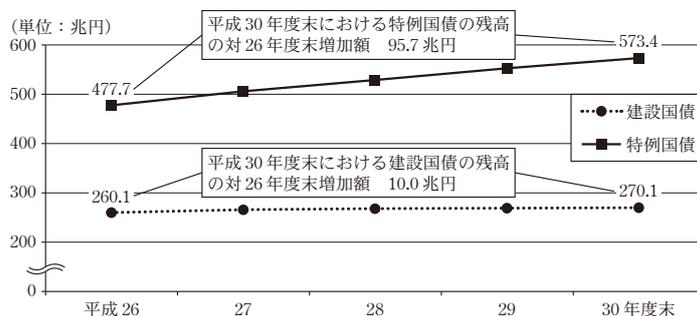


注(1) 復興債を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

注(2) その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。

そこで、建設国債及び特例国債の残高について、26年度末から30年度末までの推移をみると、図17のとおり、特例国債の残高が建設国債の残高を大幅に上回る状況が続いている。建設国債は26年度末260.1兆円から30年度末270.1兆円に一貫して増加しており、増加額は10.0兆円となっている。これに対して、特例国債は26年度末477.7兆円から30年度末573.4兆円に一貫して増加しており、増加額は建設国債を大幅に上回る95.7兆円となっている。

図17 建設国債及び特例国債の残高の推移

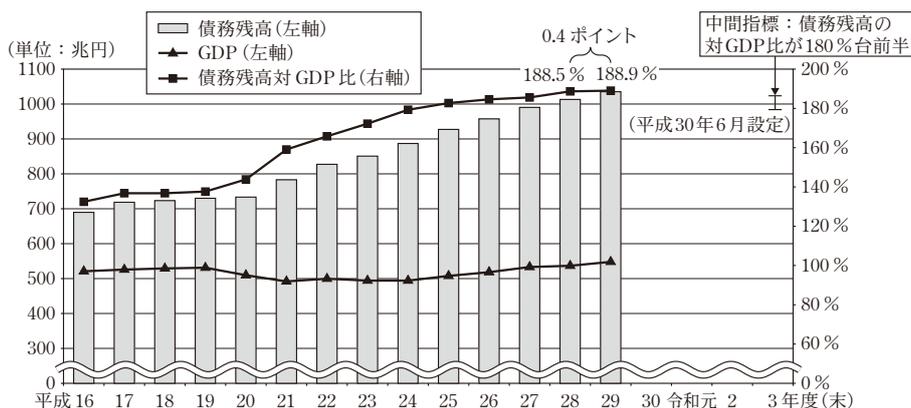


(注) 建設国債及び特例国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

イ 債務残高と債務残高対GDP比の推移

債務残高と債務残高対GDP比について、16年度から債務残高が計算できる29年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、図18のとおり、債務残高は一貫して増加しており、GDPが緩やかに増加している25年度以降については、債務残高対GDP比の増加幅は比較的抑えられているものの、29年度の債務残高対GDP比は、対前年度比0.4ポイント増の188.9%となっており、依然として前年度を上回っている。

図18 債務残高と債務残高対GDP比の推移



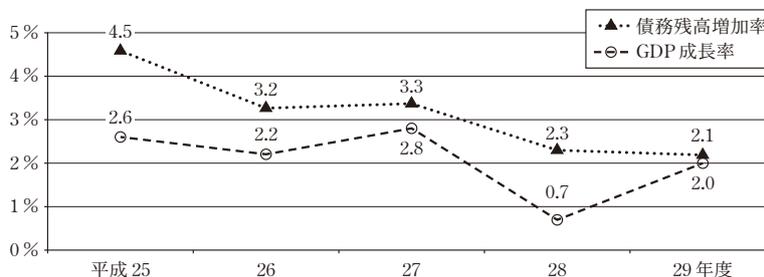
注(1) 債務残高対GDP比は、令和元年7月に公表された内閣府試算による。

注(2) 債務残高の額は、財務省「国債統計年報」及び総務省「地方財政白書」における各年度末現在額、一般会計の国の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務額等を用いて本院が算出した。

注(3) GDPは、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

そこで、債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高の前年度末からの増加率(以下「債務残高増加率」という。)及びGDP成長率について、25年度から29年度までの推移をみると、図19のとおり、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、25年度以降全ての年度においてGDP成長率を上回っている。

図19 債務残高増加率及びGDP成長率の推移



注(1) GDP成長率は、令和元年9月に公表された内閣府「2019年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値(平成23年基準)」による。

注(2) 債務残高増加率は、財務省「国債統計年報」及び総務省「地方財政白書」における各年度末現在額、一般会計の国の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務額等を用いて本院が算出した。

4 まとめ

(1) 国・地方PB及び国・地方PB対GDP比

国・地方PB及び国・地方PB対GDP比は、16年度から30年度まで一般会計PB及び一般会計PB対GDP比とおおむね同じように推移しており、30年度の一般会計PBは、前年度から悪化してマイナス10.4兆円となっている。一般会計PBの内訳となる税金等及び政策的経費について、16年度から30年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税金等を上回っている。そして、30年度の一般会計PBは、政策的経費の前年度からの増加が税金等の前年度からの増加を上回っている、一般会計PBの赤字は拡大している。30年度の一般会計PBの内訳の前年度からの増減要因につ

いてみると、収入面では、30年度の税収等のうち、租税及印紙収入が1.5兆円及び前年度剰余金受入が0.2兆円それぞれ増加している一方、「その他」は1.5兆円減少している。租税及印紙収入は、26年度から増加しており、30年度の租税及印紙収入の約8割を占める所得税、法人税及び消費税は、前年度からそれぞれ増加している。支出面では、30年度の政策的経費のうち、地方交付税交付金等が0.4兆円、中小企業対策費及び防衛関係費が共に0.2兆円それぞれ前年度から増加している。また、政策的経費の約7割を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等及び公共事業関係費について、26年度から30年度までの推移をみると、社会保障関係費については一貫して増加し、地方交付税交付金等については国の税収の増加等に伴って29、30両年度は増加し、公共事業関係費については、28年度以降、自然災害の発生等により、補正予算が計上されたことなどにより増加している。30年度の政策的経費の約4割を占める社会保障関係費について、16年度から30年度までの推移を高齢化率の推移と併せてみると、我が国の高齢化に伴い増加傾向となっており、一般会計PBの赤字の支出面の大きな要因となっている。

(2) 財政収支対GDP比

財政収支対GDP比は、16年度から30年度まで一般会計財政収支対GDP比とおおむね同じように推移している。そして、一般会計財政収支と一般会計PBの差である国債等の利払費等の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対GDP比と一般会計PB対GDP比についても同じように推移しており、30年度の一般会計財政収支対GDP比は、前年度から悪化してマイナス3.3%となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、16年度から30年度までの推移をGDP成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむね、GDP成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。30年度においては、GDP成長率はプラスであり、税収等及び財政経費は前年度から増加しており、財政経費の内訳についてみると、政策的経費が0.8兆円増加している一方、利払費等は0.1兆円減少している。利払費等は、28年度以降、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少している。また、普通国債の利率別の残高についてみると、利率1.0%以上の普通国債の残高は、28年度末以降減少している。

(3) 債務残高対GDP比

復興債を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、30年度末の復興債を除いた普通国債の残高は、前年度末から20.9兆円増加(対前年度比2.4%増)して、868.6兆円となっている。30年度末の復興債を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、建設国債は1.0兆円、特例国債は20.5兆円それぞれ増加している一方、その他の普通国債は0.6兆円減少している。建設国債及び特例国債の残高について、26年度末から30年度末までの推移をみると、特例国債の残高の増加額は建設国債を大幅に上回る95.7兆円となっている。

債務残高対GDP比について、16年度から29年度までの推移をGDPの推移と併せてみると、GDPが緩やかに増加している25年度以降は、債務残高対GDP比の増加幅は抑えられているものの、依然として前年度を上回っている。債務残高対GDP比の増加要因となる債務残高増加率及びGDP成長率について、25年度から29年度までの推移をみると、債務残高増加率は減少傾向となっているものの、25年度以降全ての年度において、GDP成長率を上回っている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政状況について引き続き注視していくこととする。

第2節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第1 歳入歳出決算

1 一般会計

(1) 歳入

一般会計の歳入決算は次のとおりである。

区 分	30 年 度 (千円)	29 年 度 (千円)
徴収決定済額	105,715,206,816	103,657,068,879
収納済歳入額	105,697,418,124	103,644,049,985
不納欠損額	1,083,718	2,127,752
収納未済歳入額	16,704,973	10,891,141

収納済歳入額の主なものは、租税及印紙収入の60兆3563億8450万余円及び公債金の34兆3953億9972万余円である。このうち、公債金の収納済歳入額は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行された公債の収入金8兆0971億9988万余円及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平成24年法律第101号)第3条第1項の規定により発行された公債の収入金26兆2981億9984万余円の合計額である。

収納未済歳入額の主なものは、弁償及返納金(徴収決定済額9739億7031万余円)の121億5125万余円である。

なお、既往年度に生じた収納未済歳入額で本年度にもなお収納されなかったものが118億1280万余円ある。

(2) 歳出

一般会計の歳出決算は次のとおりである。

区 分	30 年 度 (千円)	29 年 度 (千円)
支出済歳出額	98,974,696,544	98,115,604,721
翌年度繰越額	5,076,673,683	4,297,016,207
不 用 額	1,603,707,246	1,435,835,380

ア 支出済歳出額

(ア) 所 管 別

所 管	30 年 度 (千円)	29 年 度 (千円)
皇 室 費	9,679,607	6,777,109
国 会	137,432,421	134,289,401
裁 判 所	319,134,211	314,058,816
会 計 検 査 院	16,549,881	16,287,869
内 閣	119,732,563	120,445,937
内 閣 府	2,921,847,305	2,849,129,316
総 務 省	16,598,368,121	16,233,766,928
法 務 省	765,026,198	752,714,814
外 務 省	844,228,395	857,250,675
財 務 省	24,341,750,358	24,244,122,758
文 部 科 学 省	5,635,450,507	5,604,955,560
厚 生 労 働 省	30,756,209,746	30,779,804,754

所 管	30 年 度 (千円)	29 年 度 (千円)
農 林 水 産 省	2,682,891,905	2,687,692,823
経 済 産 業 省	1,322,319,373	1,184,072,794
国 土 交 通 省	6,614,240,791	6,669,766,263
環 境 省	410,736,952	382,589,715
防 衛 省	5,479,098,201	5,277,879,182

(イ) 主要経費別

主要経費	30 年 度 (千円)	29 年 度 (千円)	主要経費	30 年 度 (千円)	29 年 度 (千円)
社会 保障 関 係 費	32,569,137,805	32,521,059,378	地方 交付 税 交 付 金	15,871,381,000	15,434,303,800
年 金 給 付 費	11,684,337,842	11,482,052,973	地方 特 例 交 付 金	154,400,000	132,800,000
医 療 給 付 費	11,530,656,739	11,413,474,958	防 衛 関 係 費	5,474,990,422	5,274,292,282
介 護 給 付 費	2,911,590,810	2,929,918,463	公 共 事 業 関 係 費	6,913,460,299	6,911,607,162
少 子 化 対 策 費	2,097,157,994	2,109,175,550	治 山 治 水 対 策 事 業 費	909,038,905	888,857,970
生 活 扶 助 等 社 会 福 祉 費	3,970,362,667	4,248,366,157	道 路 整 備 事 業 費	1,468,954,039	1,522,693,694
保 健 衛 生 対 策 費	342,161,586	306,996,684	港 湾 空 港 鉄 道 等 整 備 事 業 費	456,842,879	461,577,625
雇 用 労 災 対 策 費	32,870,165	31,074,590	住 宅 都 市 環 境 整 備 事 業 費	533,137,109	545,576,918
文 教 及 び 科 学 振 興 費	5,748,234,457	5,703,092,320	公 園 水 道 廃 棄 物 処 理 等 施 設 整 備 費	150,827,992	166,532,234
義 務 教 育 費 国 庫 負 担 金	1,527,762,590	1,530,632,212	農 林 水 産 基 盤 整 備 事 業 費	739,036,907	740,411,767
科 学 技 術 振 興 費	1,579,329,203	1,457,889,508	社 会 資 本 総 合 整 備 事 業 費	2,153,261,303	2,202,097,455
文 教 施 設 費	150,413,872	191,531,135	推 進 費 等	64,134,952	58,258,542
教 育 振 興 助 成 費	2,362,506,857	2,404,178,306	災 害 復 旧 等 事 業 費	438,226,211	325,600,953
育 英 事 業 費	128,221,932	118,861,157	経 済 協 力 費	641,802,960	651,243,583
国 債 費	22,528,601,809	22,520,820,705	中 小 企 業 対 策 費	524,949,406	319,188,263
恩 給 関 係 費	241,468,353	285,889,733	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	972,798,192	969,082,618
文 官 等 恩 給 費	8,200,314	9,333,751	食 料 安 定 供 給 関 係 費	1,121,853,734	1,180,933,688
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	221,515,501	262,608,937	そ の 他 の 事 項 経 費	6,211,618,103	6,211,291,186
恩 給 支 給 事 務 費	993,826	1,065,602			
遺 族 及 び 留 守 家 族 等 援 護 費	10,758,711	12,881,441			

イ 翌年度繰越額

翌年度繰越額は5兆0766億7368万余円(29年度4兆2970億1620万余円)で、その内訳は次のとおりであって、財政法第43条の2第1項の規定による継続費の通次繰越のものはない。

- ① 財政法第14条の3第1項の規定による明許繰越のもの 4,855,453,199千円
- ② 財政法第42条ただし書の規定による事故繰越のもの 221,220,484千円

これらの翌年度繰越額のうち主なものは次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	地方創生推進事務局	地 方 創 生 推 進 費	98,550,902	222,543,741
	警 察 庁	警 察 活 動 基 盤 整 備 費	59,870,696	221,890,204
外 務 省	外 務 本 省	経 済 協 力 費	78,670,044	263,136,856
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	公 立 文 教 施 設 整 備 費	155,972,763	318,751,763
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	医 療 提 供 体 制 基 盤 整 備 費	36,409,296	146,968,854
		保 育 対 策 費	92,212,994	250,570,183
		介 護 保 険 制 度 運 営 推 進 費	41,955,530	2,868,843,072

所管	組織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
農林水産省	農林水産本省	農業生産基盤整備事業費	147,894,686	418,045,538
		国産農産物生産・供給体制強化対策費	67,163,370	567,660,483
	林野庁	北海道開発事業費	60,047,051	174,256,016
		農業施設災害復旧事業費	52,431,701	96,175,536
		森林整備・林業等振興対策費	31,894,501	77,215,366
		山林施設災害復旧事業費	31,259,937	55,105,289
		山林施設災害関連事業費	31,665,146	46,535,359
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費	124,555,716	350,050,578
		中小企業事業環境整備費	86,639,682	189,985,272
国土交通省	国土交通本省	道路環境改善事業費	49,015,970	173,432,566
		住宅防災事業費	48,266,286	177,774,492
		河川整備事業費	210,255,058	647,081,080
		多目的ダム建設事業費	38,729,958	114,215,370
		砂防事業費	56,745,867	149,245,374
		道路交通安全対策事業費	193,061,450	679,264,945
		港湾事業費	60,486,621	260,892,792
		地域連携道路事業費	198,611,131	824,336,803
		整備新幹線整備事業費	45,350,617	117,790,735
		道路交通円滑化事業費	56,341,002	266,330,827
		社会資本総合整備事業費	993,326,262	3,022,032,389
		北海道開発事業費	64,737,281	461,293,127
		受託工事費	38,354,448	84,692,003
		河川等災害復旧事業費	340,750,427	678,835,720
河川等災害関連事業費	58,986,430	112,465,571		
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費	64,560,554	146,495,603
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費	68,084,337	947,817,024
		航空機整備費	42,842,849	1,017,577,493
		在日米軍等駐留関連諸費	90,332,242	484,834,091
		防衛力基盤整備費	69,618,148	815,257,384

なお、上記のうち事故繰越の主なものは国土交通省所管の河川等災害復旧事業費のうちの379億7565万余円である。

ウ 不用額

不用額は1兆6037億0724万余円(29年度1兆4358億3538万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府 地方創生推進事務局	防災政策費	16,158,623	63,249,018
		地方創生推進費	45,152,154	222,543,741
財務省	財務本省	財務本省共通費	15,935,267	77,968,970
		国債費	212,720,469	22,741,322,279
		予備費	255,488,456	255,488,456
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育等振興費	15,853,759	549,654,657
		公立文教施設整備費	21,377,820	318,751,763
厚生労働省	厚生労働本省	特定疾患等対策費	23,003,841	124,343,747
		原爆被爆者等援護対策費	17,305,009	128,784,258
		医療保険給付諸費	10,197,269	9,954,798,486
		保育対策費	23,965,196	250,570,183
		児童虐待等防止対策費	18,524,602	149,153,668
		母子家庭等対策費	16,453,436	191,132,235
		生活保護等対策費	96,754,189	2,915,193,930

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
		障害保健福祉費 高齢者日常生活支援等推進費 介護保険制度運営推進費 社会保障・税番号活用推進費	34,101,135 31,596,291 110,318,337 17,074,730	1,848,033,827 204,333,781 2,868,843,072 26,331,894
農林水産省	農林水産本省	農地集積・集約化等対策費 国産農産物生産・供給体制強化対策費	10,718,918 34,180,951	90,262,533 567,660,483
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費 中小企業事業環境整備費	32,245,530 18,794,662	350,050,578 189,985,272
国土交通省	国土交通本省	住宅防災事業費 河川等災害復旧事業費	23,621,709 39,244,986	177,774,492 678,835,720
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	10,629,984	62,946,954
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費 在日米軍等駐留関連諸費 防衛力基盤整備費	13,641,798 44,782,511 31,404,208	947,817,024 484,834,091 815,257,384

エ 予備費使用額

予備費使用額は1945億1154万余円(29年度872億0759万余円)で、その主なものは次のとおりである。

所管	組織	項	予備費使用額(千円)	(歳出予算額)(千円)
内閣府	内閣本府	防災政策費	32,254,604	22,628,587
外務省	外務本省	分野別外交費	7,538,388	5,135,689
農林水産省	農林水産本省 林野庁	農業・食品産業強化対策費 治山事業費 山林施設災害関連事業費	2,333,776 4,693,192 2,534,476	27,669,166 63,945,421 31,494,892
経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費 中小企業事業環境整備費	7,984,194 40,888,146	172,734,233 87,743,971
国土交通省	国土交通本省 観光庁	河川等災害復旧事業費 河川等災害関連事業費 観光振興費 独立行政法人国際観光振興機構運営費	33,780,131 21,793,715 11,417,374 2,782,421	415,395,380 52,182,932 13,419,950 7,917,173
環境省	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	8,506,232	43,359,801
防衛省	防衛本省	武器車両等整備費 防衛力基盤整備費	2,982,149 2,463,144	889,862,591 766,174,437

(3) 剰余金

収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた6兆7227億2157万余円から既往年度に発生した剰余金の使用残額を差し引いた30年度新規発生剰余金は6兆5042億0290万余円である。これから翌年度への繰越歳出予算財源5兆0766億7368万余円、地方交付税交付金財源985億2818万余円及び空港整備事業費等財源6億6122万余円を差し引いた1兆3283億3981万余円が、30年度における財政法第6条の純剰余金となっている。

2 特別会計

特別会計は、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に法律をもって設置されるものである。平成30年度における特別会計は13会計であって、その歳入歳出決算についてみると、次のとおりである。

(1) 内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計

この特別会計は、地方交付税及び地方譲与税の配付並びに交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の30年度の歳入歳出決算、借入金及び交付・譲与実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	52,483,161,872	52,483,161,872	—	—
29年度	52,517,465,061	52,517,465,061	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	52,577,963,594	51,596,235,238	568,228,081	413,500,274
29年度	52,424,667,425	51,780,144,621	251,143,019	393,379,784

翌年度繰越額は全て地方交付税交付金(歳出予算現額17兆1164億5326万余円)の分である。また、不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(同32兆5839億2460万余円)の3928億4959万余円、交通安全対策特別交付金(同601億6030万余円)の91億0202万円及び地方譲与税譲与金(同2兆6597億0260万円)の88億2985万余円である。

(イ) 借入金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	31,617,295,408	32,190,291,408

(ウ) 交付・譲与実績

区 分	30年度(千円)	29年度(千円)
地方交付税	16,548,225,185	16,768,008,464
道府県分	8,567,709,712	8,659,263,806
市町村分	7,980,515,473	8,108,744,658
地方特例交付金	154,400,000	132,800,000
都道府県分	54,946,049	47,258,332
市町村分	99,453,951	85,541,668
交通安全対策特別交付金	51,058,285	55,343,640
都道府県分	29,465,366	31,961,581
市町村分	21,592,919	23,382,059
地方譲与税 <small>〔地方揮発油譲与税 地方道路譲与税 石油ガス譲与税 自動車重量譲与税 航空機燃料譲与税 特別とん譲与税 地方法人特別譲与税〕</small>	2,650,872,746	2,405,223,501
都道府県分	2,248,002,262	2,006,394,182
市町村分	402,870,484	398,829,319

なお、この特別会計について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(562ページ参照)を掲記した。

(2) 財務省所管 地震再保険特別会計

この特別会計は、地震再保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の30年度の歳入歳出決算、損益、責任準備金、再保険の対象となる保険及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	186,202,125	186,202,125	—	—
29年度	179,604,318	179,604,318	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	186,917,239	13,105,332	—	173,811,906
29年度	179,525,859	5,920,173	—	173,605,685

不用額の主なものは、再保険費(歳出予算現額 1868 億 4359 万余円)の 1737 億 9832 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30年度(千円)	29年度(千円)
利 益	189,925,695 (うち再保険料 165,490,171)	180,352,273 (うち再保険料 157,611,182)
損 失	13,105,332 (うち再保険金 13,045,277)	5,920,173 (うち再保険金 5,861,764)
責任準備金繰入	176,820,363	174,432,099

(ウ) 責 任 準 備 金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
責任準備金現在額	1,696,974,117	1,520,153,753

(エ) 再保険の対象となる保険

区 分	30年度末	29年度末
地 震 保 険 加 入 件 数	19,005 千件	18,257 千件
保 険 金 額	176,604,126,364 千円	167,054,067,853 千円

(オ) 主 な 業 務 実 績

区 分	30年 度	(29年 度)
再 保 險 料	9,308 千件	8,941 千件
金 額	165,490,171 千円	157,611,182 千円
再 保 險 金 支 払 ^(注)	138 千件	11 千件
金 額	13,045,277 千円	5,861,764 千円

(注) 再保険金の支払は、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成23年東北地方太平洋沖地震及び平成28年熊本地震に対するものである。

(3) 財務省所管 国債整理基金特別会計

この特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等による公債、借入金等(以下「国債」という。)の償還及び利子等の支払に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の30年度の歳入歳出決算、国債の償還及び国債の利子等の支払は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	186,158,078,329	186,158,078,329	—	—
29年度	191,227,042,412	191,227,042,412	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	193,105,267,118	183,081,643,121	3,065,849,049	6,957,774,948
29年度	199,155,950,232	188,133,892,341	3,070,488,353	7,951,569,537

翌年度繰越額は、全て国債整理支出(歳出予算現額 190 兆 1310 億 0424 万余円)の分である。また、不用額は、国債整理支出の 6 兆 8967 億 4920 万余円及び復興債整理支出(同 2 兆 9742 億 6286 万余円)の 610 億 2574 万余円である。

(イ) 国債の償還

区分	30年度(千円)	29年度(千円)
公債等	131,209,341,926	136,379,112,825
借入金	41,836,570,346	41,535,479,574
政府短期証券	1,285,700,000	1,287,000,000

(ウ) 国債の利子等の支払

区分	30年度(千円)	29年度(千円)
公債利子等	8,690,051,670	8,863,451,825
借入金利子	24,763,130	30,677,920
政府短期証券利子	—	—

(4) 財務省所管 外国為替資金特別会計

この特別会計は、国の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の30年度の歳入歳出決算、損益並びに主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	3,101,062,906	3,101,062,906	—	—
29年度	2,807,633,876	2,807,633,876	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	970,988,429	85,180,230	—	885,808,198
29年度	914,522,801	70,448,206	—	844,074,594

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 4923 億 8401 万円)の 4920 億 3859 万余円及び諸支出金(同 1761 億 1443 万余円)の 930 億 3807 万余円である。

なお、特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、30 年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額 3 兆 0158 億 8267 万余円のうち、令和元年度の予算で定める金額 1 兆 7892 億 8294 万余円を、元年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	3,101,062,906	2,807,633,876
(うち運用収入)	2,511,757,336	2,253,959,621
損 失	85,180,230	70,448,206
(うち借入金利息)	—	—
利 益 金	3,015,882,676	2,737,185,670
(利益金の処理)	800,304,268	750,871,391
(翌年度に外国為替資金に組入れ)	1,789,282,949	1,752,033,247
(翌年度に一般会計に繰入れ)	426,295,457	234,281,030
(翌年度に歳入に繰入れ)		

(ウ) 主な資産運用及び政府短期証券(外国為替資金証券)の発行

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
主な資産運用		
外貨預け金現在額	12,381,231,152	12,629,571,295
外貨証券現在額	115,889,053,243	116,618,650,990
政府短期証券(外国為替資金証券)の発行		
政府短期証券(外国為替資金証券)現在額	72,073,310,000	73,363,230,000

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(165 ページ参照)を掲記した。

(5) 財務省及び国土交通省所管 財政投融资特別会計

この特別会計は、財政融資資金の運用、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け並びに特定の国有財産整備の計画的な実施に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、財政融資資金、投資及び特定国有財産整備の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の30年度の歳入歳出決算、損益、積立金、財政融資資金預託金、財政投融资特別会計公債金、財政融資資金の運用資産、利益積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 財政融資資金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	24,599,906,753	24,599,906,654	98	—
29 年度	26,887,206,038	26,887,206,038	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	26,082,936,645	24,475,394,237	—	1,607,542,407
29 年度	26,961,172,358	26,682,377,830	—	278,794,527

不用額の主なものは、財政融資資金へ繰入(歳出予算現額 12 兆円)の 1 兆 3700 億 0021 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 13 兆 7591 億 6639 万余円)の 1311 億 4763 万余円及び諸支出金(同 3177 億 5036 万余円)の 1060 億 0930 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)		29 年度(千円)	
利 益		1,018,319,698		1,164,035,676
	(うち貸付金利子	1,010,802,697)	(うち貸付金利子	1,153,148,102)
損 失		884,389,196		929,631,084
	(うち公債金利子	656,903,838)	(うち公債金利子	692,918,906)
利 益 金		133,930,502		234,404,591
〔前年度繰越利益金		1,123,562,793		889,158,201〕
〔翌年度繰越利益金		1,257,493,295		1,123,562,793〕

(ウ) 積 立 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
積 立 金 現 在 額	1,099,223,375	894,395,168

(エ) 財政融資資金預託金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
財政融資資金預託金現在額	31,353,459,646	31,848,139,505

(オ) 財政投融资特別会計公債金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
財政投融资特別会計公債金現在額	92,245,641,100	94,525,905,500

(カ) 財政融資資金の運用資産

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
貸 付 金 現 在 額	119,873,543,610	123,760,541,921
有 価 証 券 現 在 額	—	157,702,975

イ 投資勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	1,384,930,982	1,384,930,982	—	—
29 年度	1,205,530,260	1,205,530,260	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	828,363,008	670,207,305	12,000,000	146,155,702
29 年度	1,037,329,006	683,502,379	2,100	353,824,526

翌年度繰越額は、全て産業投資支出(歳出予算現額 3645 億円)の分である。また、不用額の主なものは、産業投資支出の 1458 億 9440 万円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)		29 年度(千円)	
利 益		750,812,355		629,248,206
	(うち納付金	435,861,663)	(うち納付金	423,381,983)
損 失		400,161,234		400,098,175
	(うち地方公共団体金融機構納付金収入交付	400,000,000)	(うち地方公共団体金融機構納付金収入交付	400,000,000)
	税及び譲与税配付金特別会計へ繰入		税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	
利 益 金		350,651,120		229,150,030
(利益金の処理)		(翌年度に利益積立金に組入れ)		(翌年度に利益積立金に組入れ)

(ウ) 利益積立金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
利益積立金現在額	2,974,735,379	2,809,025,506

(エ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
(出 資)		
出 資 金 の 増 法人数	18 法人	20 法人
金 額	467,159,992 千円	442,436,539 千円
出 資 金 の 減 法人数	16 法人	13 法人
金 額	826,082,633 千円	610,561,328 千円
年度末出資金残高 法人数	26 法人	27 法人
金 額	13,416,405,017 千円	13,775,327,658 千円
(注) 出資金の増は国有財産台帳価格の改定による増額を、出資金の減は国有財産台帳価格の改定による減額をそれぞれ含んでいる。		
(貸 付 け)		
貸 付 金 法人数	1 法人	2 法人
金 額	319,000 千円	12,013,100 千円
貸 付 金 回 収 法人数	3 法人	3 法人
金 額	95,550,000 千円	487,759 千円
年度末貸付金残高 法人数	2 法人	4 法人
金 額	73,472,040 千円	168,703,040 千円

ウ 特定国有財産整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	85,328,686	85,328,686	—	—
29年度	114,488,715	114,488,715	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	31,679,617	29,891,562	1,210,709	577,345
29年度	49,209,790	43,443,161	4,180,245	1,586,382

翌年度繰越額の主なものは、特定国有財産整備費(歳出予算現額 215 億 7156 万余円)の 10 億 2160 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借 入 金 現 在 額	—	9,000,000

(ウ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
施設跡地等の処分 土地	83 千㎡	338 千㎡
建物 延べ	42 千㎡	100 千㎡
施設 の 取 得 建物 延べ	41 千㎡	71 千㎡

なお、この特別会計について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(165 ページ参照)を掲記した。

(6) 内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計

この特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、エネルギー需給、電源開発促進及び原子力損害賠償支援の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の30年度の歳入歳出決算、借入金、資金、納付金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア エネルギー需給勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	2,473,045,899	2,473,045,899	—	—
29年度	2,435,608,503	2,435,608,503	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	2,372,178,368	2,135,461,089	97,700,298	139,016,981
29年度	2,443,342,581	2,149,232,067	80,275,144	213,835,368

翌年度繰越額は、エネルギー需給構造高度化対策費(歳出予算現額4368億8462万余円)の704億7896万余円及び燃料安定供給対策費(同2318億1076万余円)の272億2133万余円である。また、不用額の主なものは、エネルギー需給構造高度化対策費の520億7978万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同1兆4864億9186万余円)の516億9967万余円及び燃料安定供給対策費の332億2092万余円である。

(イ) 借入金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	366,963,586	389,113,104

(ウ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
国家備蓄石油の年度末現在高 (原油)	4701万kL	4779万kL
(指定石油製品)	142万kL	142万kL
(石油ガス)	139万t	139万t
国家備蓄石油の管理等の委託	59,789,436千円	60,506,907千円
石油備蓄事業補給金の交付	26,796,122千円	27,303,328千円
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 に対するエネルギー需給勘定 運営費交付金の交付	146,408,762千円	128,267,480千円
非化石エネルギー等導入促進 対策費補助金の交付	80,962,145千円	72,883,434千円

イ 電源開発促進勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	365,737,384	365,737,384	—	—
29年度	377,239,731	377,239,731	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	348,575,685	319,635,587	8,587,704	20,352,393
29年度	354,273,992	329,827,954	4,785,441	19,660,595

不用額の主なものは、電源立地対策費(歳出予算現額 1769 億 4202 万余円)の 129 億 0870 万余円、事務取扱費(同 257 億 8274 万余円)の 30 億 1204 万余円及び原子力安全規制対策費(同 360 億 0543 万余円)の 28 億 9921 万余円である。

(イ) 資 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
周辺地域整備資金現在額	279,496	2,641,189

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
電源立地地域対策交付金の交付	105 地方公共団体 81,396,271 千円	109 地方公共団体 84,968,723 千円
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する電源利用勘定運営費交付金の交付	90,073,678 千円	91,239,131 千円
原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する交付金の交付	47,000,000 千円	47,000,000 千円

ウ 原子力損害賠償支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	7,774,445,359	7,774,445,359	—	—
29 年度	7,378,552,211	7,378,552,211	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	12,296,840,648	7,702,460,596	—	4,594,380,051
29 年度	12,641,918,620	7,262,923,426	—	5,378,995,193

不用額の主なものは、国債整理基金特別会計へ繰入(歳出予算現額 12 兆 2968 億 3966 万余円)の 4 兆 5943 億 7991 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
借入金現在額(民間資金)	7,382,223,000	6,932,256,000

(ウ) 資 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
原子力損害賠償支援資金現在額	58,295,007	58,295,007

(エ) 納 付 金

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	276,565,509	304,305,206

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 19 件((177) : 405 ページ、(178) : 407 ページ、(179) : 408 ページ、(180) : 409 ページ、(182) : 411 ページ、(183) : 412 ページ、(186) : 414 ページ、(191) : 419 ページ、(218)-(225) : 493 ページ、(226)、(228) : 498 ページ、(232) : 500 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(65 ページ参照)を掲記した。

(7) 厚生労働省所管 労働保険特別会計

この特別会計は、労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、労災、雇用及び徴収の3勘定に区分して経理されており、その勘定別の30年度の歳入歳出決算、損益、積立金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 労災勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	1,201,887,951	1,170,459,028	1,504,634	29,924,288
29年度	1,248,821,773	1,217,728,480	1,521,109	29,572,183
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	1,072,048,662	1,017,435,860	1,322,965	53,289,836
29年度	1,063,406,357	1,000,982,672	2,163,629	60,260,055

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 517 億 4841 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 7649 億 0594 万余円)の 188 億 0837 万余円、社会復帰促進等事業費(同 1349 億 5619 万余円)の 155 億 4587 万余円及び労働安全衛生対策費(同 256 億 6510 万余円)の 46 億 7959 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	1,209,710,129	1,225,905,477
(うち徴収勘定より受入)	856,955,344	870,028,699
損 失	1,224,349,398	1,203,870,086
(うち保険給付費)	746,097,563	737,991,836
利 益 金 (△ 損 失 金)	△ 14,639,268	22,035,390
〔前年度繰越利益金	8,202,944,376	8,180,908,985〕
〔翌年度繰越利益金	8,188,305,107	8,202,944,376〕

(ウ) 積 立 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
積立金現在額	7,911,666,799	7,893,829,732

(エ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
適用事業場数(年度末)	2,851,699 事業場	2,828,062 事業場
療 養(補 償)給 付	249,799,263 千円	238,087,996 千円
休 業(補 償)給 付	98,106,702 千円	95,971,408 千円
遺 族(補 償)年 金	188,039,129 千円	190,413,600 千円
障 害(補 償)年 金	132,183,037 千円	134,297,907 千円

イ 雇用勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	2,339,574,778	2,323,367,133	864,164	15,343,480
29年度	2,293,137,374	2,275,654,571	837,480	16,645,322
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	2,540,086,939	2,193,474,626	780,007	345,832,306
29年度	2,487,384,268	2,131,373,346	961,572	355,049,348

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額 376 億 5319 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、失業等給付費(歳出予算現額 1 兆 7354 億 5522 万余円)の 1628 億 0226 万余円、職業能力開発強化費(同 889 億 3483 万余円)の 392 億 8341 万余円及び地域雇用機会創出等対策費(同 1163 億 8546 万余円)の 350 億 7319 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	1,797,861,903 (うち徴収勘定より受入 1,633,085,823)	1,799,241,595 (うち徴収勘定より受入 1,588,299,646)
損 失	2,292,050,477 (うち失業等給付費 1,572,652,960)	2,367,476,217 (うち失業等給付費 1,498,848,774)
損 失 金	494,188,574	568,234,621
〔前年度繰越利益金	5,966,924,716	6,665,791,035〕
〔翌年度繰越利益金	5,472,736,142	6,097,556,414〕

(ウ) 積立金等

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
積立金現在額	5,144,504,591	5,743,602,162
雇用安定資金現在額	1,330,468,991	1,199,837,293

(エ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
被保険者数(年度末)	43,539,315 人	42,889,785 人
雇用継続給付	713,671,789 千円	656,704,788 千円
一般求職者給付	580,037,149 千円	583,920,023 千円
就職促進給付	178,059,443 千円	170,101,336 千円
特定求職者雇用開発助成金	48,046,589 千円	44,477,424 千円
雇用調整助成金	2,044,062 千円	2,652,051 千円

ウ 徴収勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	2,618,213,282	2,579,403,999	4,638,844	34,170,438
29年度	2,590,658,250	2,546,595,512	5,462,525	38,600,212
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不用額(千円)
30年度	2,528,718,923	2,524,517,715	14,953	4,186,254
29年度	2,548,235,122	2,523,280,135	—	24,954,986

収納未済歳入額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 2 兆 5162 億 2769 万余円)の 254 億 1088 万余円及び雑収入(同 113 億 6667 万余円)の 87 億 2183 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	2,557,817,860	2,523,842,511
損 失	2,488,150,188	2,455,942,862
	2,557,863,079	2,523,922,170
	856,955,344	870,028,699
	1,633,085,823	1,588,299,646
損 失 金	45,219	79,659
〔前年度繰越利益金	1,563,576	1,643,235〕
〔翌年度繰越利益金	1,518,356	1,563,576〕

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項9件((57)：199 ページ、(59)：205 ページ、(60)：207 ページ、(61)：209 ページ、(62)：213 ページ、(63)：215 ページ、(66)：227 ページ、(132)(133)：251 ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(278、297 ページ参照)及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項2件(311、316 ページ参照)を掲記した。

(8) 内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計

この特別会計は、国民年金事業、厚生年金保険事業、健康保険に関し政府が行う業務、児童手当等に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援及び業務の6勘定に区分して経理されており、その勘定別の30年度の歳入歳出決算、損益、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 基礎年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	25,099,803,595	25,098,808,690	193,943	800,962
29 年度	24,477,459,553	24,476,839,824	249,014	370,714
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	25,186,782,315	23,864,441,949	—	1,322,340,365
29 年度	24,564,528,500	23,599,810,328	—	964,718,171

不用額の主なものは、基礎年金給付費(歳出予算現額24兆1296億9724万余円)の1兆2249億7678万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	24,113,843,177	23,494,117,009
損 失	24,103,077,484	23,487,405,067
	23,864,852,786	23,600,039,408
	22,904,720,459	22,408,941,708
利 益 金 (△ 損 失 金)	248,990,391	△ 105,922,399
〔前年度繰越利益金	3,087,789,269	3,193,711,669〕
〔翌年度繰越利益金	3,336,779,660	3,087,789,269〕

(ウ) 積立金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
積立金現在額	2,101,160,917	2,209,679,170

(エ) 主な業務実績

区 分		30年度	(29年度)
老齢基礎年金等の支給	受給権者数(年度末)	34,917千人	34,267千人
	支給額	22,904,720,459千円	22,408,941,708千円

イ 国民年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	3,941,794,803	3,933,032,300	1,908,652	6,853,850
29年度	4,182,775,668	4,174,089,795	2,158,581	6,527,291
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	3,909,368,660	3,813,056,035	—	96,312,624
29年度	4,248,450,793	4,160,784,650	—	87,666,142

不用額の主なものは、国民年金給付費(歳出予算現額5564億4824万余円)の794億6213万余円及び諸支出金(同636億8054万余円)の142億4205万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30年度(千円)	29年度(千円)
利 益	4,432,576,699 (うち保険料 1,884,253,922) (うち一般会計より受入 1,822,757,100)	4,711,620,122 (うち保険料 1,948,688,853) (うち一般会計より受入 1,938,483,222)
損 失	4,331,712,176 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,210,251,307) (うち国民年金給付費 476,986,110)	4,716,278,481 (うち基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入 3,457,065,389) (うち国民年金給付費 554,147,729)
利 益 金 (△ 損 失 金)	100,864,522	△ 4,658,359
〔前年度繰越利益金	8,035,871,409	8,040,529,769〕
〔翌年度繰越利益金	8,136,735,932	8,035,871,409〕

(ウ) 積立金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
積立金現在額	7,313,206,066 (うち運用寄託金現在額 7,063,706,066)	7,293,580,161 (うち運用寄託金現在額 7,032,880,161)

(エ) 主な業務実績

区 分		30年度	(29年度)
被保険者数(年度末)		23,178千人	23,753千人
老齢年金等の支給	受給権者数(年度末)	1,015千人	1,201千人
	支給額	476,986,110千円	554,147,729千円

ウ 厚生年金勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	48,129,204,781	47,982,749,634	27,402,314	119,052,832
29年度	48,154,827,723	48,011,462,202	24,714,843	118,650,677
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	48,119,554,538	47,386,385,519	—	733,169,018
29年度	47,361,663,022	46,423,353,094	—	938,309,927

不納欠損額の主なものは、保険料収入(徴収決定済額 32 兆 0351 億 8514 万余円)の 266 億 8779 万余円である。収納未済歳入額は、保険料収入の 797 億 5077 万余円、解散厚生年金基金等徴収金(同 7680 億 2981 万余円)の 377 億 9385 万余円及び雑収入(同 136 億 1619 万余円)の 15 億 0819 万余円である。また、不用額の主なものは、保険給付費(歳出予算現額 24 兆 4404 億 9794 万余円)の 6360 億 1997 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	48,042,796,262 (うち保険料 31,944,373,052)	47,996,129,949 (うち保険料 30,958,682,601)
損 失	47,512,025,614 (うち保険給付費 23,804,477,966)	46,621,727,082 (うち保険給付費 23,666,851,202)
利 益 金	530,770,647	1,374,402,867
〔前年度繰越利益金	115,302,391,719	113,927,988,852〕
〔翌年度繰越利益金	115,833,162,367	115,302,391,719〕

(ウ) 積 立 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
積立金現在額	111,929,511,338 (うち運用寄託金現在額 105,629,511,338)	110,332,050,855 (うち運用寄託金現在額 104,432,050,855)

(エ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
第1号厚生年金被保険者数(年度末)	39,806 千人	39,112 千人
老齢厚生年金等の支給 受給権者数(年度末)	37,346 千人	37,178 千人
支 給 額	23,683,072,186 千円	23,543,722,465 千円

エ 健康勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	11,578,266,457	11,516,577,141	15,780,716	45,908,599
29 年度	11,394,401,800	11,334,505,976	14,100,330	45,795,493
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	11,602,676,615	11,492,204,049	—	110,472,565
29 年度	11,272,287,861	11,256,551,982	—	15,735,878

不納欠損額及び収納未済歳入額は、全て保険料収入(徴収決定済額 10 兆 0340 億 0972 万余円)の分である。また、不用額の主なものは、保険料等交付金(歳出予算現額 10 兆 0956 億 8694 万余円)の 987 億 4894 万余円及び国債整理基金特別会計へ繰入(同 1 兆 4756 億 3544 万余円)の 114 億 8190 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	9,989,882,996 (うち保険料 9,981,870,637)	9,644,030,135 (うち保険料 9,636,453,920)
損 失	10,038,486,925 (うち保険料等交付金 9,996,938,000)	9,797,029,558 (うち保険料等交付金 9,761,060,415)
損 失 金	48,603,928	152,999,423
〔前年度繰越損失金	1,268,815,248	1,115,815,825〕
〔翌年度繰越損失金	1,317,419,177	1,268,815,248〕

(ウ) 借 入 金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	1,458,290,555	1,464,007,538

(エ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
保険料等交付金の交付	9,996,938,000千円	9,761,060,415千円

オ 子ども・子育て支援勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	2,745,952,056	2,744,458,253	237,088	1,256,715
29年度	1,749,136,827	1,747,920,425	206,778	1,009,623
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	2,654,757,148	2,533,179,683	51,379,335	70,198,129
29年度	1,662,356,186	1,597,985,410	497,754	63,873,022

翌年度繰越額の主なものは、業務取扱費(歳出予算現額529億2236万余円)の507億0370万余円である。また、不用額の主なものは、児童手当等交付金(同1兆3795億4691万余円)の481億1888万余円、地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費(同3062億4720万余円)の133億2642万余円及び子ども・子育て支援推進費(同9114億5680万余円)の40億7606万余円である。

(イ) 積 立 金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
積立金現在額	131,536,934	58,753,374

(ウ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
児童手当交付金等の交付	1,331,428,030千円	1,352,117,662千円
子どものための教育・保育給 付交付金等の交付	907,380,734千円	—千円

カ 業務勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	449,398,816	424,053,312	8,894,572	16,450,931
29年度	438,713,150	412,754,577	8,043,840	17,914,733
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	402,780,308	375,056,132	—	27,724,175
29年度	380,091,925	374,392,096	—	5,699,828

収納未済歳入額は、全て雑収入(徴収決定済額499億1391万余円)の分である。また、不用額の主なものは、社会保険オンラインシステム費(歳出予算現額686億3432万余円)の258億4042万余円及び業務取扱費(同382億8217万余円)の18億6065万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	407,040,932	386,709,536
(うち厚生年金勘定より受入)	168,445,535	124,428,193
(うち一般会計より受入)	106,365,581	106,002,065
損 失	399,341,636	405,987,735
(うち日本年金機構運営費)	295,659,329	273,225,967
利 益 金 (△ 損 失 金)	7,699,296	△ 19,278,199
〔前年度繰越利益金〕	179,869,932	199,161,465
〔翌年度繰越利益金〕	187,569,229	179,883,266

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項7件((2)-(4):57ページ、(5):59ページ、(8):61ページ、(58):202ページ、(64):218ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項1件(72ページ参照)を掲記した。

(9) 農林水産省所管 食料安定供給特別会計

この特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業再保険事業等、漁船再保険事業、漁業共済保険事業及び土地改良工事等に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、農業経営安定、食糧管理、農業再保険、漁船再保険、漁業共済保険、業務及び国営土地改良事業の7勘定に区分して経理されており、その勘定別の30年度の歳入歳出決算、損益、調整資金の増減額、政府短期証券(食糧証券)の発行、積立金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 農業経営安定勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	280,779,235	280,777,731	1,157	345
29 年度	288,861,249	288,861,249	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	281,283,664	177,305,054	—	103,978,609
29 年度	269,797,872	211,948,139	—	57,849,732

不用額の主なものは、農業経営安定事業費(歳出予算現額2811億2446万余円)の1038億5699万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	203,864,967	212,949,478
(うち食糧管理勘定より受入)	95,629,667	102,429,667
損 失	177,306,212	211,948,139
(うち農業経営安定事業費)	177,255,611	211,886,583
利 益 金	26,558,754	1,001,338
〔前年度繰越利益金〕	76,914,267	75,912,928
〔翌年度繰越利益金〕	103,473,022	76,914,267

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
認定農業者等に対する農業経営安定事業 生産条件不利補正対策交付金の交付	173,163,502 千円	198,486,575 千円
認定農業者等に対する農業経営安定事業 収入減少影響緩和対策交付金の交付	4,083,923 千円	13,399,423 千円

イ 食糧管理勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	579,707,652	556,917,176	—	22,790,475
29 年度	584,044,222	559,506,375	—	24,537,847
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	852,994,012	533,778,167	656,289	318,559,555
29 年度	849,523,616	540,760,494	1,952,886	306,810,236

収納未済歳入額の主なものは、食糧売払代(徴収決定済額 3708 億 8546 万余円)の 227 億 2349 万余円である。また、不用額の主なものは、食糧買入費(歳出予算現額 4888 億 8975 万余円)の 1807 億 9865 万余円、国債整理基金特別会計へ繰入(同 1324 億 2673 万余円)の 324 億 2612 万余円及び食糧管理費(同 356 億 7225 万余円)の 135 億 8109 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	348,085,965	351,304,778
(うち主要食糧売上高)	326,418,324	338,011,246
(うち輸入飼料売上高)	19,631,835	11,457,434
損 失	443,562,594	443,146,921
(うち主要食糧売上原価)	295,886,586	295,938,956
(うち輸入飼料売上原価)	19,515,969	11,387,780
(うち主要食糧事業管理費)	22,091,168	24,297,526
損 失 金 (損失金の処理)	95,476,629 (調整資金を減額して整理)	91,842,142 (調整資金を減額して整理)

(ウ) 調整資金の増減額

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
年度首資金	170,691,593	185,775,953
本年度受入額	86,300,000	77,000,000
本年度損失整理	△ 95,602,585	△ 92,084,359
損失整理後の現在額	161,389,008	170,691,593

(エ) 政府短期証券(食糧証券)の発行

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
繰越債務額	100,000,000	91,000,000
本年度発行額	315,000,000	324,000,000
本年度償還額	325,000,000	315,000,000
年度末現在額	90,000,000	100,000,000

(オ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
米 穀 買 入 れ	72 万 t	90 万 t
売 渡 し	71 万 t	93 万 t
年 度 末 在 庫	156 万 t	155 万 t
麦 類 買 入 れ	576 万 t	587 万 t
売 渡 し	576 万 t	587 万 t
年 度 末 在 庫	—	—
民間団体に対する食糧麦備蓄対策費補助金の交付	4,418,970 千円	4,395,468 千円

ウ 農業再保険勘定 (29 年度は農業共済再保険勘定)

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	71,553,171	71,553,171	—	—
29 年度	68,970,261	68,970,261	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	82,969,186	50,208,615	—	32,760,570
29 年度	83,913,963	39,794,791	—	44,119,171

不用額の主なものは、農業再保険費及交付金(歳出予算現額 605 億 6090 万余円)の 112 億 0723 万余円である(なお、不用額のうちには予備費に係るものが 214 億円ある。)

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	71,551,490	68,972,040
(うち再保険料)	41,874,650	39,352,260
損 失	67,537,780	54,797,600
(うち再保険金)	35,560,053	25,709,627
利 益 金	4,013,709	14,174,440
〔前年度繰越利益金〕	160,550,811	146,376,371
〔翌年度繰越利益金〕	164,564,521	160,550,811

(ウ) 積 立 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
積立金現在額	178,639,663	164,467,002

(エ) 主な業務実績

a 農業共済

(a) 農作物共済

区 分	30 年 度	(29 年 度)
(共済引受)		
水稲	143 万 ha	143 万 ha
麦	26 万 ha	26 万 ha
(再保険金支払)		
麦	4,548,407 千円	29,198 千円
水稲	1,043,493 千円	6,637 千円

(b) 家畜共済			
区 分	30 年 度	(29 年 度)	
(共済引受)			
牛	484 万頭	438 万頭	
肉豚	212 万頭	210 万頭	
種豚	23 万頭	21 万頭	
馬	2 万頭	2 万頭	
(再保険金支払)			
牛	22,456,376 千円	20,513,981 千円	
肉豚	964,527 千円	830,788 千円	
馬	293,031 千円	273,994 千円	
種豚	123,727 千円	116,314 千円	
(c) 果樹共済			
区 分	30 年 度	(29 年 度)	
(共済引受)			
うんしゅうみかん	555 万本	776 万本	
りんご	338 万本	341 万本	
なし	108 万本	121 万本	
指定かんきつ	87 万本	134 万本	
いよかん	82 万本	113 万本	
(再保険金支払)			
キウイフルーツ	529,745 千円	555,186 千円	
りんご	455,004 千円	341,012 千円	
うんしゅうみかん	203,207 千円	43,075 千円	
なし	201,787 千円	93,643 千円	
もも	59,875 千円	12,056 千円	
(d) 畑作物共済			
区 分	30 年 度	(29 年 度)	
(共済引受)			
畑作物	29 万 ha	29 万 ha	
(再保険金支払)			
畑作物	3,385,509 千円	1,921,732 千円	
(e) 園芸施設共済			
区 分	30 年 度	(29 年 度)	
(共済引受)			
園芸施設	56 万棟	58 万棟	
(再保険金支払)			
園芸施設	1,204,506 千円	453,522 千円	
b 農業経営収入保険			
農業経営収入保険			
区 分	30 年 度	(29 年 度)	
保険引受件数	21,458 件	—	
再保険金支払	—	—	
貸付件数	1 件	—	
貸付金額	29,000 千円	—	

エ 漁船再保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	11,245,422	11,245,422	—	—
29年度	12,213,249	12,213,249	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	7,991,258	6,022,129	—	1,969,128
29年度	8,550,693	6,035,598	—	2,515,094

なお、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第34条第2項の規定に基づき、30年度における収納済歳入額と支出済歳出額との差引額から未経過再保険料に相当する額及び支払備金に相当する額を控除した額42億7835万余円のうち、令和元年度の予算で定める金額23億5366万余円を、令和元年度の一般会計の歳入に繰り入れることとされた。

(イ) 損 益

区 分	30年度(千円)	29年度(千円)
利 益	8,891,760 (うち再保険料 2,000,380)	9,405,752 1,945,664
損 失	5,293,578 (うち一般会計より漁船保険 組合交付金見合受入)	5,449,693 (うち一般会計より漁船保険 組合交付金見合受入)
損 失	6,967,064 148,367 (うち再保険金)	7,052,090 4,205 (うち再保険金)
損 失	5,293,578 (うち漁船保険組合交付金)	5,449,693 (うち漁船保険組合交付金)
損 失	4,485 (うち次年度繰越支払備金)	104,940 (うち次年度繰越支払備金)
利 益 金	1,924,695	2,353,661
〔前年度繰越損失金	9,571,886	11,925,548〕
〔翌年度繰越損失金	7,647,190	9,571,886〕

(ウ) 積 立 金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
積立金現在額	5,710,680	5,710,680

(エ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
(保険引受)		
件 数	322,806 件	328,728 件
再 保 険 金 額	89,021,610,758 千円	76,248,879,081 千円
(保険金支払)		
損 害 再 保 険 金	148,367 千円	4,205 千円

オ 漁業共済保険勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30年度	11,112,774	11,112,774	—	—
29年度	10,531,221	10,531,221	—	—
歳出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30年度	9,166,342	9,040,763	—	125,578
29年度	8,967,426	5,661,222	—	3,306,203

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	11,514,637 (うち保険料 3,945,412) (うち一般会計より漁業共済 組合連合会交付金見合受入 5,050,420)	10,531,221 3,853,326 (うち一般会計より漁業共済 組合連合会交付金見合受入 4,975,354)
損 失	11,916,501 (うち保険金 3,898,574) (うち漁業共済組合連合会交付金 5,050,420)	7,686,396 583,305 (うち漁業共済組合連合会交付金 4,975,354)
利 益 金	—	2,844,824
〔前年度繰越損失金	25,385,068	28,229,893〕
〔翌年度繰越損失金	25,786,931	25,385,068〕

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
(保険引受)		
件 数	57,223 件	57,539 件
再 共 済 金 額	660,270,894 千円	623,628,726 千円
(保険金支払)		
漁獲共済保険金	2,766,196 千円	457,583 千円
養殖共済保険金	445,131 千円	—
特定養殖共済保険金	679,567 千円	120,162 千円
漁業施設共済保険金	7,677 千円	5,558 千円
計	3,898,574 千円	583,305 千円

カ 業 務 勘 定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	10,219,315	10,219,231	—	84
29 年度	13,438,484	13,438,460	—	24
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	17,264,242	10,219,231	—	7,045,010
29 年度	16,173,332	13,438,460	—	2,734,871

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	12,013,683 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入 10,416,369)	10,846,880 9,065,692 (うち食糧管理勘定より事務取扱経費受入)
損 失	12,137,828 (うち事務取扱費 10,599,282)	11,090,353 9,711,255 (うち事務取扱費)
損 失 金 (損失金の処理)	124,144 (食糧管理勘定へ移し整理)	243,473 (食糧管理勘定へ移し整理)

キ 国営土地改良事業勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	28,138,349	28,138,322	26	—
29 年度	25,857,022	25,856,988	—	34
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	32,702,182	27,220,198	4,429,254	1,052,728
29 年度	34,598,762	24,236,695	8,884,514	1,477,553

(イ) 借 入 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金)	39,790,544	43,489,687

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
かんがい排水事業	13 地区	14 地区
総合農地防災事業	2 地区	2 地区

(10) 農林水産省所管 国有林野事業債務管理特別会計

この特別会計は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第42号)により25年4月1日に廃止された旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の30年度の歳入歳出決算及び借入金は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	348,902,878	348,902,878	—	—
29 年度	342,334,322	342,334,322	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	348,940,337	348,902,878	—	37,458
29 年度	342,395,222	342,334,322	—	60,899

(イ) 借 入 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
借入金現在額(民間資金等)	1,205,971,203	1,222,610,513

(11) 経済産業省所管 特許特別会計

この特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)に関する事務に係る経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の30年度の歳入歳出決算及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	269,592,515	269,592,491	—	24
29 年度	288,936,892	288,936,882	—	10
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	157,612,679	145,364,491	2,439,211	9,808,976
29 年度	148,212,839	137,511,014	2,407,846	8,293,978

(イ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
(特 許 権)		
出 願 の 受 理	312,986 件	315,346 件
審 査 請 求 の 受 理	230,793 件	235,068 件
審 査	230,940 件	238,131 件
(実用新案権)		
出 願 の 受 理	5,330 件	5,821 件
(意 匠 権)		
出 願 の 受 理	30,978 件	32,054 件
審 査	31,858 件	30,985 件
(商 標 権)		
出 願 の 受 理	171,140 件	170,473 件
審 査	251,320 件	227,234 件

(12) 国土交通省所管 自動車安全特別会計

この特別会計は、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録等事務、自動車事故対策事業及び空港整備事業等に関する国の経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計は、保障、自動車検査登録、自動車事故対策及び空港整備の4勘定に区分して経理されており、その勘定別の30年度の歳入歳出決算、損益、繰越金、基金、借入金及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 保障勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	65,087,888	62,403,111	332,052	2,352,724
29 年度	65,344,226	62,195,202	492,768	2,656,256
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	3,017,698	1,890,136	—	1,127,561
29 年度	3,568,559	2,146,099	—	1,422,459

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)		29 年度(千円)	
利 益	5,724,113		5,856,380	
	(うち賦課金 1,842,529)		(うち賦課金 1,843,446)	
	(うち前年度繰越未経過賦課金 1,522,331)		(うち前年度繰越未経過賦課金 1,605,294)	
損 失	5,354,134		5,839,398	
	(うち次年度繰越未経過賦課金 1,512,826)		(うち次年度繰越未経過賦課金 1,522,331)	
	(うち次年度繰越支払備金 1,254,494)		(うち次年度繰越支払備金 1,212,068)	
利 益 金	369,978		16,981	
(△損失金)	(翌年度に繰越利益として整理 634,124)		(翌年度に繰越利益として整理 300,076)	
(利益金又は損失金の処理)	(翌年度に基金を減額して整理 △ 264,145)		(翌年度に基金を減額して整理 △ 283,094)	

(ウ) 繰 越 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
繰 越 利 益 の 額	121,249,913	120,949,837

(エ) 基 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
基 金 残 額	14,000,206	14,283,300

(オ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
保 障 金 等 の 支 払 件 数	858 件	715 件
金 額	821,503 千円	897,546 千円
〔経過措置としての保険金〕 支 払		
再 保 険 金 及 び 保 険 金 の 支 払 件 数	77 件	96 件
金 額	169,474 千円	210,817 千円

イ 自動車検査登録勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	52,491,704	52,491,430	—	274
29 年度	48,968,097	48,967,549	—	547
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	36,948,563	33,685,165	1,022,992	2,240,404
29 年度	36,921,794	33,326,277	1,665,157	1,930,360

(イ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
自 動 車 の 検 査	25,664 千件	24,883 千件
(う ち 有 料 分)	(25,604 千件)	(24,828 千件)
自 動 車 の 登 録	16,259 千件	15,961 千件
(う ち 有 料 分)	(15,916 千件)	(15,619 千件)

ウ 自動車事故対策勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	13,748,674	13,748,674	—	—
29 年度	13,960,516	13,960,516	—	—
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	13,711,561	13,237,149	—	474,411
29 年度	12,694,270	12,400,827	—	293,442

(イ) 損 益

区 分	30 年度(千円)	29 年度(千円)
利 益	4,618,179	3,994,389
(うち一般会計より受入	2,320,307)	—)
(うち利子収入	2,184,470)	2,397,394)
損 失	12,584,141	12,405,021
(うち独立行政法人自動車事故対策	7,179,739)	6,843,239)
機構運営費交付金		
損 失 金	7,965,962	8,410,631
(損失金の処理)	(翌年度に基金を減額して整理)	(翌年度に基金を減額して整理)

(ウ) 基 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
基 金 残 額	634,966,348	643,376,980

(エ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
自動車事故対策計画に基づき つく助成	件 数 4,528 件 金 額 12,326,959 千円	4,302 件 12,084,308 千円

エ 空港整備勘定

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	543,796,127	542,965,316	97,826	732,985
29 年度	499,907,722	499,738,112	15,681	153,928
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	510,927,080	402,147,893	92,022,764	16,756,422
29 年度	467,708,788	382,841,583	68,556,348	16,310,856

翌年度繰越額の主なものは、空港整備事業費(歳出予算現額 1900 億 7824 万余円)の 636 億 9340 万余円、沖縄空港整備事業費(同 600 億 9615 万余円)の 184 億 3067 万余円及び航空路整備事業費(同 379 億 3854 万余円)の 49 億 9670 万余円である。また、不用額の主なものは、空港等維持運営費(同 1514 億 1859 万余円)の 86 億 8440 万余円及び空港整備事業費の 54 億 7396 万余円である。

(イ) 借 入 金

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
借入金現在額(財政融資資金等)	533,242,672	572,235,208

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
(直轄事業) 滑走路の新設及び延長	2 空港	2 空港

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項 1 件((212) : 448 ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項 1 件(452 ページ参照)を掲記した。

(13) 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管 東日本大震災復興特別会計

この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理することを目的として、復興事業に関する経理を一般会計と区分して行うため設置されているものである。

同特別会計の 30 年度の歳入歳出決算、復興債の償還金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 歳入歳出決算

歳 入	徴収決定済額(千円)	収納済歳入額(千円)	不 納 欠 損 額(千円)	収納未済歳入額(千円)
30 年度	2,532,560,748	2,532,270,782	1,811	288,154
29 年度	2,923,509,201	2,923,508,471	—	729
歳 出	歳出予算現額(千円)	支出済歳出額(千円)	翌年度繰越額(千円)	不 用 額(千円)
30 年度	2,755,619,648	1,868,024,984	613,927,922	273,666,741
29 年度	3,308,288,158	2,187,549,035	734,185,431	386,553,691

所管別の支出済歳出額は、次のとおりである。

所 管	30 年 度 (千 円)	29 年 度 (千 円)
国 会	—	—
裁 判 所	—	—
会 計 検 査 院	—	—
内 閣	21,396	21,035
内 閣 府	40,581,172	35,952,026
復 興 庁	28,574,491	25,073,797
総 務 省	326,969,217	257,591,509
法 務 省	1,468,709	1,337,765
外 務 省	—	—
財 務 省	71,042,566	64,840,329
文 部 科 学 省	34,101,353	52,102,933
厚 生 労 働 省	32,945,606	58,737,440
農 林 水 産 省	218,971,181	223,181,988
経 済 産 業 省	51,001,084	64,389,842
国 土 交 通 省	631,165,470	779,671,987
環 境 省	430,767,126	613,815,634
防 衛 省	415,605	10,832,744

(注) 国会、裁判所、会計検査院及び外務省には29、30両年度の歳出予算現額が計上されていない。

翌年度繰越額の主なものは、次のとおりである。

所 管	組 織	項	翌年度繰越額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内 閣 府	内 閣 本 府	地 域 活 性 化 等 復 興 政 策 費	6,930,852	36,708,759
復 興 庁	復 興 庁	東 日 本 大 震 災 復 興 推 進 費	34,983,848	34,983,848
		原 子 力 災 害 復 興 再 生 支 援 事 業 費	4,723,689	24,581,363
		経 済 ・ 産 業 及 エ ネ ル ギ ー 安 定 供 給 確 保 等 復 興 事 業 費	14,810,000	14,810,000
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	教 育 ・ 科 学 技 術 等 復 興 事 業 費	2,484,398	13,664,622
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 等 事 業 費	10,179,537	20,525,827
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省	農 林 水 産 業 復 興 事 業 費	1,841,214	3,999,816
		原 子 力 災 害 復 興 再 生 支 援 事 業 費	4,977,086	33,176,217
		東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	16,394,459	38,611,679
		東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 等 事 業 費	9,400,280	31,229,562
	林 野 庁	東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	7,647,360	25,348,586
		農 林 水 産 業 復 興 政 策 費	1,112,258	6,165,358
		東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 等 事 業 費	5,073,843	16,921,781
		東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	4,709,536	14,457,560
水 産 庁	東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 等 事 業 費	57,662,464	145,480,920	
	東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	57,662,464	145,480,920	
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	経 済 ・ 産 業 及 エ ネ ル ギ ー 安 定 供 給 確 保 等 復 興 政 策 費	2,950,706	21,816,098
	中 小 企 業 庁	経 済 ・ 産 業 及 エ ネ ル ギ ー 安 定 供 給 確 保 等 復 興 事 業 費	16,321,095	40,522,913
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	東 日 本 大 震 災 復 興 事 業 費	145,767,817	530,105,638
		東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 等 事 業 費	79,482,513	235,159,732
環 境 省	環 境 本 省 地 方 環 境 事 務 所	環 境 保 全 復 興 政 策 費	26,557,946	196,463,443
		環 境 保 全 復 興 事 業 費	72,115,908	231,350,970
		環 境 保 全 復 興 政 策 費	81,901,424	222,068,931

不用額の主なものは、次のとおりである。

所管	組織	項	不用額(千円)	(歳出予算現額)(千円)
内閣府	内閣本府	地域活性化等復興政策費	1,943,418	36,708,759
復興庁	復興庁	東日本大震災復興支援対策費	2,970,686	11,025,294
		原子力災害復興再生支援事業費	6,489,854	24,581,363
		地域活性化等復興政策費	3,468,350	3,468,350
		教育・科学技術等復興事業費	2,544,923	2,660,957
		環境保全復興政策費	3,468,772	3,468,772
		東日本大震災復興事業費	2,463,824	2,463,824
財務省	財務本省	復興債費 復興加速化・福島再生予備費	2,279,717 100,000,000	70,122,284 100,000,000
文部科学省	文部科学本省	教育・科学技術等復興政策費	1,201,481	16,948,089
厚生労働省	厚生労働本省	東日本大震災災害復旧等事業費	2,260,075	20,525,827
農林水産省	農林水産本省 水産庁	東日本大震災復興事業費	1,460,660	38,611,679
		農林水産業復興政策費	1,033,587	5,427,021
		東日本大震災災害復旧等事業費	14,879,259	145,480,920
経済産業省	経済産業本省	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	2,123,834	21,816,098
	中小企業庁	経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	14,091,515	40,522,913
国土交通省	国土交通本省	東日本大震災復興事業費	3,389,965	530,105,638
		東日本大震災災害復旧等事業費	7,243,674	235,159,732
環境省	環境本省 地方環境事務所	環境保全復興事業費	4,332,569	16,264,925
		環境保全復興政策費	30,059,423	196,463,443
		環境保全復興事業費	3,820,186	231,350,970
		環境保全復興政策費	49,477,626	222,068,931

(イ) 復興債の償還金等

区 分	30年度(千円)	29年度(千円)
償還金(国債整理基金特別会計へ繰入)	63,440,158	55,355,067
利子等	4,402,408	5,985,262
	(うち国債整理基金特別会計へ繰入 4,397,119)	(うち国債整理基金特別会計へ繰入 5,979,561)

(ウ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
被災者支援(健康・生活支援)	66,049,035千円	96,900,633千円
住まいとまちの復興	813,805,237千円	986,608,638千円
産業・生業の再生	80,596,082千円	81,622,571千円
原子力災害からの復興・再生	509,236,363千円	699,082,044千円
地方交付税交付金	325,214,836千円	254,390,985千円

(注) 区分は「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月閣議決定)に基づき整理している。

なお、この特別会計について検査した結果、不当事項9件((46):185ページ、(134):253ページ、(165):351ページ、(167):354ページ、(181):410ページ、(190):418ページ、(209):444ページ、(214):450ページ、(215):490ページ参照)、意見を表示し又は処置を要求した事項2件(271、376ページ参照)、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項5件(478、482、485、509、511ページ参照)を掲記した。

第2 国税収納金整理資金の受払

国税収納金整理資金は、国税収入に関する経理の合理化と過誤納金の還付金等の支払事務の円滑化を図ることを目的として、国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)に基づいて昭和29年度に設置されたものである。この資金に国税収納金等を受け入れ、過誤納金の還付金等はこの資金から支払い、その差引額を国税収入その他の収入として国の歳入に組み入れることとしており、その受払の計算書を一般会計歳入歳出決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととなっている。

平成30年度国税収納金整理資金受払計算書についてみると、受入及び支払は次のとおりである。

受 入	徴収決定済額(千円)	収納済額(千円)	不納欠損額(千円)	収納未済額(千円)
30年度	79,172,804,322	78,220,442,298	78,304,369	874,057,654
29年度	76,946,899,024	75,984,709,283	85,857,018	876,332,721
支 払	支払決定済額(千円)		歳入組入額(千円)	
30年度	15,451,587,882		61,446,151,303	
29年度	14,813,804,494		59,809,665,089	

なお、国際観光旅客税法(平成30年法律第16号)により、平成31年1月に国際観光旅客税が創設された。そして、国税収納金整理資金において同税の受払を行うこととなり、その収納済額から支払決定済額を控除した金額が一般会計の歳入に組み入れられることとなった。

前記歳入組入額の主なものは次のとおりである。

区 分	歳入組入額(千円)
一般会計各税組入金	59,665,761,255
交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	1,238,025,956
国債整理基金特別会計組入金	124,811,898
東日本大震災復興特別会計各税組入金	417,008,266

不納欠損額及び収納未済額の主なものは次のとおりである。

区 分	不納欠損額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	27,146,923	29,507,148,225
申告所得税受入金	18,650,421	36,567,002
法人税受入金	12,669,691	13,675,727,272
源泉所得税受入金	10,668,926	113,472,029
相続税受入金	3,413,001	2,489,623,589
源泉所得税及復興特別所得税受入金	3,353,393	19,154,608,976
申告所得税及復興特別所得税受入金	1,142,856	3,614,836,602
区 分	収納未済額(千円)	(徴収決定済額)(千円)
消費税及地方消費税受入金	405,868,239	29,507,148,225
揮発油税及地方揮発油税受入金	207,213,529	2,806,273,834

前記収納未済額のほか、既往年度分の収納未済額が8799億6655万余円ある。

第3 法律により設置されているその他の資金の受払

国税収納金整理資金のほか、法律により特に設置されている資金で、その増減及び現在額についての計算書を内閣が歳入歳出決算を国会に提出する場合に添付しなければならないこととなっているものは、決算調整資金及び貨幣回収準備資金の2資金である。

1 決算調整資金

この資金は、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、この資金からその不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的として、決算調整資金に関する法律(昭和53年法律第4号)に基づいて昭和52年度に設置されたものである。

平成30年度決算調整資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金の増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	金額(千円)
30年7月末資金現在額	—
30年8月1日から令和元年7月31日までの資金増	—
平成30年8月1日から令和元年7月31日までの資金減	—
元年7月末資金現在額	—

2 貨幣回収準備資金

この資金は、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的として、貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)に基づいて平成15年度に設置されたものである。

平成30年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書についてみると、資金は国庫金と回収貨幣及地金に区分されており、その増減及び現在額は次のとおりである。

区 分	事 項	30年度(千円)	29年度(千円)	
国 庫 金	年度首在高 (受入)	607,303,724	534,586,831	
	貨幣発行高	180,199,048	267,217,480	
	運用益	357,393	707,859	
	地金売払代	101,787	—	
	計	180,658,228	267,925,339	
	(払出)			
	貨幣回収高	126,710,509	147,822,228	
	一般会計へ繰入 (年度末繰入分)	51,940,681	47,386,216	
	計	178,651,190	195,208,445	
		差引現在額	609,310,762	607,303,724
回 収 貨 幣 及 地 金	年度首在高 (受入)	274,308,981	267,443,877	
	回収貨幣	9,951,748	10,858,112	
	計	9,951,748	10,858,112	
	(払出)			
	貨幣材料	7,742,020	3,738,847	
	地金売払	104,744	—	
	その他	255,441	254,159	
	計	8,102,206	3,993,007	
		差引現在額	276,158,523	274,308,981
		資 金 合 計	885,469,286	881,612,706

第4 債権及び債務

1 債 権

平成30年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	30年度末現在額(千円)	29年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
歳 入	6,582,967,755	6,915,276,567	△ 332,308,811
歳 入 外	66,106	44,383	21,722
積 立 金	112,693,217,404	111,464,931,016	1,228,286,388
資 金	107,476,970,686	110,197,996,846	△ 2,721,026,159
計	226,753,221,953	228,578,248,813	△ 1,825,026,860

平成30年度末現在額を前年度末現在額と比べると、1兆8250億2686万余円減少している。

増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

区 分	会 計	項	増加額△減少額(千円)
歳 入	一般会計	特別会計整理収入	△ 96,765,385
	財政投融资特別会計	償還金収入	△ 95,217,900
	投資勘定 年金特別会計 国民年金勘定	保険料収入	△ 123,556,682
積 立 金	年金特別会計 厚生年金勘定	運用寄託金債権	1,197,460,483
資 金	一般会計	各税受入金債権	△ 79,863,645
	外国為替資金特別会計	円貨貸付金債権	△ 155,420,559
	財政投融资特別会計	政府関係機関貸付金債権	△ 768,213,777
	財政融資資金勘定	地方公共団体貸付金債権	△ 1,568,237,829
		特別法人貸付金債権	△ 216,242,433

2 債 務

平成30年度一般会計国の債務に関する計算書及び各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額の合計は、次のとおりである。

種 別	30年度末現在額(千円)	29年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	78,858,121	165,005,501	△ 86,147,380
歳出予算の繰越債務負担額	4,018,901,408	3,748,509,759	270,391,649
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	368,902,063	301,898,550	67,003,513
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	8,636,864,519	8,687,935,663	△ 51,071,144
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	—	24,869,138	△ 24,869,138
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	114,609,570	230,458,370	△ 115,848,800
公債	976,861,731,186	959,202,605,230	17,659,125,955
内国債	976,861,646,986	959,202,519,010	17,659,127,976
外国債(注)	84,199	86,220	△ 2,020

種 別	30年度末現在額(千円)	29年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
借入金	53,201,845,993	53,849,808,306	△ 647,962,312
一時借入金	—	172,996,000	△ 172,996,000
政府短期証券	73,349,010,000	74,648,930,000	△ 1,299,920,000
他会計への繰入未済金(他会計への繰戻未済金を含む。)	4,059,356,217	4,149,197,296	△ 89,841,078
予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額	41,527,006,169	42,950,739,470	△ 1,423,733,301
計	1,162,217,085,249	1,148,132,953,287	14,084,131,962

(注) 外国債は明治32年から昭和38年までの間に発行された英貨債、米貨債及び仏貨債で、既償還未払額があり、起債地の法令等に時効の規定がないなどのため、国の債務として残っている。

債務の30年度末現在額を前年度末現在額と比べると、増加したものは、公債、歳出予算の繰越債務負担額等である。また、減少したものは、予算総則で保証及び損失補償の限度額が定められているものに係る保証及び損失補償の債務負担額、政府短期証券、借入金等である。

公債について30年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は149兆1322億3165万余円、減少した額は131兆4731億0569万余円で、差引き17兆6591億2595万余円増加している。なお、公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものと及びこの借換えに係るものは、差引き20兆5727億5327万余円増加している。

年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したものの		減少したものの	
区 分	金額(千円)	区 分	金額(千円)
借換発行したもの	104,386,306,130	借換発行したものを償還したもの	85,334,501,894
公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したもの	25,629,801,800	公債の発行の特例に関する特別の法律により発行したものを償還したもの	26,077,956,750
財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)の負担において発行したもの	10,615,255,100	財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融资特別会計(財政融資資金勘定)等の負担において発行したものを償還したもの	12,895,519,500
財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したもの	8,027,823,950	財政法第4条第1項ただし書の規定により発行したものを償還したもの	4,194,202,350

また、借入金について30年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は41兆0156億1203万余円、減少した額は41兆6635億7434万余円で、差引き6479億6231万余円減少している。年度中に増加した主なものは、民間金融機関からの借入れ31兆0299億8600万円であり、減少した主なものは、民間金融機関への償還30兆5527億4925万円である。

なお、30年4月の外国貨幣換算率の変更等^(注)に伴い増加した債務は1181億0321万余円、減少した債務は97億6737万余円である。

(注) 外国貨幣換算率の主な変更

米 貨	1ドル	110円→112円
英 貨	1ポンド	155円→143円
欧州連合貨	1ユーロ	122円→124円
カナダ貨	1カナダ・ドル	83円→86円

第5 国庫金、国有財産及び物品

1 国庫金

平成31年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、次のとおりである。

種 別	31年3月末現在(千円)	30年3月末現在(千円)	差引き増△減(千円)
当座預金	150,001,205	150,000,141	1,064
別口預金	290,557,735	319,908,474	△ 29,350,739
指定預金	17,084,930,777	14,657,574,600	2,427,356,176
小額紙幣引換準備預金	493	493	—
計	17,525,490,212	15,127,483,710	2,398,006,501

一時的な資金不足を補うため、政府短期証券を発行した額は累計で249兆7913億円であり、また、一時借入金をした額は累計で446兆6881億3092万余円(財政融資資金等からの借入金)、国庫余裕金を繰り替えて使用した額は累計で86兆4000億円である。

2 国有財産

平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区 分	30年度末現在額(千円)	29年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)	
土地	18,735,499,393	18,206,293,392	529,206,000	
立木竹	3,121,217,175	2,997,926,932	123,290,243	
建物	3,421,248,598	3,441,036,372	△ 19,787,774	
工作物	2,563,219,979	2,659,038,022	△ 95,818,043	
機械器具	0	0	—	
船舶	1,465,061,373	1,482,320,099	△ 17,258,725	
航空機	946,131,952	714,501,937	231,630,014	
地上権等	2,914,257	2,191,991	722,265	
特許権等	1,809,449	1,883,892	△ 74,443	
政府出資等	78,077,905,023	77,118,217,442	959,687,580	
不動産の信託の受益権	258,940,018	200,776,416	58,163,602	
計	108,593,947,221	106,824,186,500	1,769,760,720	
分類及び種類	行政財産	24,422,594,287	23,765,349,414	657,244,873
	公用財産	18,825,316,272	18,324,058,593	501,257,678
	公共用財産	764,431,129	743,707,363	20,723,765
	皇室用財産	672,978,084	647,660,766	25,317,317
	森林経営用財産	4,159,868,801	4,049,922,690	109,946,110
	普通財産	84,171,352,933	83,058,837,086	1,112,515,847

30年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は5兆3179億6502万余円、減少した額は3兆5482億0430万余円で、差引き1兆7697億6072万余円増加している。なお、これらの中には、台帳価格の改定が行われたことにより増加した額2兆9265億9852万余円及び減少した額2兆4935億5791万余円が含まれている。

そのほか年度中に増加したものと及び減少したもののうち主なものは、次のとおりである。

増加したもの			減少したもの		
区分	事由	金額(千円)	区分	事由	金額(千円)
政府出資等	出資	636,476,657	政府出資等	出資	257,371,464
航空機	購入	239,413,124	政府出資等	出資金回収	106,426,810
航空機	新造	176,084,735	政府出資等	資本金減少	80,487,807
船舶	新造	138,428,288	土地	売却	54,948,857
工作物	新設	135,845,898	土地	交換	32,677,855

また、平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書における無償貸付財産の年度末現在額は、次のとおりである。

区分	30年度末現在額(千円)	29年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
土地	1,145,170,371	1,108,830,007	36,340,363
立木竹	689,425	665,717	23,707
建物	557,251	617,247	△ 59,996
工作物	952,655	694,926	257,728
計	1,147,369,703	1,110,807,899	36,561,803

3 物 品

平成30年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次のとおりである。

品目	30年度末現在額(千円)	29年度末現在額(千円)	差引き増△減(千円)
電気機器	79,043,019	77,554,041	1,488,977
通信機器	886,242,140	837,541,992	48,700,147
工作機器	1,697,942	1,667,752	30,190
木工機器	3,457,279	3,509,399	△ 52,119
土木機器	125,192,232	122,683,899	2,508,333
試験及び測定機器	610,612,614	613,523,329	△ 2,910,714
荷役運搬機器	6,123,006	4,685,652	1,437,353
産業機器	20,689,624	21,963,219	△ 1,273,594
船舶用機器	21,896,834	13,316,566	8,580,268
車両及び軌条	772,643,944	762,356,339	10,287,605
医療機器	32,774,825	32,587,600	187,224
特殊用途機器	101,892,598	99,966,730	1,925,868
雑機器	279,846,590	281,725,750	△ 1,879,159
防衛用武器	3,528,094,462	3,465,189,951	62,904,511
防衛用施設機器	174,710,541	183,190,115	△ 8,479,573
防衛用電気通信機器	3,682,670,307	3,546,179,527	136,490,780
防衛用航空機用機器	1,444,024,743	1,202,301,286	241,723,457
防衛用船舶用機器	130,599,799	137,725,788	△ 7,125,988
防衛用衛生器材	41,639,822	41,799,719	△ 159,897
防衛用一般機器	1,530,367,661	1,496,716,020	33,651,640
美術品	41,097,566	40,192,850	904,716
計	13,515,317,560	12,986,377,533	528,940,027

30年度末現在額を前年度末現在額と比べると、年度中に増加した額は4兆4288億5137万余円、減少した額は3兆8999億1134万余円で、差引き5289億4002万余円増加している。

第6 財政融資資金の長期運用

平成30年度の財政融資資金の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額、本年度運用済額、翌年度繰越額及び運用残額は、次のとおりである。

区 分	長期運用予定現額 (千円)	本年度運用済額 (千円)	翌年度繰越額 (千円)	運用残額 (千円)
国(特別会計)	11,335,965	10,303,070	692,480	340,415
政府関係機関	4,534,100,000	3,260,900,000	—	1,273,200,000
独立行政法人等	3,528,370,579	3,335,609,670	6,744,484	186,016,425
地方公共団体	5,386,027,643	2,844,434,509	2,199,593,332	341,999,802
計	13,459,834,187	9,451,247,249	2,207,030,296	1,801,556,642

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を
検査している。

令和元年次の検査(平成30年10月から令和元年9月まで)において検査の対象としたのは次の会計で
ある。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 212
 - ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
 - ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 8
 - ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 19
 - ⑤ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3
 - ⑥ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち
5,596
 - ⑦ 国若しくは①に該当する法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若し
くは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち 72
- このうち、①から⑤までの明細は次のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 212	(1) 政府関係機関 4			
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行	(注1) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
	(2) 事業団等 36			
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日本中央競馬会	預 金 保 険 機 構
	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社
	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本郵政株式会社
	日本司法支援センター	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
	株式会社産業革新投資機構	日 本 年 金 機 構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構
	新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構
	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
株式会社日本貿易保険				
以上のほか、清算中のものなどが7団体ある。				

区 分	団 体 名	団 体 名	団 体 名	団 体 名
	(注3) 独立行政法人 83			
	国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所	国立特別支援教育総合研究所
	大学入試センター	国立青少年教育振興機構	国立女性教育会館	国立科学博物館
	物質・材料研究機構	防災科学技術研究所	量子科学技術研究開発機構	国立美術館
	国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	家畜改良センター	農業・食品産業技術総合研究機構
	国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構	水産研究・教育機構	産業技術総合研究所
	製品評価技術基盤機構	土木研究所	建築研究所	海上・港湾・航空技術研究所
	海技教育機構	航空大学校	国立環境研究所	教職員支援機構
	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構	造幣局	国立印刷局
	国民生活センター	農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会
	(注1) 国際協力機構	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害・求職者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	情報処理推進機構
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	労働者健康安全機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構
	環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構
	大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金
	医薬基盤・健康・栄養研究所	日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	地域医療機能推進機構
	年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	国立がん研究センター
	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター	国立国際医療研究センター	国立成育医療研究センター
	国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構	日本医療研究開発機構	

区 分	団 体 名																																																																																															
	<p style="text-align: center;">(注3) (4) 国立大学法人等 90</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">北海道大学</td> <td style="width: 25%;">北海道教育大学</td> <td style="width: 25%;">室蘭工業大学</td> <td style="width: 25%;">小樽商科大学</td> </tr> <tr> <td>帯広畜産大学</td> <td>旭川医科大学</td> <td>北見工業大学</td> <td>弘前大学</td> </tr> <tr> <td>岩手大学</td> <td>東北大学</td> <td>宮城教育大学</td> <td>秋田大学</td> </tr> <tr> <td>山形大学</td> <td>福島大学</td> <td>茨城大学</td> <td>筑波大学</td> </tr> <tr> <td>宇都宮大学</td> <td>群馬大学</td> <td>埼玉大学</td> <td>千葉大学</td> </tr> <tr> <td>東京大学</td> <td>東京医科歯科大学</td> <td>東京外国語大学</td> <td>東京学芸大学</td> </tr> <tr> <td>東京農工大学</td> <td>東京芸術大学</td> <td>東京工業大学</td> <td>東京海洋大学</td> </tr> <tr> <td>お茶の水女子大学</td> <td>電気通信大学</td> <td>一橋大学</td> <td>横浜国立大学</td> </tr> <tr> <td>新潟大学</td> <td>長岡技術科学大学</td> <td>上越教育大学</td> <td>金沢大学</td> </tr> <tr> <td>福井大学</td> <td>山梨大学</td> <td>信州大学</td> <td>岐阜大学</td> </tr> <tr> <td>静岡大学</td> <td>浜松医科大学</td> <td>名古屋大学</td> <td>愛知教育大学</td> </tr> <tr> <td>名古屋工業大学</td> <td>豊橋技術科学大学</td> <td>三重大学</td> <td>滋賀大学</td> </tr> <tr> <td>滋賀医科大学</td> <td>京都大学</td> <td>京都教育大学</td> <td>京都工芸繊維大学</td> </tr> <tr> <td>大阪大学</td> <td>大阪教育大学</td> <td>兵庫教育大学</td> <td>神戸大学</td> </tr> <tr> <td>奈良教育大学</td> <td>奈良女子大学</td> <td>和歌山大学</td> <td>鳥取大学</td> </tr> <tr> <td>島根大学</td> <td>岡山大学</td> <td>広島大学</td> <td>山口大学</td> </tr> <tr> <td>徳島大学</td> <td>鳴門教育大学</td> <td>香川大学</td> <td>愛媛大学</td> </tr> <tr> <td>高知大学</td> <td>福岡教育大学</td> <td>九州大学</td> <td>九州工業大学</td> </tr> <tr> <td>佐賀大学</td> <td>長崎大学</td> <td>熊本大学</td> <td>大分大学</td> </tr> <tr> <td>宮崎大学</td> <td>鹿児島大学</td> <td>鹿屋体育大学</td> <td>琉球大学</td> </tr> <tr> <td>総合研究大学院大学</td> <td>政策研究大学院大学</td> <td>北陸先端科学技術大学院大学</td> <td>奈良先端科学技術大学院大学</td> </tr> <tr> <td>筑波技術大学</td> <td>富山大学</td> <td>大学共同利用機関法人人間文化研究機構</td> <td>大学共同利用機関法人自然科学研究機構</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構</td> <td>大学共同利用機関法人情報・システム研究機構</td> <td></td> </tr> </table>				北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学	福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学	静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学	徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学	高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学	佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学	宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学	総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構		大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	
北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学																																																																																													
帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学																																																																																													
岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学																																																																																													
山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学																																																																																													
宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学																																																																																													
東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学																																																																																													
東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学																																																																																													
お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学																																																																																													
新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	金沢大学																																																																																													
福井大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学																																																																																													
静岡大学	浜松医科大学	名古屋大学	愛知教育大学																																																																																													
名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学	滋賀大学																																																																																													
滋賀医科大学	京都大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学																																																																																													
大阪大学	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学																																																																																													
奈良教育大学	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学																																																																																													
島根大学	岡山大学	広島大学	山口大学																																																																																													
徳島大学	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学																																																																																													
高知大学	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学																																																																																													
佐賀大学	長崎大学	熊本大学	大分大学																																																																																													
宮崎大学	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学																																																																																													
総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学																																																																																													
筑波技術大学	富山大学	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	大学共同利用機関法人自然科学研究機構																																																																																													
	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構																																																																																														
<p>②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1</p>	<p>日本放送協会</p>																																																																																															
<p>③国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 8</p>	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">中部国際空港株式会社</td> <td style="width: 25%;">日本電信電話株式会社</td> <td style="width: 25%;">首都高速道路株式会社</td> <td style="width: 25%;">阪神高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>日本アルコール産業株式会社</td> <td>株式会社商工組合中央金庫</td> <td>日本たばこ産業株式会社</td> <td>阪神国際港湾株式会社</td> </tr> </table>				中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社	日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社																																																																																				
中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社	阪神高速道路株式会社																																																																																													
日本アルコール産業株式会社	株式会社商工組合中央金庫	日本たばこ産業株式会社	阪神国際港湾株式会社																																																																																													

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に 出資しているものの 会計のうち 19	北海道旅客鉄道株式会社 (注4) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	四国旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社かんぽ生命保険 関西国際空港土地保有株式会社	日本貨物鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社整理回収機構 東京電力ホールディングス株式会社	東京湾横断道路株式会社 日本郵便株式会社 株式会社地域経済活性化支援機構
以上のほか、検査対象年度を限定して検査することに決定したものが4団体ある。				
⑤国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計のうち 3	一般財団法人民間都市開発推進機構	独立行政法人農業者年金基金	地方公共団体金融機構	

(注1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

(注2) 「株式会社産業革新投資機構」は、平成30年9月25日に「株式会社産業革新機構」から移行した。

(注3) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略した。

(注4) 「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」は、従来国が資本金を出資したものが更に
出資している団体であったが、平成30年10月31日に「日本電信電話株式会社」が保有する株式を全て譲渡した
ことにより、国が資本金を出資したものが更に
出資している団体に該当しないこととなった。

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成30年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立されたものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は、30年度末現在で783億2374万余円となっている。

同公庫の30年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30年度	11,268,639		
29年度	11,708,850		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30年度	11,500,726	9,429,584	2,071,141
29年度	12,221,034	10,173,258	2,047,775

(イ) 損 益

科 目	30年度(千円)	29年度(千円)
経常収益	20,226,587	21,306,960
うち貸付金利息	10,532,313	11,379,671
経常費用	20,266,750	20,918,325
うち借入金利息	3,257,295	3,706,672
当期利益金(△ 当期損失金) ^(注)	△ 15,521	388,634
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に国庫へ納付	—	448,021
翌年度に積立金を減額して整理	15,521	59,387
(積立金)	(1,410,469)	(1,469,856)

(注) この損失金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)において生じたものである。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	561,672,722	537,382,165
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	177,173,000	166,960,500

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	30 年 度	(29 年 度)
貸 付 け 件 数	6,568 件	7,085 件
金 額	112,469,179 千円	152,638,130 千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	102,861,913 千円 (20,637,406 千円)	123,454,596 千円 (36,946,060 千円)
(うち貸付金償却)	(3,432,645 千円)	(1,745,354 千円)
年度末貸付金残高	50,466 件	50,597 件
金 額	858,697,744 千円	849,090,478 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に公庫において
開示している債権

破綻先債権	446,230 千円	253,563 千円
延滞債権	15,841,245 千円	19,914,741 千円
3か月以上延滞債権	71 千円	8,404 千円
貸出条件緩和債権	29,125,806 千円	31,580,102 千円
計	45,413,354 千円	51,756,811 千円

〔貸倒引当金 7,312,922 千円 9,061,788 千円〕
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、
発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 73 億 1468 万余円の範囲内とさ
れている。

b 出資業務

区 分	30 年 度	(29 年 度)
出 資 社 数	3 社	5 社
件 数	3 件	5 件
金 額	240,046 千円	330,000 千円
年度末出資金残高	61 社	61 社
件 数	77 件	76 件
金 額	6,949,200 千円	7,034,154 千円

(2) 株式会社日本政策金融公庫

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農
林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模
な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な
金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に
寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、30年度末現在で4兆1958億9870
万円となっている。

同会社の会計は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証
業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進
円滑化業務の7勘定に区分して経理されている。

同会社の勘定別の30年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 国民一般向け業務(国民一般向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30 年度	137,359,996		
29 年度	139,134,560		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30 年度	90,977,556	75,753,984	15,223,571
29 年度	95,282,471	78,762,383	16,520,087

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 136 億 5122 万余円)の 70 億 2334 万余円及び業務諸費(同 188 億 5304 万余円)の 24 億 5041 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	30 年度(千円)	29 年度(千円)
経常収益	137,221,912	138,739,609
うち貸出金利息	111,876,764	114,002,942
経常費用	146,859,531	133,112,603
うち借入金利息	5,578,529	7,876,508
特別利益	45,406	42,507
特別損失	410,036	203,302
当期純利益(△当期純損失)	△ 10,002,249	5,466,212
(利益金又は損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 10,002,249	5,466,212
(繰越利益剰余金)	(△ 493,394,724)	(△ 483,392,474)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	5,498,618,000	5,557,762,000
社 債 発 行 残 高	650,306,563	615,287,520

(エ) 主な業務実績

区 分	30 年 度	(29 年 度)
貸 付 件 数	393,284 件	409,479 件
金 額	2,168,457,243 千円	2,363,885,453 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	2,152,442,080 千円	2,291,306,298 千円
(うち貸出金償却)	(55,046,696 千円)	(55,197,042 千円)
年 度 末 貸 出 金 残 高 件 数	2,035,233 件	2,023,353 件
金 額	7,010,447,412 千円	6,994,432,250 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	5,883,946 千円	6,951,836 千円
延 滞 債 権	104,192,691 千円	102,107,943 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	39,335 千円	40,619 千円
貸 出 条 件 緩 和 債 権	401,811,848 千円	412,638,494 千円
計	511,927,821 千円	521,738,894 千円
貸 倒 引 当 金	109,784,927 千円	104,287,406 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

イ 農林水産業者向け業務(農林水産業者向け業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30 年度	46,014,434		
29 年度	47,707,668		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30 年度	44,824,220	39,083,069	5,741,150
29 年度	45,749,138	40,816,290	4,932,847

(イ) 損 益

科 目	30年度(千円)	29年度(千円)
経常収益	41,549,493	42,028,487
うち貸出金利息	27,916,351	30,131,522
経常費用	41,485,599	41,994,404
うち借入金利息	19,567,278	21,414,763
特別利益	—	5,179
特別損失	77,059	39,341
当期純損失	13,165	79
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 13,165	△ 79
(繰越利益剰余金)	(△ 13,165)	(△ 79)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	2,385,673,937	2,183,396,082
社債発行残高	259,978,737	229,975,795

(エ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
貸 付 け 件 数	15,301 件	14,180 件
金 額	558,372,029 千円	551,503,777 千円
貸出金回収等 (うち貸出金償却)	345,862,541 千円 (1,861,143 千円)	408,188,615 千円 (5,500,689 千円)
年度末貸出金残高 件 数	161,281 件	162,183 件
金 額	3,003,836,443 千円	2,791,326,955 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破綻先債権	349,631 千円	368,345 千円
延滞債権	46,644,230 千円	38,739,623 千円
3か月以上延滞債権	519,632 千円	442,806 千円
貸出条件緩和債権	14,890,187 千円	17,546,133 千円
計	62,403,681 千円	57,096,909 千円
貸倒引当金	13,019,002 千円	14,009,510 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

ウ 中小企業者向け業務(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30年度	84,995,629		
29年度	90,380,421		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30年度	47,345,724	34,646,318	12,699,405
29年度	51,888,852	37,378,824	14,510,027

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 170 億 7391 万余円)の 77 億 2527 万余円及び業務諸費(同 75 億 9581 万余円)の 15 億 9267 万余円である。

(イ) 損 益

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

科 目	30 年度(千円)	29 年度(千円)
経常収益	84,376,444	89,762,594
うち貸出金利息	67,963,249	72,737,585
経常費用	76,845,202	65,955,500
うち借入金利息	6,197,841	8,944,290
うち社債利息	2,218,702	2,858,662
特別利益	899	69
特別損失	34,648	9,402
当期純利益	7,497,493	23,797,760
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	7,497,493	23,797,760
(繰越利益剰余金)	(△ 305,572,546)	(△ 313,070,040)

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

科 目	30 年度(千円)	29 年度(千円)
経常収益	486,508	380,710
うち有価証券利息配当金	201,342	173,923
経常費用	410,127	334,544
当期純利益	76,380	46,166
(利益金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	76,380	46,166
翌年度に利益準備金として積立て	38,190	23,083
翌年度に国庫へ納付	38,190	23,083
(繰越利益剰余金)	(76,380)	(46,166)

(ウ) 借 入 金 等

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	3,140,709,100	3,337,017,100
社 債 発 行 残 高	555,890,598	595,279,362

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	30 年度末(千円)	29 年度末(千円)
社 債 発 行 残 高	24,200,000	19,800,000

(エ) 主な業務実績

a 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

区 分	30 年 度	(29 年 度)
貸 付 け 件 数	20,218 件	22,611 件
金 額	1,233,137,400 千円	1,485,055,720 千円
貸 出 金 回 収 等 金 額	1,401,503,252 千円	1,642,801,268 千円
(うち貸出金償却)	(29,860,131 千円)	(31,847,385 千円)
年度末貸出金等残高 件 数	129,794 件	134,218 件
金 額	5,211,486,729 千円	5,379,852,581 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	2,423,070 千円	3,437,583 千円
延 滞 債 権	431,557,927 千円	438,591,400 千円

区 分	30 年 度	(29 年 度)
3 か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	75,654,305 千円	85,136,393 千円
計	509,635,303 千円	527,165,378 千円
貸倒引当金	277,726,107 千円	265,372,747 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

b 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

区 分	30 年 度	(29 年 度)
貸付債権元本件数	1,707 件	1,106 件
金額	34,596,000 千円	27,030,000 千円

エ 信用保険等業務(信用保険等業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30 年度	207,946,457		
29 年度	219,298,048		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30 年度	428,662,428	278,371,713	150,290,714
29 年度	571,488,634	290,199,773	281,288,860

不用額の主なものは、保険金(支出予算現額 4167 億 0097 万余円)の 1465 億 0832 万余円及び保険費に係る賠償償還及払戻金(同 62 億 9638 万余円)の 24 億 3524 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	30 年度(千円)	29 年度(千円)
経常収益	291,390,397	313,778,157
うち保険料	121,914,015	125,489,264
経常費用	199,313,832	203,252,072
うち保険金	270,192,647	281,882,269
うち回収金	△ 79,848,438	△ 88,056,862
特別損失	1,496	—
当期純利益	92,075,067	110,526,085
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	92,075,067	110,526,085

(ウ) 主な業務実績

中小企業信用保険

区 分	30 年 度	(29 年 度)
保 險 関 係 成 立 件 数	609,753 件	605,220 件
保 險 価 額	7,707,251,377 千円	7,635,580,676 千円
保 險 金 支 払 件 数	36,121 件	37,075 件
金 額	270,191,385 千円	281,868,438 千円
支 払 保 險 金 等 回 収 金 額	79,756,305 千円	87,944,422 千円

オ 危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30年度	14,798,098		
29年度	23,167,048		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30年度	87,974,441	37,933,126	50,041,314
29年度	122,704,901	42,368,213	80,336,687

不用額の主なものは、補償金(支出予算現額 533 億 4016 万余円)の 336 億 9101 万余円、支払利息(同 232 億 3571 万余円)の 101 億 9622 万余円及び利子補給金(同 104 億 7895 万余円)の 55 億 3746 万余円である。

(イ) 損 益

科 目	30年度(千円)	29年度(千円)
経常収益	15,866,498	24,702,638
うち貸出金利息	12,892,306	16,529,700
経常費用	29,008,582	46,728,446
うち借入金利息	12,892,306	16,529,700
当期純損失	13,142,084	22,025,808
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 13,142,084	△ 22,025,808
(繰越利益剰余金)	(△ 244,186,106)	(△ 231,044,022)

(ウ) 借 入 金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	1,815,312,000	2,383,219,778

(エ) 主な業務実績

区 分	30年 度	(29年 度)
ツーステップ・ローン 貸付け等	—	85,444,000 千円
貸出金回収 金 額	567,907,778 千円	526,521,222 千円
年度末貸出金残高 金 額	1,815,312,000 千円	2,383,219,778 千円
損害担保引受応諾額 貸付け等	1,019,974 千円	118,547,213 千円
補償金支払額 金 額	19,649,148 千円	12,715,436 千円
支払補償金回収 金 額	2,241,757 千円	3,611,126 千円

年度末貸出金残高のうちリスク管理債権の状況

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—

〔貸 倒 引 当 金 — —〕

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

カ 特定事業等促進円滑化業務(特定事業等促進円滑化業務勘定)

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30年度	351,953		
29年度	413,142		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30年度	1,342,368	351,464	990,903
29年度	1,737,074	414,147	1,322,926

(イ) 損 益

科 目	30年度(千円)	29年度(千円)
経常収益	330,481	392,363
うち貸出金利息	254,835	313,664
経常費用	341,174	404,174
うち借入金利息	254,835	313,664
当期純損失	10,693	11,810
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 10,693	△ 11,810
(繰越利益剰余金)	(△ 65,204)	(△ 54,511)

(ウ) 借 入 金

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	44,703,000	56,862,000

(エ) 主な業務実績

区 分	30年度	(29年度)
ツーステップ・ローン 貸付け	—	532,000千円
貸出金回収金額	12,159,000千円	11,924,000千円
年度末貸出金残高金額	44,703,000千円	56,862,000千円

上記のうちリスク管理債権の状況

破綻先債権	—	—
延滞債権	—	—
3か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
計	—	—
貸倒引当金	—	—

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。

(3) 株式会社国際協力銀行

この会社は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、30年度末現在で1兆7853億円となっている。

同会社の会計は、一般業務及び特別業務の2勘定に区分して経理されている。

同会社の30年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30年度	567,026,651		
29年度	431,635,791		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30年度	900,836,857	509,349,449	391,487,407
29年度	818,508,531	378,547,052	439,961,478

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額 8730 億 1839 万余円)の 3864 億 6399 万余円及び社債発行諸費(同 44 億 7518 万余円)の 27 億 5737 万余円である。

(イ) 損 益

a 一般業務勘定

科 目	30年度(千円)	29年度(千円)
経常収益	476,750,043	389,599,606
うち貸出金利息	435,395,817	323,959,473
経常費用	423,705,584	327,300,757
うち借入金利息	156,898,236	115,370,671
うち社債利息	113,064,645	90,627,783
特別利益	6,444	9,906
特別損失	—	8,435
当期純利益	53,050,904	62,300,320
(利益金の処理)		
翌年度に利益準備金として積立て	26,525,452	31,150,160
翌年度に国庫へ納付	26,525,452	31,150,160
(利益準備金)	(852,751,565)	(821,601,405)

b 特別業務勘定

科 目	30年度(千円)	29年度(千円)
経常収益	155,637	2,758
うち貸出金利息	153,907	1,410
経常費用	328,560	207,422
うち営業経費	221,044	169,688
当期純損失	172,922	204,664
(損失金の処理)		
繰越利益剰余金として整理	△ 172,922	△ 204,664
(繰越利益剰余金)	(△ 458,980)	(△ 286,057)

(ウ) 借 入 金 等

一般業務勘定

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金残高(外国為替資金等)	7,574,713,434	8,370,758,561
社債発行残高	4,583,492,117	4,392,597,201

(エ) 主な業務実績

a 一般業務勘定

区 分	30 年 度	(29 年 度)
貸 付 け 件 数	150 件	204 件
金 額	1,374,010,039 千円	1,656,077,198 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	1,315,451,780 千円 (—)	2,452,557,745 千円 (—)
年度末貸出金残高 件 数	1,429 件	1,495 件
金 額	13,571,215,722 千円	13,512,657,463 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	191,105,751 千円	188,842,311 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	188,036,945 千円	225,846,669 千円
計	379,142,697 千円	414,688,981 千円
貸 倒 引 当 金	293,039,117 千円	273,542,072 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

b 特別業務勘定

区 分	30 年 度	(29 年 度)
貸 付 け 件 数	3 件	2 件
金 額	4,297,429 千円	1,027,292 千円
貸 出 金 回 収 等 (うち貸出金償却)	△ 25,030 千円 (—)	4,121 千円 (—)
年度末貸出金残高 件 数	3 件	2 件
金 額	5,345,631 千円	1,023,171 千円
上記のうちリスク管理債権の状況		
破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—
計	—	—
貸 倒 引 当 金	87,012 千円	22,648 千円

(注) 貸倒引当金は、破綻先、実質破綻先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除した額を計上している。また、破綻懸念先の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額等を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を計上している。上記以外の債務者に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき算出した額を計上している。さらに、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を計上している。

(4) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行うことなどにより、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設立されたものである。

独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、上記業務のうち、有償の資金供与による協力の実施業務に関する会計を一般勘定と区分して有償資金協力勘定において経理するものである。その資本金は、30年度末現在で8兆0834億1784万余円となっている。

同部門の30年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
30年度	160,991,867		
29年度	166,165,527		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
30年度	113,767,544	78,622,279	35,145,264
29年度	125,383,041	83,167,378	42,215,662

不用額の主なものは、支払利息(支出予算現額443億4762万余円)の153億3256万余円、業務委託費(同458億7814万余円)の149億6617万余円及び業務諸費(同159億3828万余円)の37億7240万余円である。

(イ) 損 益

科 目	30年度(千円)	29年度(千円)
経常収益	167,721,217	173,328,093
うち貸付金利息	138,201,287	145,294,026
経常費用	89,945,367	94,049,418
うち借入金利息	16,540,545	17,129,716
うち業務委託費	33,864,938	32,483,902
臨時利益	1,815	6,393
臨時損失	6,293	96,868
当期総利益	77,771,371	79,188,199
(利益金の処理)		
翌年度に準備金として整理	77,771,371	79,188,199
(準備金)	(1,626,109,623)	(1,546,921,423)

(ウ) 借 入 金 等

区 分	30年度末(千円)	29年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金)	2,037,433,996	1,911,513,136
国際協力機構債券発行残高	800,603,700	703,132,300

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	30 年 度	(29 年 度)
貸 付 け 件 数	2,338 件	2,345 件
金 額	1,085,262,640 千円	1,117,983,659 千円
貸付金回収等 (うち貸付金償却) 金 額	789,972,495 千円 (—)	774,959,762 千円 (—)
年度末貸付金残高 件 数	1,827 件	1,855 件
金 額	12,387,356,637 千円	12,092,066,492 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に機構において
開示している債権

破 綻 先 債 権	—	—
延 滞 債 権	87,062,884 千円	87,062,884 千円
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	609,302,919 千円	654,814,229 千円
計	696,365,803 千円	741,877,113 千円

貸 倒 引 当 金	165,843,939 千円	171,804,355 千円
-----------	----------------	----------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、予想損失率を対象債権額に乗じたものを一般貸倒引当金として算定した額とされている。

これに加えて、貸付金残高のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権に対する貸倒引当金については、下記のように別途貸倒引当金を計上している。

貸 倒 引 当 金	83,193,460 千円	75,454,149 千円
-----------	---------------	---------------

(注) 貸倒引当金に計上する金額は、債権ごとに個別引当を行った額とされている。なお、公的債務削減措置が講じられているか又は講じられることが確実と認められる債権については、公的債務削減額を合理的に見積もることが可能な場合は当該債権の全額を直接償却している。

b 出資業務

区 分	30 年 度	(29 年 度)
出 資 会 社 等 数	4	7
金 額	5,254,276 千円	20,918,755 千円
年度末出資金残高 会 社 等 数	15	15
金 額	90,942,299 千円	80,798,167 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(616 ページ参照)を掲記した。

[2] 事業団等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している事業団等(政府関係機関、独立行政法人及び国立大学法人等を除く。)のうち、9法人の平成30年度決算についてみると、次のとおりである。

(1) 日本私立学校振興・共済事業団

この事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、次の業務を行うことにより、もって私立学校教育の振興に資することを目的として設立されたものである。

- ① 補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務
- ② 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度の運営

その資本金は、30事業年度末現在で1086億7786万余円(全額国の出資)となっている。

同事業団の会計は、助成、短期、厚生年金、退職等年金給付、福祉及び共済業務の6勘定に区分されており、その勘定別の30事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 助成勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	608,281,679	605,738,066	負債	492,915,140	489,919,247
うち貸付金	571,140,498	578,697,093	うち長期借入金	388,560,965	389,170,687
うち破産更生債権等	2,904,730	3,110,555	純資産	115,366,538	115,818,819
(注) うち貸倒引当金	△ 6,161,674	△ 5,979,597	資本金	108,677,863	108,677,863
			資本剰余金	5,414,838	5,414,838
			利益剰余金	1,273,837	1,726,118

(注) 貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に基づいた「日本私立学校振興・共済事業団貸付債権の自己査定基準」の定めるところに従って算出した額を計上している。

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常費用	350,175,676	351,677,215
うち交付補助金	316,618,130	316,840,575
経常収益	349,722,687	351,196,542
うち補助金等収益	316,681,792	316,840,575
経常損失	452,989	480,672
臨時損失	372	1,048
臨時利益	1,141	311,677
法人税、住民税及び事業税	60	60
当期純損失	452,280	170,103
当期総損失	452,280	170,103
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総損失	452,280	170,103
損失処理額		
積立金取崩額	452,280	170,103

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
(補助事業)		
補助金交付法人数	636 法人	638 法人
補助金交付額	316,618,130 千円	316,840,575 千円
(貸付事業)		
貸 付 け 法 人 数	119 法人	93 法人
件 数	146 件	116 件
金 額	53,563,400 千円	47,004,700 千円
貸付金回収等金額	61,325,820 千円	62,929,540 千円
事業年度末貸付金残高	1,204 法人	1,252 法人
件 数	2,439 件	2,550 件
金 額	574,045,228 千円	581,807,649 千円
上記のうち民間金融機関のリスク管理 債権の開示基準を参考に事業団において 開示している債権		
破綻先債権	—	—
延滞債権	6,618,828 千円	6,931,899 千円
3 か月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	333,300 千円	371,070 千円
計	6,952,128 千円	7,302,969 千円

イ 短期勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	97,407,116	88,571,164	負債	28,951,353	28,564,827
うち現金及び預金	76,131,558	67,816,748	うち未払金	12,770,907	12,720,565
うち未収入金	19,690,519	19,314,798	うち支払準備金	12,251,710	11,930,068
			純資産	68,455,763	60,006,336
			利益剰余金	68,455,763	60,006,336

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常費用	292,714,510	286,535,008
うち業務費	290,113,614	284,559,576
経常収益	301,494,902	293,636,152
うち掛金収入	271,820,049	267,238,230
経常利益	8,780,392	7,101,144
臨時損失	12,299,433	12,083,030
臨時利益	11,968,468	11,888,476
当期純利益	8,449,426	6,906,590
当期総利益	8,449,426	6,906,590
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	8,449,426	6,906,590
利益処分量		
欠損金補てん積立金	305,365	350,262
積立金	8,144,061	6,556,327

ウ 厚生年金勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	3,981,256,530	3,892,815,197	負債	692,359	527,514
うち現金及び預金	214,406,857	237,211,415	うち子ども・子育て 拠出金預り金	674,238	514,728
うち長期性預金	3,389,167,212	3,278,327,900			
			純資産	3,980,564,171	3,892,287,683
			利益剰余金	3,980,564,171	3,892,287,683

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常費用	881,801,683	873,343,389
うち業務費	878,167,981	870,245,550
経常収益	970,020,470	975,596,330
うち保険料収入	438,369,246	420,674,662
うち厚生年金交付金収入	277,257,133	281,786,199
うち財務収益	115,605,380	138,860,060
経常利益	88,218,786	102,252,940
臨時損失	35,184	206,515
臨時利益	92,885	56,793
当期純利益	88,276,488	102,103,219
当期総利益	88,276,488	102,103,219
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	88,276,488	102,103,219
利益処分額		
厚生年金保険給付積立金	90,672,499	86,705,556
経過的長期給付積立金	—	15,397,663
経過的長期給付積立金取崩	△ 2,396,011	—

エ 退職等年金給付勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	157,806,581	110,241,669	負債	278	—
うち長期性預金	133,541,865	82,596,326	未払金	278	—
うち長期貸付金	18,649,580	22,668,232	純資産	157,806,303	110,241,669
			利益剰余金	157,806,303	110,241,669

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常費用	834,449	591,958
うち業務費	465,863	279,633
経常収益	48,399,137	46,679,528
うち掛金収入	46,286,457	45,546,139
経常利益	47,564,687	46,087,569
臨時損失	54	118
臨時利益	—	0
当期純利益	47,564,633	46,087,451
当期総利益	47,564,633	46,087,451
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	47,564,633	46,087,451
利益処分額		
退職等年金給付積立金	47,564,633	46,087,451

オ 福祉勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	1,264,507,222	1,232,582,409	負債	1,200,551,782	1,172,988,819
うち長期性預金	1,115,029,144	1,073,064,197	うち加入者貯金	1,164,100,498	1,132,683,565
			純資産	63,955,439	59,593,590
			資本剰余金	1,742,330	1,642,957
			利益剰余金	62,213,109	57,950,632

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常費用	31,653,410	31,667,732
うち業務費	31,646,291	31,661,202
経常収益	36,041,170	37,275,271
うち掛金収入	8,201,470	8,068,161
うち保険患者収入	9,890,701	10,012,970
うち施設収入	8,470,297	8,679,989
うち貸付金利息	704,115	802,287
うち財務収益	6,661,213	7,355,418
経常利益	4,387,760	5,607,539
臨時損失	125,474	70,699
臨時利益	100,528	106,647
法人税、住民税及び事業税	964	964
当期純利益	4,361,849	5,642,523
当期総利益	4,361,849	5,642,523
(損失の処理)		
当期未処理損失		
当期総利益	4,361,849	5,642,523
前期繰越欠損金	8,874,775	10,114,809
損失処理額		
別途積立金積立額	△ 25,680	△ 99,372
貸付資金積立金取崩額	451,414	516,457
欠損金補てん積立金積立額	△ 3,096,587	△ 3,890,349
積立金積立額	△ 1,085,439	△ 929,223
次期繰越欠損金	8,269,220	8,874,775

カ 共済業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	15,995,037	15,657,765	負債	5,161,361	5,194,675
うち現金及び預金	9,156,457	9,356,147	うち未払金	2,270,878	2,228,338
うちソフトウェア	5,031,999	2,643,335	うち退職給付引当 金	2,751,275	2,833,570
			純資産	10,833,676	10,463,090
			資本剰余金	3,109,634	3,049,766
			利益剰余金	7,724,041	7,413,324

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常費用	6,553,383	5,790,027
一般管理費	6,553,383	5,790,027
経常収益	6,922,189	5,706,917
うち受入金	6,602,209	5,383,551
経常利益(△ 経常損失)	368,806	△ 83,110
臨時損失	1,744	3,595
臨時利益	3,524	44,642
当期純利益(△ 当期純損失)	370,585	△ 42,063
当期総利益(△ 当期総損失)	370,585	△ 42,063
(利益の処分又は損失の処理)		
当期末処分利益又は当期末処理損失		
当期総利益(△ 当期総損失)	370,585	△ 42,063
利益処分額又は損失処理額		
別途積立金	50,676	59,868
積立金	319,909	—
積立金取崩額	—	△ 101,931

なお、この事業団について検査した結果、不当事項 12 件((235)-(246) : 582 ページ参照)を掲記した。

(2) 日 本 銀 行

この銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと並びに銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的として設立されたものである。その資本金は、30 事業年度末現在で 1 億円(うち国の出資 5500 万円)となっている。

また、同銀行は、法令で定めるところにより、国庫金並びに通貨及び金融に関する国の事務を取り扱っている。

同銀行の 30 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	557,024,362,737	528,285,679,854	負債	553,214,629,423	524,336,347,265
うち国債	469,953,880,200	448,326,107,324	うち預金	421,378,299,007	399,638,338,405
うち貸出金	47,436,189,000	46,411,919,000	うち発行銀行券	107,559,268,874	104,000,474,891
うち金銭の信託 (信託財産指数連 動型上場投資信 託)	24,784,899,771	18,934,845,109	うち政府預金	17,522,811,115	15,124,804,613
			純資産	3,809,733,313	3,949,332,588
			うち資本金	100,000	100,000
			うち法定準備金	3,222,659,600	3,184,419,611

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常収益	2,393,399,936	1,838,331,346
うち国債利息	1,283,946,626	1,221,134,715
うちその他経常収益	738,309,709	573,573,747
経常費用	392,485,502	609,540,201
うち経費	198,064,674	194,938,517
うちその他経常費用	195,116,315	198,003,065
うち外国為替費用	—	217,151,255
経常利益	2,000,914,434	1,228,791,144
特別利益	2,471,649	106,479,334
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	—	105,963,000
特別損失	928,583,747	445,306,606
うち債券取引損失引当金繰入額	815,450,000	445,108,000
うち外国為替等取引損失引当金繰入額	112,854,000	—
税引前当期剰余金	1,074,802,336	889,963,872
法人税、住民税及び事業税	487,841,819	125,164,091
当期剰余金	586,960,516	764,799,780
(剰余金の処分)		
法定準備金積立額	29,348,025	38,239,989
配当金	5,000	5,000
国庫納付金	557,607,490	726,554,791

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
事業年度末銀行券発行高	165 億枚	160 億枚
主 な 金 融 調 節		
長期国債買入れ	87 兆 5170 億円	96 兆 2303 億円
国庫短期証券買入れ	20 兆 3232 億円	38 兆 3363 億円
指数連動型上場投資信託買入れ	5 兆 8500 億円	5 兆 9994 億円

なお、この銀行について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(588 ページ参照)を掲記した。

(3) 日本中央競馬会

日本中央競馬会は、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬を行うことを目的として設置されているものである。その資本金は、30 事業年度末現在で 49 億 2412 万余円(全額国の出資)となっている。

同会の会計は、一般及び特別振興資金の 2 勘定に区分して経理され、一般勘定は、投票券、業務及び新営の 3 勘定に更に区分されている。

同会の勘定別の 30 事業年度の収入支出決算、損益、資本剰余金等及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 収入支出決算

〔投票券勘定〕

収 入	収入確定額(千円)
30 事業年度	2,819,065,117
29 事業年度	2,771,964,839
支 出	支出確定額(千円)
30 事業年度	2,819,065,117
29 事業年度	2,771,964,839

〔業務勘定〕

収 入	収入確定額(千円)		
30 事業年度	429,691,995		
29 事業年度	424,867,797		
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	予算残額(千円)
30 事業年度	430,737,820	375,327,357	55,410,462
29 事業年度	416,501,078	365,665,277	50,835,800

〔新営勘定〕

収 入	収入確定額(千円)			
30 事業年度	106,720,073			
29 事業年度	92,009,027			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
30 事業年度	106,720,073	61,566,965	26,595,271	18,557,836
29 事業年度	92,009,027	40,685,334	22,771,784	28,551,908

翌事業年度繰越額は、全て新営勘定の新営費(支出予算現額 1067 億 2007 万余円)の分である。また、予算残額の主なものは、業務勘定の競馬事業費(同 1773 億 0954 万余円)の 399 億 4528 万余円及び業務管理費(同 625 億 4753 万余円)の 68 億 8409 万余円並びに新営勘定の新営費の 185 億 5783 万余円である。

(イ) 損 益

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
事業収益	2,835,206,659	2,787,157,469
うち勝馬投票券収入	2,819,065,117	2,771,964,839
事業費用	2,782,949,157	2,730,383,802
うち勝馬投票券諸支払金	2,131,301,462	2,094,017,051
うち国庫納付金(勝馬投票券売得金の100分の10)	280,587,814	275,783,957
事業外収益	5,381,498	5,495,116
事業外費用	8,034	4,357
経常利益	57,630,965	62,264,425
特別利益	156,312	843,374
特別損失	2,318,536	3,793,348
当期純利益	55,468,741	59,314,451
(利益の処分)		
国庫納付金(利益の2分の1・翌事業年度に納付)	27,734,370	29,657,225
翌事業年度に特別振興資金勘定への繰入金として整理	27,734,370	29,657,225

(ウ) 資本剰余金等

区 分	30 事業年度末(千円)	29 事業年度末(千円)
資 本 剰 余 金 残 高	6,075,658	6,075,658
損 失 て ん 補 準 備 金 残 高	200,000	200,000
特 別 積 立 金 残 高	1,049,661,232	1,049,661,232

(エ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
開 催 回 数 及 び 日 数	36 回 288 日	36 回 288 日
施 設 の 建 設	ウインズ銀座館内リフレッシュ及び美化工事	美浦トレーニングセンター厩舎改築(第1期)工事

イ 特別振興資金勘定

(ア) 収入支出決算

収 入	収入確定額(千円)			
30 事業年度	24,864,052			
29 事業年度	22,976,098			
支 出	支出予算現額(千円)	支出確定額(千円)	翌事業年度繰越額(千円)	予算残額(千円)
30 事業年度	28,780,000	24,864,052	—	3,915,947
29 事業年度	27,610,000	22,976,098	—	4,633,901

(イ) 損 益

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
事業収益	629,542	546,210
事業費用	20,864,413	23,105,091
競馬振興事業費	7,327,246	7,594,335
畜産振興事業費	3,894,828	3,958,595
払戻金上乘せ費	6,449,545	6,141,790
競馬法附則第8条第2項による交付金	3,192,793	5,410,370

(ウ) 特別振興資金

区 分	30 事業年度末(千円)	29 事業年度末(千円)
特 別 振 興 資 金 残 高	92,652,366	83,230,011

(エ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
競馬の健全な発展を図るための事業	35 事業 11,326,885 千円	26 事業 7,465,342 千円
畜産振興事業等に助成を行う法人に対する交付金の交付等	67 事業 3,894,828 千円	60 事業 3,958,595 千円
競走馬の生産の振興に資するための事業等	2 事業 3,192,793 千円	2 事業 5,410,370 千円

なお、この法人について検査した結果、意見を表示し又は処置を要求した事項1件(591 ページ参照)を掲記した。

(4) 東京地下鉄株式会社

この会社は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的として設立されたものである。その資本金は30 事業年度末現在で581 億円(うち国の出資310 億3431 万余円)となっている。

同会社の30 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	1,653,406,225	1,527,150,484	負債	1,013,675,930	931,083,271
うち固定資産	1,535,824,421	1,442,250,265	うち固定負債	752,232,152	695,797,874
うち鉄道事業固定資産	1,212,495,238	1,150,720,121	うち社債	427,000,000	397,000,000
			うち長期借入金	229,051,282	211,825,814
			純資産	639,730,294	596,067,212
			うち資本金	58,100,000	58,100,000
			うち資本剰余金	62,167,000	62,167,000
			うち利益剰余金	519,394,455	476,278,078

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常収益	403,712,844	395,985,659
うち鉄道事業営業収益	383,372,078	376,469,150
経常費用	319,989,234	314,541,230
うち鉄道事業営業費	301,314,343	295,330,929
経常利益	83,723,609	81,444,429
特別利益	10,748,572	8,194,606
特別損失	11,452,027	7,874,307
法人税、住民税及び事業税	24,800,000	24,490,000
法人税等調整額	△ 2,221	103,498
当期純利益	58,222,377	57,171,230
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	122,268,102	120,177,525
特別償却準備金の取崩し	9,079	25,346
別途積立金の積立て	△ 40,000,000	△ 40,000,000
剰余金の配当	△ 15,106,000	△ 15,106,000
当期純利益	58,222,377	57,171,230
変動額合計	3,125,456	2,090,576
繰越利益剰余金(当期末残高)	125,393,558	122,268,102

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
(年度末営業キロ程)		
鉄 道	195.1km	195.1km
(年間旅客鉄道事業輸送実績)		
輸 送 人 員	2,766 百万人	2,709 百万人
輸 送 人 キ ロ	22,187 百万人キロ	21,715 百万人キロ
(年度末車両保有数)		
電 車	2,719 両	2,728 両

なお、この会社について検査した結果、不当事項1件((247) : 597 ページ参照)を掲記した。

(5) 東日本高速道路株式会社、(6) 中日本高速道路株式会社、(7) 西日本高速道路株式会社

これらの会社は、会社ごとに定められた区域内の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、30事業年度末現在で東日本高速道路株式会社 525 億円、中日本高速道路株式会社 650 億円、西日本高速道路株式会社 475 億円(各会社とも全額国の出資)となっている。

各会社の30事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

東日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	1,195,257,816	1,805,611,118	負債	999,229,401	1,610,792,573
うち流動資産	924,692,654	1,552,240,883	うち固定負債	633,170,952	1,300,560,928
うち仕掛道路資産	542,017,114	1,102,084,985	うち道路建設関係社債	486,686,210	939,871,870
			うち道路建設関係長期借入金	80,289,055	296,420,397
			純資産	196,028,415	194,818,544
			うち資本金	52,500,000	52,500,000
			うち資本剰余金	58,793,635	58,793,635
			うち利益剰余金	84,762,212	83,543,005

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常収益	1,912,655,513	1,030,144,428
うち料金収入	859,994,150	837,695,680
経常費用	1,910,682,087	1,028,816,340
うち道路資産賃借料	621,183,027	601,847,565
経常利益	1,973,426	1,328,088
特別利益	296,926	28,709,092
特別損失	359,268	107,796
法人税、住民税及び事業税	440,000	28,504
法人税等調整額	251,877	8,680,902
当期純利益	1,219,207	21,219,977
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	47,384,934	36,666,337
跨道橋耐震対策積立金の積立て	—	△ 9,000,000
安全対策・サービス高度化積立金の積立て	△ 26,065,791	—
別途積立金の積立て	—	△ 1,501,380
別途積立金の取崩し	1,357,426	—
当期純利益	1,219,207	21,219,977
変動額合計	△ 23,489,156	10,718,596
繰越利益剰余金(当期末残高)	23,895,778	47,384,934

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度末	(29 事業年度末)
供 用	42 路線 3,918km	42 路線 3,878km
建 設	5 路線 100km	6 路線 140km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(599ページ参照)を掲記した。

中日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	1,308,075,221	1,506,659,822	負債	1,093,360,967	1,299,338,090
うち流動資産	1,034,041,586	1,237,054,169	うち固定負債	769,569,300	1,084,083,675
うち仕掛道路資産	787,544,260	971,881,506	うち道路建設関係社債	645,168,268	936,740,250
			うち道路建設関係長期借入金	58,490,112	83,623,445
			純資産	214,714,253	207,321,732
			資本金	65,000,000	65,000,000
			資本剰余金	71,650,292	71,650,292
			利益剰余金	78,063,960	70,671,439

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常収益	1,432,243,473	953,458,934
うち料金収入	693,438,428	678,715,796
経常費用	1,421,119,437	946,402,920
うち道路資産賃借料	501,000,018	492,698,077
経常利益	11,124,036	7,056,014
特別利益	6,434	22,486,121
特別損失	539,881	673,671
法人税、住民税及び事業税	3,230,000	290,000
法人税等調整額	△ 31,931	7,560,302
当期純利益	7,392,521	21,018,161
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	28,286,902	8,096,372
高速道路事業積立金の積立て	△ 2,889,815	—
高速道路事業積立金の取崩し	—	3,822,815
跨道橋耐震対策積立金の積立て	—	△ 3,000,000
安全対策・サービス高度化積立金の積立て	△ 21,008,603	—
固定資産圧縮積立金の取崩し	13,418	14,177
別途積立金の積立て	△ 4,091,171	△ 1,664,623
当期純利益	7,392,521	21,018,161
変動額合計	△ 20,583,651	20,190,530
繰越利益剰余金(当期末残高)	7,703,251	28,286,902

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度末	(29 事業年度末)
供 用	21 路線 2,109km	21 路線 2,050km
建 設	5 路線 132km	7 路線 190km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(599ページ参照)を掲記した。

西日本高速道路株式会社

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	1,370,409,523	1,146,459,989	負債	1,184,281,772	967,061,514
うち流動資産	1,094,404,434	880,110,034	うち固定負債	788,803,788	607,945,169
うち仕掛道路資産	646,351,660	521,814,614	うち道路建設関係社債	645,000,000	510,000,000
			うち道路建設関係長期借入金	71,024,377	29,004,193
			純資産	186,127,750	179,398,475
			うち資本金	47,500,000	47,500,000
			うち資本剰余金	55,497,524	55,497,524
			うち利益剰余金	83,152,321	76,424,093

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常収益	1,050,551,844	1,595,428,924
うち料金収入	782,864,432	764,553,652
経常費用	1,042,588,296	1,592,058,169
うち道路資産賃借料	560,377,072	551,144,444
経常利益	7,963,548	3,370,755
特別利益	460,786	27,163,808
特別損失	216,107	84,600
法人税、住民税及び事業税	2,520,000	70,000
法人税等調整額	△ 1,040,000	9,210,000
当期純利益	6,728,228	21,169,963
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	56,424,213	37,043,322
跨道橋耐震対策積立金の積立て	—	△ 4,000,000
安全対策・サービス高度化積立金の積立て	△ 25,176,393	—
別途積立金の取崩し	2,207,464	2,210,927
当期純利益	6,728,228	21,169,963
変動額合計	△ 16,240,701	19,380,890
繰越利益剰余金(当期末残高)	40,183,511	56,424,213

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度末	(29 事業年度末)
供 用	49 路線 3,513km	48 路線 3,503km
建 設	10 路線 107km	11 路線 103km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件(599 ページ参照)を掲記した。

(8) 本州四国連絡高速道路株式会社

この会社は、本州と四国を連絡する自動車専用道路等の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、30 事業年度末現在で 40 億円(うち国の出資 26 億 6522 万円)となっている。

同会社の 30 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	55,638,500	53,556,186	負債	35,140,540	33,257,666
うち流動資産	36,772,493	35,940,763	うち固定負債	19,319,295	16,102,167
うち仕掛道路資産	5,996,112	4,664,469	うち道路建設関係長期借入金	9,836,000	6,515,000
			純資産	20,497,960	20,298,519
			資本金	4,000,000	4,000,000
			資本剰余金	4,000,000	4,000,000
			利益剰余金	12,497,960	12,298,519

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常収益	79,097,857	77,647,309
うち料金収入	65,486,475	65,167,027
経常費用	78,886,795	77,355,336
うち道路資産賃借料	46,392,266	46,228,313
経常利益	211,061	291,973
特別利益	—	5,103,772
法人税、住民税及び事業税	14,522	60,454
法人税等調整額	△ 2,901	1,556,881
当期純利益	199,440	3,778,409
(繰越利益剰余金の変動)		
繰越利益剰余金(当期首残高)	6,227,431	2,669,027
安全対策・サービス高度化積立金の積立	△ 4,841,949	—
別途積立金の積立	△ 116,940	△ 220,005
当期純利益	199,440	3,778,409
変動額合計	△ 4,759,448	3,558,404
繰越利益剰余金(当期末残高)	1,467,983	6,227,431

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度末	(29 事業年度末)
供 用	3 路線 173km	3 路線 173km

なお、この会社について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件(599 ページ参照)を掲記した。

(9) 日本年金機構

この機構は、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関して、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく業務等を行うことにより、政府が管掌する年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的として設立されたものである。その資本金は、30 事業年度末現在で1011 億0083 万余円(全額国の出資)となっている。

同機構の30 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	200,399,350	179,128,406	負債	83,276,579	74,401,136
うち現金及び預金	55,017,843	43,673,218	うち未払金	25,589,125	26,286,163
うち建物	33,926,411	35,627,032	純資産	117,122,770	104,727,270
うち土地	64,125,469	64,347,550	資本金	101,100,831	101,467,041
			資本剰余金	△ 13,702,841	△ 12,519,135
			利益剰余金	29,724,779	15,779,364

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常費用	270,515,258	268,095,567
うち業務経費	247,345,763	244,699,475
経常収益	291,803,002	275,729,554
うち運営費交付金収益	285,736,577	267,869,841
臨時損失	7,702	71,948
臨時利益	7,702	71,948
当期純利益	21,287,743	7,633,987
当期総利益	21,287,743	7,633,987
(利益の処分)		
当期末処分利益		
当期総利益	21,287,743	7,633,987
利益処分量		
国庫納付準備金	21,287,743	7,633,987

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度末	(29 事業年度末)
厚生年金保険の加入状況 (適用事業所数)	2,332 千事業所	2,222 千事業所
国民年金の加入状況(第 1号被保険者数)	14,517 千人	15,052 千人

なお、この機構について検査した結果、不当事項1件((248):606ページ参照)及び意見を表示し又は処置を要求した事項1件(606ページ参照)を掲記した。

[3] 独立行政法人及び国立大学法人等の決算

国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人及び国立大学法人等のうち、11独立行政法人及び1国立大学法人の平成30年度決算についてみると、次のとおりである。

(独立行政法人)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の定めるところにより設立される法人である。

独立行政法人のうち、国が資本金の2分の1以上を出資している独立行政法人で、第3章に「不当事項」、「意見を表示し又は処置を要求した事項」又は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を掲記した独立行政法人は11法人あり、これらの独立行政法人に係る30事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

なお、30事業年度において国庫納付を行った独立行政法人については、国庫納付金の納付額を参考として掲載している。

[以下、「不当」は「不当事項」を、「意・処」は「意見を表示し又は処置を要求した事項」を、「処置済」は「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」を示す。]

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目	(注1) 法人名	(注8) 国立美術館	(注9) 国際協力機 構	日本スポーツ振興センター			
				(注10)	投票勘定	災害共済給 付勘定	免責特約勘 定
貸借対照表 (30事業年度末)	資 産	200,262	286,210	415,533	87,193	5,537	3,076
	負 債	4,731	231,229	162,204	81,003	7,096	297
	うち運営費交付金債務	528	31,300	446	—	—	—
	純 資 産	195,530	54,980	253,328	6,189	△ 1,559	2,778
	うち資本金	81,019	62,452	240,194	—	—	—
	うち政府出資金	81,019	62,452	240,194	—	—	—
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	113,043	△ 21,956	△ 26,879	—	—	—
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	1,468	14,485	40,013	6,189	△ 1,559	2,778	
損益計算書 (30事業年度)	経 常 費 用	6,529	247,543	139,065	103,802	19,346	212
	経 常 収 益	6,787	238,450	135,176	95,459	18,305	578
	うち運営費交付金収益 (注2)	4,020	139,030	15,288	—	—	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	258	△ 9,092	△ 3,889	△ 8,343	△ 1,041	366
	臨 時 損 失	1	34	25,058	15,467	83	—
	臨 時 利 益	—	67	39,251	22,294	—	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	256	△ 9,059	10,303	△ 1,517	△ 1,125	366
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)	6	12,226	867	—	—	—
	目的積立金取崩額	1	—	3,162	2,786	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	263	3,167	14,332	1,269	△ 1,125	366
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	263	3,167		1,269	△ 1,559	366
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	263	3,167		1,269	△ 1,125	366
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	433	—
	積 立 金 振 替 額 (注4)						
	積 立 金	—	3,167		—	—	366
	目 的 積 立 金 (注5)	263	—		1,269	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—		—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—		—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—		—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—		—	1,559	—
(参考)	国庫納付金の納付額 (注6)	—	100	9,505	6,175	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)			821	—	—	—
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	2,500	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当1 (P613)	意・処1 (P616)		処置済1 (P617)			

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名	日本スポーツ振興センター		高齢・障害・求職者雇用支援機構																	
			特定業務勘定	一般勘定		高齢・障害者雇用支援勘定	障害者職業能力開発勘定	障害者雇用納付金勘定														
貸借対照表 (30事業年度末)	資	産	131,384	197,984	186,526	14,546	215	22,130														
	負	債	72,873	10,576	66,865	5,009	164	21,610														
		うち運営費交付金債務	—	446	479	174	—	—														
	純	資	58,511	187,407	119,660	9,536	50	519														
		うち資本金	32,711	207,482	95,912	10,166	30	703														
		うち政府出資金	32,711	207,482	95,703	10,166	30	703														
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 5,330	△ 21,549	△ 10,595	△ 1,669	△ 28	△ 186														
損益計算書 (30事業年度)	経	常	費用	4,347	21,457	102,890	15,983	828	28,921													
	経	常	収益	9,525	21,409	106,200	17,024	877	28,478													
			うち運営費交付金収益 ^(注2)	—	15,288	65,064	13,934	871	—													
	経	常	利益 (△経常損失)	5,177	△ 48	3,310	1,040	49	△ 442													
	臨	時	損失	9,482	25	31	0	0	0													
	臨	時	利益	16,957	—	443	—	—	443													
	当	期	純	利益 (△当期純損失)	12,652	△ 73	3,722	1,039	49	—												
			前中期目標期間繰越積立金 取崩額 ^(注3)	—	867	805	—	—	—													
			目的積立金取崩額	375	—	—	—	—	—													
			当期総利益 (△当期総損失)	13,028	793	4,527	1,039	49	—													
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当	期	未	処分	利益 (△当期未処理損失)	13,028	793	1,039	49	—												
			当	期	総	利益 (△当期総損失)	13,028	793	1,039	49	—											
			前	期	繰	越	欠	損	金	—												
			積	立	金	振	替	額 ^(注4)														
			積	立	金		793	1,039	49	—												
			目	的	積	立 ^(注5) 金	13,028	—	—	—												
			前	中	期	目	標	期	間	繰	越	積	立	金	取	崩	額	—	—			
			目	的	積	立	金	取	崩	額	—	—	—	—								
			積	立	金	取	崩	額	—	—	—	—										
			次	期	繰	越	欠	損	金	—	—	—										
(参考)	国	庫	納	付	金	の	納	付	額 ^(注6)	—	3,329	34,885	5,258	515	—							
			う	ち	積	立	金	の	処	分	による	国	庫	納	付	額 ^(注7)	—	821	34,875	5,248	515	—
			う	ち	不	要	財	産	に	係	る	国	庫	納	付	額	—	2,500	10	10	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P617)			不当1 (P621)																

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名	高齢・障害・求職者雇用支援 機構			石油天然ガス・金属鉱物資源 機構		
			職業能力開 発勘定	認定特定求 職者職業訓 練勘定	宿舍等勘定	石油天然ガ ス等勘定	投融资等・ 金属鉱産物 備蓄勘定	
貸借対照表 (30事業年度末)	資 産		115,478	1,307	34,907	1,246,809	941,893	181,740
	負 債		38,306	704	3,128	600,453	525,588	43,950
		うち運営費交付金債務	190	114	—	7,443	6,990	4
	純 資 産		77,172	602	31,779	646,356	416,305	137,790
		うち資本金	81,476	—	3,536	901,159	609,941	213,233
		うち政府出資金	81,267	—	3,536	901,159	609,941	213,233
		うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 7,139	—	△ 1,571	13,642	△ 4,661	3,489
損益計算書 (30事業年度)	経 常 費 用		52,860	2,434	1,861	161,207	151,499	467
	経 常 収 益		55,711	3,037	1,071	123,411	113,143	779
		うち運営費交付金収益 ^(注2)	47,237	3,020	—	15,940	12,791	75
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)		2,851	602	△ 789	△ 37,796	△ 38,355	311
	臨 時 損 失		15	0	15	5,483	4,895	41
	臨 時 利 益		0	—	—	72	70	—
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)		2,835	602	△ 805	△ 43,207	△ 43,181	270
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 ^(注3)		—	—	805	544	—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		2,835	602	—	△ 42,662	△ 43,181	270
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		2,835	602	—		△ 188,922	△ 78,909
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		2,835	602	—		△ 43,181	270
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—		145,741	79,180
	積 立 金 振 替 額 ^(注4)							
	積 立 金		2,835	602	—		—	—
	目 的 積 立 金 ^(注5)		—	—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—		—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—	—
	積 立 金 取 崩 額		—	—	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	—	—		188,922	78,909
(参考)	国庫納付金の納付額 ^(注6)		21,057	8,040	13	26,282	24,826	41
	うち積立金の処分による国 庫納付額 ^(注7)		21,057	8,040	13	870	—	—
	うち不要財産に係る国庫納 付額		—	—	—	25,412	24,826	41
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			不当 1 (P621)			処置済 1 (P624)		

(単位：百万円)

項目		(注1) 法人名				(注8) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		国立病院機構	中小企業基盤整備機構
		金属鉱業一般勘定	金属鉱業鉱害防止積立金勘定	金属鉱業鉱害防止事業基金勘定	石炭経過勘定				
貸借対照表 (30事業年度末)	資 産	75,434	1,553	5,282	41,589	1,369,282	14,135,036		
	負 債	27,988	1,542	13	2,054	950,293	12,785,292		
	うち運営費交付金債務	448	—	—	—	—	—		
	純 資 産	47,445	11	5,268	39,535	418,988	1,349,743		
	うち資本金	30,916	—	—	47,069	202,905	1,069,355		
	うち政府出資金	30,916	—	—	47,069	202,905	1,068,765		
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	9,934	—	5,117	△ 237	225,428	△ 11,360		
うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	6,595	11	151	△ 7,296	△ 9,345	291,747			
損益計算書 (30事業年度)	経 常 費 用	7,771	7	37	1,423	1,005,424	1,137,406		
	経 常 収 益	8,991	3	43	449	1,013,787	1,145,305		
	うち運営費交付金収益 (注2)	3,074	—	—	—	17,188	20,253		
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	1,220	△ 4	5	△ 974	8,363	7,899		
	臨 時 損 失	546	—	—	—	10,116	1,456		
	臨 時 利 益	1	—	—	—	3,528	2,835		
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	675	△ 4	5	△ 974	1,774	9,241		
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)	544	—	—	—	—	1,003		
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—		
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,220	△ 4	5	△ 974	1,774	10,245		
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	1,220	△ 4	5	△ 7,296	△ 9,345			
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	1,220	△ 4	5	△ 974	1,774			
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	6,322	11,120			
	積 立 金 振 替 額 (注4)					—			
	積 立 金	631	—	5	—	—			
	目 的 積 立 金 (注5)	588	—	—	—	—			
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	4	—	—	—			
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—			
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—			
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	—	7,296	9,345			
(参考)	国庫納付金の納付額 (注6)	1,415	—	—	—	—	33,333		
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)	870	—	—	—	—			
	うち不要財産に係る国庫納 付額	544	—	—	—	—	33,328		
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P624)				不当1 (P628)	意・処1 (P631)		

(単位：百万円)

第6章 第2節 第7 2 独立行政法人

項目		(注1) 法人名					
		中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構					
		一般勘定	産業基盤整備勘定	施設整備等勘定	小規模企業共済勘定	中小企業倒産防止共済勘定	出資承継勘定
貸借対照表 (30事業年度末)	資 産	1,090,591	43,213	31,995	11,018,628	1,947,303	3,780
	負 債	137,615	219	968	10,747,741	1,899,203	19
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	952,975	42,993	31,027	270,886	48,099	3,760
	うち資本金	909,676	41,139	50,367	15,518	47,421	5,233
	うち政府出資金	909,676	41,139	50,367	15,518	47,421	4,642
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 11,206 54,506	946 907	△ 719 △ 18,621	△ 289 255,658	△ 91 769	— △ 1,472
損益計算書 (30事業年度)	経 常 費 用	44,042	141	1,714	772,000	319,623	45
	経 常 収 益	58,637	58	1,716	766,524	318,508	22
	うち運営費交付金収益 (注2)	15,864	—	—	3,324	1,063	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	14,594	△ 83	2	△ 5,476	△ 1,114	△ 22
	臨 時 損 失	91	—	66	0	1,298	—
	臨 時 利 益	357	20	120	—	2,336	0
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	14,829	△ 63	54	△ 5,477	△ 77	△ 22
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)	888	65	—	—	48	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	15,718	1	54	△ 5,477	△ 28	△ 22
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)	15,718	1	△ 18,621	△ 5,477	△ 28	△ 1,472
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	15,718	1	54	△ 5,477	△ 28	△ 22
	前 期 繰 越 欠 損 金	—	—	18,675	—	—	1,449
	積 立 金 振 替 額 (注4)	4,547	517	—	—	—	—
	積 立 金	20,265	519	—	—	—	—
	目 的 積 立 金 (注5)	—	—	—	—	—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—	—	—	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額	—	—	—	5,477	28	—
	次 期 繰 越 欠 損 金	—	—	18,621	—	—	1,472
(参考)	国庫納付金の納付額 (注6)	30,005	28	1,436	—	—	1,863
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)						
	うち不要財産に係る国庫納 付額	30,000	28	1,436	—	—	1,863
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		意・処1 (P631)					

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	都 市 再 生 機 構			日本高速道路保有・債務返済 機構		
			都市再生勘 定	宅地造成等 経過勘定		高速道路勘 定	鉄 道 勘 定
貸借対照表 (30事業年度末)	資 産	12,679,254	11,999,488	679,766	43,210,295	42,998,081	212,553
	負 債	11,518,180	10,857,912	660,268	30,309,708	30,129,518	180,529
	うち運営費交付金債務	—	—	—	—	—	—
	純 資 産	1,161,073	1,141,576	19,497	12,900,586	12,868,562	32,023
	うち資本金	1,075,768	988,078	87,690	5,629,259	5,596,582	32,676
	うち政府出資金	1,073,768	986,078	87,690	4,109,004	4,076,327	32,676
	うち資本剰余金 うち利益剰余金 (△繰越欠損金)	42,728 42,576	42,728 110,768	— △ 68,192	841,327 6,430,000	848,170 6,423,809	△ 6,843 6,190
損 益 計 算 書 (30事業年度)	経 常 費 用	916,762	844,229	72,533	1,429,578	1,420,850	8,742
	経 常 収 益	1,047,909	953,990	93,918	2,101,413	2,092,664	8,763
	うち運営費交付金収益 (注2)	—	—	—	—	—	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	131,146	109,761	21,385	671,834	671,813	21
	臨 時 損 失	99,456	97,490	1,966	40,041	40,041	—
	臨 時 利 益	16,191	16,112	78	28,831	28,263	567
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	47,881	28,383	19,497	660,624	660,035	588
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)	—	—	—	140	—	140
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	47,881	△ 18,337	66,219	660,765	660,035	729
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		△ 18,337	△ 68,192		660,035	729
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		△ 18,337	66,219		660,035	729
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	134,411		—	—
	積 立 金 振 替 額 (注4)		—	—			
	積 立 金		—	—		660,035	729
	目 的 積 立 金 (注5)		—	—		—	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—		—	—
	目 的 積 立 金 取 崩 額		—	—		—	—
	積 立 金 取 崩 額		18,337	—		—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	68,192		—	—
(参考)							
国庫納付金の納付額 (注6)	—	—	—	33	—	33	
うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)				33	—	33	
うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)		処置済1 (P632)			意・処1 (P637)		

(単位：百万円)

項目	(注1) 法人名	日本原子力研究開発機構				地域医療機能推進機構
		一般勘定	電源利用勘定	埋設処分業務勘定		
貸借対照表 (30事業年度末)	資 産	695,391	259,543	405,384	30,462	528,560
	負 債	271,450	66,323	205,098	28	76,290
	うち運営費交付金債務	13,835	6,316	7,519	—	—
	純 資 産	423,940	193,220	200,285	30,434	452,269
	うち資本金	820,290	279,874	540,416	—	85,491
	うち政府出資金	803,961	279,437	524,524	—	85,491
	うち資本剰余金 (△繰越欠損金)	△ 421,647	△ 89,482	△ 332,164	—	362,463
損益計算書 (30事業年度)	経 常 費 用	173,063	59,839	115,307	156	368,545
	経 常 収 益	175,020	59,650	115,243	2,366	372,535
	うち運営費交付金収益 (注2)	127,858	34,932	92,926	—	—
	経 常 利 益 (△ 経 常 損 失)	1,957	△ 188	△ 63	2,209	3,989
	臨 時 損 失	1,469	343	1,125	—	2,199
	臨 時 利 益	1,448	336	1,112	—	368
	当 期 純 利 益 (△ 当 期 純 損 失)	1,884	△ 217	△ 106	2,209	2,158
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額 (注3)	117	117	—	—	—
	目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)	2,002	△ 100	△ 106	2,209	2,158
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当 期 未 処 分 利 益 (△ 当 期 未 処 理 損 失)		△ 100	△ 7,965	2,209	2,158
	当 期 総 利 益 (△ 当 期 総 損 失)		△ 100	△ 106	2,209	2,158
	前 期 繰 越 欠 損 金		—	7,858	—	—
	積 立 金 振 替 額 (注4)					—
	積 立 金		—	—	—	2,158
	目 的 積 立 金 (注5)		—	—	2,209	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額		—	—	—	—
	目的積立金取崩額		—	—	—	—
	積 立 金 取 崩 額		100	—	—	—
	次 期 繰 越 欠 損 金		—	7,965	—	—
(参考)	国庫納付金の納付額 (注6)	—	—	—	—	—
	うち積立金の処分による国 庫納付額 (注7)					
	うち不要財産に係る国庫納 付額	—	—	—	—	—
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)			処置済1 (P643)		不当1 (P647)	

- (注1) 各法人の名称中「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」については、記載を省略した。
- (注2) 損益計算書において、運営費交付金収益に資産見返運営費交付金戻入を含めた額を計上している法人については、資産見返運営費交付金戻入を除いた額を記載している。
- (注3) 前中長期目標期間繰越積立金取崩額を含む。
- (注4) 行政執行法人並びに30事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、前事業年度繰越積立金、目的積立金、前中期目標期間繰越積立金及び前中長期目標期間繰越積立金を積立金に振り替えた額をいう。また、30事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注5) 令和元年10月16日現在において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定又は各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律の規定により主務大臣の承認を受けようとする額又は受けた額をいう。
- (注6) 平成30事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、国庫納付金の支払額及び不要財産に係る国庫納付等による支出として表示された額等をいう。
- (注7) 行政執行法人並びに前事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度となっている中期目標管理法人及び国立研究開発法人において、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律により、30事業年度に積立金の全部又は一部を国庫に納付した額をいう。また、前事業年度が中期目標期間又は中長期目標期間の最後の事業年度ではない法人については、この欄に斜線を付している。
- (注8) 財務諸表は、主務大臣の承認を受ける前の令和元年10月16日現在のものである。
- (注9) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定については954ページ参照
- (注10) 複数の勘定を有する法人については各勘定の欄とは別に法人全体の欄を設けたが、勘定相互間の債権債務、費用収益は相殺消去することとされているため、法人全体の欄の額は各勘定の額の合計とは一致しないものがある。なお、利益の処分又は損失の処理は勘定ごとに行い、法人全体では行わないとされていることから、法人全体の「利益の処分又は損失の処理」欄に斜線を付している。

(国立大学法人)

国立大学法人は、大学の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るために、国立大学を設置して教育研究を行うことを目的として、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の定めるところにより設立される法人である。

国立大学法人のうち、第3章に「不当事項」を掲記した国立大学法人は1法人あり、この国立大学法人に係る30事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理の概要は次のとおりである。

(単位：百万円)

項目	法人名	
	国立大学法人 山梨大学	
貸借対照表 (30事業年度末)	資 産	69,026
	負 債	27,744
	うち運営費交付金債務	152
	純 資 産	41,281
	うち 資 本 金	34,254
	うち 政府出資金	34,254
	うち 資 本 剰 余 金	△ 1,317
	うち 利 益 剰 余 金	8,344
損 益 計 算 書 (30事業年度)	経 常 費 用	36,469
	経 常 収 益	36,404
	うち運営費交付金収益	9,368
	経 常 損 失	64
	臨 時 損 失	485
	臨 時 利 益	—
	当 期 純 損 失	549
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	—
目 的 積 立 金 取 崩 額	0	
当 期 総 損 失	549	
利益の処分又は損失の処理 (30事業年度)	当 期 未 処 理 損 失	549
	当 期 総 損 失	549
	前 期 繰 越 欠 損 金	—
	積 立 金	—
	目 的 積 立 金	—
	前中期目標期間繰越積立金 取崩額	549
	目 的 積 立 金 取 崩 額	—
	積 立 金 取 崩 額	—
次 期 繰 越 欠 損 金	—	
第3章に掲記した事項及び件数 (参照ページ)	不当事項1 (P648)	

3 日本放送協会の決算

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、併せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設置されているものである。その純資産総額は、平成30事業年度末現在で766億3414万余円となっている。

同協会の30事業年度の貸借対照表及び損益計算書は次のとおりである。

貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	1,194,069,308	1,137,030,081	負債	427,435,164	397,878,421
流動資産	411,391,451	376,007,992	流動負債	264,599,435	247,073,176
うち有価証券	302,799,044	269,199,091	うち受信料前受 金	145,702,325	141,104,682
固定資産	611,948,621	590,265,453	固定負債	162,835,729	150,805,245
うち建物	157,865,064	160,067,893	うち退職給付引 当金	121,457,970	117,337,312
特定資産	170,729,235	170,756,635			
建設積立資産	170,729,235	170,756,635	純資産	766,634,143	739,151,660
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	482,583,931	469,725,362
			剰余金	283,886,836	269,262,922

損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常事業収入	737,282,842	717,732,076
うち受信料	723,578,555	703,416,787
経常事業支出	717,200,436	709,459,427
うち国内放送費	342,865,235	328,549,035
経常事業収支差金	20,082,406	8,272,648
経常事業外収入	9,386,034	14,403,101
うち雑収入	5,357,172	6,667,683
経常事業外支出	26,120	750
財務費	26,120	750
経常事業外収支差金	9,359,913	14,402,351
経常収支差金	29,442,319	22,674,999
特別収入	205,956	2,331,838
うちその他の特別収入	101,607	125,030
特別支出	2,165,792	2,050,628
うち固定資産除却損	1,969,601	1,935,732
当期事業収支差金	27,482,483	22,956,209
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	27,482,483	22,956,209
うち事業収支剰余金	23,422,430	22,956,209

また、同協会の会計は、一般、放送番組等有料配信業務及び受託業務等の3勘定に区分して経理されている。

同協会の勘定別の30事業年度の貸借対照表、損益計算書及び主な業務実績は次のとおりである。

ア 一般勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	1,200,543,350	1,143,795,007	負債	426,860,983	397,276,138
流動資産	417,865,493	382,772,918	流動負債	264,080,798	246,470,893
うち有価証券	302,799,044	269,199,091	うち受信料前受 金	145,702,325	141,104,682
固定資産	611,948,621	590,265,453	固定負債	162,780,185	150,805,245
うち建物	157,865,064	160,067,893	うち退職給付引 当金	121,457,970	117,337,312
特定資産	170,729,235	170,756,635			
建設積立資産	170,729,235	170,756,635	純資産	773,682,366	746,518,869
			承継資本	163,375	163,375
			固定資産充当資本	482,583,931	469,725,362
			剰余金	290,935,060	276,630,131

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常事業収入	734,971,787	715,653,896
うち受信料	723,578,555	703,416,787
経常事業支出	715,208,361	707,344,221
うち国内放送費	342,865,235	328,549,035
経常事業収支差金	19,763,426	8,309,675
経常事業外収入	9,386,028	14,403,080
うち雑収入	5,357,166	6,667,662
経常事業外支出	26,120	750
財務費	26,120	750
経常事業外収支差金	9,359,907	14,402,330
経常収支差金	29,123,334	22,712,005
特別収入	205,956	2,331,838
うちその他の特別収入	101,607	125,030
特別支出	2,165,792	2,050,628
うち固定資産除却損	1,969,601	1,935,732
当期事業収支差金	27,163,497	22,993,215
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	27,163,497	22,993,215
うち事業収支剰余金	23,103,444	22,993,215

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
(1 日平均放送時間)		
国内放送		
テレビジョン		
地上デジタル放送(総合放送及び教育放送)	44 時間 07 分	44 時間 23 分
(注) 衛星デジタル放送(BS 1、BS プレミアム、BS 4 K 及び BS 8 K)	78 時間 14 分	47 時間 58 分
ラジオ(第1放送、第2放送及びFM放送)	66 時間 20 分	66 時間 35 分
国際放送		
テレビジョン		
世界のほぼ全地域向け放送	外国人向け 23 時間 45 分 邦人向け 5 時間 09 分	23 時間 42 分 5 時間 10 分
北米向け放送及び欧州向け放送	10 時間 22 分	10 時間 16 分
ラジオ(日本語放送及びその他の言語による放送)	64 時間 30 分	64 時間 30 分
(注) 衛星デジタル放送(BS 4 K 及び BS 8 K)は、30 年 12 月 1 日から放送を開始しており、30 事業年度の 1 日平均放送時間は 30 時間 15 分である。		
(放送受信契約)		
事業年度末放送受信契約件数	44,714 千件	43,974 千件
受信料(A)	723,578,555 千円	703,416,787 千円
当年度内の収納額(B)	706,405,415 千円	686,365,106 千円
当年度内の未回収額(A-B)	17,173,140 千円	17,051,681 千円
収納率(B/A)	97.63%	97.58%

イ 放送番組等有料配信業務勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	319,500	272,337	負債	7,367,723	7,639,546
流動資産	319,500	272,337	流動負債	7,312,179	7,639,546
うち未収金	310,004	255,338	うち一般勘定短期借入金	6,850,932	7,059,695
			固定負債	55,544	—
			その他の固定負債	55,544	—
			純資産	△7,048,223	△7,367,208
			欠損金	△7,048,223	△7,367,208

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常事業収入	2,265,448	2,084,771
放送番組等有料配信業務収入	2,265,448	2,084,771
経常事業支出	1,946,468	2,121,797
うち放送番組等有料配信費	1,774,555	1,921,069
経常事業収支差金	318,979	△37,026
経常事業外収入	5	20
雑収入	5	20
経常事業外収支差金	5	20
経常収支差金	318,985	△37,005
当期事業収支差金	318,985	△37,005
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	318,985	△37,005
繰越欠損金	318,985	△37,005

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
視 聴 料 収 入 件 数	3,507,205 件	2,955,901 件
金 額	2,138,838 千円	1,971,811 千円

ウ 受託業務等勘定

(ア) 貸借対照表

区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)	区 分	30 事業年度末 (千円)	29 事業年度末 (千円)
資産	196,669	101,966	負債	196,669	101,966
流動資産	196,669	101,966	流動負債	196,669	101,966
未収金	196,669	101,966	うち一般勘定短期借入金	139,279	79,534

(イ) 損益計算書

区 分	30 事業年度(千円)	29 事業年度(千円)
経常事業収入	1,480,750	1,444,690
受託業務等収入	1,480,750	1,444,690
経常事業支出	1,243,403	1,217,589
受託業務等費	1,243,403	1,217,589
経常事業収支差金	237,346	227,100
当期事業収支差金	237,346	227,100
(事業収支差金の処分)		
当期事業収支差金	237,346	227,100
一般勘定への繰入れ	237,346	227,100

(ウ) 主な業務実績

区 分	30 事業年度	(29 事業年度)
保有する施設等の賃貸等による業務収入	1,263 件	1,247 件
金 額	1,417,550 千円	1,333,221 千円